支那

第十巻 第十三號

要目

論説　眞相を明にすべし……一—四
資料　支那に於ける中外合辦事業……五—七
　　　一九一七年度の支那官有鐵道收入…八—一〇
雜録　近代支那の教育……一一—一五
　　　支那軍隊整理案(二)……一五—一九
彙録　レード博士の支那參戰觀……二〇—二一
　　　支那青年と米國……二一—二三
事業界　支那事業界近況……二四—二九
半月史　半月間の支那重要事件……三〇—三五
時報　支那最近時事要項……三六—四三
彙報　支那關係諸報道……四四—六三

東亜同文會調査編纂部

大正八年七月一日發行

「支那」目次

第十卷第十三號

論說

眞相を明にすべし……一―四

資料

支那に於ける中外合辦事業……五―七
一九一七年度の支那官有鐵道收入……八―一〇

雜錄

近代支那の教育……一一―一五
支那軍隊整理案(二)……一五―一九

彙錄

レード博士の支那參戰觀……二〇―二一

支那青年と米國……二一―二三

事業界

中國通商銀行營業成績―老德記營業成績
上海水道會社營業成績―瑞鎔造船所臨時株主總會
支那電氣公司株主總會―寧紹公司株主總會……二四―二九

半月央

第二次熄爭勸告―總統總理の辭職―借款團其後の發展―兵器不供給參加―西藏問題交涉……三〇―三五

時報

(內治外交)
童保暄給郵令―阿山道員新設―教育次長更迭―北大校長新任―曾陸章免職―總統辭職通電―英米協會決議―共產黨の嚴防

(財政經濟)
八年度豫算案―八年度還債表―隴海鐵道借款……三六―四三

彙報……四四―六三

大正八年七月一日
第十卷　第十三號

眞相を明かにすべし

一

過般來支那各地に起れる排日運動は學生團其中心をなし、從來屡行はれたる排貨運動と稍其趣を異にするものあるを見、之れを從前の夫れに比すれは、惡性と稱すべく或は多少永續性を帶ぶるにあらざるやを疑はしむる事あり、是等の點に就いては十分の調査研究をなし、之れが對應策を講ずるを要すべきか、曩に新聞紙上に傳へられたる排日運動の狀況についても其眞相の闡明を要とすべきものなり。

則ち曰く某地に於ては邦人婦人の凌辱せられたるもの數十人に達すと。又曰く邦人小學兒童數名は毆打せられたりと、右の如き報道は諸新聞紙に頻に傳へられ、然かも看者之れを以て敢て重大事件と爲さんとするものなく、又其眞僞を問はんとするもの少きが如し、然かも若し斯くの如き事ありとせんか、是れ實に重大問

題にして以て戰爭の原因たり得べきものにして決して輕々に看過すべからざるものなり、更に又斯くの如き報道にして萬一訛傳若しくは誇張なりとせんか、徒らに日支兩國の親善を害ふものと謂はざるべからず、故に孰れの點よりするも是等の報道の根據の那邊に存するかを究むるの必要あるべく、外務當局の如きは宜しく是れが爲に相當の手段を採るべきなり。

二

曩に上海に於ける邦人婦人凌辱、兒童毆打の説あるに對し同文會より上海同文書院に其眞相を照會したるに事實無根の報道に接したり、電文簡にして總てを盡さざるものなしとせざるも兎に角新聞紙上に傳へられたる丈けの事實は存せざりし事明かにして、若し又彼れが如き事實眞に存したりとせんか、斷じて默々として之れを看過すべきにあらざるなり。

彼れが如き事實なくして彼が如き報道の傳へらるゝは、故なくして邦人の對支反感を刺戟するものにして、其日支國交に及ぼす影響甚大なるものあり、斯の如き無根の風説誇張の報道によりて兩國の國交に累を及ぼし、日支親善を害するは忍ぶべからざるなり、政府當局の如きは宜しく斯くの如き場合は自ら進んで事の眞相を發表し、以て無用に兩國の親善を害するの報道を是正するの態度に出でん事を必要とす、然らずして其虛傳若しくは誇張なるを認めつゝ漫然看過せんか、何等之れを否定すべき反證を有せざる多數の國民は之れを誤信して支那に對し反感を懷き、遂に兩者の間越ゆべからざるの溝渠を劃するに至るべし。

三

更に又今回の排日運動の裏面には某國の後援ありとの説專ら行はる、某國とは果して何國なりや、今日正義人道の高唱せらるゝ時、一國として他國民を煽動し、他國を排斥せしむるが如き國家あるべしとは想像する能はず、然かも一國民の多衆なる其間或は感情に制せられ、或は利害關係に拘へられて斯くの如き暴擧に出づるものなきを保すべからず、然かも斯くの如きを以て直に其ものゝ屬する國家の國家としての行動なりと即斷するは誤りなり、從て漫然として某國支那人の排日運動の後援をなすと云ふは徒らに他國を誣ゆるものなり、故に若し某國人にして果して斯くの如き行動ありとせんか、決して之れを秘するを要せず、明に某國人某々は斯くの如く行動なしたりと其事實を端的に公表し、一方之れに對して妥當の措置を採るべきなり、

今回の支那の排日運動につき某國の關與せりとの説頻に傳へらる。然かも其果して如何なる行動をなし、如何にして支那人を援助せるやに就いては、未だ明確なる報道を聞く能はざるなり、明確の根據無きに拘らず徒らに斯くの如き風説を傳へて、國民の友邦に對する反感を煽るは是れ亦無用に友邦との親善を害するものと謂はざるべからず、是れに反し支那の國民中不幸にして、斯の如き不都合の行動をなすものあらば、十分其事實を究明公表して、其責任の所在を明かにし、將來に之れを繰返さしめざるの途を講ずべきものなり。

四

彼の英米協會なるものが六月六日北京に於て、山東問題について支那の主張を支持するの決議をなし、巴里會議に於て既に決定せる處のものを更に飜さん事を關係國に要求するに至れるは、支那人の排日運動に油を注ぐものにして、友邦國民の所業としては如何にも不合理極れるものなり、英米協會の内容實質如何、又今回の決議をなすに至れる事情如何については十分研究の必要あるべきが、兎にも角にも支那人が山東問題を出發的として排日運動を起し、所在盲動を事とせるに際し、英米協會の名に於て彼が如き決議の公にせられたるは、支那人の排日運動を以て英米人も理由ある事と認識せるかの如き印象を與へ、其影響決して尠少なりとせず、斯くの如き明白なる事實については、之れを默過せずして相當の措置を採るを要すべきが、其他に何等明確に指摘し得べき事實を有せずして、徒らに排日の裏面に某國ありと謂ふが如きは國家の爲採らざる處なり、惟ふに政府當局の如きは斯くの如き風説について十分研究せし處あるなるべし、然らば即ち卒直に其結果を明かにして、若し其事實あらば天下をして之れを周知せしめ、公正の輿論の判斷を求むべく、若し其事實の認むべきものなくば、國民が無根の風説に迷はさるゝを解き、無用に友邦に對して憤慨するを救ふべきなり。

五

要するに事件の眞相を明かにせずして、徒らに謠言飛語を輕信するの戒しむべきは言を須ひざる處にして、殊に事の外交に關するに於て然りとなす、是れと共に又海外の事は僅に新聞等の報道によるの外一般國民は知るの道なきを以て、政府當局の如きも、是等の報道について餘りに事實の眞相に遠かれるものは是れを是正するの途を講ずると共に能ふ限り事の眞相を發表して、國民をして無用に憤慨せしめ、故なくして邦交を害ふが如き事無からしむべきなり、彼の支那の排日運動の如きも單に彼等支那人の發する檄文傳單を文字通りに解釋して、恐怖するが如きは事情に通せざるの致す處にして、現に卒先排日貨を主倡する新聞紙の多くは其用紙の供給を日本に仰げるものにして、支那人の行動は決して彼等の口にし筆にするが儘に解釋し得べきにあらず、故に今回の排日運動についても國民は徒らに浮説流言に迷はさるゝ事無く進んで事の眞相を究明して其實際

を理會するの要あるべく、政府當局は國民が是等の事情を知るべき機會の少きを以て能く其實情を說明して國民をして無根若しくは誇張の風說に迷はしむる事なからしむると共に、其實際に存する事實に就いては之れを一般に周知せしめ、國民と共に之れが對策を講ずるの途を探るべきなり。

六

果して數十名の婦女凌辱せられ、果して數百名の兒童毆打せられたらんには、國家は決して之れを默視せず、斷然たる態度に出でて支那政府の責任を問ふの必要あるべく、交涉遂に滿足の解決を期すべからざるに於ては戰爭亦止むなかるべきものなり、斯くの如き重大なる結果を將來すべき事件に關する風說傳へられつゝあるに拘らず、其實情を最も明かにし得べき地位にある外交當局が、其眞僞如何を表明せず、其後の經過に徵すれば無根と信せらるべき報道の傳播するを傍觀するは斷じて周到の注意を拂へるものと謂ふ能はざるなり。

　果して友邦の國民が或は資を投じ或は方法を授けて支那人の排日運動を援助したりとせんか、是亦斷じて默して止むべきの事にあらず、彼等の屬する國家の代表に對して之れが禁絕を要求すべきなり。

　何等かの事實あり、何等かの原因ありて、他國に對し反感を抱き若しくは憤慨するも是れ止むを得ざる事なり、然かも無根の事實誇張の傳說によりて斯くの如き事あるは忍ぶべからざるなり。吾人は今回の支那に於ける排日運動によりて數十名の邦人婦女が凌辱を受けたるの事實ありしを信せず、又數百名の兒童毆打せられたるの事實あるを信せず、又某々國人が資金を投じて迄、是れを後援煽動しつゝありとは信せず、否信ずる事を欲せざるなり、然かも之等の事實ありしが如く、信せしむべき報道は頻々として至り、而して是れを是正すべき報道は傳へられず、更に又之れが眞相を究むべき便宜は與へられず、斯くの如くして無用に日支の親善は害はれんとす、當局たるものは國民の爲に事實の眞相を傳へ、其惑を解くの要あるべく、國民たるものは更に愼重に事實の眞相を究めて無用に憤激し無用に反感を抱くを戒むるの要あるべし。（XY生）

支那に於ける中外合辦事業

國名	合辦公司名	外國出資商	支那側事	業	資本金	成年金	摘要
英佛支	福公司	北京シンジゲート	山西商務局	山西省 石炭、石油、鐵	一〇,〇〇〇,〇〇〇兩	一八九八年	支那同收一九〇八年
同	同	同	豫豐公司	河南省 石炭、石油、鐵	一〇,〇〇〇,〇〇〇兩	一八九八年	現在稼行
英、支	會同公司	英國シンヂゲート(會同公司)	華益公司 四川鑛務局	四川省 石炭、鐵、石油	一〇,〇〇〇,〇〇〇兩	一八九九年	未着手懸案中
佛、支	福安公司	佛國シンヂゲート	保富公司	四川省 石炭	一〇,〇〇〇,〇〇〇兩	一八九九年	期限經過無効
日、支	宜城炭鑛公司	土倉鶴松	安徽商務局	安徽省 石炭	五,〇〇〇,〇〇〇元	一八九八年	放棄一九〇五年
佛、支	和成公司	佛商和成公司	保富公司	四川省 石油	不明	一九〇二年	未着手懸案中
佛、支	元亨公司	佛商元亨公司	天盛公司	廣西省 鉛鑛	二,〇〇〇,〇〇〇兩	一九〇二年	未着手 同
佛、支	來福公司	佛商來福公司	普安公司	貴州省 鉛鑛	二,〇〇〇,〇〇〇兩	一九〇二年	期限經過放棄
佛、支	亨利公司	佛商亨利公司	寶興公司	貴州省 錫	六〇〇,〇〇〇元	一九〇二年	未着手懸案中
英佛支	隆興公司	英佛協同隆興公司	雲南公司	雲南省 各種礦	五〇,〇〇〇,〇〇〇兩	一九〇一年	未着手懸案中

佛、支	大東公司	佛商大東公司	華裕公司	福建省各種礦	七,四八〇,〇〇〇元	一九〇二年	期限經過無効
佛、支	江北庁煤礦公司	英商普濟公司	保富公司	四川省石油、鐵、石炭	一七,五〇〇,〇〇〇元	一九〇四年	同收一九〇九年稼行
佛、支	大羅公司	佛商大羅公司	天益公司	貴州省雲母、銻	二,〇〇〇,〇〇〇兩	一九〇五年	期限經過無効
獨、支	中興煤礦公司	獨商禮和洋行	北洋大臣裕氏代表	山東省石炭	八〇〇,〇〇〇兩 後ニ二,五〇〇,〇〇〇兩	一九〇六年	同收一九〇九年稼行
露、支	華俄道勝銀行	露國官民	支那政府	銀行事業	四五,〇〇〇,〇〇〇留 三,五〇〇,〇〇〇兩	一八九六年	成立
獨、支	山東鐵道會社	獨逸資本團	支那地方政府	鐵道鑛山業	七〇,〇〇〇,〇〇〇馬克	一八九八年	成立
獨、支	井陘炭礦局	獨逸人ハンネツケン	直隷省政府	直隷省井陘炭礦經營	五〇〇,〇〇〇兩	一九〇五年	
英、支	門頭溝炭礦	英資本家	支那資本家	直隷省炭礦經營	一,〇〇〇,〇〇〇元	不明	
日、獨、支	北洋保商銀行	日大倉組、獨、瑞記、洋行	支那政府	銀行	三,〇〇〇,〇〇〇兩	一九一一年	
日、支	本溪湖煤鐵公司	大倉組	支那奉天省政府	滿洲炭礦及製鐵	七,〇〇〇,〇〇〇圓	一九一〇年	
日、支	鴨綠江採木公司	日本政府	支那政府	滿洲木材採伐	三,〇〇〇,〇〇〇元	一九〇八年	
日、支	立大麵粉公司	日本資本家	支那資本家	上海製粉業	二〇〇,〇〇〇元	一九〇七年	
日、支	上海絹糸製造公司	同	同	上海製絲	四〇〇,〇〇〇兩	一九〇六年	
日、支	鐵嶺電燈局	同	同	滿洲電燈業	一二〇,〇〇〇圓	一九一〇年	
日、支	滿洲昌圖株式會社	同	同	滿洲	三〇〇,〇〇〇元	一九〇六年	
日、支	營口水道電氣公司	同	同	滿洲水道	二,〇〇〇,〇〇〇圓	一九〇五年	
日、支	三泰油房	同	同	滿洲製油業	三〇〇,〇〇〇元	一九〇七年	
日、支	正隆銀行	安田銀行	同	滿洲及北支那銀行	三,〇〇〇,〇〇〇圓	一九〇八年	
日、支	潘陽馬車鐵道公司	大倉喜八郎	支那資本家	奉天馬車鐵道	一九〇,〇〇〇元	一九〇八年	
日、支	日清燐寸公司	日本資本家	同	長春燐寸製造	三〇〇,〇〇〇元	一九〇七年	
日、支	信泰公司	同	同	長春豆粕	一五〇,〇〇〇元	一九〇九年	

英、支	開灤礦務局	開平炭礦	灤州炭礦	直隷省石炭礦經營	二,000,000磅	一九一二年
英、支、佛	福中公司	福公司	中原公司	河南省炭礦經營	一,000,000元	一九一四年
獨、支	山東鐵道延長	獨逸資本團	支那政府	鐵道經營		一九一二年
佛、支	中法實業銀行	佛國資本家	支那政府	利權獲得銀行	四五,000,000法	一九一三年
日、支	中日實業公司	日本資本家	支那資本家	企業投資	五,000,000圓	一九一二年
日、支	壽星麵粉公司	日本資本家	支那資本家	天津製粉業	二五0,000元	一九一五年
日、支	鴨綠江製材無限公司	鴨綠江大倉組	十綠江材木公司	滿州安東縣製材	五00,000圓	一九一五年
日、支	順濟公司	日本資本家	支那資本家	上海鑛業	二,000,000元	一九一四年
日、支	大連取引所信託株式會社	日本資本家	支那資本家	大連取引所ニ關スル信託	一,000,000圓	一九一三年
日、支	瀋陽保信公司	日本資本家	支那資本家	信用事業	五0,000元	一九一六年
日、支	開原取引所信託株式會社	日本資本家	支那資本家	開原取引所ニ於ケル信託	五00,000圓	一九一六年
日、支	長春取引所信託株式會社	日本資本家	支那資本家	長春取引所ニ於ケル信託	五00,000圓	一九一六年
日、支	中國電氣興業株式會社	日本資本家	支那資本家	電球及電氣機械製造	一,000,000圓	一九一七年
日、支	上海電氣公司	日本資本家	支那資本家	電氣機械製造電氣事業投資	一,000,000圓	一九一七年
日、支	公興鐵廠	日本資本家	支那資本家	工場用鐵具附屬品販賣	二00,000圓	一九一七年
日、支	安川製鐵所	安川敬一郎	漢冶萍煤鐵公司	製鐵	二,五00000圓	一九一六年
日、支	日支滙業銀行	日本資本家	支那資本家	一般銀行業	五,000,000圓	一九一八年
日、支	天圖鐵道會社	日本資本家	支那資本家	一,000,000圓	間島鐵道事業	一九一八年

一九一七年度の支那官有鐵道收入

戰爭の爲め蒙りたる影響と地方特種の障碍の原因ありたるに拘はらず、一九一七年度の支那官設鐵道の營業は迅速なる發達を示したり、今回北京交通總長の發表したる同年度の鐵道業績に就て見るに、同年度中未だ全線に涉りて報告の來らざる所ありと雖も、一般に好成績を擧げ居れり、而して未だ報告に接せざるは十四線中三線なり、廣三線は前年度に比し一、二一一、九八三、四五弗の增加なるに拘らす報告なし、本線の收入は同年七月二十七日より十月廿九日迄又京漢線と等しく水害の爲め不通となり甚しき打擊を與へ、又津浦線は同八月八日より十一月二十六日迄是又張勳一派の軍隊の爲に切斷され、其他の諸線も亦洪水の爲め一時不通となり、其他の北方諸線も張勳の軍隊、跋扈に委せられ交通を遮斷され困窮を重ねたり、是等諸種の原因により著しく鐵道復舊に要する經費の增加を來し結局の收入は著しく減少して僅に八萬六千三百三弗十三仙を擧げたり而して資產勘定に於ては主として利子の支拂に對する爲替利益として六十六萬三千九百七十四弗九十仙なり、又負債勘定に在ては前年度の一九一六年よりも增加し、結局同年度の收入九十萬三千四百四十弗四十五仙にして、前年度に比し三十二萬五千七百六十八弗六十八仙の增加なり、資產勘定は利子、租稅、通貨、減損割引、爲替損、土地建物賃借料及同樣の支拂を含む、負債勘定は土地建物賃借料、爲替利益、銀行利子及同樣の利益なり、最近三ヶ年間の收入を分類比較する時は一般に好成績と云ふに憚らず、左に三ヶ年の鐵道收入及一九一五年に對する增加を比較する時は左の如し。

	收　入	一九一五年に比し增加額
一九一七年	二一、六三〇、一九五・七二弗	二、九五八、六六一・〇五
一九一六年	二〇、七二六、七五五・二七	二、〇五五、一二〇・六〇
一九一五年	九、六七一、五三四・六七	

一九一五年度に支拂はれたる諸經費を差引きたる殘高は政府が是等の鐵道に投資したる額の九分に當り、一九一六年は其一割七分に當り、一九一七年は一割八分に相當し、逐年增加の傾向を示すと雖も、之を諸外國の其に比する時は決して好成績と云ふを得ず。

若し實際の營業收入を以て本鐵道に對する投資額に割當て、其償還步合を見るときは次の如し。

投資額に對する償還額及其割合

	營業收入	投　資　額	償還割合
京漢線	二、七四二、四一〇・四八	九九、一三三、八〇〇・四〇	一・八
京奉線	一〇、四六六、六七四・四〇	一六、一三九、八七四・〇一	一七・一
津浦線	五、一八二、九三一・七八	一〇〇、一八一、九六五・八二	五・二

滬寧線	一、九七六、五六三・〇八	三〇、五三六、七五七・〇二	六・四
滬杭甬線	四〇八、二七一・〇三	二、八六九、三九三・一〇	一・九
京綏線	一、一六九、七九九・二九	二六、四六一、七四四・三一	四・八
正大線	一、二四二、六五四・三一	三三、〇一一、九六八・三三	五・五
道清線	五五〇、四六五・一七	七、三〇六、四八四・〇一	七・五
汴洛線	七三二、九七五・九九	一三、四三三、二〇六・五五	五・四
吉長線	三三六、八九六・五九	六、五五六、〇七一・八九	四・九
株萍線	一〇八、一六九・七六	四、八〇八、八五〇・二七	二・三
九廣線	四二、六六八・三八	一五、五三四、六二六・一五	投資以下
漳厦線	三一、〇〇四・三三	二、六四三、〇三一・二七	同
支那政府鐵道	三三、八三三、一三九・一七	四一一、六〇五、七七二・九六	八・二

一九一七年度の營業は之を前年に比すれば稍良好の成績なれども、而も之を一九一五年の五三％に比する時は本年度四七％たるに過ぎず、之を外國の鐵道營業に比すれば支那の如き國情に在ては寧ろ滿足すべき狀況に在り。

營業成績の比例

一九一七年中に於ける各國有鐵道線の營業を比較する時は次の如し。

京漢線	三七・四
京奉線	三八・四
道清線	四一・三
汴洛線	四六・三
津浦線	五〇・九
正大線	五〇・八
滬寧線	五二・八
京綏線	六八・五
吉長線	六九・七
滬杭甬線	八一・二
株萍線	八二・三
漳厦線	一五九・五
九廣線	一〇四・六
支那官設線	四七・〇

一九一八年度の鐵道營業收入豫想額

以上の數字を以て之を鬩るに京漢線、京奉線、津浦線及京綏線等の收入は著しく北京中國銀行紙幣及交通銀行紙幣を含むものにして、他方には鐵道經費は大部分銀貨幣にて支拂はれたるものなる事を示す、又一九一八年一月一日より同十二月三十一日に至る營業期間の成績を豫想して報告を爲し得べし。即ち左の如し。

京漢線	二二、六四五、九〇九
京奉線	二〇、二一六、六五七
津浦線	一二、七三四、六二〇
滬寧線	四、七八一、〇〇三
滬杭甬線	二、三七五、一二一
京綏線	四、三五〇、七六五
正大線	三、一八九、七二二
道清線	九一一、九九八
汴洛線	九九九、七五六
吉長線	一、七五三、六〇七

株萍線	三六五、四二五
九廣線	八四四、七八七
漳厦線	四七、三二七
廣三線	三二三、〇四二
計	七五、五三九、九三九

一九一八年度の收入は一九一五年に比し三四、四%の増加にして支那國有鐵道の迅速なる發達を示すものなり。

次に過去四ヶ年間營業收入の比較表を掲ぐべし。

年次	營業收入	割合
一九一五年	五六、二八〇、二一四	—
一九一六年	六二、七六一、七二〇	一一、五
一九一七年	六三、八七三、七〇三	一三、四
一九一八年	七五、五三九、七三九	三四、四

雜錄

近代支那の教育

豫想が回顧と同樣に整確であるならば、現時に於ける巧妙なる組織を有する支那の教育制度が今日の地位に達する迄に斯の如く長時間を要しなかつたであらう、然るに一八九八年九月二十六日西太后が光緒皇帝の革新計畫に對して干渉したるが故に斯の如き遲延を見たのである。

人も知る如く西太后が長い間甚だ不評判であつたのは主として一九〇〇年に於ける彼の恐る可き團匪事件に對して西太后が明かに其の責任を有するが爲めである、然れ共爾後吾人が西太后の事績を研究するに從ひ、吾人は西太后に對して好感を抱くに至つた。西太后が特に强烈なる性格の人たりし事は今日是れを拒むを得ず、而して若し當時西太后周圍の奸人にして兇暴なる勢力を振ふ事なかりせば西太后が眞の改革者として二十世紀初頭に於ける支那の革命亂を經過する事なくして支那を鞏固なる共和政治に導き得たであらう、彼の惡む可き南北兩軍利己的野望を有する頑迷不靈なる督軍等の無益の爭鬪が支那の各地に於て生み出だせる流血の慘事と物質的損害を惹起する事なくして這般の改革を成就し得たであらう。多數善良なる支那人及び支那の親友たる全ての外國人が大いに遺憾とする處の支那の進歩に對する憎む可き障害物を排除し得たであらう。

されど光緒皇帝の教育革新に對する間接的影響に至りては未だ多數西洋人の能く理解する所にあらず、故に帝の人物及び其の革新的努力に就いて簡單に述ぶる必要がある。

光緒帝の即位せるは僅かに帝の三歲の時にして、斯くて西太后は第二次の垂簾の政治を秉るに至り、其間約十四箇年である。當時支那の大政治家たる李鴻章は衷心より西太后の行動に左袒し、之を援助したるが、是れ一に西太后の勢望の盛なると、太后か全支那の兵權を掌握し、完全に政

治の實權を有したるが爲めである。

若し光緒帝にして分別の年齡に到達した際に、假りに全く保守的態度を操り、清朝の慣例古習に服從せしならむには帝は其叔父の子たる從兄弟に位を讓らなければならなかつたであらう。支那に於ける基督教美以美監督派僧正バシユホオード(Bishop Basford of the Methodist Episcopal Mission)は曰く、『故に光緒帝が其教養と而して性格の然らしむる所、自由主義者となりたるは何等不可思議に非ずして、此の奇妙なる物語が支那の政治的革命の源泉を物語る所以である』と。而して吾人も亦眞實之に附言せむに、支那の教育改革の崩芽亦此處に探求せざるを得ないと。

光緒帝の師傅として選ばれたる學者は終に急進的政治家となつた、廣東人たる康有爲の如きは其の思想最も進步的にして、如何にして支那を頑迷固陋なる障害的勢力より脫して近代的曙光に接せしむ可きかに就きて明確なる智識を有つて居た。康有爲及び其の門下生は日本の政治的竝に物質的進步により痛烈なる印象を受けた、而して彼等は大多數の支那人と共に一八九四年一八九五年の日清戰爭の敗衄によりて大なる屈辱を蒙つたのである。帝の師傅等は支那の古典書と全然類を異にした題目の多數の書籍を帝に捧げたのであるが、其中には各方面に於ける日本の成功を記述せる書册もあつた。年少氣鋭なる帝の痛く感動せる決して無理ではない。

次に吾人の心に留むるを要するは、當時支那の進步は同國の運命に對する疑懼の念慮に決して無關心のものではなかつたと云ふことである。列强某々國間には(此處に其名を明記せざるは說明の要を認めないからである)支那を分割せむとする意志即ち假令支那の一國家としての存在を全然破壞し去らむとするものでないにしても、支那を劣弱國に引下げむとする意志が仄見えたのである。故に光緒帝にして支那を救濟せむと欲する限り、帝が自ら急進手段に出づるの義務を感じたことは吾人之れを疑ひ得ないのである。

若し帝にして清廷及び支那の古法たる謙讓の德に則り、以て帝の從兄弟に其位を讓るを欲しないとするならば、帝に於て滿人の援助を享く可き望がなかつたからして、帝は勢革命を企圖するの反動的行動に出で、以て支那を再生に導き、進步の新時代を創造し、支那の民衆を味方とし、斯くの如くにして滿洲八旗兵ならざる漢人の擁護に倚賴す可き新朝の道義的建設を爲す外はなかつたのである。帝は多くの上諭を發した、其中には滿人同樣漢人をも全く驚愕せしめた程のものもあつた、斯くて帝は改革を成就せずして、終に革命の種子を培つたのである。

右の上諭の中吾人の此處に述べむとする教育問題に最も直接の關係を有するもの丶一例は、時代後れの文官任用試驗制度を廢止して、幾百年來の教育制度に代ふ可き制度を定め、自然科學と而して泰西の實際的學術を主とする教育制度を創始したのである。

勿論斯くの如き急進的にして、破壞的(太后の考を以てすれば)な革新手段は到底西太后の耐ふる所に非ずして、

遂に一八九八年九月二十一日太后は政權を光緒帝より奪ひ取つたのである。翌二十二日光緒帝自ら悲痛なる署名を認めた上諭が清廷より發布せられた、其意に曰く『皇帝の政治は太后の助言に基きて行はる可し』と。同月二十六日再び上諭ありて、曩に光緒帝の宣せられたる十六の革新的上諭を凡て廢止する旨を宣言したのである。帝の主要なる師傅康有爲は巧みに北京を脱出して天津に逃れ、此處に彼は監視の目より免れ、英國汽船に投じて更に香港に逃竄した、香港は英領なるが故に辛らくも彼は罪人としての引渡の範圍外に到達した。然るに彼の一族及び五名の革新主義者は處刑せられたのである。斯る危急なる場合に於て支那人全體が太后の革命に左袒して、光緒帝に反對したことは、今日に於ける吾人の智識を以てすれば甚だ不可解の事なるを失はない。

吾人は今や幾多の興味ある事件を看過して、直に一九一一年に飛躍しなければならぬ、第一回中央敎育會議の北京に召集せられたるは此の年であつて、翌一九一二年二月十二日には中華民國公式に成立し、同年九月五日には主として獨逸の敎育制度に模する官立學校制度を創始する旨の新法令が出たのである。軍國主義の顯著なる分子を包含する此の模倣は爾後數年ならずして廢滅に歸し、之れに代りて全然平和的なる敎育制度を採用するに至り、官邊（中央、地方及び團體）及び民間兩者の意嚮も亦合衆國に範を採るに至りたるも、而かも支那及び支那人固有の要求と國民敎育制度とを合致せしむ可き幾多の賢明なる改革を施した。

若し最も急進的なる敎育改革家の意見が實行されたならば、少數の高等程度の特別敎育機關は暫らく之れを措くも、支那の古典研究は殆ど廢止せられたであらう、之れに代ふ可きものが採用せられたであらうけれども、今は東洋西洋の雜然たる混合の狀態である。漢字に代ふ可きアルファベットを採用する必要がある。達見の士は濟々の狀態であり、難澁なる漢字よりも更に容易なるアルファベット樣のものを發明せむとする賞讃に値する努力を爲すものがあるに拘らず、若し之れが實現を見るならば青年學生の爲めに漢字の記憶の爲めに負はねばならぬ重荷を大に輕減するに違ひないのであるが、目下の狀勢では表意文字たる難解の漢字が此の儘使用せられ今暫くは此の狀態を繼續せざるを得ない。二千五百年來の支那古文學の習得より將來の青年支那學生を絶緣せしむる爲めの方法を講ずるより緊急なる問題は又とあるまい。支那文學を完全に讀み且つ解釋し得る西洋人に於ても、支那文學によつて大に彼等の高遠の理想を滿足することは出來ないのである。支那文學を以て一の障壁たらしむるが如きは支那人に對する慘酷なる所業である

西太后のクーデターに續いて起れる騷擾即ち、團匪事件及び二度の革命亂の爲めに、國民敎育制度の改善を企圖せる清朝の脆弱なる努力の跡は一掃されて了つた、けれども平和時の到るに及むで、精密に評すれば改善と稱する能はずと雖も、各方面に於て從前と異りたる、より良好なる計畫が唱導せられた。

西太后の行動は光緒帝の特殊なる敎育政策を頓挫せしめ

たとは云ひながら、併し決して此方面に於ける進歩の道程を全然閉塞はしなかつたのである。何となれば支那の古典に對して奴隷的努力を致すは全く國家最善の利益と相反するものなることを自覺せる識者の現出を見たからである。其結果として清朝の大官及び側近の官吏等の或者は其の改善を實行せむが爲めに眞摯の努力を爲したのである。然るに共和政治の確立に至る間の悲む可き政治的事件の爲めに右の計畫は成就に至らずして畫餅に歸したのである。彼等は再び袁世凱が自己の野望の爲めに帝制を復活せむとの悲む可き而かも脆弱なる計畫の爲めに身の危難に遭遇したのである。今日より之れを觀察すれば袁世凱にして彼の計畫を實現し得しならむには、頓て袁は自ら帝位を退いて、支那は再び滿朝の世となり、宣統幼帝が即位したに相違ない、而して此の反動的行爲の完成の爲めには復辟派は血河の中を徒渉しなければならなかつたであらう。幸なる哉、支那は此の慘事を免れた、而して西太后の朱筆の一揮（清朝の上諭は凡て朱を以て署名せられたのである、）によつて計畫された教育改革の道程の進む所終に文官試驗制度の廢滅となり、教育制度の改新を促進したのである。

革新の聲は一九一一年に起つて野火の如くに擴大した。支那十八行省中主なる西南諸省殊に雲南の如き僻遠の地方に至る迄、直ちに主要なる教育機關の設置せられ、其の楣には「女子學堂」の文學をさへ見るに至つたのである。政府は各種の學校を設立し、其の學課は近代化されたる支那文學と共に泰西學術の研究を含み、今や各村には「小學校」各郡邑には合衆國のアカデミーに相當する「中學校」、各省には專門學校及び師範學校の設置を企圖されて居る。教育機關の大宗は北京大學である。

教育事項は教育總長の司る所にして、總長の下に十六名の第一流の補佐官がある、之れは教育總長の推薦に依りて大總統の任命するものである。參議院の協賛を有する大總統推薦の手續法は未だ實際政治上に行はれて居ない。

教育部の事務は教育諮問院(General Council on Education)の定め且つ監督する所にして、下は小學校より上は大學及び大學院に至る迄、全國の國民教育機關に關係を有するのである。教育諮問院は、教員、凡ての教育的活動、研究、教科書の編纂、教育管區組織、學校衞生等を監理し、竝に學校圖書館の維持、博物館及び教育展覽會等に關して補助することになつて居る。

教育諮問院には三部局がある。普通教育、專門及び職業教育竝に社會教育の三部之れである、前二者の掌管事項は師範學校、中學校、小學校、幼稚園、及び不具者學校に關する件、右諸學校に關係する凡ての事項、竝に其の教師の選拔及び檢定等、更に高等諸學校教師及び專門學校大學教授に關する法令を實施するの權限を有する、次には一般的研究又は特殊研究の爲めに海外に派遣せらる可き學生の選拔の任に當る、尤も其の選拔を扇ち得る爲めに個人的勢援を要する場合が無いでもない。其の次には國立天文臺及び官製曆に關する件である、之等は最も重要なる事項であつて、之れを詳細に說明するの餘裕を有たないが、之れを要

するに天文及び暦は支那人の宗教生活及び日常生活に極めて密接なる相互關係を有するからである。
社會教育部に於ては凡ての公の儀式に關する事項を司る即ち暦に據つて定期に行はるゝものと、單に偶發的に催さるゝ儀式の兩者である。次に博物館、國民的音樂又は單に地方的に盛なる音樂、地方新聞よりも更に廣汎なる讀者を有する文學物、戯曲、國寶、記念物の審査及び分類、公民教育、竝に公立圖書館等に關する事項である。
支那は八教育區に分轄せられて居るが、目下の所では支那本部十八省に局限せられて居る、各教育區に政府の任命に係る二名の視學官あり、一は一般事項を、一は學校のみに關する事項を取扱つて居る。
支那の各學校の教課の狀態を詳述するの要はない、何故なれば、支那語、支那文學、支那歷史に關して注意するの肝要なるは云ふ迄もないが、各學校の課程は、西洋の大學專門學校、其他諸學校に於て行はるゝものと大差無いからである。唯併し支那の教授、教師、學生及び生徒が多少外國風の方式の下に硏鑽しつゝあるは確かな事實である。
（一九一九年一月ボストン Christian Science Monitor.）

支那軍隊整理案（二）

ロッドニー、ギルバート

六　軍隊整理と和平會議

支那に關する各種の國內的並に國際的難問題が、其軍隊の裁撤に依りて解決せられ得べきものなることは、今日支那軍界の頭目に於ても、均しく之を認むる所なりと雖も、彼等は孰れも其相手方乃至は他地方に於ける軍隊の裁撤を希望するに止り、自己の部下に在る軍隊を裁撤するの意向を有せざるが故に、裁兵問題の實行は極めて困難なりと云はざるべからず。上海和平會議に於ける南方代表者は、徐樹錚將軍の組織せる國防軍に對し、猛烈に之を攻擊するに至り、且其攻擊は實際に於て支那刻下の時弊を指摘するものなりと雖も、之が爲に和平會議は却つて當面の問題の解決より、漸次遠ざかりつゝあるの感なき能はず。蓋今日の支那に於て或一派又は一地方の聯隊乃至師團に對し、其存在の不當又は不法を攻擊することにのみ沒頭するが如きは即ち却つて改革問題の全部を曖昧ならしむる所以なるを以

てなり。而して支那の有識者は悉く這般の事情に通曉するが故に、上海和平會議に於ける各代表の幾多の改革提案は、結局其魂膽に於て、他方の耳目を掩蔽するを目的とするに過ぎず、從つて根本的改革問題に觸るゝが如き提案は、各代表に於て孰れも之を回避し、毫も之を實行すべき誠意と熱心を有せず、換言すれば上海會議は一の喜劇たるに過ぎず、之に依りて時局解決を待つは、猶木に緣つて魚を求むるに均しと爲す。

蓋若し和平會議代表の中過つて、其代表する諸將の部下に在る軍隊の解散又は縮少を約するが如き、協約に調印するものありとせば、自ら著しく其使命を辱しめたるを自覺するなるべく、又其代表者の全部が假りに、輿論の勢力(此點は、支那に於ては未だ輿論の成立を見ざるが故に、極めて稀有の事に屬す)又は外部の壓迫の爲に、各黨派各地方に通じて實行すべき、軍隊解散乃至は改革に關する成案の採用を、餘儀なくせらるゝことありとせば、軍界の將士等は一齊に和平會議を以つて一大不祥事と爲すや必せり。惟ふに此際に於て、此等軍界の頭目をして、軍隊整理案を採用せしめ、之を巴里會議に提出して、其實行に關する列强の確認と保障を得、更に其實行に必要なる援助をも得ることとするは、時局解決上極めて緊喫の事に屬す、蓋、軍隊解散の方法、解散費用の調達、及解散兵の處分如何等の諸問題は、一見極めて重大問題なるが如しと雖も、若し支那にして之を實行すべき國際上の義務を有するに至らむか、支那人の手腕と智能とを以つてすれば、決して不可能事にあらざるを以つてなり。

七　軍隊整理と列强の干涉

日本は姑く措き列國中、支那が其國內秩序の維持に必要なる、全く外國勢力に左右せられざる、有力且整頓せる軍隊を保有するに就き、支那を嫉視するもの一も之れなかるべしと雖も、今日若も列國が、支那をして其無用有害なる軍隊の解散の急務なることを了解せしむるが爲に、上海和平會議に對して干涉を試むるとせむか、支那軍界の頭目連は必ずや列强は即ち支那の軍隊を解散し、其攻擊力と防禦力を奪ひ、之をして將來列强の頣使に甘せしめむとするものなりと、非難するに至るべし、而して此等頭目は、其軍隊が極めて要用なるを自ら知ると雖も、其自衞の必要上、常に世人をして其自ら深く之に信賴するが如く思惟せしめむと努むるものにして、列强も亦、此等頭目の假想的信賴を盲信し、爲に支那人をして、世界は支那の軍隊に付き眞面目に思考するものなりとの、觀念を懷抱せしむるに至りたるものなり。是を以つて軍隊の整理の實行に就き、上海會議を利用して、相當の成果を收めむとせば、從來の如き凡べての假想と虛飾を脫却し、支那に對し卒直に、其軍隊の弊害に關する現狀の實際を指摘すると共に、其善後策に就き忌憚なき提案を試むることは、支那が今後國際間に相當の信用と尊重を維持する上に於て極めて必要の事なりと思惟す。

八　理想的裁兵案

過去數ヶ月間に亘り、中外各方面の識者は、支那時弊の救治策たるべき、軍隊解散私案の作成に忙殺されつゝある所なるが、此等の諸案は多くは、現在の軍隊中一部分の精鋭を存して將來に於ける支那國防軍の中心となし、殘餘の大部分を解散せむとするものにして、孰れも皆巨額の借款を必要とする所なり、然るに支那事情に精通する一外人の整理案は、之と異り現在軍隊の全部を變じて、一大勞働團を組織せむとするものにして、彼は南北各方面に於ける有力なる頭目連の意見を參照したる後、支那に於ける或程度の武裝軍人の數を大約六十萬人と推算し、依つて解散實行の際には、銃器と百發の彈丸とを提供するものに對してのみ、解散金を支拂ふべく、其他のものに對しては、之を支拂ふを要せずと爲す、彼は此外更に全國を五軍區に分ち、各區に解散司令官を任命し、之をして各區內に各五個師團の精兵を殘留せしめ、以つて將來に於ける模範軍の中心たらしめ、其他の軍人にして前記の標準に依り解散金の支拂を受け、且將來就業の見込なきを言明するが如きものは、悉く收容して、之を道路水路の開修に使役すべきを主張す、而して其各區五個師團の精兵を殘留するは、卽ち之に依つて其地方の秩序を維持するに必要にして且十分なるを以つてなりと云ふ。

九　軍制改革の必要

前述の解散案は能く實際の事情に適應するものなりと雖も、未だ之を以つて刻下の時弊を根本的に救治せるものなりと云ふを得ず、蓋軍隊整理の問題としては、現に全國到る處に橫行せる不節制なる多數の軍人を裁撤するの必要あるは勿論なりと雖も、更に將來に於ける私兵の發生を防止するの方策を講ずること、一層緊要にして而も支那人にして、一度其無用有害なる軍隊の裁撤が目下の急務なるを自覺せむか、之が實行方法に關しては自ら經濟的且有效なる良策を案出し得るものなるを以つてなり。

從つて問題解決の第一步は卽ち支那國民をして、裁兵の必要を自覺せしむることに存すれども、而も支那の改革に對して利害關係を有する列國が、此際第二段の義務として爲すべきは、卽ち、支那か將來獨逸軍國主義の幻影を實現するに至るが如きことなき樣、其軍備に關する規定を制定保障することなり。而して其方法としては卽ち、支那人をして軍務の服役を以つて、一般職業と同じく、極めて眞面目なる役務なりと思惟せしむることにして、換言すれば、一定の法規を制定し、其結果現に軍務を以つて適法なる掠奪行爲なりと看做すに至れるものをして、將來其極めて峻嚴且勞苦なるを知り、從つて一般に之を回避するに至るが如くならしむると同時に、現に軍隊に入るを唾棄しつゝあるが如き良民をして、將來軍務の服役を以つて、一種の名譽と思惟するに至るが如くならしむるを必要とするものなり。蓋國民が一般に、軍人は農民商人と同じく、掠奪行爲に從事すべき何等の特權を有することなく、更に軍務に服

するものに對しては、相當の給與あるものなることを、明確に理解するに至らば、則ち支那に於ける軍隊整理の問題は、既に其解決を了せるものなるを以つてなり。反之今日假りに借款に依りて軍隊の冗員を解散し、其健全なる一部を殘存し、之を將來に於ける國防軍の萠芽として各地方に駐屯せしむるとするも、之と共に現行の軍制を改革するなく、依然舊制を墨守するに於ては、此等健全なる軍隊も、數閲月ならずして、再び劣惡なる私兵の群と化するに至るべく、且裁兵は卽ち軍隊頭目の私腹を肥やすものなるが故に、更に軍隊整理問題の再燃を見るに至らむ。是を以つて巨額の費用を必要とする、裁兵案を決定するに當りては、先づ前述の如く、嚴重なる軍制の確立を必要とするものにして、若も上海和平會議が此種軍制を確立維持し、以つて軍界の專横と軍人の横行とを、防止するを得たりとせば、軍隊整理の問題は卽ち茶飯事たるに至るべし。

而して上海會議が此目的を達するには、先づ斷然たる制限的計畫を定め、之を巴里講和會議に提出し、之が實行に關する各列國代表者の保障を得たる後、南北双方の諸將に對し、其適當と認むる方法に從つて、部下軍隊の解散を斷行すべきを勸告すること、最も良策なるべし、此場合に於て、上海會議の決議にして、列强の同意を得たりとせば、軍界の頭目連は卽ち、解散實行以外に策の出づる所之れ無かるべし。

十　軍制上の改革事項

吾人は現在支那軍界の實情を觀察したる結果、前述軍制の改革に關し、左に列擧するが如き事項を提案せむとするものなり。

(一)國の歲計豫算中、軍事費は戰時の例外を認むるの外、豫定歲入の四分の一を超過するを得ず、且平時に在りては敎育費を超過するを許さず。

(二)中央政府及地方政府は如何なる場合に於ても、軍事費支辨の目的を以つて、內債又は外債を募集するの權限を有せず、且議會の協賛又は許可ある場合の外、外國より兵器、軍需品の購入を爲すを得ず。但議會は地方政府又は獨立軍團に對しては、其外國よりする兵器軍需品の購入を許可するを得ず、但中央政府が地方政府に對して、兵器軍需品の送付を爲すには、議會に於て特に組織すべき委員會の特別の許可を要す。

(三)督軍其他の軍事總督は之を撤廢すること。武官に依る文官兼任を嚴禁すべく、從つて武官は司法、徵稅勸業等に關する行政事務を管掌するを得ず、又地方治安維持の爲に組織せらるることあるべき軍隊は、必ず之を巡警隊となすべく、且此等巡警隊の長官は如何なる場合に於ても、地方道尹よりも高き地位を保有するを得ず。更に最高級武官の地位は、常に省長より低位に在らしむべく、且省長は地方の狀況に依りて定めらるべき其部下に在る親衛軍に對する外軍隊指揮の權限を有せざるものとす。

(四)現存軍隊を解散し、地方及邊疆に於ける駐屯軍の組織を了したる後は、何人と雖も陸軍部の特別の命令に依る

場合の外、軍隊を徴募組織するを得ず、之に反するものは其地位の如何を問はず、之を嚴刑に處すべく、且右陸軍部の特別命令は、議會に於て特に組織せらるべき、委員會の査證を要するものとす。

(五)軍事當局者は、都會又は地方警察に對し、何等の權限をも有することなく、地方官が其地方の治安維持の爲に必要と認むる警察隊の人員は、該地方に於て夫々特に組織すべき委員會に依りて、決定せらるべきものとす。而して該委員會は軍界の代表者を包含するを得ず、地方に於ける商務總會紳董及知縣の三者より各同數の代表者を選出して之を組織すべく、更に軍事當局者にして、地方の治安維持の口實の下に、募兵を行ふものあるときは、地方官は之を報告すべく、政府は之を反逆罪として嚴罰に處すべし。

(六)軍人が兵營外に於て、武器を携帶し得べき場合は、嚴に之を限定すべく、即ち軍人に銃器を交付するは、單に射撃演習の場合に限られ、且其兵營外に於て銃器の携帶を許可せらるるは、國家又は地方が戰時狀態に在る等實戰の必要なる場合に限らるるものとす。而して一省又は一地方に於ける戰時狀態の開始は、當該省長が、省議會の同意を得て之を決定告示すべく、國內二省以上の地方又は國家の戰時狀態の開始は、國會の副署を以つて、大統領之を決定布告すべきものとす、但省長及省議會に依る地方戰時狀態の開始の決定告示は、國會に於て之を拒否することを得。

(七)都市又は村邑に於て、多少長き期間に亘り、兵士を屯營せしむる場合には、之が爲に特に假營舍を設けて、之を收容するを要す。旅館、寺院、祠廟、學校、會館公所其他の公共的又は半公共的營造物は、如何なる場合に於ても、平時に在りては三日以上、戰時に在りては三週間以上の期間に亘り、之を軍用の目的の爲に占有するを得ず。軍人軍屬にして旅行する場合には其個人たると團隊たるとを問はず、均しく旅館宿泊料其他民屋舍營の場合に於ける舍營料の全部を支拂ふを要す、但地方官が軍隊舍營用として、設立したる營舍內に、舍營したる場合は此限にあらず。而して舍營料額に付き協議整はざる場合には、該地方の商務總會に於て、地方官の代表者と協議の上、決定すべき額に依るものとす。

(八)戰時狀態開始に關する正式の宣言ある場合の外、武裝せる軍隊の行軍は之を禁止するを要す。但刧盜其他流氓の横行に因り、旅行者に於て著しき危險を感ずるが如き地方に在りては、地方官に通告して其承認を得たる場合に限り、行軍團隊單位の四分の一を限度として、武裝軍隊の巡邏行軍を行はしむることを得。而して前記行軍の通告に對し、地方官が之を承認せざる場合に於ては、當該軍事官憲より、之を其上級地方官憲に具申して、許可を申請するを要し、此場合に於ても、當該上級官憲の許可を得るに非らざれば、前項の武裝行軍を行ひ得ざるものとす。

(本項未完)

彙　錄

レイド博士の支那參戰觀

昨夜、第三十四街公園通りのメシヤ敎會に於て、「世界大戰と支那の地位」なる題下にギルバート、レイド博士の講演ありたり。博士は三十六年間支那に在りて敎育事業に與り、東洋事情の權威として知らるゝ人なり。氏曰く、

「米國人は、槪ね支那人とし言へば直ちに洗濯屋、若くは苦力を聯想するに過ぎず。而して、彼の國の古き文化と、偉大なる哲學を理解するものなく、又その不思議なる敎育制度を有し、極めて平和を愛好する國民なることを知悉するもの稀なり、現在、吾人の支那人に對する誤解は、主として戰爭より生ずる大なる結果に關し、誤れる先入主を抱けるに基因するものなり。

將來の支那は、主として彼の國が平和會議に於て受くるところの待遇に依り、決せらるゝものと云ふべし。余は此處に支那の平和會議に於ける權利の如何に關し、論議するに先ち、今時の大戰と支那に關し、或る事實を述べんと欲す。そは二個の重大なる事件にして、諸君の了解を求むべき問題なり。而して、その一は即ち支那の領土をして戰亂の渦中に投せしめたることこれにして、その二は支那を慫慂して參戰せしめたることこれなり。

支那の領土を戰亂の巷と化せしめたるは、全く支那の國民と政府の意志にあらず、且つそは全く海牙會議に於て協定せられたる國際法に違反する行爲なりとす。千九百十四年、當時の支那大總統は、支那の中立を維持する爲め、余に協力を求め來りき。而して、彼は又日本政府に使節を送り、支那の局外中立を支持せんことを懇請したり。當時に於て、獨逸は又支那に約するに、若し日本にして局外中立を保持せんか、獨逸は決して支那の領海に於て英國船舶を擊沈せざることを以てせり。

當時、獨逸は日本がこの提議に同意すべしと思惟し、支那港灣よりその船舶を引上げたり。然るに、英國は日本に對し青島に於ける獨逸要塞を擊破せんことを要求したるが爲め、日本は英國の友邦たる誼を重んじ、支那の港灣にその軍隊と軍需品を上陸せしめ、支那の領土を通過して青島の攻擊に從事したり。日本軍は、青島を占領するや、更に西方に進軍して支那內地の獨逸所有の鐵道鑛山を獲得したり。若し支那がこれに對し、抗議したりしならんには、(勿論支那は國際法に從ひ、これに抗議する有ゆる法律上の權利あり)日本と英國に敵對して、獨逸に味方するの立場に立たざるべからざりき、この事の支那にとりて死活問題たるは、明白なる事實なるを以て、終にこれに屈從せざるを得ざりき。

支那の局外中立を侵害するや、(宛かもかの獨逸が白耳義の中立を侵害したる如くに)かの軍國主義の日本は、更に支那に對し二十一箇條の要求を爲したり。而して、之の要求に依り、日本は支那の最良の鐵山と炭鑛とを獲得したり。

即ち、かの弱小にして平和を愛好する支那は、再び強迫に依りその服さざるべからざりき。

合衆國が、獨逸と外交關係を斷絶するや、これに依り支那の外交部は、支那も亦同一の態度に出づべきことの暗示を得たり。然るにこは一般支那人の承認せざる處なりき。如何となれば、日本が既に支那の領土をして戰亂の巷たらしめたる爲め、國民は參戰するを好まず、何處迄も中立を支持して、凡ての國家と友誼關係を持續せんと欲したり。然るに、盛んなる宣傳運動起り、駐支米國公使の肝煎りにて、支那に對し參戰を慫慂するに至れり。その後、數ヶ月にして、再び日本の壓迫あり支那は終に獨逸と國交を斷絶すべきことに決せり。その後間もなく軍閥が支那の權力を掌握するに至り、終に參戰することゝなれり。

余は、多くを語らずと雖も、英米果して支那に對し完全なる正義を行ひしや否や英米は、果して支那に對して行ひたる多くの不正を正當なりと主張し得るや否や？ 彼等は果して正義の原則に左袒して、日本の侵掠に對し、支那を擁護すべしと廣言するを得るや否や？ これ、余が英米人に聞かんと欲する處なり。

日本が支那に對し要求したる秘密條約は、今や平和會議の明るみへ出されつゝあり。これに依り、日本の獲たる處は何にして、支那の失ひし處は何なるか、極めて明白となれり。戰前に於ては、支那に於ける外國の勢力範圍は、均衡を保たれ、或る一國が他國より强大なりてふ事實あらざりき。然るに、日本が露國及び獨逸の所有權の讓渡しを受くるや、支那に於て最も有力否餘りに有力なる地位に立つに至れり。若し、我が米國が支那に於て鐵道を敷設し、日米開戰の場合に、(かゝる事は殆んどあり得べからざることなれど) 日本がこれを沒收したりとせば、この場合に處すべき吾人の態度は如何？ これ全く日本が獨逸の財產に對してなしたる行爲と同一なり。

諸君は該鐵道は獨逸に返還すべきものにあらずと論ずべし。寔に然り。さらば、そは支那の領有すべきものなり。然り、正當に支那のものなり。青島は獨逸に還付すべきものなりと言はゞ、諸君はこれに反對すべし。若し、かくの如きこと能はずとせば、そはこれを欲する日本に讓渡すべきものにあらずして、支那に還附して、支那の行政權の下に開港場となすべきなり。

大統領維遜氏は、弱小國の權利に關し、理想的の宣言をなしたり。されば、吾人はこの重大なる時機に於て、支那の味方となり、兇暴なる日本の野心より免れしむる爲め支那を保護せざるべからざるなり。」

（一九一九年三月十九日ニユーク、グローブ）

支那靑年と米國

講和會議の途次支那全權委員が紐育に到着せし事は吾人をして回想に耽らしむる。歷史は事件の單なる皮相觀よりも寧ろ回顧に依りて却つて一層の光彩を放つ事がある。

一八三〇年米國及び蘇格蘭商人の一團が廣東に於てモリソン敎育協會 (The Morison Education Society) なるもの

を組織した。其の名は有名なる英國の先覺者モリソンの名を取つたのである。同協會は米國青年サミユエル、ロビンス、ブラウン(Samuel Robbins Brown)を招聘した。彼れは支那語支那文學及び支那歷史を英語で研究する系統的な初等學校を初めて支那に設立した人である。不可思議なる成功十年の後ブラウンは三名の支那青年を米國に連れ來りたるが之れ最初の米國留學生である。右留學生中の一人たる Yung Wing はエール大學卒業の後百二十名の支那留學生を米國の學校に齎した。海外に於ける米國敎師ブラウンは民衆の指導者にして且つ醱酵素であつた。

さて以上述ぶるが如き米國の影響を度外視して支那共和國を理解する事は難しい、上述の例は單に一模型に過ぎない、即ち多くの印刷機關は數十百萬の書籍新聞紙宗敎册子及び其他興味ある題目の一面刷の讀物を發行して居る。ブラウンは實に典型的米國人であつた、彼の支那より歸り來るや初めて紐育のエルミラ(Elmira)に特許を得て女子大學を設立した。爾後一八五九年より二十年間彼は日本に於て敎育に從事した各方面に多數の有織者を供給した。米國最初の讃美歌作者たる賢明なる彼の母へーベ、ヒンスデイール、ブラウン(Phoebe Hinsdele Brown)は日夜彼を養育したのである。支那に於ける米國商人はブラウンに對して大いに同情した。一七八四年廣東に於いて米國敎化事業の創められしより以來の米國先覺者の歷史は誠直と溫情の記錄である。

支那人は變化すること急激ならずと雖も、支那人は既にイソップ物語中の二、三の實例と支那の諺の一、二の實例を示した。支那人は中華と號して外國を夷狄と稱し尊大自ら居るも、溫健中庸を旨とする米國の好意は支那人に對して歐洲諸國の侵略政策よりも確かに効を奏したのである。暴風雨の中に緊と包まれた公平の假面は太陽の光に剝落した。支那に星條旗を擧げむが爲めに一七八三年米國砲兵少佐グレー(Gray)がエムプレス號に乘じて紐育を出發せし以來、サムエル、ロビンス、ブラウン、(Samnel Robbins Brown)及アンソン、バーリンゲーム(Anson Burlingame)に至る迄支那は多數の米國の友人を獲たのである。米國は獨逸の主張に係る賠償金の半額を支那の爲めに削除したる上、支那の學生を米國に於て敎育する爲めに團匪事件賠償金を免除せること及びジョン、ヘー(John Hay)の門戶開放政策は實に御す可からざる尊大傲慢の支那を變じて柔順なる學生たらしめたる米國の對支友情史の代表的事件たるに過ぎない。諸外國中最も善く且最も多く信賴す可き支那の友邦は合衆國なりとは吾人よりも寧ろ支那人自身の聲明に係る單なる事實の說明に過ぎずして、決して誇張自畫自贊ではない。實に米國の對支人道的投資、學校、病院、其他人道的企圖を有する設備竝に米本國の男子及女子の支那の爲めに捧げた金額等を列擧するならば大部分の米國人を驚かすであらう。

支那青年の智識の發達は驚く可きものがある、而して儒敎の諺は支那近代の識者に告げて曰く、青年却つて老者の師たる可しと。今日の新時代は事態自ら舊と異り、半世紀

前の老朽者に對しては機會と背景が與へられて居ない。爾來未だ六十年を經過せざるに、外國の征略者により事毎に毀損せらたる主權を僅に擁するに過ぎなかつた政府は早くも滅落して、支那は所謂中華民國となつたのである。

一九一八年十二月現在の米國支那公使館員の中には吾人はコロネル、エール、コロンビア、ハーバード大學及び上海のセント、ジョンス大學其他北京、福州及び長沙の米國大學の卒業生を見出し得るのである。紐育女子大學にも支那婦人の學生が居り、彼等の父及び祖父も亦亞米利加の教育を受けたのである。米國に留學した一千一百人の支那學生中の幼年者は米國人の創めた對支教化年代記の第四世代に相當するものである。

米國と支那とは距離が遠い爲めに支那の諺の中に含まれて居る眞理を開展するの障害となる。亞細亞のみが吾が米國の學生であらうか？　歐洲と雖も米國より教訓を得るとはなかつたのであらうか歐洲の政治家及び其の指導を缺如せる國民は愉快と而して皷舞奬勵を追求する爲めに西方に向はないであらうかと、此處にも亦先哲の言が立證せらる。昔ヘロドートスは旭日昇天の第一光を描き了へた者に賞を懸けられたことを吾人に告げて居る。凡ての人々は只一線に太陽の光線をみつめた。凡ての凝視者は徒に旭日の方向に對したけれども、勝利者は彼等の中に出でずして、却つて、西方に座して、傍の高塔の頂上を染めた烽火を描いたのである。然らば若し米國にして第二者たるを欲せずして、急速に而かも確實に東西諸國民の烽火たり、高塔たる指導者たらむとするならば、吾人米國人は將來果して如何なる國民たり、將又如何の事業をなす可きであらうか？

戰時のデモクラシーの試練より返り來れる吾が溫雅の勇士をして現實を語らしめよ、例令沈默の中にてなりとも。彼等勇士は誇るであらうか？　否、何となれば眞のデモクラシーは精神の向上を意味するからである。民主政治の別名たり、星條旗の象徵たる同胞の精神は即ち高尙なる義務的精神である。泰西、武士道に於ける冠と兜と而して名譽の表章の名に於て吾人の受けたる教訓は、選ばれたる特權者は須らく武士的精神を以て、其の時々の收獲物を隣人に分與す可しと曰ふのである、斯くの如にして吾が祖先の教訓は、吾が良好なる還境を背景にして恐怖なく批難なき青年勇士の時代を生み出したのである。一言にして之を云へば、一九一八年代の米國人は、大規模なるデモクラシーは肉體竝に精神上に多大の貢獻を爲すものなることを立證したのである。

支那は宜しく華聖頓の國に來る可きである。幵は未だ吾が米國の幼年の時代に於て既に支那に於て吾が星條旗を樹立す可く支那の友人グレー少佐を送つた國である。何となれば吾が米國國民史の何れの頁を繙くも、米國的人道主義米國の國民的政策竝にグレー、アビール、パーリンゲームウイリアムス、マルチン、ヘー及其他無名多數の支那の友人たる米國人の事業を繼承せむとの決意の記錄より光輝ある頁はないからである。（一九一九年一月二日ニューヨーク、サン）

事業界

中國通商銀行營業成績

中國通商銀行は前淸光緒二十三年の開設に係り、支那私立銀行の鼻祖と爲す、最初盛宣懐氏に由て株式組織とせられ當時の度支部より庫銀一百萬兩を借入れ、毎年二十萬兩宛還付して光緒二十八年全部皆濟せり現在絲毫の官株なし、現資本銀二百五十萬兩、專ら個人株に係れり、該行の上海租界に開設さるゝや、一切の體裁均く外國銀行制度に則り且つ外國銀行公會に加入せり、重要職員は董事を除く外、支洋兩經理に分設せられ、現在總董は沈敦和、周晉鑣、盛同頤氏等にして監査役は朱葆三、嚴漁三兩氏とす洋經理は始め英人 A. M. Moitrant 氏なりしが今は H. B. Marshall 氏に係り、支那經理は謝綸輝氏死去後傅筱庵氏之を繼げり、該行の英文名は最初 The Imperial Bank of China なりしが國體變更後其 Imperial を Commercial に改めたり、所謂中國通商銀行は修正の英文名と相符合す。

該行の營業は商業銀行業務を執る外に紙幣の發行ありて其信用甚だ良く、内地にも尙ほ通用せらる、現在發行總額約一百六十萬兩の譜あり、該行開設以來營業逐年發達し、毎決算期には均く純益を擧げたり、故に積立金の如きは本年末に於て已に一百二十一萬五千五十三兩六錢二分に達し、幾と資本額の半數を占む、積立金の多きは支那人銀行中に未だ見ざる所なり、營業方針は凡て堅實主義を取りつゝあり、玆に昨一九一八年度兩半期決算を摘錄すれば左の如し

該行第四十二回決算報告に據れば昨年一月一日より六月三十日迄一切支出を除きて尙ほ收益規銀十二萬九千六百七十九兩七錢三分、前期利益規銀一百十六萬四千八百五十四兩六錢二分と合せて規銀一百二十九萬四千五百三十四兩三錢五厘となる、其内一月乃至六月間株息（八厘半年間）規銀十萬兩を扣除し殘額一百十九萬四千五百三十四兩三錢五分は後期に繰越したりと云ふ。

一、第四十二回上半期收支決算表

負債之部	
株金	規銀二、五〇〇、〇〇〇・〇〇兩
通用紙幣	一、五二二、一四九・七六
現在各票	八一、四〇〇・〇〇
預金	三、五一三、四五三・三五
送金爲替	四二〇、〇三一・八五
後期繰越	一、二九四、五三四・三五
合計	九、三三一、五六九・三一
資産之部	
手持現金	六〇三、八六一・三四
抵當貸付	六、九六六、七六四・五七
受取爲替	七七九、五〇九・五三
支店貸付	九七七、九三三・八七
行用箍舉費	三、五〇〇・〇〇
合計	九、三三一、五六九・三一

二、第四十二回上半期損益對照表

收入之部	
前期繰越	一、一六四、八五四・六二

	一二九、六七九・七三
合計	一、二九四、五三四・三五

支出之部

本期株息	一〇〇、〇〇〇・〇〇
後期繰越	一、一九四、五三四・三五
合計	一、二九四、五三四・三五

該行第四十三回決算報告に據れば、昨年七月一日より十二月三十一日迄一切支出を除きて、尙ほ收益規銀十二萬五百十九兩二錢七分、前期繰越規銀一百十九萬四千五百三十四兩三錢五分を合せ、即ち規銀一百三十一萬五千五十三兩六錢二分となる、之より七月乃至十二月間半年分株息（八厘）十萬兩を扣除し、殘額一百二十一萬五千五十三兩六錢二分は後期に繰越す。

一、第四十三回收支決算表

負債之部

株金	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇兩
通用紙幣	一、六二二、三一七・〇六
現在各票	六一二、五〇〇・〇〇
預金	三、五六一、一〇二・七三
送金爲替	四六〇、七六〇・一八
後期繰越	一、三一五、〇五三・六二
合計	一〇、一六六、七三三・五九

資産之部

手持現金	九三〇、七一七・二六
抵當貸付	七、四六六、六一六・三九
受取爲替	七八六、四〇三・六二
支店貸付	九七九、四九六・三二
行用傢俬	三、五〇〇・〇〇
合計	一〇、一六六、七三三・五九

二、第四十三回損益對照表

收入之部

前期繰越	一、一九四、五三四・三五
本期純益	一二〇、五一九・二七
合計	一、三一五、〇五三・六二

支出之部

本期株息	一〇〇、〇〇〇・〇〇
後期繰越	一、二一五、〇五三・六二
合計	一、三一五、〇五三・六二

老德記營業成績

上海南京路一一老德記（I. Llewellyn & Co, Ltd,）第三十回定時株主總會は、四月十四日上海九江路二號祥茂洋行內に開かれ、ライトソン氏始め總株數四八二株に對する株主代表者の出席あり、議長は大要左の如き報告をなせり。

諸君例により玆に本社の營業並に財産狀態に付、其概略を報告せんとす、本社の資産表は例により減價償却を行ひたる後、舊運搬自働車賣却に就ての損失を控除して九、二九九・二六弗の利益あり、即ち資本に對し一三%の利益にして、之を損益勘定に繰入れ、借方一一、八七一・四一弗は之を昨年度末の貸方へ振替ふべき額なり、銀行の當座貸越は昨年中割引せられ、若し輸入毛織物の在庫品の全部に對し適當の處置を取りしならば、露西亞勘定に對しては更により以上の在庫品減少を爲し得たりしならんも、何分露貨留相場の暴落により品捌甚遲々たりき、併しながら內地よ

りの注文も豫想以上に來るべく、賣却殘高の整理並に銀行殘高の豫想以上の增加あるべきを確信す、終りに當社支配人バックレー氏 (Buckley) は戰時社員減少の折柄能く其職責を完ふせられし事を記錄に留めん事を欲す、今や戰爭も終結し社長も本國より社員を增遣せしめつゝありと說明せり、此時「マッチユース」氏は舊運搬自働車の賣却に關し、斯かる大なる損失を招きしは何故なりやとの質問をなし、議長は說明して曰く「是は運搬自働車を賣却せんとするに當り偶火災に遭遇し、當時保險の附しあらざりしに由る」と、是にて次の決議案の決定ありて閉會せり。

一、議長の提出に掛る決議案報告並に損益計算書の承認。

二、マーシユ氏はマッチユース氏の動議にオヅリオ氏の贊成により社長に重任。

三、「ブリンハム、マッチユース氏は年額二百兩の報酬にて監査役に重任。

上海水道會社營業成績

同社の第三十九回年次株主總會は、三月二十七日同社事務所に於て開催、A. W. Burkill, R. MoE. Dalgliesh. A. Hide (以上重役) A. P. Wood (秘書兼技師長) 等の諸氏に補佐せられて L. I. Cubitt 氏議長席に就き、出席株數七、五〇〇株に達せり、今議長の試みたる演說により同社營業狀態を見るに左の如し。

一九一八年度に於ける收入は七九二、四〇二兩六六にして、前年の八〇九、四九一兩に比し一七、〇八八兩八三の減少を示したるに反し、支出は四二〇、一四一兩二〇にして前年の三〇〇、七九五兩九六に比し一一九、三四五兩二四を增加したるを以て、其收益は結局一三六、四三四兩〇七の減少を見たり、即ち一九一八年度の利益は前年の五〇八、六九五兩三三に對し三七二、二六一兩四六に減退せり。

以上の成績は或は良好なる成績と思惟し能はざるやも知れざれども、之は容易く說明せらるゝ所にして、即ち一九一七年に於ては潤月を有したるが爲め、給水量の膨大せるに基因せるものなり。

炭價の昂騰　支出に於ける增加に關しては貯水場及事務所の傭員給料、機關、水管、栓、メートル等の修繕費社員救助資金及其雜費等何れも增加したれども、其額單に三〇、〇〇〇兩に過ぎず、其主要原因は連續的騰貴をなしたる炭價の增大に依るものにして、殆んど九〇、〇〇〇兩を增加したり、一九一八年に於ける供給炭は其前年に比し八割の奔騰を示し、更に一九一四年に比すれば約三倍の價格となれり、勿論斯の如き影響は他會社も亦等しく蒙りたる所にして、上海瓦斯會社及工部局電氣部等の如き公共的會社にありても亦其軌を一にし、幾分生產品價格を引上げて、一般需要者に供給するに非ざれば、經費增加より生ずる負擔は遂に免かるゝ能はざるに至れり、然れども價格引上の手續には頗る困難なるものありて、會社の給水しつゝある市との協定を經るにあらざれば、工部局の認可を得る能はざる狀態に在るを以て、同社の損失によりて一般市民は利益を得たるものと云はざるべからず、七月二十五日二〇、

〇〇〇株に對し一株に付二〇志の上半期配當を決定し、上海に於ける株主に對し四志八片二分の一の換算率にて八四、九五五兩七五を支拂ひたり、支拂後社債利子の減價償却、株式賣却平均資金、社債手數料、社債引渡、印紙稅等の諸準備金を控除し、之に前年よりの繰越金四八、七二〇兩九〇を加算したる損益勘定の殘高は、前年の三九三、一七四兩七九に對し、二五八、四七七兩九〇に減少したり而して之が處分法左の如し。

舊株二千株に對する下半期配田（一株に付二十八志 計二八、〇〇〇磅）（換算率4/6）	一二四、四四四兩四五
同特別配當（一株に付二志六片 計二、五〇〇磅）	一一、一一一・一〇
新株（一九一八年六月發行）三千株に對する年配當（一株に付二十四志 計三、六〇〇磅）（十志は4/8½十四志は4/6にて換算）	一五、七〇五・〇一
同特別配當（一株に付一志三片 計一八七磅一〇志）	八三三・三三
ストック準備金	一〇、〇〇〇・〇〇
準備積立金	三六、五四九・七八
廢兵救助恤金（一、〇〇〇磅）	四、四二三・九六
次期繰越	五五、四一〇・二七
計	二五八、四七七・九〇

瑞瑢造船所臨時株主總會

瑞瑢汽船會社(New Engineering & Shipping Works, Ltd.)に於ては、四月十四日上海黃浦灘楊子ビルデイングに於て臨時株主總會を開き、新株發行の件を議決せり、アーノルド氏(Arnhold)ボンナー氏(Bonner)バーキル氏(Burkill)外總數株六萬一千百五十三株に對する代表者の出席あり、席上スキンナー秘書の挨拶に次で議長は大要左の如き報告演說を試みたり。

諸君四月四日附を以て諸君の手許に廻附し置きたる廻章は既に御覽濟ならん、其內容は即ち本會社の未發行の三萬株を新に發行する問題なり、既に去る三月廿一日の定時株主總會の席上に於て、予は早晚本會社の未發行株を新に發行するの必要なることを說明し置きたり、而して新株發行の價額を一株に付二十兩にて發行すべく、記名の申出ありし事實により、今日之を發行すべきや否やを決定するは、諸君の御高見によるものにして、取締役に於ては此新株を發行する事には勿論同意なるべきも、只或株主中の意見の如く配當額を多くし得ざる憾みなり、故に之を幾分低率にて發行し、即ち一株に付十七兩五匁にて發行するを株主に取りて便宜とすべきものと考ふるなり。

新株の發行決定の上は其手續として、本社定款第四條の條項に依るものにして、此條項は新に株劵を發行する事を委任さるゝ株に付ては、株主の所有する株數の割合に應じて申込をなすべく、其申込は株主に附與せられたる株劵の數を指示して豫め通知を以て一定の期間を限り申込をなすべく、若し其期間內に申込なき時は拒絕したるものと見做す、故に各株主は其所有の株數十株に每新株三株宛を有する權利あり、申込書樣式は決議決定の後直に印刷に附し、四月三十日迄の期間を置くを以て現在割當てられたる株數以上に所有せんとせらるゝ株主は、申込書に更に幾株を所

有すべきかを記入して要求せらるべし、此申込は他の株主にして新株發行の申込に與からざるものあるにより、出來得る限り有利なるものとなるなり、株主にして所有せられざりし新株は同價額を以て記名者に株主として割當るものとす予は此總會に先づ決議案を朗讀すべし、株主諸氏は勿論修正意見を有せらるゝ向は隔意なく申出で一々要點を指摘せらるべし」と、議長の本案に對しては何等修正意見も出でざりしかば、議長は次の決議案を提出せり、而して「ボンナー氏」の賛成動議により滿場一致を以て決議案に賛成せり。

決議案

(1) 本社の未發行三萬株の新發行に就ては取締役に於て同社定款第四條の條項の適用を適當と認めたるときは其條件に依り發行する事を取締役に委任する事。

(2) 一九一九年四月八日現在に於て十株を所有する株主に對し新株三株宛を各株主に一株十二兩五匁の割合にて割當つべき事を取締役に委任する事。

又其株券に就ては拂込通知あり次第會社に對して仕拂ふべき事又本株に就ては將來充分の配當に與るべき事を取締役に委任する事。

(3) 其以下最後の條項により取締役は一株に付十七兩五匁の價格を以て記名又は指定し得る期間内に株主が之を承認し又は承認せざりし株の處分に就ては之を取締役に一任する事。

支那電氣公司株主總會

上海の支商電氣公司は、四月二十日第二回株主總會を開催し、來會者頗る多數なりき、最初莫子經氏を臨時議長に公推し、經理陸伯鴻氏に由り去年の營業狀況を報告して曰く、本公司の去年營業は電燈電車兩公司合併後の第一年に當り、內部整頓に忙はしき爲め其成績優秀ならずと雖も、然れども將來の發達は今より期待さるべきなり、即ち內部整理の第一着手は電燈一切を直流より交流に變したる事にて、此れ電氣業に於ける最重要事項と爲す、且つ購定の新機械中鍋爐は近々到着し、着後各所に配置すべく、準備工程整へつゝあり、蓋し此費用十萬元以上を要す。又電車營業に至ては近來更に發達を極むるが、但し乘客多くして車輛少きの憾あり、故に車輛增備費として亦六七萬元を要す。此兩種營業は將來獲利甚だ多大なるを豫期せらる、唯本公司株式一萬元の定めあるが、今尙ほ未拂額の多きあり、各株主に於て充分の注意あるを希望す云々、此營業報告終結後直に監査役選擧に移り、其結果は葉鴻英、李詠裳、朱晉異三氏の順序にて當選されたり、又株息支拂期日は陰曆四月一日に決議して散會せりと。

寧紹公司株主總會

上海寧紹輪船公司は四月二十日午後二時上海總商會に於て第十回株主總會を開催せり、出席株主約五百餘人當日開會の模樣を開くに即ち左の如し。

開會後先づ孫梅棠氏を臨時議長に公推し、次て韓孝先、洪承初、徐忠信、朱桐辰四氏を糾儀員に公推し、次て前董事顧錦華氏に由り董事改選の公司章程違反なる旨を主張するや、議場騷然賛否容易に決せず、一時秩序大に亂れたるが、王心賀氏は開會順床を變更し、先づ營業報告を前提せよとの動議を提出せるに、此動議多數の賛成を得て漸く秩序恢復したり。

監査員謝蓮卿氏登壇、該公司前年度決算概況を報告して曰く、民國七年末に於ける利益三十八萬三千九百四十元の三角六分あり、其内積立金（二十分の一）二萬元優待株劵書換額一萬一千九百七十元、暫記八千元を控除せば殘額三十四萬三千九百七十元三角六分と爲る、更に各汽船繰越八萬元、甬甌船四千元、申新棧房繰越一萬元を除けば、尙は殘額二十四萬一千五百三十四元七角四分六厘あり、之より株息七萬三千五百元、優先株息五萬二千五百元、特別積立金八萬元、董事監察員配當（十五分の一）一萬一千元、職員賞與（十五分の二）二萬二千元を控除するも尙ほ純益金二千五百三十五元七角四分六厘を得るなり、詳細は決算報告書に就て檢閲されたし云々。

其後經理石運乾氏の營業報告ありしが、株主側より質問百出し、且つ董事專横に憤慨する者多き結果、石經理の報告に耳を借さず、場内復も秩序亂れ盛に董事專横を絶叫する者ありき、唯僅に三北公司貸付八萬元に對する利子免除（虞洽卿氏よりの來翰）と、本公司創設に功ある虞氏に對する紀念碑建設案のみが無事平穩に決議されたるが如し、兎も角再度の紛擾に因り董事選擧及未決議案の多き爲め、再び株主總會を開催することに決定し、結局當總會は無功なりと宣言して午後六時散會せり。

支那半月史

大正八年六月上半

第二次熄爭勸告

上海に於ける南北和平會議は、五月十三日の會議を最後として決裂し、北方代表は二十二日迄に全部北京に引揚げたるが、昨年十二月二日熄爭覺書を交附して支那の和平統一を希望したる日英米佛伊國公使は、此の如き推移を見て捨置くべからずとし、これが救濟方法に關し寄々協議中なりしが、終に今一回覺書を交附して支那側の反省を求むることに議一決し、小幡公使及び米國公使ラインシュ氏を委員として覺書起草に當らしめ、六月五日午後四時、公使團首席英國公使ヂョルダン氏は徐總統に謁見し次の如き覺書を交附せり。

茲英、法、日本、義、美、五國公使、對於上海和會停頓致生中國國內糾葛遲緩解決之情深系不平之念故擬聲明其所希望重行開會以使會議之舉可以儘前妥爲了結之意查雙方之目的現既彼此說明則似可早達於與各方公平及與中國並國民共同利益相宜解決之方法此時未及其時而各本公使深望無論何方面必不以何方法而允重開戰事各國公使陳述此意時並欲向中國國民及政府聲明其各本國政府與各本國國民仍存友睦良好之忱且對中國能恢復統一國內和好之狀並中國政府能完全施行其欲達國民普通幸福所組織之權屆時各本國政府及國民當必滿意歡迎也。

一千九百十九年六月五日

同日同樣の覺書を日英米佛伊五國領事の名を以て廣東軍政府に交附したり。

南方側にては第二次勸告の出づべきを豫知し、勸告に先だち三日陸榮廷氏等の名を以て北京政府に宛て通電を發したるが、右通電には「廣東軍政府」「國會」等の名義を使用せず、且つ宛名を徐大總統とし、通電內容も極力讓步等の文句を含み、護法云々の定まり文句を避けたるが如き、其間何等かの意義なしとせざるべし。北方側にても徐總統は五國の勸告に對し「武力解決不可なる點は南北共に軌を一にす、和平會議は表面中止せられつゝあれど南北兩代表は依然接觸を保ちつゝあり、會議の最難關は法律問題にして北京國會、廣東國會、或は新に選擧すべき正式國會の何れに憲法を議定せしむべきやが問題なり。併し此に關する商議は近く開始の豫定なり」と聲明したりと。南北兩派の主腦が和平統一を希望しつゝあることは之にて明白となれるも、一方排日廢學排貨の風潮は意外の政變を北京に捲起し和議再開の氣運又復た頓挫するに至れり。萬事は北京に於ける內閣更迭實行後に延期されたるなり。之を六月上旬に於ける形勢とす。

總統總理の辭職

各地に於ける排日運動は、前號に報道せし後益々蔓延し

益々熾盛となり、何日終熄すべきか見込殆んど立たず、初め（一）日貨排斥、國貨提唱、青島還附要求、日支密約廢止等專ぱら日本人に對するものなりしが、（二）中途にして漸く排外的氣勢に變じ、外人の會社工場に在る支那人の同盟能工となり、（三）最後に曹汝霖、陸宗輿、章宗祥等の免職要求となれり。此の如く一定の順序ある有力なる運動は、裏面に物馴れたる巧妙なる煽動家、指揮者あるを豫想せしむ。此の黑幕の研究會系乃至交通系なることは世論既に指摘し盡せり。之に加ふるに北方に政權に戀々たる安福倶樂部のあるあり、錢能訓内閣が三派の攻圍に堪へずして辭職せしは理の當然なり。徐總統の辭職については別に論あり。

六月十日命令を以て交通總長曹汝霖、駐日公使章宗祥、幣制局總裁陸宗輿三氏の本職を免じ、交通次長曾毓雋をして交通部務を代理せしめたり。曹章陸三氏は五月四日に於ける北京學生團暴行事件に際し辭表提出中なりしもの、今や終に之を聽許するのやむなきに至れるなり。而も曹交通總長は新交通系の領袖にして、元來は徐世昌の直屬たり、後段祺瑞派との關係深く、事實上内閣の中堅たる人物なれば、氏の辭職が内閣の運命に大影響あるべきは當然なりと云はざるべからず。果然錢總理（兼内務）、靳陸軍、劉海軍、龔財政、田農商、朱司法六總長は責任を帶びて十日夜辭表を提出し、徐總統亦同夜深更國會に向つて辭表を提出し、十一日午前に各省に向つて通電を發せり。辭表の要點次の如し。

本大總統は國民の附託を受け勉めて職に就けるが曾つて國會に提案し平和條約に調印し青島問題に對しては保留をなす計畫なりしも保留せば日獨間の關係を變更せず却つて日本をして青島還附の約を破らしむるの虞あり又若し調印を拒絶せば支那は獨逸より得べき有利なる條件を放棄せざるべからず利害を考ふるに調印するを可とす青島還附は日本より三國會議に宣言し尙ほ英國首相日本外相の聲明に依りても明瞭なり米國大統領始め青島問題保留を贊成せるも尙ほ公法學者の愼重なる攻究を要すとなせり國際上の地位を保つがためには我が國は是非調印せざるべからず奈何せん國内の輿論調印拒絶を叫ぶ國民の外交事情に暗きは遺憾なるも共和國にして民意を逆らふは不可なり進退兩つながら難し辭職の第一因なり。

國内の平和計畫は法律事實の諸問題より解決せざるべからず就任以來兵火解けず時局窮迫せるを以て統一を謀るために努力し上海會議を開きしも互ひに讓步を計ると稱しながら數ヶ月を閲し會議は遂に破裂し人民失望せり南方は接近を唱へながら完全なる辯論なく中央政府亦平和を求めて結局積極進行の効なく和議再開するも双方の距離尙ほ遠し是れ本總統の薄德菲才國家を統治し時局を收拾するの能力なきためなり辭職の第二因なり。

玆に人民の痛苦大なるを感じ進んで職を辭し別に大總統を選擧せんことを請ふ尤も大總統選擧の手續は煩瑣なるを以て本大總統は新總統選擧迄其職責を盡すべし右貴院に通牒し參照辦理を請ふ。

國會が徐總統の辭表を受理せず、之を返却せしは亦當然

の開展にして、國會の此の如き意思表示と共に段祺瑞氏も極力慰留に努め、曹錕、張作霖、倪嗣冲、李純、王占元各督軍よりも懇篤なる引留電報ありしため遂に辭意を飜がへせり。一説に據れば徐氏は引留を豫期し(一)辭表提出を以て平和條約調印を國會に强要し、(二)一種の信任投票を求めたるなりと。

かくて十三日錢總理のみの辭職を許し、總理代理の任は初め田農商總長に持行きたるも氏は固辭して受けず、財政總長龔心湛をして代理せしめ、內務次長于寶軒をして內務部務を代理せしめ、同時に平政院長周樹模に後繼內閣組織の內命を降せり。龔代理總理は安福倶樂部の傀儡たり。

(註)周樹模は徐と關係ある舊官僚にして前清時代黑龍江巡撫たり民國に入り三年及び五年の兩度平政院長たりし人物なり、後繼內閣の過渡內閣に過ぎざることは之にても知り得べきか。

錢內閣の總辭職が研究會系、舊交通系及び安福倶樂部三派の包圍攻擊に依れるものなることは前述せる所の如し。親米派と同視し得べき研究會系が五月以來の狂奔は錢內閣正面の反對黨と稱するに足れるが、中間に在りて漁夫の利を狙へるは梁士詒一派の舊交通系なり。火中に栗を拾へる研究會系は、假令運動奏効すとも政權に有附き得べきは知れ渡りたる所にして、舊交通系も大事を取つて出でず、眞の「過渡」內閣たる周樹模內閣の出現を見んとするものなるべし。安福倶樂部に至つては錢內閣の親類筋にてありながら政權欲しさにゴタゴタせしに過ぎざれば恐らく周內閣に

割込みて滿足するならん、此の如きを根據とし顏觸れを豫想すれば次の如し。

總理 周樹模
外交 陸徵祥(留) 代理部務 陳籙
內務 王揖唐
財政 龔心湛(留)
陸軍 靳雲鵬(留)
海軍 劉冠雄(留)
農商 田文烈(留)
敎育 田應璜
司法 朱深(留)
交通 李盛鐸

註。國務總理代理龔心湛は安徽省合肥(段祺瑞出身地)人にして前清時代の候補道なり曾つて李國杰(李鴻章の一族)に隨つて白國の外交官たり歸國後廣東知府より按察使に陞り民國となりて周學熙財政總長時代復活して中國銀行漢口支店長となり次で李國筠(李經羲の息)の安徽內務司長たるを輔けて幕賓となり李の廣東巡按使に榮轉するや廣東財政廳長とす任に赴くに及ばずして又た安徽財政廳長に改められ周學熙の再び財政總長となるや次長兼鹽務署長に擧げられ後辭職して參政院參政たり昨年安福倶樂部後援の下に安徽省長より財政總長に榮轉せり字仙舟年五十前清時代各國に外交官たりし丈けに英語に巧みなり。

借款團其後の發展

對支新借款團組織に關しては、我が國の輿論が（一）滿蒙除外（二）政治經濟兩借款區別（三）若し（二）にしてやむを得ずとせば大口小口兩借款に分ち小口を四國協同外に置くこと、の三條件を支持しつゝあることは前號本項に於て言及せり。巴里に於ては其後別に進捗なく、各國共去る五月九日及び十二日、在巴里財團代表者が協議の結果決議したる

（一）日英米佛四國資本團を以て對支借款團を組織すること

（二）新團體は政治借款のみならず實業借款に就いても協同すること。

（三）新團體員は既得の借款優先權を新借款團に讓渡すること。

（四）白國財團は借款團加入の權利を留保す。

といへる大綱につき考慮中なりしが、米國政府は六月上旬右決議に對し承認を與へたりと。コハ右の決議が大體米國の提案通りなりしに見て當然の結果といふべし。尙ほ財團委員は左の通り正式に確定せり。

日本　小田切滿壽之助（正金）
米國　ラモンド（モルガン商會）
英國　アディス（香港上海銀行）
佛國　シモン（印度支那銀行）

兵器不供給參加

五月六日日英米佛露葡西伯八ヶ國公使は支那政府に對し兵器供給見合せの通告を發したるが、伊白蘭丁四國公使も六月上旬に至り各本國政府の承認を經て右の通告を支持することゝなれり。コハ五國の第二次妥協勸告と相表裏するものなり。

西藏問題交涉

五月二十一日英國公使ヂョルダン氏は支那政府に請求するに西藏に關する交涉開始を以てせり。久しく高閣に束ねられし西藏問題は茲に再び世人の耳朶を打ち來らんとす。二十六日第一次會議は外交部に開かれ、以後隨時開會の事と定められたり。

英國は一九一三年シムラに於ける英支藏三方會議（後デリーに移る）の決定（支那側委員陳貽範と英藏委員との間に締結せられしも支那政府は未だ之を批准せず）を基礎とし大體

（一）西藏を內外に分ち內西藏に就ては達賴喇嘛の法權以外支那は自衞處分權あるものとす但し他省に編入するを得ず、外西藏に就いては支那の宗主權を認むるも喇嘛政府は完全なる自治權を享有し英支兩國共にその政治に干涉するを得ず。

（二）支那は英國が地理上西藏に特別關係を有し同地に於て實力ある政府が組織され印度邊境及び西藏附近各省の自治維持さるゝことを希望するを認むるが故に內外西藏に軍隊を派遣せず商務官衞兵以外軍隊を派遣せず又植民事

業を經營せず。

(三)崑崙山以南の青海を外西藏に編入すること、察木多を含む以西の地及び三十九族地を外西藏とすること、巴塘裏塘を含む以東の地を內西藏とすること（六月十五日發國際通信北京電報に據る）

といふ大綱に依りて會議を進めんことを希望し、支那は對案として一九一三年の原案即ち

(第一)西藏は前淸時代の政治關係及び地理上の支那領土にして自治區域と爲す能はず。

(第二)西藏の境界は現在の儘と定め西藏との交通を開くことに同意し西藏と境を接する土司の狀態を改革すべし。

(第三)西藏の內政に對しては英支兩國より干涉し江孜亞東の稅關は支那內地と同率なるべし。

といふを提出し、英國公使は之を本國に傳達せり。爾後の發展に關しては何等聞く所なし。

シムラ會議に於ける西藏側の主張を參酌するに、英國の意嚮は甘肅省西寧、蘭州地方約千六百方哩、新疆省オルドス地方約八百方哩、四川邊境（打箭爐、巴塘、裏塘を含む）千方哩を西藏に編入せんことを要求するに在るや疑なく、支那側も今更ながら本問題の重大なる性質を有するを知り漸く注意を加ふるに至れり、參考として一九一三年三方會議に於ける英支藏三國主張の要點を摘記すれば左の如し。

支那側の主張

(一)本會議に於て議すべきは光緒十九年及び三十年の英支藏協約を基礎としその範圍を超ゆるを得ず。

(二)英國人は該條約に依りて西藏全都市に於て學校を建設し又は商業に從事するを得。

(三)西藏の行政は支那の駐藏辨事長官之を處理す。

(四)西藏に發生したる支、藏、印度に關係ある訴訟事件は支英兩國商務委員之を會審す。

(五)前記會審制度は今後五年以內に西藏の民刑法を施行したる場合には之を撤廢す但し此の刑法は支那側に於て制定す。

(六)英國は領事護衞の外西藏に兵を駐屯するを得ず。

(七)西藏の國債に關する問題は英支兩國之を協議して定むるものとす。

(八)西藏駐在英國委員は樞要の地に公館を設立する事を得

(九)强竊盜犯の逮捕は支那の責任とす但し該犯人が境外に逃亡したるときは此限りにあらず。

(十)英國人は支那政府の許可なくして西藏の鑛山を採掘するを得ず。

(十一)阿片を密輸入するを得ず違反者は之を處罰すべし。

(十二)西藏に內亂發生せる場合には英國人は武器彈藥を輸入するを得ず。

(十三)支那政府は從來締結せる英藏協約を認容すべきも將來西藏と他國との條約は一切之を承認せず。

西藏側の主張

(一)支那は西藏の自主權を承認し且つその軍隊を西藏に進入せしむることを得ず。

(二)西藏と支那との境界は打箭爐の線とす。

(三)西藏は一切の內治外交に關し爾後支那の掣肘を受けざるべし。
(四)西藏は外交商業鑛山採掘等に關しては自由に英國と交涉することを得。

英國側の主張

(一)一九〇六年條約は之を廢棄す。
(二)支那は西藏の完全なる自治權を認め之を改めて行省となすを得ず。
(三)支那は拉薩駐劄の辦事長官護衞兵の外軍隊を西藏に駐屯せしむるを得ず。
(四)支那と西藏間に抗爭を生ずる場合は印度政府之を判決するものとす。
(五)西藏の內政は印度政府暫らく之を監督し英國は代表者を拉薩に駐在せしむべし。

寄贈書目錄

書名	寄贈者	號數
實用新案公報	特許局	自五四九號至五五一號
特許公報	特許局	自三二〇號至三二一號
通商公報	通商局	自六二七號至六三一號
Herald of Asia	Herald社	自十二號至十三號
New book	Maruzen株式會社	四四號
大日本紡績聯合會月報	其會	三二一號
經濟資料	東亞經濟調査局	六號
月報	青島實業協會	十七號
地學雜誌	中國地學會	一〇六號
岐阜縣教育	其會	二九八號
日本及日本人	政教社	七五九號
大陸工報	興亞技術同志會	五九號
支那市場に於ける東京雜貨	府立東京商工奬勵館	一輯
月報	奉天商業會議所	七八號
貿易通報	大阪商業會議所	六二七號
法學論叢	京都法學會	六號
南洋協會雜誌	南洋協會	五號
上海通信	其社　交換乞	
東洋經濟新報	其社	八五三號
月報	熊本海外協會	六號
水交社記事	水交社	五號
東京文具新聞	東京文具新聞社	五號
貿易	貿易協會	六號
人口及耕地產業上より見たる滿蒙の大勢	南滿鐵道會社	二卷
岐阜商工案內	岐阜商業會議所	
山林公報	農商務省山林局	六號
報德	其會	六號
上海經濟時報	其社	六五號
地學雜誌	其社	三六六號
商標公報	特許局	四五一號
臺灣商工日報	臺灣總督府	一二一號
滿蒙研究彙報	滿蒙研究會	三九號

内治外交

●童保喧給邮令　五月二十七日大總統令、浙江督軍楊善德の電呈に據るに浙江第一師々長陸軍中將童保喧閩省の防次に在りて病故せり等の情、該故中將は軍を浙省に治め夙に勤能を著はし上年閩彊に調駐し防務一切の布置に於て悉く妥治に臻り正さに倚任に資せり玆に聞く積勞病故せりと悼惜殊に深し童保喧は著して陸軍上將銜勳三位を追贈し治喪費一萬元を給予せしめ陳培錕を派し前往祭を致さしめ並びに陸軍部に交し上將陣亡の例に照し優に從つて給邮せしむ靈柩回籍の時は沿途の地方官をして妥かに照料を爲さしめ以て勤勞を篤念するの至意を示す此に令す。（八・六・一、上海時事新報）

●阿山道尹新設　六月一日大總統令、外交内務財政陸軍農商各部及び蒙藏院の會呈に據るに阿爾泰地方を新疆省に歸併し區を改めて道と爲すの一案歸併を實行し以て邊治に俾せしめん等の語、阿爾泰辦事長官は著して即ち所轄區域を裁撤して新疆省に歸併し阿山道尹の一缺を改設しあらゆる該長官原管の蒙哈等の事務は均しく該道尹より舊に循つて接管せしめ餘は議する所の如く辦理せしむ此に令す。（八・六・四、上海時事新報）

●教育次長更迭　六月六日大總統令、教育次長袁希濤辭職を呈請す袁希濤は本職を准免す此に令す。傅嶽棻を任命して教育次長を署せしむ此に令す。署教育次長傅嶽棻をして部務を代理せしむ此に令す。（八・六・七、上海時事新報）

●北大校長新任　六月六日大總統令、胡仁源を任命して北京大學校長を署せしむ此に令す。（八・六・八、上海時事新報）

●曹陸章の免職　六月十日大總統令、交通總長曹汝霖辭職を呈請す曹汝霖は本職を准免す此に令す。

駐日本國特命全權公使章宗祥辭職を呈請す章宗祥は本職を准免す此に令す。

幣制局總裁陸宗輿は病に因り一再辭職を呈請す陸宗輿は本職を准免す。

交通次長曾毓雋をして部務を代理せしむ此に令す。（八・六・一一、順天時報）

●總統辭職通電　總統咨院の辭職原文及び六月十一日附通電全文を照錄すれば左の如し。（八・六・一二、順天時報）

保定曹經略使各省督軍省長各都統巡閱使巡閱副使護軍使鎭守使各總司令均鑒國步艱棘百度紛糾世昌力絀く能鮮なく謹んで昨日に於て參衆兩院に咨行して辭職せり其文に曰く本大總統猥りに衰年を以て謬つて衆選に膺れり徑々の性本と敢へて承けず惟だ邦人責望の殷んなるを以て督するに大義を以てし固辭すれども獲ず其時歐會肇始し關係綦だ鉅に而して國內和平の望亦爾めて萠芽に在り一綫の曙光萬流跂瞻す私衷窃かに揣る以爲へらく此時對內對外皆な貞元絕續の交と爲す玆に乘じ手を着け迅かに挽濟を圖らずんば後まさに及ぶなからんと故を以て躊躇再回勉めて鉅任に膺らざるを得ざる者は固より匡救する所あらんを期すれば也歐會成立以來經過の詳情はすでに國會に咨達して案に在り原と全約簽字せんと擬せしも惟だ膠澳各條に關し保留を聲明せんことを提出せり此項は原とやむを得ざるの辦法に屬す但だ現狀を體察するに保留の一層は已に辦到し難く即ち保留をして辦到せしむるも日德間まさに有るべきの效力に於て決して變更せず而して日人交還の一擧に於て轉じて而して端に藉つて計を變ずべし是れ我れに於て有利なりや否や此中尙も考量を待つ若し保留辦到する能はざるに因りて簽字せずんばたゞに日德の關係牽制を受けざるのみならず吾國草約全案に對し一切の有利の條件を放棄するを明示することゝなり國際地位に妨碍あり故に兩害輕きを取り仍ほ簽字を以て宜しと爲す此れより前膠澳の交還未だ確證あらざるに因り政府亦深く顧慮を爲せり近日迭りに全權委員等の報告に據るに日本代表は三國會議中に在つて已に宣言の證すべきあり英外部も亦正式に來函聲明す日本膠澳完全の主權をもつて中國に交還するの一層は切實に屬するに係ると日外部も膠澳還付問題に對しても亦已に半公式の聲明ありて駐京日使より外部に送達せり凡そ玆の各節未だ列して草約に在らずと雖も固より已に證明に資するに足る即ち米總統前きに保留の辦法に對し極めて贊助を表せしが近く亦謂ふ須らく公法家と詳愼考酌すべしと此時內は國情を審かにし外は大勢を觀るに惟だ英米佛日各國の意見を重視し毅然全約を簽字し以て我が國際の地位を維持するあるのみ惟だ是れ國內の輿論の簽字を堅拒する一轍に出づるが如し人民の外交情形に昧きは固より亦意計

在り而して共和國家は民を主體と爲し總統以下同じく公僕に屬す徑情措理せんと欲する旣に民意に服從するの初衷に非ず民意を以て從違を爲さんと欲して而して利害を熟籌するに又た國步の顚蹶を坐視するに忍びず此れ對外より之を言へば引咎せざる能はざる者一也。

和平計畫に至りては法律事實諸端に外ならず曩きに就任の初に在りて兵氣未だ銷せず時局危迫なるを目睹し竊かに所爲へらく統一を促進するに非ざれば以て政治の進行を謀る無く即ち以て對外の發展を圖るなしと迭りに往返商榷を經信使交馳して始めて會議の擧あり果してその誠意言和互ひに讓步を謀らば則ち數月以來の從容籌議何ぞ早く結束を圖るに難からん乃ち滬議中輟群情失望南方に在つては徒らに接近を言ひて未だ完全解決の方あらず中央に在つても和平を進めんと欲して終に積極進行の效に乏し積誠悟らず事勢多岐に築室道謀時日を蹉跎せり此に循つて以て推さば即ち會議をして再開せしむるも双方の隔閡尙多く必ずや前に仍つて決裂するに至らん一摘再摘國事何ぞ堪へん此れ皆本大總統德薄く才疏く國家を統治し時局を收拾するの智能なきなり難を知つて而して退くは竊かに昔人を慕ふ此れ對內に就いて之を言ひ引咎せざる能はざる者の一也。

抑も且つ民の邦本たる古訓照然たり本大總統閭閻より來り深く疾苦を知り亦民治を厲行し惠を群生に加へ稍藐躬の責を盡さんことを冀ふ乃ち統一未だ成らざるの故を以て闤闠凋零萑苻四起し士卒は暴露し老弱は流離す小民痛苦の情を念ふ每に惻然寢饋を安んじ難し心餘りありて力絀く媿疚滋す深したゞ揣定の本懷原と名位の見無し經歲以來旣に疏庸を竭し國計に裨するなし閣制推行せられ責任屬するあり國人或は能く相諒するありと雖も之を平昔已を律するの切なるに揆れば旣に未だ挈領提綱元會を轉移する能はず猶ほ進むは難く退くは易しの義を以て我が國人に率はんことを冀ふ謹んで貴院に咨達し辭職を聲請す希くは早日提議公決し別に選擧を行ひ以て國政を重んぜんことを此次選擧の手續に至つては較繁なり未だ新任大總統の選擧を經ざる以前本大總統一日職に在れば仍ほ當さに一日の責を盡すべし相應さに貴院に咨達し査照辦理せしむべし等の語、各該地方長官は務めて當さに所屬を督飭し地方を保衞し稍々疎虞する勿れ是れを至要と爲す總統府十一日印。

●英米協會決議　六月六日北京英美協會は下列の議案を通過せりといふ。（八・六・七、公言報）

本協會は歐洲和會が日本を以て德人が前きに山東に於ける各權利を繼承せしむるの決議を聞知し華人に對し深く失望を爲し極めて憐恤を表す現に正に極端に法を設け國際の新制度を定立し秘密條約政治の侵略及び兵力を專用して國際の爭端を解決することの決してその間に留存するを得ざらんことを希へり吾人は確知す此等の決議の將さに華人と日本と勢必ず和せざるの形勢を釀成せんことを且つ中國と其他各國間の經濟上の發展に對し亦莫大の妨あり若し解決する所の辦法にして一八九八年德人山東

を蠶食して發生する所の形勢を滅除する能はず一九〇〇年北洋の亂事を招くを致し日露をして戰爭に免かれざらしむる者則ち必らず遠東の和平を保つ能はず亦必らず中國の政治を鞏固にする能はざる者もし今近隣の日本を以て替代せじめんかその政治經濟活動の中心點は地球他面の德國に在り則ち獨り國家自決の主義を顚覆するのみならず且つ門戸開放の政策を拒絶す列邦均しく與の不利を見ん北京英米協會同人は議決し英米政府に陳情し和會參與の各國に一種適當の解決を籌劃施行し中國の安全及び世界の和平を覆へすなからんを請ふ云々。

●共產黨の嚴防　司法部は近來中國忽然共產黨を發生しこの宗旨は專ぱら一種の過激主義に係り此輩黨人にして若し機に乘じて各省の通都大邑に混入し工人を煽惑せば勢殊に危險なり猶ほ各種の文字雜誌を藉りてその主義を鼓吹する者ありその危險煽惑に較べて最も甚し若し事に先つて豫防せずば將來の蔓延勢更らに設想に堪へずとて各省々長に咨請し所屬に轉飭し一體共助嚴禁辦理せしめたりその略に謂ふ。

査するに秩序の妨害は刑律具さに專章あり其中情節較ゝ重き者、文書圖畫演說を以て公然他人を煽惑する者は則ち二百二十一條の各項に列擧せり强暴脅迫或は詐術を以て多數工人を妨害し執業を眈玩せしむる者は則ち第二百二十三條第三款に規せらる同盟罷工は則ち第二百二十四條に規せらる法文は本と極めて周詳犯すあれば詎んぞ倖免を容れんや近來時事多艱人心靖からず往々にして陰かに不軌を謀り黨徒の名義を假借し他人を利用し肆意煽亂以て私圖を遂げんとする者あり之を小にしては地方の安公を擾害し之を大にしては國家の全局に危及す隨時查緝に依つて嚴辦するに非ざるよりはそれ何を以て亂萌を遏め以て秩序を維がんや總檢察廳に令し所屬各廳に通飭する外貴公署に咨請して查照す希くば即ち所屬に轉令し一體共助辦理せしめんことを。（八・六・七、公言報）

財政經濟

●八年度豫算案　民國八年度豫算案左の如し。（八・六・一二、順天時報）

歲入經常門

第一款田賦　八千七百零八萬五千二百九十四元
第二款關稅　七千五百六十一萬二千九百零七元
第三款鹽款　九千一百六十八萬六千零二十六元
第四款貨物稅　三千九百零三萬七千七百零六元
第五款正雜各稅　二千四百八十三萬二千三百九十四元
第六款正雜各捐　四百三十三萬二千五百四十一元
第七款官業收入　二百四十一萬一千三百六十八元
第八款各省雜收入　六百一十六萬七千一百七十二元
第九款中央各機關收入　一百九十萬零四千零九十四元
第十款中央直接收入　四千二百七十三萬七千六百五十二元

歲入經常門共計三億七千五百八十萬零七千一百五十四元

歲入臨時門

第一款田賦　六百一十二萬一千一百零三元
第二款關稅　六十九萬五千七百四十九元
第三款貨物稅　二萬六千六百八十五元
第四款正雜各捐　三百九十一萬一千四百一十元
第五款官業收入　三萬一千五百二十二元
第六款各省雜收入　二十九萬三千零三十七元
第七款中央各機關收入　四萬四千六百三十八元
第八款中央直接收入　一千八百二十二萬九千四百一十元
第九款債款二萬零一百五十八萬零三百九十二元
第十款歲入借款　三千八百七十一萬零六百八十七元
第十一款增加警察收入　二百二十四萬元

歲入臨時門共計二億七千一百八十八萬四千六百三十三元

歲入經常臨時總計六億四千七百六十九萬一千七百八十七元

歲出經常門

第一款各機關經費　二千四百二十三萬八千五百九十九元
第二款外交經費　四百八十九萬五千六百五十六元
第三款內務經費　四千四百五十五萬六千八百零四元
第四款財政經費　四千一百四十萬零一百三十七元
第五款陸軍經費　一億五千一百零六萬六千三百八十一元
第六款海軍經費　一千零六十萬零二千四百七十四元
第七款司法經費　一千零三十四萬七千一百二十四元
第八款敎育經費　六百二十萬零二千零六十五元
第九款實業經費　三百三十七萬五千一百七十元
第十款交通經費一百九十四萬九千零七十五元
第十一款蒙藏經費　一百三十一萬八千七百四十二元

歲出經常門共計二億九千九百九十五萬二千二百二十七元

歲出臨時門

第一款各機關經費　二百零四萬四千零一十二元
第二款外交經費　一百三十二萬四千五百五十五元
第三款內務經費　三百四十三萬四千五百五十七元
第四款財政經費　一千五百三十八萬二千二百九十七元
第五款陸軍經費　四百九十一萬七千零二十七元
第六款海軍經費　六萬五千零二十四元
第七款司法經費　六萬九千三百五十二元
第八款敎育經費　五十六萬一千四百五十三元
第九款實業經費　三十八萬二千二百四十七元
第十款交通經費　一十八萬九千一百八十四元
第十一款蒙藏經費　五萬元
第十二款債款經費　二億一千四百六十三萬一千一百七十六元

歲出臨時門共計二億四千三百零五萬零八百八十四元

歲出經常臨時總計五億四千三百萬零三千一百一十一元

歲出特別門

第一款特別軍費　一萬零二百四十四萬八千六百七十六元
第二款增加警察經費　二百二十四萬元

歲出特別門共計一億零四百六十八萬八千六百七十六元

歲出總計六億四千七百六十九萬一千七百八十七元

●八年度還債表　北方代表より上海會議に提出せる軍事政治經濟計畫中民國七年七月一日より八年六月三十日に至る一年度間に於て償還すべき內外債元利預計表ありその內容左の如し。（八・六・四、順天時報）

（一）外債七千一百萬一千六百零六元

前清政府借英德洋款七百七十三萬五千六百十六元
前清政府續借英德洋款六百六十八萬一千八百五十六元
前清政府借俄法洋款六百三十四萬六千四百二十六元
中央政府借克利斯補款二百萬零零五千元
中央政府善後大借款一千零零二萬五千元
中央政府借中法實業銀行款一百五十萬零二千七百五十元
中央政府借中英公司款十八萬零四百五十元
中央政府借中法銀行欽渝墊款二百零二萬三千二百七十六元
中央政府借興亞公司款二十四萬元
中央政府借芝加高銀行款四十八萬二千四百元
電信借款九十六萬元
吉會借款（鐵道墊款）五十六萬元
鑛林借款一百八十萬元
滿蒙鐵路墊款六十四萬元
濟順高徐鐵路墊款六十四萬元
中央政府二次善後借款墊款一百二十八萬元
西班牙國賠款八千二百八十三萬元
荷蘭國賠款五萬三千四百九十七元
瑞典國賠款三萬四千一百七十六元
俄國賠款五百五十四萬六千三百九十五元
賠款雜費九千七百七十二元
海軍部欠阿模士莊廠船砲價庫劵款七十一萬二千元
海軍部欠川崎船廠船砲價庫劵款二十萬零六千三百三十七元
陸軍部欠三井洋行軍械價庫劵款六十六萬八千九百六十二元
陸軍部欠款泰平公司軍火價庫劵款四十六萬八千七百三十二元
陸軍部欠款道勝銀行龍華廠庫劵款五十二萬八千九百四十一元
外交部欠興隆公司庫劵款四十七萬八千八百九十四元
教育部欠道勝銀行庫劵款十三萬五千七百五十九元
教育部欠中法實業銀行期票款八萬七千六百元
教育部欠華比銀行英金墊款十六號五千四百零五元
教育部欠正金銀行款八萬二千八百元
農商部欠中法實業銀行款十三萬七千三百二十三元
教育部欠三菱銀行款八萬二千八百元
財政部欠三井銀行前南京政府借款九十三萬三千零三十五元
財政部欠美孚公司庫劵款二十八萬二千七百二十六元
財政部欠華比銀行庫劵款五十九萬二千六百五十一元
財政部欠中日實業公司借款一百六十六萬七千二百元
財政部欠利益堅順公司借款九十九萬五千六百七十六元
農商部欠三妙樹公司墊款三萬四千七百零八元
財政部欠道勝銀行款二十九萬八千七百元
財政部欠日本株式會社興業等銀行借款四百十四萬元
財政部欠三井洋行借款六萬四千元
財政部欠滙業銀行款四十一萬四千元

財政部欠七銀行團借款三十八萬三千六百元
財政部欠四銀行團借款八十四萬九千四百元
財政部欠中法實業銀行欽渝展期期票款二百二十七萬八千七百九十八元
財政部欠中法實業銀行欽渝墊款期票款二十七萬五千二百二十三元
財政部欠中法銀行欽渝墊款展期期票款五十三萬二千二百二十四元
財政部欠中法銀行欽渝展期庫劵利息二十一萬八千七百五十元
財政部欠中法銀行浦口借款利息展期庫劵款三十萬零九千六百〇二元
財政部欠中法銀行保商墊款期票款七十四萬三千九百零九元
財政部欠大倉銀行保商墊款期票款六十四萬三千七百六十五元
財政部欠道勝銀行保商墊款期票款四十一萬二千一百八十九元
財政部欠淮業銀行款九十六萬元
教育部欠道勝銀行借款二十九萬元
海軍部欠安些度廠船價款二十四萬元
(二)內債四千三百九十三萬九千一百五十九元
財政部欠交通銀行經手隴海借款二十二萬五千元
前大清銀行商存商股九萬一千四百二十四元
阿爾泰庫劵款三萬七千九百七十元
遠東通信社庫劵款八萬四千八百八百元
殖邊銀行庫劵款十二萬元
公府工程庫劵款八萬零四百四十六元
前稽勳局庫劵款八千零八十七元
陸軍部欠漢口兵站轉運局庫劵款二萬元
陸軍部欠前第一軍庫劵款十萬元
陸軍部欠張宗昌庫劵款十萬元
海軍部欠江南造船所庫劵款三十萬元
海軍部欠開灤局庫劵款十萬零六千七百六十六元
海軍部欠開灤局劵款十九萬零四百三十元
海軍部欠江南造船所庫劵款十二萬七千八百十二元
財政部欠京熱各寺廟庫劵款三萬四千五百六十八元
財政部欠蒙古王公庫劵款八萬三千七百八十七元
八厘軍需公債一百九十六萬九千六百九十二元
愛國公債三十七萬九千三百零八元
元年六厘公債一百五十六萬三千八百十一元
三年內國公債四百零二萬六千六百三十七元
四年內國公債九百十九萬六千七百八十三元
五年內國公債五百五十四萬二千八百三十八元
七年短期公債一千六百八十四萬八千元
七年六厘公債二百七十萬元
共計一億一千四百零四萬零七百六十五元

●**隴海鐵道借款**　隴海路督辦施肇曾連日白耳義公司代表と路款國庫劵二千萬フランを續發して專ら路費に充てんことを商議しすでに白公司の認可を經施督辦より曾交通次長に請ひ大總統の批准を呈奉せるが六月一日調印せる契

約左の如し。

(甲)支那政府は下列の各款を以て核准し並びに命令一道を頒發す。

(一)白國公司より一九一二年九月二十四日の隴秦豫海鐵路借款合同に按照し第二次債票を發行する前支那政府の名義を以て歐洲に於て國庫劵二千萬フランを發行し以て隴秦豫海鐵路の經費に充つ。

(二)前項國庫劵は定名して中國政府一九一九年隴秦豫海鐵路七厘國庫劵と爲す。

(三)前項の國庫劵利息は周年七厘とし毎六ケ月に一次の支拂を爲す元金償還は至つて遲きも一九二四年七月一日を過ぐるを得す。

(四)一九一二年九月二十四日隴秦豫海鐵路借款合同前項國庫劵に對する擔保及びその應さに享くべき權利は該合同の債票發行に關する規定を適用するを得。

(乙)中政府頒つ所の命令は應さに駐京白佛兩國公使に照會し並びに白都及び巴里駐紮中國公使館に送達すべし。

(丙)巴里駐在の中國政府代表は國庫劵面に簽字すべく並びに同樣の圖章花押を加蓋すべし。

(丁)發行條件

(一)折扣五厘即ち劵額每百圓に實收九十五元、現章每張印花稅百分の二を貼る此項印花稅は售出劵價內より之を扣除す。

(二)還本基金は白國公司が一九一二年九月二十四日の隴秦豫海鐵路借款契約に按照し第二次債票を發行扣付するを准るす。

(三)中國政府は規定期限の前劵面足額の全數に照し還本或は一部分を拔還することを得。

(四)此項國庫債劵を發行するの各銀行は實收劵價內に於て相當の款項を扣留し以て一九二〇年七月一日の利息支付に充つることを得。

彙報

自六月一日至六月十五日

講和問題

▲**支那委員後援を求む**　(巴里アヴァ社二十三日發)　支那講和委員顧維鈞氏は山東問題を留保して講和條約に調印することを支那に許すやう米國委員の援助を求めたり米國は他の諸大國とは反對に此點に於て支那人を後援す可しと信ぜらる。(一日、時事)

▲**汪氏米議會に愁訴**　(巴里アヴァ社二十六日發)　目下巴里に在る汪兆銘氏は米國議會に電報を送りて曰く普魯西主義は全世界到る所破壞さる可きものなるに拘らず聯合國及び米國は日本の爲に之を支那に永續せしむることに決したり之が爲めに支那の廣大なる資源は結局之を日本の支配に委ぬるか若しくは支那は講和談判を脫退し干戈を取つて立たざる可からず何れにしても支那にとり大なる不幸なりと。(一日、時事)

▲**獨逸人財產處分**　(漢口特電三十日發)　獨逸租界に在る獨逸銀行敷地並に建物は競賣に附せられ六月十日までに入札す可きことゝなれり同區域の行政に就きては巴里に於ける講和條約調印の後は外國人と支那人とを問はず一切の住民より成れる民團に於て之を執行することゝなる可し。(一日、時事)

▲**靑島解決默認**　(巴里特電三十日發)　獨逸政府は聯合國の講和條件に對する對案に於て靑島問題の解決方法に對し何等抗議を申込まざるのみならず寧ろ日本に對し好意的態度を示せり獨逸が講和條件の殆ど全部に對して抗議せると彼此對照する時は獨逸の此態度は意味頗る深長なりといふべし。(三日、日日)

▲**山東條項不承認**　(上海特電三十一日發)　廣東來電に據れば王正廷氏は二十四日廣東軍政府に宛て陸徵祥氏と共に講和條約中山東に關する三箇條は承認せず之が保留を要求し若し之を容れられずんば署名せず保留の手續は目下進行中なりと。(二日、時事)

▲**支那調印許可**　(二十五日國際社巴里發)　支那大總統徐世昌は支那講和委員宛電報を以て支那內閣及び參衆兩議院長會議の結果講和委員に對し山東問題に關する若干の保留をなして講和條約に調印する事を許可すと通告せり。(三日、東朝)

▲**英佛米に訴ふ**　(三日上海特派員發)　當地江蘇敎育會、上海商會、環球中國學生會、中國靑年會、留米學生會、學校聯合會、上海學生聯合會、全國和平聯合會、全國平和期成聯合會、及び上海基督敎聯合會等の十一團體は二日上海基督敎靑年會に會合の上左の如くウィルソン大統領、米國國會、英佛首相、及び英佛國會に電報せり。

巴里和會は獨逸の山東に於ける權利を日本に交付することを議決し中國全國をして失望せしめ人心憤激す故に日本品のボイコットを生じ風潮甚だ激しく全國學生亦之に依り一致して學業を休み中國は旣に危險の位置に陷れり若し山東問題にして意に滿つるの解決を得ざれば中國及東亞の平和前途に甚だ危險なり日本は膠州灣を還附すと宣言するも賴りて信ずるに足らず同人等は閣下に力を呈して中國の合理的要求に對し努めて公道を主とし相當の期間內に効力ある保障を有せしむべく實行されんことを請求す。

と又上海學生聯合會本部の全國學生聯合會に關し其規則起草中なるが其內二三條の通電を發するを記しおり。

一、政府に對し明白に靑島を日本に依りて處置すとの一條には署名せずと宣布するを請ふこと。
二、二十一條の密約及軍事協定の取消を請ふこと。
三、賣國の賊を懲罰し以て天下に謝するを請ふこと。

此三電報を發して其目的を完全に達するを以て學生聯合會の目下の趣意とすと云ふ。(四日、東朝)

▲山東問題と在支米人

（四日上海特派員發）上海亞米利加商業會議所がウイルソン氏に對し支那に在住する亞米利加人等は日本が支那に還附する事を誓約せる山東に於ける獨逸の權利及利權を日本に與ふべしとの講和會議の決定に對し事の重大なるを見るものにして日本が支那に還附すとの誓を爲せる所のものを一定の期間に有効ならしむることの保障あるにあらざれば日本の在來爲せる門戶開放機會均等等に關する誓約も單に一片の紙屑に等しく支那は日本に依り軍國主義の支配を受くるに至るの懸念あり之が爲に世界の上に再び大なる慘害を生ずべしとの事を電報せるに三日ウイルソン氏は在北京亞米利加公使を經て該問題に就き最も注意し考慮すべしと返電し來れり又亞米加支那敎會亞米利加大學倶樂部及在支那亞米利加婦人倶樂部等よりも同樣の電報をウイルソン氏に電請せりと。（五日、東朝）

▲上海と靑島問題

（上海特電四日發）上海の十一團體は當地の英吉利商業會議所英支協會上海列國協同商業會議所、佛蘭西商業會議所、伊太利商業會議所に宛長文の書面を送り在巴里米國大統領英米佛伊の主要人物に對して既に電報せるも更に聯盟各國の首相其他の有力者に對し日本の靑島問題及び山東の利權獲得に依り支那の利害と列國の利害とは一にして單に支那の不利に止まらず列國の東亞に於ける利害に危險なるものある事を電報にて說明する事を求め且つ巴里に於て議和の條約は日ならずして調印さる可き故、列國は速かに手段を講ずるあらば支那の人民は之れを感謝す可しと云へり。（六日、時事）

▲獨逸の山東問題對案

（三十一日巴里特派員發）獨逸の對案中山東問題に關する所は原則として日本の要求を認めたるが是れ明かに日本の主張の正當なるを立證するものなり獨逸は千八百九十八年三月六日獨支條約並に山東省に關する他の諸協約により獲得せる權利を日本に讓渡するは何等異議なし唯獨逸帝國に屬せる動產不動產にして日本政府の所有に歸したる財產に對して代償を要求し居れり斯の如きは日本に於ては重大問題にあらざれども此種の要求は悉く聯合國の拒否する所となるべきは勿論なり。（七日、東朝）

▲日本條件拒絕を訓令

（北京特電五日發）國務院は三日巴里陸徵祥氏に打電し靑島問題に關する日本提出の條件を拒絕す可く訓令す。（七日、時事）

▲陸代表に電令す

（北京特電六日發）國務院は昨日更に在巴里陸徵祥氏に電報を發し國內の輿論激烈なれば成る可く靑島を日本より無條件還附の目的を達する樣ウイルソン大統領に援助を求めよと訓令せり。（八日、時事）

▲支那の戰亂損害

（九日北京特派員發）國務院にては歐洲戰亂中支那の被りたる損害を左の諸項に分ち巴里講和會議に提出する筈。

一、潜航艇による人命貨物の損害
二、海關、鐵道等の材料購入契約による損害
三、海外移民か獨歐人と戰前に於て契約せる機械貨物の損害
四、中立期間に於ける獨墺兵給養費
五、宣戰期間に於ける獨墺兵士及び商民の給養費
六、敵國人送還費
七、日獨戰爭中の支那人の損害（十日、東朝）

▲靑島問題交涉命令

（北京特電八日發）國務院は昨夕巴里なる陸徵祥に電報を發し靑島問題に關する件は唯僅に靑島還附の語あるのみなるを以て之を完全に還附すとの語に改めん事を交涉せよと命令す。（十日、時事）

▲山東條項正文

（九日紐育特派員發）本日紐育タイムス華盛頓特電は巴里より得たる講和條約正文を發表せるが其內山東に關する條項は左の如し。

第百五十六條　獨逸は千八百九十八年三月六日の獨支條約及び其他山東省に關する一切の協約に依り其獲得せる一切の權利、權限、特權殊に膠州の領地に關する夫等及び鐵道鑛山、海底電信を日本に讓渡す山東、濟南府鐵道及び其支線に對する一切の權利及び之に附屬せる一切の財產、停車場、店舖、車輛、不動產、鑛山及び右鑛山採掘に要する設備、材料は之に附屬せる一切の權利特權と共に日本之を獲得し保有す又日本は靑島より上海靑島より芝罘に至る海底通信を其一切の權利、特權及び之に附屬せる財產と共に無報酬にて且つ一切の費用を負擔する事なく又何等の拘束なく之を獲得す。

第百五十七條　膠州領地に於て獨逸國家の所有せる動產不動產及び獨逸が右領地に關聯して直接間接に行ひたる作業、改良工事、又は其負擔する費用

の結果當然主張し得べき權利は日本之を無報酬にて又一切の費用を負擔する事なく又何等の拘束を受けずして獲得し之を保有す。

第百五十八條 獨逸は現講和條約實施後三箇月以内に膠州領地の行政(其民治、軍政、司法を問はず)に關係せる一切の登錄)計畫書類地券公文書等を日本に引渡すべし又同期間内に前二箇條に記載せる權利、權限、特權に關する一切の條約協約の詳細書類を日本に引渡すべし。(十四日、東朝)

▲無條件調印 (北京特電十二日發) 徐總統は十一日午後二時總統府國務院の名を以て陸徵祥氏に宛て山東問題を保留することを中止し平和條約全部に調印すべしとの訓電を發し政府大決心を表白せり。(十四日、日日)

▲英人山東反對否認 (十二日上海特派員發) 十一日の上海がぜット紙は米國商業會議所其他各種の米國團體の外英國商業會議所英國支那協會は又日本の山東に關する利權に關し反對電報を發せりとの報道をなせるも記者の確めたる所に據れば英國商業會議所英國支那協會は斯かる事をなしたることなしとて之を否認せり。(十四日、東朝)

外交關係

▲二次勸告協議 (北京特電三十日發) 日、米、佛、英四國公使は上海會議停頓後靜かに形勢觀望中なりしが南北の主張離隔し全國統一の達成望み難きより此際有力なる勸告を提出し第一回勸告の主旨を徹底せしめんとて寄り〳〵協議中なり。(一日、日日)

▲西藏問題協議 (北京特電三十一日發) 昨日外交部に於て英國公使ヂョルダン氏は陳外交總長代理と會見し西藏問題を議せしが陳氏は支那政府の意向を英本國に通電する事を許し同時に本件を速に解決せん事を重ねて陳述せり。(一日、日日)

▲西藏問題提議 (二十九日北京特派員發) 西藏問題の交涉英國側より提議され英國は西藏支那間の境界を擴大し四川、新疆、甘肅の一部をも西藏に包含せしめ且西藏の自治を要求せんとするにあり。支那側は從前の歷史的境界を變更せず飽くまで支那の宗主權を固持せんとするにありて兩者の意見には頗る懸隔あり特に支那側の西藏に對する立場は青島に對すると其性質を異にし居れるを以て支那政府は英國の要求を容るゝが如き場合には青島問題以上に國論の紛糾すべきを恐れつゝあり外交部にては旁國内の事情を理由として交涉を延期せん意嚮なるも英國よりは至急交涉に應ぜんことを要求しつゝあり其爲外交部にては四川當局に調査方を電令せり其返電を待つて英國に對し何分の回答を爲すべし政局多事の際英國より突然交涉を提起したる眞意に就き一般に解釋に苦しみつゝあり英國の西藏問題の交涉に對し某外交當局曰く此際英國の交涉には正式に應ぜざる方針なるも單に相互の意見を交換するに止まる考へなりと。(一日、東朝)

▲西藏對案提出 (北京特電一日發) 西藏問題に對し英國公使は千九百十三年のシムラ會議の決定を基礎として交涉を進めんと提議せるに支那政府は民國三年支那の原案即ち

(第一)西藏は前淸時代の政治關係上及地理上支那領土にして自治區域と爲す能はず。

(第二)西藏の境界は現在の儘と定め西藏との交通を開くことに同意し西藏と境を接するに土司の狀態を改革すべし。

(第三)西藏の内政に對しては英支兩國より干涉し江孜亞東の稅關は支那内地と同率なるべし。

との對案を提出せり而して英國公使は既電の如く右對案を本國に傳達せり。(二日、日日)

▲人心鎭靜に努む (漢口特電一日發) 省長は在東京支那代理公使より日本留學生が代表を派遣し各地學生會を煽動せんとの來電に接し又武昌の學生が運動を中止せざるを見て昨日各學校々長を集め夏期休暇を繰上げ學生を速かに郷里に歸らしむ可しと命じ又模範講演團をなして連日講演會を開き山東問題に就き政府の苦心を說明せしめ人心を鎭靜するに努め居れり。(二日、日日)

▲中支地方の排日運動 (漢口特電三十一日發) 漢口商會長等は排日の風潮を利用し國貨製造所を起さんことを首唱し之を協議し且排貨の打合を爲す雜貨組合七十餘名に對し本日集合を求めたるが彼等は之に對し歐洲戰爭以來我等は專ら日本品の販賣にて衣食せり此取引に干涉するは我等を

餓死せしむるなりとて出席を拒絶せり棉花の産地嘉興其他に於ても事業教學生率先し排日運動盛にして印刷物配布貼附等到らざる限なく日本人に對する棉花の販賣を脅迫妨害せるが地方官憲の取締行はれず督軍省長は復一昨日各縣知事に布告し排日の行動を嚴禁し違叛者は逮捕せよと命ぜり。（二日、時事）

▲廣東に排日暴動　（廣東特電三十一日發）　廣東地方に於ては日貨排斥漸次蔓延しつゝあり暴徒はサン商會及び他の一商店を脅迫して日本品を破壞せしめ日本人に對して投石したり、此騷動は各外國品商店をして日本品取引を停止せしむるの目的を以て東海岸通に開催されたる暴徒の會合より始まりたり。

シンシアース商會は暴徒の襲擊を受くるや直ちに「自今日本品を販賣せず」との貼札をなしたり、暴行はサン商會より始まりたるが同商會にては暴徒の要求に應ぜざりしと言ふ、暴徒は同商會の鐵欄干を破壞せんと企て群集は日本製麥稈帽子を以て大篝火を焚きたるが群集追拂の爲め警察官憲の救援を求めたり海岸通の東成ホテルも多少の損害を蒙りたり。（二日、時事）

▲二次勸告內容　（一日北京特派員發）　和議決裂後局面全く行詰まり毫も展開の模樣見えざるより米國公使の發議に基き協商國會議を開きたる結果玆に第二次勸告を爲すこととなり米國公使より徐總統に正式の勸告を爲すと同時に一方廣東領事團より軍政府に同樣の勸告を爲すことに決定したる次第にして勸告の內容は昨年第一次勸告を爲せる趣旨を布衍したるものなり卽ち第一次勸告と同樣干涉するものにあらざる事を發言し世界の平和は恢復せり支那も亦一日も早く時局を解決し列强と共に世界再造の大業に當らんことを望む、戰後各國は國內の經濟恢復を圖るに努むべく支那も亦和平統一の狀態に復して各國の支那に於ける經濟上の利益を安全ならしめんことを希望すといふに在り。（三日、東朝）

▲大總統令出づ　（北京特電一日發）　大總統命令に曰く

國步艱難にして外交重大の秋一切國際待遇は公法に從ふべし曩に命令を以て北京內外各省に印刷物を配布し衆を聚めて演說する事を禁ぜしが是等の舉動は青島問題に因つて起り日本人を嫉視し日本品を排斥し外は國交を損し內は威信を墜すは殊に遺憾に堪へず抑も青島問題は前淸光緖年間獨逸か宣教師殺害に口を藉りて强力を以て占領し次で租借條約を結べるものにて歐戰始まるや日英軍は青島を占領せしが其前支那はまだ交戰國に加入せざりしも尙種々交涉の上交戰區域を縮少し還附を聲明せしめたり民國四年日支交涉起り支那は力を盡して堅持し最後通牒を受くるに及び新條約を結べるも青島還附の公文を交換せり濟順高徐鐵道借款に至りては青島問題の交涉とは全然別にして該契約にも線路は協議により變更する規定あり又日本軍撤退民政署廢止の交換條約ありて獨逸の權利を繼承せしめたるにあらず曹汝霖陸宗輿章宗祥は各能く維持補弼の力を盡せし事顯著なり國民眞相に明かならず誤解を致すは深く責むるに足らざるも人心動搖不逞の徒煽動に努むる時自から剴切に諭示し群疑を解くべく我國民須らく外交重大責政府にあり政府は利害を熟慮し國民の爲に圖りつゝあるを知り沈靜にして驚疑を事とする勿れ若し矜張し愛へを國家に貽せば其本旨に背くを恐る治安維持に就ては中央地方の長官は嚴同の命令に從ひ切實辨理し且時に從ひ曉道して周知せしめよ。

徐總統は別に學生の舉動が國家教育の本義に背き甚だしきは國家多難の際過激思想を懷き法律を無視し國家を破壞する者あり愛國却つて國に禍するを慨嘆し國家は學生を愛惜するも法を破る者を許す能はずと述べ北京に在りては教育部をして地方に在りては省長教育廳長をして學校職員に命じ學生を取締り同盟休校を爲す者は一律上課せしめ學業の荒廢を防ぎ命に違ひ制裁する者は前府令に依り辨理せよ政府は學生に期待する事重きを以て玆に再三訓戒する旨懇切に曉諭せり。（三一、日日）

▲重慶學生不穩　（重慶特電三十日發）　當地の各學堂の學生は青島問題に就き農大會を開き排日熱を現すと同時に事態不穩なりも各新聞亦之に雷同し激烈なる文字を弄せり特に學生團は昨夜の大會にて青島問題落着まで排日繼續を議決したり今後邦人の損害尠からざるべし。（三日、日日）

▲成都學生停學　（重慶特電三十日發）　四川省長揚庶湛氏は青島問題に關聯して成都の學生團を悉く停學せしめ且其煽動力は全省に波及する虞ありとて之が對應策を講ずる爲め本日出發歸任の途に就けり。（三日、日日）

▲上海排日運動　（二日上海特派員發）　中等以上學生の聯盟休校してより學校は各學校にて規律的に一定時間自習を爲し居れるもの多く本年の畢

中休暇は二週間早めらるゝことゝなれるが試驗は多く九月に延期されたり一方學生の排日運動は其後更に猛烈を加へ官憲の取締嚴重なるにも拘らず商家を強要し各戸に日貨排斥排日の文字を大書し白旗を掲げしめたれば街上は白旗に蔽はれたり然るに支那官憲は三十日中央の訓令に依り取締の通示を出し三十一日には官憲の許可なくして集會することを禁じ一日又大總統令にて學生の復校を命じ且聯合會を禁ずる等のことあり依つて中華民國學生聯合會と稱して排日運動を目的とする聯合學生の聯合會組織されんとするも不成功に終るべく且學生團が上海總商會と聯絡せんことを申込めるに對し同會の一日の會議は不結果に終れり是亦遂には成功せざる可し斯の如く今日排日の風潮は尙止まず日貨排斥を決議する團體に加はるも大體に於て既に其絶頂を越えたるものと認めらる然れども今回の運動は根底深く過去四年間に養はれたる學生の排日思想を根底とするものなれば官憲の壓迫に依りて直に止むべきにあらず特に長江一帶の地方は上海の影響を受けて是より益々甚だしからんとするの徴あり仍て當地に碇泊中の遣支艦隊須磨は五日頃一先づ當地を引揚げ溯江巡遊することゝなれり。（四日、東朝）

▲廣東排日騒擾　（二日上海特派員發）五月三十日夜來廣東に排日運動起れり同日午後一團の群衆は廣東九龍鐵道停車場に在りて九龍より到着の汽車を待ち受け乘客の被れる日本製麥稈帽子を其眼前にて破棄を迫り更に一團となりて通行人の帽子を奪ひて破壞し歡呼せしか往來の日本人を停め毆打するに至り漸次熱狂の度を加へ其の數、數萬に達せり而して日本商店の主なるものに赴き不賣を迫り又窓硝子を破壞し麥稈帽子を燒き或は支那街に在る日本商店に投石するなど狂態を逞せり日本總領事は督軍署に對し交渉の結果軍警出動し夜半に至りて少しく鎭靜せり此夜日本人の負傷者七名内二名は重傷其他四名は毆打の上珠江の水流に投ぜられしも水上警察の手にて救助されたるが甚だしきは午後七時より翌朝五時まで中に在りし者あり三十一日朝六時香港より汽船にて來れる日本人十名は群衆の襲ふ所となり負傷者を生ぜり支那軍警は警戒に任じ居るも群衆各所に徘徊し未だ不穩の形勢を脫し得ず沙面居留地は無事なり三十一日太田總領事は廣東督軍莫榮新に面會し排日運動取締に關し交渉し其結果莫督軍は今次の出來事を陳謝し將來責任を以て秩序を維持し日本人及び日本品販賣の支那商店の保護、排貨運動の取締厲行の爲め特別戒嚴令を布き不穩の擧動ある者は容赦なく處分し地方官憲に對し同樣の訓令を發すべき旨同答せり其後軍警を増加し警戒に盡力の結果三十一日夜來一般に靜穩となれり。（四日、東朝）

▲漢口學生騒擾　（漢口特電二日發）學生等は三十一日文華大學に會し日本が山東を無條件にて還附し政府が曹汝霖、陸宗輿、章宗祥三人を嚴罰し學生の言論を自由にする迄は同盟休校し露天演說を遂行し夏季休暇と雖も一同歸鄉せざる事を議決し且學生議會講演と大書せる旗を押立て十箇所に於て露天演說を始めたるが警察軍隊は忽ち之を中止し旗を奪ひ學生を拘留せしも學生は陸續加はり正午より夕刻迄各所に紛擾を續けたり。（四日、日日）

▲間島の取締嚴重　（間島特電三日發）和龍縣知事は管内不逞鮮人取締不充分なる廉に依り吉林省長郭宗熙氏に招致せられ遂に罷免せられ其後任には東寧縣知事任命せられたるが近來支那官憲の取締り漸く面目を改め昨日の端午節には一切の鮮人の集合を禁じ各商埠地には軍隊を派し龍井村は孟聯隊長自ら數十騎を率ゐ警備を嚴にせり。（四日、日日）

▲徐總統命令効なし　（北京特電四日發）徐總統は再三命令を發し學生の不穩を戒め同盟休校を止めよと勸め居れるに拘らず約千三百名の學生は三日午前十時數人又は數十人團體に分れ北京市中を練歩き到る處にて慷慨の演說を試み排日思想を鼓吹せる爲警察、軍隊は之を阻止し命令に從はざる者三十二名を引致せり尙今夜北京法律大學校前にて二十餘の天幕を張り第十師團の一個大隊を派遣し嚴重警戒せり。（五日、日日）

▲武昌戒嚴令布告　（漢口特電三日發）學生五千九百名は本日より同盟休校を爲す約束なるが三十一日督軍王占元氏は各學校長を招き戒めて曰く

中華大學主動となり同盟休校を爲さんとするの說あり果して眞ならば先づ同校を閉校し學生教師に退去を命ずべし。

と同日發行の學生（日刊）なる印刷物は發賣禁止され即日武昌に戒嚴令布かれたり。（五日、日日）

▲支那艦隊長官　（三日上海經由路透社發）タイムスの解する所に依れば英國海軍中將サー・エー・エル・ダツフ英國支那艦隊司令官に選ばれたり。（五日、東朝）

▲**第二次勸告**　・（四日北京特派員發）第二次勸告は五日ジョルダン公使より徐世昌に手交することに決定す勸告の內容は既報の如く大體に於て第一次勸告の趣意を繰返すに過ぎざるが其の第一次勸告と今同の勸告と重大なる相違は前回の勸告は日本の主動に依り爲されたるに今同は米國が主動的地位に立ちたるものにして殊に第一次勸告の際は猶歐洲戰爭中に屬し列强は支那に於ける日本の主動的地位を默認し何等拘束を加ふる所なかりしも歐洲戰爭終るや早くも東洋に於ける列强の態度一變し事每に日本を牽制せんとするの兆候歷然たり今同の勸告の如き其の一例にして是れ聽て列强特に米國が戰後日本を抑へて支那に飛躍せんとする雄圖の一端を暗示するものなり。（六日、東朝）

▲**二次勸告提示**　（五日北京特派員發）五日英國公使ジョルダン氏は日英米佛伊五國公使の決議に基き徐總統に謁見し「和議を再開し速かに南北統一を圖るべし」と第二次勸告を爲したり。（六日、東朝）

▲**居留地排日行動禁止**　（四日上海特派員發）列國共同居留地ミュニシパルカウンシルは五日附にて左の如く告示せり。

五月十九日既に居留地內にて脅喝的行爲ある時は是れ非法行爲なる事又正當合法的行爲を爲す居留民及び商人に對し干涉する等のことあらば發見次第其人を捕縛し違法者として處罰する旨告示せり故に最近日本品のボイコットに對し種々煽動的の傳單を配付し若くは秩序を紊す如き文字を記せる旗を揭ぐる等の行爲は遺憾ながら右布告に違反する者とす斯る傳單の配付及旗を揭ぐる者は少しも假借することなく處罰すべし居留地の平和と秩序は維持せざるべからず故に其の傳單及其の揭ぐる旗の不穩ならざるべきを期すべし云々。（六日、東朝）

▲**排日善後策協議**　（上海特電四日發）上海署理道尹兼上海縣知事沈寶昌氏は來る六日午後三時地方の紳董を招き學生の同盟休校及日貨排斥の風潮固く容易に挽同の効無きを說述し之が善後策に就き協議す可しと。（六日、時事）

▲**集會取締告示さる**　（上海特電三日發）吳淞支那警察廳長は此日左の如く告示せり。

護軍使の命令により會を開き集まり議する等の行爲ある時は先づ本廳に報告し其許可を得て進行す可し然らざるものは之を停止す。（六日、時事）

▲**北京學生檢擧**　（四日北京特派員發）大總統令を以て學生の政治的運動を禁止したるに拘らず三日街上に於て又復隊を組みて演說等を爲すなどあり當局に於ては已むを得ず一部學生を逮捕するに至ると共に四日は各學校の校門を嚴重に警戒し學生の外出を禁ずるの方針を執りたるも尙校門を拔出で演說を爲すものあり其結果學生數百名當局の手に逮捕さるゝに至れり逮捕せられたる學生中には米國人の經營せる精華學堂の學生多數を占め居れり（六日、東朝）

▲**上海商店閉鎖**　（五日上海特派員發）北京學生團多數拘留の報に接し上海學生團は大に憤慨し大運動を行ひたる結果五日午前十時頃まり午後二時に亘り全市の支那商店は全部店を鎖せり六日よりは市場も休業する事となり人心恟々として不穩の氣滿つ何時暴動勃發するやも知れず既に或方面に於ては暴行を爲せるものあり。（六日、東朝）

▲**日本小學校休課**　（五日上海特派員發）上海の日本小學校は五日午後休課とし萬一を警戒せり市中學生無賴漢等の徘徊するもの多く或は居留地の各國義勇隊を招集して警備するに至るならんと。（六日、東朝）

▲**武昌學生連の頑强**　（漢口特電四日發）一日武昌に於ける露天演說の結果拘留者十餘名、負傷學生九名を出せり翌二日拘留者は解放せられたるが督軍は校長連を集め不行屆きを譴責せり外人の管理せる萬華大學、博文書院學生は二日又も露天演說を試み米國教師は學生を保護し巡查を毆打せり警察も遂に之を解散せしむる能はず此日各校長は學生代表と會し善後の協議を爲せしも學生は露天演說の中止を肯んぜざりしを以て教員一同辭表を出せり昨日官憲は學生に夏期休暇を命じ三日內に武昌を去らざれば學生の待遇を與へずと宣告せり。（六日、時事）

▲**我總領事を侮辱す**　（三日香港特派員發）廣東の日本總領事が排日問題取締方を交涉の爲め莫督軍を訪問し督軍公署を辭し去らんとするや公署內の支那人小使等は無禮にも日本製麥科帽を取つて同氏に投げ付けたるを以て日本領事は强硬に抗議する所ありたるが莫督軍は直に彼等を縛り銃殺せんことを命じたり然も結局公署內下僚等の命乞に依り禁錮に處することとなれり。（六日、東朝）

▲廣東官憲日本人保護　（四日香港特派員發）廣東に於ける排日勃發の爲廣東警察長官は各警察署長に在留日本人の住所姓名表を配布し極力保護せんことを命ぜり。（六日、東朝）

▲西藏問題は重大　（北京特電三日發）昨日西藏辦事長官より長文の電報來れり內容は巴里支那委員に訓電し英國委員との間に意見を交換せしむ可し若し英國に讓步せば是れ英人の謀に陷るものなり英人は西藏より揚子江に出でんとの野心を抱き居るものにして該問題は先の外蒙問題に比し一層重大なりと云ふに在り。（六日、時事）

▲駐支米軍司令官歸國　（四日天津特派員發）北支那駐屯米國軍司令官ワイルダー大佐は近日中に歸米する由表面の理由は滿期更迭なりと稱するも確聞する所に依れば天津日米衝突問題に關する條件にして本國政府より召喚の電命を受けたる模樣なり曩に當地米國商業會議所會頭マッコーワンの急遽歸米、日米衝突問題に就き總領事の言動支那人の排日今尙熄まざる等の事を考案するに這次米國軍司令官の歸國は單純なる更任問題にあらずして其裏面には重大なる意味を含めるものゝ如し。（六日、東朝）

▲對支勸告文　（六日北京特派員發）五日提出せる對支勸告文左の如し。

茲に日英米佛伊國の公使は上海和平會議停頓に依り中國國內紛糾し解決遷延せんとする形勢に對し不安の念を增す依つて其希望する所を示し重ねて茲に和議を開き會議をして圓滿に結了せん事を希ふ惟ふに南北双方の目的は兩者の主張に徵するも公正且つ國家及國民の共同利益に基きて解決するの方法に達せんとするにあるが如し然も未だ其時節に達せざるを遺憾とし各公使深く望む所は如何なる方面を問はず又如何なる事情なるも重ねて戰爭を開くを欲せざる事なり是れ各公使等の希望なるのみならず各本國國民及政府の中國に對し切望する所なり。（七日、東朝）

▲直接損害賠償應諾　（北京特電五日發）日、英、米、佛より要求せる第二革命以來受けたる損害に就き今日國務會議の結果一兩日外交部を經て同公使等に對し第一革命に於ける辦法に照し直接損害の賠償に應ずる旨同答するに決せり。（七日、時事）

▲曹陸章三氏を排斥　（上海特電六日發）昨日上海各團體より北京政府に對し電報する者頗る多く曹汝霖、陸宗輿、章宗祥を免職せざれば此風潮の已むなきを說けり又當地商店何れも賣國賊を討伐せざれば門を開かずと記し居れり。（七日、時事）

▲日貨排斥を嚴禁す　（北京特電五日發）北京警察廳は四日商務總會に對し學生の不穩に附和して日貨を排斥するを嚴禁し若し肯んざれば民國元年政府より市民救濟の爲め商務總會に貸與し居る金額を速かに政府に還附す可きを命令せり。（七日、時事）

▲總統勸告挨拶　（北京特電五日發）英國公使ジョルダン氏が第二次勸告文を徐總統に提出するや總統は先づ友邦の好意を感謝し今や南北は表面上和議停滯し居れるが如きも實は斷絕に非ずして斷續進行しつゝあり現に中央政府にては飽迄平和手段を執る方針にて各方面も同意見なれば再び交戰するが如き事なしと答へ英國公使は西南各省の態度及法律問題の解決方法如何を質問せしに總統は西南各省の意見も平和を希望すること深く各省よりの代表等が北京に來りて述ぶる所は中央の意見に近し又法律問題に就いては種々の提議手元に達し居れりと述べたり。（八日、日日）

▲英米協會の決議　（北京特電六日發）當地の英米協會は本日左の決議をなしたり。

「本協會は國際間に新秩序を設定して秘密條約、政治的侵略若くは戰爭に依る國際紛議等の侵入す可き餘地なからしめんとして爲されつゝある崇高なる努力を承認し又此等の崇高なる目的は吾人支那に在留する者が充分に知る能はざる各種の困難に打克つに非ずんば成就す可らざるを了解するも一方講和會議が山東に於て前に獨逸が享有せし權利を日本に讓渡するの議定をなせるを聞知するは本協會の最も痛切に失望し又支那國民に對して最も深刻に同情せざるを得ざる所なり吾人は眞摯に我が所信を聲明して曰はんとす講和會議の此の議定は有害の狀態を現出し必ず支那國民と日本との間に極端なる不和反目を誘致し又他國の支那に於ける經濟的利益に最大妨碍を及ぼすに至る可きを疑はず此の如き解決策は千八百九十八年山東に於ける獨逸の侵略主義に依りて創定せられたる當年以後の狀態を永久不變ならしむるものなり千九百年北支那の擾亂は此れに由つて發現し日露戰爭も亦之に依りて回避す可からざるに至りたるものにして斷じて極東の平和を

致す所以にあらず支那の政治的安定を致す所以にもあらず又通商貿易を助成せしむる所以にもあらず。

加之此の解決策より來る狀態は民族自決の原則に悖戾するのみならず門戶開放及び機會均等主義を全然拒否するものなり而して此弊害は日本が獨逸の政治的及び經濟的活動の中心は地球上の他面に在るに反し日本は支那と其境を接する隣邦なればなり。

此に因つて吾人は玆に英米兩國政府に建議し之をして講和會議に參與する諸國に勸說せしむるに本問題に對して更に公正の解決策を審査實行して支那の安寧をも害せず世界の平和をも害せざるに至らしめんことを以てせんことを決議す。（八日、時事）

▲上海領事團質問 （上海特電七日發） 上海領事團は昨日支那政府の意向を質問し又在留人は南京路公會堂に於て會議を開き北京駐剳公使に向つて一日も早く問題を解決せんことを陳情せり。（八日、日日）

▲列國義勇隊出動 （上海特派員發） 六日午後二時居留地內の列國義勇隊全部召集され武裝して義勇隊と聯合し各商店の開店及排日的文字を記せる旗其他の撤去を命ずることゝなり直に部署に就きたるが列國義勇隊に對しては今回の事件は既に排日より一變して一般排外となれる故其の意味にて十分警戒すべしとの命令出でたり斯くて義勇隊及警察の聯合出動を見たるが同夜上海大馬路（南京路）に於て機子を裝置したる自動車に印度巡査を乘せストライキ及びボイコットの旗を各商店の店頭より取去り義勇隊中の輕騎兵は市街兩側をば列を作りて進行し群衆を去らしめ學生中には彼等群衆に對し家に歸らん事を勸告するものあり商人義勇隊も亦出動し居るを見たり群衆は別に抵抗せざりき。（八日、東朝）

▲士官學校生徒も加盟 （北京特電六日發） 支那學生等は政府が山東問題に對して確然たる政策を發表するまで再び學業に就くことを峻拒し居れり尙ほ保定府士官學校生徒等も他の學生等の運動に加入することを滿場一致にて決議したるが是等の士官候補生等は有力なる軍閥家族の子弟にして從つて該決議は學生運動中特に重大なる意味を有するものなり。（八日、時事）

▲二次勸告に答ふ （香港ロイテル特電六日發） 在廣東英國總領事代理は昨日廣東軍政府外交總長伍廷芳氏に對し和議再開勸告の覺書を送致したるが伍廷芳氏は之に對し激烈なる回答を爲して曰く余は不幸にも衷裂せる上海和平會議の再開せられ且つ其協議の速かに圓滿なる解決を齎さんことを希望する點に於て聯合國公使と感を同うするものなり余は廣東政府が其議和代表の辭表を聽許せざりしのみならず彼等の上海に滯留して會議の再開を待つ可き旨を訓令したるに北京政府は既に其議和代表の辭表を聽許し代表は上海を引揚げたるの事實を指摘せんと欲す然れば和平會議は目下の所、再開する事能はざる狀態にあり廣東政府が代表を任命せる目的は國民の福祉の爲め黨派間の利害を顧みず民主々義に基ける永遠の平和を確保せんとするにありたり若し北京政府にして眞に平和恢復の願望を眞摯に有し軍閥派に左右せらるゝことなくんば和平會議は早く好結果の解決を齎すことを得べしと期待せらると。（九日、時事）

▲米國務卿言動 （一日倫敦特派員發） 米國國務卿ランシング氏は近時自身の過去の行爲につき後悔しつつありといふものあり余が最も信憑すべき筋より聞く處に依れば氏は近頃かの石井ランシング協約を廢棄したしとの希望を公然米國人の間に言明しつゝありと云ふ若し氏か眞に其言明の如く米國に取りて望ましからざる行爲を敢てするに於て氏は實に大國民の國務卿として其任を辱むるものと云ふべきなり我等は怪しむ氏が果して國際聯盟を支持するの人士なりや否やを、知らずや國際聯盟の下に於ては各國際上の契約は決してスクラップ、オブ、ペーパーに非ざるなり日本か世界の大國民として存在する限り石井ランシング協約は斷じて廢棄せられ得べきものに非ざるなり斯の如き到底實現するに由なき事を喋々して憚らざるが如きは責任を解するものゝ爲す能はざる處なり而して氏の此言論は支那の幣制改革顧問として阪谷男爵を招聘する件に關する氏の食言と好箇の對照を爲すものにして氏が濫に男爵の招聘に贊成しつゝ後其前言を翻したるは日本內地に於て遍く知れ渡りたる事實なり更に氏は顧維鈞が生來の虛言者たるを屢々立證したることを知悉したるべき害なり然も氏は今尙件の半支半米人たる顧維鈞を目するに己れの秘藏兒を以てし一切の彼の言說に傾聽し彼が未だ語らざる處をすら曰んとす斯の如きは日本と支米兩國との間の誤解に對して最も主要なる原因を作すものなり。（九日、東朝）

▲上海ストライキ擴大 （上海特電八日發） 上海支那銀行たる中國

銀行、交通銀行、浙江興業銀行、浙江地方實業銀行、上海商業貯蓄銀行、鹽業銀行、芝罘銀行、周江正銀行、四明銀行、中華銀行、廣東銀行、金城銀行等は何れも上海ストライキ問題に就き上海總商會に於て尙ほ未だ解決せず故に暫く營業を中止し方法あるを待つて市を開く事を廣告す、又上海南北市の錢莊も六月八日より營業を停止し取引一切を爲さゞる旨を廣告す當地の勞働者も亦ストライキを爲すに決せり。（九日、時事）

▲福州居留民不安　（七日福州特派員發）　當地に於ける排日氣勢は日々高まり殊に參議院議員高登鯉は進步黨より三百萬弗の運動費を携へ來りたる爲め一層排日行動激烈となり頗る不穩の狀態を現し來れりされば何時如何なる事變突發するやも圖り難しと雖も領事及び居留民會は未だ之が對應策を講ぜざる爲め居留民は頗る不安の念に驅られつゝあり。（九日、東朝）

▲煽動費二百萬圓　（北京特電七日發）　北京に於ける學生の執拗なる排日運動に就ては裏面に於て某國人の之を操縱しつゝある嫌疑あり法科大學豫科生某は金二百圓を貰ひ受けたる事を自白せり某國の今回の排日運動に費せし秘密運動費は約二百萬圓に上り學生中主謀者には等級に應じ二百圓百圓五十圓と夫々配付し普通學生には日當若干宛を與へ一日市中を練り歩かしむるにあり巡回演說をなせる學生の顏色精彩なく甚だ熱誠を缺き居れるも亦宜なりと云ふべし。（九日、日日）

▲外紙の排日的投書　（上海特電七日發）　本日當地外國新聞紙は排日的投書を載せ之を市中に配布せるものあり中には過激派的のもの數種類ありたり本日午後より義勇隊及び警察は市中を警戒し居れり。（九日、時事）

▲ＡＢＣ同盟　（上海特電八日發）　今回の大ストライキの主謀者は學生團にして彼等は此等の學生の釋放を要求して立てるものなるが其要旨する所のものは之のみに止まらず曹汝霖、章宗祥氏等を賣國賊として之を除くべしと主張し或は段祺瑞氏一派の武人を倒せと叫びつゝあるが其裏面に學生の情感を利用する或野心家存在するは明かなり探聞する所に依れば其煽動者の一は排日に依りて利を得んとする一部英米人、二は段祺瑞氏一派を政敵とする南方政客の一部にして此運動費を與へ又は援助する各團體は殆ど南方民黨國會議員の急激者に限らるゝが如し而して排日學生の多くは米國系統の教育を受けたる者又は米國學生出身者なるが之が總參謀本部は豫て排日機關を以て目され居る上海ガゼットなりと云ふ彼等はＡＢＣ同盟と稱しアメリカ・ブリテン・エンド・チャイナ・コーポレーションの設立を主張し居れるが是等の運動資金は主として日本貨物を販賣する支那商店より强制的に寄附せしめしものゝ外英米煙草會社等より支出されたりと傳へらる街學生等は此運動を支那全國の都市に行亘らしむべしと呼號しつゝあり。（十日、日日）

▲孫洪伊氏の警告、（上海特電九日發）　孫洪伊氏は國民一致して速かに起つて國を救ふことを主張する長文を北京及び各地の學生聯合會、商會、公會、農會、敎育會、省議會、學校團體、新聞社宛に發せりとて之を其機關紙正報にて公表せり彼は今回の運動を以て眞の民の聲なりとし支那は決して學生のみの國家にあらず而も學生等をして已む無く己れの任として之を云はしむるに至るは年長有力の人の天職を放棄せるなりと說き學生は潔白至誠なりとて世界各國の例を引き支那の先例を擧げ學生は國の精華なりと爲して扱て（一）今日の事は對内にて對外にあらず軍事協定山東各所の鐵道は何れも亡國的借款にして徐、段等私人の締結する處、國會を代表するにあらず對外は爭ひて之に放棄するの希望あるも左れど之等の條約締結承認せるものを正當として認むるは矛盾なり（二）自決にして要求にあらず國民は自決して別に建設の方法を講ず可きなり（三）表面的革命にして階級的にあらず辛亥以來の革命は大體皆黨人を原動力と爲せり官吏武人機に乘じて之を横領せり故に良好の結果無し官吏革命を贊助して政權遂に官吏の手に落ち武人革命を贊助して政權武人の手に落ちたり個人私を圖る黨人は意見を以てして主義の何たるかを知らず斯くて政治は轉倒して官吏武人の軟化する處となる故に一切他に依賴する無く朋黨派別に從はず一資格に捕はれず官吏に依賴せず武人を恐れず此輩元何等の威嚴無し所謂最大の威嚴は即ち國民にあり學を止め市を鎖すは神聖の運動なり此際北京政府は勝たずして倒る故に國民の公意を以て國民政府を組織し開國八年以來の野習を掃し危きを助け傾くを定め蕪を除き新を敷く可しとの意を詳に述べたり以て今回の事件の裏面には如何なる勢力主義の行はれあるかを見るに足らん。（十日、時事）

▲邦人租界引揚　（九日上海特派員發）　郵船の荷揚苦力、内外日貨各紡績職工等皆ストライキす形勢迫れる爲九日義勇隊總召集の上煽動者の租界外放逐を行ふ筈浦東にある邦人家族全部租界に引揚ぐるに決す。（十日、東朝）

▲外國人排斥防止命令 （北京特電八日發） 七日李純氏より上海南京蘇州各地に同盟罷業起れる旨を報じ來れるが政府は之に對し復電を發し之を嚴重に取締り治安を維持し外國人排斥を防止せよと命令せり。（十日、時事）

▲學生鎭撫決議 （八日北京特派員發） 北京敎育會聯合會にては七日學生問題に就き協議の結果學生の同盟休校を止めしむる事、師父に請うて命令を發し學生を慰撫する事此際各學校の敎職員を更迭せしめざる事の三項を決議し敎育部に通達せり尙專門學校以上の敎職員も六日夜會合して代表八名を擧げ同樣の趣意を記せる陳情書を敎育次長を通じて大總統に捧呈せり。（十日、東朝）

▲國民大會決議 （八日北京特派員發） 七日中央公園に國民大會を開き集まる者數百名、二三會衆の演說あり何等紛擾を見ず左の決議を爲して散會。

一、講和條約の調印を拒絕す
二、戰爭中締結されたる日支條約は取消す
三、賣國奴を嚴罰す
四、國貨維持を提唱す。（十日、東朝）

▲天津學生五案提議 （九日天津特派員發） 八日省長督軍公署に內遊せる學生は代表を選びて各學生に對する巡警の監視を解き自由の出入を許すこと、路上演說傳單配布を許すこと天津市中の取引禁止を斷行すること、賣國奴を懲辨すること靑島還付を要求し二十一箇條を取消すことの五案を提議し省長は一二案は許し三案は商務總會と協議の上決することゝし四五案は中央政府の關する問題なりとして斥けたり是にて一時喧騷を極めたる學生等も納得し午後六時頃工業學校に引揚げたるが此行動は新學書院にて決議せるものゝ如く京津タイムスの漢字版は學生の大勝利と題し暗に其行動を賞讃せり。（十日、東朝）

▲日本の新聞政策攻擊 （上海特電九日發） 本日の中華新報は日本の新聞政策なる論文を揭げ日本の東方共同兩通信社及び日本人の發行しつゝある漢字、英字日本新聞紙の名を擧げ是れ最も支那を害する日本商品なりと云へり。（十日、時事）

▲勞働者罷業決議 （九日上海特派員發） 九日も依然マーケット休業し日本字新聞は上海の食料問題を論じ居れり各店は依然門を鎖し居りて容易に開かるべくも見えず八日勞働界各方面の會議あり。

勞働界も商業各界の後立てとなること、靜に待つこと三日なること若し三日後政府にして國賊を辨理せずば勞働界も相當の對付を爲すべく秩序を保持して決して暴動する勿れ。

と決議せり、上海南京、上海杭州鐵道にてもストライキを爲すことを申出でたるが遂に九日より四十八時間內に局長及び英國人總監督より勞働者の意見を政府に呈し曹汝霖の懲辨を求め四十八時間內に滿足なる回答なくばストライキを爲すことに決せり。（東朝）

▲各地に戒嚴令 （上海特電九日發） 江蘇省無錫吳淞上海各警察廳は昨日護軍使の命により戒嚴令を布き午前十時より朝五時迄警戒線內の一切の交通を斷絕すとのことを布告せり憲兵隊は萬一の取締りに備へ居れり又排日派は外國人の使用人たる上海人のストライキを勸めつゝありとの說あり。（十日、時事）

▲蒙古王國創立說 （倫敦電報四日發國際通信） 露國よりの無線電報によればセミヨーノフ將軍は議會を召集し同議會は蒙古王國の創立を宣言せり尙將軍は蒙古太公に選擧されたり。（十日、日日）

▲上海排日形勢 （上海特電九日發） 上海共同居留地參事會は左の如く布告を發せり。

居留地の治安を維持する爲め並に居留地保護の爲め左の件に就き茲に警告するものなり。

一、外國領事館員若くは條約國の海陸軍人以外の人々にして工部局の許可あるものにあらざれば團體員たるを示す爲めのユニホーム特別の衣服徽章帽子等を用ゆることを得ず。

二、何人も支那語若くは他の外國語にて道路若くは公園の場所に旗を揭げ若くは徽章を附し步行するを得ず。

此の命令に反し警察署其他公部局の權限あるものに干涉し事務の妨害を爲し若くは其權利を犯すを得ず然らざれば直ちに捕縛し之れを處罰し假藉する處無かる可し。

此命令は九日午後四時より有効にして之れを嚴重に實行す可し。

因に四時以降學生等の團體は上海居留地市街より姿を隱せり自動車の運轉手亦同盟罷業を爲したるも多分今夕は平穩となる可し。（十一日、時事）

▲上海開市勸告 （十日上海特派員發） 上海支那新聞社は連名にて左の如く廣告せり。

當市の商人全體市を罷め脅面電報を發したる目的は全く曹汝霖陸宗輿章宗祥三人を罷めしむるにありたり九日各新聞社の得たる北京電報に據れば政府は曹陸章三人を免職すべしと是れ公衆の要求既に遂せるに似たり請ふ上海南北兩市の商人即日市を開かれん事を。（十一日、東朝）

▲銀行開市決議 （十日上海特派員發） 上海銀行錢莊業者等は九日會議を開き討論の結果金融停滯せば大局に支障あり市場を維持する必要を認め先づ十日より市を開き以て人心を定むるに決せり又上海護軍使交涉員及び道尹等は連名にて十日の支那紙に速かに市を開くべしと告示したり又上海總商會、縣商會等共に十日より各商人に店を開かんことを脅面にて會員に通告せり。（十一日、東朝）

▲上海商店閉戶 （九日上海特派員發） 今朝多少緩和せらるべしとの豫期に反し依然マーケット閉されて食料を賣らず各商も戶を閉して商業を爲さず排日風潮依然として止まず八日午後當地總商會議所に各方面の代表的支那人會議を爲し總商會の謝某議長となり民國日報、時事新報等の記者も列席し對外對內の宣言を議決し「賣國奴を懲罰せずば市を開かず」とて散會す。（十一日、東朝）

▲食糧市場尙閉鎖 （十日上海特派員發） 十日朝尙食糧市場を開かず市中商店も閉店し居れり。

▲學生再び暴動す （濟南特電十日發） 昨日午後學生商會の代表者と稱するもの二百餘名省議會に會合して上海に倣ひ閉市す可しと協議せるも官憲に解散を命ぜられて靜まらず更に夜に入りて第一師範學校に會合し商會の閉市と學生の示威運動を決議せり其結果本朝來城內商埠とも全部閉市し學生は群を成して「幸に大騷動する勿れ」と記せる小旗を振り乍ら煽動に努む軍隊警察全力を擧げて學生の鎭撫と商店の開門强制に努め居れり商家は軍隊を見れば門を開き學生を見れば戲に門を閉す全く板挾みの姿となり當局の警戒嚴重なれば暴動に化すること無かる可きも斯くて排日運動は漸次內爭化し過激派化し來る各地の土匪も虎視耽々機を覗ひ居れるものゝ如し。（十一日、時事）

▲支那商人の決議 （廣東特電九日發） 廣東に於ける一流の支那商人は相會して左の決議を通過したり。

一、商人は註文品中の「下等品」を受領せざること。

二、在庫中の下等品は其旨明瞭に表記し値引して販賣すること。

三、此在庫品出拂後は再び之を補充せざること。

四、前記規約を破りたる商人は其旨新聞紙上に暴露せらる可きこと。

尙ほ商人は學生と共に日貨排斥勸告のため各地へ遊說員派遣の運動計畫中なり。（十一日、時事）

▲天津全部閉店 （十日天津特派員發） 天津商務總會は九日大總統に宛て大勢の赴く所罷業の已むべからざる旨を打電したるが一方支那商人に對しては外交の失敗國賊懲辦に對する最後の手段は同盟罷業の一手あるのみ本會は民心の趨向時勢の切迫に鑑み十一日より同盟罷業をなす事に決定せり望むらくは各省一帶に辦理し以て政府の解決を待つべしと布告を發せり其結果支那側の商店は殆ど門戶を鎖し偶々開店する者ある時は學生等迫つて閉鎖を强請し今や天津の市中は食料品を商なふ店舖の外開店營業する者無きに至り又電車は全部兩側に左の貼紙を貼附し居れり。

民心何となく穩かならず罷市して政府に曹、陸、章等賣國賊を懲辦せん事を要求し又大總統の天津地方官に命じて學生を保護せん事を要求せよ。（十二日、東朝）

▲學生運動繼續 （十日上海特派員發） 十日電話不通となれり學生聯合會の外政治的色彩ある支那人に對して警戒し又九日來當地を出帆すべきバタフキルドの汽船及寧紹公司の汽船も其水火夫のストライキのため出帆出來ずジャーデンマデソン汽船も同樣にて長江一帶も同樣なるが如し義勇隊は依然警戒し居れり支那銀行錢莊とも休み居り店を開かず學生の市中に於ける表面上の示威運動は已みたるも事實上の運動行はれ居り左の如き公告を爲せり

目的未だ達せず人道蹂躪され生等は人格を保全するため固く持して底に到らんとす諸公の自決を乞ふ大學生謹みて告ぐ。（十二日、東朝）

▲上海漸く靜穩 （十一日上海特派員發） 上海支那銀行界は十一日

り平素の如く開業する旨公告せり食物市場尙開かれず又各商店も開かれず洗濯屋の一部もストライキを爲し電氣水道は昔尙無事何等故障なく十日夜も義勇隊其他にて夜間の警戒を爲し比較的靜穩なり。（十二日、東朝）

▲漢口支商も閉鎖　（十日漢口特派員發）　漢口支那商人の一部も亦上海學生團の脅迫を受けたるが英租界一碼頭方面の支那商店全部閉鎖し漸次激烈の徵あり。（十二日、東朝）

▲蕪湖全部開店　（十日上海特派員發）　蕪湖來電＝蕪湖鎭守使馬聯甲は商務總會をして商店に開業を迫らしめたるも暴徒を恐れ開店する者なかりしが馬聯甲は軍隊を發し交通遮斷をなし食料飮料水の供給を斷ちたるに九日朝に至り全部開店せり故に軍隊は引揚げたるも錢莊は上海の開市迄開業せざるべしと。（十二日、東朝）

▲廣東邦人負傷者　（十日廣東特派員發）　今回の廣東排日騷動に依り邦人石井以下十一名の負傷者は九日太田總領事に對し損害賠償要求の件を申告せり。（十二日、東朝）

▲廣東排貨申合　（十日香港特派員發）　廣東にては有力なる支那商等は日貨排斥の申合を爲し各種の運動支那各方面に擴大しつゝあり必ず其目的を遂せずば已まずと委員を選び市場に於ける日本製品を調査し粗製品を調査し粗製品の目錄を作製すべしと。（十二日、東朝）

▲新寧の學生騷ぐ　（香港ロイテル特電十日發）　廣東省新寧に於ける學生達はボイコット運動を行ふに一致し市中を練り廻り途に日本品の燒却を爲せり。（十二日、時事）

▲英總領事の回答　（上海特電十二日發）　上海官給中國學生會、上海學生聯合會、中國基督敎青年會の代表者は昨日上海駐在英吉利總領事に書面を送りて果して世間に傳へられあるが如く某々官憲の免職ありたりや否やに付き確報を得ることを請ひ之を以て上海の紛擾を終らしめんとすることを以てせるに英國領事は之に對し左の如く答へたり。

在北京英吉利公使よりの來電に依れば曹汝霖、陸宗輿、章宗祥の辭職は皆聽許せられたりとのことなり上海ストライキ主要の目的は總て達せられたるもの故サージョルダン公使は熱心に此ストライキを爲せるもの等に對して滿足に仕事を始めんことを希望せり尙ほ該公使は天津及び北京にても之にて滿足せり又北京の一般の感情は此際極端なる手段を取ることは今日の支那に取りて害ありて益なきのみならず大總統の辭職を促すが如き不法の行爲を敢てするに至らんことを察せり故に公使は其見解を上海に於て公表されんことを希望せり又本官は本日午後天津英國總領事より天津のストライキは既に歇み常の如く業を爲しつゝありとの電報に接せり右の次第又サージョルダン氏の見解に鑑み本官は既に上海支那人及び外國人居留民に損害を多く與へたる此ストライキを繼續する至當の理由なしと認むるものなり又玆にジョルダン氏は單に北京に於ける英吉利公使たるに止まらず外國公使の主班たることを附言す貴會此等は書面を充分に公表せんことを希望すと。（十三日、時事）

▲天津營業開始　（十一日天津特派員發）　十一日拂曉三時北京政府より曹汝霖、陸徵祥、章宗祥三氏の辭職を許し學生の暴動は國家を念ふ義心橫溢の結果なれば其罪を問はず保護すべしとの電報當地支那官憲に達せる由にて要求せる二箇條達成せられたるを以て當地商務總會は十一日午前七時從前の如く從業すべしとの布告を出せる爲め十一日より全市營業を開始するに至れり。（十三日、東朝）

▲天津學生の妄動　（十一日天津特派員發）　天津商務總會の處置に反對して青年會館に集合せる學生等は商人の罷業を取消し開業せるを憤慨し代表十名を擧げて再び商務總會に至り交涉することを決議し代表者等は直に同會に於て正副會長に向ひ再度罷業強制を嚴談したるが會長等は是に對し商家罷業の容易ならざる旨を說くや激昂せる代表の一人馬駿は矢庭に在り合ふ茶碗を取つて自己の頭部を割り尙小刀を以て腹部を刺さんとしたるが傍人の爲に遮られて果さず鮮血淋漓凄まじき光景に商務總會會員等は戰慄し午後四時改めて之に對し會議を開く事とし一先づ其場は何事もなく濟みたるが商人等は學生等が血氣に走り前後の思慮なく妄動するに對し眉を顰め居れり。（十三日、東朝）

▲上海全部開店　（十一日上海太田特派員發）　北京政府は曹汝霖等の辭職を許すに就き上海の罷市を止むる様諭示相成度旨通電あり上海支那官憲は既に曹等職を罷めたれば速かに十一日より一律に開市すべしとの告示をなせり支那銀行兩替店は目の休業に依り恐慌を來さんとするを以て同業協議の

結果十一日より開業せり米穀商も亦同様の理由にて十一日より開店を申合せたり市内の情況を見るに日用品の商店は殆ど全部門戸を半開き營業し始め漸次囘復の模様あり然れども水夫鐵道火夫機關手等の罷業に依り地方との交通殆ど止まり居れり職工の同盟罷業猶繼續中なるを以て未だ不安狀態より脫する能はず且學生聯合會は官立南洋商業專門學校に事務所を移して活動を繼續し其の機關は曹汝霖等の免職を以て學生商家のストライキの損失を償ふに足らず未だ根本的救國の希望を達せずと言ひ孫洪伊一派の機關紙と共に同一の題目即ち一切の亡國的條約の廢棄、山東權利の囘收、賣國賊の嚴懲を唱へ居れり此等の煽動もあることなればストライキは全部俄に止むべきにあらず殊に開業せる米屋も猶日本人には永久に米を賣らずと申合せる程なれば局部的の日本人に對するボイコット又はストライキは依然止まざるべし十日上海居留民團は郵船會社の米倉の米を賣出し一日に四十石餘を賣盡したるが當分繼續販賣すべし。（十三日、東朝）

▲南京交通杜絕　（十一日南京特派員發）當地其後の官憲取締は頗る嚴重にして學生無賴の徒の市中往來を絕對に禁ずると共に一方罷業せる支那店舖に對しては昨十日督軍省長の名を以て開店すべきやう告示したるを以て十一日の如きは大部分舊狀に復せり但し邦人一般に對しては依然物品の供給を拒みつゝあるも上海に比し多少購求容易なり昨十日當地日淸汽船出張所に達したる上海よりの電報に據れば當分航行不可能なるべき旨入電あり又滬寧鐵道は十日午後二時以後不通となり玆に當地交通機關は全く杜絕の狀態に陷り居留民の不安頗る增大し一日も早く帝國政府の斷乎たる處置の下に此窮境を脫し得ることを切望しつゝあり。（十三日、日東）

▲北京公使會議　（北京特電十二日發）十一日午後三時英國公使館にて公使會議を開き徐總統に對し留任勸告をなすべきことに關し協議せり。（十四日、日日）

▲對日苦情を述ぶ　（巴里アヴア社五日發）巴里にて山東省議會議長孔祥柯氏の爲めに催されたる晚餐會の席上氏は述べて曰く支那は數世紀間に亘り正義人道と同一理想を遵奉せり山東灣及び同地方に於ける各稅關の管理は今や日本人の手にあり而して日本人は鐵道を管理して以て山東の石炭に對する獨占權を得たり全支那は日本の山東占領に依つて脅威せらると。（十四日、時事）

▲居留民損害賠償調査　（十二日北京特派員發）外交團にては十一日會議を開き在支居留民損害賠償に關する支那政府の囘答に旣き協議し各領事をして調査せしめ其報告を待つて更に支那政府に要求することに決定せり（十四日、東朝）

▲タイムス支那時局觀　タイムス五月三十日北京發タイムス通信要領左の如し（倫敦發十一日某所着電）

支那政府今年度豫算は二億圓の歲入不足を示し內外借款の成立を希望する事急なり此の財政困難の主なる原因は北方軍閥が過去二年間に日本より得たる三億の借款を以て無謀の施設をなせる爲めにして其後日本が昨年十二月宣言以來融通を斷てる爲め今日に於ては軍隊の俸給支拂にも差支へ此儘に放任せば無訓練の兵士の暴動を惹起し在留外國人の生命財產に危難を及ぼすの慮なしとせず山東問題紛糾と關聯し日貨排斥は今や蔓延しつゝあり山東人は性質獰猛にして彼の團匪事件の根據地も亦此處にありしなり支那目下の形勢は何時極端なる紛糾を來し在留民保護の爲め再び列國の武力干涉を必要とするに至るや計られず此危難を未然に防ぐには關係列國の協力に俟つの外なく在支外國人は各其本國政府が現在の極東時局を理解せざるに失望し居れり。（十四日、東朝）

▲天津復び閉店　（十二日天津特派員發）學生團の脅迫を受けたる天津商務總會は十一日夜半緊急會議の結果十二日午前二時頃に至り同盟罷業と決し十二日早曉（午前四時）同盟罷業の布告を發せり店を開くこと僅に一日又も全市休業の已むなき狀態となれり。（十四日、東朝）

▲上海一律に開店　（十二日上海特派員發）上海總商會江蘇省敎育會等の四團體は聯合して目的旣に達したれば商家學生等しくストライキを止め原狀に復すべく利權囘復の途は別に計らんとの勸告を發したるが十二日に至り商店は義勇隊監視の下に戶每に貼られたる排日ストライキの紙片を剝ぎて一律に開店し始めたり野菜市場も十二日朝より半ば開かれ市內は急に活氣付きたり市內の外觀は十二日中に略原狀に復すべし又南京及び杭州行の兩鐵道市街電車等は十一日旣に復舊せるが同盟罷工せる各工場職工水夫等も之を倣ひ十三日中には復職すべしと該運動の動力たりし學生及民黨の一部は今中止

するに於ては徹底せずとて猶ほ熾んに運動し各方面を青嗚し居れるが大勢は如何ともすべからず今回の不穩狀態は十日夕刻日本人が支那人に假裝し水道に毒を投ずべく來れるものと誤解し散步中の一支那人が群衆の爲に擲り殺されたるを最後として止みたる如きも邦人の毆打され物品を掠奪さるゝ如き事故は昨今も尙ほ頻々たりストライキは止むとも邦人に對する敵愾心は消えずして部分的排日ボイコットは尙持續さるべく邦人の身邊に對する警戒も尙等しく怠る可らず。（十四日、東朝）

▲學生團の得意　（十二日上海特派員發）十一日午後十時學生聯合會勞働者等青年會館に集會し

國民今第一步の勝利を得たり將に常態に復して商店工場學校等しく開くべし同時に我國人は山東を爭ひ亞細亞に於ける軍國主義絕滅の戰を開かざるべからず敎育界の運動は先づ此第一の勝利を永く保持せざるべからず愛國の民は將に準備して支那をして民治國の爲に戰はしめざるべからず今後政府は宜しく民意に服從し段祺瑞、徐樹錚亦懲辦すべし。

と決議せり學生等の得意思ふべし、斯して北京政府の威令は行はれず

▲上海租界の騷擾　（十三日太田上海特派員發）十二日午後九時頃商界維持團の壯士、學生數百名列をなし手に〳〵白旗を持ち佛蘭西租界より公共租界に繰込まんとせしを警備中の英國巡査一名と印度巡査二名が之を阻止したるより衝突を來し大格鬪を演じ英國巡査は遂に發砲し之に應じたる結果學生等は佛蘭西租界方面に退散したり印度巡査は武器並に帽子等を奪はれたる上亂打せられ二名重傷を負へり學生側も重輕傷を出し且發砲の際一名之に死し流彈の爲に通行人の負傷せる者數名あり此報に接し工部局警察は緊急命令を發し武裝せる洋人、印度人並に支那人各巡査出動し英佛租界間の交通を遮斷し嚴重警備の任に就けり。（十四日、東朝）

▲罷業停止を勸告　（北京特電十二日發）學生聯合會は曹汝霖、章宗祥、陸宗輿三氏免職されたるを以て即刻同盟罷業を停止することを勸告せる通電を各商業會議所宛に發送したり。（十四日、時事）

▲西藏問題を憤る　（十二日奉天特派員發）張巡閱使は英國の西藏自治に關する要求に對し英國は巴里會議に於て米國と共に平和を主唱しながら民國の內政困難に乘じて難を構へ和を破り以て民國を滅さんと謀る是れ決して青島問題の比にあらず政府諸公は極力堅持其の要求を峻拒すべしとの電報を北京政府に致して大に激奬せり。（十五日、東朝）

▲香港の民衆に警告　（香港ロイテル特電十二日發）香港政廳支那事務長官は布告を發し通商の絕對自由を阻碍するが如きことなきやう人民に警告し違反者は法律に照して嚴重に處斷せらる可しと云へり。（十五日、時事）

南北情勢

▲北方讓步態度　（三十日北京特派員發）錢總理は軍政府七總裁宛左の答電を發せり。

上海會議は不幸頓挫せるも中央は和平統一の方針より朱總代表等を慰留して辦法を講じつゝあり今回和議の停頓は南方八ヶ條の提出に基因し中央が求めて之を不可と爲すものならず南方多數の穩健派も等しく失望の意思を表示せり少數の意思を以て國內多數の同情を失ふは公等の爲めに惜む和平の曙光は南北代表を挽回するに係る此際八箇條を撤回するか若くは八箇條に就て讓步するか其如何により重ねて和議を開くべく中央は必ず誠を以て協議し倶に進行を圖るべし。（一日、東朝）

▲徐總統和談督促　（三十日北京特派員發）徐總統は三十日又復長江三督軍に打電し速かに軍政府と和議進行を圖るやう督促すると共に一面唐紹儀に對し八箇條の條件中讓步し得べき程度を明かに回答せん事を求めたり。（一日、東朝）

▲北方代表再派　（北京特電三十一日發）北京政府は和議斷絕せるにあらざる事を示す爲代表の中二名を上海に派し同地に駐在せしむる事とせり（一日、日日）

▲唐氏和議繼行希望　（上海特電三十日發）雲南督軍唐繼堯氏は錢能訓氏に對し打電して曰く上海會議は又停頓し國是の難き嘆息に堪えず現に山東問題緊要にして國難將に熾ならんとす速かに爭ふを止むるに非ざれば何を以て共に外侮を防ぐを圖らん尙は宜しく和平會議を維持して繼續進行せしむ可し補給の方法に關しては既は廣東軍政府に電報して方法を商議し居れり其返電を待ち直に報道す可しと。（一日、時事）

▲**各代表に留任勸告**　（上海特電三十一日發）廣東衆議院及び衆議院は唐紹儀其他各南方代表に對し其留任を勸告する電報を寄せたり。（二日時事）

▲**八箇條撤回要求**　（三十一日上海特派員發）北京政府は二十六日廣東軍政府宛に双方代表を留任せしむることゝなれば更に八箇條の條件を全部撤回するか若くは八箇條に對し切實讓步の意あるかを表示すれば繼續開會の望みある故之に對し返電ありたしとの意を電報せり南方代表の一人たる李述蔣曰く「今和議を展開せんとするには單に代表の留任を求むるに止む可からずして議案の本體より一の方法を案出し拘束するあらしむ可からず南方八箇條の案を出し北方之を斷然拒絕したるも北方は自己の如何なる主張ありやを示さず國會問題に就きても其内容に關する意見の相違に過ぎず而も根本的に之を撤回せよと云ふは南方に商議の餘地を與へざるものなり南北議和するには双方互讓の精神ありて初めて成就するなり各極端の意見を持して之を必ず實行せしめんとせば是れ議定にあらず一方の他を壓倒するに過ぎず若し北方にして八箇條に對する北方の讓步すべきを讓步せば南方も之に就き商議の餘地ある可し故に和議を繼續せん爲には北方は能く其意見を一致せしめ南方と商議の餘地あらしめば茲に南北互讓一致點を見出し議和を成就せしめ得て各方面の誹肘を免れしむべし然らずんば議和の決定あるも實行不可能となすの外なし」云々（二日、東朝）

▲**廣東政府の返電**　（二日上海特派員發）廣東來電＝軍政府諸總裁等は錢能訓に返電して曰く南方は將に各代表の留任を爲せるに北方代表一體に退職せるは北方が讓步せざるの證據なり以後再び和議を開かんとせば先づ計畫を定め而して後條件を商議するを要すと。（三日、東朝）

▲**八箇條修正讓步**　（北京特電一日發）江蘇督軍李純氏の報告に依れば陸榮廷氏は岑春煊氏より八箇條を修正する事は可なるも正式の平和會議を棄て局部講和を爲す事には同意せざる旨の返電に接せり。（三日、日日）

▲**汪江二代表下滬**　（二日北京特派員發）政府にては汪有齡江紹杰二代表を上海に派し和議續開の協議を爲さしむることゝなり兩代表は一日上海に向へり。（四日、東朝）

▲**和議促開切望**　（三日北京特派員發）錢總理より更に軍政府七總裁宛に聲明せるに對し西南兩領袖より政府の苦衷を諒とし和議をして決して中斷せしむべからずとの返電あり錢總理より折返し西南諸領袖の力に依り和議の促進を切望する旨打電せり。（五日、東朝）

▲**陸氏等和平主張**　（上海特電四日發）陸榮廷、陳炳焜、譚浩明、莫榮新の名を以て二十九日南北兩政府に對し電報し双方政府の上海會議を維持し各代表の私見を除きて重ねて會議を開き兩方共極端に讓步し折衷辦理し最も速かなる期間を以て統一を恢復し心を同じうして侮りを防ぐ可きことを主張せり右は一を以て上海會議にて和議を爲すべく局部講和に反對なるの意を北方政府に示し二には卽ち南方一部人士に對し彼等のみにて北方と和を議するを止めしむるの警告をなせるものなりといふ。（五日、時事）

▲**朱啓鈐招電**　（四日北京特派員發）政府は北戴河に赴ける朱啓鈐に上京を促せるに朱氏は南方が八箇條を撤回せざる上は上京するも益なしとて容易に上京の模樣なきより徐總統は四日再び朱氏宛南方提出の條件に就ては近く相當の讓步を見るべければ至急上京せよと電促せり。（六日、東朝）

▲**岑等北方に打電**　（六日上海特派員發）岑春煊、伍廷芳、陸榮廷、張敬堯、林葆懌、孫文、劉顯世、莫榮新、譚浩明、譚延闓、熊克武の名を以て錢總理に返電する所あり。

北方は八箇條の條件を撤回し若くは切實讓步の意を示せば和議を再開するを得と云ふも今回の和議は城下の盟をなすにあらず和議は互讓の上に成るものなるに北方は既に代表を撤回して讓步のみを求むるを得んや若し和平の說にして果して至誠に出づとせば正に先づ和議繼續の法を定めて然る後進んで條件を議し誠を披きて相見ば自ら解決の法あるべし之に對し同意を請ふ。（七日、東朝）

▲**外蒙不穩と籌邊使**　（八日北京特派員發）七日の閣議にて外蒙一帶過激派勢力侵入し形勢不穩となれるを以て西北籌邊使を專任して防務に當らしむる事に決し又爪哇支那永住民震災に就き一萬元を醵出する事に決せり（十日、東朝）

▲**敎育次長辭職**　（北京特電五日發）敎育次長袁希濤氏は學生不穩の責を負ひ辭職し傅嶽芬氏敎育次長代理兼敎育總長事務代理に新任せられたり（七日、日日）

▲總統憂心忡々　（北京特電六日發）　徐總統は御膝元の北京にて學生の示威運動旺なると五國公使より第二次勸告を受けたるとに刺戟され五日夜岑春煊氏に向ひ自ら電文を草して打電し國内の事態出でゝ益困難を加へ國家の前途頗る危險に瀕す之を長くすれば邦家破綻の時機遠からず若し南北の平和統一成らずんば遂には南北共に滅ぶるに至らんと述べ誠意を披瀝して南方の讓步を望めり。（八日、日日）

▲國會延長案提出　（七日北京特派員發）　六月末を以て期間滿了の新國會は豫算案未だ通過せず之を審議するに尚二箇月を要すとの理由を以て八月末迄會期を延期するの案提出せられたり。（八日、東朝）

▲主戰派主張强硬　（北京特電六日發）　昨日徐樹錚王揖唐兩氏は總統府に赴き段祺瑞氏の意見は飽まで新國會維持にある旨を總統に申達せり之れ所謂北方主戰派は漸次主和派を制肘し來れるを證するものなり。（八日、時事）

▲朱氏總代表辭退　（八日北京特派員發）　第二次勸告と共に朱啓鈐に打電し和議問題討議のため上京を促せるに朱氏より自身は再び總代表たるを願はず別に代表を選むか或は又手續を改めて和議を圖るか機宜の措置を講ぜられ度き旨徐總統宛返電し來れり。（九日、東朝）

▲軍人も平和渴望　（北京特電九日發）　直隸督軍曹錕、安徽督軍倪嗣冲氏等は陸榮廷、陳光遠、譚浩明、莫榮新等の通電に對し三日の電報參照至極同感なる旨返電せり近來南北軍人間に平和を渴望する傾向あるに鑑み上海會議の再開を促進するに足るものとして一般に歡迎せられ居れり。（十日、日日）

▲軍政委員會組織　（北京特電八日發）　參陸辦公所は近く一軍政委員會を組織する筈なり但し軍政に關しては一切督辦段祺瑞の節制を受くと。（十日、時事）

▲三氏愈辭職聽許　（上海特電十日發）　北京來電に據れば陸宗輿氏を免じ周家彥氏を幣制局總裁と爲し曹汝霖氏を免じて宋育祥氏を交通總長代理とし汪大燮氏を駐日公使とし章宗祥を免職する事となれりとあり。（十一日、時事）

▲三氏免官通電　（北京特電十一日發）　支那政府は全國官民に打電し章曹陸三氏の辭職を許可したる經過を述べ學生の行動に對しては秩序を破壞せざる範圍内に於て干渉を加へず各方面とも苦衷を察し騷擾する勿れと訓諭せり。（十二日、日日）

▲廣東軍政府要求　（上海特電十一日發）　廣東軍政府政務總裁は九日北京の徐世昌氏に學生を釋放し且つ明かに命令を發して曹、章、陸の三人を免職せんことを要求せりと。（十二日、時事）

▲錢内閣總辭職　（十一日北京特派員發）　錢總理及閣員は連名にて時局收拾の力なく殊に昨今の事態に依り十一日引責總辭職を爲せり。（十二日、東朝）

▲朱氏歸來せず　（上海特電十一日發）　朱啓鈐氏の容易に歸らざるは國會問題の爲めにて段祺瑞一派が尚ほ非法國會を保持し當局の此問題に就き斷然たる決意を爲すに躊躇する爲めなりといふ。（十二日、時事）

▲安福派の決議　（北京特電十日發）　九日安福俱樂部大會を開き英佛の通電中巴里條約調印に就き國會の贊成を俟且參衆兩院議長は政府の方針に贊成せりと傳ふる者あるも右は誤謬にして衆議院は僅に青島問題を保留して調印する事に贊成せるのみ上院議長は未だ意見を發表せず且國會を代表せる者にあらずとの反對決議をなし且上海平和會議は政府及無責任なる政客の爲せる事にて國會は之を承認せずとて新國會取消反對を保持する事に決せり。（十二日、日日）

▲總統辭表返付　（北京特電十一日發）　十一日參議院議長李盛鐸、衆議院議長王揖唐兩氏は徐總統に謁し總統の辭表を返付し安福俱樂部は徐總統を援助する方針を改めざる事を述べ此際辭意を洩らす勿れとて慰留に努めたり。（十三日、日日）

▲總統辭職理由　（十二日北京特派員發）　徐總統の國會及び各省に通電せる辭職理由左の如し。

對外問題に對しては山東問題を保留して講和條約に調印せん事を主張したるも外交上保留は不可能にして調印せざれば國際上不利益なるのみならず日獨直接交涉を爲すとせば其影響を受けざるを得ず外交上よりして調印は避くべからず然るに國人外交の情勢に暗く群起して反對す是れ對外に責を引く所以なり又對内問題は就任以來和平統一を成熟するを以て唯一の志とせり然るに和平會議は南方八箇條の提出に因て決裂し現在法律問題毫も辦法なし德薄く能少く對內的に責を引く所以なり別に賢能を選び繼任せしめ

よ云々。

尙總統は新總統選出されざる以前輕々しく職を去らざる旨聲明せり。（十三日東朝）

▲徐總統辭職秘因　（北京特電十一日發）　安福派機關紙（國是報）は總統が今回辭職するに至りし理由は

一、曹汝霖氏の締結せし高徐済順鐵道借款は徐總統就任當時の費用に供せられたるに今曹汝霖、章宗祥兩氏を免職し徐總統獨り晏然たる能はざる事。

二、政府の巴里條約に對する方針再三變動し最近調印に傾けるが其實は段祺瑞氏及參衆兩議長に分擔せしめんとし安福俱樂部の反對に會せる事。

三、新舊國會を犧牲として南北平和を計らんとし唐紹儀氏に七十萬元の賄賂を贈りしも不成功に終りたる事。

四、錢總理が責任を負はず總統に累を及ぼさんとする事等。（十三日、日日）

▲米公使の時局觀　（上海特電十二日發）　米國公使が當地米國總領事に宛て左の如く打電し來れるが頗る興味あるものと云ふべし。

三名の所謂賣國奴の辭職を許されたり大總統國務總理は國會及國民が其外交及內政々策に就き助力を與へざるに於ては辭職すとて脅迫しつゝあり而も大總統國務員は依然其職務を執り居れり。（十三日、日日）

▲安福俱樂部の決議　（北京特電十一日發）　十一日午前安福俱樂部は幹部會を開き左の決議をなせり。

一、徐總統の辭職を引止むべし。

二、錢內閣は責任上各地方の同盟休業を收拾したる後辭職すべし。

三、後繼內閣組織は豫め安福俱樂部の同意を經べし。（十三日、日日）

▲張督侵蒙計畫　（長春特電十日發）　蒙古杜爾特旗固山貝勒は此程長春に來り一兩日滯在の上北京に向びたるが用件は東三省巡閲使張作霖氏が近く蒙古討伐に名を借り多數の兵士を蒙古に進入せしめんと計畫し居れるより是が反對の陳情を大總統に致す爲なり。（十三日、日日）

▲總統辭表全文　（北京特電十二日發）　徐總統辭表全文左の如し。

本總統は國民の勸誘否み難く勉めて職に就けるが曾て國會に提案し平和條約に調印し青島問題に對しては保留をなす計畫なりしも保留せば日獨間の關係を變更せず却つて日本をして青島還附の約を破らしむるの虞あり又若し調印を拒絕せば支那は獨逸より得べき有利なる條件を放棄せざるべからず利害を考ふに調印するを可とす青島還附は日本より三國會議に宣言し尙英國首相日本外相の聲明に依りても明瞭なり米國大統領始め青島問題保留を贊成するも尙公法學者の愼重なる攻究を要すとなせり國際上の地位を保つが爲には我國は是非調印せざるべからず奈如せん國內の輿論調印拒絕を叫ぶ國民の外交事情に暗きは當然なるも共和國にして民意に逆らふは不可なり進退兩難を極む辭職の第一因なり國內の平和計畫は法律事實の諸問題より解決せざるべからず就任以來兵火解けず時局窮迫せるを以て統一を計る爲に努力し上海會議を開きしも互に讓步を計ると稱しながら數箇月を閱し上海會議は遂に破裂し人民失望せり兩方は接近を唱へながら完全なる辯論なく中央政府又平和を求めて結局積極進行の効なく和議再開するも双方の距離尙は遠し是れ本總統の薄德菲才國家を統治し時局を收拾する能力なき爲なり是れ辭職の第二因なり茲に人民の痛苦大なるを感じ進んで辭職し別に大總統を選擧せんことを請ふ尤も大總統選擧の手續は煩瑣なるを以て本總統は新總統選擧迄其職責を盡すべし右賞院に通牒し參照辦理を請ふ。（十四日、日日）

▲徐總統辭職通電　（北京特電十二日發）　十一日午前徐總統は各省督軍省長に對し辭職の通電を發せるが其內容は別項辭表の全文を揭げ最後に各省長官は嚴重に地方の秩序を維持せよと附言せり。（十四日。日日）

▲曹氏の辭職に反對　（北京特電十一日發）　倪嗣沖、張作霖、曹錕氏等より相前後して政府に電報來り各地の同盟罷業及び曹汝霖の交通總長辭職裁可に反對する旨を述べ來れり。（十四日、時事）

▲廣西軍梧州集中　（十二日香港特派員發）　更に最近に至り八千の廣西軍梧州に集中せられたり聞く所に據れば之を指揮するものは前廣東督軍陳炳焜なりと云ふ此報に接し廣東督軍莫榮新は軍政府と協議の上其廣東進入を阻止すべく兵を三水に派遣し若し軍政府の許可なくして廣東省內に進入するものあらば直に發砲すべき旨命じ直に廣東府近に戒嚴令を布けり廣東軍は既に肇慶を包圍せりとの說あり

▲徐總統留任　（北京特電十二日發）　徐總統は參衆兩院議長か辭表を返還せし際は尙留任の意思を表白せざりしが段祺瑞氏自身徐總統を說き曹錕

張作霖、倪嗣冲、李純、王占元各督軍より懇篤なる留任希望の電報達せる爲め遂に辭意を飜せり。（十五日、日日）

▲國會各省に通電　（十二日北京特派員發）　國會は總統の辭表を返還すると共に左の如く各省に通電せり。

大總統の辭職は約法に規定なく現行の行政組織は責任內閣制度にて一切の外交內政は國務總理の責任にして大總統より責任を負ふべきにあらず且つ辭表には總統の副署なく法律上効果なく兩院議長より卽時之を返還せり此際誤解あるべきを恐れ特に打電せり。（十五日、東朝）

▲錢閣正式辭職　（十三日北京特派員發）　錢內閣閣員の辭職は總統辭職問題の爲め保留され居たるが愈十二日に至り正式に提出せり全文左の如し

玆に數箇月盾怨を盡して總統の知遇に答へんことを努めたるのみならず國內紛擾して統一を期し難く外患亦頻に相次ぎ職責を完うし難く知力旣に盡き徒らに高位に在つて世の指彈を受けんより須く職を引きて後賢の道を妨ぐるを免れん。

右閣員の辭職に對し徐總統は慰留を試み居れり。（十五日、東朝）

▲錢總理のみ辭職　（北京特電十三日發）　錢總理のみ辭職を許れ龔心湛總理兼任代理となる。（十五日、時事）

▲唐氏和議三案　（上海特電十四日發）　廣東軍政府は唐繼堯氏より左の三項を申出たる電報に接せり。

一、正式政府を組織し別に新局面を開き暫く南北分治を執るを策と爲し八箇條の提議を固く持し努めて元の議を持すること。

二、努めて西南の一致を圖り以て自主の道を求むべし。

三、唐紹儀氏を總代表とし固く留るを主張し單獨和議を圖るに反對す。（十五日、日日）

▲西北籌邊使任命　（北京特電十三日發）　徐樹錚氏は西北籌邊使に任命されたり其職務は西南國境の防備に任ずるものにて西北邊防軍四箇旅團は完全に徐樹錚氏指揮下に置かれたり。（十五日、日日）

▲孟督軍排斥運動　（長春特電十三日發）　孟督軍に對し又もや排斥運動起り北京にて吉林選出議員等の彈劾案提出あり續いて當省內紳商中より代表者を選び吉林縣より何永仁を長春縣より禹德忠を伊通縣より齊毅を延吉縣より尹兒和の四名を選び

一、督軍部下軍隊は無償にて馬匹糧食を徵する事。

二、兵士は馬賊と同樣に暴動掠奪を爲すも督軍は所罰せず却つて部下を庇護すること。

三、親戚知巳を多く用ひて不公平多し。

四、擅に部下軍隊を增加し國費を浪費すること。

五、職權を濫用し不正行爲多し。

六、軍備其他を針小棒大に報告し實費より多額を政府より受け私腹を肥せること。

七、賄賂者を重く用ひ金錢にて官職を賣りしこと。

八、徒らに軍備を擴張して紙幣を濫發したる爲め吉林財界を紊亂せしめたること。

右八ヶ條を記し先づ張巡閱使に彈劾を申請せしに張作霖氏は北京政府へ申請せしも認可なき爲め一行四名は今日當地を出發奉天にて再度張氏と協議の上北京に向ふ可しと。（十五日、時事）

財政經濟及其他

▲新借款團反對　（二十九日北京特派員發）　對支新銀行團組織に對する支那側の批評を聞くに新銀行團は舊銀行團と性質を異にせざるに於ては何等反對すべき理由なきも新銀行團が政治借款を壟斷するのみか更に經濟借款をも獨占せんとするならば由々敷問題と云はざるべからず是に由りて各國單獨競爭の弊害を除くを得べきも銀行團によりて經濟借款を獨占する場合に單獨借款以上大なる束縛を受くるに至るべきは明かにして是れ軈がて形を變へたる共同管理の前提と云ふべし支那として到底贊成すべからずと云へり。（一日、東朝）

▲八年度豫算案提出　（二十九日北京特派員發）　民國八年度豫算案は財政部の手にて編成を終り正式に國會に提出されたり右豫算に依れば歲出總額六億四千五百四十五萬一千七百八十九元にして歲入不足額二億元は外債を以て補塡すべしと。（一日、東朝）

▲益世報再發刊　（北京特電三十一日發）　發行禁止中の益世報は資本金四十萬弗を集め取締役七名（內支那人二名米人五名）を選擧し新に發刊を

警察廳に出頭すべしと。（一日、日日）

▲善後借款反對　（三十一日北京特派員發）　善後借款は上海會議の議題に上り和議決裂の一原因と認められつゝあるが廣東非常國會は兩院議長の名を以て地租を抵當と爲す外債は國會の承認を經べきものにして國會の承認を經ざれば非法なり從つて上海會議に於て辦理すべきものにあらず該借款は少數武人と官僚との私慾を充すに過ぎず南北和議成立以前絕對に承認する能はざるを以て各銀行團に於ても投資見合されたしと通告せり。（二日、東朝）

▲日貨賣行減少す　（長沙特電二日發）　長沙の排日熱は漸次激烈となり教育各團體は聯合大會を開きて日貨排斥の決議をなせり學生等は日本製の帽子を破棄し又雜貨店の入口に於て客の出入を監視する爲日本品の賣行非常に減ぜり又日清汽船の貨物の減少著しく支那警察は萬一の暴行を虞れ日本人が夜間外出せざるやう領事館を通じて申出で來れり。（四日、日日）

▲排貨湖南に及ぶ　（二日長沙特派員發）　湖南の排貨は到底不可能なるべしと樂觀せられ居りしも漸次形勢昂まり來り遂に國貨維持の名を以て各團體の聯合大會を開き排日決議をなせるが各自非買を誓ひ又日貨を購ふ者に對し妨害を加へ或は侮辱をなしつゝあり日本雜貨店は賣行三分の一に減じ日清汽船の積荷非常に減じたる由なり。（四日、東朝）

▲長江積荷皆無　排日運動は表面靜穩に向ひつゝある如くなるも裏面の運動は引續き激烈にして昨今沙市、宜昌、常德方面に於て特に甚しく日清汽船會社の長江航路に從事する大福南洋太利各船とも支那人船客及貨物皆無の狀態に在り（二日午後某社着電）（四日、日日）

▲新財團豫備協定　（北京特電三日發）　五月二十日巴里に於て開催されたる主要列國代表者會議に於て對支新財團に關する豫備協定を見たり新協定の主要點左の如しと推せらる。

（一）現在及び將來の一切の特權取引は旣に實施されたるもの若しくは現に實施さるゝものを除き新借款中に投入せらる可きものとす。

（二）各國借款團は支那財政に干與せる其の國の銀行全體に亘つて廣く之を代表す可きものとす。

（三）建設事業は公平なる競爭的基礎に立脚して行はる可し。

新財團の發起者等は利益の獨占を避け支那に對し寬大にして公平無私なる財政組織の援助を與へんとするの希望を表白せり。（六日、時事）

▲借款契約調印　（四日北京特派員發）　第二次大借款第三回前貸一千萬圓は七月十日を以て期限滿了すべきに就き四日龔財政總長と正金銀行との間に借款契約調印されたり。

△金額　一千萬圓△期限　一箇年△利息　七分△擔保　鹽稅剩餘金。（六日、東朝）

▲支白募債調印　（北京特電四日發）　六月一日隴海鐵道督辦施肇曾氏と白耳義賓本家との間に左記契約調印せられたり。

第一　支那政府は隴海鐵道借款契約に依り第二回債券を發行するに先ち支那政府の名義にて歐洲に於て國庫債券二千萬法を發行し鐵道經費に充つ該債券は年利七釐とし償還期限は千九百二十四年七月一日より還るゝことを得ず擔保は隴海鐵道借款契約を適用す。

第二　發行條件は手取九十五とし印紙稅百分の二を控除す。（六日、日日）

▲河南銀行開店　（新嘉坡特電四日發）　河南銀行六月二日開店せり同銀行は支那人間に好評あり開店第一日に百五十萬弗の預金ありたり。（六日、時事）

▲鴨綠江製紙の申請　（安東特電七日發）　大川平三郎、長谷川太郎吉郎兩氏の發起に係る鴨綠江製紙株式會社の登記申請は六日安東領事館に提出せり資本金五百萬圓工場は安東縣六道溝沿岸の木材を原料としてパルプ及製紙製造をなすべしと。（九日、日日）

▲漢口金融杜絕　（漢口特電七日發）　上海商人同盟罷業の結果當地の金融は殆ど杜絕し取引全部中止の姿となれり學生は督軍の決斷宜しきを得たるを以て皆無事鄉里に引揚げたり入院中の負傷學生は藥料を與へ日々人を派し慰問しつゝあり。（九日、日日）

▲萬國共同防毒大會　（六日濟南特派員發）　曩に英米人中より排日の一手段として發起されたる阿片禁止運動は爾後全然政治的意味を離れて國際運動たらしむべく組織を變更し日本を初め英米各國領事の贊助を得て本日省議會に於て萬國共同防毒大會を開催し山田總領事代理も列席の上一場の演說を試み却々の盛會なりき。（十日、東朝）

▲天津錢商等議決　（九日天津特派員發）　當地の錢商等は七日會議を

開き日本金票の相場を建てざることに議決せるが愈〻九日より之を實行し居れり（十日、東朝）

▲新借欵と英態度　（四日國際社倫敦發）英國下院に於て外務次官ハームスウオース氏はサー・ニーツ氏（統一黨）の質問に答へて曰く。

米國政府の發議に基づき支那新借款團組織の件に關し數月前來商議中なり英國政府は固より此借欵團に加入せんため組織せらるべき英國資本團に對しては十二分の贊助を與へんとす。

政府の所謂排他的援助と云ふ說に就きハームスウオース氏は答辯して曰く

政府は此の商議を開始するの初めより此の組織せちるべき英國資本團は之を大規模のものとなし凡て支那に對して貸付を行はんとする所の強固の地位を有する各銀行を代表するに足らしむるものとなすに非ずんば政府は決して之に對して獨專的援助を與ふる能はざる旨を明白に通告し置きたり。

（十一日、東朝）

▲交通銀行取付　（十日上海太田特派員發）九日中國銀行支店は取付に遭ふ虞れあり香上銀行支店より五百萬元の融通を受くる事となりたるが十日朝交通銀行支店は盛に取付に遭ひつゝあり。（十二日、東朝）

▲水火夫罷業　（十日上海特派員發）日清汽船其他の汽船會社の水火夫同盟罷業せり各方面のストライキ漸次增加しつゝあり。（十二日、東朝）

支那

第十卷第十四號

要目

論說（支那の不調印……一―四
資料（農商部編各國度量衡比較表……五―一一
　　　支那に於けるマルコニー無線電信所……一一―一四
雜錄（對支貿易策……一五―一九
　　　支那軍隊整理案（二）……二〇―二三
彙錄（日本と支那と米國……二四
　　　支那人の偉大なる將來……二五
　　　支那の運命は講和會議に懸る……二五
　　　支那の富源……二六
　　　佛蘭西に於ける漢字新聞の發刊……二七
事業界（支那事業界近況……二八―三三
半月史（半月間の支那重要事件……三四―三九
時報（支那最近時事要項……四〇―四六
彙報（支那關係諸報道……四七―六二

東亞同文會調査編纂部

大正八年七月十五日發行

「支那」目次

第十卷 第十四號

論說

支那の不調印……一―四

資料

農商部編各國度量衡比較表……五―一一
支那に於けるマルコニー無線電信所……一二―一四

雜錄

對支貿易策……一五―一九
支那軍隊整理案(三)……二〇―二三

彙錄

日本と支那と米國……二四

支那人の偉大なる將來……二五
支那の運命は講和會議に懸る……二五
支那の富源……二六
佛蘭西に於ける漢字新聞の發刊……二七

事業界

招商局株主總會—福利公司營業成績
江蘇銀行營業成績—保家行及保安兩保險會社の合併……二八—三三

半月史

西北籌邊使任命—後繼內閣組織難—上海事件交涉—東清鐵管理協定加入……三四—三九

時報

（內治外交）錢總理免職—無約人課稅章程—兼署內務總長—內務次長任命—管理無約國人民章程—西北邊防總司令—國會事務局長—龔總理外交通電—安福派と新交通系—日本の新聞政策
（財政經濟）郵政儲金開辦—交通部の異動—銀行團決議の內容—鐵道統一問題の其後……四〇—四六
彙報……四七—六二

登録商標

鹽水港製糖拓殖株式會社

資本金

千百貳拾萬圓

工場

新營庄工場
岸內第一工場
岸內第二工場
旗尾工場
鯉魚尾工場

(機械能力)

一、〇〇〇噸
五〇〇噸
七〇〇噸
一、二〇〇噸
五〇〇噸

製品

分蜜糖及白糖

開墾　農作　樟腦採收
採鑛・牧畜造林及運輸業

東京出張所　東京市日本橋區吳服町十番地
電話特長本局　一二〇三番
一二〇四番

本店　臺灣新營庄六十五番地
支店　同　花蓮港街百四十七番地

販賣店
横濱　安部商店
神戶　鈴木商店

大正八年七月十五日
第十卷第十四號

支那の不調印

一

六月二十八日巴里に於て對獨講和條約調印せられ、五年に亘れる世界大戰此に終結せるは、實に世界人類の爲慶祝に堪えざる也、然るに聯合各國中獨り支那講和委員は調印を肯んせず、聯合國中支那獨り獨逸と和せざるの奇觀を呈す

支那委員が調印せざる理由は山東問題に關する支那の留保の容れられざるにあり、然かも斯くの如きは如何にも奇怪なる論理にして、支那が今更山東問題につき留保を求むべき理由無く、又該留保の容れられざるを以て對獨講和條約に調印せざるが如きは寧ろ滑稽と謂はざるべからず、彼等は講利條約調印を拒みて、更に獨逸と戰はんとするものなりや、將た又自ら獨逸と單獨講和をなさんとするものなりや、恐らく彼等は其孰れをもなす能はざるべ

く、結局支那の講和條約の不調印は何等の見るべき結果を將來し得べきものにあらずして、支那政府の健康狀態を疑はしむるの因たるべきのみ

支那が講和會議に於てなしたる山東問題に關する主張は徹頭徹尾無價値なり、何となれば支那は明かに大正四年に於て日本と條約を締し、將來山東に關し日本が獨逸と協定すべき如何なる條項をも承認すべき事を約せり、既に斯くの如き條約の儼として存する以上、支那は先づ日本に對し大正四年日支條約の破棄を要求するにあらざれば、彼が如き主張を反す能はざるべき筈なり、支那は獨逸と戰ひたれば獨逸との間の條約は失効したる（租借條約は爲に失効せず）事を主張し得べけんも、日本との國交は依然なれば獨支開戰は決して日支條約の効果に影響を及ぼす無きなり

然るに支那全權は有らゆる方法を以て日本を讒誣し中傷し、而して青島の直接還附を求め、往年支那が獨立國として明かに條約を以て約したる處に反する行動を敢てして憚らざりき、支那の政情の現況及講和委員の人選等より見れば、多少恕すべき點なきにあらざるも、斯くの如きは實に國際の信義に悖り善隣の誼に背くの甚だしきものと謂つべく、斯くの如き誤れる主張を出發點としたる結果として、遂に講和條約に調印せざるに及んでは其愚や實に及ぶべからざるなり

二

講和條約に調印せざるに於ては支那に對して如何なる利益を齎し得べきや、支那が調印せざるも講和條約は有効に成立す、然らば則ち日本は完全に山東に關する獨逸の有らゆる權利利益を有効に繼承し得るものにして、而して支那は大正四年の日支條約によりて此決定に同意すべき事を既に承諾したれば、講和條約が効力を發生すると共に日本は當然何等の故障なく山東に於ける諸權利を享有し得べく、支那が講和條約に調印すると否とは山東の獨逸權利の處分に於て何等關係する處あらざるなり

若し支那の不調印が是れに關し何等かの影響を持ち得べしとせば、其當否は別として、其不調印は兎に角有意義なり、然るに事實は支那は講和條約調印を拒絶するも何等得る處無く、支那講和委員の爲す所は、其自ら主張する處に對して何等の効果をも及ぼす能はずして、之れ全く無意義無價値の行動のみ、而して此結果支那は益列國に對する信用を失墜し友邦に對する親善に害ふに於て、斯くの如き行動は却つて支那の爲に多大の不利益を招くに至るべき也

強いて支那委員の調印を肯んせざる理由を求めんか、自

ら責任を廻避して本國に於ける反日の風潮に迎合せんとしたるに外ならざるべし、抑も一國を代表して世界改造の會議に列しつゝ、自ら其責任を廻避し一身を守るに急にして、國利を措いて顧みざる支那委員の行動は度すべからざるものと謂ふべきなり

三

青島を或條件の下に支那に還附すべきことは日本が既に支那と約し、又屢々之れを内外に聲明したる處にして、我國が當然之れを實行すべきは毫も疑を挾むの餘地なく、我國は從來他國との約束は勿論苟も自ら聲明したる處は必ず之れを實行する事に於て、未だ一度も怠りし事なく、信義ある態度は實に列國の均しく認識する處なり、然るに支那が青島還附につき帝國の聲明の實行如何を疑ふが如きは、全く日本を侮辱するものに外ならず

日本は早晩其聲明の如く青島を以て支那に還附すべく支那人は此點に關し意を安うして可なり、之れを疑つて或は排日の騷擾を企て、或は講和會議に於て強いて日本に反對し、遂に條約に調印せざるが如きは、徒らに日支の親善を

害し徒らに支那の國際的信用を失墜するものにして、支那自らの不利益之れより甚しきは無きなり

支那が講和條約に調印すると否とは日本の獨逸の權利を繼承するに何等の障碍なく、又大局上よりして何等の影響なしと雖も、吾人は支那が一日も早く其過を改めて之れが調印を了し、聯合各國と共に平和再來を慶祝せん事を希望せざるを得ず

彼の大總統の命令を以て獨逸との戰爭終了を宣布して、以て講和條約調印に代へんとする說の如きは、元より道聽途說にして、決して支那政府の眞意にあらざるべきが、若し夫れ斯くの如き事を以て獨逸との戰爭を終了せしめ得べしとなすが如くんば、益々支那の健康狀態を疑はるべく、支那の爲に圖るに早きに及んで追調印をなさずんば、後日噬臍するも及ぶ能はざるものあらん

既に青島を以て支那に返附するとせば、日本が山東に對して獨逸より繼承し得べき權利利益は何ぞや、山東鐵道は最も主要なるものなりと雖も、之れ亦日支合辦を以て經營するの約既に成れるあり、其他鑛山の如き各種借款の投資權等ありと雖も、以て支那の主權を害ひ、支那の獨立を危

うするが如きもの一も存するなく、決して支那人が或は騷擾を以て或は講和條約不調印を以て力爭すべき程の價値あるもの無きなり

四

吾人は講和會議に關する支那政府及支那全權の態度を見て、支那當局中毅然として自ら責任を負ひ、其爲すべきを爲すもの無きを感ぜざる能はず、巴里に於て支那講和委員のなしたる擧措は多くは北京政府の眞意にあらざりしなるべきが、然かも北京政府は之れに對して斷乎たる處置をなす能はず、殊に講和條約調印の如き大事すら彼等全權は本國政府の命を聽かざるに拘らず、之れを奈何ともする能はず、各自己の立場若しくは地位の擁護に急にして、眞に民國の前途を憂へて邦家の爲に一身を犧牲に供せんとするもなく、斯くの如くんば民國の前途實に寒心に堪えざるなり

吾人は切に民國の統一せられ四億民衆が悉く慶福を享けん事を希望して止まざるものなるが、今日の狀態を以てせんか果して孰れの日に之れを期し得べきか、頗る惑無き能はず(X、Y生)

農商部編各國度量衡比較表（上）

各國度量衡比較表

支那度量衡は二種に分つ、甲は營造尺庫平制にして營造尺の一尺を以て長度の單位とし庫平一兩を以て重量の單位とし、三一、六立方寸を以て一升として容量の單位とす、乙は萬國權度通制にして一公尺を以て長度の單位とし一公斤を以て重量の單位とし一立方公寸を以て一公升として容量の單位とす（民國　年　月日公布權度條例）甲乙兩制の比較規定左の如し。

一尺＝0・三二公尺	一公尺＝三・一二五尺
一斤＝0・五九六、八一六公斤	一公斤＝一・六七五、五八三斤
一升＝一・0三五、四六八、八公升	一公升＝0・九六五、七四六、一升

從前度量衡比較は概ね根據不確實なる上約數に從ひしか故に其差多かりしが權度法公布以來始て營造庫平制と萬國權度通例との正確なる比較を得たり、萬國權度通例は世界各國の共用する所なれども尚本國の舊制を存するもの數國あり然れども正確なる比較を以て標準を示さざるべからず現在萬國權度通例を專用するもの左の三十二國なり。

德意志　奧大利　比利時及其屬地　巴西
布加利亞　智利　哥倫比亞　可斯塔利加　古巴
丹麥　西班牙　法蘭西及其屬地　掘地馬利
荷蘭及其屬地　洪都拉斯　勾牙利　意大利　盧林堡
黑西哥　蒙特內哥　尼加拉古阿　瑙威　秘魯
暹羅　瑞典　瑞士　烏魯圭
葡萄牙及其屬地　羅馬尼亞　薩耳瓦多　塞爾維亞

又法定兼用するもの左の十國なり。

支那　波利維亞　埃及　美利堅合衆　英吉利及屬地
希臘　日本　巴拉圭　俄羅斯　土耳古

專用三十二國の制度は權度法の乙制と同一なるを以て其

比較は甲乙兩制の比較を以て足るが故に支獨獨支等の表を重言せず、今兼用十國中特に英米日露四國の制度を各本國法律の規定に從ひて計算す。

英國は依亞を以て長度の單位とし黄銅原器華氏六十二度に於て兩金紐間の長に等し、重量の普通秤は磅を以て單位とし鉑(白金)質原器眞空中の重に等し金銀秤は脫來溫司を以て單位とし四百八十克冷に等し、容量は加倫を以て單位とし華氏六十二度晴雨計三十因制の時純水十磅の容量に等し(一八七八年八月八日公布度量衡法)而して萬國度量衡通例との法制比較左の如し(一八九七年八月六日公布萬國通例制度量衡法)

一依亞=〇・九一四、三九九公尺　一公尺=一・〇九三、六一四、三依亞

一磅(普通秤)=〇・四五三、五九二、四二七公斤　一公斤=二・二〇四、六二三、三四一磅(普通秤)

一加倫=四・五四五、九六三、一公升　一公升=〇・二一九、九一五加倫

米國は依亞を以て長度の單位とし萬國度量衡會制定の鉞鉑(イリヂウム及白金合金)公尺原器攝氏零度の時三九三七分の三六〇〇に等し重量普通秤は磅を以て單位とし萬國度量衡會制定の鉞鉑(イリヂウム及白金合金)公斤原器〇・四五三、五九二、四四二、七七に等し金銀秤は脫來溫司を以て單位とし七〇〇〇分の五七六〇普通秤磅に等し、容量液體は加倫を以て單位とし二三一立方因制に等しく固體は蒲式耳を以て單位とし二一五〇・四二立方因制に等し(一八六六年七月二八日法制及一八九三年四月五日政令萬國度量衡通制)一九一四年華盛頓標準局公布の度量衡單位表に據れば其比較左の如し

一依亞=〇・九一四、四〇一、八公尺　一公尺=一・〇九三、六一一、一依亞

一磅(普通秤)=〇・四五三、五九二、四二七、七公斤　一公斤=二・二〇四、六二三、三四一磅(普通秤)

一蒲式耳=三五・二三八、三公升　一公升=〇・〇二八、三七六蒲式耳

一加倫=三・七八五、三三二公升　一公升=〇・二六四、一七八加倫

日本は尺を以て長度の單位とし鉞鉑(イリヂウム及白金)合金公尺原器攝氏〇・一五度の時首尾兩標點間三十三分の十に等し、重量は貫を以て單位とし鉞鉑合金公斤原器四分の十五に等し容量は升を以て單位とし六四八二七立方分に等し其萬國度量衡通例との比較左の如し(明治四二年三月八日公布法律第四號)

一尺=三三分の一〇公尺　一公尺=一〇分の三三尺

一貫=四分の一五公斤　一公斤=一五分の四貫

一升=一三三一分の二四〇一公升　一公升=二四〇一分の一三三一升

露國は原と薩仁を以て長度の單位とせしが(一八三五年一〇月法律)英國依亞標準器製成せらるるに及ひて阿互甲を以て長度の單位とし一八九四年製鉞鉑(イリヂウム及白金)薩仁原器攝氏一六・三分の二度の長を以て標準とす、重量は分特を以て單位とし一八九四年製鉞鉑分特原器攝氏一六・二度密度二一・五一の重を以て標準とす容量液體は維得羅を以て單位とし攝氏一六・三分二度眞空中三〇分特の純水容量に等し固體は赤特維里克を以て單位とし同時に於て六四分特純水の容量に等し(一八九九年六月法律及國度量衡通制准用規定)其萬國度量衡通制との比較左の如し

一阿耳=〇・七一一二公尺　一公尺=一・四〇六、〇七四、二四阿耳申

一分特=〇・四〇九、五一二、四一公斤　一公斤=二・四四一、九二八、四四分特

一赤特維里克=二六・二三八、五六七、七四公升　一公升=〇・〇三八、一一一、八四赤特維里克

一維得羅=一二・二九九、三二八、五公升　一公升=〇・〇八一、三〇五、二五維得羅

各國度量衡表

	長度
支那營造尺庫平制	毫＝〇・〇〇〇一尺 釐＝〇・〇〇一尺（一〇毫） 分＝〇・〇一尺（一〇釐） 寸＝〇・一尺（一分） 尺＝單位 步＝五尺 丈＝一〇尺（二步） 引＝一〇〇尺（一〇丈） 里＝一八〇〇尺（一八〇丈）
萬國權度通制	公釐＝〇・〇〇一公尺 公分＝〇・〇一公尺（一〇公釐） 公寸＝〇・一公尺（一〇公分） 公尺＝單位 公丈＝一〇公尺 公引＝一〇〇公尺（一〇公丈） 公里＝一〇〇〇公尺（一〇公引）
英國	因制（英寸）＝三六分ノ一依亞（一二分ノ一幅地） 令克＝〇・二二依亞（七・九二因制） 幅地（英尺）＝三分ノ一依亞 依亞（碼）＝單位 花當＝二依亞 樂德（布耳、或ハ剖取）（五・二分ノ一依亞） 扯因＝二二依亞 富阿郎＝二二〇依亞 買爾（英里）＝一七六〇依亞＝八八〇花當 亨德＝四因制 海里（地理里）＝一・一五〇七買爾
米國	因制（英寸）＝三六分ノ一依亞（一二分ノ一幅地） 令克＝〇・二二依亞（七・九二因制） 幅地（英尺）＝三分ノ一依亞 休亞（碼）＝單位 花當＝二依亞 樂德＝五・二分ノ一依亞（一六・二分ノ一幅地） 扯因＝二二依亞（一〇〇令克）（六六幅地）（四樂德） 富阿郎＝二二〇依亞（一〇扯因）． 法定買爾（英里）＝一七六〇依亞＝（五二八〇幅地）（三二〇樂德） 亨德＝四因制 泡因脫＝七二分ノ一因制 密爾＝〇・〇〇一因制 斯奔＝九因制（八分ノ一花當）
日本	毛＝一〇〇〇〇分ノ一尺 厘＝一〇〇〇分ノ一尺（一〇毛） 分＝一〇〇分ノ一尺（一〇厘） 寸＝一〇分ノ一尺（一〇分） 尺＝單位 丈＝一〇尺 間＝六尺 町＝三六〇尺（六〇間） 里＝一二九六〇尺（三六町）
露國	託赤克＝二八〇〇分ノ一阿耳申 利尼亞＝二八〇分ノ一阿耳申（一〇託赤克） 維耳索克＝一六分ノ一阿耳申（一七・五利尼亞） 阿耳申＝單位 薩仁＝三阿耳申 維耳斯地＝一、五〇〇阿耳申（五〇〇薩仁）

液量温司）
液量打蘭＝八分ノ一液量温司（一二八分ノ一液量品脫）
液量温司＝一二八分ノ一加倫（一六分ノ一液量品脫）
加倫＝單位

重量

毫＝〇、〇〇〇一兩
釐＝〇・〇〇一兩（一〇毫）
分＝〇・〇一兩（一〇釐）
錢＝〇・一兩（一〇分）
兩＝單位
斤＝一六兩
攝氏四度ノ純水一立方寸ノ重量ハ〇・八七八四七五兩トス

公絲＝〇・〇〇〇〇〇一公斤
公毫＝〇・〇〇〇〇一公斤（一〇公絲）
公釐＝〇・〇〇〇一公斤（一〇公毫）
公分＝〇・〇〇一公斤（一〇公釐）
公錢＝〇・〇一公斤（一〇公分）
公兩＝〇・一公斤（一〇公錢）
公斤＝單位
公衡＝一〇公斤
公石＝一〇〇公斤（一〇公衡）
公鐓＝一〇〇〇公斤（一〇公石）攝氏四度ノ純水一立方寸ノ重量ハ一公斤トス

〔普通秤〕
克冷（英釐）＝七〇〇〇分ノ一磅
打蘭＝二五六分ノ一磅（一六分ノ一温司）
温司＝一六分ノ一磅（一六打蘭）
磅＝單位
斯冬＝一四磅
瓜他＝二八磅
亨套來懷脫（英擔）＝一一二磅（八斯冬）
噸＝二二四〇磅（二〇亨長來懷脫）
〔金銀秤（脫來秤）〕
克冷（英釐）＝七〇〇〇分ノ一磅
本尼懷脫＝二四克令
脫來温司＝一二分ノ一脫來磅（二〇本尼

〔普通秤〕
克冷（英釐）＝七〇〇〇分ノ一磅（四三七五分ノ一〇温司）
打蘭＝二五六分ノ一磅（一六分ノ一温司）
温司＝一六分ノ一磅
磅＝單位
短亨套來懷脫＝一〇〇磅
長亨套來懷脫＝一一二磅
短噸＝二〇〇〇磅
長噸＝（英噸）二二四〇磅
〔金銀秤（脫來秤）〕
克冷（英釐）＝五七六〇分ノ一脫來磅
本尼懷脫＝二〇分ノ一脫來温司（二四克冷）

毛＝一〇〇〇〇〇〇分ノ一貫
厘＝一〇〇〇〇〇分ノ一貫（一〇毛）
分＝一〇〇〇〇分ノ一貫（一〇厘）
匁＝一〇〇〇分ノ一貫（一〇分）
貫＝單位
斤＝一六〇匁

〔普通秤〕
多利九二一六分ノ一分特
作洛特尼克＝九六分ノ一分特（九六多利）
分特＝單位
普得＝四〇分特
洛特＝三作洛特尼克
蘭納＝八作洛特尼克
別耳課維次＝一〇普得
杷根＝三別耳課維次
〔藥用秤〕
格倫＝五七六〇分ノ一分特
得拉赫馬＝九六分ノ一分特（六〇格倫）
温司＝一二分ノ一分特（八得拉赫馬）
分特＝單位

（衡脱）
脱來磅＝單位
〔薬用秤〕
克冷（英釐）＝七〇〇〇分ノ一磅
司克路歩＝三五〇分ノ一磅（二〇克冷）
套蘭＝三司克路歩
脱來温度＝一二分ノ一脱來磅（八套蘭）
脱來磅＝單位

脱來温司＝一二分ノ一脱來磅（七〇〇〇分ノ四八〇普通秤磅）
（四八〇克冷）
脱來磅＝單位
（七〇〇〇分ノ五七六〇普通秤磅）
〔薬用秤〕
克冷（英釐）＝五七六〇分ノ一薬用磅
薬用司克路歩＝三分ノ一薬用打蘭（二〇克冷）
薬川打蘭＝九六分ノ一薬用磅（八分ノ一薬用温司）（六〇克冷）
薬用温司＝一二分ノ一薬用磅（七〇〇〇分ノ四八〇普通秤磅）
（四八〇克冷）
薬用磅＝一脱來磅（七〇〇〇分ノ五七六〇普通秤磅）

支那に於けるマルコニー無線電信所

支那に於ける無線電信所設置に就ては、從來獨逸人の手にありしも、昨年八月二十七日英國マルコニー無線電信會社と支那政府との間に無線電信購入に關する英貨六十萬磅の借款契約成りしが、同年十月九日更に支那政府と同社との間に支那に三ヶ所（カシユガル、西安府、烏爾木哲及蘭州府）の無線電信所裝置に關する契約を締結し、更に本年五月二十四日北京政府は同社と契約し、中華無線電信會社（Chinese National Wireless Telegraph Company）を創立し、資本金七十萬磅にして半額は政府側にて持ち半額はマルコニー會社にて支拂ひ、無線電信器具の製造販賣をなし、裝置機具の修繕所を天津及北京に置き、之が製造工場を上海に置く事となるべし、左記契約書の譯文は昨年十月九日北京政府とマルコニー無線電信會社との間に締結されたる契約全文なり。

一九一八年十月九日北京に於てマルコニー無線電信會社と支那政府交通部との間に締結せられたる無線電信所設置に關する契約左の如し。

一九一八年十月九日北京に於て支那民國政府（以下單に政府と稱す）マルコニー無線電信會社（以下單に會社と稱す）との間に次の契約を爲す。

第一條　政府は「カシユガル」西安間に於て完全なる通信機關を設置する目的を以て三箇の無線電信所を購買設置せん事を欲し會社は以上の目的につき必要なる資金英貨二十萬磅の借款を爲す事を承諾し政府は之に依て各二十五キロワットの能力を有する三箇の最新式マルコニー「アーク」無線電信所及晝間七百哩の距離に電波を送達し得べき保證されたるものを會社に對し註文する事。

第二條　各無線電信所は總ての點に於て完全なるは勿論支那內地輸送移動に便利なるため其最大重量は三百五十封度を超過せざる可き事、各電信所は二十五キロワットの電流の十分に發生する事を得るものにして交通電氣發電所の一端より輸送に便利にして直流發電氣は燈用として六百キロワットの電球用に供給に十分なる能力を有する事、汽鑵は石油用として十分に機械又は電氣的裝置石油タンク及材料冷却に最も適當なる裝置を有する事、スウキッチ板は之に必要なる總てのスウキッチ加減抵抗器、電氣測量器可熔器と共に之を供給し爾後の修繕取換を爲すべき事。

無線電信機は最新式のものなる事及之を取扱ふ鍵輪は電信技師の取扱上危險なきものなる事、受信機は電波の送傳を絕緣し開閉するに便にして受信中電波中斷さるゝが如きものならざる完全なる能力を有するものなる事、貯藏部分は常に無線電信の絕緣に供し受信機に附帶する十二箇の特殊の開閉辨、二箇の低壓電池及二個の高壓電池、細線等各電信所に感受し振動するに十分なる裝置をなすものなる事

各電信所には其必要なる Thimbles Shackles, Triatic Stays 等電導及絶緣に必要なる器具と共に高さ三百呎の三個の鋼製格子塔を供給する事、架空線は最良なる最新實用のものを以てし規定の修覆に十分適する Atennae 線を以て供給する事、地上設備能力は最も其實用に適合すべく之が總ての材料は會社より提供する事、保存及修繕に必要なる器具は總て各電信所に供給さるべき事、各項目に亘る價格記載の明細書は倫敦より入港あり次第之を提供する事及各電信所に各個の充分なる作業訓練に依る準備を爲すべき事、上記註文に依る三箇所の電信所は「カシユガル「烏爾木哲」及び「蘭州府」の各所に設置し會社はカシユガル及「烏爾木哲」間の不斷（晝夜共）の通信事務を設置し得べき裝置を爲すべき事を承諾す、而して「烏爾木哲」「蘭州府」間の距離は一千哩以上にして之が裝置は右兩地間に於ては單に夜間通信設置をなす事を承諾し若し「ハミ」其他の場所に於て「烏爾木哲」と「蘭州府」間に晝間通信所の設置を必要とする場合には政府は本項所定の條件に依り同一價格を以て會社より之か裝置の供給を受くべき事を約す會社は政府に供給するに最新型の完全なる受信機を運賃保險料支拂上海渡しとし「蘭州府」より西安府に設けらるべき電信所に取付けらるべく其結果若し政府にして西安府に裝置すべき機具にして「蘭州府」と通信し得ざりし場合には政府は會社より必要なる能力を有する機具を其當時の時價に於て購入する事。

第三條　各電信所の價格は英國港に於ける相場にて英貨二萬二千磅にして合計購入額六萬六千磅は上記に依る二十萬磅中より支拂ふべく殘額十三萬四千磅は會社に於て政府の爲め三箇所の電信所の設置幷に運賃支拂の爲め政府に現金にて前渡すべきこと上記英貨十三萬四千磅は運賃設備其他同樣の目的に使用さるべく臨時必要なる金額は政府も其目的に指定したる事業にして會社の監督技師の署名せる請求書提出次第政府に前渡しすべく會社は英國港より輸送せる貨物に對しては適當なる證明書を附し運賃保險料諸掛りを計算せる仕切書を作成する權限を有す、前記政府に前渡さるべき十三萬四千磅の額は見積りにして會社は本金額が運賃其他設立費用に充つるに十分なる事を保證せず從て本件に付若し不足を生じたる時は之を政府に追加請求すべき事。

第四條　前記英貨二十萬磅は上海に於て電信所設備の完成の日附後二ヶ年半より起算し政府は之を四箇年間に於て支拂ふべき事、又政府は其支拂に付會社に對して適當なる支拂日を決定する爲め三ヶ月前に豫め豫告を以て前記二十萬磅の全額或は既に支拂はれたる金額の殘金を支拂ふ權利を有す。

第五條　前記英貨二十萬磅の支拂は左記各項に振當つる事。

英貨六萬六千磅　英國港に於ける貨物諸費用
英貨十三萬四千磅　會社の前渡すべき運賃及設置費

英貨六萬六千磅の利子は年八步とし英貨にて貨物が上海引渡されたる日より六ヶ月後に於て政府之を支拂ふ事又運賃

及設立費として十三萬四千磅に對する前渡額の各部分に就ても年八歩の利子を附し本契約日附に依る毎年四月九日及十月九日の二期に分ち之を支拂ふ事、元利の支拂は會社の指定せる在北京銀行又は倫敦市倫敦カントリー銀行又はウエストミンスター銀行を通して之を支拂はるべき事

第六條　上記註文に依る三個の電信所の設立を監督する爲め會社は本件に關する電信所の設立に十分なる經驗を有する無線電信技師を三ヶ年間政府の爲に供給する事を承諾し政府は技師が上海に到着の日より一ヶ月墨銀八百弗の俸給を支拂ふ事を約し又就任の時より倫敦に歸京するに至る迄の一切の旅費を支給する事を約す但し其旅行に就ては合理的費用を支拂ふべき事、前記の技師は本件實行後會社は事業開始前に當り土地の選定材料の購入等に關し政府當事者と協議の上土地の選定材料の購入等に關し政府當事者と協議の上最も有利なる方法に於て五ヶ月以內に之を適所に就任せしむる事。

第七條　前記無線電信監督技師は政府の任命したる總ての技師全員の上に全監督權を有し政府の監督官廳たる北京交通部に逐一報告し且其責任を有するものとす又政府は政府の爲めに監督技師が諸器具材料等の購買又は支拂を證明し或は勞銀支拂を證明すべき會計官を任命する權利を有す技師傭聘に關する以上の約件は英國通信局の使用せる外國人雇傭に關する形式により技師の署名せる所にして其形式に準據すべき事。

第八條　會社は本契約日附より六ヶ月以內に英國港に於て三ヶ所の電信所の總ての設備をなすべき事を約す但し會社が聯合國の必要的軍需品の供約に妨けらるる時は此限に非ず。

第九條　會社は本契約第二條に依る「カシユガル」烏爾木哲及蘭州府の通信に就ては政府に對して全責任を有し若し通信不能の場合には之が賠償を承諾す但し其賠償額は本契約に依る額を超過せざる可き事又通信裝置が上海に到達せざる以前の第三者の責任に關しては政府之が責に任すべき事。

第十條　政府は監督技師の請求に依り三箇の電信所設置に必要なる總ての材料の選定購入に就ては之が完成に付遲滯なく之が運賃其他十分の準備をなすべき事を承諾す。

第十一條　本契約は各二通を作製し一通は支那文に他の一通は英文にて作製す、本契約の條項にして若し牴觸し又は疑義を有する時は英文契約書に依て決する事、本契約に關しては其實行後北京外交部英國公使に通知する事、以上の事實に依り本契約は支那民國政府の爲め交通部總長之に署名し「マルコニー」無線電信會社之を承諾せるものとす。

對支貿易策

支那に於ける商業慣習に就いて、J. W. Ross 氏の加奈陀通商局へ送付せる報告文中に、對支商業の種々なる方策が記載されてある。此の報告書の前編は、最近商業雜誌の"The Journal of Commerce" に公表されてゐるからこゝにはその續編を記載することゝする。

歐米輸出業者の支那に於ける賣買條件は、通例一覽後九十日拂手形か、又は或る場合には、一覽拂船荷證券、或はその他一覽拂の證券であつて、是等は、銀行に依つて取組まれる。加奈陀の對支貿易は、主として支那に於ける彼等の得意先に依つて提供された信用證券で行はれてゐるのである。何故ならば、その信用證券に依る方法は、比較的有名でない、私設會社と取引するには、最も安全なものであるからである。一方に於て我々の心得て置き度いことは、古株で而かも基礎の强固な多數の會社は、前述の條件で取引することを、屢々拒絕する事である。彼等は自己の信用の確實なることを自信し、普通の賣買條件に依つて取引すれば、充分安全だと思考してゐる。次の如き事實は、貿易業者にとつて、海外に於ける、彼等の取引先の狀況、及び信用に關する方面に通じて置く必要あるを證明するものである。

若し製造業者が、多少市場に需要のある商品を、一手販賣することが出來る時は、自己の勝手なる條件で取引することが出來るが、同じ商賣に於ても、外に競爭者のある場合には、普通條件で取引されねばならぬ。明確な信用證券に依れる取引の場合には、購買者は不利な立場に居るのである。これは船荷が證券の明細書品目より不足を生じた場合に裁判所に訴へて、手間のとれた手數をする外に、何等賠償方法がないからである。船荷發送者は、明確な信用證

劵をその發送に際して、銀行に持參して代金を引き出して了へば、發送貨物がどうならうと、全然自分には利害關係はなくなることゝなる。併し斯の如き取引は、決して海外貿易に於て長く成功を持ち來すものではない。だから海外取引には、外國の貿易業者、又は製造業者の作つた現在普通に行はれてゐる方法に依るべきである。

通貨の狀況

支那の通貨を區分立つて說明することは、非常に困難なことである。而して支那の通貨を、充分に了解せんが爲めには、注意深い研究を要するのである。次に記載するところは、曾てロンドン、タイムスの商業附錄に載せられたものであるが、該研究に對し實に簡にして、要を得た說明をしてゐる。

「一體支那は、世界唯一の純銀貨本位國である。その貨幣制度の紛糾錯雜せることは、吾人の研究をして大に當惑せしむるものがある。然し此處には、現在の通貨基本單位が「兩」である事を說明すれば充分である。此處に困つたことには、名目上一オンスの純量を持つた「兩」に、驚くべき程種々なる種類のあることである。又兩で表はした、即ち何兩と云ふ貨幣も皆無で、兩は單に銀の重量、或は貨幣價値の單位に過ぎない。處がその重量及び價値の單位が、鑄造地に依つて著しく異つてゐることである。以上の如く支那に於ては、現今七十七種の兩、即ち重量單位が存在しその中四種が最も主立つたものと言はれてゐる。その中の一は、即ち海關兩と云つて、海關に依つて課稅される凡ての關稅はこれに依つて見積られてゐる。この兩は、八三、三グレーンの純銀分を有してゐる。次には庫平兩と云つてこれも亦重要な單位をなして、關稅を除く支那稅金は凡てこれに依つて計算されてゐる」と。

銀相場の引つ切りなしの變動は、商人がその貨物、債務、擔保が來るべき期日迄に、その眞價値が如何に變動するか知れない不安がある爲め、一般商業取引を甚だしく妨害するのである。依つて、凡ての取引の目的物は、將來の銀相場如何を見通して、決定せらるゝのである。故に市場は常に投機的色彩を有して居て、有利の取引には、買倒れを伴ひ商業の不活潑に際しては、商品缺乏を惹起することゝなる。かゝる狀態は、支那が外國貿易開始の當初から存在したもので、現在のところ、その狀態に何等急變化の起りそうな前兆が見えぬ。

目下のところ、此の重要問題に對し、以上述べた處より外、何等說くべき事がない。然しそれは今後幾年先きのことか解らないが、何れ近い將來に於て、支那政府が必ず或る種の貨幣標準を、設置するだらうと思はれる。それは、恐らく銀本位制の施行にあるだらう。勿論この制度も、金貨本位に劣ることは劣るが、無本位の今の狀態より、何程優しだか知れない。支那政府が、日本の財政專門家阪谷男を招聘したのも、この國內の貨幣制度の統一を計る爲めの企であらう。

國內に於ける爲替問題

國內爲替の問題は、貨幣統一計畫の如く困難なる問題で

はない。何となれば、或二港間に爲替が取組まれる時、その貨幣標準が異つたならば、之を換算して他と同額にすればよい。今假りに、上海から天津に船荷積送をなすに際し、上海兩にて爲替を取組む時は、天津兩に換算されて支拂はれることゝなる。そこで天津の銀行は、上海の銀行に拂替せしめて、上海兩で船荷積送人に支拂はれる。支那に於ける銀行業なるものは、餘程古い歴史を有つて居つて、西暦八〇〇年頃、支那は既に紙幣を有してゐたと傳へられてゐる。商業上多少重要な地方には、何處にも銀行の設置せられてゐるのを見る。銀行は主として私營で、その資本金又はその確實性に關しては全く不明である。而してこれ等銀行に對し何等調査せらたるでもなく、取引中止と云ふやうなことも全く執行されて居らぬ。

純然たる家族の經營にかゝる銀行なるものの多くは、手形交換はせずに、多く商業證券の取扱ひ、又は兩替をして高率の暴利を貪つてゐる。支那に於ては一ヶ月に貸金の百分の一の利子を要求したとて、敢て高利とは思はれてゐない。又一方には、中央政府から免許を與へられた、銀行は支那人經營の銀行である。而して是等の銀行は、政府から紙幣の發行を許されてゐる。然しこれは主として、上海その他の商業上重要の都市にのみ置かれてある。政府はこの種の銀行に對し、何等の調査もせず、制限も附してゐない。だから屢々失敗して、破産するのもあれば、又紙幣も度々額面金額より下落することもある。支那に於て金融の媒介となつてゐるものは、かの諸港に於て取引してゐる、多數外國銀行の銀行券である。その外メキシコ弗、支那銀行券補助貨幣たる各種の銅貨等である。對支貿易の主要なる國は、英國、合衆國、日本であつて、戰前迄は獨逸もその一員であつた。

英支貿易

英國は、支那を外國貿易に對し、開港せしめた最初の國であつて、その後五十年間支那の對外貿易を、一手に引受けてゐたが如き觀があつて、殆んど一八九〇年頃迄は全く英國の獨舞臺であつた。即ち支那の輸入品と言へば、英國から來るもの、輸出品と云へば英國へ送り出すものと相場が定まつてゐた。或時は米國も、南支那と綿布の取引をしたが、これが當時に於て、英國と角逐する唯一の競爭者であつた。當時英國の旗を翻した商船は、凡ゆる支那の港灣に見受けることが出來た。英國人は河川を航行して、貨物の運搬に從事し、當時の開港場には何處にも商館を建てた。此の大勢力は、今日と雖も未だ殘つて居つて、現今開港場に於て牛耳を執る商館は、凡て英國人經營のものである。然し現在はこれ等商館で取扱つてゐる商品は、凡て英國製のものばかりとは限らない。支那開港當時は、商人は重に綿布を取引してゐたものである。當時綿布類は、非常な需要があつて、賣行が盛んであつた。然るに他の貨物は取扱が極めて不便であつたが爲め、自然その需要も思はしくなかつた。一九〇〇年頃迄の英支貿易は、綿布を輸入し、絹絲及茶を輸出することが、主要なる取引であつた。然るに廿世紀に這入つてから、支那の對外貿易の形勢は、ガラリ

と變化して來た。それは第一に、支那は同一商品を何時迄も輸入して居らず、それを自國内で生産するやうになつたことである。次に原因をなしたのは、戰前に於て日米獨が競つて對支貿易に努力したこと、第三に從來世界市場で輕視され、殆んど顧みられなかつた、支那商品が、漸次需要を增して來たことである。英支貿易に於ては、現在でも棉布はその六十五%を占めてゐる。即ち英支貿易は主として一種の商品のみに固着してゐるが故に、その貿易に一度變調が起つた場合には、甚大なる結果を來たすことであらう。工業機械類の貿易に就いては、英國は確に一頭地を拔いてゐる。そしてこの現狀を維持することは、左程困難な問題ではない。

米支貿易

米國は可成り長い間、支那と通商關係を保つて來た。既に四十年前に於て、帆船が太西洋岸から支那に向け綿布を運搬したものである。當時支那に於て牛耳を執つてゐた商人中に多數の米國人があつた。併しながらこの綿布の取引も、米人の不熱心の爲めに終に失敗に終つた。其後一度これを盛り返すことが、出來たが今度は日本人に壓倒されるに至つた。支那の商業界に於て、米人は最も進步的進取的と稱せられる。而して日本人を除いては、恐らく米國人が最も支那事情に明るいと云ふことが出來る。支那に於ける米國會社の經營組織は、最も優れたものである。それは本國に於て成功した方法を同じく支那に適用したのである。

米國政府は、他國より一層正確に、支那が貿易市場として、將來可能性あるべきことを知悉するを得た。米國政府は、專門技師を派遣して、支那の商業狀態、交通、產業、一般商業、特種商業等、各狀態を專門的に、視察調查せしめた。又有力なる實業家、政治家、文學者、公共の生活を營んでゐる、男女の人々、敎育家、博愛家等が、常に絕間なく支那を訪問し、演說を試み、或はその他の方法に依り、支那事情を硏究してゐる。又幾百萬と云ふ莫大な金額が、支那に於て、博愛事業、又は敎育方面に使用されてゐる。且つ又三千の支那留學生は、米國に來つて、種々なる專門學校、或は大學に於て、米國の敎育を受けてゐる。而してこれ等の多くのものは、歸國後文官となり、敎育者となつて、社會の重きに任ずる人々である。此の外米國人は、支那に於て、米國人倶樂部とか、社交倶樂部とか、その他の組織に依り、米國と云ふものを、常に支那人の目に接觸せしめやうとしてゐる。此等米國人の努力は、彼等が支那に於て、大なる商業的發展を期せんが爲めであつて、かゝる現象は支那の各方面に表はれてゐる。

日本の把持する有利な地位

日本が支那に隣接してゐる事實は、日本をして、他國を凌駕して有利なる地步を占めしむるに至つた、主なる原因である。その上、或種の日本商品は、殆んど獨占的に支那、或はその他の東洋方面に、市場を持つてゐて、これ等の市場に於ては品質と云ふものは餘りに考慮の中に置いてゐないらしい。支那は日本商品の自然的市場であり、且つ未來永劫に然かなくてはならぬのである。日本が自國内の需要に

供せんとして、製造した雑貨はその儘支那の大市場に於て需要されるのである。以上の如き日本の支那市場に對する特徴とも云ふべきものは、將來も亦同樣に繼續するものと思はれる。それはこの種の日本貨物は、他國に於ては何うしても日本の如く安い生産費で製造することが出來ぬし、其上日本の如く安價な運賃で之を市場に持ち來すことが出來ぬからである。日本は、東洋諸國の需要に應じて、玩具とかその他新奇な商品の如き、安價な、しかも一見西洋品の如き商品に於て、その販路を擴張した。所謂これ等の安價な日本品を擧げて見れば、レインコート、麥稈帽子、手提鞄、トランク類、安價化粧品、蝙蝠傘、手持鏡、鐵製頸絲、靴類是等がその主なるものである。

日支貿易には、以上の外、綿絲、綿布、マッチ、石鹼、ビール、エナメル製品、莫大小、化學製品、染料、電氣器具及び電線、材木其他の重要商品が支那に輸入されてゐる。一方、支那は日本の生産業者に對し、原料供給地である。羊毛、アンチモニー、鐵鑛、洗鐵、其他で、之等は日本に於て精製され、再び支那に向つて輸出される。此の外、日本が支那貿易に關し、特種地位を有してゐる事、又日本人がこの特種地位及び特徴を充分に自覺して、彼等の商業をしてより發展せしめんと、あらゆる正當なる手段を盡して努力しつゝあることに關しては、餘りくだ／＼しく述べる必要はあるまい。

獨逸の獲得せる對支貿易の地位

支那に於て、獨逸人が獲得せる如何なる商業上の成功も一として彼等の粒々辛苦の賜でないものはない。その貿易の當初に於ては、獨逸は自國の爲めに新しい市場を作り出さねばならなかつた。獨逸が支那へ輸出した主なる貨物は織物であつた。而してこの織物業は、當時獨逸は未だ充分なる發達をして居らなかつた。だから、彼等は、如何にして該商品を市場に齎したらよいかを注意深く研究した。その研究の結果、アニリン染料、及び木藍が支那に於て大に需要あるを發見し、間もなく是等人造染料の大市場を得ることが出來た。其他、電氣機械は、獨逸人が特に得た輸出品であつた、鋼鐵製品、エナメル、紙類、樂器、麥酒等は、これに次ぐ輸出品であつた。

獨逸商人が、支那に於ける獨逸人經營の銀行、及びその本國政府から補助を受けたことは、疑ふ迄もない事實であつた。これが爲めに、彼等はかくの如き商業上の大發展をするに至つたのである。漢口在住の獨逸人は、同港の輸出貿易を創始し、これを發展せしむるに大に與つて力があつた。同樣に、青島に於ける獨逸人は戰爭開始當時に於て、同港をして、支那產物の輸出港として重要なる地位にあらしめた。それは、過去數年間に於ける彼等の異常の努力に依つて發達したものである。

獨逸人は、歐洲大陸と支那との貿易に於て、その購買と、運送を掌つた大なる媒介者であつた。獨逸人は、支那よりマルセイユ港へ、麥稈眞田、紬、絹絲、革類、植物性油等を輸入し、又アントワープ及び和蘭へは植物種子、植物油を輸送した。米國、及び自國たる獨逸の輸入品は、全くこれ等獨逸人の手に依つて運送されたものである。

（一九一九年四月二十一日紐育ジオーナル、オブ、コムマース）

支那軍隊整理案（下）

ロッドニー、ギルバート

十　軍制上の改革事項

（九）賜暇外出中又は其他の用務の爲旅行中の軍人は、其所屬長官の發給に係る特別護照を帶有する場合を除くの外武器を携帶することを得ず、此等軍人は兵營の在る場所に於ては必ず之に宿泊すべく、然らざる場合に限り旅館に宿泊するを得、但此場合に於ては、食料宿泊料及船車賃の全額を支拂ふべきものとす。

（十）租税の徴收、及阿片の栽培、販賣又は吸飮の禁止、並に其他の社會的弊害除去の爲に軍人又は軍隊を使用するを得ず、行政官廳が此種職權の執行に際し、人民の反抗に遭ふときは、先づ警察力に依りて之を强制するを要し、省議會の同意ある省長の特別命令を受くるに非ざれば、之が爲に兵力を使用することを得ず。軍人が阿片の栽培販賣及其他一切の犯罪を庇護する行爲あるときは、之を以つて此等犯罪の共犯者と看做すべく、其處罰權は行政官廳又は司法裁判所に屬し、且當該官廳は之に對し通常法規の規定する刑罰の二倍に相當する刑罰を科すべきものとす。

戰時の必要ある場合を除くの外、軍隊は旅客貨物に對する檢閲の目的を以つて、水路、陸路又は鐵道等に於て局卡を設立するを得ず、又如何なる場合に於ても城門其他の既設局卡を占領し、又は其他の方法に依りて通商交通を遮斷するを得ざるものとす。

（十一）實戰又は地方治安維持の爲に必要なる警備に從事する場合を除くの外、軍隊は凡べて道路水路橋梁の修築改良等公共的土木工事に之を使用すべく、此場合に於て旅團長以下の士官は孰れも、工事監督を擔當すべきものとす、而して軍隊の從事すべき工事の種類は、各場合に應じて當該地方の省議會之を決定すべく、之が爲に必要なる、通常の軍隊維持費以外の費用は、省議會特別委員會に於て之を決定すべきものとす。

（十二）家畜、運搬機關、又は人夫の徴發は、文官に依ると武官に依るとを問はず、今後一切之を嚴禁すべく、從つて軍隊に於て、船車、擔夫、駄畜等の徴發使用を行ふ場合には各地方の商務會に於て決定すべき使用料を支拂ふべきものとす。平時に於て軍隊が軍用の目的を以つて、運搬機關の徴發を行ひ、因つて通商旅客に對し妨害を加へたる場合には、被害者は之を地方當該行政廳に屆出づべく、右行政廳は之を軍憲に通牒して、違反者の處罰、並に被害者に對する損害の補償を要求することを得。

(十三)兵士は料金全額の支拂を爲すに非ざれば、官公私設鐵道に於ける通常客車に乘車するを得ず、從つて兵卒、將校、其他軍人軍屬は無賃乘車劵を使用することを得ざるべく、且陸海軍部及交通部の共同の命令又は請求あるに非ざれば、特別列車又は車輛の運轉連結を請求し得ざるものとす。而して右特別列車又は車輛の運轉連結を行ひたる場合には、其料金は之を使用したる軍隊より支拂ふべく、且右料金は陸海軍部及交通部代表者に於て、議會委員の同意を以つて決定すべき賃率に從ふべきものとす。

(十四)地方に於ける秩序維持の目的に以つてする場合には地方警察は該地方に駐屯する軍隊又は其所屬軍人に對しても、其職權を行使し得べく、從つて此等軍隊又は軍人にして秩序紊亂の行爲ある場合には、之を逮捕することを得べきものとす。但戰時に於ては、(且戰時に限り)軍隊は其行動に付き警察上の制限を受くることなきも、此場合に在りては、軍隊の駐屯する地方に於ける地方團體は十分の兵力ある軍事警察隊を有すべく、此軍事警察隊は專ら軍隊又は軍人に對し監督處罰を行ふべきものとす。

(十五)人民の兵士又は軍隊に對する苦情は、其地方に於ける商業會議所委員及地方長官代理、之を受理調査すべく、其結果は地方長官を經て省議會の委員に報告せられ、該委員は則ち右軍隊又は兵士の所屬軍隊に於て負擔すべき二倍の損害賠償額を決定することを得。

(十六)將校は特別の招待あるに非ざれば、議會又は省議會の傍聽人たることを得ず。軍裝せる兵士は立法機關の傍聽席に入るを許さず。又各種立法機關の議場より三町以内に在る地點に於ては、軍隊を駐屯舍營せしむること能はず、且立法機關の請求あるに非ざれば、其議場の出入口又は其附近に護衞兵を配置することを得ず。將校は凡べて陸軍部を經由するに非ざれば、大總統又は議會に對して、公文を交付することを得ざるものとす。

(十七)將校にして、陸軍部の給與する以外の武器其他の軍需品を購入し、又は軍事費を借入れむとするものある場合には、軍法會議の判決に依り、叛逆罪として罷免せられ、直ちに刑事裁判所に依りて審問處罰を受くべく、其罷免處罰は軍隊内全部に對し之を告示すべきものとす。更に將校が上官の指揮に依らずして、軍隊の動員を行ひ又は適法の權限を有することなくして、軍隊を徵募し、又は政治上の目的を以つて外國國家又は個人の代表者或は他の司令官と契約の締結、陰謀の企劃を計畫するが如き行爲ある場合には、前項と同樣の處罰を受くべきものとす。

(十八)各種選擧は凡べて全然軍隊の干涉外に立つべく、從つて軍隊は投票場所近に接近するを得ず。兵卒將校は、其辭職聽許の後に非ざれば、文官候補者たる宣言を爲すこと能はず又軍司令官が政治上の目的を以つて、其間に團結を形成する場合には、其所屬長官は、之を叛逆罪として處罰すべきものとす。

(十九)上述諸規則の違反に關する處罰を規定する特別軍事刑法を編纂すべく、右編纂は、陸軍部より任命する特別委員會に於て、之を起草するものとす。

(二十)前項特別委員會は、兵士に對する、規則的且十分なる給料の支拂及び將校に對する規則的陞進を確保するが如き制度を確立すべく、從つて適當なる軍隊經歷を有するものゝ外、單に恩顧權門買官等に依りて任官せしめ又は陞進せしむることを得ず。

(二十一)徵募、練兵、射擊演習等に關しては、全國並に各軍隊共通の統一的制度を確立すべく、又兵器軍械の劃一を實行し、以つて軍隊經理と兵力能率の完全を期すると同時に、軍役に在る將校下士卒をして或程度の責任と自重を覺知するに至らしむべし。

以上列擧する所の軍隊維持に關する諸規則は、未だ以つて支那各地に蔓延する軍隊界の情弊を矯正するには、完全なりと云ふを得さるものなりと雖も、之を實行するに於ては、紊亂其極に達せる支那の秩序は著しく回復せられ、從つて內外人の生活は爲に大に安固となり、惹いて外國資本の流入を誘致し其結果支那は內外人の經濟的活動に有望安全なる舞臺となり、其開發を促進するに至るべきものとす。尤も此等諸規則に關しては、今後專門家をして更に完全なる軍律を制定せしむることを得べしと雖も、吾人は以上列記せる軍隊の情弊が現に支那各地に瀰蔓し、其急速矯正を要するものなるを目擊したるが故に、世人の非難をも顧みず、敢て之を發表せるものなり。

然り而して今や南北の代表は上海に會同して、和議の妥結を期しつゝあるの際なれば、列强は此好機を利用して該會議に對し、軍隊撤裁案と共に、上記の如き軍隊維持規則を提議し、之が採用を勸告すると共に、他方巴里講和會議に對しても之を提議し、其實行に關する參加國の保障を得ることは、支那時弊の救濟上、極めて必要なりと思惟す、蓋、此の如き手段は、支那政治家及軍界頭目の均しく嫌忌する所なるべしと雖も、支那が其積年の情弊を矯正するが爲に自ら其誠意と熱心とを示さゞる限り世界は之に對し何等の同情と考慮とを與ふるものに非ざるが故に、之を認むるは即ち支那救濟の有効且唯一なる方策なりとす。

十一　軍隊解散案綱領

吾人は支那各地方に於ける秩序紊亂の禍源たる多數の軍隊の解散に付き、既に其計畫の大要を略言したるが、此計畫は即ち支那の政情に精通し、南北首領の間に絕大なる勢力を有する某外人の定めたるものなるが故に、左に其綱要を揭記して、參考に資せむとす。

(一)　支那全國を分ちて北東、北西、中部、南西、及南東の五軍區に區劃すること。

(二)　大總統は前項五軍區に對し、各一名宛の司令官及副司令官を任命して、當該軍區內の裁兵事務を處理せしむること。

(三)　以上五名の軍區司令官は陸軍總長を委員長とする裁兵委員會を構成し、裁兵事務に關しては委員長の指揮を

受くべきこと。

（四）善後借款參加國財團は、各關係銀行家の代表者を任命し、之を以つて裁兵經理委員會を組織すること。

（五）裁兵委員會及同經理委員會は各三名の代表者を任命し、該代表者は交通總長を委員長とする公共土木委員を構成して、解散兵使傭の事務を處理す。

（六）支那陸軍兵數は平時二十五萬を標準とし、之を二十五個師團に編成すべく、而して此標準を限度として現在の軍隊を解散すること。

（七）裁兵の實行に當り裁兵さるべき兵士は各自、小銃一挺彈藥一百發以上を携帶するを要し、此程度の武裝を有せざるものは之を以つて解散軍隊に所屬するものと認むるを得ず。

（八）解散したる兵員は、其携帶せる前項記載の軍器彈藥と共に、裁兵委員より之を裁兵經理委員に交付すべきものとす。

（九）裁兵經理委員會が裁兵委員より兵員及軍器を受領したるときは、軍器は之を保管し、兵員は之を解散兵員使傭土木委員に交付すべく、土木委員が右兵員の引渡を受けたるときは之を左の條件の下に土木事業に使用すべきものとす。

（イ）賃銀は一ヶ月八弗を以つて標準とす。

（ロ）食料衣服を給與すること。

（ハ）宿舍を供與すること。

（ニ）雇傭期間は五ヶ年とす。

（十）公共土木委員の作業範圍は、公共道路の修築、運河河川の浚渫工事に限らるゝものとす。

（十一）現在の軍隊を解散して、常備軍二十五萬を存するに至るときは、裁兵委員會及び裁兵經理委員會を撤廢すべく、爾後解散兵使傭に關する事務は、專ら公共土木委員に依りて執行せらるゝものとす。

（十二）殘存すべき常備兵二十五萬中、半數は之を國防軍として邊疆各地に駐屯せしむべく、他の半數は之を定員五千の旅團に編成し、各省城に一箇旅團宛駐屯せしむべきものとす。

（完）

彙　錄

日本と支那と米國

米國は日本と支那とを調停しなければならない。日支兩國は共に米國を友邦として依賴して居る、而して日支兩國を分離せしむるの原因たる疑雲を一掃する役目を務むるものは米國より他に適任者はないのである。

例令一九一七年國務卿ランシングと石井特派大使との間に覺書を交換したとは云へ、日本が之れに依つて何等の利益を獲得したものでないといふことを合衆國政府は支那政府に明白に了解せしむることが出來る。

成る程石井ランシング覺書たる二個の文書はあるけれども、支那に關する右米國の覺書の各條項が日本の覺書の條項と同一のものであることは幾度となく繰返し聲明されて居る、秘密外交なる中傷は何等の根據なき浮說たるに過ぎない、何となれば日米兩國の覺書は間もなく公表されたからである。日本は支那の隣邦たる關係上、疑もなく支那に於て特殊利益を享有して居る、而して米國が此の日本の特殊利益を適法に承認すると同時に、日本は世界の爲めに米國の主唱に懸る門戶開放政策を尊重する旨を幾度となく聲明したのである。支那は唯日本と米國との諒解なるものが決して破壞的のものでないことを知れば足るのである、而して事實上日米協約は支那自身の利益に對して保護的であり、支那の保全と獨立を尊重するものである。日米同盟して支那を脅かさむとするものであるなど、支那に敎唆するのは何者の獨逸の手先であるか？

講和會議に於て膠州灣の對獨不還付を宣告す可き場合に於て、日本は膠州灣の對支還付の約束の履行を回避せむとするものであると謂ふ支那側の疑惑には何等の根據があるか？　本問題は米國の直接關係を有する問題ではないが必要に應じて米國は證人として右の約束の履行を立證するであらう。膠州灣還付の誓約は未だ嘗て破棄せられたことはない。而して日本は外國に對する誓約を常に履行して居るが故に、今次日本が國際信義の破壞を企てるであらうと想像す可き何等の理由が存しないのである。勿論獨逸の建設した鐵道の所有權に關する論爭はあるだらう。併し开は調停にて日支兩國を和解せしめ、若くは仲裁にて之れを解決せしめ得る底のものである。支那の參戰したのは主として米國の勸說に基くのであるが、支那をして講和會議に出席せしめ、支那の國步艱難の狀況を陳述し、以て列國の救援を求むるの機會を與へたことに對して日本が一言之れに論及しないのは決して無意義のことではなかつた。

支那に對して排日的情感を煽動するものは獨逸人らしい其の由つて來る所は米國と日本及墨西哥の戰爭を惹起せしめやうとする陰謀に在るのである。米國の友邦に對する勸告は此種の陰謀を一掃するに違ない。

(Boston Herald Jonrnal, Feb, 11, 1919)

支那人の偉大なる將來

『今次の大戰は支那に自治の機會を與へた』とは、東洋倶樂部（Oiental Clnb）總裁 Yuy Maine の宣言であるが、同倶樂部は支那學生就中優等學生の組織するもので、昨夜ピカデリー亭に於て第二十七回の恒例の晩餐會を開いた。

米國砲兵工廠の Harry Ely 大尉は支那事情の精細な研究家であるが、其の席上豫言して曰く『來る可き世紀の主要國家は支那と合衆國である。支那は自國の利益を伸張するの能力無きか、若し無しとせば、开は何故なるか？ 予は支那が自國の利益を主張するの能力なしとは信ずることは出來ない。唯支那の要する所のものは侵略國の寇掠より免れることである。支那の保全は智力、道德力、而して若し必要ならば、物資力によりて擁護せらるゝであらう。民族自決の大戰爭に際しては、米國は支那の友邦として支那に加擔する』と。

佛國に出征した米國第六十九工兵大隊の Irving Hui 少佐は、更に米國軍隊内の支那兵の行動を熱心に賞揚し、主として彼の部下たる工兵が如何に勇敢に獨兵と戰を交へたか、殊に Chanteau-Thierry に於て奮戰したるかを物語つた。

國際銀行副總裁 William Reed も亦支那人の取引方法と支那人の正直誠實とを賞讃した。

因みに東洋倶樂部の役員は左の通りである。

總　裁　Yuy Maine.
副總裁　Dek Foon.
幹　事　J. C. Thomas.
副幹事　W. Doshim.
會　計　Chin Young.
同助役　Choy Dow.

(Brooklyn Times. 11, Feb, 191)

支那の運命講和會議に懸る

ウイロービー教授の意見

二月十四日バルチモーア來電に據れば支那政府憲法顧問ウイロービー教授（Prof. W. W. Willoughby）は昨日次の如き意見を發表した。

『目下巴里平和會議の懸案たる日支兩國の爭議は重大なる形勢を馴致した。

廣大なる領土と莫大なる富源を有する支那が將來全く日本の掌中に委せらるゝや否やの問題は、一に右緊爭の解決方法の如何に存するのである。

日本は常に支那の富强を冀ふものであると聲明した。本問題は實に日本の誠意を試む可き絕好の機會である。

支那民主政府は事實上存在して居ない。唯武斷政府の殘存する許りで、而かも其の武斷政府たるや主として土匪の組織するものたるに過ぎないのである。支那は最近二三年の間に二億の借款を締結した、其の全部を日本から借入れたのは事實である。而して其の際支那が强制的に日本の要求に追從せしめられたのも事實である。

右借款の大部分は支那の軍隊の復員費として借入れたのであるが、此の目的の爲めに消費せられずに、却つて空しく浪費されたのである。支那の軍閥は多額の金員を要望して、之れを着服した。

支那の爲めに締結せらる可き借款は、例へば支那軍隊の復員、政府の健全なる補助機關たる可き警察廳の設立、幣制改革、及び鞏固なる行政組織の確立等の爲めに消費せらる可きである。支那の幣制は今や恐る可き混亂の狀態に在る。

多分日本は右の如き計畫に反對するだらう、何となれば日本は東亞の形勢を支配する絕對權を有するからである。日本は鐵鑛が少く現在支那の產鐵の五分の二を輸入する狀態であるから、日本の發展上日本が支那を重要視するのである。日本は其の他の原料品も支那から仰いで居る。

勢力範圍政策なるものが廢棄せらるゝならば、英國は揚子江沿岸に於ける其の勢力を放棄し、佛蘭西は廣東及び雲南に於ける勢力を、日本は山東、滿洲、福建に於ける勢力を拋棄することになり、且又凡ての國民が支那全土を通じて均等なる根據地を附與せらるゝことになる。今や自國の勢力範圍を樹立して、鐵道を敷設し、若くは商業企業を經營するに當りては、豫め各國協議を遂げむことを各國が要求して居る。若し此の事にして實現せらるゝにしても、尙ほ日本は、原料品供給國たる支那に近接するの關係上、原料品の獲得に於て、凡ての便宜を享受し得るであらう」云々。(New York Eve. Sun., 14, Feb, 1919)

支那の富源

支那歷史を繙くならば、基督紀元前既に支那の軍隊がカスピ海の邊りまで旗を翻し、當時羅馬の軍隊と遭遇したこと、而して之れが爲めに歐洲市場に支那の絹布と鐵を搬出する爲めの途が開かれたことを智るであらう。

支那の一歷史家の主張する所では山東省の鐵工業は世界最古のものとしてある。他の莫大な支那の富源と同樣に、支那の鐵鑛は未だ開拓されずに居るのである。

米國鑛山局次長 Dr. H. Foster Bain は嘗て支那に在つて其の鑛產を調査した人であるが、氏の計算に據れば、近代式の製鐵法に利用し得る鐵鑛四〇〇、〇〇〇、〇〇〇噸、支那在來の方法に依つて製鐵し得るもの三〇〇、〇〇〇、〇〇〇噸である。

支那の鑛產

世界に於ける石炭の需要消費額の增加の點より觀察すれば、次の米國の商業通信は甚だ興味あるものである。

曰く『過去二十年間世界の人々は支那に驚く可き程莫大なる石炭の富源のあることを聞かされて居るか、然るに支那の石炭輸入額は輸出額よりも超過して居る。一九一七年度に於ける支那石炭輸出額一、〇〇〇、〇〇〇噸なるに反して、其の輸入額は一、四〇〇、〇〇〇噸である。支那地質研究會會長 V. K. Jing 氏の謂ふ所に據れば、支那は現在の輸出數たる一年一、〇〇〇、〇〇〇噸の割合で、一千年の間

世界市場に其の石炭を供給し得ると支那が近代的工業の發達を成し得可き素地の充分なることを指摘するに右の陳述より有力なるものはあるまい。而して石炭は支那の各省に產出するのである』と。

(Call Paterson, N. J. Mar. 14:15, 1919)

佛蘭西に於ける漢文新聞の發行

四月九日　巴里發

今度の戰爭の生んだ新聞雜誌の中に、一の支那新聞がある。これは、基督敎青年會の經營にかゝるものであつて、旣に二千部の發行高を有し、最近ブーロンで支那勞働者と伍して、或る事業に從つてゐた、ワイ、ジー、ジエームス、袁君がその主筆である。

この新聞は、單に佛蘭西に於て支那語で書かれた最初の新聞と云ふばかりでなく、他の種々なる理由で、特筆すべき事實である。即ち、この新聞は、戰時に於て、英、佛、米の軍隊と共に、大なる盡力をなした、十五萬人の支那人に對し、世界の新しい事情を知らせる爲めに、大なる功績があつた。

三週間前に、最初發行した當時は、發行高漸く一千部に過ぎなかつたけれども、その後俄に激增して、現在に於ては、その數は、約以前の五割も增加するに至つた。

多くの支那文學や、支那語で書かれたものは、主として支那語の所謂「文理」Wenli で書かれる。この「文理」は非常な古典的な文章體であつて、近代に於ては、旣に廢滅に歸せらるゝが如き運命を持つてゐる。

この外に、支那には「官話」と稱するものがある。これは支那の殆んど凡ゆる地方で話される言葉であつて、從て、會話體をなし、「文理」と反對に、生命を持つてゐる言語である。この「文理」と「官話」との中間の語を以て、青年會員はその新聞を發行してゐる。

かくして、四頁を有するこの支那新聞は、每週サン、オノールのフーブルジエ第七十六街に在るその社から發行せられ、袁君は、每週新聞一束と云つたやうなものを載せてゐるこの外彼は、第一頁に於て、この新聞の主義とか、或は一般的の興味ある題目を捉へて、五百字内外の社論を揭げてゐる。(一九一九年四月二十二日紐育イヴニング、サン)

事業界

招商局株主總會

招商局の株主總會は六月一日午後三時上海總商會に於て開催す、當日來集株主約八百餘人、其株數七萬八千一百二十七株にして內完全なる有權數は七萬二千八百二十七權なりき、取締役周金箴氏に由て開會の主旨を報告し次て監査役張知笙氏に由り民國七年度兩期營業狀況を左の如く報告せり。

第四十四期營業成績として。

汽船貨客運賃收入　五百四十萬一千餘兩
三公司(招商、怡和太古共同計算配當分運賃收入)　二十六萬四千餘兩
計　五百六十六萬五千餘兩
船舶保險、修繕、苦力、石炭、雜用等支出　三百十八萬餘兩
此船舶のみの計算にて差引二百四十八萬五千餘兩の利益を見たり又之に
倉庫、產業及雜收入　三十八萬六千餘兩
を加算せは其計　二百七十九萬一千餘兩
內
地租、修繕等諸支出　六十四萬五千餘兩
株息及賞與金　一百〇二萬二千餘兩
計　一百六十六萬七千餘兩
以上總計算にて差引一百十二萬二千餘兩の純利益を擧げたり

又第四十五期營業成績として

汽船貨客運賃收入　六百八十八萬七千餘兩
三公司共同計算配當分運賃　十四萬一千餘兩
計　七百〇二萬八千餘兩
船舶保險、修繕、苦力、石炭、雜用等支出　三百五十萬六千餘兩
此船舶のみの計算にて差引三百五十二萬二千餘兩の利益あり又之に
倉庫產業及雜收入　三十九萬二千餘兩
を加算せは其計　三百九十一萬四千餘兩
內
地租、修繕等諸支出　六十二萬七千餘兩
株息及賞與金　一百四十九萬五千餘兩
計　二百十二萬二千餘兩
以上總計算にて差引一百七十九萬二千餘兩の純利益を見たり

此れ民國七年度第四十四、五兩期航業の決算概略なり。
又營業部に於ける昨年度兩期收支決算を報告すれば即ち左の如し。

第四十五期產業部收入

株券利息及諸賃貸料收入　十八萬四千九百兩
に對して支出部は下の如し
地稅及保險料　一萬一千九百餘兩
修繕費及職員俸給等　一萬一千九百餘兩
前期繰越金　十六萬五千四百餘兩
株利息及賞與金　十三萬四千兩
積立金　三萬一千四百餘兩
合計　三十六萬一千四百餘兩

第四十六期產業部收支

株券利息及諸賃貸料收入　十九萬七千九百餘兩
に對して支出部は左の如し
地稅及保險料　二萬四千五百餘兩
修繕費及職員俸給等　一萬三千二百餘兩
前期繰越金　十九萬一千四百餘兩
株利息及賞與金　十五萬六千五百餘兩

積立金	三萬四千九百餘兩
合計	四十二萬五百餘兩

以上表示せる所は民國五年度第四十四、五兩期産業部收支の大略也。

今營業狀況に就て論すれば從前に較べて頗る發達したるに似たり、蓋し實在狀況を考察し來れば歐戰中國際貿易停滯し、外商は在支船舶の徵發に遇ひ陸續本國に歸航して南洋群島往復船に欠乏を來せり、本局も亦南北戰爭に因り交通阻隔せられ暫く航海船七艘は福建廣東商行に貸與し新嘉坡等を往復し、其貸船料逐漸暴騰せし爲め意外の收益を見たり、又之に反して痛心に堪へざる不祥事項の發生せし有り、即ち民國五年新裕號の福建に向て軍隊輸送せし際端なく海容艦と衝突沈沒し、同六年平安號は威海衛地方にて觸礁沈沒し、普濟號は沙洋地方に於て新豐號と衝突して沈沒の厄に遇ひ、同七年江寬號は湖北兵船楚材號と衝突沈沒し致遠號は傭船となり仰光にて米穀積込の際失火燒盡す、斯の如く三ヶ年内に於て航江船一艘航海船四艘を喪失して其創痛甚だ深かりき本局は歐戰中造船材料の蒐集に難かりしにも拘はらず、辛じて一大船を建造せしが到底航業の資に充つるに足らず、現在歐洲講和成り船料輸禁令の弛みたると同時に、本年第一囘重役會議に於て大形航江船一艘航海船二艘建造案を議決したり、尙ほ其他に外國造船所と三船建造の契約を締結し之を以て航路擴張の準備に充てたり、致遠號保險賠償金は强て一船建造費に資するを得、又江寬號に對する政府賠償金は早晩本局の獲得する所となるや必せり、加之本局の逐年營業純益は全支出を控除するも尙は三百萬兩を計上するを得是故に造船費に對して毫も不足を憂ふるに足らず云々。

次て周金箴氏は章程に準據して舊董事三人の留任及新董事六人、監察二人の選擧を提議せり、即ち株主投票の結果（株主李載元、宋德宜、沈仲禮、周清泉四氏開票監視）鄭陶齊、傅筱菴、周金箴三氏均く留任當選、新董事には孫慕韓、盛泮臣、邵子愉、陳翊周、李偉侯、陳輝庭の六氏最多數を以て當選されたり、又監察人には長知笙、周清泉兩氏最多數にて當選したり、最後に張知笙氏は江寬號賠償問題に關する顚末を報告し畢て四時半散會せり。

福利公司營業成績

上海福利公司（Hall & Holty, Ltd.）に在ては五月二十七日上海南京路十號本店に於て、定期株主總會を開催し J. D. Clark, Dr. R. S. Ivy, Eric Moller 諸氏の取締役始め、總株數三千百十九株に對する株主代表者の出席あり、席上議長の試みたる同社營業の大要を左に紹介すべし。

紳士諸君予は諸君の御寬恕を以て玆に本社の營業の大要を報告し、例によりて會計事項の承認を請はんとするものなり、既に御承知の如く我公司の昨年度の純利益は六萬六千三百二十一弗八一にして、之に前年度の繰越高一萬五千四百三十八弗五六を加ふるときは、合計八萬一千七百六十三弗三七にして、取締役は之を次の如く處分せんことを提出するものなり。

即上海其他に於ける建物價格二萬七千六百弗を償却し、新勘定として五萬四千百六十弗三七を繰越す事、取締役の意見として本年度は種々の理由に因り株主配當を爲さゞる事、吾人の其主なる理由は既に報告に見らるゝが如く、我銀行に於ける當座貸越は二十四萬五千六百十八弗八四に達せり、今や戰爭も終熄し平和も續て至るべく、貿易又恢復するに至り、戰時中船舶の缺乏に依り甚しく困難を感じたりしも、今後は營業上有望なるものあり、又本社は營業の各部に就き改善を施したるを以て、其費用は巨額に上れり、此を以て吾人は是等の巨額の經費を回收すべき日の到來せん事を待つ事久しく、是等の費用は何れも支拂を要すべく、取締役は此理由に依り昨年度の營業に就ては、配當せざる事に決せり、諸氏は之を諒とせられん事を請ふ、我社の資產勘定に就ては御承知の如く蘇洲河岸に於ける土地價格は數年間五弗の價格を有せしに、現在實際の價格は九十五弗〇〇五なり、其他の資產も目下の價格は以前投資せし時に比して著しく增加せり、エリックモーラー氏（Eric Moller）は本社の總支配人として、一切の營業を見る事を快諾せられ、店舖其他改善せられたるもの頗る多し、其第一として人材を適所に使用し、本社は之に依て利する所大なり、殊に店頭の改良設備は從來の狀態を總て改善し、織物部の如きは之を倫敦大商店に比するも毫も劣らず、撒水用タンクは約四十呎の場所を有し、倉庫の缺乏せる折柄斯かる場所を占有するは經濟的に非ず、且其背面に於て屢々竊盜杯の行はるゝに於ては不便尠からざる事は、本社内丈の事なれども、是は麵麭製造部に於けると同樣の方法に改むるを可とすべし、又麵麭の供給に就ては上海住民の等しく便利を感ずる所なるべし、此麵麭部に在ては短日月にしてビスケットの特種製法を爲したり、本社一般の希望としては顧客の滿足を充すにありて其忠言に聽かんとするものなり、尙近くカフエー店を開かんとの計畫なり、又同樣の目的を以て最近其要求により貴婦人用外套室を設けん計畫なり、既に廣告したるが如く本社は從來の食糧品部を廢し、其場所は更に有用にして有利なる方法に利用せんとす、又天津及漢口に於ける設備に關しては、久しく本社が缺乏を感したりし所にして、取締役に於ては特に報告する所あるべし、既に知らるゝ如く本社の支拂手形は五萬六千弗の增加を示し、昨年度英國が戰時に於ける諸制限により本社が得る能はざりし事情に基くものなり、次に社債の三千五百兩は昨年中時季の有利に見て消却したる額なり、借方勘定は昨年度に於ては著しく增加し、貸倒勘定として消却したるも、尙貸倒勘定に八千弗を有す、而も之は全額の十分の一に過ぎず、昨年中の貸倒勘定は二千五百弗にして本勘定に上げる事を欲せざりしを以て、之を消却せざりし額なり、以上の諸點に就き若し質問あらば申出でられん事を希望す云々

終て次の決議案を承認せり。

一、昨年度の營業報告並に會計事項の承認

二、利益の處分案は提出の如く承認

三、Dr Ivy 氏は本社取締役に再選重任

四、Lowe, Bringham & Mathews 氏は本期間同社監査役

に重任の事。

江蘇銀行營業成績

江蘇銀行は一九一二年（民國元年）に創立、開業以來營業成績顯著なりとの稱有り、當行の基礎益鞏固、市場不調の際と雖も各預金日々增加を見たる程なりと聞く、玆に當行七年度營業報告を摘載すれば即ち左の如し。

本年（昨年を稱す）上海本店の預金較多く、貸付も亦之に因て巨額に上れり、時局に鑒み繭資金貸出は較少かりしも、尙繭業の進歩を礙くることなりき、七年六月末決算期には上海本店の半年純益は六年上半期に較べて約一倍の增加を見たり、蘇州の繭絲良況なりしと且日商の買出多かりしより價漸次昂騰せし結果、該支店營業は預金多く貸付少き狀況を呈し其手持銀兩を無錫等に貸出運轉するに至れり蓋し無錫の米業者は巴里經濟同盟說の傳來より荷捌惡く遂に損失を受くるに至りしが、當地支店は影響を蒙らで常に穩健主義を持せし結果半年決算期には尙ほ利益を擧げたり南通の棉花絲兩業は去年の失敗に鑑み多く手控へたると營口の爲替狂の爲め出荷者の損害莫大なりしにも拘らず、該支店の對應策宜きを得、反て半年決算期に於て利益を擧げたる程なり、鎭江は滬寧津浦兩鐵道の開通以來商取引閑散となりしも幸ひ該行理事の經驗に富みしと信用最厚かりしより、欠損を見ることなく、較利益を擧げたり、南京は津浦鐵道の開通後遠く天津に達し、近くは東院に通して、商業日に蒸々の勢あり、下關、蚌埠、徐州は主として其衝に當る觀あり、蓋時局紛糾の今に至る迄解決なきより、各商業頗る起色なしと雖も該支店は小心業務に當りて能く其影響を受けず、反て半年決算期に於て尙ほ利益を得たり、下關蚌埠徐州の三處は倶に爲替業務を大宗と爲せしが近來津浦鐵道の軍隊輸送に使用せられて、商貨の停滯甚く營業頗る振はず、徐洲に至ては去年解散兵の騷擾ありて以來元氣未だ恢復せず、各處又盜匪紛起して、行商進まず咸く警戒に餘念なき爲め從て該兌換處其影響を蒙り、略欠損を見たり、此れ該銀行本支店の營業狀況なり。

玆に七年度上半期（六ヶ月）利益を擧ぐれば（單位元）

上海本店	益	一四、〇六八・三六〇
上海貯蓄處	同	八七二・二六二
蘇州支店	同	三、六五七・〇三八
蘇州貯蓄處	同	二〇七・三六五
無錫支店	同	五、一〇八・三一七
南通支店	同	四、〇六一・四九九
鎭江支店	同	一、七五九・一三三
南京支店	同	一、七七三・七四二
南京貯蓄處	同	一一一・五九二
下關兌換處	同	三三二・九一〇
蚌埠兌換處	同	三七・四九四
徐州兌換處	損	一七九・五四二
合計		三一、八一〇・一七〇

又同年下半期（六ヶ月）損益を統計すれば左の如し。

上海本店及棧務處	益	一四、四二九・一五八
蘇州支店	同	五、五五〇・七三八
無錫支店	同	六、三五三・九三七
南京支店	同	七、五九一・二六三
南通支店	同	三、四八七・九四四
鎭江支店	同	三、四三四・〇七四
下關兌換處	同	二、一五五・八七六
徐州兌換處	同	一、二七六・四〇四

蚌埠兌換處	同	四二三・八六四
上海本店貯蓄處	同	一、二四四・〇八六
蘇州支店貯蓄處	同	二一五・九四九
南京支店貯蓄處	同	三三七・四六三
合計		四六、五〇〇・七五六

以上七年上半期利益三萬一千八百十元一角七分と同年下半期利益四萬六千五百元七角五分六厘を合算せは昨年度全利益は銀七萬八千三百十元九角二分六厘となる。

今該銀行一九一八年下半期貸借對照表を左に列擧すべし。

	元
負債之部	
資本金	六〇〇、〇〇〇・〇〇〇
積立金	一五八、〇二三・三八七
特別積立金	三九、〇〇〇・〇〇〇
家屋	九四、五二〇・〇〇〇
紙幣	一一、六五八・〇〇〇
當座預金	一、三九一、五二五・七三一
定期預金	九二八、二九八・九四一
爲替手形	五、九七六・三二〇
約束手形	一五・七四三
江蘇財政廳公金	三五、三九九・九八二
後期繰越金	九三、七六八・七八五
合計	三、三五八、一八六・八八九
資產之部	
手持現金	三〇三、八七三・五五七
各銀行貸付	三七五、六一〇・三一三
定期貸付	一、五九六、三五七・二九二
當座貸越	四一七、九六一・三五六
江蘇省庫金	七四、二八八・一八一
押租及墊費	三、五五八・四七二
有價證券	二一三、四八六・四五九
爲替擔保貸付	一一一、六五〇・〇〇〇
紙幣印刷費(五分割引)	一七、四一〇・八一二
開業費(一割引)	一、六四三・九四四
貯蓄處資本	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
動產(一割引)	七、五一〇・一三二
家屋購入費	九四、五二〇・〇〇〇
更票	三〇、五〇〇・〇〇〇
利息及倉敷料	九、八一六・三七一
合計	三、三五八、一八六・八八九

保家行及保安兩保險會社の合併

ノースチャイナ保險會社（保家行）と廣東ユニオン保險會社（保安）との合併問題は、其後着々進捗し左の如き協定成立したれば、兩者間株主の同意を經て近々合併せらるゝに至るべし。

（一）ユニオン保險會社は新株（公稱資本貳百萬磅にして、額面拾磅の貳拾萬株に分ち、各一株の拂込は四磅とす）を發行し、ノースチャイナ保險會社の株主に一株に對し新株一株半の割合にて割當てること。

（二）ユニオン保險會社は加ふるにノースチャイナ保險の株主に、各一株に對し英貨五磅を現金にて支拂ふものとす。

提出せられたる協定事項を記せる廻狀は、四月九日各株主に配布されたり、ノース、チャイナ保險の營業は別個のものとして繼續せらるべく、尙本店は從來の如く上海に設置すべしと云ふ。

兩會社の實力

兩會社の資本金は次の如し。

ノースチャイナ保險會社拾五萬磅內五萬磅拂込

ユニオン廣東保險會社四百萬弗内壹百拾八萬八千壹百弗拂込

前者の資本金は額面拾五磅内拂込五磅の株壹萬株より成り、後者の資本金は額面貳百五拾弗の株壹萬六千株にして内壹萬五千八百八拾壹株發行せられ、一株に付き百磅の拂込なり。

兩會社共頗る鞏固なる狀態に在りて、ユニオン保險は一九一一年より一九一五年に至る五年間中に包括して、年五割の配當をなしたるのみならず、一九一四年に五分、一九一五より一九一六年間に一割、合計一割五分の特別配當をなしたると同時に、社員に對しては毎年二割の賞與金を給與し來れり。

ノース、チャイナ保險は一九一一年より一九一三年に至る三年間年二割の配當をなし、一九一四年及一九一五年は二割五分に增加し、更に一九一六年には二割七分五厘、一九一七年には三割の配當を實行せり、而して社員に對する賞與は同期間を通じて一割五分を支拂ひたり。

ユニオン保險の最近營業成績

ユニオン保險の一九一七年度報告によれば一九一六年度勘定に對して、一株に付三拾弗の配當と二割の賞與金を支拂ひたる殘高貳百參拾六萬五千九百五拾弗四拾八仙を左の如く處分せり。

後期配當　(一、五八八)株に對し一株に付二〇弗　三一七、六二〇・〇〇弗
特列配當　一株に付一〇弗　一五八、八一〇・〇〇
再保險準備資金一〇〇、〇〇〇磅(換算率三三志)　六六六、六六六・六七
建物準備金一〇、〇〇〇磅　六六、六六六・六七
次年度へ繰越　一、一五六、一九二・一四
計　二、三六五、九五五・四八

一九一七年勘定一九一七年十二月三十一日に終る收益は六百參拾七萬九千六百六拾四弗八拾七仙にして、一株に付參拾弗合計四拾七萬六千四百參拾弗を配當したる外、社員に對しては二割の賞與即此額約貳拾五萬弗を支拂ひ其殘餘は次年度へ繰越せり。

ノースチャイナ保險の最近營業成績

同社最近の報告に據れば、一九一七年度の利益七三四、六八八・二〇兩にして一株に付一割五分の割當即ち參萬參千八百貳兩八一を差引き、更に金貨準備金として貳萬八千四百九拾參兩八九を積立て、爲替及投資準備として拾萬兩を差引きたる殘高五拾七萬貳千參百九拾壹兩五〇を次の如く處分せり。

後期配當一割五分(一年三割)
特別配當一割五分
租貸積立二〇、〇〇〇磅(之にて二二〇、〇〇〇磅となれり)
建物償却二五、〇〇〇兩
差引殘高は準備金として積立てたり、營業勘定の負債に於ける一九一八年六月卅日に終る上半期收益は七拾九萬八千五百九拾貳兩六二に達せり、ノースチャイナ保險の銀及金積立金は、一九一七年に於て貳拾貳萬磅及參拾七萬兩にして、ユニオン保險は拾九萬五千磅及參百萬弗なりとす。

支那半月史

大正八年六月下半

西北籌邊使任命

六月十三日命令を以て徐樹錚を特派して西北籌邊使と爲せり。徐は云ふ迄もなく段派の總參謀長にして、北方派の大策士なれば、この任命は最も注意すべきに屬す。而かも籌邊使は文官なり、此を以て又た六月二十四日附命令を以て特派して西北邊防總司令を兼ねしめたり。かの所謂參戰軍乃至國防軍は、此兩度の任命に依りて徐の司配下に歸しつ。新聞紙に現はれたるところ、新籌邊使の抱負といふを聞くに

第一 國境の守備を固むるには蒙古等の不毛の地を開墾せざるべからず依つて屯田兵制度を設け解散さるべき過剩軍隊を轉用すること。

第二 蒙古其他には鑛山多きを以て同じく解散兵を以て其富源を開拓すること。

第三 京綏鐵道を延長して庫倫、恰克圖、阿爾泰に至らしめ沙漠横斷の交通を開くこと。

第四 蒙古人に普通教育及び實業教育を與へ且つ知識を開發し農商工業を發展せしめその生活を向上せしむること

後繼內閣組織難

周樹模田文烈而して王揖唐

六月十日辭表提出して總辭職をなせし錢能訓內閣は、十三日附命令を以て國務總理兼內務總長錢能訓氏のみの辭職を許可され、財政總長龔心湛氏の暫兼代理國務總理を以て後繼內閣組織者を物色することとなれり。次で暫時內務部務を代理せしめたる內務次長于寶軒氏は、錢氏の與黨たる已未俱樂部の領袖たる關係上、錢氏に殉じて職を罷め、司法總長朱深氏を特任して內務總長を兼署せしめたり。即ち閣員の顏觸れは

代理總理兼財政總長	龔心湛
外交總長	陸徵祥(巴里滯在中部務代理陳籙)
內務總長	朱深(兼)
陸軍總長	靳雲鵬
海軍總長	劉冠雄
司法總長	朱深
農商總長	田文烈
交通總長	曾毓雋(部務代理)
教育總長	傅嶽棻(部務代理)

の如し。而して後繼內閣組織の候補者として議に上りたる者左の如し。

(一) 周樹模

周氏は前淸翰林の出身にして、徐世昌氏東三省總督代の黑龍江巡撫たり、民國後再度平政院長たりし經驗を有す。徐世昌系統の官僚としては第一に故楊士琦を數へ、次に錢能訓氏、第三

人に周氏を數へ、尙下つて張元奇氏等あり、錢氏の退くや徐氏の意の周氏に注ぎたるべきは當然の順序にして、或は徐氏と段祺瑞氏との間には周氏就任を條件として錢氏を去らしむるの約束を成立せしめ居るやも知るべからず。但し安福俱樂部にては親の心子知らずにて、一氣に首領たる王揖唐氏をし內閣を組織せしめんとし（その急進派）、或は周氏を押立てゝ名義上の總理とし、安福派にて實權を握るべしと主張し（その穩健派）、兩派の意見一致せざりしが、初め穩健派の意嚮勝を占め、（一）內務交通敎育三總長、內務財政兩次長及び國務院秘書長を同派より出し、別に候補總長二人をも同派より出し置くこと、（二）民國八年公債（二億）の繼續發行、（三）薦任官五十人を同派より出すこと、の三條件を提出して周の同意を求めたり。之に依りて安福派理想の內閣を揣摩すれば

總理　周樹模　外交　陸徵祥（部務代理陳籙）
內務　王揖唐　財政　龔心湛
交通　曾毓雋　農商　田文烈
司法　朱　深　陸軍　徐樹錚
海軍　劉冠雄　敎育　田應璜（又は蔡儒楷）
國務院秘書長　王印川

の如きものとなるべし。周は之に對し同意を與へず、且つ巴里に於ける平和條約調印の責任を取ることを避け、容易に出山を肯んせず、一時は殆ん絕望と思はれしも他に適當なる候補者なく、且つ徐總統が深くも周に意を囑し居る丈け結局周に逆戾りするに非ずやと思はる。但し周が愈々內閣を組織するは安福派との完全なる妥協成立の後なるべきは勿論なり。

（二）田文烈

周樹模の行惱むや御鉢は現農商總長田文烈に廻れり。田は北洋派の先輩たる馮、段、王（士珍）等と同輩にして、貫祿申分なく、これ迄も政變毎に屢々總理に擬せられしことあるも、忠厚の長者にして野心に乏しきこと王士珍に似、其都度辭退して農商の閑職に安んじ居れり。氏は保身の必要上（一）總理とならず、（二）財政を管せず、（三）陸軍に當らずとの標榜を有し居り、今回も安福俱樂部側より熱心なる勸誘ありしに拘はらず固辭して出でざるの意を示し居れり。豫測は危險なれど田の出づるは周の出づるに比し可能性少し。但し安福派は周の剛直を忌み田の忠厚を好み、熱心に運動し居るものゝ如し。

（三）王揖唐

王は安福俱樂部の首領なり。黨中の急進派は此機を利し一氣に王內閣を組織すべしと主張しつゝあり。王自身は昔より色氣滿々たるものあり、たゞ平和條約調印の責任を避けんとしつゝあるのみ。安福派は新國會の多數派なればその首領たる王が出でゝ內閣を組織するは毫もその不可なるを見ず。王內閣若し成立せば前記周樹模內閣豫想の顏觸れに於て內務を方樞、財政を吳鼎昌に代ふれば足る。

（四）朱啓鈐

和平會議に於ける北方總代表たる朱は、元來徐世昌の直

系にして、今は交通系領袖たるもの、錢龔交代の際徐總統は朱に內閣組織を慫慂する所ありたるが、朱は中央は責任を以て和平を成立せしむべしとの難條件を提出して逃げを張れり。今日に及び氏の總理說はもはや消滅せり。

(五)孫寶琦

(六)靳雲鵬

共に政界一部人士の話題に上りしも固より問題とならず。

(七)倪嗣冲

(八)朱　深

倪は北方派の後詰に控へし大將にして現に長江巡閱使兼安徽督軍たり、朱は現司法總長兼內務總長なり。六月二十日參議院議長李盛鐸、衆議院議長王揖唐兩氏は徐總統に謁見し、內閣組織問題につき意見を述べたるが徐總統は「田は終始固辭して爲さず、周も亦拒絕せり、君(王揖唐)も亦出でずといふ、予はやむなく田周二人に對し敦勸するあるのみ」といふや、李王二人は倪嗣冲、朱深二人の適任なる旨を述ぶ。徐曰く倪の出づるには時機悲し、朱は資格尙淺しとて承諾せざりき。これ即ち倪朱組閣說の由來なり。

候補者としては以上の八人あれど、有望なるは周田二氏稍々下つて王揖唐氏の都合三名にして、中にも田氏は安福派の絕對信用あり、六月二十八日の同俱樂部大會にて後繼總理豫選投票を行ひしに、周氏二票ありたるのみ他は全部田氏に投票せり。李盛鐸、王揖唐兩氏は右の結果を徐總統に傳達し、徐氏をして田文烈氏同意案を國會に提出せしむべく要求する所ありたり。而も田氏は一向その初志を飜へさず、徐氏も之を如何ともするなく、後繼內閣は殆んど豫想だもせざりし大難產に陷れり。

之を六月下旬に於ける本問題の情況とす。

上海事件交涉

六月中旬上海に於て起れる不敬事件に關し、十六日北京政府は外交部參事施履本氏を派して小幡公使を訪はしめ、右に關し陳謝の意を表し、今後かゝる事件の再發せざるやう嚴重取締方を各省に訓電すると共に、上海に於ける犯人を嚴探せしむべしと述べしめ、小幡公使も同日午後六時外交部に代理總長陳籙氏を訪問し、一般排日風潮取締に關し希望を述ぶる所ありたり。

各地に於ける排日の風潮は其後毫も緩和せられず、上海事件を頂點とし、六月下旬に及ぶも終に終熄を見ず。嚴重なる交涉は國民に依つて待望せらる。

東清鐵管理協定加入

六月十六日小幡駐支公使は外交部に代理總長陳籙氏を訪ひ、西伯利東清兩鐵道共同管理協定に基つき、該鐵道の修繕及び管理のため各關係國に於て資金を分擔するに決し、既に日米兩國間に於ける調印成りたることを通告し若し支那政府にして右協定に加入する場合には支那の負擔額については日本に於てこれが資金調達に當るべき旨を申入れた

るが、支那政府はその好意を謝し、協定に加入し負擔額米貨五十萬弗調達方については日本の盡力に依賴する旨回答せり。

青島細目交渉期

六月下旬外交部參事施履本氏は小幡公使を訪ひ、青島還附細目に就き日本の意嚮を質問し、併せて支那側の意見を述べたり。即ち支那は先般日本公使より内田外相の青島問題に關する意見書を交附され、日本の主張は略之を諒解したるも該書類は日支兩國間の公文書と認むる能はざるに因り、此際日本政府より的確なる公文書を以て青島還附に關する聲明書を附與されんことを希望すといふに在り。小幡公使は之に對し支那政府は巴里全權委員に無條件調印を訓電したりとの事なるも、巴里全權委員は今なほ青島問題保留調印を唱へつゝありて其間一致せざる點あり、先づ支那政府に於て誠實ある態度を示され度し、然らば日本政府は御希望通りに取計らふべしと回答せり。支那側は調印後山東問題に關する細目交渉の準備として此手段を取るに至りしものと解せらる。因みに六月二十六日内田外相が東京各新聞記者に語れる所に據れば、講和條約批准終了迄には二ケ月を要すべく、山東問題に關する支那との交渉は批准後直ちに同政府との間に開始せらるべしと。

廣東の内訌

廣東に於ける北方派の殘黨たる李耀漢氏に對し兩廣南方派は久しくその驅除を思ひつゝありしが、機愈々熟したりしか六月十一日附を以て林虎、李根源、劉志陸以下陸海軍司令軍人全體の名義にて廣東督軍莫榮新に宛て、

前省長李耀漢は敵人に志を通じ龍濟光と内通して廣東を亂り廣東軍廣西軍乃至雲南軍に對し種々の離間策を行ひ北方より巨額の金錢を詐取し官金を横領したる罪惡あり速かに李を逮捕し財產を沒收せられたし。

と申請し、莫督軍が之を容れ李の逮捕を命ずるに及び林虎（高雷鎭守使）軍は直ちに行動を起し、六月十五日を以て李軍の根據地たる肇慶を占領し、李は香港に遁れ、地面は何等の動搖を來さずして落着せり。謂ふ所の廣東廣西兩派内訌説の眞相は此の如くツマリ李耀漢驅除に過ぎざりしなり。

張作霖孟恩遠の衝突

廣東の内訌と時を同じうして東三省にも同樣の出來事あり、三省兵馬の實權を握らんと企てつゝある東三省巡閲使奉天督軍張作霖氏と、吉林督軍孟恩遠氏との衝突即ち是れ。六月上旬張は孟に書面を送つて曰く、吉林省は今や財政紊亂し全省の民窮乏せるのみならず吉林省以外の地にもその影響を及ぼしつゝあり、此際速かに財政を整理して民を救ふの途を講ぜざれば遂に大事を惹起すべし、貴督軍は之に對する成算ありや、若し貴督軍にして財政整理の手段なくば奉天より適當の人を派遣して整理を行はしめんと、同時に徹底的に孟を壓迫する目的を以て奉天第二十七師長張作霖をして長春城外南嶺に駐屯せしむべしと威嚇したるなり

孟は驚愕措く所を知らず、長春に於て裴其勳、陶祥貴兩中將等と協議する所ありしが、裴氏はすでに張作霖に致され居ることとて孟に讓步の得策なるを述べたるを以て孟も淚を飮んで軍隊駐屯に關する件を承諾したり。吉林省全體の張作霖に對する反感はこゝに至りて爆發せり。十七日頃督軍公署に最高軍事會議開かるゝや、席上孟の女婿にして吉林隨一の躍起黨なる高士儐中將（第一師長）は、强硬論を主張して大勢を制し、哈爾賓師團の一部を南下せしめ長春城內に駐屯せしめたり。此報の奉天に達するや張作霖は奉天軍七千を省境に出動せしめ、形勢漸く險惡なり。

張作霖の高壓的態度は意外にも孟恩遠に幸ひしたり。孟は吉林に長官たる久しきも、固より左迄の人望ありしに非ず、現に今回の事件前は恰かも同省出身議員連より彈劾決議を受けつゝありし程なりき。而も張の傍若無人の態度は孟に同情を集中せしめ、吉林各界代表者は北京に急行し、徐總統より孟の地位を動かさずとの保證を與へられ、北京政府よりは振威上將軍張錫鑾を派し調停に當らしむることゝなれり。奉吉兩方面の擬勢は今尙ほ解除せられざるも、形勢漸く緩和され、張氏の野望越權に終らんと觀測されつゝあり。

調印拒絕

支那全權の專擅行爲

世界大戰は滿五ヶ年にして終熄し、六月二十八日記念すべき平和條約調印式は巴里ヴェルサイユ宮殿の間にて執行せられ、獨逸全權第一に、次に五大國以下の全權順次に署名調印したるが、獨り支那全權委員のみは缺席して調印を了するに至らざりき。是れ實に何人も想ひもかけざりし出來事にして、世人は今更らながら支那側の擧に茫然自失せり。元來平和條約調印不調印の問題に關し支那の國論は山東問題を留保して調印をなすべしといふに一致し、北京政府も初めこの主張を支持したりしも、其後形勢の推移に見て無條件調印のやむなきを覺悟し、最近遂に在巴里全權委員に對し無條件調印を訓電したり。徐總統がさきに國會に對し辭表を提出せしは、辭職を以て國會に迫り、以て無條件調印を承諾せしめんとしたるものにして、辭職通電中にも無條件調印のやむなきを力說し居れり、而かも北京政府の威信は在巴里全權委員に及ぶ能はず、別して顧維鈞、王正廷兩委員は、政治上乃至一身上の立場よりして飽く迄も留保調印を主張して首席全權陸徵祥を强要し、六月二十四日頃首相會議に對し山東問題を留保して調印すべしと提議せしが、首相會議は斷然之を拒絕したり。彼等はかくても屈せず、調印式當日再び書面を以て留保調印を提議し、再び首相會議の斷乎たる拒絕に會へり。是れ即ち調印式缺席の由來にして、同日式後支那全權の發表したる陳述書は、最もよく此間の事情を見るに足れり、曰く

最高會議の決定は公平を失し支那國民の輿論に背く故に支那全權は山東問題に關する個條を留保して調印するの外なしと思考し之を最高會議に訴へしも顧りみられず依つて條約調印即ち二十八日午前更に書面を以て後日適當

の機會に山東問題を再考すべき條件の下に調印すべき事を申出でたるも留保調印は一切之を許さゞる旨を以て拒絶せられたり故に支那全權は條約全體の調印を拒絶するの外なし之れが責任は支那全權に在らずして最高會議の罪なり。

と。本陳述書は調印拒絶の事實と相俟つて聯合國側の同情を失するに與かつて力あり、支那の國際的孤立を導くに充分なり。北京政府は本國の訓令を無視して此の如き專擅的行爲に出でたる全權委員を如何に處置すべきか、調印拒絶が平和條約に依り支那が獲得せし有利なる條件を無に歸せしめ、而も山東に關する條項は支那の調印あるもなきも毫も影響なきを知らば、北京政府は必らずや他の全權（胡惟德、施肇基）をして追調印をなさしむるに至るべしと觀測せらる。而も這次の講和會議は頗る意外の出來事に富めり、果して吾人の觀測の如くなるべきや、之を今後の發展に徵するの外なきなり。（八・七・三）

寄贈書目錄

宮城教育	其會	二一二號
我國紡織業將來ノ經營策	紡績社	七號
滿蒙實業彙報	大連商業會議所	四八號
特許公報	特許局	自三二二號至三二四號
財政經濟時報	其社	七號
岐阜商報	岐阜縣商業會議所	六四號
東洋經濟新報	其社	自八五四號至八五五號
商ト工	其社	六號
實川新案公報	特許局	自五五二號至五五六號
東洋經濟時報	其社	二四九號
調査資料一號	臨時產業調査局	三五號
通商公報	外務省通商局	自六三二號至六三五號
Herald ofasa	Hecrald社	一四號 一五號
日本及日本人	政教社	七六〇號
亞細亞時論	黑龍會	六號
時局ト東清鐵道	滿鐵會社	三號
鐵ト鋼	其協會	六號
朝鮮彙報	朝鮮彙報	五十三號
日報	名古屋商業會議所	一四六號
大陸	其社	七號
支那貿易ノ概況	農商務省	五二號
上海經濟時報	其社	六六號
新着書	丸善株式會社	四五號
學證	丸善株式會社	六號
東方時論	其社	七號
水產界	其會	四四二號
月報	木浦商會議所	一一七號
三田評論	其社	二六四號
貿易通報	大阪商業會議所	一四五號
日本一	南北社	七號

内治外交

●錢總理免職　六月十三日大總統令、國務總理兼内務總長錢能訓迭りに辭職を呈す情詞懇摯なり錢能訓は本職を准免す此に令す。

龔心湛を轉任して國務總理を暫兼代理せしむ此に令す。（八・六・一五、上海時事新報）

●無約人課税章程　六月十三日大總統令、玆に境内に僑居する無約國人民の課税章程を制定し之を公布す此に令す。（八・六・一五、上海時事新報）

僑居境内無約國人民課税章程

第一條　無約國人民の運貨進口は應さに國定關税條例に遵照し海關の税課を完納すべし。

第二條　無約國人民が貨を運びて中國内地に入り銷售するの時は應さに章に照して内地一切の税厘雜捐を完納すべく海關に在つて子口單を請領するを得ず。

第三條　無約國人民は三聯單を以て内地に入り土貨を採買するを得ず。

第四條　無約國人民は内地に在つて貨を運ぶに免税及び機製洋貨運單の利益を享受するを得ず。

第五條　無約國人民は内地に在つて牙紀に充當するを得ず

第六條　本章程は公布の日より施行す。

●兼署内務總長　六月十六日大總統令、内務次長兼籌備國會事務委員長于寶軒辭職を呈請す于寶軒は本職を准免す此に令す。

朱深を特任して内務總長を兼署せしむ此に令す。（八・六・一

八、上海時事新報）

●内務次長任命　六月二十二日大總統令、許寶蘅を任命して暫らく内務次長を兼代するを行はしむ此に令す。（八・六・二四、上海時事新報）

●管理無約國人民章程　六月二十二日大總統令、茲に管理無約國人民章程を制定し之を公布す此に令す。（八・六・二四、上海時事新報）

教令第十二號

管理無約國人民章程

第一條　無約國人民中國境内に僑居する時は行政官署は本章程に依りて之を管理す。

第二條　無約國人民の入境には應さにその護照を驗し及び他法を以てその身分職業を調査すべし。

第三條　無約國人民の浮浪者亦貧者或は國内の公安或は衞生に於て危險を生ずるの虞ある者はその入境を拒絶することを得。

第四條　無約國人民入境のとき認めて違禁物品を携帶せるの嫌疑ありと爲せる者は應さに檢査を施行すべし前項の檢査はもし違禁物品を發現せば應さに控留を予ふべくその情節稍々重き者は並びに入境を拒絶することを得。

第五條　無約國人民入境後もし正業を事とせず或は不法行爲を爲し治安を妨害するの虞ある者は法令に依りて辦理するを除くの外限令出境せしむることを得その査して偵探間諜の嫌疑ある者も亦同じ。

第六條　無約國人民は商埠或はその他さきに外國人の居住を准るせし地方に在つて居住することを得。

前項地方に在つてもし房屋を租賃するときは應さに該地方の租賃房屋章程を遵守すべし。

第七條　無約國人民の内地に赴き遊歷する應さに護照を請領すべく遊歷地方に在つては測勘する所あるを得ず。

第八條　無約國人民は内地に在つて產業を租賃するを得ず但し内地城鎭地方に赴き傳教し教會の名義を以て房屋を租賃し禮拜堂學校病院或は慈善機關を設立する者は此限りにあらず。

前項但書の規定に依り房屋を租賃する者は須から〱兩造より契約を該管官廳に呈驗してその許可を受くべし。

第九條　無約國人民は新聞紙或は雜誌の編輯人及び發行人となり又は政治結社政談集會に加入することを得ず。

第十條　無約國人民の管理に關しては本章程及び其他の法令に規定ある者を除くの外均しく一般の法令に依照して辦理す。

第十一條　本章程は公布の日より施行す。

●西北邊防總司令　六月二十三日大總統令、徐樹錚を特派して西北邊防總司令を兼ねしむ此に令す。（八・六・二六、上海時事新報）

●國會事務局長　六月二十六日大總統令、梁建章を派して籌備國會事務局委員長と爲す此に令す。（八・六・二八、上海時事新報）

●龔總理外交通電　龔兼代總理接任以來青島膠澳外交問題に關し日前かつて通電一道を各省に拍致せるが日昨

又廣州七總裁に要電一道を拍致せり左の如し。（八•六•二四、順天時報）

廣州岑雲階先生並轉伍秩庸陸幹卿唐少川孫中山林悦卿諸公鑒前きに元首に致せるの篠電一切諦悉せり關懷外交至つて深く佩仰す歐州和會此次山東保留問題に關し迭りに陸使に電し正に法を設け籌維し以て補救を圖るたゞ將來圓滿の目的を達到し能ふや否や此時尙は把握に乏し中央政府責任の在る所凡そ國家の主權及び領土自から應さに全力法を設けて保持すべし而して國際上の地位亦決して座視して抛棄する能はず刻下正さに利害を熟籌し制宜の方を妥謀しつゝあり而してその方針は則ち青島を保全し以て山東を保全し以つて海內喁々の望みに副ふるに在り南北は一家本と畛域の分つべきなし對外一致亦人心の共に務むべき所に係る希くば各方を曉導し持ちに鎭靜を以てせんことを國家幸甚心洪印。

●安福派と新交通系　連日內閣問題の烏烟瘴氣中兩種消息の窺ひ見るべきあり一に曰く安福派の橫行一に曰く新交通系の未倒これなり。

前者の事實は內閣問題に就いて之を見るべし周樹模は本來組閣を願へり即ち安福派の認可を得て允るして後援と爲さんとせり周上臺を允るすに及び錢遂に職を去れり而して紹續の交徐、田文烈をして暫代せしめんと欲せしも安福きかず謂ふ席次の順序必らず紊る可からず外交總長佛に在り內務總長（錢彙任）すでに辭職せり當然財政總長をして代理せしむべきなりと龔代理なることを得て該部の計畫又變じ因つて周に對し種々の條件を提出せり新國會の維持、梁鴻志の秘書長の如きこれなりもし願の如くならば安福大いに志を得たるなり否らざれば則ちむしろ他人をして臺に上る能はざらしめ龔をして代理たることを長からしめ該派が黑幕中の人物となりて一切の設施を爲さんにはとその第一步は即ち黨爭を利用して內務部を占領するに在り于寶軒の辭職は原と注意に足るなしたゞ安福の用意は則ち該部を占領せんと欲する耳今や于寶軒辭し朱深兼署せり內務次長占有はこゝに實行せられたり矣而して二億公債を抵押として日金四千萬を借入れ全國の人民をして三億以上の債務を負擔せしめんとす（二十年の元利合計三億以上）昨日衆議院開會すでに審査に附せり若輩より之を言へば急に龔の手に於て公布せしめんと欲せるなり其次は中國銀行二年則例を恢復し總裁任命制を實行し研究系の手より之を奪つて安福に歸せしめ黃雲畛或は胡鈞を以て總裁に充てんとす故に龔が總理を代理するの第一日即ち參議院を通過し現に既に施行準備中なりと其次は漕務部の開辦なり北京の民食を接濟するを名と爲し實は日本に輸出して高價を博せんとするにて初め于寶軒を以て此任に當らしめんとせしがその利のおのれに歸せざるを以て吳炳湘に與へたり吳も安福派の一人獲る所の利は部中に分配せられん以上諸種皆安福派の火事泥主義の發露なり。

然れども安福にして新交通系と聯絡せざればその惡も極點に達する能はず曹陸章すでに免職されたるもその勢力は尙ほ活動を中止せず八年公債を日本に抵當とするが如き曹陸

の斡旋による加之若翟の豫定計畫は曾毓雋を以て交通部長とし丁士源を以て交通次長たらしめんとするに在り丁の京漢局長たるを得たるは二千萬日金抵借のために設く丁氏と龔氏と商定し先月曹錕より軍隊經費二百萬を索められし時京漢路局より四十萬を借用せり借款成立後此金額を第一に償還する契約なりと又西北自働車、航空兩處の開辦を以て日本より二百五十萬を借る張家口よりの消息によれば此事すでに完成せりと然らば則ち曹陸旣に倒れたりといふを得べきか然れどもこれたゞ交通の一方面についていふのみ前日周樹模組閣說最も盛んなる時安福派は姚煜を以て財政に長たらしめんことを要求せり姚煜は現任兩淮鹽運使にして曹陸と莫逆と稱すその來京する每に皆陸宗輿の宅に寓す今此人を用ひて財政總長たらしめんとするは必らずや陸曹の統を繼がしめんと欲するや論なし大理院長姚震亦安福部の要人たり章宗祥免職前曹陸及び小徐(樹錚)姚のために推薦し殆んど確定せしが政變後終に交通總長或は中國銀行總裁を得んと欲するに至れり。(八•六•二一、上海中華新報)

●日本の新聞改策　新聞を以て人を策制するの陰謀は獨逸政府之を奬勵し日人尤めて而して之に倣ひ東方通信社、共同通信社を設けて我國報界に瀰漫せしめ我が通國の輿論を操縱せるのみならず華文英文日文の日刊週刊月刊を發行して我が國人の聰明を混淆す危險如何我が國人尙ほ金錢を惜まずして之を購ふ大に寒心すべきの事にあらずや日人の我を謀るの通信社及機關報名左の如し。(八•六•九、上海中華新報)

(甲)通信社
東方通信社　北京
共同通信社　上海

(乙)　華文報
順天時報　北京
亞州日報　上海
盛京時報　奉天
泰東日報　大連
濟南日報　濟南
湖廣新報　漢口
閩　報　福州
嶺南新報　廣東

(丙)　英文報
チャイナ•アドヴアータイザー　天津

(丁)　日文報
新支那日刊　北京
新支那週刊　北京
京津日日新聞　北京
天津日報　天津
日華公論　天津
天津評論　天津
滿洲日日新聞　大連
遼東新報　大連
奉天新聞　奉天
滿洲新報　營口
上海日報　上海

上海日日新聞	上海
山東新聞	濟南
青島新報	青島
漢口新報	漢口

財政經濟

●**郵政儲金開辦**　六月十三日大總統令、交通部の呈に據るに試辦郵政儲金は七月一日より始めと爲し北京天津太原開封濟南漢口南昌南京上海安慶杭州等の處に在つて先づ開辦を行はんと擬す並びに明令提倡を請ふ等の語、此項郵政儲金は各國通行己に久しく意勸儉を奬成し民生を康濟するに在り洵とに法良に意美なるに屬す既に該部の籌擬仿行を經たり應さに即ち各局を督飭し切實辦理せしむべく並びに當さに分別曉導懃與提倡すべし總べて家給し人足り相習ひて風を成し以て閭閻を嘉惠するの意に副はんことを期す此に令す。（八・六・一五、上海時事新報）

●**幣制局總裁**　六月十八日大總統令、李思浩を特派して幣制局總裁と爲す此に令す。（八・六・二〇、上海時事新報）

●**交通部の異動**　六月二十三日總統令蔣尊禕黃贊熙を任命して交通部司長と爲し關賡麟を交通部參事と爲す此に令す。（八・六・二六、上海時事新報）

●**銀行團決議の內容**　歐州和議吾國山東外交問題未だ能く手を得ざるを以て國內の紛擾を引起し海內沸騰し國家の淪亡せざる者己に幾んど稀れなり矣乃ち所謂鐵路統一問題は中英公司和會に提出してより後形勢愈々逼りて愈々緊しく外患交も迫り國すでに堪へず詎んぞ料らん米英佛日四國近頃忽ち從前善後借款銀行團の組織に根據し別に新銀團を組織するの舉あり且つ巴里に在つて一切の辦法を議決せんとはその內幕を覩るに是れ直ちに經濟の力を以て吾國を亡ぼさんと欲する也六月十七日吾國施肇基公使より電文の報告あり電文の大要左の如し。

玆に米國外部より英米佛日銀行代表が五月十二日巴里に在つて議決せる四國新銀團組織辦法を照送せるを受く並びに言ふ米國政府はすでに認可したりと該辦法に曰く

（一）上次米國の照會に贊成す。

（二）實業鐵路借款の現にすでに確かに頭緒ある者を除くの外あらゆる將來及び現有借款契約或は優先權は當さに法を設けてその交出を勸むべし。

（三）四國は露國政府の成立を承認せる後當さに露國銀團の加入を酌允すべし。

（四）白國銀團は新團成立後に於て加入を望むべし。

（五）新團內の各國財團は各自に一國團體を成す。

（六）實業及び鐵路は應さに全局を統籌して辦理すべく新團內の各國銀團はまさにその代表及び工程師を飭し計畫を擬送し實行を預備せしむべし。

（七）日本銀團に許すに湖廣鐵路借款を平均擔任するを許す。

尙米國外部より抄錄せる該團內部權利に關する取極をも抄寄す云々。

按ずるに上列の辦法は是れ直ちに中國全國尚未だ喪失せざるの權利をもつて新に從つて瓜分し從前各國の中國に在る勢力範圍をもつて確實に承認するものなり此事聞く英米佛日四國政府の認可を經たりと（二）（六）の兩項は逕ちに我國一切の借款を以て壟斷を實行し中國の自由を許さゞるなり鐵路問題に至りてはたゞに共同管理のみならず我國現在將來の實業利權をも併せて攘奪して各國より共同處置せんとするなり我が愛國の國民學生各團體代表何んぞ急に起つて反對せざるや。（八・六・二四、北京公言報）

●鐵道統一問題の其後　英米商人が中國鐵路統一問題に對し巴里和會に秘密覺書を提出せしことは陸總長（徵祥）の電告によりて國人の重視する所となれるが原案の詳情は外間尚ほ聞く所なし玆に路權維持會より陸總長の原電を求め得たれば次に披露して路事に留心するものゝ參考に供す。

轉國務院、鐵路問題頃ろ中美公司秘密說帖一件を得たり其の內容大致中國鐵路情形を謂ふ下の如し。

各路の借款將さに還本の期に屆らんとす此後必ず更らに困難ならん中國人は深く英米商人の鐵路整頓を願ふの意あるを知り以爲へらく苟しくも英米兩國の協助を得ば或は英佛日三國と外人掌握中の南滿東清雲南山東各路の收囘を商議すべしともし能く此層を辦到せば並びに現在缺する所の各路借款をもつて改めて一宗の公共統一の借款と爲し且つ各路管理方法をも一律に歸せしめ以て勢力範圍を消除せんと擬す中國人並びに願ふ鹽務署の規制に倣照し一本署を設け以て全國の鐵路を管理せしめんと此種計畫はその政治上の困難を計へざるもその財政方面需むる所の外人掌握中の鐵路を贖囘するの款額約五千六百萬磅此外現に缺せる各路の債額約三千二百五十萬磅あれば合計一億磅左右の債票を發行するに非ざれば實行する能はず該債票中究竟若干が舊債票を以て抵當とし若干が新款を需用するかは全く舊票を新票に改換する時の條件如何に依る。

以上說く所の原則もし能く同意し英佛米日資本家に委して此計畫を實行すとせんか則ち將來如何にして鐵路を管理すべきかの方法は應さに先づ決定せざるべからざるが國際董事會を設立せば方さに能く外國の利益關係人をして滿意せしめんもし僅かに一人を派する事とせば選擧の時同意を得難からん玆に辦法を擬すること下の如し。

（一）交通部は現在の鐵路督辦の權を以て之を董事會に交し該會は交通總次長及び英佛米日四國代表各一人を以て之を組成す交通總次長は兼ねて鐵路正副督辦と爲るその露白兩國の利益は假定して佛國より代表せしむ。

（二）董事會は北京に設く該會は中國政府及び優先權者に對し切實に鐵路を管理するの責任を負有す。

（三）中外秘書各一人及び必要の佐理員並びに隨路稽査及び查賬員を設け均しく董事會より委派す。

（四）董事會秘書處は所需の大部分鐵路材料を訂購するの職務ありその訂購の法は公開投票を以て之を行ふ。

（五） 各處分局の人員は概して董事會より委任すその薪水及び休暇等の情は均しく劃一に歸す。
（六） 董事會中各國銀團代表の資金は各該銀團より自給すその中國董事及び職員は直接鐵路上より開支す。
（七） 董事會は一切鐵路の出納を掌握し並びに鐵路の餘利を以て鐵路に再投することを得又毎年一次の報告を爲す。

以上の辦法の外該說帖に又云ふ各分機關を國際より公共管理するは頗る困難となす各路消滅する能はざるの特殊政治關係あり且つ用ふる所の國語及び工程方法各同じからざるあればなり惟だ各路の現に某國の掌握に歸せる者をして即ち該某國を以て主任と爲しその部下の人員は則ち各國の人を參用せしむべし該主任の地位は鐵路未成以前は總工程師たり完成後には則ち局長たり中國はさきに外人を派して局長となすを願はず但だ寧滬鐵路の辦法を觀ば則ち中國應さに此法の獨一無二の良法たるを覺悟すべし鐵路管理の權は仍ほ局長に在り而して該項局長は大抵任に勝ふる能はず且つ鐵路の經驗なし故に以後鐵路上の主任として用ふる外國人は必らず須らく局長と抗衡し僚屬と同視する能はざらしむべしその局長以下の人員は總會計總工程師車務總管車頭總管となす各該總管部下の人員は多く中國人を用ふるを以て妙と爲す。

又擬する所各國人參用の方法は現時鐵路十三條毎路主任及び各總管共六人統共七十八人は英人二十二人米人二十人佛人十六人白日兩國人各九人伊太利二人を用ひんと擬す此外各部分用ふる所の外人亦少なからず。

人あり稱す該說帖擬する所の辦法は英米兩公使館と中國政府中の一人と商議し得る所の結果なりと應さに政府に密達し近來鐵路に對する主張の如何を電示せられんことを請ふ陸徵祥五月二十五日。（八・六・一六、上海時事新報）

彙報

自六月十六日至六月三十日

講和問題

▲**講和問題**　（十二日北京特派員發）山東問題に對する支那の輿論を聞くに英米より一種の協定を爲すべしとの說頻に傳へられつゝあるが右に就き最近陸徵祥より北京政府に左の如き消息ありたりと傳へらる。

（一）高徐濟順借款合同契約及膠州灣問題は歐洲講和條約と引離して調印し特に條件を附す。

（二）靑島問題は協商國より共同租界を設定し調停す。

（三）支那參戰中の損害賠償額を決定して加入す。

（四）義和團事件の賠償金を全部免除す。

（五）治外法權を撤去することを承認す。

卽ち（一）（二）（三）の三項は既に協商國の同意を得て講和會議に提出せり（四）（五）の兩項は協商國多數の贊同を得居れり云々。（十六日、東朝）

▲**支那委員の述懷**　（巴里特派員六日發電）某々支那委員は本國政府より講和條約調印の訓令ありたるに依り講和條約には保留を爲して條件附調印を爲す可しと云へるが其他のもの殊に梁啓超氏は飽くまでも不調印を主張す支那講和委員長陸徵祥氏のみは此兩者の間にあつて孰れとも決する所なし支那委員の一人は（時事新報特派員）に向ひ熱烈なる感情を以て率直に左の如く語れり曰く

吾々支那人は今や大苦境にあり日本の現内閣は寺內內閣當時の對支政策を變更す可く又支那の統一を齎らす爲に南北孰れをも援けざる可しと公言せり吾人は之に多少の期待を有し居たるに最近の電報に據れば吾人の豫期に反し武器彈藥は今尙日本の商人より供給せられつゝありとのことにて從つて支那の內部は依然たると共に外强　は或る種の侵略的領土擴張政策を遂行ふあり此舊式外交が其强隣に禅益を齎らすや將又同國が新に啓發せられたる世界の大潮流より孤立せる時代遲れの國として取扱はるゝや否やは別問題にして敢て支那の關する所にあらざるが然かも要するに斯くの如き狀態の下にあてりは文明に向ての改善進步は絕望なり無論吾人は米國若くは其他の國の同情的助力に訴へて之より多くの言質的援助を得んことを豫期するものに非ず然かも吾人は運命非なるの國民として我國民の次第に下り坂に向ふ此運命を平然として垂視し冷然として看過する能はず故に貴下は吾人が絕望ながらも苦鬪の死前に最後の努力を爲すものとして吾人の奮鬪的動機と精神とを許すなる可しと。（十七日、時事）

▲**講和調印不可避**　（十八日北京特派員發）國務院は山東外交問題に就き左の通電を各省に致せり山東問題に關し政府は主權を保持するを以て眼目と爲し陸特使に訓電して愼重の手段は講じつゝあり英佛米各國委員も支那の主張に贊成し又內田外相よりも非公式に公文を外交部に送り靑島を完全に支那に還付すべきことに異議なき旨を聲明せり講和條約は各國一致して當然調印すべきものにして一二箇國の異議を唱ふべきものにあらず我國若し調印を肯せず列國と一致の行動を執らざる時は孤立の地位に陷るのみならず一切の條件と權利を放棄せざる可からず山東を保有して調印することは絕對に不可能なり。（十九日、東朝）

▲**山東と殖民地**　（十三日巴里特派員發）講和會議特別委員會は殖民地並に山東に關する獨逸の對案を拒絕するに決したり。（十九日、東朝）

▲**支那委員の要求**　（十四日國際社紐育發）米國支那協會は巴里講和會議參列支那委員より米國上院に送りたると稱せらるゝ電報を公表せり右は山東問題に對する解決は米國の名譽と利益とに矛盾するものなりとの決議案の通過を求めたるものなるが上院の規則に基き受理せられざりき。（二十日、東朝）

▲**小幡公使訪問**　（十九日北京特派員發）小幡公使は十六日外交部を訪ひ日米兩國の取極めに基き西伯利及東淸鐵道の經濟援助に關し或種の申出でを爲したるに對し支那政府は其好意を諒承せるが尙同席上支那側より講和調印問題に關する支那政府の態度に就き委曲を說明して諒解を求むる所あり

たりといふ。（二十一日、東朝）

▲支那加入同意　（十九日北京特派員發）西伯利及東清鐵道の經濟援助に關し小幡公使より支那側の加入を勸誘したるに對し支那政府は喜んで加入に同意せるを以て實行上の具體的方法は何れ更に打合を爲すべきが支那側の分擔せる援助額百萬弗は日本より立て替ふる筈なり。（二十一日、東朝）

▲陸氏調印逡巡　（北京特電十九日發）在巴里の全權委員陸徵祥氏は政府より無條件調印の訓令を受けたるも將來國民の批難を恐れ調印に署名し難き旨政府に返電せり之に對し政府は調印は全權委員のみの責任にあらざる旨を答へ命令に服從せん事を求めたり。（二十一日、日日）

▲支那態度不變　（北京特電十九日發）在巴里の王正廷氏が飽迄平和條約不調印を固持し全權委員間の協調を破れるに對し陸徵祥氏の辭職說傳はり又復支那政府の方針動搖すとの說あるも支那當局者は既に政府の方針は確定し最後の訓令を與へたれば委員間內部の議論に依り態度を一二にする謂はれなしと辯明せり。（二十一日、日日）

▲陸徵祥辭任電請　（十九日北京特派員發）陸徵祥より最近更に外交總長及講和委員の辭任を電請し來れり辭任の動機は國內の輿論を恐れ差し迫れる調印の責任を回避せんとするにあるが如く政府は辭任の理由を認めず慰留の電報を發せり。（二十一日、東朝）

▲山東問題同意　（倫敦ロイテル特電十六日發）獨逸對案は膠州及び山東に關する獨逸の權利及び特權を拋棄することに同意せり但し代償に關して若干の條件を附せり。（二十二日、時事）

▲條件附調印聲明　（巴里電報十九日發）國際通信支那講和委員は再び保留を條件として講和條約に調印するの意思を表白したり。（廿二日、日日）

▲山東代表再陳情　（北京特電二十二日發）山東省請願團は二十一日再び龔代理總理及內務總長朱深氏（兼任司法總長）に面謁し巴里條約中山東に關する三箇條不調印、高徐、濟順兩鐵道契約廢止及國賊懲罰の三箇條を陳情せり之に對し龔代理總理は山東問題不調印は國際關係上許さず鐵道問題は日本と交涉せし上ならでは廢約する能はず又國賊懲罰の件は司法權の發動にして之亦干涉を許さずと懇諭せしも代表等は條約不調印を固持して止まず龔代理總理は之を徐總統に代進すべしと答へ請願團を引取らしめたり。（二十三日、日日）

▲執拗なる學生團　（上海特電二十三日發）上海學生聯合會は二十二日午後會議を開き政府にして在巴里支那代表者に調印を命令せば明かに民意に違ふを以て再び宣言書を出し重ねてストライキを實行し各學校學生は出て講演をなし和約調印の非を鳴らし政府の國を誤るの罪を鳴らさんとの議に就き討論せり。（二十四日、日日）

▲支那日本讒誣　（十九日合同通信社發）巴里十九日發電＝支那委員は陳述書を發し日本は支那に於けるモルヒネ貿易のため山東省を其の交換所と爲せりと言へり。（二十五日、東朝）

▲山東代表者と徐總統　（二十三日北京特派員發）山東各團體代表者は二十三日徐總統に謁見し（一）山東問題を保留し得ざれば講和調印を拒絕すること（二）高徐濟順兩鐵道を回收すること（三）親日派の元兇を嚴罰に處することに就き陳情する所ありたるに對し徐總統は大要左の意味を語れり。

我國民は外交の失敗を論じて今日の風潮を捲起し居るも政府は屢々駐特使に訓電して抗議を提出し日本も之を諒とし現に青島還附を聲言し居れり尙外交の事は多く秘密を要するを以て玆に腹藏なく全部を披瀝する能はざるは遺憾とする所なるが久しからずして眞相を發表するを得るの機會に逢せは必ず諸君の理解を得ることと信ず高徐濟順鐵道に關しては目下政府に於て種々解決方法を講じ居れり曹、陸、章三氏は既に官を免じ居れば此上追及し難し云々。（二十五日、東朝）

▲青島還附細目　（北京特電二十四日發）最近外交部參事施履本氏は小幡公使を訪ひ青島還附細目に就き日本の意嚮を質問し併せて支那側の意見を述べたり支那政府は巴里條約に調印する以上日本と交涉を開くの必要あるも日本政府に於て未だ細目を決定し居らざるかを憂慮し居れり。（二十六日、日日）

▲山東問題下相談　（二十四日北京特派員發）支那政府は山東問題を日支間に於て早く解決したき希望あり支那側にては未だ具體的成案を得るの運びに達し居らざるも最近外交部參事施履本は小幡公使を公式に訪問し成るべく早く兩國の間に下相談を交へて正式會議の場合に於ける面倒を避くる爲めの希望よりして支那側の意嚮を陳述して公使と意見を交換せり。（二十六

日、東朝）

▲山東問題と支那側の希望　（二十五日北京特派員發）　支那政府にては山東問題に關する細目の協定を日支間に於て早く決定せん事を希望し其取極めの時期を急ぎつゝあるのみならず益に内田外相の聲明せる所は特に支那のみに對してにあらず各國に對し一般的に爲されたるものとし此際日本より正式に還付聲明の一札を得ん事を熱望し居れり最近外交部參事廳顧本の日本公使館訪問も協定の時期に關する以前此希望を述べたるものと解せらるゝが支那側の眞意は無條件調印に決し既に委員に訓電せる行懸りよりして一は國論を緩和する意味に於て一は日本に對する感情を融和せんとする意味に於て之を希望すと云ふにあるが如し。（二十七日、東朝）

▲新國會建議可決　（二十六日北京特派員發）　新國會は二十五日緊急動議を以て山東を保留して調印する案を可決せり但し決議案をして可決するは政府並に講和委員を束縛するを以て建議案として可決すべしとの論多數を占め伸縮の餘地を止めて右の案を可決するに至れる也。（二十八日東朝）

▲調印祝賀反對　（上海特電二十七日發）　北京政府は和約調印の時祝賀す可き準備を命じたるも山東問題好解決を得ずば祝賀に反對す可く工、商、法、各會聯合會共に祝賀を阻止するに努む可しと又上海に在る全國學生聯合會は即日各省に打電し新國會及び安福俱樂部解散の主張を爲せり、（十八日、時事）

▲英公使の賀詞　（二十七日北京特派員發）　英國公使ジョルダン氏は二十七日徐總統に謁見し獨逸が愈講和條約に調印を承諾したれば玆に聯合國側に勝利確定せる旨を告げて慶賀の意を表し尙西藏問題に關し意見を述べたりと。（二十九日、東朝）

▲還付聲明熱望と我態度　（二十六日北京特派員發）　支那政府は日本が此際進んで靑島還付を公式に聲明する一札を交付せられんことを熱望しつゝあるに對し日本公使は支那政府の苦衷を諒とし之に應ぜんとする意響なるも支那側の講和調印に對する態度不誠實なる爲未だ其運びに至らざる次第なりと。（二十九日、東朝）

▲山東問題と總理　二十八日北京特派員發）　北京學生聯合會は二十七日代理總理と會見し

一、山東を保留するを得ざれば調印を爲すべからず。

二、高徐濟順鐵道を回收すること。

三、南北會議を速に復活すること。

を要請したるが是に對し總理は左の答辯をなしたり。

獨逸の調印は二十五日行はれたりとのことなるも我專使の調印せるや否や未だ知るを得ず政府は元より調印を主張す若し調印せざれば獨墺との交涉に障害あり靑島問題は正式公文を以て交涉し日本より還附を聲明せり將來靑島に對し日本は居留地を設け人事を要求しつゝあるが政府は完全に靑島を回收して共同の貿易港となさんと欲す高徐、濟順鐵道は假契約なるを以て政府に於ても之を回收するを希望し日本公使と交涉し將來善後借款の成立を待ち完全に回收し中國自身にて經營する考なり南北和平の頓挫は表面南方の提出せる八箇條に基くが如きも實は然らず和議の難關は法律問題のみ最近岑春煊氏等に交涉し和議繼續に就ては意見一定せり政府は和平の目的を貫徹するの趣旨より既に汪代表等を南下せしめ商議する所あらしむ云々（二十九日、東朝）

▲兩鐵借款廢止　（北京特電二十八日發）　北京政府は高徐、濟順兩鐵道借款廢止を交涉する決心にて外交部をして日本公使館と意見を交換せしめたり。（三十日、日日）

▲講和不調印を叫ふ　（上海特電二十九日發）　上海商業公團聯合會は上海政府に對し民意を尊重して和約署名の拒絕を求め然らずんば人民憤怒の餘り恐らく學を停止し市を閉ぢ工を罷むるよりも甚しきものある可しと電報せり。（三十日、時事）

外交關係

▲英米對支密約說　（十五日上海特派員發）　最近巴里に於て英米兩國は支那に關する秘密協約を締結せりとの說あり曰く米國は英國が西藏を其手に收め甘肅四川に於ける特殊の地位を認め英國は米國が西伯利鐵道を管理し外蒙古に鐵道を敷設し支那内地に於ける事業の自由を認むべしと。（十六日、

東朝）

▲**西藏問題重視**　（北京特電十三日發）英國公使は支那人間に英國が西藏に加擔し四川、雲南、甘肅新疆の各省より廣袤數千哩に及ぶ領土を分割せしめんとしつゝある旨を指摘し西藏問題は青島問題より重大なり憂國の人士は起つて英國に抵抗せよと排英的思想を傳播する印刷物を配布されつゝあるを聞き大に狼狽し同公使は支那政府の對案を本國政府に送付し其返電を待ちつゝあるのみにて未だ領土割譲の要求を爲さずと發表したるが支那人間に近來同問題の前途を重大視し其成行を注意しつゝあるもの丶如し。（十六日、日日）

▲**福州排日暴動**　（十五日福州特派員發）排日學生團は十四日夜及十五日朝の二回に亙り商務總會長の私宅を襲撃したるより督軍は兵を繰出し學生數十名を逮捕せしを動機と爲し各學生は全市に於て商人に閉店休業せんことを脅迫し十五日朝より商業を中止せり。（十六日、東朝）

▲**濟南引續き休市**　（十三日濟南特派員發）當地に於ける同盟罷市に際し支那官憲は極力鎭撫しつゝあるも斷えず過激なる學生團より威嚇運動を受け依然各商店は門戶を鎖して休業を續け居れり十三日當局者は多數の軍隊巡警を派し各商店に對し强制的に開市を迫りたるが之を聞き傳へたる學生團約千名は隊伍を組て商埠に乘込み示威運動を開始せるも軍隊に防止せられ悉く引揚げ事なきを得たり商埠の商店は十三日より開店せるも不穩の氣勢尚歇まず唯邦人に對し未だ何等の暴行を加ふるに至らず。（十六日、東朝）

▲**段外交團抗議**　（十五日北京特派員發）參戰軍督辦段祺瑞は外交團會議にて軍器供給の中止を決議せるに對し抗議を提出せり其大要は歐洲戰爭は終結せるも講和條約未だ調印せられず露國方面の戰亂尚熾にして終熄の見込なし西北邊防の事刻下の急務にして之が警備軍は專ら外國器の供給に俟たざるを得ず外交團の約束は承認する能はずと云ふにあり。（十七日、東朝）

▲**上海排日緩和**　（十五日上海特派員發）上海の外觀は殆ど常態に復したり邦人經營の工場も追々復業しつゝあり我居留團の米販賣も十五日より中止することゝなり支那の小學校は十四日より開かれたるが日本學校も十七日より開校するに決せり日貨排斥の形勢も稍緩和されて荷動き旺盛となる然れども謠言は尚行はれ支那人の邦人に對する暴行は十四日迄は尚頻々たりき之とても二三日中に跡を斷つなるべし。（十七日、東朝）

▲**福州の無警察**　（十五日福州特派員發）十五日福州商務總會長私宅を警戒せる兵士と之を襲はんとせる學生の間に衝突を惹起し三名の重傷者を出したる爲學生等は逆襲をなし大衝突の結果多數の死傷者あり一般市中殺氣立ち殆ど無警察の狀態にて支那街に在る邦商は頗る激昂しつゝあり。（十七日、東朝）

▲**上海事件陳謝**　（十五日北京特派員發）上海に於る事件に關し支那政府は十六日午前外交部參事施履本を我公使館に遣はし陳謝する所あり尚將來斯かる事件の再び惹起せざる樣嚴重なる取締をなすべく各省督軍省長に宛て訓電を發せる旨附言せるが小幡公使は之を以て滿足すべきにあらずと爲し居り上海總領事の調査を待ちたる上支那政府に正式交涉を行ふべしと。（十八日、東朝）

▲**學生聯合會成立大會**　（十一日上海特派員發）十六日上海に於て全國學生聯合會成立大會を開き全國各地學生代表者並に教育界の主要人物新聞社代表者及米國教師二名の出席あり北京大學生の述べたる要領左の如し。

本會は全國中等以上の各學校學生の聯合を圖り民國を代表し國利を增さん爲めに行動を共にせんとするに在り吾人は國家の問題全部を解決するの經驗に乏しきも學生は何等誘惑も脅迫もなく純潔且つ單純なる生活を爲す故吾人の經驗が私を營むことなく黨派の觀念なく吾人に命ずる所に從つて我國民を世界の列强と同一の程度に進めんことを期す之が爲め我國を窮境に陷らしめんとする惡魔の手より除き不幸なる同胞を覺醒せしめ愛國者をして其爲すべきを爲さしむべし又米國に對し我國民の狀態を說明し其同情と援助とを求むるを要す吾人は有識無私、而して熱誠なる愛國者として茲に其運動を爲さんとす斯の如くして此聯合會は支那に於ける善良なる勢力たるべく極東に於ける民主的建設運動の基源たるべし。（十八日東朝）

▲**上海邦人不安**　（十七日特派員發）上海は大體に於て常態に復したるも支那側の謠言尚止まず殊に支那人の食物中に日本人が毒を入れ支那人の死亡するもの多しとの謠言を信ずる愚民多く爲めに日本人は毒を流すものと誤解されて群集の爲め毆打さるゝもの多く最近之が爲めに毆打され重輕傷を負へる邦人頗る多し斯の如き不安の狀態尚止まざる故十七日開校に決せる日

尙休校を延期する事となれり支那人にして日本人の指圖を受けて事を流さんとするものと誤解され毆打さるゝものも尠からず十六日夜二名の支那人は支那街にて此嫌疑を受け一名は撲殺され一名は重傷を負へり。（十八日、東朝）

▲小幡公使の訪問　（北京特電十七日發）小幡公使は十六日午前六時某問題に就き外交總長代理陳籙氏を訪問し約一時間會談せるが該問題の外地方の排日取締に就き交渉し且時局問題に對しては徐總統の辭職は此際一層國內を紛亂せしむる惧あるを以て是非留任せらるべきものなりと非公式に勸告する所ありたりと。（十九日、日日）

▲稅關設置に抗議　（北京特電十七日發）支那政府は露國公使に對し城管に露國稅關署の設立反對の抗議を提出したり。（十九日、時事）

▲上海邦人不安　（十八日上海特派員發）邦人の支那人群衆に毆打さるゝもの頻々絕えず工部局員及び支那巡査は之を見て見ざるの風を爲して避け支那巡査の如き寧ろ暴行を援助するものあり何等故なくして通行中に襲はれ不安此上なし斯の如く甚だしき侮辱を加ふる支那人に對して邦人は到底忍ぶ可からず邦人は工部局の取締に信賴する能はず十七日町內會議に於て工部局に嚴重取締方を請願すること及び邦人自衛策として保安會を組織せんことを決議せり後者の實行案は工部局に容れられざる可きも此際我總領事館は速かに對策を講ずるを要すべし租界外の支那官憲の取締は嚴重に行はれ比較的事故尠かりしが支那街の戒嚴令は十七日撤廢されたり。（十九日、東朝）

▲福州排日再燃　（福州特電十七日發）當地學生連の排日運動は官憲の取締り緩漫なる爲益々勢ひを得日貨排斥に止まらず波止揚人夫艀船人夫の罷業を見るに至り勢形不穩なれば在留邦人は十四日大會を開き萬一の爲義勇隊を組織し且食料購買の件を決議せり尙學生連は日貨排斥に贊成せざる當地商務總會長經營の吳服店を襲ひ多大の損害を與へ總會長は身を以て遁れたり又學生團は全市の商家に迫り閉戶休業せしめたり。

◎福州に於ては其後學生運動又復過激となれり十四日夜半約三百名の學生は親日派を以て目せらるゝ商務總會長黃秉榮氏の店舖を襲擊し商品器物を破壞又は掠奪し尙日本品を販賣し居る支那商店にて學生の爲に商品を破壞せられたるもの五六あり學生は市中を練廻り一般人氣頗る沸騰しあるにより福州城內外とも總て閉店し事態頗る重大を加へ來れり本邦品の新規約定杜絕し蠻澤銀行券亦全く流通せず艀舟組合は十八日より日本船の荷役を引受けざる旨を決議し波止場人足は日本品の運搬をなさず。（十八日某所着電）（十九日、日日）

▲支那國民日本を恨む　（二十日太田上海特派員發）十三日予（太田特派員）は孫文氏と會見を遂げ約一時間談話を交へたるが予の種々の質問に對し答へし要領左の如し。

排日感情永續せん　今回上海學生の運動に關しては予（孫氏）は常に宅に在りたれば眞相を明かにせず從つて其是非に就ては語るを得ず然れど今回の運動が自發的なるは疑なく英米人などの煽動に依らず若し之れありとするも其は無効なりしならん民黨云々に就ては今回の運動が突然にして民黨が運動するの暇なし要するに國民一致に依りたるものと謂ふべく山東問題に對する支那國民の期待に反せる丈け排日感情旺盛にして恐らく百年を經るも忘れざるべし。

日支親善不可行　日支親善の實現は常に日本側の運動に出で支那は受動の地位に立てり日本は其實を舉さずして却つて過去四年間之に裏切れり兩國親善實現の期望は予の期望する條件を容れなば猶存す然れど今日の日本が之を容れざるは明かなり故に予の希望を語るも何かせむ日英同盟を結べる桂公とならば予は日支結合の希望を有す然し今日日本に桂公の如き政治家なきを奈何せん今日本が親善を謀りて速かに支那に學校病院等を起さんとするも却て國民の疑惑を增さしむるのみ日本が大なる問題さへ支那に許さば他は自ら解決せん今は其希望なきを以て兩國親善の期望は長くあるなし西藏問題に就ても重大視し居れるが國民は是も英國が日本の山東を獲たる交換條件とするものとして獨日本を恨むべし國民は日本を恨むべし國民は日本を恨む事他よりも深し現在支那人は一般的排外思想を有せず人道主義に依る國とは親善し帝國主義の國家を排するなり。

思想改善と「建設」　支那に過激思想入込めりやと云ふに予は之を信ぜず此思想は資本主義の行はるゝ所に入込むものなるに今の支那の經濟組織は猶言ふべきものなく其條件を備へ居らず予は此時期に當り國民の思想を改善せん事を欲し新雜誌を發行するの計畫あり凡八月一日發刊となるべし題名は未定なるが予は「建設」と名けんとす予は山東問題を中心として支那

▲鐵道共同管理不承認　（北京特電二十八日發）　支那政府は在巴里の顧維鈞氏の手を經て米國大統領ウィルソン氏に左の如く打電せり。

巴里よりの報告に依れば米國政府は新銀行團をして支那の實業及鐵道を國際共同管理の下に置く提議をなせりと右は米國大統領が再三侵略主義及經濟壟斷政策に反對する事を宣言せられたると倒行逆施するものにして支那の行政主權を侵害し支那の經濟自由を侵害するものなれば支那政府は之を承認する能はず若し列強にして支那の經濟を援助する誠意あれば將に支那の主權を害せざる範圍に留まらん事を希望し特に之を聲明す。（三十日、日日）

南北情勢

▲龔總理代理通告　（十四日北京特派員發）　財政總長龔心湛は十四日より國務總理代理を爲す旨通告せり。

▲徐總統留職懇請　（十三日北京特派員發）　徐總統の辭表を國會より返還したるも總統は之を收受せざりしより議長より書面を添へて錢總理の手許に送り屆けたり尙段祺瑞は十二日再び徐總統を訪ひて居据を勸告し又各省に通電し相一致して留職を請ふべく勸誘する所ありたるが既に張作霖、張弧、張樹元、倪嗣冲、並に陸榮廷、長江三督軍省長其他より徐總統に對し辭職取消を懇請し來れり。（十六日、東朝）

▲錢氏の讓步勸告　（北京特電十四日發）　錢能訓氏は十三日午後廣東軍政府七總裁に宛て諸君が平和を希望し種々苦心せらるゝ趣の電報は深く感佩する所なるも南方の八條件たるものは盡く極端に趨り予は既に辭職せんとし內閣更迭せんとするも南方が其主張を改めざれば平和會議の成功を見ること困難なるが如し諸君力を戮せ平和實現に努められんことを乞ふと返電せり（十六日、日日）

▲唐繼堯等主張　（上海特電十四日發）　廣東軍政府は唐繼堯氏等より左の三事申出の電報に接したり。

一、正式政府を組織し別に新局面を開くを上策となし暫く南北分治を執るを中策と爲し八條の提議を堅持し努めて原案を維持するを下策と爲す。

二、徐と連り段と逆ふるの議に反對し努めて西南の一致を圖り自主の道を求む可し。

三、唐紹儀を總代表とし堅く慰留するを主張し且單獨を圖るに反對す。（十六日、時事）

▲張氏の孟督壓迫　（長春特電十二日發）　東三省巡閱使張作霖氏は三省兵馬の實權を完全に收むべく吉林督軍孟恩遠氏を壓迫するに汲々としつゝある事は幾度も報道せる如くなるが今回又復徹底的大壓迫を加ふべく奉天第二十七師團長代理張作相氏及其部下の大部隊を近く長春城外南嶺に駐屯せしむべしと是が爲孟督軍の驚愕一方ならず先頃長春に來りて五六日滯在せる目的も是に關する善後策を裴其勳、唐祥貫將軍等と謀議するにありしが裴其勳氏は今日の場合已むを得ざるべしと答へたるより如何ともする能はず遂に今回屈辱を忍び從來の南嶺駐屯吉林騎兵大隊を北方の地に移し奉天軍の爲に兵營を提供するの已むなきに立ち到れりと孟督軍は昨今頻りに吉林省出身衆議院議員等の彈劾を受けつゝあるに今亦此屈辱に遭ひたるなれば其煩悶察するに餘りあり。（十六日、日日）

▲廣東軍肇慶包圍　（十四日香港特派員發）　廣西軍の廣東に進出せんとするに對し廣東軍出動して肇慶を包圍するに至れり事件の原因は岑春煊が其股肱たる李源根、李烈鈞の兩名を廣東督軍並に同省長に夫々任命せんことを提議したるに對し陸榮廷及廣西の各領袖此提議に反對し陸榮廷は廣東督軍莫榮新に對し之を拒否すべく命ずると同時に大部隊の軍隊輸送に着手せり之に對し廣東督軍莫榮新は多數の民船を徵發し軍隊の輸送に備へたり尙更に聞く所に據れば廣西各領袖は一致して陸榮廷に對し兩廣軍隊の絕對統帥權を收むべく要求したるが陸は之に同意したり而して陸榮廷は其職務を執行する爲め特別なる衙門創設せらるべし。（十六日、東朝）

▲龔氏南方に通電　（十五日北京特派員發）　龔代理總理は廣東七總裁及西南諸將に對し左の如く通電せり。

錢總理の辭意堅く龔已むを得ず一時代理を爲すこととなれり錢氏が和平の主義を懷けるは國人の諒とする所和平の局未だ成らず龔其後を受け正に繼續して進行を圖るべし國本を定むるは一に諸公ハ力に俟つ曩に提出の八箇條は極端にして疏通の餘地なし和議續開に障害多し遂に八箇條を取消し双

方代表を擧げて上海に赴き期を定めて會議を開き至誠以て商議する心あるべし。（十七日、東朝）

▲廣東葛藤落着　（十六日上海特派員發）今回の廣東方面戰爭に關し最近の消息は李耀漢は莫榮宇と通じ龍濟光を助けんとしたる爲め廣東人の怒りを受け居たりしが最近又陳炳焜と共に廣東の局面を覆へさんとの陰謀を抱き此事廣東軍政府に發見せられ陸榮廷は之を聽き陳炳焜の廣西省長の職を免じ李靜誠を代りに軍政府をして任命せしめ各方面共同して李耀漢を討伐せしむるに決せり李燿漢は既に香港に遁れ其部下も總て武裝を解除し最早大體に於て何等危險なきに至り陸榮廷と軍政府との間には何等不和の起れるなし廣東軍政府は依然南北和議をなすに熱心なり只北京安福倶樂部系が和議を阻害し政變を北京に生ぜしめたる爲和議の進行不可能なるのみ。（十七日、東朝）

▲國會開期延長　（北京發十六日某所着電）參議院は衆議院の廻附に係る國會の開期を八月末日迄六箇月延長するの案を議決確定したり。（十八日、日日）

▲安福派要求條件　（北京特電十六日發）安福倶樂部は周樹模内閣承認の條件として左の三條を申込めり。

一、内務、交通、財政三總長及農商次長に安福系統の人物を採用すること
二、本黨員中より四十名を奏任以上の官吏に任命し中國銀行總裁も亦本黨より出すこと。
三、南北和議に際し新國會の位置を有利に解決せしむること。（十八日、時事）

▲朱深内務總長兼任　（十六日北京特派員發）十六日大總統令を以て司法總長朱深は内務總長兼任を命ぜられ同時に内務次長于寶軒は免官となれり。（十八日、東朝）

▲徐籌邊使の抱負　（北京特電十七日發）西北籌邊使に新任せられたる徐樹錚氏は其抱負として

第一、國境の守備を固むるには蒙古等不毛の地を開墾せざるべからず仍つて屯田兵制度を設け解散さるべき過剩軍隊を轉用する事。
第二、蒙古其他には鑛山多きを以て同じく解散兵を以て其富源を開拓する事。
第三、京綏鐵道を延長して庫倫、哈克圖、阿爾泰に至らしめ沙漠横斷の交通を開く事。
第四、蒙古人に普通教育及實業教育を與へ且知識を開發し農商工業を發展せしめ其生活を向上せしむる事。

等を實行する筈なりと尚西北籌邊使本部は當分北京に置き機を見て包頭に移すべしと。（十九日、日日）

▲過激思想宣布　（十七日上海特派員發）東方代治機關宣言と題し過激思想を宣布せる檄文發見されたり學生委員會總部救國十人團總部の連名を用ひあり學生の運動と覺しく天津某官より傳はれるものとの見込たり其文中に曰く

政府は萬惡の根源にして一切の官僚軍閥政客黨士は種々平民の財產を奪ひ其幸福を損害し其自由を壓迫す人民は政府の名を用ひらるゝを以て全く抵抗せず現世界の人民は覺醒し是等人民が國家の主人たるを悟れり玆に於て種々の處置を用ひ少數にて權利を握れる政府を推し出し或は革命的方法を用ふるなり吾等の政府を見るに其極惡極まりなく對内的には和平統一の假面にて私人の地位を擁護し國民の膏血を絞り對外的には山東をも隣國に無報酬にて贈呈す吾等直に立たざれば是等主人公たる本領を失ふに至るべし遠く歐米の社會黨に倣ひ近くは露西亞の多數政治反對派は過激派の惡名を加ふるも其言語は多數派の謂なり方法に倣ひ一切の設備は其緒に就き次の實行を決議す。

要　綱

一、財產の享有
二、勞力の共同

其運動の順序

一、學校の同盟休校を爲し先づ唱ふ。
二、商業のストライキに依り勢を待つ。
三、工場の罷工より實行を開始す。
四、軍隊警察の中立に依つて贊成の表示と爲す。

組織の大要

現政府を取消したる後一切の政務は代治機關に依り處理す。

一、代治機關は工商學委員會共同して之を組織す。
二、代治機關組織前は救國十人團總部學生委員會總部一切の事務を執行す
三、現在の軍警は代治機關にて暫時行ひ茲に之を編成す（事定まる後は別に軍事委員會を統率して善後法を講す。
四、所有財産は代治機關先づ沒收して後之を公平に分配す。
五、一切の法律の無効を宣布し一切の事務は悉く代治機關の協議に依り辨理す。
一、軍閥官僚の財産は人民自由に處分す。
二、國賊及反對黨の生命財産を自由を調辨す。
三、一切の公共建築は國民之を保護す。
四、一切の外人の生命財産を完全に保護すべし。
眞の過激派の宣傳にあらずして山東問題に對する餘憤と今同の學援に乘じて政府を威喝するを目的とするものと認めらるゝも過激思想が支那の國民にも一部の理會を與へつゝあるは明也。（以下電文不明）（十九日、東朝）

▲鑛山にも過激思想　（十七日長春特派員發）　近來支那各地鑛山及び大工場等の勞働者方面に露國過激思想浸潤し來り企業家の恐慌を來し居れるが吉林省に於ける一二鑛山にも此種の危險思想を懷くもの增加し過激の言動を爲す者あり既に檄文を撒布煽動するものありて益危險なる爲め當局は頗る憂慮し省長は十四日附を以て之に關する峻嚴なる布告を爲し嚴重取締警戒中なり。（十九日、東朝）

▲林軍肇慶占領　（廣東特電十七日發）　肇陽羅鎭守使李耀漢氏が軍政府に對し謀叛し肇慶に兵を擧げたる爲め高雷鎭守使林虎氏は兵を率ゐ李耀漢氏討伐に向ひたるが李氏は逃走せる結果十五日林虎軍は戰はずして李軍の根據地なる肇慶を占領せり而して同地方は極めて平穩にして何等の動搖を來さず（十九日、日日）

▲王督軍後繼內閣督促　（十八日漢口特派員發）　王督軍は北京に向ひ時局多事の際速かに後繼內閣を組織すべしと打電し龔心湛の代理內閣には餘り贊成を表せず倘南京の李督軍は再び長江三督軍の名を以て南北會議の仲裁を試みんことを協議し來れるを以て王督軍は北京に新內閣組織を先となす旨を両答し若し仲裁必要なりとするも三督軍爲能主義は南北の間に更に意思の疎隔を來す嫌あり連名は面白からずと附言せり。（二十日、東朝）

▲廣東形勢一變　（十八日香港特派員發）　肇慶に於ける廣東軍の武裝を解除せる後廣東督軍莫榮新は省長翟汪の肇慶駐屯軍の一部に對し統率權を有せるの故を以て其異心あらん事を恐れ翟省長を督軍公署に拘禁しつゝあり莫督軍は翟省長の後任に財政廳長楊永泰を任命せんとするに對し岑春煊は李根源を推薦し居れり兎も角廣東の形勢は全く一變し再び戰亂を見る事なかるべし梧州へ進出せる廣西軍は肇慶軍の武裝解除により既に進軍を停止す。（二十日、東朝）

▲張作霖吉林壓迫　（十九日奉天特派員發）　張巡閱使は突如一個旅團の兵を長春の西南懷德縣に集中して吉林壓迫を試み吉林軍隊も亦對抗準備を怠らず之れが爲に吉林官民は不安の念に驅られ財政廳長官銀號總辨及び農工商學界の代表九名十八日奉天に來り張巡閱使に面謁して穩便の解決及び財政の救濟を懇請せるが張巡閱使は吉林代表の來奉によつて孟督軍排斥の宿望達成を樂觀し居れりと。（二十日、東朝）

▲張氏吉林乘取策　（十八日奉天特派員發）　張巡閱使の吉林乘取策は北京政府に於ても之を承認することゝなり奉天支那官憲は奉天第二十七師團長孫烈臣の吉林督軍に、吉林督軍孟恩遠の綏遠都統に轉任することが平和の裡に行はるべきにより樂觀し居れり但し邦人側は吉林に於ける今後の日支合辨事業が從來の如く圓滿好調に成立するや困難を氣遣ひつゝあり。（二十日、東朝）

▲周氏出廬快諾　（北京特電二十日發）　後繼內閣は田文烈氏の辭退し王揖唐氏出でず周樹模內閣出現に確定し二十日田文烈、王揖唐、徐樹錚氏等は徐總統の旨を含み周樹模氏を訪ひ國事多端の際速に後繼內閣を定めざるべからず努めて內閣組織の重任に當られたしと勸告し周氏は安福俱樂部が閣僚の選定に干涉せざれば內閣組織を快諾すべしと答へたり。（二十一日、日日）

▲朱啓鈐辭意固　（二十日北京特派員發）　朱啓鈐は天津より國務院に對し十九日電報を發し南北和平會議の任に堪へず既に通電を發し責を引きて辭職すと云へりと又吳鼎昌も天津より國務院に宛て朱啓鈐の尙堅く持して北京に入るを承知せずと云へりと。（二十一日、東朝）

▲孟督軍對抗策　（十九日奉天特派員發）　吉林より來奉せる某支那官憲の談によれば孟督軍は張巡閱使が自己排斥の擧を聞くに及び部下を集めて

之が對抗策を講じたり孟督軍は曰く

張巡閲使は從來中央政府の軍費及税金を强奪し司法行政用人の法権を蹂躙する等種々重大の罪跡擁ふべからざるものあり然るに自ら之を反省せず横暴にも吉林省民の予を彈劾せるに乘じて予を遠く邊外の地に驅逐せんと謀るは論外の至りなり吉林省民の予に對する彈劾の不當なるは何人も之を知る予は飽迄吉林に督軍として中央政府を擁護し吉林省民を保護し斷じて自から難を構へ又他人に侵害せらるゝ事を許さず張巡閲使が長春に巡閲分署の設置を口實に多大の軍隊を集中するは是無名の師を起して予を壓迫するものなり之が爲めに兵備を備ふるは正當防衛なりと。(二十一日、東朝)

▲吉林分署長は欒順　(十九日長春特派員發)　長春に開設するに決定せる東三省巡閲使吉林分署長には前黒龍江旅長にして當時許蘭洲と意見衝突し憤慨して奉天に走り張作霖の麾下となれる陸軍中將欒順氏任命され數日前氏の軍隊は吉林軍兵營の一半を割きて駐屯することゝなり愈飛巡閲の計畫實現するに至れり吉林軍は飽迄奉天軍と勝敗を決すべく其軍費金官帖一億弗を發行し一面機關銃隊増設募兵等の擧あり吉長兩地に於て奉吉軍の睨み合となり暗雲低迷險悪なり。(二十一日、東朝)

▲郭省長辭職　(十九日奉天特派員發)　吉林省長郭宗熙氏は中央政府が借款及紙幣續發を許可せず軍政費の節減又不可能なるを理由とし十八日辭表を提出せり。(二十一日、東朝)

▲周樹謨か田文烈か　(二十日北京特派員發)　後繼内閣問題に就ては最初周樹模は總統の意を受け準備に掛かりたるも安福派との交渉纏まらずして行惱み次で王揖唐田文烈等の交渉あり王揖唐は出馬を欲せず田文烈も同様謝絶せるより内閣問題は五里霧中に陷りたるが十九日來形勢再び初めに立戻り周樹模説復活するに至れり然れども安福派との間は尙初めの如く財政内務等の人選に就き意見齟齬し形勢は是が爲に復又渾沌たる狀態となれり但王揖唐は十九日安福俱樂部の幹部會にて極力自己の出馬する意思なきことを言明せる程なれば斷じて出馬することなかるべく問題は周樹模田文烈の中何れかに決定すべき形勢なるも其の決定までには尙幾多の曲折あるべし。(二十二日、東朝)

▲北方代表再南下拒絶　(二十一日上海特派員發)　先日北京に於る北方代表の和議に關する會議情形の詳報に據す曰く

十八日國務總理代理は既に辭任せる北方總分代表新國會正副議長祕書長を招き國務院談話會を開くを求めたるに朱啓鈐は書面を送り辭任は前國務總理錢能訓に依り許され和議に無關係なりとの事を記し徐佛蘇も和議に關係なしと答へ吳鼎昌は病氣と稱して缺席したる外其餘は皆列席し代理總理は十二代表の上海行の形勢を探らんことを求めたるに王克敏は曰く吾等の辭職は既に許され資格は既に消滅せりと之に對して代理總理は情形を探るは差支なからんと語り王揖唐李世鐸の兩議長は又代表諸君は數月苦心を費せるに不幸南方は八箇條を提出して和解の決裂を爲せるにて若し之なければ今日既に統一を得べきなりと云ひ江紹杰、汪有齡の先づ上海行情形を探るを求めたるに江は固辭し汪も亦之を斷りたり而して二十日に至り江紹杰汪有齡は共に人を國務院に派し正式に上海に赴かずと聲明する所ありたり。二十三日、東朝)

▲孟に辭職を勸告す　(長春特電二十日發)　張巡閲使は吉林省警戒の爲め部下の兵を配置して軍容を示しつゝ孟督軍に辭職勸告書を送り愈々高壓的態度を露骨に現はせり。(二十二日、時事)

▲孟軍續々南下　(二十日哈爾賓特派員發)　孟督軍に屬する哈爾賓駐屯の各部隊は最近遽かに殺氣立ち第一旅第二團に屬する步兵約五百將校二十八名より成る武裝せる一隊は去る十八日夜行列車にて南下し十九日も約三百名の支那兵は長春に向け急行せり奉天軍に備ふる爲なりと。(二十二日、東朝)

▲周樹模投出す　(二十二日北京特派員發)　周樹模は安福派との妥協成立せず二十一日各方面に内閣組織を謝絶する旨聲明せり安福派は田文烈の出馬を欲し居れるも田文烈は依然として辭意を固執しつゝありて實現覺束なし内閣問題は當分難產の狀態を持續する外なかるべし。(二十三日、東朝)

▲周閣促進運動　(北京特電二十一日發)　二十一日朝參議院議長李盛鐸、衆議院長王揖唐兩氏は徐總統を訪ひ周樹模氏の國務總理案提出さるゝ時は參衆兩院に於て其通過に盡力すべき旨を述べ又在京各省督軍代表等は田文烈氏の斡旋に依り各本省に周樹模内閣贊成を求むる電報を發し各方面とも周樹模氏出現に有利なる形勢を呈せるが周氏は成るべく龔心湛氏の總理代理たる間に巴里條約調印を終り新内閣の困難を輕減せん事を希望し居れり。(二

十三日、日日）

▲朱啓鈐再辭職　（二十一日北京特派員發）北方和議代表朱啓鈐は代理總理龔心湛に宛て南下中に罹れる脚氣癒えず今後議和に與るを能はずと再度の辭職を申出たり國務院より之に對し病氣療養の上此上とも南北妥協に盡力せんことを請ひ慰留の電報を發せり。（二十三日、東朝）

▲安福俱樂部を攻擊　（二十一日上海特派員發）上海に在る全國和平聯合會は

一、軍事協定に反對する事。

二、オムスク政府を承認するに就きセミヨーノフの蒙古擾亂を禁じ之を內地に蔓延せしめざるを期すべきを主張する事。

三、安福俱樂部の罪之を分ちて

（イ）國狀を顧みず南北和議を破壞せる事（ロ）陰謀を以て政權を竊む事（ハ）多額の借款を得て主義政策を貫徹せんとし倒行逆施心に甘んじ國を賣らんとする事（ニ）內閣辭職の風潮を助成し國家を殆ど無政府の狀態に陷れ總統を擁して跋扈する事（ホ）金融を擾亂し唯安福俱樂部を知りて國家を知らず斯る政派は直に解散を命ずべし然らざれば大亂止む時なかるべし又新國會も和議を破壞し政權を竊み金融を擾亂し黨を結び私を營み國利民福を顧みず故に之を取消すべし。

等の議を通過し右に就き各方面に電報せりと。（二十三日、東朝）

▲軍政調查會設置　（二十二日北京特派員發）徐總統は今回陸軍海軍參謀部の三總長に命じて總統府內に臨時軍政調查會を設置する筈にて委員は右三部より選拔し該會議の成立後委員を各省に派し軍政の現狀を調查せしめ軍民分治軍隊收束の準備に着手すべしと。（二十三日、東朝）

▲吉林省議召集　（吉林特電二十一日發）奉天省の風雲急なる爲吉林省議會は二十一日より十日間臨時議會を開き財政問題を議する事となりたり（二十三日、日日）

▲朱氏の再赴任を促す　（上海特電二十三日發）國務院は朱啓鈐氏に電報して曰く汪有齡江紹杰の兩氏は二十四日北京發上海に行くことを承諾せり公の病癒ゆれば早く北京に來れと尙ほ此事は李純及び唐紹儀二氏にも電報せり。（二十四日、時事）

▲南方へ打電　（二十四日上海特派員發）代理國務總理は岑春煊に電報し伍廷芳、顧敬堯、孫文、林葆懌其他の總裁に轉告すべく左の如く言へり此度の歐洲和約に就き我が專使の山東問題を保留するに於て法を設け之を行はんとしあるも能く之を行ひ得べきか否か尙確かならず中央政府は責任ある故國家の領土主權は努めて保持し國際關係上豈輕々しく拋棄せんや自ら利害を熟慮し處置すべし青島を保全し山東を保全して國人の望に副ふべきなり南北元一國別なし一致して外に對するは夙に義を爲すあり努めて各方面を訓導し鎮靜を以て持せしめらるれば國家の爲幸甚なりと。（二十五日、東朝）

▲新國會解散條件　（北京特電二十三日發）南北和平問題に就き錢能訓氏總理を辭してより龔總理代理熱心其衝に當り徐總統も內閣の更迭に關せず和議を進行する方針にて既に天津に在る朱啓鈐氏に急遽上京を命じ且代表者の中より汪有齡、江紹杰兩氏を先發委員として上海に派し兩氏は二十五六日頃出發する事となれるが朱氏は國會に對する政府の方針確定せざる爲尙南下を承諾せず而も聞く所に據れば政府は已むを得ずんば新國會を犧牲に供する覺悟なるも多數を占むる安福派が新國會維持說を固執し若し政府が明らさまに方針を發表せば直に反抗するは勿論延いて外交其他凡ての政府の施設に反對する虞ある爲具體的進行を圖る事能はざりしが最近政府側と安福俱樂部首領との間に秘密裡に意見を交換せる結果安福派も飽まで新國會維持を固執する能はざるを悟りて態度を一變し（第一）政府が新國會議員任期（民國十年迄）間の俸給を全部一時に支拂ひ（第二）同議員四十名に高等官の位置を與へ其中十二名を地方稅關監督財政廳長に採用することを要求し之を承認せば新國會は自ら解散すべしと提議せりとの說あり而して舊國會は民國六年の憲法會議を復活すべからずとの條件を提出し政府は目下其利害に就き考慮中の由なるが果して事實ならば要求の當不當は別として國會問題解決の一方法たるを失はざるべし。（二十五日、日日）

▲孟督軍地位不動　（長春特電二十四日發）孟督軍留任運動の爲上京せし吉林各界代表者は徐總統に直接面謁し得ざりしも秘書官長を通じ徐總統より目下國事多端の際なれば十餘年來吉林省に督軍たる孟恩遠氏の地位を動かす如き意なしとの言明を得たれば代表者は非常に喜び直に此旨吉林に

せる爲督軍署員は勿論一般商民等も俄に愁眉を開き爲に市中は小康を保ち居れり。（二十五日、日日）

▲總統愈〻留任　（北京特電二十四日發）　國務院は各省よりの徐總統留任勸告に對し徐總統は既に辭意を取消すことを許されたり國事多難の際人心の動搖を防ぐと共に治安を保つに全力を盡せよと通電せり。（二十六日、日日）

▲西北邊防總司令　（二十四日北京特派員發）　大總統令を以て徐樹錚は西北邊防總司令兼任を命ぜられたり。（二十六日、東朝）

▲岑春煊和議督促　（二十六日上海特派員發）　岑春煊は李純督軍を經て北京政府に打電し速に和議を繼續すべく朱啓鈐の辭職を取消さしめ上海に赴くを促さば南方提出の八箇條は必ずしも修正すべしとは云はざるも開會後總て協議の餘地あるべしと云へり。（二十七日、東朝）

▲長江督軍の勸告　（上海特電二十五日發）　長江各督軍は連名にて徐世昌氏に對し大局を定め一黨派の意のみに從ふ勿れと云へり。（二十六日、時事）

▲張孟軋轢調停　（北京特電二十五日發）　北京政府は張作霖孟恩遠兩氏の軋轢益熾にして兵力を以て相爭はんとする形勢あるに對し振威上將軍張錫鑾氏を奉天に派し調停の任に當らしむるに決せり尙總統府秘書吳笈孫氏より孟恩遠氏に宛てたる其位置を變動せざるべしとの電報張作霖氏の手に押收され張氏は吳氏に對し痛く怨を構へ居れりと。（二十七日、日日）

▲新國會取消を迫る　（上海特電二十五日發）　昨日當地各團體の人々會合の上、上海各公團聯合會を組織するに決せり此團體は省教育會上海研究會、上海顧彰會、官紳中國學生會、華僑聯合會、上海基督靑年會、上海近郊教會、歐米同學會、上海救火聯合會、上海職業教育者會等より成る又前記各團體中總商會、近郊會及び商業公團聯合會を除ける他の團體連名にて通電を爲せり曰く和議停屯してより外交失敗に、內政は紛糾せり其原因は新國會の陰に之が破壞を爲すに因る各方面の統一を希望する聲甚だ高し本日各團體協同協議し新國會は宜しく素より法によりて之を開設す可し新國會は豈よく非法なるに存在するを得んや若し尙は國家緩急なりとせば早く自ら警戒して靜に解決を爲す可し安福倶樂部議員は近頃更に横暴至らざるなく外交問題は安福派之を黨爭に供し對內には內閣組織に干涉し金融界を攪亂せんとし投資を要求すること巨額なり且つ其會員等をして政府に位置を得せしめんとして運動する等のことあり凡そ我が國民たるもの先づ新國會の取消を聲明せずんば和議を重ねて開くとも天下の望みなし土崩瓦解、目前にあり、努めて意見を表し一致定行して民治の精神に基き統一の目的を達せんことを乞ふと和議聯合會も亦新國會を否認するの電報を發せり。（二十六日、時事）

▲田文烈を推す　（二十六日北京特派員發）　內閣問題は依然として形勢混沌たるが其成否に直接關係を有する安福派の態度は周樹謨の內閣組織に反對なるものさりとて自黨內閣を組織し其首領たる王揖唐を起たしむる勇氣なく自黨に都合よき人物を立て裏面より操縱するにあり此下心より田文烈內閣を希望し居り二十六日徐樹錚氏より徐總統に田文烈を推薦せるが田氏自身は極力之に反對し居れるを以て安福派の態度以上の如しとするも氏が果して引受くるや否やは尙疑問に屬す。（二十八日、東朝）

▲安福派の要求　（二十五日北京特派員發）　安福倶樂部は左の要求を容れられざる場合は絕對に新國會取消に反對すべしと。

一、憲法制定に同派議員を參與せしむる事。

二、安福派議員に對し歲費全部を支拂ふ事。

三、安福派議員中五十餘名に對し相當の官職を與ふる事。（二十八日、東朝）

▲北方議和執着　（二十六日北京特派員發）　和議續行に就て北方は內閣組織の行惱みと否とに拘らず各方面に手を廻して挽回策に努めつゝあるが最近の國務會議の結果に基き江紹杰、汪有齡兩氏を先づ上海に赴かしめ續開方法に就き商議せしむる事となり兩氏は二十六日夜南下せり尙聞く所によれば兩代表は北京政府よりの重要密書を携帶し第一の希望としては八箇條を撤回せしめ別の新條件を提出せしむる事、若し不可なる場合は第二の希望としては八箇條を一先づ審査に附し南方をして相當の讓步を爲さしむる事の使命を帶びたるものと傳へらる又兩氏は天津にて朱啓鈐とも打合を爲せる筈なりと。（二十八日、東朝）

▲軍政府陸榮廷に諮問　（二十七日上海特派員發）　二十七日廣東軍政府は陸榮廷に對し左の電報を發せりと。

和會再び止み解決の機なし此遷延を長くするは國家の幸にあらず此間代表

を懇悩して和會を維持し間接に北方をして繼續會議するを悟らしむるの外別に方法なく若し和議の進步を促し護法の目的を達する途あらば我公之を示されよ。（二十八日、東朝）

▲倪氏建議書提出　（北京特電二十六日發）倪嗣仲氏は特使を派して總統に謁見せしめ左の二件に就き建議書を提出せり。

一、內政に就ては先づ强硬の內閣を組織して內政の基礎を建つることを主張す若し各方面に內閣の組織を引受くる人なければ政府は堅く段祺瑞に勸めて內閣を組織せしむ可し。

二、外交に就ては陸徵祥に電訓して各方面の要求を顧みることなく直に全權の資格を以て調印せしめ外交の根本を樹つ可し之に對し總統は外交問題に關しては何れの內閣も必ず調印す可し余も又同意見なり內閣問題に關しては和平主義の者に組織せしむ可し但し段氏の出馬は西南陰謀派に口實を供す可きを以って其時機に非ず云々。（二十八日、時事）

▲政府地方狀態調査　（二十七日上海特派員發）北京政府は地方を維持する爲め委員を派し左の三項を實地調査せしむべしとの事上海支那各官廳に通告ありたり。

一、軍政委員は軍勢の盈虧を査鑑すべし。

二、外交委員は人民對外の狀況を觀察すべし。

三、財政委員は各省確實の出入を檢核すべき事。（二十八日、東朝）

▲田氏推薦決定　北京特電二十七日發）段祺瑞氏は各省督軍に對し田文烈內閣推薦の通電を發し直隸、河南、奉天、福建各省督軍熱河都統よりも等しく贊成の旨返電を得たるを以て直に之を徐總統に傳達せしに徐總統は田文烈氏自身が未だ承諾の意を表せざる爲躊躇し居りしが段祺瑞氏は田文烈氏に勸告し必ず承諾せしむべしと保障し一方安福俱樂部も同樣推薦する事となりたるを以て徐總統は之に同意せり右の經過を見るに今日の所田文烈氏果して就任するや否や疑はしきも徐總統は急遽內閣員を確定し田氏を推薦せしむる事に決したり。

（北京特電二十七日發）參議院秘書長梁鴻志、衆議院秘書長王印川兩氏は徐總統に謁し安福俱樂部幹部の意見を代表し田文烈氏を新總理に推薦し徐總統も之に同意せるを以て安福俱樂部は今明日中に大會を開き黨議を決定し總統より國會に提案するを待ち一致して通過するに決せり。（二十九日、日日）

▲唐紹儀徐總統に打電　（二十七日北京特派員發）紹儀は徐總統に電報を寄せ朱啓鈐氏に南下の意ありや若し朱氏が飽迄總代表を辭するなれば此際錢前總理を起たしめ之に代はらしむる考へありや如何と問ひ來れり。（二十九日、東朝）

▲和議進行方法を問ふ　（上海特電二十七日發）廣東軍政府は陸榮廷氏に對し左の電報を發せりと和解再び止み此遷延を長くするは國家の幸福に非ず若し和議の進行を促し護法の目的を達するの途あらば我が公之を示されよ。（二十九日、時事）

▲廣東市民の要求　（廣東國際特電二十七日發）廣東市民及び廣東聯合會代表は會議を開き伍廷芳氏の民政長の任命を確定的に聲明することを軍政府各長官に勸告するの決議をなしたり聯合會の決議に曰く若し軍政府にして聯合會の要求を無視し伍廷芳氏の任命を遷延するが如きことあらば聯合會は之に抗議の意味として納税を拒絕し勞働者を勸誘して同盟罷業をなし又商店を閉鎖せしむ可しと。（二十九日、時事）

▲田閣組織援助　（北京特電二十九日發）安福俱樂部は二十八日大會を開き後繼內閣組織に關し投票を行ひたるに周樹謨氏二票を除く外大多數にて田文烈氏の內閣組織を援助することに決し田氏の承諾不承諾に拘らず徐總統より議案を國會に提出せしむることに決し王揖唐李盛鐸兩氏は右の結果を徐總統に報告せり然るに一方田氏は飽迄總理の重任に堪へずとて承諾する氣色もなく病と稱して請暇をなし斷乎たる態度を取り居れり。（三十日、日日）

▲軍隊に無政府主義　（二十九日上海特派員發）曹錕は北京政府に對し自己の軍隊中に民聲章刊全省へチキ實社自由錄の二書を發見せるが內容は無政府主義を鼓吹せるものなり亂を逐ぐるの導火線と爲す希くは嚴禁されんことをと電報せり。（三十日、東朝）

財政經濟及其他

▲郵便貯金實施　（北京特電十三日發）交通部は全國に郵便貯金制度を布く事に決し先づ北京、天津、大原、開封、濟南、漢口、南京、南昌、安

慶上海杭州の各地より施行する旨大總統命令にて發表せられたり。（十二日、日日）

▲關稅流出交涉　（十五日北京特派員發）　財政部にては財政逼迫の爲め五月分關稅剩餘金中より三百萬兩の流用方を外交團に交涉せり外交團は之を承認するや否や未だ決定せず。（十七日、東朝）

▲沒收阿片燒棄　（長春特電十五日發）　支那官憲にては十五日午後二時より長春檢察廳に於て犯人より沒收せる阿片五十貫餘匁を日支官憲及支那記者等立會の上燒拂へり此價は時價に見積り約十五萬圓のものなり而して右阿片の中四十七貫餘匁は日本官憲が支那人より沒收して送附せるものなり。（十七日、日日）

▲香港排貨禁止告示　（十七日香港特派員發）　香港政廳支那課長は商業の自由と排貨煽動禁止に關し支那文にて左の意味の告示を發せり。

香港在留者は何人と雖も自由に商業を營むの權利を有するが故に他人の賣買を停止すべく勸誘し又は强要するは他人の自由に干涉するものと見做さるべし是れ實に法律の禁止する所なり國語方言又は行爲の如何なる種類なるに論なく之に由つて排貨を運動する者は特に處罰せらるべし玆に一般商人に警告して各人の義務を守り其業を樂み擾亂を惹起することなかんことを望む。（十九日、東朝）

▲銀行改造法案を返還　（北京特電二十日發）　大總統は支那銀行改造法案を議會に返還し右法案の現形式は舊株主の利益を害するものなりと通告したり。（二十二日、時事）

▲新關稅の實施　（二十一日北京特派員發）　新關稅改正は最近各國の承認を經たるに依り支那政府は來七月一日新稅則を發布し八月一日より實施すべし。（二十三日、東朝）

▲改正關稅實施期　（北京特電二十三日發）　支那改正關稅は七月一日公布し八月一日より實施すとの說傳へらるも丁抹よりは未だ承認來らず又米國は議會の通過を要する事を條件としての承認なれば實際に於て八月一日より實施し得るや否やは目下尙未定なり。（二十五日、時事）

▲關稅剩餘金交付か　（二十五日北京特派員發）　關稅剩餘金三百萬兩の交付方に就き支那政府より銀行團に交涉中なるが銀行團にても支那側の要求を容れ右の金額を交付することに略內定せる由支那政府は此金額中五十萬兩を廣東軍政府に引渡し五六十萬兩を在外公使館の費用として支出百萬兩を期限滿了の小借款に仕拂ひ殘額數十萬兩を以て政費に充當する筈なりと。（二十六日、東朝）

▲海關手續改正　（二十四日天津特派員發）　當地海關は從來一般に輸入貨物に對し十日間の通關手續期日を與へ居りたるが之を七日間に改正し來七月一日より實施の旨前以て豫告し來れり各地の船荷證券面記入事項變更の必要あり我汽船會社側は之に對し皆々協議中なり。（二十六日、東朝）

▲公債賣却質問　（北京特電二十四日發）　衆議院は政府が民國元年公債九千萬圓を外國人に賣却せし件に就き質問を提出したるが傳ふる所に依れば右は二箇月前より政府が北京銀行組合の名義を以て中法實業銀行東方滙理銀行（佛蘭西）花旗銀行（米國）チャータード銀行（英國）等より每月四百萬圓宛六箇月間に亘る繼續借款を結び民國元年、三年、四年の國債券若干を擔當となせるを指せるものにして右金額は行政費に費用されし疑ひありと。（二十六日、日日）

▲西北籌邊準備費支出　（二十五日北京特派員發）　支那政府は徐樹錚の要求に基き西北籌邊事務の準備費として百四十萬元を支出するに決せるが其內四十萬元は七月初旬に殘餘は六回に分ちて交付すべし。（二十六日、東朝）

▲中銀則令折衷案提出　（二十四日北京特派員發）　新國會を通過したる中國銀行則令改正案は各方面の物議を惹起せる爲め政府は之が宣布を見合せ別に折衷案を作製し議會に提出せり。（二十六日、東朝）

▲鹽稅剩餘交付　（北京特電二十五日發）　外交團は支那政府の聲明に依り鹽稅剩餘金三百萬元を交付することを承諾せるが中一割（三十萬元）は廣東軍政府に分配することに決せり是新例にして外交團が軍政府を承認する前提ならずやとて早くも之に反對の聲あり。（二十七日、日日）

▲吉林借款決議　（吉林特電二十六日發）　開會中の吉林省議會は目下極度の窮乏に陷りつゝある吉林省の財政を救ふべく應急手段として日本より五百萬圓を借款する事を可決せり右は還に省長郭宗熙氏が孟恩遠氏の連署を得て該借款許可方を北京政府に電請したるも不許可となり遂に郭省長をして

辭職の決心を爲さしむる原因となりたるものなれば今同省議會が正式に之を議決したればとて果して中央政府の承認を得るや否や氣遣はしきものあるを以て省議會にては該案を可決すると同時に目下孟督軍留任運動の爲め上京し居る吉林省各會代表に借款承認方を政府に運動せん事を電囑せり該借款は曩に郭省長及孟督軍より北京政府に對し其許可方を電請せる際には省議會が反對を唱へ吉林省を賣り延ひては中國を滅亡に陷れるものなりと激論せるものありき今同之を實行し可決せるは張東三省巡閲使の孟督軍壓迫に依り孟郭兩氏に深く同情を持つに至れる結果に外ならず。（二十七日、日日）

▲財政監督起案

（北京特電二十六日發）　在巴里の葉恭綽氏より支那政府に達したる電報に曰く

四國銀行團は支那財政監督計畫案起稿中なるが米國よりアボット氏、英國よりデーン氏、日本より阪谷男、佛國よりライル氏を監督員となし共同監督をなす意見なるが如し此際支那政府に於ては新銀行團に對し如何なる態度を執り且新銀行團の七件を如何なる範圍又は程度迄承認し得るやを聲明し將來の根據となす事急務なりと信ず。（二十八日、日日）

▲關稅實施希望申出

（二十七日天津特派員發）　改定新關稅率に就き支那政府は最近各國政府より批准の通告に接したるを以て七月一日之を發布し八月一日より實施せん希望を有し之が承認方を二十五日午後正式に我公使館に求め來れる由にて之に對し我國は他の各國に於て同意する上は更に異議なき旨同答せる趣なれば多分右の如く實施せらるゝに至らん。（二十八日、東朝）

▲米支銀行計畫

（二十六日北京特派員發）　前財政次長徐恩元と米國銀行代表との間に中米銀行設立の計畫あり同銀行は中日滙業中佛實業兩銀行の組織に倣ひ資本金五百萬弗乃至一千萬弗にして本店を北京に支店を上海天津漢口廣東の各地に設置する筈なりと。（二十八日、東朝）

▲米支借款成立說

（二十七日北京特派員發）　周自齊、徐恩元等と亞米利加銀行團との間に五百萬元借款成立せりとの說あり。（二十八日、東朝）

▲武漢鐵道統一反對

（二十七日漢口特派員發）　湖北省議會及武漢商務總會は支那鐵道統一策として其全部を列强共同管理の下に置かるべしとの新聞の報道を聞き中央鐵道協會宛激烈なる反對意見を打電せり。（二十九日、東朝）

▲三鐵道職員も反對

（二十七日北京特派員發）　京漢、隴海、汴洛三鐵道職員は聯合會を開き巴里の新銀行團組織は支那の借款を壟斷し鐵道を共同管理の下に置かんとするものなるを以て斷然承認するを得ずとの反對決議を北京政府に打電し來れるが湖北省議會よりも同樣の反對意見を北京に致せり。（二十六日、東朝）

▲湖南對米借款交涉

（二十七日漢口特派員發）　湖南督軍張敬堯は長沙商埠建築費の名義にて米國より三百萬弗借款せんとて目下漢口にて交涉中なり。（二十九日、東朝）

▲吉林鮮銀借款纒る

（二十七日長春特派員發）　豫て交涉中なりし朝鮮銀行吉林店對吉林財務廳無擔保百萬圓の借款は既に双方の契約纒まり外務省の承認を得るのみなり又同行同東昌實業會社（東拓の代理會社）對吉林官銀號の五百萬圓の借款森林擔保も交涉濟近く成立の運びに至るべく外務省の同意を求め居れるものゝ如しと某銀行家は語れり愈成立するに於ては紊亂せる財政及不振なる貿易救濟上効果少からざるべく既に是が爲暴落せる官帖は二十六日より二吊方吊上り强氣を示せり。（二十九日、東朝）

▲英支合辦成立

（北京特電二十八日發）　英支合辦事業支那鑛業組合は二十五日創立總會を開き陳希齡氏を社長にパーソン氏外英人二名支那人一名を取締役に江西督軍陳光遠氏を監査役にフロットシャマ氏を支配人に選定せり該組合は自ら支那に於て鑛業を營むのみならず駐英支那資本家よりの資本の供給を受け他の鑛山會社に貸付くる筈にて最初の企てとしては技師を全國に派し鑛山の調査發見に從事せしめ其費用は英國株主より支出し他日組合の資金より返濟すべく支那側の持株は既に一倍半の申込ありたりと尙同組合は昨年來計畫されたものにてパーソン氏は昨年倫敦に歸り資本家と充分なる交涉を爲し近頃支那に渡れるものなりと。（三十日、日日）

支那

第十卷 第十五號

要目

論說　山東に關する日本の主張……一―四
資料　民國八年度總豫算案……五―一一
　　　農商部編各國度量衡比較表……一二―二〇
雜錄　支那改造問題解決案（一）……二一―二四
　　　各省學生數比較表……二五―二六
彙錄　日本人の阿片密輸入に對する批難……二七―二九
　　　支那に於ける日本のモルヒネ……二九―三〇
　　　對支借款團と米國の要求……三〇
　　　支那水夫の失業問題……三〇―三一
　　　山東問題に對する維遜の態度と支那人……三一―三三
事業界　支那事業界近況……三四―三八
半月史　半月間の支那重要事件……三九―四四
時報　支那最近時事要項……四五―五〇
彙報　支那關係諸報道……五一―六四

東亞同文會調査編纂部

神戸市

合名會社

鈴木商店

大正八年八月一日
第十卷　第十五號

論說

山東に關する日本の主張

一

講和會議に於ける日本の山東に關する要求を動機として、支那に排日運動の勃發を見、又之れに關して米國上院に於ては論議頗る囂々たるものあり、吾人は其果して何の故たるを知るに苦しむなり、而して多數支那人の悲歌慷慨の言、並に米國上院等に於ける論爭を見るに、或は其眞相を理解せざるの致す所なるやの感無き能はず、我當局者は更に率直に日本の山東に關して要求する所の內容を中外に明かにし、世の誤解を免れしむるの手段を講ずるの必要あるにあらざるやを思はしむ、若し夫れ今日の儘に放置せんか、一犬虛に吠えて萬犬實を傳ふの結果を見る無しとせず、斯くの如くんば邦家前途の損失蓋し測り知るべからざるなり

二

山東省に關し日本が要求する所の內容果して如何、原則として

は獨逸の有したりし特權を悉く日本に於て繼承せんとするにありと雖も、其内最も主要なる青島租借地は、日本の自由處分に委せらるゝ場合には、一定の條件の下に支那に還附すべき事、早く既に日本が之れを支那と約し、又屢中外に向つて宣明したる處なり、一定の條件と云ふも其條件たる決して過酷なるものにあらず、單に青島に日本の專管居留地、列國の共同居留地を設けん事を要求し、又獨逸公共の建造物の處分等については還附に際し更に交渉せんとするにあり、一も不當若しくは過重の内容を有するものにあらず、既に青島を還附するとせば、餘す所の特權は鐵道鑛山の經營、借款、顧問等供給の優先權のみに過ぎず、是等の特權を日本に於て繼承する事、青島に日本の專管居留地を設くる事は、果して支那の獨立を害し、支那の主權を損し、若しくは又日支兩國間の爭議を招く因たるべきものなりや否や、又支那人が騷擾を以て反對するが如き重大なるものなりや否や、更に又米國上院に於て彼が如き論爭を見るべき程度に迄重要なるものなりや否や

蓋し專管居留地なるものは支那各地に存し、各國之れを有し其例甚だ多し、日本が今青島に於て之れを求め得たりとして、何ぞ支那の主權を損ひ支那の獨立を害せんや、又外國人の管理の下にある鐵道も支那に其例乏しからず、殊に日本は山東鐵道については既に之れを日支合辦によりて經營せん事を約せるあり、決して之れによりて支那の亡國を叫ぶべきにあらず、其外資金、人、材料供給についての優先權は個々の借款關係について其例甚だ多く、日本が山東省に關し此特權を得たりとするも敢て異とするに足らざるなり、斯くの如くにして數へ來れば日本が講和會議によりて山東に關し得べき利益は其内容甚だ貧弱にして、決して支那人の反對を買ひ、米國に於ける論爭を誘起するに値するものにあらざるなり

三

然るに、支那人の宣傳する所を見るに、彼は山東全省は殆んど擧げて日本の有に歸するかの如くに論じ、山東省内に於ける全利益は悉く日本の掌握する處となるかの如くに誣ひ、以て彼等の反日排日の態度に理由付けんとし、第三國の同情を買はんとせり、而して此支那人の宣傳は或程度迄成功したり、斯かる支那人の不信の態度、非友誼的行動に對しては十分に之れを責め且其反省を促すの必要ある事

勿論なれども、之れと共に若しくは之れに先ちて日本は事實の眞相を中外に宣明して、彼等支那人の主張若しくは宣傳が全く事實に基かざる虛構誣妄の言に過ぎざる事を指摘し、他の惑を解く事極めて緊要なるものあり、吾人は此點に關し當局者並に其他の言論機關にたづさわるものゝ努力の足らざるを頗る遺憾とす

若し早きに及んで當局者が日本が山東省に關し要求する處の內容なるものを率直明快に指摘し、更に又之れを要求する理由を宣明し、以て帝國の眞意問題の眞相を明かにしたりしならんには、支那人が如何に虛搆の事實を以て宣傳を試むるも、之れに迷はさるゝものなく、從て山東問題は決して今日の如くに紛糾せるものとならざりしなるべし

彼の米國上院に於ける山東問題の論議の如き、主として此虛搆の事實に基ける支那人の宣傳を出發點とす、或は之れを以てウイルソン虐めの爲に山東問題を藉り來れるのみと說くものあれども、若し山東問題につき日本の態度主張が彼等の間に正當に理解せられたりしならんには、彼等は彼が如き議論をなさんとするも、なす事能はざりしなるべく、支那人獨り誣妄の言說を流布高唱して、而して日本が一も之れに對して辯駁若しくは反證を與へざるが爲に、支那人の言說は事情に通せざる人々の間には其儘に信せらるゝに至れるものにして、吾人は當局が此間に處するの方法に於て遺策ありしを責めざる能はざるなり

四

抑も我國は歐洲大戰開始の後幾何ならずして、聯合國側の爲に起ち、其力の能ふ限りに於て敵國攻擊友邦援助の實を盡し、其極東の根據地たりし青島攻陷については海陸兵を進め、多大の犧牲を拂ひ幾多の困難を經て、漸く之れを獨逸より奪取し得たるものなり、日本が此地に於て戰前獨逸が有したりし諸種の權利を繼承取得すべき事は元より當然にして、敢て異とするに足らざるなり、之れを以て聯合國は過般の巴里會議に於て日本の山東に關する要求に同意し、獨逸亦敢て異議を挾まずして之れを容れたるなり、然かも我國は大局に鑑み青島租借地を以て其原所有者たる支那に還附せんとす、此事元より純然たる日本の好意に出づるものにして、支那は大に日本の好意に對して感謝して然るべきなり、然るに彼等は啻に感謝の誠を致さゞるのみならず、却つて日本を誣ひ日本を陷れんとして努力至らざる

無きを見る、若し夫れ世界識者の指彈を受くべきものありとせば、寧ろ支那人の態度こそ其最なるものにあらざるなきか、然るに支那人の主張が少くとも一部人士の間に同情を買ひつゝあるは何故ぞや

惟ふに彼等は事の眞相を理解せず、支那の主張する所を其儘に信ずるが爲に、從て支那人の主張を以て理由あるものとなし、遂に之れに同情するに至れるものなるべく、若し日本が山東に就いて果して何ものを獲得し得べきやを知り、又日本が之れを要求する所以のものを十分に審かにせば、彼等と雖も決して日本の要求を以て過當とし、日本の主張を以て非理となさゞるべく、吾人は彼等の支那人の不當の主張に同情するを責むるよりも、寧ろ我當局者の事の眞相を說明する事の努力の足らざりしを責めんとす

時機既に遲きに似たりと雖も、尙有は無に勝る、吾人は當局者が日本の山東に關する主張につき權威ある說明を與へ、支那人の主張宣傳の虛搆誣妄なる所以のものを明白にし、以て友邦は勿論多數支那人の惑を解かん事を切望して止まざるものなり、若し然らずして今日の儘に放置せんか日本は益不利益なる地位に陷るに至るべく、邦家前途の爲實に寒心に堪えざるものあるなり。（XY生）

資料

民國八年度總豫算案（上）

徐總統は六月五日國務總理錢能訓の副署の下に八年度豫算案一本、國家歲入豫計書一本國家歲出豫計書一本、中央各機關歲入豫計分表一本、鹽務海關、債款歲入歲出豫計專表三本、中央直接納入支出豫計專表一本、中央各機關各部歲出豫計分表十一本、各省及特別區域、各邊防國家歲入歲出豫計分表三十四本、全國特別軍費豫計總費一本、中央特別軍費豫計表一本、財政部處管各局廠特別會計豫計表一本五年度歲入歲出現計表貳本を臨時約法第十九條及國會組織法第十四條に依り議會に之を提出せり、帝國政府は對支借款を打切り、更に列國公使の間に諒解なりて南北和平成立する迄列國何れも支那に金を貸さゞる事になりて以來北方政府の財政の困難なるは云ふ迄も無き事にして、此點に於ては南方政府は從來不遇の地位に立ち、列國より金を借り得ざりしを以て、今更驚くに及ばず非常の強み有りと云ふ可し。

即ち北方政府は每月中央政費大約一千五百萬元を要せしに關らず、實際納入は五百萬元に過ぎず、殘餘の一千萬元は各種の名目を以て帝國より借り居りしを以て、其狼狽は一方ならず、或は帝國に泣きつき、或は例の支那一流の權謀を弄し、日米兩國間の感情の背馳を利用し、日本貸さゞれば、米國より借るべしなどゝ、公言し居りしが列國間の共同は强固なるもの有しを以て、支那は遂に其行政費として何等借るを得ず、其南北和平の前途遠きと同樣に列國よりの借款の目當も無く、八年度豫計を作らざる可らざるに至りし者なるを以て、支那一流の體面は巧みに裝ひ兎も角豫算案の形はなし居れりと雖も實質の不備なるは云ふ迄も無く、殆んど實行不可能の狀況に有り。

即ち今之を左に示すが如く、歲出總計は六億四千七百六

第五項　實業收入　八百四十元
第六項　官款收入　八十四萬九千四百一十五元
第七項　雜款收入　八十八萬七千零四十六元

第九款　中央各機關收入
共一百九十萬零四千零九十四元
第一項　外交部收入　七萬零九百一十五元
第二項　內務部收入　八萬七千三百四十六元
第三項　財政部收入　八十二萬二千三百八十三元
第四項　海軍部收入　七千四百一十六元
第五項　司法部收入　六萬二千五百元
第六項　教育部收入　二十八萬六千三百七十八元
第七項　農商部收入　二十二萬七千四百六十元
第八項　交通部收入　八萬一千六百九十六元
第九項　印鑄局收入　一十萬零八千元
第十項　僑工事務局收入　一十五萬元

第十款　中央直接收入
共四千二百七十三萬七千六百五十二元
第一項　印花稅　六百一十三萬二千元
第二項　菸酒公賣費　一千四百五十一萬四千九百九十二元
第三項　菸酒稅　一千三百七十五萬八千七百八十四元
第四項　菸酒牌照稅　二百二十四萬四千零七十七元
第五項　契稅　三百六十二萬八千零八十元

第六項　牙稅　一百二十九萬零六百九十二元
第七項　鑛稅　七十二萬九千零二十七元
第八項　屠宰稅　三十九萬元
第九項　牲稅　五萬元

歲入經常門共計三萬七千五百八十萬零七千一百五十四元

歲入　臨時門

第一款　田賦　共六百一十二萬一千一百零三元
第一項　雜賦　一百二十八萬五千六百九十四元
第二項　附加稅　四百八十三萬五千四百零九元

第二款　關稅　共六十九萬五千七百四十九元
第一項　海關稅　五十八萬七千五百五十九元
第二項　稅司經收常稅　五萬九千二百九十五元
第三項　常關稅　二萬二千九百二十七元
第四項　監督公署收入　二萬五千九百六十八元

第三款　貨物稅　共二萬六千六百八十五元
第一項　罰款　二萬六千六百八十五元

第四款　正雜各捐　共三百九十一萬一千四百一十元
第一項　餉捐　三百九十一萬一千四百一十元

第五款　官業收入　共三萬一千五百二十二元
第一項　官辦局廠收入　三萬一千五百二十二元

第六款　各省雜收入

共二十九萬三千零三十七元
第一項　財政收入　四千一百零五元
第二項　教育收入　二千五百元
第三項　實業收入　三萬七千二百零四元
第四項　官款收入　一萬二千六百三十一元
第五項　罰款收入　一十八萬五千二百三十七元
第六項　雜款收入　五萬一千三百六十元
第七款　中央各機關收入
共四萬四千六百三十八元
第一項　教育部收入　四千六百元
第二項　交通部收入　三千九百三十八元
第三項　印鑄局收入　三萬六千一百元
第八款　中央直接收入
共一千八百二十二萬九千四百一十元
第一項　各省區官產收入
一千二百一十二萬九千四百一十元
第二項　清理沙田收入
六百萬元
第三項　雜項收入　一十萬元
第九款　債款　共二億零一百五十八萬零三百九十二元
第一項　退還賠款　一百五十八萬零三百九十二元
第二項　內債　二億元
第十款　歲入借款　共三千八百七十一萬零六百八十七元
第一項　銀行借款　三千八百七十一萬零六百八十七元
第十一款　增加警察收入
共二百二十四萬元
第一項　各省增加警察收入
二百二十四萬元
歲入臨時門共計二億七千一百八十八萬四千六百三十三元
歲入經常臨時總計六億四千七百六十九萬一千七百八十七元

民國八年度國家豫算總案

歲出　經常門

第一款　各機關經費
共二千四百二十三萬八千五百九十九元
第一項　中央各機關經費
二千四百二十三萬八千五百九十九元
第二款　外交經費　共四百八十九萬五千六百五十元
第一項　中央外交經費
四百一十萬零三千四百二十八元
第二項　各省外交經費
七十九萬二千二百二十八元
第三款　內務經費　共四千四百五十五萬六千八百零四元
第一項　中央內務經費
四百八十萬零六千八百八十二元
第二項　各省內務經費
三千九百七十四萬九千九百二十二元
第四款　財政經費　共四千一百四十萬零一百三十七元
第一項　中央財政經費

三千一百二十八萬四千二百零七元

第二項　各省財政經費

一千零一十一萬九千九百三十元

第五款　陸軍經費

共一億五千一百零六萬六千三百八十一元

第一項　中央陸軍經費

六千三百七十六萬五千三百三十六元

第二項　各省陸軍經費

八千七百三十萬零一千零四十五元

第六款　海軍經費　共一千零六十萬零二千四百七十四元

第一項　中央海軍經費

一千零五萬一千二百八十八元

第二項　各省海軍經費

五十五萬一千一百八十六元

第七款　司法經費　共一千零三十四萬七千一百二十四元

第一項　中央司法經費

一百八十四萬一千一百九十一元

第二項　各省司法經費

八百五十萬零五千九百三十三元

第八款　教育經費、共六百二十萬零二千零六十五元

第一項　中央教育經費

三百三十八萬八千六百一十二元

第二項　各省教育經費

二百八十一萬三千四百五十三元

第九款　實業經費　共三百三十七萬五千一百七十元

第一項　中央實業經費

一百六十萬零三千九百二十元

第二項　各省實業經費

一百七十七萬一千二百五十元

第十款　交通經費　共一百九十四萬九千零七十五元

第一項　中央交通經費

一百三十七萬三千七百四十七元

第二項　各省交通經費

五十七萬五千三百二十八元

第十一款　蒙藏經費　共一百三十一萬八千七百四十二元

第一項　中央蒙藏經費

一百一十萬零九千九百一十五元

第二項　各省蒙藏經費

二十萬零八千八百二十七元

歲出經常門共計二億九千九百九十五萬二千二百二十七元

歲出　臨時門

第一款　各機關經費

共二百零四萬四千零一十二元

第一項　中央各機關經費

二百零四萬四千零一十二元

第二款　外交經費　共一百三十二萬四千五百五十五元

第一項　中央外交經費

一百二十八萬零一百零六元

第二項　各省外交經費　四萬四千四百四十九元
第三款　內務經費　共三百四十三萬四千五百五十七元
第一項　中央內務經費　一百三十六萬五千六百四十二元
第二項　各省內務經費　二百零六萬八千九百一十五元
第四款　財政經費　共一千五百三十八萬二千二百九十七元
第一項　中央財政經費
一千四百零一萬九千五百一十一元
第二項　各省財政經費　一百三十六萬二千七百八十六元
第五款　陸軍經費　共四百九十一萬七千零二十七元
第一項　中央陸軍經費　一百九十八萬四千四百八十五元
第二項　各省陸軍經費　二百九十三萬二千五百四十二元
第六款　海軍經費　共六萬五千零二十四元
第一項　各省海軍經費　六萬五千零二十四元
第七款　司法經費　共六萬九千三百五十二元
第一項　中央司法經費　六萬二千五百元
第二項　各省司法經費　六千八百五十二元
第八款　敎育經費　共五十六萬二千四百三十三元
第一項　中央敎育經費　三十八萬二千二百八十一元
第二項　各省敎　經費　一十七萬九千一百七十二元
第九款　實業經費　共三十八萬二千二百四十七元
第一項　中央實業經費　三十八萬零三百二十七元
第二項　各省實業經費　一千九百二十元
第十款　交通經費　共一十八萬百千一百八十四元
第一項　中央交通經費　一十七萬四千八百九十四元
第二項　各省交通經費　一萬四千二百九十元

第一款　蒙藏經費　共五萬元
第一項　中央蒙藏經費　五萬元
第十二款　債款款費
共二萬一千四百六十三萬一千一百七十六元
第一項　債款支出
二萬一千四百六十三萬一千一百七十六元
歲出臨時門共計二億四千三百零五萬零八百八十四元
歲出經常臨時總計五億四千三百萬零三千一百十一元
民國八年度國家豫算總案
歲出　特別門
第一款　特別軍費
共一億零二百四十四萬八千六百七十六元
第一項　中央特別軍費
七千四百四十三萬七千七百四十三元
第二項　各省特別軍費
二千八百零一萬零九百三十三元
第二款　增加警察經費
共二百二十四元
第一項　各省增加警察經費
二百二十四萬元
歲出特別門共計一億零四百六十八萬八千六百七十六元
歲出總計六億四千七百六十九萬一千七百八十七元

兩	三七·三〇一公分 〇·三七三〇一公兩	一·三一五七四オンス 一·一九九二五四八トロイオンス	〇·九五九四〇三八藥用ドラム 一·三一五七四オンス 一·一九九二五四八トロイオンス 一·一九九二五四八藥用オンス	九·九四六九三三匁	八·七四四二九二ゾロトニ 一·二四九一八五オンス
斤	五九六·八一六公分 〇·五九六八一六公斤	一·三一五七四ポンド 一·五九九〇〇六四トロイポンド	一·三一五七四ポンド 一·五九九〇〇六四トロイポイド	〇·九九四六九三斤	一·四五七三八二フント 一·六六五五七九藥用フント

(四) 萬國權度通制ト各國度量衡比較

	萬國權度通制	支那 權度營造尺庫平制	英國	米國	日本	露國
長度	公釐（ミリメートル） Milimetre	〇·〇〇三一二五尺 三·一二五厘	〇·〇〇一〇九三六ヤード 〇·〇三九三七〇インチ	〇·〇〇一〇九三六ヤード 〇·〇三九三七〇インチ	三·三〇〇〇〇〇厘	三·九三七〇〇八トチカ
	公分（センチメートル） Centimetre	〇·〇三一二五尺 三·一二五分	〇·〇一〇九三六一ヤード 〇·三九三七〇一インチ	〇·〇一〇九三六一ヤード 〇·三九三七〇〇インチ	三·三〇〇〇〇〇分	三·九三七〇〇八リニア
	公寸（デシメートル） Decimetre	〇·三一二五尺 三·一二五寸	〇·一〇九三六一四ヤード 三·九三七〇一一インチ	〇·一〇九三六一一ヤード 三·九三七〇〇〇インチ	三·三〇〇〇〇〇寸	二·二四九七一九ウエルショク
	公尺（メートル） Metre	三·一二五尺	一·〇九三六一四三ヤード 三·二八〇八四三フート	一·〇九三六一一ヤード 三·二八〇八三三フート	三·三〇〇〇〇〇尺	三·四九七一八八ウエルショク 一·四〇六〇七四アルシン
	公丈（デカメートル） Decametre	三一·二五尺 三·一二五丈	一〇·九三六一四三ヤード 三二·八〇八四三フート	一〇·九三六一一ヤード 三二·八〇八三三フート	三·三〇〇〇〇〇丈 五·五〇〇〇〇〇間	四·六八六九一四サーゼン
	公引（ヘクトメートル） Hectmetre	三一二·五尺 三·一二五引	一〇九·三六一四ヤード 三二八·〇八四三フード	一〇九·三六一一ヤード 三二八·〇八三三フート	五五·〇〇〇〇〇〇間 〇·九一六六六七里	四六·八六九一四一サーゼン
	公里（キロメートル） Kilometre	三一二五尺 一·七三六一一里	一〇九三·六一四三ヤード 〇·六二一三七二マイル	一〇九三·六一一ヤード 〇·六二一三七〇マイル	五五〇·〇〇〇〇〇〇間 九·一六六六六七里	〇·九三七三八一ウエルスト
地積	公釐（センチアール） Centiare	〇·〇〇一六二七六畝 〇·一六二七六〇四厘	一·一九六〇平方ヤード 一〇·七六三九平方ヤード	一·一九五九八五平方ヤード 一〇·七六三八七平方フート	三·〇二五〇〇〇合	一·九七七〇四八平方アルシン
	公畝（アール） Are	〇·一六二七六〇四畝	〇·〇二四七一一エイカー 一一九·六〇平方ヤード	〇·〇二四七一〇四エイカー 一一九·五九八五平方ヤード	三〇·二五〇〇〇〇歩 一·〇〇八三三三畝	二二·九六七一六四平方サーゼン

	公頃（ヘクタール） Hectare	一六・二七六〇四一七畝 〇・一六二七六〇四頃	二・四七一一エイカー	二・四七一〇四エイカー	一・〇〇八三三町	〇・九一五三九九デシアチン
容量	公撮（ミリリットル） Millilitre	〇・〇〇〇九六五七升 〇・〇九六五七四六一勺	〇・〇〇七〇四ギル 〇・八四四七〇四〇液量スクループル 一六・八九四〇八〇〇ミーニン	〇・〇〇〇〇二八ブッセル 〇・〇〇一八一六乾量ピント 〇・〇〇〇二六四ガロン 〇・〇〇二一一三液量ピント 一六・二三一〇ミーニン	〇・〇五五四三五勺	〇・〇〇〇三〇五ガルネツ 〇・〇〇八一三〇五三チャールカ
	公勺（センチリットル） Centilitre	〇・〇〇九六五七五升 〇・九六五七四六一勺	〇・〇七〇三九ギル 二・八一五六八〇〇液量ドラム	〇・〇〇〇二八四ブッセル 〇・〇一八一六二乾量ピント 〇・〇〇二六四二ガロン 〇・〇二一一三四液量ピント 二・七〇五一八二七液量ドラム	〇・五五四三五二合	〇・〇〇三〇四九ガルネツ 〇・〇八一三〇五三チャールカ
	公合（デシリットル） Decilitre	〇・〇九六五七四六升 〇・九六五七四六一合	〇・七〇三九二ギル 三・五一九六〇〇液量オンス	〇・〇〇二八三八ブッセル 〇・一八一六二九ピント 〇・〇二六四一八ガロン 〇・一〇五六七一液量クオルト 三・三八一四七八液量オンス	〇・五五四三五二合	〇・〇三〇四八九ガルネツ 〇・〇八一三〇五三シュトッフ
	公升（リットル） Litre	〇・九六五七四六一升	一・七五九八〇〇ピント 〇・二一九九七五ガロン	〇・〇二八三七八ブッセル 一・八一六一九二ピント 〇・二六四一七八ガロン 三三・八一四七八液量オンス	〇・五五四三五二石	〇・〇三八一二三チェトウエリク 〇・三〇四八九五ガルネツ 〇・〇八一三〇五ウエドロ 〇・八一三〇五三シュトック
	公斗（デカリットル） Decalitre	九・六五七四六一升 〇・九六五七四六一斗	二・一九九七五ガロン	〇・二八三七八ブッセル 二・六四一七八ガロン	〇・五五四三五一石	〇・三八一一八チェトウエリク 〇・八一三〇五三ウエドロ
	公石（ヘクトリットル） Hectlitre	九六・五七四六一四升 〇・九六五七四六一石	二・七四九六九ブッセル	二・八三七八ブッセル 二六・四一七八ガロン	〇・五五四三五二石	三・八一一八四チェトウエリク 八・一三〇五三五ウエドロ
	公秉（キロリットル） Kilolitre	九六五・七四六一四三升 九・六五七四六一四石	二七・四九六九ブッセル	二八・三七八ブッセル 二六四・一七八ガロン	五・五四三五二石	三八・一一八三七チェトウエリク 八一・三〇五三五二ウエドロ
重量	公絲（ミリグラム） Milligramme	〇・〇〇〇〇二六八兩	〇・〇一五四三二四グレーン	〇・〇一五四三二四グレーン	〇・二六六六七毛	〇・〇二三五〇五ドリ

	〇・二六八〇八九三三毫				〇・〇一六〇七五グレーン
公毫（センチグラム）Centigramme	〇・〇〇〇二六八一兩 二・六八〇八九三三毛	〇・一五四三二三六グレーン	〇・一五四三二三六グレーン	二・六六六六六七毛	〇・二三五〇四八ドリ 〇・一六〇七四九グレーン
公釐（デシグラム）Decigramme	〇・〇〇二六八〇九兩 二・六八〇八六三三厘	一・五四三二三五六グレーン	一・五四三二三五六グレーン	二・六六六六六七厘	二・三五〇四八一ドリ 一・六〇七四八七グレーン
公分（グラム）Gramme	〇・〇二六八〇九兩 二・六八〇九三三分	〇・〇三二一五〇七五トロイオンス 一五・四三二三五六三グレーン 〇・七七一六一七八スクループル	一五・四三二三五六三グレーン 〇・〇三二一五〇七四トロイオンス 〇・七七一六一七八薬用スクループル	二・六六六六六七分	〇・二三四四二三五ゾロトニク 一六・〇七四八六六グレーン
公錢（デカグラム）Decagramme	〇・二六八〇八九三兩	五・六四三八三三ドラム 二・五七二〇五九四ドラム	五・六四三八三三ドラム 二・五七二〇五九四薬用ドラム	二・六六六六六七匁	二・三四四二三五一ゾロトニク 二・六七九一四四ドラーム
公兩（ヘクトグラム）Hectgramme	二・六八〇八九三三兩 二・六八〇八九三三兩	三・五二七三九五七五オンス 三・二一五〇七四二トロイオンス	三・五二七三九五七五オンス 三・二一五〇七四二トロイオンス	二六・六六六六六七匁	〇・二四四一九三フント 三・三四八九三オンス
公斤（キログラム）Kilogramme	二六・八〇八九三二七兩 一・六七五五五八三斤	二・二〇四六二三四一ポンド 二・六七九二三八五トロイポンド	二・二〇四六二三四一ポンド 二・六七九二三八五薬用ポンド	〇・二六六六六六七貫	二・四四一九二八フント 二・七九〇七七五薬用フント
公衡（ミリアグラム）Myriagramme	一六・七五五五八二九斤	二二・〇四六二三三四ポンド	二二・〇四六二三三四ポンド	二・六六六六六七貫	〇・六一〇四八二プード
公石（クインタル）Quintal	一六七・五五五八二九斤	一・九六八四一二八ハンドレッドウエイト	二・二〇四六二二三ショートハンドレッドウエイト 一・九六八四一二八ロングハンドレッドウエイト	二六・六六六六六七貫	六・一〇四八二六プード
公噸（トン）Tonne; millier	一六七五・五五八二九斤	〇・九八四二〇六四トン	一・一〇二三一一二ショートトン 〇・九八四二〇六四ロングトン	二六六・六六六六六七貫	六一・〇四八二一プード

（五）各國度量衡ト支那度量衡比較

長度	英國度量衡	支那度量衡 營造尺庫平制	支那度量衡 萬國權度通制	米國度量衡	支那度量衡 營造尺庫平制	支那度量衡 萬國權度通制
	因（インチ）制 Inch	〇・七九三七四九尺	二五・四〇〇〇公釐	因（インチ）制 Inch	〇・七九三七五一六寸	二・五四〇〇〇五公分
	亨德（ハンド）Hand	〇・三一七五〇〇尺	〇・一〇一六〇〇公尺	令克（リンク）Link	六・二八六五一二六寸	二〇・一一六八四公分
	令克（リンク）Link	〇・六二八六四九尺	〇・二〇一一六八公尺	幅地（フート）Foot	〇・九五二五〇一九尺	〇・三〇四八〇〇〇六公尺

類	名稱	原名	折合	折合
	幅地(フート)	Foot	〇・九五二四九九尺	〇・三〇四八〇〇公尺
	依亞(ヤート)	Yard	二・八五七四九七尺	〇・九一四三九八公尺
	花當(ファーブム)	Fathom	五・七一四九九四尺	一・八二八八〇公尺
	樂地(ロッド)	Rod	一五・七一六二三尺	五・〇二九一九公尺
	扯因(チェイン)	Chain	六二・八六四九三尺	二〇・一一六七八公尺
	富阿郎(ファロング)	Furlong	六二八・六四九三四尺	二〇一・一六七八公尺
	買爾(マイル)	Mile	二・七九三九七里	一・六〇九三四公里
	海里(ノット)	Seamile	三・二一五〇五二里	一・八五二八七公尺
地積	平方因制(インチ)	Square Inch	〇・六三〇〇三七平方寸	六・四五一六平方公分
	平方幅地(フート)	Sq Foot	〇・九〇七二五四三平方寸	九・二九〇三平方公寸
	平方依亞(ヤード)	Sq yard	一・三六〇八一四毫	〇・八三六一二六平方公尺
	平方布耳(ポール)	Sq Pole	四・一一六六六二釐	二五・二九三平方公尺
	路得(ルード)	Rood	一・六四六六六四九畝	一〇・一一七公畝
	愛克(エイカー)	Acre	六・五八六六六〇畝	〇・四〇四六八公頃
	平方買爾(マイル)	Sq mile	四二・一五四六六三頃	二五九・〇〇公頃
容量 乾量(液量同一)	乃爾(チル)	Gill	一・三七一九五二〇合	一・四二〇六一公合
	品脫(ピント)	Pint	五・四八七八〇七九合	〇・五六八二四五公升
	瓜脫(クオルト)	Quart	一・〇九七五六一六升	一・一三六四九公升
	加倫(ガロン)	Gallone	四・三九〇二四六三升	四・五四五九六三一公升
	潑客(ペクト)	Pect	八・七八〇四九二六升	九・〇九一九三公升
	蒲式耳(ブッセル)	Buchel	三・五一二一九七〇斗	三・六三六七七公斗
	瓜他(クオルター)	Quart	二・八〇九七五七六石	二・九〇九四一六公石
	卡爾奪耶(チャルドロン)	Chalcron	一三・六四三九一石	一三・〇九二三七公石
藥	米寧(ミーニン)	Minim	〇・〇五七一六五勺	〇・〇五九一九二公撮
	液量司克路布(スクループル)	Fluid Scruple	〇・一一四三三九三勺	一・一八三八四公撮
	液量打蘭(ドラム)	Fluid Dram	〇・三四二七八八勺	三・五五一五三公撮

類	名稱	原名	折合	折合
	依亞(ヤード)	Yard	二・八五七五〇五七尺	〇・九一四四〇一八公尺
	花當(ファゾム)	Fathom	五・七一五〇一一四尺	一・八二八八〇三六公尺
	樂德(ロッド)	Rod	一五・七一六三八一尺	五・〇二九二一〇公尺
	扯因(チェイン)	Chain	六二・八六五五二四尺	二〇・一一六八四〇公尺
	買爾(マイル)	Mile	二・七九四〇〇五六里	一・六〇九三四七二公里
	海里(ノット)	Sea Mile	三・二一七四四五里	一・八五三二四八七公里
	平因因制(インチ)	Squre Inch	〇・六三〇〇四一六平方寸	六・四五一六二六平方公分
	平方令克(リンク)	Sq Link	三九・六二〇二四〇平方寸	四〇四・六八七三平方公分
	平方幅地(フート)	Sq foot	〇・九〇七二五九九平方尺	九二九・〇三四一平方公分
	平方依亞(ヤード)	Sq yard	一・三六〇八八九七毫	〇・八三六一三〇七平方公尺
	平方樂德(ロット)	Sq Rod	四・一一六九一六釐	二五・二九二九五平方公尺
	平方扯因(チェイン)	Sq chain	〇・六五八六七〇七畝	四・〇四六八七公畝
	愛克(エイカー)	Acre	六・五八六七〇六六畝	〇・四〇四六八七公畝
	平方買爾(マイル)	Sq Mile	四二・一四九三三頃	二五八・九九九八公頃
乾量	乾量品脫(ピント)	Dry pint	五・三一七三八三合	〇・五五〇五九九公升
	乾量瓜脫(クオルト)	Dry Quart	一・〇六三四七六六升	一・一〇一一九八公升
	潑客(ペック)	Peck	八・五〇七八一二七升	八・八〇九五八公升
	蒲式耳(ブッセル)	Bushel	三・四〇三一二五一斗	三・五二三八三公斗
液量	乃爾(ヂル)	Gill	一・一四三三九七合	一一八・二九二公撮
	液量品脫(ピント)	Liquid pint	四・五六九五八七合	〇・四七三一六七公升
	液量瓜脫(クオルト)	Liquid Quart	〇・九一三九一七四升	〇・九四六三三三公升
	加倫(ガロン)	Gallon	三・六五五六六九八升	三・七八五三三一公升
藥	米寧(ミーニン)	Minin	〇・〇〇五九四九九八勺	〇・〇六一六〇二公撮
	液量打蘭(ドラム)	Fluid Dram	〇・三五六九九九〇勺	三・六九六六一公撮

量	液量溫司（オンス） Fluid Ounce	二・七四三九〇四勺	二・八四一二三公勺	液量溫司（オンス） Fluid Ounce	二・八五九九一九勺	二九・五七二九一公撮
	品脫（ピント） Pint	五・四八七八〇七九合	〇・五六八二四五公升			
	加倫（ガロン） Gallon	四・三九〇二四六三升	四・五四五九六三一公升	加倫（ガロン） Gallou	三・六五五六九七升	三・七八五三三二公升
重量 普通秤	克冷（グレーン） Grain	一・七三七一八九八釐	〇・〇六四七九八九公分	克令（グレーン） Grain	一・七三七一八九八釐	〇・〇六四七九八九公分
	打蘭（ドラム） Dram	四・七五〇一三八四七分	一・七七一八四五四公分	打蘭（ドラム） Dram	四・七五〇一三八四七分	一・七七一八四五四公分
	溫司（オンス） Ounce	七・六〇〇二〇五五五錢	二八・三四九五二六七公分	溫司（オンス） Ounce	七・六〇〇二〇五五五錢	二八・三四九五二六七公分
	磅（ポンド） Pound	〇・七六〇〇二〇五五五斤 一二・一六〇三三八九兩	〇・四五三五九二四三公分	磅（ポンド） Pound	〇・七六〇〇二〇五五五斤 一二・一六〇三三八九兩	〇・四五三五九二四二七公斤
	斯冬（ストーン） Stone	一〇・六四〇二八七斤	六・三五〇二九四公斤	短亨奎來德脫（ハンドレットウエート） Short Hundred we ight	七六・〇〇二〇五五五斤	四五・三五九二四二八公斤
	瓜他（クオルター） Quarter	二一・二八〇五七五五斤	一二・七〇〇五八八公斤	長亨奎來德脫（ハンドレットウエート） Long handred weight	八五・一二二三〇二三斤	五〇・八〇二三五一九公斤
	亨奎來德脫（ハンドレットウエイト） Hundredweight	八五・一二二三〇二三斤	五〇・八〇二三五一九公斤	短噸（トン） Short Ton	一五二〇・〇四一一斤	〇・九〇七一八四八六公噸 九〇七・一八四八五四公斤
	噸（トン） Ton	一七〇二・四四六〇四斤	一・〇一六〇四七〇四公噸 一〇一六・〇四七〇四公斤	長噸（トン） Long Ton	一七〇二・四四六〇四斤	一・〇一六〇四七〇四公噸 一〇一六・〇四七〇三八公斤
金銀秤	克冷（グレーン） Grain	一・七三七一八九八釐	〇・〇六四七九八九公分	克冷（グレーン） Grain	一・七三七一八九八釐	〇・〇六四七九八九公分
	本尼德脫（ペンニーエイト） Penny weight	四・一六九二五五六分	一・五五五一七四公分	本尼德脫（ペンニーウエイト） Penny Weight	四・一六九二五五六分	一・五五五一七四〇公分
	脫來溫司（トロイオンス） Troy ounce	八・三三八五一一三錢	三一・一〇三四八一公分	脫來溫司（トロイオンス） Troy ounce	八・三三八五一一三錢	三一・一〇三四八一公分
	脫來磅（トロイポンド） Troy Pound	一〇・〇〇六二一三五兩 〇・六二五三八八三四斤	〇・三七三二四一七公斤	脫來磅（トロイポンド） Troy pound	一〇・〇〇六二一三五兩 〇・六二五三八八三四斤	〇・三七三二四一七公斤
藥用秤	克冷（グレーン） Grain	〇・一七三七一八九八分	〇・〇六四七九八九公分	克冷（グレーン） Grain	〇・一七三七一八九八分	〇・〇六四七九八九公分
	司克路步（スクループル） Scrvp'e	三・四七四三七九七分	一・二九五九七八四公分	藥用司克路步（スクループル） Apothecaries Scruple	三・四七四三七九七分	一・二九五九七八四公分
	奎蘭（ドラクラム） Draclum	一・〇四二三一三九錢	三・八八七九三五一公分	藥用打蘭（ドラム） Aps Dram	一・〇四二三一三九錢	三・八八七九三五一公分
	脫來溫司（トロイオンス） Troy Ouucc	〇・八三三八五一一二兩	三一・一〇三四八一公分	藥用溫司（オンス） Aps. Ounce	〇・八三三八五一一二兩	三一・一〇三四八一公分
	脫來磅（トロイポンド） Troy Pound	〇・六二五三八八三四斤	〇・三七三二四一七公斤	藥用磅（ポンド） Aps. Pound	〇・六二五三八八三四斤	〇・三七三二四一七公斤

	日本度量衡	支那度量衡 營造尺庫平制	支那度量衡 萬國權度通制
長度	毛	〇・九四六九七〇毫	〇・〇三〇三〇三公釐
	厘	〇・九四六九七〇釐	〇・三〇三〇三〇公釐
	分	〇・九四六九七〇分	三・〇三〇三〇三公釐
	寸	〇・九四六九七〇寸	三・〇三〇三〇三公分
	尺	〇・九四六九七〇尺	〇・三〇三〇三〇公尺
			三・〇三〇三〇三公寸
	丈	〇・九四六九七〇丈	三・〇三〇三〇三公尺
	間	一・一三六三六四步	一・八一八一八一公尺
	町	三・四〇九〇九一引	一〇九・〇九〇九〇九公尺
	里	六・八一八一八一里	三・九二七二七三公里
			三九二七・二七二七二七公尺
地積	勺	〇・〇五三八〇五毫	〇・〇三三〇五八公釐
	合	〇・五三八〇五一毫	〇・三三〇五七九公釐
	步(坪)	〇・五三八〇五一釐	〇・〇三三〇五八公畝
			三・三〇五七八五公釐
	畝	一・六一四一五三分	〇・九九一七三六公畝
	段	一・六一四一五三畝	九・九一七三五五公畝
	町	〇・一六六一一五頃	〇・九九一七三六公頃
			九九・一七三五五四公畝
容量	勺	一・七四二一一六勺	一・八〇三九〇公七勺
	合	一・七四二一一六合	一・八〇三九〇七公合
	升	一・七四二一一六升	一・八〇三九〇七公升
	斗	一・七四二一一六斗	一・八〇三九〇七公斗
			一八・〇三九〇六八公升
	石	一・七四二一一六石	一・八〇三九〇七公石

	露國度量衡	支那度量衡 營造尺庫平制	支那度量衡 萬國權度通制
長度	託赤克（トチカ） Totchka	七・九三七五毫	〇・二五四公釐
	利尼亞（リニア） Linia	七・九三七五釐	二・五四公釐
	維耳棗克（ウエルショク） Vershok	一・三八九〇六二五寸	四四・四五公釐
	阿耳申（アルシン） Archine	二・二二二五尺	〇・七一一二公尺
	薩仁（サーゼン） Sagene	六・六六七五尺	二・一三三六公尺
	維耳斯他（ウエルスト） Verst	一・八五二〇八三里	一・〇六六八公里
地積	平方維耳棗克（ウエルショク） Sq. Vershok	〇・〇〇五三二一五六毫	〇・〇〇一九七五八公釐
	平方阿耳申（アルシン） Sq. Archine	〇・八二三二三〇毫	〇・五〇五八〇五公釐
	平方薩仁（サーゼン） Sq. Sagene	七・四〇九一二七毫	四・五五二二四九公釐
	節斜節納（デシャチン） Dessiatina	〇・一七七八三三頃	一・〇九二五四公頃
	平方維耳斯地（ウエルスト） Sq. Verst	八・五三三二四八頃	一一三・八〇六二四公頃
容量（乾量）	格耳義次（ガルネツ） Garnety	三・一六七四七四升	三・二七九八三一公升
	赤特維里克（チエトウエリク） Tchetvererik	二・五三三九七九斗	二六・二三八六五七公升
	頻司米納（オスミナ） Osmina	一・〇一三五九二石	一・〇四九五四三公石
	赤特維耳齊（チエトウエルツ） Tchetuert	二・〇二七一八四石	二・〇九九〇八五公石
	拉司他（ラスト） Last	三二・四三四六二〇石	三三・五八九〇二五公石
容量	査耳略（チヤールカ） Tcharka	一・一八七八〇三合	〇・一二二九九二公升

有する幾多の國家中、支那の如きは即ち其影響を蒙ること極めて大なるものの一にして、之が爲に支那は國內の不統一其の他國家存立上幾多の缺點あるに拘はらず、其代表者を「ヴエルサイユ」に於ける講和會議に參加せしむることを許さるるに至りぬ。之を以つて支那の國家的希望に關する陳述書の印刷せられしもの極めて多く、吾人は以下項を分ちて此種支那の希望に就き詳細論評すると共に、今回の講和會議に提出するに至らざりし重大問題に就きても論評を試むべし、而して此第二種の問題は、將來に於ける支那國運の發展と其獨立の保全並に東　の平和を確保するが爲には、實に今日に於て其解決を計らさるべからさるものなりとす。

(二)改造問題と支那國民性

支那に於ける改造問題の解決案を確立するに當りては、其立論の基礎として、須く先づ國家百年の長計を樹立すべき目的を以つて、諸般の事物に就き、常に遠き將來に於ける情形を考察するを要す。而して現今支那研究に從事するものは、其外人たると支那人たるとを問はず、均しく此遠大の考察を忘却するが故に、其所論孰れも正鵠を失するを免れず。蓋今日支那を研究するものは即ち、廣大なる國土と、勤勉なる四億の民衆とを包含し、紀元前十數世紀に遡及する古き歷史を有する、一大國民に關する事物を研究するものにして、彼等が研究する支那國民の特有なる慣習、傳統乃至偏見は即ち、波斯、バビロン、希臘、羅馬等の諸國が、興隆沒落せる時代に於て、既に支那の國民生活を支配し、其國民性を形成せるものなれば、其支那人の固有の特性として牢乎不拔のものなることを看過するを得さるなり、從つて此の如き國民の國家的生活に於ては、一時代又は一世紀は、敢て永き時期と云ふを得さるものなるが故に、僅々十年又はそれよりも短き期間中に於て、歐米諸國の思潮を風靡せし勢力が、四億の人口と紀元前十數世紀の歷史と傳統とを有する支那に於ても亦、同一の短時日中に、同一の程度に於て其思潮に影響を及ぼし得べきが如く思惟するは、其迂愚洵に嗤ふに堪えず、是を以つて過去に於ける支那の事物を觀察するには即ち、常に數世紀前よりの推移に注意すべく從つて其將來を洞察して改造問題の解決案を確立するが爲には、歐米諸國に於ける事物に就きて數年後の觀察を以つて足る點は、支那に於ては、即ち數十年後の事情を考量するを要するものなり。

(三)支那革命と其改造問題

支那は過去一世紀に亘り、未た十分に歐米の思想と近接し來りたるものに非ず。即ち今より凡六十年前たる千八百六十年前に在りては、中央政府は諸外國との直接交涉を拒絕したるものにして、當時英佛聯合軍が北京を占領するに及び始めて、天津の開港と外國使臣の北京駐劄とを許容したるなり、而して爾來支那は常に歐米勢力侵入の標的となり、其結果遂に傳統的の鎖國主義を拋棄するの已むを得ざるに至りぬ。即ち今日に在りて支那が歐米人の開國なかりしとせば、果して現在よりも幸福なる地位に立ち得たりしや否やの問題を考究するが如きは、恰も死兒の歲を數ふる

に類すと雖も、當時歐米人の支那訪問者は常に謝絶せられ其結果遂に彼等は强力に訴へて支那の門戶を破壞したるものにして、爾來歐米諸國は即ち、支那の國家的生活に於ける重要なる分子の一たるに至り、且將來に於ても永く其關係を持續すべし。約言すれば支那は、今より五十八年以前初めて歐米勢力の影響を蒙り此勢力は爾來歲と共に漸次其力を增大しつゝあるものなり、而して此間に於て支那は、屢〻其所謂洋鬼を排斥して光輝ある孤立時代を復活するが爲に運動を行ひ、時に之が爲に或は野蠻なる行動に出づることすらありしも、其運動は常に失敗に歸し、其都度歐米人の痛擊に屈服するの結果として、彼等の爲に幾多の特權を奪取せらるるに至りぬ。然れども此間に在りて、歐米思想は漸次支那有識階級の間に浸潤し、遂に牢乎不拔の新思想を形成するに至りたるが故に、彼等は從來統治者が執り來りたる保守主義、排外主義乃至は腐敗政治に堪へ難く、其極遂に統治者に對し反抗して立つに至り、玆に革命の勃發となり遂に倒滅するに至りぬ。於是乎革命黨は血氣の餘り支那共和國建設の事業　　手し、爾來歲を閱すること七星霜、其間動亂相踵いて起り、爲に革命の基礎常に動搖を免れず、即ち復辟運動の勃發せしこと前後二回、其間國內は軋轢內亂の爲に群雄割據の狀態を現出し、今日に於ては名義上の共和政體を存すと雖も、北方は事實上依然舊時代に於ける軍閥の頭目に依りて支配せられ、南方は即ち、理想派、煽動政治家乃至は、獵官連に依りて左右せらるるの狀態に在り。是を以つて支那は、今日講和會議に於て、其國家的利益の防護に對し、十分の努力を試むべき時期に在るにも拘はらず、國內に於ける爭議の結果今や國家的破產の危機に瀕しつゝあるものにして支那は之が爲に國內改造に關する綱領の確立は勿論、世界の傾聽を博し其眞面目なる考慮を集中するに足るが如き方法を以て、自國の國家的希望を公表することをも爲し能はざるの狀態に在るなり。

(四)支那改造の行詰り

若世人が支那の形勢に就きて皮相の觀察を爲すときは必ずや其將來絕望なるを斷言するなるべし、蓋支那に於ては今日、其安定、能率乃至は進步に必要なる要素は、悉く之を缺如するが如く、即ち其政府は國政を運用すること能はず、無限の財源を擁して租稅を徵收すること能はず、鐵道は怠慢と軍隊干涉の爲に破壞荒廢に傾き、軍隊は掠奪脅迫に依りて衣食し、而も官界の情弊其極點に達し、特に中央政府官吏の腐敗は、清朝弊政の最も甚だしかりし時代のそれよりも、更に甚しき狀態に在るを以つてなり。是を以つて若も本年初に於ける支那の事情に就き、其事實を有の儘に報道紹介するとせば、支那の歷史に通曉せざるものは、孰れも其國家的破產と解體の時期に瀕しつゝあるを斷言するに至るべし。

(五)支那改造と外人指導の必要且正當なる理由

然らば即ち、支那の形勢は果して此の如く絕望なるや。換言すれば今や將に倒れむとしつゝある支那を再び立たしめ、之をして新に且有望なる出發點に立たしめ、以つて將來進步と隆盛の道程に發足せしむることは、實際に於て不

省				
湖南	男	一九九、七〇〇	二〇八、五九一	二七八、四一七
	女	二五、六〇六	一四、一九六	九、六九九
	計	二二五、三〇六	二二二、七八七	二八八、一一六
陝西	男	五二、七五六	八一、八八四	一一四、六一八
	女	九一二	二、一四九	三、〇九〇
	計	五三、六六七	八四、〇三三	一一七、七〇八
甘肅	男	二八、一九三	二九、二三四	三四、一四五
	女	一七	一九一	三〇七
	計	二八、二一〇	二九、四二五	三四、四五二
新疆	男	一、八〇二	二、二〇五	二、四七七
	女			
	計	一、八〇二	二、二〇五	二、四七七
四川	男	三三〇、五九七	四二三、四一三	四五一、九九九
	女	一一、〇四〇	一七、四四六	二二、六〇一
	計	三四一、六三七	四二九、八五八	四七四、六〇〇
廣東	男	一四八、七四六	一九四、九六八	二一五、三〇七
	女	二、七六一	三、四三五	三、九〇二
	計	一五一、五〇七	一九八、二〇三	二一九、二〇九
廣西	男	六〇、五五一	八二、一九五	七四、〇〇五
	女	一、七八八	三、一一〇	三、九九〇
	計	六二、三三九	八五、三〇五	七七、九九五
雲南	男	一五七、九二三	一八八、九六三	二〇二、三六六
	女	一二、五三九	一五、一六三	一三、五〇二
	計	一七〇、四六二	二〇四、一二六	二一五、八六八
貴州	男	三四、四六五	四七、〇三三	五五、六五九
	女	三、〇一八	五、二七二	五、六八五
	計	三七、四八三	五二、二九五	六一、三四四
熱河	男	八、五八〇	一一、二五三	一〇、九九六
	女	三七四	四七六	五一〇
	計	八、九五四	一一、七二九	一一、五〇六
綏遠	男	二、七〇五	四、〇〇七	
	女		三五	
	計	二、七〇五	四、〇四二	
察哈爾	男			二、一四三
	女			二
	計			二、一八四

彙録

日本人の阿片密輸入に對する批難

日本放府が支那及其他の極東諸邦にけるモルヒネの取引を私かに奬勵したと云ふ批難は、昨年十二月二十一日發行のノース、チャイナ、ヘラルド（The North China Herald）紙に於て、其通信員が書立てたのである。右通信員の確證する所に依れば、モルヒネの取引に對しては日本銀行が金融上の援助を與へ且支那に於ける日本郵便局も亦之れを幇助して居る、然るに日本はモルヒネ及モルヒネ製造材料を支那に輸入することを禁止するの條約に調印して居るのである。

モルヒネは最早歐洲諸國では之れを購買することが出來ない。斯て其の製造業は日本に移された、モルヒネは日本人自身に依つて製造される樣になつた。日本製のモルヒネが支那に輸入される爲めに、毎年幾百萬圓といふ大金が支那より日本に[illegible]るのである。

支那に於てモルヒネ供給の主要機關の役目を爲すものは日本郵便局である。モルヒネは小包郵便として輸入される。在支日本郵便局の管理する小包郵便に對しては支那税關は之れが檢閲を行ふことを許されないのである。支那税關は日本商人の送狀の文面丈で右小包郵便の內容を知る外はないのであるからして、日本製のモルヒネが此の小包郵便なる溝渠を通じて輸入される額は噸を以て計量し得るであらう。故に一箇年間に支那に輸入された日本のモルヒネは極く內輪に見積つて十八噸に達する、のみならず益々增加の傾向歷然たるものがある。

モルヒネの分布狀況

南支那に於ては、モルヒネは支那人の販賣する所であつて、彼等は何れも臺灣の住民にして日本の保護を享有するものなる旨を證明せる旅行劵を所持して居る。

在支日本藥種商は多量のモルヒネを藏して居る、而して同藥の賣買の利益莫大なるに着眼して居るのである。日本人の優勢なる所は、何處でもモルヒネの取引が盛に行はれる。大連を通じて、モルヒネは滿洲一圓並に接壤の諸省に分布する。青島を通じて山東省、更に安徽、江蘇地方に分配される。これと同時に又臺灣から發動機漁船で阿片及其他の輸入禁制品と共にモルヒネは支那本土に移入され、それから福建一體、廣東省北部に散布するのである。何處でも治外法權の保護の下に日本人が之れを販賣して居る。

モルヒネの取引の莫大なると同時に、阿片の取引も亦更に利益の大なることが合點かれる、日本人が阿片の取引に熱中して居るのも無理はないのである。カルカッタの阿片市場に於ては日本は主要なる得意者の一人である。日本人はカルカッタで購入した阿片を臺灣に持つて行く、故に臺灣に於ける阿片の賣買は漸時增加の傾向を示して來た、臺灣では阿片をモルヒネの製造材料とするのである。印度政廳の買却に係る此の阿片は日本政府の申請に依つて印度よ

り輸出を許可され、神戸に輸送され神戸から更に青島に移送されるのである。此の取引は巨大の利益を擧げて居る日本の大商會の或者は之れに關係して居る。

右に述べた印度製阿片が日本内地に輸入するものでないといふ事實は大に力説に値するものがある。即ち神戸から青島に移送され、青島から日本軍隊の管理して居る山東鐵道に依つて濟南府に輸送され、山東省を通じて、上海及楊子江沿岸地方へ密輸入されるのである。此の阿片は上海に於て一九五百弗で賣買され、四十九を一函として、一函の價約二萬弗である。故に支那産の阿片一函二萬七千弗の取引が失敗に歸した理由が讀めるのである。日本人の爲めに阿片價格は引下げを餘儀なくされた、一九一八年一月一日より九月三十日に至る迄日本が印度で購入した阿片は二千函を下らず、之れ皆神戸を通じて青島に輸送されたのである。

右の阿片に對して日本官憲は課税して居るのであるが、豫算面には表はさないのである、一函四千兩に當り、右の二千函の金額は現時の爲替相場に依れば二百萬磅(一千萬弗)に上る。斯くの如く禁制品たる阿片の取引は巨大の利益あるが故に、青島の發展、青島に於ける日本の商業的優越の爲めに、右多額の利益金が消費されて居ることが解るのである。

日本軍隊管理の下に行はる
モルヒネ賣買の最も盛なる大連及日本阿片の取引中心地

たる青島に於て、斯る輸入禁制品の密輸入が何故に支那税關の發見する所とならず、繼續して行はれるのであるかとの疑問を起す人があるかも知れない。大連及青島の税關は日本人の管下にあるのである。日本軍隊の支配下にある區域内に於ては、日本官憲の公式に又は非公式に關係して居る取引に對して支那は全く干渉するの餘地が無いのである殊に大連のモルヒネ及阿片の一大商人の如きは大連市最高の名譽職を授けられて居る。

更に轉じて、青島の狀況を觀察するに、條約によりて日本人は支那税關の課税を免せられ日本政府の關係する取引は其貨物の輸入禁制品たると否とを問はず、支那税關の檢査を受けずに濟むのである。一九〇五年十二月二日附條約第三條の規定は一九一五年八月六日の協定によりて更に其効力を延長せられたるが該規定に從へば、日本政府の證明を有する青島陸揚の貨物は總て税關の檢査を免除せらるるのである。

事情如斯なるが故に阿片密輸入のみならず禁制品たる武器の密輸入の途が開けて居るのである。

七年度税關報告の示す處では同年度に於て青島に輸入せられたる阿片總額は四十五噸なるも、事實上に於ては恐らく其五十倍以上に達するであらう。

右阿片の殘品は「日本軍需品」と銘を打つた袋の中に入られるのであるが此袋は山東鐵道沿線到る處の日本藥種店に於て見受けるのである。

一九一七年度に於て約二噸のモルヒネが租借地用として大連に輸入された事になつて居るが、同年間に於て果し

て幾何のモルヒネが日本租借地より滿洲に輸入せられたるやに就いては何等の記錄がない、のみならず一九一七年度に於ける青島稅關の報告書も亦同地に於けるモルヒネの輸入額を明示して居ないけれ共有力なる證人たるDr. Wu dien-teien-teの說明する處に據れば滿洲に於ける日本藥種商又は同行商人の殆ど總てが種々なる方法を以てモルヒネを賣買し然も何等罰せらるることがない、何となれば總て日本人は同國領事の許可なくしては逮捕されることがないからである。(New York Times 14 Feb, 1919.)

支那に於ける日本のモルヒネ

合衆國に於て酒類禁止運動熾烈を極め、同國の識者が酒類の代用としてモルヒネ等の藥品を服用するの傾向に對し憂慮しつゝある時に當りノース、チャイナ、ヘラルド、紙(The North China Herald)は『日本は支那の法律並に其自ら調印せる一九〇九年二月の上海條約を無視し支那をモルヒネを以て洪水化しつゝあり』と批難せるがこは決して單に東洋に對して利害關係を有するに止まるものではない日本が稅關事務を監理する支那開市場を通じて小包郵便(支那官憲は之れを檢査するの權限を有せず)及日本臣民と稱し尙該地方支那官憲の支配を受けざる行商人によりて支那に莫大なるモルヒネを密輸入したことが確かである。許多の支那都邑に於て日本藥種商は「日本軍用品」の銘を打つた箱の中にモルヒネを入れて公然之が販賣を試みて居るのであるが、支那警官が敢て之を聞かうとしないのである。

清廷の特使が廣東に於て、英人所有の壹千萬弗の阿片を燒棄したので即ち英國は支那が英國人の印度より阿片を支那に輸入せむとするものに干涉するを防止せむとして、此處に一八三九年所謂阿片戰爭の勃發を見たのである。同戰爭は一八四二年迄繼續した。支那は印度よりの阿片の輸入を默認しなければならなかつた、併し一八五八年に至る迄は阿片の取引を公式に認可しなかつたのである。當時に於ける一箇年間の阿片輸入商は概略貳萬丸にして、一丸約百五十封度であつた。爾後半世紀間に於て、支那は自國に於て需要する阿片十三萬擔(一擔は百三十三封度)にして其國內消費高は三十二萬五千擔即ち二萬二千噸を算したのである。如斯は支那四億萬民衆の到底耐え得る所に非ずして支那は遂に諸外國と自國の阿片の產額を減少す可きことを協約し、沒收せる阿片を燒却したのである。爾來支那は右協約を忠實に履行したやうである。

併し過去二十年間に於て漸次支那はモルヒネの服用及皮下注射が同價格の阿片の三倍の效力あることを發見した醫師はモルヒネを以て阿片中毒者に對する救治藥として居るモルヒネの小丸劑が支那の到處で販賣されて居る、最近に至つて支那政府は阿片なる一難去つてモルヒネなる一難の再來せるを看取し、爲めに活動を開始したるも時機既に遲かつた。日本人の非難されるのは、支那にモルヒネを供給して、其の有害なる欲求に火を焚きつけて居るからである

右の說にして眞實なりとせば、否事實と思惟し得可き確固たる理由がある、日本政府は直に公正の道に復歸し、自

己の調印せる條約を一片の反古たらしむるが如き行爲を中止し、モルヒネ密輸入によりて利益を擧ぐるが如きことを止む可きである。本問題は講和會議の考慮を煩はすに足る重大問題にして、少くとも支那は講和會議の席上之れに對する不平を陳述す可き理由を有するのである。

(Brooklyn Eagle., 15, Fab, 1919)

對支借款國と米國の要求

華盛頓三月十二日

本日權威ある方面より接手せる報告に依れば、支那に對して提議せる借款に關する、歐米銀行家間の交渉は、未だ終決を見ず。政府の認可を得し、英國、及び佛國の資本家は、今後起債せらるべき如何なる借款にも、組合員の一員として、關與せんとの意圖を有せり。然れども彼等は出金に關し、與つて力ある地位にあらざるが故に、米國銀行家をして、彼等に對し、必要なる金額を調達せしめんとする希望を有せり。

對支借款が如何なる目的に依つて起債されたるや又如何なる擔保を必要とすべきやに就ても何等決定を見ず。聞く處に依れば、國務省の援助を得つゝある米國銀行團は、此度の借款は、學理上の基礎に依つて起債すべしとの希望を有せり。而して、そは支那に對する凡ての未濟借款は新しき組合員に讓渡すべきことを要求し、且つ資金の支拂は組合員に依つてなさるべく、又未濟借款より生ずる凡ての利權は、均しく新借款團に於て、引き受くべきものたることを要求せり。

この提議に對しては、日本の利害關係者、及び政府は、强硬なる反對をなすべしと期待せらる。(一九一九年三月十六日紐育トリビューン)

支那水夫の失業問題

四月九日 リバプール發

英國の水夫及び火夫の供給が缺乏を來す場合の外、支那人を英國船に乘組せざらんとする Natical Sailors' and Fie-men's Union の要求は、端なくも英船の支那人雇傭に關し新しき問題を惹起したり。而して、既に支那人を上下甲板に使用しつゝある數隻の船舶は、出發を遲延せしめられ、遂に英國人の水夫及び火夫を以てこれに代らしめたり。

リバプールに於ける、五十二名の支那人宿泊所の所有主は、貿易局々長に書面を致し、英國の水夫及び火夫より不正なる待遇を受けつゝある事實に關し、抗議を申込みたり。而して、文中英船に乘組みたる支那人の戰時に於ける大なる功績と、戰時品工場に於ける目覺しき活動を切論し、現在英人水夫の爲めに船中に於て勞働することを妨げられ、非常なる窮境に陷り居れることを訴へたり。

論爭の骨子

彼等の言ふ處によれば、この問題の骨子は、即ち賃銀問題なり。支那人は戰時賞與を加へて一ヶ月十一磅十志の給料を受けつゝあるに反し、英人は十四磅十志を受けつゝあり。而して、この差別を設くる理由は次の如し。

支那人を雇傭する場合は、英人を雇傭する場合要する人員より二名、乃至三名の特殊の人員を要す。加之、船舶所有者は、支那人に對し、特別の食物を與へざるべからず。これ等の理由により、所有主は英支の水夫を雇傭する費用は、約同等なりと主張するに在り。而して、英人は、一ケ月十三磅十志乃至十四磅以下にては、自己の國民を雇傭せずと言明するに至れり。從て、吾人は、この差別的待遇に對し、不滿を抱き吾人の交渉は先づ雇傭者に對して爲すべし。而して、英人水夫が、支那人に課せんとする賃銀を强制せんとする雇傭者の行爲に反對するものなり。而して、更に記して曰く、船舶所有者が、吾人の主張を容れて、支那人の賃銀を値上げするに至る迄、吾人は貴下の權力に信賴して、吾が國人に加へられたる不正なる差別待遇を除去せられんことを衷心希望するものなり。然らざれば、從來貴國に在りて幸福なりし彼等は、已むなく故國に歸り、その苦痛を自國政府に訴ふるの外道なかるべし。

組合側の主張

Sailors' and Firemen's Union の重要なる地位に在る某氏との會見中に於て、彼は、組合の主義は「先づ英人を第一とすべし」に在りと言明せり。現在、リバプールに於て乘船し能はざる海員、約六、〇〇〇人あり。而して、これと同一の狀態を英國の他の港灣に於て見ることを得。英國海員が、失業狀態にある間は、組合は支那人を英國船舶に乘船せしむる能はず。それは、單に支那人の賃銀低減問題にあらずして、この多數の英人失業者の處分の爲めに、低率なる東洋の勞働を驅逐せんとするにあり。若し、凡ての英國の失業海員が、再び海上生活を營むを得る曉に於ては、彼等は決して支那人の、英國船舶に乘船せんとするものを、拒むものにあらず。併しながら、この場合と雖も、支那人は英國の標準賃銀たる、水夫は一ケ月十四磅十志、火夫は十五磅以下の賃銀にて乘船すべからず。英國海員に對する優先權は、組合の採用したる原則なり。(一九一九年四月二十四日紐育ジョーナル、オブ、コンマース)

山東問題に對する維遜の態度と支那人

四月二十四日　巴里發

維遜大統領の伊太利問題に對する決定的の態度に對し、巴里在住の外國人中、ユーゴスラブ人に次いて歡喜を以て迎えたるは支那人なり。その事の當否は別問題として支那人は維遜氏のアドリアチック問題に對する態度よりして、必ず山東問題に關する日支の衝突は、彼に依つて調停せらるべきを信じたればなり。

彼等は未だ維遜氏より、その意圖に關し、直接何等決定的の意見を聽取したることなし。然れども、かのトラムビッチもヴエスニッチも、昨日維遜に依つて彼等に對する利益ある宣言を發せらるる迄は、何等確實なる證言を得たりしにはあらず。即ち、彼等と雖も最後の瞬間迄、全くかの伊太利委員のオルランド、ソンニノの二氏と等しく、不安の椅子に凭りたりき。啻に支那人のこれを信ずるのみならず何人も山東問題に對し、同樣の結果を豫期するもの〻如

事業界

彙司公司營業成績

彙司公司 (Weeks & Co., Ltd) 第十九期定時株主總會は、五月三十日午後上海江西路同社本店に於て開催せられ、Leslie I. Cubitt H. Martin Little, R. H. Guskin 氏及 T. E. Trueman 氏等の各取締役始め總株數六千一百三十七株に對する代表者の出席あり、席上議長の試みたる營業報告の大要左の如し。

一九一九年二月二十八日に終る我公司の營業の大要、并に會計事項に就ては既に株主諸氏に對し報告し置きたるを以て、此に書記長の朗讀せる所を概括摘要すべし、特種の觀察の下に於て本年は既に對敵行爲の休止となり、從て本國に於ける輸出に加へたる制限も漸く解除せられ、潜航艇の危險も除去せられて、海洋の自由となりたる今日は、自由貿易の恢復を期待するのみ、而して吾人は從來註文の推積をなし常に船腹の欠乏を訴へ、只管本國船の入港を待ち居りしにて、こは勿論特種貨物にして今日の相場よりも遙に高値段のもの而已なりしにて、即我社の當座貸越勘定の増加したるも單に一時的性質のものゝみにして、普通商品は何れも適當に處理されたり。

今會計狀態に就き報告せんに本社の營業が何れも健全にして滿足すべき狀態を示す、而して株主に對する配當に就ては取締役は之を種々の點より熟考して株主諸氏に於ては單に一ケ年利子として此配當を認容せられん事を冀ふものなり、之と同時に我社の銀行に對する巨額の貸越は輸出品の超過に因るものにして、配當として支拂ふ以外の其額に影響なきものに非ずして、即ち取締役は此點を顧み五分の配當を提出するものにして、若し之にして承認あらば他の幾分は積立金に其他の少額を社員臨時配當として使用する事を得べし、勘定項目に就ては明白率直に諸氏に示したる所の如しと雖も、尚此に一二助言を要するものあり、我社の資本金は四十三萬六千四百四十弗にして、內拂込額二十萬弗なり、即殘額二十三萬六千四百四十弗の未拂額あり、而して帳簿面に於て本年二月二十八日現在の株式臺帳に於て七十一萬六千四百八十二弗八十三仙を計上せり、之を拂込資本に比較する時は實に三倍の額に上るを見る、我社の公稱資本は其復發行額八千百七十八株即十六萬三千五百六十弗なりと雖も、現在の爲替相場の銀高に在ては之を市場に賣出す事の不可能なるは勿論なり、是を以て我社の貸越勘定が何故に巨額に上りしやを說明し得べし、其他の項目は多く債權關係にして支拂期日前の爲替手形等なり、又土地及建物價格現在の時價以下に於て四萬八千弗にして修覆其他の費用は全部償却したり、我社の設備に關しては店頭餘りに商品の密集せるにより、少くとも之を四部の室を要するものあり、依て我社は最近 Sevnet Frees 氏より南京路三十二號の建物を得たり、營業擴張の結果として店舗の擴張をなし改善を計り、以て同建物中に移轉せんとす、移轉

の後は一層設備を完全にし內部諸種の改善を行はんとす、又工場に於ては目下材木の推積するあり工作上頗る不便なるものあるを以て、北福建路の工場の正面なる三階建の大倉庫を借入れ、以て十分なる設備の下に我商品の置場に供し職工の便に供せんとす、予は此に諸君が昨年中我社の爲に盡力せられし事を感謝し、株主配當として僅少なる額五分を支拂ひ、又本社職員に對しては臨時配當として昨年一割を支拂ひたるも本年は五分を支拂ふ事とせり云々、終て左記決議案の承認を經たり。

一、議長の提出に係る同社昨年度營業の報告及會計事項の承認。

二、損益勘定中左記處分案の承認。

株主配當年五分の率　計二萬一千八百二十二弗也
建物償却金　八千弗也
積立金　五千弗也
次年度繰越　二萬二千三百三十二弗三十八仙也
計　五萬七千百五十四弗三十八仙也

三、Leslie J. Cubitt 氏は會社取締役に選擧當選の件。

四、Lowe, Bingham & Matthews 氏は會社監査役に再選年額報酬五百弗支給承認。

五、本社外國人職員の俸給總額の五分を越へざる限度に於て之を各外國職員に支給する事。

右株主配當は本總會の翌日支拂の事に決定。

バトラーセメント會社營業成績

畢地蘭磚瓦公司（A. Butler Cement Tile Works）第十五期定時株主總會は五月二十七日上海九江路祥茂洋行內事務所に於て開催せられ、A. W. Burkill 氏、Gilbert Davies 氏 J. E. Denham 氏等の重役を始め、會社總株數二百六十八株に對する株式代表者の出席あり、例に依り席上議長の試みたる會社營業狀態を紹介すること左の如し。

本社の昨年度營業成績たる本年三月三十一日に營業年度を交代すべき前年度の報告に就ては、已に數日前諸氏の手許に配布しあるを以て、此に之が概況を再說すべし、既に報告書中に見らるゝが如く昨年度我社の營業收入は利益に於て四百十四兩九匁七分にして、前年度の繰越及本年度の利益を加へ損益勘定の貸方に於て六百五十六兩八分にして、取締役は之を次年度に繰越さん事を提議するものなり、又監査役は營業報告書に於て本年度は本社營業勘定の償却を爲さゝる可き事を報告せり、而して取締役に於ても此問題を愼重に協議し、本社の建物機械其他に就ては、已に數年度十分の價格償却を爲し、已に帳簿面にも記載しあるを以て、本年度改て之をなすの必要なかるべく決定し、建物及機械は十分の修繕修覆をなし、本社營業收入以外に支拂はれたるものにして、又商品の在庫品及諸材料等は夫々調査し價格を附したり、次に取締役は本年度株主諸氏に對し株主配當を爲さざる事を遺憾とするものなり、建築材料の割高により建築業は不況にして、亦材料を外國より供給を仰ぐ事も或程度迄は困難にして、こは今後戰前の狀態に恢復し既定の條件に立直るの日を待つのみ、然も今一ヶ年を通觀し

募株報酬	二八、五五〇・〇〇
積立金繰入	一六〇、〇〇〇・〇〇
本期利益	六〇、〇二六・七八
合計	五六六、五四二・〇五

香港支那精糖會社營業成績

同社の年次株主總會は三月二十七日香港怡和洋行事務所に於て開催せられたるが、外國人側の外支那人側の株主も多數出席せり

今議長たる D. Landale 氏の試みたる演說の概要を記せば左の如し

諸君、昨年一年間株主に對して配當をなし能はざりしは、遺憾とするものなれども、頗る不安にして困難なる時に際して、尙は好く五七、八九七弗一七の利益を收め得たるは寧ろ良好なる成績と云はざるべからず、一九一七年中甚大の影響を蒙りたる船腹の缺乏は、爪哇に於ける砂糖の暴落の原因となり、一九一八年初頭六ヶ月乃至八ヶ月の間に一擔に付八ギユルター四分の一より四ギユルター四分の三に降落したる結果は、直に香港市場に反響し遂に不味なる營業勘定を見るに至れり

然れども昨年夏に於ける聯合軍の成功は、豫期以上に大戰の終熄を促進し、砂糖の商情も漸く强調を呈し一九一八年十一月十一日休戰條約の調印せらるゝに及び、遂に價格の奔騰を見るに至れり、爾後精糖に對する需要は各方面共益々好況を呈し、本社の如きも過ぐる損失を補ふて年末迄には尙幾分の利益を見るに至れり

支那貿易に對する日本の競爭は益々峻烈を極め、特に昨年初頭數ヶ月の如きは精糖の販賣價格は粗糖價格より遙に低廉にして、糖業界を紊亂せしむること甚しく、本社は唯だ日本側の投賣政策をして幾分にても高値を唱へしめんとするに過ぎざりき

精糖の生產費は昨年に比して一五〇、〇〇〇弗を增加したる炭價の昂騰に依りて、再び頗る多額を要することゝなりたれども今後緩和せらるべき見込なり

昨年中吾人は本社の土地建物機械及什器等を愼重に檢査し各專門家に乞ふて其價格を評定して貰ひたるに、貸借對照表に於て現はれたる帳簿面價額より遙に多額にして、本社の基礎鞏固なるを知るを得たり、昨年に於て機械等に對する修繕費及改善費に要したる價額は四一、四六三弗一五にして、そは諸君の見るが如く營業勘定に於て加算せられたる三三、五八三弗七六に更に加算せられたり、斯くて本社の設備は何れも有效なる狀態に維持せられつゝあり

一九一九年に於ける現在營業成績は頗る良好にして、初頭二三ヶ月に對しては原料の充分なる供給を補ひたれども、原糖の價格は再び水準以上に昂騰したるを以て、多數の商品及運賃等の價格に於て、今や演出せられつゝある反動を見たると同樣、頗る愼重なる態度を必要とするに至れり

役員會にて決定したる本年度の利益處分法は、社員に對する賞與を一二、四九一弗一八とし、殘高四五、四〇五弗九九は之を先きの損益勘定に於ける借方殘高に對して計上し三六五、〇二九弗九を新勘定の借方に繰越すことゝなれり

支那半月史

大正八月七月上半

調印拒絕問題の其後

六月二十八日巴里ヴエルサイユ宮に於ける平和條約調印式に際し、支那全權委員が缺席てふ方法に依りて調印を拒否したることは前號本欄に報道せしが、全權委員中陸徵祥顧維鈞王正廷魏宸組四氏は大總統宛、五全權及び胡惟德（駐佛公使）孔祥柯（山東代表）許宗漢、郭秉文徐謙（南方代表）汪兆銘（同上）等は唐紹儀朱啓鈐等南北代表に宛て、何れも六月二十八日附を以て調印拒絕事情に關する詳細なる報告をなしたり、卽ち次の如し。

大總統宛の分

大總統鈞鑒、和約簽字我國は山東問題に對し五月二十六日正式に大會に通知し五月六日祥が會中に在つて宣言せし所に依據して保留を維持せしより後迭りに各方に向つて竭力進行せることは迭りに電呈を經て案に在り此事我が國節々退讓し最初約內に註入せんことを主張せしも允るされず約後に附することに改ためしも又允るされず約外に在ることゝせしも又允るされず別に聲明を用ひ保留の字樣を用ひざることに改ためしも又允るされず已むを得ず改めて臨時分函聲明し簽字に因つて將來の提請重議に妨げある能はずと爲せしが豈知らんや直ちに今午時に至つて完全に拒まれんとは此事我が國の領土完全及び前途の安危に於て關係至つて鉅なり祥等の始終敢へて放鬆せざる所以の者は固より此問題をして一線の生機を留めしめ亦所提の他項希望條件をして不祥の影響を生ずるに免かれしめんことを欲したればなり料らざりき大會の專斷此に至り竟に稍〻我が國の纖徵の體面をも顧みざらんとは曷んぞ憤慨に勝へん弱國の交涉は始め爭ひ終りは讓ること幾んど慣例を成す此次若し再び隱忍簽字せば我が國の前途將さに外交の言ふべきなからんとす。內省既に不安を覺ゆ即ちこれを外人の論調に徵するに亦羣謂ふ中國決して輕々しく簽字するの理無しと詳審商榷やむを得ず時に當つて往いて簽字せず當即函を備へて會長に通知し我が政府の德約に對する最後の決定權を保留す等の語を聲明し姑らく余地を留めたり竊かに惟ふに祥等猥りに非材を以て謬つて重任に膺り來歐半載事、願と違ひ內神明に疚しく外淸議に慙づ此れより以往利害得失逆睹し難し要するに皆祥等の奉職無狀なるに由り我が政府主座及び全國の愛を貽すを致せり乞ふ即ち明令して祥の外交總長委員長及び廷鈞組等の差缺を開去して一併懲戒に交付し並びに一面迅即に別に大員を簡び德奧和約に對する補救事宜を籌辦せしめんことを待罪の至に勝へず祥廷鈞組二十八日。

和平代表宛

分送唐少川朱桂莘兩議和代表鑒並請轉全國各團體各報館

鑒吾國德約に對し僅かに山東之條保留を爭ふ乃ち直ちに今日に至つて窮盡し方法終に無效に歸す詳等此次和會は當さに世界永久の和平を謀り是非を論じ强弱を論せざるべきに因り强禦を恐れず此の主張を提したり不幸にして事勢中變し所期を遂げ難し然れども吾國仍は遷就して自殺を成すを致す能はず詳等已に簽字を拒絕せり唯外勢迫切此の如し吾等若し再び此れを長じ鷸蚌相持せば則ち亡將さに日無からんとすこの絕へざること綫の如きの國命は今即ちこれを上海會議に懸く此の創鉅痛深の下に當り謹しんで痛哭陳詞一致し務めて双方の犧牲を求め速に從つて一切の糾紛を解決し一に國體を維持するを以て前提と爲さば庶くば種々の問題立決に難きこと無からん全國一致對外臥薪嘗膽以て危亡を救はんことを否らざれば即ち國將さに存せざらんとす臨電愴痛諸ろ明察を希ふ陸徵祥王正廷顧維鈞施肇基魏宸組胡惟德孔祥柯許宗漢郭秉文徐謙汪兆銘。

此の報告は七月二日を以て北京政府に到着したり。その錯愕は殆んど想察し得べき所とす。元來調印問題に關しては北京政府は終に無條件調印のやむなきを覺悟し徐總統辭表提出の際廟議こゝに一決し、徐は辭表に於て無條件調印のやむを得ざるを述べ居れること、前號本欄に解說せる所の如し。即ち錢總理より無條件調印を在巴里全權に訓電せりと信ずべき理由あり。而も愈調印式當日となりての開展は叙上の如し。そもそも北京政府は果して實際に無條件調印を訓電せるか、それとも最後迄留保調印を訓電せしか、今日に於ては尙判斷するに由なきも、假りに世說を眞なりと爲し、無條件調印を訓電したりとせんか、意外なる調印拒絕は出先地なる巴里に於て形勢の變化ありしが爲めなりとせざるべからず。在巴里全權は何を恃みてかゝる態度に出でたるか、讀者はその眞相を知らん。

二日午後英國公使ジョルダン氏は電話を以て龔代理總理に不調印の事情を質問し、龔は狼狽して之を徐總統に報告し、即日小田原評定は總統府内に開かれたり。然れども固より何等纏まる所なくして散會、翌三日外交總長代理陳籙氏は責を負うて辭表を提出したるも、四日辭表は却下せられたり。

十日次の如き命令出づ。

巴里會議對德和約は關係至つて鉅いなり迭りに各全權委員に電飭するを經審愼事に從はしめたり頃ろ全權委員陸徵祥等六月二十八日の電稱に據るに我が國山東問題に對し大會に通知し保留維持を宣言せしより後最初約內に註入せんことを主張して允るされず約後に附することに改めしも又允るされず改めて約外に在ることとせしも又允るされず改めて聲明を用ひ保留等の字樣を用ひざることとせしも又允るされず改めて臨時分函聲明し簽字に因りて將來の重議提請に妨げある能はずとなせしも又復た完全に拒まれやむを得ず時に當り往いて簽字せず函を備へて會長に通知し我が政府の德約に對する最後の決定權を保存することを聲明せり等の語、披覽の余良とに深く慨惋す此次膠澳問題は我が國と日德間の三國の關係を以て

和會に提出し數月以來乃ち種々の關係を以て我が最初の希望を達する克はず友邦の大勢を曠覽し我が國の內情を返省するに之を言へば心を痛め至つて危懼と爲す此項問題の由來を推究するに誠に一朝一夕の故に非ず亦今日簽字と不簽字とを決定せば即ち終結となすべきに非ず現在對德和約既に未だ簽字せず而して和會の折衝勢黜くる能はず然れども中止せば此後の對外問題益ゝ繁重を增さん尤も協約各友邦の善意を重視せざる能はず國家利害に在る所如何而して挽濟を謀り國際地位の繫る所如何而して安全を策し亟かに熟思審處妥籌解決を待つ凡そ我が國人須らく知るべし寰海大同國交至つて重く世を遺てゝ獨立する能はざるを要は時に因りて宜しきを制するに在り各ゝ當さに愛國の誠を秉り正軌に率循し持するに鎭靜を以てし囂張を事とする勿く政府と各全權委員等をして心を悉して籌畫し力を竭して進行せしめば庶くば上下一德共に艱危を濟はん我が國家前途無窮の望みは實に此に繫れり用つて有衆に告げ咸な周知せしむ此に令す。

曖昧模稜、毫も積極的主張なく、人をして支那政府の意の那邊に在るかを知るに苦しましむ。此命令と離れて支那政府の意を揣摩するに、對獨條約に關しては英米佛伊四國の調停を得て追調印を爲すべく、差當り對墺條約に調印して國際聯盟の一員たるの地位を獲得し置き、以て來る十月華聖頓に於て開かるべき國際聯盟會議に大正四年日支協約の無効を提議すべき魂膽なるが如し。講和會議以來の日支關係は、隨分意外の出來事に富めり、支那側に此程の計畫あるべきは豫想し置き、之に對する方策をも講究し置かざるべからず。而して右の如き事情より見て支那の追調印は尙長時日を要するものと見るを至當とすべし。因みに調印拒絕に依りて支那の失ふべき利益は、對獨條約の特別條項中に包含されその百二十八條乃至百三十四條を成せり、即ち左の如し。

獨逸は一九〇一年義和團事件議定書の結果獲得したる一切の特權及び賠償金並びに一切の建造物埠頭兵營要塞軍需品艦船無線電信所其他の公共建物を支那のために拋棄す但し公使館建物又は天津漢口其他膠州灣を除き支那領土內の獨逸居留地內の領事館建物は此限りに在らず又獨逸は何等の報償を受けずして一九〇一年押收したる一切の天文機械を支那に還附することに同意す但し支那は北京公使館街の獨逸の財產は義和團事件議定書の調印國の許諾なくして自由に之を處分することなかるべし獨逸は漢口及び天津租借地の拋棄を受諾し支那は之を萬國の使用のため開放することに同意す獨逸は又支那に於ける獨逸臣民の抑留若しくば送還につき一九一七年八月十四日以降支那に於ける獨逸財產の差押へ若くば處分につき支那又は聯合國政府に對するあらゆる要求權を拋棄す支那は英國のため在廣東英國居留地に於ける獨逸官有財產を拋棄し且つ佛國並びに支那のために上海佛國居留地に於ける獨逸學校財產を拋棄す。

支那の調印拒絕に依りて對獨條約中の山東に關する條項に影響あるべきや否やにつきては、種々の研究重ねられた

るが、結局何等の影響なきものと認められたり。此機會に於て前に報道することを逸したる山東條項の正文を補錄すべし。

第百五十六條　獨逸は一八九八年三月六日の獨支條約及び其他山東省に關する一切の協約に依り獲得せる一切の權利、權限、特權殊に膠州租借地に關するもの及び鐵道鑛山海底電信を日本に讓渡す山東鐵道及びその延長線に對する一切の權利及び之に附屬せる一切の財產停車場店舖車輛不動產鑛山及び右鑛山採掘に要する設備材料は之に附屬せる一切の權利特權と共に日本之を獲得し保有す又日本は靑島より上海、靑島より芝罘に至る海底電信をその一切の權利特權及び之に附屬せる財產と共に無報酬にて且つ一切の費用を負擔することなく又何等の拘束なく之を獲得す。

第百五十七條　膠州租借地に於て獨逸國家の所有せる動產不動產及び獨逸が右租借地に關聯して直接間接に行ひたる作業改良工事又はその負擔する費用の結果當然主張し得べき權利は日本之を無報酬にて又一切の費用を負擔することなく何等の拘束を受けずして獲得し之を保有す。

第百五十八條　獨逸は講和條約實施後三ヶ月以內に膠州租借地の行政（その民治軍政財政司法を問はず）に關係せる一切の登錄計畫書類地劵公文書等を日本に引渡すべし又同期間內に前二ヶ條に記載せる權利權限特權に關する一切の條約協約の詳細書類を日本に引渡すべし。

支那の對會議提出案

七月四日發行の北支デーリー、ニウスの所報に據れば、支那が講和會議に提出した要求案は、可成りの分量を有するパンフレットを成せるが、その要略左の如し。

（一）列國は勢力範圍及び特殊利益を拋棄し此等を規定せる一切の條約協約覺書及び協定を改訂すべきことを宣言すること。

（二）支那全土に於ける外國の軍隊及び警官を撤退すること一九〇一年九月七日の義和團事件最終議定書第七條及び第九條を廢止し公使館護衛兵は右條約廢止後一ヶ年內に撤退すること。

（三）支那に於ける各國の郵便事務は一九二〇年十二月三十一日限りとし其後は如何なる設備も支那國內に設くることを得ず現在の設備一切は相當の代價を以て支那政府に引渡さるべし。

（四）支那は一九二四年末迄に民法商法民事訴訟法刑事訴訟法の五法典を發布し新らしき裁判制度を確定すべきを條件とし各締盟國に對し領事裁判及び特殊裁判の廢止を希望す。

（五）旅順威海衞膠州灣廣州灣等の租借地は支那に還附せらるべし支那は之に對し土地所有者及びその地方に於ける行政事務に關し必要なる一切の手段を講ずべし。

（六）支那に於ける租界の全部は一九二四年末迄に支那に還附せらるべく支那は租界內に於ける土地及び財產所有者

の權利を充分に保護すべし租界が全く囘收されし後は支那人にも市民權を附與すべし。

(七)支那は各國と協定の上自主的に關稅率を決定するの權利を享有すべし即ち各國と對等完全なる條約を締結し必要品と贅澤品とを區別し前者に對し最低一割二分の從價稅を課すべし同時に現行稅率は一九二一年の終に於て國定稅率に代へらるべし。

内閣問題

北京に於ける内閣組織問題は、其後依然たる行惱みの狀況を呈しつゝあり。唯だ七月上旬に於て徐總統と段祺瑞氏との間に周樹模氏を推すことに相談一決し、七日午後衆議院に周總理同意案を提出する迄の段取りに進みしが、安福倶樂部は依然田文烈説を固執して周氏を忌避し、段祺瑞氏の勸誘ありたるに拘はらず王揖唐(衆議院)李盛鐸(參議院)兩議長は七日午前徐總統を訪ひ、周總理同意案提出を見合せられたしと申述ぶる所あり、周内閣又た頓挫せり。安福倶樂部の横暴は最早や疑ふべきなし、徐總統は即ち國會の閉會を待ちて周氏を内務總長兼代理總理に任じ、以て初一念を遂げんとすと傳へらるゝに至れり。

孟督軍更迭

張奉天、孟吉林兩督軍の軋轢は、初め殆んど張の野望越褌に終らんと觀測されしが、意外にも孟は七月六日附を以て職を奪はるゝに至れり。六日大總統令に曰く

孟恩遠を轉任して惠威將軍と爲し著して即ち來京供職せしむ此に令す。

鮑貴卿を調任して吉林督軍を署せしむ未だ任に到らざる以前は郭宗熙をして暫らく兼署を行はしむ此に令す孫烈臣を轉任して黑龍江督軍を署せしむ此に令す。

と。孫烈臣が張作霖部下の師團長なるは言ふ迄もなく、鮑貴卿は現任黑龍江督軍にして夙に張作霖が藥籠中の一人なれば、張が三省淹有の宿望こゝに漸く達成せられたる次第なり大奉天主義は終に成功せるが、唯殘されたる問題は孟が果して城空け渡しを履行すべきや否やの問題なり。高士儐以下の擬勢は日々電報に依りて傳へられ、我が奉天總領事吉林領事は各該地支那官憲に對し邦人の生命財產に對する保障を求めつゝあり。北京政府は終に孟討伐令をも發すべき模樣あり。如何に解決すべきや尙ほ豫斷し難し。

武器解禁申込とその拒絶

さきに日英佛伊以下支那と關渉を有する殆んど全部の邦國が、一致して内亂中武器供給を中止する旨の通告を發するや支那政府はやむなく之を受諾したるが、七月上旬に至り邊防其他の必要上武器を外國に仰がざるべからざるに因り、輸入禁止を解かれたき旨外交團に申込みたり。之に對し伊太利の如きは二三履行すべき契約ある爲め解禁贊成の意嚮あるが如きも、帝國政府は依然として前日の見解を取り、内亂助長の恐れある武器の輸入を解禁する能はずとの回答をなしたり。

有する幾多の國家中、支那の如きは即ち其影響を蒙ること極めて大なるものの一にして、之が爲に支那は國內の不統一其の他國家存立上幾多の缺點あるに拘はらず、其代表者を「ヴェルサイユ」に於ける講和會議に參加せしむることを許さるるに至りぬ。之を以つて支那の國家的希望に關する陳述書の印刷せられしもの極めて多く、吾人は以下項を分ちて此種支那の希望に就き詳細論評すると共に、今回の講和會議に提出するに至らざりし重大問題に就きても論評を試むべし、而して此第二種の問題は、將來に於ける支那國運の發展と其獨立の保全並に東　の平和を確保するが爲には、實に今日に於て其解決を計らさるべからさるものなりとす。

(二)改造問題と支那國民性

支那に於ける改造問題の解決案を確立するに當りては、其立論の基礎として、須く先づ國家百年の長計を樹立すべき目的を以つて、諸般の事物に就き、常に遠き將來に於ける情形を考察するを要す。而して現今支那研究に從事するものは、其外人たると支那人たるとを問はず、均しく此遠大の考察を忘却するが故に、其所論孰れも正鵠を失するを免れず。蓋今日支那を研究するものは即ち、廣大なる國土と、勤勉なる四億の民衆とを包含し、紀元前十數世紀に溯及する古き歷史を有する、一大國民に關する事物を研究するものにして、彼等が研究する支那國民の特有なる慣習、傳統乃至偏見は即ち、波斯、バビロン、希臘、羅馬等の諸國が、興隆沒落せる時代に於て、既に支那の國民生活を支配し、其國民性を形成せるものなれば、其支那人の固有の特性として牢乎不拔のものなることを看過するを得さるなり、從つて此の如き國民の國家的生活に於ては、一時代又は一世紀は、敢て永き時期と云ふを得さるものなるが故に、僅々十年又はそれよりも短き期間中に於て、歐米諸國の思潮を風靡せし勢力が、四億の人口と紀元前十數世紀の歷史と傳統とを有する支那に於ても亦、同一の短時日中に、同一の程度に於て其思潮に影響を及ぼし得べきが如く思惟するは、其迂愚洵に嗤ふに堪えず、是を以つて過去に於ける支那の事物を觀察するには即ち、常に數世紀前よりの推移に注意すべく從つて其將來を洞察して改造問題の解決案を確立するが爲には、歐米諸國に於ける事物に就きて數年後の觀察を以つて足る點は、支那に於ては、即ち數十年後の事情を考量するを要するものなり。

(三)支那革命と其改造問題

支那は過去一世紀に亘り、未た十分に歐米の思想と近接し來りたるものに非す。即ち今より凡六十年前たる千八百六十年前に在りては、中央政府は諸外國との直接交渉を拒絕したるものにして、當時英佛聯合軍が北京を占領するに及び始めて、天津の開港と外國使臣の北京駐劄とを許容したるなり、而して爾來支那は常に歐米勢力侵入の標的となり、其結果遂に傳統的の鎖國主義を拋棄するの已むを得ざるに至りぬ。即ち今日に在りて支那が歐米人の開國なかりしとせば、果して現在よりも幸福なる地位に立ち得たりしや否やの問題を考究するが如きは、恰も死兒の歲を數ふる

に類すと雖も、當時歐米人の支那訪問者は常に謝絶せられ其結果遂に彼等は强力に訴へて支那の門戸を破壞したるものにして、爾來歐米諸國は即ち、支那の國家的生活に於ける重要なる分子の一たるに至り、且將來に於ても永く其關係を持續すべし。約言すれば支那は、今より五十八年以前初めて歐米勢力の影響を蒙り此勢力は爾來歳と共に漸次其力を增大しつゝあるものなり、而して此間に於て支那は、屢〻其所謂洋鬼を排斥して光輝ある孤立時代を復活するが爲に運動を行ひ、時に之が爲に或は野蠻なる行動に出づることすらありしも、其運動は常に失敗に歸し、其都度歐米人の痛擊に屈服するの結果として、彼等の爲に幾多の特權を奪取せらるゝに至りぬ。然れども此間に在りて、歐米思想は漸次支那有識階級の間に浸潤し、遂に牢乎不拔の新思想を形成するに至りたるが故に、彼等は從來統治者が執り來りたる保守主義、排外主義乃至は腐敗政治に堪へ難く、其極遂に統治者に對し反抗して立つに至り、玆に革命の勃發となり遂に倒滅するに至りぬ。於是乎革命黨は血氣の餘り支那共和國建設の事業　手し、爾來歳を閲すること七星霜、其間動亂相踵いで起り、爲に革命の基礎常に動搖を免れず、即ち復辟運動の勃發せしこと前後二回、其間國內は軋轢內亂の爲に群雄割據の狀態を現出し、今日に於ては名義上の共和政體を存すと雖も、北方は事實上依然舊時代に於ける軍閥の頭目に依りて支配せられ、南方は即ち、理想派、煽動政治家乃至は、獵官連に依りて左右せらるゝの狀態に在り。是を以つて支那は、今日講和會議に於て、其國家的利益の防護に對し、十分の努力を試むべき時期に在るにも拘はらず、國內に於ける爭議の結果今や國家的破產の危機に瀕しつゝあるものにして支那は之が爲に國內改造に關する綱領の確立は勿論、世界の傾聽を博し其眞面目なる考慮を集中するに足るが如き方法を以て、自國の國家的希望を公表することをも爲し能はざるの狀態に在るなり。

(四)支那改造の行詰り

若世人が支那の形勢に就きて皮相の觀察を爲すときは必ずや其將來絕望なるを斷言するなるべし、蓋支那に於ては今日、其安定、能率乃至は進步に必要なる要素は、悉く之を缺如するが如く、即ち其政府は國政を運用すること能はず、無限の財源を擁して租稅を徵收すること能はず、鐵道は怠慢と軍隊干涉の爲に破壞荒廢に傾き、軍隊は掠奪脅迫に依りて衣食し、而も官界の情弊其極點に達し、特に中央政府官吏の腐敗は、清朝弊政の最も甚だしかりし時代のそれよりも、更に甚しき狀態に在るを以つてなり。是を以つて若も本年初に於ける支那の事情に就き、其事實を有の儘に報道紹介するとせば、支那の歷史に通曉せざるものは、孰れも其國家的破產と解體の時期に瀕しつゝあるを斷言するに至るべし。

(五)支那改造と外人指導の必要且正當なる理由

然らば即ち、支那の形勢は果して此の如く絕望なるや。換言すれば今や將に倒れむとしつゝある支那を再び立たしめ、之をして新に且有望なる出發點に立たしめ、以つて將來進步と隆盛の道程に發足せしむることは、實際に於て不

可能事なるや。

惟ふに支那にして若し今後列國の指導を得ることなく、全く其爲すが儘に放任せらるるものとすれば、前節の疑問は、恐らく之を否定すること能はざるべし。是を以つて支那が苟くも世界列國中に伍して、其相當の地位を確保するの希望を有するに於ては之を救濟するが爲には、支那を導きて今日の窮境に陷らしむるに至りたる有力なる原因たる夫の外人勢力を利用せざるべからず、即ち此勢力は過去に於て支那を分散せしめたるものなるが故に、將來に於ては之を善用して其改造を成就せしめざるべからず。蓋支那は過去に於て外國の爲に、屈辱的に開發せられたるものなるが故に、將來に於て彼等が支那の利益を保全防護すべきは即ち正義の要求たるを以つてなり。從つて今後に於ける支那の指導と援助とを目的とする計畫は、即ち三十年乃至五十年に亘るが如き漸進的のものたるを要し、且其之を實行したる結果は即ち、完全なる支那の獨立と領土保全並に財政上の能力を確保するが如きもののならざるべからず。而して此の如き要件を具備する支那改造計畫は、其基礎としては先第一は、各國が現今支那に於て享有しつゝあるが如き、各種特權の廢棄を必要とすべく更に現に支那と條約關係を有する各國は、支那に對して均しく、劃一的且自制的政策を援用するを要すべく、其過去に於て執り來りたるが如き排他的且利權獲得的政策に沒頭するを許さざるなり。

然り而して支那改造計畫にして果して上述の如き基礎を有し、從つて之が實行に際しては支那永遠の福利を目的として、列國の眼前の利益を排除するものとせば、支那の友邦に對して、正當に之が實行を强要し得べく、支那に於て之が實行を拒絕するは、即ち却つて理不盡なりと云ふべく且其實行方法としては、列强の指導を主とし、場合に依りては、主要なる行政各部の制限的管理をも行ひ得べきものとす。

（六）改造問題解決の前提條件

吾人は以下項を分ちて、此種列强の指導と管理とが、極めて有效なるものとして、正當に豫期し得べき事項に就きて、其方法を論究せむとするものなるが、吾人は本項の結論として、吾人が茲に論究する支那問題は、第一支那の悲運を救濟するが爲には其解決絕對的に必要なるものなること、第二其解決に必要なる支那改造計畫は、一、二年乃至十數年間の短時日を以てして能く之を實行すること能はざるものなること、第三列强は本問題の解決に際しては、全然新なる精神を以つてするを要し、而して此新精神は即ち支那及其國民の利益增進を以つて唯一の目的とすべく、且支那を以つて單に、政治的又は經濟的開發の犧牲と看做すが如き事なく、其國民の自主的發展の努力に對しては友誼的態度と、超利己的援助とを必要とするものなることを認識するに在ることの三點を十分了解するを以つて其解決の前提條件とするものなることを指摘せむと欲するものなり。

（未完）

各省學生數比較表

省別	年次	元年度	二年度	三年度
京兆	男	三五、二〇九	四五、一七二	五二、四四九
	女	二、九三七	三、八七二	四、二一二
	計	三八、一四六	四九、〇四四	五六、六六一
直隸	男	二七三、八九五	三一六、六一九	三七四、二八六
	女	五、五四四	八、七五八	一〇、一六八
	計	二七九、四三九	三二五、三七七	三八四、四五四
奉天	男	一四九、七一七	一九九、六〇三	二一二、三七四
	女	八、五九五	一三、一四五	二四、二一六
	計	一五八、三一二	二一二、七四八	二三六、五九〇
吉林	男	一九、八七四	二三、七四二	二八、一〇二
	女	一、八二三	二、五一〇	二、九八九
	計	二一、六九七	二六、二五二	三一、〇九一
黑龍江	男	一〇、四七八	一三、八九七	二六、七七五
	女	一、一四九	一、九四四	三、〇五二
	計	一一、六二七	一四、八四一	二九、八二七
山東	男	一二五、九四六	二四二、〇〇九	三一二、二八〇
	女	二、七七六	五、一八七	七、五九七
	計	一二八、七二三	二四七、一九六	三一八、八七七
河南	男	一二八、六〇三	一六四、〇四五	一六三、三三七
	女	一、六一五	二、九六一	二、八三一
	計	一三〇、二一八	一六七、〇〇六	一六六、一六八
山西	男	一五七、二〇八	二一二、二六三	二八三、〇六〇
	女	四、二八八	五、二五一	四、五六四
	計	一六一、四九六	二一七、五一四	二八七、六二四
江蘇	男	二〇六、六六九	二〇八、七九六	二三八、四一六
	女	二九、六八二	三二、五八八	三二、〇八〇
	計	二三六、三五一	二四一、三八四	二七〇、四九六
安徽	男	五〇、一一四	三四、〇一七	三九、六〇八
	女	一、八九六	一、四〇二	二、一三五
	計	五二、〇一〇	三五、四一九	四一、七四三
江西	男	一一〇、五六八	一四八、三〇三	一三三、六八五
	女	四、四四三	六、四三三	四、六六七
	計	一一五、〇一一	一五四、七三六	一三七、三五二
福建	男	五八、一〇九	六三、三二〇	二一、六〇六
	女	一、五三三	一、九四四	二、〇五二
	計	五九、六四二	六五、二六四	六三、二五八
浙江	男	二六三、〇九三	二八六、三八五	二九〇、〇二八
	女	一〇、三五六	一一、六八六	一七、四一二
	計	二七三、四五二	二九八、〇七一	三〇七、四四〇
湖北	男	二九六、七五二	二五六、五三六	二三一、三二七
	女	六、四六〇	七、八一〇	六、九七一
	計	二〇三、二一三	二六四、三四六	二三八、二九八

省				
湖南	男	一九、七〇〇	二〇八、五九一	二七八、四一七
	女	二五、六〇六	一四、一九六	九、六九九
	計	二三五、三〇六	二二三、七八七	二八八、一一六
陝西	男	五二 七五六	八一、八八四	一一四、六一八
	女	九一二	二、一四九	三、〇九〇
	計	五三、六六七	八四、〇三三	一一七、七〇八
甘肅	男	二八、一九三	二九、二三四	三四、一四五
	女	一七	一九一	三〇七
	計	二八、二一〇	二九、四二五	三四、四五二
新疆	男	一、八〇二	二、二〇五	二、四四七
	女			
	計	一、八〇二	二、二〇五	二、四四七
四川	男	三三〇、五九七	四一三、四一二	四五一、九九九
	女	一一、〇四〇	一七、四四六	二三、六〇一
	計	三四一、六三七	四二九、八五八	四七四、六〇〇
廣東	男	一四八、七四六	一九四、九六八	二二五、三〇七
	女	二、七六一	三、四三五	三、九〇二
	計	一五一、五〇七	一九八、二〇三	二二九、二〇九
廣西	男	六〇、五五一	八二、一九五	七四、〇〇五
	女	一、七八八	三、一一〇	三、九九〇
	計	六二、三三九	八五、三〇五	七七、九九五
雲南	男	一五七、九二三	一八八、九六三	二〇二、三六六
	女	一二、五三九	一五、一六三	一三、五〇二
	計	一七〇、四六二	二〇四、一二六	二一五、八六八
貴州	男	三四、四六五	四七、〇二三	五五、六五九
	女	三、〇一八	五、二七二	五、六八五
	計	三七、四八三	五二、二九五	六一、三四四
熱河	男	八、五八〇	一一、二五三	一〇、九九六
	女	三七四	四七六	五一〇
	計	八、九五四	一一、七二九	一一、五〇六
綏遠	男	二、七〇五	四、〇〇七	
	女		三五	
	計	二、七〇五	四、〇四二	
察哈爾	男			二、一四三
	女			二
	計			二、一八四

彙録

日本人の阿片密輸入に對する批難

日本政府が支那及其他の極東諸邦にけるモルヒネの取引を私かに奬勵したと云ふ批難は、昨年十二月二十一日發行のノース、チャイナ、ヘラルド（The North China Herald）紙に於て、其通信員が書立てたのである。右通信員の確證する所に依れば、モルヒネの取引に對しては日本銀行が金融上の援助を與へ且支那に於ける日本郵便局も亦之れを幇助して居る、然るに日本はモルヒネ及モルヒネ製造材料を支那に輸入することを禁止するの條約に調印して居るのである。

モルヒネは最早歐洲諸國では之れを購買することが出來ない。斯て其の製造業は日本に移された、モルヒネは日本人自身に依つて製造される樣になつた。日本製のモルヒネが支那に輸入される爲めに、每年幾百萬圓といふ大金が支那より日本に[illegible]はいるのである。

支那に於てモルヒネ供給の主要機關の役目を爲すものは日本郵便局である。モルヒネは小包郵便として輸入される。在支日本郵便局の管理する小包郵便に對しては支那税關は之れが檢閲を行ふことを許されないのである。支那税關は日本商人の送狀の文面丈で右小包郵便の內容を知る外はないのであるからして、日本製のモルヒネが此の小包郵便なる溝渠を通じて輸入される額は噸を以て計量し得るであらう。故に一箇年間に支那に輸入された日本のモルヒネは極く內輪に見積つて十八噸に達する、のみならず益々增加の傾向歴然たるものがある。

モルヒネの分布狀況

南支那に於ては、モルヒネは支那人の販賣する所であつて、彼等は何れも臺灣の住民にして日本の保護を享有するものなる旨を證明せる旅行劵を所持して居る。

在支日本藥種商は多量のモルヒネを藏して居る、而して同藥の賣買の利益莫大なるに着眼して居るのである。日本人の優勢なる所は、何處でもモルヒネの取引が盛に行はれる。大連を通じて、モルヒネは滿洲一圓並に接壤の諸省に分布する。青島を通じて山東省、更に安徽、江蘇地方に分配される。これと同時に又臺灣から發動機漁船で阿片及其他の輸入禁制品と共にモルヒネは支那本土に移入され、それから福建一體、廣東省北部に散布するのである。何處でも治外法權の保護の下に日本人が之れを販賣して居る。

モルヒネの取引の莫大なると同時に、阿片の取引も亦更に利益の大なることが合點かれる、日本人が阿片の取引に熱中して居るのも無理はないのである。カルカッタの阿片市場に於ては日本は主要なる得意者の一人である。日本人はカルカッタで購入した阿片を臺灣に持つて行く、故に臺灣に於ける阿片の賣買は漸時增加の傾向を示して來た、臺灣では阿片をモルヒネの製造材料とするのである。印度政廳の買却に係る此の阿片は日本政府の申請に依つて印度よ

り輸出を許可され、神戸に輸送され神戸から更に青島に移送されるのである。此の取引は巨大の利益を擧げて居る日本の大商會の或者は之れに關係して居る。

右に述べた印度製阿片が日本內地に輸入するものでないといふ事實は大に力說に値するものがある。即ち神戸から青島に移送され、青島から日本軍隊の管理して居る山東鐵道に依つて濟南府に輸送され、山東省を通じて、上海及楊子江沿岸地方へ密輸入されるのである。此の阿片は上海に於て一九五百弗で賣買され、四十九を一函として、一函の價約二萬弗である。故に支那產の阿片一函二萬七千弗の取引が失敗に歸した理由が讀めるのである。日本人の爲めに阿片價格は引下げを餘儀なくされた、一九一八年一月一日より九月三十日に至る迄日本が印度で購入した阿片は二千函を下らず、之れ皆神戸を通じて青島に輸送されたのである。

右の阿片に對して日本官憲は課稅して居るのであるが、豫算面には表はさないのである、一函四千兩に當り、右の二千函の金額は現時の爲替相場に依れば二百萬磅(一千萬弗)に上る。斯くの如く禁制品たる阿片の取引は巨大の利益あるが故に、青島の發展、青島に於ける日本の商業的優越の爲めに、右多額の利益金が消費されて居ることが解るのである。

日本軍隊管理の下に行はる

モルヒネ賣買の最も盛なる大連及日本阿片の取引中心地たる青島に於て、斯る輸入禁制品の密輸入が何故に支那稅關の發見する所とならず、繼續して行はれるのであるかとの疑問を起す人があるかも知れない。大連及青島の稅關は日本人の管下にあるのである。日本軍隊の支配下にある區域內に於ては、日本官憲の公式に又は非公式に關係して居る取引に對して支那は全く干涉するの餘地が無いのである殊に大連のモルヒネ及阿片の一大商人の如きは大連市最高の名譽職を授けられて居る。

更に轉じて、青島の狀況を觀察するに、條約によりて日本人は支那稅關の課稅を免せられ日本政府の關係する取引は其貨物の輸入禁制品たると否とを問はず、支那稅關の檢查を受けずに濟むのである。一九〇五年十二月二日附條約第三條の規定は一九一五年八月六日の協定によりて更に其効力を延長せられたるが該規定に從へば、日本政府の證明を有する青島陸揚の貨物は總て稅關の檢査を免除せらるるのである。

事情如斯なるが故に阿片密輸入のみならず禁制品たる武器の密輸入の途が開けて居るのである。

七年度稅關報告の示す處では同年度に於て青島に輸入せられたる阿片總額は四十五噸なるも、事實上に於ては恐らく其五十倍以上に達するであらう。

右阿片の殘品は「日本軍需品」と銘を打つた袋の中に入られるのであるが此袋は山東鐵道沿線到る處の日本藥種店に於て見受けるのである。

一九一七年度に於て約二噸のモルヒネが租借地用として大連に輸入された事になつて居るが、同年間に於て果し

て幾何のモルヒネが日本租借地より滿洲に輸入せられたるやに就いては何等の記錄がない、のみならず一九一七年度に於ける青島稅關の報告書も亦同地に於けるモルヒネの輸入額を明示して居ないけれ共有力なる證人たるDr. Wu dien-tsien-te の說明する處に據れば滿洲に於ける日本藥種商又は同行商人の殆ど總てが種々なる方法を以てモルヒネを賣買し然も何等罰せらるることがない、何となれば總て日本人は同國領事の許可なくしては逮捕されることがないからである。(New York Times 14 Feb, 1919.)

支那に於ける日本のモルヒネ

合衆國に於て酒類禁止運動熾烈を極め、同國の識者が酒類の代用としてモルヒネ等の藥品を服用するの傾向に對し憂慮しつゝある時に當りノース、チャイナ、ヘラルド、紙(The North China Herald)は『日本は支那の法律並に其自ら調印せる一九〇九年二月の上海條約を無視し支那をモルヒネを以て洪水化しつゝあり』と批難せるがこは決して單に東洋に對して利害關係を有するに止まるものではない日本が稅關事務を監理する支那開市場を通じて小包郵便(支那官憲は之れを檢査するの權限を有せず)及日本臣民と稱し尙該地方支那官憲の支配を受けざる行商人によりて支那に莫大なるモルヒネを密輸入したことが確かである。許多の支那都邑に於て日本藥種商は「日本軍用品」の銘を打つた箱の中にモルヒネを入れて公然之が販賣を試みて居るのであるが、支那警官が敢て之を聞かうとしないのである。

清廷の特使が廣東に於て、英人所有の壹千萬弗の阿片を燒棄したので即ち英國は支那が英國人の印度より阿片を支那に輸入せむとするものに干涉するを防止せむとして、此處に一八三九年所謂阿片戰爭の勃發を見たのである。同戰爭は一八四二年迄繼續した。支那は印度よりの阿片の輸入を默認しなければならなかつた、併し一八五八年に至る迄は阿片の取引を公式に認可しなかつたのである。當時に於ける一箇年間の阿片輸入商は概略貳萬丸にして、一丸約百五十封度であつた。爾後半世紀間に於て、支那は自國に於て需要する阿片十三萬擔(一擔は百三十三封度)にして其國內消費高は三十二萬五千擔即ち二萬二千噸を算したのである。如斯は支那四億萬民衆の到底耐え得る所に非ずして支那は遂に諸外國と自國の阿片の產額を減少す可きことを協約し、沒收せる阿片を燒却したのである。爾來支那は右協約を忠實に履行したやうである。

併し過去二十年間に於て漸次支那はモルヒネの服用及皮下注射が同價格の阿片の三倍の效力あることを發見した醫師はモルヒネを以て阿片中毒者に對する救治藥として居るモルヒネの小丸劑が支那の到處で販賣されて居る、最近に至つて支那政府は阿片なる一難去つてモルヒネなる一難の再來せるを看取し、爲めに活動を開始したるも時機既に遲かつた。日本人の非難されるのは、支那にモルヒネを供給して、其の有害なる欲求に火を焚きつけて居るからである

右の說にして眞實なりとせば、否事實と思惟し得可き確固たる理由がある、日本政府は直に公正の道に復歸し、自

己の調印せる條約を一片の反古たらしむるが如き行爲を中止し、モルヒネ密輸入によりて利益を擧ぐるが如きことを止む可きである。本問題は講和會議の考慮を煩はすに足る重大問題にして、少くとも支那は講和會議の席上之れに對する不平を陳述す可き理由を有するのである。

(Brooklyn Eagle., 15, Fab, 1919)

對支借款國と米國の要求

華盛頓三月十二日

本日權威ある方面より接手せる報告に依れば、支那に對して提議せる借款に關する、歐米銀行家間の交渉は、未だ終決を見ず。政府の認可を得し、英國、及び佛國の資本家は、今後起債せらるべき如何なる借款にも、組合員の一員として、關與せんとの意圖を有せり。然れども彼等は出金に關し、與つて力ある地位にあらざるが故に、米國銀行家をして、彼等に對し、必要なる金額を調達せしめんとする希望を有せり。

對支借款が如何なる目的に依つて起債されたるや又如何なる擔保を必要とすべきやに就ても何等決定を見ず。聞く處に依れば、國務省の援助を得つゝある米國銀行團は、此度の借款は、學理上の基礎に依つて起債すべしとの希望を有せり。而して、そは支那に對する凡ての未濟借款は新しき組合員に讓渡すべきことを要求し、且つ資金の支拂は組合員に依つてなさるべく、又未濟借款より生ずる凡ての利權は、均しく新借款團に於て、引き受くべきものたることを要求せり。

この提議に對しては、日本の利害關係者、及び政府は、强硬なる反對をなすべしと期待せらる。(一九一九年三月十六日紐育トリビユーン)

支那水夫の失業問題

四月九日　リバプール發

英國の水夫及び火夫の供給が缺乏を來す場合の外、支那人を英國船に乘組せざらんとする Natical Sailors' and Fiemen's Union の要求は、端なくも英船の支那人雇傭に關して新しき問題を惹起したり。而して、既に支那人を上下甲板に使用しつゝある數隻の船舶は、出發を遲延せしめられ、遂に英國人の水夫及び火夫を以てこれに代らしめたり。

リバプールに於ける、五十二名の支那人宿泊所の所有主は、貿易局々長に書面を致し、英國の水夫及び火夫より不正なる待遇を受けつゝある事實に關し、抗議を申込みたり。而して、文中英船に乘組みたる支那人の戰時に於ける大なる功績と、戰時品工場に於ける目覺しき活動を切論し、現在英人水夫の爲めに船中に於て勞働することを妨げられ、非常なる窮境に陷り居れることを訴へたり。

論爭の骨子

彼等の言ふ處によれば、この問題の骨子は、即ち賃銀問題なり。支那人は戰時賞與を加へて一ヶ月十一磅十志の給料を受けつゝあるに反し、英人は十四磅十志を受けつゝあり。而して、この差別を設くる理由は次の如し。

支那人を雇傭する場合は、英人を雇傭する場合要する人員より二名、乃至三名の特殊の人員を要す。加之、船舶所有者は、支那人に對し、特別の食物を與へざるべからず。これ等の理由により、所有主は英支の水夫を雇傭する費用は、約同等なりと主張するに在り。而して、英人は、一ヶ月十三磅十志乃至十四磅以下にては、自己の國民を雇傭せずと言明するに至れり。從て、吾人は、この差別的待遇に對し、不滿を抱き吾人の交渉は先づ雇傭者に對して爲すべし。而して、英人水夫が、支那人に課せんとする賃銀を强制せんとする雇傭者の行爲に反對するものなり。而して、更に記して曰く、船舶所有者が、吾人の主張を容れて、支那人の賃銀を値上げするに至る迄、吾人は貴下の權力に信賴して、吾が國人に加へられたる不正なる差別待遇を除去せられんことを衷心希望するものなり。然らざれば、從來貴國に在りて幸福なりし彼等は、已むなく故國に歸り、その苦痛を自國政府に訴ふるの外道なかるべし。

組合側の主張

Sailors' and Fiemen's Uuion の重要なる地位に在る某氏との會見中に於て、彼は、組合の主義は「先づ英人を第一とすべし」に在りと言明せり。現在、リバプールに於て乘船し能はざる海員、約六、〇〇〇人あり。而して、これと同一の狀態を英國の他の港灣に於て見ることを得。英國海員が、失業狀態にある間は、組合は支那人を英國船舶に乘船せしむる能はず。そは、單に支那人の賃銀低減問題にあらずして、この多數の英人失業者の處分の爲めに、低率なる東洋の勞働を驅逐せんとするにあり。若し、凡ての英國の失業海員が、再び海上生活を營むを得る曉に於ては、彼等は決して支那人の、英國船舶に乘船せんとするものを、拒むものにあらず。併しながら、この場合と雖も、支那人は英國の標準賃銀たる、水夫は一ヶ月十四磅十志、火夫は十五磅以下の賃銀にて乘船すべからず。英國海員に對する優先權は、組合の採用したる原則なり。（一九一九年四月二十四日紐育ジョーナル、オブ、コンマース）

山東問題に對する維遜の態度と支那人

四月二十四日　巴里發

維遜大統領の伊太利問題に對する決定的の態度に對し、巴里在住の外國人中、ユーゴスラブ人に次いで歡喜を以て迎えたるは支那人なり。その事の當否は別問題として支那人は維遜氏のアドリアチツク問題に對する態度よりして、必ず山東問題に關する日支の衝突は、彼に依つて調停せらるべきを信じたればなり。

彼等は未だ維遜氏より、その意圖に關し、直接何等決定的の意見を聽取したることなし。然れども、かのトラムビツチもヴエスニツチも、昨日維遜に依つて彼等に對する利益ある宣言を發せらるる迄は、何等確實なる證言を得たりしにはあらず。即ち、彼等と雖も最後の瞬間迄、全くかの伊太利委員のオルランド、ソンニノの二氏と等しく、不安の椅子に凭りたりき。啻に支那人のこれを信ずるのみならず何人も山東問題に對し、同樣の結果を豫期するものゝ如

し。過日維遜大統領は、この問題に關し支那委員に語つて曰く、「余は凡ゆる陰謀の爲めに悩みつゝあり」と。彼は、過去四ヶ月間に暴露せられたる、凡ゆる過去四ヶ年間の秘密の爲めに關し、言及せるものゝ如し。而して、支那に反對せるが如き言辭は一もあらざりき。

日本の憂慮

日本人自身と雖も、次に來るべき自己の運命に關し考慮せざるにはあらず。而して、彼等の一部の者の語る處に依れば、若し維遜大統領が、かのフユーメ及びアドリアチツクになしたる言明を、山東問題に適用することあらば、日本は講和會議より脱退するに至るべしと。偶然にも、目下の情勢には、伊太利人の唯一の同情者は日本人なり。他國民をして大膽に言はしむれば、ユーゴスラブは、既に此度の論爭に於て勝利を收めたるを以て、事件の發展に對しては最早比較的無關心の態度を執るを得べしと雖も日本人は異數ならざるを得ず。如何となれば、珍田牧野の二委員は再三、オルランド、ソンニノの二氏を説き、伊太利が必ず勝利を得べきことを確證して、斷然その主張を固執すべきことを强要せり。更に、若し伊太利が講和會議より脱退せば、(そは決して確定的の事實にあらずと雖も)必然的に、日本の立場を弱むることゝなるべし。如何となれば、伊太利は千九百十七年に、日本に對し、講和會議に於て日本の主張を援助すべき旨の密約を與へたる、歐羅巴强國中の一なればなり。而して、既に月曜日に報じたるが如く、他の二國は即ち英佛なり。

そは、アドリアチツク問題と、山東問題との間に存する他の類似點なりとす。密約に依つて日伊を援助すべき義務を有する英佛は、伊太利に對する義務より免れんとする希望を露骨に表示せり。兩國は、昨日の維遜の行動に依り、彼等の免除せられたるを衷心感謝せり。而して、兩國は又日本がその承諾に依り、支那を參戰せしめたる代償として千九百十七年の日本に對してなせる密約より免れんことを望めり。

この二十四時間に於ける感激と得意に反し、一方に於て一般に憂惧せらるゝ現象表はれたり。而して、この憂慮は、この問題に對し最も强硬なる固執をなせる維遜氏をも動すに至れり。即ち、彼の創造したりし情況は、極めて重大なる危機に際會せり。若し、獨委員がベルサイユに來り、日伊兩國が講和會議より脱退したりしを見れば、如何なる問題を惹起すべきやも計られず。恐らくは、日伊兩國は直に敵國と單獨講和の擧に出づべし。かくの如き平和條約は、過去六週間、屢々世論に上り、伊太利に對し憂惧したりし處なり。

日本は講和會議より脱退し得るや

此の方面に關しては、日本の場合より危險少し。既に前述せる如く、伊太利はこの講和會議より脱退せば、非常なる窮境に陷るべし。併しながら、日本は脱退するも、財政上、經濟上、伊太利より有利なる地位に在り、而してその金力と物資の點に關し、何等米國に負ふ處なきを以て、あらゆる方面より考察するも、極めて强固なる地位を有す。

然るに、伊太利は、この金力と、物資を米國より仰ぎつゝあるを、以て、到底同國と關係を斷つ能はず。

日本は、果して米國が將來講和會議に對し何等かの行動に出づべしとの理由の下に、同會議より脫退する道德的理由を有するや否や。これに關する囘答は、日獨關係に對する幾多の流言蜚語が、果して眞なりや否やの問題に依つて容易に即答し得べし。この流言は、將來の日、獨、露三國間の關係に關し、二國間に秘密の了解ありとせらるゝことこれなり。而して、これが一例として、日本將校が去一月以來、獨逸に滯在せる事實これなり。彼等の滯在は、獨逸の革命狀態の硏究にありと稱せらる。而して、この報道は佛蘭西の決して滿足する處にあらざるなり。

今朝、余輩は一ヶ月前、露都より歸朝したる一佛國領事館員に面會せり。彼の言ふ處に依れば、過激派は、獨逸と同盟を結ばんと努め、且つ日本に對しては、將來の同盟の代償として、西伯利亞の半分を讓與せんとの意嚮を有せりと。

以上諸種の狀況を綜合するも、伊太利に對してよりも、日本に對し、「否」と答ふることの、甚だ危險なるを思はざるを得ず。

（一九一九年四月十六日紐育タイムス）

寄贈書目錄

書名	寄贈者	號數
月報	長春貿易協會	二〇號
實用新案公報	特許局	自五五七號至五六〇號
南洋協會雜誌	其社	六號
通商公報	通商局	自六三六號至六三九號
大亞	大亞議會	七月號
Helalclaf asia	其社	十六號 十八號
紡織界	其界	八號
東亞經濟研究	其會	三號
東洋經濟新報	其社	八六五號
特許公報	特許局	三二五號
商標公報	特許局	四五三號—
月報	奉天商業會議所	七九號—
上海經濟時報	其社	六七號
吉林省	滿鐵會社	四卷
岐阜商報	岐阜商業會議所	六五號
滿蒙實業彙報	大連商會議所	四九號
報德	報德會	七號
日華學會	其會	
月報	青島實業協會	十六號
貿易	其協會	七號
日本及支那	日支時論	二四號
法學論叢	京都法學會	一號
日報	小樽商業會議所	一二五號
商工	其社	七號
地學雜誌		三六七號
日本及日本人	政教社	七六一號
山林公報	農商務省	七號
東洋經濟新報	其社	八五七號
岐阜教育	岐阜縣教育會	二九九號

事業界

彙司公司營業成績

彙司公司（Weeks & Co., Ltd）第十九期定時株主總會は、五月三十日午後上海江西路同社本店に於て開催せられ、Leslie I. Cubitt H. Martin Little, R. H. Gaskin 氏及 T. E. Trueman 氏等の各取締役始め總株數六千一百三十七株に對する代表者の出席あり、席上議長の試みたる營業報告の大要左の如し。

一九一九年二月二十八日に終る我公司の營業の大要、并に會計事項に就ては既に株主諸氏に對し報告し置きたるを以て、此に書記長の朗讀せる所を概括摘要すべし、特種の觀察の下に於て本年は既に對敵行爲の休止となり、從て本國に於ける輸出に加へたる制限も漸く解除せられ、潜航艇の危險も除去せられて、海洋の自由となりたる今日は、自由貿易の恢復を期待するのみ、而して吾人は從來註文の推積をなし常に船腹の欠乏を訴へ、只管本國船の入港を待ち居りしにて、こは勿論特種貨物にして今日の相場よりも遥に高値段のもの而已なりしにて、即我社の當座貸越勘定の增加したるも單に一時的性質のものゝみにして、普通商品は何れも適當に處理されたり。

今會計狀態に就き報告せんに本社の營業が何れも健全にして滿足すべき狀態を示す、而して株主に對する配當に就ては取締役は之を種々の點より熟考して株主諸氏に於ては單に一ヶ年利子として此配當を認容せられん事を冀ふものなり、之と同時に我社の銀行に對する巨額の貸越は輸出品の超過に因るものにして、配當として支拂ふ以外の其額に影響なきものに非ずして、即ち取締役は此點を顧み五分の配當を提出するものにして、若し之にして承認あらば他の幾分は積立金に其他の少額を社員臨時配當として使用する事を得べし、勘定項目に就ては明白率直に諸氏に示したる所の如しと雖も、尙此に一二助言を要するものあり、我社の資本金は四十三萬六千四百四十弗にして、內拂込額二十萬弗なり、即殘額二十三萬六千四百四十弗の未拂額あり、而して帳簿面に於て本年二月二十八日現在の株式臺帳に於て七十一萬六千四百八十二弗八十三仙を計上せり、之を拂込資本に比較する時は實に三倍の額に上るを見る、我社の公稱資本は其復發行額八千百七十八株即十六萬三千五百六十弗なりと雖も、現在の爲替相場の銀高に在ては之を市場に賣出す事の不可能なるは勿論なり、是を以て我社の貸越勘定が何故に巨額に上りしやを説明し得べし、其他の項目は多く債權關係にして支拂期日前の爲替手形等なり、又土地及建物價格現在の時價以下に於て四萬八千弗にして修覆其他の費用は全部償却したり、我社の設備に關しては店頭餘りに商品の密集せるにより、少くとも之を四部の室を要するものあり、依て我社は最近 Sevnet Frees 氏より南京路三十二號の建物を得たり、營業擴張の結果として店舖の擴張をなし改善を計り、以て同建物中に移轉せんとす、移轉

の後は一層設備を完全にし內部諸種の改善を行はんとす、又工場に於ては目下材木の推積するあり工作上頗る不便なるものあるを以て、北福建路の工場の正面なる三階建の大倉庫を借入れ、以て十分なる設備の下に我商品の置場に供し職工の便に供せんとす、予は此に諸君が昨年中我社の爲に盡力せられし事を感謝し、株主配當として僅少なる額五分を支拂ひ、又本社職員に對しては臨時配當として昨年一割を支拂ひたるも本年は五分を支拂ふ事とせり云々、終て左記決議案の承認を經たり。

一、議長の提出に係る同社昨年度營業の報告及會計事項の承認。

二、損益勘定中左記處分案の承認。

株主配當年五分の率	計二萬一千八百二十二弗也
建物償却金	八千弗也
積立金	五千弗也
次年度繰越	二萬二千三百三十二弗三十八仙也
計	五萬七千百五十四弗三十八仙也

三、Leslie J. Cubitt 氏は會社取締役に選擧當選の件。

四、Lowe, Bingham & Matthews 氏は會社監査役に再選年額報酬五百弗支給承認。

五、本社外國人職員の俸給總額の五分を越へざる限度に於て之を各外國職員に支給する事。

右株主配當は本總會の翌日支拂の事に決定。

バトラーセメント會社營業成績

畢地蘭磚瓦公司 (A. Butler Cement Tile Works) 第十五期定時株主總會は五月二十七日上海九江路祥茂洋行內事務所に於て開催せられ、A. W. Burkill 氏、Gilbert Davies 氏 J. E. Denham 氏等の重役を始め、會社總株數二百六十八株に對する株式代表者の出席あり、例に依り席上議長の試みたる會社營業狀態を紹介すること左の如し。

本社の昨年度營業成績たる本年三月三十一日に營業年度を交代すべき前年度の報告に就ては、已に數日前諸氏の手許に配布しあるを以て、此に之が概況を再說すべし、既に報告書中に見らるゝが如く昨年度我社の營業收入は利益に於て四百十四兩九匁七分にして、前年度の繰越及本年度の利益を加へ損益勘定の貸方に於て六百五十六兩八分にして、取締役は之を次年度に繰越さん事を提議するものなり、又監査役は營業報告書に於て本年度は本社營業勘定の償却を爲さゞる可き事を報告せり、而して取締役に於ても此問題を愼重に協議し、本社の建物機械其他に就ては、已に數年度十分の價格償却を爲し、已に帳簿面にも記載しあるを以て、本年度改て之をなすの必要なかるべく決定し、建物及機械は十分の修繕修覆をなし、本社營業收入以外に支拂はれたるものにして、又商品の在庫品及諸材料等は夫々調査し價格を附したり、次に取締役は本年度株主諸氏に對し株主配當を爲さざる事を遺憾とするものなり、建築材料の割高により建築業は不況にして、亦材料を外國より供給を仰ぐ事も或程度迄は困難にして、こは今後戰前の狀態に恢復し既定の條件に立直るの日を待つのみ、然も今一ヶ年を通觀し

て稍不確なるものありと雖も、平和も早晩締結せられんとし、從て一般に改善さるゝものあるべく、吾人の意を滿すに足るべき日の來る事遠きに非ざるべく、目下夫々競爭も烈しきを加へつゝあれども、我社は生產品に對し幾分相場を引上げ以て之に當るべし云々、終て左の決議案の承認を經たり。

一、A. R. Burkill 氏提出に係る一九一九年三月三十一日に終る同社營業報告幷に會計事項の承認。

一、Gilbert Davies 氏は本社取締役として重任の件。

三、J. E. Denham 氏は同社取締役に重任の件。

四、Y. H. & N. Thomson 氏は同社監査役に重任の件。

廣東銀行營業成績

廣東銀行は本廣東商等の資金を集て組織したる者に係り開業以來既に八星霜を經過し、營業日に發達するを見る本店香港に設けられ、上海及廣州には早くより支店の設有り、本年復暹羅に支店を開設し現に業務を營みつゝあり、歐米日本及南洋群島にも、均く代理店を有せり、資本總額二百萬元、去年二月亞洲銀行と合併する際株式全く拂込濟となり、現に該行に向て投資を望む者多きより、此機會を利用して資金五百萬元臺に增加せんとの計劃あるが如し。

該行營業は商業銀行各業務を處理する外、海外に代理店多きを以て各處の華僑と接近すること多きが故に、最も外國爲替に留意するありて、每年利益亦其大部を占むと云ふ。

昨年收益は各支出を扣除するも、尙ほ銀三十二萬六千三百五十八元八分を餘せり、別に前年度繰越金四萬九百七十元七角七分を合算せは即ち純益金として三十六萬七千三百二十八元八角五分を得たり、此純益金は重役會に於て左の如く分配するに決議したり。

一、積立金繰入	一六〇、〇〇〇・〇〇元
二、備品費及金庫修理	四、六七九・四〇
三、消耗品費	三、六九五・二五
四、董株報酬	二八、五五〇・〇〇
五、株息	一一〇、三七七・四二
六、後期繰越	六〇、〇二六・七八

其內の後期繰越金六萬餘元には更に香港本店改築費四十萬元を加算するを以て、全繰越金額に上りし勘定なり廣東支店も開業以來數年を經過せしことゝて業務發展の結果新家屋建築の運びあり上海支店も現に建築敷地を擬ひつゝありて、此要衝地方に一位置を占め其營業を擴張せんと意氣込み居れりと。

玆に該行一九一八年度上下兩半期貸借對照表を列擧せば左の如し。

（一） 廣東銀行貸借對照表（民國七年六月末）

資產支部	
現金及他行貸付	七二五、四九九・六八
擔保貸付	四、〇二八、三一三・三九
支店及代理店貸付	二、二九二、二六〇・〇六
約束手形	一、四七五、二五五・三〇
上海紙幣印刷費	一九、〇八九・六七
廣州支店地所	二三、五三四・二三
華美銀行株（三百株）	三七、三四四・四〇

生財	三二、九〇四•一〇
寄株報酬	二五、三〇〇•〇〇
合計	八、六五九、五〇〇•八三
負債之部	
株金	一、九七二、四五〇•〇〇
積立金	二四〇、〇〇〇•〇〇
準備金	四〇、〇〇〇•〇〇
當座預金	二、一〇三、八一九•四四
定期預金	二、七〇二、五五三•三〇
未拂株息	四三、二九三•九五
各代理店勘定	一、二二〇、四五九•八四
送金爲替	一三二、七五四•四〇
未拂賞與金	一六•八五
本期利益	二〇四、一五三•〇五
合計	八、六五九、五〇〇•八三

七年度上半期損益對照表（六月末）

收入部	
前期繰越金	四〇、九七〇•七七
利息	三一四、七〇七•〇三
合計	三五五、六七七•八〇
支出部	
諸經費	五一、〇七八•二九
本期利益	二〇四、一五三•〇五
利息	一〇〇、四四六•四六
合計	三五五、六七七•八〇

（二）廣東銀行貸借對照表（民國七年十二月末）

資産之部	
現金及他行貸付	四七五、九八一、二三
擔保貸付	四、二二〇、七五一•五四
支店及代理店貸付	二、〇一六、九七三•九四
約束手形	一、三四二、六七一•七三
受取爲替	一三五、九三八•八〇
上海紙幣印刷費	二〇、二五五•四五
華美銀行株（三百株）	三七、三四四•四〇
生財	二三、九六五•五〇
廣洲支店地所	二三、五三四•一三
合計	八、二九七、四一六•八二
負債之部	
株金	二、〇〇〇、〇〇〇•〇〇
積立金	四〇〇、〇〇〇•〇〇
準備金	四〇、〇〇〇•〇〇
定期及當座預金	四、六八〇、八一〇•四二
各代理	八八〇、六四七•五六
送金爲替	八一、九九七•七四
未拂株息	一三一、四〇〇•五七
優先株息	二二、五三三•七五
本期利益	六〇、〇二六•七八
合計	八、二九七、四一六•八二

七年度下半期損益對照表（十二月末）

收入部	
前紀繰越金	二〇四、一五三•〇五
利息	三六二、三八九•〇〇
合計	五六六、五四二•〇五
支出部	
諸經費	七二、六三六•八六
利息	一一二、四三四•〇九
賞與金	二二、五一六•九〇
株息	一一〇、三七七•四二

褒株報酬	二八、五五〇・〇〇
積立金繰入	一六〇、〇〇〇・〇〇
本期利益	六〇、〇二六・七八
合計	五六六、五四二・〇五

香港支那精糖會社營業成績

同社の年次株主總會は三月二十七日香港怡和洋行事務所に於て開催せられたるが、外國人側の外支那人側の株主も多數出席せり

今議長たる D. Landale 氏の試みたる演説の概要を記せば左の如し

諸君、昨年一年間株主に對して配當をなし能はざりしは、遺憾とするものなれども、頗る不安にして困難なる時に際して、尙は好く五七、八九七弗一七の利益を收め得たるは寧ろ良好なる成績と云はざるべからず、一九一七年中甚大の影響を蒙りたる船腹の缺乏は、爪哇に於ける砂糖の暴落の原因となり、一九一八年初頭六ヶ月乃至八ヶ月の間に一擔に付八ギユルター四分の一より四ギユルター四分の三に降落したる結果は、直に香港市場に反響し遂に不味なる營業勘定を見るに至れり

然れども昨年夏に於ける聯合軍の成功は、豫期以上に大戰の終熄を促進し、砂糖の商情も漸く强調を呈し一九一八年十一月十一日休戰條約の調印せらるゝに及び、遂に價格の奔騰を見るに至れり、爾後精糖に對する需要は各方面共益々好況を呈し、本社の如きも過ぐる損失を補ふて年末迄には尙幾分の利益を見るに至れり

支那貿易に對する日本の競爭は益々峻烈を極め、特に昨年初頭數ヶ月の如きは精糖の販賣價格は粗糖價格より遙に低廉にして、糖業界を紊亂せしむること甚しく、本社は唯だ日本側の投賣政策をして幾分にても高値を唱へしめんとするに過ぎざりき

精糖の生產費は昨年に比して一五〇、〇〇〇弗を增加したる炭價の昂騰に依りて、再び頗る多額を要することゝなりたれども今後緩和せらるべき見込なり

昨年中吾人は本社の土地建物機械及什器等を愼重に檢査し各專門家に乞ふて其價格を評定して貰ひたるに、貸借對照表に於て現はれたる帳簿面價額より遙に多額にして、本社の基礎鞏固なるを知るを得たり、昨年に於て機械等に對する修繕費及改善費に要したる價額は四一、四六三弗一五にして、そは諸君の見るが如く營業勘定に於て加算せられたる三三、五八三弗七六に更に加算せられたり、斯くて本社の設備は何れも有効なる狀態に維持せられつゝあり

一九一九年に於ける現在營業成績は頗る良好にして、初頭二三ヶ月に對しては原料の充分なる供給を補ひたれども、原糖の價格は再び水準以上に昂騰したるを以て、多數の商品及運賃等の價格に於て、今や演出せられつゝある反動を見たると同樣、頗る愼重なる態度を必要とするに至れり

役員會にて決定したる本年度の利益處分法は、社員に對する賞與を一二、四九一弗一八とし、殘高四五、四〇五弗九九は之を先きの損益勘定に於ける借方殘高に對して計上し三六五、〇二九弗九を新勘定の借方に繰越すことゝなれり

支那半月史

大正八月七月上半

調印拒絕問題の其後

六月二十八日巴里ヴェルサイユ宮に於ける平和條約調印式に際し、支那全權委員が缺席てふ方法に依りて調印を拒否したることは前號本欄に報道せしが、全權委員中陸徵祥顧維鈞王正廷魏宸組四氏は大總統宛、五全權及び胡惟德（駐佛公使）孔祥柯（山東代表）許宗漢、郭秉文徐謙（南方代表）汪兆銘（同上）等は唐紹儀朱啓鈐等南北代表に宛て、何れも六月二十八日附を以て調印拒絕事情に關する詳細なる報告をなしたり、卽ち次の如し。

大總統宛の分

大總統鈞鑒、和約簽字我國は山東問題に對し五月二十六日正式に大會に通知し五月六日祥が會中に在つて宣言せし所に依據して保留を維持せしより後迭りに各方に向つて竭力進行せることは迭りに電呈を經て案に在り此事我が國節々退讓し最初約內に註入せんことを主張せしも允るされず約後に附することに改ためしも又允るされず約外に在ることゝせしも又允るされず別に聲明を用ひ保留の字樣を用ひざることに改ためしも又允るされず已むを得ず改めて臨時分函聲明し簽字に因つて將來の提請重議に妨げある能はずと爲せしが豈知らんや直ちに今午時に至つて完全に拒まれんとは此事我が國の領土完全及び前途の安危に於て關係至つて鉅なり祥等の始終敢へて放鬆せざる所以の者は固より此問題をして一線の生機を留めしめ亦所提の他項希望條件をして不祥の影響を生ずるに免かれしめんことを欲したればなり料らざりき大會の專斷此に至り竟に稍〻我が國の纖微の體面をも顧みざらんとは曷んぞ憤慨に勝へん弱國の交涉は始め爭ひ終りは讓ること幾んど慣例を成す此次若し再び隱忍簽字せば我が國の前途將さに外交の言ふべきなからんとす。內省旣に不安を覺ゆ卽ちこれを外人の論調に徵するに亦羣謂ふ中國決して輕々しく簽字するの理無しと詳審商權やむを得ず時に當つて往いて簽字せず當卽函を備へて會長に通知し我が政府の德約に對する最後の決定權を保留す等の語を聲明し姑らく余地を留めたり竊かに惟ふに祥等猥りに非材を以て謬つて重任に膺り來歐半載事、願と違ひ內神明に疚しく外淸議に慙づ此れより以往利害得失逆賭し難し要するに皆祥等の奉職無狀なるに由り我が政府主座及び全國の愛を貽すを致せり乞ふ卽ち明令して祥の外交總長委員長及び廷鈞組等の差缺を開去して一併懲戒に交付し並びに一面迅卽に別に大員を簡び德奧和約に對する補救事宜を籌辦せしめんことを待罪の至に勝へず祥廷鈞組二十八日。

和平代表宛

分送唐少川朱桂莘兩議和代表鑒並請轉全國各團體各報館

鑒吾國德約に對し僅かに山東之條保留を爭ふ乃ち直ちに今日に至つて窮盡し方法終に無效に歸す祥等此次和會は當さに世界永久の和平を謀り是非を論じ强弱を論せざるべきに因り强禦を恐れず此の主張を提したり不幸にして事勢中變し所期を遂げ難し然れども吾國仍ほ遷就して自殺を成すを致す能はず祥等已に簽字を拒絕せり唯外勢迫切此の如し吾等若し再び此れを長じ鷸蚌相持せば則ち亡將さに日無からんとすこの絕へざること縷の如きの國命は今即ちこれを上海會議に懸く此の創鉅痛深の下に當り謹しんで痛哭陳詞一致し務めて双方の犧牲を求め速に從つて一切の糾紛を解決し一に國體を維持するを以て前提と爲さば庶くば種々の問題立決に難きこと無からん全國一致對外臥薪嘗膽以て危亡を救はんことを否らざれば即ち國將さに存せざらんとす臨電愴痛諸ろ明察を希ふ陸徵祥王正廷顧維鈞施肇基魏宸組胡惟德孔祥柯許宗澳郭秉文徐謙汪兆銘。

此の報告は七月二日を以て北京政府に到着したり。その錯愕は殆んど想察し得べき所とす。元來調印問題に關しては北京政府は終に無條件調印のやむなきを覺悟し徐總統辭表提出の際廟議こゝに一決し、徐は辭表に於て無條件調印のやむを得ざるを述べ居れること、前號本欄に解說せる所の如し。即ち錢總理より無條件調印を在巴里全權に訓電せりと信ずべき理由あり。而も愈調印式當日となりての開展は叙上の如し。そもそも北京政府は果して實際に無條件調印を訓電せるか、それとも最後迄留保調印を訓電せしか、今日に於ては尙判斷するに由なきも、假りに世說を異なりと爲し、無條件調印を訓電したりとせんか、意外なる調印拒絕は出先地なる巴里に於て形勢の變化ありしが爲めなりとせざるべからず。在巴里全權は何を恃みてかゝる態度に出でたるか、讀者はその眞相を知らん。

二日午後英國公使ジョルダン氏は電話を以て龔代理總理に不調印の事情を質問し、龔は狼狽して之を徐總統に報告し、即日小田原評定は總統府内に開かれたり。然れども固より何等纏まる所なくして散會、翌三日外交總長代理陳籙氏は責を負うて辭表を提出したるも、四日辭表は却下せられたり。

十日次の如き命令出づ。

巴里會議對德和約は關係至つて鉅いなり迭りに各全權委員に電飭するを經審愼事に從はしめたり頃ろ全權委員陸徵祥等六月二十八日の電稱に據るに我が國山東問題に對し大會に通知し保留維持を宣言せしより後最初約内に註入せんことを主張して允るされず約後に附することに改めしも又允るされず改めて約外に在ることとせしも又允るされず改めて聲明を用ひ保留等の字樣を用ひざることとせしも又允るされず改めて臨時分函聲明し簽字に因りて將來の重議提請に妨げある能はずとなせしも又復た完全に拒まれやむを得す時に當り往いて簽字せず函を備へて會長に通知し我が政府の德約に對する最後の決定權を保存することを聲明せり等の語、披覽の余良とに深く慨惋す此次膠澳問題は我が國と日德間の三國の關係を以て

和會に提出し數月以來乃ち種々の關係を以て我が最初の希望を達する克はず友邦の大勢を曠覽し我が國の內情を返省するに之を言へば心を痛め至つて危懼と爲す此項問題の由來を推究するに誠に一朝一夕の故に非ず亦今日簽字と不簽字とを決定せば即ち終結となすべきに非ず現在對德和約既に未だ簽字せず而して和會の折衝勢黜くる能はず然れども中止せば此後の對外問題益々繁重を增さん尤も協約各友邦の善意を重視せざる能はず國家利害に在る所如何而して挽濟を謀り國際地位の繫る所如何而して安全を策し亟かに熟思審處妥籌解決を待つ凡そ我が國人須らく知るべし寰海大同國交至つて重く世を遺てゝ獨立する能はざるを要は時に因りて宜しきを制するに在り各ゝ當さに愛國の誠を秉り正軌に率循し持するに鎮靜を以て囂張を事とする勿く政府と各全權委員等をして心を悉して籌畫し力を竭して進行せしめば庶くば上下一德共に艱危を濟はん我が國家前途無窮の望みは實に此に繫れり用つて有衆に告げ咸な周知せしむ此に令す。

曖昧模稜、毫も積極的主張なく、人をして支那政府の意の那邊に在るかを知るに苦しましむ。此命令と離れて支那政府の意を揣摩するに、對獨條約に關しては英米佛伊四國の調停を得て追調印を爲すべく、差當り對墺條約に調印して國際聯盟の一員たるの地位を獲得し置き、以て來る十月華盛頓に於て開かるべき國際聯盟會議に大正四年日支協約の無效を提議すべき魂膽なるが如し。講和會議以來の日支關係は、隨分意外の出來事に富めり、支那側に此程の計畫あるべきは豫想し置き、之に對する方策をも講究し置かざるべからず。而して右の如き事情より見て支那の追調印は尙長時日を要するものと見るを至當とすべし。因みに調印拒絕に依りて支那の失ふべき利益は、對獨條約の特別條項中に包含されその百二十八條乃至百三十四條を成せり、即ち左の如し。

獨逸は一九〇一年義和團事件議定書の結果獲得したる一切の特權及び賠償金並びに一切の建造物埠頭兵營要塞軍需品艦船無線電信所其他の公共建物を支那のために拋棄す但し公使館建物又は天津漢口其他膠州灣を除き支那領土內の獨逸居留地內の領事館建物は此限りに在らず又獨逸は何等の報償を受けずして一九〇一年押收したる一切の天文機械を支那に還附することに同意す但し支那は北京公使館街の獨逸の財產は義和團事件議定書の調印國の許諾なくして自由に之を處分することなかるべし獨逸は漢口及び天津租借地の拋棄を受諾し支那は之を萬國の使用のため開放することに同意す獨逸は又支那に於ける獨逸臣民の抑留若しくば送還につき一九一七年八月十四日以降支那に於ける獨逸財產の差押へ若くば處分につき支那又は聯合國政府に對するあらゆる要求權を拋棄す支那は英國のため在廣東英國居留地に於ける獨逸官有財產を拋棄し且つ佛國並びに支那のために上海佛國居留地に於ける獨逸學校財產を拋棄す。

支那の調印拒絕に依りて對獨條約中の山東に關する條項に影響あるべきや否やにつきては、種々の研究重ねられた

るが、結局何等の影響なきものと認められたり。此機會に於て前に報道することを逸したる山東條項の正文を補錄すべし。

第百五十六條　獨逸は一八九八年三月六日の獨支條約及び其他山東省に關する一切の協約に依り獲得せる一切の權利、權限、特權殊に膠州租借地に關するもの及び鐵道鑛山海底電信を日本に讓渡す山東鐵道及びその延長線に對する一切の權利及び之に附屬せる一切の財產停車場店舖車輛不動產鑛山及び右鑛山採掘に要する設備材料は之に附屬せる一切の權利特權と共に日本之を獲得し保有す又日本は靑島より上海、靑島より芝罘に至る海底電信をその一切の權利特權及び之に附屬せる財產と共に無報酬にて且つ一切の費用を負擔することなく又何等の拘束なく之を獲得す。

第百五十七條　膠州租借地に於て獨逸國家の所有せる動產不動產及び獨逸が右租借地に關聯して直接間接に行ひたる作業改良工事又はその負擔する費用の結果當然主張し得べき權利は日本之を無報酬にて又一切の費用を負擔することなく何等の拘束を受けずして獲得し之を保有す。

第百五十八條　獨逸は講和條約實施後三ヶ月以內に膠州租借地の行政（その民治軍政財政司法を問はず）に關係せる一切の登錄計畫書類地劵公文書等を日本に引渡すべし又同期間內に前二ヶ條に記載せる權利權限特權に關する一切の條約協約の詳細書類を日本に引渡すべし。

支那の對會議提出案

七月四日發行の北支デーリー、ニウスの所報に據れば、支那が講和會議に提出した要求案は、可成りの分量を有するパンフレットを成せるが、その要略左の如し。

(一)列國は勢力範圍及び特殊利益を拋棄し此等を規定せる一切の條約協約覺書及び協定を改訂すべきことを宣言すること。

(二)支那全土に於ける外國の軍隊及び警官を撤退すること一九〇一年九月七日の義和團事件最終議定書第七條及び第九條を廢止し公使館護衞兵は右條約廢止後一ヶ年內に撤退すること。

(三)支那に於ける各國の郵便事務は一九二〇年十二月三十一日限りとし其後は如何なる設備も支那國內に設くることを得ず現在の設備一切は相當の代價を以て支那政府に引渡さるべし。

(四)支那は一九二四年末迄に民法商法民事訴訟法刑事訴訟法の五法典を發布し新らしき裁判制度を確定すべきを條件とし各締盟國に對し領事裁判及び特殊裁判の廢止を希望す。

(五)旅順威海衞膠州灣廣州灣等の租借地は支那に還附せらるべし支那は之に對し土地所有者及びその地方に於ける行政事務に關し必要なる一切の手段を講ずべし。

(六)支那に於ける租界の全部は一九二四年末迄に支那に還附せらるべく支那は租界內に於ける土地及び財產所有者

の權利を充分に保護すべし租界が全く回收されし後は支那人にも市民權を附與すべし。
（七）支那は各國と協定の上自主的に關稅率を決定するの權利を享有すべし即ち各國と對等完全なる條約を締結し必要品と贅澤品とを區別し前者に對し最低一割二分の從價稅を課すべし同時に現行稅率は一九二一年の終に於て國定稅率に代へらるべし。

內閣問題

北京に於ける內閣組織問題は、其後依然たる行惱みの狀況を呈しつゝあり。唯だ七月上旬に於て徐總統と段祺瑞氏との間に周樹模氏を推すことに相談一決し、七日午後衆議院に周總理同意案を提出する迄の段取りに進みしが、安福俱樂部は依然田文烈說を固執して周氏を忌避し、段祺瑞氏の勸誘ありたるに拘はらず王揖唐（衆議院）李盛鐸（參議院）兩議長は七日午前徐總統を訪ひ、周總理同意案提出を見合せられたしと申述ぶる所あり、周內閣又た頓挫せり。安福俱樂部の橫暴は最早や疑ふべきなし、徐總統は即ち國會の閉會を待ちて周氏を內務總長兼代理總理に任じ、以て初一念を遂げんとすと傳へらるゝに至れり。

孟督軍更迭

張奉天、孟吉林兩督軍の軋轢は、初め殆んど張の野望越褌に終らんと觀測されしが、意外にも孟は七月六日附を以て職を奪はるゝに至れり。六日大總統令に曰く

孟恩遠を轉任して惠威將軍と爲し著して即ち來京供職せしむ此に令す。
鮑貴卿を調任して吉林督軍を署せしむ未だ任に到らざる以前は郭宗熙をして暫らく兼署を行はしむ此に令す孫烈臣を轉任して黑龍江督軍を署せしむ此に令す。

と。孫烈臣が張作霖部下の師團長なるは言ふ迄もなく、鮑貴卿は現任黑龍江督軍にして夙に張作霖が樂籠中の一人なれば、張が三省淹有の宿望こゝに漸く達成せられたる次第なり大奉天主義は終に成功せるが、唯殘されたる問題は孟が果して城空け渡しを履行すべきや否やの問題なり。高士儐以下の擬勢は日々電報に依りて傳へられ、我が奉天總領事吉林領事は各該地支那官憲に對し邦人の生命財產に對する保障を求めつゝあり。北京政府は終に孟討伐令をも發すべき模樣あり。如何に解決すべきや尙ほ豫斷し難し。

武器解禁申込とその拒絕

さきに日英佛伊以下支那と關涉を有する殆んど全部の邦國が、一致して內亂中武器供給を中止する旨の通告を發するや支那政府はやむなく之を受諾したるが、七月上旬に至り邊防其他の必要上武器を外國に仰がざるべからざるに因り、輸入禁止を解かれたき旨外交團に申込みたり。之に對し伊太利の如きは二三履行すべき契約ある爲め解禁贊成の意嚮あるが如きも、帝國政府は依然として前日の見解を取り、內亂助長の恐れある武器の輸入を解禁する能はずとの回答をなしたり。

借款團成らんとす

巴里に於ける財團組織協議會は、其後一時頓挫の状を呈し、米財團代表ラモント氏の如きもウイルソン氏に隨同して歸米し、殆んど何等の進展を見ざりき。けだし同國は資本家の全部を新團内に包容することの困難なる事情あり、爲めにその態度を決するに暇取りたる次第なるが、最近に至りこの困難も排除されたるものか、終に財團決議事項に對し承認を與へたりとの報あり。引續き佛國も同樣の承認を與へたりとの報至る。今や剩す所は日本のみとなれり、所謂滿蒙除外、山東保留、經濟借款區別、大小口借款辨別等の問題今如何、因みに五月七、八、十一、十二の四日巴里に於ける日英米佛四國財團代表の決議事項要綱左の如し。

(一)米國側の提案に贊成し經濟助力を支那に給與す。

(二)實業鐵路借款の現に既に確かに頭緒ある者を除く外あらゆる將來及び現在の借款契約と優先權とは均しく新團體に歸せしめ團外資本家の締結せる借款契約或は優先權は法を設け讓渡方を勸誘す。

(三)日英米佛四國が露國政府を承認せる後露國財團の加入を允るすべし。

(四)白國財團は新團體成立後加入を希望することを得。

(五)新團體内の各國銀行は各自に(完全に協同して)一國の團體を成し專ぱら該國の利益の爲めに行動し他國の經濟利益を代表するを得ず(從來露國が白國財團の假面を使用せしが如きことを根絶する意味)

(六)實業及び鐵路借款は應さに全局を統籌して辨理すべく新團體内の各國銀團はその代表及び技師をして計畫書を提出せしむべし。

(七)日本財團に許すに粤漢鐵道借款の平均擔任を以てす(日本をして同鐵道借款に於ける獨逸の持分に代らしむるの意)

英米佛三國は右決議事項に對して承認を與へたり、故に若し日本にして之を承認せば財團はこゝに成立を告ぐるの順序となり居れるなり。

改訂關稅實施期

支那政府は七月一日附を以て八月一日より改訂關稅率を實施する旨公告せり。帝國政府は之に對し一律實施さるゝを條件として承認する旨通和せり。米國上院の批準は未だ實行されざれども行政處分を以て假承認を與ふることゝなるべく、丁抹のみは承認の通知をなし居らずと。

内治外交

●將軍府事務廳長　六月二十七日大總統令、趙理泰を任命して將軍府事務廳々長と爲す此に令す。（八・六・三〇、上海時事新報）

●江西實業廳長　六月二十八日大總統令、農商總長田文烈呈す江西實業廳々長夏同龢調京任用請ふ本職を免せんことをと夏同龢は本職を准免す此に令す。
鄒日燵を任命して江西實業廳々長と爲す此に令す。（八・六・三〇・上海時事新報）

●司法籌備令　六月二十九日大總統令、財政總長龔心湛司法總長朱深の會呈に據るに法院新監を添設し並びに分年籌備情形を擬定し列表呈鑒等の語、司法獨立は列邦の注重する所たり吾國經畫已に久しく現に領事裁判權に於て方さに撤囘を擬す尤も應さに急起直追美備に臻るを期すべし茲に呈擬の分期籌備辦法に據るに第一期は九年度より起し十三年度に至りて止め各省舊道治に高等審判廳を舊府治に地方審判廳を籌設す第二期は十四年度より起し二十九年度に至りて止め各縣地方審檢廳を籌設し期するに二十年を以てし各縣正式法庭一律に成立しその各處の新式監獄も亦分年籌備辦法を擬定するを經たり一切の經費は力めて儉約に從ひ斟酌損益具さに機宜に協ふべく應さに議の如く辦理するを准るすべし即ち民國九年會計年度より開始し次第に實行せよ各該部職責の在る所務めて當さに認眞籌辦し力めて完美を求め以て國家が法權を注重するの意に副へよ此に令

す。(八•七•一、上海時事新報)

●陝西財政廳長　六月三十日大總統令、財政總長龔心湛呈す陝西財政廳々長張孝慈辭職を呈請す張孝慈は本職を准免す此に令す。

高杷哲を任命して陝西財政廳々長を署せしむ此に令す。(八•七•二、上海時事新報)

●西北籌邊使官制　問題の西北籌邊使官制左の如し。(八•七•九、民國日報)

第一條　政府は西北の邊務を規畫し並びに各地方の事業を振興するに因り西北籌邊使を特設す。

第二條　西北籌邊使は大總統より特派し西北各地方の交通墾牧林礦硝鹽商業敎育兵衞事宜を籌辦すあらゆる該地に派駐する各軍隊は統べて節制指揮に歸す。

前項の事宜に關しては都護使は應さに西北籌邊使と商承し一切を襄助すべくその辦事長官佐理員等も應さに並びに節制を受くべし。

第三條　西北籌邊使の前條事宜を辦理する境地毘連奉天黑龍江甘肅新疆各省に關涉するものあらば應さに各該省軍政民政最高長官と妥商辦理すべしその熱河察哈爾綏遠各特別行政區域に在る者は西北籌邊使より情形を斟酌し各該都統と接洽す。

第四條　西北籌邊使は公署を設置しその地址は西北籌邊使より選定呈報す。

第五條　西北籌邊使公署の編制は西北籌邊使より擬定呈報す。

第六條　本官制は公布の日より施行す。

●西藏交涉近聞　大同通信社云ふ政府中確實の消息に據るに西藏問題は已に外部より直接英公使に向つて交涉せり一九一四年印度に於ける談判に根據繼續して解決を爲さんとするに係はるさきに中央の此案を交涉するその辦法乃ち草約中の規定に在り英國は當さに中國の西藏に於ける宗主權に承認を與ふべし但だ軍隊制限及び官吏特權の兩問題に關し遂に談判中止を致し時まさに歐戰の發生に因りて結果無し玆に英國を以て西藏を視るに數年來自治の能力前に較べて殆んど進步あり中より指を染め西藏の經濟を擴充し藏界を推廣せんと欲す藏民に在つては亦多く英人の惑ずる所と爲り且つ該處中國の官吏情勢を察するに昧く征稅制度の適合せざる[illegible]に藏民反抗して交涉を牽動するに至る其中の原因尤も複雜と爲す我が政府近ろ西藏に對する辦法を決定するを經たり即ち左の如し。

(一)前約に根據して再び讓步せず。

(二)員を派して蒙人を赴慰せしめ並びに征稅を修改せんと擬す。

(三)軍隊を酌調して藏に入らしめ剿撫兼施せさしむ。

(四)官吏を甄別しその政治上の援助を與へ並びに完全の主權を保障す。(八・七・六、順天時報)

●外交協會の決議　國民外交協會は七月九日石虎胡同に在つて理事及び幹事より臨時談話會を開き次の事項を決議せり。

(一)七月十二日午後二時全體幹事會を開き一切を商議す。

(二)林王兩理事を推定し龔總理に見え外交經過の情形及び對獨不調印後最近の辦法を詢問せしむ。

(三)全國各界に通電し不調印後の辦法を主張せんと擬し林王兩理事より起草し幹事會を開き通過の後を俟つて發表すその條目下の如し。

(甲)對墺條約に調印す。

(乙)國際聯盟に加入す。

(丙)不調印情形を政府に請うて命令もて宣布せしむ。

(丁)山東權利の恢復は擧國當さに持するに毅力を以てし積極主張す。

(戊)對獨戰爭は政府に請ひ命令もて終止を宣布せしむ。

(己)軍事協定條款は應さに即ち無效を宣告すべし。

(庚)以後外交は完全に公開すべし。

(四)巴里各專使に電し不調印の決心を致謝す(此電はすでに發せりといふ)。(八・七・一〇公言報)

●**汪兆銘の外交報告**　さきに汪精衛君米國より啓程して巴里に赴くの時かつて舟中に於て一函を繕發し吳玉章君に寄せて政務會議に呈交せしめしが函內に在米經過の情形を詳述し且つ我が國此次外交の前因後果に於て之を言ふこと尤も詳かなり故に錄出して以て國事に留心する者の一覽に供ふ原函下の如し。

政務會議列位先生鈞鑒、三月初八日上海より出發會ち報告あり想ふに已に達覽せられしならん兆銘四月初二日に於て米洲に抵り二十三日に至り始めて船を趁うて佛に赴くを得たり米に在る前後二旬謬つて華僑全體の非常なる歡迎を受け兆銘之れがために軍政府護法省の始末及び外交情勢を詳述せるが皆激昂感慨祖國のために力を盡し政府の後援と爲らんことを願へり米國の輿論は中國に對して甚だ同情を表せり而して中國の和會に於ける要求に對して尤も加ふるに援助を以てせんことを願へり二十二日紐育タイムス歐洲和會消息を登載して謂ふ前年英佛露伊かつて日本に勸めて中國を導引して戰團に參入せしむるや日本は各國がその山東膠州灣に於けるの要求を承認するを以て條件と爲し各國已に一致承認せり惟だ米國は始終未だ嘗つて與聞せず之に因つて米國大統領ウヰルソン氏極めて然りと爲さず云々と此の消息傳播の後米國の輿論甚だ激憤を爲せり中美協進會なるものあり中米有名人士の發起する所(前中國財政顧問ゼンクス氏亦その內に在り)なるが其夕兆銘を邀へて演說して眞相を陳明せしめ即ち中美協進會の名義を以て巴里和會に發電し中國のために聲援せり亦以て米國感情の一班を見るべし矣之に由つて知るべし中國が前年協商に加入せしは實に圖存の要著なりしを憾む所は北京非法政府は顧名思義を知らず此時に於て力を併せて外に對し以て自存を爭はず反つて參戰の名を假りて內亂の實を行ひ自から危害を取れること誠に哀れむべき也中國の前年協商に加入せしは獨斷に出でしにて日本の慫慂に待つありしに非ず日本はたゞに慫慂せざるのみに非ず且つ加ふるに阻撓を以てせり乃ち中國參戰の後に於て復た利權を以て功と爲せり情實具さに在り公論を逃れ難し中國中立時代日本は中國の親獨を

監制するを以て名と爲し以て二十一條の要求を遂げ全國亦その欺を受けたり此間中外の人士咸な中國の和議早く成り護法の目的早く達せんことを望み内治外交同時に刷新し世界の大勢に應じて進歩を謀らんことを願へり左右を遙想するに事に憂勞し世變に肝衡し必らず以て薄海雲霓の望みに副ふことあらん謹んで此に陳述し即ち盡安を請ふ汪兆銘謹啓。（八・七・二一、上海中華新報）

財政經濟

●新銀團進行の暗礁　中美通信社二日北京通信に云ふ政府は今日巴里陸徵祥に電し新銀團の條件及び辦法の大綱をもつて速かに詳電報告せんことを令し並びに請ふ北京某々有力政治及び財政方面新銀團に對し極力反對すその反對の理由は前週駐米代理公使來電の報告七條を以て根據となせりと前週七條の宣布及び本通信員と米國公使との談話の發表されしより後反對黨は即ち力を竭して反對し百計加ふるに誣陷を以てす安福系武人系及び曹汝霖等の新交通系皆財政界及び鐵路界に在つて力を盡して運動し政府方面をして亦反對を起さしむ同時に彼等機關の公言報京津時報に在つて毎日新銀團計畫攻撃の文字を發表す京津時報は米國公使發表の意見を以て全文を掲載したる後極長の批評を附す大致謂ふ該報は米國公使の談話の他人の耳目を蒙蔽するに係はることを信ず新銀團は實に協約及び米國の一種深遠の計畫にして工業及び商業上に於て中國の手足を束縛し藉つて以て中國政治發展の權を剝奪するなり又謂ふ此種新計畫及び米國公使の言はたゞに密封の丸藥の呑下の後方さにその苦を知るが如きのみにあらず凡そ思想あるの人は決して米國公使膚淺の論を信せずと末に謂ふ中國能く力を出し國權を保持し新銀團に反對せんことを希望する者當さに大いに人あるべし云々と按ずるに政府鐵路統一計畫に對し已に文を擬して國會に答復せんとす該答文中擬する所の計畫と新銀團計畫と密切の關係あり國會中安福議員始めより即ち力を竭して反對し近ろ又た政府に行文して三款を質問す

（一）中英公司かつて説帖を上り和會に提議し中國一切の鐵路借款をもつて悉く併せて一大聯合借款と爲し一協約鐵路局を設け管理の權を統一すと政府の此說帖に對する態度如何。

（二）政府は眞に四千萬元を以て英人造る所の鐵路を贖回するの意ありや否や。

（三）政府は何を以て米人顧問ベーカーとの雇傭契約を續行せるやベーカーは即ち鐵路統一を提倡せるの人なればなり。

今政府は第一問に對し已に答復していふ全國の鐵路をもつて外人の共同管理に歸するを願はず已に巴里中國公使に電令して和會に通告するに中國は此種の計畫を接受する能はずといふを以てせり第二問は政府答稱す現在贖路の款無し惟だ已に交通部に令し速きに從つて籌款し以て外人の藉口に免かれんと第三問答稱す顧問ベーカーの提議は三種の意見を表示せしに過ぎざるのみ云々と交通部は素と武人派と

通同一氣故に今政府を强迫して鐵路統一に反對す政府亦如何ともすべき無し但だ此の計畫は新銀團と聯帶の關係あり二者皆中國の交通整頓機關たり財政と分別して論ずべからず若し政府鐵路統一に對し主を作す能はざれば則ち新銀團の計畫必らず影響を受けん今新銀團のために計れば應さに當さに速に從つて其宗旨を表明すべし並びに先づ中國に若干の行政費を借與し以て今日の難關を度らんことを願ふ必ずしも總合同の簽字を俟たず此の如くんば政府は必ずしも先づ他處に向つて借債せず新銀團此に藉つて亦政府の作用を得べきなり。（八・七・六、上海中華新報）

●米公使の銀團意見　中美通信社二十七日北京通信に云ふ米國政府擬する所の新銀團の最初の計畫は已に巴里四國會議より通過せり米國公使かつて去年十月九日に於て外部に致函し計畫の全部を通告せり茲に外部發表の該函下の如し。

本年（一九一八年）七月十日、本公使は本使と某々米國銀行家と一米國銀團を組織し中國に貸款することを圖るの往來函件を以て貴部に通告せり該函件中に述ぶる所に據るに敝國政府の意を見るべし此の新米國銀團は全國を代表するに足り凡そ現在將來華に在りて利益關係あるの各米國銀行をして須らく一併加入せしめんと欲す現に已に加入せる者計三十一銀行あり實に全國の代表たり凡そ團中の各員以後もし中國に借款せば應さに全團より均分すべく行政或は實業借款に論なく凡そ政府の擔保する所と爲る者は均しく全團の事となす以上は米國銀團自己內部の條件と爲す米國銀團擔する所の一切借款に至つては均しく應さに國際新銀團より共同分擔すべし歐戰開かれてより後各國の對華借款は確かに提携行動の必要あり故に米國政府は能く財力を以て中國を贊助するの日英佛三國に米國の此項計畫に贊成し各該國に於て同一の銀團を組織し一國際銀團を合組せんことを懇商せり此の如くにして方さに能く中國及び關係各國に於て益あり此の如きの公平なる辦法は各政府の財政界自から加ふるに反對を以てする無かるべし米國政府亦深く各國の必らず加ふるに贊助を以てすべきを信ぜり所謂五國銀團に至りては米國政府は決して之に干涉するを欲せず望む所は各國所組の銀團の兼容併包前團の團員をもつて一併包入せんことなり庶くば財力愈々雄に提携益々力あらん米政府此の提議ありてより後各國政府は屢次詢問す茲に敝國政府擬する所の計畫をもつて送請察覽し並びに貴國政府の加ふるに贊成を以てせんことを祈る爲荷。

米政府の對華借款計畫は大體の承認を荷ふことを得深く感荷と爲す茲に計畫及び主要各點をもつて奉聞し以て明問に答へん。

（一）米國銀團は舊銀團に加入するを欲せず當さに別に一米日英佛の國際新銀團を組すべし又米政府は決して舊銀團の解散を欲せず但だ各政府は當さに舊銀團內の該國銀行及び豫備加入の銀行をもつて一該國の國家銀行團を合組すべし又米政府が本意見を提出せるは決して一種の借款を豫定せるに非ず惟だ條件を立定して將來中國の借款

に豫備せんと欲するにて決して借款の數目と抵當品及び借款の目的を豫定せるに非ず此の三項は隨時酌定すべし
(二)所謂銀團中の一部分が單獨進行を放棄するはたゞ米國銀團に適用さる當さに米政府より各銀行と約定して統べて新銀團に歸し一致進行せしめ並びに他國各銀行亦各該政府より相約して單獨進行を放棄し新銀團に加入せしむ此の如く各國銀行一たび新銀團に統歸加入するを經ば以て畛域を分たず一致進行すべし。
(三)米政府以爲へらく行政借款と實業借款とは應さに一併して新計畫に歸入すべし此等借款の界限分別に易からず且つ行政と實業借款と同じく合法の經濟企圖にして均しく應さに不正當の競爭を爲さゞるべきに因り故に米國政府は關係各政府に擬請し將さに組織せんとする各該國銀團の範圍を擴大し貸款資格あるの各銀行をして一律加入せしめ單獨進行の行動に對しては加ふるに賛助を以てせず。
(四)所謂借款條件の中國の政權を損害し或は民國主權を減少するに足るあるの說は專ぱら米國銀團將來の活動を指して言ひ決して從前五國銀團と中國政府との間或は何國政府と中國政府間の條件の不當を指すに非ず之を總ぶるに米政府は以て切實聲明すべし曰く米政府は決して外人の監督收稅或は其他彼此同意規定の保證辦法を以て反對すべしと爲すに非ず亦某種特別借款(幣制借款の如し)規定する所の外國顧問を以て反對すべしと爲すに非ず。
(五)露白兩國銀團に關しては米政府は之を不理に置くことを欲せず尤も加ふるに排斥を以てし彼等をして新銀團に加入する能はざらしむるを欲せず惟だ戰事發生の關係のために目下密切關係あり且つ力の能く中國に貸款し得るの各政府先づ團結を行ひ其他友邦の銀團は將來一致行動し得るの時再び加入の問題を議せんとするのみ。

(八・七・一、民國日報)

彙報

自七月一日至七月十五日

講和問題

▲支那調印拒絕　（二十八日巴里土屋特派員發）　支那講和委員は曩に山東條項を留保する條件の下に講和條約に調印せんことを要求し聯合國最高會議に於て斷乎として拒絕せられたるものなるが二十八日朝支那委員はクレマンソー氏を訪ひ再び其の要求を力說する所ありたり然れどもクレマンソー氏の拒否に會し茲に彼等は調印を應諾せざるに決したるなり二十八日調印の席上たるヴェルサイユ宮鏡の間に支那委員の姿見えざりしを以て予（土屋特派員）は急遽退場して支那講和委員の本部を訪ひ其意見を徵せんと欲したるも彼等は日本新聞記者に對しては何等の陳述をも肯へんぜず之に反し同時刻に往訪せる米國記者に對しては彼を應接室に引見して懇懃を極めたるが如き其態度頗る注目に値すべし。（朝日）

▲調印拒絕事情　（北京特電二日發）　支那委員は講和條約に調印を拒絕せりとの公報は二日午後支那政府に到着せり右に就き國務院及び外交部側の消息に據れば曩に錢總理辭職の際無條件調印を訓令したるも襲代理總理就任以來安福俱樂部の決議山東省民或は學生等の牽制運動に動かされ是等に關する詳細の狀況を報じ山東問題保留し得ざれば調印する勿れとの意味を屢々訓令せる爲め巴里支那委員も錢總理の訓令に從ふ可きか又襲總理の訓令に從ふ可きかに付き大に決斷に迷ひたるものなる可く結局豫てより調印拒絕を主張し居れる王正廷等の勝利に歸し斯くは調印を拒絕するに至れるものなる可く之に關し三日國務會議を開き善後策を攻究す可しと。（四日、時事）

▲支那委員宣言　三日北京特派員發　確かなる筋に達したる情報によれば巴里に於ける支那全權委員は調印拒絕後直に左の宣言を發表せりと。

聯合國講和最高會議の山東問題に對する決定は公正を失するが爲め支那全國民の輿論を激昂せしめたるに顧み支那全權は山東問題に對する講和條約中の條項を保留して調印するの外なしと思考し屢々最高會議に愬ふる所ありしも容れられず六月二十八日ヴェルサイユに於ける調印前更に書面を提出し後日適當の機會に於て山東問題を解決すべき條件の下に調印する事を申入れたるに拒絕せられたり茲に於て支那全權は條約全文に對する調印を拒絕するの外なきに至れるが斯く支那が聯合國と一致の步調を缺くに至りしは頗る遺憾とする所なれども其實は支那全權之を負擔すること能はず東亞の平和を傷ひ山東に關する條項保留の途を杜絕せる最高會議之が責任を負ふべきものなり。（七日東朝）

▲講和不調印の辨　（四日上海特派員發）　支那講和委員陸徵祥、顧維鈞、王正廷、魏宸組等の二十八日附の報告大要左の如し。

我國の山東問題に對する五月二十六日正式に講和會議に通知して後屢々各方面に向ひ力を盡して進行したるは電報にて報告せる所なるが此問題に關し我國は幾多の讓步を爲したるものにて最初講和條約中に挿入するを主張して許されず改めて條約に附件として記載することを求めて許されず更に條約外に規定を求めたるも許されず、又別に聲明して保留の語を用ふると云へるも亦許されず已むを得ず臨時に一々書面を送つて支那は條約署名に依り將來重ねて此問題を議する事を乞ふを妨ぐ能はず云々と聲明せり、元來此事は我國領土の完全並に前途の安危に關係至大なり陸徵祥等は終始此問題に一道の生氣を留めしめ同時に他の希望條件に不調印の影響を生ぜしむるを免れずとせるなり然かも巨頭會議の專斷茲に到るを圖られざりき弱國の交涉は初めに爭ひ後に許すが殆んど慣例なり此度若し隱忍して署名せば戰國の前途更に外交の亡ぶべきなし內に顧みて既に不安を覺ゆ即ち之を外國人の論調に徵するにも亦多く支那は決して輕輕しく署名するの辭なしと云ふにあるを詳かにし協議の結果署名せざるに決し直に書面を以て議長クレマンソー氏に對し我國の獨逸と單獨講和の件を保存すべき旨を聲明して暫く餘地を止めたり、竊に思ふに陸徵祥等は濫に菲才を以て過つて重任に當り歐洲に來つて茲に半年來悉く冀ふ所に違ひ內神明に疚ましき事淸議

に恥づ元より利害得失俯逆睹し難し要するに陸徵祥等は職を奉じて我國に憂を胎すの致せるなり即ち命令して陸以下王顧魏等に此職を去るを命じ且懲戒に附せんことを乞ふ又一面速に別に大任を管理して獨逸及び墺地利との講和條約締結の時宜を籌辦せしめられたし罪を待つに堪へず云々。（七日東朝）

▲英國公使調印問題質問　（三日上海特派員發）　二日午後四時北京英國公使は代理總理に電話にて支那の署名せざりし理由を質し且巴里の代表に署名を停めたる電報は何時發せりやと問ひたるに總理は狼狽して徐世昌氏に此事を報告し午後七時より總統府内にて閣議を開きたりと。（五日、東朝）

▲陸徵祥罪を待つ　（四日北京特派員發）　巴里に於ける陸徵祥は外交總長並に講和專使の辭表と共に專斷を以て調印拒絕の擧に出たるに就ては相當懲戒處分を請ふ旨電報し來れり。（六日、東朝）

▲不調印の責任　（四日北京特派員發）　支那政府は在巴里講和委員に對し屢々調印の避くべからざる事を電訓したるに拘らず委員が獨斷を以て調印を拒絕したるに就き其理由を詰問するの電報を發せるが委員不調印の責任に對し支那政府が果して如何なる處置を爲すかは問題と云ふべし。（六日、東朝）

▲支那の最後要求　（上海特電四日發）　當地のノース・チャイナ・デーリー・ニュースの傳ふる所に依れば巴里會議に提出せられたる支那の最後要求全文七箇條左の如し。

一、列國は勢力範圍及特殊利益なるものを放棄し是等を規定せる各種の條約、覺書、協定書等を改訂する事

二、支那全土に於ける外國の軍隊及警官を撤退する事千九百一年九月七日の議定書中の第七條第十一條を廢止し公使館護衞兵は右條約廢止後一箇年内に撤退する事

三、支那に於ける各國の郵便事務は千九百二十年十二月三十一日限りとし其後は如何なる設備も支那國内に設くることを得ず現在の設備一切は相當の代價を以て支那政府に引受くべし

四、支那は千九百二十四年末迄に民法、商法、刑法、民事訴訟法及刑事訴訟法の五法典を發布し新しき裁判制度を確定すべきを條件として各協約國に對し領事裁判及特殊裁判の廢止を希望す

五、旅順、威海衞、膠州灣、廣州灣等の租借地は之を支那に還附すべし支那は之に對して土地所有者及其地方に於ける行政事務に關し必要なる一切の手段を取るべし

六、支那に於る租界の全部は千九百二十四年末迄に支那に還附すべく支那は租界内の土地及財產所有者の權利を十分に保護すべし租界が全く回收されし後は支那人にも亦租界長官の選擧權を附與せらるべし

七、支那は各國と協定の上自立的に關稅率を内定するの權利を享有すべし卽ち各國と對等なる完全なる條約を締結すべく必要品と贅澤品とを區別し前者に對し最低一割二分の從價稅を課すべし又之と同時に現在條約國の通商にも適用せらるべし。（六日、日日）

▲山東辦法四項　（北京特電四日發）　支那委員が佛國首相クレマンソー氏に對し最後の通牒として要求せし四箇條左の如し

第一　山東問題を保留するか

第二　平和條約本文中に青島を支那に還附する條文を挿入するか

第三　平和條約以外に青島還附を追加するか

第四　別に公文書を以て青島還附を追加するか

此中の一を選んで採用されたしといふにありクレマンソー氏は青島還附は日支間に約束あるを以て右の手續を採るに及ばずとの意見にて之を採用せざりしものなりと。（六日、日日）

▲陸等辭任電文　（五日北京特派員發）　支那側委員徵祥、王正廷、顧維鈞、魏宸祖の連名を以て北京政府致せる電報左の如し

山東問題に就き予等は出來得るだけ讓歩せり最初山東問題に關する或條項を條約中に挿入せん事を提議せるも容られず次で條約に之を追加せん事を以てせるも拒絕されたり玆に於て別に記錄に止めん事を希望せるも亦顧られず最後に山東の保留を單に宣言するのみにても可なる旨要求したるも是亦拒否されたり予等は更に一の方法を提議して講和條約に調印するも山東問題の決定を後日の審議に讓る事の希望を容れられん事を以てせり然るに二十八日に至り此希望も達するに由なき事を知れり而も予等は山東問題は我國の安危に係る問題なるを以て予等は之を回收するの一縷の希望よりし

て又將來の外交紛議を避くる見地よりして吾人の権利を妨害するの決定に對し極力抗爭する所ありたり而も五大國會議にては我國家の威信を無視し專斷を以て此問題を決定せり予等は之を見て義憤の念を禁ずる能はず弱國の要求が讓歩を强らるゝは或は國際の慣例是あり得べし然れども吾人の場合に於ては若し屈辱に甘んじて調印するとせば我國家の面目は全然失はるべし予等の良心は斷じて之を許さず熟慮に熟慮を重ねたる結果講和會議に出席せず條約に調印せざる事を決心し此意を議長に通ずると共に支那政府は獨逸との講和條約に調印する權利を將來に保留すべき事を宣言せり斯くて予等は予等の執れる行動により將來に餘地を留むる事を得ん事を希ふ予陸徵祥短才にして講和の大任に當り顧みて六箇月の間何等爲す所なく慚愧交々到り職責を完了する事を得ず政府並に總統をして將來倚愛盧措く能はざらしむるもの一に予の不能の致す所なり希くは予の外交總長並に特殊の職を免じ同時に王正廷、顧維鈞、魏宸祖各委員の職を免ぜられん事を、尙獨墺との講和條約に就ては別に有能を舉げて之に當らしめん事を伏して冀ふ何分の手段を待つ云々。（七日、東朝）

▲廣東は調印贊成　（上海特電六日發）四日廣東軍政府の政務會議は歐洲和約に關し調印を主張し其の意を王正廷氏に電報せりと。（七日、時事）

▲不調印善後策　（北京特電五日發）五日國務院會議に於て支那の不調印後に於ける方針に就き協議する處ありたるが一部は訓電を發す可しと主張し又一部に於ては暫く此儘の狀態を繼續す可しと主張する者もあり議論百出結局何等決する處なくして終れり。（七日、時事）

▲委員辭任不許可か　（北京特電五日發）支那講和委員は巴里六月二十八日附を以て本國政府に電報を送りて辭職を申出でたるが外交の局面多艱測られざるの際とて政府が其の辭意を聽き屆くること之れなからんと云ふ。（七日、日日）

▲米人顧問の煽動　（北京特電五日發）目下米國に在る總統府顧問フエーカソン氏は米國にては一般に支那の條約不調印を賞讃し米國上院は山東問題三箇條を除き講和條約を批准せんと企てつゝありと打電し來れりと。（七日、日日）

▲王委員調印言明　（一日巴里特派員發）佛國外交外は一般に支那は途に講和條約に調印すべしと信ずるものの如く日本委員も同樣の觀察にて目下形勢傍觀の態度を持し支那をして調印を容易ならしむるが如き何等積極的行動を試みず一方支那委員王正廷氏は一日俄同じく支那の調印すべきを言明し居れるも玆に注目すべきは支那新聞局が盛に排日的報道を流布しつゝあることなり然れども主なる佛國新聞は一として之を轉載するものなし彼の市俄高トリビユーン紙巴里版が報道せる日獨密約共同說も佛國新聞に配付せられたるも佛國新聞は一として之を揭載せざりしに反し支那人等は之を利用して盛んに日本の陰險なる政策を攻擊せる事實に想起せば日本政府當路者の三思すべき所たるべきを信ずるものなり。（九日、東朝）

▲支那拒絕顚末　（一日紐育特派員發）巴里來電聞く所に依れば支那委員は本國政府より無條件調印の訓令に接し陸徵祥は政府の旨に從はんと欲したれども顧維鈞王正廷の兩人飽迄留保說を主張し結局支那は調印を拒絕するに至れるなり察するに彼等は米國上院に依賴し其精神的援助を期待するものゝ如し顧は不日米國に赴き熱烈なる宣傳運動を試みんとすと云ふ。（九日、東朝）

▲支那委員退佛　（七日上海特派員發）支那講和委員王正廷は米國大統領ウィルソン氏と共に米國に行き施肇基は倫敦の本任に戾り魏宸祖、胡維德は何れも其本任に戾り陸徵祥は瑞西に赴き巴里に於ける講和問題の事務は顧維鈞一人にて取扱ひ居れりと。（九日、東朝）

▲交戰終熄布告要求　（北京特電八日發）支那は講和條約に調印せざりし爲め講和祝賀に多少の支障あり目下政府に於て本問題考量中なるが陸徵祥氏は政府に電報を送りて中歐諸國と交戰狀態終熄せる旨大總統令を以て公布せんことを要求したり陸氏の電報は閣議に附せられたるも議決に至らず因て議會に廻附して其の意見を求めたるが議會は右電報を政府に還附して議會は政府に代りて責任を取ることを欲せず若し政府にして善後策を明定したる議案を議會に廻送することあるに於ては議會は悅んで之を審議す可し議會一般の意見は若し政府が電報と共に條約關係の復舊し居らざる旨並に新條約商議の開始に必要なる方法を明白に通告し來るに於ては議會は之を審議す可しといふに在る旨を答告したり。（十日、時事）

▲支那政府回答電命　（八日北京特派員發）支那政府は陸徵祥に對し

は邊防其他の必要に依り武器の供給を外國に仰がざる可からざるに依り武器輸入禁止を解かれんことを申込みたり（五日日日）

▲**武器供給請求**　（四日北京特派員發）北京政府は五月四日外交團より致されたる武器供給中止の聲明に對し新設邊防軍其他に武器を要するを理由として外交團の聲明に反對の旨を同答し來れるが外交團は此同答に基き近く更に會議を開くべきも結局旣定の方針を以て支那側の要求を拒むに至るべし（六日東朝）

▲**西藏事件は無根**　（北京ロイテル特電五日發）近頃極東の諸新聞に見ゆる英國が西藏に關して支那に數箇條の要求を提出せりとの記事に就てロイテル通信員が在北京英國公使館及び外務部に就て探聞する所を以てすれば右は全く無根の風說にして事實の眞相は左の如しといふ卽支那は西藏に關する年來の紛議を終熄せしむるの方法を講じたしとの申出をなし其の解決策として近頃二三の提議出でたるが此の提議は英國より出でずして支那より出でたるものなり英國政府は目下是等の提議に付き考査中なるが提議の唯一目的は英國を友誼上の仲介者に依賴し其の支那及び西藏を幇助して兩者の舊交を復し双方に都合よく又中央亞細亞の平和に貢獻すべき牢固なる解決を遂げしめなたしといふに在りて支那としては眞に此の問題を解決するに切實なるものあり支那は千九百十三年シムラに於て締結せられたる條約を其儘批准すること能はざれども若し英國の斡旋に依つて同條約中に規定せられたる境界線を多少變更することを得るに於ては支那は最も悅んで協定を遂げんと欲すとなり（七日、時事）

▲**銀行團對峙策建議**　北京特電五日發）參議院今五日開會英米日銀行團は經濟を以て我邦を滅亡せしめんとするに對峙するの方法を政府は速かに講ず可しとの建議案を可決せり。（七日、時事）

▲**學生の計畫失敗**　（漢口特電五日發）昨日米國獨立祭に空前の壯觀を副へんとて學生等支那官憲の說諭を聽かず三千人の大行列を組織し音樂を奏し米國領事館に敬意を表する計畫なりしが不幸にも米國領事館が露國租界にあるより露國民團に其許可を請ひしに直に絕拒され若し少しにても示威運動類似の所爲を爲すものあらば嚴重に處分す可しと答へられしかば大なる準備は水泡に歸せり露租界は終日嚴重に警戒せられたり。（七日、時事）

▲**日米交涉未解決**　（一日合同通信社發）華盛頓來電國務卿代理の言に曰く天津に於ける暴動より生じたる日米間の爭端は未だ滿足に解決せず從つて未だ陳述書を出す時機に至らず（八日東朝）

▲**廣東の排貨決議**　（香港ロイテル特電六日發）當地モーニングポスト紙は廣東商業會議所が左の決議案を通過したることを報ぜり

一日本品排斥は猛烈に之を實行し日本品輸入を停止すること

二日本製品の有無を調査決定する爲め調査委員を設くること

三運動局を設け委員を選びて地方に排日貨運動を誘起せしむること。（八日、時事）

▲**日本綿糸を燒く**　（漢口特電七日發）河南許州の不良學生及無賴漢の團體は本月二日鐵道運輸會社の倉庫に在る日本綿糸百二十餘俵を強奪し石油を注ぎ燒き拂ひたり依つて同地の綿糸商は今後同地に綿糸を送る事を中止せよと打電し來れり。（九日、日日）

▲**胡惟德駐日公使辭退**　（七日上海特派員發）胡惟德は北京政府に對し日本の狀況は今昔の比にあらず日本駐在公使たるを願はずと云へりと（九日、東朝）

▲**國民大會準備會**　（八日廣東特派員發）七日韶關に於て國民大會準備を兼ね上海より來れる遊說委員植氏の歡迎會を開けり國會議員の出席する者百餘名に及び議員一同は軍政府を訪問し伍廷芳氏を廣東省長たらしめんことを乞ひ夫より韶關に歸り再び會議を開けるが其席上植氏は山東問題と日貨排斥同盟罷市實行學生罷業の成功を稱贊し今後尙ボイコット同盟罷業を繼續し北京政府の政策に反抗すること地方稅を中央に送附を停止すること今後の借款に反對すること日支條約を廢棄すること等を可決せり而して第二次國民大會は十日開會することゝなれり。（十日、東朝）

▲**支人邦人に暴行**　（八日香港特派員發）五日九龍（香港の對岸にして英國租界地）の船渠より同地波止場に至る途中日本船員二名は約三百名の支那暴民に襲擊され二階の廊下より支那婦人等之に應じて汚水手籠器物の破片等を投げ附け喧噪を極むるにぞ該船員は辛うじて巡査の背後に隱れ危難を免れ直に船渠に引返したるが再び同所番人は大なる石塊を手にして脅かす所となりしも印度巡查來りて之を捕へ事なきを得たり右番人は罰金十五六元苦

役三週間に處せられたり。（十日、東朝）

▲**日本人保護命令**　（九日北京特派員發）　北京政府は山東督軍張樹元省長沈銘昌の兩氏に對し「講和條約調印を拒絶せしも平和會議は未だ結了せずして今後日本と交渉すべき案件多々ある際なれば省民が血氣に逸つて事を誤るなきを戒め日本人に對しては厚く保護を加ふべし」と訓電せりと（十日東朝）

▲**排日氣勢募る**　（重慶特電五日發）　排日の火の手益激しく邦貨を買ひたる者に對し五百圓の罰金を科し甚だしきは當人を死刑囚に用ゐる天蓋無き駕籠に乘せて市中を引廻すなど殘酷見るに堪へず又日本人の求めに應ずる駕籠昇無く我同胞の過半は如何なる場合にも徒歩にて往來し不便言語に絶す（十日、日日）

▲**綿絲商對日取引止**　（九日天津特派員發）　當地支那綿絲布商等は日貨排斥熱の勃興に餘儀なく口には之に共鳴し時に從前の通り取引を爲し居たる所此程に至り學界聯合會員の爲めに脅迫され遂に八日支那綿絲布同業組合として之に對する協議會を開き結局既約品を除き新規取引を中止する事となり此旨學界聯合會に回答し九日より實行しつゝあり之に對し我綿絲布商は既に明年三月迄の先約あるを以て許落付き居れり。（十一日、東朝）

▲**排貨運動の强辯**　（上海特電十日發）　北京學生聯合會は全國學生聯合會其他に宛て電報して曰く七日北京政府は通電して日本品ボイコット及び排外の擧動を禁止せり其意を用ふる所解す可からず國民は在來對外擧動に就ては國貨提唱を爲せしのみ決して之れが爲め阻止さるゝ無く努めて進行するを望むと。（十一日時事）

▲**武器供給解禁交涉**　（十日北京特派員發）　支那政府より外交團に對し武器供給解禁に就き交涉ありたるに對し孰れ外交會議を開きて協議の結果を回答に及ぶべきが列强は既定の方針に基き拒絶の意嚮なるも唯伊國公使のみは此際既定方針を打ち切り支那の要求に應ぜん事を主張しつゝあり。（十二日、東朝）

▲**西伯利經濟援助參加**　（十日北京特派員發）　西伯利亞に東淸鐵道の經濟的援助に關しては曩に浦潮に於て列强間協定の結果に基き日本は好意を以て支那の分擔金を立替へ支那の參加を勸誘する所ありたるが此際支那は自力に依り五十萬元を支出して加入する事に決したり。（十二日、東朝）

▲**廢約資金醵出**　（十一日上海太田特派員發）　七月四日城内の支那錢業者一部の間より救國の實際手段として支那が日本より借款せる金額支那貨にして約二億元を國民四億が分擔して返還すべく仍て一組一元五十仙と爲し國家に應分の寄附をなさん事を提議するものありて何れも應分の醵金を爲せるが夫れ以來例の如く之を見習ふ者甚だしく今や所謂廢約準備金の寄附が流行となれり其多くは數百口少きも二口を出し既に應ぜし者數百人此額數千元に上り居れるが此勢ひは愈擴大する模樣なり。（十二日、東朝）

▲**廣東日貨排斥**　（十日廣東特派員發）　廣東總商會は學生團の强要に依り七月十日より日本品の輸入を停止するに決せり廣東國民大會も十日韶園に開催さる。（十二日、東朝）

▲**日淸船客を妨害**　（漢口特電十二日發）　當地の下流新水路にて開業せる石井勇氏（？）は學生に脅迫され知事の保護を得て當地に逃れ來れり長沙の上流湘潭にては學生等汝吾國を愛せずと云へる四字を記せる大なる印を作り日淸汽船會社の船に乘らんとするものを見れば背部に之を捺印し以て妨害を爲しつゝあり。（十三日、時事）

▲**廣東の罷市**　（十一日廣東特派員發）　十日韶園に於ける國民大會の後會衆は競つて軍政府に押掛け伍廷芳氏を廣東省長に任命せんことを要求したるが學生より成る他の一隊は總商會に至り十一日より同盟罷市を決行せんことを强要し交々立つて悲歌慷慨の演説をなし譚人鳳を國賊なりと罵れり各商店は十一日遂に閉鎖せり。（十三日、東朝）

▲**米國の對支政策**　（倫敦特派員九日發電）　本日の倫敦タイムスに左の一節ありタイムス紙の助言者に批評は之を別として此の一節のみは吾人は租壞なる贊意を以て之を讀めり曰く英國の日本に對する關係は多年に亘りて特に親密なるものありしを以て支那講和委員は英國が日本に抗して支那の主張に贊同す可しとは豫期せず米國の援助を深く期待したるもの〻如し米國は支那學生の米國留學を條件として團匪事件の償金を還附し其結果多數の支那學生は米國に赴き昨年一年のみにても其數實に千七百名に達せり而して是等支那留學生は米國に於て彼等自らの爲に又彼等の母國の爲に多數の友を作り彼等を歡待せる國民即ち米國人の上に深き信賴の念を抱き歸國したり從つて

き閉會し夫より議員控室にて兩派の議員は互に罵詈を逞ふし後大立廻となり安福俱樂部議員寶榮安氏（浙江省選出）重傷を負びたるが加害者側には前總理錢能訓氏の甥錢豫氏（浙江省選出）も混り居りて問題となるべき模様なり。（北京特電六日發）西北籌邊使の議案に對する衆議院議場に於ける大騷ぎの際負傷せる議員寶榮安氏は裁判所に起訴され刑事問題を惹起せんとし加害者中議員錢豫氏は安福俱樂部より除名され已未俱樂部に接近し居れり。（八日日日）

▲**籌邊使官制缺點** （北京特電六日發） 已未俱樂部が西北籌邊使官制案を籍り衆議院を騷がしたるは安福俱樂部裏面の操縱者たる徐樹錚氏に對する反感の勃發にして同俱樂部は右官制は

（一）人の爲め官を設くる嫌ある事。（二）權限絶大なる事。（三）外交上の危險ある事。（四）財政上に影響ある事。（五）軍民文治の主張に反する事。（六）軍人專横を招く事等を擧げ反對の通電を發せり。（八日、日日）

▲**周內閣又々頓挫** （七日北京特派員發） 周樹模內閣組織案は徐總統より國務院に交付し龔代理總理の副署にて愈七日國會に提出さるゝ筈なりしが安福俱樂部派にては此事を知るや頗る激昂し其前夜直ちに會議を開きて反對の決議をなし事前に何等交涉する所なく殊に最に一致して反對の意思を表示せるに拘らず徐總統一個人の考へを以て恣に提案するに於ては絶對に否認すべしと敦圉き頑强に反對の態度を示せるより遽に提案を見合すと共に龔總理をして安福派の態度緩和に努めしめつゝあり安福派の態度以上の如くなると同時に衆議院議長の名を以て六日曹錕張作霖倪嗣冲等に宛て通電せるものにも周樹模は既に議員多數一致して反對せるものなるを以て國會を通過せしむること不可能なり更に田文烈を說きて是非共承諾せしむべく若くは他に適當なる人物を擧ぐるか其以外に方法なき旨を述べたるに見るも周樹模內閣實現は頗る困難なる事情あり。（九日、東朝）

▲**徐總統再び辭意通告** （七日上海特派員發） 徐世昌氏は六日盧護軍使宛に予は誤りて現れ出で公僕に任ぜるも就任以來艱苦具に嘗め內政外交齊しく國民の希望に背けり今や病み且衰へ老いたり予の如き斷じて此難關に當り難く國會に向ひ第二次の辭表を提出すべしと電報せり。（九日東朝）

▲**北方代表の來滬督促**（七日上海特派員發） 唐紹儀は平和聯合會の代表に對して北方總代表の全體の來るあらずば和議繼續の見込なきことを說明せり又汪有齡江紹杰は朱總代表及北方代表の全體上海に來るを催促するの電報を發するを承諾し且南方代表と共に積極和議の進行を計るべしと和平聯合代表に答へたり。（九日東朝）

▲**商團和議再開希望** （七日上海太田特派員發） 上海商業公團聯合會は六日北京政府に南北和議繼續を積極的に進行せしめ朱總代表等速かに上海に來らしめ和議を爲し國內の統一を計り安福俱樂部の政局を左右するは國民の共に憤る所なる故之を退けられたし云々と電報し一面廣東軍政府に對して和議繼續積極進行を望み唐總代表をして双方の讓步を行はしめ共に國是を計り早く和局を成らしむるを聞き一致して外に致すへきを電報せり。（九日、東朝）

▲**廣東兩院聯合會決議** （八日上海特派員發） 廣東來電＝五日廣東兩院聯合會を開き左の如き決議を爲せり。

一、各國國會に通電し支那人民は對獨講和條約に關し第四項山東問題の三條を除き齊しく協約友邦の主張に贊成なる旨を聲明すること。
二、全國に講和條約不調印のことを通電すること。
三、北方に對し一切の密約を取消すことを通牒すること。

又憲法制定に關し左の決議を爲したり。

一、廣東を以て憲法制定の地と爲すこと。
二、八月十五日迄に各議員を廣東に招集すること。
三、北京天津間に參衆兩院より議員四名を派し議員を招集せしむること。

（九日東朝）

▲**吉林軍銀行差押** （八日長春特派員發） 孟督軍革職命令に依り吉林軍は戰備をさ／＼怠りなく長春は兵馬の往來繁く軍用金として軍隊は八日朝各銀行の現金を差押へ戒嚴令を布かんとし市民は附屬地に避難準備中にて人心恟々たり我官憲も應急準備を爲し警戒に努め居れり。（十日東朝）

▲**吉林人心恟々** （八日長春特派員發） 孟督軍は北京轉任に決定し孫烈臣吉林督軍に任命されたりとの報あるや吉林軍界は俄に色めき長春の高師團長は七日吉林に急行善後會議を開きつゝありて各界動搖するを以て來長中の森田吉林領事も八日朝急遽吉林に歸れり又之が爲め長春城內の大商店は必ず大騷亂惹起と共に長春に集中の約五千の軍隊の暴行掠奪を恐れ附屬地に避難せんと準備中にて人心恟々たり。

▲**陸兩廣の軍務を見る**　（八日香港特派員發）　廣西省南寧よりの報道によれば陸永廷は兩廣の軍務を見ることを承諾し近く南寧より廣東省肇慶に來るべく同時に衙門新設の命を發したるが竣工の上は當分該地に駐在する筈にて目下頻に工事中なりと。（十日東朝）

▲**程潛逃亡す**　（七日長沙特派員發）　湖南總司令程潛は張督軍と共に吳佩孚を暗殺せん爲多數の刺客を放ちたるが吳の爲捕はれ其中一名は既に殺されたり其爲程潛は部下より監禁され居りしが遂に逃亡せり。（十日東朝）

▲**南方議和方針**　（上海特電）（九日發）　廣東軍政府にては和議繼續に關し雲南督軍唐繼堯氏の意見たる四箇條即ち

（一）南方總代表は唐紹儀氏を最適任者と認むるを以て其辭職を留むること

（二）若し唐紹儀氏にして之を聽かざる時は伍廷芳氏を以て之に代ふること

（三）若し唐、伍兩氏とも之を聽かざる時は西南方面にて軍功聲望共に旺んなる人物を選び總代表とすること。

（四）議和會議に提出すべき條件は軍政府主として之を掌り一應北京政府と打合を爲したる上軍政府の手より之を南方代表をして會議に提出せしむること。

以上の四項に就て議論を重ねたる結果第一唐紹儀氏は既に辭意を取消したるを以て依然として之を議和總代表とし第二議和提出の條件は代表の自由に一任することとしたるが裏面には尙矢張り政學會派と唐紹儀氏一派との暗鬪あるは事實なり。（十一日日日）

▲**孟氏我領事を訪ふ**　（長春特電九日發）　吉林にては八日午後一時より四時迄督軍公署に最高幹部軍事會議開かれ孟氏我領事館を訪ひ陳情宣言書の發表を爲し其諒解を求めしに我領事は張孟兩氏の確執に就ては我の關知す可き問題にあらず只邦人の生命財產に危害ありと認めば臨機の處置を取る可しと云へるに對し孟氏は假令軍隊事を起すとも夥多の警察官あれば誓ふて秩序維持に努む可しと辯明せり。（十一日時事）

▲**吉林派主戰に決す**　（十一日時事）（長春特電十日發）　吉林武官會議の結果主戰に決し吉林より長春に向け續々兵器彈藥軍需品を輸送し來り當地に一旦集合せし軍隊と共に吉林奉天兩省界に前進しつゝありて頗る決意堅きものゝ如く殺氣充滿し居れり。

▲**鮑氏辭任申出**　（十一日時事）（浦潮特電十日發）　鮑黑龍省督軍は目下吉林督軍の後任に擬せられ居れる今日眼病にて臥たりとて北京政府へ辭任を申請せりと傳へらる。

▲**南方も議和希望**　（北京特電十日發）　嚮に錢總理より南方首領に宛會議再開を促したるに對し最近岑春煊により返電あり南方の提出せる八箇條件は讓步の餘地なきにあらず速かに朱啓鈐氏を初め北方代表を上海に赴かしめて會議再開を希望する旨電報し來れり。（十二日時事）

▲**孟軍々資金强請**　（哈爾賓特電十日發）　孟將軍吉林督軍を免ぜられ同時に上京を命ぜられたる電報八日正午當地傅家甸駐屯軍司令部に着するや同司令部にては直ちに軍事會議を開き九日黎明まで凝議せり而して九日に至り中國交通銀行に對し軍資金の調達を命ぜしも應ぜざりしかば司令部は軍隊を出して之を包圍し封鎖の上營業を停止せしめ更に永衡銀行に軍資金調達を命じ之に應ぜしめたり而して當地駐屯軍及び東清沿線の吉林軍は大部分長春方面に集注中なりと然れど軍隊中には孟氏の免職を非とするも張作霖氏に楯突くは穩當ならずとするものありて士氣振はず尙ほ八日アジヘ驛より吉林第三混成旅團二大隊一營、將校十五名下士卒二百八十五名は武裝嚴重糧食彈藥等戰鬪準備を爲して哈爾賓に九日到着同日長春に向かへり。（十二日時事）

▲**中國銀行總辦逃走**　（長春特電十日發）　孟督軍兵の爲め金庫差押へられ目下監視中なる四銀行の内中國銀行總辦は一昨夜監視兵の隙を見、變裝して北京に向け逃走したり。（十二日時事）

▲**孟氏の行動に反對**　（長春特電十一日發）　吉林各界の代表者連は時局に就き會議の末商民としては孟氏の軍事行動は秩序を亂す虞あればとて反對の意を聲明せり尙ほ當地に於ても昨日午後一時商務總會々議の結果吉林同樣反對の決議をなして吉長道尹へ其旨を通じたるも既に騎虎の勢に驅られたる吉林軍隊が之が爲めに行動を變ず可しとは思はれず寧ろ薪に油を注ぎしの感なきに非ず。（十二日時事）

▲**西北籌邊使官制可決**　（十日北京特派員發）　西北籌邊使の官制は十日國會に於て可決されたれば近々公布實施さるべきが所要經費の撚出に苦しみつゝあり。（十二日東朝）

▲**省長辭表却下**　（北京特電十一日發）　國務院は郭宗熙氏の辭表を却下し殊に東清鐵道督辦は外交上重要の關係にあるを以て輕々しく辭職を云ふ勿

關係に就き米國公使は左の說明書を外交部に致せり。

米國銀行團組織に就ては曾て政府の聲明を致せるが本銀行團は三十一銀行を以て組織され米國全體の銀行を代表す而して本銀行團に關係ある銀行にして支那に放資せんとする場合本銀行團の名義にて之を行ひ本銀行團の支那に對する借款は政治經濟の兩借款を包含す是れ本銀行團の成立要旨とす米國政府は最初各國の新銀行團成立を待ち相俱に對支借款に應ずる精神にて歐洲戰爭中此事を計畫せり米國政府は各國にて支那の財政を援助するに就き利益均霑に異存なく殊に支那援助に就き勢力ある日英佛三國が米國政府の此提議に贊成し米國と同樣其本國に於て銀行團を作り支那に對して米國と同一行動に出づれば各國も投資の利益を得支那も各國援助の實效を收むべく若し四國政府にして各銀行團を作り既に支那に投資し居れる銀行及投資せんとする銀行を網羅し更に之を四國銀行團に及ぼして各國の新銀行團を合せて一銀行團を作るに至らば支那の爲め莫大の利益あるべしとの希望より米國政府は誠意此提議をなすものにして各國も誠意を以て贊成すべき事を信ず米國は決して四國銀行團の權利を侵害せんとするものにあらず是によりて一は支那經濟上の需用に應じ一は各國競爭の弊害を除くを得べしと信ず。（四日東朝）

▲關稅實施遲延　（二日北京特派員發）　支那新關稅率は尙丁抹の承認を了せざる爲め未だ發布の運びに至らず從つて其實施期も八月以降に遲延せり。（四日東朝）

▲天津新關稅實施布告　（二日天津特派員發）　天津海關長メーズ氏は新訂海關稅率を來る八月一日より實施の旨六月三十日附にて一日布告を發せり。（四日東朝）

▲關稅剩餘金未交付　（二日北京特派員發）　支那政府の要求に係る關稅剩餘金三百萬兩の引渡に就ては既に外交團多數の承認ありたるも伊太利公使が抗議せる爲め未だ交附の運びに至らず。（四日東朝）

▲苦力六千罷業　（二十九日香港特派員發）　香港苦力の半數以上約六千名は米價賤貫の爲め賃錢値上を要求しストライキを行へり。（四日東朝）

▲鹽稅剩餘交付　（八日北京特派員發）　財政部より要求中の六月分鹽稅剩餘金二百四十萬六千元は八日天津上海長春の關係銀行より支那側に交附さる丶筈なるが支那政府は之を近畿の軍費國會の經費其他中央各機關の經費に充當すべし。（十日東朝）

▲邦人と借款交涉　（北京特電八日發）　西北邊防軍司令徐樹錚氏は米國商人との間に軍用自動車一千輛、價格四十五萬元購買に關し協議中なり右自動車見本旣に到着したれば試驗の上調印を爲す可し徐氏は日本某資本家との間に西北開發借款日本金二千萬圓につき協議中なりとの說あり。（十日時事）

▲軍用自動車買入　（北京特電八日發）　西北籌邊使徐樹錚氏はアメリカン・ツレーディング・コンパニー及フレザー商會に對し西北邊境にて使用すべき軍用自動車八十輛を註文し既に其中二十五輛は北京に到着せるが代金は二箇年間に支拂ふ契約なりと。（十月日日）

▲蒙古遠征隊準備　（北京特電八日發）　蒙古遠征隊の準備は迅速に運びつ丶あり米國の某會社は自動車運送車の多數を供給せんとし支那の一會社も革製天幕の製造中なり又風說に據れば政府は遠征軍初期の經費を支辨する爲め日本より二千萬弗を借入れんと試みつ丶ありと云ふ。（十日時事）

▲吉林財政借款　（九日天津特派員發）　山東省事業會社と吉林の財政整理借款は又打切りとなり鮮銀東拓協議の上貸付くること丶なれり川上東拓理事は其の爲め上京中なり擔保は官銀號所有の土地建物なり。（十一日東朝）

▲江蘇輸出問題　（上海特電十二日發）　江蘇督軍李純氏は上海商務總會より米輸出問題に付き意見を述べたるに對し返書を寄せたるが其內に本督軍は此事は民政府に屬する故未だ之を裁斷し難く江蘇省長に傳達して辨理せしむと云へり。（十三日時事）

▲邊業銀行許可　（十三日北京特派員發）　徐樹錚は西北籌邊使官制と共に之が金融機關たる邊業銀行の組織を計畫し案を具して總統に申請中なりしが今同總統の許可を得たり銀行章程は二十一箇條より成る其要點を擧ぐれば資本金一千萬元、株主は支那人に限り每株百元十萬株四分の一拂込とす三百萬元を西北籌邊使署にて引受け營業年限五十年限り、營業種類は貸付、爲替、手形割引等一般銀行の業務を爲し紙幣發行及び金庫事務を代理する事等、總理協理各一名は何れも株主より選出し籌邊使は監理人一名を派し一切の事務を監督する等なり。（十五日東朝）

支那

第十巻第十六號

要目

論説（行詰まれる支那政局……一―四
資料（一九一八年度の支那對外貿易（上）……五―一三
民國八年度歳入豫算案明細表（上）・一三―一七
雜録（米人上海商業會議所會頭の演説（上）・一八―二一
支那改造問題解決案（二）……二二―二五
彙録（米國の對支借款辨護……二六―二七
支那の打擊……二八
支那人の覺醒を促す刺戟……二八
支那貿易の困難……二八
事業界（支那事業界近況……二九―三四
半月史（半月間の支那重要事件……三五―四〇
時報（支那最近時事要項……四一―四七
彙報（支那關係諸報道……四八―六五

東亜同文會調査編纂部

大正八年八月十五日發行
第十卷第十六號

「支那」目次

論説

行詰まれる支那政局……一―四

資料

一九一八年度の支那對外貿易(上)……五―一三
民國八年度豫算案明細表(上)……一三―一七

雜録

米人上海商業會議所會頭の演説(上)……一八―二一
支那改造問題解決案(二)……二二―二五

彙録

米國の對支借款辨護……二六―二七
支那支那の打擊……二七―二八

支那人の覺醒を促す刺戟……二八

支那貿易の困難……二八

事業界

（順發利有限公司營業成績―阜豐麵紛公司營業成績―泰興公司營業成績）……二九―三四

半月史

（寬城子日支兵衝突事件―高士儐の態度參戰督辨處廢止―山東問題と米國上院）……三五―四〇

時報

（內治外交）直隸省長―湖北教育廳長―安徽振濟令―西北籌邊使官制―湖南政務廳長―中興黨の組織―邊防軍計畫―政治討論會成立―國內和議の其後―支那と國際聯盟―山東保安明令―財務官整飭令鐵
（財政經濟）路案死灰復燃か―華僑の貴州鐵路承辦……四一―四六

彙報……四七

大正八年八月十五日
第十卷第十六號

論說

行詰まれる支那政局

（一）

六月十日錢能訓氏內閣總理を辭してより既に數旬なるに、後繼總理今に至るも尙定まらず、此の內外多事の秋に當りて徒らに一時的假內閣を以て政務を彌縫しつゝある支那政局も、亦行詰まれりと謂ふべきなり。

徐總統の意は錢能訓氏辭職の當時より前平政院長周樹模氏を以て後繼內閣を組織せしむるに在りとせられ、屢々其出廬を勸誘せしも、衆議院の多數派たる安福俱樂部の要挾多端なる爲め、終に其出山を見る能はず。是に於て安福俱樂部は溫厚の長者たる田文烈氏を擔ひで自派內閣を組織せんと欲せるも、田文烈氏亦徐總統に氣兼ねして內閣組織を肯んせず。乃ち御鉢は安福派の領袖たる王揖唐氏に廻はれるも、徐總統は始より意を周樹模氏に囑して安

に油を注ぐべき財的援助と鞏固なる内閣の樹立とを提倡す。而も列國を疎外して單獨抜駈的行動に出でよと言ふにあらず、抜駈的行動によりて列强の反感を買ふは國家百年の大計にあらざるは前内閣の覆轍明に之を證して餘あり。之をなさんと欲せば公明正大列强を誘ふて共に支那の危局を扶持するの雅量を有せざるべからず。而して列强にして眞に支那の保全を希望するが如くんば、必ずや我國と共に支那に於て鞏固なる政府の成立せんことを望むや必せり。

近く北京電報の傳ふる所に依れば、列國は支那の南北統一を希望し、南北統一會議の再開を勸告するに決せりと。支那の南北統一は固より當面の急務にして、北京政府の財政困難は勿論、政府基礎の脆弱等一として之に原因せざるなしと雖も、現今の狀態を以てすれば、南北の統一和平未だ其緒に就かざるに、其根本たる北京政府先づ土崩瓦解の慘狀を呈せんとするの急迫に在り。先づ北方政府の基礎を鞏固にし、動もすれば自己の利害より打算して南北統一に反對し、上海會議をして停頓破裂に至らしめんとする新舊國會又は督軍連を抑壓し、以て徐總統の宿志を遂げしむるが、寧ろ南北和平統一を促進せしむる所以にあらざるか。若し列强にして直に南北和平統一を希望するが如くんば、先づ其前提として北京政府の基礎を　　にし、徐總統をして自由に其手腕を揮はしめざるべからず。此の根本を固めずして徒らに南北統一を説き、大局の維持を强ふるも、事實に於て何等の効果をも齎らす能はざるなり。

或は云ふ徐總統の優柔不斷なる、假令正式内閣組織され財的援助の來るありと雖も、徒らに衆議に惑はされ右眄左顧終に其所信を斷行して大局を統治するの器にあらずやと。吾人も亦徐總統が餘りに寬厚に過ぎて剛毅果斷を欠ぐに慊焉たらざる能はず。然りと雖も錯綜せる支那の政局に於て、天下の重望を集めて政界の中心たる者、徐總統を除いて他に之を求むるに難し。徐總統を中心として支那の時局を收拾するは實に已むを得ざるに出づ、果して然らば更に一歩を進めて其財政的行詰りを救濟し、由りて以て政治的行詰りを脱却せしめ、支那、統一の端緒を開かしむるは、支那の友邦たる者の當面の義務にあらざるなきか。而も之に依つて支那が尙救ふべからずとせば、是れ自然の勢にして人力の以て如何ともすべからざる所なり(一宮生)

一九一八年度の支那對外貿易（上）

一、總說

緒言

歐洲の大戰亂は過去三年間に於ける、支那對外貿易に甚しき大打撃を與へ、其惰力は昨年度の貿易の上に著しく禍患を齎したるは洵に止むを得ざる所なり、時局以來列國共船舶に就ては海洋船と沿岸航路船とに論なく、戰爭の爲に徵發せられて、著しき噸數を失ひ、運賃は昂騰に次ぐに暴騰を以てし、支那が歐米諸國より供給しつゝある重要貨物も、時局に因る物價騰貴と金銀爲替の未曾有の狂騰によりて、需要の範圍を縮小し、又各聯合國政府が其輸出入貿易に加へたる多くの制限は、未だ全く解禁するに至らず、是を以て大多數の貨物は之を交易するに由なく、支那の北方露西亞及其邊境に在ては、過激思想の勃發擾亂に因り、露國の信用を根柢より覆し、支那茶の唯一の市場を失ふに至り、滿洲及西比利亞の邊境貿易は支那軍隊の西比利亞に在りしもの、過激派と合する者ありしより、聯合列强の交涉により、此間の船舶航行を停止するに至れり、支那を包擁せる周圍の狀態斯の如きものありしが、中に支那は年內を通じて內部の政爭に窘められ、其最も殷盛にして主要なる都市の商賈をして、荒廢に歸せしむるの慘狀を呈し、紛々として熄まざる內爭の影響する所其隙に乘じて土匪蜂起し、略奪刦掠を縱にし、重要なる交通機關鐵道運輸の停止するもの頻々として起り、國內の禍患又攘除すべくもあらざりしなり、斯の如き內憂外患に苦める時に當り災殃は再び支那を禍せり、即一九一八年初頭より流行性肺炎の蔓延是なり、一九一七年直隷山東を始め大洪水に苦められたるの後、流行性肺炎は蒙古の南方より駸入し來り、山西、直隷及山東

の諸省を襲ひ來り、南は南京迄も其襲擊を蒙りたり、此に於て政府は之が豫防法を講じ特に漢口、南京及上海等の外國人協會の提議を容れ、嚴重なる豫防法を設くるに至り、之が蔓延を防ぎ死亡者を減したり、而して氣候の漸次溫暖と成るに從ひさしも猖獗を極めたる肺炎も終熄するに至れり、此流行性肺炎により死亡者を出したる事著しく、貿易上に與へたる損害決して僅少にあらざりしなり、乍併昨年度を通じては例年に見るが如く、支那の何れかの地方に於て洪水、旱魃、飢饉等の何れか一二の災害を蒙るべき危險より免れ、內地紛爭により荒廢に歸したる地方を除き、各季節共氣候順調收穫豐穰にして、例年に比して好成績と云ふに憚らざるなり。

貿易額

以上の如く昨年中支那が蒙りたる各種災厄の襲ふものありて、外患內憂の時局に際し、物貨の交易を圖らざる可らざりし事情ありしに拘らず、昨年度の支那對外貿易は累年の記錄を破り、總額十億四千七十七萬六千一百十三海關兩にして、前年度に比し二千八百三十二萬五千七百九海關兩の增加を示す、素より此增加は時局による世界的物價騰貴と、取扱貨物中幾分減縮したるものあるが故に、此增加を以て直に支那貿易の發達を速斷するを許さゞるものありと雖も、而も支那貿易が一般に活氣あり彈力ある象徵とするに足り、更に又支那が一般貿易の發達に汲々として只管平和克復後の既定條件の恢復を責めつゝあるの情觀るべし。

銀塊及爲替相場

昨年中銀塊は益昂騰し最低 $42\frac{1}{2}$d より最高 $49\frac{1}{2}$d の間を往來し、上海兩に對する爲替要求拂は昨年一月 $4/2\frac{1}{8}$ なりしが、同九月には $5/6\frac{1}{4}$ に騰貴し、其後十二月に至り再び $5/1\frac{1}{4}$ に下落せり、而して海關兩の平均爲替相場は前年度 $4/3\frac{1}{4}$ なりしに比し昨年度は $5/3\frac{7}{16}$ なり、一九一七年英米兩國政府の間に交涉成り、一九一八年四月合衆國政府に貯藏せし三億五千萬弗の銀貨を處理し、合衆國國庫をして之を地金に鑄潰し得るの權限を與ふるの會議案成立し、以て銀塊最高價格の格付を爲さんと計れり、而して其地金相場は一オンスに付米貨一弗と決定し、合衆國大藏省の處分に拘る銀貨を交換するは已に決定せる標準相場にて之を買入るゝ事、而して其買入は市場銀相場の最も有利なる時期に於て合衆國の銀の產出高の同額と置換ふべき事に限定されたり、支那に對しては曾て米國より銀塊の大輸送ありしと雖も、而も時局に際し英國及印度は米國より銀塊輸入に更に緊逼なるものあり、斯の如き需給關係の下にありて昨年八月紐育に於ける銀塊相場一オンスに付 $1.01\frac{1}{4}$ 弗に騰り、之と同時に銀塊の海外輸出に就ては特別許可を受けたる者の外、銀塊の一般輸出を禁止する事となり、其結果として爾來米國より支那へ對し銀塊の輸出なきに至れり、而して英國政府は米國の取りたる銀塊相場の標準に一致せしむる爲め、即ち米國銀塊相場一オンスに付一弗との平衡を保たしめんが爲め、倫敦に於ける銀塊最高價格 $48\frac{13}{16}$d と決定

せり、然れども同年八月二十一日に至り倫敦銀塊相場は49½dに引上げられ、續いて紐育に於ける相場も亦1.01½弗と跳上れり、其後十一月十二日に至り48¾dと幾分の引下げを見たれども十二月六日に至り再び$48\frac{7}{16}$dに騰貴せり。

二、貿易港に對する觀察

支那の外國貿易を支配する五十箇所の開港場は、支那の廣漠たる領土に包擁せられ、邊境に沿岸に河港に所在延長數千哩に渉り、各貿易地の狀況亦地方の特色を有し、各事情を異にし消長あるを見る、今是等貿易港に就き昨年度の對外貿易勢力を記述する事凡そ左の如し。

(一)滿洲貿易港　滿洲全土を通じて產物の豐穰なる事は言はずもがな、若し支那政治上の紛爭なく、既定の事情の下に產業政策の行はれしならば、更に莫大の好成績を擧げ得たるや必せりと雖も、不幸にして露國過激派の騷入は遂に西比利亞に移動し來り、滿洲地方を脅かし、爲に數ヶ月間全く貿易狀態を痲痺せしむるに至れり、即ち昨年一月同地方に勃發せる戰爭狀態に依り鐵道船舶の運輸は兩つながら破壞せられ、同月支那より露國行船舶の航行禁止と成り貿易上大なる打擊を與ふる事となれり、黑龍江航行船舶の禁止は漸く六月に至りて囘復する事となり、夏期聯合國の派遣軍の到着により大に信用を博し、意を安んずるに至りしと雖も、其貿易は以上の原因により大打擊を蒙り、昨一ヶ年を通じ輸出に於て六割を減じ更に哈爾賓方面に於て二割五分を減少せり、黑龍江航行禁止の一の結果として露國向爲替は一時的一部の恢復あり、昨年一月十五日に於ては從來の最低記錄を示し上海百兩に付き露貨千九百七十留なりしが、間もなく爲替騰貴し上海百兩に付露貨六百八十留となりしが、其後再び底落せり、而して昨年末は百兩に付露貨一千二百五十留に暴落せり、即ち露貨流通一留に付墨銀十仙なりき、而して滿洲東方地方に於ける昨年中の特記すべき事項としては、支那汽船慶瀾號が露支協約たる愛琿條約に依て與へられたる航行權の行使として黑龍江に入港したる事是なり、以上は滿洲東部の船舶並に金融其他一般の狀況なるが、鐵道輸送に就ても亦東淸鐵道の亂調に因り、馬車輸送業は之が爲め却て殷盛を來すに至り、滿洲の巨額の大豆の長春に運送さるゝものは悉く此處より滿鐵の輸送機關に依りて大連に積出されたり、而も船腹の缺乏に因り是等の大豆は大連埠頭に堆積さるゝの有樣なりしが、昨年末に至り主として日本に輸出されたるもの多く、歐洲行船舶は十二月に至り幾分恢復されたり、豆油に對する米國筋の註文は頗る多く、石油輸送船に依りて多數の豆油を「シヤトル」に輸出したるは、蓋昨年が始めてなるべく、其他日本に於ける豆粕市場の活況を呈したるが如きは最も著しき事實なりき、野蠶絲の產出並に貿易は概して不況なりし安東縣の近時柞蠶絲製造業の著しき發達は、今尙輸出額以上に繭產出ありて其繰絲機械の臺數は前年度に比し約倍數以上に達せり、南滿洲の貿易は北滿の混亂せるに反して一般に好況なりき、而も昨年初頭の黑龍江航行禁止は亦貿易

障碍の結果となり、夏期に於て鐵道は主として日本派遣軍の哈爾賓輸送に使用せられたり、昨年末に近く休戰の報至ると共に一般に意を安ずる色ありて將來は樂觀に傾きつゝあり、而して鞍山站の製鐵所は本年（一九一九年）初春に於て創業せんとし、毛織物工業に就ても亦滿洲及蒙古の羊毛原料により奉天に於て之が工場の開設を見んとし、更に一九一七年の貿易年報に述べたる輕便鐵道たる天寶山礦區より龍井村を經て圖們江に至る輕便鐵道は、不日開通せんとし、又吉林省會寧より龍井村に達する輕鐵亦本年中に測量を完成せんとし、之が竣成の曉は吉林輸送上の便や蓋し尠からざるなり。

（二）北方諸港　支那北部地方に在りては、恰も一九一七年の大洪水に因り、一切の收獲を擧げて荒廢に歸したる賠償を得たるが如く、直隷地方に於ける昨年度の大收獲殊に棉花產出は頗る巨額に達せり、此間にありて同地の輸出貿易は九百萬兩の增加を示したり、乍併此增加は實際貨物の數量の增加に非ずして、一般價格の騰貴に因る增加最も多く一般庶民の利とすべきもの甚尠し、蓋し前年度の小麥收獲の失敗に影響し、彼等は高價なる麥粉を上海より移入せざる可らざる狀態にありたればなり、次に輸入の增加は六百萬兩にして、此增加は日本政府勘定として約九百萬兩の軍需品を含むが故に、實際の增加と見るを得ざる事情あり、而して地方の製產者は此貿易の好況と全く反對の傾向を呈し、軍隊に使用せらるゝ軍需品の徵發に遭ひ、特に山東省各地を惱ましたる土匪の猖獗により、屢其掠奪に逢ひ、同地方の產業の大部分は昨年中を通じて其害を蒙れり、而も其後漸く是等土匪の剿滅するあり、民心漸く意を安んずるに至りしは不幸中の幸なりと謂ふべし、天津に於ける利害問題としては夙に英國及各國租界の合同組織に依り、河川河海の修理浚渫に關する提議の決定せらるゝあり、農產物に就ては山東地方に於ける收獲物は北支那地方を通じて一般に好況なりしが、こは單に其地方の多くの當業者が以上記述せるが如き困難の時期に在て節制宜しきを得て損失より免れ得たるに因るものなり、以上述べたるが如く、戰爭の爲め貿易上に加へたる制限、銀塊相場の狂奔、地方土匪の跋扈に加ふるに流行性感冒の猖獗等の不祥事の相絡まりて、昨年を通じ概して一般貿易を不活潑ならしめたる原因ならずんばあらず、而して他方芝罘に在ては港灣の改修計畫は頗る良好に進捗しつゝありて、之が計畫は築港及防波堤を設くるにありて、防波堤は入港船舶の荷揚場たる浮堤と連接するにありて、此計畫は久しく缺乏を感じたる所にして、之が完成の曉は船舶の防護芝罘港の受くる利益が決して尠少ならざるなり、然しながら芝罘港は宜しく煙濰鐵道と連接し、以て其背地との聯絡を取らざる可らず、然らざれば芝罘の貿易を他港に奪はるゝ事となるべければなり次に青島に於ては滿洲諸港に於けるが如く上海より移入せらるゝ麥粉及綿絲等の輸入は、外國貨物の爲め甚しく驅逐せらるゝに至り、又日本燐寸の輸入の如きも濟南府青島に於ける同品の製造工業の盛なると共に漸次其輸入額を減退しつゝあり。

(二)長江上流地方四川方面の耕作物は一般に氣候順調なりし爲め、收獲好況米作又豊穰なりしが、而も一般穀物の價格は一部銅貨の下落と、生活程度の向上に因り一樣に騰貴せり、軍隊の劫掠は長江上流の貿易に大打擊を與へ、之がため民船の徵發せらるゝもの曳船の引上げらるゝもの絕えず、船舶は軍隊のために徵集せられ、金融は昨年を通じて逼迫を續けしが、年末に至り重慶より私に弗銀の輸送ありしを以て、漸く市場を救濟するに至れり、而して土產綿布の如きは頗る活況を呈し、內地各地方の織物工場より地方に積出せるもの頗る夥しく、桐油及黃糸は萬縣地方より大量の輸出せらゝありて、同地方が支那最富有の地方なる事は何人も疑はざる所にして、只周圍の障礙の徹去せられ貿易上既定の條件に回復せらるゝの時期を待つのみ、宜昌及沙市地方に在ては昨年秋季に至る迄軍隊のため、貿易商買を干涉障碍せられつゝありしが、秋季大總統の選擧其他の事情に由り、一般平穩に近き聊か改善し得たるは又至幸とすべし。

中部楊子江方面に於ける昨年度の棉花の產額は、例年の記錄を破りたれども、之に要する勞働者の缺乏は流行性感冒の影響に由り、著しく減少し其結果同品の輸出高亦豫期の效果を擧げ得ざりき、而も金融市場の恢復及び政治上の擾亂より逃れて歸鄕せる地方富豪に對する一般の信用は、聊か以て民意を安んせしむるに足るものありき。

長沙岳州等の湖南諸港に在りては、內亂最烈しかりし地方にして、市場は軍隊の爲に蹂躙せられ南北の軍隊の忽退忽進紛亂不絕して、兩市は屢其劫掠に委せられ、貿易商事亦顧るに遑なかりしも、年の終りに至り漸く終熄し、民始て安堵の思を爲し交易亦將に興らんとす、同地方の將來が有望にして外國貨物の荷捌きは頗る好況なるは謂はずもがな內地土產品の輸出亦囑望せられ、今後外國品の需要頓に增加すべき見込十分なり、同地方の米穀は產額頗る豊富なるものありしに不拘、價格は却て騰貴せり、是れ銀貨の減少に因れり、湖南省に於ける鑛物としては酸化安質母尼、鉛、亞鉛、滿俺及タングステン鑛等多數產出せられ、タングステン鑛の如きは既に輸出表に揭載せられつゝあり、是等の鑛產品は又天津、九江、汕頭、梧州等にも產出あり、更に又久しく開通せざりし粤漢鐵道の支線長沙より漢口に至る線の開通は、漸く九月十六日に至り竣成せり、要之昨年一ヶ年を通じ同地方鐵道全線に亘り、軍隊官吏等の惡用に委せられ、爲に一般貿易の大なる障碍を與へたる影響著しきものありしなり。

(四)長江下流諸港　漢口は從來の豆類栽培地域にして之が棉花耕作に轉換したる結果として棉花の產出は巨額に上れり、又小麥の產出も頗る多く日本との取引最も多かりし、茶の取引は秋季西比利亞地方に於ける幾分の需要立直りと磚茶製造の再び開始せらるゝものありて、秋季幾分取引增加したるものありしとは謂へ、年を通じて一般に不況なりき、次に輸入に就ては日本商品の販路開拓に因る相對的商品の侵入に依り英國品は大減退を來せり、而して土產金巾綾木綿等の外國品に對する競爭により支那品の需要大に增

加せり、長江下流域の諸產物は何れも豐饒なりしも、其貿易は是亦内地不斷の政爭の紛爭によりて一般に不況にして殊に江西省及津浦鐵道線に於ける軍隊の移動は一般輸送を制限し、金融市場の逼迫を來し富豪の事業家も遂に其資本の融通を僅に流通手形によりて取引するに至れり、而して此に注意すべき最顯著なる事實は同地方にアニリン染料の市場に上るもの多く、日本綿布は江西省にて需要さるゝ綿布の七割を占め、爲に支那織物の相場頗る高く、又砂糖に就ても香港糖、爪哇糖及臺灣糖の間に烈しき競爭を惹起し、其結果として秋季爲替相場の騰貴するに至る迄各自相場引下を實行せり、次に福建廣東間の陸路貿易は南部地方の擾亂に因り、主として長江一帶に轉換せられたり、安徽省に於ける養蠶業は頗る盛にして繭業公所は今尙各地方に於て繭買付に從事しつゝあり、裕繁鐵鑛公司は昨年中其鑛地より荻港邊に至る延長五哩の輕便鐵道を敷設せり、荻港は蕪湖の上流三十哩の地點にして此より鑛物の輸出を爲しつゝあり。

(五)中部諸港　杭州及溫州は曾て戒嚴令の宣布せられたるものありしとは云へ、此驚愕すべき政治上の出來事を除いては、一年を通じ一般に沈靜を繼續したれども、貿易は一般に不活潑にして只砂糖及支那織物の外國品に代りて多少の移動を見たるのみにて、而も外國織物機械が杭州に於て支那織布業に使用せられたるもの多く、此間に在りて南洋兄弟煙草公司と英美煙公司との競爭は最も烈しきを加へ、何れも廉價を以て市場に紙卷煙草の供給最も努めたり、他方生絲竝に茶取引は至る所に行はれたり。

(六)南部地方諸港　南部地方は昨年春季より夏季にかけ、久しく降雨に惱まされ特に廣東に於ては米價の暴騰は六十年來未曾有のレコードを示し、南北政爭絕ゆることなく廣東軍と龍濟光軍との戰鬪引續き行はれ、其隙に乘ずる土匪の蜂起するあり、之に氣候の災厄を以てす一九一八年の同地方が禍を以て終りし狀察すべし、而して瓊州は十月廣東軍の爲に終に占領せらるゝに至り、同地船舶の不足は終に船主をして內國航行規則の下に小蒸汽船を以て僅に用を便ずるの有樣なりき、然も尙支那製織物竝に綿絲の需要增加は北支那地方と同しく賣行甚多く、日本綿布は雲南省に最も多く、消費せられ、アニリン染料亦頗る需要あり、蒙自近傍の個舊の錫鑛亦頗る產出多く輸出されたり、而も當業者は孰れも休戰後錫價下落に由り大損失を招き之と同時にタングステンの輸出亦時期を逸し、巨額の在荷品を蓄へて損失を招致せり、其他北海の滿俺鑛の如きは產出高極めて豐富なるものありしと稱せらる。

三、關稅收入

一九一八年中の海關收入は合計三六、三四五、〇四五海關兩にして、之を一九一七年度の收入三八、一八九、四二九海關兩に比して一、八四四、三八四海關兩の減少なり、今之を昨年中の倫敦銀塊相場最高低の平均率 $5s/3\frac{7}{16}d$ に於て海關兩を換算する時は前年度の平均率 $4s/3\frac{13}{16}d$ に對し、英貨一、三六二、二八七磅の增加なり、而して昨年中借款其他

外國よりの金貨諸決濟により吸收されたる海關收入の主要部分は殆ど政府が金貨換算にする大部分の收益を得たりしなり、而して海關兩を増加したる外概して不況なりし、輸入税は九七二、四〇一海關兩を減じ、輸出税亦三九三、五三九海關兩の減少を示す、又沿岸貿易税に於て一〇二、八二八海關兩噸税に於て一三〇、五九八海關兩を何れも減じ阿片は支那輸入は禁止されたるも青島に輸入されたるもの一一、〇〇〇海關兩にして、釐金税は二七、五〇〇海關兩にして本項は輸入税項目中に包含せらる。

以上は昨年度の海關收入にして、更に之を各税目に分ち前三年間と對比するに即ち左の如し（單位海關兩）

税目	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年
輸入税	一四、三六七、二二一	一五、二三五、〇五六	一六、一六一、一三九	一五、一二〇、四五八
輸出税	一五、四三九、七〇九	一六、五四二、六一四	一六、三八一、六六三	一五、九八八、一二四
沿岸貿易税	二、五一七、七一三	二、三九九、四〇六	二、三五一、三四〇	二、二四八、五二三
噸税	三、一九四、九五九	一、一二三、八九〇	九九四、二二一	八六三、六二三
內地子口（入	一、五一九、五〇七	一、三四一、九四八	一、三七三、八五一	一、三一一、〇九一
內地子口（出	七六九、四三三	八四五、三三三	七二一、五〇九	八二三、二三七
阿片釐金	九三九、一六四	二八七、〇六四	二一五、七〇六	—
合計	三六、七四七、七〇六	三七、七六四、三二一	三八、一八九、四二九	三六、三四五、〇四五

更に之を外國貿易及び內地貿易に分ちて最近十年間を比較すれば左の如し（單位海關兩）

年次	外國貿易	內地貿易	合計
一九〇九年	二八、六八二、三七七	六、八五七、五四〇	三五、五三九、九一七
一九一〇年	二八、六九九、二七七	六、八七二、六〇二	三五、五七一、八七九
一九一一年	二九、六五六、三九三	六、五二三、四三二	三六、一七九、八二五
一九一二年	三二、三三二、〇八六	七、六一八、五二六	三九、九五〇、六一二
一九一三年	三六、六五二、三五五	七、三一七、四九八	四三、九六九、八五三
一九一四年	三二、一五〇、三九五	六、七六七、一三〇	三八、九一七、五二五
一九一五年	二九、一九四、五六七	七、五五三、一三九	三六、七四七、七〇六
一九一六年	三〇、五六六、〇九三	七、一九八、二二八	三七、七六四、三二一
一九一七年	三一、一三五、四〇九	七、〇五四、〇二〇	三八、一八九、四二九
一九一八年	二九、五九九、五〇九	六、七四五、五三六	三六、三四五、〇四五

次に支那土產品輸出税を外國輸出、支那諸港宛移出に內譯して表示すれば次の如し（單位海關兩）

年次	外國輸出	支那諸港移出
一九〇九年	七、四九四、六四一	四、八四一、〇三四
一九一〇年	八、三七九、八三三	四、七四八、八〇四
一九一一年	八、一三五、〇二一	四、四八七、七三八
一九一二年	八、五二五、五四九	五、二八三、五九九
一九一三年	九、〇六九、九八三	四、八七八、三三二
一九一四年	八、五三二、二五〇	四、五二一、四三〇
一九一五年	一〇、四〇四、二八三	五、〇三五、四二六
一九一六年	二、七四三、八〇三	四、七九八、八一三
一九一七年	一二、六七八、九八三	四、七〇二、六八〇
一九一八年	一二、四九一、一〇〇	四、四九七、〇二四

前表に基く昨年度海關收入を支那各港別として、前二年間と比較すること次の如し。

最近三年支那海關收入港別表（單位海關兩）

海關	一九一六年	一九一七年	一九一八年

愛琿	三一、九二一	七八、八六一	一六一、六四六
三姓	四四、五七四	六七、九五八	八六、七〇四
滿洲里	三一三、五七二	二七五、五八九	八一、二〇五
哈爾賓	二九七、八〇七	三九七、五五一	三六〇、七二九
綏芬河	三四八、四三三	四一五、八七八	二五四、七六〇
琿春	二一、八〇二	二七、九六一	三三、四四六
龍井村	二一、七〇四	四〇、三三八	八〇、三三六
安東	七四二、七三九	一、〇九九、八〇八	八九三、七四七
大東溝	六七九	一、二二六	三四二
大連	二、〇三二、八四四	三、〇八八、五一八	三、五六二、一九六
牛莊	六六四、五九六	五〇六、三二一	五〇五、四八九
秦皇島	二六八、三三五	二八七、六二〇	二六四、一六八
天津	四、四二一、八五五	四、二六九、〇三八	四、〇二八、九三四
龍口	四四、二〇八	四一、四二四	四二、四三三
芝罘	四九五、〇六七	四七八、八八八	四四三、四九九
膠州	一、六九八、六六七	一、八六四、六二〇	一、四二一、九〇六
重慶	五二〇、四二九	四六六、七一三	四七八、四二五
萬縣	—	四〇、九八〇	九八、七二八
宜昌	一三三、五八三	七八、五一八	六三、六五五
沙市	五三、九七二	四六、九五〇	六〇、五八六
長沙	六二四、五一三	五二二、七二六	三〇四、八六九
岳州	七九、七〇三	六三、〇七六	一三八、一二一
漢口	四、〇一一、〇一七	三、七六七、一〇〇	三、二六〇、八三〇
九江	六四〇、六一九	六一四、六〇四	六〇二、五三〇
蕪湖	五四五、九五三	三八九、五三二	五八六、九六〇
南京	三八三、五二三	三五二、九五〇	二八九、〇一一
鎮江	三八一、〇五七	三八七、三三〇	三四五、九六八
上海	一二、三二四、五一八	一二、二二四、五七四	一〇、九〇三、〇四七
蘇州	二三二、三三四	二三三、四一二	二四七、二六二
杭州	三三三、七〇〇	二七七、二六九	二三九、四二五
寧波	四七九、八三六	三九〇、九六四	四〇五、五四五
温州	六一、三四三	六〇、〇七六	五一、六〇九
三都澳	一三一、八八五	一二八、五一三	一一四、二三五
福州	五九二、七〇九	四五五、九〇八	四四四、一九六
厦門	四二八、一一八	三六五、四〇五	三四七、八六八
汕頭	一、一二四、七九三	九六一、六三五	九一六、四四一
廣東	二、二三二、七二六	二、三三二、三三三	二、二八〇、九四一
九龍	一九二、七一九	二五四、四二四	二二六、九三四
同鐵道	四〇、七二三	八四、〇〇七	七九、四一九
拱北	一八九、〇九三	一四四、七四四	一三三、八一四
江門	一六三、二四九	一七二、二三九	一三四、九二七
三水	二一一、八八四	一六三、七二〇	一一八、五四一
梧州	六三三、五一二	四五六、五六二	四七一、〇三三
南寧	一三二、八四八	一四三、九六六	一三八、二二八
瓊州	一九三、四八〇	一五七、三一〇	一一八、二四九
北海	八六、三一五	六九、三七二	七三、五四二
龍州	五、一二〇	三、一九六	四、七八八
蒙自	三三五、〇八三	三八一、一〇九	四〇一、二六八
思茅	五、〇七八	六、〇二一	四、八五四
騰越	六二、三三三	六〇、六〇〇	六三、四九六

	一九一六年	一九一七年	一九一八年
合計	三六、七四七、七〇六	三八、一八九、四二八	三六、三四五、〇四五
		（兩以下四捨五入）	
常關收入（單位海關兩）			
牛莊	一三三、八九七	一四四、八四三	一二五、八八二
天津	一、〇九二、一三七	九九九、〇五二	一、一三一、九三二
芝罘	八五、八三七	八一、〇五八	八八、〇一六
宜昌	六〇、六四一	五五、四〇四	三九、一一六
沙市	一一、七〇九	一一、八三三	八、一一七
九江	三八四、四三五	三四七、〇六八	三四三、七九三
蕪湖	七四〇、四四八	六八六、四三〇	七六二、五三七
上海	二一三、八九五	二三九、九五二	二三二、四〇〇
寧波	一三七、一一七	一三五、一六〇	一三一、〇一六
溫州	三九、〇二〇	四八、五八四	五一、五七八
三都澳	八二、七一三	八四、四八六	八三、四三九
福州	一八二、一九〇	二四三、五〇七	二三六、一九三
廈門	七七、〇五〇	七一、五五一	八四、七二九
汕頭	一一五、六三八	一三三、五四六	一三一、七一九
廣東	二一六、四六九	二八五、一〇三	二九九、六四五
江門	三七、七八一	六九、〇三七	五六、九一二
梧州	一一七、二四〇	一三五、五七一	一七七、三五〇
瓊州	二〇、六八七	二五、〇八四	一九、六〇一
北海	九、五八三	九、四六三	一〇、〇五二
合計	三、七四六、六四五	三、七七五、七三二	三、九七四、〇三五

民國八年度歲入豫算案明細表（上）

民國八年度歲入歲出預算總案に付ては前號誌上に於て記載したり、玆に掲ぐる歲入預算明細表は預算案と共に曩に政府より衆議院に提案したるものなり、表外田賦、貨物税正雜各税捐、官業收入、雜收入に付き明細書あり其要領を併せて譯載することゝせり、八年度の預算數を民國五年度の決定數と對照しあるを以て其增減を知り以て歲入の大勢を測知するを得せしむ。

第一款　田賦

田賦は民國五年度に於て財政部査定額豫算經常臨時合計九千四十七萬七千二百四十八元なりしが國務院の議決を以て五百三十八萬元を增加し總計九千五百八十五萬七千二百四十八元となしたるものなり、八年度豫算に付ては財政部に於て各省各處の申告に基き其申告未濟のものは五年度豫算に基き部に於て査定したり。

其經常臨時合計九千三百二十萬六千三百九十七元にして五年度議定數に比し二百六十五萬八百五十一元の減少なり、其理由は五年度國務院議決の增額に付ては各省多くは不承認なりしにより此減額をなせるものなり、然れとも五年度財政部原案に比し尙ほ二百七十二萬九千百四十九元の增加なり。

又本表の類款項等の名目は各省共同しからざるも、大別して地丁、漕糧、租課、雜賦、附加税の五項とし各省別に記載しあり。

第四款　貨物税

貨物税は五年度預算書經常臨時合計三千八百四十三萬九千四百十九元と財政部に査定したるが、國務會議の議決により四百三十萬八百元を增額し、四千二百七十四萬二百十九元と決定せり、本預算に於ては各省の申告數及び各省最近情形に照し、且つ五年度議定數を參酌し經常臨時合計三千九百六萬四千三百九十三元とせり、之を五年度議定數に比し三百六十七萬五千八百二十八元の減額なり之れ五年度議定增額に付ては各省の不承認多きにより減額せるなり然も五年度財政部査定數に比し尙六十二萬四千九百七十二元の增加なり。

本表の分類に付ては各省の報告概ね貨物税、産銷税、統税、統捐厘金貨捐等の名目を綜括記載し居るも其分類明白ならざるを以て止むなく貨物税、厘金、百貨捐の三種に分てり臨時收入の部に於ては罰款の一項あるのみ。

第五款　正雜各税

正雜各税は五年度預算書財政部査定額計二千二百九十萬二千四百三十二元なりしが、國務會議の議決により千百八十六萬六千元を增額し、三千四百七十六萬八千四百三十二元と定めたり、本豫算は財政部に於て原報告に照し或は五年度預算を査照し或は六七兩年度數額を參照し、二千四百八十三萬三千百十七元とせり、之を五年度議定數に比し九百九十三萬五千三百十五元の減額を見たるは、一は五年度國務會議にて增額したること各省の承認せざるもの多きと一は本表中契税、及び牙税の兩項中財政部送付款中に計上記載せるもの數省あるを以て劇減したるなり然れども五年度財政部査定數に比し猶百九十三萬六百八十五元の增加なり。

本類の各税は契税の收入を以て最大とし、屠宰税、茶税、牙税之に次ぎ鑛税牲畜税、糖税、當税又之に次ぐ、木税漁業税包裹税等は各省盡く有るものに非ざるを以て收税數も少額なりとす、其他各種零碎の雜税は名目繁雜を極め收税數少額なるを以て、便宜雜税の內に統括したり。

第六款　正雜各捐

正雜各捐は五年度豫算に於ては、經常臨時共財政部査定數八百六十一萬三千九十六元にして、國務院會議に於て七十四萬七千元を增額し九百三十六萬九千九十六元と決定したり、本預算に於ては各省報告不備により、財政部は各省送付の原案及五年度預算に基き、經常臨時合計八百二十四萬三千九百五十一元と查定す、之を五年度議定數に比し百十一萬六千百四十五元を減額し五年度財政部査定數に比し三

十六萬九千百四十五元の減額なり、其理由は五年度國務會議に於ける增額は各省にて不承認のもの多きと、其他五年度預算に於て本款に屬せるものゝ内八年度豫算に於て他款に編入されたるもの約二十一萬元あるを以て、五年度の列擧數に比し十五萬餘元の減額となりたるなり。

本款の收入は臨時收入中の餉捐を以て最も巨額とす經常收入中には貨捐、茶捐、船捐の三種は數省同一なるを以て各別に記載するも、其他各種の捐種は何れも少額なるを以て凡て雜捐中に合併せり、猶茶捐、貨捐等は貨物稅と相交錯せるが如きも、別記各省にては正雜各捐中に記載せるものあるを以て、玆には其舊例により本款中に記載せるものなり。

第七款　官業收入

官業收入は五年度預算に於ては經常臨時共財政部原案通り國務會議の議決を經て、二百九萬一千七百五十二元と確定せり、本預算に於て財政部は各省の原案及び五年度預算を參酌して、經常臨時計二百四十四萬二千八百九十元とせり、五年度預算に比し三十五萬一千百三十八元を增加したるは直隸黑龍江兩省は各十七萬元を增加し其他各省に於て多少の增減ありたるを以てなり。

本款に於て官股收入、官辦局廠收入、官有房地租收入の三項に分列せり。

第八款　雜收入

雜收入は五年度預算には經常臨時共財政部査定額四百四十二萬二千八十二元なりしが、國務會議の議決にて百萬一千五十元を增額し、二十三萬一千四百四十一元を删減し五百十九萬三千一百四十一元と決定せり、本預算に於て財政部は各省の報告及び五年度預算に基き、亦六七兩年度の報告を參照し、經常臨時合計六百四十六萬二百九元とせり、之を五年度議定數に比較し百二十六萬七千六十八元を增加せるは、其理由司法收入の項は五年度預算に於ては多く特別會計に編入せしが、本預算には全部を計上して八十五萬餘元の增加とせり又官款收入の項に於て四十六萬餘元を增加し其他各項に多少の增減ありたるに由るなり然も本款に於ては五年度に於て臨時の收入たりし爲め本預算に計上せられざるものあり、五年度預算に於て他款に屬せるものを本預算にて本款に計上せるものあり、五年度預算に於て本款に計上せるものを本預算に於て他款に變更せるものあるにより、總數に於て比較數字の符合せざるは止むを得ず。

又本款の各項は元來一定の數額なく、又各省報告の名目も極めて複雜なるを以て、本預算表に於ては官款收入及び罰款收入の二項のみは相當の收入額に達せるを以て別に計上し、其他の各項は各主管に屬するものに區別して計上することゝせり、各部に屬せざるものは雜款收入の內に總括したり。

(備考)　本預算表を通じ五年度預算との比較數が說明書と表中數字と符合せざるものあるは五年度預算書に於て計上せるものも本預算書中に右項目の計上を削除し或は五年度に於て他款に計上せるものを本預算に於て改正計上せるもの等あるが爲め差違を生じたるに依る。

(甲)經常收入

第一款 田賦

項目別	八年預計數	五年議定數	比較增	比較減
第一項 地丁	六五、八二三、三六二	六七、一〇四、六四六		一、二八一、二八四
第一目 京兆地丁	四三一、九五八	五三一、九五八		一〇〇、〇〇〇
第二目 直隸地丁	四、九四九、〇一一	四、〇七二、〇三三	八七六、九七八	
第三目 奉天地丁	三、六九四、七九六	三、〇五〇、八六五	六四三、九三一	
第四目 吉林地丁	一、九五〇、一三五	二、五九九、四六七		六四九、三三二
第五目 黑龍江地丁	一、三二二、六四〇	一、五〇一、六二一		一七八、九八一
第六目 山東地丁	五、六六五、三六七	五、七〇三、三六四		三七、九九七
第七目 河南地丁	四、九七五、六一六	五、〇九七、三三七		一二一、七二一
第八目 山西地丁	五、六四〇、九〇一	五、六四〇、九〇一		
第九目 江蘇地丁	三、九七三、四二三	三、八八二、〇〇〇	九一、四二三	
第十目 安徽地丁	二、四三二、〇三九	二、四三二、〇三九		
第十一目 江西地丁	二、六七一、七五二	二、六七一、七五二		
第十二目 福建地丁	三、二三五、二九〇	二、七八五、二九〇	四五〇、〇〇〇	
第十三目 浙江地丁	三、五八九、四四五	四、〇六六、九四七		四七七、五〇二
第十四目 湖北地丁	一、七四五、三三九	二、〇七四、二四八		三二八、九〇九
第十五目 湖南地丁	二、七八三、六五三	四、二八三、六五三		一、五〇〇、〇〇〇
第十六目 陝西地丁	二、四三〇、八二三	二、四三〇、八二三		
第十七目 甘肅地丁	五八〇、二九六	五八六、四九二		六、一九六
第十八目 新疆地丁	一、一五四、四三四	一、一〇一、六八八	五二、七四六	
第十九目 四川地丁	六、八四五、四四五	六、八四五、四四五		
第二十目 廣東地丁	二、一七二、八六六	二、一七二、八六六		
第二十一目 廣西地丁	一、五四三、五〇〇	一、五四三、五〇〇		
第二十二目 雲南地丁	六四一、八〇一	六四一、八〇一		
第二十三目 貴州地丁	七三九、三二三	七七五、〇四二		三五、七一九
第二十四目 熱河地丁	一一八、七六七	九〇、三〇一	二八、四六六	
第二十五目 綏遠地丁	五三、八九一	五三、八九一		
第二十六目 察哈爾地丁	三二一、四三六	三二〇、九〇六	五三〇	
第二十七目 川邊地丁	二四九、四三七	二四九、四三七		
第二項 漕糧	一七、六五八、〇七六	一七、九四六、四九四		二八八、四一八
第一目 直隸漕糧	二一三、五七〇	二四七、六四一		三四、〇七一
第二目 山東漕糧	二、二一五、五三五	二、二七八、六三六		六三、一〇一
第三目 河南漕糧	九六一、六三〇	一、一三一、三三七		一六九、七〇七
第四目 江蘇漕糧	四、四一六、六六六	四、四七七、三三〇		六〇、六六四
第五目 安徽漕糧	一、一六七、〇一六	一、一六七、〇一六		
第六目 江西漕糧	一、五二七、〇〇九	一、五二七、〇〇九		
第七目 浙江漕糧	二、〇六六、一九三	二、〇五八、六八三	七、五一〇	
第八目 湖北漕糧	八六一、三九二	一、〇二三、七三一		一六二、三三九
第九目 陝西漕糧	八三三、六九三	八三三、六九三		
第十目 甘肅漕糧	一、三六二、六六三	一、一六八、七三九	一九三、九二四	
第十一目 廣東漕糧	一、七〇四、三三三	一、七〇四、三三三		
第十二目 雲南漕糧	三〇五、三〇〇	三〇五、三〇〇		
第十三目 綏遠漕糧	二三、〇七六	二三、〇七六		
第三項 租課	一、九七一、三八七	一、八二七、四四九	一四三、九三八	
第一目 京兆租課	二三〇、〇一三	二三〇、〇一三		
第二目 直隸租課	六四六、八一四	五六一、二六三	八五、五五一	
第三目 奉天租課	一五、八九五	一二、八六三	三、〇三二	
第四目 黑龍江租課	二四、三六九			
第五目 山東租課	二三九、六七七	二〇九、七一六		
第六目 河南租課	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		
第七目 山西租課	九、三五六	九、三五六		
第八目 江蘇租課	二五四、〇七四	二三〇、三五〇		
第九目 安徽租課	二三、一一五	二三、一一五		
第十目 江西租課	一三、八〇三	一三、八〇三		
第十一目 浙江租課	二五五、五二一	二八五、二三九		二九、七一八
第十二目 湖北租課	一五、〇六八	一七、八九六		二、八二八

第十三目 湖南租課	一八、三〇〇	一八、三〇〇		
第十四目 陝西租課	四、一六〇	四、一六〇		
第十五目 甘肅租課	二、〇二九	一、九八四	四五	
第十六目 新疆租課	四一六、二一九	四〇八、六一九	七、六〇〇	
第十七目 四川租課	五、九四九	五、九四九		
第十八目 廣東租課	一三、三八六	一三、三八六		
第十九目 熱河租課	三、三五九	三、三五九		
第二十目 綏遠租課	一一、二七一	九、〇五九	二、二一二	
第四項 雜賦	一、六四三、四九九	一、五八六、九四八	五六、五五一	
第一目 京兆雜賦	二四、四三三	一七、四三三	一七、〇〇〇	
第二目 黑龍江雜賦	一一三、二二八		一一三、二二八	
第三目 山西雜賦	二九九、二五九	二九九、二五九		
第四目 浙江雜賦	一〇、三七五	四八、四六四		三八、〇八九
第五目 湖北雜賦	三七、九六八	一〇四、七六〇		六六、七九二
第六目 陝西雜賦	四〇五、三九一	五〇五、三九一		
第七目 甘肅雜賦	一、四五六	一、八一九		三六三
第八目 新疆雜賦	三六九、五九三	三二七、二九九	四二、二九四	
第九目 雲南雜賦	二〇八、二七六	二〇八、二七六		
第十目 綏遠雜賦	一、四七一	一、四七一		
第十一目 察哈爾雜賦	七四、〇六〇	七四、七七七		七一七
共計	八七、〇八五、二九四	八八、四六五、五〇七		一、三八〇、二一三

米人上海商業會議所會頭の演説（上）

上海米國人商業會議所總會は去る六月五日夜同地米國人倶樂部に於て開催せられ左記役員の選擧を行ひ當選せり

會　頭　J. Harold Dollar.
　Robert Dollar Company（大來公司）

副會頭　W. C. Sprague,
　Standard Oil Co,（美孚油行）

會計係　E. O. Baker
　Connel Bros. Co

書記長　J. B. Powell,
　Millards Review（密勒氏評論社）

執行委員　H. H. Arnold.
　Andersen Meyer & Co,（愼昌洋行）

同　J. Harold Dollar,
　Robert Doller, Co.（大來公司）

同　P. Elliot.
　Grace China Co.

同　J. W. Gallagher.
　U. S, Steel Product Co.

同　A. R. Hager,
　International Correspondence Schools,（萬國函授學堂）

同　L. Jacob.
　China & Java Export Co.（德泰）

同　J. J. keegan,
　Gaston. William & Wignore.（美興公司）

同　W. A. B. Nichols,
　Fearon, Daniel & Co.（協隆洋行）

同　B. Atwood Robinson.

China-American Co. （華美公司）

同　N. J. Saunders

Carter, Macy & Co. （美　時）

同　W. C. Sprague,

Standard Oil Co., N. K（美孚油行）

當日の出席者五十名以上に上り、頗る盛會なりしが委員の報告によれば、會員は昨年六十五名なりしが、現在二百人に增加せり、各委員の報告に次て會頭ハロルドダラー氏の演說ありて、支那に於る米國貿易の過去及現在を報告し、更に進んで米國が支那に對する利益並に實業界に相當の地位を占むべき利益を獲得すべき點に關し、討議されたり、氏は米國の船舶問題に論及し太平洋と長江沿岸の船舶航行權を掌握すべき事、米人聯合同盟規約米人新聞事業、支那鐵道の統一問題支那主要貿易港の列國管理問題即治外法權の撤廢、勢力範圍の除去、支那に對する米國借款の奬勵、米國銀行業利益の擴張及支那をして最もよく米國を理解せしむる事等の各重大問題を論せり。其演說要旨次の如し。

米支貿易の現狀及將來

千八百六十年支那對外貿易額の內、米國は其四割七分を占め、千九百四年には降て一割四歩九厘となり、千九百十年に至り更に降つて六分五厘に至れり、然るに其後一昨年千九百十七年に於て對支米國貿易は其總額の一割六分に增加し、一億五千六百萬兩を擧げ得たり、而して米支貿易は今や次第隆盛に向ひつゝあり、次の十年間に於て曾て米國が支那に對し半世紀以前に有せし、優勝の地位を獲得するに至るべき事は、吾人の信じて疑はざる所なり、然り而して吾人の言ふ所は支那對外貿易より、他國を排除せんとするに非ず、支那對外貿易は益々發達進展すべく、之に關與せる諸外國は吾人と等しく其利益を享有し得べし、米國は支那に於て支那が他國に許す事を欲せざる所の如何なる特權をも要求するものに非ずして、米國商人は只管支那を開發し發達せしむる事に援助を與へ、機會均等を望むに外ならざるなり、而して支那に最も利害關係ある最も著しき貿易上の原動力及過去に於ける支那政治上の地位は、支那を發達せしむる事に於て、彼等實際の責任を負ふ所の支那實行家の覺醒なりとす、此活利益は支那が世界の戰爭に關與したるに因る事最も多く、又支那及外國に於ける近代組織の教育を受けたる支那青年が、相次て實業界に入れる事實に因り更に又這般の世界大戰は列國共支那產物を必要とする事實を證明したる事是なり、歐米諸國に於ては世界の大戰は實業家が、更に政治上に大に活動し、又世界の重大事件に進んで活動すべき必要を證明したり、更に支那に於ては外國の其の如く緊迫ならずと雖も、支那に於ても亦此傾向を必要とするに至りたるを喜ぶものなり、而して支那人各總商會の勢力の增大は、即ち支那實業家の勢力及地位の增進の優越なる事を指示するものなり、而して吾人米國實業家及其同盟國實業家と此問題を決するは、少くとも半途に在る支那實業家との接觸の問題にして、吾人は支那が强國

と成るに必要なる製造品を有し、吾人が支那に供給する所の製造品よりして、充分なる便益を享有し得て、支那は是等製造品を利用するに、十分强固ならしめざる可らずして又元より此が便益を享くべし、從つて米支兩國間の當業者は各個人間に於けると同樣の取扱ひを爲し以て相互に滿足せしめざる可らず。

當支那米國商業會議所は一九一五年六月の設立に係り、當初は合衆國外に創立せられたる、米國商業會議所組織の一なりしが、今や世界の主要地に約二十四ヶ所の米國商業會議所を有し、是等の商業會議所は一同盟體の合同的機關として組織し活動しつゝあり、支那米國商業會議所議員の數は昨年六十五(商社及個人)より、本年度に亘り二百(商社及個人)に增加せり、是等の增加は支那に於て米國商社の新設されたる新商館の增加に因り、是等責任ある商社の內には本國に於て支那市場に深甚の利益を有するものなり我商業會議所議員の增加は我米國貿易並に支那に於ける名聲の優越增大を指示するものなり。

一九一八年に於ける米支貿易は頗る好況なりき、左に主要商品の輸出入に就き表示するに即次の如し。

昨年對米輸出重要商品

品目	輸出價(米弗)	割合(支那貿易總數に對する比)
安質呢尼(精)	二、三九三、七七七・八二	一〇・五
同(粗)	三、七六八、六〇七・四二	四一・五
剛毛	六、二九五、〇七〇・七六	三二・〇
棉花	二〇、四三六、五七九・二四	一六・五
卵製品	三、二三九、六七七・六八	五〇・五
銑鐵	五、三九四、五六一・七二	一五・〇
豆油	一八、五六〇、〇四七・五〇	七九・〇
桐油	四、九三二、六二六・一六	七六・〇
生絲(繰返絲)	一〇、五八二、六七五・四四	五六・〇
生絲(機械絲)	五七、一五七、九〇五・二四	二〇・五
絹紬	六、四五一、七二四・四〇	三〇・五
生皮	一七、七二四、九二三・四四	五二・〇
山羊皮(不鞣)	八、〇五六、一四九・七二	七六・〇
麥稈眞田	二、四五四、八一六・六六	三六・六
植物脂	一、八一八、五九六・七六	四八・五
紅茶	三、六四三、七三八・四四	二〇・〇
綠茶	九、一四五、四三四・二四	四六・五
羊毛	一〇、七四三、六八〇・四三	六三・五

輸入重要商品

品目	價額	割合
紙卷煙草	三一、八八八、二八七・五四	四八・〇
棉花	六、五三四、三四八・四八	七・〇
電氣材料	四、一〇七、七八七・八六	二〇・五
亞鉛引鐵板	四〇四、五七五・八六	三一・〇
鐵類	一、五五九、五九四・二八	三八・五
石油	三四、〇二一、七四九・一三	五九・〇
精華	九、八八一、七九四・六八	五・〇
木材(軟木)	二、九七六、九八一・一八	二五・五
釘及鋲	二、四九〇、七一八・六二	四五・五
ペイント及ペイント用油	一、二三六、六四六・九八	一三・〇

品名	金額	
洋紙及カード紙	八、三三二、三九〇●六七	八●五
綿粗布	一〇、二〇九、七二〇●四〇	二●〇
鐵道用枕木	二、〇〇五、九七一●七六	一五●四
鐵板	二、一七四、一三六●一三	五四●〇
武力板	二、五四八、四一三●九〇	六一●〇
葉莨	三六九、二九五●〇八	四一●〇
機關車及炭水車	三、六四九、六七六●一八	四●五
自動車	九三二、八三七●九四	六一●〇
パラフィン蠟	二、六三七、〇五四●九六	四五●〇

次に昨年中米國との取引なかりし重なる商品名の輸出入額次の如し(前年度輸出入額)單位米弗

輸出

品名	金額
豆	一九、九九四、五九九●九八
鮮肉及氷肉	三、〇四三、七六五●六八
銅磚及銅錠	一〇、一四五、六九一●一三
錫塊	三、四四八、九七四●五四

輸入

品名	金額
綿絲	六一、三四五、七六二●一三
綾木綿	五、六一八、五五八●八二
細綾	五、七五一、一五三●七二
生金巾	二、一七四、〇七五、五二
晒金巾	三、八〇二、六五二●四〇

以上の對支米國貿易表は上海米國總領事の當商業會議所に供給せる所にして、本會議所議員は此數字に就き各自愼重考究せざる可らず、而して將來支那の貿易場裡に於て最も利益を得る商館は、最も市場に密接の關係を有するものにして、又支那商人及支那人との組合等の機關に接近する所の商人なり、此點に就き是等の商館が過去數年間に於て斯の如き兩國民間の接觸を圖り居れるに加ふるに、徐々として支店出張所及代理店を支那各地方に擴張すべき事を望んで止まざるなり。

一九一八年米支貿易總額の一億三千五百八十二萬二百四十九兩は、之を過去の其れに比して幾分の減少を示すと雖も米國に於ける全人民及財政を以て戰爭の活動的實行に貢獻しつゝありし事實に比し、支那に於ける米國商人が其活動により爲し遂ぐる事を得たる所の是等の貿易成績は、又稱贊に價するものなり、世界列國が戰爭の渦中に投せるに當り支那對外貿易額は十億四千七十七萬六千百十三兩を擧げ、前年度に比し二千八百三十二萬五千七百九兩の增加を示し是等の增加は例令戰時物價騰貴により一部增加となりたりと雖も而も尙支那が貿易上に於て發達增加しつゝあるの事實を了解し得べし、今過去數年間に於ける實行委員會の活動に就ては此に之を詳說するの必要なく、其事件の多くは既に印刷に附し、當商業會議所重要事件と共に月報として議員各位に送附せり、故に吾人は爰に其主要なる項目に說き敢て說明を加へんとするものなり(中略)

支那改造問題解決案（二）

ウッド、ヘッド

第二　改造の目的と其方法
一、時局解決と改造問題
二、改造計畫終局の目的
三、改造と外國援助の方法
四、外人管理の期間
五、結　論

第二　改造の目的と其方法

一、時局解決と改造問題

支那に於ける改造問題の綱領を定むるに當りては、第一長期に亘る計畫を樹つること、第二之が實行を援助すべき列强に於て、支那を過するに全然新なる精神を以つてするの、絶對的必要なるは、吾人が前章に於て極力主張せる所なるが、此二事項は、即ち過去に於ける歐米勢力の侵入の結果として、今日の如き窮境に陷るに至りたる支那の時局を救濟するが爲には、絶對的に必要にして、支那改造問題の解決は即ち此二事項を措きては之を期待するを得ざるものなり。而して改造問題の計畫に付きて詳論するに先ち、吾人が茲に提議せむとする此の種計畫の終局の目的が如何なるものなるやを、研究することも亦、極めて必要なりと思惟す。

惟ふに支那現下の時局に關する緊喫の問題は、即ち南北妥協の促進と、之が結果たる國民立法議會の成立及鞏固なる中央政府の確立に在ることは、萬人の均しく認むる所にして、且近く上海に開催せられむとする和平會議が、此點に關し圓滿妥當なる解決を齎さむことは、愛國的支那人は勿論、支那に同情を有する外國人の均しく、之を熱望する所なるが此種時局の解決は即ち、支那改造問題解決の第一步にして、支那改造に關する幾多の計畫は即ち、和平の成立せざるに限り、之を進捗せしむるに由なきものなり。

而して南北妥協成立に關する、各種の提案に付きては、中外言論機關に於て盛に論評し來れる所なるが故に、吾人は今茲に之を論議せず、只上海會議に於ては、國內の統一を確保するに足るが如き妥協の基礎成立し、從つて其結果として、近き將來に於て國民立法議會は北京に開會せられ、全國統一の中央政府亦北京に成立するものと假定して、其論究を進めむと欲す、蓋南北代表者間に於ける妥協交讓の結果たると、將外國側の壓迫の結果たることを問はず、時局の解決を見ざる限りは、支那を救濟し、其亡國の危機を免

れしむるの途之れ無きを以つてなり。即ち吾人は本論の前提として、支那の國內統一は遲くとも本年中には完成するものとなすが故に、以下論ずる所に於て、所謂支那政府とは、乃ち將來に於て全國を統一すべき中央政府を指稱するの謂にして、今日の如き北方に於ける督軍政府又は、南方に於ける廣東軍政府を指稱するの謂にあらざるなり。

二、改造計畫終局の目的

然らば即ち支那改造計畫の終局の目的は如何なる點に之を求むべきか。之を約言すれば即ち『支那をして完全なる國家的獨立を囘復せしむるに在り』と云ふを得べし。

國際團體內に於ける支那は、現に完全なる獨立を保有するものに非ず、或る國際法學者の言を借りて云へば即ち支那は、『國際團體內に於ける正常的完全なる一員、換言せば普通國際法制度の支配を受け之に依る權利特權を享有する國家として必要なる要件を缺如するもの』にして、此點は吾人が今更事新しく指摘する迄もなく世人の均しく認むる所なり。而して今や巴里に開催せられたる平和會議は列國の國際關係に付き、種々の決定を爲すべきも、之に依りて今直ちに現在に於ける支那の國際團體內の地位を變更すること萬之れなかるべきは、亦固より論を須ふるを要せざるべし。

然らば即ち支那は依然として、完全なる獨立國にあらず支那は即ち對內關係に於ては安定且有力なる中央政府の組織又は信頼するに足るべき司法制度の如き完全なる獨立國として必要なる要素を缺如し、其對外關係に於ては即ち、列國との條約に基き、其領土內に於ける列國の主權行使を認容するが故に、列國の國民は他の獨立國の領土內に於ては享有するを得ざるが如き諸種の權利特權を支那の領土內に於ては行使し得るの現狀に在り、換言すれば條約國の臣民は支那に於ては其司法權に服從せず、其他關稅稅率の制定、鐵道の敷設管理乃至は關稅行政鹽務行政等に關しても、支那は列國に依りて其主權の行使を制限せられつゝあるものにして、支那人中有識の士が、其主權の行使に對する此種の制限を以つて、極めて嫌忌すべく且屈辱的のものなりと思惟すべきは、固より當然のことなりと雖も、支那今日の實情に鑑みるときは吾人は外國人が過去に於て條約又は協定に依りて獲得し來れる此種權利特權の一切を擧げて、今直ちに之を拋棄せしむるの可能なるを斷言するに憚るものなり。否今日は勿論、今より十年後に於ても、支那の完全なる解放は之を豫想すること能はざるべし。

然りと雖も吾人の玆に提倡する改造計畫の終局の目的は即ち支那の完全なる獨立回復に存するものにして、支那が苟も此目的達成の爲に熱心なる努力を試むるに於ては支那に同情を有する外國人は、之を奬勵し援助するに於て、決して吝なるにあらざるべし、加之此種奬勵と援助を供與すべきことに關しては、實際に於て英、米、日三國が支那と締結せる條約に依り、或程度迄は之を約束せるものにして、即ち此三國は該條約に於て、「支那が其司法制度を改善し之を歐米諸國の制度と同樣ならしめむとする場合に於ては、

有らゆる援助を供與すべきこと」を同意せり。而し締約國が右條約の締結後今に至る迄其援助を與へざりし事實は、未だ以つて其援助供與に對する誠意を疑ふの根據と爲すに足らず。何者、其之を與へざりしは主として、清朝の頑迷政策と、其後繼者たる民國政府の無能力なるとに因るを以つてなり。是を以つて援助供與に關する締約國の約束は、即ち猶將來に於て之を履行せらるべきものにして、從つて若支那にして單に司法制度の改革に止らず、廣く其行政組織の全部に亘りて一大改革を計畫し、之が實行に付き外國人の野心なき援助を希望するに於ては、直ちに之を得ること極めて易々たるべし。

三、改造と外國援助の方法

然れども此種外國の援助を有效ならしむるが爲には、支那に於ても、其改造問題の重大なるに鑑み、之が解決に付き極めて眞面目なる態度を執るべきこと、最も肝要なり。惟ふに支那は過去數年間に亘りて其改革實行の爲に多數の外人顧問を招聘し來りたりと雖も、其間何等の成績を擧げたるを見ず、之れ即ち支那に於て改革實行の誠意を有せず從つて外人顧問の建議を抑止し又は其提案あるも之を無視せるに因るものなり。

是を以つて改革實行に對する外國援助の方法としては、支那に於て外國人を招聘し、之に對して或程度の行政權を附與するを要するものにして、此事たる、若も支那に利害關係を有する列國に於て、其過去に於て執り來りたるが如き自國の利益の爲にする支那の經濟的政治的開發政策の時代は既に終焉を告げ、今後に於ける其對支關係は吾人が前章に指摘せるが如き、全然新なる精神に依りて支配さるべきものなることを、明瞭ならしむることを得ば、此種行政權の一部附與に對する障礙は、即ち雲散霧消するに至るべし。

四、外人管理の期間

更に支那人をして、此の如き外國援助の裡面には、支那に對して永久的の桎梏を加ふべき外國の意圖あるが如き疑念を抱懷せしめざらむが爲に此種類援助に對しては初より一定の期限を付し、支那が若も自己の努力を傾注するに於ては、其期限の滿了と同時に、其完全なる解放を庶幾し得るの保障を與ふるを適當とす、而して吾人が既に改革完成の長期に亘るべきものなるを一言せしは即ち、此場合に於ける期限限定の必要に應せんが爲なりしを知るべし。尤も支那が外國の援助を容れ其全力を竭して自國解放の目的に前進し、遂に完全なる獨立國家としての自國の權利を伸張し得るに至るには、果して今後幾年の期間を要すべきは、即ち人各其見る所を一にせずと雖も、吾人は十五年間を以て其最小期間なることを茲に提言せむとするものなり、即ち、此十五年は決して確定的のものと云ふを得ざるべく、寧ろ之よりも長きを以つて良しと思考せらるるものなり。

即ち支那が此期間内に於て外國人指導の下に、幾多の改造計畫に付き誠意を以つて其實行に努力し、假りに先づ外

國人の協力に依りて民法、刑法、鑛業法等諸種の法典の編纂を了し、同時に有能なる司法官行政官の養成に腐心し、其結果今後七八年間にして、其國內各部の行政に付き、組織的改革を實行し得たるものと假定せむか、其場合には此期間の後半に於て、漸次行政各部に於ける外國人の指導管理を撤廢するを得べく、其結果十五年間の終には此等外人の管理指導は全然其影を潛め、支那は不知不識の裡に完全なる獨立を囘復し得るに至るべく、即ち此の如くにして支那は國際團體內に於ける正常的且完全なる一員としての地位を確保し得るに至らん。

五、結論

吾人は以下支那改造計畫の細目に渉りて論述するに先だち、三個の前提問題を提唱せざるべからず即ち、第一改造計畫終局の目的は支那をして其完全なる獨立を囘復せしむるに在ること。第二計畫完成の爲には相當に長き期限を定め、而して其期限の長さは支那官吏が今後一代又は二代に亘りて試錬を經たる後其職責を尊重するに至るに足るが如くならしめ、且此間に於て支那が眞面目に努力する場合には、期限の終りには乃ち、其完全なる獨立の囘復を確保し得るが如くならしむべきこと。第三前項の期間內に於て友邦は支那の改造遂行の爲に外人專門家の行政官吏を提供し支那は之を採用すること。而して此外人官吏の採用に際しては、列國側に於て、支那をして列國が極めて眞面目に支那の改造を希望するものなることを首肯せしむるに足るが如き讓歩を爲すを以つて肝要と思惟す、以下章を逐ひ此點に付きて言及することあるべきも、此種讓歩は即ち從來の如き政治上經濟上自己的に支那を開發するの時代は今や既に終結したることを確證するに足るべきものなるを要し、從つて其主なるものは即ち、支那に於ける列强租借地の還附將來の鐵道敷設及現在の鐵道經營に關して列强の享有する特權の拋棄、並に可成速に且支那現在の司法制度の改革完成後に於ける領事裁判權の撤廢等なるべし。

彙　錄

米國の對支借款辯護

華盛頓五月十三日

三十有七の米國銀行業者が對支借款團に加入することに決せりとの國務省の發表は、全く千九百十八年七月に發表したる諸原則に基くものなり。然れども、合衆國が該借款に加入せるは、千九百十三年三月に於て採擇したる政策とは全然反對なるものなり。

當時の發表にかゝる政策は米國銀行團が外國に借款を起す場合には、該契約が合衆國軍隊の保障を受くるものなる限り、政府はこれを承認せずと云ふにありき。

維遜氏の大統領の職に就きし當時、臺閣に一の懸案ありて、前大統領タフト氏、國務卿ノックス氏等熱心に慫慂してジエーピーモルガン、カムパニー及三銀行團をして支那に對し、一億二千五百萬弗の起債をなさんとする計畫ありき。而して、そは六國借款として知らるゝものにして債權國は英、米、獨、佛、露、日の六大國なりき。

維遜大統領の治世の始め、該銀行團は、六國借款より脱退すべしとの政府の發表に依り、大に驚愕せり。而してこの國務省の發表の一部に次の如き意味あり。

「借款の條件は、支那の行政的獨立を侵害する恐あり。而して、支那政府は該條件の一方の當事者たらざるべからざる事を殆んど認識せざるが如し。而して、支那は銀行團に對し借款を起すことを要求したるを以て、その責任上、或は支那の財政方面若くは政治方面に軍隊の干渉を崇るが如き不慮の慘禍を惹起すべきやも計られず。而して支那は最近著しく覺醒して、自國の强大と國民に對する義務に對し大に自覺し來れり」。

米國銀行團は、ブライアン氏の責任にかゝる該發表に聽從してその提案を撤廢せり。

既に述べたるが如く、この米國の態度は墨西哥政策に一致せしめんが爲めなり。卽ち墨西哥に對する投資者は、決して米國の軍隊を以て自己の權利を保護するものと見ず。されば墨西哥の國狀面白からずと觀ずれば、これより脱退し、或は、米國政府の注意に依りこれより、手を引くを以て常とせり。

米國の對支政策の最近の傾向と、銀行家の對支借款團の計畫は千九百十八年七月二十九日を以て發表せられたり。支那は大戰に參加して多額の金額を要す。而して、米國の政策の變革は、實にこの事實に起因す。政策の變更に關する發表は大略次の如し。

「支那の對獨宣戰は、主として米國の行動に由れるものなり。されば、我が政府は、支那が聯合國の大なる助力者たらんと欲する希望に對し、特別の興味を感ずるものなり」。

又銀行家に對する政府の保證に關し、次の如き發表をなしたり。

「若し借款の條件が、我國並びに債務國の容認する處とな

れば、政府は米國市民及び外國人間の自由交通を奬勵し、相互の利益の爲め、これを便利ならしむる目的を以て、凡ゆる方法を以て、最も敏速に我市民が外國に於て誠實に締結したる契約の遂行を保證する凡ゆる手段を講ずべし」。

この最後の發表は、銀行家と國務省の官憲との數多の會議の結果、發表せられたるものにして、最近巴里に於て發表したる協定の基礎をなすものなりと稱せらる。

この保證の下に在りて、若し米國銀行家が、その權利を侵害せられ、或は欺瞞せられ、これを國務省に訴ふることあれば、國務省はその侵害者が支那に於て最も武力を有する日本たると、或はその他の列强たるとを問はず、あらゆる手段を盡して正義を力說すべし。

若し對支借款完了後に於て、日本が米國と移民問題、及び墨西哥に於ける米國民保護權の問題に關し論爭をなす場合に於ては、米國官憲は、米國政府が如何なる事を爲し、對支投資家が如何なる事をなすやに就いての問題を論議せざるべし。而して該借款の米國の持前を以て支那の財政を恢復するは、軈て日本の利益となるべきは確實なることにして、將來の對支借款は東洋に於ける冠絕せる軍隊を有する日本の公平と正義に賴らざるを得ざるべし。（一九一九年五月十四日紐育アメリカン）

支那の打擊

ベルサイユ於ける、三巨頭會議の協定は（日本はそれに依つてフユーメ問題を利用して支那に於て侵蝕の步を進めた）假令ウイルソンが如何に努力しても、未だ〳〵古い外交が餘命を保つてゐることを示してゐる。

伊太利が、當然伊太利の一部である一切を要求した時、ウイルソン、ロイドジオージ、クレマンソーの三氏は、聲を揃へて「否」と叫んだ。そしてその拒絕は、かの十四箇條と、人類の新紀元と云ふが如き美はしい言葉を以てなされた。

然るに、其後日本が平和を標榜する對岸の一半島を要求した時、前記の三氏は、宛かも前言を忘れたるが如く、その掠奪を不都合でないとして、調印するに至つた。實に僞然も甚しい哉である。

支那は明晰な敎養と、自國の事に就いては決して他國を煩はさない傾向とを持つた大國民である。支那は文化の程度の高い爲め、學者や農耕者か評判よく、軍人は少くとも蟲螻の如く厭はれてゐる。このやうなわけであるから、支那は從來英、佛、獨、露、日、の掠奪に服從してゐた。そして支那の領土はこれ等各國に依つてだん〳〵と掠奪されて來た。併し悲しい事に、この掠奪は新自由主義の宣傳される今日以前になされて了つた。民族自決の福音以前になされて了つた。

政治家の說く處に依れば、「我々は今新時代に生を享けてゐるそうである。併しながら支那にとつては決して新時代ではない。支那は相變らず、舊のまゝの列國の暗殺政略の下に生活してゐる。黃海の對岸で空威張をしてゐる暴漢は西隣基督敎徒の例に智慧を借りて蛛のやうな姿をして支那

に附纏つてゐる。そして新自由主義の戰士とやらは傍でそれに贊成してゐる。

支那の青年が舊來の無抵抗主義を捨てゝ、復讐を企圖する時、統一的支那の勢力は如何に大になるであらう。支那が眞に覺醒した曉には、小爭鬪は跡を斷ち善惡兩軍の戰爭を現出し、黃龍軍のみにても五億の戰士を有する大戰亂を現出する時の到ることを忘れてはならぬ。（一九一九年五月四日紐育ヘラルド）

支那人の覺醒を促す刺戟

支那よりの一報導は、四國會議の協定に對する支那の凡ての階級、凡ての黨派の憤怒の極點に達してゐることを表示してゐる。而して、その協定とは日支の論爭を平和會議又は國際聯盟によつて調停せずに、日支兩國の協議に委託すると云ふにある。

この一般國民の憤怒は、北京政府の行動にも反映し、遂にベルサイユにある支那代表者に打電して、條約調印を保留すべく命じた。又支那に於ける排日運動の現狀は、日本の極東に於ける侵略政策の初つて以來の、大規模なものである。四巨頭會議に於て、獨逸が拳匪事件後暴力に訴へて取つた膠州灣の主權を支那に返還せずに、日本に讓渡すべしと協定した事實に因する感情は、支那人の生活に明確に新勢力を起さしめた。

この勢力は、即ち國家的感情である。數年來支那には、國家的意識と云ふものは少しもなかつた。支那人は明かに我等の國家と云ふ觀念を缺いてゐた。支那は地方的集團であつて、その統一的勢力を有さなかつた。地方は各、その地方の目的の爲め、極めて無意味な生活を送つてゐた。四國會議に依つて發表された決議は、明に支那の統一に對し力ある刺戟を與へたのである。四國會議が、支那の排日的論爭の正當なことを抑へやうとしなかつた事實は、此際にとりたてゝ述べる價値がある。四國會議は單に、支那の希望通りに行動することを拒絕したのみである。實際論爭を會議以前の儘の狀態にして置いて、二國の思考に委ねたのである。

支那人の現代精神は、極めて大なる問題を表示し、將來日本の資源に重荷を負はするに至るであらう。何となれば支那人は幾世紀も爭鬪の波瀾を經て、生き殘つたと云ふ事實が充分證明する如く、堅忍不拔の國民であるが爲めである。（一九一九年五月十日紐育イヴニングメール）

支那貿易の困難

物價下落の豫想と、運賃の不定とに由り、支那市場は不安の狀態にあり。金屬類化學製品、紙類等は積荷せられつゝあるも大體に於て、輸出品は舊注文品と支那の緊急必要品との供給に限定せらる。支那國有鐵道の擴張に要する軌條、及他の鐵道裝置の調査は、一有望なる現象と見るべし本日某對支輸出業者の豫言する所によれば、三箇月內に商業復活するならんと。更に彼の說く所によれば、其時までには一般の不安減少し、信用まし、支那は多量に購買せざるべからざるのやむなきに至るべしと。貿易業者は米國の見地よりして、日本及英國の競爭のため、運賃狀態の結果を豫測するを躊躇す。紐育より一噸につき二十五弗をもつて送り出すことより生ずる損失を差引き、英國が倫敦より一噸につき十二弗をもつて送り出すに至らば、米國はこれと競爭するに、非常の困難を感ずるに至るべしと觀測せらる。（一九一九年五月三日紐育イヴニング、ポスト）

事業界

顧發利有限公司營業成績

顧發利有限公司（Gordon & Company）定時株主總會は五月二日上海に於て開催せられ、クロウフォード氏（D. W. Crawford）始め重役諸氏株主代表者の出席あり、議長の報告の要領を左に掲ぐべし。

本社の營業報告並に決算事項に就ては、數日前報告書を配付致せしを以て、此に其大要を述べんとす、營業報告書中資產勘定に於て器械器具及什器勘定は著しく減少したるを見るべし、是れ本年度は同科目に對して努めて原價償却を行ひたるに因る、株劵の價格は著しく增加したるは、我社の取扱ひに掛る商品價格として取扱ひたるに由るものにして、又數量に於ても增加せり、其他の負債勘定に於ても亦前年度に比し大に增加せり、是等は社長及支配人によりて精細に調査し、以て將來に對する營業の方針を豫想し得る株なり、尙ほ又手許現金及銀行預金も前年度に比し增加せり、次に負債勘定に於て我社の資產は株劵二百十株額面增發により、是亦昨年に比して增加せり、然して或株主諸氏中には我社の株劵の額面發行に對し、反對の意見を有し割引發行を主張せられし向もありしかども、吾人の見る所にては最近株式市場一般の狀態と及爲替市況の著しく高騰せる場合之をプレミアムとして、一般株主より支拂額を多くせしむる事の無用なる事を考ふる時は、諸氏も社長と同樣の意見により、額面發行を認容せらるべし、此株式割引發行の問題に就ては祥泰木行公司は當期八分の利益配當及二割五分の臨時配當を爲し、而も株式發行に付ては額面發行を爲したり、故に現今株劵の發行に付額面以上の額を支拂ふ事の不可能なることを知るべし、尙負債勘定に就ては別に說明を要する點なかるべきを以て次の各項に付き承認を請ふものなり。

項目	金額
一般積立勘定	二〇、〇〇〇兩
株劵積立勘定	二〇、〇〇〇兩
株主配當（一割）	一〇、七七二兩五
同臨時配當（五歩）	五、三八六兩二五
新勘定項目に振替	二〇、〇七一兩四五
計	七六、二三〇兩二〇

此に一項目として別に株劵積立金勘定を設くる事にしたり此は社長に於て株劵の價格に就て十分熟考したる結果にして、保險積立金の性質を有せり、即ち將來若し價格の暴落する事あるべきを豫想し、豫め之に備ふるの資金なり、斯かる價格の變動は吾人の豫期する事を得ざる所にして、今日より其額面より低下されたる額に於て、之に備ふる事は一朝漸落に際し最有效なるべしと思考したるに由ものなり以上報告の大要を盡したるに付、終に臨んで昨年中本社の爲に盡したる支配人始め當地漢口支店の本社職員の事務に就きて、玆に之を賛揚するものなり云々、終て次の決議案を承認せり。

一、議長の提出に掛る營業報告書並に資產負債勘定の承認

二、議長の提出に掛る株主配當として投資額の一割の配當をなす事。
三、臨時配當として投資額の五分を支拂ふ事。
四、Gordon氏は會社社長に重任の事。
五、Lowe. Bingham & Matthews氏は本年度會社監査役に再選重任の件。

阜豐麵粉公司營業成績

上海阜豐麵粉公司は、前清光緒の中葉に創設せられてより、玆に十九年を經過したり、其當時には支那の製粉場として僅に阜豐、增裕兩工場ありしのみ、嗣後逐漸增設して今や各大商埠に製粉場の設け有らざるなきに至れり、蓋し該公司は支那の製粉業の先驅者たるの觀あり、其成立既に久しく根底亦鞏固にして營業逐年發達し收益亦增進しつゝあり、該公司現任董事は孫章甫、顧竹候、韓景張、孫釋翁、孫蔭亭の諸氏なり、孫章甫氏は總理を兼任し、其經理は孫景西氏、監察人は方韻記氏とす、均く皆著名の資產家且つ聲望の人に屬す。

無錫、蚌埠には早より分棧の設ありて、逐年獲利頗る多く、近來濟寧に分工場を設けて、營業擴張に沒頭しつゝあり、上海には滬豐棧を附設して專ら倉庫業に從事し是れ亦成績優良と稱せらる。

今左に一九一八年度（民國七年）該公司營業報告を摘錄せんに、本公司成立以來玆に十九年を經過す、根基鞏固、信用深厚なり、本年營業方針は凡て穩健主義に隨ひ漸進を旨と爲せしが、故に年末各廠に破產者を出し且つ失敗者の續發を見るに拘はらず、我廠尚ほ利益を獲得せり此れ虛聲を尙はず、倖獲を求めずして穩健主義に據るの致す所と爲す

前年冬季麥粉の輸出多くして其賣値昂騰し、小麥價之が爲め奔騰したり、本年初春には小麥百斤三兩八九錢內外を示したるが、歐戰中船腹不足を來し各洋行買込の麥粉久く庫底に滯積されて、永く運輸の機を見るに至らず、麥價日に低落する一方となり、加之金屬、布袋、石炭、蔴袋等の昂騰せしと、且つ鐵道運輸の停滯とが製粉業者をして益々窮狀に陷らしめし觀あり、然るに本公司は早くより此窮狀に陷るべきを豫測し、前年中に多數原料を廉價にて買込み置きしが爲め、此次麥粉の低落せしに拘はらず、營業上確に失敗を免かれたり、故に今回決算期（六月末）に於て株息及其他支出を扣除するも、更に純益を收得したり、此れ前年上半期營業の大略情況なりとす。

新粉上場以後全局之が爲め一變し、本年南北各省均く秋穫あり、蓋し南方の北方に較ぶれば其收穫頗る豐かにて、麥價の低廉なることも多年稀に見る所なりき、麥粉輸出も亦船腹不足に極限せられて、之が爲め價格頓に暴落せり、是に於て投機賣買の行はれ結局損失を蒙りたる者多かりしが、本公司は終始穩健方針を取り、獲利の見込あれば賣出せしに因り、其數他廠に較べて多かりき、就中車印は各雜印に較べて優良なるが爲め、年末現在高值に數萬袋を餘したるのみ、本年銀輸出甚だ巨額に上り歐戰終結後投機者頻りに金磅を買煽りし結果、當地現銀枯澁すること異常、然

共本公司の實力較や厚く其調度宜しきを得て、何等影響を受けざりき、七月より年末迄毎月利益を擧けたり、唯北省の年穫豊なりし結果、雜穀價低落し販路澁滯したりしが、但し麩皮の日本に仕向られたる者多かりしが爲め、高値にて賣出すを得たり、此れ本年下半期營業の大略情況なり。

玆に一九一八年に於ける重要事項を摘錄せば左の如し。

(一) 本公司附屬の滙豐堆棧の本年營業頗る成績を擧け一般支出を控除して尙ほ規元一萬一千四百九十兩餘の利益を見たり。

(二) 本年臨河附近地十一畝三分二厘六毫を購入滙豐堆棧の用に充て(内二畝を賣渡し殘九畝餘あり)此地に倉庫一百二十餘方を新築し八月末竣工す。

(三) 董事會は上海製粉業將來の困難に鑒み、本年十月北京通惠公司と共に通豐麵粉公司を創設するを決議し、現に河南新鄕縣に於て製粉工場を設立することゝなり、兩公司共一切準備に着手しつゝあり。

(四) 董事會議は本公司の前損失を補充する爲め、規元三萬九千兩株を公司條例に照して賣出すことに決し、先つ舊株主(十株以上所有する者)に對し其株劵の額面價格(毎株規元一百兩)に照し一株半を購求することを得、若し該株主の引受を望まざる時は價格を加へて其他株主に賣渡すべし。

(五) 本公司は株息を扣除し其總益十二萬二千五百八十二兩九厘あり、玆に其内一萬五千兩を同人花紅に分與し其他殘額一切を以て積立金に充つ、再ひ積立金項下に於て正式に滙堆棧資本十萬兩を繰入れたり。

民國七年(一九一八年)資產負債表 (單位規元兩)

資產之部

項目	金額
家屋及倉庫	二〇七、五三〇・二五九
所有土地	一〇五、〇八一・八五二
機械	一八三、八七〇・九二八
有價證券	一一、五二五・二四二
營業用器具	六、五八四・一六八
當座勘定	三三七、七六四・九四三
各粉莊	五八、三〇一・三五五
各麥莊	三、二五三・六三五
麥粉	二九三、九四三・四八一
麩皮	六、〇一一・一〇八
各原料	四六、六四四・三八三
小麥	二六四、三三三・五八三
各戶臨時立替	六五、一七五・六八七
賣懸代金	一六七、七六四・三六四
手持現金	一、五五八・六四三
合計	一、八六三、〇七〇・八一三

負債之部

項目	金額
資本金	三〇〇、〇〇〇・〇〇〇
積立金	二〇六、一九四・五〇七
前期繰越金	一三二、六五七・七三八
定期預金	二二一、五二六・五三七
定期借入金	五六五、九〇九・四八八
各戶臨時預金	九、〇六七・七七〇
貨物低當借	七四、四三三・六三三
寄預貨物	一六七、七六四・三六四
特別預金	三一、九〇二・七七一

株息	三一、〇〇〇・〇〇〇
紅原	三一・九九六
利益	一二二、五八二・〇〇九
合計	一、八六三、〇七〇・八一三

民國七年損益決算表

利益之部

原料製粉比較	二六七、九四三・〇一五
雜項收入	二二、七六六・五五六
未收利息	九、一六〇・〇〇一
兌換利益	二一二・五六四
滙豐棧利息	一〇、〇〇〇・〇〇〇
滙豐棧利益	一一、四九〇・〇三二
合計	三二一、五七二・四六五

損失之部

利息	四六、六三七・四一三
雜利息(滙豐棧)	一〇、〇〇〇・〇〇〇
倉庫出貨費	一二、二七九・六一〇
天津莊純損	二、一九一・七二〇
營口莊純損	三、一〇七・一七四
安慶莊純損	二、七七五・五七五
副食料	三、六九二・八四〇
通信料	三七五・四八九
車力	一八八・四〇一
接待費	二、二五六・七七〇
旅費	一、三五六・〇二五
陸揚費	四、二八七・六〇六
運搬費	一、二七〇・七八一
仲買手數料	三、七三六・九八八
機械修理費	一四、八八二・〇九〇
保險料	二、三八一・七六〇
借家料	一、四四〇・〇〇〇
夫馬費	二、一五〇・〇〇〇
諸稅捐	四、〇一九・八四一
工場雜支出	一〇、一六五・一七〇
俸給	一六、一九三・九一一
工賃	一六、一七二・三三七
辦莊費	六、四二八・九五五
株息	三〇、〇〇〇・〇〇〇
優先株息	一、〇〇〇・〇〇〇
純利益	一二二、五八二・〇〇九
合計	三二一、五七二・四六五

(計算上不合の點あり)

泰興公司營業成績

泰興公司(Lane Crawford & Co, ltd.)第二十三期株主總會は、五月二十二日上海に於て開催せられ、James Ambrose. D. W. Crawforod. F. H. Dunning 氏等の取締役の諸氏は總株數千六百七十株を代表して出席し、席上議長の試みたる營業報告の大要左の如し。

諸君本社の昨年度營業期間は本年二月二十八日にて終り之が營業の大要並に會計事項の概要に就ては既に數日前諸氏の手許迄送達しあるを以て、予は例により一般的營業事項に就き爰に諸氏の寬恕を請ふものなり、昨年の營業狀態は一般に滿足に値すべき良好の成績を擧げ、取締役に於て何れも喜悅に堪えざる所なり、過去一年間に於ける大なる變化は論議の下に過ぎ去りたれど、株主諸氏に對する利害

に關し如何なる最良の方法が講せられしか、之を知るに困難にして、本社取締役の常に意を安せざりし所なり、而して歐洲諸國に於ける政治上の狀態は各種事業に付之を戰前の狀態に恢復せんと努めつゝあるが如し、然れども目下の所にては茲一兩年間は或程度迄は價格其他に關し、何等之を豫見すべき材料を見出さず、又其徵候なきか如し、而して現在迄の所にて對敵行爲の終熄の結果、本國に於ける諸物價の上には何等の効果なきが如く、例令運賃保險料にして幾分引下げられたるものありしとは言へ、是の引下は昨年中爲替市況の暴騰せる折柄、昨年末に於て之と結合し本社の貨物の如き頗る需要者側の要求に好況を以て迎へられ價格亦相當の高率にて賣行きたり、乍併我社の取扱ふ所の多くの商品は倫敦より輸入し得ざるものあり、蓋し英國政府の輸出制限に因り一二種類の解禁を見たるものありしも食糧品の如きは此制限の適用を受け、吾人は種々の困難に遭遇したれども、之が調節宜しきを得たる結果、我社の營業は斯の如き好成績を擧げ得たりしなり。

次に我社の資產負債に就て一言せんに、我社の營業收入は貸方殘高に於て一三三、九〇〇弗九六にして、前年度に比し一五、七二五弗六六の增加にして、我社の營業が好況なりし事を示すものなり、土地建物勘定は變更なく本項目は三三〇、〇〇〇弗にして既に六三、〇八七弗六七の償却されたるものあれば、更に之を償却するの必要なしと思考したるに因る、社債發行に就ても亦同樣にして即二四〇、〇〇〇兩(本年度)三三六、三六〇兩六二(昨年度)なり、次に什器品勘定も前年度八、三六八弗三五なり昨年中に於て七二〇弗七〇消費せられ、內五、〇〇〇弗を消却し目下四、〇八九弗〇五を計上せり、株券は前年度末に於て四四五、八一三弗〇三なりしが本年度は五八七、〇〇三弗〇三にして一四一、一八九弗九四を增加したり、是れ吾人の意見として過去二ヶ年間に於て、吾社の要求する所に從ひ購入したる結果にして、斯の如き著しき增加を示し、又我商品の英貨價格も大に增加せり、若し戰爭に因る經濟界の沈滯にして豫見し得しならば、吾社の株券の如き一層下落したりやも知る可らず、然れども本項目に就て見るが如く、吾社の新商品に對する註文は過去の經驗により評價さるゝ以上、實際の需要を限定さるゝものにして、株券の問題に就ては取締役に於て本年度の利益に入れず、其七〇、〇〇〇弗の額をば株式資金として積立つる事の申出は、諸君の注意を促すに不適當なる問題にも非さるべしと思考す、而して株式積立金は目下十萬弗なり、而して昨年二月株主總會の席上に於て予が說明したりし此株式資金設定の理由、並に取締役の意見として株式價格の急落に對する規定の作成をなす事に就ては、予は今說明しつゝある此に十弗と云ふ株式の大小によりて、諸君が判斷し吾人の提出を承認せん事を望む勿論吾人は既に設けられたる目的に就き、此株式資金の地位の一部又は全部を献げんとには非ずして、只吾人は之に依て最も有利なるべき事を望むに在ればなり、次に吾社の銀行に於ける當座貸越勘定は昨年一五三、二四一弗二五に對し、本年は一七〇、八一六弗一六にして其他雜種負債勘

定は一九三、〇四四弗一九にして、昨年度に對し大約一萬弗の增加なり、取立未濟勘定の性質のものは凡て之を償却したり、取締役は帳簿上是等の諸勘定が正當なる事を信ずるものなり、次に一般の積立金は昨年度利益の外に十四萬五千弗の積立金に加ふるに、更に二萬弗を增加せん事を提議するものなり、又我社の投資額は昨年に於て英國國民軍國公債一千磅を買入れ、增加したる事は、既に昨年度の總會に說明せし所にして、又我社の六步利附社債一千兩は市場好況の時期に於て買上消却し、合計七、五〇五弗〇六に現在はバランスシートに見らるゝが如く一〇、〇〇四弗六五を計上せり、最後に取締役の提出に掛る本社營業收入一二五、四九一弗四八の額に對する諸種の積立金費用を引去り之が損益勘定を作成し其貸方に於て、次の如く處分すべき事を提議す。

株主配當として年一割を支拂ふ事、其額合計二萬五千弗一般積立金として二萬弗を振替ふ事、株式積立金として七萬弗を振替ふ事、一萬四百九十一弗四十八仙後期繰越とする事。

次て最後に次の決議案を承認せり。

一、議長の提出に懸る株主に對する年一割の配當案の承認、並に其配當の支拂は一九一九年五月二十二日香上銀行に於て支拂はるべき事。

二、R. J. Bowerman氏は本期會社取締役に再選重任の事

三、G. H. & N. Thomson氏は次期定時總會開催に至る迄、本社監査役に再選重任の事其報酬は年五百兩の事

四、H. H. Read 氏は昨年度に於て取締役屬として會社に盡す所甚だ多きを以て報酬一千弗より二千弗に增額の件決定承認。

支那半月史

大正八年七月下半

寛城子日支兵衝突事件

七月十九日午前九時奉天獨立守備隊の松本上等兵外二名奉天城内なる朝鮮銀行の金庫衛兵勤務を終へ本隊に引揚げんとするや、折柄道路修繕中の支那苦力態と之に突當り小銃を奪はんとせるより、之を防がんとする機みに件の暴行苦力に微傷を負はせしが、之を見て數名の苦力鬨の聲を揚げ石を飛ばし棍棒を振廻しつゝ十間坊巡査派出所迄追從し茲に右三名を包圍して大格闘を演ずるに至り、急報に接し我が守備隊より菅野大尉山田中尉十餘名の士卒を率ゐて現場に急行し、苦力を追ひ散らし、首謀者六名を引致し本隊へ引揚げたるが、之れが爲め省城内外戒嚴令布告され、遊廓劇場飲食店旅館等は午後十時限り閉鎖せしめ、十一時よりは一般の交通を禁止する旨公布せり。

日を同じうして寛城子に日支兵衝突事件起る。七月二十一日陸軍省の發表する所に據れば左の如し。

曩に孟張兩督軍の間に確執を生じ形勢惡化の兆ありし以來吉林兵は續々長春附近に集中し其數一萬に達すと稱せられ而も此等支那兵中往々不穩の行動に出づるものあり爲めに附近一帶の民心兢々として安んせず日々緊張の度を加へつゝありたり若し奉吉兩軍にして遂に干戈相見ゆるが如きに至らんか多數在留邦人の受くる慘害も少なからざるのみならず外交上困難なる問題を惹起するの恐れあるを以て關東軍司令官は獨立守備隊に對し訓示を與へ奉吉兩軍に對し嚴正中立の態度を取ると共に鐵道及び附屬地の治安維持に關し毫も手落なからんことを以てせり然るに去る十九日無法なる支那兵の暴行に端を啓き遂に日支兵の衝突を見るに至れり本事件の原因及び經過に關し二十一日朝迄に得たる狀況左の如し。

七月十九日午後零時半頃滿鐵社員船津藤太郎氏寛城子附近の狹き橋梁を通過せんとする際支那兵四五名先方より向ひ來りしを以て船津氏は彼等の渡るを待ちて通過せるに彼等は振向きて侮辱的言辭を加へたるより船津氏も亦之に應答せるに支那兵は無法にも直ちに銃劍を以て氏を亂打せり恰かも此時馬車を驅りて該地附近を通行中なりし渡邊寅吉外二名の邦人は東部より遙かに此光景を望見して直ちに現場に至りしが船津氏の負傷容易ならざるに驚き急を寛城子守備隊長に申告したるが此の急報に接したる守備隊副官住田中尉は將校以下十名を率ゐ吉林露營部隊の第一營に至り嚴談したるに同營長は我が部下に非ず第二營の者なりと答へたるを以て住田中尉は轉じて第二營長に會見を求めたるに是れ亦不在なりとて遂に要領を得ず中尉は尚交涉を進めつゝありしに支那兵突然側面より發射し續いて數發を亂射せり住田中尉は忽ち頭部に銃創を受けて其場に倒れ尚同時に數名の死傷者を出せり

是に於て現場に在りし我が將卒は自衛上直ちに起つて應戰し敵を距る約二十米突に在りて猛射を交換せり

右の報告を得たる我が寬城子守備隊長は直ちに第一中隊(約四十名)を出動せしめ十九日午後一時恰かも寬城子東方約千米突より攻撃し來れる支那軍に應戰し射撃を開始せしむると共に守備隊の殘部を兵營外に展開せしめたり當時寬城子附近に在りし支那兵の總數は千五百名にして彼我衆寡の懸隔頗る大なりき此時長春城內より第一着に馳せ來りし高旅長現場に來り漸やく彼我射撃の中止を見るに至れり交戰時間約一時間二十分に及べり其他我が長春獨立守備中隊憲兵警察官等は應援のため直ちに現場に急行せしも孰れも戰鬪に參加せずして止めり寬城子の支那軍隊は日支官憲調停の結果寬城子東方二十支里に後退せしめたり。

我が損害は戰死者住田中尉外下士三名兵卒十二名にして負傷者橫山中尉椎原中尉(以上重傷)川原少尉山田特務曹長(以上輕傷)兵卒十四名(重輕傷)なるが此他寬城子派出所永田巡査も戰死せり尙住田中尉は敵彈を頭部に受けて仆れたる後支那兵のため銃劍を以て面部頭部の嫌ひなく無數に突刺され悲壯なる最後を遂げたるが如く又支那天幕內に引込まれて死せる我が下士一名卒二名は何れも嬲り殺しに遭ひ殘忍の所爲見るに忍びず支那側の死傷は未だ詳らかならず。(椎原中尉は二十日終に絕命)

新聞電報に據れば支那側の責任者は第二混成旅團騎兵聯隊長梁玉明大佐なりと。而て急報に接し我が開原以北の守備隊二千二百名は、十九日午後九時五十分長春着、直ちに各方面に配置され、同夜は徹宵警戒し幸ひに何事もなくて了れり。

二十日午後五時領事館に於て我が高山司令官と高士儐中將との間に左の如き協定を爲し、差當りの治安を維持することゝなれり。

(一)寬城子に於ける巡警は全部七月二十日を以て引拂ふこと

(二)第一着に南嶺の砲兵を附屬地より三十支那里以外に退去せしむること

(三)第二着に步兵及び(不明)中將の部下たりし者二百五十名を限り城內及び北門外に殘置せしめ其他附屬地の周圍に在る軍隊を總べて附屬地より三十支那里以外に退去せしむること但し南嶺の步兵四營輜重兵一營を除くも此の部隊に對しては支那側に於て嚴重に取締ること

(四)南嶺の砲兵退去は即時之に着手し七月二十一日迄に完了すること其他附屬地の周圍に在る軍隊の退去はその大部分を七月二十二日迄に殘餘を七月二十四日迄に完了すること。

(五)今後附屬地より三十支那里以內に軍隊を入れんとする場合には在長春日本領事に對し通知の上その承認を得べきこと。

(六)此際一切附屬地の內に支那兵を出入せしめざること但し日本領事の許可を有するものを除く

二十一日小幡公使は外交總長代理陳籙氏を訪問し、寬城

子事件に關し警告する所あり、陳代理總長は龔總理代理を經て徐總統に報告し、徐總統は秘書長吳笈孫をして段祺瑞氏の意見を問ひ、その結果陸軍次長張志潭氏をして二十一日午後小幡公使を訪はしめ、深く遺憾の意を表すると共に當面の責任者たる聯隊長大隊長を免職せる旨を陳述せり。

二十二日次の如き命令出づ。

東三省巡閲使張作霖吉林省長郭宗熙の電呈に據るに吉林軍隊長春二道溝地方に在つて日兵と衝突し互ひに死傷あり現に彈壓制止を經たり等の語あり該團營長春に駐紮し鄰軍に接近す應さに如何か申明節制すべきに乃はち平時漫に約束なく該團營長等質に咎を辭すべき無し陸軍部に著し職名を査明して先づ免職を呈請するを行はしむ師長高士儐擅まに軍隊をもつて長春附近に調集し重案を醸すを致せる尤も謬妄に屬す著して師長の職務を開去し一併巡閲使張作霖及び新任督軍鮑貴卿に交し切實査辦せしむ孟恩遠は身、軍府を統べ能く紀律を嚴申するなし亦應さに得べきの咎あるべし既に調任を經たり鮑貴卿をして迅速馳往接替せしめ一應善後の事宜は即ち鮑貴卿より妥愼辦理せしむ該省地方重要なり孟恩遠未だ交卸を經ざる以前仍ほ當さに軍隊を約束し秩序を維持せしめ先づ奉調を經たるを以て遽かに卸責を行ふを得ず此に令す。

北京政府は一歩を進めて高師長を免職し、藉つて以て吉奉問題に對する政府の威信を保つの策に出でたるなり。動あれば反動あり、高士儐は事、志と違ひたる鬱憤を晴らすべく終に公然たる抗命動作に出でたることは次項に敍述する所の如し。

帝國にては引續き事件の眞相調査中にして、眞相判明次第正式交渉開始の豫定なるが、事件の性質上本件に關する交渉が北京に移さるべきは勿論なるべし。

高士儐の態度

師長高士儐は孟恩遠の女婿にして、吉林軍の實力者なり彼は張作霖孟恩遠の確執に際し、孟を輔けて張に抗し、吉林督軍をかち得べく蹶起となりて運動を始めたる甲斐なく孟氏先づ免職せられ、續いて寛城子事件の責任者として師長の職さへ奪はるゝに至れり。彼の憤恨や如何、而も密令張作霖に下りて吉林討伐の部署成り、新任黑龍江督軍孫烈臣總司令に、蔡平本南路司令に、馬瑞鎌東路司令に、鄒殿陞北路司令に任命されたるをや、絕體絕命の彼は遂に決心をつけ、二十三日吉林より長春に乘込み、二十四日實弟高峻峯少將と共に進發せり。而も幸先頗るよからず二十五日旅長誠明は、七營の兵を率ゐて張作霖に降れり。二十八日高は奉天軍討伐の宣言を出せり、左の如し。

中國禍亂相踵ぎ袁世凱帝制の余孽野心陰謀依然として樞要の地位に蟠居しその鬼才を揮ひて自己の爲め是れ謀る是に於てか非法國會の選擧あり非法總統の選出あり混沌名狀すべからず玆に義軍を興し護法討逆數年に亘ると雖も兵權あるを恃みて猥りに抗爭を事とし又顧りみるなし張作霖の如きは利に依り機に乘じ匪賊を擁して東三省

に横行す巡閲使の僞名は則ち武力を以て僞政府より發せしめたるものなり而して彼は中央の命令に藉口してその異圖をのべ孟恩遠を吉林より逐ひて鮑貴卿を其後に据へ東三省を意の儘に統一せんとする野望を蓄ふるや久し孟恩遠は老成の宿將にして吉林省に督軍たること多年軍民悅服す僞政府旣に庶民を顧みず西南の諸君と相呼應し護法討逆に從はん士儻軍界に身を置き國のために力を盡し護法討逆を職志とす匪賊張作霖の逆亂陰謀は天下の共に睹る所正法討逆神明に耻づるなからん希くば宇內の同胞共に此旨を諒し父老兄弟利害を詳かにし力を協せ心を同じうし彼の惡魔を殺し以て我が國家に盡さん士儻の國に報ずる成敗存亡測る所に非ざるなり謹んでこゝに宣す。

同時に在滿洲日本人に對し「日本朝野の人士に警告す」てふ宣言書をも發表せり、左の如し。

歐洲戰亂終りを告げ世界の爭點漸次中華民國の上に移り來れり正に中國能く一致發奮自强以て列國の蹂躙に委せしめず我が隣邦をして唇亡びて齒寒しの憾なからしむべきの秋なるに張作霖は野心滿々勢旣に黑龍江省を掩ひ我が吉林省を掩ひ併呑せんと欲す彼れもと匪賊より身を起し幸ひにして師團長を贏ち得たるも尙足らずと爲し袁世凱政府危急の時に當り段芝貴を逐ひ私かに將軍となりしも尙未だ足らずと爲し擅まに兵を增して中央を脅かし更に又巡閲使を獲得せり然るに尙以て滿足せず現に段祺瑞と謀り政府を脅迫して我が孟督軍を貶黜せんとす若し彼が如き徒輩にしてその爲すがまゝに任せんか中國の前途や思ひ半ばに過ぎん近く彼れは巡閲使顧問英順をして權謀術數に任せしめ又長春に於て日本軍隊に挑戰し慘憺たる事變を釀成せしめたりその陰謀惡辣實に尋常事を以て律すべからず吾等內統一の障碍を憂ひ外友邦の煩言を慮る即ち吉林省の健兒茲に併合し彼れ兇蠻を討たんとす冀くば貴國人士等吾等の苦衷を諒察し彼の兇蠻を一掃せんとする吾等の擧を妨ぐるなく以て中國の分裂を免かれしめ東亞の和平を保たしめんことを若しそれ東三省居住の貴國人保護に至りては諸部隊に嚴命し萬全を期すべければ憂ふるなからんことを。

高の態度は此の如く堅決なり、然れども肝心の孟恩遠は擾攘を厭ひて直隷省あたりに退ぞき、徐ろに老を養はんとするの底意ありて高の意地張りを是とせず、別に張作霖との間に妥協を成立せしめんとしつゝあり、高とても師長の職を奪はれたる腹立ちまぎれの事なれば、地位の保障さへ與へらるれば或は默して止むべきかとの推測もつかざるにあらず。形勢は高の宣言書發表以來意外にも緩和されたるものゝ如し。併し是れ固より推測なり、爾後の發展に徵するの外なし。

參戰督辦處廢止

段氏の西北邊防督辦

七月二十日大總統令に曰く

現在歐戰竣りを告ぐあらゆる督辦參戰事務處は應さに即ち裁撤すべし唯だ沿邊一帶地方靖からず時に激黨の滋擾

を虞る綏疆固圉は極めて重要に關す著して即ち督辦邊防事務處を改設し大員を特置し居中策應以て控馭に資し而して事機に赴かしむその參戰處未だ盡さざるの各事は並びに該處の繼續辦理に歸せしめ藉つて收束に資せしむ此に令す。

段祺瑞を特任して邊防事務を督辦せしむ此に令す。

久しき懸案たりし參戰督辦處は、玆に至つて漸やく廢止されたり。併し段氏がその儘邊防督辦に任せられしは皮肉なり、要するに督辦參戰事務處が督辦邊防事務處となり、從つて參戰事務督辦が邊防事務督辦となりし迄なり。而も曩きに徐樹錚氏の西北籌邊使に任せられしあり、對照して興味深し。北京は畢竟段派の天下なり。

山東問題と米國上院

山東問題に關する論議は、今や國際聯盟に關し大統領ウイルソン氏と上院共和黨議員との間に生ぜる確執の中核をなせり。ウ氏及び民主黨議員に對し敵役たる共和黨議員にはノーリス、ボラー、ロッヂ、ジョンソンあり、その主張は毎度華聖頓電報に依つて傳へられつゝあり、次にその一斑を採錄せんか。

大統領ウイルソン氏は上院外交委員會開會に先だち民主黨上院と商議したるが其際大統領は講和條約は日本に對して山東に於ける政治的權利を與ふることなくたゞ六十箇年若くは七十箇年にて期限滿了すべき經濟的利權を與へたるに過ぎずと陳述せりと。(七月十六日華聖頓發國際)

紐育タイムス紙の了解する所によれば米國大統領ウイルソン氏は共和黨上院議員に對し左の如く述べたり予は山東問題に關し之に同意するを余議なくせられたるものなり何となれば同利權を日本に讓渡することに就いては英佛兩國が日本を參戰せしめんとするに際し日本に約束し置きたる所にして若日本にして講和會議の同意を得る能はざれば日本は講和會議より脱退せんとするの恐れありたればなり同問題が講和會議に於て論議せらるゝに當り英佛兩國は予に同問題の處置を囑したるが予は當時英佛兩國が日本に對して爲せる約束を遵守するに必要なるを發見せり。(二十七日紐育發大阪毎日新聞着電)

華聖頓來電―ウイルソン氏演説後上院議員スウォンソン氏は曰く日本は獨逸てふ盜賊を支那より驅逐してその報酬として獨逸を驅逐するに費したると同額の費用を徴收し得べきか結局山東を臨時占領することに依りて之を爲し得べしと。(十二日桑港發國際)

米國上院に於てロッヂ等共和黨の一派が山東問題に對して極力反對意見を吐露しつゝあるに對し政府側は未だ之に對し反駁的説明を爲さゞるがウイルソン大統領は目下頻りに議員各個間に説明を爲すと共に愈々全國各地を約三週間の豫定を以て遊説するに決しその出發前近く説明書を發表することゝなり居れり。(某處着電)

以上は講和條約を支持する側の主張なるが、次に採錄せるは何れも反對者側の言説なり。

米國上院對外關係委員會は講和條約の審議を開始し上院

議員ボラー氏の決議案卽ちランシング、ホワイト、ブリス三氏等が大統領ウィルソン氏に送致したりと稱せらるゝ山東問題解決抗議書に關して詳細の報告を要求する決議案並びに上院議員ロッヂ氏の決議案卽ち所謂日獨條約なるものに關する詳報を要求する決議案につゝいて報告ありたり。(十四日華聖頓發國際)

上院外交委員長ロッヂ氏(共和黨)は上院に於て宣言して曰く山東半島は日本が講和條約に調印せる代償として日本に與へられたるものなるがかくして友邦(支那を指す)の領土は武斷主義の國家(日本を指す)に讓渡せられたりと又ノーリス氏(共和黨)は述べて曰く聯合國は支那の破滅を招致するが如き陰謀を廻らしたり山東問題の解決は歷史上空前の奇怪事なりと尙ジョンソン氏(共和黨)は吾人は日獨密約に關する詳細なる公表を要求すと主張せり。(十四日桑港發大阪每日着電)

上院に於ける山東問題の對議中ロッヂ、ボラー兩氏の議論殊に激烈なりきロッヂ氏は宣言して曰く

日本は大帝國の建設者として獨逸の先蹤を追ひつゝあり米國は支那より殆んど山東全土の支配權を奪ひ之を日本に引渡さんとする協定の發頭人たるべく要求されたり予は米國をしてかゝる協定の發頭人たらしむることを欲せず。

ボラー氏は曰く

若し米國が支那の分割に參加して支那國民を奴隸たらしめざるべからざる時來れりとせんか又若し米國が支那の

領土保全を約したる米支間の條約を破棄せざるべからざる時來れりとせんか其時は吾人は敢て其國に向つて挑戰せん。(十五日華聖頓發國際)

上院外交委員會は國務省に對し山東問題の解決上支那に於ける日本及獨逸の權利に影響するすべての條約の謄本を要求したり。(十六日華聖頓發國際)

上院議員ノーリス氏は上院に於て討議中種々なる理由に依り千九百十七年日本に對し山東割讓を約せる英佛伊露の秘密契約を朗讀して一大波瀾を惹起したり。(十五日紐育發國際)

ノーリス氏は上院に於て演說し「山東に關する條項が修正せらるゝにあらざれば對獨條約に反對の投票を爲すべし」と斷言せり。(十五日桑港發合同)

共和黨議員の論點は右の引例を以て觀取し得べし、ウィルソン氏は之に對し各議員を個人的に引見し說得に努むるの外、近く一の陳述書を發表すべしと信ぜらる。我が出駐米代理大使も屢々國務省を訪ひ、日本の眞意に關し說明する所あり、久しからずして疑念消散すべきは疑を容れざれど支那側が米國上院の此の如き形勢を見て觀望の心を存し追調印を肯んぜざるのみならず、日本との山東交涉を回避せんとするの傾向あるは、頗る遺憾なりといはざるべからず。

内治外交

●**直隷省長**　七月十二日大總統令、曹錕を特任して直隷省長と爲す此に令す。（八・七・一四、上海時事新報）

●**湖北教育廳長**　七月十二日大總統令、絡孝植を任命して湖北教育廳廳長を署せしむ此に令す。（八・七・一四、上海時事新報）

●**安徽振濟令**　七月十八日大總統令、安徽省長呂調元の電呈に據るに皖省霪雨兼旬潛山太湖諸山蛟洪暴發望江懷寧郎溪宿松南陵廻江蕪湖舒城等の縣土堤冲潰し田廬淹沒し災區頗る廣し懇ふらくば帑を撥し振濟を予へられんことを等の語、該省迭りに水患に遭ふ殊に深く軫惻す財政部に著し迅即銀二萬元を撥し日を尅して該省長に匯交し委員を遴派して災區に分赴し核實に散放し以て窮黎を惠ましむ此に令す。（八・七・二〇、上海時事新報）

●**西北籌邊使官制**　七月十八日大總統令、國會議決の西北籌邊使官制本大總統約法第三十條に依りて之を公布す此に令す。（八・七・二〇、上海時事新報）

●**湖南政務廳長**　七月二十二日大總統令、史紹久を任命して湖南政務廳廳長と爲す此に令す。（八・七・二四、上海時事新報）

●**中興黨の組織**　中興黨の組織は近ろ既に京津一帶に喧傳しその聲勢極めて煊赫なるに似たり但だその内容を知れるものゝ談ずるところに據るに謂ふ研究系と馮河間（國璋）一系の人物とには此種大規模の計畫ありと雖も但だ此時や接洽開始の時に在るに過ぎず實現の日を去ること尚遠し即ち將來能く接洽の成功するも亦馮系を以てその軀殼

と爲し研究系の一派を以てその靈魂と爲すに外ならず現在全國和平聯合會と全國平和期成會と皆すでに研究系の機關と爲り熊希齡氏は眼のあたり兩機關の日に渙散に趨くを見別に脫胎換骨の法を籌り以て團結發展の計を爲さゞる能はず此れ中興社建立說の由來なり唯だ中興社の名目は某々一二人の主張に過ぎず決して未だ完全に確定せず此種各團體の集合に至つては促和を以て第一步と爲し選擧競爭を以て第二步と爲すに過ぎず而して後者に對して尤も切望と爲すたゞ此中分子複雜にして聯絡易きにあらず故に成功の日を去ること尙遠しといふ。(八・七・二一、順天時報)

●邊防軍計畫　邊防督辦段祺瑞沿邊各省區應さに駐守すべきの邊防軍に對し已に草案を擬定せり聞く擬する所の確數區域左の如し。

(一)新疆沿邊防軍一師兩混成旅

(二)外蒙甘肅各駐邊防軍兩混成旅

(三)熱察綏三特別區域各駐邊防軍兩混成旅

(四)奉天沿邊駐邊防軍兩師

(五)吉林黑龍江各駐邊防軍一師一混成旅

並びに聞く此項の軍隊は即ち參戰軍西北邊防軍を以てし各該省現にすでに邊防各軍の改編を擔任せりといふ。(八・七・二四、順天時報)

●政治討論會成立　國務院統一會議の開幕未だ時を逾へず昨政界方面の靠るべき消息に據るに云ふ龔兼代總理は閣員の缺席太だ多く內外の各政は一切の辦法を磋商するを待つを以て日昨國務院中に在つて一政治討論會を設くることを決議しすでに此項會議の組織に着手せりと委員は聞く已に顧問諮議約十餘人を聘出し龔兼代總理より自から主席に任じ成立以後は每星期に幾次の開會を爲し一切を規訂すべしと。(八・七・二四、順天時報)

●國內和議の其後　上海の和會は南方より八條件を提出して遂に停頓し爾來龔代揆が西南要人に對して和會の復開並びに八條件の讓步を要求せることは已に頻りに報端に誌せり某要人の談ずる所に據るに岑西林の覆電に云ふ法律事實兩問題は直接商量すと雖も北京政府究竟如何の主張かある西南讓步し北京政府若し相當の讓步なくんば結果終に開議する能はずといふ。

龔代揆は法律問題に對して新舊兩存の辦法を主張す即ち

(一)新舊國會は同數の代表を擧出し憲法協議委員會を組織し新舊憲法草案を該會に交附審議の後兩國會より各別に通過し同時に宣布す。

(二)憲法の規定により新國會を召集し將來兩國會をもつて取消す。

(三)前記委員會國會組織法及び選擧法亦之れをして辦理せしむ。

此電去後その返電尙ほ未だ聞く所あらず若し以上の辦法にして能く實現せば則ち双方の面子均しく能く保全さるべし但だ上海方面の消息は甚しく贊成せず舊國會の制憲を希望せりと安福派は前記の辦法に對し若し西南果して贊成せば勉めて强いて讓步し以て平和の實現を期すべしと唯だ舊國會の制憲に對しては則ち絕對に反對すといふ。(八・七・二

五、順天時報）

●支那と國際聯盟

支那は膠州灣に關する要求に就いて、平和會議の援助を受くる能はざりしも、彼等は毫も該問題を打銷するの意思無く、彼等が論爭の續行を固執せんとするは、彼等特有手段の一にして、該問題が舌戰の標的たる性質に止まる限り、彼等は決して一歩も讓らず底の意氣を示し居れり。吾人の聞知する處に依れば基督敎講演會の書記ボプキンリース博士は、此問題に就いて英國首相ロイドヂオージ氏に請願する目的を以て、英國に赴けりと、尙ほ吾人が支那報章を通じて蒐集せる情報に依れば、國際聯盟が其効力を發生するや、支那及其要求問題は、聯盟會議の第一議案たる可し。北京の外交部は總有問題を國際聯盟會議に提出すべく、已に整頓に着手し居れりと、尙ほ國際聯盟が支那の要求全體を承認せざる限り、該問題は解決せざる可しと、玆に注意すべきは支那は繫爭案を相當規則に照らして解決せられんが爲めに論爭するにあらずして、支那の要求は正當なり且正義なり、是に因りて支那は最後まで主張するものなりと保證を獲んが爲め論爭せんとするに似たる事是なり。吾人は支那の爲めに擧示されたる事項を査閱するに、支那の所謂友邦人等が稱する如く、該問題は議論の餘地なしと言ふが如く如斯絕對明瞭にして、且つ正當なりとは、決して信ずる能はず、吾人の見る所に依れば、支那は將さに溺れんとする者は一片の木葉にも縋がらんとするが如く、總有手段に訴たへんとするものゝ如し、然れども支那は堅實なる地位に取て正々堂々の陣を張らんとするものには決して非らざるなり、斯くて吾人は支那が此問題を偏執するに因り、支那に對して大いに其有罪を申立てんと欲するものなり、吾人は外國人の設計に依り及外國人の經費に依て創造せらたる總有貴重なる財產は、支那が如何に平凡なる示威運動を連發するとも、如斯財產管理權が支那の手に歸するも決して絕望的に破滅せられずとの保證を獲らるゝ以前之を支那に交附するは全然不正當なりと信ずるものなり、目下の支那に在りて何れの點より之を視るも如斯貴重なる、財產を一旦支那に交還せんか、忽ちにして破滅の悲運に陷るは火を見るよりも明らかなり個人の財產相續又は讓與に就いて見るも同樣なり、要するに支那に於ける外國は、支那人と平衡程度に墮落せざる如く奮闘するを要す、將た亦彼等の辦理せんとする事業を偶々支那人の辦理せんとする事業と同一步調に陷入らざらしむる爲め努力せざる可からず、支那に於ける外國人の使命は支那人の生活程度を外國人と平等地位に昂上せしむるに在るなり。

正義なる問題に就いて吾人をして一事項を回想せしめよジォンは往昔濠洲に來着せる放牧地借用人なりき、彼何地より來れる彼何故に來れるか彼如何にして來れる將た亦彼の祖先は何人なりしかは均しく深く奇雲の裡に包まれたり蓋し濠洲大島に於ける最初の移殖民の大部分はジォンと同樣のものなりき、ジォンは廣大なる地域を租借し、牧羊業を企畫せり、此地域の所有者は土蕃なりき、然るにジォンは此等の土蕃を附廓の山間に驅逐せり、此土蕃の後裔は今

尙ほ該山間に棲息す、而してジオンの牧養する緬羊は異常に繁殖せり數年後幾多の隣人來住し、其中膂力衆に秀ひでたるビルなるもの來り、其所有地の一少部を九十九個年間賃借せん事を要求し、尙ほ其賃借地域に花園附住家及附屬公園を自己の費用を以て建築す可く契約せん事を請求せり尙ほ賃借期限滿了の時全財產はジオンの後繼者又は相續人に交附すべしと提唱せり。

ジオンは此提議を承認せり、然れども彼は其後に到り、ビルなる者は强制的性質を帶び且つ該人を畏怖せるより、契約は强權の下に餘儀無くせられたり云云と唧てり、然れども契約書は已に正式に調印し交附せられたり、巨資を有し且實業的手腕を具せしビルは、曾てジオンには何等の價値を有せざりし彼の邊遇の一塊地を開拓し、最も高價なる不動產と變造せり、嗣いでビルが他の放牧地借用人との間に成る不法行爲ありしより、彼を捕獲投獄す可き命令を受けたるジムなるもの來れり、而してジムは此命令を型の如く忠實に執行せり、其後ジムはジオンに提議して云はく、原定條件に照らし該不動產に對するビルの借地權を繼承せんと、ジオンは再び予はジムが脅迫せるより彼を畏怖す、予は强權に迫令せられたりと唧ち乍らジムの提議を承認し、契約書を正式に作り之を交附せり、茲に於てジムは該不動產の所有者となれり。尋いでジオンは第三者に訴へて云はく、總有此項手續は甚だ不當なり、此第三者はジムを排除し、該不動產をジオンに交還せんことを要求せり、蓋し該不動產は目下多大の價格を有し、ジオンは自己の財產を增殖せんが爲め該不動產の還附を非常に願望せるなり、彼の契約書に就いてはジオン自己の意思に反し簽字せるを以て正當なるものにあらずと主張せり、第三者は之を知らざりき、第四者が本問題に就いて或る意見を挾む可きやは疑ひを容れず。

此說話は膠州灣問題に就いて、吾人が如何なる見解を取る可きやを考定せしむる好適例なり、吾人は目下支那を援助しつゝある外國人に向て反省を促がさんと欲す、幸はひにして諸君の運動功を奏するも、該地域は忠實なる援助者たる諸君の居住さへ禁絕せらるゝものたるに到らん事に注意せざる可からず、支那人は議論好きなり、若し彼等が强迫と稱する形式の下に締交されたる契約が極東的に非ずと證明せられんか、諸外國と支那との間に存在する總有條約は取消されざる可からず、蓋し此等の條約は一も支那の意思に依り締交せられたるものにあらざるを以てなり、加之支那に於ける總有租界は該租借權は迫令せられたりとの抗辯の下に支那の管理權內に歸屬せざる可からざるに到らん、支那報章に依る此等二個の要求は、近く支那が國際聯盟に提交せんとする諸條件の主要部分を形成するものなる事を知るは興味ある問題と言ふ可し。（八・七・一九・セントラル・チャイナポスト）

●山東保安明令　七月二十五日大總統令、山東督軍張樹元の電呈に據るに莠民學生の名義を假借し衆千餘を聚め强いて省議會に據り議員を驅逐し自から開會を行ひ繼いて復た衆を率ゐて報館を搗毀し記者七人をもつて細綁游街

し省公署に送由して檢察廳に交し管押せしめ暴民始めて散ず現に戒嚴下令を實行し並びに兵を派して省議會を駐護せんと擬す請ふ聚衆擾亂者をもつて隨時法を按じて辦理せんことを等の語、人權の保護は法律具さに在り此のごとく法紀を凌蔑し爲さんと欲するところを恣まにす國家その綱維を失せば人民何の託命する所ぞ該省地方衝要關係極めて重し既に該督軍の體察せる情形に據るに實に須からく戒嚴を宣布すべし即ちその法に依つて辦理するを准るし以て秩序を維ぎ治安を保つ此に令す。（八・七・二六順天時報）

●財務官整飭令　七月二十五日大總統令、度支は國家の命脈にして關係至つて鉅なり頻年以來國課の收入の日に益々虧絀なるは固より時局俶擾地方未だ寧からざるに因るも而も徵收の官吏の因循敷衍して奉行力めず甚だしきは或は蠧課病民中より利を漁る者亦免かれざる所に在り將さに時艱を挽濟せんと欲せば亟かに應さに速かに整頓を籌るべし財政部に著し各項の稅收及び徵收人員の任用奬懲各辦法を整理し心を悉して釐訂し切實施行せしめ並びに該部に責成し隨時嚴に考核を加へしむもし舞弊營私或は辦理不善の員あらば立ろに撤懲を予へ稍々寬縱に涉るを得ず各該省長は財政を監督するの責あり並びに著して會同し認眞考察せしめ務めて積弊を廓清し涓滴も公に歸し以て稅收を裕かにして國計を維がしむ此に令す。（八・七・二六順天時報）

財政經濟

●鐵路案死灰復燃か　北京通信社云ふ新銀團苛酷條件宣布以後國人反對の聲浪日に漸やく高きを增し連日政府反對電報に接到することすでに十餘通に下らずたゞ一方面反對の聲浪高しと雖も某系某派の暗中の進行亦復た日に進んでやまず日昨銀公司忽ち又た閣議を通過せり政界の消息に據るに云ふ連日某派某系又た此の政局不靖の際に乘じその交通實業を壟斷するの計畫を實行せんと擬す連日某系某派銀行團の進行及び如何か新銀團と接洽すべきかの處に關し又た東交民巷某處及び西城某宅に在りて大いに會議を開きたるが決定の後即ち員を派して歐米滬漢各方面に分赴接洽すべしと又た一消息に云ふ當局愼重のために起見し昨すでに共同管理案及び新銀團問題をもつて合併討論し並びに某要人あり日昨當局に謁見し新銀團及び鐵路共管案の利害を力陳し云ふ葉某赴歐調查員と爲り應さに共管鐵路案を主張せざるべし銀公司の標題は外人共管案を抵制するためなり其中乃ち鐵路共管を主張するの人あり政府應さに嚴重に該公司を監視しもしこの內外交迫國家多事の際にして新銀團銀公司暗中進行し鐵路共管案の復活を引起せんか商學界若し再び二次の極大風潮を起さば誰れかその責を負ふや云々。（八・七・二五・順天時報）

●華僑の貴州鐵路承辦　華僑實業公司代表趙士覲資本を籌集し貴州政府に向つて渝柳鐵路建築を承認し特に貴州政府代表王伯羣と草約を訂立すること左の如し。（八、七一七晨報）

（一）　渝柳鐵路は左列の路線を以て限りと爲す

（甲）貴州貴陽より四川重慶に至る
（乙）貴州貴陽より廣西柳州に至る
（二）路成るの後承築人より四十年間業を管することを准るす毎年溢利百分の五を提して貴州政府に酬報す期滿つるの後を俟つて即ち該路應さに有るべき一切の財產をもつて無條件完全に貴州政府に交還し損壞するを得ず並びに一切の費用を索給するを得ず但し路成りて二十年を經過せし後貴州政府は隨時に之を收買することを得その價値は即ち該路歷年の建築費及び營業收支出入決算表を以て估價の標準と爲す。
（三）經る所四川廣西の路線は貴州政府より兩省に向つて劃定するの外其の路線の必らず人民の田園廬墓を經る者あらば貴州政府より自ら淸理を行ふ但し需むる所の收買費用は承築人より擔任す。
（四）鐵路經る所の地は公產民產に論なく煤炭木質材料は貴州政府承築人より時價に接照して購用するを准るす。
（五）貴州の範圍に在る路線の三十華里以內の鑛業及び森林は路の未だ竣工せざる前に於ては貴州政府承築人と中央工業森林條例及び貴州單行鑛業森林章程に按照し合資開採することを得貴州政府もし資本足らざるときは承築人款を借りて之を資助す倘し貴州政府合辦を願はざる時は承築人は自から中央及び本章の鑛章に照して開辦することを得。
（六）貴州政府は此路に對して完全に保護の責任を負ふ並びに中央政府に向つて正式に存案す。
（七）貴州政府と承築人と各々代表を派して磋商妥協して先づ草約を訂す草約簽字後三ヶ月內を限り正約を繕具し貴州政府の核准を呈請し双方代表簽字履行す。
（八）正約簽字の時承築人は須からく保證金を繳め貴州通用現洋壹百萬元を貴州省銀行或は貴州官商合辦の實業銀行にしてその資本金百萬元以上の者に交し年息四厘を按じて存儲す。
（九）前條保證金を銀行に交存する時双方人を派して同じく銀行に赴き親交す並びに此項の保證金は路工未だ完竣せざる以前に於ては貴州政府の許可を得るに非ざれば承築人收回するを得ず及び双方調用するを得ざることを註明すべし。
（十）鐵路完全竣工後一月の內に貴州政府より銀行に知會し此項の保證金及び利息の全數をもつて承築人に發還す。
（十一）貴州政府は承築人が貴州省內に在つて該路未だ收回せざる以前に於て政府に在つて立案辦理を經たる者を除くの外中央鑛業條例及び貴州省單行鑛業章程に按照して開鑛優先權あることを准るす。
（十二）承築人より最新式の車路備圖一紙並びに建築計畫書を交呈し貴州政府照築を批准し該路開工建築の時貴州政府は員を派し監督することを得もし計畫書と相符せざるものあらば貴州政府は承築人に會し原定の計畫書に照して辦理せしむることを得。
（十三）築路の期限は左列三項に分つ。

(甲)双方正約に簽字してより六ヶ月內に測量を開始す。

(乙)双方正約に簽字して一ヶ年內に工を興す。

(丙)双方正約に簽字するの日より起し五年以內に承築人より本約第一條所載の甲乙兩段の路線に於て一段を認擇して先づ築成を行ひその餘の一段は正約簽字の第八年を限り築完す。

(十四) 前條の期限もし事實上絕對に修成する能はざる時は承築人は理由書を具し貴州政府に呈請し二年間延長することを得。

(十五) もし十三條の各規定に違はゞ貴州政府は保證金をもつて扣して本省の公用となすことを得。

(十六) 本約は共に四份を繕就し各二份を執り双方簽字の日より起し有效と爲しその效力は正約成立の日に至つて止む。

華僑實業公司代表 趙士觀

貴州政府特派全權代表 王伯羣

寄贈書目錄

日報	長春貿易協會	二〇號
實用新案公報	特許局	自五五七號至五六〇號
南洋協會雜誌	其會	六號
通商公報	通商局	自六三六號至六三九號
大亞	大亞義會	七月號
Heraldof Asia	其社	十六號 十八號
紡織界	其界	八號
東亞經濟研究	其會	三號
東洋經濟新報	其社	八五六號
特許公報	特許局	三二五號
商標公報	特許局	四五三號
月報	奉天商業會議所	七九號
上海經濟時報	其社	六七號
吉林省	滿鐵會社	四卷
岐阜商報	岐阜商業會議所	六五號
滿蒙實業彙報	大連商會議所	四九號
報德	報德會	七號
日華學會	其會	
月報	青島實業協會	十八號
貿易	其協會	七號
日本及支那	日支時論	二四號
法學論叢	京都法學會	一號
月報	小樽商業會議所	一二五號
商ト工	其社	七號
地等雜誌		三,六七號
日本及日本人	政教社	七六一號
山林公報	農商務省	七號
東洋經濟新報	其社	八五七號
岐阜敎育	岐阜縣敎育會	二九九號

彙報

自七月十六日至七月三十一日

講和問題

▲**國民外交協會の決議**　（十四日北京特派員發）國民外交協會は十二日大會を開き左の決議を各省に通電せり。

（一）講和調印を拒絶せるは一に山東問題に基因す故に獨逸に對して平和狀態を恢復せざるべからざるは當然にして專使をして對獨講和の進行を圖ること（二）對墺條約は協商國と一致して調印すること（三）國際聯盟に加入すること（四）對獨戰爭は事實上終了せるを以て日支軍事協約は自然消滅に歸すること（五）山東問題は如何なる條件を以てするも日本と直接交渉をすべからざること（六）今後外交を公開し各方面の代表を擧げて政府と協力せしむること。

尙和平聯合會にても略同樣の決議を總統府國務院軍政府に致せり。（十六日、東朝）

▲**支那政府訓電**　（北京特電十五日發）支那政府は閣議の決定に基き陸徵祥氏に對し靑島問題に就き英、米、佛、伊四國委員の公平なる仲裁を請ひ若し直に支那の利益を保持し得べき協定方法あらば斷然追加調印を爲すべく適當の調停方法なくば將來國際聯盟に訴ふる外なし故に墺國との條約には必ず調印し國際聯盟に加入するの端緒を失ふ勿れと訓令し同時に右の旨一般に發表せり。（十七日、日日）

▲**調印を焦せる勿れ**　（北京特電十五日發）顧維鈞氏は支那政府に對し墺國との條約には必ず調印すべし國際聯盟と平和條約とは別にして條約に調印せざるも聯盟に加入するを得べし現に英米人は支那の調印拒絶を正統なりとし且之を以て支那の覺醒を知るに足ると評しつゝありされば政府は從容として將來の策を講ずべしと打電し暗に追加調印を焦るの必要なき事を述べたり（十七日、日日）

▲**調印拒絶善後策**　（十五日北京特派員發）調印拒絶の善後策に就き徐總統より各省長官の意見を求めたるに對し夫々返電を寄せ來りたるが南北に依り主張一致せず北方側長官は何れも調印を爲すことに依り支那の參戰の功を收めんことを主張し居れるに反し南方派の督軍は飽まで調印を拒絶して外交の失敗を挽回すべしと主張しつゝあり又長江三督軍等は出來得べくんば速に追加調印を爲すべしと唱へ居れり。（十七日、東朝）

▲**伊國居留地要求**　（巴里ロイテル特電十二日發）伊大利講和委員は講和會議に通牒を送り天津に於て伊太利に居留地を與へんことを要求したり（十七日、時事）

▲**沒收船にて汽船會社**　（北京特電十八日發）沒收敵國船舶の處分に關し海軍部と交通部との所管爭ひありたるが最近其中二艘を海軍運送船とし他は一汽船會社を創立し交通部の管轄に屬せしむることに決し新汽船會社の督辦には薩鎭冰推薦されつゝあり。（十九日、日日）

▲**山東關係決議案**　（十日紐育特派員發）華盛頓來電――アイダホ州選出上院議員ボラー氏は山東問題に關する講和會議の決定に抗議してブリス將軍、國務卿ランシング氏及びホワイト大使が大統領ウイルソン氏に送れりと云ふ書簡の寫を上院に提出することを大統領に請求し且つ日本委員が支那委員を脅威せんと企てたる事ありや否やの詳報を要求する決議案を上院に提出せり。（二十日、東朝）

▲**ウ氏演說に失望**　（十一日紐育特派員發）華盛頓來電大統領の議會に於ける演說は殆ど講和條約に觸るゝ事なく專ら國際聯盟に就きて說明する處ありたり氏は所謂佛米同盟に就きて言明を控へ殊に山東問題及び愛蘭問題につきては全く沈默を守れりされば氏の演說は一般に聽者を失望せしめたるがされど氏は此演說の不備をば演說後の上院の民主黨議員との會談に於て補足する處ありたり卽ち氏は彼等に告げて曰く予は日本が山東撤退につき一定の時期を明示すべきを期待す米國の講和委員は宜しく此時期を定むべき由熱心に日本に迫る處ありたりと尙大統領はフイーランン氏が石井ランシング協定

は日本の支那に對する權力を承認するものにあらざるなきやを問へるに答へて曰く石井ランシング協定は決して協定に非らずして唯了解に過ぎず且單に滿洲に於ける日本の優越權に關するもののみと。（二十一日、東朝）

▲山東條項反對　（十八日シドユー特派員發）　シャーマン氏の暴論、華盛頓來電＝共和黨上院議員シャーマン氏は上院に於て演說して曰く米國は宜しく山東問題に關する講和條項の承認を拒絕すべし右の條項は聯合國の反覆宣言し來れる無我的態度と矛盾す山東條項の結果は單に日本をして獨逸に代り世界に向つて佩劍を鳴らすものたらしめんとするのみ亞細亞の獨逸は亞細亞の競爭者を驅逐し通商上の利益を獨占せんとするを意味すべし加之極東に於ける日英の利害は同一なれば米國は比島の安全に就き警戒する所なかる可からず。（二十一日、東朝）

▲青島政權還付　（北京特電二十日發）　確實なる報道に依れば十八日支那政府は陸徵祥氏より重要なる報告に接せり該電報は十五日附にてクレマンソー、ピション、バルフォーア三氏より日本は青島の政治的權利を完全に支那に還付すべきを保證せる公文書を支那委員に交付する事を承認せる旨通告あり右方法に依り追加調印をなすべきや否やを問合せ來れるものにして政府部內には之を以て青島問題を解決する好時機なりと爲す者多數を占め一兩日中に訓電を與ふべし。（二十一日、日日）

▲墺國居留地開放　（北京特電十九日發）　支那政府は陸徵祥氏に對し天津の墺國專管居留地は支那に回收したる後商埠地として各國に開放する計畫なり今回伊國より右居留地の讓與を平和會議に提出せりとの報道あるも伊國の要求は理由なし若し伊國が貿易上の關係にて要求せるものとせば將來商埠地と爲すも自由に營業することを得べし必ず專管居留地を獲得する必要なし右聯合國委員に聲明せよと訓電せり。（二十一日、日日）

▲居留地要求不當　（北京特電十九日發）　伊國が十二日巴里最高會議に對して天津の墺國居留地の讓與を要求せりとの報道は支那官民を刺戟し曾て關稅剩餘金引渡の際伊國が反對せし事實と共に支那の惡感を挑發せり。

北京リーダーは曰く

支那が參戰したる結果支那に於ける獨墺の權利及特權は取消され自然支那に還付すべきに拘らず伊國が斯の如き要求をなせしは支那參戰を無意味に終らしむるものなり支那が對獨條約に調印せざりしは平和會議が山東問題に對する主張を容れざりし爲なり若し伊國の要求を容るるが如き事あらば支那の面目は一層損傷さるべし平和會議が支那の目的を顧みざる以上今後も如何なる問題を生ずるやも知れず云々。（二十一日、日日）

▲拒絕後の方針　（北京特電二十日發）　參議院は二十日日曜なるにも拘らず午前十時より秘密會を開き外交次長の出席を求め去る十七日の秘密會の約束通り調印拒絕後の方針を明確に示さんことを求めたり之に對し次長は此件に就き昨日の國務會議に協議せるも尙ほ方針を目下宣布する能はざることゝなりたれば之を諒とせられんことを望むとの意味を可としたり之が爲め山東省出身議員等は大に政府の態度曖昧なるを攻擊せり次いで陳次長議協を退出後議員等は此件に就き討議し最後に參議院より改めて政府に外交質問案を提出することに決し散會す。（二十二日、時事）

▲署名問題善後策　（上海特電二十日發）　上海護軍使盧永祥氏は昨日國務院より左の電報に接せり。

政府は曩に國民の要求に依り歐洲講和條約に署名調印せず各省長官の外交に對する善後方策を徵せるも今に至るも親しく各省より電復に接せず玆に再び通電し日を定めて正に如何に外交に對す可きかの善後策を返電し採擇に便ならしめん事を求む。（二十二日、時事）

▲上院と山東問題　（十二日紐育特派員發）　華盛頓來電＝上院議員スワンソン氏は爾今ヒッチコック氏に代りて政府の代辯者たるべくヒッチコック氏は近來大統領ウイルソン氏の疎外する所となれりとの風說頗る盛んにして大統領祕書トユマルチイー氏の否認を無視するの姿なり現に大統領は議會の大統領室に於て議會の形勢モンロー主義山東問題又は愛蘭問題等が話題に上りたる際ヒッチコック氏と協議することを肯ぜざりき而してスワンソン氏は十四日講和會議に關し箇中の消息を窺はしむべき演說を試むべしと期待せらるスワンソン氏は昨日山東問題に就き政府を辯護して曰く山東問題は恰も夜盜を擊退したる人の場合に等しく日本の爲せる所は即ち是れなりされば日本が之が爲め行戰に投じたる巨額の費用を回收せんは誠に日本の權利なり即ち獨逸が支那より山東の管理權を獲得したる後施設したる港灣船舶鐵道は報償として適正に日本に讓渡せらるべきものにして支那も亦獨逸の羈絆を脫

するを得たる其援助に對し進んで之を日本に引渡すの心掛けあるべきなりと惟ふに山東問題は議會に於る最初の試験的投票の機會を作るべくボラー、ノリス兩氏之が攻撃の任に當るべし又國務省参事官ボーク氏は米國講和委員ブリス、ホワイト、ランシング三氏が山東問題の決定に對し大統領ウイルソン氏に對し提出したりとボラー氏決議案中に謳へる其抗議書に就きては一切知る所なしと云へり尙ウイルソン氏は上院外交委員が講和條約の審議中出席を求めらるゝならんと信ぜらる。（二十二日、東朝）

▲聯盟山東論議　（十五日國際社華盛頓發）　米國上院は國際聯盟に就て討議したり上院議員アンダーウッド氏は國際聯盟を以て戰爭を防止せんとするものなりと云ひロッヂ、イリス兩氏の反對を理由無きものとして攻撃せりロッヂ氏は山東問題の解決を以て日本の講和條約調印に對して支拂ひたる代價なりと言ひヒチコック氏は之れに對して反對意見を述べたり。（二十二日、東朝）

▲追調印交涉未し　（北京特電二十一日發）　十三日陸徵祥氏は政府に電報を致し目下支那の追調印に關する條件に付英米兩國委員の斡旋により日本委員との間に協議を進めつゝあるも猶ほ日本側の承諾を得ざる旨を報じたるが未了追調印條件中には日本が青島還附の期日を確定し各國が之を保障すること日本總軍警を山東に駐屯せしめざること等を含み居れりと。（二十三日、時事）

▲聯盟代表は王正廷氏　（上海特電二十二日發）　支那は國際聯盟會代表として王正廷氏を任命するに決せりとの北京來電ありたり。（二十三日、時事）

▲山東條項删除を策す　（十四日紐育特派員發）　米國上院に於ける講和條約批准問題の實戰は愈本日スワソン氏の演說を以て開始せらるべし形勢は尙混沌として知る能はざるも在華盛頓ウオーリド特派員の半官的報道に依れば共和黨議員は昨夜の會議に於て條約の留保に就き精神的にも物質的にも一致すると能はす三共和黨領袖の決心に信頼せし者も失望を感ずるに至れり條約の修正又は留保に關する全計畫は外交委員會が幾多の會議を重ねたる上ならでは之を建つる能はずヘラルド紙在華盛頓特派員は之と反對の報道を爲して曰く昨夜會議終了後信認す可き共和黨議員の謨言せし所に據れば國際聯盟規約の留保は上院に於て必ず實現さるべし議員モーセス氏は曰く四十九名の共和黨議員は擧って留保案に贊成せり加之二名の民主黨議員は共和黨側に投票す可きを以て留保贊成者の總數は五十一名に達すべし結局共和黨はルート案即ち講和條約第十條モンロー主義移民條項及び聯盟脫退に關する四個の留保を基礎として留保の主張を爲すべし外交委員會は最初に山東問題に關するホワイトブリス、及ランシング氏の覺書に關するボラー氏の決議案を討議し次に日獨祕密條約に關するロッヂ氏の決議案を附議すべしと云ふ在華盛頓紐育タイムス特派員の報する所に據れば山東問題に關する共和黨議員の形勢は日本に取りて險惡にして講和條約より山東に關する件を刪除せんことを圖り居れりと。（二十三日、東朝）

▲對日空氣險惡　（十六日タイムス社發）　華盛頓來電＝昨日上院に於ける討議は殆ど全部山東問題解決の批評に傾注されたりネブラスカ州選出共和黨議員ノーリス氏の演說によりて火蓋は切られ氏は其の演說中千九百十七年當初東京駐箚の英佛大使の書けりと稱する文書を讀上英國は日本が赤道以南に於ける獨領諸島に對する英國の要求を援助する了解の代償として日本の山東處分に同意し又日本か支那の參戰勸誘に協力する代償として南太平洋中獨領諸島に對する日本の要求を援助するとに同意せり駐日英國大使コニンガム・グリーン氏の文書（日本外相に宛し）は千九百十七年二月二十一日の日附なりきノーリス氏の演說に次で議場内大混亂を來し上院議員ロッヂ氏は日本は帝國的膨脹の努力に於て獨逸の先蹤を追はんとするものの如しとまで極言せり他の共和黨上院議員の一人は又山東問題は單に日本をして講和條約に調印せしむる爲めの賄賂たりし也と論ぜり右山東問題解決を包含する講和條約を米國が調印（批准？）するの不可能なることを論ずる者多く其の反對熱の熾なる政府筋代表者か大統領も同解決には不贊成なる旨を言明せるも毫も反對熱緩和されず千九百十八年日獨間に交換されたりと云ふ交涉文書に關し大統領に詳細なる報告をなすべしと要求するロッヂ氏の決議案は可決されたり支那の調印拒絕に對する同情は一般的にして他方朝鮮人に對する所謂迫害に對する新聞紙の宣傳運動宣敎師の行動其他之に類する同情によりて日本の立場は頗る弱められたり若し共和黨にして講和條約批准を妨害せんと決心せんか山東問題は國際聯盟よりも遙か有力なる反對の基礎たるべし。（二十

三日、東朝）

▲ウ氏と山東問題　（十四日紐育特派員發）上院外交委員會は本日ボラー、ロッチ兩決議案を可決せり反對派の新聞は曰くボラー決議案は最も重要なるものと思惟せられ居りてウイルソン氏はブリッスの書簡なるものを揉消さざるべしと、白聖館を訪ひしキング、マッケラー兩上院議員は山東問題に關するウイルソン氏の談話を左の如く述べたり。

一、米國講和委員は講和會議に於て山東問題に關し其完全なる意志を强制せしむる能はずして其個人として不賛成なりし條項を容るゝの已むなきに至れり。

二、大統領は山東に於ける獨逸の利權を保障せし聯合國と日本との密約を考慮せり。

三、講和條約は山東膠州に關し日本に何等政治的利權を與へず單に六十年又は七十年を以て終了すべき經濟的利權を與へたるまでなり。

四、本日委員は山東に關する日本、聯合國間の條約の履行せらるゝにあらざれば條約調印拒絶の訓令を受けたり。

五、大統領は日本を國際聯盟に加入せしむる爲め山東問題に讓歩したり。

（二十四日、東朝）

▲山東保留の愚　（十四日紐育特派員發）紐育イーヴニング・ポスト紙の社説に曰く上院議員モーセス氏は講和條約より山東條項の削除さる可きことを豫言し此の削除の効果は精神的に過ぎず日本は單に米國の否認の儘山東を保有することとなるべしと云へり然れども苟も或る條項を削除されたる條約は最早ヴェルサイユに於て調印され獨逸が承認したる條約に非ず斯る行爲は講和會議に參加せる凡ての列國の讓歩を表示せる文書に於て米國をして其讓歩中の一に背かしむるものなり若し日本が米國の關する限り法律上の權利無くして山東に侵入し又我等の關する限りに於て獨逸か依然支那に於ける其權利を享有すとせば精神的效果だも生ぜざるなり國際聯盟に對する正面大攻擊の失敗したる曉には共和黨は更に攻擊を加ふべき或他の弱點を搜し出さざるを得ざるべし山東問題は排日的感情を煽る好機會を供ずるものなれども斯の如き作戰は結局國際的憎惡を目的とする術數家の陋劣なる態度に出づるの外なきに至るべし云々。（二十四日、東朝）

▲日本は誓言に忠實　（十五日國際社紐育發）上院議員ウイリアムス氏は國際聯盟に對する賛成演說を試みて曰く日本は耶蘇敎國民と異なり未だ嘗て其の誓言を破りたる事なし。（二十四日、東朝）

▲上院議員の卑劣　（十五日合同通信社發）華盛頓十五日發電＝上院共和黨議員ノリス氏は上院に於て演說し「山東に關する條項が修正せらるゝにあらざれば對獨條約に反對の投票を爲すべし」と斷言し「本條約は將來に於ける戰爭の種子を蒔くものあり講和會議の行動は正直と正義との各原則を侵犯し聯合國は彼等の友邦に對し背信行爲を敢てし數百萬の人民をして彼等の最惡なる敵の支配下に置かしめんとす民族自決主義を信仰する者は前記の無法なる事例を見て慚愧せん支那は賴るなく加之友邦の爲めに賣られ山東の人民は自治の權利を拒絶されたり彼等は支那が其運命に就き發言權を有せば決して還はざるが如き國民の支配下に置かれんとす聯合國と日本との間に交換されたる文書に徵するに聯合國は獨逸船舶を手に入れんが爲め支那をして參戰せしめんと試むる一方私かに戰後の破壞計畫を爲しつつありたり即ち支那より其要する凡てを得たる後英國は講和會議に於て支那に對する日本の要求を援助すべきを約せり世間豈是よりも汚辱的なる不正直なる協約あらんや右協約は聯合國たる友邦の領土を切取らんとす此事を以て果して國際聯盟が將來如何に正義に運用さるべきやの一例なりとせば弱き國民が夫より何を期待するを得んやと云へり。（二十四日。東朝）

▲山東條項を除け　（華盛頓ロイテル特電十五日發）上院に於けるリパブリカン黨は國際聯盟及び山東解決方を攻擊しつゝあり所謂日獨密約に關して大統領に說明の提出を求むるロッヂ氏提出決議案に對する激烈なる討論中リ黨のノリス氏は山東問題を現在の儘にして國際聯盟案を批准するは米國々民の歷史を瀆すこと之より甚しきはなしと明言しデ黨のヒッチコック氏はロッジ氏の決議案は極めて淺薄なる報道を根據とするものなりヴェルサイユの講和條約は支那に對して大に過分のものを與へたりと云へりロッジ氏の決議案は可決せられたり。（二十五日、時事）

▲ヒッチコックの正論とロッヂの曲說　（十五日紐育特派員發）華盛頓來電＝本日上院は數時間に亘る激論の後日獨條約に關する報道を上院に提供せんことを大統領に求むるロッヂ決議案を可決せり右討論に於てヒ

ツチコック氏は述べて曰日本が獨逸と密約を商議せしや否やを公式に大統領に質すは上院として不謹愼なる行動と思はると之に對しロッヂ氏は斯る密約の存在せるを信ずべき理由ありと説明せりノリス氏は日本の山東領有の權利に關しヒッチコック氏に質問し討論は益熱し來りたるがヒッチコック氏は聲明して曰く支那は講和條約の結果毫も山東の主權を喪失するに非ず日本は千九百十五年の日支協約に依り山東の獨逸利權を獲たるものにして此協約は全世界の贊助せるものなりとロッヂ氏はヒッチコック氏に答へて曰く山東は日本が無代にて獲得せるものに非ず吾人が日本に拂へる代價にして全世界は能く之を知れり國際聯盟に日本の署名を要せしが故に之を日本に與へしなりと共黨は初め聯盟規約を條約より分離する方針に依りノックス決議案の提案を見たりしもカリフォルニア州を初め太平洋沿岸共和黨員の大反對に逢ひ共和黨は非常の難境に立つに至りしロッヂ氏は援けをルート氏に求めたりウアールドの所謂共和黨の「醫師」ルート氏は來りて保留なる別法を教へたるに依りノックス決議案は外交委員會を通過せし儘握潰の悲運に陥りたり然るに此ルート決議案に對してもジョンソン一派の反對熾んなるより之を慰めす爲めにロッヂ氏は遂に山東問題を擔ぎ出し玆に支那に對し突然多大の同情を寄するの奇なる現象を見るに至れるなりとイヴニングポストの社説の陳述する所にしイヴニングポストの社説は又ロッヂ氏を以て明かにジョンソン氏に迎合せるものなりと評し居れり尚ヂョンソン氏は愈〻次期大統領の候補者たるを承諾し加州よりは運動費として五十萬弗を醵出すべき事を本日華盛頓にて發表さる。（二十六日、東朝）

▲大統領と山東問題　共和黨上院議員連はウィルソン氏の招待に應じ講和條約及び國際聯盟に就き協議のため白堊館を訪れつつあるが其中の一議員は歸來述べて曰くウィルソン大統領は日本は或利權を獲得したる代價として若干讓歩を爲せるものなりと語れりと又大統領は山東問題に就き陳述書を發すべしと。（二十六日、東朝）

▲對獨宣戰終了宣布問題　（北京特電二十五日發）昨日午後七時段祺瑞氏は總統に謁し講和問題に關し此際特に對獨宣戰終了の命令を發するの必要なし速かに追調印を爲さば可なりと主張して總統の命令發表せしを難じ又吉林問題に對しては總統の穏和手段に反對し速かに張作霖に命じて武力を以て孟恩遠高士賓の軍隊の武裝解除を行はしめんことを力説し段間の意見の衝突を來たせり。（二十七日、時事）

▲對獨終戰案提議　（北京特電二十四日發）陸徴祥氏より十六日政府に宛て速かに對獨宣戰の終了を宣布せんことを求め來れるに對し國務院は直に同委員に返電を發し先づ國會に提出し通過を待ちて一般に公布す可しと告げ同時に昨日國會に對して大要左の意味の議案を提出せり。

政府は講和會議に於いて山東問題保留に就き尚ほ運動中なるが獨逸と聯合側との講和條約は既に調印せられたるを以て從つて支那と獨逸の戰時狀態も玆に終了せるに就き約法に從ひ貴院の同意を求めたる上一般に布告せんと欲すれば之に同意せられんことを乞ふ。（二十七日、時事）

▲支那委員態度問合　（二十四日北京特派員發）支那政府は巴里委員より協商國か獨逸の講和批准と共に軍事的設備撤廢に着手し愈本月十八日より獨逸との平和狀態を恢復することを宣言せる旨報告し來り支那としては條約に調印せざるも平和恢復に對しては協商國と一致の行動を執るべきや否やを問合せ來れるに對して目下各方面の意見を徵しつつあり尤も對獨關係に就ては調印拒絶當時政府に於て研究され當分現狀の儘放任することになり居れる關係上其意味にて巴里に返電を發せらるべし。（二十七日、東朝）

▲山東條項除去提案　（十七日紐育特派員發）華盛頓來電＝＝共和黨議員スペンサー氏は本日山東に關する條項は支那に對し公平なる處置にあらずして將來の世界平和を脅かすものなり故に此顯著なる不正行爲を速かに再考し除去すべしとの決議案を提出せり。（二十八日、東朝）

▲共和黨領袖コルト氏の演説　（十七日紐育特派員發）華盛頓來電＝＝共和黨上院議員コルト氏は大統領と會見の後言明して曰く山東問題解決に關する條項は現在の狀態よりも明瞭なるに至るべし大統領も山東問題を滿足に説明せり即大統領の言明するに依れば日本はその獲得せる所の代價として或種の讓歩をなせり而して山東問題を考慮する時に當り國際聯盟の勢力を銘記せざるべからずとコルト氏は本日上院に於て演説し米國は世界に對する現在の義務を遂行する爲め或る留保をして國際聯盟に加盟せざるべからずと論ぜり此の演説はコルト氏が共和黨内に於ける領袖の一人たる關係上最も重要なるものと觀察せらる紐育イヴニング●ポスト紙は之を歡迎して曰くコ

ルト氏の演說は共和黨が其の正氣を失はざる證として喜ぶべき表現なり凡ての政府系紙の新聞紙は畢竟ウィルソン氏の勝利に歸すべしと信じ居れり。（二十八日、東朝）

▲山東還附保障　（二十二日倫敦特派員發）ヱーニング・ポスト社着巴里來電に據れば日本は聯合國に對し山東の主權を支那に還付し單に鐵道の經濟的管理權及び若干の租借地享有に止む可き旨を再び協定せりと。（二十八日、東朝）

▲不調印善後決議　（二十六日北京特派員發）調印拒絕後支那は國際聯盟に加入し得るや否やに就き外交委員會にて硏究せる結果調印せざるも加入に妨げなしとの解決を下し左の決議を爲せり。

一、對墺條約に調印すれば國際聯盟に加入することを得べし。

二、他國の紹介を以てすれば中立國の資格にても聯盟に加入するを得べし若し以上の理由に依りて聯盟に加入するを能はざれば加入せざるも可なり何となれば若し以上の理由を無視して加入を拒絕せば國際聯盟は國際裁判機關たるの資格なきものにして縱令之に加入するも何等の利益なかるべし。（二十八日、東朝）

▲對獨平和恢復案　（二十七日北京特派員發）北京政府は對獨平和恢復に關する同意案を國會に提出せり、其案文左の如し。

巴里會議に於ける對獨條約に關する交涉經過は既に國會に報告せるが現に六月二十八日全權委員陸徵祥の電照に依り（調印拒絕の事情を述べ）支那は獨逸との條約に對し最後の決定權を保留する事を聲明すとあり政府は山東問題の關係重大なるを以て屢々委員に訓令せるも最初の目的を達する能はず慨嘆に堪へず之を以て政府は全權委員に命ずるに調印拒絕の電報を以てせり今日對獨條約未だ調印を經ざるは山東問題に關し贊成する能はざるに依るものにして其他の條規は支那は各協商國と一致して承認せり協商國と獨逸との戰時狀態は既に終熄を告げたるが支那も對獨關係に就ては毫も他の協商國と異なる所無く各國は獨逸との平和を去る六月二十八日より恢復せり支那も亦同日を以て對獨狀態を恢復することを國務會議に於て決定せるを以て約法第三十五條の規定に照して玆に國會の同意を求む云々。（二十九日、東朝）

▲山東還附公約　（二十三日ハヴアス社發）支那は對獨講和條約に調印し日本は之に對し山東半島の政治的權利を支那に還附するの年月日を口頭を以て支那に約束せる事を公表すべしと豫期すべき強固なる理由あり支那は既に墺國條約に調印する旨を報告したり。（三十日、東朝）

▲日本委員取消　（二十三日ハヴアス社發）日本講和委員の新聞局は取消文を發表して曰く日本は人種問題に關し國際聯盟規約に修正を加へたるを撤回したる報酬として山東問題の解決を得たりと言ふは誤れり人種問題の審議は山東問題が四頭會議の討議に上りし以前既に終了し居たりと。（三十日、東朝）

▲ウ氏の責任轉嫁　（紐育特電二十七日發）紐育タイムス紙の了解する處によれば米國大統領ウィルソン氏は共和黨上院議員に對して左の如く述べたり予は山東問題に關し之に同意するを餘儀なくせられたるものなり何となれば同利權を日本に讓渡する事に就ては英佛兩國が日本を參戰せしめんとするに際し日本に約束し置きたる處にして若し日本にして講和會議の同意を得る能はざれば日本は講和會議より脫退せんとするの恐れありたればなり同問題が講和會議に於て論議せらるゝに當り英佛兩國は予に同問題の處置を囑したるが予は當時右英佛兩國が日本に對して爲せる約束を遵守するの必要なるを發見せり云々。（三十一日、日日）

▲米國山東對策　（三十日上海特派員發）陸徵祥が米國側の山東問題調停案として電報せる所左の如し。

一、中國は完全に山東の主權を回復す。

二、日本は直に膠州灣を中國に還附す。

三、日本は期を定めて駐屯軍兵を撤す。

四、日本の繼承する獨逸財產及特權を悉く之を中國に醻うて破棄し中國は之に對し賠償を償ふべし。

五、青島は之を各國共同租界とすべし。

六、既設鐵道は普通鐵道借款の方法にて中日合資經營とし鐵道警察は特別編成とす。

七、未起工の築港は日本をして其承辦せしむるを許すも中國は特別の權利を有す。

八、中國は獨逸との和約に調印す。

右に對し二十八日國務院は返電を發し一より五迄は異議なきも六の既設權を撤し七は廢約を主張すと云へり。（三十一日、東朝）

外交關係

▲**施駐英公使辭職**　（十四日北京特派員發）　駐英公使施肇基は講和條約不調印の責任を負ひ講和委員並に駐英公使の辭職を申し來れり又駐伊公使王廣圻も辭表を提出せり。（十六日、東朝）

▲**押收日貨燒却**　（十五日上海特派員發）　商業公團及學生聯合會等は今日まで支那商人が竊に日貨を販賣せるものを强奪せる高は相當の巨額に達せるか玆に某支那商店は竊に日貨たる絹布九箱を某支那商店に送付せんとするを發見せられたる爲め押收されたるが十三日九業公所の票決に附せられたる結果其四分の一たる百八十疋は燒却せらるゝことゝなり十四日午後三時該貨物を九業公所より積出し途中市民に對し「日貨買ふ勿れ」と演說しつゝ公共體育場に到り玆にて衆人の面前にて燒き捨てたり警察側は出張して之に參加す日貨排斥は斯く極端に赴き惡性を帶び尙容易に熄まず警察が此等の暴行を取締らざるは其意を得ず。（十六日、東朝）

▲**學生團暗中飛躍**　（北京特電十八日發）　天津に於て學生を中心とする一團の過激派は米國より數萬圓の資金の引出しを得て政府の倒潰及び所謂賣國奴と稱せらるゝ人々の征伐を企劃しつゝありとの說傳へらる。（十九日、時事）

▲**外蒙古大に怒る**　（北京特電十七日發）　庫倫よりの消息によれば西北邊防軍より派遣せる支那兵二百名は既に庫倫に着し更に四百の支那兵到着すべし㠯倫烏德間に四千の支那兵配布さるべしとの報に接し外蒙古政府は大に激昂し王侯會議を開き之が對抗策を講じつゝあり蓋し露蒙條約により庫倫駐在支那兵は制限され居るに拘らず今同右の派兵ありしは條約を破るものなりと思惟されつゝあり。（十九日、日日）

▲**過激派伊犁侵入**　（北京特電十六日發）　新疆督軍揚增新氏の報告に據れば露國過激派伊犁に入込み蒙古人の回々敎徒及ハザック等の民族に對し官吏を殺し富豪を掠奪せよとの檄文を配布し無產主義を宣傳し事を擧げんとする形勢あり過激派は五百萬留の運動費を携帶し居れりと。（十九日、日日）

▲**天津排貨決議**　（天津特電十八日發）　十六日當地支那綿糸布同業者は協議の上委員一名を大阪に派遣し同會の決議を齎し大阪在留の支那商人を引揚げしむる事に決し該委員は十六日天津發海路大阪に向へり同會の決議事項左の如し。

一、既約品を引取るも新契約をなさゞる事。

一、賣買事實を調査の爲め委員を設くる事。

一、既約品を引取りたる場合は其都度委員に報告し檢印を受くべき事。

尙同會は學生團が萬德成に加へたる暴行に對し其罪を告め陳謝せしめたり又當地の海產物商も同業會を開き左の決議をなしたり。

一、同業者全體は日本品を取扱はず互に監視通告をなす事。

一、從來の日本品取引者は現在品及既約品の外賣買せざる事。

一、在日本の同業者に打電して歸國せしむる事。

一、同業者以外の者にして取引をなす者あれば間接に是を防止する事。

一、仲介者ある時は其店も共に處罰する事。

一、右規約に違反して取引をなす者は價格の半額仲介者には三割の罰金を課する事。

一、以上は中日平和の目的を達するに至りて中止する事。

當地に於ける最重要取引品たる綿糸布及海產物にして既に斯の如き次第にして他の雜貨類は絕對に取引杜絕し居れり當地の排貨に就いては在留邦人は從來努めて堪忍の態度を採り來れる爲內地には其眞相傳はり居らざるも形勢は漸次惡化しつゝあり爲に船津總領事は之が善後策に關し支那側委員に會見交涉の筈なり。（二十日、日日）

▲**寬城子日支兵衝突**　（二十日長春特派員發）　十九日寬城子に於て滿鐵社員船橋藤太郎氏は通行中支那兵に暴行され同地に於ける邦人田崎章太郎經營の料理店松廼家方に逃込みしも遂に打殺されたり而して附屬地內にも支那人の銃彈飛來し邦人常藤藤吉方に居合せたる木村嘉一は左腕に負傷せり（松廼家主人田崎及び常藤の負傷說は誤り）　此報に接するや我駐屯第五十三聯隊副官住田中尉は兵二名を隨へ支 那 兵 營に至り事實を取調んとするや支

那兵發砲し住田副官は卽死せり夫れより我守備隊出動應戰するに至りたるが我兵奮戰一時間にして支那兵を擊退し陣地を占領す一方我官憲は支那側に交涉し高旅長陶道尹を帶同し寬城子に至り休戰したるが我將校戰死一、負傷一下士負傷一、兵戰死二、負傷四、及び先登に駈付けたる永田巡査勇戰戰死せり而して支那兵の戰鬪に加はりたる者千五百名に及び我兵は少數なる爲め公主嶺より增援隊來れり同時に支那兵は數一萬なるより其優勢を恃み附屬地の周圍を包圍し銃口を附屬地に差向け危險限りなきため市民は戰々恂々たり。(二十一日、東朝)

▲寬城子の戰鬪 (長春特電十九日發) 寬城子に於て十九日午後二時支那兵の爲日本人一名毆打され重傷を負ひたれば當地駐屯の我守備中隊副官住田米次郎氏は兵二名を引率し支那兵營に到り談判中支那兵矢庭に發砲して中尉を射殺し之と前後して現場に赴きし長春警察署巡査永田淸四郎氏も殺されたるより急報により我中隊は直に一齊射擊を開始し支那兵一千を向ふに廻して奮鬪したるか一方長春城北門外の支那兵は急を聞いて日本附屬地を攻擊せんとし附屬地の危險云ふばかりなく午後四時戰鬪中止に至るまで人心兢々たりき。

▲腹を抉り耳を殺ぐ (長春特電十九日發) 寬城子に於て戰死したる我軍將卒は續々附屬地に送られつゝあるが或は腹を抉られ或は兩耳を切落され慘狀目も當てられず。

▲戰死傷者の氏名 奈良聯隊着電によれば寬城子に於ける我軍の死傷者數は戰死將校一下士二、上等兵一、看護卒一(一等卒)、一等卒五、二等卒六、計十七、重傷者將校二、輕傷將校一、准士官一、卒十六名にして氏名左の如し。(奈良電話)

戰死者 步兵第五十三聯隊大隊副官步兵中尉住田米次郎、同第一大隊本部附步兵軍曹森井乙吉、步兵軍曹和田仙次郎、步兵第五十三聯隊第一中隊看護卒出色則吉、同一等卒山尾榮吉、同山本龜三郞、同足高奈良藏、同一等卒前川正一、同井上俊三同辻本順一、同上等兵村井常治、同一等卒吉岡末吉、同池田甚吉、二等卒乾一男、同永島新太郎、同中尾義一。

重傷者 步兵第五十三聯隊第一中隊隊長步兵中尉橫山鑑、同一中隊附中尉椎原修一(此外輕傷者十八名)(二十二日、日日)

▲駐日公使は曾氏 (北京特電二十日發) 大總統は曾宗鑑氏を駐日公使に任命したりと信ぜらる曾氏は元外交部主事及び千九百四年徐世昌氏を首班とする遣歐考察憲政大臣隨員、外交部僉事等に歷任其後遼洲總領事となる(二十二日、時事)

▲小幡公使詰問 (北京特電二十一日發) 小幡公使は本日午前十一時外交次長陳籙氏を訪問し貴國地方官の爭をして滿洲の治安を擾亂せしむる勿れと警告し寬城子事件に對する支那軍の行動に就き詰問する所ありたり。(二十二日、日日)

▲山東排日險惡 (二十一日靑島特派員發) 山東方面の排日風潮漸次險惡を呈し來れり山東鐵道靑州府に於て日本人に使用され居る支那人に對し暴力を以て罷業を迫れり內一人の如きは用達の歸途數名の學生及暴漢とに圍まれ所持品の掠奪のみならず衣類を剝ぎ裸體と爲し梁に吊下げ拷問の上日本人に使用せらるゝ者は皆斯の如くすべしと半死半生に至らしめたるを以て我憲兵は直に同人に保護を加へ歸途に就きたる所之を追跡せる數名の學生團は石を投じて盛んに危害を加へんとするにぞ已むなく暴漢の一人を取押へ我憲兵に押送せり然るに此事を傳へ聞きたるに排日各團體及び群衆數千名潮の如く支那縣廳に押寄せ日本官憲に抑留せられたる學生取戾を迫り不穩の擧動あり支那警備隊及我守備隊も萬一を警戒せり是れ十五日より十六日に亘る出來事にして我官憲に暴行したる支那人は靑州城內第一中學生徒馬忠魁(?)なる者其他今や夏季休校を機會とし學生等の奧地到る處歸鄕排日を鼓吹實行せしめ我商況に影響すること多大なり山東方面日支商取引は目下全然杜絕の狀態に在り。(二十二日、東朝)

▲山東學生團橫行 (二十一日濟南特派員發) 山東省長沈銘昇は就任以來內治外交に對する處置兎角優柔不斷に失し目下喧すしき排日運動に對しても徒らに無法なる學生團の行動を看過し益々風潮激烈なるを招致し常に交涉事件頻發の爲自ら其處置に窮し政府に辭職を電請せるが濟南に於ける安福派の機關新聞昌言報は沈省長の失政に關し猛烈なる攻擊を始めたるより是迄同紙の言論に慊らざりし學生團は廿日數百名大擧して同社を襲擊し暴行の末社員數名を羅致し有ゆる凌辱を加へたる上省長衙門を訪ひ嚴罰を强請せるが今や濟南は殆ど彼等學生團無賴漢の勢力に歸せる感あり。(二十三日、東朝)

八、中國は獨逸との和約に調印す。

右に對し二十八日國務院は返電を發し一より五迄は異議なきも六の既設權を撤し七は廢約を主張すと云へり。（三十一日、東朝）

外交關係

▲**施駐英公使辭職**　（十四日北京特派員發）　駐英公使施肇基は講和條約不調印の責任を負ひ講和委員並に駐英公使の辭職を申し來れり又駐伊公使王廣圻も辭表を提出せり。（十六日、東朝）

▲**押收日貨燒却**　（十五日上海特派員發）　商業公團及學生聯合會等は今日まで支那商人が竊に日貨を販賣せるものを強奪せる高は相當の巨額に達せるか玆に某支那商店は竊に日貨たる絹布九箱を某支那商店に送付せんとするを發見せられたる爲め押收されたるが十三日九業公所の票決に附せられたる結果其四分の一たる百八十疋は燒却せらるゝことゝなり十四日午後三時該貨物を九業公所より積出し途中市民に對し「日貨買ふ勿れ」と演說しつゝ公共體育場に到り玆にて衆人の面前にて燒き捨てたり警察側は出張して之に參加す日貨排斥は斯く極端に赴き惡性を帶び尙容易に熄まず警察が此等の暴行を取締らざるは其意を得ず。（十六日、東朝）

▲**學生團暗中飛躍**　（北京特電十八日發）　天津に於て學生を中心とする一團の過激派は米國より數萬圓の資金の引出しを得て政府の倒潰及び所謂賣國奴と稱せらるゝ人々の征伐を企劃しつゝありとの說傳へらる。（十九日、時事）

▲**外蒙古大に怒る**　（北京特電十七日發）　庫倫よりの消息によれば西北邊防軍より派遣せる支那兵二百名は既に庫倫に着し更に四百の支那兵到着すべし唯倫烏德間に四千の支那兵配布さるべしとの報に接し外蒙古政府は大に激昂し王侯會議を開き之が對抗策を講じつゝあり蓋し露蒙條約により庫倫駐在支那兵は制限され居るに拘らず今回右の派兵ありしは條約を破るものなりと思惟されつゝあり。（十九日、日日）

▲**過激派伊犁侵入**　（北京特電十六日發）　新疆督軍楊增新氏の報告に據れば露國過激派伊犁に入込み蒙古人の回々教徒及ハザック等の民族に對し官吏を殺し富豪を掠奪せよとの檄文を配布し無產主義を宣傳し事を擧げんとする形勢あり過激派は五百萬留の運動費を携帶し居れりと。（十九日、日日）

▲**天津排貨決議**　（天津特電十八日發）　十六日當地支那綿糸布同業者は協議の上委員一名を大阪に派遣し同會の決議を齎し大阪在留の支那商人を引揚げしむる事に決し該委員は十六日天津發海路大阪に向へり同會の決議事項左の如し。

一、既約品を引取るも新契約をなさゞる事。

一、賣買事實を調査の爲め委員を設くる事。

一、既約品を引取りたる場合は其都度委員に報告し檢印を受くべき事。

尙同會は學生團が萬德成に加へたる暴行に對し其罪を告め陳謝せしめたり又當地の海產物商も同業會を開き左の決議をなしたり。

一、同業者全體は日本品を取扱はず互に監視通告をなす事。

一、從來の日本品取引者は現在品及既約品の外賣買せざる事。

一、在日本の同業者に打電して歸國せしむる事。

一、同業者以外の者にして取引をなす者あれば間接に是を防止する事。

一、仲介者ある時は其店も共に處罰する事。

一、右規約に違反して取引をなす者は價格の半額仲介者には三割の罰金を課する事。

一、以上は中日平和の目的を達するに至りて中止する事。

當地に於ける最重要取引品たる綿糸布及海產物にして既に斯の如き次第にして他の雜貨類は絕對に取引杜絕し居れり當地の排貨に就いては在留邦人は從來努めて堪忍の態度を採り來れる爲內地には其眞相傳はり居らざるも形勢は漸次惡化しつゝあり爲に船津總領事は之が善後策に關し支那側委員に會見交涉の筈なり。（二十日、日日）

▲**寬城子日支兵衝突**　（二十日長春特派員發）　十九日寬城子に於て滿鐵社員船橋藤太郎氏は通行中支那兵に暴行され同地に於ける邦人田崎章太郎經營の料理店松廼家方に逃込みしも遂に打殺されたり而して附屬地內にも支那人の銃彈飛來し邦人常藤藤吉方に居合せたる木村嘉一は左腕に負傷せり（松廼家主人田崎及び常藤の負傷說は誤り）　此報に接するや我駐屯第五十三聯隊副官住田中尉は兵二名を隨へ支那兵營に至り事實を取調んとするや支

那兵發砲し住田副官は即死せり夫れより我守備隊出動應戰するに至りたるが我兵奮戰一時間にして支那兵を擊退し陣地を占領す一方我官憲は支那側に交涉し高旅長陶道尹を帶同し寬城子に至り休戰したるが我將校戰死一、負傷一下士負傷一、兵戰死二、負傷四、及び先登に馳付けたる永田巡査勇戰戰死せり而して支那兵の戰鬪に加はりたる者千五百名に及び我兵は少數なる爲め公主嶺より增援隊來れり同時に支那兵は數一萬なるより其優勢を恃み附屬地の周圍を包圍し銃口を附屬地に差向け危險限りなきため市民は戰々恟々たり。（二十一日、東朝）

▲**寬城子の戰鬪**（長春特電十九日發）寬城子に於て十九日午後二時支那兵の爲日本人一名毆打され重傷を負ひたれば當地駐屯の我守備中隊副官住田米次郎氏は兵二名を引率し支那兵營に到り談判中支那兵矢庭に發砲して中尉を射殺し之と前後して現場に赴きし長春警察署巡査永田清四郎氏も殺されたるより急報により我中隊は直に一齊射擊を開始し支那兵一千を向ふに廻して奮鬪したるが一方長春城北門外の支那兵は急を聞いて日本附屬地を攻擊せんとし附屬地の危險云ふばかりなく午後四時戰鬪中止に至るまで人心兢々たりき。

▲**腹を抉り耳を殺ぐ**（長春特電十九日發）寬城子に於て戰死したる我軍將卒は續々附屬地に送られつゝあるが或は腹を抉られ或は兩耳を切落され慘狀目も當てられず。

▲**戰死傷者の氏名** 奈良聯隊着電によれば寬城子に於ける我軍の死傷者數は戰死將校一下士一、上等兵一、看護卒一（一等卒）、一等卒五、二等卒六、計十七、重傷者將校二、輕傷將校一、准士官一、卒十六名にして氏名左の如し。（奈良電話）

戰死者 步兵第五十三聯隊大隊副官步兵中尉住田米次郎、同第一大隊本部附步兵軍曹森井乙吉、步兵軍曹和田仙次郎、步兵第五十三聯隊第一中隊看護卒出色則吉、同一等卒山尾榮吉、同山本龜三郎、同足高奈良藏、同一等卒前川正一、同井上俊三同辻本順一、同上等兵村井常治、同一等卒吉岡末吉、同池田甚吉、二等卒乾一男、同永島新大郎、同中尾義一。

重傷者 步兵第五十三聯隊第一中隊長步兵中尉橫山鑑、同一中隊附中尉椎原修一（此外輕傷者十八名）（二十二日、日日）

▲**駐日公使は曾氏**（北京特電二十日發）大總統は曾宗鑒氏を駐日公使に任命したりと信ぜらる曾氏は元外交部主事及び千九百四年徐世昌氏を首班とする遣欧考察憲政大臣隨員、外交部僉事等に歷任其後濠洲總領事となる（二十二日、時事）

▲**小幡公使詰問**（北京特電二十一日發）小幡公使は本日午前十一時外交次長陳籙氏を訪問し貴國地方官の爭をして滿洲の治安を擾亂せしむる勿れと警告し寬城子事件に對する支那軍の行動に就き詰問する所ありたり。（二十二日、日日）

▲**山東排日險惡**（二十一日青島特派員發）山東方面の排日風潮漸次險惡を呈し來れり山東鐵道青州府に於て日本人に使用され居る支那人に對し暴力を以て罷業を迫れり內一人の如きは用達の歸途數名の學生及暴漢とに圍まれ所持品の掠奪のみならず衣類を剝ぎ裸體と爲し梁に吊下げ拷問の上日本人に使用せらるゝ者は皆斯の如くすべしと半死半生に至らしめたるを以て我憲兵は直に同人に保護を加へ歸途に就きたる所之を追跡せる數名の學生側は石を投じて盛んに危害を加へんとするにぞ已むなく暴漢の一人を取押へ我憲兵に押送せり然るに此事を傳へ聞きたるに排日各團體及び群衆數千名潮の如く支那縣廳に押寄せ日本官憲に抑留せられたる學生取戾を迫り不穩の舉動あり支那警備隊及我守備隊も萬一を警戒せり是れ十五日より十六日に亙る出來事にして我官憲に暴行したる支那人は青州城內第一中學生徒馬忠魁（？）なる者其他今や夏季休校を機會とし學生等の奧地到る處歸鄉排日を鼓吹實行せしめ我商況に影響すること多大なり山東方面日支商取引は目下全然杜絕の狀態に在り。（二十二日、東朝）

▲**山東學生團橫行**（二十一日濟南特派員發）山東省長沈銘昇は就任以來內治外交に對する處置兎角優柔不斷に失し目下喧すしき排日運動に對しても徒らに無法なる學生團の行動を看過し益々風潮激烈なるを招致し常に交涉事件頻發の爲自ら其處置に窮し政府に辭職を電請せるが濟南に於ける安福派の機關新聞昌言報は沈省長の失政に關し猛烈なる攻擊を始めたるより是迄同紙の言論に慊らざりし學生團は廿日數百名大擧して同社を襲擊し暴行の末社員數名を羅致し有ゆる凌辱を加へたる上省長衙門を訪ひ嚴罰を強請せるが今や濟南は殆ど彼等學生團無賴漢の勢力に歸せる感あり。（二十三日、東朝）

▲段祺瑞氏の訓示　（北京特電二十一日發）　既報の如く昨日命を以て參戰督辦所を撤廢し段祺瑞氏は邊防督辦に任命されたるが右に付或は日支軍事協定の効力如何を疑ふものあるを以て段氏は特に參謀長を招致軍事協定は西北軍事倘ほ終了せざるを以て當然繼續有効なる旨を訓示したり。（二十三日、時事）

▲支那軍人禁制　（二十一日長春特派員發）　我官憲は軍事に關係ある總ての支那人の附屬地に入るを嚴禁し當地大和ホテルに滯在中の東三省巡閲使與吉林分署長榮臻中將以下三名に對し二十一日退去を命じたり。（二十四日、東朝）

▲寬城子事件陳謝　（二十三日北京特派員發）　陸軍次長張志譚は總長代理として我公使館を訪問し寬城子に於ける日支兵衝突事件の勃發に就き徐總統は最も遺憾の意を表し何れ詳細調査の上善後の處置を講すべきも北京政府は不取敢事件に關係せる隊長並に師長を免職せる旨を述べたり。（二十四日、東朝）

▲事實顚倒の報告　（奉天特電二十二日發）　長春に於ける支那兵の暴行は言語に絕し由々しき國際問題を惹起したるが孟恩遠氏は事件發生と共に直に大總統國務院、參謀本部「東三省巡閲使等に宛て左の如く報告せり。十九日吉林軍第三混成旅團歩兵第二聯隊の一兵士は日本人の我支那防禦線に近づくを以て是を誰何したるも件の日本人は聽入れずして進行せんとするより遂に喧嘩となり日本人は微傷を負ひしが次で四五十人の日本守備兵駐屯地點に來り發砲射擊したるより止むなく是に應戰し互に多少の死傷者を出したり而して是が仲裁の爲日本守備隊を訪問せる大隊長は今尙抑留せられつゝあり。

とて全然事實は顚倒し國際的談判の上に有利なる地步を占めんとて薑を烏と言ひくろめんとする不誠實の態度は眞に唾棄すべし長春事件は偶發的として は餘りに大袈裟にて且殘忍酷薄名狀すべからざるものあるより或は南方派の使嗾ならんと言ひ更に甚しきは張東三省巡閲使が奉吉問題の局面展開策として魔手を伸ばせるものにはあらずやと臆測する者あるも吉林官場の裏面に通づる某氏の談に依れば暴行兵は馬賊上りにして途に此國際的大事を釀したりとて支那側は同情を惹かんとしつゝあるも然らず吉林軍總司令高士儐氏は獨立運動にして不成功に了り吉林省を擧げて張東三省巡閲使に明渡さるゝべからさる場合には長春に於て日本との間に事を構へ日本軍をして吉林省城を占領せしめ斷じて張作霖氏に引渡さるゝべしと豪語したることあれば或は此作戰の下に行はれたる暴行にあらずやと思はると。（二十六日、日日）

▲英國西藏問題過酷　（二十四日上海特派員發）　廣東來電＝＝熊希齡は廣東軍政府宛左の如く打電し來れり「英國代表者の主張する西藏獨立承認の件は條件過酷を極む予の意見としては積極的に强大の軍隊を以て之に對峙せしむるにあるも肝要の財政意の如くならざるを恨む事支那の反屛に關する問題より害十倍す南北相爭ふを止め共に得るの策を講ぜん事を望むと」右に就き十七日政務會議を開き協議せりと。（二十六日、東朝）

▲亂暴團巨魁逮捕　（濟南府特電二十四日發）　學生團の橫暴に依り人心兢々として安んぜざる爲濟南鎭守使兼戒嚴總司令馬良氏は愈斷乎たる態度に出で二十二日來部下を督勵して商學聯合會の取締を嚴にし昨日遂に同團の首腦者十二名を逮補し嚴重取調べ中なり或は本日中に銃殺の刑に處するやも知れずと尙同氏は昨日午後一時より學生團を第一師範學堂に召集し步兵二小隊を以て同校を包圍して訓諭する處ありしが本日は更に督軍省長の名を以て正午より農工商學聯合を省議會に召集し解散を嚴命せり。（二十六日、日日）

▲武器解禁要求　（北京特電二十四日發）　支那政府は第一回の武器問題に關し輸入禁止解除要求が外交團にて拒絕されたるは其理由薄弱なりし爲なりと信じ新に理由を擧げて再び外交團に同樣の要求を提出すべき決心なりと。（二十七日、日日）

▲西藏問題切迫　（二十六日北京特派員發）　四川熊克武より川邊と西藏との休戰條約期間昨年八月より本年八月迄近く滿了すべく西藏にては各要所に增兵して期限終了の場合に備へつゝあれば其以前に解決の方法を講ぜらるゝにあらざれば事態如何に成行くやも測られず川邊軍餉の缺乏今日迄に二十萬元に達するを以て至急發給されたき旨中央政府に電請せり。（二十八日、東朝）

▲支那政府の逆捻　（北京特電二十八日發）　支那政府は山東省に於て日本官憲が擅に學生其他人民を捕縛し且支那商人の家屋に損害を加へたる件に付き抗議を提出し損害賠償を要求中なるが其玆に至りたるは日本の責任にあらず日本官憲に支那學生其他が日本人を迫害するに對し支那官憲の保護

を要求し支那側の保護周到ならざる場合適宜の處置を執るべき旨を述べ支那官憲は之を内諾し居りたる經緯あり表面上に現れたる結果に就て日本の非法を責むるか如き支那政府の抗議は斷然日本に於て承認する能はず事件も相當に復雜し山東省に戒嚴令を布くに至りたるが如きも斯かる不祥の事件續發を防ぐ爲にして日本より言へば從來支那政府が緩慢なりし事を逆に抗議すべき性質の問題にて日本は充分に辨駁の理由を有し居れりと。(三十日、日日)

▲兩國見解一致

(二十八日北京特派員發) 寬城子に於ける日支兵の衝突事件に關しては曩に調査を命ぜられたる赤塚總領事より詳細なる報告到達したるが既に新聞紙等に發表せられたるものと大差無く一方北京政府に達せる支那側の報告も大體に於て日本側の報告を否認せず殆ど見解一致し居れりと云ふ尙本件に關ける兩國の交涉は過般北京公使館より支那政府に對し交涉の豫告を爲したるに止まるを以て近く本國政府より具體的訓令の到着を待ちて交涉を開始することとなるべし。(三十日 東朝)

▲山東沿線居留民大會決議

(青島特電二十八日發) 山東鐵道沿線居留民大會を坊子に開き左の決議を爲したり。

(一)大正四年以降に締結せる山東に關する日支條約を嚴肅に履行せしめ一步も讓らざらんことを期す。

(二)沿線樞要地を至急解放せしむべし。

(三)吾人の生命財產を確保し能はざる間は如何なることありとも絕對に沿線より軍隊を撤退せざることを期す。

(四)沿線の憲兵を倍數に增加し地方の安寧を益〻强固ならしむべし。

(五)帝國貨幣の通用をして少しも支障を感ぜしめざる樣斷乎たる處置をとるべし。

(六)日貨抵制の根本を彈壓せしめ商取引を圓滿に復活せしむるを期す。

(七)謂はれなき今回の排貨排日に依り在支一般邦人の被りたる被害を支那政府より賠償せしむべく我政府に要求すること。

(八)今回の擾亂に鑑み山東鐵道兩側二基米突内の警務權を我が政村に委託することを支那政府に要求すること。

(九)千九百十一年の鑛山權還附に關する獨支取極書中第一條に於て博山淄川縣下及三十里地帶內の鑛山權は全部取消すこととなりたるも是非復活を期すること。(三十日、日日)

▲天津排貨熾烈

(二十八日天津特派員發) 天津日貨排斥熱は日を經るに從ひ愈々熾烈の度を加へ來り現に日貨不買同盟を決議せるもの綿絲布商雜貨商海產物商紙商砂糖商金物商等あり尙他の諸商も亦續々其擧に倣はんとしつゝあり又穀物商は日支合辦壽星製粉會社に原料小麥の賣渡しを禁じ尙學生及排日團の一派は更に步を進め日本租界在住邦人雇傭の支那人は勿論厨巡捕迄も盟休せしめんと畫策し徹底的排日に努力しつゝあり今や日支商民の取引は全然杜絕するに至れるが我在留商人は外交上招來せる此脅威に對し商務維持會を起し堪へ難きを忍び居れり第一線にある日本人の苦痛同情に値するものあり。(三十日、東朝)

▲支那各會の對米感謝

(上海特電二十八日發) 江蘇省教育會、上海縣商會、上海縣教育會、中華職業教育會、全國華僑聯合會、上海青年會、基督教聯合會、上海救華聯合會、南京歐米同集會、上海歐米同集會の十二團體は二十八日米國々會に對し左の如き感謝の辭を述べたり。

貴國會が山東問題に對し支那の爲に公道を執られたるは感謝に堪へず此問題は曾て日本が二十一箇條に入れ支那の承認を强要したるものなれども支那が對獨宣戰以來當然無効に歸せり然るに曹、陸、章等の國賊再度日本と密約し濟順高徐兩鐵道に契約せり玆に於て國民をして正に國賊を勦滅せんとしたり此間貴國は幸に我國を援助して利權を回收するを得せしめんとす貴國の人道を主張するの誠意は全世界の尊重する所たり而して米支兩國の感情は益々密接ならん敢て感謝の意を表す。(三十日、日日)

▲寬城子事件調查要領

(二十九日旅順特派員發) 寬城子事件對支交涉の基礎として其實狀調查の爲關東都督府司令部より今回濱面參謀長を寬城子に派遣し同參謀長は既に歸順復命を了し陸軍省への報告を爲せり其要領は先づ事件發生前後の彼我の狀態及兩國兵の關係を敍したるが右は既に發表されたるものと大同小異なり次に事件の經過に就ては世に傳へらるゝものと異なるものあり支那外字新聞が領事の手を經てなすべきを守備隊が直接交涉せしは日本の手落なりと論ぜるに對し特に其當時の狀況を詳述したり即ち騾夫が支那兵に毆打されて半死半生の情報に接したる我守備大隊長は時を移さず電話にて領事館に通報し官憲の急派を求め同時に住田副官に下士數名を附

し被害地に急行せり加害者の所屬部隊と其姓名を知り後來調査の資料に供せん爲直に現場に到らしめ松岡中隊長次に副官一行に加はりたり其時領事館より電話にて吉長道尹は恰も來寬し居りて道尹よりも電話にて通報し直に歸隊せしむべきに就き交涉を求むるやう通知したるに依り大隊長並に下士に一人の兵卒を附し其旨副官に傳達せり副官の一行は幕營前に到りしも（副官の交涉態度は平素よりも多少興奮の體なりしも其語氣は通譯を介して應對せしものなれば怒氣を含み挑戰的態度を執りたるやうの事は全くなかりし）負傷せる日本人を發見せざりしを以て更に幕營に到りしも孟團長不在なるに依り第一第三營長及第二古參營に面會し日本人が支那人に毆打されし事を述べ其加害者の取調を命じたるに營長は之を諒とし再度大隊長より電令ありしを以て孟督軍の歸團を待つ事に決し營長等は一行に對し暫く天幕內に休憩されん事を述べたるも副官は此厚意を謝しつゝ尙天幕外にありし刹那其地點より東方約二十米突附近幕舍の間に加害者の逃亡を顧慮し監視の爲出し置きたる我一兵卒に對し更に其東方二十米突の幕舍間より數發の射擊を爲せるものありて其兵卒は射殺され之を見たる營長は大聲叱呼し射擊を中止するに努めたるも此銃擊に引續き幕舍一帶より猛然たる射擊を副官一行に向つて開始せり此に於て營長等の過半は逃亡し副官一行は直に伏臥して交戰せるも大分部は死傷し憲兵一名脫還せるなり。（三十一日、東朝）

▲日本人保護訓令　（三十日長春特派員發）　張巡閱使は寬城子事件に鑑み日本人保護の訓令を發し陶德の討吉軍第四旅にては部下全部に對し嚴重なる訓戒を發せりと。（三十一日、東朝）

▲林長官の警告　（三十日長春特派員發）　林關東廳長官は三十日奉天軍に對し「本官は南滿鐵道及其附屬地の治安保持の責任を有するを以て若し其治安を紊す者あるに於ては假借する事なく適當の處置を取るべし」との警告を發せり吉林は佐藤大佐奉天は野中中佐をして先發せしめたり。（三十一日、東朝）

▲基督青年會問責　（上海特電二十九日發）　上海日本人基督教青年會は中國基督教青年會に對し今般左の公文を送付せり。

基督教青年會の目的は基督教の教義に基き社會同胞は一家族なる事を地方的に實現するのみならず同時に國際關係にも及ぼさんとするに在り然るに此度排日運動の勃發以來貴會の行動は寧ろ日貨排斥又は學生暴動其他排日運動の中心なるが如き觀を呈し居れるは遺憾なり斯る行動は貴會の事業をして一般に甚だしき誤解を與ふるのみならず一般の青年會事業及精神をも曲解せしむべき危險を伴ふ事なきを保す可からず思ふに我日本人中支那に於ける青年會なるものは基督教の精神と人道的立場より國民の德育 智育。體育等の改善に對せざる可らざる本來の精神を忘れて國家の利害關係を目的とする勢力擴張の機關となり米國の政治的野心に煽動され貴國民間に排日感情を鼓吹するものなりと信ずるものさへあり吾人は貴會が此度の排日運動をして暴動に至らしめざる樣極力努力せられたるを忘るゝものにあらざるも斯る疑問を受けらるゝは青年會の事業發達の上に頗る有害なりと信ずされば日支兩國の國際的親善を計るべき責任を有する青年會に對する疑惑を一掃する必要上左記九箇條の質問を呈し其回答を求むるものなり。

（一）貴會の會員の徽章を着けし學生が暴動に加はり日貨排斥及排日の行爲に參加せし事。

（二）日貨排斥の傳單に貴會の會章が印せられし事。

（三）日本人に使用されつゝある支那人召使が貴會よりの電話及學生等の來訪に依り脅喝せられたる事。

（四）日貨排斥に關する集合が貴會館にて屢々開催されたる事。

（五）陸、曹、章三氏の辭職勸告を北京政府に迫りたる電報に貴會主事の署名ありし事。

（六）英米總領事に宛てたる右三氏の辭職に關し質問せる手紙中貴會主事の署名ありたる事。

（七）日本人會社の廣告が貴會發行の雜誌より拒絕せられし事。

（八）貴會に同情ある日本人士より排日問題に就き質問したるに貴會は說明を拒絕せし事。

（九）貴會館の食堂が屢〻排日運動協議の爲使用せられし事。

以上の質問は決して貴會を問責する爲に非ず斯る誤解を一掃することこそ基督教徒の光榮と信じ友情的協同責任を感ずる爲なり。（三十一日、日日）

▲米人學生煽動　（二十八日漢口特派員發）　漢口基督教青年會長米國人某は武漢學生聯合會の爲め運動費を調達すべく上海に赴けり其の送別の席

上に於て米國が東洋の米國たる支那を扶掖せんとするは日本の侵略政策を免れしめんが爲めなり日本が靑島還附を聲明せるも名は還附なるも實を收めんとするのみ諸君は速かに反對を主張し日支軍事協約の如き不正の條約は破棄せざるべからずと演説し大に煽動せりと。（三十一日、東朝）

▲排日遊説義金募集　（天津特電二十九日發）天津各界聯合會は排日運動未だ完全に成功せず今後各省と聯絡し各縣に遊説員を派遣することに決定し之が經費を醵出する爲義捐金の募集に着手したるが學生等の路傍演説旺となり革命思想を煽りつゝあり。（三十一日、日日）

▲米支大使交換の議　（三十日上海特派員發）米國は相互公使館を昇格して大使館となすべしと支那に申出づ支那は陸外交總長歸國の上其準備をなすべしと云ふ（三十一日、東朝）

▲軍事協定廢止要求　（北京特電二十九日發）新疆督軍揚增新氏は日支軍事協定の爲日本より派遣さるゝ軍事聯絡員は常に蒼蠅く質問をなすのみならず新疆省の爲不利なる報告を政府に送りつゝあるを以て速に右協定を廢止すべく然らざれば新疆省自衛の爲該日本武官を新疆省より驅逐すべしと打電し來れり尙鮑貴卿、田中玉、陳毅氏等よりも右協定の期限に就き質問の電報頻繁なり。（三十一日、日日）

▲徐樹錚自動車買入問題　（二十八日北京特派員發）徐樹錚は西北籌辨處使用として當地米國商人より數十臺の自動車を買入れたるが該自動車は一面軍機と見做すべく或は外交團の問題とならふと。（三十一日、東朝）

▲支那對露回答　（二十九日北京特派員發）支那政府は露國公使が西北籌邊使官制に抗議を提出したるも今月右官制は既に兩院を通過し其目的とする所は邊境に於ける過激派並にセミヨーノフの行動を防止するにあり何等露國に對し積極的施設を爲さんとするものにあらずして抗議の謂はれなきを反駁せる回答を爲せり。（三十一、東朝）

南北情勢

▲總代表人選照會　（上海特電十四日發）十三日北京國務院は岑春煊氏に宛て左の電報を發せり。

昨日朱啓鈐は別に總代表を派遣せんことを請ひしを以て徐總統は別に總代表を選び各代表と共に上海に赴かしむるに決せり貴軍政府に於ては尙唐紹儀を以て南方總代表となすや否返電を請ふ。

と因に前內務次長于寶軒氏は目下當地に滯在中なるが錢能訓氏の旨を含みて來れるものと認めらる。（十六日、日日）

▲避難準備を命ず　（十四日長春特派員發）情報に據れば先頃郭吉林省長及び文官商民等等の代表として吉林高等審判廳長以下十名は平和解決の爲め奉天に赴きたるも張作霖は其交涉に應ぜず反つて吉林討伐の電報を鮑督軍に發し同時に奉天軍を北進せしめたる爲到底平和解決の見込なきに至れるを以て代表等は北京に至り馮國璋に助力方を請ふをとなれる由以上の如く奉吉兩軍とも俄に讓る模樣なく漸く險惡となれるを以て長春領事館よりは料理店其他婦女子多き所には避難準備を命じ其他にも避難準備豫告を發せる爲め朝鮮銀行は十四日より俄に貴重品を附屬地に自動車にて運搬しつゝあり。（十六日、東朝）

▲田文烈推薦　（十五日北京特派員發）曩に兩院議長の連署を以て各省に宛て後繼總理の適任者に就き意見を徵したるに對し奉天直隸、山東、河南、吉林、江西、山西各督軍より返電ありたるが大部分は田文烈推薦に贊意を表せり。（十七日、東朝）

▲軍費金の差押へ　（長春特電十五日發）吉林より當地支那各銀行に向け軍費六百萬金の調達方命令ありしも差押へられし現金中には國際借款擔保の鹽稅金もあれば中央交通の兩銀行より四十萬圓宛を我正金銀行に預くる事となり牛車にて警官數名護衛し附屬地內の正金分店に引揚げたり其後支那銀行側は交涉の結果各百萬圓を提出する事に辛くも調談せり。（十七日、時事）

▲吉林兵一營增援　（十五日長春特派員發）北滿警備たりし吉林兵一營十五日午後寬城子に到着せるが一將校の言に依れば本隊は高師長より農安方面に急行するの命に接したり農安の前面には奉天軍の主力あり其先鋒は長春の北百支里の地點に迫り來り兩軍將に戰端を開かんとするを以て之が增援に向ふとて直に部下に進發の命令を下せり。（十七日、東朝）

▲安福俱樂部の建議　（十七日上海特派員發）安福俱樂部は龔心湛

を和議總代表に朱深を內閣總理代理とすることを建議せりと云ふ。（十八日、東朝）

▲唐克明等の歸順　（十六日漢口特派員發）　一昨年荊州の敗殘兵を率ゐ湖北四川の境界施南府方面に割據せる鄂西靖國軍總司令唐克明は今回祕書長を派遣し王督軍に向ひ政府に歸順したき旨を哀願し其部下は王督軍の處分に一任する旨を請ひ來れり王督軍は之を承諾し直に北京に申請中なり邁に部下の爲に驅逐されたる湖南軍總司令程潛は十四夜來漢し中央政府に歸服の爲不日北京に赴く筈湖南の吳佩孚、馮玉璋、潭浩明等聯合して張敬堯を驅逐せんと計畫しつゝありとの說あり吳佩孚は果して參加するや否や不明なるも昨今湖南に一種の暗流漲るは事實なるが如し。（十七日、東朝）

▲郭省長孟督軍慰撫　（十六日奉天特派員發）　郭吉林省長は辭任を電請せるに對し十二日國務院より郭氏に「現在の苦境は察するも重職にある省長の離任は一省安危の岐るゝ所殊に外交關係深き東淸鐵道督辦の職責重要なるを以て萬難を排して留任せよ」との慰電を送り來れり又孟督軍に對しては同日附「貴官の北京轉任は決して左遷にあらず大總統は賢才を重用せんと欲して貴官を迎へ重要なる地位を與ふ之を諒として速かに出京を待つ依つて部下軍隊の誤解を訓諭して兵を戢め邊防の警備に當らしめよ」との慰藉電を送り來れり。（十八日東朝）

▲廣東罷業重大　（上海特電十七日發）　廣東よりの情報に依れば同市の形勢意外に重大なるものゝ如く電燈工夫の罷業尙熄まず市街暗黑となり飲料燃料其他一切の賣買杜絕し米は一石十五元の高値を示し貧民は一切食ふを得ず人心恟々たり廣東城內の富豪は家族と共に續々香港又は澳門に避難中なり（十八日、日日）

▲參議院外交審議　（北京特電十八日發）　今十八日午後參議院は外交問題に關し秘密會議を開き陳外交總長代理の出席を求め講和條約調印拒絕前後に於ける狀況及び今後之れに處するの方法に對し質問せるに陳次長は政府は素より人民の希望せる如く山東保全に努力せるも國力弱きが爲め遂に目的を達する能はず其結果調印を拒絕せるも今後の方針に就ては國際上幾多の困難あるが爲め尙未だ確定せずと答へたり、然るに議員等更に政府は今日に到るも尙方針を決定し得ざるは甚だ緩漫に失すと攻擊し更に陳次長の出席を求め是非共政府今後の辦法に就て同院に確たる方針を表示せんことを求め次長之を諾して散會せり。（十九日、時事）

▲王揖唐總代表　（十八日上海特派員發）　十七日の北京國務院會議は遂に王揖唐を北方總代表となすに決し即時徐世昌の同意を求め又代理國務總理より岑春煊に電報し之を拒絕する勿れと電報することゝなれりといふ徐世昌は、總代表は須らく双方の許し得べきものにして內閣に於て責を負ふもの故予は之を顧み問はずと發言せりとの報あり然るに南方側は王揖唐の總代表に反對に決したりといふ。（十九日、東朝）

▲上海商工團議和督促　（十八日上海特派員發）　上海商工業團聯合會は北京大總統國務院宛にて左の如く電報せり。

國內不和外交先づ危し朱總代表辭して辭職せば別に總代表を派し速に上海に來り統一を圖り心を同じくして外侮を防ぎ危機を救ふ可く統一更に遲延せば大勢を誤るを致す其責を北京政府に歸すべく故に立ろに處分し群小の惑はす所となり人心を失ふ勿れ然らずんば國人憤激の餘り將に之に對する所あるべし。（十九日、東朝）

▲高士儐中將を慰撫　（北京特電十八日發）　政府は昨日前步軍統領江朝宗氏を吉林に急派せり是は高士儐中將を慰撫の爲めなり。（十九日、時事）

▲黑龍軍張作霖を厭ふ　（十八日長春特派員發）　黑龍江陸軍部內に張作霖に反感を抱くもの多く從つて其姻戚たる鮑督軍の威令行はれず竊に吉林軍に款を通じ奉天軍に當らんとする形勢ありと傳へらる吉林兵八百哈爾賓より來長し內一營は農安方面に進發せり。（十九日、東朝）

▲龔氏の和議意見　（上海特電十九日發）　北京國務總理代理龔心堪氏の和議意見として傳へらるゝ所左の如し。

一、南北兩國會より同數の代表を擧げ憲法及選擧法を商議すること但し右制定後兩國會を通過せしむる事。

二、新制定の憲法及選擧法により新國會を召集する事。（二十日、日日）

▲王氏辭せば錢氏　（上海特電十九日發）　龔代理總理は岑春煊氏に對し徐總統は北方代表として王揖唐錢能訓兩氏を推薦し王氏が不承諾の時は錢氏を推すべしとの電報を發せり。（二十日、日日）

▲廣東國會憲法制定　（十九日上海特派員發）　廣東國會は當地舊國會議員に宛て廣東を以て憲法制定の地點とするに決定し講和の精神如何に論なく變更せず八月十五日以前を以て憲法制定の爲議員の齊しく集まるべき時日と爲す其廣東に歸るに就き旅費不足のものは上海事務所より借入るゝことを得るやう提示あり但百弗を超ゆる可からず右立替金は廣東着後歲費中より差引かるべし右期日前廣東に早く戻り法定數を得せしめ憲法制定の大業を完成せしむべし。（二十日、東朝）

▲吉林討伐軍實勢力　（十九日奉天特派員發）　吉林討伐兵四個師團と稱し既に一個師團と一個旅團を出發したるが如く誇稱し居るも其實一個旅團の兵に過ぎず是も果して吉林討伐軍なるや否や不明なり一個旅團の兵とは左の如し。

第二十七師團步兵第二十七聯隊同第二大隊及び第三大隊の第四第五中隊山砲二十六門十三日午後四時出動△第二十七師團步兵第五十四旅團第百七聯隊は十三日一個大隊、十四日一個大隊、十五日一個大隊出動し輜重六十名工兵六十名鐵嶺に向ひ同地步兵第五十四旅團第百五聯隊の第二大隊と共に十五日午前五時出動、新民屯騎兵第二十七聯隊第三大隊十五日出動。要するに出動軍の編成豫定內容は第二十七第二十八第二十九各師團より步兵六個大隊砲兵一個大隊騎兵一個大隊輜重工兵各一個中隊を進發し之に若干の衞生隊を附屬せしむる筈。（二十日、東朝）

▲孟督軍蒙軍に求援　（十八日長春特派員發）　孟督軍は黑龍江軍南下に對し牽制援助方懇請の爲め南郭爾羅斯王及び先年壯圖を企て天地を發動せしめたる巴布札布の後繼者に特使を急派したり。（二十日、東朝）

▲省長爭奪經緯　（上海特電十九日發）　廣東省長問題に就き聞くに省長の地位は最初廣西派、强硬派、政學會派、雲南派及海軍の五派によりて爭奪戰を演じたるが其後形勢一變して廣西派、政學派が聯合して强硬派に當るに至り雲南派、海軍派は中立の態度を執るに至れり而して廣西派政學會派を代表するものは莫榮新、岑春煊、揚永泰氏等にて强硬派は伍廷芳、陳炯明氏等中立派は李烈鈞、李根源兩氏之が代表者なるが初め强硬派は陳炯明氏を以て省長に推さんと試みしも陳氏は軍隊を有し最も廣西派の敵視する處なれば强硬派は先づ廣西派の意思を探る爲め伍廷芳氏を推したるものなり之に對し廣西派は表面政學會と聯合し居るも內實は政學會と强硬派を戰はしめ以て漁夫の利を收めんと畫策し居るものなりと。（二十日、日日）

▲參戰軍使用反對　（吉林特電十九日發）　北京參戰軍の一箇師團を吉林討伐に向けんとするに對し某國は同軍編成の主旨に鑑み之を內爭に用ゐ某國勢力範圍の治安を脅かさんとするを默過せざるべしと信ずべき理由あり。（二十一日、日日）

▲徐總統張に嚴訓　（二十日奉天特派員發）　徐總統は奉吉問題に關し十九日張巡閱使に對し中央未だ正式に命令を發せざる以前に其軍隊を動かし吉林境外に迫るべからず奉天省內に於て守備の任を盡し省境を越へて吉林省に入り吉林兵と衝突を爲すべからずと嚴重訓令を發せり二十日張巡閱使は要員を集めて會議を開けり無論此訓令に關してなるべし。（二十二日、東朝）

▲兩國會合併反對　（上海特電二十日發）　徐世昌、段祺瑞兩氏が南北統一會議席上に於て新舊兩國會を合併すべしとの主張に對し政學會は左の反對意見を公表せり。

一、約法第五十四條國會組織法第二十條及第二十一條所謂憲法は參衆兩議院合同にて之を行ふと言ふ規定に反す。

二、約法第五十四條の立法精神と相反す況んや憲法草案は制定せられ居れり是以外別に草案を作る理由なし。

三、憲法協議會にて憲法制定の上之を兩國會に交付すとの主張は何等約法上の根據なし。（二十一日、日日）

▲廣東政府宣言　（十八日廣東特派員發）　廣東軍政府は對內及び對外の宣言を發布したるが其大要に曰く

我國對獨宣戰以來國際公法に準據して聯合各國と協調し戰爭に從事せり昨年十一月對獨休戰成立し遂に巴里の講和會議開催せらるゝや我國も委員を派して會議に列せしめたり然るに我國の公正なる要求は大國會議の容るゝ所とならず遂に山東問題保留の要求容れられず我委員は講和條約調印を否決せり希くは我國民一致して山東を直接獨逸より還附を受け之が主權を維持するに努むべし云々。（二十一日、東朝）

▲邊防事務督辦設置　（二十日北京特派員發）　北京政府は戰爭終結

と共に參戰事務所を閉鎖すべきも尙邊疆防備の爲參戰軍の存續を必要なりとし二十日左の大總統令を發布し從來參戰督辦たりし段祺瑞を改めて邊防事務督辦に任ぜり。

歐洲戰爭は終結を告げたるを以て參戰事務所は撤廢すべきも尙邊疆一帶の地方は不穩にして時に過激派の侵略を被る虞れあり事態極て重大なり玆に改めて督辦邊防事務所を新設し特任官を置き以て防備の衝に當らしむ而して從來の參戰事務の殘務は便宜邊防事務所に於て繼續處理せしむ。（二十二日、東朝）

▲**西北籌邊使官制**　（十八日北京特派員發）　十八日西北籌邊使官制左の如く發表さる。

第一條　政府　西北の邊務並に各地方の事業を振興する爲め特に西北籌邊使を設く。

第二條　西北　邊使は大總統より特任し西北各地方の交通開發、林業、牧畜、鑛山、製鹽、商業、敎育、兵備等の事業を辨理し該地各軍隊を統轄指揮す但し前項の事業に關し都護使は籌邊使の命を受け一切を補助し辨事長官補助員は都護使の節制に歸す。

第三條　西北籌邊使は蒙古境界に隣接せる黑龍江、甘肅、新疆各省及び熱河、察哈爾、綏遠の各特別行政區域に關係するものは該省の軍民長官及び都統と協議して處理すべし。

第四條　西北籌邊使は第二條各項の事項を施行するには蒙古各盟各旗の長扎薩克と協議して處理すべし。

第五條　西北籌邊使の公署は籌邊使にて擬定報告すべし。

第六條　西北籌邊使支署の編成は西北籌邊使にて案を具して報告すべし。

第七條　本官制は公布の日より施行す。（二十二日、東朝）

▲**錢氏總代表推薦**　（上海特電二十二日發）　二十一日午後三時國務院に於ける各須要人物會議に於て遂に錢能訓氏を總代表に推薦するに決せりと（二十三日、時事）

▲**奉天軍開原集合**　（二十日鐵嶺特派員發）　兩三日前鐵嶺を通過したる奉天暫編第七混成旅は目下開原城内に集合せり其數約三千本部を置き命令一下同地より約七十支里の吉林省境意遠方面に向け進發せん準備中なり吉林軍も亦同地を衝かん形勢にあれば奉吉兩軍の衝突は先づ同地點に起らんと。（二十三日、東朝）

▲**奉吉軋轢調停**　（二十二日奉天特派員發）　奉天督軍顧問町野中佐は十八日北京より來れる前吉林檢按孟憲彝及び馬龍譚中將と共に十九日吉林に向へり一行の用務は奉吉調停の爲にして調停案件は孟督軍將來の地位を保證するにありと。（二十三日、東朝）

▲**高士儐處罰令**　（二十二日北京特派員發）　二十二日大總統令を以て張作霖、郭宗熙の報告に基き長春に於ける日支兵の衝突に關し衝突事件直接責任者たる團長營長等の調査を陸軍部に命じ報告を待ちて免職するは勿論旅長高士儐が專斷を以て軍隊を長春附近に召集したる爲め斯の如き重大事件を惹起するに至りたるものなれば高士儐は旅長の職を張作霖及び新任督軍鮑貴卿に引渡して答辯を受けしめ又孟恩遠は督軍の職にありながら規律を厲行する能はず是亦相當の責任あり鮑貴卿をして速かに赴任引繼を爲さしむべく以て大小の重要事務を辦理せしめ孟恩遠は夫迄軍隊を説服維持に努め俄に任を去るを得ずとの命令を發布せり。（二十四日、東朝）

▲**段祺瑞就職公告**　（二十三日北京特派員發）　邊防事務督辦に任命せられたる段祺瑞は二十三日を以て就職せる旨公告せり。（二十六日、東朝）

▲**北方代表選任難**　（二十四日北京特派員發）　徐總統は北方和議總代表朱啓鈐同代表徐佛蘇の辭職を許可して朱氏の代りに前國務總理錢能訓を徐に代ふるに目下南下中の内務次長干寶軒を以てせんとする意嚮なるも安福派議員中に反對ありて決定するに至らず命令の發表を差控へつゝあり。（二十六日、東朝）

▲**政治討論會設置**　（二十四日北京特派員發）　閣員中缺席者多數にして内外政務の遂行に支障尠からざるを以て二十三日の國務會議にて國務院内に政治討論會を設くることを決議せり會員には顧問諮議等十餘名を充て國務代理總理首席となり毎週二三回開會し政務を討議す可し。（二十六日、東朝）

▲**吉奉戰鬪開始**　（二十四日發）　長春特派員發長春の南方十二哩の大屯に露營せる吉林軍と范家屯村落の奉天軍とは二十日以來對峙中なりしが吉林軍は新開合に於て二十三日午後一時遂に奉天軍に向つて戰鬪を開始し砲聲は南滿線大屯驛に殷々として聞ゆ大屯驛及范家屯驛の我居留民は守備隊の增派

を要求し戰鬪の模樣に由つては遁離すべく準備中なり、奉天騎兵凡そ四十名は范家屯の我附屬地の境界に來つて目標を立て侵入禁止を表示し尙吉林軍の步兵は大屯村落に來つて馬匹凡そ十頭を徵發し土民の多くは遁離せり。(二十六日、東朝)

▲郭省長の軍資調達　(長春特電二十四日發)　當地に在る支那中國交通の二銀行に對し吉林の財政救濟資金として八十萬元宛借入れ方を昨夜來長せる郭吉林省長より申込みしが开は一の驅引に過ぎず政府は時局に對する軍資に充てしめ旣に兩銀行にて其預金各三十萬元宛を提出間もなき事とて迷惑甚しく今就は善後策協議中なり。(二十七日、時事)

▲安福派讓步程度　(北京特電二十五日發)　安福俱樂部は國會問題に關し左の條件を政府に提出せりと傳へらる。

第一、廣東舊國會が先づ解散せば北京新國會は二箇月間閉會すべく右期限內に南北の和議を成立せしむべし若し政府にして右期限內に時局を收拾するの能力無き時は再び新國會を招集し國會自ら時局收拾の方法を講ずべし。

第二、北京新國會にて議決せし諸法律及決議は總て有効なる事を認むべし

第三、新國會解散に際し議員一名に付一萬圓を給與すべし。(二十七日、日日)

▲龔代理總理の和議案　(北京特電二十五日發)　龔代理總理は自己の代理總理たる期間に南北和平を成立せしめんと努力し南方首領と交涉中なりしが最近

(第一)國會問題は南北兩議會より五十名宛の委員を擧げ新國會組織法を定めて新國會を召集し現在の南北議會を解散すること(第二)南方首領の位置、軍隊制限等に就ては北京政府と南方政府と直接交涉すること(第三)前項に對し南方の承諾を得て正式に上海會議を開きて公然決議すること。

の具體案を作り目下岑春煊、陸榮廷、唐繼堯氏等の同意を求めつゝあり比較的行はれ易き方法として識者間に歡迎されつゝあるも南方の態度如何は尙ほ知るべからざるに似たり。(二十七日、日日)

▲徐氏調停成らず　(奉天特電二十五日發)　徐樹錚來奉の要求は初め徐は高士鑌を自己の部下として貰ひ受けん意思ありて張作霖に懇談したれども高は俄に免職となりし爲め之を果さずして直に歸京せるなりと。(二十七日、時事)

▲妥協勸告に奔走　(長春特電二十五日發延着)　高師長は決死の覺悟にて昨夜戰線に向ひたるが斯くては時局益々紛糾し收拾し能はず省內紛亂するを以て孟督軍も極力制止し且つ郭省長孟調停使及び吉林省會代表十名昨日來長高師長出發前妥協勸告を爲せるも高は頑として應ぜざる爲め郭孟二氏は孟督軍と協議すべく今朝吉林に向ひ他の代表者は張作霖に妥協勸告の爲め昨朝奉天に向へり。(二十七日、時事)

▲大軍福建に集中　(二十五日香港特派員發)　南方派軍隊の占領後尙治安維持せられざるを以て軍政府海軍部總務兼福建督軍たる林葆懌は陸海軍の大部隊を率ゐて福建に入り同省內に大本營を設立して擾亂を鎭定するに決し廣東督軍莫榮新は廣東軍十營を林葆懌軍と聯合して福建に派遣すべき命令を發したり但し此運動の眞目的は福建にある陳炯明を抑壓するにありと觀測せられつゝあり。(二十八日、東朝)

▲參戰督辦所廢止　(北京特電二十日發)　本日總統令にて從來の參戰督辦所を廢止し新に邊防所を設け段祺瑞氏を其督辦に任命の旨發表さる。(二十九日、時事)

▲黎天才歸順　(二十七日漢口特派員發)　久しく四川、湖北の境に割據せる黎天才は宜昌駐剳軍司令官王懋賞の勸告により中央政府に歸順することとなり王督軍は黎天才の部下解散費として八十萬元を政府に請求せり。(二十九日、東朝)

▲北方側の妥協案　(北京特電二十九日發)　龔總理代理は岑春煊氏の特使李曰垓氏と再三會見協議の結果二十八日岑春煊氏に對し妥協條件として左の七箇條を提出せり。

一、新舊國會を閉會せしむ。
二、双方共國會の憲法制定を停止す。
三、西南各省重要人物の位置を更へず。
四、西南の軍事費に就いては當分二割を中央より補助す。
五、湖南福建の兩督軍を西南にて任命するの件は承諾する能はず。

發行書目錄

書名	册數	體裁	價格	郵稅
支那經濟全書（第四版）	全拾貳册	菊版總紙數約一萬二千頁	特價金貳拾八圓	郵稅（内地一圓八十錢 支那二圓五十錢）
日露之將來（第三版）	全壹册	菊版紙數三百頁	印刷實費三十錢（非賣品）	郵稅金八錢
大清律	全壹册	菊版紙數約四百頁	正價金壹圓五拾錢	郵稅（内地十二錢 支那三十錢）
樺太及北沿海洲	全壹册	菊版紙數約五百頁	正價金壹圓五拾錢	郵稅（内地十二錢 支那三十錢）
蒙古及蒙古人（再版）	全壹册	菊版紙數約八百頁	正價金貳圓五拾錢	郵稅（内地十二錢 支那四十錢）
文學士大村欣一著 支那政治地理誌（上卷）	全貳册	菊版布製約九百六十頁	正價金五圓	郵稅（内地二十四錢 支那四十五錢）
支那政治地理誌（下卷）		菊版布製約千七十頁	正價金四圓	郵稅（内地二十四錢 支那四十五錢）
現代東部蒙古地圖	四色刷 縱一尺八寸 横二尺六寸 帙入		正價金六拾錢	郵稅金四錢
東部蒙古	全壹册	菊版洋裝七百八十六頁	正價金貳圓五拾錢	郵稅（内地十二錢 支那四十錢）
改訂支那全圖	全壹枚	縱五尺一寸 横四尺四寸	正價金貳圓	郵稅（内地八錢 支那三十錢）
最近支那貿易	全壹册	菊版紙數七百頁	正價金貳圓五拾錢	郵稅（内地十二錢 支那四十錢）
第二回支那年鑑	全壹册	四六倍版背皮總クロース製紙數八百頁餘	正價金五圓	郵稅（内地二十錢 支那五十錢）
支那の工業	全壹册	菊版クロース紙箱入四百五十八頁	正價金貳圓	郵稅（内地八錢 支那三十錢）
歐米人の支那觀	全壹册	菊版總クロース製約八百頁餘	正價金參圓五拾錢	郵稅（内地十二錢 支那四十錢）
第三回支那年鑑	全壹册	四六版背皮クロース製紙數約千二百頁	正價金六圓	郵稅（内地二十錢 支那五十錢）

東京市赤坂區溜池町二番地　**東亞同文會調査編纂部**　電話芝一二一四番・一三一五番　振替東京九七三〇番

第十巻第十七號

支那

要目

論説（對支新借款團の組織……一―四
資料（一九一八年支那對外貿易（中）……五―一二
民國八年度歳入豫算明細表（中）一三―二〇
雜録（米人上海商業會議所會頭演説（下）……二一―二四
支那改造問題解決案（三）……二五―二九
彙録（山東問題論議未だ終熄せず……三〇
山東問題の決定と米國の輿論……三一
東洋に於ける日本の勢力……三二―三三
比律賓に於ける支那人……三四
事業界（支那事業界近況……三五―三八
半月史（半月間の支那重要事件……三九―四四
時報（支那最近時事要項……四五―五〇
彙報（支那關係諸報道……五一―六二

東亜同文會調査編纂部

大阪市西區靱中通參丁目貳壹

直輸出入業

B

株式會社 武林洋行

電話土佐堀(長)二三五番
二三六番
三、〇二二九番

營業種目

棉花、絹紡原料
麻、肥料、雜穀
毛皮革、牛木蠟
各種油及其原料
其他支那產物

神戶出張所　神戶市海岸通二丁目
電話三ノ宮(長)一、八一五番
三、三三八番

東京支店　東京市深川區佐賀町二丁目
電話本所(長)三、七〇六番
二、二九五番

橫濱出張所　橫濱市相生町六丁目
電　話(長)一、五九〇番

海外支店　上　海、漢　口

同　出張所　沙市、宜昌、萬縣、重慶、樊城、老河口、鄭州

大正八年九月一日發行

「支那」目次

第十卷第十七號

論説

對支新借款團の組織……一―四

資料

一九一八年支那對外貿易(中)……五―一二
民國八年度歳入豫算案明細表(中)……一三―二〇

雜録

米人上海商業會議所會頭の演説(下)……二一―二四
支那改造問題解決案(三)……二五―二九

彙録

山東問題論議未だ終熄せず……三〇
山東問題の決定と米國の輿論……三一

東洋に於ける日本の勢力……三二―三三
比津賓に於ける支那人……三四

事業界

廣東ユニオン保險會社營業成績―業洋人壽保險公司營業成績―揚子保險公司營業成績……三五―三八

半月央

山東還附に關する內田外相の談話―ウイルソン氏の聲明對獨戰爭終了案―秦吉問題解決―孫文氏政務總裁辭職―北方總代表任命―新借款團と帝國……三九―四四

時報

（內治外交）山東大官更迭―河南水災振濟―北大校長免職―國際保工會委員―步軍統領新任―湖北水災振濟―黑龍江省長―陝西振濟令―浙江督軍死亡―兩省實業廳長―直隸交涉員―邊防督辦處組織令―對敵復和辦法……四五―五〇
（財政經濟）東省鐵路督辦―新銀團の眞相―二千四百萬墊款

彙報……五一―六二

大正八年九月一日
第十卷第十七號

論說

對支新借欵團の組織

（一）

米國の提議になる支那に對する新借款團の組織は日英佛の賛成により、現に巴里に於て協議進行中に在り。其組織形式の協議決定して關係國の調印を見るまでには、多少の迂餘曲折を免れざらんも、對支新借款團の出現は最早決定的事實にして、早晩支那の運命は借款團によつて支配せらるゝに至るべし。

從來支那に於ては所謂財政的計畫なるものあるなく、議會組織せられてより歲計豫算案の提出を見るに至れりと雖も、政府の收支は必しも之に準據して實行せらるゝにあらず、必要に應じて財源を漁り、若し所期の財源を得る能はざれば經濟借款等の名目に借りて外債を起し、之を流用して一時を彌縫するの常にして、其の財政の紊亂は實に言語に絕し外國に對する借款は年々歲々增

加に增加を重ぬる狀態に在り。殊に南北分立以來各省督軍は各其地方に割據して、中央に對する歳入を橫取りし、中央の財政は關稅收入及び鹽專賣を除くの外殆んど何等の收入なく、而して其歳出は國防軍其他の絕大なる軍費を始め外債の本利償還、一般の政費等其額實に數億に上り、今や北京政府は官吏の俸給だに支拂ふ能はざるの窮況にあり。北京よりの情報に依れば本年度に於ける北京政府の歳出は六億圓に上り、歳入は僅かに四億圓に過ぎず、差引三億萬圓の歳入不足にして、之を外債に求むるにあらざれば北京政府は破產の悲運に陷らざる能はずと。若し夫れ北京政府の財政にして僅に二億圓の支出超過に過ぎざらんか、關稅の引上げ其他稅制の整理に依りて、之を補ふも亦困難にあらざるべしと雖も、其歳入の見込たる多くは多大に過ぎ、之に反して其支出の見込は却つて過少を免れず。殊に頻々として續出する臨時事件の支出の如きは殆んど之を見積らざるの風あるを以て、其支出は更に一層多額なるものありて、收支の差は更に一層の巨額を示めすに至るべし。故に支那に取りては外債の供給は正に焦眉の急を示めせるものと謂ふべく、此の際米國政府の提議に依りて借款團の組織せらるゝは、支那の財政困難を救濟するに於て大旱に雲霓を降だす者と謂ふべし。渴者は飮を選ばず、支那が借款を歡迎する正に此の狀にあり、而も其飮が果して渴者に利益あるや、或は害毒を殘すなきや否や。

（二）

支那の如き財政紊亂せる國家に於ては、外債の融通は唯一の收支適合の手品なり。年々歳々外債の借入れは歳出の不足に伴ふて增加し、其額今や約十四億に上り、經濟借款の約五億と內債の約一億二千萬圓を合すれば其總額約二十億の鉅額を逾ゆるに至れり。而して其利息は多く五分を下らざるを以て、支那政府が年々外債の爲に支拂ふ利息は約一億に達すべく、其歳出僅に六億內外に過ぎざるに、約其六分の一を外債利息の爲に支拂はざるべからざるは、其財政能力に比して實に過重なる負擔と稱すべく、現在の狀態を以てしても支那は甚しき財政的危機に瀕せるものと謂はざるべからず。然るに更らに何等の財政的救治策を講せずして徒らに借款を以て其財政を瀰縫し、借金に借金を重るは益其財政的危險を甚しからしむるものにして、吾人或は恐る支那は終に是れによりて財政的破產を來たすものにあ

らざるやを。蓋し支那に於ては借款の好擔保として關稅、鹽專賣、鐵道等の好財源は殆んど外國に向つて提供せられ、尙ほ多少の餘地なきにあらずと雖も其財源は自ら限りあり故に將來外債を起債せんと欲せば、先づ其餘裕の最も綽々たる鐵道を提供し、若し是にして不足を訴ふる時は、酒煙草等の專賣收入より更に田賦其他の諸稅を漁らざるべからざるに至らん。斯の如きは正に支那の財政的亡國を馴致する所以にあらざるなき歟。何となれば擔保の提供は、其借款の本利を確保し債權を保全するが爲の擔保物件の管理となり、債權者の勢力次第に支那內政に侵蝕し來るは、從來の債權關係が明かに證明する所にして、關稅並に鹽專賣の外人管理が明かに此の危險を警告しつゝあるにあらずや。若し巴里に於ける新借款國にして成立し、支那に於ける借款は其の政治的なると經濟的なるとを問はず、其壟斷に歸するものとし、支那が又其借款を歡迎して、其財政的困難を之によりて救濟するに意ありとせば、先づ鐵道及び專賣收入等は其擔保として提供せらるべく、其結果は延ひて債權列强の此等擔保に對する共同管理を馴致するに至るべきは、過去の事實に照らして想像するに難からざるなり。世人が新借款團の出現を以て支那が列强の共同管理に歸するの前提となすも亦無理からざるの想像と言はざるべらず。

（三）

支那が此際其稅制を整理して其收支を適合せしめ、財政的獨立の基礎を確立して、外債の脅威を免かるゝは誠に焦眉の急なりと言はざるべからず。而も支那が稅制を整理し其收支を適合せしむるは、其行政的統一を實行するよりも困難なるものと言はざるべからず。何となれば稅制の整理は行政の統一を前提とし、行政の統一は今日の如き微弱なる中央政府の權力を以てしては、殆んど其實行を望む能はざるを以てなり。

夫れ支那の地方にして民の衆き行政其の宜しきを得ば、財政の獨立亦期し難きにあらず、而も關稅の如き、或は鹽專賣の如き中央の權力下に在る好個の財源は夙に外債の擔保として外國の共同管理に歸し、其稅率の引上、稅法の改訂は外國の同意を得るにあらざれば實行する能はざるの狀態に在り、而して其の稅率の引上改廢は外國人の利害に關係すること甚大なるを以て、其同意を得るが如きは殆んど絕望的困難なりと謂はざるべからず。然らば地租の如き或は印紙稅の如き外國と關係なき者は如何。此等稅法の整理改

訂は中央政府に對する好箇の收入を提供するものたるに相違なしと雖も、此等の稅源は多くは地方各省と關聯し、各省督軍の壟斷して好箇の財源とする所なり。之を中央に囘收し、其の整理改訂を實行するは、間接に地方督軍の死命を制する所以にして、今日の微弱なる政府を以てしては到底望んで得べからざる所に屬す。故に財政の整理の如きは今日の支那に於て到底望んで得べからざる所にして、其財政狀態は將來と雖も依然として巨額の歲入不足に苦むものと謂はざるべからず。果して然らば借款の借入れは唯一の支那財政の彌縫策にして、新借款團の成立は此の要求を滿たすに好適なる機關と謂ふべし。想ふに將來支那の借款は新借款團の成立と共に大に增加するに至るべく、而して其增加の結果は其擔保物件の關する外國勢力の侵入となり、終に財政的共同管理の勢を招致するに至るべきなり。然るに支那著名政治家中動もすれば親米的感情に驅られ、其提議が米國に依つてなされたるの故を以て、漫然之を歡迎して自己が亡國的窮地に蹈るを悟らざるものあるは、其愚や終に及ぶべからざるなり。

（四）

吾人は、隣邦の友誼を以て、夙に支那領土の保全を提唱し直接間接を問はず、其主權が他國の爲に損傷せらるゝを好まず。此の意味に於て新借款團の如き知らず〳〵の間に支那を以て列强の共同管理に陷ゐるが如き計畫に對し固より慊焉の情なき能はず。而も孤掌鳴らし難く、英米佛等の諸國が進んで其成立を希望する間に立つて、極力之に反對して其成立を妨害するが如きは、遺憾ながら國力の許るさゞる所なり。故に寧ろ進んで之に贊成し、自ら其間に立つて臨機支那保全の主義を宣傳し、苟も支那の主權を害するが如き條件に對しては、極力之に反對して支那共同管理の勢を阻害するの勝れるに如かざるなり。我が當局者が財團加入に贊意を表せるの眞意は自ら這般の用意に存すべく、斷じて列强と共に支那を共同管理に導びかんとするものにあらざるべきなり。然りと雖も大勢の推移は獨力の能く支ふる所にあらず、列强にして若し支那の共同管理に意ありとせば、我國の反對を以てするも、果して其勢を阻止し得べきや否やは大なる疑問なりと言はざるを得ず。唯だ之を防ぐの途は支那國民の自覺と其政府の努力とに在り。若し支那國民にして自覺し其政爭と內訌とを止めて協力一致し、其政府にして努力以て財政の獨立を謀り、新借款團に對して負債を借入るるなくんば、共同管理の端を開らんかとするも亦乘するに由なからんなり。唯だ恐る支那政府と國民と果して此大覺悟を有するものありや否やを。（一宮生）

一九一八年支那對外貿易（二）

四、外國貿易

以上既述せるが如く昨年度の支那對外貿易額は、十億四千七十七萬六千百十六海關兩にして、累年の最高記錄を示し、之を一九一七年度の貿易總額に比し二千八百三十二萬五千七百〇九海關兩の增加なり、今之を過去二年間に於ける英貨爲替平均率に換算すれば、一九一七年中の英貨爲替平均率 $4s\ 3\frac{13}{16}d$ に於て、同年の貿易額は二億一千八百五十七萬三千二百七十七磅にして、一九一八年度の平均率 $5s\ 3\frac{7}{16}d$ に對し二億七千五百十萬〇九百七十七磅にして、前年度に比し差引五千六百五十二萬七千七百磅の增加なり。

次に昨年度貿易の輸出入品の內容に付、其重なる商品をば可成詳細に之を說明し、以て一般參考に供せんとす。

甲　輸入貿易

（イ）阿片　一九一七年四月一日以後、印度阿片の輸入杜絕せし以來、同藥品の輸入在庫品の保稅倉庫にあるもの千二百箱に達せり、蓋し支那政府は阿片を絕滅するの目的を以て、同年度輸入を最後として恐るべき有害なる阿片の根跡を絕滅せんと決したり。

是に就ては政府に對して數多の異議又は申出ありて、阿片を輸入するの利益を說き、或は世界の病院其他醫學上の目的に必要なるを理由として、種々政府に迫る所ありしなり、然れども大總統徐世昌は阿片の存在が支那國民に對して甚恐るべき害毒を流すこと多き弊害に鑑み、國民の意嚮と信賴とを代表し、全部之を燒却する事に決せり、斯の如き方法を實行するに先ち、國內阿片の存在高を詳細に調查し、翌年の始めに於て全部之を燒却に附せり、而して在庫品の全部に對する政府の買上價格は支那政府にて二千四百萬兩を計上せられたり、蓋し此種の行動は專ら國民道德上

の増進、衞生上の福祉を維持する上に、最も必要にして亦國民の惡風習俗を矯め弊害を除去し得たるは歴史上の模範とする所なり、之を往年英國が其殖民地に於ける奴隷の解放を斷行したるに比し、其美擧たるを失はず、而し輸出入の觀察に就て見るに、昨年中大連及青島に輸入されたる本品の總額三百三十三擔價格五十二萬海關兩にして、斯の如き不況に就ては以上の兩港は日本政府の管轄に屬せるが爲めにして、從つて日本政府も亦此種の輸出入を禁止すべき意嚮なるは喜ぶべき現象なり。

(ロ)綿布類　綿布類の輸入は昨年を通し一般に不況なりき、是れ引續く戰爭の影響として供給不足に因るは勿論なるも、支那南北の紛爭、金融の逼迫等凡そ之等數種の原因は一九一七年と同樣の條件に由れり、爲替の暴騰は又綿布類の輸入を増加せしめ、他方に於ては支那土産品の輸出を防壓し輸入價格を抑制すること能はざりしなり、而も歐米品の原價は戰前に比し或場合に於ては五倍に引上げられ、之に加ふるに運賃の昂騰は歐洲大陸よりの輸入を減ずるに十分にして、又日本に於ても各種製品の騰貴と船舶の不足に因りて著しく減少せり、支那綿布類に就ては其當業者は何れも愼重の態度を採り、取引範圍狹小なりと雖も、尙且其間に利する所ありしは蓋し爲替の割高に由るものならずんば非ず、而も輸入當業者は其貨物に對し交換せられたる價格を得る能はざりしに滿足せざる可らざりしなり、昨年末に於ては支那西比利亞間の貿易再開するありて、主として夏季向織物の取引即捺染綿布及白金巾等多數の出荷あり此に過去五ヶ年間に於ける主要綿布類即生地及白金巾、綾木綿、細綾及天竺布の輸入額を擧ぐれば即ち左の如し。

最近五年間主要綿布輸入比較表

年次＼國別	日本	英國	米國	其他	合計
一九一四年	七、七二七、八〇六反	一〇、四七二、八九〇反	一、〇四〇、一〇〇反	一一七、九〇〇反	一九、三五八、六九六反
一九一五年	五、七二七、一六八	七、五九一、四七八	六三七、六四六	二〇二、一三一	一四、一四八、四二三
一九一六年	五、五八八、八九五	五、四五三、五七三	四一三、一八四	三四六、九二〇	一一、八〇二、五七二
一九一七年	八、〇四五、八一六	四、三九七、四一一	七一、五三一	六四九、七二五	一三、一六四、四八三
一九一八年	七、〇〇七、四八八	二、六三四、四三一	一〇〇、八五四	六七八、五二九	一〇、四二一、三〇三

同上期間に於ける捺染綿布、緋木綿、色染、黑堅染模樣織綿布、ヴェネシアン、ラステング、ポプリン等の輸入合計左の如し。

一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年
五、七九一、〇三四	三、四六四、九一三	三、五八九、一四四	五、〇七一、八九六	四、三四五、一四四

次に綿絲の輸入に關しては、印度の貿易は孟買東洋間の船舶缺乏に因り、又支那市場に於ける印度綿絲相場の印度に於けるものよりも割安なりしを以て、印度綿絲輸入額は大に減退したり、然も輸入業者が兎も角も取引機會を獲得し得たりしは、一に銀爲替の好況によれり、綿絲輸入額は前年度に於て九十五萬五千七百九十八擔、價格三千〇五十五萬六千二百七十八海關兩、昨年度に於て五十九萬四千八百三十五擔、價格一千六百三十九萬六千〇三十六海關兩なり即ち之を前年度に比し數量に於て三十六萬〇九百六十三擔を減じ、價額に於て千四百十六萬〇二百四十二海關兩を減

少せり、日本綿絲も亦前年に於ける輸入數量百〇六萬五千四百四十五擔、價額二千九百〇八萬六千九百四十四海關兩なりしが、昨年度は數量に於て三十一萬九千四百八十五擔を減じて七十四萬五千九百五十九擔となり、價格は三千五百三十五萬八千八百八十四海關兩にして、反つて六百二十七萬一千九百四十海關兩の增加を示す、是れ價格の騰貴によるものなり、支那に於ける綿絲紡績の生產額は前年度に於て、百〇一萬八千四百七十一擔、價格に於て三千六百〇八萬二千百四十二海關兩なりしが昨年度は大に增加し一百十萬二千三百四十九擔、價額に於て五千五百七十五萬九千〇五十五海關兩を示す、故に支那に於ける綿絲の消費額は千九百十七年度に比し著しく減少せり、是れ內地に於ける政爭の不安の然らしむる所にして、又內地交通機關が土匪の爲めに蹂躙せられ特に四川地方の綿絲主要市場に甚しかりし影響に因るものなりとす、然りと雖も本年度即一九一九年度に於ける觀察は、一般に亦有望にして各地の市場は品不足を告げ、田舍地方の一般の人氣は最近四五年來其棉花產出の大利益を得たりと稱せらるゝが故に、只本品の買付の巨額に上るべき日を期待しつゝあるが如し、支那に於ける紡績業は他日一層殷盛に向ふべく、工場の增設も亦外國機械の輸入容易となるに從ひて勃興する事なるべし、然りと雖も此兩三年間は供給困難なるものあるべし、次に綿布類の銀貨相場は一九一七年一億五千八百九十五萬八千二百六十七海關兩に對し、昨年度は一億五千一百三十八萬〇四百二十三海關兩にして、之が減退を示すも、而も之を英貨に換算する時は（爲替相場の變動により）五百六十萬八千二百七十一磅の增加なり、今輸入表に就て之を檢するに綿布類中、無地綿布類が著しく減少せるを見る即ち左の如し。

種類／年次	一九一七年	一九一八年
生金巾（英國）	一,五三九,三四四	六九〇,五六六反
同（日本）	一,六三一,五三五	九四九,六七六
粗布（日本）	二,六一六,二八四	二,三三七,一〇三
白金巾（英國）	二,三三四,九二六	一,五四四,〇七五
綾木綿（日本）	一,四二一,四五一	九二九,五三三

右の內日本綿布は價格に於ては、前年度九百五十一萬一千百二十二海關兩に對し、昨年度は一千〇六十六萬〇五百八十三海關兩に增加し居れり、其他增加せるものは日本細綾綿布が前年度百四十五萬二千百六十九反に比し、昨年度は百九十六萬四千〇五十二反に增加し、綿更紗の如きは一九一六年三十九萬五千五百四十九反一九一七年には大に增加し、百四十九萬七千百七十四反なりしが、昨年度は八十三萬九千四百六十九反に幾分の減少を來したり、尙色染、模樣物ポプリンは前年度に比し增加せり、絲染綿布は又前年度の一千六百七十五萬七千九百五十四碼より、昨年度は八百五十萬八千三百七十四碼に減じ、日本コトンクレープは百五十萬七千五百九十碼より、六十七萬二千三百八十三碼に半減し、日本綿布は前年の一億〇六百六十四萬七千〇二十碼より昨年度は八千三百八十七萬二千七百六十九碼に

龍口	一九、〇六五	七二、五〇〇
芝罘	三、七二二、三五六	一〇、九七八、四二三
膠州	三四、七二三、九七三	三三、三八二、一一七
重慶	九二二、七六三	六四四、五八九
萬縣	一三、一〇一	一二、七九二
宜昌	二四六、二七一	四四五、七二五
沙市	三八五、二一五	三五〇、八三一
長沙	一、三五八、八八二	二、〇三〇、二一九
岳州	三〇、五一九	四、八九五
漢口	四九、五二三、〇五四	四一、五六一、三〇〇
九江	二、一四五、〇八六	一、五四〇、一〇一
蕪湖	一、五五三、三九三	二、五〇八、八〇九
南京	五、三三五、八六四	三、八四九、七〇五
鎭江	四、八六八、〇八三	四、九三六、六〇三
上海	四〇七、四四〇、六四九	四一六、二五八、七五〇
蘇州	二四、一〇一	三一、九八五
杭州	一三六、五四六	一九五、六二四
寧波	二、七〇七、六三〇	三、〇七四、二〇九
温州	一一、八四六	二三、五一四
三都澳	二七、七九三	二九、九八〇
福州	六、七四七、八八二	七、六四八、八九四
厦門	九、八四六、二九七	九、二九二、三九一
汕頭	二三、三一九、七二三	二三、三一五、一二七
廣東	七七、八六八、四六六	七八、六五一、九九九
九龍	四七、八〇五、九七五	四七、五五三、二六四
同鐵道	三、六二四、三三六	二、九三三、六二四
拱北	一五、八六四、〇四一	一三、一五七、六八三
江門	五、一九〇、三〇七	四、五三八、九七五
三水	三、九七六、五一〇	二、七六八、七八五
梧州	一四、一一七、九一二	一四、八三三、四三二
南寧	三、二七一、三〇六	二、八三三、八五五
瓊州	五、六八八、二〇三	四、四九一、九五〇
北海	二、七三三、五〇七	二、八二九、〇五九
龍州	五七、〇八一	九九、六〇一
蒙自	一八、七八七、〇一七	二〇、四三四、五〇八
思茅	二六五、〇〇八	二四〇、一八七
騰越	二、九九六、九一〇	三、九五二、八八二
總計	一、〇四〇、三二二、九六九	一、〇六三、五二六、八三四
外國へ再輸出	二七、八六二、五六五	二三、七五〇、七二二
純計	一、〇一二、四五〇、四〇四	一、〇四〇、七七六、一一三

支那對外貿易國別對照表（單位海關兩）

		一九一六年	一九一七年	一九一八年
香港	輸入	一五三、三四七、六二四	一五八、六〇二、四八八	一六二、一九一、八一六
	輸出	一一九、四八五、六五〇	一一五、八四二、九四六	一一六、九八八、〇二一
	計	二七二、八三三、二七四	二七四、四四五、四三五	二七九、一七九、八三七
澳門	入	五、一三六、二四四	四、六五四、〇九二	四、二八四、九九三
	出	三、六九六、五六二	四、九三九、四六九	四、五二七、七一六
	計	八、八三二、八一六	九、五九三、五一六	八、八一二、七〇九
安南	入	三、五八四、七五一	二、四六一、九七六	二、七五九、二八一
	出	一、四四三、八三〇	一、六二一、九八四	一、五九三、五〇四
	計	五、〇二八、五八一	四、〇八三、九六〇	四、三五二、七八五

暹羅	入	五五二、三四六	五五三、八五二	三九五、三六〇
	出	三、〇二三、五九二	二、三六六、〇七九	一、九七二、〇三〇
	計	三、五七五、九三六	二、九一九、九三一	二、三六七、三九〇
新嘉坡	入	四、六〇〇、八四五	六、八七七、七九二	一〇、三三一、五四四
	出	八、三四八、七三五	六、六七四、八五二	六、四〇〇、五二二
	計	一二、九五一、五八〇	一三、五五二、六四四	一六、七三二、〇六六
蘭領印度	入	五、三三〇、三三二	四、五一五、六四一	八、五六四、八九七
	出	二、三三四、七三六	一、七一三、七七八	二、五九二、〇〇六
	計	七、六六五、〇五八	六、二二九、四一九	一一、一五六、九〇三
英領印度	入	三二、七五四、八四一	二六、九八九、一八四	七、九八八、八九六
	出	六、五八九、九九九	六、九五〇、三八七	六、〇三七、八九二
	計	三九、三四四、八四〇	三三、九三九、五七一	一四、〇二六、七八八
土、波、埃等	入	八八、二二一	一三〇、七一七	三八〇、〇六二
	出	二、一六〇、三一九	一、三五三、五〇二	三、〇四七、八五三
	計	二、二四八、五三〇	一、四八四、二一九	三、四二七、九一五
英國	入	七〇、三五三、〇二九	五一、九八九、一三五	四九、八九〇、二九三
	出	三四、九一八、五四六	二六、〇八九、七五九	二五、二六四、五八九
	計	一〇五、二七一、五七五	七八、〇七八、八九四	七五、一五四、八八二
諾威	入	一、一八一、六一四	二四七、五三九	八
	出	八、九六七	九、八二三	九三
	計	一、一九〇、五八一	二五七、三六二	一〇一
瑞典	入	一、五八八、〇〇四	三四〇、一一三	九、八六八
	出	一、四四九、二九七	一、六八〇	—
	計	三、〇三七、三〇一	三四一、七九三	九、八六八
丁抹	入	一二七、六九六	六七、四二四	一九二
	出	二、一六〇、三五〇	一、六七八、八二三	五九八、五一二
	計	二、二八八、〇四六	一、七四六、二四六	五九八、七〇四
獨逸	入	二四、四九九	—	—
	出	三二一	五〇	—
	計	二四、八二〇	五〇	—
和蘭	入	二三〇、三九三	三二、六二五	一、一一〇
	出	一、一〇五、九九八	二六、三五六	一三四
	計	一、三三六、三九一	五九、九八一	一、二四四
白耳義	入	七、七四〇	七、五九七	—
	出	—	—	—
	計	七、七四〇	七、五九七	—
佛國	入	二、八三七、八八四	二、三〇九、一六〇	一、五六八、八五八
	出	二七、二六一、九五九	二五、五三六、〇七九	三〇、四六九、六七七
	計	三〇、〇九九、八四三	二七、八四五、二三九	三二、〇三八、五三五
西班牙	入	五、三九七	二、一三〇	二、六一〇
	出	一三、九五八	一九、二七九	一八、四五一
	計	一九、三五五	二一、四〇九	二一、〇六一
葡國	入	—	—	—
	出	三〇七	—	—
	計	三〇七	—	—
瑞西	入	四八二	六六二	三、六六三
	出	一、四六八	三、六九五	三七
	計	一、九五〇	四、三五七	三、七〇〇
伊太利	入	三五九、九三六	四六七、九九九	三五六、六七四
	出	二、三〇五、九七八	三、九〇五、八二四	九、六三四、七八〇
	計	二、六六五、九一四	四、三七三、八二三	九、九九一、四五四
墺匈國	入	三、七四七	一、〇三五	—
	出	八八	—	—
	計	三、八三五	一、〇三五	—
露國（歐）	入	五六、六九六	三五、六七九	三、七三四
	出	四、二二二、六一七	四七七、八一三	八三
	計	四、二七九、三一三	五一三、四九二	三、八一七
同（シベリヤ）	入	六、七三五、一八六	二、九三三、五一五	一、四三四、一〇六
	出	二〇、四四四、八一三	一三、四三八、二七四	一、九七二、三五七
	計	二七、一七九、九九九	一六、三七一、七八九	三、四〇六、四六三

第四目　江蘇貨物稅	六、一七七、一七二	六、三五五、五四七	—	一七八、三七五
第五目　江西貨物稅	二、二三六、九七七	二、六九七、〇二六	—	四六〇、〇四九
第六目　浙江貨物稅	一、六八七、九三四	二、〇三七、九三四	—	三五〇、〇〇〇
第七目　湖北貨物稅	三、二二三、二二七	三、八五三、三八八	—	六三〇、一六一
第八目　湖南貨物稅	二、三五二、四五六	三、〇六五、五八九	—	七一三、一三三
第九目　甘肅貨物稅	一、〇三三、二五九	一、一三三、二五九	—	一〇〇、〇〇〇
第十目　新疆貨物稅	二三二、一九七	五七二、六〇〇	—	三四〇、四〇三
第十一目　廣西貨物稅	一、四九七、六四七	一、四九七、六四七	—	—
第十二目　熱河貨物稅	一二八、五四〇	一五八、五四〇	—	三〇、〇〇〇
第二項　釐金	二、四〇二、五七四	三、八一一、一五七	—	一、四〇八、五八三
第一目　直隸釐金	五三三、九三六	八三〇、五〇二	—	二九六、五六六
第二目　山東釐金	二七五、八六四	三二〇、三四一	—	四四、四七七
第三目　河南釐金	四七八、一八九	五五八、九〇四	—	八〇、七一五
第四目　山西釐金	四四八、八四九	九二二、三八〇	—	四七三、五三一
第五目　安徽釐金	一、二一四、三九〇	一、四五九、三九〇	—	二四五、〇〇〇
第六目　福建釐金	一、四三〇、〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	—	一二五、〇〇〇
第七目　陝西釐金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇九八、二九四	—	九八、二九四
第八目　甘肅釐金	二七二、四〇〇	二七二、四〇〇	—	—
第九目　廣東釐金	四、五六二、一七九	四、五六二、一七九	—	—
第十目　雲南釐金	六四二、〇一五	六四二、〇一五	—	—
第十一目　貴州釐金	四七二、六一三	五三二、六一三	—	六〇、〇〇〇
第十二目　察哈爾釐金	七二、一四〇	五七、一四〇	一五、〇〇〇	—
第三項　百貨捐	五、七五九、〇五一	五、七三四、六一四	二四、四三七	—
第一目　奉天百貨捐	三、一二〇、一八二	三、四二〇、一八二	—	三〇〇、〇〇〇
第二目　黑龍江百貨捐	一、〇三〇、三五四	六七五、九一七	三五四、四三七	—
第三目　河南百貨捐	二五〇、五一三	二八〇、五一三	—	三〇、〇〇〇

項目別	八年預計數	五年議定數	比較 增	比較 減
第四目 安徽百貨捐	五三八、六〇〇	五三八、六〇〇	—	—
第五目 四川百貨捐	八一九、四〇二	八一九、四〇二	—	—
共計	三、九〇三、七〇六	四、二七〇、五四八	—	三、六七二、八四二
第五款 正雜各稅				
第一項 契稅	一、一二三、七六五	一、四五一、三九六	—	三、三二四、六三一
第一目 京兆契稅	二〇〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	—	六〇、〇〇〇
第二目 直隸契稅	七二一、八〇六	一、四六〇、〇七六	—	七三八、二七〇
第三目 奉天契稅	一、六八九、九八〇	一、四四六、九四七	二四三、〇三三	—
第四目 吉林契稅	七九八、〇七一	七九八、〇七一	—	—
第五目 黑龍江契稅	一七六、五九八	二一八、九三五	—	四二、三三七
第六目 山東契稅	二八〇、五一四	七二〇、〇〇〇	—	四三九、四八六
第七目 河南契稅	一、一七五、三三五	一、七五五、〇九一	—	五七九、七五六
第八目 江蘇契稅	三〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	—	三〇〇、〇〇〇
第九目 江西契稅	五〇、〇〇〇	二六三、七四四	—	二一三、七四四
第十目 福建契稅	一七八、八〇〇	三三九、八六一	—	一六一、〇六一
第十一目 浙江契稅	五一四、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	—	三六、〇〇〇
第十二目 湖北契稅	四五九、九〇九	一、〇三七、七六四	—	五七七、八五五
第十三目 湖南契稅	六〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇
第十四目 陝西契稅	三五〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇
第十五目 甘肅契稅	二五、三六九	一一三、五九九	—	八八、二三〇
第十六目 新疆契稅	一三四、三一九	二二〇、五八一	—	八六、二六二
第十七目 四川契稅	二、二三三、四一六	二、二三三、四一六	—	—
第十八目 廣東契稅	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—
第十九目 雲南契稅	一七七、二一四	一七七、二一四	—	—
第二十目 貴州契稅	一八九、一三〇	二〇〇、〇〇〇	—	一〇、八

第廿一目	熱河、契稅	三八、三〇四	四二、〇九七	一	三、七九三
第二項	牙稅	一、三六〇、七四九	二、二九六、八二〇	一	九三六、〇七一
第一目	京兆牙稅	八〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一	七〇、〇〇〇
第二目	直隸牙稅	二〇九、三二九	六〇三、七五一	一	三九四、四二二
第三目	奉天牙稅	一五九、八三四	五六、七五六	一〇三、〇七八	一
第四目	吉林牙稅	二四一、八〇〇	二四一、八〇〇	一	一
第五目	黑龍江牙稅	六八、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一	八二、〇〇〇
第六目	江蘇牙稅	二五一、二五七	二五一、二五七	一	一
第七目	福建牙稅	五一、九一四	六〇、〇〇〇	一	八、〇八六
第八目	浙江牙稅	九〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一	一一〇、〇〇〇
第九目	湖北牙稅	二〇、三六二	二二〇、三六二	一	二〇〇、〇〇〇
第十目	湖南牙稅	一〇二、九九〇	二三七、九〇四	一	一三四、九一四
第十一目	陝西牙稅	三〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇
第十二目	甘肅牙稅	一一、二〇六	二一、九二九	一	一〇、七二三
第十三目	新疆牙稅	六、〇三三	四、二五八	一、七七五	一
第十四目	四川牙稅	五三、二〇三	五三、二〇三	一	一
第十五目	雲南牙稅	四五〇	四五〇	一	一
第十六目	貴州牙稅	二、二二一	三、〇〇〇	一	七七九
第十七目	熱河牙稅	二、二五〇	二、二五〇	一	一
第三項	當稅	六九三、七三八	六七八、六〇八	一五、一三〇	一
第一目	京兆當稅	六、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	一
第二目	直隸當稅	一八、五六三	一八、五六三	一	一
第三目	吉林當稅	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一	一
第四目	黑龍江當稅	八四九	二、二〇九	一	一、三六〇
第五目	山東當稅	四九、二〇〇	六〇、〇〇〇	一	一〇、八〇〇

第六目 河南當稅	六、二二五	六、〇〇〇	—	—
第七目 山西當稅	三六、三一〇	三六、三一〇	—	—
第八目 江蘇當稅	三七、八〇〇	二、〇〇〇	—	—
第九目 安徽當稅	四、八〇〇	四、八〇〇	—	—
第十目 福建當稅	五〇、〇〇〇	四三、八六七	—	—
第十一目 浙江當稅	二五、〇〇〇	四五、〇〇〇	—	二〇、〇〇〇
第十二目 陝西當稅	五〇〇	一〇〇	四〇〇	—
第十三目 甘肅當稅	一五、〇七九	一二、三七五	二、七〇四	—
第十四目 四川當稅	一五、六二一	一五、六二一	—	—
第十五目 廣東當稅	四〇三、三〇九	四〇三、三〇九	—	—
第十六目 雲南當稅	二、五九〇	二、五九〇	—	—
第十七目 貴州當稅	七五〇	八二三	—	七三
第十八目 熱河當稅	三、三一六	三、三一六	—	—
第十九目 綏遠當稅	一、七八五	一、七八五	—	—
第二十目 察哈爾當稅	二、〇四一	二、〇四一	—	—
第四項 牲畜稅	一、〇七一、五二七	一、六六七、四三七	—	五九五、九一〇
第一目 奉天牲畜稅	四六八、一七三	四六五、八六四	二、三〇九	—
第二目 山東牲畜稅	二三〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	—	三八〇、〇〇〇
第三目 山西牲畜稅	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	—	—
第四目 安徽牲畜稅	五〇、〇〇〇	—	五〇、〇〇〇	—
第五目 甘肅牲畜稅	八〇、二〇〇	三四三、九六〇	—	二六三、七六〇
第六目 熱河牲畜稅	五三、一五四	五七、六一三	—	四、四五九
第五項 屠宰稅	三、〇四一、一八六	三、四八六、六三一	—	四四五、四四五
第一目 河南屠宰稅	六〇、〇〇〇	—	六〇、〇〇〇	—
第二目 山西屠宰稅	二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	—	八〇、〇〇〇

科目				
第三目　安徽屠宰稅	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇
第四目　江西屠宰稅	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	—	—
第五目　福建屠宰稅	三〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	—	二〇〇、〇〇〇
第六目　浙江屠宰稅	二四〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	—	六〇、〇〇〇
第七目　湖北屠宰稅	二五二、七六六	三〇〇、四〇〇	—	四七、六三四
第八目　四川屠宰稅	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	—	—
第九目　廣東屠宰稅	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	—	—
第十目　雲南屠宰稅	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	—	—
第十一目　貴州屠宰稅	九八、七六八	一一二、〇六八	—	一三、三〇〇
第十二目　熱河屠宰稅	一五、三七九	一〇、八〇〇	四、五七九	—
第十三目　綏遠屠宰稅	四五、九一〇	四五、〇〇〇	九一〇	—
第十四目　察哈爾屠宰稅	八、三六三	一八、三六三	—	一〇、〇〇〇
第六項　鑛稅	一、二六四、三五二	—	一、二六四、三五二	—
第一目　直隸鑛稅	四六〇、〇六九	—	四六〇、〇六九	—
第二目　奉天鑛稅	三九四、七六九	—	三九四、七六九	—
第三目　黑龍江鑛稅	二八二、〇七二	—	二八二、〇七二	—
第四目　山東鑛稅	二八、六七五	—	一八、六七五	—
第五目　河南鑛稅	一五、四八九	—	一五、四八九	—
第六目　江蘇鑛稅	五、七八七	—	五、七八七	—
第七目　安徽鑛稅	七、一六七	—	七、一六七	—
第八目　江西鑛稅	二〇、六一六	—	二〇、六一六	—
第九目　福建鑛稅	一、三〇〇	—	一、三〇〇	—
第十目　湖北鑛稅	三、五〇〇	—	三、五〇〇	—
第十一目　湖南鑛稅	二四、六一七	—	二四、六一七	—
第十二目　貴州鑛稅	二六、二〇〇	—	二六、二〇〇	—

第十三目 阿爾泰鑛稅	四,〇九一	—	四,〇九一	—
第七項 茶稅	一,九四一,四六二	二,五一七,五八三	—	五七六,一二一
第一目 安徽茶稅	六六〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	—	四〇,〇〇〇
第二目 江西茶稅	一九九,〇五八	一九九,〇五八	—	—
第三目 福建茶稅	三七六,三四〇	六七六,三四〇	—	三〇〇,〇〇〇
第四目 湖北茶稅	一九一,六七四	四二七,七九五	—	二三六,一二一
第五目 陝西茶稅	一〇,四四三	一〇,四四三	—	—
第六目 四川茶稅	三二一,六〇八	三二一,六〇八	—	—
第七目 雲南茶稅	三二,三三九	三二,三三九	—	—
第八目 川邊茶稅	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	—	—
第八項 糖稅	七二五,八三四	八八九,三〇二	—	一六三,四六八
第一目 安徽糖稅	五,〇〇〇	一〇,二九〇	—	五,二九〇
第二目 江西糖稅	一〇九,一一五	一五九,一一五	—	五〇,〇〇〇
第三目 湖北糖稅	一六四,〇八三	二七二,二六一	—	一〇八,一七八
第四目 陝西糖稅	五,〇〇〇	五,〇〇〇	—	—
第五目 四川糖稅	四四二,六三六	四四二,六三六	—	—
第九項 漁業稅	一九七,一九三	一八七,一七九	一〇,〇一四	—
第一目 奉天漁業稅	五七,三三一	五四,三二八	三,〇〇三	—
第二目 黑龍江漁業稅	一一,一五七	四,一四六	七,〇一一	—
第三目 廣東漁業稅	一三八,八〇五	一三八,八〇五	—	—
第十項 木稅	二二二,一六四	三七二,一八四	—	一五〇,〇二〇
第一目 吉林木稅	二一四,五五〇	三六四,五五〇	—	一五〇,〇〇〇
第二目 新疆木稅	三,二六四	—	三,二六四	—
第三目 貴州木稅	四,三五〇	七,六三四	—	—
第十一項 包裹稅	一九,〇〇〇	八,〇〇〇	一一,〇〇〇	—

第一目　河南包裹稅	六、〇〇〇	—	六、〇〇〇	—
第二目　山西包裹稅	八、〇〇〇	八、〇〇〇	—	—
第三目　陝西包裹稅	五、〇〇〇	—	五、〇〇〇	—
第十二項　雜稅	三、〇〇二、四二四	二、六二六、四二六	三七五、九九八	—
第一目　京兆雜稅	四〇〇	二、六二四	—	二、二二四
第二目　直隸雜稅	二九三、五八〇	二九三、五二八	五二	—
第三目　奉天雜稅	九、五〇〇	六、八九七	二、六〇三	—
第四目　吉林雜稅	五五四、五四七	三七一、〇〇五	一八三、五四二	—
第五目　黑龍江雜稅	三一、二九九	一四、九六六	一六、三三三	—
第六目　河南雜稅	七七四	四一、〇五六	—	四〇、二八二
第七目　山西雜稅	六、四一三	六、四一三	—	—
第八目　江西雜稅	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	—	—
第九目　湖北雜稅	七六、一〇九	一四二、五二八	—	六六、四一九
第十目　甘肅雜稅	三五四、九七三	一五、七七五	三三九、一九八	—
第十一目　新疆雜稅	一四七、七八九	二〇四、三四七	—	五六、五五八
第十二目　廣東雜稅	八三一、六六〇	八三一、六六〇	—	—
第十三目　廣西雜稅	四四二、一六三	四四二、一六三	—	—
第十四目　雲南雜稅	五六七	五七六	—	—
第十五目　貴州雜稅	二六二	—	二六二	—
第十六目　熱河雜稅	三七、六七〇	三七、六七〇	—	—
第十七目　察哈爾雜稅	一、四一四	一、四一四	—	—
第十八目　川邊雜稅	九三、二九五	九三、八一四	—	五一九
共計	二四、八三二、三九四	二九、二四七、五六六	—	四、四一五、一七二

雜錄

米人上海商業會議所會頭演說（下）

對支計畫のプログラム

米國貿易が他の列强と同樣に、支那の開發に付き機會均等の下に置かるゝが爲には、吾人は遲滯なく此點に就き攻究し決定せざる可らざる、次の問題を明にせざる可らず、蓋し此點に就ては既に我米人商業會議所月報紙上に報告したる所にして、此に再び此點に關し吾人の勢力を擴張せんが爲め、特に議員諸氏の注意を拂はん事を欲するものなり。

（一）米國が支那に對して米國資本を放資する事、米國市場に於て支那諸證劵の買入を爲す等の物質的性質のものは、借款に因りて支那貿易が發達すべき理由により、之を奬勵するの極めて心要なる事。

（二）米國は適當なる米國船舶の供給を爲し、太平洋に於けると同じく長江に於て之が便利を期する事。

日本は太平洋貿易に優勢を來したるは、其輸送に對し日本船舶に米國が之が委托したるものにして、米國貨物に對する米國船舶は支那に於ける米國貿易の發達の根源にして太平洋に於けると同樣揚子江に於ても亦之を包擁せざるべからず、日本船舶は米國貨物を神戸港に於て積換へる爲めに荷揚を爲し、屢惡意を以て米國貨物の支那に着するを後らし、時としては貨物の損害を來たし、或は品不足の事屢行はれ、又法外に高價なる積換による費用を加算せるに拘はらず、之が爲めに毫も説明する事なかりしなり、此關係に於て米國貨物は米國船にて輸送し、其運賃も歐州各港より上海に向ふ船舶と同樣に、適當なる運賃率の下に輸送せしめ、以て太平洋に於て米國貨物を輸送する日本船舶と競爭し得る事。

以上米國船舶は太平洋に於て優勢を期すると同時に、長

江に於ても亦各列强の上に優勢を期せざる可らずとの會頭の演說に對し、會頭自身は自ら船舶業者なるが故に、米國人の立場として然か論斷するは去る事乍ら、Shipping and Engineering 紙は、其社說に於てロバート氏の計畫實行不可能なるを以て指摘し、且長江に於ける米國汽船の現狀を述べて曰く

今長江出入船舶貿易の報告に就て見るに、太平洋を經由し米國より輸入し來れる貨物並に長江沿岸より積出さるべき米國向貨物は、全く外國船に依らざるべからざる事は明白なり、今昨年度の報告に就き十月より十二月に至る三ヶ月間に於て、漢口に出入せる船舶總噸數百十三萬八千六十八噸の內、米國船は其八厘即八千八十八噸にして、日本國旗の下に出入せる船舶は其三割一分、英國船は四割一分九厘なり、此の如き一分にも足らざる僅の船舶が只一會社の船舶即スタンダード會社が特殊貿易として石油の輸入を代表したるのみにて、米國船として一般輸出入の爲長江に出入したる一船舶もなくして、太平洋より來れる貨物又は上海より米國に向けらるゝ貨物の如きは、悉く米國船以外の船舶に依らざる可らざるなり、然のみならず米國國旗の下に長江に於ける斯の如き船舶に依り石油を輸出し、又一般貨物の輸出さるゝものに不拘、吾人は此地方に對し其報告を檢するに、昨年九月より十二月に至る三ヶ月間に於ける米國船舶の最高率は、宜昌に於て英國が四割六分七厘、日本四割二分なりしに對し、米國は僅に其四分二厘に過ぎず、而して一九一七年同期に在ては英國四割一分三厘、日本三割三分四厘なりしに比し、米國は三分六厘なりしに過ぎず、宜昌以外長江各港に就て見るも、米船は僅に百分の一以下に過ぎずして、蕪湖の如きは以上兩年期共米船の入港したるものなし、而して各港總計の上より之を見れば英國四割八分、日本支那二割二分の割合にして、米國船舶としては僅にスタンダード石油會社の長江貿易に當るものゝ外之を見るを得ざるなり。

次に「ミラードレビユー」紙は從來米國より輸入の貨物が神戶港に於て故意に積換へられ、破損甚だしく、又支那到着を惡意に延期せしめたりとの「ロバート」氏の公言を引用し、此際日本貨物に代ふるに米國品を以てすべく勸說し、昨年度の日本品輸入表を揭げ其次項に左の如く言へり。

米國輸出者は米國積出支那向貨物が神戶に於て積換をなし、船會社は之を投げ卸しをなし、支那向として積入まるゝ事を注意せざる可からず、米國輸入貨物に對し屢々苦情起り、日本船會社は米國貨物を亂暴に取扱ひ著しき損害を及ぼし、必要もなき積換と理由なく積出を延期せしめたり、若し支那に於て米國品にして日本品に換るものとし、之を日本船舶によるものとせば、米國貨物はより以上の損害を蒙り、到着期日を延着され、從て費用も亦大に增加すべし、故に是等事情の下に米國輸出業者は、支那向貨物は日本船以外の船舶に積むことゝすべく若し米國品にして速に適當の條件にて到着せば、支那商

人は日本品以上の高價を支拂ふも喜んで之を取扱ふべしとは、目下當地一般支那人の意見なり云々。

(三)米國の銀行業者は銀爲替を取扱ひ、又支那商工業の企業に參與する事は、米國貿易の發展に必要なる事、從來支那に於ける各銀行は殆ど全く爲替事務を取扱ひ來れり、而も今後は新支那の商工業の要求に依り、資本及機關を必要とするに至れり、支那に於ける工業的企業に於ける米國の財團は米國貿易擴張の源泉なり。

(四)若し米國商社が支那に對し營業する爲め、機關として他國民との競爭に打勝たんとする場合には、聯合團體に對し聯合契約書の下に、所得税及其他の對本國諸税を賦課せざる事を必要とす、現在香港の英人諸會社は香港政廳の制令により、其本國に對し納税の義務を有せず。

(五)外國に於て米國新聞事業の必要を感ずる事は米本國内に在ては困難なれども、若し米人にして二三年間支那に居住せんか、米國よりの報道にして他國を經由して支那に到着する通信は、屢誤謬あり、且支那に對し米國の商人に不利益なる如くに修正せられたるものなる事を曉るべし、今日既に米國の利益を擁護せんが爲め尤も有力なる新聞の經營されたるものあり、然れどもこは主として軍事上の目的に出でたるものなれば、特別の企圖なくんば數ヶ月を出でずして廢刊するに至るべし、尙此外漢字新聞の計畫に盡瘁中にして、米國の利益を增進すべき大事業の計畫中なり、其は本國人に對して熱誠なる援助を乞ふ所にして、此援助は必ずや米支貿易の增進を齎現し之に報ゆる所あるや必せり

(六)北京に支那言語及風俗を習得せしむる學校を設け一百名の米國青年を入學せしめ、二ヶ年間の修業程度として一ヶ年一千弗の學費を支給し、米國領事又は支那にて官公事務を處理せる人々より政府の爲め是等學生を選拔し、卒業後は支那に於ける米國人經營の諸會社又は其の他の申込に對し他の事業界に活動せしむる事、是等の學生にして歸國せるものに對しては、本國に於ける支那事業の敎育に當らしむる事。

(七)若し支那に於ける米國貿易が支那の開發に伴ひ、增進するに至らば、米本國の專門學校高等學校が現に歐洲諸國の地理歷史商業等の科目を課する方法を取るべきなり。

(八)米國政府は北京公使館護衛兵として、二百名幷に天津に一個聯隊を駐屯せしむる事、是等の兵士は支那に於て事業に從事し、支那を研究せん事を欲し又之を爲すに適する者の內より、選拔審査し、其勤務の餘暇之が選擇並に機會を與へ、以て其目的の爲に特設されたる學校に入學せしめ支那の言語風俗を習得せしむる事。

(九)米國政府は支那商業の樞要なる中心地に於て、領事館設置の爲め、土地を買收して領事館を建築し、建物は全部米國式により米國の材料を以て米國建築風によるべく、上海に於ては米國總領事館、米國裁判所、米國郵便局、米人商業會議所及米國財務分局等を設置し、更に米國製機械其他米國製品の陳列室を別に設置し、又米國人の會合幷に米支兩國機關の會議室を有する一大公會堂を設くる事、此等の建物は凡べて米國式建物とし、出來得る限り米國材料を

使用し、總て米國製の最良品を使用する事、是れ蓋し支那人は現今泰西の物質幷に思想を吸收するに頗る熱心にして米國領事館の建設に就ても、亦同樣に此傾向に適するものにして米國の立脚地を建設する上に偉大なる効力あるや必せり。

(十)列國の利權を包含せる支那鐵道は、宜しく之を統一して政治的意義を去り、以て商業化せしめざる可らず、こは勢力範圍と稱する煩雜なる領域を除去するものにして、現今の勢力範圍なるものは軍事上の主義を確保して、支那に於ける米國の企業擴張に矛盾し支那の既定の發達を阻害するものなり。

(十一)現在各國の特權の保護の下にある支那各開港地は、之を列國の共同管理とするに非ざれば、米國の利權が支那政府より確保せる所の米國貿易の利益に必要ならず、同樣に米國人及米國商社の居住及管理に就き、同樣性質の必要なる租借地を設くる事。

(十二)支那に駐屯せる各國軍隊は、千九百年の議決案に據る外は、全部撤退せしめ、總ての勢力範圍を芟除し、門戸開放機會均等の主義を實行すべし、是れ米人が他國人と競爭せんとするには、機會均等の上に築ける基礎は、米國對支貿易擴張に最良の保證たればなり。

(十三)現在の太平洋海底電線は、米國の極東貿易に之を利用する事必要なり。而して太西洋に十一線あるに比し太平洋に一線のみにては、時に斷線等の故障起り、料金比較的高きを以て米國より布哇及比律賓を經由し、支那沿岸との直通線を設け、他の太平洋無線電信と聯絡を取り、料金は現在の半額とする事是なり、是れ米人が他の歐亞商人との競爭を容易ならしむるものなり。

以上數項に亘り述べたる提議の外、更に支那貿易促進に就て、一般的競爭を便益にする緊急事項あり、即ち支那と列國間に存する治外法權に關する協約に於て、米國及歐洲人は、單に通商港に限定されたる事にして、此制限は支那に於て貿易商業に從事する、總ての國民に適用さるべきものなるも、支那内地に根據を有せる或國民の爲め絕えず、横暴の取扱を受くる事、屢々にして、米國政府は宜しく支那に要求するに、米國商人は支那内地何れの地たりとも他の外國人の行き得る所は、米國商人も亦内地雜居を許されざる可らざる事とすべきなり、故に刻下の緊急問題は支那の門戸開放にして、米國人及歐洲人に對する不必要なる制限は、直に撤廢せざる可らず、支那外國貿易總額を見るに瑞西對外貿易總額と比して超過せざるの事實は、支那が外國實業家の適當なる活動すべき上に加へたる制限が、全く無用なる事を示すものなり、他方に於て支那が經濟的發達を遂ぐる上に、最も必要なる輸送機關の缺如せる事なり、支那は米國の領土に比して更に大なる面積を有し、人口亦米國の四倍を有し而も其鐵道は僅に七千哩に過ぎず、即ち僅に合衆國内の數州の境界内の哩數以下にあり、更に又支那は現今の有害無益なる勢力範圍を除き、或は之を緩和するに非ざる限り、到底近代的鐵道組織を有せざるべし、支那各種の鐵道は之を列國專門の管理に移して歸一するに非

ざれば、支那の發展は遂に阻害さるゝ事となるべし、支那に更に施設せらるべき問題は、本年五月巴里に於て開催せられたる對支借款問題に對する銀行團の認めたる代表的の會合により米國政府の發表したる要求即ち組合銀行團の認めたる重要なる提議は次の如し。

一、支那に對する今後の借款は之を合同にし、政府は之を保證する事なく、而して支那の如何なる主權をも害する事なし。

二、支那或は各省に對する將來の凡ての借款は總て銀行團に依りて之を行ひ、之が責任は關係銀行に於て各負擔する事。

三、將來列國は支那特種地域に於て特種の優越權を有する事なし。

此關係を說明する銀行組合の組織は主として、大部分米國及英國の財政家實業家によりて爲されし事は秘密にあらざるなり、若し此の組合銀行にして支那に於ける是等利害を攻究して行ふ事ともなり、又行はざる可らずとせば、支那は之に依て次の兩三年間に於て大に發達すべきや明かなり、支那に於ける施設に對する此種の計畫の最も適當なるは、支那有力なる政治家が支那の發達に於て寬大なる外國人の助力に依賴する所多き事實なり、只不幸にして政治上の紛爭未だ熄まずして、和議未だ成らざるも、近き將來に於ては必ず其愛國心に訴へ、各自主張を犧牲として合一するの機會到來すべきを信ずるものなり、今や支那も今次の戰爭によりて、世界の仲間入をなしたれば、今後大に發達に注目すべきものあるべし吾人は前已に言へるが如く、米支兩國實業界の間に常に有情的關係が存在し、米國は引續き支那と提攜し支那も亦吾人と握手して經濟提攜を爲さんとするものなり云々。

支那改造問題決案（三）

ウッド、セッド

第三　支那に於ける列强特權の拋棄
一、特權拋棄は改造實行の要件　二、鐵道に關する勢力範圍の撤廢
三、租借地の還附　四、管理に對する列强特權の拋棄
五、特權拋棄と門戶開放　六、結論

第三　支那に於ける列强特權の拋棄

一、特權拋棄は改造實行の要件

吾人は前項結論に於て、支那が改造完成の期間内に於て

其各部行政に對する管理指導を外人の手に委するに先だち列强は各自其誠意の存する所を支那に對して披瀝すべきものなることを指摘したるが、是れ即ち支那が過去に於て其内政に對する外人管理の結果として、幾多の苦き經驗を見たるが爲にして、此際更に改造完成の爲に外人の管理を提議し、支那をして之を受諾せしむるには、即ち外人に於て衷心支那の改造を希望して他意なく、從つて改造計畫進捗し支那が獨力を以つて之を完成するに十分なるに至るときは之を解放し之をして完全なる獨立を囘復せしむべき意向を有するものなる點を、明確に理會せしむることは即ち、絶對的必要なりと思惟す、蓋支那は其過去に於ける外人管理の結果に懲りたるものなるが故に、此點に關し明確なる了解なき限り、其行政各部に於る外人の數を增加するが如き改造計畫の提議を受諾するが如きこと、萬之れなかるべきを以つてなり。

而して此の如き改造に對する外人誠意の標徵は即ち列强が現に支那に於て享有する政治上又は經濟上の特權の拋棄を措きて他に之を求むることを得ず、加之列强が此種政治的又は經濟的特權を享有することは、其支那に於ける正當なる商工業上の利益の保護の爲に、絶對的必要條件にあらざるを以つて之を拋棄すること亦決して至難にあらざるべし而して列强の拋棄すべき此種特權の主なるものを列擧すれば左の如し。

一、鐵道の敷設及鑛山の採掘に關し列强が要求保有する所謂勢力範圍の拋棄。

二、支那各地方に在る租借地の還附と、外國領事裁判權の内地に於ける擴張の撤廢。

三、稅關、鹽務、郵便其他行政各部に於て特定國家が享有する傳統的特權の拋棄。

四、列强が各地方の鐵道に對して有する政治的又は軍事的特權の拋棄。

惟ふに列强をして其享有する此等特權を悉く拋棄せしむるは、一見極めて過激にして極端なる計畫なるが如く思惟せらるれども、其由て來る所を稽へ其結果を慮るときは、却つて其然らざるを知るべし。何者若し列强にして、直に支那の領土保全を顧念し、其鞏固なる政府の確立を希望し從つて開放されたる支那市場に於ける自國の正當なる商業的利益の發展を希求し其以外何等の野心なきものと假定せば、其支那に於て從來享有する利己的政治上の特權を拋棄し、世界の市場としての支那の開發を助長することに由りて自己の利益を寸毫も毀損する所なく、却つて之を增進するに至るべきは自明の理たるを以つてなり。

二　鐵道に關する勢力範圍の撤廢

之を鐵道敷設に關する列强の政策に見るに、從來彼等の均しく執り來りたる所謂勢力範圍の劃定は即ち、鐵道の敷設に關し、其相互間に於ける國際的紛爭を防止せむが爲に執り來りたる政策にして、即ち此政策に依りて、各國は鐵道の敷設經營に關し、全然排他的ならずとするも、兎に角優先權を享有行使し得べき地域を、相互的に劃定し來りた

るものにして、此政策實行の結果として、一面支那に於ける鐵道の發達は過去に於て、著しき障礙を蒙り、他面之が爲に大膽なる二三列强國をして、支那の一地方に對し、政治上の地歩を獲得せしむるが如き機會を與ふるに至りぬ。是を以つて今日支那に於ける鐵道は一方國家内の各地方を連絡して國内の統一を助長すること能はず、却つて國内分離の勢を促進せしむるの傾向を有すに至り、他方に於ては新に鐵道の敷設を計畫するものある場合に於て、其優先權の獲得あるや否に關し、列强資本家の間に爭議を惹起するを常とす。

而して此の如き鐵道に關する各國の特權は之を如何に處分すべきや、即ち鐵道問題の解決方法は、極めて困難なる問題にして、今後更に項を逐ふて評論するを要すること勿論なりと雖も、吾人は其公平妥當なる唯一の解決方法は、乃ち鐵道の國際管理に於てのみ、之を求め得べきものあることを茲に結論せむとす。

三　租借地の還附

現今列强が支那各地方に於て享有する租借地なるものは孰れも彼等が强制手段に依りて支那より之を奪取せるものなるが、其法律上の地位は即ち、支那の主權の行はるべき領土内に於て、彼等の國家の實際上の主權を設定せる地域を形成するものにして、道義の觀念より見れば之を認容すること能はざるは勿論、其支那國民の列國に對する友誼心乃至は信賴心の増進を阻害すること極めて甚しきものあり。

而して如の如き租借地の處分方法は極めて明白なり、即ち遲滯なく之を支那に還附するを以つて最良の策となす、但其之を還附するに當りては支那をして此等地方に於ける外國人の居住營業に關する權利を、正式に承認せしむるを要すべく、且必要なる場合には、特に外國人の居住及營業の便宜の爲に支那をして此等地方に於て、共同居留地を設定せしむるが如きは、還附に伴ふ適當なる條件たるを得べし、而して此方法に依り還附を實行すべき地域は即ち、威海衞、九龍、廣州灣、靑島、關東州半島等に於ける各國租借地にして、此外支那開港場に於て現に各國が有する所謂專管居留地の如きは、之と同時に悉く之を共同居留地に變更するを要するものにして、是れ即ち如何なる列强と雖も支那に於て如何なる種類の領土的特權をも享有するの意圖なきことを、内外に對し宣明するの方法たるを以つてなり。

四　管理に對する列國特權の抛棄

支那の行政各部に於て各國が傳統的に享有し來れる利害關係の處分方法に就いては、此等各部に於ける外國人の管理が、一定期間を限りて行はるべきものなる點に鑑み、其進退昇進は從來に於けるが如く國籍の如何に依ることなく、專ら其效績に依りて之を決すべく、以つて外人管理能率の増進を期すべきものとす。惟ふに外人管理制度の實施に就き第一に改革すべき點は即ち各國が其對支政策の沿革に基き、夫々各部に於て現に有するが如き、傳統的管理權

の拋棄にして、例へば今日總稅務司及稅務司は英人なるを要し、總郵政司は佛國人たるを要すと云ふが如く各國皆各部に於ける利權を壟斷するに於ては、外人管理は却つて支那の改造を阻礙するの結果となるべし。

五　特權拋棄と門戶開放

吾人が上述せる計畫を實行する結果として、利權を喪失すること、最も多きものは蓋英日の二國なるべしと雖も、列强にして能く其一時的の損失を隱忍し、其支那に對する政治的野心を永久に拋棄するものとせば、從來動もすれば閉鎖せられたりし、支那の門戶は眞に開放せられ、爲に其貿易の進步駸々として止る所を知らざるものあるに至るべし。蓋此計畫は即ち支那に於ける門戶開放政策を實現し得べき唯一の方策にして、尙列强が今後依然として、其利己主義に基く政治上並領土上の特權を要求行使するに於ては所謂支那の門戶開放は永久に空文たるに過ぎざるべく、其實現を見むこと猶百年河淸を待つの感あるを免れず。

之を事實に徵するに、日本外相は支那に於ける門戶開放主義の實行に就き堂々たる宣言書を發表せしこと一再に止らずと雖も、事實の常に之を裏切りつゝあるは、世人が常に經驗せし所なるべし、即ち日本の所謂山東省及滿洲に於ける門戶開放とは、特別の意義を有するものにして、乃ち此等地方に於ける門戶は日本人に對してのみ開放せられ、其他の國民に對しては堅く之を閉鎖するの謂なるを知る。

更に這般の大戰中に於て吾人は、英國の要求する所謂鐵道に關する勢力範圍の結果を經驗せしことあり、即ち當時合衆國資本家が支那政府に對し成都より京漢線の一地點に至るべき重要なる鐵道の敷設に關する契約を提議せしが、英佛二國は其該地方に於て設定せし勢力範圍を理由として之に反對し、爲に合衆國資本家は此計畫を中止するの已むなきに至りぬ、而して此鐵道は即ち西部支那の富源地方を連絡するものなるが故に、其有望なるは世人の均しく認むる所なるが、英佛二國の資本家は、何人も今日之を敷設すべき計畫を有せざるに拘はらず、此等地方に於ける優先權を理由として、之に反對せるものにして、彼等にして今後猶依然として此主張を固執するものとせば、支那に對して極めて有利なる此種企業を永久に抑制するに至るべく、此の如き不法不當なる結果は即ち、所謂鐵道に關する勢力範圍の劃定あるに因るものなり。

六　結　論

列强にして若依然として其旣に獲得せる政治上の特權を保有し更に其獲得の爲に競爭を繼續するものとせば、之が爲に支那の發達を阻害すべきは勿論各國競爭の結果は即ち東洋に於ける危機を促進せしめ、遂に這般の大戰の如き戰禍を免ること能はざるものあるべし。加之此の如き列强の政策は支那の識者をして常に支那に對して友誼を强要するが如き傾ある此等列强の誠意に付き疑惑を懷抱せしむるに至るべし、何者彼等は、列强の政治的特權の保有及其獲得の競爭は到底其常に聲明する正義公平なる政策の支持、又

は對支野心の否認と、調和する能はざるを以つてなり、是を以つて列強の支那に對する政策が依然彼等の利己心に支配せらるる以上は、支那國民が其所謂野心なき友誼的態度の宣明に對し、衷心之に信頼すること能はざるは、正當にして且當然なりと云はざるべからず。

由是觀之列强に於て其保有する各種の政治的領土的特權を拋棄するは一見極めて多大の自己犧牲を賭するが如く思惟せらるれども、結局に於ては却つて其利益を增進するの結果となるべし、蓋此方法に依るときは、列强の友誼に對する支那國民の疑惑を氷解せしむることを得從つて支那が其改造完成の期間内に於ける外人管理を受諾するに付き重大なる困難を除去することを得るを以つてなり。

而して此種列强の特權の拋棄は極めて困難なる問題なるべく、特に鐵道に關する列强の特權を拋棄せしめ、之を國際管理に移すこと、換言すれば外人監督の下に於ける鐵道國有制度の確立は、最も重大なる問題なるを以つて次項以下之を論究すべきも、而も此問題にして解決する能はざるものとせば、列强は其從來に於ける聲明に關せず、其對支政策の眞意は即支那國民の隆盛福祉の增進に存せずして、却つて利己主義の充實に在るものなりとの非難を免るべからざるべし。

寄贈書目錄

書名	寄贈者	號數
滿州に於ける通貨事情	外務省通商局	
大亞	其會	八月號
通商公報	外務省通商局	自六四五號至六四八號
特許公報	特許局	三二八號 三二九號
地學雜誌	中國地學會	一七八號
月報	小樽商業會議所	一二六號
上海經濟時報(交換乙)	其社	自六九號至七〇號
滿蒙經濟時情	關東都督府	二一號
實用新案公報	特許局	自五六四號至五六五號
水交社記事	水交社	七號
大陸工報	興亞技術同志會	六二號
Helald of asia	ヘラルド社	二十一號 二十二號
南標公報	特許局	四五六號 四五七號
東洋經濟新報	其社	八五九號
新着書	丸善株式會社	四八號
貿易	其社	八號
大日本紡績聯合會日報	大日本紡績聯合會	三二三號
日華公論	其社	一號
會報	熊本海外協會	八號
月報	青島實業協會	十九號
上海日本人雜穀肥料同業組合	上海日本商業會議所	二回
法學論叢	京都法學會	二號
滿蒙研究彙報	其會	四一號
山林彙報	農商務省山林局	八月號
東洋經濟新報	其社	八六〇號
月報	奉天商業會議所	八〇號
岐阜商報	岐阜商業會議所	六六號

彙録

山東問題論議末だ終熄せず

講和會議に於ける重要問題の討議も、今やその終局に近かんとし前途に對し暗澹たる觀察を懷抱する人々は、何れも自己の偏見又は獨斷によつて、種々なる揣摩臆測を逞ふして評論界は幾多の流言浮説によつて滿たされたり。

種々なる問題中、その多くは解決せられ、現時の錯綜せる事實も、正に處理せられんとしつゝあるは眞實なり。かの長く暗澹たる狀態に在りし世界問題を調理せんとの努力は何れに對しても、滿足を與ふる能はざるところにして、そは既に、講和會議の初めに於て現はれたる現象なりとす然れども、大體に於て、各國講和使節の事業が、その數週間以前の狀態より漸次良好なる完成に近からんとする徵候あるは認知するを得るところなり。

目下、最も論議の中心たる問題は即ち伊太利のフユーメ事件に關する不滿と、山東問題に於て獨逸の有せる權利を日本に讓渡すべしとの三頭會議の決定これなり。維遜大統領は、特に山東問題の協定に對し承認を與へたりとの點に關し、諸方面より論評されつゝあり。

支那講和委員に依つて發せられたる抗議書は、當地の人心に深き感動を與へたるは疑ひなきところにして、山東問題の決定は、將來合衆國元老院の講和條約批准の際に於てこれに反對する重大事項なるべしとの意見、當地に於て一般に行はれつゝあり。

伊太利は、支那問題に關する決定を大に珍重し、これ伊太利の提出にかゝるフユーメ問題の處分案と全然矛盾するものなりとし、伊太利に對する待遇が、他の與國に對するより輕視されたるに由るとの意見伊太利人間に盛んなり。

日本は講和會議に對し、伊太利の轍を覆まんとするが如き威嚇をもつて臨み、列國はこの日本の態度に對し、恐悚せり。若し、表面の事實に就き批評せんとするものあらば、何人もかの首相オルランドが、維遜大統領の態度に對し、一の陳述書を遺して、羅馬に向け巴里を去りし以來、伊太利人の憤懣の未だ全く去らざるを認むなるべし。

日伊兩國の領土獲得の主張をなす根本理由は、即ち英佛をして此度の窮地に陷らしめたるかの秘密條約に起因するものにして、これ兩國委員の講和會議に於て焦心苦慮せるところなり。

然しながら、この秘密條約が、講和會議の首領連に依り採擇せられ、これが爲め如何なる困難なる問題を惹起することあるも、最早時代は轉過して、秘密條約の古き時代の過ぎたるは、最も明白なる事實なり。而して國際聯盟規約に於て、將來締結せらるべき國際間の諸種の條約は、公表すべしとの明白なる規定あるのみならず、過去數週間に於ける種々なる事件は、世界の政治家に對し、かくの如き協定は最も困難なる紛糾を惹起するものにして、各國の友誼的關係を支持するに害ありとの觀念を、痛切に感せしめた

るは疑なき事實なりとす。

支那に於ける獨逸の權利を日本に讓渡すべしとの、三頭會議の決定に對する批評の一は、即ち講和會議が、前以て日本より山東省の領土的並びに政治的權利を支那に讓渡すべしとの保證を得ざりしは、重大なる失敗なりとなす說これなり。この論據の正當なりや否やに就きては、尙ほ議論の餘地あるところなりと思惟す。日本は、既に將來山東省に於ける支那の領土的政治的主權を支那に還附すべしとの眞面目臭き聲明をなせり。この約束を履行すべき時日に關しては、何等の規定を設けざるも、少くも日本がかゝる制限を自ら設けて、これを明言せる以上、日本の誠意の反映と觀て差支なからん。然れども、この提案を是認したる聯合國政治家は、啻に文明國としての日本の名譽ある義務的觀念に信頼したるのみならず、若し將來何時迄も、日本がその義務を遂行せざることあらんか、世界の輿論は日本を驅つて、その約束の履行を强制すべきことを信じたればなり。

此等の事實を綜合して考察する時、かのジオンヘイ氏の千九百年七月三日、一新紙に發表したる意見の、正に實現せんとしつゝあるを語るものなり。彼の意見に從へば擧匪事件に共同作戰したる凡ての國家は、支那の政治的、領土的保全を保留すべき確證をなすべしと云ふにあり。

この十九年以前に於て、國際問題に關して公表せる力ある論文の結果、一の世界的輿論形成され、當時の支那帝國の開發に從事しつゝありし獨逸と露西亞を慚愧せしめ遂にその意圖を撤回するの已むなきに至らしめたり。

（一九一九年五月六日紐育タイムス）

山東問題の決定と米國の輿論

華盛頓　五月三日發

上院議員ジオンソン氏（加州）は、今夕一の報告を發し、山東省に對する日本の主張を承認せる講和會議の決定は、かの無援孤立の地位に在る國民をして桎梏に泣かしむるが如きものにして、今回の國際聯盟が、果して將來幾何の効果を齎すを得べきかに對し、好箇の具體的證明なりと論じ、更に下の如く論及せり。

「一週間前、ウイルソン大統領のあらゆる秘密條約に對し非難せる宣言は、幾多の陰謀と、奸策とに滿てる講和會議の暗雲に、一道の光明を與へたる觀ありき。而して、彼の通信員は、吾人に語りて、如何に彼が伊太利の秘密條約及び更に不善なる日本の秘密條約に對し、斷乎として反對せるかを詳言せり。而して、進步派の共和黨員は、彼の大膽なる宣言に狂喜し、假令伊太利の公衆に對し發せし言なりとは言へ、極めて熱烈に大統領の態度を賞讃せり。實に當時の狀態は吾人が常に高唱し來りし、弱小國民に對する民族自決、正義の主張を一般人類に一の試驗問題として提示したりし觀ありき。

然るに計らずも、同週間の中に、日本は人種差別撤廢案なる豫防線を張り、勇敢にも彼等の要求をなし來れり。然るに、大統領はこの主張に對し、吾人が今も尙ほ絕體贊成の意を表しつゝある以前の宣言を全く忘却せるが如く、何等の論爭もなさずしてその要求の全部を承認するに至れ

り。而して、この決定は四千萬人の人口を有する山東半嶋をして、日本の支配權の下に歸せしめたるなり。伊太利問題に對し、ウイルウン氏の態度を擁護しつゝありし機關新聞は、不思議にも、彼の日本に對する讓步に對し、一語も發せざりき。これ實に國際聯盟に關する一の具體的證明と稱するを得べし。

經濟上の援助を求むる債務國が、强者に屈從せざるべからざるは當然なり。併しながら、米國の如き聯盟中最も勢力あり、且つ强大なる國家が、自己の如何なる主張も貫徹せざるが如き謂なし。支那の一大省と、其處に居住せる四十萬の國民は、正に危急存亡の時に際會しつゝあり。日本は、嘗て世界、特に合衆國に向つて、山東省を還附すべき旨を聲明せり。然るに、今や日本は、かの秘密條約を楯として、その過去の言質を棄て、支那の土地と、住民を自己の支配に歸せしめんことを要求せり。而して、民族自決と弱小國民の保護を誓言したる講和會議は、その過去の抱負と主張を全く忘却して、弱小なる國民を驅つて桎梏の絆に繋がんとせり。」

ヒッチコック氏の聲明

Foreign Relations Committee の議長を引退せる上院議員ヒッチコック氏は、本日華盛頓に於て數時間自己の所信を發表し、講和條約とこれに附隨せる國際聯盟規約は、何等の變更を見ずして合衆國上院の批准を經べしと宣言せり。而して、更に述べて、この問題にして不滿足なる結果に終らんか、そは共和黨の分裂を指示するものにして、從つて明年に於ける民主黨の勝利を確保するものなりと說けり。彼は曰く、

「余は國際規約を修正せんとする凡ゆる企畫は、不成功に終るべしと信ず。又批准を保留せんとする企もあるべけれども、これとて成功すべしとは思はれず。而して修正に贊成し、これを主張せる人士も、上院に於て必要なる大多數を獲得するは頗る困難なるべし。立法上の修正は、既に巴里に於て終了せるを以てこれを反對するも何人も同意せざるべし。彼等は何等かの反對を求めつゝあり。若し一部上院議員の反對しつゝある第十項が除去せられ、又は修正せらるゝことあらば、諸規約に反對せる何等かの條項提出せらるべし。併しながら假令この條項變更せられずとも講和條約の批准せらるべきは信じて疑はず」と。

氏は更に國際聯盟に關する國論の沸騰しつゝある事實に對し論及する處ありたり。（一九一九年五月四日紐育サン）

東洋に於ける日本の勢力

クリーン、ダブリユー、ギルバート

講和會議に於ける日本問題の決定は、最も重大なる事項の一である。それは、宛かも西半球に於ける米國の勢力と相對して、東洋に於ける日本の支配權の確立と云ふことが出來る。

日本と米國は、今次の戰爭に於ける二個の大なる戰勝國である。何れも、この勝利の戰爭に參加して奉仕する處の僅少なるに反し、獲る處極めて大なるものがあつた。日本

は參戰の初めより、今日の講和會議の決定に對し、着々、外交的地歩を確保し、着實なる準備を怠らなかつた。日本は參戰諸國の疲勞せると、露西亞の倒壞に乘じ、先づ英國と佛蘭西より、支那又び北部太平洋に於ける一切の獨逸の所有權を繼承すべき處の條約を强請し、同樣に米國より極東に方ける日本の優越權を認むる處のランシング石井協定の承認を得るに至つた。

日本は、更にウィルソン大統領が、國際聯盟の承認を熱望しつゝあるを看破し、その弱點に乘じて日本の主張を更に明白に承認せんことを求めた。而して、支那人の言ふが如くんば、日本のこの主張は、啻に三千萬人の人口を有する山東省の支配權を要求するのみならず、北京天津間の鐵道管理に依り、支那に於ける事實上の經濟的支配權を獲得せんとするものであると主張してゐる。

疑もなく、これはかの所謂十四箇條の原則に違反する要求である。併しながら、事實上ウィルソン大統領は、この問題に對し、何等の決定を與ふることは出來ないのである。問題は、常に東洋に於て行はるゝが如く、極めて紛糾せるものであつて、軍隊の力を借らずんば、日本の支那侵入を阻止することは出來ないのである。若し、講和會議が日本の主張を容れない場合には、日本は恐らく講和會議より脫退し、同會議の意志に反して、支那に侵入することであらう。

日本をして聯盟に加入せしむることに依つて、ウィルソン氏は多少日本の支那に於ける發展を抑制する處があつたと言へる。少くも、名義上は、日本も新らしき國際規約を遵奉して、進まねばならぬであらう。而して、支那も國際聯盟に加入せる一國として、充分なる權利を保有してゐる。されば何時でも、支那は聯盟會議に對し、日本の行動は支那の主權を侵害するものであり、且つ聯盟規約に照し、戰鬪行爲なりと主張して、その不正を訴へることが出來る。それ故に、ウィルソン大統領が今日日本に讓歩せるは、單に已むを得ざるに出でたる行爲に過ぎずして、將來必らずその代償として、日本が支那に關する自制的條規に拘束せらるゝが如き破目に陷るであらう。

更に、英米人の或るものは、日本に對して、次の如き見解を持つてゐる。英米二國は何れも海を支配する國であるされば、將來日本が他國との協力に依つて、これに對抗するに至る迄は、全くこの二國に全生命を左右せらるゝ島國たるに過ぎぬであらうと。

日本が、支那に於て經濟的活動をなさんとすれば、主として英米の信用に賴らなければならぬから、どうしてもこの二大國と協調して、進んで行かねばならない。何となれば、近い將來に於ては、現在の世界を支配する英、米、佛の地位は、最も確實であるからである。或は、將來日本が支那を思ふ儘に支配する機會が來るかも知れない。そして世界平和を威嚇し、今度の戰爭に依つて世界を支配するに至つた現在の聯盟國に敵對して、勢力の均衡を覆すやうな、新しい聯盟が生ずるかも知れない。併し、それは遠い遠い未來のことであつて、そんな不確實なことに希望をかける

ことは出來ないのである。

（一九一九年五月五日紐育イヴニングサン）

比律賓に於ける支那人

商工局の發行にかゝる實業家人名簿に依れば、比律賓商人の約三分の二は、支那人にして、同群島の內地取引額の約二分の一は、これ等支那人の手に依りて爲されつゝありと廣東タイムスは報道せり。支那商人は、同群島の都會地たると地方たるとを問はず、凡ゆる地方に存在して、地方取引を獨占しつゝあり。

マニラ市より、遠隔したる諸地方の小賣業は、概して支那商人の管理する處にして、彼等はマニラ市と諸地方間の取引に從ひ、その多數は、單にマニラ市所在の支那人の大商店の代理商たるに過ぎず。支那人の生產業に從ふものは極めて稀にして、その多くが小賣業者なるを以て、生產者と消費者の仲介者に位せり。且つ、彼等は比律賓の輸出品たる煙草、コプラ、砂糖の貿易に從事せり。

マニラ近傍に於ては、支那人は全く商業の競爭場裡より驅逐せられ、比律賓商人、主として地方取引に從へり。而してこの事實は商工局の報告に徵しラグナ、ライザル、バタンガス、ブラカン等の諸郡に於て然り。カガヤン、イサベラ、バイコルの諸郡に於ては、支那商人と、比律賓商人との割合は、九十五％と五％なり。

かくの如く、比律賓群島に於て、支那商人の勢力ある所以は、即ち未だ比律賓人間に商業的精神發達せず、且つ凡ゆる商業組織が未だ變革せられざるに依るなり。即ち、生產は何等商業上の基礎に根ざす處なく、眞の交換は僅かに支那人と比律賓人間に於てのみ行はれつゝあり。

商工局の調査に依れば、或地方に於ては、支那人以外の商人あらざる地方ありと。商業上より見れば支那人は地方的に最も勢力ある國民なり。田舍に於けると等しく、大都市に於て彼等は地方貿易の莫大なる持前を所有せり。地方官廳が彼等を保護するに至りしより、支那貿易は著しき發展をなせり。（一九一九年五月五日紐育イヴニング、ポスト）

事業界

廣東ユニオン保險會社營業成績

廣東ユニオン保險會社（Union Insurance Society of Canton, Ltd）は五月二十二日定時株主總會に提出すべき左記各項の承認を求めたり。

一九一七年の勘定項目として普通配當一株に付三十弗、及臨時配當は二割にして、昨年定時總會に於て既に承諾を經たるものなり、其結果殘高三、三一五、六四五弗九六を計上せり、而して以上の殘高の內譯次の如し。

項目	摘要	金額
期末配當	一株に付二十弗 總株數一萬六千株	三十二萬弗
臨時配當	一株に付二十弗 總株數一萬六千株	三十二萬弗
再保險積立金	合計十五萬磅換算率三志四片十六分七	八十九萬二百六十二弗七五
建物積立金	合計三萬磅 換算率同上	十七萬八千五十二弗五五
配當積立金	合計五萬磅 換算率同上	二十九萬六千七百五十四弗二五
後期繰越	一九一七年度末締切	百三十一萬五千六百四十五弗九六
計		三百三十一萬五千六百四十五弗九六

一九一八年度營業勘定は一九一八年十二月三十一日現在に於て六、二三九、二二二弗九四なり、而して同社は一株に付株主配當として三十弗合計四十八萬弗及臨時配當として二割合計二十五萬弗を支拂ひ、其殘高を後期繰越しとすべし。

華洋人壽保險公司營業成績

華洋人壽保險公司（Shanghai Life Insurance Co, Ltd,）に在ては、四月二十五日上海本社に於て第十四期定時株主總會を開催し、Parker 氏始め一七、一一〇株に對する株主代表者の出席あり、議長は大要左記の如き營業成績を發表せり。

我社の營業報告並に會計事務に關しては、既に數日前諸氏の手許に廻附しあるを以て、已に御承知の事ならん、昨年度の保險契約申込高は五、七九二、六一九兩二五にして、內契約高五、四〇四、二八四兩二五なり、此內延期契約又は申込拒絕の額三八八、三三五兩なり、而して現在契約高は昨年十二月三十一日に於て合計二二、三六四、三三五兩九〇なり、次に我社の資産は五、五六九、二一五兩六五にして前年度に比し六九四、五五九兩八一を增加せり、昨年に收得したる利益は頗る滿足すべき狀態にして、其重なるものは保險金積立準備金利益にして、平均率は六、五二%なり、次に保險料利子、地代、配當及投資額に對する純益合計は再保險料、利益稅及投資額の振替勘定等を差引き、合計二、二六二、六六八兩八三を計上せり、次に昨年中に支拂ひたる保險金額並に契約による利益享有者に支拂ひたる額は九〇九、三三六兩八九にして、本社創立已來是等頭書の項目の下に支拂はれたる合計金額は四、三八五、〇五八兩四八なり、昨年は世界的流行の西班牙風邪の爲め著し

く死亡率を增加したり、昨年中東洋諸邦の一般不況なりしに考ふる時は、我社の成績は寧ろ滿足すべきものにて、予は我社代理店主其他の我社に盡力せられし事を感謝するものなり云々、議長の演說了て次の決議案の承認ありたり。

一、議長の提出による一九一八年十二月三十一日現在に於ける同社の營業報告幷に資產負債表の承認。

二、「イスラエル氏」(A. J. Israel) 提出の「ジョンヘース氏」(John Hays) は本年度同社々長に重任。

三、バイルン氏 (E. J. Byrne) 提出による Martimer Reid and 及 Slee 氏は今期間同社監査役に重任。

揚子保險公司營業成績

揚子保險公司 (The Yangtsze Ins. Association) 第二十九回株主總會は四月二十九日午後上海に於て開催せられ、J. Prentice 氏始め總株數五、五一九株の所有者百〇一名の出席あり、席上總支配人の株主總會開催の挨拶に次て議長は大要左記の如き演說を試み、昨年度の營業の報告を爲せり即下の如し。

紳士諸君—一九一八年十二月三十一日に終る我社の營業の大要幷に會計報告に就ては、數日前諸氏の手許に廻附しあるを以て就て御承知の事ならん、右計算報告記載の事項は頗る明瞭にして、殆ど予の說明を要せず、前年度即一九一七年度の營業收入は資本金及將來の爲替率の變動に對する爲替準備資金勘定の貸方に於て、一三〇、〇九〇弗七六を振替へたる後、本勘定の貸方殘高に於て一、九七九、四八四弗九二を計上せり、而して報告書中に記載したる株主に支拂ふべき二割五分の配當を支拂ひ、又再保險準備資金の貸方勘定に於て、二、二五〇、〇〇〇弗を計上し、繰越殘高一、五四九、四八四弗九二を殘せり、之を以て繰越勘定の貸方殘高は本公司の「レコード」にして、例令一九一七年中又は其以前に於て發行したる保險證劵に對し發生したる事故損害の要求、又は損害の賠償等の問題に遭遇するが如き事は無之かるべきも、吾人は是等の事情を適當に考慮したり、即ち現今の如き平時と異る時に在ては、如何なる損害要償の起らざるべしとも考へられず、又過去の事件に付是等の要求が尙支拂義務を生ずる事あり得べきかを考慮し、如此巨額の殘高を繰越す事の賢明なる處置なりと決定したる所以なり船舶に對する損害及偶然の出來事は、事戰爭以前に屬するものあるが故に、未だ何等報告に接せず、爲に正確なる記錄を設くるに由なし、戰爭期間を通じ災厄に遭遇せる數百の船舶は、其航海中直に修繕せざる可からざりし絕對的必要のものを除き、他は悉く戰爭終結の時期迄修覆を延期せらるゝ事となりたり、其結果一九一八年以前に生じたる危險に對する一般海損幷に單獨海損の要求は、頗る巨額に上るべき見込なり、又我社は利益稅として英國政府に巨額を支拂はざる可らずして、目下の所其額幾干に上るや確かならず、是等事情の下に將來不確定の偶發的事故に遭遇すべき位地に在るを以て、以上の貸方殘高を繰越す我社の保守主義を承認あらん事を望むものなり、次に承認を請ふべきものは戰爭資金にして、海軍水兵孤兒

院資金として一千磅を寄附し、又皇室保護に依る不具者救濟資金に一千磅を寄附したる事なり。

一九一八年中の營業收入は已に報告中に示したるが如く一九一七年度の五、二九六、一四八弗七六に對し、三、八六八、四〇三弗七五にして、貸方殘高二、六一四、〇六〇弗一四を計上し、前年度の殘高三、一八六、四八〇弗九七に比し減少を示す、次に昨年度の收入保險料は之を前年度に比較して減少せり、其原因は各國共應て戰後に海上保險の統一を行ふべしとの見地より、保險會社の新設せらるゝもの續出したると、昨年度末戰時保險の危險の減少により、又他方には歐洲其他各線の船舶甚だ少かりし事實に由るものとす、而して其積荷して航行したる多くの船舶は、舊式の遠航に堪へざる一定の航路を有せざりし船舶にして、殆ど海上航運に不適當なる小噸數の船腹により積荷されたるもの多く、是等の船舶は到底貴重荷物を運搬するに適せざりしものにて、從て損害の發生數多く其損害に對し單獨海損の請求を提出されしもの最も多かるべく、斯の如き船舶の危險を際限なく引受くる事に就ては、或は之を全然拒絶するか或は又或程度迄割引きして引受け、之を再保險とすべきかの問題により、我社の割入收入も再保險により著しく差引く事となるなり、既に報告中に示したるが如く、我社は一割の配當を爲し繰越金二、五四二、〇六〇弗一四を殘高に計上したり、假令既知の原因による諸種の損害要償額は巨額に上るべしと雖も、本年末に於て帳簿締切に際しては、本勘定は貸方に於て巨額の殘高を計上する事となるべし、前項に於て屢繰返したるが如く、現今の如き異常の時期に於て諸種の損失損害に對する記錄の欠乏に由り、如何なる年度の營業收入と雖も之を豫想する事困難なり、又船舶修繕の增加の結果、現今は修繕困難なる狀態なり、投資額に對する利益は金貨計算にて受領せる爲め、爲替率の高率なりしに不拘、利益として二、三四〇、三九七弗二六を計上せり、一九一八年度の利益より配當すべき額は昨年度五分の配當なりしも、本年度は一割の特別配當を支拂ふべき事を此に提議するものなり。

株主配當　一九一七年度營業收入による配當額は二割五分の普通配當、並に二割の特別配當にして、一九一八年度の投資額利益より支拂はるべき株主配當は總計二五二、〇〇〇弗にして、投資額の三割五分なり、或株主中には本社が四百萬弗以上を繰越したる結果に見て、配當額の過少なるを非難さるゝ向もあるべし、社長は此點をも考慮し、是等殘高の繰越されたる後我社の負ふ所の一切の損害要償の責任解除され、好地位に到達したる時期多分本年末に於て改て臨時配當を爲す事を欲するものなり。

投資及爲替資金　我社の金貨投資の銀貨に對する下落は昨年十二月三十一日の爲替率は頗る高率にして今尚高く一九一七年度營業收入より此爲替資金を設くるを必要とし、其額貸方に於て一三〇、〇九〇弗七六なり、昨年十二月三十一日の電信爲替率は英貨五志二片、米貨は百兩に付百二十三弗にして、本社の投資額は凡て金貨なれば、爲替率も倘是以上に上るべしとは思惟されず、今後は寧ろ下落すべ

しと豫想するが故に、此勘定も最早必要なきに至るべし。

「バランスシート」我社の投資額は昨年末の銀塊市場の爲替率により、前年度の投資額に比し一、三〇〇、〇〇〇弗以上を増加せり、次に資産はバランスシートに於て示せる如く土地、本店其他の建物等七〇二、四五七弗三四にして、其大部分は我社の新築したる本社建物を以て代表せり、土地建物は之を今日の價格に見積る時は少くとも八十萬弗を降らざるべし、今や本社の建物も完成し之が支拂も完了したる今日に在ては本揚子建物は投資利益として六分は得らるべきなり、次に代理店取扱に掛る集金五七四、三〇二弗四二なり、本社の投資表は株券社債券より成り若し一覽を欲する株主諸氏は就て觀られん事を希望す、昨年中本社の總支配人始め各員能く其職責を完ふせし事を爰に報告し、併せて職員に對する準備資金中より特別ボーナスを支給せん事を望む、又昨年中本社の支店又は代理店の本社の爲に盡力されしを感謝するものなり。

一九一八年の營業報告に關しては、未だ營業の結果判明せざるものあるを以て、此に豫言するを得ざるものあるを遺憾とす、又本年度に就ては勿論の事なれども、而も昨年中新設されたる保險會社との競爭は今後とも免れ難かるべく、殊に古く設立せられたる火災保險會社も戰時中海上保險を營むに至りたれば、競爭は一層烈しかるべし、或は今後海上保險の國家統一を爲す傾向あるを以て若し此計畫にして、實現せんか、海上保險界は甚しく打擊を受くる事となり、基礎薄弱なる保險會社は行詰りの悲境に陷る事ともなるべし、然れどもこは各國の政策にして實現するや否や不明に屬するを以て未知數なりと雖も、世界各國か東洋貿易に着目しつゝある今後の東洋貿易に就き、我揚子保險の立場は多忙なりと謂ふべし云々。

決議案承認日議長の演説に何等質問出でざりしを以て次の決議案の承認を見たり。

一、議長の提出に掛る一九一八年十二月三十一日現在同社營業報告並に會計事務の承認。

二、議長の提出による會社投資配當は三割五分一株に付二十一弗の配當を兩にて支拂ふ事其換算率は一株に付七匁三分の事、其爲替率は一九一九年四月三十日以後麥加利銀行及香上銀行の四月二十二日附爲替率により株主に支拂ふ事。

三、John Prentice 氏以下六名次期株主總會迄本社の取締役に重任の事。

四、G. H. & N Thomson 氏は次期株主總會迄本社監査役に重任の事其報酬は年一千兩の事右承認。

支那半月史

大正八年八月上半

山東還附に關する內田外相の談話

專管居留地放棄

內田外相は八月二日東京各新聞記者との會談に於て次の如き聲明をなしたり。

去る五月五日我が全權委員は巴里に於て聲明を公表し予も亦五月十七日新聞記者との會談に於て之を全然確認せるに拘はらず山東問題に關する日本の政策は往々未だ十分諒解せられざる所あるが如し。

帝國政府は一九一四年八月十五日獨逸政府に致せる最後通牒中「膠州灣租借地全部を支那に還附するの目的を以て一九一四年九月十五日を限り無償無條件にて日本帝國官憲に交附せんこと」を獨逸に要求せるは世人の記憶する所なるべし右要求條項は支那國其他の同盟聯合國より曾つて何等の抗議を招きたることなし日本は今や同一の方針に基づき平和の緊要なる一條件として膠州灣租借地が無償無條件にて日本に引渡さるべきことを要求すると同時に一九一五年支那政府に與へたる聲明を信守し欣然該租借地全部を支那に還附せんとするものにて日本に於てヴェルサイユ條約を批准する曉は成るべく速かに該條約の實行に必要なる協定を遂げんが爲め支那政府との間に商議を開始するに躊躇せず。

將又日本は山東省に於て支那の領土主權に影響するが如き何等の權利を保有又は要求せんとするの意圖を有するものにあらず五月五日の牧野男の聲明書中「日本の政策は山東半島をその完全なる主權の儘支那に還附するに在り日本の保持せんとする所は單に獨逸に許與されたる經濟上の特權に過ぎず」との一節の意義は何人にも明瞭なるべし即ち膠州灣の還附に關する協定日支間に成立の上は現に同租借地及び膠濟鐵道を守備する日本軍隊は全部撤退せらるべし又膠濟鐵道は日支協同の企業として經營せらるべく何れの國民に對しても何等差別的待遇を與ふることなかるべし加之日本政府は青島に於て一九一五年の日支協定に依り當然主張し得る日本專管居留地の設置の代りに各國共同居留地を設置するの議につき目下考慮中なり。

右の聲明中最も注意すべき點は云ふ迄もなく專管居留地設置中止なり。膠州灣租借地及び山鐵沿線より守備軍撤退の件は、昨年九月の民政撤廢協定に依り明白なる所、今再び之を聲明し支那側の誤解を釋かんとしたるに外ならず。專管居留地設置中止に至りては大正四年日支協約に依りて日本の保有せる特權を放棄せんとするものにして、頗る重大なる讓歩なり。果然、之に對し朝野の論議一時に沸騰し、

青島及び山東在留民は代表を上京せしめ原首相以下當路の間に陳情せしめつゝあり。

ウイルソン氏の聲明

内田外相の聲明は、八月六日夜米國大統領ウイルソン氏に依りて補足せられたり。ジャパン、アドヴァータイザー着六日華聖頓發電に據ればウ氏聲明書内容左の如し。

内田子は山東問題に關し日本の將來の政策に就き腹藏なき聲明書を發表されたるが米國政府は之に對して一大興味を有するものなり蓋し此種の聲明は今や山東問題に就き惹起されんとする多數の誤解を一掃するに與つて力あるを以てなり然れども此處に内田子は該聲明書に於て一九一五年日支兩國間に於て取極められたる協約につき言及する所あるも該言及にして若し巴里に於て山東問題に關する條項を討議されたる當時の精神を以て評論するに非ずんば誤解を生ずる所あるべしされば次の如く内田子の聲明を補足せんと欲す。

本年四月三十日山東問題に就き五大國會議は將に討議を終了せんとするに當り牧野男珍田子は予の質問に答へて曰く日本の政策は主權を侵害することなく支那に青島を還附するに在り唯日本の望む所は獨逸に許されたる經濟的特權及び青島に於て普通の條件の下に居留地を創設するに在るのみなれば鐵道は交通の安全を計る爲め特別警察を使用すべきも該警察は此目的以外に使用せらるゝことなし而して此等の警察は支那人より成り同時に鐵道會社理事は任意に日本の教官を選び支那政府之を任命すべし。

内田子は此點に於て今回の聲明書に於て何等言及する所なく世間の見る所とは事實相違せり予は山東問題に關して同意したるも此同意は一九一五年及び一九一八年日支兩國間に於て交換せられたる覺書の政策に對し米國政府が同意するものなりと推測さるべからずといふことを以て予の義務と思惟す内田子の陳述に依れば若し支那が牧野男珍田子の言明に於て提示されたる政策を實行する能はざる場合に於てのみ一九一五年及び一九一八年の日支協約の實行を强制すべしとなり予は固より内田子は巴里に於ける山東問題討議に關する凡ての資料の提供を受けたる事を信じて疑はず予は又此聲明を爲すは決して内田子の意見を訂正せんとするものに非ず唯これが爲めに生ずる誤解を一掃せんが爲め此問題に關する一切を披瀝するものなり。

「山東問題に關し與へたる予の同意は一九一五年及び一九一八年の日支覺書の政策に對するものに非ず」の一句頗る注目に値す。ウイルソン氏は支那委員と同じく、大正四年の日支協約、及び大正七年の山鐵延長線契約、民政撤廢協定の有効を認めざらんとするなり。支那は對墺條約調印に依りて國際聯盟の一員たるの資格を獲得し、之を利用して來る十月開かるべき國際聯盟初會議に大正四年日支協約の無効を提起せんとする底意なることは、既に世人の察知せし所なるが、今やウイルソン氏亦支那委員と同一の見解を

執れることを聲明せり。是れ豈に驚くべきの至りに非ずや山東問題は眞に難問題なる哉。

對獨戰爭終了

北京政府が七月二十三日を以て新國會衆議院に咨達せる「對德恢復和平案」は、八月一日出席議員二百二十九名中二百二十七票（二票無効）の多數にて通過せり咨文左の如し。

爲咨行事、査するに巴里會議對德和約のあらゆる交涉經過の情形は前に咨達を經て案に在り現に全權委員陸徵祥等六月二十八日の電稱に據るに我が國山東問題に對し大會に通知し維保留維持を宣言せしより後最初の約内註入主張允るされず約後に附するに改めしも又允るされず改めて約外と爲せしも又允るされず改めて僅かに聲明を用ひ「保留」の字樣を用ひざることゝなせしも又允るされず改めて臨時分函して簽字に因つて將來の重議提請を妨ぐる能はざることゝなせしも又復た完全に拒まれやむを得ず當時往つて簽字せず當即函を備へて會長に通知し我が政府の德約に對する最後決定の權を保存することを聲明せり等の語、政府は山東問題關係至つて鉅なるを以て前に迭りて堅持を電せしも竟に未だ我が初志を達する能はず曷んぞ慨歎に勝へん該全權委員等に簽字拒絶以後各種の辦法に關し尙ほ應さに力を悉して籌維し妥かに應付を爲すべきを電飭せり此次德約の未だ簽字を經ざるは約内山東に關する三款の未だ能く賛同する能はざるに因る其余の各款は我が國と協約各國と始終一致承認せり現在協約各國の對德戰事狀態既に已に終を告ぐ中國は協約國の一たり對德處する所の地位當然相同じかるべし査するに各國對德狀態和好の日期は六月二十八日を以て始めと爲す玆に六月二十八日より起し中德戰事狀態の終止を宣告せんと擬し夙に國務會議の議決を經たり約法第三十五條の規定に依照し應さに國會の同意を徵求すべし相應さに貴院に咨請し迅速議復以て施行に滉せんことを此に衆議院に咨す。

奉吉問題解決

七月二十八日、二種の宣言を發表して奉天軍攻擊を誓へる吉林の高士儐は、肝心の孟恩遠氏の態度弱きため終に所期を遂ぐる能はず、といふよりは擬勢を張作霖に看破せられて、初めの勢に似氣なくもろくも無條件降伏をなし、新任吉林督軍鮑貴卿氏は八月五日吉林に入り、六日孟恩遠氏より事務引繼ぎを受けたり。かくて孟氏は十一日吉林發奉天に赴きて張作霖氏と會見、十二日發北京に向ひ高士儐高俊峰兄弟は十二日長春發大連に入り、所謂奉吉問題はこゝに無事解決せり。

孫文氏政務總裁辭職

廣東軍政府政務總裁孫文氏は、南方武人派の跋扈を憤慨して八月七日政務總裁を辭職せり。即ち通電して曰く

廣東參議院衆議院公鑒前歲文、國會非法解散を受け民國

青島及び山東在留民は代表を上京せしめ原首相以下當路の間に陳情せしめつゝあり。

ウイルソン氏の聲明

内田外相の聲明は、八月六日夜米國大統領ウイルソン氏に依りて補足せられたり。ジャパン、アドヴアータイザー着六日華聖頓發電に據ればウ氏聲明書内容左の如し。

内田子は山東問題に關し日本の將來の政策に就き腹藏なき聲明書を發表されたるが米國政府は之に對して一大興味を有するものなり蓋し此種の聲明は今や山東問題に就き惹起されんとする多數の誤解を一掃するに與つて力あるを以てなり然れども此處に内田子は該聲明書に於て一九一五年日支兩國間に於て取極められたる協約につき言及する所あるも該言及にして若し巴里に於て山東問題に關する條項を討議されたる當時の精神を以て評論するに非ずんば誤解を生ずる所あるべしされば次の如く内田子の聲明を補足せんと欲す。

本年四月三十日山東問題に就き五大國會議は將に討議を終了せんとするに當り牧野男珍田子は予の質問に答へて曰く日本の政策は主權を侵害することなく支那に青島を還附するに在り唯日本の望む所は獨逸に許されたる經濟的特權及び青島に於て普通の條件の下に居留地を創設するに在るのみなれば鐵道は交通の安全を計る爲め特別警察を使用すべきも該警察は此目的以外に使用せらるゝことなし而して此等の警察は支那人より成り同時に鐵道會社理事は任意に日本の敎官を選び支那政府之を任命すべし。

内田子は此點に於て今回の聲明書に於て何等言及する所なく世間の見る所とは事實相違せり予は山東問題に關して同意したるも此同意は一九一五年及び一九一八年日支兩國間に於て交換せられたる覺書の政策に對し米國政府が同意するものなりと推測さるべからずといふことを以て予の義務と思惟す内田子の陳述に依れば若し支那が牧野男珍田子の言明に於て提示されたる政策を實行する能はざる場合に於てのみ一九一五年及び一九一八年の日支協約の實行を强制すべしとなり予は固より内田子は巴里に於ける山東問題討議に關する凡ての資料の提供を受けたる事を信じて疑はず予は又此聲明を爲すは決して内田子の意見を訂正せんとするものに非ず唯これが爲めに生ずる誤解を一掃せんが爲め此問題に關する一切を披瀝するものなり。

「山東問題に關し與へたる予の同意は一九一五年及び一九一八年の日支覺書の政策に對するものに非ず」の一句頗る注目に値す。ウイルソン氏は支那委員と同じく、大正四年の日支協約、及び大正七年の山鐵延長線契約、民政撤廢協定の有効を認めざらんとするなり。支那は對墺條約調印に依りて國際聯盟の一員たるの資格を獲得し、之を利用して來る十月開かるべき國際聯盟初會議に大正四年日支協約の無効を提起せんとする底意なることは、既に世人の察知せし所なるが、今やウイルソン氏亦支那委員と同一の見解を

執れることを聲明せり。是れ豈に驚くべきの至りに非ずや山東問題は眞に難問題なる哉。

對獨戰爭終了

北京政府が七月二十三日を以て新國會衆議院に咨達せる「對德恢復和平案」は、八月一日出席議員二百二十九名中二百二十七票（二票無効）の多數にて通過せり咨文左の如し。

爲咨行事、查するに巴里會議對德和約のあらゆる交渉經過の情形は前に咨達を經て案に在り現に全權委員陸徵祥等六月二十八日の電稱に據るに我が國山東問題に對し大會に通知し維保留維持を宣言せしより後最初の約内註入主張允るされず約後に附するに改めしも又允るされず改めて約外と爲せしも又允るされず改めて僅かに聲明を用ひ「保留」の字樣を用ひざることゝなせしも又允るされず改めて臨時分函して簽字に因つて將來の重議提請を妨ぐる能はざることゝなせしも又復た完全に拒まれやむを得ず當時往つて簽字せず當即函を備へて會長に通知し我が政府の德約に對する最後決定の權を保存することを聲明せり等の語、政府は山東問題關係至つて鉅なるを以て前に迭りて堅持を電せしも竟に未だ我が初志を達する能はず曷んぞ慨歎に勝へん該全權委員等に簽字拒絕以後各種の辦法に關し尚ほ應さに力を悉して籌維し妥かに應付を爲すべきを電飭せり此次德約の未だ簽字を經ざるは約內山東に關する三款の未だ能く贊同する能はざるに因る其余の各款は我が國と協約各國と始終一致承認せり現在協約各國の對德戰事狀態既に已に終を告ぐ中國は協約國の一たり對德處する所の地位當然相同じかるべし查するに各國對德狀態和好の日期は六月二十八日を以て始めと爲す茲に六月二十八日より起し中德戰事狀態の終止を宣告せんと擬し夙に國務會議の議決を經たり約法第三十五條の規定に依照し應さに國會の同意を徵求すべし相應さに貴院に咨請し迅速議復以て施行に滉せんことを此に衆議院に咨す。

奉吉問題解決

七月二十八日、二種の宣言を發表して奉天軍攻擊を誓へる吉林の高士儐は、肝心の孟恩遠氏の態度弱きため終に所期を遂ぐる能はず、といふよりは擬勢を張作霖に看破せられて、初めの勢に似氣なくもろくも無條件降伏をなし、新任吉林督軍鮑貴卿氏は八月五日吉林に入り、六日孟恩遠氏より事務引繼ぎを受けたり。かくて孟氏は十一日吉林發奉天に赴きて張作霖氏と會見、十二日發北京に向ひ高士儐高俊峰兄弟は十二日長春發大連に入り、所謂奉吉問題はこゝに無事解決せり。

孫文氏政務總裁辭職

廣東軍政府政務總裁孫文氏は、南方武人派の跋扈を憤慨して八月七日政務總裁を辭職せり。即ち通電して曰く

廣東參議院衆議院公鑒前歲文、國會非法解散を受け民國

中絶せしを以て海軍と偕同して粤に至り護法を宣言せしが國會議員相續いで粤に到り國會非常會議を開きて軍政府を組織し文を推して陸海軍大元帥と爲し國事を以て相付託せり就職數月武人の掣肘を以て大業中阻す良とに歎慨とする所なり去歲國會非常會議遂に軍政府改組の議あり文所爲へらく獨任制を改めて多頭制と爲さば委託專ならず責任明かならず必ずや良果無からんと敢へて苟同せざりき不幸にして意見採納を蒙らず改組の議定まり仍ほ文を擧げて總裁と爲し兩院代表諸君復た再三敦迫し謂ふ文就職せざれば軍政府の組織完たからずと故に勉めて代表を派し軍政府政務會議に列席せしめたり委曲遷就以て國會の意旨を尊重する所以の者は原と護法の初心を墜さざらんことを冀ひたればなり當時北方非法國會は徐世昌を選びて總統と爲せしより文派する所の代表に囑し申明討伐の令を提議するを經たるが軍政府諸武人は明かに贊同を示して暗に延擱を爲し討伐令遂に無形に消滅せり國會が軍政府の名稱を改めて護法政府と爲すことを議決するに及び又た拒んで執行せず文派する所の代表に囑して力爭せしが卒に無效に歸せり文是に於て諸武人の決して護法の誠意無きの確證を得たり僞廷勢絀まり戰を停むるに及び文派する所の代表に囑し伍總裁と共に合法の和平、永久の和平を主張し以爲へらく國民庶くば小しく息むべしと而して軍政府內の不法武人國會信任する所の代表と兩院の議決を經たる和平會議條例とを蔑視し軍政府總裁の地位を以て或は叛人と勾結し或は國會を犧牲にするの密約を私訂し更に會議を經ずして徑ちに各省に電し意見徵求の名を以て國會に不利なる主張を喚起する者あり陰私顯露するに及び尙ほ個人の函電を以て來往自解す文是に於て諸武人のたゞ私利を圖り國法を顧みざるの決心を知れり最近に至り粤省の人民愛國の熱誠と地方を守及するの至意とを以て約法上の自由に基づき民意を表宣するの集會を爲すや軍政府の陸軍部長は軍警を指揮し公民を槍擊しその代表を捕へて死地に置かんと欲し日本が朝鮮に對しても未だ用ひざるの手段を用ひ敢へて僞政府さへ敢へて犯さざるの民意を犯し文代表に囑し再三當さに民意に從ふべきを以て忠告するを經たりと雖も仍ほ置いて問くなきがごとし更に知る不法武人すでに西南に割據するを以て志と爲せるを故に人民の政治に參與するの擧を以て力めて破壞を圖り民意をして名存し實亡せしめんと圖り彼れ國會援くる所の權を借りて以て國民深惡する所の政治を行ひ非法政府に對するの力を移して以て救國護法に盡力するの人を殘虐する地方を毒害し叛逆と結連し國會を欺騙し人權を蔑視す文決して以て忘れず之とゝもに共に護法の名を飾り同じく誤國の罪に尸ることを爲さず茲に特に軍政府總裁の一職を辭去し以來軍政府の行動に關しては槪して責を負はず望むらくは國會同人努力奮發國會の最高權を使用し國家のために根本上正當の解決を求めんことを庶くば諸君子の護法の初衷に負かざらんか是れ則ち文の本志なり孫文七日。

南方に於ける實力派と護法派の爭は、隨分久しき間の

懸案にして、孫文が帶同南下せる獨立海軍を、廣西派が誘拐して孫に寢返り打たせしより以來、不斷の黨爭は歩一歩孫派の不利を證し、さきに代表胡漢民の辭職は孫の總裁辭職の前驅たり、今や孫自から辭職するに至る。南方實力派は財政不如意等の問題のため昨今急に妥協を急ぐに至りしものゝ如く、さきに岑春煊氏は李曰垓氏を代表として北京に入らしめ、更らに陳炳焜氏を擧げて局部議和の全權たらしめんとすと傳へられしが、果然孫氏の辭職あり。次で來るものは北方側に於ける何等かの開展ならざるべからず。

北方總代表任命

安福派領袖王揖唐

徐總統と段祺瑞氏との間は、最近急に接近せる形迹ありソハ兩氏共に南北統一の一日も忽がせにすべからざるに想到せしがためなるべきも、八月十二日を以て王揖唐氏を北方和平總代表に任せしはその證左なり、而して是れ前項に叙述せる南方實力派の妥協運動に應ずる所以なりとす。十二日交附の國務院委任證左の如し。

國務院委任證第三號

茲に王揖唐に委任して總代表と爲し吳鼎昌汪有齡王克敏方樞李國珍施愚劉恩格江紹杰徐佛蘇を代表と爲す此に證す。

國務院委任證第四號

此次總代表代表既に分別委任を經たり茲に進行便利のために起見し特に王揖唐に付するに全權を以てす此に證す

王氏は人も知る如く安福倶樂部の領袖にして、元來徐世昌氏の門下に出身し、次いで段祺瑞氏との關係を生じ、徐段兩氏の聯鎖たり。來るべき第三和平會議の重要なる議題が國會問題なることは疑ひなき所にして、新國會に於ける多數派たる安福倶樂部の領袖王揖唐が出でゝ總代表に任ずるは、北方側に於て新國會を犧牲にするの底意あることを見るべし。南方は固より護法派を除外せる實力派の天下なり、民國六年の憲法會議恢復を主眼とせる政學會案は漸やくその可能性を認められ來れり。(新國會議員中憲法會議員の資格ある者百余名ありといふ、新國會犧牲となるとも彼等の地位は安全なり)第三和平會議の前途は、こゝに於いて樂觀せらる。

王の任命あるや龔代理總理は廣東軍政府及び各省に宛て其旨通電を發し王も亦就任の通電を發せり。王電下の如し。

南北久持民生痛苦渴議停頓中外益企想を深うす元首謀和の苦衷と遐邇盼和の渴望と實に未だ嘗つて一たびも息まず頃ろ朱總代表桂莘(啓鈐)先生病未だ復元せず重ねて和席に蒞む能はざるを以て政府謬つて總代表の一任を以之を揖唐に委ぬ自から顧みるに菲薄敢へて艱鉅に膺る再三懇謝せしも卒に護命せず今後國務總理竟に特諭を奉じ委狀を以て親賚送交し付するに全權を以てせり揖唐上は府院救國の殷誠を體し旁ら公私交瘁の苦況を覽、若し仍ほ遜謝せば轉た畏避の譏りを貽さんことをもつてたゞ承け稍ゝ自から救はんと期す幸とする所は身を報國に供し叨りに交遊に附し素と袍澤の情を通ず勉めて聯洽の責を

盡さん南針時錫欽遲に任ふるなし敬しく區々を布き伏して督敎を希ふ王揖唐。

因みに王の總代表たるの決心をなすや、之を安福倶樂部員に諜り、その一致贊成を得たりと。

新借款團と帝國

●●●●●●滿蒙除外廟議一決

對支新四國借款團の組織に關しては、從來怠りなく丁の經過を報道せしが、前々號本欄（借款團成らんとす）に詳述せし巴里銀行團決議事項に對し、英米佛三國政府は夫々承認を與へ、剩す所は我が日本のみとなり、囘答を促がし來ること頻りなりしを以て、政府は八月十三日臨時外交調査會を開き、本問題を協議したるが、席上無條件參加論と滿蒙除外論との論爭激烈を極めしが、終に滿蒙除外に議一決し十四日の閣議、十五日の外調を經て囘答文出來し、英米佛三國駐在大使に訓電して交渉を開始せしむることゝなれり。所謂滿蒙除外の意味は、要するに從前帝國の有する鐵道優先權を保留せんとの努力に外ならず、將來同地域を外國投資に對して閉鎖せんとするものにあらざるは勿論なり。

時報

内治外交

●山東大官更迭　七月二十七日大總統令、山東省長沈銘昌辭職を呈請す沈銘昌は本職を准免す此に令す。

屈映光を特任して山東省長を署せしむ此に令す。

兼署内務總長朱深呈請す山東濟南道道尹唐柯三をもつて本職を免去し別に任用を候たしめんと唐柯三は本職を准免す此に令す。

外交部呈請す兼任外交部特派山東交涉員唐柯三の兼職を免ぜんことと唐柯三は兼職を准免す此に令す。

張仁濤を任命して山東濟南道々尹兼外交部特派山東交涉員と爲す此に令す。（八・七・三一、上海時事新報）

●河南水災振濟　七月二十九日大總統令、河南督軍兼省長趙倜の電呈に據るに豫省連朝の大雨山洪暴發し河流漫溢し鄧縣南陽南召許昌方城新野魯山等の縣適ゝ其衝に當り田廬悉く淹沒せられ其余下游の各縣亦宣洩及ばざるに因り受災甚だ深し請ふ帑を撥し振濟を予へられんことを等の語、該省災區頗る廣く振を待つはなはだ殷んなり民生を軫念するに殊に憫惻を深うす財政部に著したゞちに銀一萬元を撥して日を尅して該省長に匯交し委員を遴派し災區に分赴して核實に散放し以て窮黎を惠ましむ此に令す。（八・七・三一、上海時事新報）

●北大校長免職　七月三十日大總統令、教育部呈、署北京大學校々長胡仁源部に調して任用す請ふ署職を免ぜんことを胡仁源は署職を准免す此に令す。（八・八・一、上海時事新報）

●國際保工會委員　七月三十一日大總統令顧維鈞を

派して國際保工會委員と爲す此に令す。（八・八・二、上海時事新報）

●步軍統領新任　七月三十一日大總統令、王懷慶を任命して步軍統領と爲す此に令す。（八・八・二、上海時事新報）

●湖北水災振濟　八月十日大總統令、湖北督軍王占元省長何佩瑢の電呈に據るに鄂省夏に入りて雨多く襄水陡漲し山洪暴發し江漢襄陽荊南各屬先後災を報じ情形極めて慘請ふ帑を撥し振濟せられんことを等の語、該省災區甚だ廣く振を待つの情殷んに殊に憫念に堪へたり財政部に著し迅即三萬圓を撥し該省長に交し委員を遴派し災區に分赴し核實に散放し以て窮黎を惠ましむ此に令す。（八・八・一二、上海時事新報）

●黑龍江省長　八月十一日大總統令、孫烈臣を轉任して黑龍江省長を兼署せしむ此に令す。（八・八・一四、上海時事新報）

●陝西振濟令　八月十四日大總統令、陝西省長劉鎭華電呈す陝省入夏以來災祲迭りに見郃陽朝邑大荔平利米脂清澗鎭安神木等の縣迭りに冰雹に遭ひ秋收望みなく西鄉商南佛坪華陰商縣咸陽嵐皋等の縣霪雨災を爲し河水横溢し田園蕩析せり請ふ撥款振濟せられんことを等の語、該省連年の匪擾益すに災荒を以てし小民顚沛流離殊に憫念を深うす財政部に著し迅かに銀二萬元を撥し該省長に交し委員を遴派して災區に分赴し核實に散放し以て民艱を恤ましむ此に令す。（八・八・一五、公言報）

●浙江督軍死亡　八月十四日大總統令、勳一位上將銜陸軍中將浙江督軍楊善德は久しく閫寄に膺り夙に干城に倚る近年浙疆に建節し彈心綏輯し輿情愛戴措理裕如方さに益々宏才を展べ長く鎭撫に資せんことを期せしに遽かに溘逝を聞き悼惜殊に深し楊善德は著して陸軍上將を追贈し治喪銀一萬圓を給與し齊耀珊を派して前往致祭せしめ靈柩回籍の時は沿途の地方官妥かに照料を爲すべく生平の事蹟は國史に宣布して傳を立てしめ、並びに陸軍部に交し陸軍上將の例に照し優に從つて卹を議し以て勳勤を篤念するの至意を示す此に令す。

盧永祥を特任して浙江督軍を兼署せしむ此に令す。（八・八・一五、公言報）

●兩省實業廳長　八月十四日大總統令、田步蟾を調任して山東實業廳々長と爲す此に令す。

陳幹を任命して陝西實業廳々長と爲す此に令す。（八・八・一五公言報）

●直隸交涉員　八月十四日大總統令、黃榮良を任命して外交部特派直隸交涉員と爲す此に令す。（八・八・一五、公言報）

●邊防督辦處組織令　八月十五日大總統令、茲に督辦邊防事務處組織令を制定し之を公布す此に令す。

八月十五日敎令第十三號。

第一條　邊防督辦は大總統に直隸し邊防事務を綜理す。

第二條　本處に參謀長一人を置き督辦の命を承けて一切の事務を綜理す。

第三條　本處に參贊參議を酌置し督辦より分別聘委す。

第四條　本處に左列各處を設く。

參謀處　軍備處　機要處　副官處

參謀處が參謀長より兼領するを除くの外各處に處長一人を設け督辦より遴派し應さに辦ずべきの事務を掌理せしむ。

第五條　本處に處員を酌設し督辦より遴派し長官の命を承け各處の事務を分掌す。

第六條　本處辦事細則は督辦より別に之を定む。（八・八・一六、順天時報）

●對敵復和辦法　對敵復和辦法は前きに閣議に提出するを經、別に臨時委員會を組織して公同討論し以て妥協を期せり玆に聞く該委員會敵產管理の一項に對し業に已に議して辦法ありと內容は原有の管理敵國人民財產事務局をもつて改稱して管理特種財產事務局と爲すを除くの外並びに管理特種財產條例四條を附擬し政府の核定を呈請せり大約復和明令公布の日此項の條例も亦當さに隨同發表せらるべしと原擬條例四條を下に照錄す。

第一條　凡そ德奧人民の財產は本條例に依りて之を管理す

第二條　中華民國八年敎令第一號公布の管理條例及びその附屬の一切規則命令は均しく依據辦理することを得。

第三條　管理上必らず須らく增訂すべく或はその辦法を修改すべき者に關しては該管局隨時國務總理或は主管部總長に呈請核辦すべし。

第四條　本條例は公布の日より施行す。（八・八・一六、順天時報）

財政經濟

●東省鐵路督辦　八月十一日大總統令、前きに郭宗熙を特派して東省鐵路公司を督辦せしむるを經たり該路は國際交通に關繫し護路の事宜は尤も重要と爲す必らず須らく軍事を熟悉するの大員ありて護路の各軍を節制せば方さに以て策應に資するに足る郭宗熙は躬民政に任じ以て兼顧し難し著して改めて鮑貴卿を派して東省鐵路公司事宜を督辦せしめ護路軍總司令を兼ねしむあらゆる護路の軍隊は即ち該督辦に贊成し節制調遣せしめ務めて當さに督飭して切實に整理し認眞防護以て路政を重んぜしむ此に令す。（八、八、一四、上海時事新報）

●新銀團の眞相　中美通信社云ふ世人新銀團の性質に對し每に誤會多し玆に詳かに解釋を爲し以て眞相を明かにせん。

（一）外間傳說す新銀團は一種外人執政の永久機關にしてこれを中國官吏の上に加ふるものに係ると此れ無稽の談也新銀團の意所爲へらく中國の政權は當然之を中國人の手に操るべく旁落すべからずともし一切の政務能く正軌に入らば則ち財政鐵路實業等の諸端必らずや克く妥善に臻らん此れ乃ち新銀團の深信して疑はざる者なり惜む所は目下行政尙ほ未だ正軌に入らざることなり現時極めてのぞむ中國迅速に法を設け一切の行政をして盡く正軌に入らしめんことを則ち中國政府人民及び銀團に於て均しく

利益あらん也。

(二) 新銀團は決して把持壟斷の意なき也新銀團は既に中國に在つて業務を經營す自から必らず中國財政の整理完善を期望せん中國の爲めに計るは即ち銀團自身營業の安全の爲めに計る所以なり査するに近年中國政府は實業の名に託し鉅款を借入し隨意に支用し究詰すべきなしかくのごとき浪擲虛耗は財政整理の旨と愈々趨りて愈々遠し新銀團は此事の關係重大なるに鑒み故に法を設け濫借の弊を杜絕せんことを主張す凡そ一切の政治或は實業借款は均しく應さに隨時宣布公開辦理し並びに實在の用途を聲明し一借款を辦ずれば一事の益を得せしむべし新銀團の此主張を爲すは決して壟斷を欲するに非ず實に濫借の害に免かれしめんと欲するなり中國負債の實在狀況は則ち銀團方さに能く政府を協助し財務行政をして整理の望あらしめ人民の政府を信用するの心をして益々鞏固ならしめん工程包辦及び材料採購の二事に至つては新銀團更らに壟斷の意なし新銀團は包辦の一項をもつて排除し新銀行業務及び借款業務の外に於て明かに界限を定め混淆するなからしむ新銀團は僅かに投資の事を辦じ投資穩妥を以て前提と爲し中政府と借款の條件を商訂す借款交付の後に至り即ち應さに公開投標方法を採用し商を招き工程材料を承辦せしむべし此の如く辦理せば中政府は兩種の利益を得べし(一)普通商場の行市に按照して鉅款を借入す(二)招商投標、工程材料承辦は最優の合同を訂立すべし、之を總ぶるに新銀團は力めて壟斷の弊を矯め凡そ各國銀行公司の自から中國に投資せんと願ふ者は一律銀團加入を歡迎す他國の華に在つて鉅額の投資關係ある者は新銀團亦決してその加入を拒まざる也。

(三)外間傳說す新銀團は各國在華の勢力範圍を鞏固にせんと欲するなりと更らに無稽に屬し適々その反を得たりと謂ふべし新銀團はその各本國の勢力を增長せざるを以て目的と爲し實に各國の資力を集合し以て中國政府を協助するを以て目的と爲すなり。

(四)近ろ時務に留心するの外人あり中國要政の整頓辦法に就きその心得に基づき著して說帖及び計畫書を爲くり以て公衆の研究に供さる者あり外間察せず以て新銀團議決の事項なりと爲す知らずこれ皆個人の意見にして僅かに討論の資料たるのみ銀團の規畫と涉るなし界限分明混じて一談と爲すべからざる也。

以上は各界の誤會を辦明するに係る玆に再び新銀團の計畫をもつて列擧すること左の如し。

(一)新銀團は各國の資力を聯合し一致して中國政府を協助せんと擬す各國の在華勢力範圍の弊を査するに各國本國の資金を以て僅かにその本國の勢力を發展せんことを圖り各自謀を爲し即ち中國の利益を顧及する能はず新銀團は根本上より改總更張し以て銀團自身事業の利益を謀らんとす應さに中國政府を鞏固にすることより入手すべしもし中國政局平定し人民生に安んじ業に樂しむを得ば則ち工商以て發達することを得而して各國得る所の利益自から必らずこれを勢力範圍存在時代に較べて更らに優厚

ならん勢力範圍の制は各國利害の衝突に因りて羣相挾持して競爭激烈に各方の損失甚だ鉅なり今新銀團は中國の利益即ち各國の利益なるを認む故に各國應さに一致して中國政府を協助して款項を供給すべきを主張すもし能く要政を推行し經濟を發展せしめば勢力範圍の制以て破除すべくその禍害即ち隨つて以て消弭すべし新銀團懷抱する所の計畫此れその一也。

(二)新銀團は行政或は實業借款に對し均しく承辦せんと擬す新銀團既に中國財政の整頓及び信用の鞏固を希望するを以て宗旨と爲す則ち中國利益のために計るにあらゆる行政及び實業借款は自から應さに銀團に委託辦理するを以て較々妥善と爲すべし即ち然らずしてもし他方面に向つて款項を訂借せば亦應さに開誠布公隨時銀團をして眞相を悉すを得せしむべし新銀團の職務既に投資を以て限りと爲し決して特權利を要求するの欲望なし故にその商訂する借款條件は悉く普通商業借款に照し辦理す但し他方面の特殊權利の欲望を挾有して來る者は必らず故意に表面上優惠の條件を訂立せんその借款條件中に於て失ふ所の者は特殊權利中に於て償を取るべければ也もし中政府がその借款條件の表面上の優異を貪り給するに特殊權利を以てせば覬覦者紛起し仍ほ必らず勢力範圍の局を釀成し弊害之に隨はん矣今新銀團は中國の利益を以て利益と爲し且つその地位資格均しく各國の信仰する所と爲るもし中政府新銀團に向つて款項を訂借せば則ち各國の信用を得べく各國均しく能く中國財政の正軌に遵循するを深信し妥善處理せば世界各獨立大國と相同じ是に於て中國行政實業のため正當に需要するの款は各國資本家必らず踴躍應募せん新銀團既に中國財政の日に整頓に就き以て中國の信用を維護せんことを希望す則ち當然中國があらゆる借款をもつて承辦せしめられんことを希望せんもし特別の情形によりて須らく他方面に向つて借款すべくんば亦不可なし但だ中政府は應さに此種の借款情形をもつて詳細銀團に通知し以て接洽に資すべしもし從前浪費の積習を改めず仍ほ其他方面に向つて借債を濫行せば中國の財政永く整理の希望なからん。

(三)査するに新銀團は各國在華投資の關係ある多數重要銀行公司の組合より成りその信用政府と相等し故に能く極重大の責任を擔負す且つ新銀團は各國政府の援助を得有すもし中國新銀團に借款辦理を委託せば各國政府と平等交涉の利益を得べし新銀團既に特殊權利の欲望なし又各該本國勢力範圍を鞏固にするの意嚮なし外間傳說する所の新銀團は中國を瓜分し政府を危害す云々の謬說に屬するを徵するに足る新銀團は自から責任の重大なるに顧りみ中國を補助するを以て宗旨と爲すあらゆる中國政府を損害する處の者は必らず之を除去せしむ新銀團辦理事項に至つては一切力めて公允を求む亦當然の事也。

(四)新銀團は決して中國を統治し或は中國の行政を監督するの意なし新銀團の注意する所の者は僅かに投資の穩妥に在るのみ投資の穩妥と否とは全く政府行政の妥善と否とを視て斷と爲す故に新銀團の中國政府に希望する所の

者は兩事あり（一）財政行政事項は均しく應さに公開辦理すべし一切の詳細情形は均しく應さに實に從つて宣布し以て弊混を防ぐべし（二）全國官吏の任用は應さに材能操守を以て標準と爲し並びに應さに保障辦法を明定し有用の士をして其位に久しきを得せしむべし以上の兩事は應さに中國政府より自から擧辦を行ふべし多事の秋に處しては國家行政の樞紐は必らず須らく十分妥善方さに以て事變に應ずるに足らんもし切實整頓する能はずんば則ち必らず主權旁落徒らに虛名を擁するを致さん新銀團は投資の穩妥のために起見し政府が上列の二事を以て切實推行せんことを希望す且つ政府は人民に代つて財政を經理するもの當然經理の詳情をもつて人民に報告し以て委託に負かざるを示すべし此れ各自由國政府の當然行ふべきの事而して銀團は既に投資に從事す且つ中國財政の整理を希望す故に亦中政府の財政詳情をもつて實に從つて宣布し並びに銀團代表をして帳目を調査しその國家豫算と相符するや否やを驗せしむるの機會あらしめんことを希望す査するに豫算は國家政會の繫る所必らず須からく切實に遵守して方さに體統を成すべしと爲すもし査出を經て虛帳を揑造し不盡不實の弊あらば則ち中政府必らず立ろに法を設けて糾正すべし若し此くの如きに非ずんば財政決して整理に由なし財政公開の亟かに應さに辦理すべき者の一なり吏治の整頓に至つては亦要圖たり凡そ才具優長に操守謹嚴なる者は應さに其位に久しからしめ與ふるに保障を以てすべしもし舞弊の者ありて一たび査實を經ば立ろに黜革すべく稍々瞻徇するあるべからず官吏の給俸に至つては亦當さに優に從つて訂定すべく亦杜弊の要着たり必らず此の如く辦理せば吏治方さに能く良好なるべしもし財政公開され吏治良好ならば新銀團の投資穩妥にして目的達到すべく中國の政治昌明に國運隆盛ならば中國人民の福なり新銀團の中國政府に對し期望するの各節と中國人民の期望要求するの各節と符節を合するがごとし故に斷言すべし新銀團の主張と中國人民の意思とは毫も牴觸の處なしと。（八・七・二九、民國日報）

●二千四百萬墊款　舊銀團成立期間は六月十八日に於て業に已に滿限となれるが新銀團成立以前舊團はすでに展期繼續し新團成立の時に至ればたゞちに消滅を行ふに決定せり舊團の延長は關係至つて重要なり近日北京の消息に北政府は財政の奇窘を以て極力法を設けて舊銀團に向つて借款を磋商せりと此の借款は即ち將來新銀團善後大借款の一種墊款なり此墊款の用途は上年施欠の各項經費及び短期利息補發なりと茲に査するに此等の消息は殊に因無きに非ず而してその發動は仍ほ日本に在りと日本の對華方針は將に變更あるべく寺內內閣の方針行々將さに復活せんとすとの說旬日以來已に中外外交界に傳遍す而して墊款の說適々亦此時に於て發生す二者自から恐らくは關係無くんばあらず否らざれば則ち日本銀行界は未だその政府の許可を經ずして斷じて遽かに投資せざる也。墊款の數目は或は云ふ總數二千四百萬元にして六ヶ月に分つて交付すと即ち每月墊款四百萬元也此項の數目は舊銀團と北政府財政當局と已に具體的接洽あり久しからずして當さに實現すべしといふ。（八・七・二九、民國日報）

彙報

自八月一日至八月十五日

講和問題

▲無條件批准希望　（二十四日タイムス社發）　華盛頓來電＝紐育タイムスの報道に依ればウイルソン氏は二十二日病氣を推して上院議員と會見し之に語りて曰く予は山東問題に關し予の希望する解決法と英佛兩國と日本との協定との間に融和妥協を來すべき統一の方法として彼の山東問題解決案を提議したりと尙大統領は日本が決して山東を無限に保有するものに非ざるを保障し對獨條約を原文の儘批准せん事を繰り返し希望せり。（五日、東朝）

▲ウ氏と山東聲明　（二十三日紐育特派員發）　華盛頓來電＝昨日ウイルソン氏は共和黨上院議員に對し左の如き報告を爲したりと傳へらる「山東問題解決に就ては氏は單獨全責任を負ふべしロイド・ヂョーヂ、クレマンソー兩氏は英佛二國は日本と密約ありとの理由を以て山東問題の討議に加はることを辭したり故に山東に關する事項は全然ウイルソン氏に委任せられ氏は親しく日本委員と交涉を遂げ日本に山東を與ふる事に同意したるなり」と但し本日大統領祕書チュマルチー氏は右の風說に關し何等の言明を爲す事を避けたり大統領は又上院議員等に對し左の如く語れりといふ「支那に於る獨逸の權利に對する日本の要求は頗る强硬なりき曰く若し日本が支那に出兵して獨逸を放逐せざりしならば英國は獨逸を支那より掃蕩する迄濠太利及新西蘭より佛蘭西又はメソポタミヤに兵を送ることを得ざりしなるべし又日本が此重大任務を果さゞりしならば歐羅巴に於ける聯合軍の行動は非常に困難に陷り太平洋に於ける聯合國及中立國海運の窮苦亦甚だ大なるものありしならん而して日本は一定の時期に於て山東より撤退すべき事を近く聲明すべし」と（五日、東朝）

▲ウ氏責任否定　（二十三日國際社華盛頓發）　大統領ウイルソン氏は山東の取極めに對し責任ありとの報道を否定したり大統領官邸よりの發表に依ればウイルソン氏は却て山東條項の變更を試みたるものなりと。（五日、東朝）

▲ロ氏山東解說　（二十四日合同通信社發）　華盛頓來電に曰く上院民主黨ロビンソン氏は上院に於て講和條約中の山東に關する條項を解說し日本は山東に於て只四百平方哩を其の管下に置き十六萬五千人（？）を支配するのみ支那は膠州灣に於ける主權を獨逸に讓り渡さゞりしことを主張せるが千九百十五年の日支條約に依り支那は膠州灣に關する日本の如何なる協定にも服從することに同意せり。（五日、東朝）

▲山東還附妥當　（伯林特電卅日發）　日本現內閣は山東還附に對し政敵加藤高明子より對支政策を攻擊されつゝありとの報道英紙を通じ伯林に達したるが當地諸新聞は之に關し今日迄の所何等の評論をも加へず單に報道として掲載しつゝあり予（上西特派員）の面會せる多數の政治家新聞記者逹は一樣に

　無法なる講和條約を無條件に取納せる獨逸は山東問題が如何に解決せらるゝとも何等介意する所にあらざれども極東の平和てふ見地よりすれば山東還附は日支親善の爲頗る喜ばしき事にして之に依り常に日支間の不和を利用せんと策しつゝある第三者の策略成就の機會を殺ぐものなり。

と語れるが此種の見解は獨り政治家のみならず其他多數人士も同樣にして是れ獨逸一般の輿論なりと見るべし。（五日、日日）

▲山東密約否認　（巴里電報卅日發國際通信）　牧野男に代り本日松井大使は某巴里新聞紙上に發表されたる陳述を正式に否認せり同紙は紐育通信員よりの報道を揭げたるが右報道に曰く支那の權利に關する問題に就き英國佛國、伊國、露國及日本の間に一千九百十七年祕密條約締結され又更に一千九百十九年英、佛、日各國の間に諒解成り之に依つて如上の諸國は山東に關し日本側の要求を支持すべく企圖したりと右に就き松井氏は何等斯くの如き協約成立し居らざる旨を言明せり。（五日、日日）

▲靑島邦人大會　（靑嶋特電三日發）　市民主催の靑嶋在留民大會は三

日午後三時より市民會にて開催出席者約二千名にて左の宣言決議を滿場一致を以て可決し散會せり。

△宣言　世界の平和克復せられたり東洋の安寧尙保つ可からずんば帝國の參戰の大義何れにか存せん之れを以て苟も讓る可らざる我地步を堅持し隣邦の自覺を促し和局の歸結を全うせしむるは日支共存の大道なり並に山東全線の同胞と共に誓つて國家外交を援助し國民の福祉を擁護せん敢て之れを中外に宣ふ。

△決議　講和條約及日支協定に基き山東に於て帝國の享有す可き當然の權利を確保せん事を期す。（五日、時事）

▲米紙日本外交の巧妙を稱す

（二十六日紐育特派員發）講和條約の効力發生後三箇月間に於て獨逸より山東に關する書類を受領するに非ざれば日本は膠州返還につき豫め何等の誓約を爲すを得ずとの出淵代理大使の聲明に對し一新聞は評して曰く日本の巧妙なる外交は米國上院を窮地に陷れたり若し日本が條約批准後三箇月を經る迄何等の陳述を爲すべき義務を有せずとせば上院は日本より如何なる種類の陳述をも得る以前に條約を批准せざる可らず若し上院が條約を批准せざれば日本は全然陳述を爲す義務を有せざるべし云々因に出淵代理大使の聲明に頓着なく上院議員ペリサー氏の大統領訪問後の聲明に依り山東問題は近々都合好く解決すべしとの報道繰返され居れりイヴニング・ポスト在華盛頓特電に曰く日本は陳述を爲すか又は一定の時期に膠州を支那に還附すべきを誓約せる書類を發布すべき旨の承諾を米國に爲すべしと昨日スペンサー氏が大統領に提出せし山東に關する保留の全文下の如し。

保留を爲して對獨講和條約を批准するに當り上院は第百五十六、百五十七、百五十八項の存在を深く遺憾とす蓋し同項目は山東半島の領土及人民に對する廣汎なる權利、權力占有權を日本に附與するものにして該半島に住する三千六百萬以上の支那人の眞の權利及年來の希望を無視す是れ支那共和國に對し不公平なる處置にして且世界將來の平和を威嚇するものなり此一目瞭然たる不正行爲は速かに之を再考し改訂せん事は合衆國の切に希望する處なり。（五日、東朝）

▲山東條項訂正か

（二十五日國際社育發）米國聯合通信の報ずる所に依れば大統領ウイルソン氏は共和黨上院委員スペンサー氏と會見し共和黨の提言にかゝる講和條約及び國際聯盟中の留保事項に就き熟慮すべきを約したるが其中には出來得る限り速かに山東の取極めを訂正する件を含めりウイルソン氏はまたスペンサー氏に對し國務省は此の件に就き本日執る手段を執るべく其結果山東の處分方法分明するものと豫期し居る旨語りたり。（六日、東朝）

▲日本聲明期待

（二十三日紐育特派員發）巴里來電＝支那は講和條約に調印し日本は支那に膠州を還附すべき一定の時期を聲明するならんと期待さるウイルソン氏は米國講和委員に對し適切なる訓令を打電したるより同委員は本問題に就て日本委員と協議したるが日本委員は近く是に關する確乎たる聲明を發表すべきことを通告せり。（六日、東朝）

▲駐米代理大使協議

（二十五日紐育特派員發）華盛頓來電＝日本大使館の出淵代理大使は昨日山東問題に關し國務省に於て次官ロング氏と協議したり此協議終れる後何等の言明を聞かずと雖も察する處出淵氏は下の如く次官に說明したるものゝ如し曰く日本は目下山東に關して何等の陳述を爲す事能はざる立場に在り蓋し講和條約百五十八條に依り獨逸は山東の權限特權等に關する一件書類を日本に引渡すに三箇月の猶豫期間を有す而して此等の書類を手にする迄は日本政府は何事も誓言するに由なし是れ件の書類に依らざれば膠州灣及び山東省に於て將來保有すべきものゝ範圍を明確に知る事能はざればなりと。（六日、東朝）

▲出淵氏の意見

（二十八日國際社華盛頓發）駐米日本代理大使出淵勝次氏は二十八日國務卿ランシング氏と會商せり次いで氏は又米國聯合通信社代表者と會見し氏一個人として私見に過ぎずとの了解の下に山東問題につき辯じたり曰く日本は既に膠州灣租借地の主權を支那へ返還する事に決定し能ふ限り速かに此件に就き支那と交涉を開始する手筈なり唯靑島よりの鐵道は日支合辦にて共同經營を行ふべし靑島は何等差別なく一律に外國貿易のため開放さるべく而して日本は靑島に租界を得且又上海に於けるが如く各國共同租界を置かんと欲す日本は能ふ限り速かに山東駐屯軍全部を引揚ぐる決心なり以上の諸件は支那が講和條約に調印したる後日支兩國が回收地域の處分に關し協定を遂げ以て解決を見るものなり也。（六日、東朝）

▲**佛紙對日勸告**　（二十七日巴里特派員發）　亞米利加上院に於て沸騰しつゝある山東問題に關して佛蘭西新聞は多く論評を試みざるが唯デバ、アンフォルマシオンの二紙は日本政府に勸告して曰く日本が講和會議に於て口頭を以て示さば單に熱狂せる亞米利加政界を緩和して條約の批准を迅速ならしむるのみならず又世界平和の確保に貢献する所多大なるべし。（七日、東朝）

▲**山東と聯盟**　（二十八日紐育特派員發）　華盛頓電報は一樣に日本が米國の要求に從ひて山東問題に關する聲明を爲さゞれば大統領は近日中に自ら其聲明を爲すべく斯くして山東問題は解決さるべしと報じ居れり而して大統領の聲明は巴里會議に於て日本委員が三頭會議に對し斯く〳〵と口頭誓約を與へたりといふにあらんと豫期され居れり之に關しサン巴里特電に曰くホロイト氏が大統領の命を受け牧野男より山東問題の聲明を得んと努力せしも遂に失敗せりとボラー氏は相變らず山東問題にて痛烈に日本を攻擊し居りて昨日は華盛頓の一教會に於て演說を試み山東は第二のアルサス、ローレンなりとか米國人は之が爲には日本と戰爭を辭せずとかの暴言を吐き居れりタフトヒユーズの兩氏はルート氏と同樣國際聯盟に對しては保留を必要とする意見を發表せしも山東の條項兎角の厚意的聲明も何等の効果無きのみならず一層支那をして增長せしむる結果となるべし外相の聲明は支那に對してなされたると見るよりは寧ろ英米を主眼としてなされたりと云ふべく英米の輿論が如何なるにもせよ日本にして靑島問題の解決に一點の疚しき所無き以上聲明を繰返すの必要無く之を繰返せば繰返す程日本の弱點を告白するに均しく徒らに足許を見透かさるゝの愚策を遺憾とする者多し。（七日、東朝）

▲**買被られし山東利權**　（倫敦電報卅一日發國際通信）　クオータリー評論は山東問題に就き論じて曰く

山東問題の解決により山東は事實上日本の有に歸し支那の獨立は消滅し日本は一切外國より石炭及鐵の供給を仰がざるに至るべく近き將來に於て日本は太平洋を抑制すべき艦隊を建造し得べし西半球に於けるモンロー主義の一種を正當なりとせり是等の關係を默認したるは講和條約中の憂慨すべき諸點の一なりと。（七日、日日）

▲**山東問題讓步**　（上海特電五日發）　デーリー・ニュース紙は曰く目下日本の知識階級には世界の大勢に鑑み山東問題に就き讓步すべしとの意見を懷くものあり實業家にも贊成者多きが右は全く排日運動にて苦き經驗を嘗めたる結果にして喜ぶべき現象なり。（七日、日日）

▲**團匪賠償金使用法**　（上海特電五日發）　支那講和委員陸徵祥氏は義和團事件賠償金使用方法は教育費に止まらず慈善建築に使用し得可く目下討議中なりと北京政府に打電せり。（八日、時事）

▲**濟南邦人起つ**　（濟南特電六日發）　在留邦人三千名は山東問題解決の結果を憂慮し是が解決如何は帝國の消長に關するは素より直接山東在住同胞幾万の死活に關する重大問題なりとし昨日外務當局に陳情書を提出せり要項左の如し。

一、山東が完全に治安を維持され內外人の生命財産を絕對に保障さるゝ迄駐屯軍隊を存置されたき事。

二、山東鐵道の善後處分と共に沿線重要の土地を開放せしめられたき事。

三、濟順高除兩鐵道の速成を期する事。

四、濟南商埠地を擴張せしめ工業的發展に資し倂て商埠制度を完全ならしむる事。

其他郵便電信に關する件奥地重要都市開放に關する件等にして靑島處分に就いては直接言及する所なし。（八日、日日）

▲**所謂山東協約**　（二十九日紐育特派員發）　山東問題に關し大統領は昨日議會に於て民主黨上院議員に對し「危機は生ぜず、諸君、間もなく具體的の發展を爲すべし」との文句を繰返せしのみにて何等明確なる意見を示さず又豫期されし日本政府の聲明も未だ來らず依つて出淵代理大使が昨日個人的意見として聯合通信社員に語りたる下の談話が即ち巴里會議に於ける紳士協約を發せしものと觀察され居れり曰く、一、日本は膠州租借地を支那に還附すべし、二、日本は此目的を以て事情の許す限り速かに支那と交涉を開始すべし、三、靑島、濟南府鐵道は日支協同に經營すべし、四、靑島の港は差別なく各國に開放すべし、五、日本は靑島に日本租界を設け又外國租界をも設くべし、六、日本は山東駐屯の軍隊を全部實行し得るに至るや否や撤退すべし、七、支那は保留を爲す事なくして直に對獨講和條約に調印せざる可からず、八、支那は山東の處分に關し日本と協約を結ぶを要す。（九日、東朝）

▲**對日密約を知らず**　（七日シトニー特派員發）　華盛頓來電＝國

務卿ランシング氏は上院外交委員會に語て曰く米國の考案せる國際聯盟案はヴエルサイユに於る講和會議に提出されざりき米國は山東省の利權を日本に讓步すとの日本と聯合國の祕密條約を知らずして石井子と協約を締結せるものなりとランシング氏は又曰くウイルソン氏は國際聯盟委員が山東協約に對し抗議をなせる事を確認せり。（十日、東朝）

▲平和公布手順 ・（六日北京特派員發） 對獨平和恢復案は既に國會を通過したるを以て政府は右命令を七日の國務會議に諮りて公布する筈にて同時に駐支北京各國公使に其旨通告すべしと。（十日、東朝）

▲顧維鈞の無茶 （六日北京特派員發） 顧維鈞は單獨にて中央に打電し既に對獨條約調印拒絕したる以上今後調印の必要なし國際聯盟に加入せば萬事を解決するを得べし山東問題に關し日支間に交涉するは不得策なれば此際慎重の態度を持すべしと云へり。（十日、東朝）

▲議和團賠償金問題 （六日北京特派員發） 在巴里陸徵祥より義和團事件賠償金處分問題に關し巴里に於て委員會組織されたる旨の報告あり政府は右の會議に支那代表として外交部參事王璋岐を參列せしむべしと。（十日、東朝）

▲山東交涉準備 （七日北京特派員發） 濟南交涉員は從來道臺の兼任なりしが日支の關係重大なるに鑒み今同中央政府直轄の交涉使署を設け山東問題解決の下準備を爲さしむることに內定せり。（十日、東朝）

▲日本聲明默殺 （七日北京特派員發） 內田外相の聲明は北京に些の反響を見ず一新聞が「朝三暮四」と題して冷笑したる以外他の漢字新聞も英字新聞も事實を報道したるのみにて一言の批評をも加へず一般に之を默殺するの觀あり政府當局に於ても殆ど聲明に重きを措かず唯聲明中新たなる點は共同租界設置にある如く單に考慮中とあるのみにては不十分にて此點に關し更に責任ある外相の明確なる再聲明を期待せざるべからず然らざる限り聲明は幾度か繰返されたるものと大同小異のみ支那に於ては何等の價値を認め難しと唱へ居れり隨つて今同の聲明は直接支那側の追調印問題に影響を與ふるが如き事なしと思はる。（十日、東朝）

▲對墺調印延期 （北京特電八日發） 七日の國務院會議に於て對獨戰爭終了宣言案文を付議したるが陸徵祥氏より對墺條約は五日調印の筈なりしも一週間延期し十二日調印に變更せりとの電報到着せる爲右宣言案は對墺條約調印後公布する方穩當なりとの說出で當分發表を見合はすこととゝせり。（十日、日日）

▲對獨戰終了宣言起草 （北京特電七日發） 支那政府は茲に兩院を通過せる對獨宣戰狀態終了宣言文を起草したり。（十日、日日）

▲ウ氏日本聲明評 （八日國際社巴里發） 華盛頓來電＝大統領ウイルソン氏の發表に曰く牧野男及び內田子は山東に對する日本の政策は一九一五年の日支協定の履行如何によりて左右さるゝものとは述べ居らず予が同意を宣言せし事實を以て米國政府が一九一五年及び一九一八年の日支諸覺書に基く政策に同意せしものと解し得べきにあらず內田子の山東に關する明瞭なる陳述は當に凡ての誤解を一掃すべきなり。（十一日、東朝）

▲日本聲明嘲笑 （八日北京特派員發） 八日の北京デーリー・ニユースは內田外相の聲明に對し一論文を揭げて外相の言を以て「誤魔化しの言草」と爲し最後に考慮中の一言を捉へて獨逸政府と雖も亦過激派と雖も平和を欲し理想的國家を造る事を考慮し居るに相違なしと揶揄し青島に必要なるは外國租界の設置にあらず支那に殖民地又は租界を設くる時代は既に去れり吾人の欲する所は支那の完全なる行政權を回復し青島をして自由港とし各國民に對し差別なき商埠地たらしむるにありと論じ又晨報は是れ日本が名を捨て實を取らんとするものにして日本は今日尙獨逸主義を以て支那に臨むものなりと妄斷し日支の親善は山東に於ける一切の政治經濟の權利を無條件にて支那に還附し尙二十一箇條を取消すにありて初めて實現すべしと極めて虫のよき言を弄し居れり。（十一日、東朝）

▲支紙附け上る （北京特電八日發） 晨報は論じて曰く日本は英米の輿論が山東問題に反對し殊に米國の上院の形勢非なるを見て不安を感じ將來國際聯盟の問題となるを恐れたる結果內田外相の聲明を見るに至りたるが是れ實に支那政府及國民を愚にするものなり外相の所謂青島還附問題は民國四年の日支交涉民國七年の日支交換文書に根據せるものなるも右條約は武力壓迫の結果にして世界公論の反對する處外相の之を根據とせる眞意解し難し若し日本當局が其武力を以て支那を壓迫し世界に抵抗せんとせば獨逸式の侵略政策を行ふも可なり支那は白耳義の如き行動に出で遂に亡ぶるも尙餘榮あり

世界の正義は遂に支那を助くべし若し日本にして獨逸の失敗に顧みなば毅然として青島全部及山東に於て占有する一切の政治經濟的權利を無條件にて全部還附し民國四年の日支條約其他を癈止せよ支那は青島を獨逸に與へず獨逸は未だ與へられざる主權を日本に讓る能はず卽ち日本が山東半島の完全なる主權を支那に還附すと云ふは無意義なり更に吾人は日本の滿洲に於ける行爲に慊らず吾人は山東を第二の滿洲たとしめんとするに忍びざるなり我國民は正義は必ず強權を挫くの精神を以て飽迄屈せざるべし云々。（十一日、日日）

▲上院共和黨態度　（一日紐育特派員發）　講和條約に對する共和黨上院議員の態度未だ定まらず少くとも下の三派ありと云はる一は國際聯盟及び山東條項に於る修正を主張するものにしてジョンソンボラーブランデヂーモーセ等之に屬す此等は若し其主張が共和黨に容れられざる場合は脫黨して新政黨を組織せんと風說せられ居れるものなり二はルート氏の主張に依り明確なる保留を爲さんとするものにしてロッヂ、ノックス其他保守的共和黨員之に屬す三は解釋的又は穩和なる保留を爲さんとするものにしてマッカバー、スペンサー氏等之に屬す昨日右の第三派に屬する七名の上院議員は會議を開き第十條のモンロー主義は純然たる國內問題たり聯盟は二箇年の豫告を以て脫退し得との條項に就き保留を爲すべき協議を爲せしが本日更に協議の上之を共和黨領袖等に提出する筈なり第三派上院議員の言ふ所に依れば共和黨上院議員の中穩和的保留の贊成者廿名程ありと云ふスペンサー氏は殊に山東に關し註解的保留を大統領に提出せし者なるが本日の會議に於ては山東に就き何等の相談なかりき共和黨の新聞は昨日の會議を以て共和黨上院議員が悉く保留に一致せるの證據なりと喜び民主黨の新聞は之に反して共和黨の國際聯盟反對熱は冷めつゝあるを示すものなりと稱し居れり大統領は上院議員との會見に於て日本が山東に關する陳述を近々發表すべしと繰返へし居れり。
（十二日、東朝）

▲山東問題の說明　（八日華盛頓發）——大統領ウイルソン氏は山東問題に關し今夜左の如き說明書を發表せり（十一日某所着電）

米國政府は山東に關する日本將來の政策に就て內田外相のなせる明白なる聲明を多大の興味を以て見たり此種の聲明は該問題に關し集積され來りし多くの誤解を除去するに與りて効あるべし然るに該聲明中千九百十五年の日支協定に關し言及しありしも之れは山東に關する講和條約の條項討議されし當時巴里に於て發生せし經緯に依りて註解を加へざれば誤解を生ずる虞あり故に予は內田外相の聲明を次の如く補ふの自由を有せんとす。

該問題が主たる聯合與國首腦の間に決定されし四月三十日の會議に於て日本委員たる牧野男及び珍田子は予の提出せる質問に答へて宣言して曰く日本の政策は山東半島を完全なる主權の儘支那に還附し唯だ獨逸に許與されたる經濟上の特權と青島に於て通常の條件の下に居留地を設定するの權のみを保持し鐵道所有者は單に運輸上の完全を確保する爲め特務警官を使用すべく該警官は決して他の目的の爲め使用されざるべし此等の警察隊は支那人及び同鐵道會社重役が選任して支那政府の任命せる日本教官より成立すべしと內田子爵は此政策が決して其言及したる千九百十五年の協定の實行を條件とすとは宣明する所なかりき。

予は左の事實を述ぶる義務ありと感ず曰く予の承諾せし事項は一として千九百十八年日支兩國間に交換されたる文書の政策に米國政府が同意せしものと解す可らず該問題協議中言及せしは若し支那が牧野男及び珍田子の說明書に摘錄されたる政策實行する際協力を爲さゞりし場合にのみ千九百十五、十八年の協定を強制する件なりき予は勿論內田子爵が巴里に於ける討議の詳細に就き悉く聞知されたる事を疑はず而して予は同子爵の聲明を訂正するの意思を以て此の說明書を發するものに非ずして唯だ曖昧又は誤解の凡ての陰影を除去さるへき事情を明瞭ならしむる上に更に一道の光明を與へん爲めになすものなりと。（十二日、東朝）

▲調停條件修正　（北京特電十日發）　支那側の消息に依れば英米兩國は國際上の義務を重んじ第二の調停條件を提出し米國の第一次調停條件を左の如く修正せる旨報告せり。

鐵道問題　山東鐵道は支那に歸屬し津浦鐵道の例に倣ひて辦理し日本は獨逸の投下資本五千四百万馬克を支那に貸與する形式を執り技師長及會計員は日本人を傭聘し延長線契約を取消すへし。

撤兵問題　山東に駐屯する日本軍隊は二箇年內に撤兵すべし。

居留地　青島共同居留地の外別に日本の專管居留地を設定すへし但停車場は共同居留地との境界に設くべし。

鑛山問題　山東鐵道沿線の鑛山は鐵道と同じく支那より借款の形式に依り之を買戻すべし。

鐵道警察　支那の單獨負擔とすへし。

租借地　凡そ日本の膠州灣租借地に關する財產の特權は無條件にて支那に還附すへし。（十二日、日日）

▲追加調印せず　（九日北京特派員發）　北京政府は山東問題に關し各省に左の如く通電を發したりと。

（一）絕對に追加調印を爲す意志なき事。

（二）各國の調停に對しては未だ態度を表したることなき事。

（三）山東問題に關し日本と單獨交涉を開始せざる事。（十二日、東朝）

▲小幡公使を訪ふ　（九日北京特派員發）　外交部參事施履本は徐總統の內命を受け小幡公使を訪ひ對獨條約不調印の苦衷を陳べ山東問題に關しては何分にも圓滿なる解決に至らんことを希望せり。（十二日、東朝）

▲調印拒絕要望　（九日北京特派員發）　北京學生聯合會は巴里の支那委員並に留學生に對獨條約調印を拒絕せるは全國民の感謝措かざる所最初の目的を遂する迄は斷じて追加調印を爲すこと勿れ假令政府の命令あるも之を拒絕すべしと打電せり。（十二日、東朝）

▲支那人的好辭令　（巴里電報五日發）（國際通信）　支那講和委員王正延氏は支那政府の主義と組織とは世界の三主要民主國たる米、佛、英の夫れと合致するを以て支那は是等三箇國と行動を共にせん事を希望すと述べ吾人は擧國民主政體を確立せんと試みつゝあり亞細亞に於て民主政體の實施を試みたるは吾人を以て嚆矢とす吾人は是等の三大國が吾人の事業を眞に成功せしむべく援助せんことを切望すと。（十二日、日日）

▲山東鐵道公債案　（九日北京特派員發）　山東議員等は高徐濟順鐵道を回收する目的を以て山東鐵道公債發行の建議案を國會に提出したり。（十二日、東朝）

▲國務卿山東說明　（六日國際社華盛頓發）　國務卿ランシング氏は上院外交委員會の前に證言して曰く「米國は日本と聯合國との間に山東に於ける獨逸の利權を日本に與ふ可しとの協定あるを知らずして石井ランシング條約を締結したり然れども右の祕密協定を承知し居りたりとするも米國は石井ランシング條約を締結したりしならん（尤も日本の二十一箇條の要求には反對したらんも）予は將來國務省の方針に就き一陳述書を發するやも知れざるが而も聯合與國各政府の方針は結局支那の門戶開放を支持する英國外相バルフォア氏の方針と同一なり」と又ランシング氏は「米國講和委員が山東問題に關してウィルソン氏に提出せる建議書を以て抗議と稱ふるは適當ならずと」云へり（十四日、東朝）

▲支那委員と山東聲明　（九日國際社巴里發）　在巴里支那講和委員は最近山東問題に對する日本今後の方針に就き內田外相の試みたる陳述書に對して痛く失望せり支那委員は又內田外相の聲明は山東問題に關聯する雜多の誤解を一掃するに足らんと云へるウィルソン氏の意見に同ずるを得ずと稱し支那の欲する所は日本が還附期日を明示して完全なる主權と共に山東省を支那に還附すべしとの明確なる聲明なりと云へり。（十四日、東朝）

▲密約反對を檄す　（上海特電十一日發）　全國學生聯合會は各地學生聯合會に通電して陸徵祥、國際聯盟支那委員長に任ぜられんとす又芳澤氏北京に來り軍事協定の代りとして西北邊防に關する密約を締結せんとする由共に關係重大極力反對す可し云々と云ひ又昨日の同會委員會にて日貨排斥を續行すへく決議せり。（十四日、時事）

▲伍徐兩氏日本行動を非難す　（六日桑港特派員發）　支那講和委員伍朝樞、徐謙兩氏歡迎會當地支那側に依つて開かる支那人四百餘名及び多數の亞米利加人出席あり支那人の主催者は立つて山東に關する日本の行動を非難し廣東政府前司法總長徐謙は日本が全人類の好意と信用を失へりと述べ伍朝樞は支那は山東を恢復せざる間は運動を止めざるべし世界今後の平和は山東問題に懸れりと論ぜり兩氏はチャイナ號にて歸國の途に上れり。（十五日、東朝）

▲山東問題答辯　（桑港電報六日發合同通信）　華盛頓六日發電＝國務卿ランシング氏は上院外交委員會に於て種々質問に應じ米國講和委員中若干は山東に關する講和條約の條項に就きウィルソン氏に反對の勸告を爲したりと云ひ在巴里支那講和委員は米國委員に對し支那の利益を保護する樣訴ふる所ありたりと說き石井ランシング協約作成の際支那に對する日本の要求なるものは承知し居たり日本との協約は門戶開放を支持するものなりと思考す

る旨斷言し日本の對支要求及日本と聯合國との協約を知りたりとて石井ランシング協約に影響なしと說けり。(十五日、日日)

外交關係

▲**寬城子交涉の先例** (北京特電卅一日發) 外交部は國務院に對し今回の寬城子事件の交涉は左の先例に照して政府の方針を定めん事を建議したり。

(一)滿洲掏鹿事件

(二)最近發生の廣西省梧州に於ける英國副領事殺害事件

(三)宣統二年の間嶋六道溝事件(五日、時事)

▲**邦人家屋襲はる** (二日長春特派員發) 去る二十六日哈爾賓の南なる双城子陣營中の黑龍江兵二十名は同地方邦人前田某方の門を破壞し國旗を破り屋內に闖入し家人の裏門より避難せるに乘じ兵士等は目覺しき家財を強奪し引揚げたり民會長は支那警察に交涉せるも兵士などを恐れて取り合ず支那兵は益增長し暴行甚だしく危險なる爲め邦人の避難するもの多し然るに該兵の所屬營長は二十九日我民會長宅に來り部下の不都合を謝罪し且今後を嚴重に監督し不法を爲さしめずと將來の保障を誓ひて引取りたり。

▲**日本領事館に陳謝** 孟督軍及裴鎭守使は八月一日城內に於ける吉林兵と義勇軍との衝突に對し非常に憂慮し卽時特使を以て我領事館に陳謝せり。(五日、東朝)

▲**南方派と西藏** (三十日北京特派員發) 南方七總裁は四川熊克武の說に動かされ支那の西藏に於ける利害は青島に十倍するものありとなし此際支那は飽迄も西藏に於ける主權を維持すべく英國の過酷なる條件は斷然拒絕して可なりと說き尙本問題の前途憂慮に堪へざれば折り返し英國との交涉眞相を明示され度き旨龔代理總理に打電し來れり。(五日、東朝)

▲**陶道尹妥協を受合ふ** (奉天特電四日發) 吉長道尹陶彬氏は我長春領事館に對し公文書を以て孟恩遠氏の妥協は孟氏と鮑氏の代理參謀長張煥湘氏との間に完全に成立せしむる旨責任を以て聲明し來れり。(六日、日日)

▲**漢口學生の暴擧** (漢口特電一日發) 日貨排斥は尙減退せず最近湖北省にては日本品少しく賣行きつゝあれども湖南の大阪路は全く杜絕せり漢口學生は「學生」と稱する激烈なる排日新聞を發行し自ら賣子となり各商店に對し押賣りをなし商人を脅迫しつゝあり一昨夜日本綿糸綿布組合は支那同業者を招き省議會に於て會議を開きしが代表者七名の內三名は學生の脅迫に(不明)能はず一名は自用車を破壞されたり綿布商大豊は日本綿絲十五俵を汽車に積込みたるも學生の爲に悉く奪ひ去られ本日市外にて公然燒棄つる筈なり。(七日、日日)

▲**駐支公使召還** (卅日紐育特派員發) 華盛頓來電=支那駐剳米國公使ラインシュ博士は北京より歸國を命ぜられたるが是れ山東問題につき協議の爲めなるが如し。(九日、東朝)

▲**小幡公使督促** (北京特電七日發) 小幡公使は六日陳外交總長代理を訪問し排日及日貨排斥問題に關する懸案に對し支那政府は速に嚴重なる取締手段を講ずべきことを督促せり。(十日、日日)

▲**西藏交涉續開** (北京特電七日發) 六日午後四時英國公使ジョルダン氏は四川駐在英國領事テシマン氏を伴ひ陳外交總長代理を訪問してテシマン氏より西藏問題に對し英支兩國が民族の開化を援助する目的の爲互讓の精神を以て數年來の懸案を解決せんとする趣意は夙に貴國政府の承認を得たる所なるが玆にジョルダン公使と予は本國政府の命を受け前回の交涉に引續き一辦法を提出し討論を開始せんとす固より此提案たるや協議の結果讓步し難き性質たるものにあらずと前提し左の條件を提出せり。

第一 西藏の區域問題は支那政府の主張を容れ大吉嶺會議當時の地圖を根據とすべし。

第二 西藏の自治主權及英支兩國の干涉はシムラ會議に於ける當時の提案を根據とすべし。

第三 西藏の獨立と自治問題は英支兩國が代りて徹底する能はず遂は西藏兩國民代表會議の議決に依るべく英支兩國は干涉する事を得ざること。

右に對し陳外交總長代理は英國の提案に依り交涉を續開する事を承諾せりと。(十日、日日)

▲**東支沿線戒嚴令** (八日哈爾賓特派員發) 東支沿線地帶司令官プレシコフ大將は東支鐵道地帶に戒嚴令を布けり。

我祖國の敵は東支鐵道沿線に於て尙非國家的犯罪行爲を止めず少數の過激派煽動分子は多數の東支鐵道從業員及び勞働者を敎唆して同盟罷工を決行せしめ之に應ぜざるものには武器を擬して威嚇するの現狀にあり依つて予は速かに鐵道交通の復活過激派勦討を期する爲めホルワート長官の承諾を得て玆に東支鐵道全地帶に對して戰時狀態を布告す

一、本月八日午後一時を以て全線に亘り戰時狀態を布告す

二、該命令に服すべきものは東支鐵道從業員の外沿線在住內外人全部なり

三、罷業委員會は速に犯罪的行爲を止め當業者は全部勞働に復歸すべし若し命に背かば嚴律に照らして處斷す。（十日、東朝）

▲庫倫へ援兵派遣　（七日北京特派員發）　庫倫辦事大員陳毅より西北の防備手薄にして屢々援兵を電請し來るより政府は同地の形勢を重大視し七日第十三旅を出動せしむることに決せり。（十一日、東朝）

▲對外蒙策建議　（北京特電九日發）　庫倫都護使陳毅氏の電報によれば外蒙古王侯は會議の結果セミヨーノフ將軍及ブリヤト族の運動を拒絕し獨立せざる事に決したれば政府は此際宜しく恩威並び行ふの策を採られたしと。（十一日、日日）

▲伊艦小銃輸入　（北京特電九日發）　伊太利軍艦は湖南督軍の註文に係る小銃二千挺を搭載して數日前秦島島に投錨し陸揚の準備中なり。（十二日、日日）

▲西藏問題の核心　（北京特電十日發）　西藏問題の本交渉は北京に於て開始さるべく支那政府の交渉委員としてはシムラ會議に委員たりし陳貽範及外交部參事張作謙兩氏任命さるべし境界問題に就き英國は大吉嶺會議當時の地圖を根據として會議を繼續せん事を主張しつゝあるが當時英國側より提示せし地圖は青海西寧（甘肅省）川邊片馬（雲南省）を包含する廣漠なる領土擴張を示し居り之に反し支那側の地圖は前藏後藏を併せたる西藏固有の領土に極限せるものにて兩者の間に大距離あり英國の眞意何れにありや猶不明にして紛議は主として此に存するもの丶如し。（十二日、日日）

▲寬城子事件方針　（十二日北京特派員發）　寬城子事件は地方的に解決する事となり目下陶吉長道尹と森田領事との間に昌黎事件の例に照し交渉開始中の由にて吉長道尹より中央政府に致せる電報に據れば「日本の希望を容るゝ能はず解決困難なるを以て交渉を中央に移し辦理せられたし」とあり政府にては飽迄地方的に解決する方針にて陶道尹に對し既定方針に從つて解決せんことを電訓せり。（十四日、東朝）

▲日貨排斥の協議　（上海特電十二日發）　全國學生聯合會、上海學生聯合會、商工業團聯合會は昨日各團體聯合會に書面を送り明十三日各團體聯合大會を開き日本の北京政府と邊防軍事協約締結と陸徵祥國際聯盟支那代表委員長任命に就き之が反對を爲すこと及び日本品ボイコット等の各問題を附議す可しと通告せり。（十四日、時事）

▲日本人保護訓令　（北京特電十一日發）　去る六日小幡公使より南京長沙等の排日取締りを要求せるに對し國務院は九日江蘇湖南山東等の各督軍省長等に日本人保護に關する訓令を發せり。（十五日、時事）

▲排日嚴重取締訓電　（上海特電十三日發）　國務院は江蘇、湖南、安徽、山東省の排日に關し小幡公使より交渉あり之を止むるやう嚴重取締り場合に依つては實力彈壓せよと電訓せり。（十五日、時事）

南北情勢

▲總理任命案の取消　（北京特電卅一日發）　塁總理正式任命案は目下再び總統對安福派との間に意志の疎通せざる點ある爲め同案の國會提出は當分見合はせとなれり。（五日、時事）

▲孟氏遂に屈す　（奉天特電一日發）　孟恩遠及高士儐氏等は停戰命令期日滿了せるに拘らず依然自說を主張し妥協の手段を盡さざりし爲め奉天軍は再び猛烈に前進を開始したりとの情報に接し終に鮑貴卿氏代理の忠告を容れて無條件妥協を申込み來り張巡閱使も之を承諾し目下善後策に就き協議中なり。（五日、日日）

▲張孟妥協條件　（奉天特電二日發）　張孟兩氏の妥協條件は孟氏の所有財產を保護し得る程度の位置を之に與へ高士儐氏を擧げ兵を動かしたる罪は最小限度に問ふことを孟恩遠氏より提案し張東三省巡閱使は之に承認を與へたり高士儐氏が一師若しくは一箇旅團帶同の件は北京政府斷然之を拒絕

し龍頭蛇尾に終れり。(五日、日日)

▲龔氏彈劾案提出　(北京特電二日發)　已未俱樂部は總理兼財政總長龔心湛氏が二千五百萬元の民國元年公債を恣に賣却せるは違法且失當の處爲なりとし彈劾案を衆議院に提出せり。(六日、日日)

▲大馬賊團解散　(奉天特電三日發)　長春に召集されたる馬賊團約一千餘名は曩に露西亞式銃器彈藥の配給を受け伊通方面に向ひたるが其後局面一變すると共に副司令劉介臣は部下を率ゐ奉天軍に投じ正司令金鼎臣亦部下に一人四圓宛の涙金を與へ銃器を取上解散せしめたれば以後團體を組みて地方を擾亂するの憂ひなきも小馬賊團は各地に出沒して良民を脅かすことならん。(六日、東朝)

▲南方の最後通牒　(奉天特電六日發)　確なる筋より聞く所に依れば南方は北方に對し通告を發し通告接手後十日以内に總代表を南下せしめんことを要求し若し南下せしめざれば北京政府は絶對に誠意なきものと看做すべき旨宣言すべしと因に北方代表中上海に滯在中のものは施愚、江紹杰、王有齡、徐佛蘇、王克敏の五氏なり。(八日、日日)

▲陸代表陳炳焜　(三日香港特派員發)　陸榮廷は前廣西督軍陳炳焜を其全權代表として香港に止まりて北方代表と和議一切を商議すべきを命じたり之を以て北方代表は愈廣西に赴くを要せざる事となれり。(六日、東朝)

▲鮑新督軍吉林入城　(六日吉林特派員發)　鮑新任吉林督軍は五日臨時列車にて新兵三個大隊と共に無事入城し即日前督軍孟恩遠より印綬を受けたり。(八日、東朝)

▲北京臨時國會　(北京特電七日發)　新國會は八月卅一日にて會期滿了し夫れ以上延會を許さゞる規定なるを以て一先づ閉會式を擧行すべきも外交問題を口實として各議員の歸鄕を差止め九月中旬頃臨時國會を召集すべし右は内閣問題の遷延すべきを見越せると共に一方南方の舊國會が依然として繼續存在し憲法の卽決を計らんとするを監視し且若し閉會せば新國會の處分に就き不利なる結果に陷る爲なりと。(十日、日日)

▲靳陸軍總長辭す　(七日北京特派員發)　陸軍總長靳雲鵬は六日總統に謁見し辭職を請へり其辭意頗る堅きを以て聽許さるゝに至るべし辭職後は張次長代理すべしと。(十日、東朝)

▲朱氏南下勸告　(北京特電九日發)　廣東軍政府總裁より北方政府に對し南北和平會議の停頓は南方より八箇條の條件を提出せし爲なりと云ふも其實協議の餘地在るに拘らず北方代表が急遽引揚げたる爲にして北方が八箇條の撤廢を主張するに先だち宜しく代表を南下せしむべしとの急電あり政府は右に對し段芝貴氏を白戴河に派遣し急に總代表朱啓鈐氏に南下を勸誘することに決し段氏は八日夜同地に向け出發せり。(十一日、日日)

▲孫文總裁辭任　(八日上海特派員發)　孫文は七日廣東國會に宛て軍政府政務總裁辭職の電報を發せり其中には軍政府成立以來の西南武人等の橫暴を數々擧げたる後左の如く云へり。

愛に於て知る武人等は私利を計りて國富を顧みず最近に廣東人民の愛國心に基ける集會の自由に對しても日本すら朝鮮に對し用ひざりし亂暴手段を以て之を妨げたり更に武人は西南に割據する志ありて人民の政治に參與する擧を破壞して民國の名を存して實を滅ぼす事を謀る彼等は國家の授けたる權を藉り國民の惜む政治を行ひ護法の人を窮迫し地方に害し國家を欺き人格を蔑視す予彼等と護法に名を飾り　國ね類スの罪ね行ふに忍びず此に總裁を辭す以後軍政府の行動に關しては一切責任を負はず國會同志に望む發奮努力して國家の最高權を使用して國家の爲め根本的に正當の解決を爲し護法の初志に副はれたし云々。(十一日、東朝)

▲雲南軍福建攻擊　(北京特電九日發)　福建督軍李厚基氏より雲南軍二箇大隊海口に上陸し泉州を攻擊せんとしつゝあるか今や南北兩軍境界を定めつゝある際南方が攻勢に出づるは平和を破壞するものなり廣東政府に對し同軍の進擊を中止されたしとの電報北京政府に達せり。(十一日、日日)

▲徐段意見接近　(北京特電八日發)　南北妥協に就ては種々の提議あるも徐總統は先づ民國六年の憲法會議を恢復し新憲法によつて正式國會を選擧し現在の北京廣東兩國會を解散するを以て合法に近き方法なりと認め岑春煊氏等と專ら意思の疏通を圖りつゝあり之に對し段祺瑞氏も南北平和を促進する趣意に贊成し若し憲法會議が遂に北方督軍團より提出せる修正意見を斟酌して制定するに於ては異議なしと唱へ徐段兩氏の意見は大に接近しつゝありと傳へらる。(十一日、日日)

▲徐段兩氏釋然　(北京特電九日發)某消息通は曰く徐總統段祺瑞兩

氏は國家の前途を憂慮し一夕閑談をなしたる結果諒解する處あり是迄兩者の政治的意見は靈犀相通ずるものありしに拘らず一點の相和せざる點ありしは全く徐樹錚氏が中間にありて小細工をなし居たるに由る事を發見し段氏は徐樹錚氏との關係を斷絶し徐氏を西北籌邊使となし蒙古に赴任せしめ中央政府より遠ざからしむる事を諾し徐總統も亦段祺瑞氏に對し猜疑の眼を向け居りたる長江三督軍を訪て再び段氏に反對せざるやう勸誘する事を諾せり右の結果徐段兩氏の結合は一層鞏固となりたれば支那政界は玆に一生面を開き來るべき徵候ありと。(十二日、日日)

▲孫文氏辭任眞意　(上海特電十日發)　各方面の觀察を綜合するに孫文氏の政務總裁辭職は曩に民黨代表胡漢民氏が議和代表を辭したると同一意味にして陸榮廷、唐繼堯氏の實力派及政學會に對する反感より來れるものと解せらる最近軍政府の内部は頗る不統一にして陸派は最後の手段として軍政府を解散せんと目論見居れるが之に對し李根源氏等は極力反對しつゝあり又一說に依れば陸榮廷氏は陳炳焜氏を香港に派し北京政府の代表と何事か打合せを爲せりと因に孫文氏の辭職と共に胡漢民、戴天仇、朱執信氏等が今後直接政治問題を離れて勞働者及學生方面に其方向を轉換するは注目に價する所にして政治方面は孫洪伊氏が國會議員を率ゐて活動すべく豫期せらる。(十二日日日)

▲程潜氏辭職聲明　(上海特電八日發)　程潜氏は廣東國會兩院に宛て軍政府政務總裁の職を辭する旨長文の電報を發せり其理由中に軍政府内の不法軍人國會の信任せる代表を蔑視し軍政府政務總裁にあり乍ら叛人と結び或は窃に國會を犧牲とする密約を結べるあり更に會議を經ずして國會に不利なる主張をなすあり又最近に廣東人が自由に集會を開ける際軍政府の陸軍部長は軍警と提攜し公民を虐殺し其代表を拘引す予は再三忠告せるも之を肯かず叛逆人と結び國會を欺き人權を無視したり予は是等と護法の虛名を共にするに忍びず國を誤るの罪を共にし得ず玆に軍政府政務總裁を辭すと云へり。(十二日、時事)

▲上海護軍使に訓電　(上海特電十日發)　北京政府は上海護軍使に對し政府が對獨講和條約に不調印の決心を述べ省民の誤解せざる樣說明す可しと電命したり。(十二日、時事)

▲朱啓鈐氏を推す　(上海特電十一日發)　梁士詒、周自齊、王廷楨等白戴河にて朱啓鈐と會見の上、北京政府に向ひ朱啓鈐に和平會議の全權を與へんことを電請せりと。(十四日、時事)

▲總代表は王揖唐　(十三日上海特派員發)　國務院は王揖唐を議和總代表に任じ全權を附與する事に決し各代表には變更なし。(十四日、東朝)

▲王總代表權限大　(北京特電十二日發)　王揖唐氏の北方議和總代表は十二日の閣議にて決定せるものにして國務院委任證第三號即ち「王揖唐を總代表とし吳鼎昌、汪有齡、王克敏、方樞、李國珍、施愚、江紹杰、劉恩格徐佛蘇を各代表となす事を證す」及第四號「今同總代表、代表等を委任せしめ議和の進行に便する爲特に王揖唐に全權を附與する事を證す」の二通を交附し同時に廣東政府及各省に右の旨を通電したり而して王氏の總代表として特に注目すべきは全權を有する點に於て前の朱啓鈐氏の時よりも權限擴大せること是れなり。(十四日、日日)

▲王總代表等批評　(十二日上海特派員發)　十二日國務院か軍政府に宛て王揖唐を速かに上海に赴かしめ和議を開かん事を要求せるに對し新聞報は吾は唯和局の速かなるを望むのみにて總代表の何人たるを問はず唯王揖唐に對しては曾て南方の反對せると法律問題解決の困難を覺ゆると北方軍閥の代表たりしに依りて和局は依然樂觀す可からずと論じ申報は王氏が果して妥協の實力ありや新國會を犧牲となし得るや而して極力南方を制し得べきや否やを疑ふと論ぜり。(十四日、東朝)

▲孟督軍張に陳謝　(十二日奉天特派員發)　吉林を引揚げて十一日來奉せる孟前督軍は張巡閱使と會見して不本意ながらも陳謝の意を表し吉林にある財產の保護を求め同夜は張氏の招宴に臨み十二日午後五時京奉線臨時列車にて北京に赴けり瀋陽驛には孫累龍督軍を初め文武官の見送り多かりき。(十五日東朝)

▲孟恩遠天津に到着　(十三日、天津特派員發)　前吉林督軍孟恩遠は護衛將校以下三十名を從へて特別列車にて十三日朝三時半天津着直に英國租界の自邸に入れり陽以德、曹省長、張警察廳長、李長泰等前後して往訪せり。(十五日、東朝)

▲李師團長の强要　(十二日長沙特派員發)　長沙戒嚴の任に當れる

第十一師團長李奎元は半歳以上軍費の支給なく兵士の給料は既に四箇月滯り僅に數日の糧食を剩すのみとなり幾度中央に電請するも全然拒絶せられたるを以て遂に商務總會に對し二十四時間を限り米薪炭及び現金十萬元の調達を強要せり米は調達せらるべきも現金は到底出來ざるべし張督軍の手許も同樣にして兵士の不平は日に昂じ掠奪は免れ難き形勢となり市民は恐慌を來し居れり吳佩孚の兵も給料不渡の爲め既に三中隊逃亡せる由排日の渦中にある日本人は殊に危險なり。(十五日、東朝)

財政經濟及其他

▲新關稅法實施　(北京特電二十九日發)　新關稅法に關し既に米國政府よりも承認の旨通告されたるを以て愈々來る八月一日より實施する事に確定せり。(五日、時事)

▲伊支汽船計畫　(北京特電三日發)　伊太利の資本家は支那人と合辨にて五千萬法の汽船會社を設立する案を立て羅馬駐劄支那公使王廣圻氏を經て支那政府の承認を求め來りだる爲二日の閣議に付議されたるが交通部は反對の態度を執り居れり。(五日、日日)

▲借款團拒絕す　(五日北京特派員發)　過般北京政府にて二千四百萬元の借款申込ありたるに對し借款團は倫敦に於て協議の結果總て借款は新借款團の成立を俟つて解決すべし然も新借款團の成立も間近き事なれば此際は拒絕するを至當とすと云ふに決し最近此旨北京政府に回答せりと。(七日、東朝)

▲鐵道敷設請負　(北京特電五日發)河南省觀音堂より陝西省潼關に至る海關鐵道西路の敷設を日本に請負はしめたりとの報道河南省議會に傳はり河南省選出衆議院議員は該契約取消しの建議案を提出せるが右は歐洲戰爭の爲白耳義資本團が公債を募集する能はざるにより一時立替拂ひの上請負工事を爲す事となり支那資本家を選び應募せしめ資本關係及技術關係より日本人と合辨せしめたるものゝ如く眞相は未た明かならざるも河南省民は支那本土中腹に亘る河南陝西の鐵道を日本人に請負はしむるは危險なるのみならず排日の聲盛んなる今日新なる爭議を起すものなれば斷じて承認すべからずとし反對運動を開始せり。(七日、日日)

▲陝西借款說　(上海特電八日發)　チャイナプレスの記事に據れば陝西督軍陳樹藩氏と日本との間に省內の棉花を抵當とし三百萬圓の借款契約成立せりと云ふ之に對し上海支那人紡績業者等は北京政府に打電調査方を請求せり。(十一日、日日)

▲邦品取引禁止　(漢口特電八日發)　支那綿糸綿布同業會は今月より日本品取引禁止を實行し會員は五百兩を積立て規則違反者は商品を沒收さるゝこととなれり。(十一日、日日)

▲金鑛採掘計畫　(北京特電九日發)　河南省以鞏縣兵器廠督辨蔣延梓氏は軍器製造機械輸入の交換條件として米支合辨の形式にて黑龍江省北部なる某金鑛の採掘を許可せられたしと申出でたり。(十二日、日日)

▲綿業者日貨排斥　(漢口特電八日發)　支那綿絲綿布同業者は本月より日本品取引停止を實行し會員は五百兩を積立て規則違反者は沒收さるゝことゝなれり之に反對するものありしも多數の壓制に服從したり。(十二日時事)

▲洛州線の反對辯明　(北京特電九日發)　國務院は八日河南省議會に電報を發し洛州鐵道の一部の工事を日本に請負はせたるも鐵道の權利に關係なし日本と何等契約を締結せざれば誤解する勿れと電報せり右は同省議會より工事に關し反對電報來れる辯明なり。(十三日、時事)

▲米人金鑛採掘認可　(北京特電九日發)　米國資本家ライスなる者と黑龍江省鑛務督辨との間に西伯利亞境界の某金山合辨採掘契約成立し支那農商部は既に之を認可し機械は十月中旬米國より到着す可しと。(十三日、時事)

▲中華鑛業公司組織　(北京特電七日發)　熊希齡氏と英國某資本家との間に中華鑛業株式會社なる合辨會社組織され農商部は既に之を認可せり(十三日、時事)

▲支那豫算大削減　(北京特電十二日發)　衆議院に於て審査中なりし八年度豫算案は各部の審査既に完了し原案より一億五千萬元削減の大鉈を揮ひ遂に原案の收入不足二億萬元を五千百萬元迄引下げ右不足五千萬元は內債を數百萬元は借上金にて補塡する案を立て十五日の本會議に上程する筈。

（十四日、日日）

▲無條件加入あるのみ　（北京特電十二日發）巴里にある葉恭綽氏より新銀行團に關し英米佛銀行團は既に商議決し日本の加入と否とは毫も顧みる所にあらず若し日本にして加入せんとせば只無條件加入のみと報じ此際支那に於ては規模の大なる銀行資本家を作り政府之を援助して新銀行團に加入せよと云ひ來れり。（十五日、時事）

▲施肇基査辦案　（十二日北京特派員發）隴海鐵道督辦施肇基の査辦案を國會に提出さる右は該鐵道の借款を着服し工事の成績少しも擧がらざるのみならず最近某國（日本を指す）に觀音堂より潼關に至る鐵道工事を請負はしめたるは表面の口實に過ぎず其の實之を抵當として某國と借款を締結せるものにして當然査辦すべきものなりと云ふにあり尙某國請負說傳へられし以來陝西河南を初め各方面より排日運動に使用する目的を以て殊更事實を誇張して反對しつゝあり。（十五日、東朝）

▲米國と借款契約　（十三日漢口特派員發）王湖北督軍は北京政府の許可を得て米國商友華銀行と一百萬元の小借款を契約し四十萬元の前渡金を受取りたり期限は二箇年にして用途は湖南に於ける湖北軍隊解散費なりと（十五日、東朝）

大正八年九月十五日發行（毎月一日[illegible]日發行）

支那

第十巻　第十八號

要目

論　説（滿蒙除外……………………………………一―四

資　料（民國八年度歳入豫算明細表（三）五―一一
（一九一八年度の支那對外貿易（三）一二―一七

雜　録（三頭會議の決定と其の批判……一八―二一
（支那改造問題解決案（四）……………二一―二四

彙　録（フユーメと山東……………………………二五
（支那の門戸開放は米國資金によりて支持せらる可し…………………………二六
（支那留學生士曜倶樂部の宣傳…………二六
（巴里銀行團會議支那借欵を凝議す…………………………………………二七
（講和會議に於ける支那代表者……………二八

事業界（支那事業界近況…………………………二九―三四

半月史（半月間の支那重要事件………………三五―四〇

時　報（支那最近時事要項……………………四一―四五

彙　報（支那關係諸報道…………………………四六―六〇

東亞同文會調査編纂部

株式會社 常盤商會

TOKIWA CO., LTD. TOKYO JAPAN.

資本金　五百萬圓

社長　松方五郎

本社　東京銀座

電話 新橋
特長九五八番（營業部）
特長九五九番（營業部）
一三五一番（保險部）
一九七五番（電氣部）
二五八一番（外國部）
三〇〇六番（會計部）
三四四九番（總務部）
三五八二番（輸出輸入部）
三五八七番（社長專用）
三七四五番（支配人專用）
三七六二番（工業部）
振替口座東京二九八一〇番

支店 營業所 出張所

大阪市東區今橋四丁目十三番地　電話本局 特長七五五 六四二 二〇〇五
福岡市博多蓮池町十一番地　電話福岡 特長二一九三
朝鮮京城支大平通二丁目三六番地　電話京城 特長五七六
横濱市山下町二十五番地　電話本局 特長二九九四
呉市本通七丁目百二十番地　電話 六五〇
佐世保市松浦町五十二番地　電話 八三二
上海施高塔路十三の A 號

工場

岩手縣上閉伊郡宮守村大字下宮守　電氣製鐵所
豐多摩郡代々幡町字幡ヶ谷九一一　合金製作所　電話番町一七三三番

主なる取引國　支那　南洋　印度　米國　英國　佛國　伊國　露國　其他

營業概要

◆內地製品直輸出入品種目◆

鋼材類　金屬地金類　特殊高速度鋼類　鑛産物類　機械器具材料類　調帶革類　電氣製鐵
藥品塗料類　織物毛類　自動車及附屬品類　軍需品類　食糧品類　雜貨類　銑鐵

▲特殊合金　眞鍮、砲金、燐銅、燐錫、滿俺銅、硅素銅、脫酸元素合金、線鋲用合金、耐摩減合金、電氣抵抗線合金、含有鐵合金、各種耐酸合金、同用鑄作物、トキワメタル

▲鐵合金　フエロタングステン、フエロシリコン、フエロマンガニース、メタルタングステン其他

▲電熱器　家庭用電熱器、工業用電熱器、醫療用電熱器、蠶業用電熱器、艦艇船舶用電熱器、鑛山用電熱器、一般電熱裝置各種設計

坩堝類～耐酸耐火煉瓦類
耐酸陶磁器類～硅砂　銀砂一號より七號迄大小各種

外國火災保險

▲日本代理店　英國リバプール　ロンドン、グローブ保險株式會社英國サウスブリチシ保險株式會社英國スコッチシユ・ユニオン、ナショナル保險株式會社英國ニユージランド保險株式會社英國カーデアン保險株式會社佛國ルニヨン保險株式會社

▲特約代理店　英國ヨークシャイヤー保險株式會者英國ユニオン保險株式會社　英國ノース・ブリチシユ保險株式會社英國ノーザン保險株式會社英國パラタイン保險株式會社英國フエニツク保險株式會社

外國海上保險

▲日本代理店　英國ニユージランド保險株式會社英國フエニツク保險株式會社

「支那」目次　第十卷第十八號

大正八年九月十五日發行

論説

滿蒙除外……一―四

資料

民國八年度歳入豫算案明細表(三)……五―一一
一九一八年支那對外貿易(三)……一二―一七

雜錄

三頭會議の決定と其の批判……一八―二一
支那改造問題解決案(四)……二一―二四

彙錄

フユーメと山東……二五
支那の門戸開放は米國資金によりて支持せらる可し……二六

支那留學生土曜俱樂部の宣傳……………………二六―三三
巴里銀行團會議支那借欵を凝議す……………二七
講和會議に於ける支那代表者……………………二八

・事業界

中國銀行營業成積―上海取引所第一期營業成積……………………二九―三四

半月史

駐日支那公使決定―駐支米公使辭職―支那人の行政參加―對墺條約修正と支那―米上院の山東問題……………………三五―四〇

時報

（内治外交）山東政務廳長―山東交涉員―奉天廳長移動―湖南振濟令―山東教育廳長―對墺條約中の支那條項
（財政經濟）北方財政の窘況―邊業内國公債―衆議院の豫算審査書……………………四一―四五
彙報……………………四六―六〇

雜誌支那合本出來廣告

支那

自大正四年一月至六月　壹册
自大正四年七月至十二月　壹册
自大正五年一月至六月　壹册
自大正五年七月至十二月　壹册
自大正六年一月至六月　壹册
自大正六年七月至十二月　壹册
自大正七年一月至六月　壹册
自大正七年七月至十二月　壹册
自大正八年一月至六月　壹册

總「クロース」金文字入
各壹册
金貳圓八拾錢
郵稅不要

東亞同文會調査編纂部

電話芝　一二一四番
　　　　一三一五番
振替東京　九七三〇番

大正八年九月十五日
第十卷第十八號

滿蒙除外

（一）

對支新借款團組織の議提唱せられて以來既に日あり、而して滿蒙を以て該團投資範圍外に置くべしとの論漸く今に於て熾なるを見る、甚だ時機を失せるやの觀無からずと雖も、其我國當然の主張なるに於て斷じて之れを主張せざるべからざるなり。

蓋し滿蒙――正確に云へば南滿州及東部內蒙古――に於て日本が歷史上現實上特殊の地位利益を有する事は、何人も疑問を挾む餘地なき處にして、列强亦之れを認めて敢て怪しむものなく、日本は條約を以て此方面に於て投資優先權を有す。

然るに新借款團なるものは、各國資本家の支那に於て有する投資優先權を以て該團に繼承せしむるを主義とす、吾人は新借款團の此計畫を以て決して不可なりとせず、支那開發の爲には稗益す

る處少なからざるべきを信ずるものなれども、然かも滿蒙に於て我國が條約上有する優先權を該團に繼承せしめんとするに對しては、贊する能はざるなり。

惟ふに滿州は今更此に繰返す迄もなく、日露戰爭に於て我國が國運を賭して露國より奪回し、支那の主權を保有するを得しめたるものにして、且又我國の獨立の脅かされざらんが爲に緊切缺くべからざるの地域たり、從て我國が此地方に於て特殊優越の地位を有すべきは當然にして、他の列强亦之れを承認するに吝かならざるべきなり。

二

日露戰爭後滿州に於て外國資本家の種々投資計畫を試みたるの例乏しからず、即ち其著聞せるものを擧ぐるも新法鐵道錦愛鐵道計畫の如き、前淸末路の滿州實業開發（幣制革借款と合併）借款の如きあり、然かも是等の計畫に對して日本が其滿州に於ける地位を說明し、到底之れを許容すべからざる所以のものを明かにするや、孰れも之れを諒として其計畫は悉く中途に於て廢せられたりき。

更に又支那第一革命後六國借款の議あり、英米佛露獨及日本の資本家巴里に會して對支借款の事を議するや、我國の委員は滿州を以て六國借款團投資區域外に置かん事を提議し、各國委員亦之れを容認せり、只當時各國資本家代表者の會合に過ぎざりしを以て、別に之れを議決するに至らず單に日本代表者の聲明を議事錄に存するに止めたりと雖も各國資本團は各本國政府の訓令の下に行動したるものなりしを以て、此事は各國政府亦齊しく容認したりし次第なり。

斯くの如く過去に於ては實際に滿洲は帝國が投資優先權を有する地域として、帝國特殊の地位を維持し來れり。

三

上の如く實際問題に當りては帝國は能く滿州を以て我投資優先權を有する地として維持し來りしも、個々の問題ある毎に之れを爭ふは不利益なるを以て、之れが原則を明定し置くの要ありとなし、大正四年日支交涉に際し、遂に支那政府をして條約を以て此事を約せしめたり、

則ち大正四年五月二十五日調印南滿州及東部內蒙古に關する日支條約附屬交換公文に曰く

支那國政府は將來南滿州及東部內蒙古に於て鐵道を布

設する場合には自國の資金を以てすべく、若し外資を要する時は日本國資本家に借款を商議すべし、又支那國政府は前記地方各種税課（但し既に支那中央政府借款の擔保となれる鹽税關税等の類を除く）を擔保として外國より借款をなさんとする時は先づ日本國資本家に商議すべし。

と、此れによりて日本は明かに滿蒙に於て投資優先權を獲得せり。

當時の日支交渉に際し此外我國は滿蒙に於て各種の要求をなし悉く之れを貫徹し得たりしが、該交渉は大に世界の視聽を聳動し外國新聞紙に於ても盛に論議せられ、又要求中の或ものについては外國より質問等ありしも、獨り此滿蒙に關する條項については孰れの國にありても毫も異論を挾みしものなく、悉く其日本至當の要求なるを承認したりき、これ蓋し彼等が日本の滿蒙に於ける特殊地位を認めたるの結果に外ならざる也。

四

斯くの如く過去に於て滿蒙に於ける帝國の特殊地位並に之れに伴ふ投資優先權は支那並に列强の均しく承認したりし處なり、從て今回の新借款團組織に際しても、之れを其投資範圍より除外し、依然日本に於て此に投資優先權を有すべきに就いては、蓋し關係國にありても概ね異議無き處なるべく、又帝國としては當然主張せざるべからざる處なり。

抑日本の滿州に對する投資優先權は他國財團が其既に投資せる事業に關聯する事業につきて、優先權を有するの類にあらず、歷史上現實上の滿蒙と日本との關係上より、條約の明定する所に從ひ、之れを有するものにして、輕々に拋棄し得べきものにあらざるなり、又日本は滿蒙に於て特殊優越地位を有すと云ふは、畢竟斯くの如き特權を有するの謂にして、若し此特權を拋棄せんか日本の優越地位なるものは、其内容甚だ空疎となるべく、斯くの如きは到底日本國民の滿足し得べき處にあらざるなり。

聞くが如くんば政府は既に滿蒙除外の廟議を決し、之れを關係列國に傳へたるに、米國其他それに對し難色ありと、日本の滿蒙除外の主張に反對するは、之れ全く從來の歷史を無視し、條約上の取極を排斥するものなれば、恐らく斯

くの如きは訛傳なるべく、吾人は政府が飽く迄此主張を固持せん事を希望すると共に、併せて又之れを貫徹し得べきを確信するものなり。

五

世上或は既に今日の如く日本が滿蒙に於て其勢力を扶殖し了りたる以上、孰れの國と雖も、此に於て日本と競爭して投資し得べきものなかるべく、從て列國の自由競爭に委するも敢て恐るべきもの無く、今に於て滿蒙除外を主張するの要無しとの說をなすもの無きにあらず。

此說一應の理由無きにあらずと雖も、支那人の行動には往々常軌を以て律すべからざるものあり、若し滿蒙にして列國の自由投資範圍たらんか彼等は日本の勢力を排せんが爲に將來如何なる行動を採るべきか、容易に豫測する能はざるものあると共に、我國亦晏如たる能はず常に警戒を怠るべからざるのみならず、時に或は日本の優越地位の障害たるべき借款支那と他國との間に成立せざるを何人か保障するを待んや、斯くの如く日本の優越地位特殊關係が常に危險に脅かさるゝは、決して忍ぶ能はざる處にして、將來事に際して紛糾を見んよりは、今日に於て豫め滿蒙除外の議を決するを以て優れりとすべく、單に列強が侵入するの餘地なかるべしと云ふが如き推測を根據として、日本が歷史上且又條約上有する此特權を他に讓與するが如きは吾人の贊する能はざる處なり　（X、Y生）

民國八年度歲入豫算明細表（三）

第六款　正雜各捐

項目別	八年預計數	五年議定數	比較 增	比較 減
第一項　貨捐	二八五,二七九	四六三,六二四		一七八,三四五
第一目　京兆貨捐	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	—	—
第二目　直隷貨捐	一〇四,八六五	一五四,八六五	—	五〇,〇〇〇
第三目　湖北貨捐	一五〇,四一四	二七八,七五九	—	一二八,三四五
第二項　茶捐	四三二,九八七	四三二,九八七	—	—
第一目　直隷茶捐	一二,五五三	一二,五五三	—	—
第二目　浙江茶捐	四二〇,四三四	四二〇,四三四	—	—
第三項　船捐	四六,〇六九	八一,〇六九	—	三五,〇〇〇
第一目　直隷船捐	二六,〇六九	四六,〇六九	—	二〇,〇〇〇
第二目　江西船捐	二〇,〇〇〇	三五,〇〇〇	—	一五,〇〇〇
第四項　雜捐	三,五六八,二〇六	三,八九五,一九三	—	三二六,九八七
第一目　京兆雜捐	二〇〇	—	二〇〇	—

項目別	八年預計數	五年議定數	比較 增	比較 減
第二目 奉天雜捐	一九七、二九〇	三三五、三五〇	—	一三八、〇六〇
第三目 吉林雜捐	一、四五六	一、四五六	—	—
第四目 黑龍江雜捐	四二、八二七	二一、一四二	二一、六八五	—
第五目 山東雜捐	二、〇〇〇	四、〇〇〇	—	二、〇〇〇
第六目 浙江雜捐	一、七八八、八五四	一、七八八、八五四	—	—
第七目 湖北雜捐	六三一、六九八	八三九、九七七	—	二〇八、二七九
第八目 甘肅雜捐	一四一、四六七	一五二、〇〇〇	—	一〇、五三三
第九目 廣東雜捐	四四七、二八五	四四七、二八五	—	—
第十目 廣西雜捐	二三、三八五	二三、三八五	—	—
第十一目 熱河雜捐	一六、二七八	一六、二七八	—	—
第十二目 綏遠雜捐	二七五、四六六	二七五、四六六	—	—
共計	四、三三二、五四一	四、八七二、八七三	—	五四〇、三三二
第七款 官業收入				
第一項 官股收入	八四一、二三五元	六三一、一七六	二一〇、〇五九	—
第一目 京兆官股收入	五、四〇〇	四〇〇	五、〇〇〇	—
第二目 直隷官股收入	三七六、二七一	二〇六、〇八六	一七〇、一八五	—
第三目 奉天官股收入	一五九、五五〇	一一六、四二七	四三、一二三	—
第四目 江蘇官股收入	六四、六一三	六四、六一三	—	—
第五目 江南官股收入	八四、二三〇	九九、二三〇	—	一五、〇〇〇
第六目 四川官股收入	一、一〇六	一、一〇六	—	—
第七目 雲南官股收入	一四三、三一五	一四三、三一五	—	—
第八目 雲南官股收入	六、七五一	—	六、七五一	—
第二項 官辦局廠收入	一、五五二、一三六	一、四一七、八九七	一三四、二三九	—

第一目 奉天官辦局廠收入	八三,九五九	一四五,六一三	—	六一,六五三
第二目 黑龍江官辦局廠收入	一,二三六,三八八	一,〇五六,三一二	一七〇,〇七七	—
第三目 甘肅官辦局廠收入	六二,二八八	六三,一一八		八三〇
第四目 新疆官辦局廠收入	四五,八二〇	一九,一七五	二六,六四五	—
第五目 四川官辦局廠收入	一三一,一八一	一三一,一八一	—	—
第六目 雲南官辦局廠收入	二,五〇〇	二,五〇〇	—	—
第三項 官有房地租收入	一七,九九七	一六,三〇九	一,六八八	—
第一目 山東官有房地租收入	二,〇六四	一,八一四	二五〇	—
第二目 河南官有房地租收入	九,八四九	八,四一一	一,四三八	
第三目 湖南官有房地租收入	一,八〇〇	一,八〇〇	—	—
第四目 綏遠官有房地租收入	四,二八四	四,二八四	—	—
共計	二,四二一,三六八	二,〇六五,三八二	三四五,九八六	—

第八款 各省雜收入

項目別	八年預計數	五年議定數	比較 增	比較 減
第一項 內務收入	二三三,二九六元	二三三,二九六	—	—
第一目 江西內務收入	七四,八六八	七四,八六八	—	—
第二目 福建內務收入	一二〇,九七四	一二〇,九七四	—	—
第三目 察哈爾內務收入	三七,四五四	三七,四五四	—	—
第二項 財政收入	二,四〇四,九〇三	二,三七五,〇四一	二九,八六二	—
第一目 京兆財政收入	一三〇,〇〇〇	一五一,一三七	—	二一,一三七
第二目 直隸財政收入	一一三,二七九	九三,二七八	二〇,〇〇一	—
第三目 奉天財政收入	六五九,〇九四	四七二,二一九	一八六,八七五	—
第四目 吉林財政收入	三五〇,〇〇〇	三八〇,〇〇〇	—	三〇,〇〇〇
第五目 黑龍江財政收入	三,四四五	二〇,〇〇〇	—	一六,五五五

第六目　山東財政收入	一八〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	—	—
第七目　河南財政收入	一三二,二二一	一三五,七六九	—	三,五四八
第八目　山西財政收入	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	—	—
第九目　江蘇財政收入	五四,〇〇〇	一二四,〇〇〇	—	七〇,〇〇〇
第十目　江西財政收入	二四四,一三九	一三九,七六八	一〇四,三七一	—
第十一目　福建財政收入	三〇,〇〇〇	二九,二一七	七八三	—
第十二目　湖北財政收入	三一,二五〇	一〇〇,〇〇〇	—	六八,七五〇
第十三目　湖南財政收入	六〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	—	五〇,〇〇〇
第十四目　甘肅財政收入	一八,四三一	二五,〇〇〇	—	六,五六九
第十五目　新疆財政收入	三七,五九〇	四二,九九三	—	五,四〇三
第十六目　四川財政收入	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	—	—
第十七目　廣東財政收入	一〇六,六六〇	一〇六,六六〇	—	—
第十八目　廣西財政收入	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	—	—
第十九目　雲南財政收入	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	—	—
第二十目　熱河財政收入	三,七九三	五,〇〇〇	—	一,二〇七
第三項　司法收入	一,六五三,八七三	七九八,五四四	八五五,三二九	—
第一目　直隷司法收入	四〇三,三三六	一五一,〇九八	二五二,二三八	—
第二目　奉天司法收入	三四六,七三一	三二八,四八八	一八,二四三	—
第三目　河南司法收入	一四,二三九	—	一四,二三九	—
第四目　山西司法收入	一五二,〇七八	一二三,五四四	二八,五三四	—
第五目　江蘇司法收入	五〇,〇〇〇	—	五〇,〇〇〇	—
第六目　安徽司法收入	一二,〇〇〇	一二,〇〇〇	—	—
第七目　江西司法收入	六七,二八三	三三,六四二	三三,六四一	
第八目　福建司法收入	一〇〇,〇〇〇	—	一〇〇,〇〇〇	—
第九目　浙江司法收入	二三八,三五八	二〇,〇〇〇	三八,三五八	—

第十目 湖南司法收入	一四九、九三八	—	一四九、九三八	—
第十一目 陝西司法收入	五六、五四五	—	五六、五四五	—
第十二目 甘肅司法收入	三五、四三七	三二、四四八	二、九八九	—
第十三目 熱河司法收入	一三、八七九	一三、八七九	—	—
第十四目 綏遠司法收入	一〇、六二四	—	一〇、六二四	—
第十五目 察哈爾司法收入	四、四四五	四、四四五	—	—
第四項 教育收入	一四七、七九〇	六五、〇〇〇	八二、七九〇	—
第一目 直隸教育收入	四、六四〇	—	四、六四〇	—
第二目 江蘇教育收入	七五、七五〇	—	七五、七五〇	—
第三目 湖北教育收入	二、四〇〇	—	二、四〇〇	—
第四目 四川教育收入	六五、〇〇〇	五六、〇〇〇	—	—
第五項 實業收入	八四〇	一三、六〇〇	—	一二、七六〇
第一目 安徽實業收入	八四〇	一三、六〇〇	—	一二、七六〇
第六項 官款收入	八四九、四二五	三八二、八五二	四六六、五七三	—
第一目 直隸官款收入	四三、五三〇	四三、五三〇	—	—
第二目 奉天官款收入	六三九、六六二	一七四、七〇〇	四六四、九六二	—
第三目 吉林官款收入	六四、三七三	七〇、一八〇	—	五、八〇七
第四目 黑龍江官款收入	五〇	四一七	—	三六七
第五目 山東官款收入	一六、二六九	一六、三一四	—	四五
第六目 河南官款收入	九、二〇二	七、三四二	一、八六〇	—
第七目 江西官款收入	一六、〇六〇	一三、〇三〇	三、〇二〇	—
第八目 浙江官款收入	五五、四八五	五一、六四五	三、八四〇	—
第九目 湖南官款收入	二、四五八	二、四五八	—	—
第十目 察哈爾官款收入	一三、三三六	一三、二三六	—	九〇〇
第七項 雜款收入	八八七、〇四六	七九八、四六二	八八、五八四	—

項目別	八年預計數	五年議定數	比較 增	比較 減
第一目 直隸雜款收入	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	—	—
第二目 奉天雜款收入	六五九、八九七	五八一、七一九	七八、一七八	—
第三目 山東雜款收入	一〇、二六四	一〇、一五七	一〇七	—
第四目 河南雜款收入	二、一七三	一、九四八	二二五	—
第五目 安徽雜款收入	二五、〇四〇	二二、一八三	二、八五七	—
第六目 甘肅雜款收入	八五〇	一四五	七〇五	—
第七目 新疆雜款收入	三九、八七七	三五、五一三	四、三六四	—
第八目 廣東雜款收入	二九、二〇〇	二九、二〇〇	—	—
第九目 雲南雜款收入	三、六九一	三、六九一	—	—
第十目 熱河雜款收入	六一、一八〇	六一、一八〇	—	—
第十一目 綏遠雜款收入	一〇、五四八	四六一	—	—
第十二目 察哈爾雜款收入	二七、一〇〇	—	—	—
第十三目 阿爾泰雜款收入	二、二二五	一、六八五	—	—
共計	六、一六七、一七二	一、五二二、三七七		

第九款 中央各機關收入

項目別	八年預計數	五年議定數	比較 增	比較 減
第一項 中央各機關收入	一、九〇四、〇九四元	八二八、三七〇	一、〇七五、七二四	—
第一目 外交部收入	七〇、九一五	五三、八〇一	一七、一一四	—
第二目 內務部收入	八七、三四六	六七、四五八	一九、八八八	—
第三目 財政部收入	八二三、三八三	四四七、二五七	三七五、一二六	—
第四目 海軍部收入	七、四一六	七、四一六	—	—
第五目 司法部收入	六二、五〇〇	三五、四一〇	二七、〇九〇	—
第六目 教育部收入	二八六、三七八	七七、七四八	二〇八、六三〇	—
第七目 農商部收入	二二七、四六〇	一〇〇、〇〇〇	一二七、四六〇	—

項目別	八年預計數	五年議定數	比較 增	比較 減
第八目 交通部收入	八一,六九六	三九,〇二〇	四二,六七六	—
第九目 印鑄局收入	一〇八,〇〇〇	二六一	一〇七,七四〇	—
第十目 僑工事務局收入	一五〇,〇〇〇	—	一五〇,〇〇〇	—
共計	一,九〇四,〇四四	八二八,三七〇	一,〇七五,六七四	—

第十款 中央直接收入

項目別	八年預計數	五年議定數	比較 增	比較 減
第一項 中央直接收入	四二,七三七,六五二	三五,二三八,一〇五	七,四九九,五四七	—
第一目 印花稅	六,一三二,〇〇〇	五,八六四,四〇〇	二六七,六〇〇	—
第二目 菸酒公賣費	一四,五一四,九九二	一二,一三四,九八六	二,三八〇,〇〇六	—
第三目 菸酒稅	一三,七五八,七八四	一四,三五〇,四五六	—	五九一,六七二
第四目 菸酒牌照稅	二,二四四,〇七七	二,〇一二,八五二	二三一,二二五	—
第五目 契稅	三,六二八,〇八〇	—	三,六二八,〇八〇	—
第六目 牙稅	一,二九〇,六九二	—	一,二九〇,六九二	—
第七目 鑛稅	七二九,〇二七	八七五,四一一	—	一四六,三八四
第八目 屠宰稅	三九〇,〇〇〇	—	三九〇,〇〇〇	—
第九目 牲稅	五〇,〇〇〇	—	五〇,〇〇〇	—
共計	四二,七三七,六五二	三五,二三八,一〇五	七,四九九,五四七	—

一九一八年度の支那對外貿易（三）

甲　輸入貿易

以上述べたる所は昨年度に於ける支那對外貿易の梗概なり、今少しく其内容に立入り、昨年度の輸入貿易の各品に就き之を前年度に比較し以て一般の概念的参考に供せんとす。

重要商品の支那純輸入額

●綿製品

品名	單位	一九一七年	一九一八年
生金巾平織　米	反	—	七〇〇
同　英	同	一、五三九、三四七	六九〇、五六六
同　日	同	一、六二一、五二五	九四九、六七〇
同　其他	同	—	—
生粗布　同　米	同	六五、〇三三	八九、九〇〇
同　英	同	五七、八九二	八、八〇二
同　日	同	二、六一六、二八四	二、三二七、一〇三
同　其他	同	—	—
白金巾平織　英	同	二、二三四、九二六	一、五四四、〇七五
同　其他	同	五八七、九八五	六三五、六五五
同　紋織	同	九四、六五〇	一三、〇六三
同　アイリッシ	同	二六、五二七	一八、五四〇
綾木綿　米	同	二、九二五	—
同　英	同	二一、〇七九	一八、三三七
同　日	同	一、四二一、四五一	九二九、五三三
同　其他	同	—	—
細綾木綿　米	同	三、五七三	一〇、二五四
同　英	同	一六九、七七六	一二六、五二二
同　日	同	一、四五二、一六九	一、九六四、〇五二
同　其他	同	—	一九二
天竺　三二吋　英	同	一四五、〇〇六	一二三、四七五
同　同　日	同	九一五、五九一	九三四、七三六
同　同　其他	同	—	二、〇七八
同　三六吋　英	同	二五、一四三	三三、六四三
同　同　其他	同	六八、〇五一	五六、三三二
晒天竺　三二吋　四〇碼	同	二〇七、〇二五	一〇三、〇三四
カンフリツクローンモスリン白、染又ハ捺染十二碼物	同	九一、五六三	一七〇、六七三
同　三〇碼物	同	三一、五二四	一四、〇三一
同　四〇碼物	同	一五八、〇六一	一二〇、二九〇
レノース及パルザリン（白、染又は捺染）	同	六三、〇七五	五二、一一三
模様モスリン	碼	二四一、六五九	九五、九三六
●アートモスリン及クレトン（各種）	同	一四〇、九一〇	二九八、九三〇
綿更紗　平織	反	一、四九七、一七四	八三九、四六九
同　同　露國	同	一、四五六	—

捺染各種綾綿布		同	一六、二八一	四、〇四三
同　縮布		同	七、〇六〇	九、六三三
同サテイーン、レツプ其他		同	六〇、八八七	五八、六一八
耕綿布及染天竺、		同	五六六、三七三	五四二、一五六
黒堅染平織綿繻子		同	八〇二、六七三	六八二、七三七
同　綿綾繻子		同	二二二、二七二	二三八、四八四
同　綿綾絽		同	一三三、〇七九	七三、三九〇
着色綿繻子		同	三七二、一一〇	三三三、二四四
同　綿綾繻子		同	二七三、六九四	二〇四、八四二
同　ポプリン		同	八〇、一六八	九三、三一七
同　綾絽		同	四五五、六六八	五九七、三六二
紋織染綿繻子		同	一三三、五七八	九六、八七八
同　綿綾繻子		同	三四、七九一	二六、三四〇
同　ポプリン		同	三〇九、七四三	四八〇、六六五
同　綾絽		同	一八九、一一七	一四六、二六〇
金巾　無地染		同	一〇二、六八八	六九、八〇九
同　香港染		同	六一、四八二	七二、三一一
綿大幅ネル　六四吋		同	四五、九〇三	二二、七九六
綿ネル平織、染色又は捺染		同	六八六、四五六	三七四、一九二
同　糸染		同	一三七、八〇二	四八、三四五
同　同	日本	同	二〇三、二九九	九二、四一三
糸染綿布		碼	一六、七五七、九五四	八、五〇八、三七四
綳布		同	一、九一九、八六九	二、〇四五、九一二
日本綿縮		同	一、五〇七、五九〇	七二、三八三
同　木綿		同	一〇六、六四七、〇二〇	八三、八七二、七六九
支那土布		担	七、九六八	七、二九七
天鵞絨		碼	三、三九八、五八九	三、五四二、二五〇
綿毛布		枚	八三、八六八	九八、六四二
同　日本品		同	六六三、二六八	四三九、八四二
ハンカチーフ		打	六九一、一五二	四四八、〇七三
同	日本	同	六二六、六四一	五七一、八八一
タヲル		同	一五九、四九六	九一、三一五
同	日本	同	一、六二二、三五九	一、四六四、二八二
其他綿製品		碼	三、八七五、七六二	四、五九六、五七三
綿糸	英國	担	五一	—
	香港	同	三、三五一	四五一
	印度	同	九五五、七九八	三六〇、九六三
	日本	同	一、〇六五、四四四	七四五、九五九
	其他	同	一〇、五八七	七、二四五
同　瓦斯糸又は染糸		同	四一、〇六三	一七、〇一三
綿縫糸　球捲		同	八一三	七五七
同　同	日本	同	四、三九七	四、〇二八
カタン糸		グロス	五七六、五二二	四八八、八二一
綿製品價額純計		海關兩	一五八、九五〇、二六七	一五一、三八〇、四二三
●毛綿交物				
アルパカ、ラスター、オルレアン		碼	七四一、三〇五	七六五、九六四
毛布及ラツグ		封度	一三一、五七三	一六四、七七八
服地		碼	一、一八九、四四六	八九九、〇二七
ユニオン及ポンチヨークロス		同	二一一、〇四三	一三八、七七三
交織繻子		同	五七、二七一	九七、九九〇

同 金巾	同	一三五、五〇九	一四四、〇一六
其他毛綿交織	同	六六八、二六一	三四九、七七二
輸入合計	海關兩	二、四六一、三〇九	二、二一四、八六二
●毛織物			
毛布及ラッグ	封度	一六九、一一八	一七五、三七三
中幅、大幅、普幅ルシアンクロス	碼	一七、八七四	一、三〇八
呉呂及旗地	反	四、四九五	六、一四八
服地	碼	九七二、七九六	七二二、二九三
フランネル	兩	二三、三四四	二三、九一九
綾絽	反	六、九九四	三、六二六
羅世伊多	同	一四、〇二〇	三、四一三
大幅ネル	碼	三八、六〇〇	一一、〇四二
其他毛織物	同	一四五、二二四	一八六、三九八
毛糸	担	六、二三八	三、四四七
毛織物合計	海關兩	三、六七六、八一五	三、二〇一、三一九
●雜織物			
麻及綿帆布	碼	二、六九三、九三七	一、七八七、五六七
麻袋布	同	五、一一四、四四〇	四、四五四、五六八
麻布及棉麻交織	同	二三七、〇五〇	二〇八、一八二
ブラッシ及ヴェルヴェット	斤	二三、六〇〇	四三、〇九八
絹織物	同	一〇五、四〇三	一二、九六二
同 交織	同	三四九、六四〇	三一九、八四二
人造絹織物	碼	八七〇、二七〇	一、二五一、四六六
人造皮、絹、毛又は綿布	同	九九、七二五	二六八、二八五
裝飾家具布	同	四九、六七二	五五、三七〇
其他雜織物	兩	二八〇、八七一	三四三、五〇一
雜織物計	海關兩	四、三二七、七六四	五、〇三七、三三七
●金屬			
アルミニューム	担	五四	一五七
同 製品	同	三一五	二四〇
眞鍮(棒、線、板)	同	一六、三三九	一九、一五七
同 其他	兩	八七、五四〇	一〇三、三〇八
銅(棒、板、釘、線)	担	一〇、三三三	一〇、三八二
同インゴット及スラブ	同	二七、六五八	三一、四〇八
同 其他	兩	二三〇、九七七	二六四、三三八
鐵及軟鋼(新)	担	一、六一三、六九六	一、九七二、九二〇
同 (古)	同	二五五、六七七	三一七、四〇〇
亞鉛引鐵板	同	二六、五二七	六九、七四二
同 線	同	五八、八七五	八〇、五九三
鐵及鋼鐵製品	同	一四、五五一	一五、八八三
鉛(型、棒、板)	同	九四、一一三	七八、九一九
同 製品	兩	九一、七五七	一三〇、九〇八
鋼製品及半製品	担	八五、一二七	二一八、七三九
錫 (型)	同	四二、九九〇	二五、六七一
錫鍍葉鐵	同	二三八、九三〇	三一五、七三六
鐵礦石	同	四六三、五二九	二五八、〇三四
其他金物		省略	省略
金屬純輸入額	海關兩	二五、一三七、七四一	三七、六三七、一一一
●雜貨			
機械調帯	兩	三三四、二八四	五三九、七二八

海參	担	四一,六〇〇	四一,三三三
燕窩	斤	八四,八八二	九六,〇四〇
ビスケット	兩	九一,五〇五	一二五,八〇三
空瓶	同	三〇七,三八九	二七八,三三三
各種麩	担	二,三六六,八三四	一,八八七,〇三三
煉瓦及瓦	個	七,〇七〇,三〇三	八,一三八,三四一
建築材料	兩	八九六,〇八〇	九二四,一八八
牛酪	担	七,〇九四	一三,六八一
鈕釦、真鍮及フワンシーロ	グロス	二,九三五,六四六	一,一五一,〇一五
蠟燭 各種	担	四四,八九四	六二,六三一
ステアリン	同	一八,五三〇	九,八五九
セルロイド	兩	二〇一,九一〇	八五,七五三
セメント	担	七〇五,七三四	八六二,三三〇
米	同	九,八三七,一八二	六,九八四,〇二五
木炭	同	一〇一,四七八	九一,九二七
化學產品(マッチ原料、藥品及ソーダを除く)	兩	一,七七一,六六〇	一,二〇〇,一五九
陶磁器	同	一,三一八,〇三七	一,二五五,二九九
紙卷莨製作材料(莨を除く)	同	八二一,七一三	一,二八六,六五三
紙卷煙草	同	三一,二六三,〇二七	三三,九八三,五六三
葉卷煙草	同	五八九,五三六	七六三,六五八
掛及懷中時計	同	六六三,八七九	八六七,四六一
衣服帽子類	同	四,三五七,七四九	五,〇三三,四七〇
石炭	噸	一,四四四,一二四	一,〇七五,〇五五
棉花	担	三〇〇,一二八	一九〇,一一五
染料 栲皮	同	一〇三,二八九	一一〇,〇八七
同 人造藍	同	一,二九九	一,五〇一
同 植物藍	同	五二,八二六	六二,〇八三
同 蘇木	同	五〇,二一七	三八,〇六六
同 銀朱	同	二,四四二	二,二三五
同 其他染料顏料	同	一三九,〇八九	一〇七,二一一
同ペイント及ペイント油	同	一一三,一三六	八三,一六九
電氣材料及附屬品	兩	四,〇二七,二四三	四,一三三,一九四
琺瑯引器具	同	一七〇,七二三	一,一〇六,五三三
魚及海產物(海參、寒天、海藻を除く)	同	一四,一四四,七三五	三,五六六,七二七
ガソリン、ベンヂン、ナフサ、ペトロル	ガロン	一,一八三,八九五	一,一九四,二九〇
人參	斤	三八〇,七四八	三四九,三三三
窓硝子	箱	一八三,三〇二	一五六,二七一
硝子器具	兩	八三五,八四一	六〇九,二三六
落花生	担	四三四,五〇二	七〇一,四六一
小間物	兩	四六七,九四七	一,〇〇二,九七九
靴下	打	二,五四四,九四三	一,九一三,〇〇一
寒天	担	八,四四四	二,四九三
ランプ及用器	兩	七九三,六二七	六八〇,三三七
鞣皮	担	一三二,四四九	一二三,四六一
麵類	同	七五,〇六三	七一,八一一
機械(各種)	兩	五,八七一,六八五	七,七六八,二五四
肥料	担	八一七,一四六	八四四,〇三一
燐寸	グロス	一五,五九四,三二〇	一三,三四〇,八二一
同 製造原料(パラフインを除く)	兩	一,三九四,二六三	一,六四四,六八一
各種蓆	枚	四,五四七,四六二	四,二九二,九一一

品目	單位		
藥品(コカイン及モルヒネを含む)	兩	五、六九六、一二八	五、一二五、四九六
コンデンスミルク	打	四五五、五〇二	三五二、一七八
糖蜜	担	一八四、四四〇	七八、四四七
椎茸	同	一九、二二八	一八、五七〇
縫針	千本	一、一五五、〇三八	二、五二三、四一三
石油　亞米利加	ガロン	一〇七、四四六、二三九	四八、二四九、二九七
同　ボルネオ	同	九、七七七、六一四	一一、七〇〇、六九一
同　日本	同	五、四三〇、五九三	一、九四七、九七〇
同　露西亞	同	三〇〇、六七九	—
同　スマトラ	同	三三、六三三、三四六	四八、五二七、二〇六
同　其他	同	一、三三二、四七〇	一七、八六五
機械油	同	三、二八七、四九四	五、三六〇、〇二八
植物油	同	五六四、一六二	八六二、〇六七
紙(板紙を含む)	兩	六、二四九、二九三	七、二四三、五六四
胡椒(白及黒)	担	七〇、〇七〇	一、〇一〇、七三五
寫眞材料	兩	三二五、〇四九	三九九、〇〇四
印刷及石版材料	同	四六九、八五一	三八九、八八三
鐵道枕木	本	一、〇五一、二四一	一、〇一五、一二三
其他鐵道材料	兩	八八二、一七一	一、四一九、七五二
籐	担	一三六、四一六	六二七、八三五
白檀	同	九九、九三四	一三一、〇一七
海藻及石花菜	同	五九三、四八〇	七九六、三〇一
各種々實	同	六一、〇九二	五二、九五六
毛皮	枚	一、二〇六、一四六	一、九九八、五六六
靴(皮)	足	四三二、九六六	—

品目	單位		
石鹼及製造原料	兩	三、六八一、九二八	三、〇五四、九二七
曹達	担	二一六、〇三一	二三一、八九一
酒精	ガロン	一、三〇四、七五四	九四〇、六五二
文房具	兩	九七九、七三二	一、一六〇、〇九二
砂糖　赤	担	一、八八〇、五〇二	二、三五八、七一九
同　白	同	一、一一一、一〇七	一、九四〇、七三三
同　精	同	二、九八〇、三六九	四、一二五、三一三
同　氷	同	三三五、一〇三	三一四、〇三四
甘蔗	同	一二五、八七五	一五三、六四四
茶　印度及錫蘭	同	八一、二四九	一四、〇八三
同　日本(臺灣)	同	一一、六〇〇	八、四九三
同　爪哇	同	五七、四二九	—
同　其他	同	三九、一六六	二五、〇三八
電信及電話材料	兩	六四九、五二一	四七三、八二七
木材　硬	立方呎	二、八三六、三四二	三、八六九、一二一
同　軟	平方呎	七七、九三五、七八六	一〇三、六八七、七三〇
葉煙草	兩	三、六四七、二七一	五、六四八、九二七
化粧用品	同	七三二、七七四	六三二、七八六
玩具	同	五三二、九二五	七一二、六五〇
洋傘　歐米品	本	三二六、八八三	二二九、六四一
同　日本	同	二、一四五、一〇八	二、四三六、七六八
同　其他	同	七四、六三九	二八、五四三
機關車及炭水車	兩	三、五七八、一一四	七一二、七六一
鐵道客車及貨車	同	一、一九八、七三三	二、〇〇一、七八一
道路施重機關車	同	一六、八二〇	四〇七

品目	單位	一九一七年	一九一八年
自働車	同	九一四、五四七	一、二七二、九八一
自働自轉車	同	二七、〇六五	三一、九二三
自轉車	同	一三七、二六五	一二九、〇二六
其他車輛	同	七〇三、一三五	三六二、五三二
清涼飲料水	同	一七一、三七三	一六四、八〇五
パラフィン蠟	担	二一三、六五九	二一〇、二〇一
麥酒	兩	九三三、〇八〇	一、一二四、二三六
燒酒	同	六八四、三九三	一、三四一、七八八
葡萄酒	同	一、一六二、七六九	一、四三〇、一〇四
パルプ	担	六七、三〇四	三七、二二九
木材（前記以外）	兩	一、〇五九、三九八	一、〇〇七、六六六
其他雜貨（全部省略）		—	—
雜貨合計（純輸入）	海兩	二四八、八二三、八八六	三三五、〇〇二、〇二〇
輸入總計（純輸入）	同	五四九、五一八、七七四	五五四、八九三、〇八二

備考　右總計中には民船（ジャンク）にて外國より輸入せられたるものを含まざるものなり、而して民船にて外國より輸入せられたるもの左の如し。

一九一七年　三七四、〇七二海關兩
一九一八年　四二四、三五〇海關兩

三頭會議の決定と其の批判

在巴里ヘラルド特派員

巴里に在つて、熱心に極東問題の成行を視察してゐる識者は、此度の日本の要求に對する三頭會議の決定に關し、明白に二つの事實を認めてゐる。それはこの決定がかのヘイ氏の政策に對し反對の傾向を持つてゐると云ふこと、支那に對する一大打撃であると云ふ二つの事實である。

この種の觀察をなす評論家の一人が、余に語つて言ふ所は、支那は、王正廷や顧維鈞等が講和會議に於てあのやうな立派な外交をやつたにも拘はらず、何物かを計らんとして反つて自國を破滅に導くやうな行動を敢てした。そして事、此處に至らしめた責任は、かの腰弱の北京政府（それは全く腐敗した政治家に依つて圍繞されてゐる）と、かの袁世凱を頭目に戴いてゐた舊政府が、日本に强制されて締結した自殺的條約の二つにある、とかやうに言つてゐる。

余は、國際聯盟に次いで今回の講和會議に於ける難問題は、山東問題であると信ずる。この外、佛蘭西の恐れをなしてゐる二つの問題は、ライン國境問題と、伊太利のアドリアチック要求がこれである。これ等の諸問題は、講和會議の當初から暴風の中心地であつた。

米國に對する威嚇

評論家の多くは、三頭會議の公の決定書を見ずとも、又支那の政治的立場を度外視して考へても、今度の決定が米國の極東に於ける經濟的利益を著しく脅すだらうと云ふ意見に一致してゐる。且つ彼等は揚言して「再び、門戸開放の理想は、勢力範圍門戸閉鎖の前に降服し、維遜大統領の十四箇條の宣言は、全く訂正改竄されて了つた」と云つてゐる。

英、佛の講和委員は、遂に日本の山東半島要求に贊成するに至つた。彼等は、日本が威嚇して得た日支協約の効力

に對し、抗議することが出來なかつたのである。余は、今こそ斷言することが出來る。日本の山東協約は、實に過去に於ける英佛の外交の直接の結果である。即ち、この外交に依つて英國は揚子江流域の門戸を閉鎖し、佛國は江西省の勢力範圍を獲得したのである。

千九百十三年に締結された浦口信陽鐵道約定に關し、英國の某財團は、契約を破棄して、佛國が先に獲得した平等加入權を取消すに至つた。而して、當時佛國の抗議があつたにも拘はらず、この契約は全然英國の提議にかゝるものとして調印され、揚子江流域の門戸閉鎖に對する英國の代償と解釋されるに至つた。

當時北京駐在の佛國公使は、これに憤激して、かの千八百九十六年の英佛條約を無視し、純然たる佛蘭西の提議として欽州雲南重慶鐵道契約を獲得した。該英佛條約は、雲南、四川に於て、英佛の平等加入の權利を保證したものである。かくの如くにして、佛國は雲南省に於ける門戸閉鎖を復活したのである。而して、これが爲め英國は已むなく、沙市興義線の計畫を中止した。同線は佛國線と聯絡する爲めに、當時稍知られてゐた雲南の國境に在る都會、興義に於て、漢口と雲南とを接續せしめる爲めの計畫であつた。其後英國政府は、元のピッチャードモルガンの特許權を復活し、目下英支の共同事業として經營してゐる四川省の鑛山採掘の獨占權を得た。

ヘイ氏の門戸開放政策に對する第二の打擊は、千九百十四年七月十日、エドワード、グレイ卿の英國下院に於ける「揚子江地方に於ける總ての鐵道は、英國の資本に依り建設せざるべからず」との宣言これである。米國の國務省は米國人に對する門戸開放擁護の運動に干渉するが如きことはなかつたが、後に至つてこの運動に對し、不正式の反對をした。

疑もなく、この宣言は佛蘭西にとつて死活問題である。即ち、佛國外務省と、北京に於ける佛公使は、支那に對し一の契約を强要し、江西地方を特に佛國の鐵道敷設範圍として保留されんこと要求した。かくの如くにして、支那の中部及び南部の門戸は閉鎖さるゝに至つたのである。

今次の講和會議が、維遜大統領の明白なる承認を得て、日本の支那に對する戰時政策の適法なることに、色彩と形體とを與へたこ今日、日本が前に述べたやうな英佛の外交を指摘するは、誠に故ある哉と云ふべきである。日本の武斷政策の適例であるかの二十一箇條の要求は、實に青島の陷落せんとしつゝありし當時、英佛の先例に倣つて既に調製されてあつたのである。實に滿洲内蒙古、山東省福建省の門戸閉鎖を强要する日本の要求は、支那の鐵道敷設に從事せんとする米國を彼等の勢力範圍より除外せんとする英佛の計畫を、日本が單に分擔してゐるのに過ぎない。

これ實に、ロイドジオージ、クレマンソー兩氏が日支協約を破棄せんと企つるウィルソン大統領の提案を支持せざる所以である。日、英、佛は何れも共同の利害關係に立つてゐる。而して、今やこれ等の鐵道を支那に囘收し、且つこれを適宜に延長せしめやうとする米國の意圖は、空しく

諸外國の投資した（日本の對支借款は言ふ迄もない）幾千萬弗の巨額の爲めに、二進も三進も行かない破目に陷つてゐる。若しも、從來の閉鎖された勢力範圍が解放され、支那に對し公正な政策が行はれないならば、米國の支那に對する好意ある意圖も遂に成果を見ずに終るであらう。目下當地に於ける最も有力な評論によれば、平和會議に於ける理想主義は、今や最も危殆に瀕してゐる。

然しながら、形勢常に否なる時に於て、兎も角も維遜氏が日本より膠州を支那に還附し、出來る丈早く全山東省の主權を支那に還附すべしとの言質を得たことは、好成績と言はねばならぬ。しかも、彼がこの言質を得たのは日本委員が伊太利委員の例に倣つて旅行鞄を荷造りして歸國せんとする眞似事をした後のことであつた。而して、余は氏が正當な協定を成就せん爲めに、最後の瞬間迄、雄々しく戰つたこと、及び出來る丈日本の利權を回收せんとし、同時に遂に日本をして國際聯盟の一員として留まらしめた功績を認むるものである。これ余の信じて疑はないところである。

講和會議の幕の正に閉じられんとする此頃、巴里に於て今一つの大規模の政治的競技の行はれたことは、記憶すべきことである。そして、少くも事件の內容を知るものは、この場合、多少の讓歩は止むを得ないと信ずるだらう。日本は突然、若し講和條約が支那に於ける日本の「權利」を認めないならば、調印に先つて講和會議から脫退すべしと斷言した。されば、若し彼等をして少くも巴里に駐しめやうとするならば、彼等を講和會議に留まらしむるに必要な、或種の讓歩は已むを得ないことだらう。

日本の承認せる程度如何

當地に於ては、尙ほ日支條約の余りに苛酷なりし爲めに維遜氏の獲得した協定に對し愚かにも不平を抱く人士が往々ある。以下に三頭會議に於て、決定した事項を摘錄して見やう。

一、膠州、及び山東省に於て、獨逸人の保有したる凡ての權利は、何等の制限を設けず、日本に讓渡すること。

一、日本は任意に、將來山東半島の完全なる主權を支那に還附すべきことを約定す。但し、以前、支那が獨逸人に與へたる經濟的特權と、青島に於いて居留地を設くるの權利はこの限りにあらず。

一、山東鐵道の所有者は、交通の保全を保證する爲めに、特別なる警察權を行使すべし。該警察は、支那人、及び鐵道管理者の選定にかゝる日本人を以て組織す。警察官は、支那側の任命によるものとす。

一、日本軍隊は、可及的早く、撤退すべきこと。

火曜日の三頭會議の會合に於て、牧野男と珍田子は、ウイルソン氏に對し、山東協約に依る軍政を廢して民政を布くと云ふ條項は、支那に大なる利益を與へたと云つてよい而して、この事實から考へても、日本が約束を嚴守する好意を證明するものであると語つてゐる。「膠州を支那に還附すること」これは大隈侯から牧野男に至る迄變らない日本の言質である。

聞く處に依れば、ウイルソン氏は日本委員に對し、特に駐屯兵及び警察の諸點に關する疑念を晴らしむに足る、日本委員の覺書を嘉賞する旨を語つたそうである。この覺書に依れば、支那に於て軍隊を駐屯せしめ、警察權を行使するのは、單に一時的のことであつて、膠州を完全に支那に還附する時に於て、撤退すると云ふにある。この覺書の作製に就いては、火曜日の晩、深更迄ブリストルホテルの樓上で會議のつゞけられたことは疑ない。

三頭會議の會期中、牧野男と珍田子は或る日本の聲明を說明する爲めに、大に努めるところがあつたと傳へられてゐる。

當地に在る有力な評論家は、此度の山東問題の決定に對し、次のやうな觀察をしてゐる。

「三頭會議の決定に依れば、日本は單に、支那に於て列國が旣に享有してゐると同樣の經濟的權利を獲得したに過ぎない。然るに將來の日支關係が常に國際聯盟の保護の下に置かれることになり、支那は一大利益を得るに至つた。國際聯盟は、ウイルソン大統領が日本から獲得した言質を反古にするを許さない、偉大な强制力を持つてゐる。」(一九一九年五月二日紐育ヘラルド)

支那改造問題解決案(四)

ウッド、ヘッド

第三 支那鐵道の國際管理

一、緒言　二、鐵道改善の一大障礙
三、鐵道改良と外人の援助　四、支那鐵道の國際管理
五、中外鐵道管理局の設置　六、鐵道管理局の職權

一 緒言

支那に於ける鐵道問題の解決方法として、吾人は本項に於て、支那鐵道の國際管理換言すれば、外人の監督に依る鐵道の國有計畫を提案せむと欲するものなるが、此計畫の實行方法を說述するに先たち、支那鐵道の現狀に就き、其梗概を說明せざるべからず。支那現在の鐵道は便宜上之を四種に分類するを得べし、即ち

(一) 外國人專管鐵道

此種鐵道は外國人たる特權者に依りて敷設せられ、其の所屬國家の獨占的利益の爲に經營せらるゝものを云ふ、

（二）　借款に依る國有鐵道

此種鐵道は支那政府が其敷設又は經營に要する資金を外國の借款に依り調達したるものにして、其の借款の償還前に於ては、其の經營に就き資金供與國の監督に服するを常とす、但し此の場合に於ても外人資本家は單に、其放下資本に對する一定率の利子、竝に場合に依りては之と共に材料購入に對する「コムミッション」の一部又は材料供給に關する優先權の確保を目的とするに過ぎざるものなり。

（三）　支那の資金に依りて敷設されたる國有鐵道

前項の鐵道にして、外國資本を償却し又は其の經營に關する外人の管理を脫却したるものも此の種類に屬す。

（四）　省有又は私有鐵道

支那人の資本團に依りて敷設經營せらるゝものを云ふ、

外人專管鐵道は即ち、南滿鐵道東支鐵道山東鐵道、及雲南鐵道の四にして、借款に依る國有鐵道の例は即ち、京奉津浦、滬寧の如く、京綏、京漢は第三種に屬し、潮汕、淞寧の如きは第四種に屬する鐵道の著例なりとす

二　鐵道改善の一大障礙

鐵道計畫の實施に付き、支那の立場より見て、一大障礙たるべきものは、即ち前述（一）に屬する所謂外國人專管鐵道なりとす。蓋此種鐵道は其の程度の差は兎に角、孰れも支那の主權に對する制限を包含するものにして、例へば東支、南滿二鐵道の如きは、滿洲を貫通する所謂鐵道附屬地帶を化して外國の保護地となし、即ち此地帶に於ける守備及行政は均しく鐵道所屬國の軍隊及官憲に依りて行はるゝが如く、其の他日本の占領後に於ける山東鐵道又は雲南鐵道の如きも之と同樣の狀態に在るものとす、但し、後者に於ては佛領東京及雲南間の廣軌連絡竣成してより雲南省に對する佛國の政治的侵入着々として成功しつゝあるは事實なるも、其の程度は遙に前二者に如かざるを知る。

惟ふに此種外國專管鐵道にして依然存續し、從つて支那鐵道問題を外國の政治的意圖より分離することの不可能なる限り、支那が其の領土保全に就き常に疑懼の念を抱懷すべきは亦已むを得ざる所なりとす。

更に外國借款に依る支那國有鐵道に就きて見るに、其の借款條件は場合に依り著しく異り、例へば滬寧鐵道の如きに於ては外國人の監督の範圍頗る廣きに反し、津浦鐵道に於ては、外人の權限極めて狹小なるものあるが如し。

三　鐵道改良と外人の援助

支那の管理に屬する鐵道に關しても亦、其の改善すべき點決して尠からず、例へば京漢鐵道の如きは、支那鐵道中收入の最大なるものなりと雖も、是れ全く其の鐵道收入中より、線路其の他の設備等の補充改善又は原價償却等に必要なる費用を控除することなく、其の大部分を擧げて收入に繰り入れたるの結果にして、從つて其の線路、橋梁又は車輛等の補充改良の爲には、今後根本的處置を要するものあるべく更に省有私有鐵道は到る處常に失敗に終りつゝあるものなり。

由是見之、支那か其の領土保全を危殆ならしむることを理由として外國専管鐵道の存續に極力反對するは洵に當然の事なりと雖も、而も支那は猶未だ、外國專門家の援助を借ることなくして、其の鐵道の敷設經營に成功し相當の成績を擧げ得るの能力あることを證明し能はざるものと云はざるべからず。論者或は曰はん支那經營の鐵道中に於ても現に相當の成績を擧げつゝあるもの一二存するを以つて、上述の如き概括的斷言は「之を支持すること能はざるべし」と、然れども全然支那人の手に依りて敷設經營せらるべき鐵道に對し、相當の利子を以つて資金を供給するが如き外國資本家は、今日の狀態に於て、果して存在するや否や疑なき能はず。蓋今日支那に存在する二三主要線路に就きて之を見るに、倘此等の鐵道が過去に於て、其の外國資本家即ち株主に對し一定の義務を有せざりしものとせば、此等線路は過去數年間に亘る國内擾亂の結果として、遂に破壞荒廢に委せられたりしなるべし、否外國資本家に對する一定義務の拘束あるに拘らず、此種鐵道と雖も軍隊の干渉竝に政府發行紙幣の價格下落に因る影響は到底之を免ること能はざりしなり。

四　支那鐵道の國際管理

支那にして若も、其鐵道制度改善の實行に付き、外國專管鐵道の期限滿了を待つを要するものとせば、今より一世紀後にあらずむば、之が實行に着手すること能はざるべし、何者日本は千九百十五年五月支那をして南滿鐵道の經營期間を二千二年安奉鐵道の期間を二千七年迄延長することを承諾せしめ、從つて日本は其の滿洲に於ける地歩を鞏固にするが爲に今後更に八十餘年の期間を有するに至れるを以つてなり。

然らば即ち支那鐵道の敷設經營に關し今日に於て、一面外國資本家の利益を確保し、他面現に增大しつゝある、支那の領土保全に對する危險を、除去するが如き方法なきや、惟ふに此の如き方法は一にして足らずと雖も、支那に利害關係を有する各國が、何等侵略的野心を包藏するものに非ざることを前提とすれば、此等提案中最も愼重なる考慮の價値あるものは即ち、支那の鐵道を國有に移し、且其の外債を完濟するに至る迄は、之を北京に設立すべき中外監督部の管理の下に置くの方法なるべしと思惟す。

五　中外鐵道管理局の設置

右の方法に依るときは、所謂外國專管鐵道に付き、支那は唯該鐵道に投下せられたる外國資本を完濟すべき義務を負擔し、即ち右外債の完濟に至る迄、支那は其の外國資本家に對し、毎年一定の元利金を償還するを要するものにして、所謂外債に依る國有鐵道に就きては、之を國有鐵道中に移管し、其の外國資本家に對する債務償還義務は從前と異ることなきも、其の之に附隨する政治上其の他の獨占的特權は悉く、之が爲に消滅すべきものとす、換言すれば、支那政府は現存鐵道の全部を收用し、單に之が爲に生ずる外債償還の義務のみを負擔するものにして、從つて新線敷

設其の他に關する一切の特權又は優先權を回收するに至る。而して此の如くして收用したる鐵道の經營、新線路の計畫、材料及會計の統一、外債の借入等に關する事項は、之を北京に於ける國有鐵道局の管理に屬せしめ、且該國有鐵道局は支那及支那鐵道に利害關係を有する列國の代表者を以つて組織せらるゝものとす。

六　中外鐵道管理局の職權

鐵道局は支那鐵道の敷設改良に就き、從來の如き不節例にして且列國の鐵道敷設優先權に對する競爭を誘致するが如き方法を廢止し、之に代ふるに、確定的計畫を定め、其の計畫實行の請負者は之を廣く一般市場に募集すべきものにして、一面外國市場に於ける信用を維持增加し他面外國投資家に對して、十分なる保障を確保するが爲に、右鐵道局の管理に移りたる現在の鐵道に於ける運輸、保線及經理の各部には、今後一定の期間、外國人の專門家を傭聘すべく、又其の新線路の計畫及實施は、之を外國專門家の監督の下に行ふを可とす。但し此等の外人專門家は、之を從來に於けるが如く、外人資本家の代表者たる各鐵道の使用人として傭使するにあらず、支那鐵道事務の役人として、鐵道局に於て之を傭聘するものなり。

更に此等國有鐵道全部の收入は、之を其の資金を供給したる外國債權者の擔保に供し、且其の不足の分は、之を他の國家歲入（例へば現存の團匪事件賠償金の完濟後に於ては、海關收入の如きは其の最も良好なるものなるべし）に依りて補足するを適當とす。

新線路の敷設に關しては、鐵道局に於て每年新設すべき豫定線の計畫を定め、其の實行に要する資金は先づ之を現在の鐵道純收入及內債に求め、不足額は之を外國市場に募債すべきものにして、該鐵道局は此の外、現存鐵道の經理及行政方法を統一し、其の管理に屬する一切の線路の收支計算を公示すべきものとす。

鐵道局は又、支那に於ける鐵道事務に付き、最高機關たるの權限を有し、各線路の維持經營を調査し、其の費用の過大なるものあるときは、之を改革し、以つて鐵道經營に付き、經濟と能率とを確保するを要す、更に鐵道從業員及官吏の養成も亦鐵道局の主要なる職分の一にして、該局は先づ鐵道行政の組織を定め、之が運用に必要なる一切の人員即ち、機關士、車掌事務員監督其の他敷設保線に要する技師乃至は會計士等を養成すべく、此の如くして、支那の鐵道の全部を一の大交通系統として經營し、其の賃銀、俸給、經理及運輸に關して完全なる劃一を實現すべきものとす。此の如き方法を採用するときは、吾人の提議する所謂內外國有鐵道局は、其資金の供給は勿論材料供給又は工事請負等に至る迄、廣く之を一般外國市場に募集して、經營上幾多の利益を得べきを以つて、外國市場に於ても亦、其の信用を增大し得べく、此點に於て本計畫は他の總べての方法に勝り特に之を從來に於けるが如く、債務償却に至る迄各鐵道を其資金供給國の管理に委するの方法に比すれば其の長所極めて大なるものあるべし。

彙　録

フユーメと山東

米國の傳統的見地よりするならば、伊太利がフユーメを保有すると竝に日本が山東を握把すると否とは、共に侵略主義の問題として關係を有するものである。

乍併例令吾人が米國の傳統的精神を離れ、國際聯盟に加入するとするも、フユーメの處分及び山東の支配は共に、墨西哥の鎭靜の如き重大なる關係を有するものではないにしても、吾人にとつての問題たるを失はない。吾人が巴里平和會議の決定を履行す可き實質的及び道義的義務を包含する國際條約に調印するものとせば、吾人はフユーメ處分の結果が當事國の一方又は双方にとりて堪ふ可からざるが如き形勢を馴致し、驟て吾人が其の鎭靜を餘儀なくせらるゝが如き爆發の發生するなからむことを切望せざるを得ない。這は一の難問題にして、恐らく其の解決不可能なる可し。何れにしても、フユーメ問題は早晩伊太利とスラブとの戰爭を惹起するかも知れない。併しウイルソン氏の努力する所が、正義の一抽象的原理を樹立するよりも寧ろ、這般の形勢に對して、出來得る限り平靜の狀態を創造するにありとすれば、氏は正に、吾人は爾が信ず、米國人の最も强烈なる後援を受くるに相違ない。

山東の形勢に就いても亦同樣に謂ひ得るのである。米國の欲する所のものは、最も能く日支兩國間の平和を保持するに足る可き協定である。吾人にして若し東洋に於ける日本の發展が米國の將來に對する痛烈なる脅威なりと信ず可き確固たる理由を具有せずとせば、米國が日本企業の發展に對して障碍を爲すは決して策の得たるものに非るのみか否寧ろ大に不必要である。日本の發展が米國を阻害する場合に於ては、宜しく其の障碍に對して直ちに强硬政策を取る可きである。

吾人は右の如き强硬策を容易に採り度くはない。日本が餘りに商業上及び財政上獨專的ならざる限りに於ては、支那に於ける日本の發展即ち帝國主義的企業を阻害するよりも、却つて之れを慫慂する方が得策である。石井ランシング協約は東洋に於ける日本の優越的利益を認めたものであり而して、米國の政策は支那に於ける自國の商業上の利益を保護し、且つ支那に於ける發展の爲めの機會均等を保護するを以て限度とするのである。

曩にウイルソン氏の同意の下に、山東問題は既に解決せられたる旨の報道あるも、併し吾人は尙ほ山東問題の協定が果して吾人の保證し得可き、且つ其の執行を誓約し得可き底の性質のものなるや否やを一考しなければならない。若し然らずとすれば、其は巴里條約に基く責任を取得するに對して重大なる障害物を提供するであらう。

(Chicago Tribune.)

支那の門戸開放は米國資金によりて支持せらる可し

對支新借款團の承認に關する英佛日米四國の財政的代表者間の交渉は滿足に進行しつゝありて、某消息通の語る所に從へば、右交渉の確定的結果は早晩發表せらる可きは確かである。

米國は從前に比して一層重大なる役割を演ずることに成るだらうと推せらる、何となれば米國銀行業者は他の協商國の何れよりも遙かに優秀なる組織を有つて居るからである。

ジエー、ピー、モルガン商會(J. P. Morgan & co.)を筆頭とする、少くとも三十二行の米國銀行は、對支新借款團に對して米國を代表するのであらう。米國々務省並に英佛日三國政府は此の新運動に興味を感じ、之れが奬勵を爲して居る。

米國銀行團の對支新借款團加入は、支那に於ける各國民に對して門戸開放及び機會均等を主張し、且つ支那の主權及び領土保全を保證す可き事の米國の決意を實現する爲めに、米國政府に對して新に有用なる勢力を歸屬せしむるものであると信じて居る。

米國金融業者は支那は外資投入の最も顯著なる場面を提供するものと信じて居る。之れを例せば、現今支那の鐵道は僅かに約六千哩に過ぎざるも、少くとも十萬哩の鐵道を必要とするのである。

(NewyorkWerld.13,April,1919)

支那留學生土曜倶樂部の宣傳

最近聯合國最高會議が膠州灣及び山東省に於ける鐵道鑛山の處分を決定せることは、事頗る重大にして注意に値する一事件である。如斯協定は果して極東問題を解決する所以であらうか?、若し夫れ該問題解決の道に非ずとせば、講和會議は之れを再考するのが當然である。

山東問題の如斯決定の結果として、直ちに起る問題は何人も知るが如く、北支那を完全に日本の支配下に服せしむることになるのである。曩に獨逸が支那より强奪せる所のものを更に日本に讓與し、斯くて日本に山東全省の强固なる把握權を附與するに依りて、支那は事實上日本の附屬國の地位に墮するであらう。支那共和國が參戰二箇年後に於て、如斯報酬を贏ち得むとは、正義の愛護者の等しく悲む所であらねばならない。

更に斯る一階段は米國の門戸開放的政策に影響するに違ない。日本が既に滿州の門戸閉鎖を實行せることを記するは意義ある事である。機會均等主義の代表者であり、支那の領土保全のチヤンピオンたる合衆國は、此の主張の敗北するに於ては多大の利害關係を有する筈である。

滿四箇年の戰爭の慘禍を經驗せる世界各國は今や、永久平和を保障す可き一の國際的協定の成立を期して居る。乍併日本の軍國主義野心の阻止せざる限り、右の期待は畢竟するに一の幻滅たるに止るであらう。

事情如斯、今次の山東問題の決定は一の外交的讓與を以

て、極東問題を協定せむとする計畫の如くに思はれる。這は日本をして講和條約を支持せしめむが爲めの日本に對する御機嫌取政策である。(The Chinese Students' Saturday-Club.)

(New york American; 28. may, 1919)

巴里銀行國會議支那借款を凝議す。

ジエー、ピー、モルガン氏の歐羅巴滯在中、國際銀行家會議に於ける主眼は、支那政府の要求にかゝる財政問題なりき。

モルガン氏と英、佛銀行家との間に開かれたる會議に於て、幸にも、相互の了解を得、借款條件に關し彼我の協調を遂ぐるに至れり。この會議の結果、該借款起債問題に關しては、關係各本國政府に通知し、その承諾を求むることゝし、別に講和會議に於ては、該問題に關し、何等協議せざるべしと傳へらる。

若し、此度の借款の交渉せられんか、そは當然、英、米佛、日の銀行家を包含する四大國借款たるや云ふ迄もなし前記の諸銀行家は、若し本國政府の後援を得ば、支那に對し、財政的援助をなさんことを希望しつゝあり。而してその手續は、支那政府との間に契約書を調製し、これを關係銀行家の本國政府に致し、その指導を俟つべきものとす。

若し該借款條件が、認可せられたりとせば、これを認可したりし政府は、該借款を援助すべきことを、銀行家より請願せらるべき立場となるべし。換言すれば、若し支那政府が、借款による諸種の義務を履行せざるが如き場合に於て、各政府は、支那政府と外交的交渉を遂げ、支那政府に對し、義務の履行を强要すべきことを同意すべき立場となるべし。

始め現政府の出現したりし當時、最初に發せられたる法令の一は、支那に對する國際借款に同意したるタフト氏治世中の凡ての協約を破棄すべきことゝなりき。即ち、ワシントン政府は宣言して、今後、所謂「弗外交(ダラーディプロマシイ)」は默認せざるべしと發表せり。然るに、最近、現政府はその最初の政策を撤回するに至り、昨年の如き、政府は銀行家に內訓して、進んで四大國借款を援助すべきことを以てせり。かゝる理由を綜合するも、將來この點に關し、左迄困難なる問題を惹起せざるべし。

支那借款問題に關係せる米國銀行團は、最近ジォン、チエイ、アボット氏を代表者として、支那に派遣せり。氏は市俄古市Continental and Commercial Trust and savings Bank の副社長にして、目下支那に滯在し、支那の財政上の要求は果して何なるか、又その提供し得べき擔保に關し嚴密なる調査を遂げつゝあり。

この借款に關係を有する、所謂米國銀行團なるものは、米國に於ける三十餘の銀行會社より成れり。而して、かの紐育團は J. P. Morgan & co., Kuehn, Loeb & co., the National City Bank, the First National Bank, the Chase National Bank, theGuaranty Trust Company and Loe, Higginson&co., の諸會社銀行を包含せり。

かのタフト大統領の政治的失脚の爲め挫折したりし、最

初の國際借款は、かの六大國借款なりき。而して、そは現借款團の加盟國に加ふるに、獨露の二ヶ國より成りたりき。我か合衆國を除いて、他の凡ての政府は、門戶開放政策を持し、該借款を援助せんとの意嚮を有したりき。而してその起債總額は、三〇〇、〇〇〇●〇〇〇弗の巨額に及び、その借款用途は、支那鐵道の敷設、通貨の恢復にありき。

昨日銀行家の言ふ處に依れば、目下の處、支那は幾何の金額を要すべきやは判明せずと。（一九一九年三月十一日紐育ヘラルド）

講和會議に於ける支那代表者

米國のデモクラシイの思想と、基督敎的敎化が、支那の全權委員の人選に及ぼした影響は著しいものである。基督敎的デモクラシイの宣傳に、一億二千萬弗の巨額を醵金したMethodist Missionary Centenaryが、支那に於ける宣傳事業に七百五十萬弗を計上したる事實を考へて見ると、今度の委員の人選とこの運動の結果との間に、何等かの因果關係があらねばならぬ。

六名の講和委員中、二名は基督敎徒である。そしてミッションスクールの出身者が二名に、米國大學の卒業生が三名ある。委員中の二名に就いては何等知る處はないが、兎に角、デモクラシイの思想が、彼等の間に横溢してゐることは事實である。

外交總長陸徴祥は、全權委員長であつて、その夫人は白耳義人、有名な某士官の娘である。彼は基督敎敎育を以て子女を敎育してゐるそうである。

王正廷は、その立場が南方派と云ふ丈に、殊に重要な地位にある。彼は極めて眞面目なクリスチャンであつて、曾て支那の基督敎青年會の幹事をして居つたことがある。故國の大學を卒業後、渡米し、エール大學で博士號を得た人である。

博士顧維鈞は、駐米公使である。彼は尙ほ三十三年の壯齡であつて、今迄に各國からワシントンへ送つた代表者の中で、最も若年であると言はれてゐる。上海のセント、ヂオンス、カレッヂを卒業後渡米し、コロムビヤ大學に學んだ。在學中、彼は常に優秀な成績を得、英語を母國語とする級友の中、何人も彼に及ぶものはなかつた。四年間に修むべき課業を三年間に修業し、カレッヂの日刊新聞スペクテーターの主筆となり、秀れた英語で立派な論説を掲げてゐた。彼は又討論會の委員として、學校の信望を得てゐた顧は國際法學士の學位を得て歸國し、間もなく當時の大總統袁世凱の秘書官となり、後、駐墨公使に任ぜられ、赴任の途、駐米公使に榮轉したのである。夫人は元の國務總理唐紹儀氏の女である。

施肇基は駐英公使である。彼も亦セント、ジオンス、カレッヂの出身で米國コーネル大學の卒業生である。（一九一九年三月十日紐育グローブ）

事業界

中國銀行營業成績

中國銀行は支那の中央銀行にして、紙幣發行及國庫代理の特權を享有す、其支店及出張所、代理店は全國各地に遍及せり、營業總額毎年數億元以上に達し、其獲得する純益も亦毎年三四百萬元を下らず、實に支那唯一の大銀行と爲す近頃該行則例問題發生するや、全國商人及中行株主等は深く安福派の銀行乘取り魂膽が、全國の金融を擾亂するを恐れ、紛々反對の聲を揚げ現に金融界の大風潮を釀成せり、而して今尙ほ解決する所なきなり、次に該行民國七年（一九一八年）度營業報告を摘載すべし。

中國銀行貸借對照表（民國七年十二月末）

負債之部

科目	金額（元）
資本金	六〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
積立金	三、一九七、四八六・二八
定期預金	二八、三八四、一七一・二七
當座預金	一二二、五四〇、三九九・四六
抵備呆帳及兌換缺損	二、一四一、〇〇〇・〇〇
發行兌換券	五二、一七〇、二九九・二五
兌現券	二七、二二八、〇二〇・六四
停兌券（北京、成都、廣州等）	二四、九四二、二七八・六一
本年純益	三、七九〇、〇一一・一八
合計	二七二、二二三、三六七・四四

資産之部

科目	金額
未拂込資本金	四七、七二〇、二〇〇・〇〇
定期貸付	二九、五八八、三〇八・七〇
財政部	二、五二〇、二〇五・九五
財政廳	一四、〇六九、〇九五・八五
其他貸付	一二、九九九、〇〇六・九〇
當座貸越	一一〇、〇七九、八一二・九四
財政部	四四、七〇二、〇六五・六八
財政廳	四四、四二〇、六〇八・五二
其他貸付	六〇、九五四、一三八・七四
別途貸付	三、七六三、九三九・一九
有價證券	一〇、四八七、六五八・三四
營業用建物什器	二、三四三、三五九・〇三
開設費	一三七、三一八・二八
兌換券製造費	一、三七七、四九二・〇五
兌換券準備金	五二、一七〇、二九九・二五
現金準備金	二一、一四六、八〇九・二三
保證準備金	三一、〇二三、四九〇・〇二
現金在高	一四、五五七、九七九・六六
合計	二七二、二二三、三六七・四四

中國銀行損益勘定（民國七年十二月末）

損失之部

科目	金額
各項經費	三、〇八七、二五一・四五
建物什器減價償却金	二九〇、二八六・九八
開設費減價償却金	六〇、二〇二・三四
兌換券製造費減價償却金	一四五、五六五・〇六
雜損益	一、四四二、六九〇・三九
兌換缺損預備金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
本年純益	三、七九〇、〇一一・一八

合計	一〇、八一六、〇〇七・四〇

利益之部

前年繰越金	一五四、三九二・〇〇
爲替利益	五、九二五、六二三・六四
利息	四、六一〇、一九五・七五
割引收入	一二五、七九五・〇一
合計	一〇、八一六、〇〇七・四〇

中國銀行歷年營業比較表　（單位百萬元）

項目（年別）	一九一二	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八
預金	二	一八・	三八	一〇六	一二四	一四八	一五二
貸付	二	一七	五〇	八八	一〇二	一三九	一四三
現金	三	一〇	三四	六〇	六二	九一	一五
兌換券	一	五	一六	三九	四六	七三	五三
爲替	四	一〇	五五	一六〇	一四二	一七六	未詳
有價證券	〇	一	六	一三	二	・四	一〇

以上各表を綜觀すれば該行營業均しく發達を極むるが、唯注意せざる可からざる者二點あり、即ち一は政府貸付額過多なると、二は紙幣發行額減少是なり、該行の歷年苦痛とする所は政府貸付の過多なるにあり、本年に及び其額減少せりと雖も、前四項の示す如く尙ほ六千五百七十萬餘元あり、約總貸付額の二分の一以上を占む、之を紙幣發行額に較ぶれば一千三百萬餘元を超過せり、政府は威力を挾み銀行に迫て其私を遂ぐ、現に北京成都廣州の發行紙幣に對し今尙ほ兌換し能はざる狀態にあり、實に該行信用の大累なりと謂ふべし、故に政治不良なれば一國の工商悲境に趨らざるはなし、苟も有力の中央銀行を養成せんには即ち其營業の獨立を保持し且政府者に操縱せられざるに於て始て可なり。

該行の紙幣發行額に就て觀れば一九一七年に於て七千二百九十八萬餘元臺にありしものが、翌一八年に至り五千二百十七萬餘元に減退せり、此れ銀行當局の竭力紙幣回收に盡瘁したる結果にして、其數已に二千萬元以上に達せり、尙ほ再び時日を借すに於ては現流通紙幣は完全に兌換開始し得らるべし、故に六年則例の公布後董監事會成立し、總副裁確立して以來紙幣整理及政府貸付に對し大に成績の見るべき者あり、今後は舊則例の恢復と新則例の提供孰れを問はず、唯政府貸付の減少及紙幣濫發せざるに因て中國銀行は益々發達し得べきなり。

上海取引所第一期營業成績

上海取引所は六月二十六日大阪中の島公會堂に於て、第二回定期株主總會を開き當日會議の目的事項は

（一）大正八年上半期營業報告書、資產負債表、財產目錄、損益計算表承認の件　（二）利益分配　（三）監查役朱葆三氏辭任補缺選擧の件なりき、今左に項を分て其內容を掲載せんに

第一　營業報告書

▲株主總會　大正七年十二月二十六日第一回定期株主總會を開き、大正七年度下半期營業報告書、資產負債表、財產目錄、損益計算表に對して承認を得たり。

▲營業規則變更　營業規則中上海日本總領事の許可を經て左の如く變更する所ありたり。

大正七年十一月三十日第百六十二條の改正（綿糸品質檢査標準に關する件）同年十二月十七日第九十九條第二項追加（市場代理人賣買行爲に關する件）同八年一月十六日第二十七條第二項の改正（定期取引の呼値に關する件）第三十五條第一項の改正（現場取引賣買單位に關する件）第三十九條第一項の改正（追加證據金に關する件）及第四十四條第四項の改正（追加證據金納入に關する件）是なり。

▲賣買開始　本期中賣買を開始したる者は有價證券二十六種、日本綿糸及支那綿糸なりとす。

▲賣買證據金　本期中本證據金を創定せし者十四囘四十七種、市場の景況に依り本證據金を變更したる者三囘二十七種。

▲委託證據金　仲買人組合の要求に依り委託證據金を賣買證據金の半數に加ふることを承認せり。

▲有價證券　本期中購入たる有價證券は即ち甲ろ號五分利付公債額面二十萬圓、上海日本人倶樂部社債額面一萬兩、中華民國公債額面三十元、綿糸通關劵五俵分の四種なり。

▲登記事項　大正七年十一月二十八日在上海日本總領事館に支配人白洲十平選任を登記す。

▲火災保險　上海支店家屋に對し東京火災保險會社外五會社と保險十萬兩、重役職員等社宅六ヶ所の家具什器に對し東京火災保險會社外七會社と保險二萬二千五百兩を契約す

▲市場改造　開業前設計せし市場は不便の點あるを覺へ四月其一部を改造す。

▲事務室貸與　上海支店家屋内の餘室を仲買人事務室に貸與し現在貸與せる者十八室に及ぶ。

▲株劵名義書替　株劵名義書替數凡て十三萬七千四百十株あり、本期末現在株主三千八百六十九名とす。

▲營業狀況　取引所の設立は支那に在て本所を嚆矢となす市場公開の時公衆環視の前に公定相場表を建立したるは實に本所の創事に係り、故に日支兩國人及外國人間に於て悉く興味を以て之を迎へたり、去年十二月二日市場一たび開くや、頓に難事數點に遭遇す、即ち其一は市場用語となす、當初日本仲買人は日本語使用を主張して支那人及外國人悉く之に反對して英語使用を主持せり又一部仲買人は市場の手勢方法未熟なると市場用語の不通よりして殆と賣買不可能の狀態に陥りしが、二月以降市場用語を遂に英語に改め、手勢亦漸く熟錬せし爲め略ほ取引所の形態を具へたり、今日は既に進歩して取引上困難を覺へざるに至れり、其次は綿糸定級問題となす、當初對支輸入最多の日本綿糸四種及支那綿糸中著名の者を以て十六手級と爲せしが、料らずも支那綿糸業者は日本糸を支那糸より除去せんことを主張し屢次交渉せるも要領を得ず、遂に已むを得ず支那人希望の定級表を作りて上場せり、其本所の施設に對して故意に反對態度に出てし所以の者は、蓋し其裏面に於て當時本所に對抗して設立せんとしたる交易所方面の反對運動ありしが故なり、然共該定級表施行後の實際は現物受授を以て基礎觀念と爲せしと且つ定級取引が尚は熟錬せざるより、其賣買盛ならず此が狀況頗る不振なるを覺へたり、其間の主要

取引は僅に公債の對日爲替相場變動ある毎に稍や活潑を覺へたると且つ株券の約定額少許ありしに止まれり故に綿糸取引の殷盛を謀るを以て市場振興の第一策なりと思惟し、遂に二月七日日本綿糸四種の定級賣買を行ふ、時適々該品の輸入杜絶し未だ賣買の多きを見るに至らざりき、三月一日赤戎二十手を單獨に上場せしむると同時に支那綿糸の定級を改めしが、復た定級賣買不熟練の爲め賣買額依然として多からず其狀況仍ほ不振の間に在りき、是に於て一部者は其壟斷の虞あるに因り遂に群起して反對す、乃ち支那綿糸五種に對し各商標を附して上場せしむることゝし、四月十日より之を實施せしが、然共此原始的方法は及て上海市場の實情に適合し、賣買開始の時支那綿糸業者の市場に集來する者驟に增加し、其賣買約定額も亦漸々增加せり、之に因て遂に本取引所株券の投機を喚起す、近來株券取引は綿糸市場の興盛に連れ其賣買額を增し而して公債も亦爲替相場の高低に隨て相當に賣買約定額あり、實は商標賣買は原一時權宜の手段に過ぎず、其取引賣買の稍や熟練するを俟て即時之を廢止し定級賣買に移入すべきものなり、公債は金貨賣買の如き便利あるを得ずと雖も、苟も各業悉く之を利用し而して爲替損失の保險を爲すに於ては、其賣買額尙ほ其增加を望むべきなり、今期末の狀勢に依て之を推測せば其下半期に於て更に興盛を見且つ相當の成績を擧ぐるを信ず五月初旬以來日貨排斥運動頗る激烈となり、略ほ影響を受くるを免かれずと雖も、幸に今日に至るも本取引所の營業に對して尙ほ未だ如何の影響を受けざるなり。

▲營業日數　本期間營業日數は一百三十五日とす。

▲賣買額及手數料　賣買額は定期取引として公債一千九百四萬二千圓、諸株券八萬二千一百五十株、棉糸十萬二百八十俵なり、現場取引として公債二百四十三萬一千圓其賣買手數料銀一萬九千七百二十一兩二錢八分、其內買戾手數料銀六千八百八兩五錢二分を控除せば純收銀一萬二千九百十二兩七錢六分なり。

▲監査役辭任　五月十九日監査役朱葆三氏辭任。

▲理事支所員　現在理事部員は理事八名監査役二名所員數本店七名、上海支店日本人三十三名支那人七名とす。

▲仲買人異動　仲買人の新に認可を經たる者七名、休業十三名、死亡一名、現在仲買人三十一名、其內日本人二十一名、支那人七名、外國人三名とす。

第二　資產負債表

資產之部

科目	金額
未拂込株金	圓 七、五〇〇、〇〇〇・〇〇
土地建物	三九八、四五〇・一四
器具及備置品	八一、七四一・二六
有價證券	二一〇、三九四・三二
見本品	三二五・四四
供託金	一、九六四・五一
銀行預金	二、三九七、〇四五・四七
未收利息	二一、五三九・〇九
假拂金	三二、二〇六・九二
豫納金	九四・五五
仲買人資格保證金供託現金	九一、二二二・二一
仲買人保證金供託代用證券	八〇五、一二二・三五

賣買證據金代用證券	五八二、二八〇・〇〇
賣買未決算當座預金	九四、五八八・二四
現品提供證券	一六、一四一・一八
前期損失金	六、四二三・一四
手許現金	一、五二九・三八
合計	一二、二四一、〇五八・二〇

負債之部

株金總額	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	四三六、〇一九・七九
税金	九二、二八七・九一
假受金	八七・五二
支拂手形	八二、三五二・九四
貸越	三八、三七四・七五
爲替缺損	三、一七三・七三
仲買人資格保證金	八五八、〇七九・五三
仲買人資格保證金超過	三八、二五五・〇三
本證據金	三一三、九八八・二三
追加證據金	二九〇、二五八・八二
預託證據金	六一、〇八九・四一
提供證券	一六、一四一・一八
本期利益金	一〇、九四九・三六
合計	一二、二四一、〇五八・二〇

第三　財産目錄

拂込未濟株金	七、五〇〇、〇〇〇・〇〇
土地建物	三九八、四五〇・一四
器具及備置品	八一、七四一・二六
有價證券	二一〇、三九四・三二
見本品	三二五・四四
供託品	一、九六四・五一
銀行預金	二、三九七、〇四五・四七
未收利息	二一、五三九・〇九
假拂金	三二、二〇六・九二
豫納金	九四・五五
賣買未決算當座預金	九四、五八八・二四
手持現金	一、五二九・三八
合計	一〇、七三九、八七九・三二

第四　損益計算表

收入部

賣買手數料	四六、三四四・八八
株券名義書替手數料	一、三八三・一〇
預金利息	八四、七七〇・五六
公債利息	五、〇〇〇・〇〇
家賃收入	二、三七〇・五九
雜收入	一、五二三・九一
合計	一四一、三九三・〇四

支出部

賣買奬勵金	一七、〇六七・八一
俸給及賞與金	五九、一〇四・六九
社宅	一四、六四七・六〇
諸税	二、八七六・六一
保險料	一三八・八九
通信費	三、〇三五・八四
消耗品費	二、四四一・七〇
旅費	三、一一二・〇七
交際費	五、三八五・一九
支拂利息	四、一八〇・二九
借家料	六〇六・〇〇
雜費	一七、八四六・九九

前期損失金	六、四二三・一四
本期純益金	四、五二六・二二
合　計	一四一、三九三・〇四

第五　利益金分配

一金一萬九百四十九圓三十六錢	本期利益金
一金六千四百二十三圓十四錢	前期損失金
差引	
金四千五百二十六圓二十二錢	本期純益金
内	
金三百圓	法定積立金
金四千二百二十六圓二十二錢	後期繰越金

寄贈書目錄

上海經濟時報	其社	七二號
通商公報	外務省通商局	自六四九號至六五一號
帝國鐵道協會會報	其會	八號
在支本邦人進勢概覧	外務省	
東京文具新聞	其社	自五五至五六號
東洋時報	其社	二五一號
商洋協會	其會	八號
日本及日本人	政教社	七六四號
水交社記事	水交社	八號
Herald of Asia	ヘラルド社	二三號二四號
財政經濟時報	其社	九號
商ト工	其社	八號
實用新案公報	特許局	自五六六號至五六七號
三田評論	其社	二六八號
滿蒙實業彙報	大連商業會議所	五十號
報德	其會	八號
東方時論	其社	九號
學鐙	丸善株式會社	八號
新着書	丸善株式會社	四九號
月報	木浦商業會議所	一一九號
亞細亞時論	黑龍會	七號
商標公報	特許局	四五八號
水產界	大日本水產界	一四四號
東洋經濟時報	其社	八六一號
大陸	其社	九號
新公論	其社	九號
農事試驗場要覧	滿鐵會社	大正七年十二月
岐阜教育	岐阜縣教育會	三〇〇號
紡織界	紡織雜誌社	一〇號

支那半月史

大正八年八月下半

駐日支那公使決定

東鐵委員劉鏡人氏

五月四日北京學生團騷擾の際奇禍を受け、六月十日交通總長曹汝霖、幣制局總裁陸宗輿兩氏と共に辭任を許可されたる駐日公使章宗祥氏の後任は、汪大燮江庸曾宗鑒諸氏の呼聲高かりしが、八月二十八日に至り意外にも劉鏡人氏の任命を見たり。八月二十六日衆議院は劉氏同意案を附議し二百一對十票の多數にて通過、二十七日の參議院亦八十九對三票にて可決し、翌二十八日附命令にて任命さる。氏字は士熙、北京同文館の出身にして、前清時代李鴻章の知を受け、總理衙門主事、同員外郎を經て哈爾賓道臺となり、次で駐佛駐露兩公使館參贊より明治四十三年和蘭公使に陞み、民國元年駐露公使に榮轉在任七年にして昨大正七年露國革命の勃發に遭ひ歸國、本年東清鐵道管理委員會の組織さるゝや支那を代表してその特別委員となれり、氏政治的行徑の聞ゆるものなく、外交官中の中老といふに過ぎず、その任命は一般に意外の念を以て迎へられつゝあるも、駐日公使の地位は章宗祥氏遭難以來北方官僚の畏途となせる所にして、劉氏の如き何等政治的色彩なきものに非ざれば敢へて之に任ずるもの無き、即ち劉氏の運に應じて出でたるものの所以なり。但し氏はかの曹汝霖氏と姻戚の關係ありと。

駐支米公使辭職

駐支米國公使ラインシ博士は、病氣の故を以て八月十八日頃辭職を電請したりと。未だ許可の報に接せざれども早晩歸國すべしと傳へらる。氏の辭職は本國の對支政策に不滿なる結果なりとの說もあれど疑はし。因みに氏の後任は國務省遠東局長にして講和會議隨員として、極力支那の爲めに盡力したるウイリアムス氏なるべしと噂されつゝあり

支那人の行政參加

青島共同居留地に於て

去る七月以來山東還附に關する調査及び排日排貨問題調査のため山東北京出張中なりし芳澤大使館參事官は、八月二十日歸京せるが、氏は新聞記者との會見に於て次の如く語れり。

共同居留地を要求するときはその範圍は自から大なるべく在住者たる支那人をも行政に參與せしむることは最も公平であると思ふこれは何れの居留地にもまだ先例のないことであるが日本の外に各國の利益をも尊重する意味からいへば最も穩當の處置である。

さきに內田外相の聲明に依りて專管居留地變じて共同居留地となれることを知れる世人は、今また芳澤參事官の談話

に依りて支那人をも行政に參加せしむるの意圖あるを悟れり。所謂行政參加が(一)支那人をして自治體の意思機關たる民會の議員たらしむるの意なるや、それとも(二)厦門共同居留地に於ける例の如く支那側官選の行政委員一名乃至若干名を行政委員會に參加せしむるの意なるやは明かならず。後者の程度の事は大勢上やむを得ずとするももし前者とせば納税資格其他につき余程愼重の考慮を費さゞるべからず。

　芳澤參事官の談話は頗ぶる暗示に富む。吾人は之と內田外相の聲明とを綜合して青島問題の眞相をつかむことを得たり。即ち專管居留地か共同居留地かの問題は既に今日の問題にあらず、如何にして共同居留地制の下に於て邦人の實權を留保すべきかゞ當面の問題たるなり。自治制度の準則たるべき土地規則制定の順序、民會即ち納税者會議々員の資格の如何、行政委員會組織の方法如何等につき愼重なる研究を拂ふことが當面吃緊の急務たるなり。

對墺條約修正と支那

　八月二十一日の國務會議にて全權委員陸徵祥氏よりの報告發表せられたるが、之に據れば對墺條約三百余條の中支那關係の條項は僅かに五ヶ條に過ぎざるに悉く修正せられ支那の利益は甚大なる損失を受けたり。即ち義和團事件賠償金免除の原案はその中の一部を新墺太利共和國に分割すること、天津墺國租界の無條件回收も公有財產は相當の價格にて買戻し私有財產は其儘所有を許すこと、居留民送還に對し支那政府に於て責任を負はざるの原案は支墺兩國間に別々交涉を行ふことに夫々修正せられ、支那の威信と利益とは全然失墜せりと。國務會議は驚愕を以て此報告を受取れり何となれば對墺條約にも調印する能はざるが如き破目に立到らば、支那は國際聯盟に加入するの權なく、豫定計畫全部失敗に歸すべければなり。

　十九日發國際巴里電報も亦同樣の事實を傳へ居れるが、陸氏の次の報告には墺國の修正案は列國の賛同を得難きに依り墺國自から撤回すべき模樣にて原案通り調印せらるべしとあり、支那側は漸やく愁眉を開きたる模樣なり。

米上院の山東問題

外交委員會山東修正案可決

　米國上院に於ては共和黨の敵本主義に出づる山東問題の論戰益々激烈にして、講和條約中山東に關する條項の「日本」となるを「支那」に變更すべしとの修正案(ロッヂ案)八票對九票即ち一票の差にて八月二十三日の外交委員會にて可決されたり。是れ取りも直さず支那側の青島直接還附論を支持せしもの、形勢益々出でゝ益々意外なり、前々號に引續き本問題に關する報道を採錄すれば左の如し。

　華聖頓六日發――國務卿ランシング氏は上院外交委員會に於て種々の質問に應じ米國講和委員中若干は山東に關する講和條約の條項に就きウイルソン氏に反對の勸告を爲したりと云ひ在巴里支那講和委員は米國委員に對し支那の利益を保護するやう訴ふる所ありたりと說き石井ラ

ンシング協約作成の際支那に對する日本の要求なるものは承知し居たり日本との協約は門戸開放を支持するものなりと思考する旨斷言し日本の對支要求及び日本と聯合國との協約を知り居たりとて石井ランシング協約に影響なしと説けり。（八月六日桑港發合同通信）

米國上院の山東問題に對する反對熱は益々盛んにして外交委員長ロッヂ氏は支那の如何なる權利をも之を他に讓渡するに當りては米國の承認を得ることを保留すべしとの決議を非公式に提出したるがウイルソン氏は極力之に反對しつゝあり。（八月二十日華聖頓發大阪毎日特電）

華聖頓十八日發――上海ミラーヅ、レビウ主筆トマス、ミラード氏は上院外交委員會に臨み巴里に於けるすべての米國專門家は講和會議の山東問題決定は將來戰爭を意味するものなりと信ぜりと説き當時ブリッス將軍ホワイト、ランシング兩氏がこの決定に反對して大統領ウイルソン氏に書面を送りたるが右は若し日本に山東を與ふるに於ては戰爭を惹起すべき恐れあることを論じたるものなりと察せらるゝもウイルソン氏は該書面を發表することを拒絶したりと告げたり。

氏は更に論じて曰く此際支那の希望する如く山東問題を解決するため何等かの手段を採るにあらずんば或は支那は過激化するに至らんその結果支那は排外的大波瀾に襲はれ米國宣教師其他の殺害せらるゝことあるべし支那委員が對獨條約に調印を拒絶したるは予の勸告に基けるものなり惟ふに日本が山東問題に關し講和會議を脱退すべしと威嚇せしを恐喝なりと信ぜざりしは巴里に於てもウイルソン氏一人位に過ぎず日本は既に山東に於て獨逸より遙かに以上の事を爲したりと。（十八日桑港發合同通信）

共和黨は大統領ウィルソン氏が内田外相の山東に關する聲明に對し補足的聲明をなしたることは大統領自から日本の保障の不充分なることを承認せるものなりと述べ若し講和條約中此問題に關する條項に對し修正を加ふることを防がんとせば更に東京政府の確實なる保障を得ざるべからずと主張しつゝあり。（廿日華聖頓發大阪毎日特電）

上院議員ジョンソン氏の「山東は何時支那に還附さるべきや」との質問に對し大統領ウイルソン氏は曰くそは未だ決定し居らざるも出來得る限り急速に還附さるべきは確實なりと更にジョンソン氏は日本が期日を定むる事を拒絶したるに非ざるかと問ひたるに大統領は曰く日本は期日を定むることを拒みたりされば予は當時日本は何時山東を還附し得るかを言明すること能はざりきと述ぶるを公平なりと思考すとジョンソン氏は日本が經濟的特權を保留せる結果山東の支配權を得るが如きことなきやを問ひたるに大統領は曰く予はそれを判斷するの資格なきものなるもそは誇大の意見なりと思考すと。

誠意を以てその約束を實行するに就いて日本を信頼し得べしと思惟するや」との質問に對して大統領は答へて曰く予は日本が誠意を以てその約束を實行すべきを確信して疑はずと次に人種平等問題に關し米國委員は賛否何

れに投票したるやとの質問に對し予は國際間の善良なる諒解を重んずるが故に此質問に答ふる能はずと答へたり尙ボラー氏が山東の主權を保留せざるに就き日本との諒解の性質に關し質問せるに對し大統領は述べて曰く事實上此諒解は口頭を以て成立したるものなるも特に之を正式文書に認めて双方共に之を議決したりと述べ且つ國際聯盟は山東の完全なる主權を取得することを防止するものなりとの意を洩らしたり。（十九日華聖頓發國際通信）

トマス、ミラード氏は、十八日上院外交委員會に於て陳述して曰く巴里に在りし米國及び中立國專門家は皆山東條項が戰爭を醞釀することを信じ予自身も山東問題のかくの如き解決を爲すに於ては何等かその決定を訂正すべき方法を取らざる限り今後十年にして米國は日本と戰ふか或は其他の最も重大なる危機の起るべきを豫定し置きたり吾人は米國が講和條約を批准するに對して山東條項を否認せんことを主張するものなり更に日本は石井ランシング協約を支那文に飜譯して支那に提供するに際し英文に於てパラマウントポヂション（優越地位）と書かれ居るものを支那文においてスペシアルポヂション（特殊地位）といふ意味に飜譯したり米國が支那に提供したる英文のものが正確なりとせばこの日本の行動は非議すべきものなり。（十八日紐育發大阪毎日特電）

國務卿ランシング氏は最近上院外交委員に對し講和條約が山東問題に關する規定を包含すると否とに拘はらず日本は同條約に調印したるならんとの意見を述べたるも大統領は此點に關し國務卿と見解を異にしたり。（十九日華聖頓發國際通信）

上院外交委員會は山東を支那に與ふる旨の修正案を可決せり。（二十五日華聖頓發國際通信）

華聖頓二十三日來電上院外交委員會は山東省に於ける獨逸の利權の處分に關する講和條約の條項中より日本なる文字を削除し支那なる文字を挿入すべく八票に對する九票にて之を可決したり右動議はロッヂ氏の提出にかゝり表決は民主黨員と共に投票したる少數者を除く外共和黨の黨派的節制に基づきて行はれたるものなり。（二十三日桑港發合同通信）

米國上院外交委員會が對獨條約中山東問題に關し獨逸の有せし特權利益を支那に直接還附すべしと修正せりとの報道當地に達するや一般に外交委員會が萬難を冒し弱きを扶け強きを挫くの態度に出でたるは賛讃すべくかくてこそ米國の正義人道に光ありとて米國の好意に對し多大の感謝を捧げ歡喜の聲を擧げつゝあり。（二十七日北京發大阪毎日特電）

米國上院外交委員會中の共和黨員が、その與へられたる權能を極度に利用してウィルソン氏を苦しめんとし、攻擊の目標を山東問題に集中し、縱論橫議、遂に修正案を可決するに至つて勢焰絕頂に達せるの感あり。吾人日本人は彼等の越俎的行爲に呆然たるの外なし。然れども外交委員會を通過したる修正案は、其後本會議に附議さるべき模樣な

く、事實上修正案通過を斷念せるが如く、共和黨中の穩和派は修正案を通過せしめざる代り、山東の利權を日本に與ふることに不贊成なる意味の決議案を通過せしめんと圖りつゝあるの如し。本問題の前途も既に山が見えたりといふべく、宜なる哉ウィルソン氏の出でゝ各州に遊說せんとすることや。因みに修正案に對する各新聞の評論左の如し

(八月二十九日某所着電に據る)

紐育トリビユーン　山東問題に關し米國民一般は冷靜なる考慮を用ひ日本側の立場をも公平に諒解するを要す山東省が支那に屬するは疑の餘地なきも吾人は極東に對する日本の一般關係に就き記憶する所なかるべからず吾人がモンロー主義を主張し且該主義が何等隣國併合の野心を包含せざるを主張する以上日本が極東に於てモンロー主義を欲する理由を諒解するに困難を感ぜざるを得べきなり過去に於て屢々支那分割の形勢を目擊せる日本が其接壤關係と東洋に於ける唯一の權利國たるの事實に顧みランシング石井協約の認めたる如き東洋に於ける後見者の地位を要求するは無理なき事なり又正直にいへば吾人は玖馬に於て日本に有力なる前例を示せるを認めざるべからず米西戰爭後吾人は秩序維持を名として約束の如く直ちに玖馬を撤退せざりしにあらずや支那に對する同情もさる事ながら未だ必ずしも支那に白紙小切手を與ふるの時機到來せりと認むべからず山東獨逸利權の精算を日本に一任すべき理由多々之あり山東條項修正せらるゝにあらざれば條約を批准せずと云ふが如きは所期の目的を達する所以にあらず自尊心ある國民は橫柄なる要求に屈するものにあらずさりとて戰爭に依り日本を山東より驅逐する能はずとせば東京政府に對し溫言以て交涉するに如かず日本の撤退に就きては既に或る種の諒解ある事故暫く發展を俟つを可とす上院は其外交委員會の推薦を承認する事に依り發生すべき一生の問題を最も愼重に考慮するを要す惟ふに今日上院の精々取り得る安全の措置は日本にして約束を履行せざる場合には再び本問題を論議するの權利を留保するにあるべし

イヴニング、ポスト　委員會に於ける共和黨議員等の行動は平和條約を破らんが爲なり單に山東條項は不適當なりと宣言するに止らば大統領も從來殆ど同樣の言明を爲せる程なれば必ずしも不可なからんも斯の如き決議を爲すに至りては破壞を目的とするものとするより解すべからず彼等は本會議通過の確信なく惟ふに否決の運命を看るべきは明かなるも假に辛うじて多數を制し得るとするも大統領は修正條約を拒絕するの權能あり其間に主たる三國の批准を了すれば日本は當然山東利權を獲得し反對議員等亦如何ともする事能はざるべし要するに彼等は諸大國の結べる條約を米國だけにて勝手に改造し得るものと心得るものにて米國民は彼等の行動に失望し諸外國は唯呆るゝの外なかるべしロッヂ氏の頑迷なる從來態度か味方を窮地に陷れ不首尾なる退却を爲せるが今回の決議に就いても同じ運命に遭遇すべし。

イヴニング、スター　山東決議に就き米國の輿論は擧て支那に味方し日本を攻擊するを以て外交委員會の決議の理

由と爲すも斯くの如き理由は委員會の多數が條約を破らんと努むるものなるも事實を蔽ふに足らず上院にして山東を一時日本に與ふるの意嚮に反對なりとせば之を表はすべき方法は多々あり之が爲條約を修正せんとするは上院の權能を濫用するものなり米國人の支那に對する同情如何に强しとするも之が爲條約を破るが如きは彼等の忍ぶ所にあらず外交委員會は此點に就き大なる誤謬に陷れるものなり。

紐育タイムス　斯くの如き決議に依りロッヂ氏以下の共和黨議員等が條約批准を無限に遲延せしめんか日本に侮辱を與へ日米の國交を害するのみならず自ら延引ならぬ窮地に陷るものなり英佛は依然日本を援助すべく米國も日本を强制する能はず結局共和黨は甚だしき失策の責を負ふ事となるべし。

ウォールド　日本に對する斯くの如き侮辱が國交上如何に危險なる結果を及ぼすかは多言を要せず上院多數黨か來年の總選擧にのみ着目し條約に就き斯かる破壞的の方法を選べるに對し國民は如何なる判決を與ふべきか。

紐育サン　外交委員會の決議は時宜に適ひ傳來の米國外交方針と合致す。

パブリック、レヂアー　上院外交委員會が衷心山東還附を欲すとせば彼等は最惡の方法を選べるものなり但是等極端議員の行動は上院をして條約を外交委員會の手より取上ぐるの機を早むるに足るべく本會議に上らば輿論の力を以て偏狹なる黨派心を打破すべし。

バルチモーア、サン　上院本會議に於て斯くの如き決議が通過すべしとは想像し難し萬一斯かる事あらば國際聯盟は(不明)せられ英佛日諸國は自家に都合好く條約を改め政府は今日に比し更に不利の地に陷るべし右の如き場合大統領は勿論修正條約の布告を拒絕し來年總選擧を俟つて國民の判決に聞くの措置を取るの外なかるべし。

市俄古トリビューン　上院の決議を撤底せしめんとせば勢ひ日本と戰爭を爲さゝるべからず今や外交上に於ける米國の威力を示すべき好機會なるやも知るべからずと雖も議員側に於て斯くの如き實際的憂慮あるや否や疑はし米國民は上院が投資者及支那に對する同情的態度に動かさるる事を許さず支那は大國なれば自ら事を處理すべく米國に於ては支那を援助する義務なしとて責任を回避せんか結局山東は日本、支那何れに屬するも同樣なり米國自身の利益の爲めに目下我困難なる外交に對しては冷靜なる研究を要す。

ポスト　上院の決議は平和條約其ものゝ改正なり山東問題に關しては既に日英佛の條約あるが故に上院の決議は何等効力を奏せざるべく條約の確立を無益に遲延する事は啻に東亞の平和に對し害あるのみならず世界に不安を來す基となり又日本は却つて人種平等案を提出し且西伯利に於て新規の要求を爲すやも知れず之に加ふるに上院の決議を强ひて採用せんとせば兵力的干涉の外なかるべし畢竟上院の決議は愚の骨頂なり。

内治外交

●山東政務廳長　八月十六日大總統令、兼署内務總長朱深呈す山東政務廳々長兪壽璋辭職を呈請すと兪壽璋は本職を准免す此に令す。丁傅紳を任命して山東政務廳々長と爲す此に令す。（八・八・九、上海時事新報）

●山東交涉員　八月十八日大總統令、外交部呈請す特派山東交涉員張仁濤をもつて兼職を免去せんと張仁濤は兼職を准免す此に令す。施履本を任命して外交部特派山東交涉員と爲す此に令す。（八、八、二〇、上海時事新報）

●奉天廳長異動　八月二十一日大總統令、兼署内務總長朱深呈す署奉天政務廳々長史紀常病に因りて辭職を懇請すと史紀常は署職を准免す此に令す。魁陞を任命して奉天政務廳々長を署せしむ此に令す。農商總長田文烈呈す奉天實業廳々長王孝綗病に因りて辭職を呈請すと王孝綗は本職を准免す此に令す。談國桓を任命して奉天實業廳々長と爲す此に令す。（八、八、二三、上海時事新報）

●湖南振濟令　八月二十三日大總統令、湖南督軍兼省長張敬堯の電呈に據るに湘省は霪雨兼旬山洪暴發し澧縣華容安鄉臨湘等の縣水勢橫流し隄宇崩潰し田禾盡く淹沒せらる請ふ款を撥して振濟せられんことを等の語、該省災患頻りに哀鴻を軫急するに殊に憫惻を深うす財政部に著し迅速に銀一萬元を撥し該省長に交し妥員を遴派し災區に分赴し核實に散放し以て窮黎を恤れましむ此に令す。（八、八、二五、上海時報新報）

●山東敎育廳長　八月二十六日大總統令、袁榮叟を任命して山東敎育廳々長と爲す此に令す。（八、八、二八、上海時事新報）

●對墺條約中の支那條項　奥約中吾國に關係せる五條は已に全然修改せられ之を原案に比するに相差ふ懸殊なり吾國專使刻ろ已に和會に向つて抗議を提出し並びに北政府の力爭を訓令するを經原案を爭回するの程度を以て目的と爲せり惟だ目下各國の態度は旣に已に突變し時機又極めて倉卒なれば能く吾國爭執の目的を達するや否やは實に懸揣し難し吾國の德約に於ける旣に前に失敗し而して奥約又た後に失敗す此事吾國家に關係する至つて重し想ふに我が國人奥約の消息に對し必らず皆急に聞知せんことを願はん玆に此次奥約の吾國に關係する五款の原案及び修改の條文の大意をもつて下に列すその全約數百款に至つては則ち目下尙ほ探悉によし無き也。

原　案	修　正　案
（一）義和團事件償金を取消す。	償金の一部をもつて新成立の奥大利民國に撥與す。
（二）無條件にて奥國租界を收回す。	中國は奥國公共財産に對しては當さに代價を給して之を收回すべく又中國は奥國個人に所有地を得ることを許す。
（三）奥國は戰爭期內被逐の奥人及びその財産の處分法に對し抗議を提出するを得ず。	此等の事件は中奥兩國より將來再び協議を行ふ。
（四）未　詳	中國の奥人を待遇するは其他の各國と異なるを得ず。
（五）未　詳	一九〇二年の中奥各約を適用す（八、八、二八、民國日報）

財政經濟

●北方財政の窘況　中美通信社十四日京訊に云ふ政府財政の窘は人の共に知る所但だ窘窮如何の程度に至れるかは則ち之を知る罕れなり近來各省地方の擾亂に因りて解京の款は早く截止を經政府は全く關稅余款、鹽稅余款、及び少數の短期借款を恃んで以て政費に供す某々の數部及び政府機關は近數月來毎月の經費着くなし一華人の消息に據るに司法界の官員は已に數月未だ薪水を領せず尙ほ許多の官員債を借りて用途に供給し以て政府の發薪後の歸還を待つものあり現在債戸の催促を被むること甚だ急なりといふ華字報の所載に據るに此等欠債の官員紛々として財政部に到り俸を索む財政部庫空洗ふが如く應付に法無したゞ元年內國公債票を發出し各機關をして賤價出售せしむるのみ査するに政府印する所の此項の債票は共に二萬萬元に値し已に發行せる者約四千五百萬元にして贖還期は一千九百四十年を以て止と爲す然れども市上に在りては價値殊に高からず現在十九元の現款を以て一百元の票を買ひ得べく官廳が

利息はまさに現銀を以て付給すべしと宣言せりと雖も市上仍ほ歡迎せず夫れ贖還期限かくの如く遠くして價値若し稍々漲らば政府勢ひ必らず更らに新票を以て市上に濫りにせん故に票價殊に増高の望みなし財政部の官員は現に款を籌るに非ざれば不可なるに因り、特に前日に於て會を開き辨法を討論せるが該部各公司々長及び參議等約三十人列席し如何に各省の財政制度を改良し並びに各省當局をして舊に照し解款接濟せしむべきかを討論せり中央審計司々長は須らく條例を布きて各省解款の多寡を考覈し以て賞罰に憑すべしと提議し參議李敬明聲言すらく此法は未だ必ずしも効あらず目下中央の權力各省に行はれず各省の財政廳長は均しく督軍等武人の支配を受く賞罰を空談するも何ぞ事に補ひあらん應さに財政專門家を派して各省の財政を監督せしむべく全國の財政官員は須らく均しく中央より任命し何の黨派に論なく干渉を許さゞらしむべしと此議は大多數賛成せるが惟だ審計司長謂ふ此議は是なりと雖も緩にして急を濟はずと復た討論多時を經仍ほ結果なくして散せり旋いで財政部は交通部積余の二百萬元の一款(鐵路行政費豫算)を取得せんと擬せしが交通總長代理始め之を許さず後一百萬元を允るせり陸軍總長靳雲鵬此の消息を聞き五十萬元を借らんと請ひしが財政部之を拒み謂ふ該部の銀行に存せるの款不足なるに因ると玆に八月分政府各部の出借をもつて列表左の如し。

	元
陸軍部	四、五二四、〇〇〇
財政部	一、五三五、〇〇〇
海軍部	四六八、〇〇〇
外交部	二八〇、〇〇〇
内務部	三七九、〇〇〇
司法部	一〇〇、〇〇〇
農商部	八五、〇〇〇
交通部	九四、〇〇〇
參謀部	四八、〇〇〇
蒙藏院	(不明)
審計院	一三〇、〇〇〇
臨時經費	六九一、〇〇〇
計共	八、二三四、〇〇〇元

(八、八、一九、上海中華新報)

●邊業内國公債　西北籌邊使徐樹錚氏近ろ籌邊款を籌むる爲めに内國公債を募集し以て挹注に資せんと擬せりと聞く已に定出せる辦法大略下の如しと。(八、八、一五、順天時報)

(一)名稱　邊業内國公債
(二)債額　額を限らず
(三)利率　週年六厘
(四)擔保　邊業銀行官股余利及び將來各項の實業入款を以て擔保と爲す
(五)償還期限　發行の日より起し五年内は僅かに利息を附し第六年より第二十年迄每年總額十五分の一を按じて抽簽發本し十五次にして還清す
(六)付息日期　每年兩次六月及び十二月に於て分付す

(七)實收款額　每百元の實收九十二元
(八)票額　五種に分つ
　(イ)萬元　(ロ)千元　(ハ)百元
　(ニ)五十元　(ホ)十元
(九)用途　專ら籌邊の需に充て別用に移さず

●鹽稅餘款の交附　財政部はさきに關係銀行團に向つて七月分鹽稅余款二百八十萬元を撥付し以て急需に應せんことを請ひしが茲に銀行團の上海天津諸關係銀行に分令するを經日昨に於て數の如く交付せり聞く所に據ればその用途は一百二十萬元を以て上月份の軍費を補充し一百萬元を以て上月中央行政費を補充し六十萬五千元を以て各項の特別經費及び臨時開支等の費に充つと故に該款は昨日に至つて已に完全に用ひつくせり矣。(八、八、一二、順天時報)

●衆議院の豫算審査書　爲審査報告事、大會交出せる民國八年度歳入歳出預計書を承け又交通特別會計書總分專表を續交せらるゝを承け共五十九冊先後移交して會に到れり本審査會は法に依りて預算委員を召集し集議審査せりその研究得る所に就き敬んで大會の爲めに之を陳せん。査するに民國の預算は前に在つては僅かに臨時參議院議決の半年預算案あるのみにて具體の規模無し五年度預算案審査甫めて畢り適々國會の中斷に値ひ未だ大會の通過を經ず亦依つて根據と爲す能はず六七兩年は國家財政上の變化と軍事上の更動と勢更らに悉く五年度を以て標準と爲し難し是れ本屆(次)預算は前規を繼踵すと雖も事實上實に創局に同じ此れ困難の點の一なり預算の編製は當さに收支の適合を以て原則と爲すべし而して此次總冊に列する所の歳出の款は六億四千七百萬有奇に至り歳入の款亦出款と相同じと雖もたゞ按ずるにその實際は國內公債銀行借款及び確實收數の增加無き警察收入の三款を除去するの外實在の收入は僅かに四億萬有奇に止まり不敷の數二億四千萬以外に在り倘し嚴格に刪除するに非ざれば國家將さに立ろに破產の地位に陷らんとす然れども事實上に於て稍々兼顧を加へざれば又政府に迫るに行ひ難きを以てし轉じて國會の威信を失はしめ此れ困難の點の二なり年來軍事繁興し全國の軍費經常臨時特別三門合計二億五千餘萬に至り之を全國歳入の實數に比するに已に百分の六十五強に至る此れ各國の未だ知ざる所にして斷じて長策に非ずたゞ裁減撤退亦須からく假すに時日を以てすべく又極短期間の能く軌道に入るゝ所に非ず此れ困難の點三なり本會は此の難點に就き心を悉して研究し以爲へらく此次の審査は要するに支出上に於て嚴格刪除し國家の財政をして收拾すべき無きの地位に陷れしめず理論上に於て事實を兼顧し政府を引いて日に法治の軌途に進ましむべきなりと此の主旨に本づき以て裁決を爲し開會以來科を分つて審査し日を按じて間なく總審査表は法定の手續に依つて逐條表決しあらゆる應さに存すべく應さに減すべく應さに刪るべく應さに改むべき門類各理由均しく分冊分表の下に於て詳かに塡註を爲し茲に已に審査終了せりまさに經過の情形及び得る所の結果をもつて報告すること下の如し。

本會審査承交の後即ち六月二十三日に於て第一次審査會を

開き大會を續開すること三次即ち科目を分定して審査を開始し逐日間なし審査の主旨は先づ下の如く決定を經たり。

(甲)歲入に對して。

(一)田賦地丁及び凡そ人民直接の負擔と爲る者に關しては應さに輕ろしく增加を議せざるべし。

(二)洋關税收入の增加を議定する者は應さに最近年度の征額に比照して增入すべし。

(三)鹽税の征、額に足らざる者烟酒雜捐及び奢侈品に渉るものゝ收税は應さに之を酌增すべく原表漏列の項は應さに之を補列すべし。

(乙)歲出に對して。

(一)政費の浮冗に渉り急ならざる者は分別删減す。

(二)軍費は種類を分別し目前節減の標準と爲し並びに預かしめ收束の地步を爲す特別軍事費の一門を删去し以て統一に歸せしむ。

(三)債款磅價は時を按じ減核以て支出の數を輕減す。

此の主旨を按じて分科審査し又續交せられし交通特別會計は繼續して審査を終了したゞちに總審査會を開き逐款逐項逐目逐節詳細に討論し先後會を開くこと共計十五次本月九日に至つて全部完竣せり。

審査の結果左の如し。

民國八年度預算案は全部應さに成立を與ふべし。

理由　本年度豫算案は歲入歲出相差ふこと太だ鉅いなり惟だ審査の結果歲入の款は已に四億萬より增進して四億四千餘萬に至り歲出の款は已に六億四千七百餘萬より減退して四億九千餘萬に至り距離の度漸く近づけり交通四政の特別預算に至つては純ばら實業の款項と爲し並びに外款の關係あり應さに政軍等の費に牽入し危險を生ずるを致さゞるべく亦應さに暫らく維持を豫ふべし故に擬定することと上文の如し。

歲入不足の款は應さに國內公債を募るを准るすべし。

理由　債款を以て歲入の不足を補ふはもと非常の策なり惟だ民國より以來歷年の歲計不足は均しく國內公債を募集して以て補充を爲し比較的尙ほ大害なし此次債額は擬定して五千萬元と爲す但し田賦地丁を以て擔保と爲すを得ず。

畸零不足の數は暫らく銀行より墊款す。

理由　此項の零數は多きなく預算案內に稍々節減を加ふれば即ち可、別に籌るを庸ふるなし、もし必需の時に至らば銀行に向つて籌墊すべし但し預算所定の數を逾ゆるを得ず。

預算案歲入歲出の法律の規定なき者は應さに政府に請ひ速かに法案を提し國會に送り議決公布すべし。

理由　本年度豫算案內には多く未だ法律規定を得ざるの款あり事實上久しく已に成立し概ね刪除を與ふる能はずと雖も究竟法定國家の常軌に非ず故に擬定することと上文の如し。

以上列する所は委員會經過の情形及び結果得る所の要點なり茲に民國八年度預算案歲入歲出審査得る所の結果をもつて下に列し大會に報告し公決を敬請す。(八、八、二〇、公言報)

彙報

自八月十六日至八月三十一日

講和問題

▲**國務卿の陳述**　（六日紐育特派員發）　華盛頓來電＝ランシング氏は本日山東問題に就き上院外交委員會に於て左の如く語れり。

一、大統領はヴエルサイユに赴きし以前に於て既に日本と聯合國間の密約を聞知し居れり。

二、ブリス將軍は山東問題の決定前に之に關する私書を大統領に送れり予とホワイト氏は之に與かりたれども調印はブリス將軍單獨にて行へり但し右の書類は大統領に勸告の意味にて決して抗議にはあらざりき。

三、予は支那を威嚇せんとする日本委員の努力に關して支那委員と會談したる事なし。

四、支那委員は山東問題に就て米國委員に何等正式の哀訴を試みたることなし勿論支那委員を訪問して本問題を論議したることなきにしも非ずと雖も這は吾等が日本の委員と論議したると同一なり。

五、米國委員は日本をして山東を支那に還附することを保障せしむる爲め努力したるが其努力は失敗に終らざりき。

六、予は今日他の同盟聯合諸國の間に實際米國の關知せざる密約存在せざりし事を信ずべき理由あり。

七、予は山東に關する日本政府の聲明は同問題の暗雲を一掃し此點に於て日本政府の讓歩を示すものと看做すものなり。（十六日東朝）

▲**上海聯合大會決議**　（上海特電十四日發）　昨日商業公團聯合會全國學生聯合會々議の結果、

（一）山東問題對獨和約追調印に反對し英米佛に電報し援助を求め内外新聞に意見を發表すること。

（二）西北軍事協定は全國の注意を喚起し一致して之を豫防すること。

（三）國際聯盟支那委員長は陸徵祥氏に反對なることを南北政府に電報し王正廷氏を推選し陸徵祥氏に巴里退去を勸告し北京學生聯合會に電報し北京當局を動かすこと。

（四）全國各團體と打合せ一致の行動を採ること。

（五）政府に電報し濟南の戒嚴令撤廢を求め且つ濟南戒嚴總司令馬良氏を免職し逮捕せられたる學生を釋放すること。

（六）各省團體に援助を求むること。

等を議決し更に各會の聯合會を組織すること日本品排斥の積極進行方法をも協議したり。（十六日時事）

▲**山東と新提議**　（十一日巴里特派員發）　支那のヴエサイユ條約調印に關しては何等新報道に接せず唯支那講和使節書記官孫氏は山東に關する新提議を北京政府に齎すべき任務を帶びて巴里を出發せるは事實なり因に獨逸が講和條約を批准せる今日支那の追調印を承認する場合は特別議定書を必要とすべしと。（十六日東朝）

▲**山東問題辯明**　（十一日合同通信社發）　華盛頓十一日發電＝大統領ウイルソン氏は上院外交委員會に書翰を送り山東問題の解決に對して抗議せるブリッス將軍の書の謄本を同委員に提示することを拒絕し右書面中には他國諸政府に對する祕密の所論ありと云へり國務卿ランシング氏は又山東問題に關し日本と聯合國との間に祕密條約存在したるも紳士協約交涉中石井子は之を隱蔽したりと說き石井子は英國に對し日本が膠州灣を支那に還附すべき旨保證したるも太平洋に於ける前獨逸諸島は之を保有すべきことを通告し置きたりと云へりと說き又英國も此點に就ては沈默を守りたるため講和會議に至る迄米國は之を聞知するを得ざりしと辯明せり。（十九日東朝）

▲**國務卿の陳述**（十一日紐育特派員發）　華盛頓來電＝國務卿ランシング氏は本日上院に於て外交委員會の證言に對し左の同答を與へたり。

一、ランシング石井協約締結の際爲したる商議中石井子は山東及び獨領太平洋諸島に關する日本聯合國間の了解に關しては一言も言及せざりきされど當時予は日本が之に關し英國と了解ありしを知悉し居たり蓋し英國大使

スプリング・ライス氏は千九百十六年十月予に英國は赤道以南の諸島を占領し日本は其の以北の諸島を占領すべきを告げたればなり又ランシング石井協約商議中石井子は予に向ひ予は千九百十五年エドワード・グレー卿に日本は膠州を支那に還附すべきも太平洋諸島を保持すべきを保障せりと語れりされど石井子は密約に關し其以上何等の陳述を爲さゞりき。

二、バルフオア氏もヴィヴィアニ氏も當地滯在中合衆國政府に各自政府の密約を通告せざりき。

三、予は日本聯合國間の密約を去る二月中ヴェルサイユに於て初めて聞けり。

此時ボラー氏は質問して曰くバルフオア氏は千九百十八年三月下院に於て演說を試みウイルソン氏は聯合國間の密約に關し十分隔意なき通告を受けたりと述べたり然らば閣下は右バルフオア氏の陳述を如何に解釋せんとするやと此質問に對しランシング氏は明瞭なる回答を爲す能はざりきランシング氏は又ランシング石井協約に關し左の如く語れり。

予は石井子に向ひ日米兩國政府は支那の爲め門戸開放政策を再び保障するを可とせずや蓋し日本は戰時狀態を利用して支那に其勢力を擴張せんと圖り居れりとの風說傳はれるを以てなりと石井子は之に答へて曰く吾人が締結すべき如何なる協約に於ても支那に於ける日本の特殊利益が承認せらるべきものと思惟す勿論合衆國は地理上の地位より之を承認するならんと日本が支那に特殊の利益を有するは之れを承認すべきも之れを如何なる協約にも插入するは解釋を誤らるゝ危險あり故に予は之に抗議せり予は更に石井子に向ひ若し日本の特殊利益とは超越的利益を意味すとせば予は最早是以上に之を討議する能はずと告げたり石井子は次に極東に對する日本のモンロー主義を主張したり予は告げて曰く合衆國はモンロー主義に依り米大陸の如何なる國に於ても超越的利益を得る能はず故に支那に對しても同樣の原則を適用すべきものなりと思惟す支那に關し第三國に何等超越的利益又は特殊の權利を與ふべきものに非ずと石井子は此時沈默を守れり石井子は初めに協約中に「特殊の利益及び勢力」なる文句を插入せん事を主張したりしも予の發議にて「及び勢力」なる句を除外し單に特殊の利益のみと爲せり。（二十日東朝）

▲米國當局と山東密約　（紐育特電十一日發）　大統領ウイルソン氏は上院に書狀を送り日本が講和會議に於て山東條件承認に就き支那を威嚇するや否やは予の全然知らざる所なりと云へり尙山東問題折衝覺書提示の要求に對しては他國政府の公表を欲せざる所なればとて之を拒絕せり又國務卿ランシング氏は上院外交委員會に於て述べて曰く英佛伊三國は山東密約を講和會議開催迄米國に示さざりき又石井子も或は言葉を以て或は沈默に依りて同密約の隱匿に努力せりと云へり。（二十日日日）

▲山東問題訓令　（北京特電十六日發）　國務院は十五日午後巴里の陸徵祥氏に大要左の意味の訓電を發せり。

山東問題に關し日支直接に交涉如何に就きては國內反對多く國論一致せざるを以て此際尙ほ國際間の調停に重きを置くを利益と認むるに就き出來得る限り各國近來の態度を探り詳細に報告せよと。

▲支那聯盟委員　（北京特電十八日發）　西南七總裁より十四日電報にて國際聯盟委員に王正廷、伍朝樞、顧惟鈞を任命せんことを求め來れり。（二十日時事）

▲對墺條約修正　（二十二日北京特派員發）　巴里に於ける陸徵祥の報告に依れば對墺講和條約は其後調印時期の延期と共に內容に修正を加へられ就中對支那關係條項は五箇條ある中全部改削を加へられ即ち團匪賠償金は原案に依れば全部放棄せしむる事となり居たるに拘らず修正案に依れば僅に其一部に付將來成立の墺國新政府と協議決定する事となり租界の回收問題も公有並に私有共支那側より相當の代價を支拂ふ事となり其他居留民に對する行政處分に對しては抗議をなし得ざる事となり居たるに拘らず修正案に依れば本件に就ては條約締結後別に墺地利との間に單獨商議すべき事となり居り何れも支那側に取りて不利益なるものとなれるが此間協商各國は毫も支那側を援護するの擧に出でざりしとて不滿の意を示し居れり。（二十三日東朝）

▲大統領拒絕す　（十八日國際社華盛頓發）　大統領は上院議員ロッヂ氏に書翰を送りて山東問題の解決に對して抗議せるブリス將軍の書翰は他國政府に關する機密に涉れる事項を含むものなりとの故を以て其公開を拒絕し其他の文書の公表をも亦拒みたり大統領は又上院へもブリス將軍の書面は日本の山東還附契約に依りて具體的に其の目的を達したりとの書面を送りたり

彙報

自八月十六日至八月三十一日

講和問題

▲**國務卿の陳述** （六日紐育特派員發） 華盛頓來電＝ランシング氏は本日山東問題に就き上院外交委員會に於て左の如く語れり。

一、大統領はヴェルサイユに赴きし以前に於て既に日本と聯合國間の密約を聞知し居れり。

二、ブリス將軍は山東問題の決定前に之に關する私書を大統領に送れり予とホワイト氏は之に與かりたれども調印はブリス將軍單獨にて行へり但し右の書類は大統領に勸告の意味にて決して抗議にはあらざりき。

三、予は支那を威嚇せんとする日本委員の努力に關して支那委員と會談したる事なし。

四、支那委員は山東問題に就て米國委員に何等正式の哀訴を試みたることなし勿論支那委員を訪問して本問題を論議したることなきにしも非ずと雖も這は吾等が日本の委員と論議したると同一なり。

五、米國委員は日本をして山東を支那に還附することを保障せしむる爲め努力したるが其努力は失敗に終らざりき。

六、予は今日他の同盟聯合諸國の間に實際米國の關知せざる密約存在せざりし事を信ずべき理由あり。

七、予は山東に關する日本政府の聲明は同問題の暗雲を一掃し此點に於て日本政府の讓歩を示すものと看做すものなり。（十六日東朝）

▲**上海聯合大會決議** （上海特電十四日發） 昨日商業公團聯合會全國學生聯合會々議の結果、

（一）山東問題對獨和約追調印に反對し英米佛に電報し援助を求め內外新聞に意見を發表すること。

（二）西北軍事協定は全國の注意を喚起し一致して之を豫防すること。

（三）國際聯盟支那委員長は陸徵祥氏に反對なることを南北政府に電報し王正廷氏を推選し陸徵祥氏に巴里退去を勸告し北京學生聯合會に電報し北京當局を動かすこと。

（四）全國各團體と打合せ一致の行動を採ること。

（五）政府に電報し濟南の戒嚴令撤廢を求め且つ濟南戒嚴總司令馬良氏を免職し逮捕せられたる學生を釋放すること。

（六）各省團體に援助を求むること。

等を議決し更に各會の聯合會を組織すること日本品排斥の積極進行方法をも協議したり。（十六日時事）

▲**山東と新提議** （十一日巴里特派員發） 支那のヴェサイユ條約調印に關しては何等新報道に接せず唯支那講和使節書記官孫氏は山東に關する新提議を北京政府に齎すべき任務を帶びて巴里を出發せるは事實なり因に獨逸が講和條約を批准せる今日支那の追調印を承認する場合は特別議定書を必要とすべしと。（十六日東朝）

▲**山東問題辯明** （十一日合同通信社發） 華盛頓十一日發電──大統領ウイルソン氏は上院外交委員會に書翰を送り山東問題の解決に對して抗議せるブリッス將軍の書の謄本を同委員に提示することを拒絕し右書面中には他國諸政府に對する祕密の所論ありと云へり國務卿ランシング氏は又山東問題に關し日本と聯合國との間に祕密條約存在したるも紳士協約交涉中石井子は之を隱蔽したりと說き石井子は英國に對し日本が膠州灣を支那に還附すべき旨保證したるも太平洋に於ける前獨逸諸島は之を保有すべきことを通告し置きたりと云へりと說き又英國も此點に就ては沈默を守りたるため講和會議に至る迄米國は之を關知するを得ざりしと辯明せり。（十九日東朝）

▲**國務卿の陳述** （十一日紐育特派員發） 華盛頓來電──國務卿ランシング氏は本日上院に於て外交委員會の證言に對し左の問答を與へたり。

一、ランシング石井協約締結の際爲したる商議中石井子は山東及び獨領太平洋諸島に關する日本聯合國間の了解に關しては一言も言及せざりきされど當時予は日本が之に關し英國と了解ありしを知悉し居たり蓋し英國大使

スプリング・ライス氏は千九百十六年十月予に英國は赤道以南の諸島を占領し日本は其の以北の諸島を占領すべきを告げたればなり又ランシング石井協約商議中石井子は予に向ひ予は千九百十五年エドワード・グレー卿に日本は膠州を支那に還附すべきも太平洋諸島を保持すべきを保障せりと語れりされど石井子は密約に關し其以上何等の陳述を爲さゞりき。

二、バルフォア氏もヴィヴィアニ氏も當地滯在中合衆國政府に各自政府の密約を通告せざりき。

三、予は日本聯合國間の密約を去る二月中ヴェルサイユに於て初めて聞けり。

此時ボラー氏は質問して曰くバルフォア氏は千九百十八年三月下院に於て演說を試みウイルソン氏は聯合國間の密約に關し十分隔意なき通告を受けたりと述べたり然らば閣下は右バルフォア氏の陳述を如何に解釋せんとするやと此質問に對しランシング氏は明瞭なる同答を爲す能はざりきランシング氏は又ランシング石井協約に關し左の如く語れり。

予は石井子に向ひ日米兩國政府は支那の爲め門戶開放政策を再び保障するを可とせずや蓋し日本は戰時狀態を利用して支那に其勢力を擴張せんと圖り居れりとの風說傳はれるを以てなりと石井子は之に答へて曰く吾人が締結すべき如何なる協約に於ても支那に於ける日本の特殊利益が承認せらるべきものと思惟す勿論合衆國は地理上の地位より之を承認するならんと日本が支那に特殊の利益を有するは之れを承認すべきも之れを如何なる協約にも挿入するは解釋を誤らるゝ危險あり故に予は之に抗議せり予は更に石井子に向ひ若し日本の特殊利益とは超越的利益を意味すとせば予は最早是以上に之を討議する能はずと告げたり石井子は次に極東に對する日本のモンロー主義を主張したり予は告げて曰く合衆國はモンロー主議に依り米大陸の如何なる國に於ても超越的利益を得る能はず故に支那に對しても同樣の原則を適用すべきものなりと思惟す支那に關し第三國に何等超越的利益又は特殊の權利を與ふべきものに非ずと石井子は此時沈默を守れり石井子は初めに協約中に「特殊の利益及び勢力」なる文句を挿入せん事を主張したりしも予の發議にて「及び勢力」なる句を除外し單に特殊の利益のみと爲せり。（二十日東朝）

▲米國當局と山東密約

（紐育特電十一日發） 大統領ウイルソン氏は上院に書狀を送り日本が講和會議に於て山東條件承認に就き支那を威嚇するや否やは予の全然知らざる所なりと云へり尙山東問題折衝覺書提示の要求に對しては他國政府の公表を欲せざる所なればとて之を拒絕せり又國務卿ランシング氏は上院外交委員會に於て述べて曰く英佛伊三國は山東密約を講和會議開催迄米國に示さざりき又石井子も或は言葉を以て或は沈默に依りて同密約の隱匿に努力せりと云へり。（二十日日日）

▲山東問題訓令

（北京特電十六日發） 國務院は十五日午後巴里の陸徵祥氏に大要左の意味の訓電を發せり。

山東問題に關し日支直接に交涉如何に就きては國內反對多く國論一致せざるを以て此際尙ほ國際間の調停に重きを置くを利益と認むるに就き出來得る限り各國近來の態度を探り詳細に報告せよと。

▲支那聯盟委員

（北京特電十八日發） 西南七總裁より十四日電報にて國際聯盟委員に王正廷、伍朝樞、顧惟鈞を任命せんことを求め來れり。（二十日時事）

▲對墺條約修正

（二十二日北京特派員發） 巴里に於ける陸徵祥の報告に依れば對墺講和條約は其後調印時期の延期と共に內容に修正を加へられ就中對支那關係條項は五箇條ある中全部改刪を加へられ即ち團匪賠償金は原案に依れば全部放棄せしむる事となり居たるに拘らず修正案に依れば僅に其一部に付將來成立の墺國新政府と協議決定する事となり租界の回收問題も公有並に私有共支那側より相當の代價を支拂ふ事となり其他居留民に對する行政處分に對しては抗議をなし得ざる事となり居たるに拘らず修正案に依れば本件に就ては條約締結後別に墺地利との間に單獨商議すべき事となり居り何れも支那側に取りて不利益なるものとなれるが此間協商各國は毫も支那側を援護するの擧に出でざりしとて不滿の意を示し居れり。（二十三日東朝）

▲大統領拒絕す

（十八日國際社華盛頓發） 大統領は上院議員ロッヂ氏に書翰を送りて山東問題の解決に對して抗議せるブリス將軍の書翰は他國政府に關する機密に渉れる事項を含むものなりとの故を以て其公開を拒絕し其他の文書の公表をも亦拒みたり大統領は又上院へもブリス將軍の書面は日本の山東還附契約に依りて其體的に其の目的を達したりとの書面を送りたり

又ウィルソン氏は在巴里日本委員が支那委員を脅威したる事なき旨聞知するを喜ぶものなりと附言せり。（二十三日東朝）

▲英公使外交部訪問　（北京特電二十一日發）　昨日午後四時英國公使は外交部を訪ひ河南問題に就き協議したるが同六時半に至り米國公使も同部を訪ひ國際聯盟に關する談話を爲し最後に余、歸國の後何人が後任者たると も米國の對支方針は決して變化することなしと述べたり。（二十三日時事）

▲支那調印拒絶の裏面　（十八日合同通信社發）　華盛頓十八日發電に曰くトーマス・ミラード氏は上院外交委員會に告ぐるに巴里に於ける凡ての米國專門家は山東問題の解決は戰爭を意味するものなりと信じたりと說き右解決に反對してブリッス將軍ホワイト、ランシング兩氏が大統領ウイルソン氏に送りたる書面は日本に山東を與へんか戰爭を惹起すべき恐れあることを論じたるものなりと案せらる併しウイルソン氏は右書面を發表する事を拒絶したりと言ひ更に支那の希望する如く山東問題を解決する爲め何等の手段を採らずんば吾人或は支那が過激派と化するを見るに至らん其の結果支那排外的大思潮傳播し米國宣敎師其他の殺害せらるゝ事あるべし支那委員が對獨條約に調印を拒絕したるは余の勸告に基けるものなり日本が山東問題に關し講和會議を脫退すべしと威嚇せしを虛喝なりと信ぜざりしは巴里に於てもウィルソン氏一人位に過ぎず日本は既に山東に於て獨逸より遙に以上の事を爲したりと述べたり。（二十四日東朝）

▲山東問題論戰　（紐育特電十八日發）　米國共和黨上院議員ボラー氏は上院に於ける討論中述べて曰く、

山東問題に對し批准をなすに於ては是日本に山東の支配權を與ふるを意味するものなり斯くては干戈に訴へて決定を見るまでは爾後何時までも地球上人口の約四分の一の支那民衆は東大陸の吾々に向つて抗議することを止めざるべし。

之に對し民主黨上院議員キング氏は「日本をして亞細亞に膨脹せしめよ」と主張したり。（二十五日東朝）

▲支那顧問の曲辯　（十八日紐育特派員發）　華盛頓來電＝「極東評論」主筆にして支那講和委員の非公式顧問たるトーマス・ミラード氏に對する上院外交委員會の質問及び氏の答辯に依れば氏の費用資金は悉く支那人の囊中より出でたりと氏の答辯は例により日本攻擊にして從來多くの排日論者の繰返せる所なり其の答辯中重なる要點左の如し。

一、講和條約中の山東に關する條款は遂に日米戰爭の原因たるべし。

二、山東條項に抗議せる彼の著名なるブリッス將軍の書簡は巴里に於ては若し山東が日本に許與さるゝ事あらば日米戰爭起るべしと豫言せるものと一般に信ぜらる。

三、支那が參戰したる時駐支米國公使ラインシュ氏は米國が講和會議に於て支那の領土保全を保護すべしとの目的を與へたり。

四、千九百十九年四月二十三日支那は山東問題に關し四箇條の妥協案を提議したるも日本は之を拒絕せり其の四箇條條件とは即ち、

(一)英佛伊米の四箇國をして日本と共に山東の共同管理者たらしむる事。

(二)支那は日本が極東より獨逸を驅逐するに要したる戰費全額を日本に辨償する事。

(三)青島の國際管理。

(四)日本は講和條約中に山東還附の確定的誓約をなす事。

五、ウイルソン氏は支那委員に語を寄せて山東問題に關しては國際聯盟によりて其の不正を矯正するを得べしと言明せるも支那委員は之を拒絕せり。

（二十五日東朝）

▲日本の誠意奈何　（華盛頓電報十九日發國際通信）　上院議員ジョンソン氏が山東は何時支那に還付さるべきやとの質問に對し大統領ウイルソン氏は曰くそは未だ決定し居らざるも出來得る限り急速に還付さるべきは確實なり更にジョンソン氏は日本が期日を定むる事を拒絕したるには非ざるかと問ひたるに大統領は曰く日本は期日を定むる事を拒みたりされど予は常時日本は何時山東を還附し得るかを言明する事能はざりきと述ぶるを公平なりと思考すとジョンソン氏は日本が經濟的特權を保留せる結果山東の支配權を得るが如き事なきやと問ひたるに大統領は曰く予はそれを判斷するの資格なきものなるもそは誇大の意見なりと思考すと誠意を以て其約束を實行するに就て日本を信賴し得べしと思惟するやとの質問に對して大統領は答へて曰く予は日本が誠意を以て其約束を實行すべきを確信して疑はずと次に人種平等問題に關し米國委員は贊否何れに投票したるやとの質問に對し予は國際聯

の善良なる諒解を重んずるが故に此質問に答ふる能はずと答へたり尚ボラー氏が山東の主權を保留せざるに就き日本との諒解の性質に關し質問せるに對し大統領は述べて曰く事實上此諒解は口頭を以て成立したるものなるも特に之を正式文書に認めて双方共に之を議決したりと述べ且國際聯盟は山東の完全なる主權を取得する事を防止するものなりとの意を洩したり。（二十五日東朝）

▲大統領宣明要綱　（十九日紐育特派員發）　華盛頓來電＝上院外交委員との會見に於てウイルソン氏の與へたる回答は一般に平凡なるが其中重要なるは左の如し。

一、山東還附に關する日本の約束は依然不確定なるも予は日本が間もなく之を還附すべき保障を得たり。

二、滿洲等に於ける利權に關しても若し當時國際聯盟が存立し居たらば日本は決して之を獲得せざりしならん。

三、日本は山東を滿洲と同一には取扱はざるべし蓋し山東に關しては國際聯盟が支那の權利を保護し得べきを以てなり。

四、合衆國は支那が參戰せし時講和條約に就て支那の利益を保護すべき約束を爲せし事なし。

五、日本の提出せる人種平等案は寧ろ意見又は希望の表示にして行動の強制にあらざりき。

六、予は若し山東を日本に與へざりしならば日本は條約に署名せざりしを信ずるものなり何となれば日本講和委員は予に向ひ山東の條項なくんば條約に調印せざるやう訓令を受けたりと告げたればなり。

七、ヤップ島は太平洋の海底及び無線電信交通根據地の一なり故に予は講和會議に於てヤップ島の管理は海底電信の所有及び使用に關し追つて開催せらるべき萬國海底電信會議迄保留すべきを主張したり若し合衆國の通信の安全上同島に電信所を設置する事の必要あらば合衆國は同島を管理し得べし太平洋諸島に關する日英密約も合衆國が電信所設置の爲めヤップ島を獲得する事に干渉せず勿論ヤップ島を電信會議の議題に保留すべしとの公式議定書はなけれども吾人該問題の討議を延期したるものにして何人も此點に關し疑ひを有せず。（二十五日東朝）

▲墺國修正案撤回　（北京特電二十三日發）　陸徵祥氏より支那政府に達したる電報によれば墺太利の條約修正案は列國の贊同を得難きにより墺太利より之を撤回すべき模樣なれば原案通り調印せらるべしと。（二十五日東朝）

▲英國公使の意見　（北京特電二十三日發）　龔總理代理は二十四日英國公使ジョルダン氏を訪問せし際對墺條約中支那に關する條項の修正に關し其意見を質せるに英國は對墺條約修正案は到底聯合國の同意を得べくもあらず支那が特別委員會に抗議せしは適宜の處置なり而して支那外交の多端多事なるは慨嘆に堪へずと答へ更に新借款團に關する質問に對し日本が滿蒙除外を提議せしは米國の新借款團組織の精神と相反する事甚だし英國は唯萬事公平を主とすのみ此際日本の主張に對し何等意見を述ぶる能はず但舊銀行團の期限を一ヶ年延長せしは日本の外交的勝利なり尚聞く處に據れば支那政府は各所に於て秘密に小借款を行ひつゝある由なるがこは將來大借款の障碍となるべしと警告せりと。（二十五日東朝）

▲ウ氏强硬　（紐育特電十九日發）　米國大統領ウイルソン氏は十九日上院外交委員の講和條約に關する質問に對し

予は諸君が何等變更を加ふる事なくして講和條約を批准せん事を勸告す而して予は喜んで講和條約に對する說明的留保を加へんとする事に同意すべし然れども予は依然として調印諸國の承認したる現條約を改訂すべき結果を齎す條項變更の議に反對するものにして調印せる諸國は皆各自の言分在りしものなり又山東條項の決定は「萬事信賴」の標語に依りて解決し得たるものなり日本は必ず山東の返還を履行すべし、

と縷々說明したるも共和黨議員は依然として「講和條約中に特殊條項の保留を主張する決意」を變更せざる旨聲明したり。（二十六日日日）

▲山東修正可決　（二十三日紐育特派員發）　上院外交委員會は山東修正案を可決せり。

▲明白となりし二項目　（二十日紐育特派員發）　華盛頓來電＝昨日大統領と上院外交委員との會議に於て明白となりたる事項は左の如し。

一、國際聯盟の修正は獨逸が右聯盟に加入する迄は同國に提出するを要せず但し其他の署名國には提出せざる可からず。

二、山東條項の修正は獨逸を含める全署名國に提出するを要す。（二十六日東朝）

▲山東直訴團引致　（北京特電二十三日發）　二十三日午後二時大學生二十餘名、女學生四名は代表李國濟氏に率られ總統府に赴き總統に面會を求め山東問題に關し意見を陳述せんとしたるも總統府にては彼等の要求を容れず午後四時半警察隊巡警五十名を派し請願團全部を警察廳に拘引せり彼等は山東問題に對し馬頁氏の戒嚴令峻嚴なるを彈劾し其處罰を請願せん意思なりしと。（二十六日日日）

▲陸徵祥氏に訓電　（上海特電二十五日發）　北京國務院外交部は陸徵祥氏に打電し陸氏、王正廷氏魏宸祖氏先づ歸國し顧維鈞、施肇基の兩氏をして墺地利土耳其との條約を調印せしめ國際聯盟支那委員は陸氏歸國の上にて發表す可しと云へりと。（二十六日時事）

▲山東條項證言　（華盛頓電報二十六日發國際通信）　曩に米國講和委員顧問たりしウイリアムス教授は上院外交委員會に於て證言して曰く大統領ウイルソン氏は巴里滯在中予に告ぐるに英佛國は日本が千九百十五年の日支條約の履行さるゝ場合に限り之を放棄せんとする山東に於ける獨逸の權利に對する日本の要求を援助せんとする義務ある旨を以てし且つ大統領は今回の戰爭の目的は諸條約を神聖ならしむるにありたりと論じたり予は之を快しとせざりしも而も日本が山東還附の約を果すべきを疑はざりしと。（二十七日日日）

▲山東修正反對の辯　（二十四日國際社華盛頓發）　二十三日上院外交委員會に於て山東修正案反對の投票をなせる唯一の共和黨議員ノース・ダコダ州選出のマクカンバー氏は辯明して曰く予は國際聯盟が日本をして山東を支那に還附するの誓約を實行せしむる能力あるを自信したるに依り右の擧に出でたるなりと。（二十九日東朝）

▲山東案運命未知　（二十五日紐育特派員發）　上院に於る山東修正案の運命は目下の所未知數に屬せり條約贊成派は修正案の否決に全力を傾注すべきが民主黨領袖等の見込に依れば十八名の穩和保留論者は如何なる修正案にも反對の投票を爲すべければ山東修正案は上院に於て否決さるゝ事疑ひなしと勿論共和黨領袖連は依然多數が修正案に投票すべきを主張し居れりサン華盛頓特派員所報に依ればウイルソン氏は合衆國民が本問題に關し益憤怒の情を抱けるより之を緩和する爲山東に關し或行動を執らん事を新に日本に勸說すべしとウォールド社說に曰く上院が外交委員會の忠告を容れ山東修正案を可決せんか其名譽にかけて山東を支那に還附すべきを誓約せる日本に一大侮辱を加ふる事となるべし斯る侮辱を與へし結果國際的關係に如何に不幸の影響を齎すべきかは荀くも外國の事件に經驗を有する人士の知悉する所にして之を訓ふる迄もなかるべしトリビユーン社說に曰く外交委員會の山東修正は合衆國に於て殆ど一般に贊成せらるべし米國民は講和會議の山東問題に對する處置を遺憾とするものにして是れ條約中の汚點と見做せり故に米國民は巴里會議の決定を醜すべしと。（二十九日東朝）

▲大統領修正反對　（二十六日合同通信社發）　華盛頓二十六日發電に曰大統領ウイルソン氏は上院民主黨領袖スワンソン氏の事務所を訪ひ講和條約中山東に關する條項の修正に就き上院外交委員に對し廣く書面を送りたり其結果上院議員をして大統領が自ら右山東條項修正反對の運動を指揮しつつありと斷言せしむるに至れり蓋しスワンソン氏は右運動を指揮する事を拒絕したればなり尙該問題は尋で委員に於て討議されたるか共和民主兩黨の上院議員は共に山東條項に對する反感近來增長したりと言ふに於て一致せり是れ大統領ウイルソン氏が山東條項の通過すると否とは講和條約の運命を決すべき試金石と思考すと信ぜられ居るに因る。（二十日東朝）

▲佛議會講和討議　（二十七日國際社巴里發）　佛國代議院に於ける講和條約批准討議第二讀會は何等重大なる形勢を惹起せざりき多數の議員等は若干の條項に就いて批判を試みたるも彼等は悉く全體として條約贊成の意を聲明したり尤も一議員マルゲイン氏は條約中の山東に關して論及するところあり該問題に就き佛蘭西は英國側に加擔するよりも寧ろ米國に味方するを以て得策に非ざるや否やを質問せり右は當日唯一の質問にして同議員の論議は更に討議を經ず又は回答を與へらるゝ事無かりき。（三十一日東朝）

外交關係

▲西藏交涉促進 （北京特電十四日發） 某外交官は曰く西藏問題に關する英支交渉は北京に於て續行すべく英國側はジョルダン公使の外永く川邊にありて西藏の事情に精通せる副領事テシマン氏を委員とし說明の任に當らしめんとしつゝありテシマン氏は昨年西藏軍の休戰を斡旋したる關係あり右休戰條約は本年十月十一日滿期となるに付九月末日迄に英支間の調停を終了する爲支那政府に註文しつゝあり而して今回の交渉は西藏に對する英支關係を明白にし同會議には西藏の代表をも加ふべしと。（十六日日日）

▲日貨排斥再抗議 （北京特電十四日發） 船津天津總領事は赴任以來天津に於ける排貨に關し屢々支那官憲と折衝し之が終熄に努め局部的効果を擧げつゝあるも尙歇まず日支商人損害益々大なるを以て故國の爲十四日北京に來り小幡公使と打合を爲し歸津したるが小幡公使は船津總領事の報告に基き再び嚴重なる抗議を支那政府に提出し徹底的の鎭壓を要求すべしと。（十六日日日）

▲支那政府陳謝 （十四日北京特派員發） 上海重慶天津等の排日に附隨して發生せる某事件に關し曩に小幡公使より嚴重抗議を提出せるが支那政府は漸く此程に至り覺書を以て陳謝の意を表すると共に今後十分取締を爲し將來再び不都合を發生せしめざることを聲明せり本問題に就ては是れ以上追窮せざる意嚮なれば本件は之を以て解決したる次第なり。（十七日東朝）

▲武器輸入問題 （十四日北京特派員發） 伊太利の武器輸入說に關し小幡公使が伊太利公使を訪問して實否を質したるに對し伊太利公使は支那政府との間に二三武器供給の契約を爲せるの事實を告げたるが未だ伊太利より積出したる等の事なき旨を言明し中央より湖南督軍に護照を與へたる事實に對しては護照あるにあらざれば契約無効となるを以て取敢ず護照を與へたるまでにして伊太利が武器供給停止の申合に參加せざるは本國政府より何等の訓令に接せざるが爲めなりと答辯せり。（十七日東朝）

▲西藏進軍質問 （北京特電十四日發） 十三日午前英國公使は領事テシマン氏を伴ひ陳外交總長代理を訪ひ西藏問題を議したるが其際テシマン氏は甘肅四川方面より支那軍隊出動し西藏を攻擊せんとしつゝあるは交渉を阻害するものなりと質問せしに陳籙氏は右は西藏土匪甘肅、四川の警戒を冒す爲自衞上策を執り居るのみにて西藏に進兵する計畫なしと答辯せり。（十七日日日）

▲西藏條約研究會新設 （十五日北京特派員發） 西藏條約研究會を國務院内に新設せり本會は西藏に關する既締條約及び今回英支間に交渉さるゝ西藏問題に關する利害得失を研究するにありて委員長は曩に駐英公使たりし劉玉麟委員には陳貽範等五六名を外交部陸軍蒙藏院より擧げ毎週一回會合研究する筈なり。（十七日東朝）

▲臨時裁判書記局の回收 （十七日北京特派員發） 支那政府は上海混合裁判所の管轄に歸せる臨時裁判に關する書記局を從前の如く支那側に回收せん事を希望し既に屢々外交團に交渉せるが今回更に交渉を爲すべく楊上海交渉使に上京を命じたり。（十九日東朝）

▲排日取締方嚴談 （北京特電九日發延着） 小幡公使は昨日外交部定例會議に際し陳次長に向ひ支那各地に於ける排日運動取締りに關し嚴談せり聞く所に據れば支那政府側も最近に至り排日に關し從來に比して嚴重なる處置を執るに決し最近外交團は支那政府に對し上海共同租界各町に關し交渉を開始せり。（二十日時事）

▲西藏問題の意見 （北京特電十五日發） 陳外交次長は昨日英國公使を訪ひ西藏問題に付き支那の意見を述べ此問題は暫く双方一定の文書を交換し正式談判開始は適當の時期を待つ可しとの意味をも述べたり。（二十日時事）

▲西藏問題の交渉 （北京特電十四日發） 昨日午前英國公使は四川領事を伴ひ外交部に赴き西藏問題に關し更に外交部當局との間に意見を交換し愈々北京にて正式の談判開始を申込み且つ支那政府が甘肅四川方面より西藏遠征軍を派遣するを抗議せり。（二十時事）

▲外蒙獨立不承認 （北京特電八日發） 庫倫在住の陳棋氏は六日附電報を以て四日外蒙古の各王族庫倫會議を開き其結果セミョーノフの陰謀を拒絕し獨立を承認せざるに決議したれば政府は此機に於て外蒙古人に恩惠を施し之を撫恤し不干涉主義を以て之に對せんことを乞ひたり。（二十日時事）

▲駐支米使辭任 （北京特電十九日發） 北京駐剳米國公使ラインシュ氏は昨日華盛頓政府に宛て辭表の電報を發せり多分今明日中に返電あるべき豫定なり右に付き外人側の觀測する處に依れば同氏は元來米國政府の對支政

策に慊らざる結果此擧に出でたるものにて本國政府も同氏の辭職を許可すべしと後任に就ては未だ決定せずと。

▲劉氏駐日公使決定　（北京特電十九日發）　劉鏡人の日本公使に就ては日本側も異議なきこと明瞭なる故支那政府は近々國會に同意案を提出す可しと。（二十一日時事）

▲米國公使歸國期　（十六日北京特派員發）　米國公使ライシユ氏は蘵に賜暇歸國を電請中なりしが十八日に至り米本國政府より許可の報に接せり公使は九月中旬頃迄に歸國の途に就くべく公使不在中はテンニー博士代理を爲す答なり尙公使は歸國の上辭職する決心なりと。（二十一日東朝）

▲支那過激派討伐隊北行　（十八日奉天特派員發）　露國過激派軍烏蘇里線方面に於て横暴を極め之が討伐の爲め北京政府は直隷第九師團第二聯隊の中より混成一個大隊を編成し歩兵六百三十五名は小銃二百挺機關銃四挺彈丸一萬八千五百發を携帶し十八日午後三時奉天通過ニコリスク方面に向け北行せり。（二十一日東朝）

▲寬城子事件交涉地　（二十日長春特派員發）　寬城子事件は支那政府の希望通り愈々地方問題として奉天に就て交涉するに決定し開始準備成れりとの報二十日其筋に達せりと。（二十二日東朝）

▲濟南邦人の決議　（濟南特電二十二日發）　濟南居留民は時局に關し大會開催滿場一致を以て既得の權利擁護を主張し撤底的に目的貫徹に努むる爲めに二十二日靑島に開催の全山東居留民大會に贊同して代表者を派遣すること更に實行委員を選出上京せしむることを決議せり。（二十二日時事）

▲英公使歸國土產　（北京特電廿日發）　英國側の情報に依れば英國公使ジヨルダン氏は本年辭任の上歸國すべきは既定の事實にして氏は一兩年來老年の故を以て外交界退隱の希望を漏らし居りたるも大戰中と云ひ且適當の後任者なかりし爲本國政府より引留められありしが六月最後の辭表を提出したるに本國政府より許可の內意を傳へ歸國前に西藏問題を片付くる樣訓電を受けしを以て目下テシマン氏を督して支那政府と交涉を進行せしめつゝあり歸國は多分十月過ぎとなるべしと。（二十二日日日）

▲英米人の對日嫉妬　（二十一日天津特派員發）　既報の天津英國商業會議所の決議せるは日本か山東省に於ける獨逸の權利を繼承するは英國の商業上に危險を來す虞ありとの嫉視的杞憂によるものにして其要旨に曰く

第一、支那人は英米兩國を以てウイルソン氏の十四箇條に基き山東に於ける支那人の意見を保持すべき二大民主國なりと信じ居れるを以て吾人が支那に對し十分有效なる援助を與へざりしは啻に彼等の深く遺憾とする所たるのみならず吾人の勢威を傷くること大なり此形勢にして推移せば支那人をして遂に英米は無力にして賴むに足らずとの觀念を抱かしめ日本に接近して救を求むるに至らん。

第二、若し日本にして山東地方に於て獨逸の政治的經濟的權利を保有するに至らば從來天津上海を經由せる北支那及び中央支那の全貿易は天津上海に比し遙かに偉大なる便宜を有する一大開港場の靑島に移るべきこと明かなり而して該利權とは船渠鐵道管理權並に奧地に於ける鐵道建設權即ち目下交涉中に係る濟南順德間高密徐州間を更に延長するの權利を含むものなり。

第三、日本は門戶開放に關する數次の宣言を爲せしも日本商人に關し鐵道特別運賃率を與ふるの政策を固持すべきは確實にして其結果大陸の全貿易は日本人の手に歸し上海天津は英米の利害關係頗る大なるものあるに拘らず數年にして經濟的に死滅するに至るべし。

第四、之れに對する唯一の救濟策は日支協約を廢棄して支那の領土主權を完全に返還せしむること、又之れが爲めには北支那に於ける總ての勢力範圍の對支全鐵道船渠借款の國際共有、上海に於けるが如き共同居留地を靑島に設置し專管居留地を置かざること是なり。

右は一有力なる外人より入手せる原案の全部にして其解決の方法は議案を議員の全部に配布し二十四時間內に囘答を求むるの方法を取りたる結果一の修正改削あり殊に英國官憲の添削により英國外務大臣其他之を各地商業會議所に電報せられたるものは原案と異れるも如何に在支英米人が支那人の歡心を求め我日本人を敵視せるかを窺知するを得べく且字句中に英米國を加へ居れるは偶以て其間英米側と默契あるものと思惟するに足らん。（二十二日東朝）

▲外蒙政府の通告　（北京特電二十一日發）　外蒙古自治政府は陳都護使を經て左の通告を支那政府に送致せり。

セミヨーノフ及呼倫貝爾麾下の土匪は昨年以來屢々代表を庫倫に派し獨立

を煽動せるも本政府は其有害無益なるを知り遂に賛成せざりしが今回王公會議を開きたる結果前方針を變ぜず若し再度煽動を爲し來らば嚴重拒絕すべきことを決定せり中央政府に傳達を乞ふ。（二十三日日日）

▲ラインシュ氏の挨拶　（北京特電二十一日發）　二十日午後六時米國公使ラインシュ氏は陳外交次長を訪問し長時間會見し主として國際聯盟加入問題に關し談話を交換したる後予は今回歸國する事に決したり後任者は尙不明なるも米國の對支政策は終始變る事なしと述べたりと。（二十三日日日）

▲寬城子事件交涉　（北京特電二十二日發）　寬城子事件に關し日本外務省は小幡公使に宛て同省にて內定せる交涉の內容を具體的に示し同公使の之に對する意見を求め來りしを以て同公使は詳細事項の意見を返電せり本問題は近く北京奉天吉林の三ヶ所に於て日支間に交涉開始せらる可きが日本の要求は極めて穩健なるものなりと。（二十四日時事）

▲滿蒙除外對抗策　（二十三日北京特派員發）　支那政府は駐日代理公使より新借款團に對する日本の態度決定に關し詳細なる報告に接し兩三日來外交委員を召集して之か對抗策を討議しつゝあり曾て鐵道管理を提唱したる進步黨一派の委員は夙に主張を葬り去られたる腹癒せに今日の機會に乘じて再び宿論を高潮し討議中激論を惹起するに至れる由にて右進步黨の委員は日本の滿蒙除外に對し支那は飽迄反對なる旨新借款團に通告すべしと主張し之に對し交通系一派の委員は此際宜しく愼重主義を執り今日新借款團の內容尙明白ならざるを以て將來の利害關係等に就き十分研究をなすの要ありと稱へ結局未だ何等の決定を見るに至らずと傳へらるゝが一說には旣に前者の主張通りに決定し近く米國に其旨を照會すべしと傳へらる。（二十四日東朝）

▲西藏問題强硬　（二十二日北京特派員發）　西藏に關する英支交涉の難關は境界問題に在り自治問題宗主權問題の如きは英支間の意見接近し居れるを以て紛糾を生ずることなかるべきも唯境界問題に至りては英支間の主張に大なる懸隔あり今回英國公使より提議したる交涉の要點も一に此點にありとせらるゝが支那政府にては飽迄英國側の希望する境線の擴張に反對の意向を有し駐英公使施肇基宛西藏問題日に緊急となりつゝありて一方英國政府の西藏の境界を擴張せんとする意志は今日毫も衰へず形勢の切迫と共に解決は一層困難なる事情にあるを以て英國外務省との間に直接交涉し英國政府をして西藏との境界擴張を撤回せしめ且西藏の領土範圍を曾てシムラ會議に於て支那委員の主張せる察木多を限界とすべきことを要求すべしとの訓電を發したり同時に差當つての問題たる目下對峙中の支藏兩軍に對して支那は取敢ず防備を嚴にし然る後に休戰條約（九月十五日期限滿了）に就き協議せんとする方針なるが如く左の決定を爲せり。

一、西藏の侵入を防ぐ爲め南北兩軍を國境に派遣し川邊鎭守使陳遐齡を司令官と爲し指揮に當らしむる事但し右任命は南方の承認を要する事。

二、西藏に關する事件は（休戰條約等を指す）英國公使との間に一切の交涉を爲す事、西藏軍の侵入を防止する方法を講ぜしむる事。

三、西藏に境する地方に戒嚴令を敷く事。（二十四日東朝）

▲道淸鐵道交涉質問　（二十二日北京特派員發）　曩に英國側より道淸鐵道（河南省北部の道口鎭より山西省淸化鎭に至る炭礦鐵道）延長に關し交涉したるも戰爭の爲め右交涉延期され居たるが最近再び英國より要求を提出したりとの說あり某議員は之に關し衆議院に質問書を提出せり。（二十四日東朝）

▲資本代表決定　（北京特電二十三日發）　支那政府は勞働會議に於ける資本家の代表として葉恭綽氏を派遣するに決定し更に勞働者代表の物色中なるが今尙未定にて新に人力車夫聯合會長となりし林長民氏最も色氣ありと傳へらる。（二十四日日日）

▲山東問題白熱　（華盛頓特電二十日發）　米國上院の山東問題に對する反對熱は日と共に益々盛にして外交委員長ロッヂ氏は支那の如何なる權利をも之を他に讓渡するに當りては米國の承認を得ることを保留すべしとの決議を非公式に提出たるがウィルソン氏は極力之に反對しつゝあり。（二十四日日日）

▲日本の保障を求めよ　（華盛頓特電二十日發）　米國共和黨は大統領ウィルソン氏が內田外相の山東に關する聲明に對し補足的聲明を爲したることは大統領自ら日本の保障の不充分なることを承認せるものなりと述べ若し講和條約中此問題に關する條項に對し修正を加ふることを防がんとせば更に東京政府の確實なる保障を得ざるべからずと主張しつゝあり。（二十四日日日）

▲支那賠償金徵收請求（十九日國際社巴里發）歐洲以外に於ける墺地利の利益問題を審議すべき委員任命されたるが同問題中最も重大なるは墺地利が財政窮乏の理由に依り對墺地利匯事件賠償金を支那より徵收する事を許されん事を請求したる件なりとす。（二十四日東朝）

▲支那政府の抗議（二十二日北京特派員發）對墺條約中支那に關する條項全部に修正を加へられたるに對し支那政府に於ては前日會議の結果修正せられたる對墺條約は斷じて承認せざる旨講和會議に正式抗議をなす事に決し直に陸徵祥に訓電を發せり然るに其後に至り陸氏より又來電あり五箇國の態度頗る冷淡なる事を報じ來れり政府は今後の形勢に就き悲觀し居れり（二十四日東朝）

▲山東居留民大會（青島特電二十二日發）山東全省居留民大會は本日午後一時青島市民會館に於て開會出席者三千餘名にて各地代表者の熱烈なる演說ありたる後左の宣言及び決議を可決し更に二十三日出帆の薩摩丸にて五名の實行委員を東上せしむることゝせり。

△宣　言

今回巴里講和會議に於て支那が山東を日本より受領せず直接獨逸より之れが還附を爲さしむべく對獨條約の調印を拒みたるは日本を侮辱し國際的信義を蹂躙したるものなり支那にして此非理不法なる主張を撤回せずんば日本は斷じて山東又は膠洲灣租借地に關する從來の聲明及巴里に於ける我講和委員の言明を履行する義務を認めず吾人は此の見地に立ちて左の決議の實行を期す。

△決　議

一、支那が對獨講和條約に調印するも排日運動を彈壓し其損害を賠償し且つ將來に於ける禍根を一掃すべき擔保を提供すべき以上は青島還附に關する日支交涉は開始すべからず。

二、大正四年の聲明を飜へし青島專管居留地設定權を放棄し代ふるに共同居留地を以てせんとするは國威を失墜し國民の面目を傷け支那及び故國の侮蔑を招き害ありて利なし。

三、巴里に於ける我講和委員の言明に基づく青島專管居留地設定は敢て之れを狹隘なる地域に限るを要せず。

四、山東在留日本人の生命財產を保護する爲め其內治紛亂土匪馬賊橫行の終熄せざる間は斷じて撤兵を爲すべからず。

五、山東鐵道延長線及び高徐線に關する既得權は速かに之れを行使するを要す。

六、山東に於ける日本人の既得權たる居住營業の自由鑛山鹽業の經營は勿論支那鑛山條例に基づく日支合辨は支障なく行使せしむることを要す。

七、山東鐵道沿線の主要地高密、坊子、濰縣、青州、金嶺鎭、張店、淄川、博山、周村等の諸都市を速かに開放せしむること。（二十四日時事）

▲內田外相を賞讚（上海特電二十三日發）ノース、チャイナ、デーリーニュス紙は「內田子爵」と題する社說を掲げて曰く「內田子爵の賢明なる經世家的盲動にして弘く世人の注目に値するものありとせば一方目下日本を支配せる子爵の反對派の狹量なる態度も亦吾人の注目に値するものなり內田子爵の主張せる所は其實質に於て日本の友人が始めより屢々主張したる所に外ならず而も外交調査會は借款團の計畫に從へば日本の利する所が理論上他の諸國以上に出でざることを觀破し遂に內田子爵の提議を否決し軍閥と共に滿洲に對する留保を要求したり此留保たる實に借款團の組織精神を無意義無効に終らしむるものなり、云ふまでも無く今回の借款團は理論上日本に對して他の列強以上に何等の利權をも與へず然れども實際上日本が領土の接近言語人種の近似等より貿易上に有する便宜に至つては到底他の列強の企て及ぶ可き所に非ざるなり從つて是等の便宜に加ふるに內田子爵か熱誠に主張したるが如き公明正大なる態度を採らんか日本が支那に於て利する所實に廣大にして到底彼軍閥者流の我利我利政策の得る所と比す可くもあらず日本にして公明に且つ何等留保する所なく借款團に加入し又膠州を支那に還附せんか日本が支那に於て得る所實に無限なる可し現今の日本必ずしも人無きに非ず內田子爵以外同樣の達見深謀あるもの亦少からず望むらくは是等の人士が速かに勝を制して軍閥者流を壓せんことを」と。

同新聞は又朝鮮問題に關する詔勅竝に原首相の聲明を評して曰く「朝鮮に於て人民の生活が日本の統治下に於て何等不健全となりしこと無しと斷言するは誤れり過般の革命的騷擾は疑ひも無く日本の自負心に對する一大打擊なりき而かも吾人は日本政府が賢明なる溫柔政策を採用し以て今後の騷擾を未前

に防止するの策に出づ可きことを信ずるものなり而して今同の改革の結果たる自由寛大の政策が事實上如何に適用さる可きかは畢竟朝鮮人自らの行動如何に依るものにして其責任や實に大なりと云ふ可し」と。（二十五日時事）

▲**西藏問題交涉**　（二十七日北京特派員發）　ジョルダン公使は二十七日午前外交部に陳代理總長を訪問し西藏問題に就き會談四時間に亘りて折衝を試みたるが英國側はシムラ會議當時に比し今同は多大の讓步を爲したるものなれば此上讓步の餘地無き旨を委細說明せるに對し支那側は滿足せず英國の主張斯くの如くなる以上今後本問題に對し正式の交涉を開くは恐らく困難なるべき旨を告げ當日は物分れに終りたり。（三十日東朝）

▲**問題は四川邊疆**　（二十八日北京特派員發）　西藏問題に關する二十七日の英國ジョルダン公使と陳外交總長代理との會見は長時間に亘りて境界問題に就き折衝する所ありたるが英國の主張は四川邊疆を當然西藏の自治區域內に屬するものと爲し支那側は川邊は支那の領土たる事を主張し兩者の意見折合はず支那側は本問題に對して尙研究を要すとの理由により且議に駐英公使に訓電を發せるを以て其同答を待つため會議を當分中止する事と爲せり（三十日東朝）

▲**上海租界擴張拒絕說**　（二十九日上海特派員發）　北京外交團は先頃より支那政府に上海租界の一部擴張を要求し居たるが二十八日當地支那官憲は右外交團の要求を拒絕したる旨の報に接せり。（三十一日東朝）

南北情勢

▲**和平促進要望**　（十三日北京特派員發）　龔代理總理は王楫唐總代表就任に就き西南に宛て「王楫唐を和議總代表に任して之に全權を與へ各代表と共に一切の交涉に當ることとなりたれば南方に於ても出來る限り議題を簡單にし枝葉に亘るを避け短日月の間に於て平和を促進せんことを希望す」との旨を打電し同時に各地方にも同樣の通電を發せり。（十六日東朝）

▲**王總代表の通電**　（北京特電十三日發）　王楫唐氏は十二日夜各省督軍、省長其他に向ひ南北久しく對峙するは人民の痛苦にして上海會議停頓以來內外平和の促成を望む事深く總統の苦衷と人民の渴望と少しも已まざる所なり頃來總代表は病の爲再任する能はざるに依り政府は予に總代表たる事を委任せり予は菲才淺德其任にあらざるを以て再三固辭せしも許されず本日龔總理代理大總統の命を奉じ委任狀を齎し予に全權を委ねたり爾後努めて孤力を致さんとす幸に諸君の援助を得て職務を全うせん事を望む旨通電せり。（十六日日日）

▲**王總代表歡迎**　（上海特電十四日發）　王楫唐氏北方總代表となりしに就き唐紹儀氏は人に語りて曰く王氏を北方總代表として承認すべきや否やは軍政府と護法各省とに依りて決せらるべく予の語るべき所にあらず王氏は新國會の議長安福派の領袖なれば西南の主張を實現するは到底不可能ならん日支軍事協定を取消し新國會解散に贊成せば其勢威を認め得べきも這は不可能ならん但予として之に就て批評の限りにあらず云々。（十六日日日）

▲**安福派報告會**　（北京特電十三日發）　十二日午後五時安福倶樂部は兩院議員大會を開き王楫唐氏より衆議院豫算委員が八年度豫算案の審査を終了し歲入不足二億萬元の內より一億八千元を削減し國民の負擔を輕くし數年來不成立に終りし豫算を確立せんとすること及憲法起草委員の草案全部の起草を終りしこと是れ即ち今議會の二大成績にして昨年八月十二日新國會開設後一周年の今日之を發表し得たるは愉快とする所なりと報告したり。（十六日日日）

▲**孫氏辭表受理されず**　（上海特電十四日發）　廣東來電＝廣東國會談話會に於て孫文氏の政務總裁辭職は之を受付ず返還し遂に憲法制定の手段を執りて孫文氏の意を滿すに努むべく決議せり。（十六日日日）

▲**浙江督軍の後任**　（上海特電十四日發）　浙江督軍楊善德氏昨日病死したるに就き上海護軍使盧永祥氏浙江督軍に任ぜらる可しと云ふ。（十六日時事）

▲**末路蕭條の軍政府**　（香港特電十四日發）　設立當時より有名無實の噂ありし廣東軍政府は今や僅に二三の總裁を殘すも之とて殆ど空名に等しく何等の權威を有せず唯形骸を止むる姿にして岑春煊、伍廷芳兩氏も近く上海に赴く由なれば自然瓦解の外なかるべきかと。（十六日日日）

▲**西藏四川開戰準備**　（十六日特派員發）　西藏問題の交涉近く開始せ

られんとする一方西藏と四川との休戰滿期に近づき双方戰備を整へつゝあり最近四川熊克武より之に關し

一、各省より出兵して防備に充つること但し兵數は各省の事情を酌量して派遣すること

二、甘肅、四川雲南は西藏に連接するを以て三省主として共同防備に當ること。

三、西藏問題に對しては南北一致して之に當り第三者の要求を斷然拒絶すること。

の三項を要求し來れり又軍事當局よりも此際南北共同動作を取り四川、雲南、甘肅三省の軍隊を以てする以外督辨邊防處より出兵すべしと主張しつゝあり然るに英國公使が出兵するに於ては西藏との間に擾亂を釀成し延いて西藏に關する對支間に障害ありとなし十六日右の主意を以て外交部に注意する所ありたり。（十八日東朝）

▲徐總統北方代表送別　（十五日北京特派員發）　徐總統は十五日王揖唐以下北方代表を招致して送別宴を催し閣員も列席和議事項に就きて大體の打合を爲せり。（十八日東朝）

▲邊防督辨事務處組織令　（北京特電十五日發）　敎令第十三號を以て邊防督辨事務所組織命令發布さる其內容左の如し。

邊防督辨は大總統に直屬し邊防事務を總理す參謀長一名を置き督辨の命を受け一切の事務を佐理し參贊參議數名を置く又參謀長軍備處機要處を設け各長を置き事務を分擔す。

尙參謀長には陸軍中將傅良氏任命されたり。（十八日日日）

▲安福派の和議條件　（上海特電十七日發）　安福俱樂部は非公式に左の和議條件を聲明せりと。

第一、徐總統を承認す。

第二、陸榮廷を副總統とす。

第三、民國六年の憲法論議を復活す。

第四、唐繼堯を四川、雲南、貴州三州の巡閱使とす。

第五、李根源を廣東又は四川省長とす。

第六、南方より四名の閣員を入るる事。

第七、福建、河南、陝西省長は南方より選定す。

第八、段祺瑞を內閣總理とす。

備考　本電は昨電の岑春煊氏の妥協案と同一にして眞僞疑はしきも暫く記して後報を待つ。

▲李純援助を約す　（北京特電十八日發）　李純氏等は國務院を經て王揖唐氏に對し迅速南下あれ吾人は出來得る限り盡力す可し云々と電報し來れり。（二十日時事）

▲盧永祥赴任す　（上海特電十五日發）　上海護軍使盧永祥氏浙江督軍任の命令に接し抗州に赴く。（二十日時事）

▲王總代表の主張　（十九日北京特派員發）　北方總代表王揖唐は南下準備に多忙を極め居れるが特に張秘書を我朝日通信部に遣はし左の如き意見を傳へしめたり。

一、總代表の資格は衆議院長としてにあらず個人の資格たること。

二、新總代表は南北に對し畛域を分たず不偏不黨主義を以て事に從ふこと

三、事實問題は南方の意思を尊重して解決すること。

四、軍民分治の實行を期す。

五、電文不明。

等にして南方の出方次第にては勿論新國會を犧牲にする覺悟なるが如く張秘書は「上海に於ける反對は政學會の谷鍾秀などの一部に過ぎす王揖唐氏は舊國會の參議院議長たりしことあり舊國會にも友人少からず南方實力派とは從來より惡しからず唐繼堯とは日本士官學校の同窓たる關係もあり是等とは旣に了解あれば王氏は反對の如何に拘らず玆に二週間內に其出發を見るべし」と語れり。（二十一日東朝）

▲王總代表反對通電　（十九日廣東特派員發）　廣東國會は上海の南方總代表唐紹儀氏及各代表に打電して曰く「國會は王揖唐の北方總代表たるに反對す安福派の首領にて國を賣り國法を破壞せる彼王揖唐は總代表たるの資格を有せず」と。（二十一日東朝）

▲兩處の權限爭ひ　（北京特電十九日發）　本日國務會議に於て段祺瑞氏等靳雲鵬氏等の管轄する邊防督辨處と徐樹錚氏の管轄する西北籌辨處との權限規定に關し前者に有利なる權限を附與せんと主張する靳陸軍總長等と後者

に有利に規定せんと主張する籌議長譚外交次長との間に激論を生じ靳總長は卓を叩き席を蹴つて去り遂に閣議は無結果に終りしが是れ段派の對抗にして平素不和なる徐樹錚一派と靳雲鵬張志潭一派との勢力爭ひなり（廿一日時事）

▲王總代表反對（上海特電二十二日發）廣東國會は十八日談話會を開き王揖唐氏の北方總代表任命反對の通電を發することに決定せり。（二十二日日日）

▲李純氏の返電（上海特電二十一日發）江蘇督軍李純氏は國務院に對し上海會議重ねて開かるゝに就き熱誠なる敬意を表する余は南北調人たり敢て責任を捨てず唯西南各方面及び陸榮廷氏とは最近二箇月間其音信を缺きなれりされど既に委託を受く將に轉電して疏通し命に添ふあらんとすと返電す國務院は地點は上海とし代表は皆遺留して更めず王揖唐氏も個人の資格にて總代表となりしものにて安福派の關係に非ずと聲明せり。（二十二日時事）

▲國務院の聲明（上海特電二十一發）國務院は通電を發し（第一）和議地點は上海とす（第二）前代表は悉く留任せしむ（第三）王揖唐氏の任命は安福倶樂部の領袖としてにあらざる旨聲明せり。（二十三日日日）

▲廣東國會王に反對（二十二日上海特派員發）廣東國會は十八日附を以つて王揖唐の北方總代表に反對の通電を發せり其理由として彼の任命は西南護法の趣意に悖り法律上許すべからずと云ふにありて更に（一）に王揖唐の人物（二）王が八條件を承認するの力ありや（三）安福倶樂部の罪惡（四）王の就任に依り列國の同情を失ふの虞あり（五）北方政府は南方の王を承認せざるを豫期し和議破壞の責任を南方に籍し戰爭を開始せしむる眞意ありしとの五理由を附加せり。（二十三日東朝）

▲唐紹儀と北方代表（二十三日上海特派員發）上海に在る舊國會議員の代表者は北方總代表王揖唐氏に對する意見を聽くべく二十二日南方總代表唐紹儀、孫文兩氏と會見したるが唐氏は曰く、

予は第二次和議停頓後軍政府が南方代表に相談なくして屢〻代表を北京に派し暗中飛躍せるを不滿とす王總代表の發表に對し軍政府の意見を聞合せたるが未だ返電なし予は總代表の何人たるを問はず誠意さへあれば可なりとす然るに北京は未だ南方提出の八箇條件を容れず之を容るゝものならば何人を問はず歡迎すべし予は今や三度辭職を電知せり而して曩に軍政府より慰留ありしも予は未だ確實に留任を承諾したるにはあらず右は予の個人的の意見にして軍政府の訓令來らば改めて代表を表明すべし云々。

孫文氏は曰く。

段祺瑞等とても法を守らば予の友たるべし然れども今日の國事に對しては如何なる方法もなしと觀測す予は國事を顧かざらんことを願ひ遠からず歐米漫遊の途に上るべしと。（二十四日東朝）

▲臨時議會案可決（北京特電二十三日發）本日參議院は日程を變更し衆議院より同附の九月十日より臨時議會を開會するの案を上程可決せり。（二十五日時事）

▲臨時議會開會（北京特電二十三日發）二十三日參議院は衆議院より廻付せる臨時議會開會することに決定せり。（二十六日日日）

▲和平聯合代表王訪問（二十三日北京特派員發）和平聯合會代表者は二十四日王揖唐を訪ひ南北和議の再開を切望し王氏が萬難を排して速かに南下せんことを請へり。（二十六日東朝）

▲南方對抗策講究（上海特電二十五日發）廣東來電＝舊國會議員中には王揖唐氏の北方總代表任命を以て南方に對し挑戰的態度に出づるものとし之を拒絕し肯かざれば和議を取消し進んで宣戰を布告すべしと極論するものあり一方には南方の現狀にては戰爭は到底不可能なれば現在の軍政府を改め正式政府を組織し西南自治を實施し之に對し若し北方が武力を以て迫らば飽迄防禦的地位に立ち只管內部の整頓に努むべしとの議論あり各集會對抗策を講究しつゝあるが李根源、柏文蔚兩氏を初め湖南各軍司令官等は夫々政府に對し王揖唐氏の總代表任命に反對の電報を寄せたり。（二十七日日日）

▲陸榮廷の兵備（二十六日上海特派員發）廣東來電＝廣西督軍陸榮廷は財政軍事整理の爲なりと稱して先頃より軍隊の改造を行ひ新軍隊を編成しつゝあるが最近廣東兵が廣州より多量の兵器彈藥を輸送しつゝあるは此際注目に値す陸氏の目的が廣東廣西を確實に陸氏の手中に收めんとするにあるか將　又護法の爲め兵備を整ふるにあるか頗る疑問にせられつゝあり。（二十七日東朝）

▲王揖唐事務引繼（二十七日北京特派員發）北方總代表王揖唐は二十七日朝天津に下り前總代表朱啓鈐に會見總代表の事務引繼ぎを受け夕刻歸

京せり。（三十日東朝）

▲陸榮廷時局談　（二十七日廣東特派員發）　南方實力派の中堅たる陸榮廷氏の時局談に曰く支那は宜しく對獨講和條約に追加調印し國際聯盟に加入せざるべからず而して山東問題は日支兩國間に於て解決すべきものなり四國銀行團に至りては支那を國際管理に導くものにして予は反對を表せざるを得ず南北和平問題は是非共速かに上海の和平會議に於て成立せしめざるべからず日貨排斥運動に至りては漁夫の利を狙へる英米佛に機會を與ふるのみにして日支兩國に取りては大なる不利を來すに過ぎず故に速かに鎭靜に歸せしめざるべからず而して國内の治安維持は武力に俟たざるを得ずと語り統一後の中央政府に就ては南北の聯立内閣を組織し政爭を止め徐世昌の繼續たるを認め岑春煊を副總統に擧げ新舊國會を同時に解散するを要すと述べたり。（三十日東朝）

▲軍政府解散せん　（二十八日香港特派員發）　廣東軍政府解散の避くべからざるを知りて政府内各部の高官は相踵いて辭職し今や部内重要の椅子は殆と空位となり軍政府の解散は免かれざるべし尙別報に依れば廣西督軍陸榮廷は現在廣東に在る廣西兵は必ずしも氏の腹心に非ざるを以て更に新軍を出して軍政府の解散に努むべし廣西軍の先鋒は既に廣東省肇慶に達し引續き大部隊出動しつゝありて軍政府の終末は近付けりと信ぜらる。（三十日東朝）

▲張作霖の電告　（二十九日奉天特派員發）　張巡閱使は南北和議に關し王揖唐を北方總代表たることに贊同して其速かに南下すべきを促し若し南方之に反對せば絕對處置を執り且廣東内部の紛擾落着の見込なく北方は宜しく速かに南方實力派の妥協統一を圖るべく中央に電告せり。（三十一日東朝）

財政經濟及其他

▲邦人水先案内となる　（上海特電十四日發）　我海軍少佐菊池豊吉氏は吳淞上海水先案内となれり日本人として此の職に就きしは同少佐を以て嚆矢とす。（十六日時事）

▲鞍山銀行計畫　（安東特電十五日發）　安東資本家五十六名と鞍山站資本家若干名と相計り五十萬圓の株式會社鞍山銀行を設立すべく目下奔走中なるが一萬株の半額は安東側の發起人にて引受け其他は鞍山站遼陽等にて募集する豫定なり。（十六日日日）

▲徐樹錚募債計畫　（十五日北京特派員發）　西北籌邊使徐樹錚は今同籌邊費に充つる爲め内國公債募集の計畫中にして其方法左の如し。

名稱邊業内國公債△金額無制限△利率年六分△擔保邊業銀行官有株及將來の實收入△償還期限二十箇年△賣出價格百元に付き九十二元△債劵種類一萬元、一千元、百元、五十元、十元の五種なり。

▲財政部借欵運動　（北京特電十六日發）　財政部にては二千萬圓の民國元年公債を抵當とし英、米、佛の銀行團（四國銀行團に加盟せざる銀行を選ぶ）より借款すべく運動中にて現に英國怡和洋行より金額八十萬圓、利子一割二分、期間三箇月、手取九十九、擔保元年公債百萬圓の小借款を締結せり。（十八日日日）

▲對日借款償還運動　（漢口特電十八日發）　南昌にては排日の風潮に伴ひ南潯鐵道日本借款償還運動にて他の煽動もあり米國借款の議もあり貯金の議もあるが最近新任實業廳長鄒氏は割增支拂附債劵五百萬弗を發行し七百五十萬圓の日債を償還するを計畫し督軍と商議中なり。（二十日時事）

▲奉天罷業落着　（奉天特電十八日發）　約一週間に亘れる奉天荷馬車の同盟罷業は各方面に大打擊を與へたるが十八日漸く全部の復業をするに至れり然るに該同盟罷業に關する我交涉に對し支那側は大正四年の日支新條約に依り鐵道附屬地以外の滿洲各地に在留する邦人は支那側の警察權及課稅に服從すべしとの規定を交換的に實行せられたしと要求し來れり是れ全く滿鐵が何等の準備もなく漫然附屬地出入の車力に課稅したるより毛を吹いて傷を求むるの結果に陷りたるものとして滿鐵を非難するもの多し。（二十日日日）

▲日本借款の擔保　（北京特電十九日發）　陝西督軍陳樹藩氏は政府の質問に對し十一日回答して曰く同省と日本との借款は銅貨鑄造及織物工場を建設する爲め地方公債を抵當とせるものにて國民の利益を日本に附與するが如きこと斷じて無ければ此旨特に聲明されたしと求めたり。（二十一日時事）

▲對日取引開始近し　（二十一日天津特派員發）　揚以德氏は警察長新任以來銳意市面の維持に盡瘁しあるが時には高壓的態度を取り或は懷柔策を

取り以て排日熱の緩和に努力せる結果近來學生團の行動靜穏となれるが裏面には依然排日の目的を達成せんと畫策し先揭氏排斥に腐心せる者ありとのことなるも今日の狀況より見るも舊狀に復し取引を開始するに至るは遠きにあらざるべし。（二十二日東朝）

▲**總豫算討議延期**　（北京特電二十一日發）　本日衆議院開會民國八年度國庫總豫算案に就き總理の出席說明を要求したれども總理出席せざるを以て之が討議を延期し更に緊急動議により日程變更會期は今日限りなるも重要議案は審議未了の者ありとの理由にて更に九月十日より臨時議會を開會するの案を可決す。（二十三日時事）

▲**支鐵國際管理**　（二十一日北京特派員發）　歐洲よりの消息に依れば曾て議論を沸騰せしめたる支那鐵道の國際管理問題に對し滯歐中の梁啓超一派は英國其他に向つて極力運動し又梁士詒の股肱たる葉恭綽も專ら此問題に就き奔走しつゝありとの報あり一方曩に管理問題に反對せし梁士詒が其後改論し又林長民が管理の名を避け鐵道外資統一論を主張し居る等より彼此對照して右の說は確實なるべく何れ問題を惹起するに至るべし。（二十三日東朝）

▲**對日借款說明**　（二十一日北京特派員發）　陝西省の棉花を抵當とし日本との借款を締結したりとの說は南方各方面の反對を惹起せるより政府は同省督軍陳樹藩に眞相を問合したるに對し陳督軍より銅元局及び紡績所を設置する爲め日本より借款せり同一事業より生ずる利益及び地方公債を以て擔保に充てたるも棉花を抵當としたりと云ふは全然事實に非ず銅元局及び紡績所設置に關する日本との借款契約は疾に財政部に送致しあれば之に就て取調べられたしとの回答を寄せ來れり。（二十三日東朝）

▲**西北籌邊事業債**　（二十一日北京特派員發）　邊業銀行は西北籌邊使の事業費に充つる爲め五千萬元の內債を募集する事に決し二十一日の閣議の決定を經直に提出せり。（二十二日東朝）

▲**內國公債議決す**　（北京特電二十一日發）　本日の國務會議は徐樹錚氏の請求に係る內國公債五千萬元募集の件を議決せり。（二十三日時事）

▲**英支鑛業會社**　（上海特電二十一日發）　熊希齡氏及英國人フロットシア氏をマネージャーとして中英鑛業會社設立の計畫あり英國資本を主とし支那在留同國人の有力者を網羅し居れるが既に支那人方面の株は全部申込みを終れり該會社の企業內容は會社自身は鑛山業を爲し支那に鑛山業を起し又は之に投資せんとするものゝ仲介を爲し合せて支那に於ける鑛山の測量鑑定等を爲すに在りと。（二十三日日日）

▲**外客手荷物檢査嚴重**　（上海特電二十一日發）　上海海關は外國より上海に來る旅客手荷物檢査規定を定め一々明細に申告書に其中にある品名を揭げ通關することゝし記載漏れの品は沒收すとの頗る面倒且つ不便なる規定を爲し各外國汽船會社に通告せり右は九月より實行せらる可し。（二十三日時事）

▲**徐樹錚借款協議**　（北京特電二十三日發）　某方面の消息に據れば北京なる米人經營の自動車會社の紹介により徐樹錚氏は某米國資本家に對し最近に國務會議にて決したる邊彊內國公債中一千萬元を抵當とし四百萬元の借款協議中なり其の目的は邊疆銀行設立の資本金なりと。（二十五日時事）

▲**岳州に無線電信所**　（漢口特電二十三日發）　支那海軍部にては岳州に無線電信所建設の計畫にて技師は當地にて其準備中。（二十五日時事）

▲**無線電信工事進捗**　（二十三日北京特派員發）　支那はマルコニー會社との間に借款せる以來無線電信の架設計畫を進め居れるが陝西を起點となし西藏蒙古に至る線は既に工事に着手し次に土耳其と上海間は近く工事の完成を見る可く猶長安を起點とし萬里の長城に沿ひ青海に到るの間三箇所に中繼所を設置する豫定にて既に機械の注文を爲したりと。（二十六日東朝）

▲**豫算不足額補塡策**　（二十三日北京特派員發）　支那財政部は昨年度豫算歲入不足約一億五千萬元に達せるが是が補塡策に就き討論の結果一億元は內國公債を發行し其餘は國稅の整頓並に政費の削減により補充するの案を立て國務院に提出せり。（二十六日東朝）

▲**鹽務整理計畫**　（二十四日北京特派員發）　鹽務署にては全國の製鹽を統一する目的を以て左の如き計畫の下に鹽務を整理することとなせり。

一、全國の鹽稅を均一にし期間を定めて處理す。

二、製鹽區域を改良し鹽稅の增收を圖ること。

三、全國の鹽稅を統一す。

四、私鹽の密賣を取締り官鹽の販路を擴張すること。（二十六日東朝）

謹告

來ル十月一日ヨリ本誌發行期日等左ノ通改正仕候間右御諒承被下度候

發行日　　毎月一日一回

定價　　一册金四拾錢

大正八年九月

東亞同文會調査編纂部

支那

第十巻第十九號

大正八年十月一日發行（毎月二回發行）

要目

論說　日支米と山東問題……一―四
　支那に於ける優先權付借款……五―八
資料　一九一八年支那對外貿易（完）……八―一五
　民國八年度歲入豫算案明細表（完）……一五―一九
　對獨講和條約不調印問題……二〇―二六
　支那改造問題解決案（五）……二六―三〇
　船舶の不足と米國對支貿易の前途……三〇―三三
雜錄　中交兩銀行歷年營業比較……三四
　一九一八年支那郵便成績……三五―三六
　天津事件の經緯……三七―三八
　支那の山東問題留保……三八―三九
　山東問題と孔子廟……三九―四〇
彙錄　支那鷄卵の輸入……四〇
　東洋に於ける貨物自動車の需要……四〇―四一
事業界　支那事業界近況……四二―四七
支那時事　支那最近時事要項……四八―五六
彙報　支那關係諸報道……六四―七八

東亜同文會調査編纂部

大正八年十月一日發行

「支那」目次

第十卷第十九號

論說

日支米と山東問題……一―四

資料

支那に於ける優先權付借款……五―八
一九一八年支那對外貿易（完）……八―一五
民國八年度歲入豫算案明細表（完）……一五―一九

雜錄

對獨講和條約不調印問題……二〇―二六
支那改造問題解決案（五）……二六―三〇
船舶の不足と米國對支貿易の前途……三〇―三三
中交兩銀行歷年營業比較……三三―三四
一九一八年支那郵便成績……三五―三六

彙錄

天津事件の經緯……三七―三八

支那の山東問題留保……………三八―三九
山東問題と孔子廟……………三九―四〇
支那鶏卵の輸入……………四〇
東洋に於ける貨物自働車の需要……………四〇―四一

事業界

中國銀行株主聯合總會の宣言―謀得利（樂器）有限公司營業成績―日華紡績株式會社營業成績―拔柏葛魏公司營業成績……………四二―四七

支那時事

（内治外交）
新國會の開閉―關稅餘款引渡決定―西藏問題の新局面―商標侵害抗議―駐日公使任命―邦人殺傷抗議―米支懋業銀行―米支貴州借款説―滿蒙除外と米國―山東言質確認要求説―龔内閣の動搖―軍政府の王總代表拒否―八年公債條例公布―寬城子事件交涉開始―徐總統の借款團意見―對墺條約調印―王揖唐氏の南下―應急借款の懇請―對獨墺戰事終了布告……………四八―五六
共和恢復紀念日―李純に勳一位―縣自治法公布―西南拒王の經過―和局最近の形勢
（財政經濟）
中央財政近況―京熱路と日款……………五六―六三
彙報……………六四―七八

國際汽船株式會社開業

（大正八年八月一日）

一、資本金　壹億圓

一、拂込金　四千參百七拾五萬圓

現在所屬船舶（合計約貳拾五萬噸）

船名	重量噸約
榛山丸	八、七〇〇
晩香坡丸	九、一〇〇
ぼすとん丸	八、八〇〇
東福丸	九、一〇〇
智福丸	九、一〇〇
隆福丸	九、一〇〇
漢口丸	六、四〇〇
與禰丸	一一、〇〇〇
大武丸	八、九〇〇
桑港丸	九、一〇〇
ねいぶる丸	九、一〇〇
ぐらすごう丸	九、一〇〇
彌生丸	八、七〇〇
八重丸	一一、〇〇〇
まるた丸	八、八〇〇
すえず丸	六、六三三

船名	重量噸約
武洋丸	八、八〇〇
伯剌西爾丸	九、一〇〇
與福丸	九、一〇〇
江崎丸	六、八〇〇
亞爾然丁丸	九、一〇〇
夕顔丸	五、〇〇〇
夕映丸	五、〇〇〇
しどにい丸	六、四〇〇
上海丸	六、四〇〇
新嘉坡丸	九、一〇〇
壽福丸	九、一〇〇
比叡山丸	六、七〇〇
盛福丸	九、一〇〇
すゑず丸	六、六〇〇
玉津丸	六、五七二

尚明年二月一日には所屬船舶重量噸約五拾萬噸となる豫定也

本社神戸市海岸通八番地　出張所　東京丸之内東京海上ビルヂング内

論說

日支米三國と山東問題

一宮房治郎

一

山東問題の善後に關し、內田外務大臣は將來山東に於て專管居留地を設定すべきや又は共同居留地を設くべきやに關し愼重考慮中なる旨を發表し、續て山東還附に關する調査の爲山東方面に旅行中なりし芳澤政務局長は歸京後共同居留地を要求する時は、其範圍は自ら大なるべく在住者たる支那人をも行政に參與せしむること最も公平なりと語り將來我政府が山東に於て共同居留地を設定し、在住支那人をして居留地行政に參與せしむるの意嚮あるを暗示し、我傳說的對支方針たる門戶開放、機會均等の大方針を貫徹せしめんとする者の如し。蓋し青島に於て專管居留地を設立するの特權を有するは日支協約の明に規定する所にして、我國が此一大特權を放棄せんとするは、誠に忍び難き一大犧牲なりと言はざるべからず、殊に此特權獲得の蔭に於ては青島戰爭に於ける我將卒の血と屍とが其背景を彩どりつゝあるに於てをや、專管居留地か共同居留地かの問題が我國朝野の輿論を煽り我當局も之が應接に苦むの狀態に在るも亦所以なきにあらざるなり。而も我當局者が敢然として從來の行懸りを捨て、喧囂たる異論を排して飽くまで門戶開放、機會均等の大方針に徹底し、日支親善の實を擧げんとする勇氣に至つては、何人も其政策の公明正大に感嘆せずんばあらざるなり。殊に在住支那人をして行政權に參與せしめんとするが如きは、支那に於ける居留地行政に對して一新特例を開らく者にして、如何に我國の對支方針が支那協調に徹底せるかを表明するものと言はざるべからず。

二

青島居留地問題が我國の對支發展に關して如何に重大なる影響を有するかは、今更吾人の贅言を要せざる所にして、共同居留地が專管居留地かの問題も亦大に識者の研究に値すべしと雖も吾人は姑く之を措ひて問はず、吾人は唯だ我當局者の方針が我國に開發する利害得喪を別とし、只管支那に對する門戸開放、機會均等の徹底的政策を表明せるものなるを强調するに止まる。而して此大方針が最も公明正大にして支那を始め列强の最も歡迎し、且つ共鳴する所なるべきを信じて疑はず。然るに何ぞや支那の如き依然として我國に對する敵對的態度を改めず、一方我國に對するボイコットを繼續して我商品を排斥し、一方米國に愬訴して山東問題をして紛糾せしめんとす。我國の支那に對する政策は公明正大にして炳乎として日月の如く、支那の態度如何によりて其方針を二三にする者にあらずと雖も、此の如き欺瞞的權謀は徒らに支那の不信を列强に表明する所以にして自ら進退兩難の窮地に其身を墮するに過ぎず。支那の特使が彼の對獨講和條約の調印を拒絕して、自ら外交的窘況に陷り、對墺平和條約に於て遂に周章狼狽の醜態を露出したるが如き明かに欺瞞的權謀の破綻を證明せる所以にして支那外交家の三省に値する殷鑒にあらずや。若し支那にして虛心坦懷にして我對支政策に對せんか、山東鐵道の日支の合辨と言ひ鐵道沿線の軍隊撤廢と言ひ、更に青島居留地の廢棄共同居留地の設定と言ひ、如何に其政策の公明正大にして支那の爲に謀りて忠實なるかに感謝せざるべからざるなり。從來支那の對外關係に於て果して我日本の如く自國の利害を第二義として、支那の爲に公明正大なる至誠を表明せし國家ありや。之を是れ思はずして徒らに外交的詐術を弄するは斷じて支那の利益にあらず。好意を好意として受容れ、速に山東に於ける宗主權を恢復し、善良なる友邦たる我國と協調して暴獨によつて蹂躙せられたる山東地方の瘡痍を補救し、民生の繁榮を謀つて我日本と共に其惠澤を頒かつは、啻に日支兩國の利益たるのみならず、更に東亞永遠の平和を維持するの道たるを思はざるべからず。

三

山東問題に關し殊に奇怪なるは米國上院の態度にして、外交委員長ロッヂ氏の所論の如きは、米國をして明かに支那の內政に干預せしめんとする者にして、我日本の對支政策を攻擊しつゝ、而も米國をして其以上の政治的罪惡を行

はしめんとするものと謂ふべし。八月二十日華盛頓發の大阪毎日新聞特電に依れば、氏は米國上院に於て支那は如何なる權利をも他に讓渡するに當りては、米國の承認を得ることを保留すべしとの決議を非公式に提出し、ウイルソン大統領の反對する所となれりと言へり。支那が如何なる利權をも他に讓渡するに當りては必ず、米國の承認を得べしと言ふが如きは明かに支那の外交主權を無視し、支那をして米國の保護國化せんとするものにして、獨逸の侵略主義以上の政治罪惡と言はざるべからず。然るに彼等が尙口に正義を唱へ我が公明正大なる對支政策を非難するが如きは皮肉も亦甚しからずや。蓋し彼等が極力山東問題に反對する所以の者はウォールド紙の所謂來年の總選擧の爲にする破壞的敵本主義にあらざれば、我日本の國力發展を憎惡する岡燒的嫉妬に過ぎず。正に紐育タイムスが唱ふるが如く徒らに日本に侮辱を與へ日米の國交を阻害するのみならず、自ら延引ならぬ窮地に陷るものなり。米國の輿論は擧つて之に反對し、本會議に於ては明かに否定せらるべき運命にあるを信じて疑はず。然るに支那國民が徒らに以夷制夷の謬妄に陷り對獨條約中山東問題に關し獨逸の有せし特權利益を直接支那に還附すべしと米國上院外交委員會に於て修正せりとの報道北京に達するや、一般に外交委員會が萬難を冐し弱きを扶け强きを挫くの態度に出でたるは賞讃すべく、斯くてこそ米國の正義人道に光ありと多大の感謝を捧げ歡喜の聲を揚げつゝあり(大阪毎日北京特電)と言ふに至つては滑稽も亦甚しと言ふべし。孰れにせよ、吾人は米國に於ける一部政治家が政爭の爲に友邦との國交を犧牲にし神聖なる條約の權威を破壞し、國際上怖るべき結果を山東問題の論議に殘さんとするの傾向あるを悲むと共に、ウイルソン大統領が條約の神聖と國交の維持の爲に、雄々しき奮鬪を續けつゝある勇氣を感嘆せずんばあらざるなり

四

米國上院外交委員會が政爭に利用せんが爲に、有名なる排日論者トーマ、スミラード氏等の荒唐無稽なる言語を妄信し、我日本の公明正大なる主張を無視し、我國を以て山東の支配權を掠取する者なるかに誣ひ、終に山東に於ける獨逸の特權を直接支那に還附すべしとの修正案を可決せるは日米國交上誠に拭ふべからざる陰翳を止むる者にして誠に痛嘆に値す。山東問題に對する我國の大方針は既に上述せるが如く公明正大にして、而も再三中外に宣明せる所に係る。然るに尙ほ我誠意を疑ふが如きは我國を侮辱するも亦甚しと謂はざるべからず。我日本が外交的信誼を無視し、條約宣言を蹂躪せるの事實果して何れにありや。ウイルソ

ン大統領がジョンソン氏の質問に答へて、予は日本が誠意を以て其約束を實行すべきを確信して疑はずと言へるは、正に彼等猜疑者流に對する一大鐵槌と言ふべし。吾人は該修正案が米國上院本會議に於て必ず否決せらるべきを疑はずと雖も、紐育トリビユーンが主張する如く、吾人は山東問題に關し、米國民一般が冷靜なる考慮を用ひ、日本側の立場をも公平に諒解せんことを要求せざるべからず。紐育トリビユーンは曰く、

米國民がモンロー主義を主張し、且つ其主義が隣國併合の野心を包含せざるを主張する以上、日本が極東に於てモンロー主義を欲する理由を諒解するに苦まざるべきなり。過去に於て屢々支那分割の形勢を目擊せる日本が其接壤關係と東洋に於ける唯一の優越國たるの事實に鑑み、東洋に於ける後見者の如き地位を要求するは無理なきことなり。又正直に言へば吾人は玖馬に於て日本に有力なる前例を示めせるを認めざるべからず。米西戰爭後吾人は秩序維持を名として約束の如く直に玖馬を撤退せざりしにあらずや。支那に對する同情もさることながら未だ必しも支那に白紙小切手を與ふるの時機到來せりと認むべからず。山東獨逸利權の精算を日本に一任すべき理由多々之あり。山東條項修正せらるゝにあらざれば條項を批准せずと言ふが如きは、所期の目的を達する所以にあらず。自尊心ある國民は橫柄なる要求に屈するものにあらず云云。

と、是れ最も能く米國國民の輿論を代表せる者なるべし。蓋し山東條約の修正は啻に日米兩國の國交を阻害するに止まらず。同時に對獨媾和條約を破壞するものにして、爲に米國は外交上重大なる責任を負はざるべからず、故に米國上院に於ける山東問題に對する論難の如きは何等憂慮に値せずと雖も、吾人は之に依つて惹起せらるゝ日米支三國間に於ける外交的暗翳の永く拂拭する能はざるに至らんことを痛嘆せずんばあらず。

五

要するに我國の山東問題に對する態度は、飽くまで公明正大にして秋毫の野心を包藏せず、支那の領土保全を目的として獨逸より實力を以て獲得せる宗主權を支那に返還し僅に經濟的特權を得るに滿足して其居留地を列强の爲に開放し、機會均等の大方針の下に友邦と共に支那の開發に從事せんとす。此の大方針は帝國對支政策の基礎にして支那國民の妄動ありと雖も又米國一部政治家の囂張ありと雖も何等の變動だに生ずるものにあらず。今や國際聯盟新に成りて列强何れも協和諧調相共に恒久の平和を建設せんとするに際し、徒らに權謀術數を其間に弄び友邦の誠意を曲解し、虛構の事實を宣傳して國際場裡に反目嫉視の種子を蒔き、甚しきは日米戰爭を高唱し、却つて其衝突を煽動するが如き、彼の一部米支政治家の謬論に至りては、啻に日米支三國の邦交を阻害するものなるのみならず、世界平和を攪亂せんとする人道上の大敵なりと謂はざるべからず。吾人は彼等が一日も速かに其謬想を去り、世界平和の維持に努めんことを切望して已まざるなり。

支那に於ける優先權付借款

一、既成借款

借款名	債權者	借款額	借款訂約期	優先權
第一次善後借款	五國借款團	二千五百萬磅	一九一三年	續借
中佛實業銀行借款	中佛實業銀行	一億萬佛	一九一三年	浦口築港北京電氣電車水道事業につき優先權
漢口造紙廠借款	中日實業公司	二百萬圓	一九一六年	續借
京畿水災借款	日本銀行團	五百萬圓	一九一七年	續借
參戰借款	日本銀行團	二千萬圓	一九一八年	續借
有線電信借款	中華滙業銀行	二千萬圓	一九一八年	續借
金鑛森林借款	同上	三千萬圓	一九一八年	續借
京奉鐵道借款	香港上海銀行	二百三十萬磅	一八九八年	續借
汴洛鐵道借款	白國鐵路電車公司	二千五百萬佛	一九〇三年	續借
同續借款	同上	千六百萬佛	一九〇七年	
津浦鐵道借款	（華中鐵路公司 （德華銀行	五百萬磅	一九〇八年	續借

同　續借款	同　上	三百萬磅	一九一〇年	
滬杭甬鐵道借款	中英公司	百五十萬磅	一九〇八年	續借
南潯鐵道借款	東亞興業株式會社	五百萬圓	一九一二年	續借
同　續借款	同　上	二百五十萬圓(二口)	一九一四年	
第二次善後借款	橫濱正金銀行	前貸三千萬圓(三口)	一九一七、八年	
交通銀行借款	日本銀行團	二千五百萬圓(二口)	一九一七年	續借
山東省借款	中日實業公司	百五十萬圓	一九一七年	
		(本借款に基く興業資金借款優先權)		
湖北省借款	橫濱正金銀行	五十萬圓及五十萬元	一九一八年	續借

二、未成鐵道借款

借款名	債權者	借款額	前渡金	訂約期
隴秦豫海鐵道借款	白國鐵路電車公司	一千萬磅	四百萬磅	一九一二年
同　短期借款	同　上	一千萬佛		一九一六年
湖廣鐵道借款	四國借款團	六百萬磅		一九一一年
浦信鐵道借款	英華中鐵路公司	三百萬磅	一九八、七九二磅	一九一三年
	此外一九一六年四月三十日五、四五五磅渡（一九一六年末計）			
寧湘鐵道借款	同　上	八百萬磅	二百萬庫平兩 四十六萬八千上海兩	一九一四年
同成鐵道借款	佛白鐵路公司	一千萬磅	九九九、八六二磅	一九一三年
欽渝鐵道借款	中佛實業銀行	六億佛	三二、一一五、五〇〇佛	一九一四年
濱黑鐵道借款	露亞銀行	五千萬留	五十萬上海兩	一九一六年
沙興鐵道借款	英ポーリング公司	一千萬磅		一九一四年
裕中公司借款	米裕中公司	一千萬米弗	五十萬米弗	一九一六年

同　續

			六百萬米弗（一九一七年渡）	
吉會鐵道借款	日本銀行團	未定	一千萬圓	一九一八年
濟順高徐鐵道借款	同上	未定	二千萬圓	一九一八年
滿蒙鐵道借款	日本資本家			一九一八年

三、未成借款

大運河借款	米シームス、カレー商會 （內二百五十萬米弗日本興業銀行にて引受の約あり）	六百萬米弗	一九一七年
無線電信借款	英マルコニー會社	二十萬磅	一九一八年

四、關係條約條文

津浦鐵道借款契約

第十九條　將來本契約內に言ふ所の鐵道枝線敷設を有益と爲し又は必要と認むる時は清國政府は自國の資金を以て自ら敷設すべし若し外國の資金を要する場合には最先に公司と商議すべし

川漢鐵道借款契約

第十九條、清國政府は將來該地方を發達せしめんが爲第二條に記載せる鐵道を延長せんと欲する時は先づ清國の資金を用ひ若し外國の資金を用ひんとする場合には若し銀行等の條件が他の資本家よりも利益少からざれば先づ第一に銀行等と相談すべし

參戰借款契約

第六條　甲が將來本借款と同一目的の爲借款せんとする時は先づ乙に協議するものとす

滬杭甬鐵道借款契約

第十九條　將來本契約に言ふ所の鐵道枝線敷設を有益或は必要と認むるときは清國政府は自國資金を以て敷設すべし若し外國資金を用ふるときは最先に公司に商議すべし

浦信鐵道借款契約

第十九條　本契約の鐵道線路に關係する枝線又は延長線にして將來支那政府にとり有利又は必要と思はるゝものは支那政府は其の自由に處分し得る支那財源より出る所の資金を以て敷設すべし且外國資金を必要とする場合には會社は優先權を有すべし

膠州灣委附に關する條約

第三章　山東省内に於て人資本又は材料に就き外國の助力を必要とする總ての場合には清國政府は先づ此の種の事項に關係ある獨逸國工業家及商人に對し該事業及該材料の供給に從事せんことを申出づるの義務を有す
獨逸國工業家及商人にして斯る事業に從事し又は材料を供給せんとする意思なき場合に於ては清國は任意に他の方法に依る事を得べし

開封河南鐵道借款契約

第二十三條　自國會社が開封府より河南府間の鐵道に關する工事を本契約の各條項に遵據して良好に完結し而して清國政府か河南府より西安府迄鐵道を延長するに決したる場合は清國鐵道督辦大臣は該計畫に要する借款に關し本契約の條項及條件に一致して先會社と協商を試み而して取捨權を會社に與ふる事を約す
延長線の建設に於て若し清國政府自ら財源を得るか或は自國民の醵集し得たる資金を以て所要の資本を調達し得る場合には會社は此の條項の恩典を受けざるべし

山海關牛莊鐵道借款契約

第三條　第二項　今後本借款指定線路の枝線若くは延長線敷設に決したるときは右敷設は鐵路局に於て擔當すべし而して鐵路局の資金右敷設に不十分なる時は同局は之れを會社より借入るべし

有線電信借款契約

第十一條　甲は本借款有效期限内有線電信に關し外國より借款をなさんとする場合には豫め乙に商議するものとす

金鑛森林借款契約

第九條　甲は本借款有效期限内前條の金鑛國有林並其收入に關し他より借款をなし又は之れを處分せんとするときは必ず豫め乙に商議するものとす

交通銀行借款契約

第十三條　甲は本借款契約期限内に於て外國より資金借入の必要あるときは先づ乙に向て合宜の條々を以て商議をなすべし

一九一八年度支那對外貿易（完）

乙　輸出貿易

（イ）綿製品　支那綿製品の輸出貿易は稍減退の傾向あり蓋し其原因は支那工場製品の減少にあらずして既に輸入の部に於て説明したるが如く、外國織物の需要大なるに拘らず其價格の騰貴せる結果にして又其輸入少きにも因れり、今後支那が綿製品の大輸出を爲すに至るべき事は聊か疑問の餘地ありと雖も、而かも支那は棉花の産出頗る豐富なる

ものあり加ふるに勞銀亦甚低廉なる點よりして之を豫言する事の必ずしも困難に非ざるが如く從て土產綿布類はやがて外國品を凌駕するに至るべし、而して昨年度の綿糸の輸出高は之を前年度に比し數量に於て稍相等しきも價額は前年度の約二倍に増加せり。

（ロ）棉花　一九一八年の棉花產額は頗る好況にして恐らく累年の最高記錄なるべし內輸出數量百二十九萬二千〇九十四担價額三千八百八十八萬七千三百三十七海關兩にして之を前年度に比し數量に於て四十五萬九千六百三十一担、價額に於て一千七百八十五萬一千四百七十五海關兩の增加なり、相場は一般に昂騰し昨年三月中通州に於ては一担に付四十五兩にして最高相場たりし前年度に比し尙三兩方上鞘にありたり而して新棉出廻り建値三十九兩と開き多數日本當業者の買占行はれたり、然るに秋季に入り二十八兩と崩壞し年末に至り漸く三十二兩に回復せり、一季節間に二十兩の變動あるが如きは異常の事にして數年前一季間に二兩の上下を珍らしき事とし棉花工場は何れも一担二十兩乃至二十五兩にて取引し來りしに比し隔世の感なくんばあらず而して棉花に水分を含ましむる惡風尙去らず而も支那棉花工場所有者は其弊害を除去するの必要を認め棉花の品質を改善し支那棉花の增收を計るの必要を感し既に支那棉業公會は棉業改良の經費支出の承認を得て米國棉業專門技師の援助に依り南京大學（金陵大學）敎授をして調査研究せしめつゝあり。

（ハ）生糸　支那產生糸及野蠶糸の輸出額は十二萬四千九百五十四担七千四百六十八萬一千九百二十六海關兩にして前年度の輸出額は十二萬五千八百二十担七千九百十四萬八千六百〇三海關兩なり、白生糸及黃生糸は一萬一千二百十八担に減じ野蠶糸は一萬〇三百五十二担に增加せり、屑繭及屑生糸は絹織物及絹紬と同樣に相當輸出增加せり、昨年は戰爭最終の年として支那に與へたる影響は先づ支那生糸當業者に及ぼし例令歐米諸國の大需要ありしと雖も船腹の不足金銀爲替の暴騰に因り生糸輸出に甚大の惡結果を與へたり、而して器械糸亦著しく損失を蒙りたり然も他方製糸家は製產不足せるに不拘繭買付競爭の激かりしに不拘何れも非常の利益を擧げ爲に外國當業者は各自國の相場騰貴によりて巨利を占め得たりしなり、季節の初めに當り米國は日本と比較して器械糸の相場の强調に由り市場を防壓せり而も季節末に至り相場の引下げらるゝや米國は直に買付大契約を取結びたり白糸卷返糸は五月中殆と全部轉出せられ相場は反て大に下落せり、此に於て支那當業者は新品出廻に對し大損失を招致せり黃生糸に對する印度市場は頗る靜謐にして巨額の在荷品は當業者の手許に殘れり此等生糸の品質は四川省の製糸家に就き促したるより以上の方法に於て改善せられつゝあり、野蠶糸に關しては滿洲繭の生產の失敗及品質の不良にあり、季節の初頭に當りて日本生糸業者の生糸に對する大買付行はれ此間戰時工業に對する米國の支那絹紬の大需要ありたり、但年末に至り野蠶糸は亦忘れて顧みられざりし狀態なりし安東縣は繰返生糸工業に於て乏眾を壓倒するに至り從來旣に五千五百臺に達せしを昨

年は六千臺に增加せり、廣東省產物の多數は引續く降雨のため荒廢に歸し一時器械糸は其六割を水中に沒し一般商取引は運貨及保險料の割高により頗る不況なりき、休戰後當業者は戰後外國市場に於て戰前の狀態に恢復しての相場立直るべきを豫想して其在荷品を手離さず生糸貿易に最も必要なるは支那に於ける生糸改良を目的とする萬國絲業公會を組織し以て生糸の改善を期しつゝあるは今日最緊要の事業なりこは有力なる支那生糸業者丁汝霖氏の主唱に掛り最近數年間支那生糸の品質を改善する事頗る熱心にして又大に見るべきものあり氏は外國人商業會議所及外國生糸同業會贊助員となり又支那商業總會の爲に有力なるメンバーたりしなり氏が是等團體の贊助員としての盡力に對し支那政府は一ヶ月四千兩の贊助金の交附を爲しつゝあり、印度支那(安南)の生糸專門家の贊助により江蘇、浙江兩省に六ヶ所の蠶業專門學校を設けたり從來支那に於て採用せられし養蠶飼育法は頗る病蠶を出すこと多く時として繭の一割以上に及ぶことありしが爾後其改良により病蠶を出すこと少きに至るべく又養法不完全にして甚狹隘の室に堆積し蠶卵紙を選擇すると決してなく又飼養蠶の多くは繭を作る前に當て斃死するもの頗る多く又其繭は甚だ弱く薄く其他頗る缺點多くして又其作る所の繭は薄くして力なく吐く所の絲の分量極めて輕し即ち丁汝霖の立つる所の蠶業研究所の蠶繭の成績頗る良好にして即生糸一担に要する繭の量三担六〇に過ぎず之を從來の飼養法による繭五担半乃至六担を要したるに比すれば頗る良好の成績なりと云ふべし南京大學の蠶業研究所は同大學の一分科として新しき試みの下に組織せられ同校内に養蠶分科を設けパスター氏式に則り蠶卵紙製造を爲し又桑樹植付販賣を爲すと同時に桑栽培の研究をなし以て桑栽培を奬勵する爲に極めて低廉なる價格を以て優良桑葉を準備しつゝあり、蠶卵紙に關しては同研究所は生糸產地より其標本を選擇し其飼育者紡績業者の價値如何に就き之を分類し研究しつゝあり優良種と雜種とを擇り分け其選出したる優等紙を各養蠶家に配布しつゝあり、生糸製造業に對する此種の改良は實に三十年以來屢々論ぜられたる所にして而も之が道途に横る大なる障碍の存するありと雖も支那生糸工業は外國に於ける斯業の競爭に刺激せられ今後益改良せらるべきは疑なき所なり支那生糸の品質の優良なる事の根抵を有する事は既に世界の認むる所にして只今後は科學的製造によりて分量を增加すべき點にあり、廣東生糸業者は絲業公會の目的に關し質問する所あり以て南方生糸改良を爲す方策を講ずべきを信ぜらる。

(二)茶　一九一八年に於ける支那茶の取引は支那及外國兩當業者に取り頗る不況の年なりき次の事項は漢口、九江に於ける紅茶に就き説明を加へんとす、湖南茶は勞力及輸送機關の缺乏により其他南北紛爭により軍隊の近隣地方を占領したりし爲め著しく不況に陷り又宜昌方面に在ては依然軍隊の割據により遂に茶取引業者の同地方を引揚ぐるものあり其結果茶の出廻り品としては僅に同地方より漢口に極めて包裝不完全にして鉛匠裝なき葉茶の少量の輸出を爲したるに過ぎず、湖北、江西茶に至ては甚しく不況にして

此處には政事の圏外にありて其影響なかりしも前年度の茶の取引商の蒙りたる損害及支那銀行より受けたる融通高等の存せし爲め同地方茶の下落を見たり、而して第一回收穫に於ける葉茶及最終收穫の茶全部共悉く支那內地消費用として摘取られしが故に之が爲め反て供給に不足を來したり而して昨年度の茶輸出總額は一九一六年の三十三萬担一七年度の二十六萬担なりしに比し僅に十五萬担に過ぎずして而も供給額は需要額以上に超過し本年三月に於て尙五萬担を殘存せり、同地方に於ける茶相場は平均相場より一割乃至四割方低落し漢口及上海に在ては又等く下落し茶業者は安化茶を除くの外は何れも利益なく祁門茶商人の如き此種の損失高實に三十六萬兩に達せりと云ふ、而して生產高は平均以下となれり其主たる原因は葉茶の不振なるに反し製茶時期の後れたるが爲なり、而して祁門に於ける茶製造期の後れたるは相場の下落により葉茶取引をなす事を欲せざりしに因り湖南省に在ては勞働者の軍隊に徵集せられし爲に勞力の不足せる結果なり、從來紅茶の捌け口としては主として露西亞にして一九一六年及一七年中の輸出量は其生產高(各年二千八百五十萬封度の產額)の四分の三に達せしが露國の混亂狀態は西比利亞方面に僅に同品の輸出ありし外取引皆無にして從て同國への輸出僅に三百萬封度に減じたり、英國との茶貿易は是亦茶輸入に對する英國政府の制限により僅に三百萬封度の輸出に減じ其多くは祁門茶及福州茶にして而も船腹缺乏の爲め輸出時期頗る後れたり、米國との茶取引又不振にして一九一七年に於て一千萬封度の輸出ありしに比し昨年は十分の一の百萬封度に過ぎずこは過去二年以來濠洲茶市場に於ける非英國茶の輸入封鎖を爲したる結果瓜哇茶栽培地勘定により其巨額を米國の掌握する所となれる所の競爭による減少にして又露國茶市場は既に杜絕し和蘭茶市場亦戰爭の爲め全く閉鎖するに至りし結果に基因す乍併、休戰以來瓜哇和蘭間の貿易又恢復せらるゝあり將來瓜哇茶の米國に輸出せらるゝものあるも同地在荷品を全部積出すには尙相當の期間を要すべし、福州紅茶の供給額は一九一七年度の半額以上に在りて漢口市場に於けるが如く露國向輸出なく米國向亦少く英國は政府の輸入制限によりて不況なりき漢口に於ける露國磚茶工場もモスコーに於ける本部より何等の註文に接せざりしが漸く秋季に入り浦鹽斯德より相當註文ありて磚茶の同地方に輸出せられしもの多く尙引續き輸出を繼續せり、綠茶は熙春茶を除き同地方との取引相當行はれたり又北方の相場は前年度に比し二割方低落せり平水茶は幾分高く今尙荷捌なきもの一萬五千担より一萬六千担に至り綠茶は紅茶に比し殆ど競爭なく昨年度に於て爲替相場の割高と運賃昂騰の爲め相場は一般に騰貴し又例令消費が多く關係したるや否や疑ふべしと雖も米國仕入原價の昂騰は同地輸出の減少が與て力あるや大なりモロッコ及亞弗利加北部各市場は凡て戰爭中船舶の困難により是等諸港の茶市場が頗る不況なりしを以て一般に不振なりき而も昨年十二月佛國政府は上海より佛國船舶により二萬五千担の大註文を發し之を積出せり南部波斯及阿富尼斯担地方の消費として孟買との茶取引は錫蘭の

綠茶生産中止により過去二年間に於て大に增加せり而も中央亞細亞(ボカラサマルカンド等)地方は假令バッーム地方の次期取引に有望なるに不拘輸送機關の缺乏によりて杜絕したり外國市場に對する支那茶に對する近代の改善方法の實行に就ては大に斯業發展の有望なるを期待せしむるものにして是等改良は農商部の奬勵の下に安徽茶葉試驗場の實驗濟のものあり寧波茶葉振植有限公司の如き機械を使用して茶を製造する最初の會社にして又支那模範茶有限公司は又改善の方法を採用せり此回の大戰の後に當り本品の貿易狀態亦大に變化あるべく露國の擾亂に依り生じたる不況の變動のあり得べからざることなく多くの人とに依り熟考され望まれし事即ち從來漢口、九江及福州等に於て取引せられし茶貿易が爾今上海に移る事は將にあり得べき事情なり各種の支那茶の市場は何れか一市場に集るべく之が爲に他の凡ての各市場の便利となるや疑なきなり。

(ホ)雜貨類　輸出商品中の主なるものを擧ぐれば次の事項は何れも最も注意すべき變動なり、即酸化安質母尼粗製安質母尼、安質母尼鑛等何れも減退し其價格亦一九一七年度に比し著しく減少せり支那鑄造用の目的に使用する需要增加により、型銅及錠銅の輸出高六十八萬九千八百二十三担より四萬四千七百十担に急減し價額に於て九百九十四萬六千七百五十六海關兩より八十三萬三千六百四十九海關兩に減退せり、銑鐵及鐵未製品三十七萬一千担に增加し其他の金屬及鑛物は數量に於て殆ど三倍と成りしも價額に於て減少せり、其他の鑛物は二十七萬五千三十一担より六十八萬七千百四十六担に增加し後者は四十九萬一千百九十五担の滿俺鑛及十五萬五千四百八十五担のウルフラム鑛(タングステン鑛)を含む次に豆粕は前年度の一千五百五十一萬二千七百三十九担より一千六百三十六萬六千八百五十四担に增加したるも各種豆類は百十七萬一千九百四十五担を減少せり、世界的需要に對する食料品たる各種雜穀の輸出頗る多く麥粉の如きは前年度に比し數量に於て二倍半に增加し價額に於て約四倍に上り、落花生、豆油、種油等何れも輸出增加したるも製革、蓆類は何れも減少せり鞣不鞣山羊皮は二百七十九萬四千九百〇八枚、羊皮は百萬〇五千五百六十一枚に減じたるも鞣山羊皮は六十五萬一千六百二十五枚に增加せり、各種砂糖中アンペラ包砂糖は數量に於て一萬二千八百十四担價額に於て百七十六萬九百七十六海關兩に增加し獸油は二十七萬七千二百〇八担より十四萬七百二十担となり軟木材は四百七十一萬六百五十一平方尺に增加したるも硬木材は幾分減少せり。

次に主要支那土産品の昨年輸出額を一九一七年並に戰前の一九一三年と對比し以て戰爭が支那の輸出貿易に及したる影響を數字上に示さむとす。

支那重要産品の外國輸出額

品名	單位	一九一三年	一九一七年	一九一八年
生金巾	反	—	二一、五〇四	一五、五四七
粗布	同	六〇五	三八、八〇六	二八、二一三
綾木綿	同	五二一	三六、〇〇一	一七、四三四
土布	担	四八、〇五六	四八、八八七	四六、八二六

模樣綿布	反	九六,九九九	四九九,五五三	五一一,四八三
綿糸	担	一,二七	二七,六一五	二七,七四五
錦(錧及硫化)	同	二一五,四〇六	五七八,〇九四	二六五,九八九
同礦石	同	七一,九二四	六三,八二三	七,九三九
錠及型銅	同	二,〇九一	六八九,八二三	四四,七一〇
銑鐵	同	一,〇七一,三六八	二,四三二,九〇四	二,八〇四,〇二四
鐵礦石	同	四,五三〇,一六〇	五,一一三,一八二	六,二六一,〇六二
錫(型)	担	一三八,六八八	一,九六,三一七	一四五,八一七
亞鉛	同	一五,〇一七	七,一四三	二,一二九
同礦石	同	一五七,八六〇	三,七七一	二,七三九
生牛	頭	八六,五六五	四〇,四八五	二八,八五二
生豚	同	二七七,八四八	二七一,〇八九	二五九,五一三
家禽	羽	二,七七九,五四三	三,一五〇,五三三	二,八七五,五〇五
竹及竹器	兩	九四二,三六一	八一九,五八三	七二四,八一四
豆粕	担	二一,八一八,四四三	一五,五一二,七三九	一六,三六六,八五四
豆類	同	一〇,三三三,九五九	一〇,〇〇七,八五六	八,八八〇,五一五
麩	同	一,〇二七,三九六	五一八,六七三	一,一二三,九九九
獸骨	同	五五七,一六七	六二三,八一九	五七七,三八八
煉瓦類	兩	四二四,一五九	四五四,七六三	四二四,五三三
猪毛	担	五二,七一五	六四,一八一	七一,六一一
樟腦	同	一,八五七	三,五四七	五,七四二
桂皮	同	一〇〇,七六八	五二,六七三	五〇,〇二四
セメント	同	—	三九四,六八四	五〇三,〇九一
玉蜀黍	同	五五,六一一	四〇,七三三	七三,一七〇
蜀黍及高粱	同	一,六八二,一八七	八六四,九一四	九二一,五三八
小麥	同	一,八四八,〇七一	一,五五七,六〇一	一,八一五,四六一
磁器	兩	一,一六〇,六九一	一,五一三,四一三	一,四八二,六一九
紙卷煙草	同	三六四,六八一	八五二,五九七	二,一七四,一七五
石炭	噸	一,四八九,一八二	一,五七五,六二七	一,七〇八,一四九
コークス	同	—	六八,〇五七	九三,四八三
綿花	担	七三八,八一三	八三二,四六三	一,二九二,〇九四
蛋白蛋黃	同	一五五,九七三	四〇五,〇一九	二八九,三五七
卵(鮮及鹹)	千個	三六二,二〇二	二四七,四〇〇	二〇九,八六七
同氷凍	担	七六,六八五	三五,六七一	一三,〇七四
鷄及鴨羽毛	兩	一,四八四,八五七	八〇三,五〇八	四六三,七九八
大痲	担	八〇,九一三	一四八,六九一	一四八,六三四
黃痲	同	一〇五,四〇四	八五,〇四五	八四,七〇二
ラミー	同	一七一,一二六	二七六,九三一	二七四,六二九
麥粉	同	一一九,四五一	七九八,〇三一	二,〇一一,八九九
茸類	同	一〇,六六五	九,五五五	八,〇一三
蒜	同	二六三,五五〇	二二一,六二七	一八三,一一四
夏布(痲)	兩	一,五六六,三〇五	一五,七八三	一四,二九二
落花生(粕)	担	—	五五,九六〇	八三,七一一
落花生(殼付)	同	一,〇五四,三八七	一〇二,六六五	四三,四四〇
同(無殼)	同	八七,〇五九	三六八,六五三	四八七,二二九
石膏	同	八三,四九九	一三五,七五一	一一四,四三〇
馬毛	兩	四四〇,九八九	三四四,七八六	三九三,二一一
人髮	同	一,〇五八,三七五	五〇二,七六二	三三七,七一〇
水藍	担	二一,一〇〇	七八,一四八	八三,六四二
腸	兩	四五八,四三七	四五七,〇八七	五一九,五四五

ラード	担	七五,五八六	一五八,一四一	一一九,八二〇
精革	兩	五九三,二八〇	三,〇六〇,〇五〇	一,一三六,六二四
乾茘枝	同	三七七,七五六	一,〇〇九,一三一	五四九,〇六八
甘草	同	三三六,四四四	七〇九,五二三	六九四,〇二六
蓆	同	一,七八六,八七一	一,九〇八,四四五	一,一四五,九〇八
地蓆	同	二,〇五一,七九九	五五〇,三八三	四三七,三八八
牛、羊、豚肉	同	一,七四三,三五一	二,九八四,〇八四	二,七〇六,八七〇
乾肉鹹肉	同	七三七,八三六	一,一六八,三六四	一,三三七,四八七
藥材	同	三,四一七,九七四	三,三三〇,〇〇九	三,二五八,〇七一
五倍子	同	一,〇七〇,四〇九	八九六,六〇六	一,〇三〇,一四六
豆油	担	四九一,八一七	一,八九一,三五三	二,二七一,一六七
棉實油	同	六六,四八四	七八,〇五一	一三三,二七二
落花生油	同	二五六,五七三	四六三,五五三	五九〇,六二七
菜種油	同	三六	一六,三八八	五,五四七
胡麻油	同	八,五二六	八,九〇四	二〇,六二三
茶油	同	七,〇〇三	一五,七〇六	二三,五二四
桐油	同	四六三,六四七	四〇一,三六一	四八八,八五二
其他植物油	同	二三,五七二	五七,五一三	一二一,九〇〇
香油(八角油桂皮油)	兩	一,一九四,九〇三	八四七,〇四〇	一,四三三,七二五
オレンヂ(鮮)	同	四四〇,五七七	三五四,三五九	三九六,〇五六
紙一等品	同	一,五四九,三四八	一,〇二九,〇四三	一,一八一,八四八
同二等品	同	九一二,七九二	七一五,二三四	五二五,九三六
同錫箔	同	六八六,〇九七	一,二一七,五一七	一,〇一三,七八五
豌豆	担	二,〇〇五	四二五,〇五五	二六一,五六一
陶器土器	兩	九八六,〇二三	九四二,三五一	六七八,七九〇
籐	同	一三八,〇一九	一七三,四三一	一三六,〇六三
大黃	同	二八,八一八	二三五,〇〇五	八〇,二六五
鹽	担	一,五六二,四一七	二,七八三,九八五	五,二七〇,六五四
杏實	同	四六,〇二〇	一八,二九五	一六,七四九
棉實	同	一八二,四九四	三七〇,三八〇	一六五,三〇三
蓮實	同	五,一一七	七,七〇三	六,九七四
亞麻仁	同	一六六,三九三	一三九,八八八	八八,〇八四
水瓜實	同	五三,二四九	四二,四二八	三三,〇七六
菜種	同	六一六,六九一	四三〇,六九四	六七〇,一二六
胡麻	同	二,〇三四,六四七	二三三,二〇〇	二三四,一〇三
其他種子	同	五八四,三一一	四九一,七〇三	二六五,九九四
菜種粕	同	三七〇,七七三	五〇〇,五二一	三九八,〇四七
胡麻粕	同	五,二七二	一,五四四	四四五
其他粕	同	九三七,〇〇〇	五六〇,八七一	七七二,三七八
生糸(白)	同	一〇〇,五一三	八七,六九一	七九,六一四
同(黃)	同	一八,八三三	一九,八九三	一六,七五九
柞蠶糸	同	二九,六六二	一八,二三六	二八,五八八
繭	同	二五,四六九	三三,六二三	三三,七四〇
屑糸	同	一二六,八六〇	一二四,八二八	一三八,七一八
屑繭	同	二六,〇四九	二七,八〇七	四三,一四五
絹織物	同	一七,一七八	三,九八一	一四,七八七
絹紬	同	一六,七四九	一七,二二八	一九,七七二
牛皮水牛皮	兩	一五,一八四,三四四	一七,三六七,五七二	一三,四七〇,六七六
山羊皮(不鞣)	同	四,〇六七,七〇八	七,八九八,一八六	五,七六九,九八八
馬皮	同	二四五,八二二	七〇三,八三三	六六五,五二七

綿羊皮	同	二三四、八二九	九六六、五八六	四四九、六六五
綵山羊皮	同	四三一、三三〇	四三一、五四七	八五五、四〇六
同 小牛皮	同	二五、五一七	四、五四一	三〇、八四二
同 小羊皮	同	六七〇、三三六	一九三、〇三七	二一三、一八九
犬毛皮衣服、敷物及ラング	同	四三〇、七一五	三五五、二八一	五三〇、二七八
山羊皮敷物及ラング	同	三五八、五五四	九〇、八四八	一五九、〇一〇
小山羊皮衣	同	一三八、三三〇	五五、三七一	二〇六、〇五〇
仔羊同	同	二一一、七〇九	一三九、二五四	三八〇、七〇三
毛皮狐	同	五一七、一三七	八〇、五七九	一四三、六一八
同モルモット	同	六八、一三三	六三、六二〇	一四四、七六二
同ラッコ	同	一三四、〇〇九	五〇、八六二	六六、三〇〇
同貂	同	一五、〇九九	—	二〇、三三九
同黃狼	同	三二一、三四九	一二八、四〇四	一〇一、四五〇
同其他	同	六五二、五四一	五七一、七〇一	八一五、五七八

民國八年度歲入豫算明細表（四）

臨時收入

項目別	八年度預計數	五年度議定數	比較 增	比較 減
第一款 田賦				
第一項 雜賦	一、二八五、六九四元	三、〇二七、〇八五	—	一、七四一、三九一
第一目 奉天雜賦	六二、一九三	二、〇一四、七九〇	—	一、九五二、五九七
第二目 山東雜賦	三五、一〇〇	三五、一〇〇	—	—
第三目 江西雜賦	一八、八八九	一八、八八九	—	—
第四目 陝西雜賦	七七三、二六八	六〇六、〇一二	一六七、二五六	—
第五目 廣東雜賦	三五二、二九四	三五二、二九四	—	—
第六目 貴州雜賦	四三、九五〇	—	四三、九五〇	—
第二項 附加稅	四、八三五、四〇九	三、八〇七、二七三	一、〇二八、一三六	—
第一目 直隸附加稅	四三七、六八〇	五〇〇、〇〇〇	—	六二、三二〇
第二目 山東附加稅	六九七、〇七八	六九七、〇七八	—	—
第三目 河南附加稅	一、一一七、二〇三	—	一、一一七、二〇三	—
第四目 山西附加稅	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	—	—

項目別	八年度預計數	五年度議定數	比較 增	比較 減
第五目　安徽附加稅	六〇三、六九五	六〇三、六九五	—	—
第六目　江西附加稅	三七四、三〇〇	三七四、二〇〇	一〇〇	—
第七目　湖北附加稅	二三七、五三六	二八二、三〇〇	—	四四、七六四
第八目　陝西附加稅	四六七、九一八	四五〇、〇〇〇	一七、九一八	—
第九目　四川附加稅	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	—	—
共計	六、一三一、一〇三	六、八三四、三五八	—	七〇三、二五五

第二款　關稅

項目別	八年度預計數	五年度議定數	比較 增	比較 減
第一項　關稅	六九五、七四九元	六九七、三七一	—	一、六二二
第一目　海關稅	五八七、五五九	六〇四、六三七	—	一七、〇七八
第二目　稅司經收常稅	五九、二九五	三六、七〇二	二二、五九三	—
第三目　常關稅	二二、九二七	一九、四二九	三、四九八	—
第四目　監督公署收入	二五、六九八	三六、六〇三	—	一〇、六三五
共計	六九五、七四九	六九七、三七一	—	一、六二二

第三款　貨物稅

項目別	八年度預計數	五年度議定數	比較 增	比較 減
第一項　罰款	二六、六八五元	二六、六五八	—	—
第一目　山西罰款	二、三〇九	二、三〇九	—	—
第二目　江蘇罰款	一三、七一六	一三、七一六	—	—
第三目　湖南罰款	五、六六〇	五、六六〇	—	—
第四目　廣東罰款	五、〇〇〇	五、〇〇〇	—	—
共計	二六、六八五	二六、六八五	—	—

第四款　正雜各捐

項目別	八年度預計數	五年度議定數	比較 增	比較 減
第一項 餉捐	元 三,九二一,四一〇	三,九二一,四一〇	—	—
第一目 廣東餉捐	二,六二一,四一〇	二,六二一,四一〇	—	—
第二目 廣西餉捐	一,三〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	—	—
共計	三,九二一,四一〇	三,九二一,四一〇	—	—

第五款 官業收入

項目別	八年度預計數	五年度議定數	比較 增	比較 減
第一項 官辦局廠收入	元 三一,五二三	八,三五一	二三,一七二	—
第一目 奉天官辦局廠收入	三一,五二三	八,三五一	二三,一七一	—
共計	三一,五二三	八,三五一	二三,一七二	—

第六款 各省雜收入

項目別	八年度預計數	五年度議家數	比較 增	比較 減
第一項 財政收入	元 四,一〇五	三,五〇五	六〇〇	—
第一目 江西財政收入	四,一〇五	三,五〇五	六〇〇	—
第二項 教育收入	二,五〇〇	—	二,五〇〇	—
第一目 陝西教育收入	二,五〇〇	—	二,五〇〇	—
第三項 實業收入	三七,二〇四	一七	三七,一八七	—
第一目 安徽實業收入	三二,〇二〇	一七	三二,〇〇三	—
第二目 察哈爾實業收入	五,一八四	—	五,一八四	—
第四項 官款收入	一二,六三一	一五,二〇四	—	二,五七三
第一目 直隸官款收入	三,九九八	三,九九八	—	—
第二目 山東官款收入	一,五〇〇	一,五〇〇	—	—
第三目 新疆官款收入	七,一三三	九,七〇六	—	二,五七三

項目別	八年度預計數	五年度議定數	比較 增	比較 減
第五項 罰款收入	一八五、二三七	三五、三四九	一四九、八八八	—
第一目 直隸罰款收入	二、四五一	二、四五二	—	—
第二目 奉天罰款收入	五一、九〇五	一七、五五七	三四、三四八	—
第三目 黑龍江罰款收入	六三、八九九	六、九三九	五六、九六〇	—
第四目 安徽罰款收入	三六、〇〇〇	—	三六、〇〇〇	—
第五目 湖北罰款收入	三、二一四	三、二一四	—	—
第六目 四川罰款收入	三、二六七	三、二六七	—	—
第七目 雲南罰款收入	一、九二〇	一、九二〇	—	—
第八目 貴州罰款收入	二二、五八〇	—	二二、五八〇	—
第六項 雜款收入	五一、三六〇	一七、二六〇	三四、一〇〇	—
第一目 山東雜款收入	三四、一〇〇	—	三四、一〇〇	—
第二目 廣東雜款收入	一七、二六〇	一七、二六〇	—	—
共計	二九三、〇三七	七一、三三五	二二一、七〇二	—

第七款 中央各機關收入

項目別	八年度預計數	五年度議定數	比較 增	比較 減
第一項 中央各機關收入	四四、六三八元	五、六四〇	三八、九九八	—
第一目 教育部收入	四、六〇〇	五、六四〇	—	一、〇四〇
第二目 交通部收入	三、九三八	—	三、九三八	—
第三目 印鑄局收入	三六、一〇〇	—	三六、一〇〇	—
共計	四四、六三八	五、六四〇	三八、九九八	—

第八款 中央直接收入

項目別	八年度預計數	五年度議定數	比較 增	比較 減
第一項 中央直接收入	一八、二三九、四二〇元	二〇、九九五、〇五九	—	二、七五五、六四九
第一目 各省區官產收入	一二、一三九、四一〇	一四、八九五、〇五九	—	二、七五五、六四九

項目別	八年度預計數	五年度議定數	比較 增	比較 減
第二目　清理沙田收入	六,000,000	六,000,000	—	—
第三目　雜項收入	一000,000	一00,000	—	—
共計	一八,二三九,四一0	二0,九九五,0五九	—	二,七六六,六四九

第九款　債款

項目別	八年度預計數	五年度議定數	比較 增	比較 減
第一項　債款	二0一,五八0,三九二元	—	—	—
第一目　退還賠款	一,五八0,三九二	—	—	—
第二目　內債	二00,000,000	—	—	—
共計	二0一,五八0,三九二	—	—	—

第十款　歲入借款

項目別	八年預度計數	五年度議定數	比較 增	比較 減
第一項　借款收入	三八,七一0,六八七元	—	三八,七一0,六八七	—
第一目　銀行借款	三八,七一0,六八七	—	三八,七一0,六八七	—
共計	三八,七一0,六八七	—	三八,七一0,六八七	—

項目別	八年度預計數	五年度議定數	比較 增	比較 減
第五項　罰款收入	一八五、二三七	三九、三四九	一四九、八八八	—
第一目　直隸罰款收入	二、四五一	二、四五二	—	—
第二目　奉天罰款收入	五一、九〇五	一七、五五七	三四、三四八	—
第三目　黑龍江罰款收入	六三、八九九	六、九三九	五六、九六〇	—
第四目　安徽罰款收入	三六、〇〇〇	—	三六、〇〇〇	—
第五目　湖北罰款收入	三、二一四	三、二一四	—	—
第六目　四川罰款收入	三、二六七	三、二六七	—	—
第七目　雲南罰款收入	一、九二〇	一、九二〇	—	—
第八目　貴州罰款收入	二三、五八〇	—	二三、五八〇	—
第六項　雜款收入	五一、三六〇	一七、二六〇	三四、一〇〇	—
第一目　山東雜款收入	三四、一〇〇	—	三四、一〇〇	—
第二目　廣東雜款收入	一七、二六〇	一七、二六〇	—	—
共計	二九三、〇三七	七一、三三五	二二一、七〇二	—

第七款　中央各機關收入

項目別	八年度預計數	五年度議定數	比較 增	比較 減
第一項　中央各機關收入	四四、六三八元	五、六四〇	三八、九九八	—
第一目　教育部收入	四、六〇〇	五、六四〇	—	一、〇四〇
第二目　交通部收入	三、九三八	—	三、九三八	—
第三目　印鑄局收入	三六、一〇〇	—	三六、一〇〇	—
共計	四四、六三八	五、六四〇	三八、九九八	—

第八款　中央直接收入

項目別	八年度預計數	五年度議定數	比較 增	比較 減
第一項　中央直接收入	一八、二二九、四一〇元	二〇、九九五、〇五九	—	二、七六五、六四九
第一目　各省區官產收入	三、一二九、四一〇	一四、八九五、〇五九	—	二、七六五、六四九

第二目 清理沙田收入	六,000,000	六,000,000	—	—
第三目 雜項收入	一000,000	一00,000	—	—
共計	一八,三三九,四一〇	二〇,九九五,〇五九	—	二,七六六,六四九

第九款 債款

項目別	八年度預計數	五年度議定數	比較 增	比較 減
第一項 債款	二〇一,五八〇,三九二元	—	—	—
第一目 退還賠款	一,五八〇,三九二	—	—	—
第二目 內債	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—
共計	二〇一,五八〇,三九二	—	—	—

第十款 歲入借款

項目別	八年預度計數	五年度議定數	比較 增	比較 減
第一項 借款收入	三八,七二〇,六八七元	—	三八,七二〇,六八七	—
第一目 銀行借款	三八,七二〇,六八七	—	三八,七二〇,六八七	—
共計	三八,七二〇,六八七	—	三八,七二〇,六八七	—

雜錄

對獨講和條約不調印問題

ラグビー學校の生徒は、アーノルド氏に就いて「アーノルドさんに噓を言ふのはよくない。あの人は君等を信じてゐるのだから」と語り合ふのが常であつた。一體、人と云ふものは、他人から信じられる通りに振舞つたり、又他人が自分に對してかくせよと命じてゐるなと考へられる行動を進んで行ふところの傾向を有つてゐる、こゝに擧げた例なども、こふした人間の傾向の一例を表はしてゐるに過ぎない。賢明な敎師は、凡ての學校の仕事をこの原則に從つて行動する。すると他の敎師や生徒等は、自分達自身の利益の爲め、又同樣に他人の利益の爲めに、その主義を遵奉するのである。

支那が獨逸に對し宣戰を布告した當時、聯盟國は交戰國の漸次膨脹擴大して行く狀勢を看取し、北京駐在の代表者をして、支那政府に對し懇なる歡迎の意を表せしめた、而して彼等は殆んと異口同音に、支那をして國際關係に於て强大國に相應しき地位と尊敬とを享受せしむる爲め、凡ゆる努力を吝しまざるべしとの保證を與へた。そこで支那は全く文字通りにこの保證を受け納れたのである。そして先づこの國際上の地位を維持する爲め、最初に採つた企ては對獨講和條約の調印拒絕の行動であつた。即ち、かくの如き調印を爲すは、決して强大國たるの地位を維持する道でないと信じたからである。この外、幾多有力なる理由のないではないが、これが支那の講和條約不調印の重要な理由であつた。

この問題に關する支那の正確なる地位を了解せんとするならば、先づ北京と巴里とを連接せしめた電信線の兩端の事情を深く考察する必要がある。即ち北京に於ては、講和會議が支那に對して不當な態度を採るに至つた頃から、這

般の消息を知悉する人心の中に非常なる憤懣と敵愾心との暴風雨が起りつゝあつた。そして、全くこれと同じ現象が世界到る處の支那人間に發見することが出來た。かくの如き事實は、吾々の最も記臆して置かねばならぬことである。この現象の第一の結果として見るべきものは、巴里滯在中の支那代表が、各方面から山東に關する保留を爲さずんば調印すべからずとの電報七千通を受取つたと云ふ事實である。又、他方北京政府に於ても、各方面の支那人の團體から驚くべき多數の電報を受取つた。そして、これらの電報は、一様に政府に對し、保留を爲さずんば斷じて調印すべからずとの意味を、巴里の支那委員に訓電すべしと慫慂して來たのである。

政府は、此等の要求の背後には國民の眞正な輿論の存在することを充分に悟つた。そして、此場合國家の名譽と威嚴を傷けない爲めには、唯一つの途を採らねばならなかつた。そこで、政府は委員に對して彼等の愼重なる判斷に從つて去就を決せしめんとする最初の訓令を修正して、山東に關する條項を保留せずして條約に調印すべからずと訓電した。この最後の電報を發したのは、實に六月二十六日木曜日のことであつた。併しながら、當時政府に於ては、尙ほ一つ疑問とする處があつた。それは果してこの訓令が充分な效果を齎すやうに巴里委員の手に間に合ふであらうか或は又、委員は自己の判斷に從つて全然調印しないことに決したかどうかの問題これである。何んとなれば、政府はかくの如きは決して山東問題の自衛上、策を得たものでないことを知つてゐたからである。

この場合が何れにあつたにもせよ兎に角、責任ある支那人は、(支那に於ても歐羅巴に於ても)留保なしの無條件調印は、支那が強大國として當然享受すべき地位と尊敬とに對し、斷じて一致するものでないと云ふことを確信してゐた事實は吾人が記臆せねばならぬ要點である。

更に又、巴里に在る支那代表が、宛かも強大國の仲間入りをしたるが如く、凡ての事柄を極めて禮讓ある態度を以て處理したところの行動は最も注目すべき事實である。嘗て數々、支那代表が他國の講和委員に對し、頗る無作法な不謹愼な態度をとつたと云ふ風説を流布したものがあつた併しながら、これは實に誤れるも甚しい見界である、支那委員は、最後の決定的態度を出づる迄に、極めて論理的に四つの過程を經過したのである。而して、これは各國講和委員、少くも四國會議の委員は、日本委員と均しく支那が如何にしてこの四つの階梯を採るに至つたかを充分に知悉してゐる筈である。

支那委員の最初の行動は、即ち山東問題に關する條項に抗議を申込み、講和會議に對し、支那が(一)山東問題を留保して條約に調印する件の承諾を要求した。この要求は、勿論容れられなかつた。次に、支那の要求したのは、(二)一般條約に調印するも、これに山東問題に關する條項は支那の不承諾とする處なる旨を明記した但書を附することであつた。然るに、これも亦拒絕さるゝに及んで、第三に採つた態度は、即ち若し支那が條約に調印する上は、(三)山

東に關する條項は支那の反對するものなることを記載した覺書を交換することを得るや否やの要求であつた。而してこの希望も斥けらるるに至り、第四に採つた手段は、(四)絕體に調印せずとの決心であつた。この最後の決心は、四大國會議が始めより豫測してゐたところである。以上述べた支那代表の態度を考察するならば、そこに何等無作法な行爲を見ることが出來ないのである。彼等は千九百十七年八月、聯盟國が表示したる保證、即ち今後支那を强大國として待遇すべしとの言質を信頼して終始一貫した迄である。以上述べ來つたところは、即ち支那の調印拒絕の眞相である。然らば、これに依つて如何なる結果を見るであらうか、又それが包含する意義はなんであるかに就いて暫く考へて見やう。

この調印拒絕に依つて支那は、國際關係に對し、重大なる影響を及ぼした。而して、これ等の關係の及ぶところは主として獨逸、日本、聯合國、國際聯盟の四つである。實に支那は自己の對外關係を修正したりと云ふも過言ではあるまい。余輩は、此處にこれ等の關係に關し順次に論述しやうと思ふ。

若し支那が獨逸と條約の調印を爲さないならば、當然獨逸と交戰狀態に在るものと解することが出來る、然れば凡ゆる以前の對獨條約は、依然取消さるべきものであつて、千九百十七年八月十四日の宣戰布告も、依然効力を有するものであらう。この宣戰布告は、獨支間の凡ての條約を廢棄するものであるからして、從つて千九百十五年の日支協定以前に締結せられたる山東條約を取消すことを得るのである。此等の條約取消は、今も尙ほ存續するものであつて將來獨支間に友誼關係を恢復する爲めに單獨講和の締結せらるゝ迄は、依然繼續すべきものである。

獨支は依然交戰狀態に在ると云ふも、結局は兩國の間に或種の講和條約が締結されなければならない。かくの如き講和條約の性質は、實に注目すべきものである。

この場合支那の採るべき途に二つある。即ち國際聯盟に於て支那の地位の容認せらるゝ以前に於て單獨講和に調印するか、或は國際聯盟の決定迄調印を見合はすかの二つの問題である。種々なる事情を綜合するに、支那は恐らくそれ迄は待たないで、比較的早く單獨講和を締結するであらう。既に支那は獨逸と何等かの交渉をするらしい傾向さへある。

居留敵國人は、旣にその治外法權を失つた。併し、これは彼等のみでない。四月二十七日の大總統令に依れば、「無條約國民、及び今後中國と彼此訂約せんことを願ふ外國人は、當然平等と正義の觀念を原則とし、その祖國を離れて別に新邦を建つるものも、亦祖國が特別なる條約上の規定に依り享受しゐたりし各種の權利、特權を繼承する能はず」とある。其後六月十三日に發せられた無條約國民に關する規定は、四月二十七日の大總統令が何を意味するかを暗示するものである。即ち換言すれば、治外法權撤廢の曙光と見ることが出來る。例へば、チエックスロバックが支那に於て治外法權を得たりとてこれを得ずとて餘り問題とする

に足らない。けれども、同樣の原則を獨逸人に適用したならば、他國民に對して如何なる影響があるだらう。若し支那が獨逸と講和條約を締結するならば、獨逸人の治外法權を撤廢するは明白なことである。而して、これは支那が調印を拒絶した一般講和條約の中にも包含された既定事實である。然しながら獨逸人はこれに代るべき幾多の特權を享くることであらう。即ち、支那が獨墺國と平和條約を締結したる後は、二國民は治外法權の特權を享受することは出來ないけれども、彼等は凡ての支那人の特權を享くることが出來る。即ち、彼等は自己の欲する如何なる土地へも行くことが出來、又好む場所に工場を建築することが出來る一般に、無條約地帶に於て、有利な地點を占むることが出來る。これ等の特權は、獨支の講和條約に於て明白に反對の規定を設けざる限り、有效であらう。併し、かゝる反對の規定の設けらるゝことを想像する理由は、毫もないのである。山東省に於ける獨逸の特種なる機會が、廢棄せらるべきは、容易に想像し得るところである。併しながら、獨逸が今後支那人と全く同一の自由を獲得することが出來るならば、かくの如き機會を全部犧牲にするも何等恨むところはあるまい、而して何等の制限を受けずに支那の富源を開拓する自由を與へられることは、治外法權の撤廢に依り當然生れ得べき結果である。この自由は又當然他の列強に對しても與へらるべきものである、

併し、果して支那が如何なる程度迄、外國人に對して門戶を開放するかは明言できない。支那が全然外國人の爲めに廣く門戶を開放すると云ふこともあり得ないことであるし、獨逸人の支那に於ける活動に對して何等制限を加へないと云ふことも考へられないことである、講和會議の支那に與へた態度を觀察すると、支那の獨逸と締結せんと欲する條件は、全く支那の權限内にあるものと解することが出來る。支那が獨逸に無制限の活動を許さないことは、支那が鐵道に關する獨逸の權利を取消したることを英、米、佛の各國に宣言したる事實に依つて觀るも明らかなことである。併しながら、外國人の有する正しき適法の地位は、支那に於て利害關係を有する外國人の看過すべからざる問題でなければならぬ。

次に、條約不調印に依つて影響せられる日支間の關係に就いて考察して見やう、支那が日獨間に於て勝手に決定した獨逸利益の處分を認めないことは勿論、判りきつた事實である。而して支那は、獨逸と單獨に講和條約を締結する自由を有するを以て、必ず其處に複雜した四つの立場が生ずることになる。即ち、獨逸は日本及び他の列強と條約に調印した爲めに、該條約に束縛せられることになる。而して、日本も同樣に拘束せられ、且つ千九百十五年の協約の利益を有するのである。他の聯合國も又單に今回の講和條約に依つて束縛せらるゝのみならず、英佛伊三國はかの千九百十七年の秘密條約に依つて拘束されてゐる。而して、この秘密條約は、恐らくは少くとも支那に於ける獨逸利權の處分に關しては、講和條約の設定上重要なる要素を爲したものであらう。

前述する如く、旣に獨逸、日本及び聯合國中の三國は、種々なる關係に依つて何れも拘束を受けてゐるのである。然らば第四の立場にある支那は如何。勿論、支那は何等拘束を受くるものでないと主張するであらう。如何となれば假令支那が千九百十五年の協約に於て、戰後山東省に於ける獨逸利權の處分に關しては、日獨間の決定を承認すべしと約するも、講和條約の調印拒絕は、全く千九百十五年の條約の效力を否認すると同樣である、この點に關しては、何等公式の言明はないけれども、支那は恐らくかの千九百十五年の條約は、暴力の壓迫を以て、調印を强制したるものであるから無效であると云ふ理由を以て、日本に抗議を申込むであらう。更に、支那はその參戰に依つて山東省に於ける獨逸の權利を全く取消し得るを以て、獨逸がこれ等の利權を日本に對して處分したのは、權限外の行爲であると論ずるであらう。支那は極めて用心深く、日獨の協約に依つて生ずる束縛より免れん爲め、種々なる方策を廻らした。かのランシング石井の覺書が支那に通達された時、支那は日米兩國に對して、全く同樣の言辭を以て應答した。卽ち、その廻答の內容を採錄すれば、「支那は從來採用し來りし原則を固守すべし。支那政府は、他國の間に締結せられし條約に依り拘束を受くること能はざるを此處に再び宣言す。」

此場合に適用した原則と、獨逸は現在山東省に於て何等の利權を有してゐない從つて日本に對してその利權を處分したのは全く權限外の行爲であるとの二個の論據に從つて支那は國際聯盟の裁判に於て、その地位を支持せんと努めるであらう。かくの如き態度を採るに當つて、支那は最後の武器を使用するであらう。それは、山東省に於ける權利は、その根本に於て暴力に依つて調印を强制されたものであつて、千八百九十八年より今日に至る迄、支那はこれが回收を計る機會を得なかつた事實これである。

講和條約の調印に依つて、支那はその對外關係を一變するに至つた。支那は未だ嘗て歐米の列强と平等の原則に依つて條約を締結したことはなかつた。この調印拒絕に依つて支那は始めて完全なる獨立國としてその權利を主張することが出來たのである。而して、暗に聯合國に對して支那の參戰に當り强大國に相當する待遇を與ふべしとの聯合國の言責を履行せんことを要求するものである。而して、日獨間の條約締結問題に關して爲したるが如く、支那は聯合國の決定に對しても、ランシング石井の覺書に對する回答と同樣の意味を以て、その承諾を拒絕せんとした。支那は千九百十七年に日本と英佛伊三國との間に締結せられた秘密條約は、一方に於て山東省の獨逸の權利に關する講和條約の決定を拘束するものであると云ふこと、他方支那自身を拘束するものであるとの二つの理由に依つて、その承諾を拒絕したのである。

參戰當時に於て、支那はかやうな秘密條約を全く知らなかつたと解するのは、恐らく正當な見解であらう。而して支那が參戰の以前に於て、何故與國がそのことに關して豫め通告をしなかつたかを疑ふのも無理ならぬことである。

ハウス大佐の言ふ處によると、米國は全くその事に關しては知らなかつたそうである。そして、講和會議に關する新聞紙の報導するところに據れば、ウィルソン大統領は、會議に於て支那代表のこの問題に對する質問を發した時迄何等その間の事情を知らなかつたそうである。これは聯合國が日本の聯合軍に對する忠誠を絕體に必要であつた時に歐羅巴の聯合與國に依つて、調印せられたものである。

支那人が初めて此等の秘密條約を發見して失望し、且つ講和會議の決議に對して極めて憤濨の狀を示してゐた當時前述した歐羅巴の三國に對して、殆んど不平を持つてゐなかつたことは特筆すべき現象であつた。それは支那人が將來國際聯盟の成立後に於て、以上の三國が必ず支那の信頼すべき同伴者であると云ふことを認めてゐたからであらう併しながら、それより更に此處に取立てゝ記さねばならないことは、當時支那の人心が悉く米國に傾いてゐて、支那に於ける米國の地位が著しく高まつたことがそれである。

次に、吾々は支那の條約不調印が國際聯盟と支那との關係に對して如何なる影響があるかを觀察する時に、常に最も簡單な解釋を與へるものである。國際聯盟規約に從ふと若し既に聯盟に參加してゐる國が新に加盟しやうとする國の請願を承認するなら、如何なる國も何時でも希望に依つて加入することが出來るのである。そこで、若し支那が聯盟の基本國として參加しないならば、將來聯盟國はその加盟希望を拒絕するであらうと想像する論據は何處にもない併しながら、そうした面倒は起り得ないことであるし、又そんなことを故意に起す必要もない。

支那の對獨條約不調印は、支那自ら聯盟から除外されんことを求むるものであると論じて、支那の最高當局者を說伏せんとして半官的に新聞紙が盛んなプロパガンダを行つた。それは、某方面の指嗾に因るものであるが、此處には特にそれを指摘する必要はあるまい。かくの如き猛烈な宣傳運動があつたもにも拘らず、尙一つ事實として認めなければならぬ問題が殘つてゐる。假令かくの如き宣傳が正しいものであるとしても、少くも以下に述べき事實丈は何人も認めない譯に行くまい。それは、聯盟規約が對墺講和條約に關しては極めて完全な規定を設けてゐることがそれである。而して、何物も支那がこの條約に調印すべきことを妨げることは出來ないし、從つて國際聯盟の完全なる一員となることを阻示することも出來ない。

最後に、條約不調印が支那自國に對して如何なる影響があるだらう。革命勃發以來、外交上の活躍が支那歷史に於て、最も重大なる事項であることは言ふ迄もないことである。支那に於ける武人派、特に北方の武人派は、如何なることがあつても條約に調印すべしと論じて來た。軍閥の機關新聞は、常にかくの如く書き立てたのであつた、而してかく論じたのは、單に隣邦日本新聞の友誼的勸告に反響した迄に過ぎないのである。かの前總理段氏の如きも、自ら雷報を發して支那の執るべき唯一の道は、講和條約に調印するに在りと力說した。而して、國內に於ける保守派は概ねこの意見であつた。こふした意見を彼等が何處から得た

かは、深く詮議する必要はない。かくの如き意見の一部に於て盛んなるにも拘はらず、支那は遂に條約に調印しなかつた。而して、支那政府がかくの如き行動に出でたのは、全く眞正な輿論の示す處に從つたものであつて、これは支那歷史上、少くも支那の近代史に於て最初の現象として、特筆すべきことである。即ち支那の輿論は大總統の講和條約の規約を承認せざる處の方針に對し一つの完全な理由を與へたのである。彼が初めからかくの如き意見を持つてゐたことは、何人も知る處である。如何にしてかくの如き輿論が生れたかに就いては、本誌六月號に於て詳細に述べてゐるから此處に再び採錄する必要はあるまい。此處に論じなければならぬことは、かの全世界に迄廣く知れ渡つた國民的決心(條約不調印)の根本主義が、果して何んであるかと云ふ問題である。それは國家の權利を賣買するやうな方策とは少し性質が異つてゐる。否、斷じてかくの如き意味のものではない、我國は決して一部の武人に依つて支配さるべきものにあらずとの軍閥と軍閥を支持せんとする徒黨に對して發した宣言の中に、吾々は深長なる意義を認むるものである。

支那の條約不調印は、その對外關係に一新紀元を劃したると同時に、その內國史の上にも新時代を劃したものと言ふことが出來る。即ち、それは來るべき國內の大爭鬪の濫觴である。少くも六月二十八日迄の形勢に依れば、單なる小競合の爭鬪はあつたけれども、未だ眞の戰爭はなかつた。けれとも、かの六月二十八日に於て、始めて最初の戰爭が行はれ、デモクラシーの勝利に歸したのであつた。

(上海遠東時報八月號)

支那改造問題解決案(五)

ウッド、ヘッド

第四 承前
七、鐵道國際管理の利益
第五 改造に對する外人の指導
一、支那人の無能力　二、現在外人顧問の缺點
三、外人指導管理の方法

第四 鐵道問題の解決(承前)

七 鐵道國際管理の利益

此計畫の實行が支那鐵道の發達に齎すべき利益は極めて大なるものあるべく、其主なるものを擧ぐれば左の如し。

(一)鐵道敷設に關する各國の勢力範圍を撤廢するを以て新線路の敷設に對する外國の妨害を除去し得べきこと
(二)既設又は豫定の線路に附隨する敷設國の政治的特權を排除し得べきこと
(三)鐵道局は全國の鐵道を管理するを以つて、必要且有望なる新線を敷設し得べきこと
(四)鐵道敷設に要する勞力材料の購入に付其の供給契約を一般入札に依りて定め得べきこと
(五)鐵道の敷設經營に必要なる事務官及技術家其他の從業員の採用に付、從來の如く獵官運動又は朋黨關係に左右せられざるが故に、廣く適才を適所に任用し得べきこと
(六)鐵道局は全國鐵道の歲入歲出を擔當すべきを以つて鐵道公債の償却に付、確定的計畫を定め得べきこと
(七)鐵道局は支那從業員が相當の能率を擧げ得るの時期に至らば、外人技師專門家を解任すること
(八)鐵道運輸に付、各國人に對する機會均等を嚴守し、現在に於けるが如く特定國の利益保護の爲にする割引其の他の特典を全廢すること
(九)鐵道局は其の需要する巨額の材料を購入するを以つて其結果支那に於ける製造業の發達を助長すべく、即ち之に伴つて機關車、車輛の製造、製鐵所、鑛山の開採經營等に關する企業を各地に勃興せしむることを得べし

以上は鐵道局の設置が支那に對して齎すべき利益の主なるものなるが、支那に對する利益は他面外人一般に對する利益にして、即ち之が爲に、多數外人技師專門家の傭聘となり、外國材料の購入及外國資本の投下に對する、安全且廣大なる市場の開發を來し、其結果從來の如き國際間の偏見に依り、鐵道開通を阻礙したる時代に於ては、夢想だも及ばざりし程度に於て、支那の資源を外國に向つて開發し得るに至るべきを信ず。要之支那に於ける鐵道問題は、從來に於けるが如き政治的軍事的意圖を脫却し、純然たる經濟上の見地より之を解決するに依りて、初めて支那及外國の利益を增進するを得るものなり。

第五　改造に對する外人の指導

一　改造に對する支那人の無能力

支那の改造計畫の完成に付き、一定期間を限りて外人の指導的管理の必要なることは、吾人既に之を力說したる所なるが、此の種支那行政に對する外人管理の必要は、支那人有識者中の多數が支那の現狀より見て、其改革の到底不可能なるに絕望したる結果として、均しく之を認むる所なり。惟ふに支那今日の財政狀態は、即ち支那人が改革に對して、全然無能力なることを確認するものにして、當局者の無能力且腐敗せる結果、財政の改革を實行すること能はず、國民の資源を擧げて之を浪費し、政費の調達を計ること能はず、年一年國家を驅りて外債の深淵に沈めつゝあるものなり。而して此財政の窮乏に於て、國民の負擔力頗る強く、一種の歲入と雖も、誠意を以つて之を整理し、其の

純歳入を多からしむるに於ては、少くとも一九一六年度に於ける國家全歳出の半額を優に支辨し得るの狀態に在るに鑑みるときは、之に依りて支那人の改造に對する無能力を一層明確に立證し得るものなり。例へば之を地租に就きて云ふに、一九一六年度に於ける其豫定收入概算約九千六百萬元なるも、一九〇四年「サー、ロバート、ハート」氏が公にしたる所に依れば、當時の地租は、毫も人民の負擔を增加することなくして、優に約四億兩の歳入を齎すべきものとせり、即ち地租のみにても少くとも四億兩の歳入を生ずべき筈に拘はらず、其大部分は貪慾飽くなき地方官の私腹を肥し、爲に實際の收入は僅に其の五分の一にも如かざるの狀態に在り、而して此四億兩は登錄地の半に對し、一畝に付二百文即約十錢の地租を基礎として得べきものなれば決して重税と云ふを得ず、蓋一九〇五年「ジョージ、ジャミソン」氏の說に依れは、湖南に於ける北京「シンジケート」の所有地は一畝に付、平均十九錢の地租を納付し、又天津英租界に於ける地租は、租借契約に依り每畝千五百文と定めらるるものにして、此地租は即ち前揭「ハート」氏の基礎とせる概額の七倍半に當り、而も現在支那各地に於ては、實際上此以上の地租を徵收するものなれは、現在の負擔額を增加することなくして、地租收入を四億兩に增加することは、實に易々たる業なるべきを知るべし。

而して此の如き事情は、啻に地租に就きてのみ存するものにあらず、此外鹽税、厘金、煙酒税等各種の租税に在りても、其徵税制度の不完全なると、徵税官の中飽とに因り年々巨額の租税は孰れも收税吏の私囊に入り、爲に中央政府の歳入は、僅かに其の小部分に過ぎざるの狀態に在り、而して鹽税に就きては、現に外國人の總監督と、少數の外人税務司とを有するを以つて、他の諸税に比し遙かに多額の收入を齎し、海關收入即ち支那中央政府が、其の當然收むべき税額の全部を歳入として收納する唯一の租税にして而も其徵收は全部外人の管理監督の下に於て行はるゝ事實は特に注意を要する點なりとす。

惟ふに海關制度及鹽務行政の支那歳入に對する結果は即ち、其以外の租税が、誠實且組織的の徵税制度の下に於て徵收せらるるに於ては、支那の財政難は、一朝にして之を救濟し得べきことを、確證するものなりと雖も、其租税の徵收及税務行政に付、根本的改革を斷行するに非ざるよりは、支那は其歳入の不足を塡補するが爲には、外國の借款に依るの外道なく、而も此儘にては借款は遂に國家破產を招來するに至るべきは、火を睹るよりも明なるべし。而して支那財政の各部に於て、根本的改革を斷行せむには即ち、現在の鹽務行政に於けるが如く、或程度の執行的權限を有する外人總監督の傭聘を措いて他に方法あるを知らざるなり。

二　現在外人顧問の缺點

吾人は前項鐵道問題の解決に際し、外人管理の必要なる所以及其管理の範圍を論究したるが、財政改革の實行に就きても亦、之と同樣の外人管理を必要とするものにして、此外各部行政の改革に就きても、若し眞面目に之を斷行せ

むと欲するときは、必ず先づ之を外人の管理に委せざるべからざるを茲に主張せむとす。

蓋し支那が過去に於て各種改革の爲に傭聘し來りたる所謂外人顧問は、其類決して少からずと雖も、此等の外人顧問は孰れも、一面支那が外國の歡心を買ひて借款の供與を得るを目的とし、他方外人の獵官熱の滿足に投じたるが爲に生じたるものなるを以つて、何等執行力に關する權限を有するものにあらず、從つて此等顧問は孰れも各種弊害を知悉し、之を改善せむことを欲すと雖も、其獻策する提案は多くは、支那當局に依りて之を實施せらるるに至らず、爲に積弊は依然存在し今日に至る迄其改革を見ざるの狀態に在り、例へば一九一三年善後借款に際し、支那政府は其使途の計算及監督に付き、外人支那人を長官とする機關を設けたるも、外人監督は監督以外何等の執行的權限を有せざるを以つて、該局は遂に有名無實のものとなり、即ち同借款中名儀上軍隊解散の爲に支出せられたる額として、二千萬兩に對する請求書及領收證を認證したりと雖も、當時實際に於て解散せられたる軍隊は極めて少數にして、其解散費の大部分は解散官吏の私する所となり、今日に於ては一九一三年より多くの軍隊を存し、其解散費として今又、巨額の借款を求めつゝあるの狀態に在り。此外、交通、鑛山、山林等各部行政に在る多くの外人顧問は、孰れも皆之と同樣の經驗を有するものにして、此等顧問が其改革意見を實施するが爲に、執行的權限を有するに非ずむば、百の外人顧問あるも以て支那の改革を期すること能はざるなり。

三　外人指導管理の方法

支那有識の士が均しく認むるが如く、若し實際に於て外人顧問を必要なりとするに於ては、之をして實際上支那を援助し得るが如き地位に就かしめざるべからず。即ち外人專門家の傭聘を必要とする行政各部に於ては、改造完成の期間、特別の官職を設置し、右官職は恰も英國の官制に於ける事務次官に相當するものにして、其地位大臣の次に位し次官の上に在るが如くならしめ、而して大臣は最高政策を樹立し議會に對して其責に任じ、外人事務次官は之を執行し、之が爲に其部下を指揮監督するの任に當るものとす此制度は即ち獵官運動の絶滅と老朽淘汰を意味し、官吏の任免黜陟は凡べて唯其功績のみを標準とするものにして、實に根本的一大改革なりと雖も、其結果數年の後に於ては有効なる文官制度の確立を見るに至るべく、即ち官吏は之に依りて、潤澤なる俸給の支拂と地位の安固を確保せられ其功績に依る陞進を保障せらるゝが故に、昔日の如く賄賂又は夤緣に依るの要なきに至るべし。更に此の如き地位に傭聘せられたる外人顧問は、其職權を濫用することなきが故に、中央又は地方に於ける其部下として使用すべき外人も亦、之を一定數に限るべく、從つて朞年ならずして、其改革完成に對し必要不可缺のものなることを證明し得るに至るべし、而して此外人事務次官は、定期に所謂次官會議を開催し、主管政務に付きて各部の間の聯絡を計り、更に豫算の編成、新稅源の開發、支那人文官制度の創設、其の他財

政又は貨幣等に關する重要事項に付き、政府に對して權威ある建策を爲し得べし。加之彼等は政務の內面を熟知し得べきが故に、支那の友邦の使臣に對し、其改造事業の進捗せる狀況を報告し得るの地位に在るものにして、而も此種信賴すべき報告は、即ち外國に於ける支那の信用を確立し其結果支那に對し、屈辱的條件を附することなくして、之に對し、世界金融市場を開放するに付、極めて有效なるものなりと信ず。

尤も上述の制度に依るも、改造の事業は到底之を一年又は數月の短日月間に於て、完成し得べからざるは勿論なるを以つて成るべく多くの支那人をして此種改造に參加せしめ、且傭聘外人の類を出來得る限り少からしむるが爲には先づ或る一省を限りて此制度を集約的に實行するを可とす例へば直隸省は、首府の在る處にして從つて、政治上頗る便宜多き地方なるを以つて、之に對して右の制度を實施すると假定せむに、直隸省の面積は十一萬六千方哩にして千九百十五年度に於て其の中央政府に解送せる地租大約四百六十七萬元なるが、今赫德氏の標準(全面積の半が一畝に付二百文の地租を納付す)に從ふときは、其地租の解送額は即ち約四千四百五十萬兩ならざるべからず、故に假りに實際に於て此數字の二分の一又は四分の一の地租收入を有し得るものとするも、上述の制度の實施に依り、其の全額を收納し得るものとせば、其の額は乃ち此制度に要する餘分の費用を償ひて餘り有るものと云ふべく、且此間に於て試練を經べき支那人は、其數亦尠からざるべきが故に、該省の改造を完成して、更に之を他省に行ふに當りては之に參加し得べき支那人は極めて多きに上るべし。

惟ふに此の如く腐敗と無能を一掃し、之に代ゆるに誠實と能率とを以てせむとする場合に於て、反抗の障礙あるは固より然る所なりと雖も、若し政府にして此等反抗に打ち克ち、能く此制度を斷行し得るものとせば、支那は之に依り漸次全國に普及し得べき、新制度の萠芽を養育し得たるものにして、此の如くむば則ち其國民が、數年を出でずして、有史以來未曾有の福祉と隆昌とを併せ得べきは之を豫言するに難からざるべし。

船舶の不足と米國對支貿易の前途

『若し船舶の供給か充分で、米國商人が他國と競爭してその商品を支那に送り込むことが出來たなら、支那市場に於ける米國商品の賣行はスバラシイものであらう。』とダブリユー、シー、レーン氏は言つてゐる。此は紐育のガランチー、トラスト、カムパニーの副社長であつて、エーシヤ、バンキング、コーポレーションの副頭取を兼ね、同會社の支店

設置の爲め、六ヶ月間支那に滯在し、最近歸國した人である。

紐育ガランテイー、トラスト、カムパニーの書記補ラルフ、ドウソンは、尙北京、天津、廣東、香港の支店設置の目的を以て、支那に留つてゐる。上海にある同銀行の本店と、漢口支店は、既に營業を開始してゐる。

レイン氏の語る處に依れば『米國商人の當面の問題の七割五分は、船舶不足の問題である。だから若しこの現在の通運上の不便を打破することが出來たなら、嘗て獨逸が得てゐた莫大な支那貿易の大部を、米國が代つて獲得することが出來るであらう。銀行の設立に依りて、金融上は完備するに至つた。故に、凡ては船舶問題の解決に俟つより外はない。支那人は一般に、世界中で米國より公明正大な國はないと考へてゐる。彼等は、今も尙ほ米國が拳匪事件の賠償金を返還したことを忘れはしない。そして、この事實は吾々が支那の安寧幸福を祈念する以外、自己の利害を主眼としてゐないことを證明するものである。支那人は、米國人を觀るに決して「弗の追求者」とは思はない。世界に於ける最も公平な、正義を尊む國民だと思つてゐる。米國人の言葉及びその言質程何物より支那に於て尊重されるものはない。

米人經營の銀行は僅に、支那人にとつて一の驚異であるに違いない。支那には多くの外國銀行がある。そしてそれ等の多くが、可成よい成績を擧げてゐることは事實だ。然し支那の商人は他の外國人と取引するより、むしろ米國人、若しくはその經營にかゝる銀行會社と取引することを望んでゐる。これは、主として米國人の支配人の極めて平民的であつて、支那人がその取引上のことに關し、快く對談することが出來るからである。然るに、他の外國人の銀行の支配人になると、假令對手が支那の紳商であつても、容易に引見して對談するやうなことはない。然るに、米國人は何人に對しても、平等に障壁を設けず、取引するから自然支那人が吾々米人に信賴し、親んで來るのである。これが彼等が進んで米人と取引せんとする主なる理由である。

以上の理由から、余は今日支那に於ける米國人の取引は實に好機逸すべからざる機會に在りと斷言するに憚らぬ。支那に於て爲されてゐた莫大な獨逸人の商業は、最早その競爭場裡から驅逐され、少くもこゝ暫くの間は、恢復する見込もないらしい。若しも、吾々に外國と競爭して劣らない丈の船舶が供給されるならば、以前彼等に依つて營まれてゐた貿易の大部分が吾々の手に歸すべきは疑ふ余地はない。

されば現下の緊急問題は、船舶供給の一事である。戰爭中日本はその支那貿易の發展を期する爲め、多くの船舶を有してゐた唯一の國であつた。勿論、彼等はその所有する船舶は全く自國の貿易の用にのみ供してゐた、貿易の方面でも他に余地のないでもなかつたが、戰爭中支那の港灣に這入つて來る船舶は、殆んど全部日本船舶であつたから、自然これ等の船に依り日本品を輸入することゝなり、日本が獨り甘い汁を吸ふことになつた。然るに、この狀態は休戰

條約の調印された當時から、幾分變つて來た。余の支那を出發する當時に於ても、既に二三の英米の船舶が同地の港を出入するを見た。然しながら、前にも述べた通り問題の七割五分以上は依然として船舶の供給如何にある。若し吾が政府が他國と競爭することが出來る程度に、太平洋方面に船舶を供給することが出來たら、米國の對支貿易は極めて有望であらう。

次に對支貿易上困難な問題の二割五分は、財政上の一問題である。これは、アジヤ、バンキング、コーポレーションと云ふやうな銀行が設立され、支那の商業狀態を充分研究し、現存するハンディキャップの下に、如何に營業すべきかと云ふことを充分知悉し、米國商人に種々の利便を與へつゝある今日に於ては、余り問題とするに足らなくなつたとは言へ、支那の貨幣制度程不完全極まるものはない。それは、吾々文明人の到底信じ能はぬ處である。吾々の知つてゐる範圍で、この通貨に似通つてゐるものを求むるならば、あの墨其西哥銀と言つたやうなものであらう、この外に、種々の銀行劵を通貨として使用してゐる。然し、不便なことに、これ等銀行劵は、單にこれを發行する省内で使用することが出來るのみで、例へば上海銀行の紙幣は、北京では通用できない。それのみではない、上海の本店で發行する紙幣は、その支店では割引なしでは受取らないのである。この外、尙煩雜極まることがある。凡て價値は弗を用ひず、兩を以て評價され、兩は貨幣でないから通貨として流通しない。それはこれを發行した省の造幣廠の刻印ある銀塊に過ぎない。であるから、各省の鑄造にかゝる兩は各異つた價値を持つてゐる。即ち香港兩と上海兩は、その價値を異にしてゐる。若しも、上海の商人が香港で貨物を買ふ場合には、先づ彼は上海兩で計算して、後これを香港兩に換算し、取引の以前に投機を企てるのである。

支那は先づ何よりも、貨幣制度の統一を計らなければならない。併し、支那自身がこれを企てることは、少くも吾々から觀れば、困難な問題である。然らば、誰が支那に代つてこの大事業を成就するかは、これ又問題である。余輩は啻この事業が正しい手に依つて果されんことを希望するものである。

最後に、も一つ諸君の記憶に留めたいことは、弗銀が銀行間の取引に於ても、支拂の媒介物とならないことである即ち、甲銀行か乙銀行に千萬弗の借財のある場合、決して甲は弗銀千萬弗で支拂ふわけにゆかない。それは矢張り兩で支拂はねばならない。そして、それ以外に方法がないこゝに一つの取引が行はれたならば、その支拂は幾個かの箱に銀塊を入れて、手車に載せて街中を引張り廻るのである。若し、支拂を爲すべき銀行が十あれば、各々にこの手車を運んで行かねばならぬ。これは全く、アダム以前の制度と評するより外はない。』

次にレイン氏は支那商人の廉直なことを推稱し、且つ苦力の憐むべき苦業に服してゐることに同情し、更に語を續けて次の如く言つてゐる。

『支那の固有の銀行は、頗る立派なものであるけれども、

世界の大市場に直接の交渉がない爲め、非常に不利益な狀態の下にある。支那に在る多くの外國銀行は、主として歐米人に依つて經營されてゐるけれども、その事務は多く支那人に依つて爲されてゐる。そして、こゝに雇はれてゐる事務員の大部は、英米で教育を受けたものや、支那内地の各專門學校の出身者である。」（一九一九年四月十日紐育コンマーシャル）

中交兩銀行歷年營業比較

中國銀行

（甲）資産負債表

年次	民國三年	民國四年	民國五年
負債之部			
股本總額	六〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇元	六〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇元	六〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇元
公積金	一二三、〇六八、九五	八一八、〇六八、九五	一、八九二、五〇四、八五
去年滾存	九、五六七、六〇	—	—
定期存款	八、九〇九、三七九、五七	一八、三八六、八二二、四四	一〇、三六二、八五六、九七
活期存款	四九、四八二、三〇六、一三	八六、九三七、二二八、〇六	一〇三、二二三、四八八、七八
發行兌換券	一六、三九八、一七八、七一	三八、四四九、三三八、三八	四六、四三七、二三四、七〇
本年淨利	一、三六八、七一九、七三	三、五三四、二二七、七三	二、九三九、四六一、三一
總計	一三六、二八一、二二〇、六九	二〇八、一六一、五六四、五六	二三四、八四五、六〇六、六一
資産之部			
未繳股本	四〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	四七、六三三、六四五、〇〇	四七、六三三、七一五、〇〇
定期放款	三、三八九、九四七、五六	二九、四九八、六七四、一五	二三、九一七、一四九、二七
活期放款	三六、四九八、〇五二、六一	四、〇七六、一六四、三九	二、五一二、八八二、九二
貼現放款	一、〇七九、七九六、五四	五三、三七一、八七八、八九	七五、四六〇、六四一、七八
各項有價證券	七、一三九、二二八、一〇	一一、八五四、六七三、八五	一〇、〇九六、五九九、六六
營業用房屋地皮器具	一、八〇五、六三五、一三	二、七一八、六四三、八七	三、七六九、一〇〇、一九
兌換券準備金	一六、三九八、一七八、七一	三八、四四九、三三八、三八	四六、四三七、二三四、七〇
庫存現款	一〇、九七〇、三九一、九八	二〇、五五六、六五六、〇三	一五、〇一八、三三三、〇九
總計	一三六、二八一、二二〇、六九	二〇八、一六一、五六四、五六	二三四、八四五、六〇六、六一

（乙）損益表

	民國三年	民國四年	民國五年
損失			
各項開支	一、一五七、七二〇、八八	二、〇五一、九二四、〇一	三、三六四、五三九、三八
攤提營業用房屋地皮器具	一三四、四七九、一二	四四一、六〇九、三三	七七八、四〇三、〇八
雜損	八、五〇六、一三	七〇、八八四、九九	二〇一、一七五、八六
總計	一、二九〇、七〇六、一三	二、五六四、四一八、三三	四、三四四、一一八、三三
利益			
去年滾存	—	一二、六〇九、八二	七三三、五五五、二七
匯水	一、二六五、八六三、一七	二、五三四、四九九、四七	二、三九九、〇六七、九一
利息	一、一三三、六三五、三九	三、二二二、三一七、三五	三、九三九、五四六、六七
貼現息	六三、七九〇、六一	八九、一八六、三三	四七、九三三、八八
雜益	九七、一三六、四八	二六〇、〇三三、二〇	一七三、四七五、九〇
總計	二、六五九、四二五、八五	六、〇九八、六四六、〇六	七、二八三、五七九、六三
差引	一、三六八、七一九、七三	三、五三四、二二七、七三	二、九三九、四六一、三一

交通銀行

（甲）資産負債表

負債之部

年次	民國三年（京平兩）	民國四年（京平兩）	民國五年（京平兩）
股本總額	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
定期存款	三、九九七、五六七、四七四	一三、四〇六、五〇五、三〇三	一〇、六九七、六七九、七二四
活期存款	三六、〇五五、一〇九、七六六	三四、〇八二、八八一、九二〇	一五、〇九四、一五五、六七二
雜項存款	一、三二四、五六五、〇六九	一、五五三、九八三、九八三	—
各項票存	二九八、九六四、六二六	—	—
發出紙幣	五、九五七、六二七、二八〇	二四、八六三、一一〇、一四〇	二一、二九七、八九一、五〇四
未付賣出匯票	二五五、三一一、七八〇	一、〇〇六、三五七、二三四	—
備抵呆賬	九、〇九二、八二六	—	—
應付未到期利息	九六、九三六、三八九	二六五、五七八、九〇四	—
發給官利	四二〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	—
發給紅利	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	—
公積金	六一九、四七六、七三〇	一、一一九、九三七、六〇四	一、一一九、九三七、五八四
去年滾存	五八五、九七〇、七一八	一、一〇六、三三〇、一四七	一、六四七、二九八、〇〇四
酬勞費及獎勵金	二八七、二九六、八九九	三六〇、四一四、七九六	—
本年盈餘	五三〇、三九九、四二九	五四〇、九六七、八五七	九八七、五三六、五五一
總計	六九、五六八、二七八、九六六	八八、九〇六、〇六七、八九七	六〇、八四四、四八九、〇三九
實產之部			
未繳股本	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
定期放款	八、九七四、九二三、八〇五	一四、四〇〇、五九六、六〇八	二一、五四七、七五三、一一九
各項押匯	一、一五〇、四五五、二〇一	一、四〇六、二七三、八八六	一、一三八、六三四、二五一
雜項缺款	七八〇、二七〇、七八七	八〇四、八七六、九七九	—
活存各銀行款項	一四、六五三、一八五、八〇六	一五、五五六、五四三、二二五	九、一三三、八〇〇、九六六
活期放款	一八、四〇一、六三三、二〇八	一九、一八八、四四九、九五三	二〇、三二一、五一一、四五六
貼現墊款等項			二、四七一、六六四、一四一
庫存 現金	一四、七三七、八〇七、四九四	一五、八一三、三五三、四〇八	九、七五二、四八二、五一六
庫存 準備	五、三六一、八六四、五五〇	一五、〇七〇、七〇六、〇五六	—
未收買入匯票	三六二、七三二、〇五〇	一、二九八、六九〇、四九八	—
應收未到期利息	一二〇、五〇七、八七一	四四三、六四三、九九一	—
生財折餘	二五、九〇九、一九四	三二、九三三、二八六	—
有價證券	—	—	一、四九九、六六〇、五九〇
總計	六九、五六八、二七八、九六六	—	六〇、八四四、四八九、〇三九

（乙）損益表

年次	民國三年	民國四年	民國五年
損失			
各項開支 薪水辛工	一四三、五六六、四五六	二〇七、八八三、九八二	—
各項開支 伏食廚用	五五、九七六、六七二	九〇、五三六、一一〇	—
各項開支 郵電紙料	三四、七九四、五三二	五六、一二六、五八二	—
各項開支 房租保險	二五、六一八、〇九五	三五、四五八、二四九	各項開支 一、〇四二、八八六、一四六
各項開支 雜項開銷	一三八、一九一、八二九	三三八、九四四、〇八三	—
各項開支 總管理處各項開銷	四九、五六八、五九四	五五、六五六、〇三〇	—
各項開支 律師費	三、八四五、四〇五	三、八四五、四〇五	—
生財折控	一一、三五〇、三四六	二一、八三〇、六〇七	三三、一八五、六三一
撥提兌換券製造費	一四五、五五四、九五三	七五、六三一、五八三	一六九、五五八、三八〇
付出呆賬	一〇、七三六、六三二	— 兌換損折	六六〇、一六八、七一六
總計	六二八、三三三、三〇五	七八四、九二一、六三一	一、八九五、七九八、八六七
利益			
利息	九九〇、四七九、六一九	一、一五九、七七五、一五九	二、一五三、〇六九、七七〇
匯水	一、二九八、〇二六、〇七四	一、五六四、九六九、四七四	六九四、七二五、〇四九
手續費	一六、七〇二、九一六	六二、〇一一、五三五	三五、五四〇、五五九
總計	二、三〇五、一九八、六〇九	二、七八六、七五六、一六八	二、八八三、三二五、四一八
損益相銷本年淨利	一、六七六、八七五、一〇四	二、〇〇一、八四三、五三七	九八七、五三六、五五一

一九一八年支那郵便成績

民國七年郵政事務總說に據れば、一九一八年に於ける支那郵便營業成績の概況を窺ふに足る、茲に一九一五年乃至一九一八年の營業成績比較表を摘載して讀者の參考に供せんとす。

（一）郵　便（信書）

類別	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年
普通	二〇九、二六一、五〇〇	二三〇、三三五、四二〇	二五六、二七五、二五〇	二七七、一三七、五〇〇
書留	一四、七六一、九〇〇	一六、九七八、四〇〇	一八、四八八、六九〇	二一、一一二、二〇〇
快遞	二、七五三、一九一	三、〇八二、五四四	三、五八五、三三〇	三、九九〇、五五〇
保險	二五、三三三	三五、九〇九	三二、一四〇	二八、七七八
合計	二二六、八〇一、九二八	二五〇、四三二、二七三	二七八、三八一、四〇〇	三〇二、二六九、〇二八

以上三億二百萬件の總數は之を前年度に較ぶれば二千四百萬件の增加を見たり、此增加數を以て一九一七年と一六年の比較增加二千八百萬件に比較するも尙ほ二千四百萬件に及ばざるものとす。

（二）小包郵便

年別	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年
數目	二、〇三三、三三二	二、二四二、一〇〇	二、六四〇、三五五	二、七三八、〇九〇
キロ重量	七、九〇四、一二九	八、四八四、一〇〇	一〇、〇〇六、三二一	一〇、八五〇、〇三四
價格	二七、一八七、二七二	二九、二八二、三〇〇	三四、八九三、五〇〇	四〇、一〇九、七〇〇

今一九一八年取扱小包を一七年度分に比較せば件數に於て約十萬件、重量に於て七十五萬キロの增加を見る、一九一七年と一六年とを較れば件數四十萬件、重量百五十萬キロの差あり、但し此輕微の增加も大體より論ずれば尙ほ滿足し得るに足るべし、唯此年中數處の幹路に於て阻斷されしことあり、甚しきは數週間の久しき完全に停頓せる所あり、其最もなる所は即ち西安蘭州間の各路となす、甞に甘肅及新疆兩省内の輸入小包に影響を受けしのみならず、該兩省輸出小包の營業にも頗る障礙を及せり、又四川貴州兩省の小包運輸も政局不靖に因り多少の影響を受くる有り。

茲に一九一七年及一八年に於ける普通保險及代金引換の三種小包に就き比較せば即ち左の如し。

		一九一八年	一九一七年	增	減
普通小包	數目	二、六〇一、一〇〇	二、四八八、七〇〇	一一二、四〇〇	—
	價格	三二、〇三三、八〇〇	二七、三三八、〇〇〇	四、六八五、八〇〇	—
	キロ量	九、九三六、三〇〇	九、一三九、五〇〇	七九六、八〇〇	—
保險小包	數目	一二〇、七七〇	一三九、〇三〇	—	一八、二六〇
	價格	七、九二九、八〇〇	七、四五八、〇〇〇	四七一、八〇〇	—
	重量	八九四、三〇〇	八四八、四〇〇	四五、九〇〇	—
代金引換小包	數目	一六、三三〇	一二、六二五	三、九九九	—
	價格	一五六、一〇〇	九七、五〇〇	五八、六〇〇	—
	重量	一九、四三四	一八、四二一	一、〇一三	—

以上示す如く小包價格四千萬餘圓は一九一七年度に比較する時は實に五百萬圓の增加を見るに至れり。

（三）郵便爲替

最近四年間に於て取扱ひたる郵便爲替を列擧せば即ち左

の如し。

年別	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年
發行爲替	一三、五五二、三〇〇	一五、九六五、八〇〇	二一、五三三、三〇〇	三五、三三五、九〇〇
支拂爲替	一三、四六八、九〇〇	一五、七八七、一〇〇	二一、三三七、〇〇〇	三四、七九八、六〇〇

今一九一八年發行爲替の平均價格を取れば爲替一枚に付十七圓三角に當り、其發行爲替總額を以て一九一七年數目に較れば千分の六百四十二の增加を見、又一六年より視れば一倍を增加せるなり、是年國內紛擾に因り數地方の爲替事務範圍を縮少し或は完全に停止せざりしを得ざること一九一七年と相同じ。

在歐支那職工に發給する爲替に就て之を觀れば英國招工局發行の爲替額幾と三百五十萬元、佛國發行の爲替約三十三萬二千四百元あり、現に歐戰終熄し支工逐漸歸國せるより本年（一九一九年）の爲替數は勿論減少するなるべし。

（四）郵便局增設

最近四年間に於ける郵便局及代辦所の增設を比較列擧せば即ち左の如し。

	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年
管理局	二二	二二	二二	二二
一等局	三二	三二	三四	三六
二等局	九五六	九九〇	一、〇七八	一、一五二
三等局	三八〇	三六八	三三八	三三三
支局	一九八	二〇五	二二二	二二二
代辦所	六、九二三	七、一八一	七、四二〇	七、六〇四
合計	八、五二〇	八、七九七	九、一〇三	九、三六七

（五）郵路比較表

	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年
普通郵路	四一〇、〇〇〇	四二一、〇〇〇	四三二、〇〇〇	四四九、〇〇〇
船舶郵路	六三、六〇〇	六四、七〇〇	六八、六〇〇	六九、八〇〇
鐵道郵路	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇	一九、五〇〇	二〇、〇〇〇
合計	四九二、六〇〇〇	五〇四、七〇〇	五二〇、一〇〇	五三八、八〇〇

彙　錄

天津事件の經緯

ワシントン發四月九日

國務省は、去月天津に發生したる日米兵の衝突に關し、日本政府に照會する處ありたり。政府當局は、今後同胞の保護を嚴にし、若し彼等に罪ある場合には、一歩も假借せざる方針を採るに決せり。東京外務省に致したる通牒は、米國政府の調査の公平にして正當なることを要求するものの如し。何れにしても目下の處日本側のこの事件に關する辯明を待ち居れり。この事件は多少國際的の色彩を帶ぶるものにして、最近過激派の攻撃を蒙れる日本軍隊が、西比利亞派遣の米國軍隊に援助を求めたるに、拒絶せられたりとの日本新聞「東京日日」の報道に依り激成されたる如き模樣なり。而して、この「東京日日」の報道は事件勃發の前日、天津に於て發行さるゝ米國新聞「ノース、チャイナ、スター」に再錄されしものなり。

尙、他の原因として見るべきは、從來同地の米國軍隊が日本婦人の歡待を受けつゝあるを、日本警官が嫉視したる形跡あれば、前述せる西比利亞事件と纏綿して遂に今回の衝突を惹起したるものと解せらる。「東京日日」の報道を摘錄すれば次の如し。

「去る二月下旬、我十二師團長は、過激派の蜂起を鎭壓すべく、當時ハバロフスクに在りし米國軍隊に援助を求めたり。其後米軍のステヤー大佐は、西比利亞米國派遣軍司令官グレーブス少將と談合の上、日本軍司令官の要求を拒絶する旨を返答し、その理由として、第一、米國軍隊は過激派を以て敵軍と見做さず、且つ此度の擾亂は同地方コサック政府の惡政に因る農民の蜂起に過ぎずと述べたり。

佛租界侵入の顚末

第一

武裝せる日本軍隊を引率せる騎馬將校は總領事代理と共に突如、佛租界に侵入し、宛かも獨乙の軍國主義を模倣する如き態度もて振舞へり。(そは此度の戰爭に於て世界の文明國人が敢然起て戰ひたるところなり。)

この日本軍隊の眞面臭き行動と、日本軍の襲來に狼狽措く處を知らず、凡ての法令を無視して、援軍一箇大隊を佛租界に迎えたる米國將校の措置を考察すれば、何人も如何なる事件の突發したるやを怪しみ問ふならん。

第二

日本軍隊は凡ての國際權利を無視し、高壓手段を以て、二名の米國兵を佛蘭西司法權の管轄區域より、自國の居留地に護送し、日本警察署に監禁せり。その中一名は憲兵隊の下士にして、某劇場に於て爭闘し居りし、一名の兵卒を取鎭めんとしつゝありしに、何者かの爲めに毆打され全く意識を失ひしものなり。日本兵の爲めに引致せられたる他の一名の米國兵は、佛租界の某家より、半ば裸體の儘、日本警察署に拘引され、殆んど致命的の强打を受け、中庭に

横臥して昏睡狀態に陷りしを米國總領事及將校の爲めに救助されたり。

第　三

日本警察署の官憲は、同署に前記米國兵監禁され居らずやとの米國總領事の質問に對し、無責任にも虛言を弄し、遂に一名は留置場に、一名は中庭に卒倒し居るを發見せらるゝも、彼等は自己の虛言に對し、一片の辯明も爲さゞりき。

第　四

此等負傷兵は、衞生隊に依り日本租界より運搬せらるゝや、これが護衞の任にありし日本軍隊は、自國民の一行の進路を妨害せんとするを制止すべく何等の努力も爲さゞりき。

其後日本官憲の嚴重なる訓令ありしにも拘はらず、昨夕(三月十三日)二百有餘の日本人は、手に手に棍棒又は武器を携へ、佛租界に亂入し、傍若無人にも米國兵を搜索しつゝありしが、遂に帝國劇場に於て擾亂の勃發を警戒し居たりし四名の米國憲兵を追拂ひたり。同劇場の支配人ベーリ氏は、勇敢なる行動に依り危く暴徒の侵入を妨ぎ諸米國兵を逃走せしめたり。

佛國警察署は、全員を擧げ劇場警戒の任に當り、遂に軍隊の出動を見るに至れり。(四月十九日紐育サン)

支那の山東問題留保

支那大總統は、內閣々員及び兩院の主腦者より成る會議に於て山東に關する事項を留保して、講和條約に調印すべきことに決定したる旨を、巴里に在る同國全權委員に通告するところありたり。

既に支那に於ては、今日採るべき唯一の道は、講和條約全部承認か、或は絕對的拒絕の二者その一を撰ばざるべからざることを了解せり。而して、かの巷間に流布せらるゝが如きヂレンマは、全く假定的のことにして、決して實現すべきことにあらざるを悟れり。支那人は、よく國際法に通曉せるを以て、對外條約を一般會議の批准に付し、同會議が批准文の中に留保を明示することは、單に支那のみに於てのみならず、諸外國に於て一般に行はるゝ常習なることを知れり。而して、又かゝる批准は決して全體としての條約の效力を失ふものにあらざることを熟知せり。實に、多くの條約は留保を含むものにして、それが爲め決して戰爭を延引するが如きことはあらざりき。

我國外交史は、かくの如き制限せられたる條約に富めりかのヘーグ條約、又は亞弗利加奴隸賣買禁止條約の如きこれが適例と云ふべし。實に我國の關係せる殆んど凡ての條約は留保の契約を爲さざるものなしと云ふも敢て過言にあらず。

留保する條項以外の事項に關しては、條文通り效力を有するものたることは勿論にして、我國最高裁判所は留保を付せられたる契約の、適法なることを認め居れり。

次に、英國に關しても同一の例を見ることを得べし。神聖同盟は、締盟各國に對し、現狀を維持すべきことを誓約せしめ、以て平和を强要し、戰爭を防壓せんと計れり。而

して、或一國の行爲が、平和を破る惧ありと認めたる時は該國に對し干涉を行ふものとせり。英國は、この同盟に參加したりしが、それと同時に、かゝる干涉の契約は英國を拘束するものにあらず。又若し、かゝる場合に於ては、英國は自ら是非曲直に依てこれを處斷すべしと宣言せり。かの有名なる政治家カンニングは、この同盟を呼んで「歐羅巴を鐵鎖に繫がんと欲する一種の主權なり」とせしに對し多くの共鳴者を得たりき。

勿論元老院に於て、條約の留保をなすことあらば、執行部が該條約の全部を破棄したりとて不可なかるべし。然れども恐らくは如何なる大統領も、かゝる無謀の擧に出でざるべし。大統領は決して戰爭繼續の責任者たるの名を蒙ることを欲せざるべし。(五月二十八日紐育トリビューン)

山東問題と孔子廟

獨逸の租借地たる膠州灣を日本に引渡すが爲めに、支那の遺跡たる孔子の聖廟、生地、故鄕を失ふ可しとの報道あるも、國民地理學協會華聖頓本部報告書に從へば右の風說は誤解である。以下右報告書の要領を示せば、左の如くである。

支那のマウント、バーノンたる孔子の墳墓は山東省に在る。而して山東省の面積五五、九七〇方哩の中、獨逸宛の讓與地にして、今や日本に引渡さる可き土地の面積は僅かに一二三方哩に過ぎないのである。之に加ふるに、日本は青島より山東省城濟南府に到る鐵道の管理權同鐵道沿線の鑛山採掘權及び支線敷設權を獲得した。

他の言葉を以て表はすならば、山東省の面積は米國のペンシルバニアとバージニアとを合したものに等しい、而して日本に讓與する土地は山東省の極少部分に過ぎない、コロンビア、デストリクトを形成する爲めにマリーランド及びバージニア兩地より割き取つた面積よりも四分の一丈大きい。

一九一二年に於ける天津浦口鐵道の完成は山東の聖地に直接の交通を開いたのである。津浦鐵道は一週一回の急行列車を運轉するが故に甚だ便利なるも、旅客に對する文明的設備に至つては概目何等見る可きものがない。

昔マルコ、ポーロが孔子の故鄕を訪れたやうに、今も尙ほ孔子の生地の巡禮者が絕えない。支那の大官が通過する場合の外は、急行列車は曲阜驛に停車しない、同驛は濟南府の南方八十八哩の地に在る。併し曲阜驛は曲阜の市街より六哩の遠方に位し、兩地共多數の旅客を收容す可き設備を有しないのである。

鐵道開通後多年なるに拘らず、當地に於ては、旅客各自が寢具と食糧を携帶しなければならないし、客室は石の床であるし、且つ官憲の許可がなければ宿泊が出來ない、實に二十世紀に於ける拙々怪事である。

曲阜驛から同市街に通ずる道路は他では到底道路と稱す可からざる底のものである、沿道の住民は殆んど凡てが孔子の子孫又は緣者である乘物としては、彈機のない北京車や轎の類がある許りである。孔子の直系の子孫にして、現

在同族の首長が決して鐵道を曲阜街に近けてはならないと云ふ極端な規定をした、況んや自働車や人力車は當地に於ては夢想だもすることが出來ないのである。

曲阜市街には見物す可き許多の寺院があるが、其の他にも城外一哩許りの所に、壁を繞らした一公園があつて、其處には先哲賢人や其の子孫の墳墓がある。一般公園は其の第一門を通過することが出來ないのであるが、唯支那の官吏及び官憲の許可を得たる著名なる漫遊客のみが廓內の最奥にある綠色の墳墓や靈牌を見ることを許される。

乍併案內記の示す所では、門番を買收すれば其の中に入られるらしい。數百千年の間支那政府は年々官吏を派遣して、孔子の聖廟に供物を捧げしめたのであるが、事實は此の支那四億萬民衆尊崇の中心たる古廟には、學者の群り來るものもなければ、又巡禮者の群集も見出すことは出來ないのである。

濟南府から四十五哩の地に泰安府がある、之れは泰山登攀者の昇降驛である、泰山は二千四百年來の靈山である。觀光客は汽車を下ると、轎に乘り、六時間にして山頂に達する。下りは僅かに三時間であるが、山中にも、泰安府にも歐米人に適當な宿泊所がないから、寄行列車で歸途に就かなければならないのである。(New York Tribune. 4. June. 1919)

支那鷄卵の輸入

八千哩隔つた處と食料品の取引をすると言へば、大したことであるが、それが鷄卵だと聞いては全く驚くの外はない。最近三千五百箱の雞卵が、支那から晩香坡を經由して紐育に到着し、其處から又鐵道や汽船で各地へ運送された。

始めて紐育に到着した時、農務省の報告に依ると、此等の卵は非常に頑丈な箱に入れられてあつて、それは內地で輸出品に使用する箱と同じ位の厚みの松材である。そしてこの鷄卵箱の平均の正味重量が約四十「ポンド」ある。

支那卵は一般に褐色を呈し、平均して內地の卵より小さい。運送中に一箱に就いて十二乃至十八個の「ろうず」が生ずるそうである。又蠟燭の光で見ると、或るものは非常に收縮してゐることが判る。白色のものは、一般に軟弱であるが、割つて見ると水氣が多く、味もよく、黃味は存外しつかりしてゐる。卵の殼は米國產のより厚く、黃味の色も多少濃い方である。

比較した處、先づ一等の安物であるから、パン屋旅館その他一般家庭用として好適な品物の選出や、荷造りをしない前なら、飛きり上等品の時價より、少くも三仙方は安く賣買される。(一九一九年四月十四日紐育サン)

東洋に於ける貨物自働車の需要

支那に於ては、昔から都會のまはりに外敵の侵入を妨ぐ爲めに、高い石造の城郭を圍らすことが常であつた。然るに、近來政府はこれ等無用の城郭を破壞して、最近著しく使用されて來た自働車の交通に便する爲め、これ等不用の石材を道路改築の用に供するに至つた。

最近、支那に於ては、リパブリック製貨物自働車を使用

する向著しく增加し、熟練した運轉手や技手を得るに困難な此國に於ても、凡ゆる方面に可成の成績を擧げてゐる。支那がかゝる貨物自働車を使用するに至つたのも、矢張り凡ゆる近代の物質文明に於て、一日の長がある隣邦日本の例に倣つたことは事實である。リパブリック製は、日本に於て非常な好成績を收め、ミシカン州アルマに在るリパブリック工場に、日本からの注文が常に殺到するの好況を呈するに至つた。即ち、日本政府は、同會社の製品を信用して、種々の政府事業に使用し始めたのである。日本で最初に注文したのは遞信省で、郵便物の配達に使用して好評を博し、其後陸軍でもこれを採用し、今日運搬車を使用する政府事業で、自働車に代えないものはない有樣である。そして、種々の運搬車の中で自働車に及ぶ經濟的なものはないと云ふことを實險的に證明するに至つた。(四月二十日經育サン)

寄贈書目錄

誌名	寄贈者	號數
海外情報	偕行社	八號
通商公報	外務省通商局	六五三號
朝鮮及滿州	其社	六五八號
特許公報	特許局	一四七號
奉公	其會	三三〇號
青島ニ於ケル物價	青島守備軍民政部	三三一號
上海日本人雜穀肥料同業組合月報	上海日本人雜穀肥料同樣組合	二〇〇號
支那ニ於ケル英人對獨人	岡田英華	
月報	名古屋商業會議所	一四八號
滿蒙經濟時情	關東廳民政部	二二號
月報	青島實業協會	二〇號
實用新案公報	特許局	五六八號 五六九號
日本及日本人	政教社	七六五號
東洋經濟新報	其社	八六二號 八六三號
Helald of asia	ヘラルド社	二五號 二六號
月報	小樽商業會議所	一二七號
滿蒙研究公報	滿蒙研究會	四二號
法學論叢	京都法學會	三號
商標公報	特許局	四五一號
新着書	丸善株式會社	五〇號
地學雜誌	地學協會	三六九號
上海經濟時報	其社	七四號
岐阜商報	岐阜商業會議所	六七號
滿蒙經濟時報	關東廳民政部	二三號
日華公論	其社	二號
外事彙報	外務省	六號 七號
會報	熊本海外協會	九號
月報	奉天商業會議所	八一號
商工時報	其社	九號
貿易	其社	九回
山林彙報	農商務省山林局	九月號

事業界

中國銀行株主聯合總會の宣言

在京中國銀行株主等は此程株主聯合會を組織し第一回總會を開きて、其決議の結果を本月三日政府公報に表明したり。其文に曰く

本會は國家銀行の信用、全國の金融及株主資本の關係に因り已むを得ずして聯合す、玆に總會議決の結果、宗旨を標明して全國に告ぐること左の如し。

一、現行則例は南北統一せざる以前改修を議せず將來多數株主（商股）の同意あるに非ざれば亦普通法律の手續を用ひて此特許性質の則例を改修するを得ず。

二、株式增加問題は則例に照せば原六千萬元を以て定額となす但し本會は現在時局及營業方針に由り資本增加の必要なしと認む故に暫く株式增加せざることに議決す。

三、北京紙幣整理に關しては別に條件を訂定し董監事會責を負ふて之を實行す增株說の如きも亦北京紙幣を吸收し兌換準備の見地より胚胎するものなるが唯現下資本をして之が範圍を過騰せしむるを得ず必ず北京紙幣整理條件の嚴定するを俟て辦理すべきなり三ヶ月審査の上再び討議するものとす。

中國銀行株主聯合總會は北京紙幣整理辦法を議決す。

（甲）聞くに中行の北京紙幣及預金の大部分は交通部及各鐵道局に關係ある約千數百萬元を以て之を占む既に各銀行に於て現洋數百萬元を押用し居れり此北京紙幣は既に國庫收入に係り本政府貸付に對して發行せしなり唯部局は特別會計に屬するが故に甲を以て乙に抵當と爲すは情に於て兩全の道と爲すべからず即ち政府より交通部に飭令して現有北京紙幣の全部を中國銀行に交與せしむるを請ひ而して後中行と部局と妥商して年を分ち現金償還の法に依り以て平允を昭にすべし。

（乙）聞くに北京紙幣の現額は貯藏及流通共約三千萬元内外ありと部局貯藏の分を除て倘ほ一千數百萬を剩せり今之に對し短期債券一千萬元を發行し而して北京紙幣を以て之を購買するを准許されんことを欲す且つ本行の利益を以て擔保に充て中國銀行之が責に當り董監事會を責成し監察辦法を妥定せしめ以て信用を昭にすべし。

（丙）此外の餘數多からず或は所持債券を長期預金に改め或は現金を準備して回收を行ふ等凡て董監事會を責成し其辦法を妥籌せしむべし。

（丁）北京紙幣の發行數及貯藏數は半月每に北京行より政府公報に登載して之を公布す。

（戊）此後北京紙幣の發行額は漸次減少するに止め決して增多するを得ず本會に由り之を責成し董監事は隨時嚴重に之を監視す

（巳）此後中國銀行は再び政府に立替を爲すを得ず若し發見する時は本會は竭力阻止するを得

謀得利(樂器)有限公司營業成績

謀得利(Moutrie & Co,, Ltd) 定期株主總會は六月二十六日上海南京路第三號本店に於て開催せられ E. C. Pearce 氏始め總株數一千百十五株に對する株主代表者の出席あり、席上議長の試みたる演説の大要左の如し。

本年三月三十一日に終るべき昨年度の營業の報告並に勘定項目に就ては數日前諸氏の手許に廻附しあるを以て此には其大要に付き報告すべし、昨年度の我社の營業は頗る滿足に値すべき成績を示し即昨年中の純益は六萬七千一百弗六十八仙にして之に前年度の純益高一萬五千九百六十弗八十四仙を加へて合計八萬三千六十五弗五十二仙と成る今之を處分する事次の如し。

項目	金額
株主配當(一割の配當)	三萬八百四十弗
特別配當(一株ニ付一弗の配當)	六千百六十八弗
臨時配當(外國職員)	三千二百九十弗
積立金勘定	一萬弗
在庫品積立金勘定	三千弗
建物資金勘定	一萬四千弗
次年度へ繰越	一萬五千七百六十七弗五十二仙
計	八萬三千六十五弗五十二仙

以下各項に就き少しく説明すべし。

(イ)配當　昨年度營業の成績として普通配當一割の外特別配當として一株に付一弗の配當を爲す事を此に提議するものなり、本件は昨年總會の時説明したるが如く本社の營業も既に基礎堅く成績亦良好なるものあるを以て取締役の意見として右の配當を至當なりと思考したるなり。

(ロ)外國職員に對する配當　我社が外國にある職員に對し適當の時期に於て配當すべきことは諸氏も等しく贊成する所なるべく是等の職員は何れも我社の支店又は出張所にありて本社の業務執行に頗る盡力せる者なり。

(ハ)積立金勘定は若し諸氏にして承認あらば更に一萬弗を此勘定に加ふる事とし本積立金勘定は合計五萬弗となるべし。

(ニ)在庫品積立金勘定　目下入港船舶も相當あり運賃亦高率にあらざれども商品原價尙割高にして吾人が屢歐米供給者の忠告に依り諸種の物價並に原料品は引續き高かるべく特に一般金物相場は未だ引下げられざる狀態にありて原料の高率なる勞働問題の不安等の結果諸種の器具製品は尙著しく昂騰せるを以て本社取締役は是等の物品が將來に於て必ず下落すべしとの豫想に基き之が準備金として本積立金を設くる所以にして昨年度に於て三千弗を計上し合計三萬三千弗を有する次第なり。

(ホ)建物資金勘定　新に設けたる勘定項目にして一萬四千弗を計上せり、本社營業の成績の良好なりしと上海に於ける本社の急速の發達により遠からずして本社も營業建物を所有するに至るべく我社の改善も亦次第に擴張して行はるべく又地主は宏壯なる家屋の再建をなさんとしつゝありて取締役が本資金の積立を必要としたる所以にして又我社の工場の擴張も引續き行はるゝに至るべし、次に昨年度の繰越高は一萬五千七百六十七弗五十二仙にして前年度と同額なり。

(ヘ)爲替繰勘資金勘定　以上の外特に勘定項目に加ふるものなし、只南部支店の爲替損(海峽殖民地より墨銀勘定に換算の)として營業費勘定より控除されたる額九千六十八弗五十九仙にして其儘一萬五千弗の積立金を充當する事とせるものにして本年度の爲替率は三月三十一日に四志八片半、昨年同期は四志四片なりしなり、我社の工場勘定に在ては防火水道栓ホース及防火布窓戸防火扉等火災設備器具等を包含し四千百三十八弗六十六仙にして工場は租界外にあるを以て取締役の意見として出來得る丈けの防火設備を爲す方針なり、次に本社製品のピアノ及オルガンの需要は逐次大に増加し前年度に比し生産を超過せり我社製品の聲價甚だ好評にして之を輸入品に比し品質に於ても價格に於ても決して劣らざる優等品なりとの評あり又用材乾燥家屋の擴張は本社成功の一にして現在四季の氣候に變化せざる良質の製材を多く有せり、我營業の製作部の一般狀況は所謂謀得利式ピアノの完成にして多大の價値ある成功として地方主要音樂家の稱贊措く能はざる所なりピアノ及オルガンの製造は勿論我社の營業の主目的なり之が製造工場は租界外に在りて上海より數分間にして達すべく工場は近代的模範工場たるに背かずして技師住宅あり工場面積五畝あり我社製ピアノの輸出頗る増加したり只從來船舶の缺乏と銀塊相場の昂騰により大に制限せられたり。

(ト)償却勘定　本年我社は左の如く減價償却を行ひたり。

建物備品勘定償却　五千四百九十弗九十七仙

貸倒勘定償却　二千三百八十八弗四仙

前記貸倒勘定準備金に計上　五千四百八弗七十一仙

在庫商品は總支配人の檢閲により減價償却をなせり。

(チ)其他の勘定　現金勘定は三月三十一日現在四萬六千八百五十三弗五十八仙にして其他の負債勘定は昨年度は六萬六千六百六十四弗九仙なりしが本年は六萬九百二十五弗十一仙にして滿足に値する減少なり在庫品勘定は二萬一千六百五十七弗八仙に増加したり是は主として製材及製造材料の増加によれり云々。

以上の外別に株主側の質問なかりしを以て左の決議案の承認を見たり。

一、印刷に附したる報告書並に勘定項目の承認

二、E.C.Pearce 氏は同社取締役に重任の件

三、Lowe, Bringham & Mathew 氏は同社監査役に選擧當選

四、次期總會は一九二〇年六月乃至七月中に開催すべき事

日華紡績株式會社營業成績

昨年十二月より本年五月末に至る日華紡績株式會社第二回營業成績の梗概を掲げて當業者の參考に供せんとするものなり。

同社の株式合計二十萬株株主五百六十名にして本期間に於ける綿絲出來高一萬二千三百六十七梱餘織布製出高十六萬五千七百十五反餘にして玆に其槪況を記すべし。

(一)綿絲布商況　當期間初頭に於ては需要季の折柄とて荷

捌け好く相當の賣行を見たりしも舊五月近づくに及んで支那商人側は一般に手仕舞をなし新規商談皆無の姿にて市場閑散となり殊に金融界は例年の如く逼迫を告げ多少在荷の停滯を見るに至れり然れども舊正月後即二月上旬に至りて市場は再び氣配を盛返し商談進捗相當手合せあり爾來四月・下旬に至る迄は原棉相場漸落の歩調を辿りしにも拘らず市場常に品拂底の爲め相場久しく高値を維持し殊に現物賣買は最も手强き商況を呈したり、五月に入りては山東問題突發して民心緊張延ひて日貨排斥となり日本製綿絲布は遂に取引中止の厄に遇ひ一時人氣に頓挫を來したれども在支那人經營の會社製品は取引上何等制限を受けざる事となりたれば一部の思惑筋は七、八、九月の先物に向ひ盛に買付をなし近來稀なる盛況を示したり期末に及んで米棉の奔騰と三品の活躍に市場益熱狂して好況の裏に當期を經過せり今や日貨排斥熱は都鄙を通じ日増に高調し來れども幸にして未だ當社は期末迄營業上何等支障なきを得たり。

當期間の綿絲布現物高低相場を示せば左の如し。

種類	最高	最低
丹鳳十六手	一八二兩	一五四兩
十一封度粗布	五兩五錢	五兩一錢

(二)棉花商況　支那棉は昨年來豐作にて地方筋の手持相當潤澤なりしも農家賣惜みの爲め市場の出廻り兎角捗々しからず當期に入るも米棉の强硬に連れ市價常に高値を保ち久しく小高下大持合の姿なりしが三、四月頃に至り米棉印棉の漸落と日本筋の注文一時杜絕の爲め相場漸次低落して通州二十七兩南市二十五兩を唱へ五月に入りては米棉昂騰に氣配持直しの折柄綿絲界活躍先物手合せ旺盛の結果當地紡績筋の買注文起り相場俄然奔騰して遂に通州三十三兩南市三十一兩を示すに至れり期末に及びて日本筋に相當の買氣起り相場益手堅く强持合ひの儘當期を送れり。

當期間支那棉の高低相場を示せは左の如し。

種類	最高	最低
通州	三二兩	二六兩五錢
太倉	三一兩	二五兩
北市	二九兩五錢	二五兩二錢五分
南市	二九兩	二五兩
陝西一等	三三兩五錢	二七兩五錢
同　二等	三一兩	二五兩二錢五分
漢口	二八兩	二三兩

(三)其他雜件　職員社宅四棟新築費金四萬一千二百六十圓七十七錢銀換一萬八千二百五十七兩八錢八分並に濾過器購入代金六千五十五圓六十八錢銀換算二千七百八十七兩九錢六分を固定資產に編入し又第一工場混棉室增築工事は期末に落成せり又機械建物及原料製品に對する期末火災保險契約高左の如し。

金二十六萬圓	機械及建物
銀四十萬八千百兩	建物及仕掛物
銀三十一萬五千二百五十五兩	建物及器具
銀六十六萬七千兩	原料及製品

(四)貸借對照表

負債之部

一金一千萬圓	株金

一金一萬五千圓 法定積立金
一金一千五圓 未拂配當金
一金一百十萬圓 支拂手形
一金五十六萬六千六百九十五圓六十八錢 未拂金
一金四十九萬七千九百七十七圓七十四錢五厘 假預リ金
一金一萬一千八百八十五圓七十三錢 社宅勘定
一金四萬一千四百八十四圓二十七錢五厘 前期ヨリ繰越金
一金九十二萬八千二十三圓 當期利益金
計金 一千三百六萬二千七百十一圓四十三錢

資產之部

一金六百萬圓 拂込未濟株金
一金十一萬八百三十六圓十六錢 地所
一金九十九萬六千九百六十七圓六十一錢 建物
一金二百十三萬三千百六十八圓六十八錢 機械
一金六千二百五十四圓 器具
一金一百六十八萬二千七百九十三圓六十五錢 銀行當座預金
一金五十四萬三千十四圓三十六錢 受取手形
一金二十九萬一千八百七十四圓三十六錢 需用品
一金五千九百十四圓七十八錢 石炭
一金一百十二萬七千六百二十九圓二錢 原綿
一金二萬一千八百六十一圓四十錢 諸預ケ金
一金七萬五千九百五十八圓八十八錢 假拂金
一金五萬七千二百四十二圓八十五錢 綿絲仕掛物
一金四萬二千六百九十三圓九十錢 綿糸
一金五千三百四十二圓三十九錢 屑綿絲
一金五萬三千二百七十六圓五錢 織布仕掛物
一金六千七百二十四錢三十九錢 織布
一金四百十八圓九十一錢 現金
計金 一千三百十六萬二千七百一圓四十三錢

(五)損益計算書

收入之部

一金七百十萬七千九百五十八圓七十六錢七厘 製品賣上高
一金七萬八千一百五十四圓九十三錢 屑物賣上高
一金四萬九千四百十八圓二十九錢 次期へ繰越製品在高
一金五千三百四十二圓三十九錢 同上屑物在高
一金十一萬五百十八圓九十錢 同上工場仕掛物
一金九千二百五十二圓八十三錢 雜收入及雜品賣却代
計金 七百三十六萬六百四十六圓十錢七厘

支出之部

一金二十四萬一千三百四十六圓三十七錢 前期ヨリ繰越製品在高
一金二千一百五圓七十六錢 同上屑物在高
一金十六萬二千一百三十五圓三十六錢七厘 同上工場仕掛物
一金四百八十萬五千九十五圓九十三錢 原料消費高
一金一百二萬一千九百三十九圓六十八錢 諸經費
計金 六百四十三萬二千六百二十三圓十錢七厘
差引 金九十二萬八千二十三圓
內 一金二十萬圓
再差引 金七十二萬八千二十三圓

利益金處分

一金七十二萬八千二十三圓 當期純益金
一金四萬一千四百八十四圓二十七錢五厘 前期ヨリ繰越金
計金 七十六萬九千五百七圓二十七錢五厘
一金十五萬圓 法定積立金
一金五萬圓 役員賞與金
一金四十萬圓(一株ニ付金二圓年二割ノ割) 利益配當金
一金十六萬九千五百七圓二十七錢五厘 後期繰越金

拔柏葛魏公司營業成績

拔柏萬魏爾司有限公司（Babcock and Wilcox）の昨年度の營業利益は著しく增加し好成績を示す同社は上海四川路一〇三號に支店を有し水道鉛管の製造販賣汽罐其他パイプ電氣類の營業販賣を業とし倫敦に本店を有する英國人商社にして今本店の營業報告により參考の爲に其概況を此に掲ぐる事とせり。

本營業報告中同社純益金の減少は項目に涉りて減價償却を行ひたると貸倒勘定其他取立未濟勘定を整理したるに由るものにして會社の堅實を示すものなり即ち前年度に於て五十五萬五千五百七十四磅の利益に對し本年度は以上の諸科目を差引五十萬三千四百九十四磅にして前年度より少きこと五萬二千八十磅なり而して投資利益は八萬七百八十磅にして前年度同項目は五萬八千九百九十六磅なり而して過去十年間に於ける同社營業成績の比較は左の如し。

年次＼科目	製造利益	純益	積立金
一九〇七年	三一八、三六一磅	三〇九、七六九磅	一二五、〇〇〇磅
一九〇八年	三一一、〇四六	三〇一、六一五	一二五、〇〇〇
一九〇九年	三六五、七三三	三六〇、〇〇四	一二五、〇〇〇
一九一〇年	三六六、二四〇	三六二、三六〇	一二五、〇〇〇
一九一一年	三八七、〇二九	三七九、二二四	一三〇、〇〇〇
一九一二年	四三八、三〇〇	四二六、一四七	一五〇、〇〇〇
一九一三年	四五二、〇〇四	四四六、〇七三	一五〇、〇〇〇
一九一四年	三二一、〇一七	四〇二、九四七	一五〇、〇〇〇
一九一五年	四三四、二四六	三九六、五五一	一五〇、〇〇〇
一九一六年	五二一、九九一	四三八、三二三	一五〇、〇〇〇
一九一七年	五一八、六六四	四四四、五一三	一五〇、〇〇〇
一九一八年	五四一、八五四	四三八、九八六	一五〇、〇〇〇

年次＼科目	職員補助積立金	配當金	配當率
一九〇七年	—磅	一七二、〇〇〇磅	二〇%
一九〇八年	—	一七二、〇〇〇	二〇
一九〇九年	一〇、〇〇〇	二〇五、二〇〇	二四
一九一〇年	一〇、〇〇〇	二二一、八〇〇	二六
一九一一年	一〇、〇〇〇	二三八、四〇〇	二八
一九一二年	一〇、〇〇〇	二七一、六〇〇	一六
一九一三年	一〇、〇〇〇	二七六、二五二	一六
一九一四年	一〇、〇〇〇	二四七、二九〇	一四
一九一五年	一〇、〇〇〇	二六二、九一八	一五
一九一六年	一〇、〇〇〇	二六三、九五三	一五
一九一七年	一〇、〇〇〇	二六三、九五三	一五
一九一八年	一〇、〇〇〇	二六三、九五三	一五

昨年度の營業成績に於て積立金及職員積立金額は前年度と同額にして又普通株主配當も前年と同額一割五歩總額二十六萬三千九百五十三磅にして所得税免除額の限度なり又西班牙に於ける同社の營業狀態も頗る有利にして今後益同社の事業の有望なるを示しつゝありと。

支那時事

新國會の開閉

北京新國會通常會々期は、八月三十日を以て終了、閉院式を擧げたるが、越へて十一日、九月十日を以て再び臨時會を召集せり。名目は八年度豫算案議決のためとし、右議決後は直ちに閉會すべく、會期は約一ヶ月なるべしといへり。

關稅金額引渡決定

九月一日午後北京公使團會議を開き、關稅剩餘金二百五十萬兩を支那政府に交附する件を附議し、改めて支那政府より正式に交涉あり次第之を承諾することに確定せり。

西藏問題の新局面

西藏問題に關する英支兩國の交涉は、其後中止の狀態に在るが、支那は藏支休戰條約の効力を今後半年間（明年四月十五日迄）延期し、以て徐ろに商議を進めんことを英國公使ヂョルダン氏に提議せり。是れ西藏問題の新局面なり。

商標侵害抗議

近來支那商人の日本商標侵害事件續出し、日本商人の損害少なからざるにつき駐支小幡公使はさきに再三支那政府に抗議を申込み居りしが効なきを以て、九月上旬公文書を以て速かに商標條例を制定し、他國の商標を侵害する者を取締られたき旨抗議したり。

駐日公使任命

九月三日大總統令を以て劉鏡人氏を駐日公使に任命する旨發表せられたり。前號「支那半月史」に八月二十八日任命の如く記載せしは誤まりなり。

邦人殺傷抗議

小幡公使は九月三日外交部に陳外交總長代理を訪問し、天津に於ける學生團騷擾のため日本人二名を負傷せしめたる事件に就き抗議を提出し、今後居留民の安全を保障するため支那政府は如何なる方法を執るや、學生團の騷擾の背後には敎唆者ありてその企圖深し、若し更に騷擾勃發せんか之を收拾すること難く、日本居留民の生命財產を保護する能はざるを恐る、支那政府は宜しく根本的にこれが對策を定め、本公使をして本國政府に的確なる報告を發するに便せしめよと嚴談せるに、陳代理總長は、支那政府は既に天津に於て嚴重に學生暴動を取締り、善後方法を策し居る外各省に通電して事前に防止するやう訓令し、特に右に關する報告及び命令は、電報局をして敏速に取扱はしめ、事件勃發の際遺憾なきを期し、又各鐵道には代表團又は請願團と稱する二十人以上の團體を輸送することを禁じ、更に

必要の場合には戒厳令を宣布して強硬に取締る手配りも整ひ居り、支那政府に於ては確かに秩序を維持し得べしと信じ居れば之を諒せられたしと回答したり。

米支懲業銀行

國務院參議徐恩元氏は、親米派の錚々たる一人なるが、今回歐米に於ける戰後經濟調査のため出游の途に上るべしとの事なるが、ソハ名目にて實は豫ねて計畫中の米支合辨懲業銀行の設立準備進涉せるを以て、米國資本家と協議のため渡米するものなりと。同銀行は徐氏歸支後遲くも本年内には設立さるべく、徐氏はその副總裁たるべしといふ。

米支貴州借款說

支那政府と華僑實業公司との間に、米貨五百萬弗の借款契約締結されたる旨、九月上旬頃東京に於て噂ありたるが右は華僑實業公司代表趙士覲氏と、貴州省政府代表王伯群氏との間に締結されたる地方借款なること判明せり。その假契約文左の如し。

貴州省政府は本省に於ける實業振興、交通開闢及び善後辦理のために特に代表を派し華僑實業公司に向ひ米貨五百萬弗を商借すその條件次の如し。

(一)借款額　米貨五百萬弗、毎百弗につき手取九十六弗、本契約調印後二ヶ月目より四期に分ち上海に於て交附す

(二)利息　年六分、交附の翌日より起算し毎年十二月末日に以て交附す。

(三)償還期　二十年、全部交附を終りたる翌日より起算す。

(四)償還方法　八年据置、第九年目より起し毎年十二月中に於て原本十二分の一宛を年賦償還す、但し貴州省政府に於て期限前に於て原本を償還せんと欲せば六ヶ月前に華僑實業公司に豫告すべきものとす。

(五)擔保　貴州省銅仁縣鑛山全部を以て抵と作す。

(六)特種條件　次の三項に分つ

(甲)貴州省政府もし期限を逾ゆるも償還する能はざる時は擔保品に對して自由處分の權ありもし擔保品にて償却に足らざる場合には華僑實業公司は貴州省政府に向ひ該省内の鑛山にして未だ立案開採を經ざるものを塡補として要求するを得。

(乙)華僑實業公司は貴州省政府に呈請しその貴州省城及び通商口岸に在りて電車水道電燈事業を建設するの優先權を准許さる但しすでに公司を設けて事業に着手せるものはこの限りにあらす。

(丙)貴州省政府にして商埠を開闢し碼頭を修築し航業を興辦せんと欲するときは華僑實業公司はその投資の優先權を有す。

(七)華僑實業公司が前條の權利を執行の時はまさに鑛章稅則に照して辦理すべし。

右の報道に據れば貴州省政府は、該省財政救濟のため、海外在留支那人の經營せる華僑實業公司なるものより米貨

五百萬弗借入れの契約を結べるもの丶如し。米貨を以てせるより見れば所謂華僑とは北米又は布哇あたりのそれなるべきが、背後に米國資本家あるは疑ひなきもの丶如し。省を代表せる王伯群氏は、貴州軍界の實力者たる師長王文華氏の實兄にして今は和平代表として上海に在り、久しく省長たらん野心を抱き居れりとのことなれば、本借款の如きも表面實業振興を名とし居るも、實は王氏の運動費となるにあらずやとの說あり。又契約文中に謂ふ所の通商口岸、商埠又は碼頭云々は、沿海線なき貴州省に在りて不似合の觀なきにあらざるも、該省は山間に位置するも隣省なる四川湖南廣西雲南に於ける諸江流の分水嶺を成し、該省より四方に向つて流出する河川中にて重慶方面に於けるものは綦江を經て松坎まで河舟を通じ、湖南方面は沅江の上流なる思州鎭遠まで舟楫の便あり、廣西方面に在りては西江の上游なる梧州、潯州を經て柳州までは汽船を通ずべく、普通の河舟は更にその上流なる古州に至るべし、かくの如く舟楫の便意外に開け居れば、水路利用の計畫は以前より貴州官民の間にこれありし所なり、されば將來通商市場を開設するの希望現貴州省政府にもあるものならんか。兎に角米國が華僑實業公司を通じてかくの如き重要なる林鑛借款を締結したるは注目に値ひすべし、尤も北京政府側にては之を絶對に否認し居れりと傳ふ。

滿蒙除外と米國

對支新借款團組織に關し、帝國政府が滿蒙除外の條件附參加回答を發せしことは既報の如くなるが、米國政府は之に對し、九月上旬國務卿ランシング氏の名を以て、滿蒙除外を承認する能はざる理由を詳述せる回答を送附し來れりと。但し此報道は確實性を欠き、山東還附條件確認要請說と混同せるものなりといふものあり。

山東言質確認要求說

滿蒙除外通告に對する米國の回答到着說當局の否認に遭ひ、代りて生ぜしものは即ち此說なり。米國政府は山東問題に關する上院の形勢に鑑がみ、帝國政府に對し、講和會議當時我が全權牧野男と米國大統領ウイルソン氏との間に內議諒解を遂げたる山東還附條件の確認を與へられたき旨九月上旬を以て要請し來れり。此報道は我が外務當局に於ても否認せざるところにして、唯だ回答を與ふべき筋合にあらずとの言を以て一時を糊塗しつ丶ありしが、九月九日の外交調査會は、終に此上の聲明等の必要なしといふに決したりといふ。

龔內閣の動搖

九月上旬、龔心湛內閣は安福倶樂部の態度に依りて稍々動搖の狀を呈したり。コハ龔代理總理が安福倶樂部を利用しながら同部の要求條件を履行せざりしがためにして、例により周樹模、李盛鐸、田文烈、朱深、靳雲鵬諸氏の下馬評盛んなりしが、龔氏は頑然嚙りつき主義を固執したるため物にならず、有耶無耶の間に鎭定したり。

軍政府の王總代表拒否

北方總代表王揖唐氏に對する反對は、終に南方一致の輿論となり、初め湖南軍の趙恒惕、林修梅譚延闓諸氏の唱道に發し、陸榮廷派の壓迫に怏よからざる政學會之に附し、唐繼堯氏亦動くに至つて流石の陸榮廷氏も如何ともする能はず、遂に王揖唐拒否を聲明するに至れり。九月五日軍政府は北京政府に宛て次の如く打電したるが、これ南方の決定的表示なり。曰く

北京徐菊人先生龔仙舟先生鑒、文電を接誦す王揖唐を委任して全權總代表となし吳君鼎昌王君克敏施君愚方君樞汪君有齡劉君恩格李君國珍江君紹杰徐君佛蘇等と偕同し期を剋して滬に莅ましむ希くばたゞちに尊處派する所の各代表に知照し一切の接洽せしめられんことを等の因、査するに和議の停頓玆に四月なり日に遷延を益すは國の福にあらず公等の和平を希望し續議を主持する凡そ血氣あるもの孰れか心を傾けざらん惟だ是れ總代表はたゞに一方面の意思を代表するのみにあらず必らず須らく各方面の信仰を得て一切の障礙を去るべく乃ち能く任に勝へて愉快ならん今王君揖唐の歷史及び現在處る所の地位の和議に益あるや否やは國人均しく能く之を道ふ現に西南以外の各團體函電紛馳し拒絕を請願するの案牘尺に盈ち共に見共に聞く即ち衡州吳師長等の通電の如き痛哭陳詞實に國民の心理を代表す西南の私に出づと謂ふは恐らくは平情の論に非ざらん共和政體は主權民國に在り人皆不可と曰ひ而して必らず人の惡む所を好しとし一手を以て天下の耳目を掩蓋す是れ全國國民の公意に違反せざるや否や

年來對外の諸密約劌心怵目外交の失敗孰れか其因を造る國人の大聲叱呼する所の者は何事ぞ而して王君の素と恃んで後援と爲す者は安くに在る之を途人に質すも又焉んぞ能く信せん且つ此次の戰事は壞法に始まる癥結の在る所盡人皆知る則ち王君地位の關係を以て而して能く拘攣に擺脫し象外に超然たりと謂はゞ三尺の童子もその誣を知らん矣而して公等明かに之を知り而してことさらに之を使ふ和平の誠意ありや否や煊等は人に對して愛惜の見の存するあるに非ず誠に國際聯盟瞬くまに將さに開會せられんとし國內の統一時遲かるべからざるを以て利、和に在り而して速和を利とす今王君を以て總代表と爲す則ち期する所の者すでに適々その反を得たり此の謀和の必らず結果無かるべきを明知し而して必らず敷衍曲就し從容開議するは貌合神離の擧にして時日を曠しうして國人を欺罔するなり此れ則ち煊等の敢へて罪を全國に得ざる所也尙ほ望むらくは公等民意を重んずるがために適宜の人を遴派し之をして總代表に充てしめ和議を促成せば則ち國家幸甚謹んで悃愊を抒べ敬言を立候す岑春煊伍廷芳陸榮廷唐繼堯孫文林葆懌五日

政務會議は同日上海なる和平會議辦事處に宛て、右電文を轉電する所ありたり。

八年公債條例公布

北京政府の財政困難は今や極點に達し、毎月收入不足四五百萬元に達し、軍隊も給料不渡りのため何時暴動勃發するやも圖りがたき形勢を呈し來りたるを以て、龔代理總理は舊四國銀團(日英露佛)に對し二千四百萬元の借款を申込み、露國公使始め賛成の意嚮有力なるが、政府は別にさきに國會にて承諾を得たる内債を募集して焦眉の急を救ふべく、九月七日附教令第十九號を以て民國八年公債條例公布せられたり。即ち左の如し。

第一條　政府は預算の不足を補助せんがために起見し公債を募集し二億萬圓を以て額と爲し定名して民國八年公債と曰ふ

此項の公債は暫らく先づ五千萬圓を發行す

第二條　此項公債の利率は定めて按年七釐と爲す

第三條　此項の公債は毎年二月二十八日八月三十一日を以て利息給付の期と爲す

第四條　此項の公債は發行の日より起し五年以內は祇だ利息を付し第六年より起し抽籤法を用ひ毎年債額總數の十五分の一を償還し第二十年に至り止と爲し全數を償淸す

前項の抽籤は毎年八月底に於て北京に在つて執行すその抽籤の辦法は別に部令を以て之を定む

第五條　此項の公債は國家の田賦收入を以て擔保とし毎月別に財政部より專款を籌備し指定の銀行に撥交して永遠に存儲し本息備付の資金と爲す。

第六條　此項の公債は票面に按照し百圓毎に九十圓を實收す

第七條　此項の公債は概して記名せずその記名を請求する者あらば亦照辦すべし

第八條　此項公債の票額は定めて五種と爲す左の如し

(一)一萬圓　(二)千圓　(三)百圓　(四)十圓　(五)五圓

第九條　此項公債の債票及び息票は償本付息の日より起し海關税を除く外、用ひて以て一切の租税を完納し及び其他各種現款の用に代ふることを得

第十條　此項の公債は隨意に賣買抵押することを得其他公務上須らく保證金を交納すべき時擔保品と爲すことを得

第十一條　此項の公債を經理する人員が此項の債票に對しもし信用を損毀するの行爲あらば妨害內債信用懲罰令に依照し分別懲罰す

第十二條　此項の公債は還本付息十五日以前に屆る毎に財政部より大總統に呈請し審計院審計官二員を特派して債款の帳目を稽査し並びに還本付息の款を檢驗し抽籤還本の時に屆る毎に亦審計院審計官より財政部長官を會同し一切を監理す。

第十三條　此項公債の債票經售及び還本付息は中國交通總分各行及び財政機關及び政府委託の各官署銀行、殷實商號より分別辦理す。

第十四條　本條例は公布の日より施行す

寛城子事件交渉開始

寛城子事件に關する調査は、其後着々進捗し、北京奉天長春吉林の四地にて交渉を開始することゝなり、北京にては九月八日小幡公使は西田通譯官を帶同し、午後四時半外交部を訪ひ、外交總長代理陳籙氏と會見、左の要求案を提出し、口頭を以てその趣旨を敷衍せり。

（第一）　七月二十二日の大總統命令寫しを外交部より日本公使に交附し遺憾の意を表示すること

（第二）　張東三省巡閲使より奉天日本總領事に對して陳謝の意を表すること

（第三）　張東三省巡閲使は軍の責任者を處罰しその結果を日本總領事に通告すること

（第四）事件に參加せし警察官及びその指揮者を處罰すること

（第五）　吉林省の各官廳軍隊警察に向ひ日本及び朝鮮人に對し敬意を以て待遇し再び衝突を生せざるやう嚴重訓令すること（吉林軍隊の規律を嚴重にすることを含む）

（第六）　死者の遺族に救恤金を、負傷者に慰藉料を給すること

北京にて交渉さるべきは第一條一ヶ條にて、他は奉天吉林長春に於て交渉さるべし。日本の要求條件は六ヶ條共頗る穩健にて、何等事件のメリット以上のものを含まざるを以て、交渉の前途は頗る順調なるべしと觀測せらる。支那側は九日國務會議を開き、その結果を東三省巡閲使張作霖、吉林督軍鮑貴卿兩氏に打電し、その意見を徵したるが、第一條は支那政府に取りさして難事に非ざりしを以て、十六日我が公使館に七月二十二日大總統令の寫しを送附し、遺憾の意を表示し、第一條はこれにて實行を見たり尙ほ奉天に於ける交渉も十八日我が赤塚總領事と張東三省巡閲使との間に開始されたり。

徐總統の借欵團意見

米國公使ラインシュ氏は、新借款團に關する意見書を徐總統に送り、歸國前に支那政府の意見を質し報告に便せんことを希望し居りしが、徐總統は最近非公式に書面を以て左の如き回答書を米國公使に致せりと。

支那官民多數の意嚮は、新銀行團の主義に對し、極端なる反對を表せざれども、新銀行團が政治借款のみならず經濟借款をも壟斷せんとするは最も危險なりとの疑惑を有す。此の疑惑は純然たる自働的のものにして、他人の使嗾を受けたるものにあらず。更に條件が苛酷ならざるか、利息が高きに失せざるか抵當品が一の擔保物件として設定せらるゝのみならず、他國の監督又は管理を受くるが如きことなきか、此等の諸點も憂慮せらるゝところにして、主權を尊重する支那多數の有力者が俄かに新銀行團に贊同する能はざる所以もこゝに在るなり。

對墺條約調印

對墺講和條約中支那に關する五ヶ條が、墺國に依りて修

正せられ、支那にして之に調印せんか、將來對獨條約調印或は對獨單獨講和の際、影響を蒙るべく、さりとて對墺條約に調印せざらんか、國際聯盟に加入するを得ざるべく、進退兩難の境に陷りしことは既報せし如くなるが、其後墺國に於て修正案を撤回し、無事調印のことゝなりしを以て九月十日サンジエルマンに依て他列國と同じく調印を了したり。署名者は陸徵祥氏なりき。支那は對墺條約調印に依りて國際聯盟加入の確保を得、得意の狀蔽ふべからざるものあり、全權王正廷氏は紐育タイムス巴里特派員に對し語りて曰く

對墺條約調印は、山東問題に關し紛擾起りし當時より支那の豫定方針なり、かくして支那は、山東問題に關して何等讓歩するところなくして國際聯盟に加入し、一切の權利を享受し得ることゝなれり。山東問題に關し、支那はロッヂ氏一派、否共和黨全部の同情を得つゝあれば充分に効果を收め得べし。

大正四年の日支協約及び大正七年のそれの無効を、國際聯盟に訴ふることは支那の宿志にして、今や對墺條約調印に依り此の宿志を遂げ得べしとするなり。而して此の時に當り、十三日北京發、日本經由十九日横濱發歸米したる駐支米國公使ラインシユ博士は、歸國後國際聯盟に關する支那の顧問として華盛頓に常駐すべしと傳へられ、公使の後任は現に國務省のデイヴイジヨン●オヴ●フアーイースタンアフエヤースの長にして、講和會議に米國全權隨員とし、ランシング國務卿と相呼應して支那を支持したるウイリアムス氏なりと傳へらる。來る十一月を以て華盛頓に開かるべき國際聯盟初會議が、日支兩國の間に新なる紛糾を將來すべきを豫想するは、斷じて杞憂にあらず。

王揖唐氏の南下

北方總代表王揖唐氏は、廣東軍政府の拒斥打電ありしに拘はらず、愈々南下の決心をなし、腹心の秘書賈士毅氏を先發上海に入らしめ、奔走大いに努め、おのれは保定に曹錕氏を訪ひ、呉佩孚氏の反對を緩和せんことを依頼せし後九月十一日午後十時、特別列車にて奉天に向ひ、十二日奉天着、張巡閱使と會見して意見の交換をなし、同夜奉天發途中北戴河に立寄り（朱啓鈐氏と會見のためか）十四日午前十時天津着、倪嗣冲曹銳氏等を訪問の後、北京より下津せる代表王克敏李國珍方樞江紹杰氏等と共に午後三時發南下濟南にて山東督軍張樹元氏と會見の上十七日午後二時南京に十九日朝上海に到着せり。氏は十一日北京出發に際し通電して曰く

和會中輟して茲に四月なり擧國治を望むこと渴の欲に於けるが如く饑の食に於けるが如く電郵交々促がし日としてこれなきはなし我が平和を酷愛するの元首及び我が和平に熱心なる全體執政者之を擇ぶこと既に愼しみ且つ久しうして乃ち揖唐を以て乏しきを總代表の一席に承け並びに畀ふるに全權を以てす我が國務總理且つ元首の特命を受け親しく全權證書を齎らし揖唐の私第に臨みて之を手授す凡そ此れ蓋し將さに以て眞正永久の和平を謀らん

とする也揖唐良心上の責備を以て惟だ以て國人の望を墜かしむるなきを恐る明かにその重任なるを知ると雖も一肩を以て之を承けざるを得ず行、日あり矣揖唐敢へて正さに我が國の父老昆弟の前に告げて曰く揖唐何人ぞ蓋し國民中國家を愛し法律を愛し眞正永久の和平を愛するの一人也苟しくも國家を愛せず法律を愛せず惟だ私利是れ爭ひ和平の梗を爲す者あらば吾友に屬すと雖も之を敵視せん矣苟しくも國家を愛し法律を愛し一に誠意を以て眞正永久の和平を謀る者は朝に吾が敵と雖も夕べには吾が至親の好友と爲るべし今國內の內爭は已に兩稔を逾へ不和亦甚し矣揖唐竊かに所爲へらく不和は實に不平に根ざせりと古人云はず乎凡そ物その平を得ざれば則ち鳴ると國家を有つもの誠に能く全國の國民をして之を軌物に納れ全國の人才をして平流並進せしめ以て其國の富强を圖らしめば亦何ぞ太だ和せざるを患へんや若し不幸にして不平の故を以て而して不和を招き內爭やむことなくんば國貧にして且つ弱く亡ぶること日無からん矣我が最親愛の國民はもし木石に非ずんばまさに最後最捷の覺悟あるべき也夫れ揖唐の智勇才辯一も自信に堪ゆる者なし今この責任を肩ひ自から恃んで以て全國の人士と相周旋する者は惟だ一誠の字耳亦願くば我が全國人士の揖唐と相周旋する者その誠意擧げて揖唐に讓らざらんことを則ち國家法律上の眞正永久の和平之を一旦に期し難からざらん矣經訓言あり「上帝臨汝無貳汝心」と揖唐今去らん矣至誠の心以て國家法律上の眞正永久の和平を謀らん謹んで掬誠自から誓ふ此に渝る者あらば上帝之を鑒せよ王揖唐十一日。

王揖唐氏の南下は、北方として騎虎の勢やむを得ざるものありし以外、別に對策のあるなり、即ち王氏は軍政府の拒斥打電を以て岑春煊、唐繼堯二氏及び政學會系の意思表示と看做し、自己に對する反對も結局は緩和さるべきものなりと見定めたること、南下決定の一原因にしてさて愈々南下の後、南方派にして王氏を忌避し、和議を開くに同意せずんば、和議破壞の責を南方に負はしめ、場合に依りては北方讓步の最大限度たる新國會解散を宣言し、北方はかく迄讓步の用意あるに南方に於て商議を肯んせざりしは謀和の誠意無き證據なりとて南方を攻擊し、全然南方を窮地に陷るゝことも出來得るなり。南方派の之に對する處置如何は、蓋し近來の見物なるべし、一說に據れば王氏と唐紹儀氏との間には妥協條件十二條成立し居れりとの事なれど眞僞は固より詳かならず。

應急借欵の懇請

前述せる如く北京政府の財政困難は今や極點に達し、最早や何とも工面つかざるを以て、龔代理總理は九月九日舊四國團代表と會見し、應急借款二千四百萬元の貸與を懇請する所あり、日英佛三國政府は右に關し折角研究中なるが、露國駐支公使クダシェフ氏は熱心なる贊助論を唱へつゝあり。米國は舊銀團と關係なきも、目下新借款團組織の交涉日英米佛四國の間に行はれつゝあるを以て、若し應急借款成

立のことあらば米國もそれに加入することゝなるべしと。

對獨墺戰爭終了布告

九月十五日大總統布告を以て對獨戰爭狀態終了を布告せり、大要左の如し。

我が中華民國が六年八月十四日獨逸に宣戰せし趣旨は人道を維持し戰禍を阻壓し平和を促進するに在りたれば宣戰以來我が國は一切聯合國と同一の態度を執りたり今や歐州戰爭終了し對獨平和條約は各國全權委員に依り本年六月二十八日巴里に於て調印され對獨戰爭狀態は三十日より終れり我が國は山東問題に關する三ヶ條に對し贊同する能はざりしため調印を拒絕せしが其他の條項に對しては聯合國と終始一致承認せり故に各國の對獨戰事狀態旣に終れるに對し我が國も聯合國の一員として獨逸に對する地位は當然相同じ玆に國務會議の決議を經中華民國の獨逸に對する戰時狀態を一律終止することを宣言す。

支那は對獨條約に調印せず、又獨逸との間に單獨講和條約をも成立せしめ居らず、右の布告が對外的に何等の効果なきは勿論なり。越へて三日、十八日大總統布告にて對墺戰事終了を布告せり、コハ對墺條約調印を了せるが故に有効なり。(八・九・二〇)

内治外交

●**共和恢復紀念日**　九月一日大總統令、國軍の共和恢復紀念は旣に國會の議決を經、七月三日を以て紀念日と爲すその命令を以て公布せる七月十五日の紀念日はまさに即ち廢止すべし玆に之を公布す此に令す。(八・九・三、上海時事新報)

●**李純に勳一位**　九月六日大總統令、李純に晉授するに勳一位を以てす此に令す。(八・九・八、上海時事新報)

●**縣自治法公布**　九月七日大總統令、國會縣自治法を議決せり本大總統約法第三十條に依り之を公布す此に令す。(八・九・九、上海時事新報)

●**西南拒王の經過**　南方此次堅決拒王の經過情狀亦頗る言ふべきものあり玆に要を撮んで讀者のために之を告ぐ唐繼堯は本と王揖唐に對して反對を主張す惟だ別に附帶聲明あり謂ふもし西南の多數が認めて須らく速かに開議すべしとなさば則ち須らく種々の先決條件あるべしとその本意は實に拒王に在り陸武鳴の意見の遲々として未だ發表せざる所以の者は先づ北方の王を派せる眞相を考察し然る後始めて能く贊否を決せんと欲するなり故に上月下旬に至り始めて反對を表示するに決心し曾はち東海徐世昌に電して勸告すること一次並びに軍政府に向つて反對の意を陳述せり而して莫榮新譚浩明等亦之に隨つて通電し拒王を主張せり四川貴州湖南に至つては亦先後反對を表示し軍政府は西南各省に電して意見を徵求せしより後上月末に至り西南全部拒王の意思乃ち大いに明かなるや伍林兩總裁は遂に二日に於て先づ個人の名義を以て京に電し拒王の意見を表示

し四日に至りて又政務會議を開き軍政府の名義を以て正式に拒王の電を發出するに決せりその拒王の方法は聞く少數人主張す先づ外交條件を提出し王の能く承受するや否やを視て迎拒の標準となすべしと而して多數人均しく然りとなさず所爲へらく王まさに拒むべくんば則ち逕ちに之を拒むべし若し明かに承受する能はざるの條件を以て故意に提出し以て之を難ずるは未だ偏重なるを免かれず手段亦甚だ公明ならず夫れ王の總代表たるに堪へざる理由甚だ多し他は具論せず即ち專ぱら王が新國會議長たるの一端に就いて論ずるも即ち據りて和議總代表を擔任する能はざるの理由となすべしと此說頗る多數の贊同を獲當即北方に要求するに別に他人に易ゆるを以てするに決定せるなり外間南方將さに先づ外交條件を提しもし承認すべくんば仍ほ王と開議するに妨げずと傳ふる者は實に不確に屬す。(八・九・一〇日、晨報)

●和局最近の形勢　去歲和議問題發生してより以來南北當局者は彼此表面上猶ほ是れ鋪張揚厲堅く相下らずと雖も實際は則ち已に各々その縱橫捭闔の能事を極め行人僕々信誓旦々所謂中法威信の保持と護法精神の貫徹とを擧げて之を九霄天外に付せり矣顧みるに使者の往還代表の會議皆徒りに試驗を經て終に要領を得ず外間に在つて觀察するに毎に以爲へらく南北の實力派が一切を壟斷せるなりと知らずや是れ實力派壟斷の結果に非ず乃ち南北當局者の其術を善用せず徒らに各方面の謂はれなきの敷衍を爲し適々以て一般投機者の野心を啓けるを是に於て自から第三者に居るもの賣空買空南北當局者の間に奔走し謬つて献ずる所あり某君余に告ぐ此より前和議未だ開けざる時唐少川嘗つて密電を以て元首に致せるが其中「民國以來政變相尋げるは皆政僧文匪習うて標榜揣摩の風を爲し居奇壟斷第三者の地位に假託して以て權利を獵取するに由る」等の語あり然らば則ち南北今日の和議杭揑の境に陷る者は固より實力派の壟斷を待たずその居奇壟斷する者は殆んど別に人あるなり此中變遷の故は頗る吾人の尋繹に耐ゆ衡るに和局最近の形勢を以てすれば益々その槪を知るべし矣和局に關し吾人のまさに注意すべき者は大別左の如し。

第一　西南各派の態度

言を與して此に及び吾人は民國の前途に於て實に悲觀に勝へず蓋し西南の黨人は固より護法の主義を以て相號召する者にして廼ちその內容を叩けば則ち護法を云爲し絕へて一種營業の招牌に類す鋪戶旣に此の招牌を懸く自づからその開市大吉と所謂一本萬利の目的を達せんことを求めざる能はず苟しくも虧耗過鉅なるに非ざれば決して輕ろしく收盤に肯んせざるべき也論者輒もすれば南北內部意見紛岐を以て言と爲す然れども北方各派は比較的尙ほ以て一氣呵成なるべし西南各派に至りてはその複雜の情形は若し鍵かに同床各夢を以て之を槪するも猶ほ未だ窮め盡せりと爲さず今姑らく西南一般人の心目中認定する所の者に就き分析して三と爲す。

(甲)完全民黨派

此派の領袖を二孫(孫文孫洪伊)と爲すその實力の及ぶ所は四川の民軍と廣東軍及び海軍の一部と爲しその主

立のことあらば米國もそれに加入することゝなるべしと。

對獨墺戰爭終了布告

九月十五日大總統布告を以て對獨戰爭狀態終了を布告せり、大要左の如し。

我が中華民國が六年八月十四日獨逸に宣戰せし趣旨は人道を維持し戰禍を阻壓し平和を促進するに在りたれば宣戰以來我が國は一切聯合國と同一の態度を執りたり今や歐州戰爭終了し對獨平和條約は各國全權委員に依り本年六月二十八日巴里に於て調印され對獨戰爭狀態は三十日より終れり我が國は山東問題に關する三ヶ條に對し贊同する能はざりしため調印を拒絕せしが其他の條項に對しては聯合國と終始一致承認せり故に各國の對獨戰事狀態既に終れるに對し我が國も聯合國の一員として獨逸に對する地位は當然相同じ茲に國務會議の決議を經中華民國の獨逸に對する戰時狀態を一律終止することを宣言す。

支那は對獨條約に調印せず、又獨逸との間に單獨講和條約をも成立せしめ居らず、右の布告が對外的に何等の効果なきは勿論なり。越へて三日、十八日大總統布告にて對墺戰事終了を布告せり、コハ對墺條約調印を了せるが故に有効なり。(八・九・二〇)

内治外交

●**共和恢復紀念日**　九月一日大總統令、國軍の共和恢復紀念は既に國會の議決を經、七月三日を以て紀念日と爲すその命令を以て公布せる七月十五日の紀念日はまさに即ち廢止すべし茲に之を公布す此に令す。(八・九・三、上海時事新報)

●**李純に勳一位**　九月六日大總統令、李純に晉授するに勳一位を以てす此に令す。(八・九・八、上海時事新報)

●**縣自治法公布**　九月七日大總統令、國會縣自治法を議決せり本大總統約法第三十條に依り之を公布す此に令す。(八・九・九、上海時事新報)

●**西南拒王の經過**　南方此次堅決拒王の經過情狀亦頗る言ふべきものあり茲に要を撮んで讀者のために之を告ぐ唐繼堯は本と王揖唐に對して反對を主張す惟だ別に附帶聲明あり謂ふもし西南の多數が認めて須らく速かに開議すべしとなさば則ち須らく種々の先決條件あるべしとその本意は實に拒王に在り陸武鳴の意見の遲々として未だ發表せざる所以の者は先づ北方の王を派せる眞相を考察し然る後始めて能く贊否を決せんと欲するなり故に上月下旬に至りて始めて反對を表示するに決心し曾はち東海徐世昌に電して勸告すること一次並びに軍政府に向つて反對の意を陳述せり而して莫榮新譚浩明等亦之に隨つて通電し拒王を主張せり四川貴州湖南に至つては亦先後反對を表示し軍政府は西南各省に電して意見を徵求せしより後上月末に至り西南全部拒王の意思乃ち大いに明かなるや伍林兩總裁は遂に二日に於て先づ個人の名義を以て京に電し拒王の意見を表示

し四日に至りて又政務會議を開き軍政府の名義を以て正式に拒王の電を發出するに決せりその拒王の方法は聞く少數人主張す先づ外交條件を提出し王の能く承受するや否やを視て迎拒の標準となすべしと而して多數人均しく然りとなさず所爲へらく王まさに拒むべくんば則ち逕ちに之を拒むべし若し明かに承受する能はざるの條件を以て故意に提出し以て之を難ずるは未だ偏重なるを免かれず手段亦甚だ公明ならず夫れ王の總代表たるに堪へざる理由甚だ多し他は具論せず即ち專ぱら王が新國會議長たるの一端に就いて論ずるも即ち據りて和議總代表を擔任する能はざるの理由となすべしと此說頗る多數の贊同を獲當即北方に要求するに別に他人に易ゆるを以てするに決定せるなり外間南方將さに先づ外交條件を提しもし承認すべくんば仍ほ王と開議するに妨げずと傳ふる者は實に不確に屬す。(八・九・一〇日、晨報)

●和局最近の形勢

去歲和議問題發生してより以來南北當局者は彼此表面上猶ほ是れ鋪張揚厲堅く相下らずと雖も實際は則ち已に各々その縱橫捭闔の能事を極め行人僕々信誓旦々所謂中法威信の保持と護法精神の貫徹とを擧げて之を九霄天外に付せり矣顧みるに使者の往還代表の會議皆迭りに試驗を經て終に要領を得ず外間に在つて觀察するに毎に以爲へらく南北の實力派が一切を壟斷せるなりと知らずや是れ實力派壟斷の結果に非ず乃ち南北當局者の其術を善用せず徒らに各方面の謂はれなきの敷衍を爲し適々以て一般投機者の野心を啓けるを是に於て自から第三者に居るもの賣空買空南北當局者の間に奔走し謬つて獻ずる所あり某君余に告ぐ此より前和議未だ開けざる時唐少川嘗つて密電を以て元首に致せるが其中「民國以來政變相尋げるは皆政儈文匪習うて標榜揣摩の風を爲し居奇壟斷第三者の地位に假託して以て權利を獵取するに由る」等の語あり然らば則ち南北今日の和議杌捏の境に陷る者は固より實力派の壟斷を待たずその居奇壟斷する者は殆んど別に人あるなり此中變遷の故は頗る吾人の尋繹に耐ゆ衡るに和局最近の形勢を以てすれば益々その概を知るべし矣和局に關し吾人のまさに注意すべき者は大別左の如し。

第一　西南各派の態度

言を與して此に及び吾人は民國の前途に於て實に悲觀に勝へず蓋し西南の黨人は固より護法の主義を以て相號召する者にして廼ちその內容を叩けば則ち護法を云爲し絕へて一種營業の招牌に類す鋪戶既に此の招牌を懸く自づからその開市大吉と所謂一本萬利の目的を達せんことを求めざる能はず苟しくも虧耗過鉅なるに非ざれば決して輕ろしく收盤に肯んせざるべき也論者輒もすれば南北內部意見紛岐を以て言と爲す然れども北方各派は比較的尙ほ以て一氣呵成なるべし西南各派に至りてはその複雜の情形は若し僅かに同床各夢を以て之を概するも猶ほ未だ窮め盡せりと爲さず今姑らく西南一般人の心目中認定する所の者に就き分析して三と爲す。

(甲)完全民黨派

此派の領袖を二孫(孫文孫洪伊)と爲すその實力の及ぶ所は四川の民軍と廣東軍及び海軍の一部と爲しその主

張は軍閥の排斥と爲し新舊國會に對し皆甚だ滿意せず而して南北當局者は尤も此派の深惡する所たり蓋し此派は志を廣東に得ざるを以て廣西系に反對し舊國會が陰謀派吳褚(吳景濂褚輔成)の包辦する所となれるを以て亦頗る失望すその和局の成否と王總代表の贊否問題に於ける皆過問するを欲せず。

(乙)準民黨派

此派の領袖は伍唐林と爲す世に稱する所の雲南系及び海軍系是れ也その實力は西南を左右するに足る然れども此派は大都剛健の中に婀娜の氣を含めりその主張は法系の維持に在り國會問題に對しては未だ嘗つて絕對に堅持せずと雖も却つて相當の讓步あるべし蓋し此派は事の如何に論なく決して護法の體面を破ることを肯んぜず故に一方面亦中央と接洽し廣西系に比附するものあり一方面は則ち極めて同情を民黨と國會とに表す(讀者必らず深く吾が此言に駭かん然れども西南の內部は民黨は自づから民黨にして國會は自づから國會たり固より早くすでに劃して二と爲れりその詳情は下文に於て之を盡さん) 往者王乃昌の雲南に赴くや唐繼堯は極めて懽迎を表す近くは褚輔成亦その副議長の資格を挾んで往いて唐の馬首を叩く(王は民黨派たり褚は陰謀派たり) 海軍中の人に至りては屢ゝ秩老(伍廷芳)擁護を宣言し又民黨及び國會中の人と時を以て相過從しその蹤跡甚だ密なり。

(丙)僞民黨派

此派の領袖を岑陸と爲す即ち世に稱する所の政學會及び廣西系是れ也陸(榮廷)は本と岑三(春煊)の舊屬にして又益すに鄉誼を以てし初め亦頗る接近せり顧りみるに竟に破鏡に至る者はその原因二あり一は曾彥(陸の義子)の財政廳長が政學會の楊永泰の排する所となりしこと一は政學會が李根源の爲めに廣東省長を得んと欲し莫榮新を說いて陸氏との關係を脫離せしめんとせしが事陸氏の發覺する所と爲り最近には則ち陸氏嫡系の莫陳兩派(莫榮新陳炳焜)政學會の野心に鑒み已に漸やく故隙を捐て一致に復せり矣此派の內容此の如し則ち利益衝突の故を以てその各自謀を爲す亦當然の趨勢に屬す故に吳世湘君人に語りて曰く西南民黨は每に東海(徐世昌)の岑に親しむを疑ひ而して岑系は又每に東海の陸武鳴に於ける較く親密なるを疑ふと以て此派の心理を見るべし吾人猶ほ滬上某報所載和議燃犀錄にいへるあり包戰の計畫はすでに陸幹卿の拆臺する所となり包和の地盤は又唐少川の先づ得る所となれりと洵に破的の論なり然れども桂系は尙ほ擁して實力あり岑三の一系の如きは則ち相依りて命と爲すの李根源の所部雲南里はすでに他人に取つて代らる日暮途窮和局に對し決して左右するの能力なきや知るべきなり矣。

第二　一部分の王總代表に反對する者

西南各派の態度旣に略ゝ上述の如しその相聯繫せざる已に概見すべし顧みるに滬上各報連日頗る西南一致して王總代表に反對するの消息を載するは則ち別に故あり蓋し

政學會派は陸武鳴と破裂後岑陸二人親家の關係早く旣に斷絕し（岑三去歲梧州に至り陸に晤し己れの女を以て陸の幼子と定婚せんと欲し陸之を頷す嗣いで粤局に因りて事復た中輟す）舊屬の情誼亦維持する能はず自づから陸を舍てゝ單獨行動に從事せざるを得ずその中央に對しては仍ほ以て西南和局を包辦すべしと稱し西南に對しては則ち中央と具體接洽ありと謂ひ彼此朦混坐して漁人の利を收む谷鍾秀を密遣して駐京代表と爲し張耀曾を駐滬代表となすの外之に繼ぐに韓玉宸を以てし之を終るに李曰垓を以てす其間に周旋奔走する者に又た福建人前外交某次長ありその中央に向つて接洽する者に前提條件あり交換條件あり前提條件とは何ぞや先づ法律問題を解決し舊會制憲と新會職權行使とを以て相對待する是れ也交換條件とは何ぞや閣員の分配政學會その二に居り陰謀派その一に居る省長の分配は政學會その五に居り陰謀派その二に居る是れ也谷氏は一面政學會の中堅と爲り一面又第三者の地位に居り民黨に對しては本と相容れず此君好く風を看て船を使ひ以爲へらく今日の形勢安福系必らず失敗に歸せん則ち民黨の感情失すべからずと故に中華新報上に於て聲言す李曰垓京に在つて新國會解散と舊國會制憲とを以て相對待すと而して新會職權行使の說は反つて一字をも提せず藉つて以て民黨の耳目を敷衍す然れども唐少川氏最近人に語りて曰く李滬を過ぎりて余に謁す余との何日北上するかを詢ふ答へて云ふ未だ必ずしも往かずと而して翌日行けり矣一家の伙伴中乃ち彼此賊を防ぐが如く然りその詭謀一に何ぞ笑ふべきの至りなる然らば則ち民黨の耳目も亦敷衍に易からざる也聞く谷氏等の豫定計劃は龔心湛或は錢能訓をして出でて總代表に任せしめ南方代表は則ち唐少川をして辭職せしめ岑三を以て漢幟を拔いて之に代へんとす此輩初め以へらく岑龔舊あり李曰垓氏は則ち龔君蒙自道臺時代曾つて蒙自中學校長と爲り亦頗る賓主の雅あり較々接洽に易からんと一面又た龔君の安福部と脫離せざるを恐れ則ち錢能訓氏の代表于寶軒と聯絡し双方並進の擧を爲せり故に李氏曾つて龔君に語るに凡そ接洽する所第二人をして之を知らしむるなかれといふを以てせり詎んぞ龔君深くその奸を燭らし愚とする所とならず具さに此中の詳情を以て王總代表及び曾君雲沛に告ぐ是に於いて谷張李韓等の陰謀遂に完全に揭破せられたり而して王總代表の任命亦即ち此時に於て發表せらる谷李等の老羞怒を成せるや是に於いて回出して其他の方面に聯絡し傳出して謂ふ秘密消息を得たり東海安福系の脅かす所と爲りやむを得ず王揖唐を以て總代表を繼任せしめたり惟だ東海の本意は實に亦此機會を利用して計る所あらんと蓋し王揖唐の必らず西南の反對する所と爲るべきを知り然る後再び錢幹丞を以て出馬せしめん是くの如くんば旣に以て責を西南に卸すべく又以て好を安福に得べく而して坐して最後の勝利を得べし此れ實に東海一種の神機妙算なりと此種の造謠は本と謬妄に屬し又吳君世湘の聲明を經此輩の技倆さに逞しうするを得ざるべし然れども第三者の谷李輩に同情を表するもの亦

繁として徒あり則ちその竭力幇忙自から兎死狐悲の義あり故に所謂某々會某々通信社皆日々新聞を製造し王總代表を攻擊するを以て唯一の天職と爲せり而して細かにその中の蛛絲馬迹を察するに又往々谷李輩と關係あり某々會の中堅人物は袁項城時代行宮古董を盜賣せる某鉅公なり某々通信の主幹は現在滬上最老の某華報の駐京特約通信員にして其人は谷李等が擁して將來の黨魁と爲す者の左右に追隨せる小主筆なり而して西南方面にて倡へて高調を爲し反對最も力むるものを譚組安（延闓）李卯泉（根源）と爲す譚氏は某鉅公と關係甚だ深く又以前安福派が程潛に運動せるの暗潮更に溯つて傅良佐督湘の積憾その拚命反對亦權利主義上まさに然るべき所なり李氏の反對は則ち純ぱら谷李の意に出づといふ夫れ此輩の王總代表に反對するその原因實に投機の遂げざるを恐れその勢力僅々三數無聊の政客に倚靠し所謂實力派の贊成者は譚組安一部の湖南軍を含いて之れなきに因る此輩根據の薄弱亦その一班を見るべし矣。

第三　第三者と舊國會との因緣

舊國會廣東に移つてより以來所謂民黨の分子早く已に分裂せり最初非常國會時代は兩孫派の議員頗る勢力を佔め孫中山（文）既に大元帥に受任しその軍政府を組織するや又重要の各部分を以てその嫡系の人物に分配せり此外一內務總長は則ち之を孫伯蘭（洪伊）に與ふ而して吳景濂氏は民黨倒段の期間に於て孫氏と內務の席を爭攫するに因りて曾つて許多の笑柄を鬧出せり此れ黃陂（黎元洪）の左右皆能く之を詳道す後國會の廣東に移るや吳氏の心目中一樹を營めて以て癮を過さんとする者亦此の內務の一席に在り故に其始め吳氏中山の大元帥に任ずるに於て極力贊成し謂ふ西南の危局は中山に非ざれば挽くなしと當時中山の各部を組織する前一星期吳氏大元帥の印證を齎送するを以て王正廷林學衡二氏と偕同して親しく黃埔に詣る同往の者に尙ほ馬君武葉夏聲鄒魯周震麟呂復等十餘人あり中山各部組織問題に談及するに當り謂ふ恐らくば南京政府の覆轍を踏まん所謂名流就職せず又辭謝せず閣席虛懸して百廢擧がるなきを致さん今次余の意但だ國會中に就いて選擇せん云々と吳氏答へて曰く現に臥薪嘗胆の秋に當り自づから所謂權利問題無からん國會議員は本と擔任すべし惟だ苟しくも萬やむを得さるに非ずんば尙ほ是れ避嫌す云々と中山未だ能くその意を領會する能はず誤つて吳氏の就かざるを表示せしものとなし是に於いて孫伯蘭迭辭電辭する所の內務の一席を以て仍ほ誤りてこれを孫氏の身に加へ吳大いに望を失へり故に居正氏閣員の名單を以て吳に示すや吳一筆抹煞し居氏に向つて大いに罵り謂ふ此等の人才何の政府をか成すと彼此幾んど步を動かすに至れりといふこれより後孫吳の嫌隙遂に日一日より深く吳氏やゝもすれば人に對して云ふ中山伯蘭を偏信す彼れ伯蘭はすでに不就職の意を明かにせり何ぞ必らずしも彼れをひくことをせん且つ若干の運動費を出して伯蘭に與へ革命を包辦せしむるとも効なけんと伍朝樞氏その父に從つて廣東に赴くや吳氏即ち大元帥府を痛罵

し改組に非ざれば不可なりと聲稱す伍責むるに當時君等反對を表示せば豈に事を省きしに非ずやといふを以てせしに吳辭窮し但だ云ふ當時實に未だ嘗つて熟思せざりしとその反復の態言表に形はれりと伍氏廣東に來りてより改組の說漸やく事實となり吳氏は一面廣西系及び政學會と携手し一面又伍老博士(廷芳)をひき出して抵制の計を爲し民黨に對しては則ち謂ふ我れ決して中山を排斥するに非ず乃ち純ぱら大局上より着想せるなりとその實吳氏は中山を怨恨するの結果一變して廣西系に親しみ又廣西系と政學會の決してよく眞に相容れざるを知り奇想天開密かに褚輔成等と伍老博士擁戴を謀れりその傀儡と爲すべきを利する也軍政府改組さるゝに及び首席總裁の爭に伍老博士始終堅持する能はざるに因り卒に岑老三の得る所と爲り吳褚の一派始めて伍の時むに足らざるに恍然たり又た搖身一變して唐少川(紹儀)を擁戴す然れども唐氏の爲人從來中立の態度を持し上述の三派に對し決して妄りに左右袒を爲さず故に三派皆唐氏に對し好感を表示す吳褚の一派擡轎の計劃ありど雖も却つて成功し難し唐氏の迹を香山に避くるや舊國會方面の信使絡繹絕へずその吳褚の陰謀に出づる者多きに居る唐その擾に勝へず遂に夫人を携さへて扶桑の游を爲せり吳褚の一派復たその黨徒陳策劉奇搖を遣はし日に赴いて駕を勸めたり去歲唐滬に歸り而して吳褚派の健將羅家衡馬驤は道途に僕々として獲る所あらんことを冀へりその豫定の計畫は政黨を組織し唐陸を推して黨魁を爲すに在り(陸は早く已に拒絕せり)その接洽の事件は和議の包辦にして岑系の先着を占めんとし舊國會中人皆「新陰謀派」を以て之を稱す去歲和議醞釀の中即ち此派蠅營狗苟の會なりし如何ともするなし唐氏終に動かす所と爲らず吳褚の技窮せるとや廼ち拚命唐の秘書易次乾に恭維し易に依つて以て盧信に接近す蓋し盧易二人は皆唐氏の親信と號稱すれば也その間に居りて皮條をひくものを羅家衡陳策二氏と爲す朱啓鈐上海に至れる以後褚輔成廣東を離るゝ以前(褚氏は議和期間に於て曾つて一度來滬して唐に說きしも唐氏病に臥し和會停頓し亦要領を得ず)所謂某々保險公司經理某君の宅に屢次極盛の宴會あり皆此派活動の作用と爲すその會に與かる者は舊國會員を除くの外西南各軍の代表あり軍政府の要人あり交通研究及び馮李各系の二等人物あり然れども此派は志趣は大なりと雖も眼光甚だ小にして又極端に才を忌む故に舊國會中無所屬の湯漪君等皆反對する所と爲る某君嘗つて唐少川の前に於て湯を指さして李茂之の私人と爲し又馮派の金錢を受くと爲せり此派の心理と正當政黨の人物とは絕へて相等しからず蓋し凡そ正當の政黨は皆應々第一流の人才を致し而して此派は則ち惟だ第一流人才の多きを恐るもの性質は大いに珠寶行の掮客に類し常に得貨便脫の思想を懷挾す故に此の派の政客は政治生涯を營まんよりは寧しろ販賣職業を操れといふは贅言に非ざる也聞く唐氏今に至り此の派に對し尙ほ表面上敷衍を事どし決して未だその彀中に墜入せず亦心勞力拙といふべし矣此派と第三者とは皆本と反對の地位に

繁として徒あり則ちその竭力幇忙自から兎死狐悲の義あり故に所謂某々會某々通信社皆日々新聞を製造し王總代表を攻撃するを以て唯一の天職と爲せり而して細かにその中の蛛絲馬迹を察するに又往々谷李輩と關係あり某々會の中堅人物は袁項城時代行宮古董を盜賣せる某鉅公なり某々通信の主幹は現在滬上最老の某華報の駐京特約通信員にして其人は谷李等が擁して將來の黨魁と爲す者の左右に追隨せる小主筆なり而して西南方面にて倡へて高調を爲し反對最も力むるものを譚組安（延闓）李卯泉（根源）と爲す譚氏は某鉅公と關係甚だ深く又以前安福派が程潜に運動せるの暗潮更に溯つて傅良佐督湘の積憾その拚命反對亦權利主義上まさに然るべき所なり李氏の反對は則ち純ぱら谷李の意に出づといふ夫れ此輩の王總代表に反對するその原因實に投機の遂げざるを恐れその勢力僅々三數無聊の政客に倚靠し所謂實力派の贊成者は譚組安一部の湖南軍を舍いて之れなきに因る此輩根據の薄弱亦その一班を見るべし矣。

第三　第三者と舊國會との因緣

舊國會廣東に移つてより以來所謂民黨の分子早く已に分裂せり最初非常國會時代は兩孫派の議員頗る勢力を佔め孫中山（文）既に大元帥に受任しその軍政府を組織するや又重要の各部分を以てその嫡系の人物に分配せり此外一內務總長は則ち之を孫伯蘭（洪伊）に與ふ而して吳景濂氏は民黨倒段の期間に於て孫氏と內務の席を爭攫するに因りて曾つて許多の笑柄を鬧出せり此れ黃陂（黎元洪）の左右皆能く之を詳道す後國會の廣東に移るや吳氏の心目中一樹を營めて以て癮を過さんとする者亦此の內務の一席に在り故に其始め吳氏中山の大元帥に任ずるに於て極力贊成し謂ふ西南の危局は中山に非ざれば挽くなしと當時中山の各部を組織する前一星期吳氏大元帥の印證を齎送するを以て王正廷林學衡二氏と偕同して親しく黃埔に詣る同往の者に尙ほ馬君武葉夏聲鄒魯周震麟呂復等十餘人あり中山各部組織問題に談及するに當り謂ふ恐らくば南京政府の覆轍を踏まん所謂名流就職せず又辭謝せず閣席虛懸して百廢擧がるなきを致さん今次余の意但だ國會中に就いて選擇せん云々と吳氏答へて曰く現に臥薪嘗胆の秋に當り自づから所謂權利問題無からん國會議員は本と擔任すべし惟だ茍しくも萬やむを得ざるに非ずんば尙ほ是れ避嫌す云々と中山未だ能くその意を領會する能はず誤つて吳氏の就かざるを表示せしものとなし是に於いて孫伯蘭迭辭電辭する所の內務の一席を以て仍ほ誤りてこれを孫氏の身に加へ吳大いに望を失へり故に居正氏閣員の名單を以て吳に示すや吳一筆抹煞し居氏に向つて大いに罵り謂ふ此等の人才何の政府をか成すと彼此幾んど歩を動かすに至れりといふこれより後孫吳の嫌隙遂に日一日より深く吳氏やゝもすれば人に對して云ふ中山伯蘭を偏信す彼れ伯蘭はすでに不就職の意を明かにせり何ぞ必らずしも彼れをひくことをせん且つ若干の運動費を出して伯蘭に與へ革命を包辦せしむるとも效なけんと伍朝樞氏その父に從つて廣東に赴くや吳氏即ち大元帥府を痛罵

し改組に非ざればば不可なりと聲稱す伍責むるに當時君等反對を表示せば豈に事を省きしに非ずやといふを以てせしに吳辭窮し但だ云ふ當時實に未だ嘗つて熟思せざりしとその反復の態言表に形はれりと伍氏廣東に來りてより改組の説漸やく事實となり吳氏は一面廣西系及び政學會と携手し一面又伍老博士(廷芳)をひき出して抵制の計を爲し民黨に對しては則ち謂ふ我れ決して中山を排斥するに非ず乃ち純ぱら大局上より着想せるなりとその實吳氏は中山を怨恨するの結果一變して廣西系に親しみ又廣西系と政學會の決してよく眞に相容れざるを知り奇想天開密かに褚輔成等と伍老博士擁戴を謀れりその傀儡と爲すべきを利する也軍政府改組さるゝに及び首席總裁の爭に伍老博士始終堅持する能はざるに因り卒に岑老三の得る所と爲り吳褚の一派始めて伍の時むに足らざるに恍然たり又た搖身一變して唐少川(紹儀)を擁戴す然れども唐氏の爲人從來中立の態度を持し上述の三派に對し決して妄りに左右袒を爲さず故に三派皆唐氏に對し好感を表示す吳褚の一派攫轎の計劃ありと雖も却つて成功し難し唐氏の迹を香山に避くるや舊國會方面の信使絡繹絶へずその吳褚の陰謀に出づる者多きに居る唐その擾に勝へず遂に夫人を携さへて扶桑の游を爲せり吳褚の一派復たその黨徒陳策劉奇搖を遣はし日に赴いて駕を勸めたり去歲唐滬に歸り而して吳褚派の健將羅家衡馬驤は道途に僕々として獲る所あらんことを冀へりその豫定の計畫は政黨を組織し唐陸を推して黨魁を爲すに在り(陸は早く已に拒絶せり)その接洽の事件は和議の包辦にして岑系の先着を占めんとし舊國會中人皆「新陰謀派」を以て之を稱す去歲和議醞釀の中即ち此派蠅營狗苟の會なりし如何ともするなし唐氏終に動かす所と爲らず吳褚の技窮せるとや廼ち拚命唐の秘書易次乾に恭維し易に依つて以て盧信に接近す蓋し盧易二人は皆唐氏の親信と號稱すれば也その間に居りて皮條をひくものを羅家衡陳策二氏と爲す朱啓鈐上海に至れる以後褚輔成廣東を離るゝ以前(褚氏は議和期間に於て曾つて一度來滬して唐に説きしも唐氏病に臥し和會停頓し亦要領を得ず)所謂某々保險公司經理某君の宅に屢次極盛の宴會あり皆此派活動の作用と爲すその會に與かる者は舊國會員を除くの外西南各軍の代表あり軍政府の要人あり交通研究及び馮李各系の二等人物あり然れども此派は志趣は大なりと雖も眼光甚だ小にして又極端に才を忌む故に舊國會中無所屬の湯漪君等皆反對する所と爲る某君嘗つて唐少川の前に於て湯を指さして李茂之の私人と爲し又馮派の金錢を受くと爲せり此派の心理と正當政黨の人物とは絶へて相等しからず蓋し凡そ正當の政黨は皆應々第一流の人才を致し而して此派は則ち惟だ第一流人才の多きを恐るるもの性質は大いに珠寶行の掮客に類し常に得貨便脱の恩想を懷挾す故に此の派の政客は政治生涯を營まんよりは寧しろ販賣職業を操れといふは贅言に非ざる也聞く唐氏今に至り此の派に對し尙ほ表面上敷衍を事どし決して未だその彀中に墜入せず亦心勞力拙といふべし矣此派と第三者とは皆本と反對の地位に

處る顧りみるに未來の政黨現在の和議のために打算するに南北の急進派は既に積慽を以て萬聯絡する能はず（按ずるに吳褚は皆倒段の堅にして又孫中山排斥の主要なる者なり）而して所者西南の强有力者は復た閉關自守し陸幹卿は既に斛贊するなく唐蓂賡（繼堯）亦八面玲瓏則ち勢やむを得ず第三者と携手し以てその聲援を厚ふせざるを得ず故に最初政學會が議和を運動せる際（其時馮國璋尙は未だ任期滿了せず）吳氏憤々然として人に對つて云ふ吾輩千辛萬苦を以て方さに能くこの護法の局面を爭ひ起し得たり若し一帝孽を擧げて總統と爲し一帝孽を總理と爲さば亦當代の士に羞ぢずやと（按ずるに吳は元首及び梁士詒君を指して言へるなり）曾はち幾何時ぞ和議開始せられて吳氏反對の聲亦寂然として聞ゆるなし此中の因果は問はずして知るべし舊國會の王總代表に反對するの通電を觀るに「別に賢能を簡ぶ」の語ありその用意の在る所第三者と符節を合するがごとし近々この黨徒羅家衡等の滬に在りて前某銀行總理某鐵路局長及び政學會一派の人と過從するの密なる尤も人をして恍然たらしむ然れども吳褚等の陰謀は未だ已まざる也一方面既に第三者に聯絡し以て和議を包辦し一方面又和議の失敗を恐れて遽かにその民黨の頭銜を棄つるを欲せず則ち暗中に兩孫（孫文孫洪伊）系の議員に聯絡し主戰の種々進行を爲す最近褚氏の雲南に入れるはその嚆矢也之を要するに國家本と事なし庸人自から之を擾す民國以來政變相尋げる陰謀派の居間操縱を以てその總因となす顧りみるに舊陰謀派未だ去らずして復た一新陰謀派を生ず此れその罪殆んど第三者に過ぎたり抑も豈に國家の福ならんや國の將に亡びんとするや必らず妖孽あり吾國それ亡びんか吾國それ亡びん矣。（八・九・四、公言報）

財政經濟

●**中央財政近況**　中央の財政は近月來異常拮据關余は已に交付せられたりと雖も聞く已に支配已に盡きたり祇だ緊要軍餉及び某々機關の經費を支拂ひし外現に余す所幾くもなし大總統府及び兩院の經費はもと此類の項下より撥付せんと擬せしが聞く已に照撥する能はずと而して各項軍政兩費の所需甚だ急にして日前國務會議より先づ公債五千萬元を發行し目前を救濟せんことを議決し兩院に咨請し開議前に於て龔總理より七日上午外交大樓に在つて兩院議員を筵請し財政上困難の情形を說明し切實の疏通を爲さんとすといふ。

又一消息に云ふ數月以來中央財政の困難極點に達し財政當局の東拚西湊すでに羅掘俱に窮せるに屬し鹽關余款及び烟酒印花官產收入に賴りて大宗と爲し並びに小借款を希冀するを除くの外其余各省の送款は半ばは截留せられ小借款の接洽又條件の不協を以て卒に未だ成立せず且つ近數月來中國銀行は詞を票價の維持に藉りて亦墊款を允さず甚しきは上月の某項餉款は尙は平市錢局の墊付により支持するに

至る現況の窮概して想見すべし龔總長の初めて財政を掌どるや即ち八年公債の發行を以て積極の辦法と爲す乃ち財部の搭放も亦五月一ヶ月に過ぎざるのみ各方面此節に對して尤も反對多し然れども竟に兜售包賣外人に授くるに大利を以てする者あり近ろ聞く龔代理總理財政の支絀に鑒み乃ち民國元二年の豫算を恢復せんと決意せりと蓋し近三二年來の行政經費支出額は之を元二年に較べ超過三分の二以上に在り故にさきに國會を通過せる元二年の豫算恢復案を不日閣議に提出し以て議決に備へ節流の實効を收めんとすといふ。(八・九・六、順天時報)

●京熱路と日欵　日本は素と我國を以て彼邦大陸侵略の目的地と爲す但だ列强の均勢に迫られ故に逞しうするを得ず歐戰發生してより以來佛露獨墺伊米先後戰禍に捲入し遠東の局勢を兼顧するに遑あらず日本認めて我が國を併呑するの良機と爲し適々袁段馮徐の專ぱら政權を盜まんことを圖り國家の存亡を計らざるや彼れ乃ち軟誘硬騙の法を以て森林礦產軍事の權を攫獲し而して鐵路權を以て尤もその視線の集注する所と爲し投資或は他種の方法を以て猛力進行するに決せり膠濟路高徐路濟順路南潯路延長線次第に日本の手に入りて已に我が國中部南部の肘腋の患となれり北部にては既に南滿鐵路を佔得して經營の根據と爲し更に民國七年六月に於て會寧より吉林に至るの鐵路を取得し民國六年十月に於て吉林より長春に至るの鐵路を取得し民國七年三月に於て四平街より鄭家屯に至るの路線を取得し此年十二月に於て北京より綏遠に至るの路線を取得し民國七年九月の滿蒙四路に至りて益〻その北部包擧の計畫を完成せり一は吉林より開原に至るの路線と爲し南滿路と接軌し一は洮南府より熱河に至るの路線と爲し一は洮南府より某海港に至るの路線と爲し試みに一たび地圖を瀏覽せんか南滿鐵路の展長して會寧と氣を通じ會寧より綏遠に至るたゞ熱河より北京に至る百余里の間路線中斷す若し再び此の線を得ば則ち長蛇の蜒々として北部に在りて高屋建瓴の勢を以て中國を俯瞰するが如く固よりその範圍に就かざるを患へざるなり前次芳澤の華に來るや携さふる所の重要使命は一種ならずと雖も然れども此れ亦重要使命の一たり徐に見ゆるの後軍事協定の如何に變更すべき山東問題の如何に解決すべき均しく磋商する所あり南北議和に談及するや徐氏に力促して王揖唐に委して總代表たらしめんとす徐喟然とし歎じて曰く王は北方に於はやゝよく一切を籠蓋するを得余も亦早くすでに熟計せり矣たゞそれ一般の國民及び一部分の軍人を如何せん萬一竟に拒絶に遭はゞ則ち大借款は着手によしなし他項の支出は尙ほ稍〻延緩すべきも軍餉着くるなくんば立ろに譁變せんことを虞る余年老いたり矣復た何の求むる所ぞ唯だ貴國諸大臣の開誠相當の誠意に負くのみ未だ懷に耿々たるを免かれずと芳澤遂に機に乘じて應じて曰く數千萬金は弊國朝野方面にて籌措に難からずもし京熱路線を以て擔保となさば三千萬金は時に隨つて設法を爲すべしと徐躊躇半餉區々百余里路權允諾すべからざるの理由なきを覺ゆたゞ計算するに一二月內最緊急の用途は六千萬金の借款を得るに非ざれば應付によしなしこゝに於て某日特に曹汝霖を招き策を問ひ曹芳澤に謁する一二次京熱路擔保六千萬元借款の議遂に定まれるなり。(八・九・九、民國日報)

彙報

自九月一日至九月十五日

講和問題

▲山東修正影薄し　（二十九日紐育特派員發）　本日の華盛頓來電＝大部分山東條項修正案に關する昨日の紐育ウォールド紙の樂觀的所說を裏書し居れりタイムス紙の所報に依れば共和黨領袖は穩和保留派が上院の同修正案が投票に於て均勢を保つべく從つて同案は此等穩和保留派の援助なくしては上院の表決に於て否決さるゝに至るべき事を承認するに至れりしかも穩和保留派は同修正案に反對するの强き傾向ある事を示し居れり故に彼等が目下の態度を固持する限り上院の表決に際し山東條項修正案は採用さるゝ一縷の望すらなかるべし夕刊サン紙すら上院に於ける同修正案贊成の勢力は極めて不安定なる事を認め居りグローブ紙は二十六日民主黨領袖ヒッチコック氏が發表せる樂觀的意見は共和黨領袖も自認し居る旨を報ず本日上院に於ける演說に於て共和黨領袖ノックス氏は現講和條約は之を强制せしむるには餘りに過酷なるものなるを以て全條約を拒否して米國は獨逸と單獨講和條約を締結すべき旨切論せり是に依りて觀るにノックス氏は修正案によりて同講和條約を否認せんとの望を拋擲したるものゝ如し。（二日東朝）

▲聯盟加入心配　（三十日北京特派員發）　支那政府は國際聯盟加入の能否に就き巴里委員宛支那は對獨條約調印を拒みたるも講和條約全體を否認せるに非ず從つて國際聯盟加入を拒絕せらるべき理由なき筈なるも國內一般に疑ひを抱けるを以て至急同答を望むと打電せり。（二日東朝）

▲山東條項よりも重要視　（三十日紐育特派員發）　華盛頓來電＝外交委員會は昨日二個の講和條約修正案を可決したり其第一は國際聯盟會議に於て米國は英國と同數の投票權を有すとのジョンソン氏の提案にして第二は英國の屬地、殖民地及び各部は英帝國の利害に影響する決議に就き聯盟に於て何等の投票權を有せずといふモセス氏の提案なり今同の修正は山東條項の修正よりも重要視せられつゝあり兩案に對し上院並に新聞紙上に於て未だ反對の聲を聞かず目下の狀勢を以てすれば兩案共に山東修正案よりも通過の見込多きが如し兩修正案中ジョンソン案先に上院に附議せらるべし其理由は條約文は逐條的に上院に朗讀せらるゝを要し而してジョンソン氏の修正事項は第三條の末尾に附記しあるを以てなり共和黨領袖連は條約をヴェルサイユに還附すべく此修正の爲に全力を集中すべしと期待せらる。（三日東朝）

▲山東修正前途　（一日紐育特派員發）　山東條項修正案に關する華盛頓よりの諸新聞特電は引續き日本に有利の報道を齎らし居れり紐育タイムス紙は曰く「七名の穩和保留派は昨日講和條約の直接修正案に反對する非妥協的態度を決したるか其の一名の言明する所に依れば多數黨領袖の山東修正案通過に對する努力は無論失敗に終るべし如何となれば反對派は共和黨中より七票乃至十票を獲得し得べければなりと尤も穩和派も山東を日本に許與することは承認せざる旨を表示するの保留條項には同意せり」とヘラルド紙は曰く、「山東修正案はジョンソン氏が提出せる米國に英國と同數の投票權を有せしむべしとの修正案に對する程多數の投票を得ざるべし山東條項は假令其の辯護が大統領ウィルソン氏一派の人々以外の者を納得せしめざらんとも尙辯護さるる多くの理由あり第一山東處分に關する條約が秘密のものなりとは云へ立派に條約として締結されたるものなる事第二に日本は確實に獨逸より占領せる山東を還附する事を誓言せり從つて米國は一指を同問題解決に觸れ得べしとも思へず之に反し英國の六票所有權は何等之を辯護すべき理由なし故に山東條項其の他の修正案に對する態度如何に關せず上院がジョンソン氏の修正案を支持すべきは殆ど確實なりと。（四日東朝）

▲反對の聲頻發す　（二十六日國際社華盛頓發）　山東を支那に直接還附するの案に反對の投票をなしたる共和黨上院議員マッカンバー氏は山東條項修正計畫に依り講和條約に「毒刃」を加へんと企てたる上院外交委員會には共和黨議員多數を占むと言明し上院に對して同委員會の決議を否決せん事

を求めたり氏は又該修正案は講和條約を無効ならしめ且上院か條約に敵意を有する旨を表示すべき目的の下に計畫せられたるものなりと唱へ國際聯盟は支那保護の最も有力なる保證を同國に與ふ可しと附言せり同じく共和黨議員ネルソン氏はマッカンバー氏の意見に贊同し米國は他の諸列强が講和條約を承認したる後に於て山東條項を無効とし或は破棄するを得ず蓋し上院の講和條約を修正不可能事に屬すべしと云へり上院外交委員會は講和條約の下に設置されたる二十個の諸委員會より米國を脫退せしめんとする修正案を採擇せり但し賠償委員會は其決定の或物が米國航運業に影響を及ぼすべしと豫想さるゝを以て其の儘となせり。（五日東朝）

▲松岡氏聲明　（三日國際社紐育發）　日本講和委員松岡氏は巴里より當地に來り述べて曰く「日本は時期到來次第早速山東より撤退すべし、日本は數月否數週間以内に對支問題の圓滿なる解決のため支那と交涉するやも計るべからず」と聲明せり松岡氏は支那に關する解決條件を概說し之を結んで曰く日本は支那より一物をも取らずして反つて支那に多くの物を與へんと欲す日本が山東に於て取りたる物は支那より取りたるものに非ざるなり。（五日東朝）

▲修正反對痛論　（三日合同通信社發）　ピチコック氏の演說上院政府黨領袖ヒッチコック氏は上院に於て演說し講和條約を何等の變更を加へずして協贊せしむべく政府側は戰ひを開始せり右修正は單に條約の趣旨を消滅せしむるのみならず米國に對し最も多大の危險と損失とを招かしむべしと說き大統領ウイルソン氏にして頃日上院が通過したる如き山東條約の修正を聯合國に協議することあるも彼等は之を容認せざるべしと論じ何人か日本が世界環視の下に斯る屈辱に甘んずるものと想像するや日本は獨逸か山東に於て獲たる領土を占領してより既に五箇年を經過したり日本が之を米國上院の多數決に委するものと思はゞ滑稽の至りなり若し米國にして之を聯合國に迫らば吾人は直ちに彼等の凡てより之を拒否せらるべし講和條約の批准は吾人に於て之を爲さずとも列國は之を爲すべし英佛及び日本の如きは率先して之を批准すべしと云へり。

別報　（三日國際華盛頓發）　上院議員ヒッチコック氏は大統領ウイルソン氏全國遊說旅行の途に上る日の前夜上院に於て否決せら可しとの確信を有する山東問題其他の講和條約修正案に關して外交委員會を攻擊せり氏は日本が迅速に講和條約を批准すべきを豫言し若し上院にして修正案を採擇せんか大統領は今後講和條約に對する關與或は聯合國への修正案提出の何れをも拒絕すべしと聲明し英佛兩國は日本に對して斯る修正は斷然受理するを得ずと誓約し日本も亦斯る屈辱に甘んぜざる可しと述べたり。（五日東朝）

▲山東劇の一幕　（華盛頓電報）　二十七日發國際通信）　講和會議に關する猛烈なる論爭中上院議員フォール氏は上院議員マッカンバー氏が昨日の演說に於て支那より獲得したる物を日本に與ふる事を辯護したる件に就き同氏を攻擊したり之に對しマッカンバー氏は其非難の甚しく誤れる事を猛烈に拒辯して曰く日本は支那に對して山東を還附する保障の下に獨逸の諸權利を獲得したるものなりと他の共和黨上院議員ネルソン氏はフォール氏の陳述に對して異議を唱へ上院は條約の修正に反對なる旨を聲明せり。（六日日日）

▲ウ氏上院非難　（五日合同通信社發）　ウイルソン氏は講和條約を以て大なる人道的文書なりとし上院議員は國際聯盟規約第十條の四項中三項山東問題モンロー主義の關係及び國際聯盟より脫退することに就き彼是論議せんとするものなり併し此等は大なる人道的企業中の單なる枝葉的些事又は從屬的事件に過ぎずと。（八日東朝）

▲山東密約尊重　（五日紐育特派員發）　大統領ウイルソン氏は昨日コルバンスに於て講和會議に發表せられたる國際間の秘密諸條約に就き簡單に說明したるが山東の秘密協定につき下の如く述べたり曰く吾等が進んで山東問題解決に着手するや吾等は英佛二國が日本に對し特殊條約の拘束の下に在る事を發見したりされば吾等は該秘密條約に遵ふの外唯施し得べき最後の手段は獨逸の享有せし山東の主權を支那に還附すとの誓約を日本より得るの一事なりき而して日本は件の誓約を與へたり爾來吾人は日本は飽迄誠實に其誓約を實行するの意志ある旨の保證を屢したる次第なり然れども余は思ふに是等の秘密諸條約は最後のものたるべし蓋し國際聯盟は再びかゝる秘密の諒解を決して認容する事無かるべきを以てなりと又ウイルソン氏の列車が昨日オハイヨー州のウラバナ市の停車場に停まるや數百の人々步廊に集りたるが其

の中より一名の紳士立出でゝウイルソン氏に問うて曰くウイルソン氏よ貴下は山東還附の約束を日本か眞實履行すべしと信ずるやと大統領は答へて曰く然り余は履行すべしと信ずべし但し講和條約は日本は條約批准後二箇月を經過するまでは何等の行動をなす能はざる事を特に規定せり此際日本に對して非難の聲を放つは正しき途に非らず。（八日東朝）

▲山東問題辯疏　（六日合同通信社發）　アイオワ州デモイン六日發電大統領ウイルソンは同地に於て演說して曰く巴里講和會議に於ける山東問題の解決は諸君の解決策よりも良好なりと思はずされど英佛は日本をして參戰せしむるため日本を誘ふに努めたり即ち日本をして參戰せしめ獨逸を太平洋より驅逐するため自ら支那に於て獨逸が有したる何物をも絕對的に日本に與ふるの已むを得ざりしなり日本は膠州灣を取り且獨逸が年來租與せられ居りし山東省を占領したり併し米國は何等前記の如き約束に拘束せられ居らざるを以て日本と折衝の結果日本委員は只經濟的利權のみを保有し主權は凡て支那に還附する旨約束したり國際聯盟を講和條約より削除するが如きは何事をも成就する所以にあらず諸君は支那のため山東を得んとして日本及び英佛に對し戰爭を布告せんとする斯る暴擧は現代に於て決して採るに足らざるものなり若し吾人にして國際聯盟より脫出せば吾人は因つて以て支那を援助し得べき唯一の聯合より脫退するものなり支那日本及び米國にして等しく國際聯盟に加入し居れば聯盟規約第十條は必要の條項たるなり。（十日東朝）

▲山東解決經緯　（インヂアナポリス國際特電五日發）　大統領ウイルソン氏は當地に於ける演說の一節に左の如く述べたり。

余は諸君が今次の戰爭は主として世界の各國軍隊によりて勝利を得られたるものなると共に經濟的手段も亦與つて力ありたるものにて此經濟的手段なかりせば戰爭は大に長引きたらんことを自覺せることを求む如何なる國たりともボイコットに遇はゞ其國は降服の運命に迫れるものなり此平穩沈默然も峻烈なる藥劑を用ひなば武力は滅ぶるに至る可し吾人が支那に關連して山東問題を解決せんとしたる時吾人は次の事實を發見せり即ち英佛國は日本が今回對獨條約により獨逸より獲得したる所のものを必す日本の手に獲得せしむ可しとの條約上の義務を日本に對して負ひ居たること是れなり故に吾人の爲し得る最大限度即ち米國の爲し得る最大限度は日本の代表者に說くに其主張には頗る重大なる政策の關する所あることを以てし且つ日本より「日本は條約の此部分を利用するが如きことなし且何等の保留を附せずして山東省の主權を支那に還附す可し」との誓約（日本は此誓約を與へたり）を得るにあり吾人は爾來日本が絕對誠意を以て是等の誓約を履行す可き意思なるの證言を幾度も得たり吾人は今次の戰爭に於て吾人の側にありたる日本と二大國との間の祕密條約を解決するの目標點に立ちたり而して吾人は三國に向つて最初の約束を無視せよとは請求する能はざりき國際聯盟は祕密條約の有效ならざることを規定す諸君は或る一部の士が聯盟規約は米國を再び出來得る限り速かに我米軍を海外に派遣するを得せしむるの一の取極なりと論ぜるを聞くことある可し然れども聯盟規約は近き將來に於て我將卒を海外に派遣するが如きことを防遏す可き唯一の案なりとす。（十三日時事）

▲山東修正內容　（華盛頓ロイテル特電）　米國上院外交委員會は留保四箇條、修正四十五箇條を附し對獨講和條約、國際聯盟規約並びに外交委員會多數派報告書を上院本會議に送致せり。留保箇條は（一）國際聯盟よりの無條件脫退權（二）國會の同意なしにては聯盟規約第十條の義務負擔を拒絕すること（三）モンロー主義の解釋は獨り唯米國のみとなし得るものなりとする特權是れなり（四）は既報の如く移民、關稅、內國問題の決定權なり）修正箇條中重なるものは（一）山東を支那に與ふること（二）米國は聯盟會議に於て英國と同等の投票權を有し米國代表者は米國の關係を有せざる委員會より脫退することこれなり山東問題に關しては報告書に曰く、

「吾人多數派は大不當事と思惟する所の事を何れの地に於ても成就せしむるを欲せず吾人は他の國家間に祕密條約を以て締結されたる所の協定を履行せんが爲め忠實なる一聯合國の領土を取りて之を他の聯合國へ引渡すことに同意する能はず此條約なるものは吾人が國民の前に提出するを欲せざる所のものにして又吾人の子孫をして熟考せしむる爲め後世に殘すを欲せざる所の記錄なりと」。（十三日時事）

▲得々たる支那委員　（紐育特電）　紐育タイムス巴里特派員は英國委員がサンセルマンにて講和條約に調印するに際し同じく之に調印せんとする

支那講和委員王正廷氏との會見談を報じ來れるか其要旨左の如し。

對墺條約調印は山東問題に關し紛擾惹起せし當時よりの支那の方針なり斯して支那は山東問題に關して何等讓歩する處なくして國際聯盟に加入して一切の權利を享受し得ることとなれり山東問題に關し支那はロッヂ氏一派否共和黨全黨の同情を得つゝあれば十分に効果を收め得べし因に米國上院議員の日本贔屓も一日一同位にて澤山なるべく夫れ以上に及ぶ必要なかるべし云々。(十四日日日)

▲支那政府滿悅 (北京特電十二日發) 支那某大官曰く陸徵祥氏より對墺條約調印の公報着し支那政府も之にて國際聯盟に加入の確保を得大いに安心せり條件も聯合國の援助に依り支那の要求容れられ原案若しくは原案に近き程度に復舊したるものと思惟せらる若し墺太利の改正案にして其の儘存置されなば支那は調印する能はざる筈にて調印濟の電報到着せることは支那の主張が當然貫徹せしことを示すものなり羅馬尼塞爾維の不調印は如何なる原因に因るか電文簡にして之を知る能はずと。(十四日日日)

▲對墺條約に支那も調印 (北京特電十二日發) 陸徵祥氏より十日支那を代表し對墺平和條約に調印せり但し羅馬尼及塞爾維は調印せずとの公電到着せり。

別報に曰く對墺條約は五大國會議の結果二日間を延期し十日午前九時各國代表は墺國代表とサン・ジェルマンに會合し調印を終り條約中支那に關する五ヶ條の修正案は支那の抗議と各國の斡旋により墺國政府之を撤回し支那は其目的を達せり右に就ては全權委員王正廷氏の活動最も與って力ありたりと。(北京特電十二日發)

(サン・ジェルマン電報十日發國際通信) 墺太利講和委員長レンネル氏は本日午前十時十五分講和條約に調印したるが調印式は十一時十分を以て終了したり支那も亦之に調印したるが署名者は陸徵祥氏なり羅馬尼及ユーゴスラヴ講和委員は未だ調印せず同委員は本國政府よりの訓令を待ちつゝある旨を發表したるが最高會議は二十三日迄の猶豫を與へたり。

(巴里電報九日發國際通信) 羅馬尼委員は吾人は羅馬尼主權を侵害する所の少數派人種に關する項目につき留保する事を得ば講和條約に調印すべしと宣言せり而も最高會議は羅馬尼をして留保なしに調印せしむるか然らざれば調印を拒絶する事に決定したり。(十四日日日)

▲園侯演說反響 (上海特電十二日發) 去八日東京市の歡迎會席上に於て爲したる西園寺侯の演說は當地の英字新聞に轉載せられ在支外人の注意を惹けりチャイナ・プレスは曰く

西園寺侯の演說は國民に對する警告なり彼は世界に瀰漫し居れる排日的空氣の存在を是認し之を赤裸々に國民に告げたり此態度は目下日本と諸列國との間に存する一種の危險を防止するに充分なるべし而も侯が排日の原因を說くに及び吾人は侯か排日の事實を承認せる程赤裸々の態度ならざりしを遺憾とす卽ち排日の原因は他なし二十一箇條の裔北京武人派との結託腐敗借款の締結、朝鮮人獨立の際に於ける日本人軍隊の行動等是なり殊に最近の排日の直接原因は山東問題なり此事件は日本一部政治家の野心に依り終に今日の有樣を呈せるなり吾人は此際を措きて日本が其山東還附に依りて其他意なき事を示すの機會なしと信ず故に特に日本に此言を呈す云々。(十四日日日)

▲平和克復宣言 (十三日北京特派員發) 對獨平和恢復に關する大總統の命令は對墺條約調印延期のため今日迄見合せ居たりしが十日對墺條約無事調印を了りたる旨公報に接し十三日の閣議に於て愈十四日を以て對獨平和恢復に關する命令を發布する事に決せり。(十五日東朝)

▲山東案失敗の因 (上海特電十三日發) 汪兆銘氏は巴里より長信を送り巴里會議に於て列國が日本を援助して山東問題を解決したる事に就ては左の原因ありと述べたり之を列國の方面より見れば、

(第一)世界の大戰は軍國主義の結果なるに列國は尙軍國主義を奉じ唯日支兩國の强弱を論じ日本强くして支那弱しと思惟せること。

(第二)日本は支那を以って第二の朝鮮となさんとす故に支那の歐洲戰爭參加は日本の忌む所なり種々なる陰謀を繞らして內亂を起さしめ支那をして參戰の暇なからしめたり更に巴里會議開會さるゝや支那の會議參加は日本の忌む所となり日本は縱橫の政策を以て巧みに列國の弱點に乘じ一時の勝利を得たること。

更に支那側より見れば、

(第一)支那の政治思想幼稚にして教育普及せず國民軟弱以て外交の後援たる能はず。

（第二）對獨宣戰後支那は內爭に急にして獨逸との戰爭は恬として意に懸けざりし事。

斯の如き兩方面よりの事情を以て支那が巴里にて失敗したるものなるが之が爲支那は不調印を以て斷乎たる決心を示すの外無きに至りたるなりされど不調印は要するに當局の手段のみ吾人は更に積極的に世界に對し軍國主義絕滅を期せざるべからず。（十五日日日）

外交關係

▲**西藏問題險惡**　（二十九日北京特派員發）　西藏問題に關する交涉は二十七日英國公使と陳外交總長代理との會商の際意見折合ず一時交涉を見合す事となりたるが二十九日ジョルダン公使は國務院に龔代理總理を訪ひ外交當局との折衝を不滿足とし直接總理と交涉せん事を求めたるも龔代理總理は外交問題は外交當局と交涉せらるゝを至當とすとて婉曲に拒絕したるを以て英國公使は更に徐總統に面謁し委細商議せん事を要求するに至れりと傳へらる本問題の雲行漸次險惡の兆を呈せんとするものゝ如し。（一日東朝）

▲**支那對藏態度强硬**　（三十日北京特派員發）　西藏問題に對する支那政府の態度は頗る强硬にして支那の主權に關する所大なるを以て英國側にて讓步せざる限り斷じて英國の要求に應ぜずと唱へ居れり又近く期限滿了する西藏との休戰條約に對しても同樣の態度を持し期限滿了前解決の方法を得ざれば飽迄兵力を以て對抗せんとするものゝ如く四川甘肅兩督軍並に川邊鎭守使に對し積極的に兵備を修め一步たりとも支那の主權を侵さしむる勿れと電命せり。（一日東朝）

▲**南方英國に抗議**　（三十日北京特派員發）　南方は北京政府の借款交涉に反對し英國公使に對し抗議を提出し銀行團が北京政府の交涉に應じて財政の援助を爲す無からんことを要求せり。（一日東朝）

▲**滿蒙密約取消**　（桑港電報二十九日發國際通信）　倫敦二十九日發電莫斯科よりの公報に據れば過激派政府外務大臣は支那に通告するに同政府は露國の祕密諸條約を取消し且團匪償金要求をも撤廢する旨を以てせり右祕密條約とは主として滿洲蒙古に於ける特權に關し日本と締結せられたるものなるべしと察せらる。（二日日日）

▲**英公使强硬態度**　（三十日北京特派員發）　西藏問題に關してはジョルダン公使の態度も亦强硬にして直接徐總統に會見を申込むに至れり徐總統は三十一日陳外交次長を招きて今日迄の經過を聽取すべしと。（二日東朝）

▲**支人待遇改善**　（北京特電一日發）　在暹羅國支那居留民が暹羅政府より無條約國の故を以て虐待を被りつゝあるに對し支那政府は巴里に於て暹羅國委員に向かひ通商條約の締結を交涉中なりしが暹羅委員は同國の治外法權撤廢につき今回獨逸との平和條約にて承認を得たるも尙ほ英米等と交涉未了なるを以て該商議が重なる强國間に認められたる後支那の提議に應ずべく當分は在住支那人の取扱に關し自國人に準じ苛酷の待遇を爲さざる事を回答せし旨支那政府に報告ありたり。（二日日日）

▲**總統西藏問題聽取**　（一日北京特派員發）　徐總統は三十一日陳代理外交總長を招き西藏問題に關する最近の經過就中境界問題に對する英國ジョルダン公使の要求に就き詳細に尋問する所ありたり。（三日東朝）

▲**西藏との休戰問題**　（北京特電一日發）　支那西藏兩軍の停戰期遠からず滿期十月十六日滿了す可し其の間に到底西藏問題解決の見込みなき爲め目下英支間に更に半ヶ年停戰延期を期す可く協議を凝しつゝあり。（三日時事）

▲**日支軍事協約存廢懇談**　（一日北京特派員發）　日支軍事協約存廢に就き八月初旬陸軍部の有力者より我關係方面に對し非公式に懇談し來り本契約は輿論の反對少からざれば之を破棄し其精神を存し別に協定を爲したき希望を申出たるも日本側は去二月五日本契約の繼續を取極めたる際聲明せる如く西伯利の秩序回復する迄日支兩國とも事實上本契約の存續を必要とするを以て此際姑息の方法を講ずることに反對の意思を表示したれば今後支那側より重ねて希望あるも同一の趣旨に依りて應ぜざるべしと。（三日東朝）

▲**西藏問題新提議**　（北京特電二日發）　支那政府は西藏問題に關する交涉中止に關し藏支休戰條約を今後半箇年間延期（來年四月十五日迄）徐に商議せんことを英國公使ジョルダン氏に提議せるが軍人側は休戰期間の滿了と共に兵を四川省境に集中し西藏軍と一戰せんと主張するもの多し因に西藏の兵力は三萬八千にして一萬二千は第一線にあり六千は豫備隊一萬は新兵訓練

中なりと。（四日日日）

▲葡國の澳門埋立　（北京特電二日發）　葡國は其租借地たる澳門の海岸を埋立て境界を擴張せんとする形跡あり是全然條約違反行爲なるを以て北京政府は西南各省と査照の上嚴重なる抗議を提出すべしと。（四日日日）

▲駐支米國代理公使　（三日北京特派員發）　米公使ラインシュ氏は歸國に際し支那諸方面の有力家を招き席上支那が速かに統一に復して力を戮せて外國に對せんことを希望する旨挨拶せり猶同氏歸國後はテンニー氏代理公使たるべく久しく病氣にて安東に療養中の處八月末歸京せり。（五日東朝）

▲寬城子事件交涉　（四日奉天特派員發）　寬城子事件に關する日支交涉は奉天に於ても近く開始することゝなり目下旅順にある赤塚總領事は是に由りて近く入奉する筈なるが民間に於ては此事件の交涉が從來の如く弔慰金將卒の處罰を條件とする形式的謝罪に止まり新生面を實現せざるべしと豫測しつゝあり。（六日東朝）

▲寬城子事件交涉訓電　（奉天特電三日發）　寬城子事件は北京、吉林、奉天、長春の四ヶ所に於て交涉を開始する事に決定し二日外務省より奉天總領事に重要なる訓電到着せり目下赤塚領事は旅順滯在中なるも不日歸奉の上交涉を開始すべし尙我要求條件は極めて輕微にして恐らく國民の期待に副はざるべしと。（六日日日）

▲支那に諾威公使館設置　（上海着ロイテル）　支那新聞の報道によれば諾威政府は今回支那に公使館を設置する事に決し支那政府は之に同意を表せり。（六日日日）

▲西藏問題解決を迫る　（五日北京特派員發）　三日英國ジョルダン公使は西藏問題を提げて徐總統に謁見し其解決を迫れるに對し徐總統は現下の國情を說き青島問題に於ける國論沸騰の情を語り先づ輿論の趨向を察すると共に國會の同意を得、尙四川、甘肅、雲南等關係各省に諮問したる上にあらざれば決し難しとの意を述べジョルダン公使の希望するか如き急速の解決困難なる事情を婉曲に敷衍せりと。（七日東朝）

▲日貨排斥善後決議　（漢口特電二日發）　當地大多數の日本商店より成る江漢俱樂部は此度の日貨排斥か外國人及政治家の援助を受け其根抵頗る深く十數年間全市に扶植せし長江一帶の經濟的勢力を一朝にして覆へす恐れあるより左の三箇條の決議を爲し宣言書を發表し別に中村領事を經て陳情書を外務當局に提出することとせり。

（一）當局を援助し帝國永遠の對支方針確立に努むる事。

（二）對支事業の積極的發展を期する事。

（三）對支實業の助長進成を計る爲特殊の長期融通を目的とする金融機關の設置を計畫する事。（七日日日）

▲王揖唐外交團歷訪　（六日北京特派員發）　王揖唐氏は五日米佛の各國公使を訪問して北方總代表就任の挨拶を爲し且時局に關して意見を交換せり。（七日東朝）

▲上海歐米同學會新事業　（上海特電六日發）　上海歐米同學會は此度同會の事業として左の三事項を實行すべく計畫中なり。

第一、宣傳の機關を設けて支那に對する重要なる事項を外國に通信する事

第二、支那に來る外國人を歡迎し其事業に就き便宜を與ふる事。

第三、實業大學を開き支那の實業發展を期する事。（七日日日）

▲小幡公使抗議　（北京特電六日發）　近來支那商人の日本商標侵害事件頻發し日本商人の損害尠からざるに付小幡公使は再三支那政府に抗議を申込み居りたるか今回公文を以て外交部に向ひ支那に於ても速に商標條例を制定し他國の商標を侵害する者を取締られ度旨抗議し支那政府は農商部に右公文を移牒し回答を爲す筈なりと。（七日日日）

▲在支鮮人と上海過激黨の提携　（浦鹽特電五日發）　上海來電＝在支朝鮮人と上海過激派領袖との間に提携成り目下宣傳運動に就き協議中なるが先づ大仕掛に露國人に對しては日本に對する敵愾心を宣傳し露領に駐屯する日本兵士に對しては過激思想を宣傳し將校暗殺を煽動する事等なりと之が爲か「日本兵士に告ぐ」と題する檄文市內各所に貼付けられたるが之に關係せる露人一名既に處刑されたりと。（七日日日）

▲日支密約取消主張　（上海特電二日發）　廣東政府は西南各軍長官に返電し和議の再會に就きては日支密約の廢棄問題を以て先決問題とすと云へりと云ふ。（八日時事）

▲米領事館より五萬弗　（天津特電六日發）　米國領事は先きに二十萬

弗を支那學生團の爲に支出し學生同志軍を組織せしめたるが今又五萬弗を出し青年會に保管せしめ學生の運動を繼續せしめつゝあり學生團は其後援ある爲解散の模樣なく學校は始業期に入れるも未だ授業を開始せず前途暗澹たり（八日日日）

▲積極的米支親善の爲　（漢口特電三日發）　歐美道學會、辯護士會、基督教青年會等の排日派は一昨日米國宣教師連と武昌に會し米支親善の積極的方法に就き協議し先づ基督教青年會附屬小學校を增設し米國主義を鼓吹することに決せり。（八日日日）

▲小幡公使通告　（四日北京特派員發）　小幡公使は三日外交部に陳代理總長を訪ひ去三十日天津に於て學生等の暴行を被れる武市書記長並に小倉本社通信員兩氏の被害事件に關し此際中央政府として速かに適當の處置を取らん事を申出でたり。（九日東朝）

▲寬城子事件交涉　（八日北京特派員發）　小幡公使は八日外交部に陳代理總長と會見し寬城子事件に關する交涉を開始せり。（九日東朝）

▲邦人殺傷抗議　（北京特電七日發）　小幡公使は三日午後五時陳外交總長代理を訪問し天津に於ける學生騷動の爲日本人二名を負傷せしめたる事件に就き抗議を提出し今後居留民の安全を保障する爲支那政府は如何なる方針を執るや殊に學生の騷動は裏面に敎唆者あり其企圖深し若し更に騷擾勃發せんか是を收拾すること難く日本居留民の生命財産を保護する能はざるを虞る支那政府は宜しく根本的に是が對策を定め本公使をして本國政府に的確なる報告を發せしむるに傾ぜしめよと嚴談せるに陳總長代理は支那政府は既に天津に於て學生騷擾を嚴重に取締り善後方法を策し居る以外各省にも通電して事前に防止するやう訓令し特に右に關する報告及命令は電報局をして敏速に取扱はしめ事件勃發の際遺憾なきを期し又各鐵道には代表者團又は請願團と稱する二十人以上の團體を輸送する事を禁じ更に必要の場合は戒嚴令を宣布して强硬に取締る手配りも整ひ居り支那政府に於ては確に秩序を維持し得べしと信じ居れば之を諒せられたしと回答せり。（九日日日）

▲米公使辭任聽許　（北京國際特電四日發）　米國公使館の接受せる報告に據れば大統領ウイルソン氏は駐支米國公使ラインシユ博士の辭任を聽許せり、大統領は述べて曰く博士の辭任は大統領が最も欲せざる所にして事茲に至れるは全くラインシユ博士が種々の關係上米國に在住するの必要あるが故に是非共歸國したしとの熱望を容れたるに外ならずと。（九日時事）

▲セ將軍後圖を策す　（奉天特電八日發）　八日セミヨーノフ將軍の爲めに東三省巡閲使公處内に催されたる午餐會には巡閲使張作霖氏は列席せず午後四時頃セミヨーノフ將軍の幕僚の大部分は旅舘大和ホテルに引揚げたるがセミヨーノフ將軍バーナーセーフ少將モレノフスキー大佐フルチーフ大尉の四名は同公處に居殘り午後五時に至り正式の晩餐會に臨み張巡閲使と交驩せり而してセミヨーノフ將軍と張巡閲使との會見に於ては哈爾賓駐在のグチスト大佐の諒解を得たりと信ずべき理由あるに拘らず將軍着奉以來親支黨のモレノフスキー大佐が萬事を我物顏に振舞ひて日本を除外し極めて秘密の内に會見せしめたる事とて日本側の反感を招けり隨つて會見の内容は明かならざるも各方面の情報を綜合するにセミヨーノフ將軍が來るべきオムスク政府の崩壞を待つて後貝加爾以東の獨立を計畫しつゝあるは疑ふ可からざる事實なるが之には軍資軍器兵力等を要し軍器と軍資は某國の援助に待つべきも現在の兵力一萬五千にては甚だ薄弱なるに付外蒙古に於て軍兵を募集し且張作霖氏の諒解に付て後顧の憂ひを斷たんとするに在るものゝ如しセミヨーノフ將軍の一行中には親日黨のハラノフ大佐と親支黨のモレノフスキー大佐の兩派あり奉天到着後直に旅館問題にて同將軍の奪ひ合の滑稽を演じたるさへあるに其夜大和ホテルのバーに於て食事中なりし日本人の醉漢等か將軍の副官トリチーフ大尉を毆打したる騷ぎあり一行は大に憤慨して全部城内に引揚ぐべしと敦圉き終にモレノフスキー大佐以下十餘名は支那側の準備せる支那旅館に投ずる抔日支露の三國民相互に惡印象を遺すが如き醜態を演じたるは遺憾なり。（十日日日）

▲日米協約の效用　（華盛頓國際特電八日發）　國務卿ランジング氏は斷言して曰く余はランジング石井協約を以て絕體に米國を束縛するものとは認めず其效用に對しては寧ろ高平協約其他の協定と同樣のものと認むと。（十日時事）

▲寬城子事件訓電　（五日北京特派員發）（延着）　寬城子事件に關する我外務省よりの訓電は電線に故障ありたる爲一部未着のものありたるが五日全部到着せるより小幡公使は當時我軍隊の蒙れる被害慘狀を撮影せる寫眞等

の參考品を添へ右交渉案件を携へて兩三日中に外交部に陳代理總長を訪ひ意見交渉を開始すべく目下會見期日の打合中なり因に右本省よりの訓電の内容は未だ支那側に交渉條件を提出せざる以前之を發表するの自由を有せざるが曩に本省より意見を徵し來れる當時の原案に比し其後關係方面の意見を參酌して多少の修正を加へ稍強硬のものとなれり卽ち責任者並に加害者の處分賠償及將來の保障を內容とする六箇條より成れり尙今後の交渉は既報の如く北京、奉天、吉林の三箇所に於て行はるべし北京に於ては唯だ大綱を總括するに止め具體的の事は主として奉天に於て談判さるべし。（十日東朝）

▲上海聯合會の決議　（上海特電八日發）　上海各界聯合會は山東問題及北京に於ける學生請願問題に就き七日午後三時より上海西門街公共體育場にて大會を開き會員の激烈なる演説ありたる後左の決議を爲したり。

一、山東の利權を回收せざる以前は對獨講和條約に調印するを得ず且つ日本と直接交渉を開始するを得ず。

二、廿一箇條密約協定高徐濟順及滿蒙四鐵道に關する日支契約を取消すべし

三、邊防處及西北防辦處を取消し段棋瑞、徐樹錚を罷免し安福俱樂部を解散すべし。

四、馬良張樹元を懲戒すべし。

五、外交を公開し言論出版結社の自由を認むべし。

六、外交團に對し舊國會解散後正式國會成立以前の對外密約は全部効力を生ぜざる旨を通告する事。

七、以上の條件決議後上海各方面の意見を徵し之を南方代表に通告し北方にて此條件を承認せざる間は斷じて和平會議を開かるべき事を勸告する事（十日日日）

▲龔總理哀訴　（十日北京特派員發）　北京政府は財政の窮乏益甚だしく最近五千萬元の內國債募集は決定したるが應募者少き模樣にて到底滿足なる結果を得る見込無きより滋に二千四百萬元の借款を申出でたるも拒絶せられたるに拘はらず此際舊銀行團の援助を求むるの外無く龔代理總理は九日在京各銀行團の代表者を財政部に參集を乞ひ財政狀態に就きて委曲說明を爲して訴ふる所あり其結果舊銀行團の代表者は右の旨直に倫敦の本部に通牒し再議を求むることとなれり。

▲西藏問題要點　（北京特電五日發）　外交部內に於て西藏問題の顚末書を巴里講和會議に發表すべしとの說ありしが四日英國公使ジョルダン氏が徐總統を訪問せし際右に關する双方の諒解成り一時之を中止する事となれり右顚末書の內容は千九百十三年三月西藏委員より提出せる對案六箇條千九百十四年四月二十七日支那委員陳貽範氏より提出せる對案七箇條千九百十四年五月英國委員より提出せし協定案十一箇條同年西藏委員より英國副領事テシマン氏に託して提出せる新案並に今回英國公使の提出せる新案より成れるものなるが右の內最も問題となるはテシマン氏の携帶せる西藏委員の提案にして之に添附せる附圖は靑海及び川邊の全部を西藏と同樣の色彩を施し之を西藏領土と認めたるものにして之に對しては支那政府は斷じて承認し能はざるものなりと尙英國の新提案は千九百十四年五月の協定案と大差なきものなりと。（十日日日）

▲ラインシュ氏辭職の眞相　（北京特電五日發）　亞細亞通信は米國公使ラインシュ氏辭職の內容を報じて曰く、

ラインシュ氏が米國國務省の訓令に依り支那政府に向ひ獨墺との外交關係を斷絕すべく勸告せし際氏は政府の許可を得口頭を以て當時の國務總理段祺瑞氏に向ひ米國は支那が平和會議に出席する事並に獨墺に對する支那の諸要求を援助する爲に最善の力を盡すべき事を確言せり故に支那委員は米國公使の約束を信じ巴里會議に於て靑島の直接還附を要求せしに巴里會議の決定は日本に利益ある解決を告げ支那を失望せしむるに至れり此報道に接したるラインシュ氏は非常に驚愕し突然辭表を提出せるものなり。（十日日日）

▲山東還附條件　（四日紐育特派員發）　松岡書記官の說明巴里より歸朝の途にある松岡書記官は語つて曰く「日本政府は膠州灣還附の目的を以て一兩月內に支那と交渉を開始すべし」松岡氏は右還附の條件に關し說明し其中には國際貿易の爲還附地域を解放すること、日本の軍隊及警察隊を撤退すること、及び山東鐵道の運轉は日支合辦事業として支那も其管理に參與すること等の條項を含めりと述べたり。（シドニー經由十一日東朝）

▲寬城子事件要求　（九日北京特派員發）　小幡公使が支那政府に提出せる寬城子事件の要求條件左の如し。

一、死者負傷者に慰恤金治療費を與ふる事。
二、吉林軍直接責任者を處罰する事。
三、當事者巡警等其指揮者を處罰する事。
四、吉林軍取締を規定し今後の保障を爲す事。
五、張作霖が奉天總領事館に出頭し陳謝をなす事。
六、同事件に關し徐總統の發せる命令(關係者查辨處分等)の寫を公使館に交付する事。(十一日東朝)

▲西藏問題抗議　(十日北京特派員發)　南方政府及び舊國會は聯名にて北京政府に抗議して曰く、
北京政府が西藏問題に關し豫め南方政府及び國會に諮ること無くして英國と條約を締結するに對しては斷じて承認することを得ず本問題は支那國民の生死に關する重大問題にして一日西藏にして英國の支配の下に立たんが支那民族の一を失ふに至らん云々。(十三日東朝)

▲支那の希望條件　(北京特電十二日發)　支那政府は我寬城子要求案に對し東三省巡閲使張作霖氏の謝罪を初め吉長道尹陶彬氏の謝罪を爲す事と大總統が命令の寫しを日本公使館に送り遺憾の意を表する二箇條は先例なきを以て改めたしとの希望を附する外其他の四箇條に對しては異議なしと。(十三日日日)

▲兵器原料も拒絕　(十一日北京特派員發)　過般北京政府より兵器の原料輸入に付承認を求め來れるに對し外交團は原料も既製品同樣に看做すことに意見一致したれば既定方針に基き右申出を拒絕するに決し最近ジョルダン公使より此旨回答に及べり。(十三日東朝)

▲廣東排日貨運動　(九日廣東特派員發)　廣東學生聯合會は排日貨運動の爲め更に團結を固うし今同多數の會員を廣東會館に派して每日日本よりの輸入品を檢查し其荷受主が支那人なるときは之れが通關を阻止し若し强ひて受け取れるときは學生聯合會は之れに對して罰金を課すべしと決議せり尙運動は支那人に對してのみならず日本人輸入商に對しても同樣干涉すべしと(十三日東朝)

▲要求承認通告　(北京特電十三日發)　支那政府は昨夜寬城子事件に關する日本の要求條件中の一箇條大總統命令書を日本公使に交付し遺憾の意を表する件を承諾せる旨小幡公使に公文を以て回答し來れり。(十四日日日)

▲日本公使館否認　(北京特電十三日發)　日本公使館は寬城子事件に對し既報六箇條の要求の外に支那軍隊は南滿鐵道附屬地より若干の距離以內に駐屯する能はざる事日本憲兵屯所を鐵道附屬地境界に設置する事を提議せりとの英字新聞の報道は事實無根なりとて之を否認せり。(十四日日日)

▲伊國潜艇賣込　(北京特電十二日發)　伊太利の潜水艇賣込は伊太利公使館附商務官ペトロジー氏の運動にて金額は千五百萬リヲ(五百八十二萬圓)なり之には三隻分の代價とコンミッションを含めるものゝ如く支那政府の一部にては財政困難と潜水艇操縱の將校なきを以て右契約に反對し居れるも海軍總長劉冠雄氏との間に既に密約取消し難き狀態にありと右に關し潜水艇百隻買入の噂あるも誇大に失す。(十四日日日)

▲南方西藏問題抗議　(十日北京特派員發)　南方政府及舊國會は連名にて北京政府に抗議して曰く北京政府の西藏問題に關し豫め南方政府及國會に諮る事なくして英國と條約を締結するに對しては斷じて承認する事能はず本問題は支那國民の生死に關する重大問題にして一旦西藏にして英國の支配下に立たんか支那民族の一を失ふに至らん。(十四日東朝)

▲北京政府快諾　(十三日北京特派員發)　寬城子事件に關する我要求に對し北京政府は其妥當なるを認め中央政府に於て直接商議すべき一箇條即ち寬城子事件に關して發せし大總統命令の寫を我公使館に交付するの件に就ては十二日陳外交總長代理より文書を以て快諾の旨小幡公使に回答し來れり(十五日東朝)

▲江蘇人西藏問題電請　(十四日上海特派員發)　江蘇教育會其他十一團體は北京政府に宛て英國公使西藏問題を提起し種々の條件を要求する事國家の主權に關す斷じて讓步する勿れと電請せり。(十五日東朝)

▲在滿鮮人を優遇せよ　(上海特電十四日發)　目下巴里に滯在中なる民黨の汪兆銘氏は上海なる胡漢民氏に打電して曰く近頃新聞紙の報ずる所に依れば滿洲の支那官吏は日本政府の意思に激昂して滿洲在住の朝鮮人を虐待すとのことなるが是等の行爲は民國の耻辱にして世界の爲に笑はるゝ所とならん鮮人は之を優遇するを當然とす又道理の上より論ずるも同病相憐れまざるべからず宜しく我國の輿論を指導し正當の主張を以て國威を發揚し日本に

掘びる者の魂を奪ふべしと。（十五日日日）

▲**米國公使歸國**（北京特電十三日發）米國公使ラインシュ氏は十三日午後八時徐總統代表以下支那人外人多數の見送りを受け歸國の途に着けり氏は出發に際し左の如き告別の辭を支那人に與へたり。

予は内外人の友誼を感謝し支那を去るに臨み支那國民性の麗はしき點を嘆賞し其未來あるを信ずるを以て支那國民に對し大なる友情と友誼を表明す予は支那國民の指導者が國民と共に過去數年間に亘り種々の困難に遭遇しながら輿論の活動に依り政治運動の眞意を解し且つ支那政府をして總ての問題に就き人民に信頼せざる可からざるを悟らしむることと信ず支那の經濟的狀態は尙大なる未來あり其の農業の原料は無盡藏にして自然の富は漸く利用され初めたる許りなり故に支那の將來は今より十層倍も平和的に盛んなる發展を遂げ未來の友人を滿足せしむ可し特に米國人は支那の幸福に一層溫かき同情を計るものなるなるを記憶せられよ。（十三日日日）

南北情勢

▲**新國會閉會式**（三十日北京特派員發）新國會は三十日午前十一時衆議院にて閉會式を擧行せり龔代理總理以下國務員も列席し衆議院議長王揖唐氏閉會の辭を述べ龔代理總理立ちて總統及び國務院の式辭を代讀せり（一日東朝）

▲**陸氏北方妥協**（二十九日香港特派員發）南方實力派の首領陸榮廷氏は北京政府に通　して和平を希望し北京政府に對する忠誠を表明したり陸氏は王揖唐氏の北方總代表及岑春煊氏の南方總代表たることを認め更に曰く湖南に在る廣西軍隊は全部撤退せり尙廣東軍と廣西軍の軋轢說及び其他種々の風說は根據なき謠言なりと尙陸榮廷氏の單獨講和提議に關聯して北京政府は陸氏の兩廣獨立取消の條件附にて譚浩明氏を兩廣巡閱使に馬濟氏を廣東督軍に及び陸榮廷氏を副總統に就任せしむることを約束せり又傳ふる所に據れば廣東督軍莫榮新氏は全國に通電して日支軍事密約に反對せりと。（一日東朝）

▲**總統王揖唐を招く**（三十日北京特派員發）徐總統は二十九日王揖唐氏を招きて南北問題に關し懇談する所ありたり總統府員の談によれば廣東軍政府は王氏の總代表たるに反對せざる旨の返電を寄せ來れる豫定にて王氏は九月中旬までには南下の豫定なりと。（一日東朝）

▲**吳氏王總代表に反對**（北京特電三十一日發）吳佩孚氏は部下の將校を代表とし北京政府に對し王揖唐氏が講和總代表として南下せば師團全部を率ゐ直隸省に歸還すべく今後軍隊が過激なる行動に出づるも責任を負はずと打電し來れり。（二日日日）

▲**學生警察に押寄す**（三十日天津特派員發）北京の請願團に氣色ばめる天津學生團は第三請願團の抑留に憤慨し三十日朝九時東馬路の青年會館に會合し再び遊說團を組織し路上演說を行ひ一層馬良懲罰排日宣傳に努力する事に決し午後三時より夫々各方面にて演說を開始せるが斯くと聞知せる東區警察廳長周壁恍は守備隊保安隊約三百名を出し市中を警戒せしむると共に東門附近北馬路上等に於て煽動的慷慨演說を爲せる學生十二名を逮捕し警察廳に送致せるが左なきだに昂奮せる學生等此報に接し陸續警察門前に押かけ其數約三百逮捕學生の放還方を要求し若し然らずんば我等三百名も拘留せよと絕叫して歇まず警察隊は之を遮り喧噪を極め之を見んとする群衆は各所に蝟集し騷然たり警察廳長揚以德は事態容易ならずとし午後四時戒嚴令を布告せり。（二日東朝）

▲**天津學生の暴行**（三十一日天津特派員發）本通信員は前電後の暴動學生實狀探查の爲午前三時天津商業會議所書記長武市利明氏と共に腕車を驅りて支那警察廳前に至るや同所に群集せる支那學生團數百名は我等兩人の來れるを見て不穩の態度を示せるを以て危險を避んとせるも旣に遲く學生の追跡する所となり本社通信員は投石に遭ひて路上に倒れたるが學生等は折重なりて足蹴亂打等の暴行をなし所持品は奪はれ身に數十箇所の打撲傷を受たる爲其場に昏倒したり其時巡警等に保護を請ひたるに彼等之を斥けたるのみならず却て學生等の暴行を容易ならしめたり午前五時頃正氣付き辛うじて日本租界天津醫院に辿り着き應急手當を受け目下入院加療中なり一方武市書記長は四肢に擦過打撲傷を受け鮮血淋漓たるをも顧ず投石の間を掻い潜り辛くも我が領事館に事の次第を急報せるを以て我總領事は直に支那官憲に嚴重なる交涉を開始せり。（二日東朝）

▲**七月三日を記念日**　（一日北京特派員發）一日大總統令を以て七月十二日の共和開設記念日を廢止して七月三日と爲したる旨公布せり。（四日東朝）

▲**廣西軍福建侵入**　（北京特電三日發）福建督軍李厚基氏は林葆懌氏が福建に侵入せんとし廣西軍二十個大隊の援軍を得其中二千三百名は既に詔安に到着せり停戰期間中斯くの如き攻勢を取るに對し如何なる方針を取るべきやに就き北京政府の訓令を仰ぎ來れり。（四日日日）

▲**張の軍權統一**　（一日奉天特派員發）張巡閲使は東三省の各軍隊全部を東三省分隊なる名目の下に統一し更に之を以て東北邊防司令を設けて三省の軍權を統轄し該司令は三省巡閲使自ら之を兼攝する事とし又邊防副司令は吉林黑龍二省の督軍をして兼ねしむる事とせり更に又張氏は武器軍耗をも統一すべく目下其計畫中なり。（四日東朝）

▲**大總統令公布**　三日左の如く大總統令公布さる。

一、劉鏡人を駐日特命全權公使に任ず。

二、京畿警備隊總司令部は元來對獨墺參戰の爲め設置せられたるものなるが目下戰爭終了せるも京津の治安維持は緊要なるを以て更めて京畿衞戍總司令部となし其職責を盡さしむ。

三、段芝貴を京畿衞戍總司令に任ず。（六日日日）

▲**和議進行方法**　（上海特電二日發）上海護軍使は北京政府の通電に接せり曰く此度和議を愼重に進行せしめんが爲め左の如き方法を定めたり。

一、北方總代表新に代れるも和議進行は舊に依り貫き枝節を生ずるを免れしむ。

二、先に提出し決定せる各案は南方を促し正に中央と條約履行の準備をなさしむ。

三、再び議和會議を開けば規則を定め傍聽を許さんとす。（七日時事）

▲**南方承認拒絶決定**　（五日上海特派員發）王揖唐氏の北方總代表任命發表以來軍政府は未だ何等の表示なかりしが四日南方代表唐紹儀氏に對し來電あり曰く國會及び各軍長官よりは何れも王總代表を否認せるが貴見如何と唐氏は是に對し

和議停頓後總代表を辭職してより閑散の身となり時事を問はず議和進行の狀態を知らず王總代表問題に對しては軍政府自ら決定するを要す但余個人の意見を述ぶれば北方は例の八條件中（第一）歐洲講和會議の決定せる山東問題の條項を承認せず（第二）參戰軍邊防軍等其他一切類似の軍隊を廢すること（第三）舊國會の回復を宣言することの三箇條を承認すべし蓋し此三箇條は國家存亡の問題に係り局部的權利條件にあらず北方尙是等を拒絶せば和議の誠意なきのみならず甘んじて國家權利を失ふものなり斯くては和議を開くも何等の利益なく和平の希望更になし云云と答へたり南方諸方面の意見右の如きを以て軍政府は愈王總代表拒絶に決せり依つて近々正式に其旨を北方に回答すべしと。（七日東朝）

▲**總理代理辭す**　（六日上海特派員發）財政總長龔心湛氏は四日總理代理兼任を解かんことを請ひ徐總統は農商總長田文烈に和議成立まで臨時兼攝を勸めたるも田氏拒絶したれば更に陸徵祥、靳雲鵬に交渉中なり安福派は司法總長朱深を推さんとするも徐樹錚氏未だ承知せずと。（七日東朝）

▲**蒙古兵反亂す**　（哈爾賓特電五日發）滿洲里來電に曰く三日ダウリア驛に於て露軍に屬せる蒙古兵反亂を起し武器裝甲車を奪ひ露軍と交戰す露軍は敵の占領せる裝甲車を包圍し四日午前六時裝甲車を奪還したるが中に十名の死者ありたりと。

我旅團及び第二大隊は事件の解決協調に盡力し露軍を援助せり四日午後より露國側にては鐵道修理中なるが同日開通の見込、日本將卒に異狀なしと。（七日時事）

▲**王氏拒絶回答**　（六日上海特派員發）五日廣東政府は北京政府に對し輿論は王氏の總代表を拒む別に選びて民意を重んぜられたしと回答せり。（八日東朝）

▲**徐謙氏の辭表提出**　（上海特電三日發）徐謙氏は廣東軍政府に向け孫文既に總裁を辭す余も亦司法部長の職を辭するを乞ふと云へり。（八日時事）

▲**京畿衞戍總司令部**　（三日北京特派員發）三日命令を以て京畿警備隊司令部を廢して京畿衞戍總司令部を設け段芝貴氏總司令に任ぜられ從來は北京のみの治安維持にありしも今回は權限を擴張し其範圍は天津は固より近

義一帶に及ぼすものなり。（八日東朝）

▲奉天に重要會議　（奉天特電七日發）　過般東三省政局統一の爲め奉天に開かれたる重要會議には各師長、旅長、團長、司令、參謀、軍事顧問其他警務財務各廳長以下列席したるが席上決議したるは三省に於ける種々の施設計畫にして張氏が完全に三省政治の實權を掌握せんとする意圖を窺ふに足るべき左の議案に就き協議せり。

一、各混成旅師團改變（之に對する經費は中央より三十萬元奉天にて二十萬元支出の事）

一、教育實業廳の改造

一、各道各縣の警察增加（奉天）

一、吉林の幣制整頓、各銀行をして各官帖の回收を推行せしむる事以下三項（吉林）（八日時事）

▲取締嚴訓　（北京特電三日發）　北京政府は天津警察廳長揚以德氏より天津に於ける學生が暴動を爲し龜井副領事及商業會議所小倉書記を包圍して負傷せしめし件の報告に接し訓電して曰く、

學生が警察署長を圍みて騷亂を爲すのみならず外國人を毆打せるが如きは不都合なり學生は治安警察法の廢止を請願する由なるも同法は立法部に於て治安を維持する爲に決議せるものにて總ての國民齊しく遵奉すべく學生の願ひに依り輕々しく取消すべからず又外國人の往來するものを包圍毆打するが如きは外交に影響する重大なるを以て充分に取締り更に學生の粗暴を根本的に防止する方法を講じ事端を生ぜしむる勿れ。（九日日日）

▲譚浩明の强要　（五日廣東特派員發）　譚浩明は廣東督軍の職を引繼ぐ爲め廣東に來れり之に關し軍政府にては直に臨時會議を開き協議したる席上譚浩明は廣東督軍問題に對する陸榮廷の意見を說明し且軍政府政務總裁に對し現督軍莫榮新を罷免し自已を後任に任命するの命令を發せん事を要求したり政務總裁等は反對を惹き起さん事を恐れ且莫榮新と打合すべしとの意見に一致したり岑春煊氏は莫榮新を訪ひ更迭の已むべからざるを說きたるが莫氏は之に一言の答ふる所なく直ちに部下並に警察に對して秩序の維持を命じたり人民一般に事變を恐れ恟々たり。（九日東朝）

▲北軍反亂　（三日長沙特派員發）　安鄉及び益陽に於ける北軍は給料不渡の爲反亂を起し上官を殺し掠奪を行ひ湘潭駐在の北軍も亦給料不渡の爲糧食に窮し七萬元の支給を要求せり吳佩孚も五千萬元馮玉祥も二十萬元を張督軍に要求せるが張の手許も紡績會社を賣りたる百五十萬元を以て自己の直屬部下の不平を押へ居る位にして前途の不安甚だしく其他各地兵士の掠奪絕えず近く廣東軍が江西省境に進出と共に湖南の南軍も動搖の兆あり張督軍は瀏陽方面に向け出發せり。（七日東朝）

▲四川邊境危急　（重慶特電二日發）　川邊護軍使陳遐齡氏は昨年八月西藏獨立軍と戰ひ利あらず熊克武氏に向ひ援兵を請ひたるも當時四川は靖國軍編成と重慶會議の場合にて如何ともする能はざるより陳遐齡氏は西藏軍と打箭爐に於て哀願的休戰條約を結び其期限は本月十日にて既に滿期となり現に西藏軍は巴塘に前衞を置き續々攻勢に出づる模樣あり人民の恐慌一方ならず隨つて陳遐齡氏は昨日熊克武氏に對して軍費並に援兵を送らざれば西藏軍の侵入に任すべしと電報したり。（九日北京特派員發）

▲田文烈に交涉　（七日北京特派員發）　龔代理總理は六日の閣議に臨み固く辭意を表明せるが徐總統は極力之を慰留すると共に一方には既に田文烈に後任の交涉を開始せり。（十日東朝）

▲吳氏說得に努む　（漢口特電八日發）　政府は吳佩孚氏の王揖唐氏反對甚しきに苦しみ曹錕氏に疏通を求めし結果曹氏の參謀張滂氏は曹氏の書簡を携へ懇願に赴く爲め到著したり王占元氏も書簡を認め參謀を同行せしむ可し尙ほ吳佩孚氏は部下の俸給四箇月分を停滯せる爲め王に二十萬の借款を依賴中なり。（十二日時事）

▲南方に反省を求めよ　（九日北京特派員發）　龔代理總理は廣東軍政府より王揖唐の北方總代表反對の通告ありたるに對し九日軍政府に打電し北京政府は和議の一日も速かに成立せんことを希ひ居り先つ王揖唐は北方總代表として最も適任と信じ任命したる次第なれば和議に對する從來の行懸り等末節に捉はるゝ事なく王氏は近く南下すべきに由り唐紹儀にも此旨然るべく通達せられ和議の再開を圖るに努められたし云々と反省を求むる所ありたり（十二日東朝）

▲臨時衆院開會　（十日北京特派員發）　十日午前十時より衆議院に於て臨時議會開會式を擧行せり。（十二日東朝）

▲王總代表の通電　（北京特電十一日發）　王揖唐氏は十一日北方各督

軍及西南首領等に左の如き通電を發せり。

徐總統及政府の命令を受け總代表たるを承諾せる余は國家を愛し法律を愛し平和を愛する一人なり若し國家を愛せず私利を爭うて平和を妨害するものあらば昨の友も是を敵とし平和を愛する者あらば昨の敵も是を親しむ國內の爭ひ既に二年を超ゆ盖し物平かならざれば鳴ると雖國家の作用は人材を用ひ以て富强を圖るにあり唯不平の故を以て內部を止めざれば國亡びざるを得ず思ふに國民は木石に非ず最後の覺悟あらざるべからず余や固より智雄才辯人に勝れざるも誠意を以て事に當らん全國の人士又余と同じく誠意を披瀝せば永久に平和を期する事難きにあらざるを信ず此心上帝是を鑑みん。（十三日日日）

▲王督軍の運動　（十日漢口特派員發）　王湖北督軍は廣東軍政府の王總代表に對する正式拒絕の通電に接するや直に南京の李純督軍江西の陳光遠督軍と電照して西南實力派との意思疏通に努め西南の反對を緩すべく運動に着手せり王督軍は今回南方の拒絕は實力派たる陸榮廷、唐繼堯氏等の意見にあらずして主として民黨一派の反對の爲に軍政府が已むを得ず正式に拒絕に出でたるものなれば早晚實力派の力を以て之を緩すべしと觀測し居れるが如し。（十三日東朝）

▲王總代表奉天に赴く　（北京特電十一日發）　北方總代表王揖唐氏は隨員十名を從へ十一日午後十時特別列車にて奉天に向け出發せり同地にて東三省巡閱使張作霖氏と打合せをなしたる後天津に引返し十四日北京を出發する各代表と共に南京を經て上海に赴くべし。（十三日日日）

▲正式政府組織說　（上海特電十一日發）　目下南方一部間に唱道し來りつゝある南方正式政府組織說に關し廣東軍報は左の如く報道せり。

陸榮廷、張敬堯、吳佩孚、譚浩明、譚延闓、李根源、陳炯明、方聲濤其他護法各軍隊司令官に確定せる軍隊統治權を附與す、從來軍政が一黨一派に獨占せられ居たる弊害を除き各方面の人材を網羅す尙南方にては從來黨派關係に禍され不統一を來し常に北方に乘ぜられたる弱點あるに鑑み今後南方部內の統一を計り一面北方が適當の和議總代表を任命するを俟ちて和議に應ずべし北方が若し愈々和議の誠意なき事判明するに於ては西南自治を實施し徐ろに今後を謀るべし。

右に就き上海消息通の間には是南方の實力派が軍政府に對して壓迫策を執らんとするの前提なりと解釋するに一致せり政學會は勿論此計畫に反對なり。（十三日日日）

▲王南方に通電　（十二日北京特派員發）　王揖唐は十一日出京に際し唐紹儀外南方の有力者並に北方の各軍民長官に宛て通電を發せるが南方の王氏に反對する者に對しても亦和議其物に對しては何等言及せず單に誠意を以て和議に當ると云ひ和平を愛する者は昨日の敵も今日の友人たり然らざる者は友人と雖も敵視するものなりなど極めて抽象的の文字を絣べたるに過ぎず（十四日東朝）

▲李督軍の魂膽　（十二日漢口特派員發）　湖北某要人は曰く今回北京政府と西南實力派との直接和議破裂し軍政府は正式に王總代表に反對を提議せるは表面舊國會政學會派の運動成功に依るが如きも其實は北方直隷派と安徽派との暗鬪に原因せるものにして直隷派の李純督軍は自己の手を經ずして北方が直接妥協せんとするを不滿とし先づ吳佩孚を動かして反對せしめ更に南方政學會及研究會を煽動し直接和議は段祺瑞一派の指圖に出でたるものなるを仄かし王揖唐は之が傀儡に過ぎざるを風說せしめたる結果遂に南方をして反對を定めしめたるものにして陸榮廷唐繼堯も已むなく前言を取消し反對するに至らしめたるものなりと、但し李純督軍及び江西の陳督軍は何喰はぬ顏して南方の反對に對し調和的態度に出で北京に打電し（一）王揖唐を辭職せしめ別に超然主義者を任命せしむる事（二）南方の要求たる軍事協定日支密約の取消、邊防軍の解散を實行することを提議せり湖北督軍は李純の行動に對し再三忠告したるも聞入れられざるより單獨にて徐總統に打電し直隷派首領馮國璋に調停を依賴すること王氏南下を延期することを建議せり。（十五日日東朝）

◆安東縣附近に一揆　（十三日安東縣特派員發）　安東縣を距る南約十里白番地にては新に實施せられたる家畜税に反對し殊に今年は旱魃の爲め新税の負擔に堪へずと爲し當局へ嘆願書を提出する等納税を肯ぜざるに依り官憲にては軍隊を派遣して高壓的に徵收せる爲め一部土民の反感を激發し遂に十一日百姓一揆を勃發し討伐隊と交戰し双方死傷少からず中には家屋を燒拂はれたるものもあり急報に接し鳳凰城より騎兵砲兵約八十名と機關銃一安

東より約八十名大孤山より約七十名の軍隊何れも十一日午後急行し更に急電に依り十二日朝鳳凰城より約四十名野砲一門を繰出せるが當地支那側には未だ詳報到らざるも一説は安東方面に押寄すべしとの風説高きに依り約八十名の軍隊を南方五道溝附近に派し砲線を敷き警戒中なり。（十五日東朝）

▲南方獨立計畫　（十二日香港特派員發）　最近南方の一部には南方正式政府を組織し南北分治を暗中計畫する者あり國會方面支那軍人李烈鈞、李根源の如きも之に贊同し居るやにて漢字新聞に報道せられ居る次第なるが尙識者間には時機早しと認むる者多きが如し目下國會議員數は衆議院三百二十三名參議院百二十名にて三分の二たる法定數には合計百四十名の不足なり（十五日東朝）

▲馬賊取締勸告　（十三日吉林特派員發）　吉林奉天の確執以來邊境の防備弛廢し馬賊所在に橫行し三姓の騷亂新城の燒打等直接間接に邦人側にも被害少からざるに依り森田吉林領事は鮑督軍に對し勸告的交涉せしに東部は第二旅長高鳳城西南部は第三旅長陶祥貴に命じ夫々討伐の準備をなさしめたりと。（十五日日東朝）

財政經濟及其他

▲財政窮乏甚し　（二十九日北京特派員發）　徐總統は中央の財政難極度に達し殊に中央地方を通じて將來に關係ある軍費の處置を焦慮し二十九日龔代理總理、段邊防事務督辦、靳陸軍總長、張參謀長及び財政次長等の關係當局者を總統府に招きて應急策を協議せり。（一日東朝）

▲關稅剩餘全額交付　（三十日北京特派員發）　關稅剩餘金中より百萬元を政府に交付すべしとありたるも龔代理總理が英國公使ジョルダン氏を訪うて熱心に其窮狀を訴へたる結果外交團は二百五十萬兩の全額の交付を承認する事に決したり其內一割三分五厘は廣東軍政府に交付すべし。（一日東朝）

▲京熱鐵道着手　（三十日北京特派員發）　北京を起點として熱河に至る京熱鐵道の敷設は支那當局に於て豫て計畫中の所今回測量を終り愈明春より着手する筈にて三箇年にて竣工の豫定なり工費は一千二百萬元にて京奉京漢兩鐵道の純益を以てするか或は京張鐵道の例に倣ひて定期公債を發行するか未定なり。（一日東朝）

▲財政應急決議　（三十日北京特派員發）　三十日も引續き總統府にて聯合會を開き財政問題を討議せり徐總統を首め龔總理段祺瑞等出席取敢ず焦眉の急を救ふ爲國會の豫算審査會を通過せる五千萬元の公債案を臨時議會にて早く決定せしむることを決議せり。（二日東朝）

▲日本借款反對　（一日廣東特派員發）　廣東軍政府の各總裁は連名を以て北京政府に打電し洛潼鐵道（海蘭鐵道の一部）の日本借款に對し反對せり。（三日東朝）

▲支那銀行團章程認可　（一日北京特派員發）　梁士詒氏一派の企圖する支那銀行團組織に關する章程は農商財政交通の三部にて審議中なりしが愈認可を經たれば近く其の成立を見るべし。（三日東朝）

▲南潯借款償却運動　（漢口特電一日發）　南昌の鐵道救濟會は南潯鐵道日本借款償却の爲め割增金附貯金債券發行を議決し督軍に許可を乞ひ且つ趣意書を出して曰く借款の中五百萬圓の期限は明後年にあり之を償却せざれば權利は日本に移らん日本人の計畫は本線を延長し西は武昌東南は浙江の杭州廣東の潮州、福建の三都澳に達するにあり單に江西省のみの問題にあらずと此外實業廳長其他にも類似の計畫ありて然も互に連絡せざるは皆之に依りて各自の利を圖ればなり其實行は疑はし。（三日時事）

▲中央鑛業計畫　（二日北京特派員發）　熊希齡氏一派と英國商人との間に中央鑛業會社設立の計畫中にて其目的は鑛山の經營をなす以外に鑛山業に投資し若くは鑛山を經營せんとするものゝ仲介をなすにあり。（七日東朝）

▲中華銀行許可　（上海特電二日發）　梁士詒氏等の組織せる中華銀行は財政部交通部の諸部に登錄し營業を許可せらる。（七日時事）

▲米支新借款成立　支那政府と華僑實業公司との間に米金五百萬弗の借款契約締結され既に調印を終れりと言ふ表面實業振興に使用する事を聲明し居れるも事實然らざるものゝ如しと。（七日日日）

▲四苦八苦の財政　（北京特電六日發）　北京政府の財政窮乏は今や其極に達し總統府を初め各部職員は三箇月間も俸給を給せられず城外南苑の軍

隊の如き暴動を企てたる事すらあり剩へ前數箇月間に支那銀行又は錢舖より借入れたる短期小借款の滿期となれるもの多く財政部は之が始末に苦しみ内閣更迭問題すら生じたる程なるが龔財政總長は此際外國借款を得るにあらざれば危險狀態を呈するやも知れずと爲し關係國公使に對し運動を試み來る九日四國銀行團代表者を財政部に招き改めて新借款の交渉を開始することとなれり。（八日日日）

▲支那陸海軍借款　（北京特電七日發）　海軍部は伊太利より潛水艇七隻を買入れ其代價支拂の爲五箇年間の期限にて三千萬法を陸軍部は英國より飛行機百臺を買入れ其代價支拂の爲百六十萬磅を夫々借款すべしとの說あり（九日日日）

▲米支銀行進捗　（北京特電五日發）　國務院參議徐恩元氏は歐米に於ける戰後經濟調査の爲先づ米國に赴く筈なるが右は表面の理由にて實は豫て計畫中の米支合辦の懇業銀行設立進捗せるを以て米國側資本家と協議の爲なり同銀行は徐恩元氏支部に歸りたる後遲くも本年中に開業すべしと。（九日日日）

▲公債條例十四箇條發布　（北京特電七日發）　大總統命令を以て民國八年公債條例十四箇條發布せらる其主なる條項左の如し。

（第一）　政府は豫算の不足を補ふ爲民國八年公債二億萬圓を發行し差當り先づ五百萬圓を發行す。

（第二）　年利七分、手取九十、期限二十年、五箇年据置、六年目より十五分一宛を償還す。

（第三）　本公債は地租を擔保とし每月一定の額を指定銀行に預金し元利支拂資金となす。

（第四）　抽籤に當り債劵期限に達せし利札は關稅以外の納稅に代用することを得。（九日日日）

▲米支合辦計畫　（五日北京特派員發）　米支合辦にて資本金百萬元の銅鐵製造公司計畫中目的は支那の輸出は從來原料品のみにして爲めに金銀の流出多く且各種の事業は買辦の手を經ざるべからざるより利益は外人の壟斷する所となれるを以て此等の弊を打破して輸出入とも直接の利益を得金銀の[illegible]しむるにありとの設立趣意書を發表したり。（十日東朝）

▲支那と新借款團　（北京特電十一日發）　米國公使ラインシュ氏は徐總統に新銀行團に關する意見書を送り歸國前に支那政府の意見を質し報告に便ぜんことを希望し居りしが徐總統は最近非公式に書面を以て左の如き回答を米國公使に致せりと。

支那官民多數の意見は新銀行團の主義に極端なる反對を表せざれども新銀行團が政治借款以外經濟借款をも壟斷せんとするは最も危險なりとの疑惑を有す此疑惑は純然たる自働的のものにして他人の使嗾を受けたるものにあらず更に條件が過酷ならざるか利息が高きに失せざるか抵當品が一の擔保物件として設定せらるゝのみならず他國の監督又は管理を受くるが如きことなきか是等の諸點も憂慮せらるゝ所にして是主權を尊重する支那多數の有力者が俄に新銀行團に同情する能はざる所以なり。（十三日日日）

▲支那借款懇請　（北京特電十一日發）　財政總長龔心湛氏は九日四國銀行團代表を財政部に招き支那財政窮乏の狀態を訴へ前回支那政府より申込みたる二千四百萬圓の借款成立に盡力を乞ふ旨懇請し銀行團代表は支那政府の希望を倫敦の銀行團本部に打電したる上何分の回答を爲すべしと答へたるが今回は四國銀行團にても多少支那側の希望に同情する態度に出でたりと。（十三日日日）

▲外蒙鐵道借款說　（北京特電十二日發）　オムスク政府は外蒙古と恰克圖張家口間、賓馬甘肅間、比疆新疆間の鐵道借款を結べりとの報あり外交部は露國公使に詰問せしが同公使は是を知るも中止する能はずと答へたる爲外交部はオムスク駐在の支那委員に對し調査方を訓令せり。（十二日日日）

▲借號團反對多し　（北京特電十二日發）　徐總統が非公式に書翰を以て新銀行團反對の回答を米國公使に與へたる事は外交界の注意を惹けり中には日本の滿蒙除外要求と混同し親日派の策なるが如く邪推するものあるも該書面にある如く右は全く支那の自動的意見にして親日派ならざる有力家が寧ろ強硬なる反對論を懷き居る有樣にて全く武力主義に化せる米國の經濟侵略主義に目覺めたる結果なり既に英國駐在支那公使施肇基氏も反對にて是れ前門虎を防ぎ後門狼を入るゝものなりと打電し來り親米派の梁士詒氏等も有力なる反對者なりと。（十四日日日）

大正八年十一月[illegible]日發行（毎月一[illegible]發行）

支那

第十卷 第二十號

要目

論説（議和停頓と民國の前途……一―四

資料（支那商人團體制度（一）……五―一〇
　支那電氣事業一覽表……一一―一七
　山東問題の經過及批判……一八―三八

雜錄（建築と支那の國民性……三九―四五
　支那改造問題解決案（六）……四五―四九
　英米支實業家ユニオン倶樂部の設立……四九―五〇

彙錄（獨逸は其の利權全部を支那に返附すべし……五一―五三
　支那の要求……五三―五五
　支那に於るけ電氣機械類の廣大なる市場……五五―五六

事業界（支那事業界の近況……五七―六四

支那時事（支那最近時事要項……六五―七五

彙報（支那關係諸報道……七六―九四

東亜同文會調査編纂部

發行定日變更豫告

本誌發行定日ノ議十二月號ヨリ左ノ通リ變更仕候間右謹告仕候

每月一回　十五日

東亞同文會調査編纂部

「支那」目次

第十卷 第二十號
大正八年十一月一日發行

論説

議和の停頓と民國の前途……一―四

資料

支那商人團體制度(二)……五―一〇
支那電氣事業一覽表……一一―一七
山東問題の經過及批判……一八―三八

雜録

建築と支那の國民性……三九―四五
支那改造問題解決案(六)……四五―四九
英米支實業家ユニオン倶樂部の設立……四九―五〇

彙録

獨逸は其の利權全部を支那に返附すべし……五一―五三

支那の要求……五三—五五

支那に於ける電氣機械類の廣大なる市場……五五—五六

事業界

上海電話會社營業成績—有利銀行營業成績—五族商業銀行營業成績—上海製造電氣電車有限公司事業及昨年度業績……五七—六四

支那時事

靳雲鵬總理任命—唐紹儀辭職—北京政府の財政—財政委員會と新借款團—童子軍問題—英支飛行機借款—米支水口山借款説—ラインシュ氏の新地位—山東修正案否決……六五—七三

（内治外交）

對墺熄戰命令—管理特種財産條例—盜匪防剿の命令—管理敵國人民事務局廢止—審理敵人章程廢止—張作霖の野心—センクス博士の支那問題建議—伊支汽船設立……七三—七五

大正八年十一月一日
第十卷第二十號

議和の停頓と民國の前途

（一）

支那南北の和會は、本年一月以來上海に於て開かれ、一時全く中絶し、其後更に北方は總代表を更任して、南下せしめしに拘らず、南方は總代表其人を喜ばずして之れを認めず、和議再開の日期し難く、從て支那南北の統一は之れを孰れの日に期し得べきか、未だ測るべからざるの有樣なり。

支那が南北に分裂し、國內の抗爭に沒頭しつゝあるは、元より支那と通商貿易の關係を有する列國の不利益にして殊に密接の關係ある日本の蒙るべき不利益多大なる事勿論なるも、是れにも增して不利益を受くべきものは實に自ら爭ひつゝある彼等支那人なり。

顧れば清朝の末路舊清廷は頻に歐米並に我日本に倣ひて新文明の輸入に努め、立憲準備に汲々とし、新制度の採用に鋭意し次第に形體を備へつゝありしに、革命の變ありて一切萬事中道にして挫廢し、民國に入りて後秩序稍囘復し百廢之れより起らんとするに際し、民黨と袁氏との衝突あり、更に帝制計畫あり、復辟の一擧あり、段氏と國會の抗爭あり、內亂に次ぐに內亂を以てし、民國成立以來既に八年を經て未だ完全なる約法の制定を見ず、敎育、軍事司法等毫も整備せるものなく、財政は益紊亂を極め、外債は日に月に加はり、支那自體の進步發展の迹は殆んど發見するに苦むの狀なり。

若し夫れ斯くの如くんば清朝をして其末路に於ける改革事業を繼續斷行せしめたらんには、既に今日支那國民の上により大なる慶福を齎し得たりしなるべく、少くとも今日迄の結果に見て支那四億の民衆は彼の革命を謳歌すべきか將た又呪ふべきか、惟ふに彼等自ら惑無き能はざるべし。

（二）

抑も共和政體なるものは國民各自が能く其責任本分を理解し、人々個々に國家の爲に貢献すべき所以を自覺し、各其分を盡すによつて能く發達を期し得べく、官にあるものは大總統以下自ら國民の公僕を以て居るに於て始めて官民の和衷共同を達成し得べきなり、然るに支那に於ては果して此理解と自覺ある國民幾何ありや、嘗て北京の一輿丁は英國公使ジョルダン氏に對し「共和とは清帝退位して袁皇帝之れに代るの謂なり」と答へて同公使を啞然たらしめたりきと聞く、然かも支那國民中此輿丁たらざるもの果して幾何ありや、之れを思ふ時吾人は支那改革の其の容易に進捗せざるを見て、之れを怪しむべからざるを覺ゆるあり。

更に又支那官場人中果して國民の公僕を以て居るもの幾何ありや、其絕無を以て答ふるものあるも、人敢て之れを拒否せんとせざるべし、大總統故袁世凱の如きは總統の地位を利して自ら帝位に就かんとし、遂に國內に騷亂を惹起するを厭はず、其他各省督軍の如きは或は兵を練り財を集むる悉く之れ自家の地位を强固にし、自己の權勢を張らんとするが爲に外ならず、其外自己の私囊を肥すに汲々たる官吏の如きは到處隨處に之れを求め得べし、斯くの如くして民國の發達を望むも、夫れ豈得べけんや。

（三）

上海の和會に於ても此反影は明かに現れつゝあり、和會開議以來曩に停頓に至る迄唐朱兩代表の間に種々の討議を重ねしも、要するに兩者交々利己の立脚地にありて其主張をなすに過ぎず、南北の代表中何人も未だ眞に民國の前途を考慮し、支那四億民衆の爲に其主張を立て其要求をなしたるものなく、各自己の利益の爲に地位の爲に議論を上下するに過ぎず、兩者の利益全く相反するもの相合して各自の利益を主眼として相爭ふに於ては到底滿足なる解決を見るべからざるや元より當然のみ、彼等にして民國統一の爲には自己の利益を犧牲に供するを厭はざるの確信あり、一時與黨攻擊の焦點に立つを辭せざるの覺悟ありて、初めて和議は成立すべし、然るに此兩者を缺き各自己の利益に忠にして、民國の前途を思はざるに於ては、一方が全く力を用ひて他方を壓伏し得たる場合にあらざる限り、到底滿足なる條件の協定を見る能はざるなり、然らば則ち上海に於ける和議の容易に進展せざる事敢て怪しむに足らざるべし。

今や北方は王揖唐を以て代表としたるに對し、南方は之れを排斥じ總代表を更迭せずんば、和議の再開に應せずと稱しつゝあり、吾人は敢て王氏の總代表たるについて之れを任命したる北方を是とし、之れを排斥する南方を以て非なりとなすものにあらざるも、眞に南方政府が民國の統一と發展とを希望せば其人の如何を問はず、一日も早く和議を繼續し、互に其主張を述べ、民國の爲に讓歩すべきは互に讓歩して、可成兩者意見の一致に努力し、速に內紛を絕ちて一致協力國利民福の增進に努むべき筈なり、又之れを北方について云ふも眞に平和と統一を愛好せば代表を擧ぐるに際しも可成南方の希望に副ふ事につとめ、人の爲に和議の遲滯を來すが如き事を避くべかりし筈にして、兩者共に誠意の欠如せるの非難は免れざるべし。

（四）

吾人は支那內部の事は支那人自らをして之れを決せしめ決して外國より干涉すべきものにあらざるを理想とす、但し右內部の爭亂の餘波同國內にある同胞の生命財產に損害を及すが如き場合、之れに對し相當の手段を講ずるは元より別問題に屬す、我對支外交政策亦從來此の方針を以て理

想となすと稱しつゝ、實際に當りては其範疇を越へ、爲に屢苦き經驗を甞めたりき、現内閣成立以來確く此方針を守り、敢て支那南北の孰れにも偏せず、彼等の爭議は之れを彼等の解決に委しつゝあるに對しては、吾人は十分の滿足を感ず、世上往々斯くの如くんば支那南北兩者より信頼を失ふに至るべしとなして、之れに反對するものあるを聞くも從來の行懸を捨てゝ正道に歸らんとする途中に於ては、一時斯くの如き結果を見るも止むを得ざる處にして、若し之れを厭ふて從來の方針を改めずんば、遂に正道に歸する日なく飽く迄其非を遂ぐるの止むなきに至るべく、斯くの如きの反對は畢竟採るに足らざるものゝみ。

然かも斯くの如くして支那人自らの解決に委するに於ては、支那統一の業なり其發展の途に就くの日容易に庶幾し得す、支那の政治上經濟上の發達望むべからずして、支那四億の國民は勿論我國を始めとして他の友邦悉く爲に不利益を蒙るを思ふ時、吾人は浩歎之れを久しうせざるを得ざるなり。

曩日南方の孫逸仙氏は今後暫く政治上に於ける實際運動に意を斷ち言論文章により支那國民の政治上の教育をなさんとすと云へりと傳へらる。眞に支那國民にして政治上の自覺をなし、共和國民として慚ぢざるに至らざるに於ては支那民國の發展は期すべからざるなり、支那人自ら醒めずんば支那の發達は望むべからず、吾人は支那民國の前途に對し大に危惧の念無き能はざると共に、切に支那國民が各自に國利民福の增進を念として勃然として醒めん事を翹望して止まざるものなり。(XY生)

支那商人團體制度（一）

根岸佶稿

仲間組合制度は歐洲に於ては十九世紀の初頭に於て絶滅したりと雖も、支那に於ては今尚勢力あるのみならす、最近歐洲の商業會議所の制度に倣ひ創設したる商會すら、仲間組合の遺風を存すること尠からす、仲間組合制度が中世歐洲に於ける商工業の心髓たりし如く、支那に於ても亦同樣なるも、其起源に至りては歐洲の如く未だ明白ならず、歐洲の仲間組合は主權者の許可に依り發生したりとのことなるも、支那に於ては之を組織すると否とは、一に當事者の意思如何に係れり、是れ即ち支那歷史家に忘却せられ信憑すへき記錄缺如たる所以なり、今支那に於ける仲間組合の制度を觀るに家族及地域團體諸制度の影響を被むること歷々徵すへきものあり、恐らく支那も亦各國と等しく社會進化上血族團體より血族的地域團體に、血族的地域團體より職業的團體に發展せしものにあらざるなき歟。

支那の仲間組合は、其組織及目的の異同に基き、之を同鄉團體、同業團體及商政團體に細別し得へし、是れ亦歐洲と異なる点ならずんばあらさる也。

第一　同鄉團體

一、同鄉團體起源　支那に於ては四方の都邑を往來し賣買を營む一種の階級、上古より存在したり、之を商と曰ふ易に先王至日を以て關を閉づれば、商旅行かずとの語あり。又漢には人民を士農工商賈の五階級に別ち、四方に行商するものを商とし、一定の場所に止まり所有品を需要者に販賣するものを賈とせること、以て證據と爲すべきなり、彼等は商業の中心地に於て止宿に便にし、賣買

を貧くべき爲め家屋を建設するの必要あるべく、又父兄死亡せる際、之が子弟たるもの數千里を意とせず、之を祖先の墳墓に歸葬すべき義務を有し、而して一人の力を以て此の義務を果すこと容易にあらず、如之支那歷代の政府は地方人民の自治に一任したるに依り、名門豪族概ね專横を極め、又祖先崇拜大に行はれ、墳墓の土を重んずる結果愛鄕心甚だ强く、他鄕人を待つこと異人種に於けるか如く、虐待すること少なからず、支那政府も亦農業を重んじ商業を抑ふるの方針を執れるを以て、彼等行商の境遇益々不可なるものあり、從つて商人の他鄕に出づるもの殊に是に寄寓するものは同鄕の誼を以て互に團結するにあらざれは、非常の不便あるのみならず、生命財產の安全を期すべからず、愛鄕心に富み自治に慣れたる彼等が共同の目的を達成する爲め、鞏固なる團體を組織するに至るは當然なりと謂ふへし、同鄕團體の設立せる俱樂部は概ね會館と稱せらる、會館の名稱は京邸に始まりしものの如し、漢の時地方長官邸を長安に置きたりしが、唐宋共に此習慣を襲ひ、唐に於ては進奏院と號し宋に於ては朝集院と呼びたり、明に及び之を廢し、唯同鄕者の私用の爲め會館を設立したり、ヂャーニガン氏が仲間組合を以て、官吏が同鄕者の相互救濟の爲め首府に於て團體を組織せるに淵源すると論ずるは、會館の名稱より思付たることならんも、同鄕商人の團體が上記の理由に於て、會館の名稱發生せし以前成立したるものなること疑なく、殊に同氏が支那の仲間組合を以て一に同鄕官吏の會館設立に歸せんとするは、大膽に失するものと謂ふべし。

一、客帮と同鄕團體　支那は各地に特有物產あるのみならす、地方に依り人民の材能を異にするに依り、特有產物を携へ或は特殊の技能を負ひ、他鄕に出で生を營むと行はる、我邦は德川時代各藩に於て產業の保護を行へるか爲め生產條件に適すると否とを問はず、各地種々なる產物輩出する傾きありたるも、支那に於ては各地特殊の保護行はれざるを以て、生產條件に適するものは販路を四方に求め、相當の發達を遂くることを得たり、例之山東省の繭紬麥稈眞田、安徽省の茶、墨、江西省の紙、夏布、湖南省の米、茶、四川省の木材、鹽、白蠟、福建省の木材、漆器、滿洲の豆粕に於けるが如し、甚だしきは一種の製造業一地に集中し、全國是より供給を仰くものあり、磁器の景德鎭に於ける、老酒の紹興に於ける、雜貨の廣東に於ける絹織物の南京、蘇州、杭州に於けるか如し、此等地人の商人は他鄕人の仕入を待つことなく、自ら其特產物を携へ、適當なる需要地に出でゝ之を販賣し、其代金を以て各自鄕里に需要あるべき貨物を購買して歸り、時としては數年の久しき他鄕に滯在して賣買を營み、遂に永住するに至るもの亦決して少からず、又山西人は疲瘠沍寒の地に生長せるが爲め、勤儉にして金錢を見ること身命の如く、冷靜事に當り情實に拘はらざるに依り、銀行家又は質屋業者たるに適し、殊に數百年間力行節約に依り得たる金錢省內に貯積せるを以て、各地に票號即ち爲替

銀行を設立し、支那內地の爲替を獨占し、北支那地方に於ける銀行質屋の支配人及使用人中、山西省出身に係るもの甚た多し、又廣東人は夙に航海業に長し、海路外國人と交通すること久しきに依り、最も海外の事情に通し資性豪快敏速にして鉅資を運轉し、商機を捉ふるに巧みなれば、頗る對外事業を營むに適せり、從つて彼等は外國貿易商及ひ外國商館の買辦として各開港場に雄飛するのみならず、其下級勞働者も亦汽船の水夫、船渠及機械工場の職工として活動し居れり、其外天津人飯館子、戲園を起し、徽州人の質屋番頭たる、山東人の力役者たる、皆各々特長を利用し、他鄕に生を營むものに外ならず、彼等は皆土着人民より區別せられ、客帮と總稱せらる、客帮は自家防衛の爲め各々同鄕に依り團結するものにして、其の財力あるものは遂に共同の倶樂部たる會館を設置するに至るものとす。

一、會館の設立　客商の流行する支那にありては、北京を除き他鄕に出てて生を營むもの商人に多かるべきは勿論なりと雖とも、同鄕團體より商人以外のものを排斥することなく、苟くも同鄕人にして相當の資格あるものならんか、之を加盟せしむべし、同鄕者の範圍は稍々曖昧なるも、地勢上歷史上密接なる關係を有する行政區劃の出身者を指すものにして、小は縣より大は舊清總督管下に及ぶ、全國を行省に別ち、各省は中央に對し半獨立の如き觀を呈せること久しきに依り、同省出身のもの相集まり一會館を組織する場合多く、同省人の寄寓するもの多きときは、比較的密接の關係を有する小行政區劃のもの相集まり、一會館を建つ、例之廣東省にありて、珠江流域に於ける廣州、肇慶出身のもの廣肇會館を、東江流域に於ける潮州、嘉應州、惠州出身のもの潮惠會館を、西江下流の新會縣出身のもの新會會館を建つるが如し、之に反し同省人の寄寓するもの少きときは、舊總督管下に屬するもの、例之雲南、貴州出身者が雲貴會館を、湖南、湖北出身者が湖廣會館を建つるものとす、同鄕者の數已に會館を設立し得るに至れは、同鄕中資望あるもの先づ相聚り、之が設立を協議し、在留同鄕人の贊成を得、廣く之を鄕里及各地に在留する同鄕者へ通知し、義捐金を募集するものとす、會館の同鄕者に與ふる保護の重大なるは、支那人の熟知する所なるに依り、該地に住するものは勿論、該地に住せざるものも、亦比較的多額の寄附を爲すべし、若し寄附金の額多きに上れば、其一部を積立てゝ基本財產に充て、其他を土地の購買家屋の建築に充つ、會館は皆堂々たる建物にして、到底官衙の及はさる所、支那に於て壯麗なる家屋を見は、之を會館なりと看做し大過なし、上海に於て會館を建築するに大概三四萬兩を要し、多きは七八萬兩に上る、土地を購ひ家屋を建つるには地方官憲の認可を要するに依り、往々會館の設立を以て歐洲又は我邦の如く官憲の允許を要するものの如く解するものあるも、土地家屋の所有權を確定せんか爲め、民事上の手續を爲すに止まり、會館設立の認可を申請するものにあらす、彼此混同すべからさるな

り。

一、**會館の組織**　會館には會務を鞅掌せしむる爲め若干の理事を置くを例とす、理事は之を董事と名け、會員の推選又は抽籤に依り就任するものにして、會館を代表し大事は總會の決議を待つべきも、其他の事務一切を處理するものとす、董事の任期は一ヶ年にして其數必しも一定せず、或は各行政區劃より一名づゝの董事を出すものあり、或は四名の董事を擧げ、每季輪番に常務を執らしむるものあり、此外別に副董事を置き正董事を補佐し、每月輪番に常務を執らしむるものあり、此場合には正董事を値年又は司年と稱し、副董事を値月又は司月と稱す、恰も猶ほ我德川時代に於ける組合の年行司月行事と號するものと相似たり。

正董事たるものは皆聲望閲歷ある人物にして、副董事たるものも亦商店の掌櫃的たる等、相當の地位を有するものに係り、共に業務の餘暇會館の事務に當り、多少の勞費を要するも、董事の職に居るを以て反て名譽とするものなるに依り、報酬を與へられざるを常とす、されど會館によりては彼等の勞に酬ゆる爲め、每年二三百兩の車馬費を支給するものなきにあらず、又董事は大小の事務に對し責任あるも、一々細務を觀ること能はざるに依り、別に人を雇ひ會計庶務に當らしむ、之を司事又は管事と曰ふ、司事又は管事は專門に事務を執るものなるに依り、相當の報酬を與へらるべく、其額一樣ならざるも大會館にありては每月四五十兩なり、司事の下にあり各種の事務及雜役に從事するものあり、知客、値殿、守臺、看門、督龍、管厨、館丁等是れ也。

知客は賓客の接待を司り、値殿は神殿に奉仕し、督龍は失火を防禦し、守臺は演戲臺を監視し、看門は門を守り管厨は料理を司り、館丁は館內を掃除し、丙舍を整理し棺を運搬し、死人を埋葬するなど雜役に從事するものとす。

一、**會館の職分**　京邸に端を發したる會館、即ち首府に於て主として同鄉官吏に依り設立せるゝものは、同鄉者の吉凶禍福を共にせんとするに止まり、商工業に關係なきも、其他の會館殊に同鄉商人に依り設立せらるゝものは、單に同鄉者の吉凶禍福を共にせんとするに止まらず、商工業の利益を進めんとするものあり、同鄉商人の取扱貨物一定せるか、又は同鄉商人の數少きときは、彼等は一團となり會館に屬すべきも、若し同鄉人の數多く其取扱貨物も亦種々なるときは、會館內に於て同業に依り各々小團體を組織すべし、之を帮と謂ふ、各帮は皆業名を冠し茶業帮と稱し、海味帮と號し、各々業務に必要なる規約、即ち帮規を定め、理事を選み事務を執らしむること、同業團體に異らず、帮の大なるものは同帮內に相互救濟機關を設たるものあるも、概ね同業に關することのみ帮內に於て處分し、其吉凶禍福に屬するものは會館の規程に遵ふ、而も若し彼等が寄寓する土地に於て同業組合即ち公所設立せられ、之に加入したる場合には細目は帮の規定を用ふべきも、大綱は公所の規定に從ふ

ものとす、例之漢口茶業公所は湖南、湖北、江西、安徽、江蘇、廣東の六茶業帮より成立するか如し、會館の商事に關係せる部分は之を同業團體に於て述ぶること、反て便利なるに依り、本節に於ては其吉凶禍福に關係ある部分のみを說かんとす。

會館の職分は通常共同の神を祭り、共同の丙舍と墓地とを供へ、災害窮厄相互に救濟し、共同の危難に對し、一致防禦する等同鄕者の吉凶禍福を共にするに在り、請ふ試みに之を說かん。

會館には莊麗なる神殿あり、神殿には同鄕人の尊崇する神、又は同鄕に功勞ありしもの、若くは同鄕人にして敕封に入りたるもの、或は一般支那人の奉祀する禹王關帝を祭り、兼ねて歷代董事の神位を安んじ、正月又は春秋兩季に祭典を行ふ、祭典には同鄕の老少悉く集まり、尊卑の序に從ひ神を拜し、規約の改正を要すべきものは改正を行ひ、戲臺を啓き盛宴を張り、歡を盡して止む、凡そ同鄕者の集會は大抵是に催ふし、其旅行者に對しては數棟の客室を備へ、宿泊するを得せしむ、又廣大なる丙舍あり、一兩年間會員の希望に依り、柩を安置せしめ、葬具を始め、木材、桐油、漆灰等凡そ埋葬に要すべき一切の材料器具を備へ、些少の貸料又は廉價を以て之を販賣貸與し、其故鄕に歸葬せんとするものに對しては各種の便宜を與へ、其本地に於て埋葬せんとするものに對しては、豫て風水宜しき地を相し、共同墓地と爲しあれは是に埋葬するを得せしむるなぞ死を厚ふするにつき遺憾なからしむ。

同鄕者相互の救濟も亦觀るべきものあり、會館は善擧即ち慈善事業に力を竭し、水旱あり年饑ゆれば粥を施し窮冬寒に耐へざれば衣を施し、疫癘流行すれば藥餌を給し、內亂發生すれば廣く義捐金を募集し、流氓を救濟するを常とす、されば同鄕者にして他鄕に流離し貧困一身を支ふる能はざるものあらんか、旅費を給して故鄕に歸らしめ、父母妻子を失ひ之を如何ともする能はざるものあらんか、棺槨を給し共同墓地に葬らしめ、無告の民あらんか之を贍養し、特に幼者の爲めに義學を設け學習することを得せしむ、其寃罪を被むり名譽を毀損せられ、生命財產に危害を加へらるゝものに對しては、力を盡して援護することを怠らず、若し一旦同鄕者全體に關する危險發生するが如きことあらんか、共同一致して之を防禦すべく、其勢力も亦驚嘆すべきものあり、千八百九十七年佛蘭西が其上海專管居留地を擴張するに當り、寧波人の設立に係る會館附屬の丙舍を他に移轉せしめんとせし際、寧波人は大に憤慨して、上海在留寧波人の經營に係る商店銀行は悉く閉鎖し、支那沿海及揚子江に往來する汽船に乘込める寧波出身の事務員及海員は皆汽船を去り、上海貿易一時中止せんとするの勢力を生じ、外國人の佛蘭西に對する誹議沸騰せしかば、佛蘭西も亦如何ともする能はず、遂に寧波人の說を容れ纔かに局を結べり是は單に一例に過ぎざるも以て共同危險を防禦するの道備はれるを見るべきなり。

上記の職分は一會館丈にて竭すこと不便なる場合多きに依り、郷里及國の內外に於ける同郷者の團體と連合し遺憾なきを期し居れり、而して此等の職分は皆宗族即ち氏族の職分中重要なるものと知られたるものに係れば、同郷團體制度の宗族に淵源する淺からざることを知るべきなり。

一、**會館の收入**　會館は上記の目的を達する爲め經費を要し、經費の額は固より一樣ならざるも、稍々大なるものにありては五六萬圓を支出すべし、此等の經費は收入に依り充たさざるべからざるが、其項目種々なるも之を四種に區別し得べし、賦課金、共有財產の利子、手數料、寄附金是れ也。

(一)　賦課金は種々なる形式に依り徵收せられ、或は月捐と稱し、每月在留商店に若干を賦課し、或は一文捐と名け、每日一戶に一文の割合にて賦課し、或は同郷者の取扱ふ重要商品に、或は其出入する船舶等に賦課する等一ならず。

(二)　共有財產は會館に依り多寡あるべきも、會館設立の日久しく富裕なる會員多きものにありては、其額甚だ多く、之を利用し得る所決して少きにあらず、上海に於ける廣肇會館、徽寧會館の如きは其所有の家屋田畑其他の貸金より生ずる額數萬圓に上り、該收入丈にて一切の經費を支辨し得べし。

(三)　手數料とは會員か會館に備ふる長棒、鷄籠、机、倚子等の葬具を借りたるとき、及丙舍に柩の保管を依頼したるとき、支拂ふ料金なるが、其額僅少にして、會館收入の一小部分に當るに過ぎず。

(四)　寄附金は會館の重要なる財源の一にして、會館の創立費より改築に要する臨時費及天災時變に處する非常費に至るまで、寄附金に賴るべきは勿論、經常費も亦寄附金に依り、一部を支辨する場合少なからざる也、支那人は愛郷心に富み、會館を重んずるに依り、會館の爲め寄附するもの少なからず、喜助樂捐又は樂輸と稱し其額每年數千圓に達す。

一、**最近の變遷**　最近支那は外國より諸般の影響を被むりつゝあるが、同郷團體も亦其例に漏れず、上海に於ける團體中會館の名に代ふるに同郷會を以てし、外國の協會に倣ひ會長、副會長、入會、退會、入會金、會費等諸般の規則を定めたるもの發生するに及びたり、今民國四年(大正四年)に制定せられたる寧波旅滬同郷會の規約に據るに、郷誼を厚ふし、公益を謀るを以て目的となし、該目的を達する爲め、郷里及ひ海の內外に設立せられたる同郷各團體と策應し、同郷者の紛議を仲裁し、寃罪を被むり名譽身體財產に危害を加へらるゝものを救濟し、公益及ひ慈善に要する事業に對し能力の及ぶ限り擧辨することを任務とするものなれば、實質上の變化未だ大なりと謂ふを得ざるも、文化の進步と共に同郷團體の一變すべき前兆ならずんばあらざる也。

支那電氣事業一覽表

一、既設電氣事業

所在地 省別	所在地 地名	事業者名	創立年月	目的	供給區域	組織	資本金	原動力	發電設備 種類	發電設備 周波數	發電設備 電壓	發電設備 二次電壓	發電設備 總發電容量（キロ）	增設中（キロ）	取付け電球數
直隷省	北京	京師電燈	一九〇六	供給	北京城內外（交民巷を除く）	支那株式	三,〇〇〇,〇〇〇元	汽力	三相交	五〇	三,〇〇〇 五,二五〇	二二〇	二,八八一	—	九〇,〇〇〇
同	同	北京電燈	一九〇三	同	交民巷一帶	英國株式	二六〇,〇〇〇兩	瓦斯	直	—	四八〇	二二〇	二六〇	—	五,〇〇〇
同	天津	天津電車、電燈	一九〇六	兼營	支那町墺伊租界全部	白耳義株式	六,二五〇,〇〇〇法	汽力	三相交	五〇〇	五,〇〇〇	二二〇	二,四〇〇	—	四〇,〇〇〇
同	同	東京建物	一九〇八	供給	日本租界	日本株式	二〇〇,〇〇〇圓	同	直 交單	五〇	二,二〇〇 二三〇	一一〇	三六〇	—	一二,〇〇〇
同	同	佛國租界發電所	一九〇五	同	佛租界	佛市營	—	同	三交相	五〇	五,〇〇〇	二二〇	六〇〇	—	二〇,〇〇〇
同	同	天津電燈	一九〇五	同	英租界	英國株式	二五〇,〇〇〇兩	同	直	—	四六〇	二二〇	三七五	—	一〇,〇〇〇
同	同	獨逸電燈	一九〇六	同	獨逸租界	獨逸株式	—	同	—	—	—	—	二〇〇	—	四,〇〇〇
同	張家口	華北電燈	一九一七	同	張家口	支那株式	一〇〇,〇〇〇元	同	三相交	五〇	二,二〇〇	一一〇	一一〇	—	三,〇〇〇
山東省	青島	青島發電所	一九一四	同	青島全部	日本官營	ト	同	同	五五	三,三〇〇	一一〇	一,七五二	一,〇〇〇	三〇,〇〇〇
同	濟南	濟南電燈	一九〇五	同	濟南城內外	支那株式	二〇〇,〇〇〇兩	同	同	五〇	五,〇〇〇	二二〇	四二〇	—	八,〇〇〇
同	芝罘	光明電燈	一九一四	同	芝罘　同	同	一〇〇,〇〇〇元	同	交	—	二,三〇〇	一〇〇	二〇〇	—	九,〇〇〇
同	濟寧	濟寧電燈	一九一七	同	濟寧城內外	同	一五〇,〇〇〇同	同	三相交	五〇	二,二〇〇	二二〇	二〇〇	—	六,〇〇〇
山西省	太原	太原電燈	一九〇九	同	太原城內外	同	一五〇,〇〇〇兩	同	同	—	—	二二〇	一二〇	—	五,〇〇〇
河南省	開封	普照電燈	一九〇九	同	開封城內外	同	二〇〇,〇〇〇元	同	交	—	—	一一〇	一六〇	—	四,〇〇〇
同	彰德	中興電燈	一九一六	同	彰德城　同	同	一〇〇,〇〇〇同	同	同	—	—	一一〇	六〇	—	一,〇〇〇
江蘇省	上海	工部局電氣部	一九〇二	同	上海共同租界	市營	五,〇六九,〇〇〇兩	同	交單 三相	五〇	二,二〇〇 六,六〇〇	二〇〇	一九,六〇〇	二五,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇
同	同	法商電燈、電車	一九〇八	兼營	佛租界	佛國株式	八,〇〇〇,〇〇〇法	同	交直 三相	五〇	五〇〇 五,〇〇〇	一一〇	一,五〇〇	—	七八,〇〇〇
同	同	內地電燈	一九〇五	供給	支那町南市	支那株式	二五〇,〇〇〇兩	同	直	—	五〇〇	二〇〇	一,三六〇	一,五〇〇	五,〇〇〇
同	同	閘北水電廠	一九〇八	同	閘北一圓	支那官營	三二〇,〇〇〇同	同	—	—	—	二〇〇	工部局より電力供給を受く		一〇,〇〇〇
同	蘇州	振興電燈	一九〇五	同	蘇州城內外	支那株式	三〇〇,〇〇〇同	同	三相交	五〇	二,二〇〇	二二〇	七二五	一,〇〇〇	二三,〇〇〇

同	無錫	耀明電燈	一九一〇	同	無錫		一八〇,〇〇〇元	同	直	—	—	二〇〇	四〇〇	—	一〇,〇〇〇
同	南京	金陵電燈廠	一九一〇	同	南京城	支那官營	四〇〇,〇〇〇元	同	單相交	五〇	三,五〇〇	二二〇	六八〇	—	一八,〇〇〇
同	鎭江	大照電燈	一九一五	同	鎭江(居留地を除く)	支那株式	二〇〇,〇〇〇兩	同	三相交	五〇	三,〇〇〇	二二〇	三八〇	—	八,〇〇〇
同	常州	振生電燈	一九一三	同	常州城內外	同	一〇〇,〇〇〇同	同	同	五〇	二,二〇〇	二二〇	一八〇	二五〇	八,〇〇〇
同	揚洲	振明電燈	一九一三	同	揚州	同	一〇〇,〇〇〇同	同	同	五〇	二,二〇〇	二二〇	一八〇	—	七,〇〇〇
同	徐州	徐州電燈廠	一九一四	同	徐州	支那官營	一五〇,〇〇〇元	同	交	五〇	—	一一〇	一三〇	—	二,〇〇〇
同	松江	松江電燈	一九一三	同	松江	支那株式	七〇,〇〇〇同	同	同	五〇	二,二〇〇	一一〇	八三	—	二,四〇〇
同	常熟	常熟電燈	一九一四	同	常熟	同	一〇〇,〇〇〇同	同	同	—	—	二二〇	一〇〇	—	三,〇〇〇
同	崑山	崑山電燈	一九一五	同	崑山	同	五〇,〇〇〇同	同	直	—	—	一〇〇	五〇	—	二,〇〇〇
同	溧陽	振享電燈	一九一五	同	溧陽	同	七〇,〇〇〇同	同	同	—	—	二〇〇	八〇	—	二,〇〇〇
同	青浦	觀明電燈	一九一四	同	青浦	同	二〇,〇〇〇同	同	同	—	—	一一五	三〇	—	一,〇〇〇
同	泗溪	大有豐電燈	一九一三	同	泗溪	同	—	同	同	—	—	一一五	二〇	—	五〇〇
同	珠溪	光華電燈	—	同	珠溪	同	二〇,〇〇〇同	同	同	—	—	一五五	三〇	—	八〇〇
同	通洲	通洲電燈	一九〇九	同	通洲	同	一〇〇,〇〇〇同	同	同	—	—	二〇〇	一〇〇	—	二,五〇〇
同	鎭江	英租界發電所	一九一三	同	鎭江居留地	市營	—	同	同	—	—	二二〇	三〇	—	一,〇〇〇
浙江省	杭州	大有利電燈	一九一〇	同	杭州城內外	支那株式	三五〇,〇〇〇同	同	三相交	五〇	五,二五〇	二二〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二五,〇〇〇
同	寧波	永耀電燈	一九一二	供給	寧波城內外	支那株式	一五〇,〇〇〇元	同	三相交	五〇	二,二〇〇	二〇〇	一七〇	—	五,〇〇〇
同	湖洲	吳興電燈	一九一四	同	湖洲	同	六〇,〇〇〇同	同	同	—	—	一一〇	九二	—	三,五〇〇
同	嘉興	永明電燈	一九一〇	同	嘉興	同	五〇,〇〇〇同	同	直	—	—	二二〇	六一	—	二,五〇〇
同	溫洲	溫洲電燈	一九一三	同	溫洲　同	同	五〇,〇〇〇同	同	交	—	—	一一〇	一一三	—	四,〇〇〇
同	紹興	華光電燈	—	同	紹興　同	同	一〇〇,〇〇〇同	同	同	—	—	二〇〇	一三〇	—	五,〇〇〇
同	新市	新市電燈	一九一七	同	新市　同	同	二〇,〇〇〇同	同	直	—	—	二二〇	三〇	—	一,〇〇〇
同	硤石	硤石電燈	一九一〇	同	硤石鎭一圓	同	三〇,〇〇〇同	同	同	—	—	二〇〇	六二	—	一,五〇〇
安徽省	蕪湖	明遠電燈	一九〇八	同	蕪湖	同	一八〇,〇〇〇兩	同	三相交	—	二,〇〇〇	二二〇	一五〇	—	七,〇〇〇
同	安慶	安慶電燈	一九〇九	同	安慶城內外	支那官營	一五〇,〇〇〇元	同	直	—	—	二二〇	一〇〇	—	五,〇〇〇
同	蚌埠	蚌埠發電燈	一九一五	同	蚌埠	同	二〇,〇〇〇同	同	同	—	—	一六〇	一五	—	八〇〇
江西省	南昌	開明電燈	一九〇八	同	南昌	支那株式	三〇〇,〇〇〇同	同	三相交	六〇	二,二〇〇	一一〇	二二〇	—	八,八〇〇
湖北省	漢口	既濟水電	一九〇三	同	漢口支那町		六,〇〇〇,〇〇〇同	同	直	—	四八〇	二二〇	一,五〇〇	二,〇〇〇	四〇,〇〇〇
同	同	漢口電燈	一九〇六	同	英露佛租界	英國株式	五〇〇,〇〇〇兩	同	同	—	四四〇	二二〇	一,〇七五	—	三〇,〇〇〇

同	同	メルチャー	一九〇七	供給	獨逸租界	獨逸株式	—	汽力	直	—	四四〇	二二〇	二七五	—	六、〇〇〇
同	同	大正電氣	一九一四	同	日本租界	日本株式	五〇、〇〇〇圓	同	同		四四〇	二二〇	一四〇	—	四、〇〇〇
同	武昌	武昌電燈	一九一四	同	武昌城内外	支那株式	三五〇、〇〇〇元	同	三相交	—	三、三〇〇	一一〇	六〇〇	—	八〇五〇〇
同	沙市	普照電燈	一九一六	同	沙市	同	五、〇〇〇ク	同	直	—	二〇〇	—	六〇	—	二、〇〇〇
同	宜昌	光明電燈	一九一六	同	宜昌	同	六〇、〇〇〇ク	同	同	—	—	二〇〇	七〇	—	二、〇〇〇
湖南省	長沙	湖南電燈	一九〇九	同	長沙城内外	支那株式	五〇〇、〇〇〇兩	汽力	三相交	五〇	六、〇〇〇	二二〇	八〇〇	—	一七、〇〇〇
同	同	光華電燈	一九一七	同	同	同	五〇〇、〇〇〇ク	同	同	五〇	三、三〇〇	二二〇	六四〇	—	一〇、〇〇〇
同	岳州	東海電燈	一九一五	同	岳州 同	同	一〇、〇〇〇ク	瓦斯	直	—	—	二〇〇	二〇	—	八〇〇
同	益陽	益陽電燈	一九一六	同	益陽 同	同	一〇、〇〇〇ク	同	同	—	—	二〇〇	二五	—	一、〇〇〇
同	澧州	津市電燈	一九一六	同	津市一圓	同	一〇、〇〇〇元	同	同	—	—	二〇〇	二〇	—	八〇〇
四川省	重慶	蜀川電燈	一九〇八	同	重慶城内外	同	三〇〇、〇〇〇兩	汽力	同	—	—	二二〇	五〇〇	—	五、〇〇〇
同	成都	啓明電燈	一九一三	同	成都 同	同	一四〇、〇〇〇ク	同	—		—	二二〇	二二〇	—	六、〇〇〇
福建省	福州	福州電燈	一九一〇	同	福州 同	同	八〇〇、〇〇〇元	同	三相交	六〇	二、三〇〇	二二〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	三五、〇〇〇
同	厦門	厦門電燈	一九一一	同	厦門支那町	英國株式	三〇〇、〇〇〇ク	同	同	六〇	二、三〇〇	一〇〇	五〇〇	—	二〇、〇〇〇
同	鼓浪嶼	居留地電燈	一九一二	同	厦門居留地	支那株式	三七、〇〇〇ク	瓦斯	直	—	四六〇	二〇〇	五〇	—	二、〇〇〇
同	石碼	華泰電燈	一九一六	同	石碼城内外	同	六〇、〇〇〇ク	汽力	同	—	二〇〇	二〇〇	二五	—	一、〇〇〇
同	泉州	泉州電燈	一九一七	同	泉州 同	同	一〇〇、〇〇〇ク	瓦斯	三相交	六〇	三、五〇〇	一〇〇	九〇	—	四、〇〇〇
同	漳洲	漳洲電燈	一九一七	同	漳洲 同	同	一〇〇、〇〇〇ク	汽力	同	—	二、二〇〇	二二〇	一二五	—	三、〇〇〇
同	舘頭	連舘電燈	一九一五	同	舘頭 同	同	九、〇〇〇ク	同	直	—	—	一〇〇	一五	—	五〇〇
廣西省	梧州	梧州電燈	一九一五	同	梧州 同	同	一〇〇、〇〇〇ク	瓦斯	交單	五〇	二、二〇〇	一〇〇	一二〇	—	六、〇〇〇
同	南寧	南寧電燈廠	一九一六	同	南寧 同	同	—	同	三相交	六〇	二、二〇〇	一〇〇	八〇	—	三、〇〇〇
同	桂林	桂林電燈	一九一六	同	桂林 同	同	—	油發	同	六〇	二、二〇〇	一〇〇	四〇	—	一、〇〇〇
同	太平	太平電燈	一九一六	同	太平 同	同	—	瓦斯	同	六〇	二、二〇〇	一〇〇	三〇	—	一、〇〇〇
廣東省	廣東	廣東電力公司	一九〇〇	同	廣東	同	一、五〇〇、〇〇〇元	ディセール油	單相交	六〇	二、二〇〇	一〇〇	二、三一〇	—	八五、〇〇〇
同	香港	香港電燈	一八九〇	同	ヴヰクトリア	英國株式	六〇〇、〇〇〇ク	同	同	七五	二、二〇〇	一〇〇	二、六〇〇	—	一〇〇、〇〇〇
同	九龍	中華電燈	一九〇一	同	九龍地方	同	三〇〇、〇〇〇ク	汽力	三相交	六〇	二、二〇〇	一〇〇	二、七五〇	—	三〇、〇〇〇
同	佛山	光華電燈	一九一三	同	佛山	支那株式	三五〇、〇〇〇ク	油發	同	六〇	二、二〇〇	一〇〇	一四〇	—	一〇、〇〇〇
同	澳門	澳門電燈	一九〇五	同	澳門	葡國株式	—	汽力	—	—	—	—	一、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇
同	汕頭	開明電燈	一九一三	同	汕頭	支那株式	二〇〇、〇〇〇ク	同	直	—	五〇〇	二二〇	五四〇	—	一五、〇〇〇

廣東省	江門	新江電燈	一九一五	供給	江門	支那株式	一〇〇、〇〇〇ク	瓦斯	單交	六〇	二、四〇〇	一〇〇	一五〇	—	六、〇〇〇
同	九江	九江電燈	一九一五	同	九江	同	—	同	三相交	六〇	二、二〇〇	一〇〇	六〇	—	二、〇〇〇
同	大瓦	大瓦電燈	一九一四	同	大瓦	同	—	同	同	六〇	二、二〇〇	一〇〇	六〇	—	二、五〇〇
同	肇慶	日華電燈	一九一四	同	肇慶	同	—	同	直	—	二二〇	二二〇	三五	—	一、〇〇〇
同	惠洲	惠洲電燈	一九一六	同	惠洲城內外	同	—	油發	三相交	六〇	二、二〇〇	一〇〇	四〇	—	一、〇〇〇
同	韶洲	韶洲電燈	一九一五	同	韶洲同	同	一〇〇、〇〇〇ク	同	單相交	六〇	二、四〇〇	一〇〇	四五	—	一、五〇〇
同	石龍	廣益電燈	一九一五	同	石龍東莞地方	同	七〇、〇〇〇ク	汽力	三相交	六〇	二、二〇〇	一〇〇	六〇	—	二、〇〇〇
同	新寧	永明電燈	一九一五	同	新寧	同	—	同	同	六〇	二、二〇〇	一〇〇	六〇	—	三、〇〇〇
同	西南	耀南電燈	一九一四	同	西南三水地方	同	六〇、〇〇〇ク	瓦斯	同	六〇	二、二〇〇	一〇〇	八〇	—	三、〇〇〇
同	陳村	利華電燈	一九一五	同	陳村	同	一〇〇、〇〇〇ク	同	同	六〇	二、二〇〇	一〇〇	六〇	—	二、〇〇〇
同	北海	保興電燈	一九一四	同	北海	英國株式	—	汽力	直	—	—	二〇〇	四〇	—	四〇〇
同	海口	華商電燈	一九一四	同	海口	支那株式	六五、〇〇〇ク	同	—	—	—	—	四〇	—	一、〇〇〇
同	高洲	利陽電燈	一九一七	同	高洲城內外	同	—	瓦斯	三相交	六〇	二、二〇〇	一〇〇	六〇	—	一、五〇〇
同	都城	都城電燈	一九一七	同	都城同	同	—	油發	—	—	—	一〇〇	二五	—	五〇〇
同	清遠	清遠電燈	一九一五	同	清遠同	同	—	同	單交	六〇	二、四〇〇	一〇〇	五〇	—	一、〇〇〇
同	興寧	興寧電燈	一九一五	同	興寧	同	—	瓦斯	—	—	—	一〇〇	四〇	—	一、五〇〇
雲南省	雲南	耀龍電燈	一九一三	同	雲南省城	同	二五〇、〇〇〇ク	水力	單交	二五	三、三〇〇	一〇〇	六〇〇	—	一三、〇〇〇
同	蒙自	大光電燈	一九一六	同	蒙自個舊地方	同	—	—	三相交	—	二、二〇〇	一〇〇	一〇〇	—	二、五〇〇
盛京省	大連	滿鐵發電所	一九〇六	同	大連一帶	日本株式	二、〇〇〇、〇〇〇圓	汽力	同	二五	二、三〇〇	一〇〇	四、五〇〇	—	六五、〇〇〇
同	奉天	奉天電燈廠	一九〇八	同	奉天支那町	支那官營	三〇〇、〇〇〇兩	同	同	五〇	二、二〇〇	一一〇	三九〇	—	一〇、〇〇〇
同	同	滿鐵發電所	一九〇七	同	奉天附屬地	滿鐵	三三五、〇〇〇圓	同	同	五〇	三、三〇〇	一〇〇	四〇〇	—	一〇、〇〇〇
同	營口	營口水電	一九〇七	同	營口	日支合辦	二、〇〇〇、〇〇〇ク	同	同	五〇	三、三〇〇	一〇〇	八五〇	—	一五、〇〇〇
同	安東	滿鐵發電所	一九一〇	同	安東	日本株式	四〇〇、〇〇〇ク	瓦斯	同	五〇	三、〇〇〇	一〇〇	三六六	—	一六、〇〇〇
同	旅順	都督府發電所	一八〇八	同	旅順	日本官憲	—	汽力	同	六〇	二、三〇〇	一〇〇	五〇〇	—	一一、〇〇〇
同	鐵嶺	鐵嶺電燈	一九一〇	同	鐵嶺城內外	日支合辦	一九〇、〇〇〇ク	瓦斯	同	—	三、三〇〇	五〇	二六四	—	五、五〇〇
同	遼陽	遼陽電燈	一九一一	同	遼陽同	日支合辦	一三〇、〇〇〇ク	汽力	同	—	三、三〇〇	五〇	二〇〇	—	六、五〇〇
同	開原	滿洲電燈	一九一四	同	開原同	日本株式	一五〇、〇〇〇ク	瓦斯	同	—	三、五〇〇	五〇	一五〇	—	二七、七〇〇
同	公主嶺	公主嶺電燈	一九一七	同	公主嶺同	日支合辦	—	汽力	—	—	—	—	一〇〇	—	三、六〇〇
同	瓦房店	瓦房店電燈	一九一三	同	瓦房店同	同	二五、〇〇〇ク	—	直	—	—	一〇〇	七五	—	一、七〇〇

吉林省	哈爾賓	東清鐵道	—	供給	自家用を主とし新市街の一部	電國株式	三〇〇,〇〇〇留	汽力	三相交	五〇	五,〇〇〇	三三〇	一,五三三	—	二五,〇〇〇
同	同	チユーリン商會	—	同	自家用を主とし新市街の一部	同	四八,〇〇〇ク	同	直	—	二三〇	二三〇	一三〇	—	六,〇〇〇
同	同	エネルギヤ商會	—	同	新市街	同	四〇,〇〇〇ク	同	同	—	二三五	二三〇	一三八	—	五,〇〇〇
同	同	ミチコフ發電所	—	同	商埠地	同	二一〇,〇〇〇ク	同	同	—	二五〇	二三〇	四一〇	—	一五,〇〇〇
同	同	馬家溝發電所	—	同	新市街	同	一〇,〇〇〇ク	同	同	—	四七〇	二三〇	六八	—	一,五〇〇
同	普家甸	耀賓電燈	—	同	傅支那町	支那株式	一〇〇,〇〇〇元	同	同	—	三〇〇	二三〇	一七二	—	九,〇〇〇
同	長春	商埠電燈廠	一九一〇	同	長春支那町	同	一八〇,〇〇〇ク	同	交	—	二,三〇〇	一一〇	二三〇	—	六,〇〇〇
同	同	滿鐵發電所	一九〇九	同	鐵道附屬地	滿鐵	四二〇,〇〇〇圓	同	三相交	四二	三,三〇〇	一〇〇	一,二五〇	—	一三,〇〇〇
同	吉林	永衡電燈	一九〇八	同	吉林城内外	支那株式	四〇〇,〇〇〇元	同	—	五〇	五,〇〇〇	二〇〇	二六四	—	四,五〇〇
同	雙城堡	雙城電燈	—	同	雙城堡	同	三〇,〇〇〇ク	同	直	—	—	—	五〇	—	一,五〇〇
黑龍江省	チ、ハル	チ、ハル電燈	—	同	チ、ハル	同	一〇〇,〇〇〇ク	同	—	—	—	—	一〇〇	—	五,〇〇〇
同	黑河	恒耀電燈	—	同	自家用を主とし黑河一帶	—	五〇,〇〇〇ク	同	—	—	—	—	六〇	—	五〇〇

二、既設電鐵

所在地 省名	所在地 地名	事業者名	創立年月	目的	營業區域	組織	資本金	發電設備 電力供給者	發電設備	軌道 延長	軌道 幅	車臺數	
江蘇省	上海	上海電車公司	一九〇八	電鐵	上海共同租界	英國株式	三八八,三〇〇磅	工部局電氣部	工部局にてはd.c 500v 600K.Wの發電機二臺を之か爲準備す	二五½哩	一米	一五二臺	1916年度使用電力は3,873,698K.W.H
同	同	內地電車公司	一九一三	同	上海支那町	支那株式	四〇〇,〇〇〇元	內地電燈公司	內地電燈公司にてはd.c50 0v.115K.Wの發電機二臺を之が爲め準備す	四½	一	四〇	—
廣東省	香港	香港電車公司	一九〇四	同	ヴキクトリヤ	英國株式	八一,八〇〇磅	自給	汽力、直流 500v 800 K.W	一五	三·五呎	四六	—

三、電燈兼營

直隷省	天津	電車電燈公司	一九〇六	兼營	天津	白耳義株式	六,二五〇,〇〇〇法	自給	電動發動機500v800K.W一臺を備ふ	一六哩	一米	一一六臺	—
江蘇省	上海	法商電車電燈公司	一九〇八	同	上海佛租界	佛國株式	八,〇〇〇,〇〇〇同	同	直流發電機 500v250K.W 二臺を備ふ	一四	一	五二	—
盛京省	大連	滿鐵發電所	一九〇七	同	大連市沙河口	滿鐵	三,五〇〇,〇〇〇圓	同	ローターリーコンバーター500v100K.W 二臺を備ふ	二五⅓	四八½	六〇	—

四、未開業電燈事業

所在地 省名	所在地 地名	事業者名	落成豫定	目的	供給區域	組織	原動力	發動力（キロ）	差し當り點燈豫想數	備考
直隷省	熱河	熱河電燈	一九一八	供給	熱河一帶	支那株式	汽力	一五〇	四,〇〇〇	米國G.E會社へ注文中
同	赤峯	赤峯電燈	同	同	赤峯同	同	同	一〇〇	二,〇〇〇	——
河南省	新鄕	新鄭電燈	同	同	新鄕同	同	同	三〇	五〇〇	從來彰德に使用せし d.c30K.W を据付中
同	周家口	周家口電燈	同	同	周家口同	同	同	一〇〇	二,〇〇〇	日本某社に注文中
江蘇省	嘉定	嘉定電燈	同	同	嘉定同	同	瓦斯	四〇	五〇〇	工事中
同	宜興	宜興電燈	同	同	宜興同	同	汽力	五〇	一,〇〇〇	英國 G.E.C へ注文中
同	江陰	江陰電燈	同	同	江陰同	同	同	一〇〇	二,五〇〇	米國 G.E へ注文中
同	南翔	南翔電燈	同	同	南翔同	同	瓦斯	四〇	八〇〇	日本某社に注文中
同	大團	大團電燈	同	同	大團同	同	汽力	二五	五〇〇	工事中は棉花工場兼營
同	南橋	南橋電燈	同	同	南橋同	同	同	二五	五〇〇	同
同	閔行	閔行電燈	同	同	閔行同	同	同	三〇	七〇〇	同
浙江省	蘭溪	蘭溪電燈	同	同	蘭溪同	同	同	一三〇	五,〇〇〇	米國 G.E へ注文中
同	南潯	潯震電燈	同	同	南潯同	同	同	七五	二,〇〇〇	同
同	諸曁	諸曁電燈	同	同	諸曁同	同	同	六〇	二,〇〇〇	同
同	鎭海	鎭海電燈	同	同	鎭海同	同	同	四〇	一,〇〇〇	日本へ注文中
江西省	九江	九江電燈	同	同	九江同	同	同	二〇〇	五,〇〇〇	米國 G.E へ注文中
湖北省	武穴	武穴電燈	同	同	武穴同	同	同	五〇	一,五〇〇	日本へ注文中
湖南省	衡洲	泰記電燈	同	同	衡洲同	同	同	一〇〇	四,〇〇〇	上海工部局にて使用せし100KWのもの据付中
同	湘潭	光明電燈	同	同	湘潭同	同	同	三〇〇	七,〇〇〇	日本へ注文中
浙江省	平湖	平湖電燈	同	同	平湖同	同	同	六〇	二,〇〇〇	中日實業にて据付中
廣東省	潮洲	昌明電燈	同	同	潮洲同	同	同	二〇〇	四,〇〇〇	米國 G.E へ注文中
同	香山	香山電燈	同	同	香山同	同	瓦斯	六〇	一,五〇〇	製作中
同	容奇	容奇電燈	同	同	容奇同	同	同	六〇	一,〇〇〇	同
同	小欖	小欖電燈	同	同	小欖同	同	同	四〇	一,〇〇〇	同
廣西省	柳州	柳州電燈	同	同	柳州同	同	同	四〇	一,〇〇〇	同

同	百色	百色電燈	同	同	百色廳	同	同	三〇	七〇〇	同
盛京省	錦州	錦州電燈	同	同	錦洲同	同	汽力	一三〇	三,〇〇〇	米國G.Eへ注文中
同	鄭家屯	遼源電燈	同	同	鄭家屯	同	同	一〇〇	二,〇〇〇	同
同	大石橋	大石橋電燈	同	同	大石橋	日支合辦	同	—	三,〇〇〇	工事中
同	金州	金州發電所	同	同	金州	日官	同	—	一,〇〇〇	同
同	四平街	四平街電燈	同	同	四平街	日支合辦	同	—	二,五〇〇	同
吉林省	農安	農安電燈	同	廳	農安	支那株式	同	—	二,〇〇〇	機械注文中

五、自家用電氣事業（但し五百基以上）

所在地 省名	所在地 地名	事業者名	設立年月	組織	資本額	主なる目的	原動力	發電設備 種類	發電設備 容量	増設中	取付燈數	備考
直隷省	唐山	開灤鑛務局	一九一二	英支合辦	二,一〇〇,〇〇〇磅	林西唐山諸炭坑動力用	汽力	三相交	一〇,五五〇キロ	—	一五,〇〇〇	
同	鹽城	鹽城鑛務局	一九一一	白支合辦	—	南北窰炭坑動力用	同	同	三,〇〇〇	—	—	
同	井陘	井陘鑛務局	一九〇八	獨支合辦	五〇〇,〇〇〇兩	桓口洪潤炭坑動力用	同	同	一,〇〇〇	—	一,五〇〇	
河南省	淸化鎭	福公司	一八九八	英國株式	一,四二八〇〇磅	焦明炭坑動力用	同	同	五〇〇	—	三,〇〇〇	
山東省	嶧縣	中興煤鑛	一九〇六	支那株式	二,五〇〇,〇〇〇兩	嶧縣炭坑	同	同	一,九〇〇	—	一,〇〇〇	
同	淄川	山東鐵道管理部	一九一四	日支官憲	—	淄川炭坑	同	同	五〇〇	—	二,〇〇〇	
江西省	萍鄉	漢冶萍煤鐵公司	—	支那株式	三〇,〇〇〇,〇〇〇弗	萍鄉炭坑	同	同	六二五	—	—	
湖北省	大冶					大冶鑛山	同	同	三,〇〇〇	—	—	
同	漢陽					漢陽鐵廠	同	直流	二,一〇〇	—	—	
盛京省	撫順	南滿鐵道會社	一九〇七	日本株式	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇圓	撫順炭坑	同	三相交	七,五〇〇	九,〇〇〇	三五,〇〇〇	電車延長四五哩
同	大連	同	同	同		沙河口工場	同	同	八〇〇	—	—	
同	大連	小野田セメント會社	一九〇九	日本株式	—	臭水子工場	同	同	五三〇	—	—	
同	本溪湖	本溪湖煤鐵公司	一九一〇	日支合辦	七,〇〇〇,〇〇〇圓	本溪湖鑛山用	同	同	一,五〇〇	一,五〇〇	三,五〇〇	

（以上民國六年末調査）

山東問題の經過及び批判

波多野乾一

一、本問題の包藏する禍機―二、獨逸利權の實體―三、一九一五年日支協約―四、大隈内閣の功罪―五、山東處分對外協定―六、山東善後協定（一九一八年日支協約）―七、平和會議と支那の準備―八、支那の最初の機會―九、支那の山東要求案全文―一〇、最高會議の決定―一一、支那の調印拒絕―一二、專管居留地の拋棄

一　本問題の包藏する禍機

山東問題は昨日の問題であり、今日の問題であると同時に、今日以後の問題として幾多の禍機を包藏してゐる。何となれば米國上院外交委員會は、對獨講和條約の山東條項中「日本」なる文字を「支那」に更ふべしとの修正案を通過し、支那は去る九月十日、對墺講和條約に調印した結果、國際聯盟に加入するの權利を獲得したるが故に、來る十一月華盛頓に開かるべき國際聯盟初會議に代表を參列せしめ國際聯盟規約第十二條「加入各國は、若し國交斷絕となる恐れある紛爭の發生したる時は、その問題を仲裁裁判或は執行委員會の審議に附し、且つ仲裁裁判の判決或は執行委員會の報告發表後三ヶ月を終る迄は、如何なる事情ありとも戰爭を開始せざることを協諾す」に依つて青島の直接還附を、同第二十條「加入各國は、此聯盟規約に抵觸するあらゆる國際間の義務或は國際間の秘密了解を廢棄せしむるものとして之を承認するに各個同意し、且つ今後此規約に違背する如何なる約定をも締結せざるべきを誓ふ。聯盟に加入したる列國の何國たりとも、加入以前當規約の條項に抵觸するが如き何等かの義務を負擔し居る時は、同國は直ちにかくの如き義務解除の手段を講ずるの責任あるものとす」に依つて大正四年日支協約（山東省に關する條約及び附屬公文）の廢棄を提訴し得るからである。此點に就いては從來識者の間に議論があり、支那は假令對墺條約に調印すとも、對獨條約に調印しない以上、國際聯盟に加入するの權利なしとの解釋を執つた向もあつたが、講和會議がら歸來した立法學博士の說明に依つて右の解釋の根據無きことが明白になつた。かくて青島の直接還附、大正四年日支協約廢棄を國際聯盟會議に提訴することは、支那側の豫定行動であつて、六月二十八日對獨條約調印を拒絕し、七月十日右に關する布告を發表し、九月十日サン・ジエルマンに於て對墺約に調印し、九月十五日對獨戰爭終了の布告を發表したのは、共に此間の事情を語るものである。青島の直接還附は、列國既に對獨條約に調印し、山東條項を承認せる行懸上、「國交斷絕となる恐れある紛爭をして仲裁裁判

に附せらるゝが如き憂ひはあるまいが、大正四年日支協約廢棄の要求は、その性質の根本的なる、萬が一その貫徹を見る時は、外交上全敗の局面(支那人から見て)を一變して全勝の局を結ぶことが出來る、と支那人は考へてゐるのである。而もかくの如き支那側の豫定計畫に對し、列國は如何なる意嚮を持つてゐるか、最近の報道に徴するに講和會議に於ける三頭會議は、明かに支那側を支持してゐる。米國大統領ウイルソン氏は、八月六日此點に關し陳述して曰く

本年四月三十日、山東問題に就き五大會議の將さに討議を終了せんとするに當り、牧野男珍田子は予の質問に答へて曰く、日本の政策は主權を侵害することなく支那に青島を還附するに在り、唯日本の望む所は獨逸に許されたる經濟的特權及び青島に於て普通の條件の下に居留地を創設するに在るのみなり。各鐵道の所有者は交通の安全を圖るため特別警察を使用すべきも、該警察は此目的以外に使用せらるゝせらるゝことなし。而して此等の警察力は支那人より成り、同時に鐵道會社理事は任意に日本の教官を選び、支那政府之を任命すべしと。

内田子は此點に就き今回の聲明書(八月二日附陳述)に於て何等言及する所なく、世間の見る所とは事實相違せり。予は山東問題に關して同意したる此同意は一九一五年及び一九一八年日支兩國間に於て交換せられたる覺書の政策に對し、米國政府が同意するものなりと推測さるべからずといふことを以て予の義務と思惟す。内田子の陳述に據れば、若し支那が牧野男珍田子の言明に於て提示されたる政策を實行する能はざる場合に於てのみ一九一五年及び一九一八年の日支協約實行を强制すべしとなり。予は固より内田子は、巴里に於ける山東問題討議に關するすべての資料の提供を受けたることを信じて疑はず。

と。敢へて三國側とは云はないが、ウイルソン氏の意嚮は大正四年及び七年の日支協約を以て、國際聯盟規約第二十條に所謂「聯盟規約に牴觸する國際間の義務」と認め、支那に於て「義務解除の手段を講ずるの責任」を取るに於ては、欣然之を助力すべしといふに在る。氏は深き用意を以て、山東還附に關しては、四月三十日四頭會議に於ける牧野男珍田子の言明をのみ認め、大正四年及び七年の日支協約は之を關知せずといふ見解を發表してゐるのである。即ちウ氏は、四月三十日の四頭會議に於ける決定事項たる

(一)日本は、主權を侵害することなく青島を支那に還附す。
(二)青島を商港として開放し、普通の條件の下に A settlement を City of Tsintau に設置す。
(三)山東鐵道の日支合辦。
(四)鐵道警察は支那人を以て組織し、日本教官を招聘す。
(五)濟順、高徐兩鐵道借款權。
(六)青島及び山東鐵道線派遣兵の全部撤退。

の六項を條件として、講和條約の山東條項(對獨講和條約第百五十六―八條)を承認したのであつて、大正四年及び七年の日支協約の效力發生の結果としての山東條項を承認したのではないと主張してゐるのである。

かくて支那側は對獨條約中の山東條項不承認(對獨條約調印拒絶はその意思表示なり)、青島の直接還附、日支協約廢棄要求を國際聯盟に提訴することの二手段を取り、米國在野黨は山東條項不承認(山東修正案提出)、青島直接還附支持(修正案内容)の見解を持し、米國政府は對獨條約中の山東條項は支持するけれども、大正四年及び七年の日支協約は廢棄せらるべきものなりとの主張を有つてゐるのである。これが本問題の包藏する禍機であるが、如何にして其

後を善くし、現下の險惡なる日支間の形勢を緩和すべきかそれには原首相、内田外相が屢次聲明した通り、講和條約批准後直ちに支那側に對し、大正四年及び七年の日支協約の條章を基礎とし、之れに四月三十日四頭會議の決定事項たる前掲六項を參酌し、協定をなすべきことを提議するの外はない。而も支那は對獨條約調印拒絕に依り、明かに日支直接交涉を拒否するの意を示してゐるのである。山東問題が今日以後の問題として、實に當面の危機を成してゐることは、上來敍べ來つたところに依つて明かであり、又その研究の必要も充分親取されたであらう。本編はその需に應ずるためのブリイフ●レコオドたるに外ならない。

二　獨逸利權の實體

山東問題は、山東省に於て獨逸が保有してゐた權利の繼承に關する爭議を、その主要なる內容とする。從つて先づ第一に獨逸權利の實體を究めなければならぬ。一八九七年十一月一日、山東省兗州府に於て獨逸人宣敎師二名が暴徒の兇手に斃るゝや、獨逸は之を口實として多年懷抱せる世界政策遂行のため、東亞に一策源地を獲得すべく、十一月十五日海軍提督ディデリッヒスをして膠州灣を占領せしめ、翌一八九八年三月六日、北京に於て膠州灣委附に關する條約の締結を見た。本條約は三章より成り、要旨左如し。（註一）

（一）九十九ヶ年間膠州灣口の兩岸を租借地として獨逸に引渡し租借期間中之に對してその統治權を行使することなくその行使を獨逸に委附す。
（二）膠州灣の周圍五十キロメエトルの地域を警備區とし主權は支那に保留するも支那軍隊の駐屯及び行動に關しては獨逸の承認を要す。
（三）獨逸は租借地を他の强國に轉租せざるの義務を有す。
（四）支那は左記鐵道の敷設權を獨逸に與ふ。
　（イ）膠州灣より濟南を經て山東省境に至るもの。
　（ロ）膠州灣より沂州に至り轉じて萊蕪縣を經て濟南府に至るもの。
（五）以上各鐵道敷設の爲め獨支鐵道會社を設立す（註二）
（六）以上各鐵道沿線三十支里以內の鑛山權を獨逸に與ふ（註三）
（七）山東省內に於ける投資優先權を獨逸に與ふ。

獨逸は本條約締結後、一八九八年四月二十七日の勅令を以て、本租借地を獨逸保護領に編入し、次いで一九一三年十二月三十一日、前記（四）の鐵道敷設權に變更を加へ、

（一）山東鐵道高密驛より沂州を經て津浦鐵道徐州驛に至る線。
（二）山東鐵道濟南驛より直隸省順德に至る線。

の敷設に關し、支那の同意を得た。山東省に於て獨逸の保有した權利の實體は、略上述の通りである。

（註一）支那關係特種條約彙纂四〇〇―二頁
（註二）同書四〇六―四二三頁
（註三）同書四二三―六頁

三　一九一五年日支協約

大正三年八月十五日、帝國政府は日英同盟の大義に基づき、獨逸に對し最後通牒を發したが、その通牒中に「結局支那に還附するの目的を以て、膠州灣を無償無條件にて日本に引渡すべし」といふ一句があつた。これ即ち日本が山東の利害に關與する初めであり、今日の所謂山東問題の濫觴であり、一面膠州灣還附に關する第一の聲明である。然るに獨逸は帝國の通牒を無視し、何等の回答をも送らなかつたので日獨の國交茲に斷絕し、孤城無援の青島は日英聯合軍の包圍を受くることとなつたが、城寨は遂に攻城砲の

威力に敵する能はず、青島は十一月七日を以て我が軍の手に歸し、帝國は青島及びその延長たる山東鐵道を占領保有することとなり、その狀態は現在まで續いてゐる。

次いで帝國政府は、山東南滿及び東部内蒙古の狀態に鑑がみ、此際日支兩國の間に何等かの取極をなすの必要を認め、大正四年一月十八日駐支公使日置益氏をして五項二十一ヶ條より成る要求條件（註一）を提起せしめた。これがかの有名なる大正四年の日支交涉であつて、折衝四ヶ月二十五回の會議を經て同年五月二十五日「山東省に關する條約及び附屬公文」（註二）「南滿州及び東部内蒙古に關する條約」の二條約を締結し、「膠州灣還附に關する公文」其他の交換を了した。「山東省に關する條約及び附屬公文」は山東問題論議の際屢々引用される「一九一五年の日支協約」なるものであつて、支那側の所謂「二十一ヶ條の要求」である。要點は

（一）支那國政府は獨逸國が山東省に關し條約其他に依り支那國に對して有する一切の權利利益讓與等の處分につき日本國政府が獨逸國政府と協定する一切の事項を承認すべきことを約す（第一條）

（二）支那國政府自から芝罘又は龍口より膠濟鐵道に接續する鐵道を敷設せむとする場合に於て獨逸國が煙濰鐵道借款權と拋棄したる時は支那國政府は日本國資本家に對し借款を商議すべきことを約す（第二條）

（三）支那國政府は成るべく速に外國人の居住貿易のため自ら進みて山東省に於ける適當なる諸都市を開放すべきことを約す（第三條）開放すべき諸都市及び開埠章程は支那政府自から之を擬定し豫かじめ日本國公使に協議の上決定す（附屬公文）

（四）支那國政府は山東省內省若くはこの沿海一帶の地又は島嶼を何等の名義を以てするに拘はらず外國に租與又は讓與することなかるべし（附屬公文）

「膠州灣還附に關する公文」の全文は次の通りである。

以書翰致啓上候陳者本使は帝國政府の名に於て玆に在の如く貴國政府に對し聲明するの光榮を有し候。

日本國政府は現下の戰役終結後膠州灣租借地にして全然日本國の自由處分に委せらるる場合に於ては左記條件の下に該租借地を支那國に還附すべし。

一　膠州灣全部を商港として開放すへし

二　日本國政府に於て指定する地區に日本專管居留地を設置すること

三　列國にして希望するに於ては別に共同居留地を設置すること

四　右の外獨逸の營造物及び財產の處分並びに其他の條件手續等につきては還附實行に先ち日本國政府と支那國政府との間に協定を遂ぐべきこと

右照會得貴意候　敬具

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使　日置　益（署名）印

支那共和國外交總長　陸　徵　祥殿

本公文は青島還附に關する第二の、而して最も重要なる聲明であつて、支那は膠州灣を日本から受け、租借地の全部を商港として開放し、その一部分に日本專管居留地、他の一部分に列國共同居留地を設置する外、獨逸の營造物及び財產の處分等に就いては、還附實行に先ち日支兩國間に協定することを承諾してゐる。之を今日支那側の青島直接還附要求と對比して、多少の感慨なきを得ない。還附條件(四)の規定は、譬へば山東鐵道並びにその延長線の如きものゝ處分に必要なので、後大正七年に至り山鐵合辦協定の成立を見たのは、「山東省に關する條約」第一條及び本規定に準據せるものであるが、之を補足する意味の公文として、

山東鐵道占領當時、在支公使館から支那政府に交附したものがある、即ち次の如し。(註三)

山東鐵道會社の權利は支那が一八九八年の膠州灣委附條約中に於て獨逸に許可せる利權に基くものにして獨逸政府直接の管轄下に在り國家の財產たる性質を有する純然たる獨逸の會社なり而して實際に於ては膠州灣租借地の延長にしてその一部と見做すべきものなり。

「膠州灣租借地の延長にしてその一部と看做すべきものなり」の一句、山東鐵道の性質を明白にして遺憾なしと謂つべきである。

(註一)安岡秀夫著「日本と支那と」附錄二一三—二〇頁
(註二)支那關係特種條約彙纂二二一—三頁
(註三)歐米人の支那觀六六七—八頁

四　大隈外交の功罪

大正四年の日支交渉は、日本側に著るしき手落があつたことは爭はれない。原要求は五項二十一條である、然るに之を列國に通牒するに當つて第五項の七條を全然陰蔽し、第一項「山東に關する分」四條は其儘通牒したが、第二項「南滿東部內蒙古に關する分」七條中五條のみを、第三項「漢冶萍に關する分」二條中の一條のみを通牒し、第四項「沿岸島嶼港灣不割讓に關する分」一條はその儘に通牒し、全部で十一ヶ條であると說明したのである。然るに以夷制夷を常套手段とする支那側は、日本側との最初の約束を無視して日本の要求全文を外國新聞記者に洩らし、一月末に於ては既に公然の秘密となり、三月十八日のマンチエスタア・ガアディアンは、その北京特派員シンプソン氏の二月二十日附通信を掲げ、日本の支那に致せる要求と、列國に通牒した公文とを對照し、盛んに日本のタアヂヴアゼイションを呼號した。當時の帝國當路者は、第五項は希望條件であるから列國に通知する必要なしと思惟したのでもあらうが確かに不手際であつたと許すべく、これが支那側の利用する所となり、一方日本の對支發展を嫉視する在支英米人の活動を誘致し、モリソン、シンプソン兩氏を急先鋒とする一團のプロパガンディストの包圍を受け、辛うじて最後通牒を以てけりをつけたのは何といふ不運であつたらう、當の相手たる支那側の輿論が、異常の緊張を示したことは、これ亦頗る有り得べきことで、梁啓超氏の如きは、その門下生梁心銘氏の主宰する北京ガゼット紙上に於て、交渉中を通じて數十回も論文を發表し、日本反對の論理を指導し日本の最後通牒に對して主張した一節の如きは、今なを吾人の耳に殘つてゐる。曰く「寧ろ日本をして武力を以て占領せしむるとも、萬調印すべからず、以て他日講和會議の解決を待つべし、武力占領の事なしとするも、最後通牒の一事以て我が最大の武器とするに足れり」と。彼は當時すでに講和會議參列を夢み、日本との最後の勝負を會議席上に爭はんと豫期してゐたのである。かくて英米のプロパガンディストは擧つて支那引入論者となり、支那側は日本への報復を豫期して參戰を決行するの段取りに進み、餘沫は今見るが如き山東問題の險惡な風潮を激してゐるのである。大隈內閣の硬外交の祟りは實に恐るべきものがあるではないか。

けれども細かに當時の事情を檢するに、何人が局に當つ

たところで何等かの協定を支那側との間に成立させて置かねばならぬ順序であつた。成程不手際ではあつた、併し不完全ながら日支協約が成立してゐたればこそ、日本は講和會議に於てあれ丈けの主張をなし得たのであつて、若し大隈内閣が茫然として何等の手段をも盡してゐなかつたならば、事態は果して如何なつたであらう。日支協約が儼存してゐてさへあれである、若し無かつたら山東は夙くの昔に直接還附となつてゐたであらう。看來れば大正四年の日支協約は、大なる缺點あるに拘はらず結局大なる成功であると云つても差支へあるまい。

五　山東處分對外協定

梁啓超氏はその巴里通信「外交失敗之原因及今後國民之覺悟」に於いて、次のやうに述べてゐる。

、日本の我が山東を窺ふすでに一日にあらず端なく歐戰發生して予ふるに絕大の機會を以てするや遂に急起直追軍事占領の狀態を以て德人侵略の遺產を承けんと謀れるも此の狀態の極めて不穩固なるを以て汲々として法律的保障を求む一九一五年聯合軍大いに東部戰場に控かるるや彼れ乃ち友邦の危に乘じ突然二十一款の要求を提出し最後通牒を以て我れに承諾を迫れり於是中德間權利義務の關係は變じて中日間權利義務の關係となれりその得る所の保障の一なり。

猶ぼその足らざるを恐るゝや一九一七年二月德國潛艇戰略猖獗を極むるの時彼れ乃ち英佛露伊四國を要挾して密約を訂し和會席上に在つて山東の權利に關し予ふるに援助を以てせんことを要求せりその英と訂する所の密約はその年二月十六日に在り實に米獨斷交後の第三日なり佛露伊との約亦兩旬の內を以て相繼いで成立せり(佛三月一日露五日伊二十三日)その得る所の保障の二なり。

猶ほその足らざるを懼るゝや其年十一月米國と文書を互換し日本の東亞に於ける優雄地位を承認せんことを要求せりその得る所の保障の三なり。(此の保障は力やゝ薄弱なり)

猶ほその足らざるを懼るゝや去年(一九一八年)德軍敗るゝに乘んとするの際我が國を餌誘して膠濟路處分及び高徐濟順兩路の約を結べりその得る所の保障の四なり日人の山東問題に於ける事前の布置の注意周密にして首尾一貫せること此の如し。

寺內內閣前內閣の後を承け、山東の地位に關する保障を二重にし三重にすることを怠たらなかつた。即ち同內閣は山東處分に關し列國との間に諒解を成立させることの適當なるを認め、本野外相は大正六年一月二十七日、英國大使カニンガム●グリイン氏との會談に於て之を提議し、英國大使は二月十六日を以て本野外相に宛て次の如き照會(註一)を發した。

去月二十七日本大使と貴大臣と會談の際貴大臣は日本帝國政府は將來平和會議に於て大英國政府が山東省に於ける獨逸權利の處分並びに赤道以北諸島の領有に關する日本の要求を支持せらるべき保障を與へられんことを希望する旨を傳達せられたるが本大使は英國外務大臣の訓令を奉じ英國政府の次の如き意嚮を貴大臣に通報するの光榮を有す。

英國政府は日本國政府の請求に應じ將來平和會議に於て山東省に於ける獨逸權利の處分並びに赤道以北諸島の領有に關する日本の要求を支持すべき保障を與ふることを欣然承諾す同一の精神を以て日本國政府は將來平和會議の際赤道以南の獨領諸島に關する英國の要求を支持せらるべし。

本野外相は同月二十一日附公文(註一)を以て英國に感謝の意を表し、同時に赤道以南諸島に關する英國の要求を承諾した。二月十九日本野外相は佛露兩國大使に同文の照會(註一)を發し、之に對し佛國は五月一日(註一)露國は同五日を以て承諾の意を通知し、伊國との同樣の公文は、五月二

十三日羅馬に於て交換を了した。(註一)

右四往復公文は、巴里會議に於て「山東に關するシイクレット●コムパクツ」として八釜しい論議を起したもので、交換當時は終に發表されなかつたのである。その保障の效力は、果して今日に至つて證せられたといつてもよく、若しかゝる諒解が四國との間に成立してゐなかつたならば、講和會議の形勢はどうなるか分らなかつたであらう、寺内内閣の功勞に數へていゝ。

政府は次いで米國方面に手をつけて石井特使を渡米させ十一月二日米國々務卿ランシング氏との間に所謂石井ランシング協定(註二)を成立させた。本協定は米國をして支那特に接壤地方に於ける日本の特殊地位(註三)を承諾させたものであるが、文義の茫漠なのと、當面の山東處分に關して何等言及してゐないので、山東處分の保障力は零に近い梁啓超氏を待つ迄もなく、本協定は山東處分に關し何等効力を齎らす能はざる性質を有し、何のための協定であるか掴みどころがない。寺内内閣は何故に米國に對し、英佛露伊四國との協定と同様な協定を締結しなかつたか、これは明白に寺内内閣の失敗で、それがどれ丈け講和會議に於て日本を苦しめたかは、會議の經過に注意を拂つた者には充分に分つてゐる筈である。

(註一)Asia 大正八年九月號九四五頁
(註二)同上九四四頁、「支那と米國との關係」附錄一四―九頁
(註三)特殊地位の原文は Special Interest にしてミラアド氏の言ふが如く Paramount Position にあらず。

六　山東善後協定(一九一八年日支協約)

「日本の保障」は完成された、今は「還附實行に先ち」舊獨逸の權利及び營造物處分に關し、日支兩國間に協定を遂ぐべき順序であらう。かくて大正七年九月二十四日、後藤外相と駐日支那公使章宗祥氏との間に三種の覺書が交換された一は滿蒙鐵道に關するもの、他の二種の一は山東鐵道合辦協定と稱すべきもので内容次の如し。

以書翰致啓上候陳者帝國政府は貴我兩國の間に存する善隣の誼に顧み和衷協調の旨意に起見し山東省に關する諸問題を左記各項の通り處理するを妥當なりと認め玆に之を貴國政府に提議することに相決し候。

一　膠濟鐵道沿線の帝國軍隊は濟南に一部隊を殘留する外すべて之を青島に集中すること
二　膠濟鐵道警備は貴國政府に於て巡警隊を組織して之に當るべきこと
三　膠濟鐵道より右巡警隊の經費に充てむがため相當の金額を提供するとと
四　日本國人を右巡警隊本部及び樞要驛並びに巡警養成所に聘用すること
五　膠濟鐵道從業員中に支那國人を採用すること
六　膠濟鐵道はその所屬確定の上は日支兩國に於て合辦經營すること
七　現下施行の民政は之を撤廢すること

就ては前記提議に對する貴國政府の意嚮御回示相成候樣致度候
右照會得貴意候　敬具

章公使より後藤外相宛同日附公文に依つて、支那政府は日本の提議に對し、欣然同意の旨を明白にしてゐる。本協定は「山東省に關する條約」第一條、「膠州灣還附に關する公文」中還附條件第四、及び山東鐵道會社に關する覺書(前掲)に基づきて締結されたもので、(六)に依り山東鐵道自體に關する處分確定して日支合辦となり、鐵道警備は支那巡警隊之に當り。(二)、山鐵沿線派遣兵は一部を濟南に殘留

せしめ、その他は青島に集中せしめ。(一)、李村坊子滄縣各民政署を撤廢すること。(七)、を規定してゐる。注意すべきは山鐵沿線派遣兵に關する規定で、これは青島に集中するの意味で、山東に一兵をも駐めないといふ意味ではないのである。

覺書の他の一種は山鐵延長線覺書で原文左の如し。

以書翰致啓上候陳者貴國政府に於ては日本國資本家よりする借款を以て速に左記地點間の鐵道を建設することに決定の旨を聲明せられたる本日附貴翰致閱悉候

一 濟南順德間

二 高密徐州間

但し右兩線路にして鐵道經營上不利益なりとせば別に適當の線路を協議決定すること

帝國政縣は欣然右支那國政府の聲明を了承すると共に日本國資本家をして本件借款の商議に應ぜしめむが爲め速に必要なる措置を執るべきことを茲に致言明候

右回答得貴意候　敬具

越へて四日、九月二十八日を以て濟順高徐兩鐵道借款豫備契約(註一)が、日本興業銀行を代表者とする興業銀行臺灣銀行朝鮮銀行の三行と、支那政府との間に締結され、山東善後協定はこゝに完成を見たのである。

以上叙べ來つた所を綜合すれば、日本の立前は明々白々局に當れる大隈寺内兩内閣の措置は、大體に於て當を得てゐるものと見てよく、たゞ大隈内閣の外交上の技術に不手際な點があり、寺内内閣が米國との間に山東處分協定を成立させなかつた手ぬかりがあつたのは爭はれないが、講和會議前支那側との諒解缺如、講和會議に於ける讓歩の責任は現内閣の取らざるべからざる所である。

(註一)支那大正八年五月一日號五一七頁

七　平和會議と支那の準備

大正六年八月十四日獨逸に對して戰を宣した結果、支那は聯合國の一員として、大戰の平和會議に參列するの權利を得た。支那は大戰平和會議にあらゆる望みをかけ、特に國權恢復の好機會として、欣喜雀躍したのであつた。支那參戰のそもそもの原因は、引入論者の暗示に出でた「會議參加利益論」に在るのであつて、大正六年初め戰團加入論が八釜しく論議せられた折、一新聞が

百余年前欧州聯州ナポレオン一世を敵とせるに際し英墺露の號召に始まり各小國の附和を得て大勢定まりウインナ會議に於ては各小國列席してその權利を主張し得たるに非ずや國家の存在を謀るがためにも加入は絕對の必要事たるなり。

と論じたのは、端的に此間の消息を道破してゐる。休戰條約成り、支那亦大正七年十月三十日附の「參戰戰務履行に關する覺書」(註一)に依つて會議參列權を確保さるゝや、之を以て會議參列の非公式のイレヴテイシヨンなりとし、踴躍して豫定計畫の遂行に取かゝり、本年一月二十一日附大總統令を以て陸徵祥顧維鈞王正廷施肇基魏宸組五氏を全權委員に任じた。陸氏は是れより先、七年十二月一日北京を發し、道を日本に取り、六日我が内田外相と會見し、山東問題に關しては從來日支兩國間の諸取極に準據して解決すべきことを約した後、米國を經て巴里に赴いた。顧維鈞氏は任地華盛頓から、王正廷氏は廣東軍政府の特使として米國遊説を了へ、將さに歸國の途に就かんとしてシアトルま

で來て任命の報に接し、相携へて渡佛し、施肇基氏は任地倫敦から、魏宸組氏は新たに白耳義公使に任ぜられ、陸氏一行に先發して巴里に在つたので、頗る手取早く手際よく巴里にデレゲイションを組織することが出來た。五全權以外或は隨員、或は個人の資格を以て渡佛した人々は、揃ひも揃つて排日派で、巴里に於ける支那全權本部は、宛として排日の總本部たるの觀を呈した。試みに左の顏觸れに見よ。

陸徴祥　大正四年日支協約締結當時の外交總長で、同條約の調印者である從がつて氏の態度は、顧維鈞王正廷兩氏の如く反日的なるを得ざる事情があり、且つ又我が內田外相との會見に於ても、山東問題は從來の日支の諸取極に準據して解決すべしと約した弱味もあり、世間傳ふる所の如く排日的ではなかつた。併し氏は御人よしであつて非常に有能とはいふ能はず、殊に弱い性格の持主とて、顧王兩氏等の躍起組に强要されてあのやうな態度に出でたのだそうで、加ふるに久しく瑞西に病を養つたりなんかして會議にも出席しなかつた。

顧維鈞　コロンビア出の法學博士で、「支那に於ける外人の地位」といふ名著もあり、英語を話すこと自國語以上、博士ウエリントン・クウの名を以て普ねく外人に知られてゐる、二十九歲にして駐米公使になつた程の傑出者、大正四年日支交涉の際には、外交部參事として盛んに反對を唱へ自から北京ガセツトに寄書して日本を排擊したとも傳へられてゐる。氏は王正廷氏と共に米國々務卿ランシング氏と親密で、ラ氏の後援を得て縱橫の活躍を試み、王氏と共に全權委員の中堅であつた。

王正廷　廣東參議院の副議長、エエル大學出で、南方派としての立場から寺內外交に反對し、その決算を平和會議に求めやうとした。

施肇基　駐英公使で矢張り米國大學出の博士、全權全員としての席順爭ひから不平を起し、事に當る頗る冷淡であつた。

魏宸組　白耳義公使、佛語に通ずる外特徵なく、大した活動もしなかつた。

梁啓超　大正四年日支交涉の際、反對派の總大將であつたことは前述した休戰條約成るや、逸早く「為請求列席平和會議敬告我友邦」「中國々際關係之改造」等の大論文を發表して支那の講和條件を指導し、又自から個人の資格を以て渡佛し、「世界之平和與中國」てふパンフレットを發行して宣傳に努めた。時文家としての氏の筆力は今更擧げるまでもなく、經歷資格共に在巴里支那人中の元老として氏の渡佛は多大の效果を收めた。

汪兆銘　純孫文系の領袖。

徐謙　同、廣東軍政府に孫氏を代表して司法總長たり。

伍朝樞　政務總裁伍廷芳氏の息で軍政府總務長である。親米派の錚々たる一人。

陳友仁　前北京ガゼット主筆、英文家としてのユウジエン・チエンは、筆力支那文に於ける梁啓超氏に讓らず、日支軍事協定を素破拔いて投獄されたので深甚の恨みを日本に持ち、王正廷氏に隨つて渡佛しその黑幕として日支密約暴露事件の小波瀾をあげた。

郭泰祺　前二人と併稱さるゝ親米派、さきに黎元洪氏の秘書たり。

朱念祖　廣東參議院の有力議員。

張嘉森　梁啓超派の俊才、その巴里通信は山東問題研究者に絕好の資料を與へた。

蔣百里　同じく梁派の一人。

孔祥柯　孔子七十五世の孫、前山東省議會副議長にて山東代表として渡佛す。

胡霖　天津大公報主筆。

ミラアド　前チャイナ・プレス主筆、現ミラアヅ・レヴウ主筆として支那に於ける排日記者の尤なる者。米國公使ラインシュ博士の推薦に依つて支那全權附發表局長に任ぜられた（非公式に）。氏は去る八月十八日米國上院外交委員會に於ける陳述中、支那の講和條件を指導したと述べてゐる。

ファアギュソン　總統府顧問、上海支那新聞「新聞報」の大株主、在支外人中の故參者。

葉恭綽　梁士詒氏の副將で交通系の副將、此人のみは排日的色彩はないと思はれるが、併し大正四年日支協約無効論と相表裏して排日の一大武器たる支那鐵道國際管理論の主張者である點から見て、この想像は覆がへされる。

王長春　同じく交通系の有力者で葉氏に隨行した。

曹汝霖陸宗輿章宗祥三氏と共に四大金剛と稱せられた親日派の汪榮寶氏が、白耳義公使から瑞西公使に左遷され、駐佛公使胡惟德氏(かつて駐日公使たり)が巴里に駐紮しながら全權の選に洩れたが如き、何としても無意味と考へられない。要するに支那は南北共に完全に一致し、國權恢復の犧牲として日本を屠るべく決心したのである。正に是れ排日派の總動員、顧王以下の連中が、米委員ランシング、ウイリアムス(極東局長)氏等に運動し聯絡して、如何なる活動を試みたかは後に叙述しやう。

(註一)支那大正七年十二月一日號四四五頁。

八　支那の最初の機會

會議中に於ける本問題の經過に就いては、正確なる資料の徵すべきものがなく、僅かに張嘉森氏の「巴里和會中吾國外交之經過及其致敗原因」と、天津大公報主筆胡霖氏の「歐和會決定山東問題紀實」とがあるのみである。こゝには主として胡氏に據り、時に張氏を參酌して叙述する。一月二十七日五大國會議開かれ、ウイルソン、ランシング(米)クレマンソウ、ピシヨン(佛)、ロイド●ヂヨウヂ、バルフオア(英)、オルランド、チツトニイ(伊)、牧野松井(日)、諸氏出席、支那側は王正廷顧維鈞魏宸組三氏出席、牧野男の(一)山東に於ける獨逸權利の無條件讓與、並びに(二)赤道以北獨領諸島の領有に關する長文の宣言書朗讀あり、顧氏は「本問題は支那に極大の關係あり、列國は支那の意見を徵して後これが決定を爲さんことを希望す」と陳述して會議を了つた。

翌二十八日五大國會議再開、顧王兩氏は參考人として招致せらるゝこと前日の如し。蓋し此日は獨領植民地處分問題の上程された日でつたので、支那のみならず白耳義、塞爾維、英國自治領代表者も招致されたのである。當日の議事錄は左の通りである。

顧維鈞　支那は講和會議に向つて膠州灣及び山東鐵道並びに獨逸が戰前山東省に於て有する所の權利を支那に還附せられんことを要求す膠州灣租借地は純然たる支那領にしてその住民は人種言語並びに宗教に於て純然たる支那國民なり且つ山東省は孔孟の生れし所支那文化の發源地にして國民の聖地と目する所なり日本が此地より獨逸を驅逐したるに對し支那は感謝の意を表するに吝ならさるも報酬情誼の故を以てその國人生産の邦を賣るに忍びす。

牧　野　日本の提案理由は昨日詳述せり日本は膠洲灣占領後今に至るまで事實上の領有を爲し日支兩國の間には膠洲灣還附の約を交換し鐵道に關しても成約あり此等の公文書は四國に於ても注意の價値あるへし。

ウイルソン　日本代表は右公文を會議に提示せらるゝの意嚮ありや。

牧　野　日本政府は此事に反對せさるへしたゝ先づその指示を請はさるへからす。

顧維鈞　支那政府は喜んで之を提出すへし。

クレマンソウ　日支兩國は靑島還附の條件を會議に向つて聲明せらるへし。

牧　野　若し本國政府許可せば公文書を提示すへしたゝ此案に關係ある土地は今事實上日本の手中に在り日本は還附以前獨逸より自由處分の權を得んと欲す日本が膠洲灣を得たる後の辦法は日支兩國の間に於て意見の

交換を了せり。

顧維鈞　膠州灣還附の件に關し支那の意見は牧野男と同しからす支那は日本かその世界に對する宣言を履践すへきを信す但だ還附に直接間接の差あり支那は直接還附を主張するの法至便なるを以てなり日本代表引く所の意見交換の件は一九一五年の二十一ヶ條要求より來る二十一ヶ條は一時權宜の計に過ぎす有効ならさるへしたとひ有効なりとするも支那の對獨宣戰後地位一變しあらゆる支獨間の條約は廢棄され無効となれるなり若し有効なりとするも獨逸は條約に依り轉讓の權利を有せさるなり。

此日の會はこれにて終り、勿論何等の決定をも見ず、又固より此一回の戰によつて勝負が定まる譯でなかつた。けれども此日顧氏の演説は仲々上出來で、可成りの反響を與へたので支那側の氣勢俄然として昂り、王正廷氏はかの山鐵合辦協定及び延長線公文(前掲)を以て日支の密約なりと宣言し、右公文を新聞記者に暴露するに至つた。帝國政府は事玆に至つては默すべきに非ずとし、王氏の行動に關しては小幡公使をして支那側の注意を喚起せしめ、(二月二日)一面牧野男は二月七日新聞記者團に對し長文の陳述書(註一)を與へ、一月二十一日貴衆兩院に於ける內田外相の膠州灣還附確保聲明に裏書した。膠州灣の還附はこゝに於て四回の繰返しを見たのである。

(註一)支那大正八年三月一日號三五―四〇頁

九　支那の山東要求案全文

一月二十八日の五大國會議以後、日支兩國委員間の意思疏通の望みは全然絕へ、支那側の大膽なる宣傳は益々盛んとなり、米國の援護も亦漸やく顯著に赴き、三月七日に至つて支那は四章二十六項より成る山東要求案を講和會議長クレマンソウ氏に提出した。題して「支那は膠州灣租借地膠濟鐵路及び其他山東省に關する獨逸の權利を支那に直接歸還せられんことを要求す」といひ、第一章に獨逸の租借由來と利權の範圍を、第二章に日本の山東軍事占領を、第三章に支那の還附要求理由を、第四章に直接還附要求理由を詳述してゐる。本メモランダムは膠州灣に關する支那の要求の公權的說明として、極めて價値ある歷史的文書であるから、長文を厭はず左に之を採錄する。

中國は膠澳租借地膠濟鐵路及び其他山東省に關する德國(獨逸)權利を中國に直接歸還せられん事を要求す。

(甲)德國租借權及び其他山東省に關する權利の緣起及び範圍

(一)初め德國亞東艦隊は遠東に於て適宜の地を得て海軍根據及び商港と爲さすと欲し皆はち中國の沿海一帶は遊弋して竭力搜及し德政府調査員は嘗つて膠澳地方最も相宜しと爲すの說を以て進む適々一八九七年十一月德國教士二人山東內地の曹州に在つて害を被むるその情形を論すれば本と地方官防範及ばさる所而して德政府方さに武力を以つて其の素志を遂げんとし久しく藉詞する所あらんことを思ふ是に至つて卽ち挾んで口實と爲し軍艦四隻を遣はし膠澳に至り兵を派して登岸し占領を宣告す中國政府は德兵境に入り事務危急なるを見てやむを得す乃ち德國と一八九八年三月六日の約を訂立せり附件一に見ゆ

(二)該約に規定す膠澳海面潮平周圍一百里內德國官兵の過調を准許す惟だ主權は仍ほ中國に歸す復た膠澳の口南北兩面及び島嶼若干處を以て德國に租與し九十九年を以て限りと爲す。

(三)該約復た德國の山東省に在りて鐵路二道を蓋造し並ひに鐵路附近の處相距る三十里內に於て鑛產を開掘するを准るす。此項の路礦事業は專設の德華合股公司より興辦し華德商人は均しく股本を投入し董事を選派するを得中國政府は又山東省內に在りてもし各項事務を開辦し外國の幇助或は外國人を用ひ或は外國資本を用ひ或は外國料物を用

ふるの必要あるときはまさに先づ該德國商人等の承辦を厭ふや否やを問ふへしといふを勉力允從す。

膠濟鐵路及び支線延長四百三十四キロメートルは山東鐵路公司の投資建築する兩路の一と爲す該公司は一八九九年六月一日德政府の特許を奉じ此年六月十四日に於て成立し一九〇〇年三月二十一日該公司と山東巡撫と中德膠濟鐵路章程を訂立し一九〇四年六月路工竣を告げ營業を開始せり。

一八九八年三月六日の約に准るす所の礦產開採の權利は山東礦務公司より承辦す該公司は一八九九年十月一日德政府の特許を奉じ此年十月十日成立すそのすでに開辦を經及び正に開辦に在るの礦產は淄川坊子の煤鑛及び金嶺鎭附近の鐵礦と爲す。

一九一三年二月五日山東礦務公司は復た所有の權利貲擠をもつて山東鐵路公司に讓與し業を管せしむ是に於いて路鑛兩權均しく鐵路公司の所有と爲る。

(四)膠濟鐵路を保護するの權は中國に屬す一九〇〇年三月二十一日訂定の膠濟鐵路章程(附件二に見ゆ)第十六款に云ふ。

若し百里環界外に在りて兵をもつて鐵路を保護すべき處あらば山東巡撫より派兵前往せしめ外國兵隊を派用するを准るさず。

又第二十六款に云ふ。

該公司貲路の時及び行軍の時に在りてもし事に因りて山東巡撫の派兵保護を稟請せばまさに立るに即ち請ふ所の如くするを准るすべし。

山東鑛產保護の一層に至つては即ち同日訂正の山東華德煤鑛公司章程ありその第一款に云ふ。

或は鑛苗の勘查或は開採の時派兵前往一切を保護せんことを稟請せば時に屆り情形を查察し稟を見ば隨つて即ち照准すへく外國軍隊を請用するを准るさず。

一九〇〇年德國軍隊租借地以外百里環界以內の高密膠洲二處に派往し屯駐するあり次いで中國山東巡撫と德國青島總督と一九〇五年十一月二十八日に於て中德膠高撤兵善後條款(附件三に見ゆ)を訂立し德國は該項軍隊をもつて青島に撤回し並に百里環界以內の中國の鐵路警察權と環界以外の鐵路と異なるなきを承認し又た環界以內にては中國に山東省警察章程を施行するの權あるを承認せり中國は隨つて膠洲に於て警署を設立し環界內の鐵路警察事務を接管せり。

(五)此外德國尙ほ山東省に關し鐵路借款優先權あり按するに一九一三年十二月三十一日の換文に中國は一面兩鐵路の投資建築並に物料供給の優先權をもつて德國に與ふとあり此二路は一は高密より津浦鐵路の某點に至るもの(暫時擇定して韓莊と爲す)一は濟南より京漢線上順德新鄕の間に至るものなり德國は一面則ちその德州正定間及び兗州開封間兩路の優先權及び一八九八年三月六日專約准るす所の山東省南部鐵路の優先權を讓還し此外並びに一九一一年七月二十四日山東巡撫と山東鑛務公司と訂する所の鑛權收回合同を批准することを准す嗣いで一九一四年六月十日の中德換文に因り德國は又濟順鐵路を西に向つて路線を續展すること及び煙濰線と濟寧開封線の優先權を獲得せり案ずるに一八九八年三月六日の約に德國は山東省に在りて本と鐵路附近三十里即ち十英里內の鑛權あり嗣いで上述一九一一年七月二十四日の鑛權收回合同を訂立せるに因りて其權遂に大いに縮減を爲せり該合同の訂する所に接照するに山東鑛務公司は仍ほ自から淄川坊子煤鑛及び金嶺鐵鑛を留辦する外其餘の鑛權は均しく取消を行ふその留辦する所の三處は則ち鑛界を劃清して讓還す鑛界內若し開鑛所需あらばまさに德國の資本を借用し德國の所產の機器材料を購用し德國工師を聘用すべし。

(乙)日本の山東軍事占領の緣起及び範圍

(一)歐戰初めて起るや中國即ち一九一四年八月六日に於いて大總統命令を以て中立を宣告せしが兩星期後日使中國政府に通知し稱す日本は八月十五日に於いて最後通牒を以て德國にに遞交し該國軍艦及び一切の武裝船隻を以て立るに即ち中日兩國の領海を退出し並に九月十五日以前に於て膠澳租借地全境をもつて日本に移交し以て日後中國に交還するに備へんことを勸め且つ一九一四年八月二十三日正午以前此項の勸告に對し無條件の承認を爲さんことを要求せり該最後通牒に稱する所を案ずるに此擧の用意は乃ち遠東和局擾亂の根を除去し且つ英日同盟の公共利益を保衛するに在り中國政府は前に未だ商られざるも擬する所膠澳租借地に關する辦法に對し亦曾つて同胞のためにせんことを願ふの意を表示せり次いで嘉納を見ざるを以て

始めて堅持せず繼いで日本は最後通牒未だ答復を見ざるを以て乃ち一九一四年八月二十三日に於いて德國に向つて宣戰せり。

(二)同軍首隊二萬餘人は本と靑島を攻擊するものに係る意はざりき竟に龍口を擇びて登陸の處となさんとは龍口は山東北部の海濱に在り南靑島を距る百五十英里なり同軍は九月三日に於て登陸し山東半島を橫穿し以て膠州に達し沿途城鎭を占獲し中國郵電機關を收管し人口物料を徵取し居民を困苦せしめたりその先鋒隊は九月十四日に於て始めて此處に抵る而して靑島を會攻するの英軍は則ち九月二十三日に於て德國租借地以內の勞山灣に在りて登陸せり勞山灣は靑島を距ること較近く沿途遇ふ所の障碍自から亦日軍前進の時に較べて少しと爲す故に德軍と交綏の第一役獨ほ與かり及べり。

(三)龍口既に日軍の行動あり中國政府は中立保障に易きが爲めに見を起しやむを得ず九月三日に於て日露戰爭の先例を參照しあらゆる龍口萊州及び膠州灣に接近せる地方に在つて交戰國軍隊の行用は本政府責任を負はず此外の各處は仍ほ中立を嚴守すと宣言せり(附件四に見ゆ)此時復た日本政府と該特別行軍區域は膠濟鐵路の濰縣車站以東を以て限りと爲し靑島を距る一百英里とし日軍はまさに界限を遵守し僭越して西するを得ざることゝ約定せり。

(四)何んぞ知らん九月二十六日に於て日軍四百餘名あり突として濰縣に至り車站を占領せんとは十月三日復た中國軍隊に鐵路附近地方退出を迫り三日後卽ち十月六日又た中國政府の抗議(附件五六七八に見ゆ)を顧みず進んで濟南に至り車站三處をもつて悉く占據を行ふ是に於て膠濟全線皆占むる所と爲り沿路日軍を分駐せしめ路員亦漸く日人に易へ鐵路附近の鑛產亦是時に於て均しく占據せられ賡續開採せらる時に靑島圍攻の擧方さに進行に在り十一月七日に迨び德人靑島を以て英日聯軍に降り十六日聯軍入城次年一月一日復た開港貿易せり。

(五)中國政府は德人旣に靑島を以て完全に投降し戰爭すでに畢り交戰兩方の軍事設備すでに解除せるを以て遂に山東內地の日軍を靑島より撤回し並に龍口より張店に至るの輕便鐵道及び中國電柱に附掛せる電線を卸除せんことを請へり而して日本政府は理喩すべきなし中國政府は昔日やむを得ずして宣告せる特別行軍區域劃定の理由今すでに復た存在せざるを以て遂に當日の宣告を取消し復た一九一五年一月七日に於て取消の擧をもつて駐京英日公使に照會せり(附件九に見ゆ)ついで一月九日に於て日使照復して謂ふ(附件九に見ゆ)本國訓令を奉ず此項取消の擧は實に獨斷處置に屬し國際信義を輕視し邦交を顧みず措置誠に未だ當らざるあり並に謂ふ日本政府は決して山東帝國軍隊の行動をして此等取消の影響及び約束を受けしめずと。

(六)日本靑島及び膠澳に占據せるの後自から日本人約四十名を派して海關人員に充當するの權を要求す所謂海關とは乃ち一八九九年四月十七日中德靑島設關條約の訂設せる所にして復た一九〇五年修訂を經たるものを指して言ふ中國政府は此等の提議の允許すべきなきを覺れり蓋し一たびその請に從はゞ海關の組織將さに之に因つて紛亂すべく且つ德人管理の日に在つても靑島海關の人員は亦全く中國より自派したれば也此事磋議未だ畢らずして日本神尾總司令已に命を奉じ靑島海關の文件財產をもつて遽かに押收を行へり。

(七)山東省の情形此の如し而して日本駐劄北京公使は一九一五年一月十八日に於て中國大總統に向つて二十一款の要求(附件十二に見ゆ)を提出し頗る中國をして寒心せしめたり此項の要求は現にすでに人口に膾炙せり計五號に分つその第一號は卽ち山東省問題に涉る磋商の事延べて五月に至るや日本政府は遽かに是月七日に於て最後通牒(附件十三、十四に見ゆ)を以て中國政府に發遞し四十八少時以內を限り滿意の答復を爲さしむ同時に滿洲山東の日軍增多の消息あり傳て北京に至る中國政府は實に此に遁處し日本に屈從するの外他擇なくやむを得ず一九一五年五月二十五日に於て日本と山東省に關する條約を答訂し附するに三項の換文及び其他の各約(附件十六に見ゆ)を以てせり願ふ所に非ずと雖も遠東の和局を維持し中國人民をして兵端の痛苦を受くるに免かれしめんと欲し而して諸友邦が正義自由公道の故に爲に方さに中歐强國と空前の戰爭を爲す尤もその遠東の利益の受損を見るを欲せず委曲全きを求めざるを得ず且つ此項の問題と二十一款の要求に依り發生する其他の問題はたゞよく平和會議中に於て最後の解決を爲すべきを深信したればなり。

(八)日本政府は復た一九一七年の第一百七十五號勅令を以て民政署を靑島に設け復た分署を坊子張店濟南に設く此三處は皆膠濟鐵路に沿ひ百里環界の

外に在るものなり三處中坊子を以て青島を距る最も近しと爲す然れども亦九十英里あり坊子民政分署竟に華人の詞訟を擅理し華人の賦稅を徵收するの舉あり而して膠濟鐵路と各鑛とはこれを民政署鐵路股の管理下に置けり。

(九)山東鐵路深く腹地に入り沿路の日軍逗留去らす而して民政各署の設けは中國人民に在りて之を視れば久しく山東に久踞するの意あるに似たり山東は本と中國人民の深愛する所是に於いて舉國惶恐而して山東を尤も甚しと爲す政府は衆議に迫られ人心を安ずる所以を思はざるを得ず乃ち日本と磋商を開始し一九一八年日本と草合（同附件十七に見ゆ）を訂立し借款もて鐵路二道を築く此二路は即ち一は膠濟線より徐州に至り津浦滬寧に遠接し一は京漢に連接する者なり日本政府は同日即ち一九一八年九月二十四日の換文(附件十八に見ゆ)に於て沿路の日軍は濟南に一支隊を留むるの外余は均しく靑島に撤囘し並に山東省內の日本民政各署を裁撤するを允るせり借款はすでに日金二千萬元を墊交(前渡)せりたゞ正合同(本契約)は尙ほ未だ畫押せず。

(丙)中國何を以て歸還を要求する

(一)膠州租借地は膠澳及びその島嶼を包括して之を言ひもと中國領土中分折すべからざるの一部分たり其他の何國に屬するかにつき未だ問題を發生せず且つ膠澳租借條約中本と主權は仍ほ中國に歸すとの明文あり一八九八年德國に租與せしは實に德國の侵略行爲に肇始せしにて中國は威力やむを得ざるに刦かされて之を允るせりその情形はすでに本說帖中の甲段に詳し德國戰事前あらゆる山東省內の路鑛權利も亦即ち此次讓與の一部分なり此項權利及び租借地の中國に歸還する實に公認の領土完整の原則に依據し公道の一舉たり若し仍ほ擧げて德に與へ或は他國に轉給せんか是れ中國に予ふるに公道を以てせざるなり矣。

(二)膠洲租借地は山東省の一部分なり昔日德人造る所今日本據る所の鐵路靑島より內地に入り綿亘二百五十四英里有餘なる者亦該省に在り該省人口三千八百萬皆志節高尙熱心愛國の民にして純粹の中華人種たりその語言文字及び孔敎の尊奉とみな他省人民と異るなくたゞに國籍原則に於て毫も欠缺なきのみならず亦此項原則の模範を具備せり而してその志願殷切その桑梓の德國或は他國の凌迫に免かるゝを得んと欲するや尤も疑なし。

(三)歷史を以て之を言へば山東は中國兩大聖賢孔子孟子の誕生する所中國文化の肇始する所實に人民の聖域なり中國孔敎を崇奉するの文儒每歲跋涉して此省に至り聖蹟に曲阜に謁する者千を以て數ふ全國人民の目光此に脊集まる蓋し中國の發展此省の力多しと爲す今も猶ほ然る也。

(四)山東省人民稠密經濟競爭頗る激烈と爲す三千八百二十四萬七千の人口を以て二萬五千九百七十六方英里の地に聚集し而して衣食の源は農業に外ならず謀生自から易業に非ず蓋し人口の多きは殆んど佛國と相均しく而して地面の廣さ四分の一に過ぎずその他國剩餘の人民を容納する能はざるや亦すでに明かなること甚し此地にして而して他國特殊の勢力範圍或は特別利益の關係を創立せんか則ち居民の横被朘削を除く外他の結果なき也。

(五)たゞこれのみにあらず山東一省は中國北部經濟集權の要を具備す則ちその人民の衆は外貨の暢銷を增すべくその鑛產の饒も亦實業の發展に利あり抑も尤も此に顧んずべきは將來膠州の一灣必らず中國北部外貨輸入土貨輸出の第一要路となるべきこと是れ也數百年來膠州は久しく山東省の重要商港たり該省の貨物は道を十二世紀闢く所の運河に取りて此處に至り內地最重要の商場濰縣といふ者と相聯絡す膠澳北部は積游の塞ぐ所となり膠州は今復た海口たらずと雖も靑島は今山東省の海口たりその座落する所の沿岸地位正に膠州と相同じ復だ新闢の商務孔道靑膠濰濟鐵路の如きもの、挹注する所たり而して此路又た京津寧滬鐵路と濟南に會す且つ膠澳の邊に處る膠澳は地勢屛蔽寒風の及ばざる所經年凍らず天津の北河の比すべきに非ず故に此新立商場は實に中國北部全境の商務を激截するに足る職としてこの故なり外國勢力範圍を樹立して國際の商務及び實業を危害するに足る者は山東より甚だしきはなく門戶開放主義を維持して各國を普益する者山東より利なるは莫し而して最もよく之を維持する者は則ち中國に過ぐるはなき也。

(六)形勢を以て之を言へば膠澳は中國北部門戶の一たり膠濟鐵道は濟南に至り津浦に接し直ちに北京に達すべし實に以て海より京に至る最捷の一途を扼するに足る尙ほ一途あり即ち旅順大連より奉天に至り北京に達するの鐵路是れ也中國政府は國防を鞏固にするが爲めに計り並すに他項の理由を以

て久しく德人の青島に盤據するを杜絶せんと欲せしが幸にして英日聯軍の驅つて而して之を出すを得たり中國は深く此重地を自己の掌握に留めんことを願ふ也。

(七)各方面に就いて之を審察すれば膠澳租借地及び附屬權利の問題はたゞ一法の滿意解決すべきあり苟も和平會議が此地及び鐵路等の權を以て中國に歸還せば則ちたゞに德國の肆意横行の罪惡藉つて以て矯正さるべきのみならず且つ各國遠東に於けるの公共利益亦藉つて以て維護すべし山東人民は感覺靈敏その外人の桑梓に侵入し以て政治經濟の集權を圖らんとするや乃ち厭惡して且つその厭惡の意を表示するに憚からざる所德人の膠澳に盤據し山東に侵入するは固よりその痛惡する所即ち今日共戰の友邦が暫時租借地と鐵路とに根據するも亦その喜ばざる所省議會商會の抗議を見て知る可き也他省人民亦此感を同じうす政府が人民を防範しその反對表示をなして抗議に止まらしめ進んで劇烈の行動を爲さしめざるは頗る易事に非ず見るべしその此問題に於ける感情の深きをもし歸還せずんば則ちたゞに中國と將來該租借地及び鐵路並びに他項德國權利を掌握するの國と必らず齟齬を生ぜん而して山東人民と該國人民との間必らず且つ尤も甚だしからん既に青島攻擊時の宣告東亞の長久を鞏固にし和局を穩固にするの用意と相容れ難きのみならず亦英日同盟の宗旨所謂る中國の獨立完整を保ち各國在華商工業機會均等の原則を守り以て各國在華の公共利益を全ふせんといふ者と亦相符合せず矣。

(丁)何を以て應さに直接歸還すべきか

中國政府は各項の理由を陳説し以て膠州租借地膠濟鐵路及び附屬權利の應さに完全に中國に歸還さるべきを明かにせり既に日本が德國に向つて租借權及び鐵路を乘得したる後將さに中國に交還せざるべしとの意を含有せず尤も疑はず中國に完全歸還すべしといふの一節に注重する者は此擧の根本上の公道たるに人の注意を引かんと欲するのみ。

(一)抑も歸還の法二途あり即ち直接中國に歸還すると間接日本より歸還すると是れ也此二途に於て中國はその直接なる者を擇ばんことを願ふその理由の一は即ちその程序の簡單にして枝節を滋生するを致さざるを取る蓋し一步にして達すべき者は自づから兩步に分ち作すに較べて易しと爲せば也且つ中國は諸聯盟國と共戰國との後に從び克捷の光榮に與かるを得たり若し德國に向つて逕直に青島及び山東の權利を收回せば則ち以て我が國家の威信を增すに足り而して聯盟國と敵愾同仇以て維持するの正義と公道の原則亦此れに從つて益々彰はれん。

(二)中國の直接歸還を請求するは日本が德人をもつて青島より驅出せし時受くる所の犧牲と損失する所の生命帑款を知らざるに非ず中國政府人民は日本海陸軍隊が英勇慷慨以て隣國を助くるの擧に於て實に深く銘感す而して英國が歐洲戰事危急の時に於て仍ほ能く此擧を力助せし亦深く荷とす即ち其他聯盟國と共戰國の軍隊敵人と相持し兵を分ちて遠東を援くるを得ざらしめ而して此處の戰事を延長す中國政府亦その惠を忘るゝ能はず中國は山東人民青島攻陷の時聯軍の行動に因りて種々の苦楚犧牲を受けたるに鑑み愈此等援助擧動の感ずべきを覺ゆ然れども感激深しと雖も中國は終にその領土の權利が他國の戰爭に因り彼時身局外に處り而して輙はち影響を受くべきを承認する能はざるなり且つ日本國より宣言す戰爭の目的は遠東の和局をなして德人の危害する所と爲らざらしむるに在りて目的既に完全到達せらる則ちその犧牲とする所ありと雖も食報の豐はすでに以て加ふるなし。

(三)中國政府は亦日本四年以來の此項租借地及び鐵路等の權利に對し軍事占領者の地位に處れるに了然たらずんばあらず然れども徒らに戰事期間の占領に因つて占むる所の土地或は產業の主權を獲得する能はず之を總ぶるに暫時辦法に過ぎず必らず須らく平和會議を經て諸聯盟國及共戰國の普通利益を總計して之を追認或は取消すべし此次日本が租借地と鐵路とを軍事占領せしは中國が獨墺に對し宣戰せし日より起し即ち共戰國權利に反對するの擧たり而してその鐵路を占領するや則ち最初の時より即ち已に中國の抗議を顧みざりき。

(四)中國は固より曾つて一九一五年五月二十五日に於て日本と山東省に關する條約を訂立せりその第一條に云ふ中國政府は日後日本國政府か德國に向つて協定せんと擬するあらゆる德國の山東省に關し條約或は其他の關係に依據し中國政府に對し享有するの一切の權利利益讓與等の項の處分は概して承認を行ふ。

然れども應さに憶ふべし此約と滿洲東內蒙に關する一約及び多數の換文と

は皆一九一五年一月十八日日本故なく中國に向つて提出するの二十一款要求より發生し中國政府の本と願はざる所なるも日本の最後通牒を送遞し四十八小時以内を限り滿意の答復を爲さんことを求むるを經始めて勉强して之を允るせしことを。

當時訂約の情形が中國に在つて極めて痛苦たりしを論ずるなきも之を總ぶるに中國政府は之を視て至つて多きも暫時の辦法に過ぎず必らず須らく平和會議を經て最後の修正を爲さゝるべからずと爲しその渉る所の首要問題は本と戰事の發生する所なるに因り故に最後の平和會議を含いて滿意の解決を爲す能はずと爲せし也即ち近ろ訂する所の膠濟鐵路及び昔日德國に讓與せし他項路權に關する合同中國之に對する亦同一の看法也たゞに此のみにあらざる也以上引く所の條文に就いて之を細審すれば見るべし日本未だ山東租借地と鐵路及び他項德國權利を獲得せず保證を保有せるに過ぎざることをあらゆる德國權利移讓與に關する處分はもし日本と德國との協定を經ば中國則ち從つて而して之を承認すべき耳此項の保證は自づから中國始終中立し最後の平和會議に參與する能はずと設想せしに係る若し加ふるに他項の解釋を以てせば則ち勢必らず日本を指して別に用意ありと爲しその明白宣告する所英日同盟條約に所謂中國の獨立を保たんことを願ふ等の事と悖るなき能はず蓋し苟しくも中國に宣戰及び平和會議に列席の權ありと認めずんば即ちたゞにその政治獨立が發生する所の最要權利の一を認めざるのみならざる也。

中國既に戰局に入る則ち該約設想する所の情形則ちすでに根本變改せらる故に事變境遷の法理に依據せば此約すでに復た有効ならず。

(五)進んで而して之を言へは中國は既に宣戰布告中に於て顯然聲明すあらゆる中德兩國從前訂する所の一切の條約合同條約は皆兩國が戰爭地位に立てるに因りて一律廢止せられたり即ち一八九八年三月六日の約、德國之に因りて租借地及び鐵路並びに他項權利を擁有せし者も當然廢止の列に在るべし而して德人享くる所の租借權利は法律を案じて之を言へば即ちすでにすでに領土の主權國に恢復せられたり即ち德人すでにその租借地等各項の權利を喪失せり故にすでに復た山東省に關する權利の他國に讓與すへきものを享有せず即ち租借の約戰爭に因つて廢絕せずといふも然れども該約中本と轉租を准るさゞるの明文あり亦未だ德國の能く其他與國に轉租するを見ざる也鐵路の一節に至りては即ち一九〇〇年三月二十一日の中德膠濟鐵路章程を案ずるに本と中國國家に收同すべきの規定あり即ち含みて他國に轉讓するを准るさゞるの意あり。

中國は上列の各理由に鑑み深く信ず平和會議が中國の膠澳租借地膠濟鐵路及び山東省に關する他項の德國權利の直接歸還を要求するに對し必らず能く認めて法律公道に合するの擧と爲し苟くも完全に此項の要求を承認せば則ち中國政府人民は諸國の秉公好義の精神に對し必らず永く感激涯なかるべく而して日本に對してや必らず且つ尤も甚しからん此の一擧やたゞに日本と諸友邦の維持せんことを願ふ所の中國政治の獨立と領土の完整とが藉つて以て鞏固なるのみならず遠東長久の和局も亦此の新保證に藉つて益々堅からん矣。

附件目錄

一、一八九九年三月六中德膠澳租借條約
二、一九〇〇年三月二十一日中德膠濟鐵路章程
三、一九〇五年十一月二十八日中德高膠撤兵善後條款
四、一九一四年九月三日中國外交部照會北京各國公使爲宣告劃出行軍區域事由
五、一九一四年九月二十七日中國外交部照會北京日本公使爲抗議違犯中立事由
六、一九一四年九月三十日中國外交部照會北京日本公使爲抗議占據膠濟鐵路事由
七、一九一四年十月二日北區域之通知事由
京日本公使照會中國外交部關於占據膠濟之抗議事由
八、一九一四年十月九日中國外交部照會北京日本公使爲再行抗議占據膠濟鐵路事由
九、一九一五年一月七日中國外交部照會北京英日兩國公使爲通知取消行軍區域事由
十、一九一五年一月九日北京日本公使照會外交部聲明不能承認取消行軍區域
十一、一九一五年一月十六日中國外交部照會北京日本公使爲關於取消軍區域

事由
十二、一九一五年一月十八日日本之二十一款要求
十三、一九一五年五月七日日本送致中國之最後通牒
十四、一九一五年七月五日日本最後通牒之説明書
十五、一九一五年五月八日中國答復日本最後通牒
十六、一九一五年五月二十五日關於山東南滿東部内蒙之條約及各換文
十七、一九一八年九月二十四日中國與日本所訂關於濟順及高徐兩鐵路之草合同
十八、一九一八年九月二十四日中國駐日公使照會日本外部爲處理山東省各問題事由
十九、一九一九年九月二十四日中國駐日公使與日本政府換文附滿蒙四鐵路草合同
地圖
第一圖　青島山東省鐵路形勢之重要
第二圖　山東省及中國沿海

一〇　最高會議の決定

四月十三日は日本が山東問題を最高會議に提出した日である。越へて五日、四月十八日顧維鈞氏等のウィルソン氏を訪ふや、ウ氏は支那側にも發言の機會を與ふべきを約した。二十二日午前、日本全權は英米佛三國會議に出席し、日本の眞意を演述して從來になき成功を收めた。けだし伊國全權がフイウメ問題に憤慨し旗を捲いて歸國した事が無形にして最大なる影響を三國會議に與へたからである。同日午後ウ氏の口約履行され、支那も發言の機會を有つた。胡霖氏の手記によれば當日ウィルソン氏は先づ起つて、一九一五年の日支協約、一九一七年日英日佛公文（山東處分協定）を朗讀したが、ロイド●ヂョーヂ氏は語を挾み、「一九一七年英日公文交換の際は獨逸の潛水艇戰策激甚を極めし時にして、英國艦船は多く北海に在り、地中海方面は日本の援助に頼ること多く、爲めに日本の要求を承諾せざるを得ざりし」といふ、ウ氏は引續き一九一八年山鐵合辦協定を朗讀したが、「支那は欣然承諾」の一語に至つて特に語調を強めた。朗讀了るやウ氏は次の如く言明した。

英佛は日本と既に成約ありロイド・ヂョーヂ、クレマンソウ兩君は日本の要求を支持すべき義務あり支那自身亦日本と約あり今日會議中に於て約束を受けざる者は一米國あるのみ予は膠州灣を五强國の處置に委託すべきことを主張し各國共に支那に於ける特別權利を抛棄し支那をして勢力範圍を脱去せしめんこと主張せしが日本之を納れず英佛亦成約に拘束せられ主張を貫徹する能はざりき。

次いで顧維鈞ロイド●ヂョーヂ●ウィルソン三氏の間に一九一五年及び一九一八年日支協約性質に關し押問答あり、ロイド●ヂョーヂ氏の提議になつて專門家會議を開くこととなり、同會議は翌二十三日英國東洋局長マクリユイ、佛國極東次長ゴオト、米國極東局長ウィリアムス三氏によつて開かれたが、ウ氏の支那左袒論と、ゴオト氏の日本支持意見と相持して下らず、ために何等決定せる意見書を提出することが出來なかつた、二十五日我が全權は再び最高會議に出席して山東問題はこゝに解決した。

四月三十日最高會議の決定は、本編「一本問題の包藏する禍機」に於て述べた通り(一)日本は主權を侵害することなく青島を支那に還附す、(二)青島を商港として開放し普通條件の下に A settlement を City of Tsintau に設置す、(三)

山東鐵道の日支合辦、(四)鐵道警察は支那人を以て組織し日本教官を招聘す、(五)濟順高徐兩鐵道借款權、(六)青島及び山東鐵道沿線派兵の全部撤退の諒解の下に日本の要求を講和條約中に挿入することを承認したのである。右日本の要求は「所謂「山東條項」なるもので、講和條約第一五六―八條を成してゐる即ち次の如し。

第一五六條　獨逸は一八九八年三月六日の支獨條約及び其他山東省に關する一切の協約に依りその獲得せる一切の權利權原特權殊に膠州の領地に關する夫等及び鐵道鑛山海底電信を日本に讓渡す山東鐵道及びその支線に對する一切の權利及び之に附屬せる一切の財産停車場店舖車輛不動産鑛山及び鑛山採掘に要する設備材料は之に附屬せる一切の權利特權と共に日本之を獲得し保有す又は青島より上海靑島より芝罘に至る海底電信をその一切の權利特權及び之に附屬せる財産と共に無報酬にて且つ一切の費用を負擔することなく又何等の拘束なく之を獲得す。

第一五七條　膠州領地に於て獨逸國家の所有せる動産不動産及び獨逸が右領地に關聯して直接間接に行ひたる作業改良工事又はその負擔する費用の結果當然主張し得べき權利は日本之を無報酬にて又一切の費用を負擔するこなく何等の拘束を受けずして獲得し之を保有す。

第一五八條　獨逸は現講和條約實施後三ヶ月以內に膠州領地の行政（その民治軍政財政司法を問はず）に關係せる一切の登錄計書書類地劵公文書等を日本に引渡すべし又同期間內に前二ヶ條に記載せる權利權原特權に關する一切の條約協約の詳細書類を日本に引渡すべし。

四月三十日の最高會議に於て日本は重大なる讓歩をなした。先づ第一に、普通の條件の下に「一のセットルメント」を「シテイ・オヴ・チンタオ」に設置すといふこと、セットルメントは用語例上共同居留地を意味し、專管居留地の場合にはコンセシヨンといはなければならぬ。加ふるに「一の」セットルメントでは「共同共留地のみ」といふことになり、一九一五年日支協約には二ッの居留地といふことになつてゐるのであるから、大なる讓歩である、「シテイ・オヴ・チンタオ」は舊獨逸租借時代、獨人住宅區であつた青島區をのみ指すことゝなり、たとひ前記セットルメントを無理に專管居管地の意に解するとも、之を舊青島區に地域を制限したのでは何にもならぬ。舊青島區は貿易、商業の中心たる舊大包島區、大港地方から離れた住宅區なので、そこに專管居留地が出來たとて何の役にも立たない。故に青島居留地に關する最高會議の決定は、牧野男の失言といふ事實に裏書きし、結局大なる讓歩である。尤も此點に關しては今日なほ異論があり、牧野男は「支那の自開商埠內に一個の日本專管居留地、一個の共同居留地を設置する」と言明したのであつて、八月二日內田外相の專管居留地設置權拋棄の聲明は、內田外相獨自の見解に出でたものであるとしてゐる。予は姑らく前説に從ふ。第二の讓歩は山鐵沿線及び青島派遣兵の全部撤退である。山鐵合辦協定では濟南に一部を殘留し、他は全部青島に集中することゝなつてゐる、決して山東に一兵をも駐めない意味ではない

罵し同委員會は八月二十三日、八票對九票の差を以て山東條項の「日本」とあるを「支那」に代ふべしとの修正案を可決した。支那が此報に接し欣喜雀躍したのはさもあるべき所で、米國は之に依つて支那側の信頼を得たことは疑はれない。ウィルソン大統領も內實は共和黨の言草に共鳴はしてゐるのだが、行懸上さうも出來ず、たゞ日本の誠意に信頼するの一點張りで切拔けて來たが、委員會に於ける論議の益々八釜しくなるに連れてもはや防ぎれず、助太刀を日本に求めて來た、八月二日の內田外相の聲明、果して右の結果であるかどうかは分らぬが、ウ氏が同六日を以て外相の聲明に對し補足的聲明を發してゐる所から見ると、滿更無關係とは思へない。ウ氏は之を以て難關を切拔けホット一息吐いたらうが、日本は內田外相の聲明に於て一大讓歩を敢へてし、取返しのつかぬ程の失敗をして退けた。何ぞや青島專管居留地設置權の拋棄である。試みに聲明全文を見よ。

去る五月五日我が全權委員は巴里に於て聲明を公表し予も亦五月十七日新聞記者との會談に於て之を全然確認せるに拘はらず山東問題に關する日本の政策は未だ往々十分に了解せられざる所あるが如し。

帝國政府は一九一四年八月十五日獨逸政府に致せる最後通牒中「膠洲灣租借地全部を支那に還附するの目的を以て一九一四年九月十五日に限り無償無條件にて日本帝國官憲に交附せんこと」を獨逸に要求せるは世人の記憶する所なるべし右要求條項は支那及其他の同盟聯合國より曾つて何等の抗議を招きたることなし日本は今や同一の方針に基き平和の緊要なる一條件として膠州灣租借地が無償無條件にて日本に引渡さるべきことを要求すると同時に一九一五年支那政府に與へたる條約を信守し欣然該租借地全部を支那に還附せんとするものにして日本に於て「エルサイユ」條約を批准する曉は成るべく速に該誓約の實行上必要なる協定を遂げんがために支那政府との間に商議を開始するに躊躇せず。

將又日本は山東省に於て支那の領土主權に影響するが如き何等の權利を得有は要求せんとする意圖を有するものにあらず五月五日の牧野男の聲明書中「日本の政策は山東半島を了の完全なる主權の儀支那に還附するに在り日本の保持せんとする所は單に獨逸に許與されたる經濟上の特權に過ぎず」との一節の意義は何人にも明瞭なるべし即ち膠州灣還附に關する協定日支間に成立の上は現に同租借地及び膠濟鐵道を守備する日本軍隊は全部撤退せらるべし又膠濟鐵道は日支協同の企業として經營せらるべく何れの人民に對しても何等差別的待遇を與ふることなかるべし加之日本政府は青島に於て一九一五年の日支協定に依り當然主張し得る日本專管居留地の設置の代りに各國共同居留地を設置する件につき目下考慮中なり。

第一段は第七回の膠州灣還附聲明であり、第二段は四月三十日最高會議決定の內容であるが、最後に至つて專管居留地設置權の拋棄を言明せるに至つて國民の驚愕極點に達した。專管居留地設置權の拋棄は、山東に於ける我が利權の致命的縮小である、何故に外相は條約上當然の權利を拋棄せしやとて直接の利害關係を有する青島邦人は、委員を上京せしめて朝野に說かしめた結果、貴族院各派を始め漸やく本問題に關し專管居留地保留の運動を起して來た。而も一面支那は、九月十日對墺條約に調印した結果、國際聯盟に加入し、青島直接還附及び日支協約廢棄を要求し得ることゝなり、必然の結果として山東還附に關する日本の商議交涉を拒否することゝ想はれる。禍機は此間に在る。如何にして其後を善くし得るとするか、眞に憂慮に堪へない成行である。（八・一〇・一七）

（附記）青島居留地問題に關しては他日詳述するの機會あるべきを信ず。

建築と支那の國民性（上）

ウイリアム、エッチ、チャウンド

建築師と云ふ職業は、支那人には餘り交涉のない職業であつて、支那に於ては餘り重要な地位を占めてゐないことは事實である。そしてこふ云ふ狀態は、從來に於てもそうであつたし、現在に於ても尙ほそうである。併しながら數年以前の政治的の轉廻期は、國民史上に一の新しい紀元を劃した。それ以來支那國民は凡ゆる方面に於てその見界を擴大するに至り、幾多の新しい要求を生むに至つた。

今日の支那は、自己を出來る丈新しい標準に合はせなければならない。「能率」或は「力あり有効なる活動力」は、二十世紀の標語である。時代を支配するところの精神と、その目的は、出來る丈人類に、身體の健康、物質的愉樂、商業上の利便に關する緊要な必要を充すやうに、人類の環境を調節し改革して、常に活氣ある健全なる人生を送るにある。この目的を達する爲めには、今日の建築技師は極めて重要な立役を勤めてゐるのであつて、將來に於ても益々この方面に活躍する大なる運命を荷つてゐる。實に建築技師は公衆に對して特種なる義務を負ふものである。否寧ろ彼自身の職業上の性質に依りて一の義務を賦課されてゐると云ふべきである。かくの如く考察する時は、彼は人類進化上缺くべからざる召使である。この理由により余輩は支那人中思慮ある人士に對して、建築家が國民の安寧幸福とその要求に對し、如何に貢獻するところ大なるかを深く印象させたいと欲するものである。この點に關しては如何に力說極論するも以て足れりとすべきではない。

從來支那人とても工學とか哲學とか政治、經濟其他の科學の進步に對しては相當の認識を持つてゐた、けれども人

罵し同委員會は八月二十三日、八票對九票の差を以て山東條項の「日本」とあるを「支那」に代ふべしとの修正案を可決した。支那が此報に接し欣喜雀躍したのはさもあるべき所で、米國は之に依つて支那側の信頼を得たことは疑はれない。ウイルソン大統領も內實は共和黨の言草に共鳴はしてゐるのだが、行懸上さうも出來ず、たゞ日本の誠意に信頼するの一點張りで切抜けて來たが、委員會に於ける論議の益々八釜しくなるに連れてもはや防ぎれず、助太刀を日本に求めて來た、八月二日の內田外相の聲明、果して右の結果であるかどうかは分らぬが、ウ氏が同六日を以て外相の聲明に對し補足的聲明を發してゐる所から見ると、滿更無關係とは思へない。ウ氏は之を以て難關を切抜けホット一息吐いたらうが、日本は內田外相の聲明に於て一大讓步を敢へてし、取返しのつかぬ程の失敗をして退けた。何ぞや青島專管居留地設置權の拋棄である。試みに聲明全文を見よ。

去る五月五日我が全權委員は巴里に於て聲明を公表し予も亦五月十七日新聞記者との會談に於て之を全然確認せるに拘はらず山東問題に關する日本の政策は未だ往々十分に了解せられざる所あるが如し。

帝國政府は一九一四年八月十五日獨逸政府に致せる最後通牒中「膠洲灣租借地全部を支那に還附するの目的を以て一九一四年九月十五日に限り無償無條件にて日本帝國官憲に交附せんこと」を獨逸に要求せるは世人の記憶する所なるべし右要求條項は支那及其他の同盟聯合國より曾つて何等の抗議を招きたることなし日本は今や同一の方針に基き平和の緊要なる一條件として膠州灣租借地が無償無條件にて日本に引渡さるべきことを要求すると同時に一九一五年支那政府に與へたる條約を信守し欣然該租借地全部を支那に還附せんとするものにして日本に於て「エルサイユ」條約を批准する曉は成るべく速に該誓約の實行上必要なる協定を遂げんがために支那政府との間に商議を開始するに躊躇せず。

將又日本は山東省に於て支那の領土主權に影響するが如き何等の權利を得有は要求せんとする意圖を有するものにあらず五月五日の牧野男の聲明書中「日本の政策は山東半島を了の完全なる主權の儘支那に還附するに在り日本の保持せんとする所は單に獨逸に許與されたる經濟上の特權に過ぎず」との一節の意義は何人にも明瞭なるべし即ち膠州灣還附に關する協定日支間に成立の上は現に同租借地及び膠濟鐵道を守備する日本軍隊は全部撤退せらるべし又膠濟鐵道は日支協同の企業として經營せらるべく何れの人民に對しても何等差別的待遇を與ふることなかるべし加之日本政府は青島に於て一九一五年の日支協定に依り當然主張し得る日本專管居留地の設置の代りに各國共同居留地を設置する件につき目下考慮中なり。

第一段は第七回の膠州灣還附聲明であり、第二段は四月三十日最高會議決定の內容であるが、最後に至つて專管居留地設置權の拋棄を言明せるに至つて國民の驚愕極點に達した。專管居留地設置權の拋棄は、山東に於ける我が利權の致命的縮小である、何故に外相は條約上當然の權利を拋棄せしやとて直接の利害關係を有する青島邦人は、委員を上京せしめて朝野に說かしめた結果、貴族院各派を始め漸やく本問題に關し專管居留地保留の運動を起して來た。而も一面支那は、九月十日對墺條約に調印した結果、國際聯盟に加入し、青島直接還附及び日支協約廢棄を要求し得ることゝなり、必然の結果として山東還附に關する日本の商議交涉を拒否することゝ想はれる。禍機は此間に在る。如何にして其後を善くし得るとするか、眞に憂慮に堪へない成行である。(八・一〇・一七)

(附記)青島居留地問題に關しては他日詳述するの機會あるべきを信ず。

雜錄

建築と支那の國民性（上）

ウイリアム、エッチ、チャウンド

建築師と云ふ職業は、支那人には餘り交渉のない職業であつて、支那に於ては餘り重要な地位を占めてゐないことは事實である。そしてこふ云ふ狀態は、從來に於てもぞうであつたし、現在に於ても尙ほそうである。併しながら數年以前の政治的の轉廻期は、國民史上に一の新しい紀元を劃した。それ以來支那國民は凡ゆる方面に於てその見界を擴大するに至り、幾多の新しい要求を生むに至つた。

今日の支那は、自己を出來る丈新しい標準に合はせなければならない。「能率」或は「力あり有効なる活動力」は、二十世紀の標語である。時代を支配するところの精神と、その目的は、出來る丈人類に、身體の健康、物質的愉樂、商業上の利便に關する緊要な必要を充すやうに、人類の環境を調節し改革して、常に活氣ある健全なる人生を送るにある。この目的を達する爲めには、今日の建築技師は極めて重要な立役を勤めてゐるのであつて、將來に於ても益々この方面に活躍する大なる運命を荷つてゐる。實に建築技師は公衆に對して特種なる義務を負ふものである。否寧ろ彼自身の職業上の性質に依りて一の義務を賦課されてゐると云ふべきである。かくの如く考察する時は、彼は人類進化上缺くべからざる召使である。この理由により余輩は支那人中思慮ある人士に對して、建築家が國民の安寧幸福とその要求に對し、如何に貢獻するところ大なるかを深く印象させたいと欲するものである。この點に關しては如何に力說極論するも以て足れりとすべきではない。

從來支那人とても工學とか哲學とか政治、經濟其他の科學の進步に對しては相當の認識を持つてゐた、けれども人

間の能率、生活標準、公の安寧秩序と云ふやうな根本的の大問題は全然これを輕視してゐた。そして衛生とか衛生學とか或は吾々の住んでゐる環境を美的化せんとするやうな方面に考を向けんとする態度を全く怠つて來た。これ等の問題は建築家の立場から觀るとその職業上或は技術上の方面にとつて、特に興味深い問題を形成するものである。實に彼の精神と手足はこの種の問題を處理するに極めて適當に且つ完全に馴らされてゐるのである。

然らば當然こゝに問題が起つて來る。即ち何故に支那の公衆が今日迄かゝる意義を有する建築業を輕視して來たのであらうか。その理由は明白である。支那人の建築觀念に就いて極めて自由に且つ露骨に批評するならば、彼等は西洋の建築に對しては可成り高く評價はするが、悲しいことにそれが文明の進歩を促す力ある要素として心の中に受け入れないのである。支那人の眼に映ずる建築は寧ろ人類生活上第二義的の問題に過ぎない。即ち單なる便宜的なもの或はこれを缺くも何等意とするに足らない贅澤品位にしか考へてゐない。而して更に西洋人の美的概念は一般の支那人の心の琴線には到底觸れ難いものがある。そして或は西洋人の美的觀念は美的感情と支那人のそれとは本質的に異つてゐるものであるから充分に理解するに至ると云ふことは頗る困難な問題であらう。併しながら假令建築を一の美術として觀る西洋人の思想とは相容れないものがあつても、彼等は西洋の科學や產業に就いては充分その價値と意義を認めこれを觀照することが出來るのである。それ故に支那人か建築家が世界の文明に如何に寄與してゐるかと云ふことを正當に理解せんとするならば、これを美術的方面から觀察せずに功利的の方面から評價することを要する。換言すれば、建築家の世界の必要を充す有用な公民たるの地位を正當に理解せんとせば、これを効用とか工業とか科學とか云ふやうな言葉を以て發表し解釋しなければならない。これならば少くも現在の支那にとつては充分理解することが出來、うけ容れることが出來る、そうすれば支那人は建築といふものが單に純粹な美的觀察の對照物に止まらずして更に國民進化の上に絕體的に必要なものであると云ふことを理解するであらう。

次に建築と云ふものは、もう少し異つた見地から新しい光を以て觀察するを要する。我々が建築を單に工業として觀察すれば、若し或る人が家を建てる場合に、世界にある各種の職業例へば鑛山業者、採鑛者、材木商、大工、水夫電氣技師、土木技師、衛生專問家、鉛管職其他凡ゆる製造業者職工が如何なる材木を以て仕事をなすかと云ふことを觀察するに過ぎない、實に建築が愈々擴大すれば社會の大部分の職業の手を借りなければならない。そして農業を除く他の如何なる職業よりも多く金錢の支出を要する。それは凡ゆる產業生活の諸相を包含する廣大なる人類の活動である。そして凡ゆる方面の人間生活に觸れ各人に切實に關係を及ぼすところの活動範圍である。建築はその安定性持久性の點から觀ると土木の一部門である。而してこの方面には、確實な計算と土臺とがアーチとか圓天井、梁、屋根

の小屋組等を設計する爲めに數學を應用する等の修練が必要である。即ち建築は工業であり同時に科學である。そして更に、廣い考の及ばない或物を意味する。即ち建築は先づ第一に藝術である。それは想像と熱誠の行爲から生ずる美の創造を含む一の藝術である。さればこの意味に於ける建築は明に單なる構造上の建築とは區別せねばならぬ。

建築の廣汎な活動範圍

建築業の範圍を正當に考察しその將來を明にせんとするものは、先づ抽象的に觀察するよりも具體的に觀察する方が好い。そして現代の建築の方面を大體建築物の築造と都市改良の二つに區別するを要する。第一に建物の建造は普通人にも了解の出來る。平凡なことである。即ち建築家が複雜した文明の種々な必要物を充たす爲めに建物を建設するにある。例へば個人の住宅、官省又は敎育宗敎に關する建築物、紀念碑或は國民の休養保健、商工業の活動に必要な建築を設ける等はこれである。されば一つの建築物も必ずこれを建築した當時の人類の生活、傳說、或は國民精神、時代精神を表徵するものである。例へば歐洲中世の敎會は何れもその當時の人々の最も深奧な思想と性格とを表示してゐるものである。又他面に於て現代の精神又は傾向と云ふものは、明白に商業的工業的民主的のものがそれである。而して勿論近代の建築物は商工業又は民主々義の包含するところのものを表示してゐるのである。かくして今日の商工業の具體化したるものは橋梁、鐵道、旅館、銀行、波止場、百貨店、工場、倉庫等であつて學校、圖書館博物館、郵便局、議事堂等はデモクラシーの表徵である。換言すれば以上の如き建築物の種々な形態は現社會の反映と看做さるべきものであつて、支那も亦近代文明と倶に步調を合はせて進まんとするならば、現代の建築物の發達程度と同一線に達する爲めに相當の努力を拂ふべき運命にある。此處に吾人は支那に於ける建築技師の要求を豫知する所以である。

建築の語は普通に解せらるゝ處に據れば、建築物の建造と全く同一である。然るに最近に至り都市改良運動なる問題が、世界を通じて有力な建築家の溌溂たる興味を唆るに至つた。實に科學的都市建設法の運動は全世界を通じて未だ見ざるところの現象である。古い都市は近代文明の新しい要求に適應するやうに再造せられつゝある。そして新しい都市は模範的都市經營の原則に從つて、鋤とハンマーの前に先づ、紙上に建築されつゝある。換言すれば立派に計畫された健康的な都市は現代の眞の要求となつた。

以上の如く建築の意味とその廣汎なる活動範圍の簡單な觀察をする時は、次の如き非常に重要な問題に關し更に綿密な考察を必要とする。即ち第一に支那の建築樣式の改善第二に國民保健の手段としての都市改良、第三に商工業の發達を期せんが爲めの都市改良これである。

新しい建築樣式の必要

今日の支那は正に國民的復興の分岐點に立つてゐる。古

い傳說は破壞され新しいものは未だ形成されない。これ現在支那の國民生活の嚴肅な事實である。支那は今や未だ曾て經驗したることなき種々な建設的問題に面接してゐる。實に現代は最も重大なる時機であり且つ非常なる危機なりと言ふべきである。恐らくは一國がかくの如き幾多の解決を要すべき紛糾せる問題を有したるは、史上未だ見ざるところであらう。支那人の多くは將來重大な變革の來るべきを豫期してゐる。而して支那人が過去に於て西洋文明の偉大なる勢力に何等覺むるところなかつたことを充分自覺してゐる。實に過去に於ては一般國民が西洋人と競爭せんが爲め、今日の如く熱心に西歐の偉大な經驗と驚くべき偉業を習得せんと努力したことはなかつた。かくの如く彼等は門戶を開放して凡ゆるものを享受せんとしつゝあれど、そのこれを採用するに當つては廣き選擇といふことを忘れぬであらふ。即ち支那人は凡ゆるものを無差別に受け入れるかはりに、彼等は自己の必要を充たし自己を強くするものゝ外何物も採擇しないであらう。若しも支那人が自己の運命を開拓しその責任を負はねばならぬものであるならば、彼等が現狀を改善する爲めに取り入れるものがなんであらうとも、その事業の主なる部分は支那人自身の手に依つて爲さねばならぬと云ふことを、第一に肝に銘じなければならない。故に如何に深刻に西洋思想に影響される處があつても先づ自己の爲めに救濟の道を講ずると云ふことを第一としなければならぬ。

この考を特に適用したいと思ふ處は支那に於ける建築で

ある。即ち西洋風の建築はこれを根本的に改修することなくして直に支那に適用することは不可能である。如何となれば西洋建築は宛かも彼の政府や道德上の標準習慣等と等しく、到底その思想感情を異にしてゐる支那人が、完全にこれを理解し相當の同情を持つことは不可能であるからである。假令これ等の事實に就いて完全な理解があつたとしてもその價値の標準は全然異つてゐるのである。更に一體固有の趣味とか美的觀念とか云ふものは或る一定の形態を備へたものでないからして、科學のやうに容易に輸入され得べきものではない。

如何なる國民もその地方的の事情や必要から生じた特種の建築樣式を持つてゐる。そしてその發達はその國の傳統や國民思想に依りて左右されるものである。藝術の中心的事實は即ち國民性である。それは單なる一個人の氣紛れではなくて一國民の言語の如きものである。文明國人はその藝術に依りて自己を表彰してゐる。この點から觀察すると建築は或時代或は種族又は國民の趣味、教養、思想、文明の索引である。これ即ち各國民の文明がその性質を異にするが如く、各國に依つて種々建築方法を異にする所以である。故に吾人は西洋文明を賞讃こそすれ、徒らにこれを模倣せんとするが如きことがあつてはならない。

余輩がこゝに開陳せんと欲する要點は即ち各人は何れも國民として、將來子孫の誇るに足る實際的な美術的な建築を發達せしむる爲めに、努力しなければならぬと云ふことである。幸にも支那人は全然始めから出發する必要はない

何となれば一つには彼等が全く美術的衝動を缺いて居らないこととその生活と環境が美術的なものを失つて居ないこととそれである。彼等は既に彼等自身に特有な美的價値のある建築樣式を有してゐるのである。

されば先づ第一に、近年睡つてゐた支那人の美的感情を覺醒せしむる爲めに凡ゆる努力をしなければならない。而して彼等の特有の素質と美的完成品はこれを侮蔑することなく充分尊重し保存して、これを凡ゆる方面に發達向上せしむるやうに努めなければならない。而して現存の形式を基礎とし、その傳統と思想を背景として、現代の思想と教養の變化に充分適應する處の一形を形成するを要する。而してこれが進歩發達を期せんが爲め最も理想的な方法は、先づ自己の心意の中から抽出することでありその思想の獨創性と發明性を充分開展せしむることであつて、徒らに外來のものを吸收したり詰込んだりすることではない。一體建設時代に於ては往々外國の壯大な建築に魅せられて了ふことは免れないことである。そして漸々極めて忠實に外國の建築を採用したり模倣する傾向を持つて居る。

建築の研究とこれを實行するに最も必すべきことは、外國の建築を模造すると云ふことよりも、新しい時代の榮光を具體的に表現し且つ國民の緊急な必要を充たす爲めに立派な建築を生むところの能力を、國民自身から誘導するにある。支那の建築をして最も高尙な發達を遂げしめんとするならば、國民は常に過去と現在に立脚し、その眼は極めて沈着に將來に向つて投じ、支那建築の進歩向上の爲め有益なものを吟味し、これが取捨選擇を誤らざらんことを要する。

緊急な都市改良問題

以上述べたところは建築樣式は如何なるものを必要とするかと云ふ問題であつたが、此處には建築が國民生活上如何なる活動を爲してゐるかに就いて考へて見やう。

前にも言つた通り「能率」と云ふ言葉は現代人の標語である。そして完全に計畫された健康都市は、その當然の要求としてもち上つて來る問題である。吾々は歷史上如何なる時代よりも、都市の建設や再造を目睹した時代に生活して居る。假令今日の支那が大規模に都市改良に着手する程の時機には到達してゐないとしても、支那人がこう云ふ思想と全然懸け離れてゐるとは斷じて考へられない。而して凡てのものが新しく生れ變らねばならない今日ではあるから支那の都市も現時の世界的傾向に一致する爲めに新しい生命と生活とを備へなければならない。支那の都會が世界中最も舊式な狀態に在ることは實に遺憾なる事ではあるが。否定すべからざる事實である。支那の都市は何等の秩序も節制もなく無暗に膨脹して來たものであつて、この無秩序な發達は驚くべき不生產と不便とを生じ、其結果支那に於ける都市生活の特徵たる無能率の狀態に陷つて了つたのである。

先づ第一に住宅は非常に粗惡であつて不備の點が枚擧に遑ない有樣なるに反し、一方逐年著しく都市生活の激增を見るに至つたことである。然るに他方に於ては未だ衞生設

備は不完全であるし適當の愉樂機關を欠き、防火とかその他市民の安全を計るやうな制度は全く看過されてゐる。而して疫病の流行、肺結核の蔓延、小兒の死亡率は實に世界的のレコードを示してゐる。約言すれば市民の愉快な生活とか健康的な生活と云ふものは凡て何處かへ逐ひやつて了つてゐる。假令全然存在してゐないことはないにしても、果して此狀態を長く續けて良いものであらうか。

今や支那はこれが改造に向つて着々その歩を進めてゐるそして果して何れに短所があるかを充分悟つてゐる。即ち彼等は若し近い將來に於て從來彼等が計畫した方面に向つて一大精力を傾けないならば、更に今日迄彼等が獲得して來たもの以上に遙かに能率の向上を圖らないならば、彼等の世界的地位は正に衰退の己むなきに至るであらうと云ふことを認めてゐる。今日の狀態の下に置いて都會生活が必然的に齎すものは啻に疾病に止らず。かくの如き環境に生活するもの活力と體力を著しく損するのである。而してその結果は人々の生活力と能率を甚だしく低下せしめずんば己まない。かくして終に支那人は近代生活の落伍者たるの地位に立たねばならぬ運命となるだらう。

都市生活は衞生の原則に從つて改善すべし

現代の支那に於ける種々なる大問題の中で當面の緊急問題は、都市生活の條件を改革する爲めに、これに科學的の一大外科手術を施すべく進歩したる手段を採らなければならない。言葉を換へて言へば無思慮な過去の人々に依つて遺された處のむさくろしい環境や、種々な醜惡な事物を拭ひ去つて、將來此種の禍根を殘さぬやうに科學的の原則に從つて考慮しなくてはならない。此の問題は決して單純には行かない。實際現代の支那人はその歷史上未だ見ざるところの問題に面接してゐる。それは彼等の先人も亦經驗したことのない問題である。然るにそれにも拘はらず支那人は兎に角或る決定的の手段を執らなければならぬ。それは強ち今日と云ふ譯ではないが決して遠い將來に延すことは出來ない。今日科學的健康的都市經營の思想は、世界の如何なる偶に迄も瀰蔓してゐる思想である。けれどもこれが適用に最も急速を要する地は支那である。併しながら支那は、かの莫大な金額を以て社會問題を容易に解決する歐米諸國の如く大なる資力を有してゐない。さればこの限られた資力を最善に利用しなければならない。支那は極めて徐々に近代の最も進歩した制度を利用し、他國の尊い經驗を參考して、一歩一歩建設して行かねばならぬ。彼等は徒らに支那の都市が容易に革命化されることを假想して都市改良の事業に從つてはいけない。かくの如き事業に於て根本的の成功を收むるには實に數十年の長い努力を要することを覺悟しなければならない。

我々がかくの如き事業を經營する場合に當りては、何時でも純科學的の基礎に從ひ常識を參考して取扱はねばならない。然らざれば如何なる方策を施すべきかと云ふことを解するは極めて困難であるからである。正しい事業は正し

い方法に依つて爲されなければならない。この思想は都市改良と云ふが如き大問題を處理する上に極めて剴切な思想である。此處に於てか建築專門家とか都市の專屬技師とか衞生專門家と云ふものの必要が起つて來る。而して今日のところではかくの如き專門家は支那人の中に發見することは出來ないのである。

勿論今日の支那に於ては都市經營の基礎的原則を直に適用するを要するやうな幾事は未だ起つては居らない。けれども假令現代から一歩かけ離れた次の時代の計畫を遂行することは出來ないにしても、常に將來のことを考慮し計畫すると云ふことは一の科學として必要なことである。

現代に於ける義務は今日の緊急の必要を充たし現代の根本的問題を解決する努力に向つて人々の思想を集中するにあるけれども、更に將來に向つても透徹した觀察力を以て來るべき時代は果して如何なる狀態が現出するかを充分觀察するを要す。それ故に彼等は先づ何よりも近代の都市經營に必要な科學や藝術に親むことを努めなければならない支那人の求むべきものは似通つたものを計畫する能力ではなくて、根本的の原則を了解することである。これを彼等は充分知得して更にこれを實際に應用することである。而して將來都市改良問題に關し充分なる解決を要すべき時代が來た時、これが指導の任に當る充分の才能を有する人物を求め得ることである。

以上述べた處は建築と社會的健康との關係に就いての問題である。次に我々はその商工業の發展に對して如何なる關係があるか考察して見やう。

支那改造問題解決案（六）

ウッド、ヘット

第六　領事裁判權の撤廢
一、領事裁判權撤廢の尙早
二、司法制度改善の急務
三、支那司法制度改善案
四、外國裁判所の改善と治外法權の撤廢
五、此の方法の長所

第六　領事裁判權の撤廢

一　領事裁判權撤廢の尙早

支那が巴里講話會議に對して提出せむとする要求條項中に、領事裁判權の撤廢を包含すべきは、何人と雖も之を豫想する所なるが、若し支那の此種要求が、今直ちに、又は今後五年乃至十年を劃して、在留外人に對する法權を完全且無條件に囘復すべきことを意味するものとせば、列國に於

て之を一言の下に拒絶すべきは、固より當然の事に屬す。惟ふに支那の司法制度改善に關しては、法典編纂委員の努力と、歸國留學生の司法改善に關する、誇張的說明あるとに拘はらず、今日に於ける其司法制度の運用が、清朝時代に比して幾分の改善ありたるを立證すべき徵證あるを見ざるものにして、即ち舊時代に於ける野蠻的刑罰の或者は今や廢止せられ、二三模範監獄の設立を見、法規の上に於ては、其制度頗る完備するに至りたるは事實なりと雖も、其實際の運用は昔日に比し毫も改善せられたる所なきを以つて、外人辯護士は勿論、其事業の性質上、常に支那の法庭に關係を有する外人實業家等は、領事裁判權回復の聲を聞くに及び、孰れも驚倒するの狀態に在り。

蓋、支那は今日に於ても、一方に於て猶廉直有能なる司法官を有せざると共に、他方未だ文明國民に適用し得べき法典を備へざるが故に、假りに今日直ちに領事裁判權を撤廢するとせば、暗夜の如き凶害は頻發せずとするも、外人に對する裁判の不當なるは免れざるべく、北京に在る各國公使館は、其國人に對する不當判決、其他の不當處分を救正するが爲に常に忙殺せらるゝに至るべきが故に、即時又は一定年限後に於ける無條件の領事裁判權撤廢を實行することは、今日の狀態に於ては、到底夢想だも及ばざる所なりとす。

二　支那に於ける司法制度改善の急務

然れども條約國中、日英米の三國は、支那との通商條約に於て、「支那の法律制度其の他の事情の改善に依り、領事裁判權の撤廢を正當と認むるに至るときは、之を撤廢すべく、且此等法制の改善に關しては、各國出來る限りの援助を與ふべき」旨を約せるものなるが故に、今日の問題は即ち、支那の司法制度改善を奬勵指導し、其制度をして、文明諸國のそれと比肩せしむるが爲に、此等條約國が如何にして最も良く、其約束したる援助を、供與し得べきやの點に存す。

而して今日支那に於ける領事裁判權の撤廢に對し、極力反對する在留外人と雖も、現に行はるゝ支那人對外國人間の裁判制度が、極めて不完全にして改善すべきものなることは、何人も均しく之を認むる所なりとす、即ち、上海に在る會審衙門は、恐らく世界最大の混合裁判所なるべく、其の裁判は、多數の外人素人陪審官に依りて左右せらるゝ所なるが、此等外人陪審官の多くは、自國人の利害關係を有する事件の裁判に陪審し、正義衡平を標準として、裁判の進行を監視するのみならず、支那裁判官をして關係外人に有利なる判決を與へしむるが爲に、之を威嚇することを以つて陪審官たる職責の一と思惟するを常とす、而して此場合に於て、訴訟當事者が判決に不服を申立て再審を希望するも、上告裁判所の制度あるなく、更に此種裁判に於ては裁判の手續又は事件に援用すべき一定の法典なきを以つて外國領事は、自國人に對しては勿論、支那人が被告たる場合に於ても、自國の法律を適用すること、稀なりとせず。

是を以つて、支那の裁判所に對する改革が、目下の急務なると同じく、上海混合裁判所の制度も亦、其改革の急務に迫られつゝあるの狀態に在り。

三　支那司法制度改善案

支那の改造計畫に於て、領事裁判權の即時の撤廢は、之を排除せざるを得ずとするも、吾人は此點に關する支那の要求を拒絶すると同時に、他方に於て、列國が支那の法權回復に對して、供與すべき援助の方法に就きて、考究するの必要を感ぜざるを得ず。而して支那に於ける紛糾せる司法制度改善問題の解決に付き、具體的提案を爲すことは、專門家以外のものは、孰れも躊躇する所なるべきを以つて吾人は此問題に關しては、世人の見解を指導すべき、新なる標準を指示するに止め、其計畫の具體的方面に付きては改めて專門家の考究に委せむとするものなり。即ち左に吾人の視たる支那司法制度改善の問題を提示せむ。

支那各地の開港場に於ては、各種の外國裁判所あり、即ち英國高等法院及在支米國裁判所の如きは、孰れも經驗ある專任判事に依りて裁判を行ふも、爾餘幾多の裁判所は其の國の領事又は領事館員に依りて裁判を行ひ、而も此等各種の外國裁判所は、均しく各自國の法規に依り、夫々地方の特別事情に適應したる變更を加へて、之を適用するに努むるものなるが故に、其結果頗る不滿足なるものあるを免れず、例へば吾人の記憶する事件に於ては、一個の犯罪が國籍を異にする三人の共犯者に依りて構成せられ、從つて此の三人の共犯者は各自國の法律を適用する三個の異りたる裁判所に於て裁判せられたるが故に、同一の共犯者に對して適用せられたる法律及び其結果たる刑罰共に異りたるが如きことありき、更に例へば米國人の所有する財產に關し、日英兩國人を原被兩造とするが如き、民事事件に於て問題の紛糾を見るべきは想像するに餘りあるべし。是を以つて視るときは、若し支那の裁判所に於て、外國人に關する訴訟に付き、公正なる判決を期待するを得ずとせば、之を匡正すべき唯一の方法が、現在の如き不統一なる外國裁判所の裁判に存せずして、凡ての外國裁判所に於て、同一の法規即ち支那の法律を適用するに在ることは、理論上當然の結果なりと云はざるべからず、而して支那が近き將來に於て、文明國民に適用し得べき完全なる法典の編纂を完成するものと假定すれば、前述の如く在支各國の裁判所に於て、一樣に支那の法律を適用することは、即ち支那に於ける領事裁判權の撤廢に關する問題解決の、第一步に就きたるものと云ふを得べし。蓋之に依りて、外國人の關係する訴訟の進行を簡單ならしむを得るのみならず、將來に於ける支那の裁判所に對して、模範的先例を提示するを得べきが故なり。卽ち此場合に於ては、例へば米人が英人を被告として訴訟を提起し、日本人が之に關して利害關係を有するが如き事件に在りては、之を日英米三國の裁判官を以つて組織する法廷に提起すべく、此法庭は支那の法律を適用して、事件の裁判を行ふべきが故に、從來在るが如き各關係國の法規の牴觸を防止して、著しく裁判の進行を簡

單ならしむるを得べし、之を現今に於けるが如く、先づ英國法廷の裁判を受け、被告が不服なるときは、米國法廷に反訴を提起し、且日本人に對する判決を實行するが爲には日本の法廷に於て、更に執行判決を求むるを必要とするが如き、煩雜なる手續に比すれば、其利益頗る大なるものあるべし。而して此場合に於て若し、支那人が利害關係者なりとすれば、支那の裁判官が右裁判に參加すれば足るものなり。

四 外國裁判所の改革と治外法權の撤廢

以上述ぶる所は即ち支那司法制度改善の第一歩としての一方法にして、此外例へば、支那人對外國人の訴訟を會審衙門に於て裁判せしめ、其上告裁判所として、外國裁判官と支那裁判官とより成る法廷を組織し、之をして支那の法律を適用せしむるの方法をも想像するを得べし、而して現在上海に於ける支那裁判所及外國裁判所に於て、此方法を試驗したる後、支那裁判官をして、漸次更に廣き權限を行使せしむるを得べし、即ち彼等は最初外國法廷に於て單に陪席判事として裁判を實習せしめ、一定の見習期間を經過したる後、裁判の進行に付き之に對しても、發言權を與ふべく、只判決に付きては、外國判事に決定權を與ふることゝし、更に年限を經るときは、之をして判決の決定に付き外國判事と同一の權限を與へ、最後に專ら裁判の審理判決を行はしめ、外國判事は單に顧問として發言するに止らしむるが如くすべし。此場合に於て、外國判事は、今日の會審裁判に於ける外人陪審官の如き職權を有するものにして即ち「裁判の公正を期するが爲に、裁判廷に陪席して其の進行を監視し、審理に不滿を感ずるときは、之に對して異議を申立つる」を得るのみ。

前記の方法に依るときは、即ち左の三個の楷梯を經て、遂に領事裁判權の撤廢を實現することを得べし。

(一)外人關係の訴訟は外國裁判官の裁判に依りて之を判決し、該法廷に於ては、條約國の承諾したる支那の法律を適用すべく、且支那判事をして之に陪席せしめ、其審理を見習はしむること。

(二)同等の權限を有する中外兩國の判事をして之を審理判決せしめ之をして前記支那の法律を適用せしむること。

(三)支那の裁判官をして之を裁判せしめ外國判事は、單に陪審官として之に陪審すること。

五 此方法の長所

前記の方法に依るときは、即ち領事裁權の撤廢は三個の楷梯を經て、漸進的に實現せらるゝものなるが故に、此間有能なる支那裁判官を養成し得べく、且之に對し穩健確實なる先例を提示し得べく、從つて其終局に於て外國判事は法廷より脫退するに至るべきも、是れ決して外國法權の急速なる撤廢と同一視するを得ざるべし、何者此制度は即ち外人の援助指導に依りて創設せられたるものに外ならざる

を以つてなり。而して此期間に在りては、支那の法典は必要に應じて改正補足せらるべく、外人間には漸次支那の法律に服從すべき慣習を發生するに至るべきを以つて、領事裁判權の撤廢を見るも敢て驚くものなかるべし。更に此場合に於ける高級支那裁判官は孰れも、模範外國裁判所に於て裁判を見習ひ、實地審理の局に當り來りたるものなるが故に、其裁判の公正なる、外國判事に於けると異る所なきに至らむ。

而して以上は專ら上海に於ける裁判制度の改善方法に就きて述べたる所なるが、此方法を外人の居住する各地方に推擴するときは、即ち支那に於ける司法制度の改善に從つて其の領事裁判權の撤廢を完成逐達することを得べし。

支那に於ける司法制度の改善に關連して、裁判所の改革と同樣必要なるものは、即ち其監獄制度の改革なるべく而して現に所謂模範監獄の各地に於て設立せられしもの二三ありと雖も、支那の監獄制度をして、文明諸國の夫れの如く發達せしむるには、今後更に幾多の施設を要すべく、而して此點に關しても亦、外人の援助指導に待つ所大なるものあるべきを信ず。

英米支實業家ユニオン倶樂部の設立

英米支三國實業家の社會的及個人的に意思の疎通を圖り相互親善の目的を達せんが爲め今春來上海英人商業會議所會頭 John Johnston 氏之が中心となり、三國實業家の間を斡旋しつゝありしが、愈其設立を見、麥加利銀行内に事務所を設けたり、今其組織を見るに謂ふ迄もなく米支英三國實業家の機關にして、會員組織にて成り英米支諸會社銀行の幹部、即重役總支配人等の集合機關にして其會員資格として

一、英米支三國の各商業會議所の推薦に依り、倶樂部委員會の選擧に因るものなる事

二、ユニオン倶樂部の株二百五十兩以上を所有する事、即ち各國人に等差なく倶樂部基金の一部を所有する事

三、前二項により會員たる者は一ヶ月十弗の會費を納む可き事

等にして倶樂部の株は各個人の都合により、個人之を所有し、又は倶樂部或は會員所屬の會社等に保管する事を得べしと雖も、會員個人にして之を保管する場合には、其内一株丈けは倶樂部又は會社之を保管するものとす、何人たりとも單に倶樂部の株劵を所有するの故を以て、當然會員たる資格を取得する事なし、即ち會員たる第一の條件は委員會の選擧に依らざる可らず、次にユニオン倶樂部第一年度の委員會は左の如し。

支那　朱葆三（寧波商業銀行）Pan Ching-poo（怡和洋行）
Chun Ping-him（祥茂洋行）
米國　T.F. Cabbs（英美煙公司）J.H. Dollar（Robert Dollar Co）W,C. Spragne（美孚油行）
英國　A.W. Burkill（祥茂洋行）A.H. Girardet（Raise & Co.）H.G. Sinmus（保家行保險）

第一年度の倶樂部會頭は John Johnston（英人商業會議所會頭）副會頭 T.F. Calbs 氏及朱葆三氏なり。

委員會の組織は選擧の結果、英人、米人及支那人各三名宛の當選を行ひ、以上三人宛の委員中より更に會頭副會頭各一名宛を選擧したるものにして、是等選擧は最も公平にして、只英人商業會議所會頭ジョン、ジョンストン氏は本倶樂部創立に就き多大の盡力ありしを以て、特に氏の會頭當選を見たるものなり、又右は規定の選擧方法なれども、外交司法領事等の高級及陸海軍將官等の名譽職を帶ぶる人々に對しては、特に七名の委員會にて選擧する事とし、又上海以外に居住せる倶樂部訪問者を會員に選擧するに適當と認むる時は、之を選擧し得る權限を委員會に附與し、普通會員選擧の例外を認めたり、是れ以上の如き名譽職又は特種倶樂部訪問者は、必ずしも倶樂部の株主たるを要せざれども、只訪問者の會員たるには會費を納付するを要す。

倶樂部には大に設備を完全にし、食堂、圖書室、玉突場等の娯樂の設備ありて、悉く副委員會の管理する所とす、倶樂部は毎日午前八時より翌朝午前二時迄開放し、會員相互の便利を圖り自由に食事を爲すを得、又英米支實業家會合の中心機關として諸種の會合、晩餐會等を催ふす筈なり目下英米人の書記長は未定なれども支那人書記長は既に決定されんとす。

本ユニオン倶樂部は純粹の團體組織にして、ユニオン國際的倶樂部として設立せらたるものにして、一九一五年の支那會社條例第八條により、元來支那に於ける會社の役員は英國臣民たる事と定め、從て本倶樂部は委員會の事務を執行する會社組織として登記したるにより、其取締役は當然英國臣民ならざる可らず、此點は現在英米支三國人を以てする委員會の設置に甚困難を感ぜしめたり、是に於てか組合協會條例として、一定の財產の會社として設立する事に決定したるものなり、即ち「支那其他に於けるユニオン倶樂部の會員使用の爲め、倶樂部又は其他の便宜に備ふる爲め、其他同樣倶樂部組織の下に、上記倶樂部會員及其知人にして、好意上又は其他同意すべき條件にて使用する爲め、之を提供し維持する爲め又一般に倶樂部の利益を增進せしむる上に、或は特に金錢上の提供をなし、又は倶樂部に補助金を爲すべき條件の下に於て、之を使用する事を得と」規定したり、而して倶樂部建物を提供する會社が、多く英國人たるの事實は、毫も倶樂部を管理する上に於て支障を有せず、倶樂部の事務に付何等發言權をも有せず、倶樂部の事務に就ては委員會之が執行權を有するを以てなり。

彙録

獨逸はその利權全部を支那に返附すべし

巴里三月三十日
支那の對獨講和條件大略左の如し。
(一)各種條約の解除及び最惠國待遇廢止
(二)獨逸政府が正式に獨逸租借權を取消したる後は、青島は一般外國人の貿易居住の爲めに開放すべきこと
(三)千九百一年九月七日の拳匪事件賠償議定書中より獨逸を除外すべきこと
(四)支那領土内に在る獨逸の公財産を割讓すべきこと
(五)中華民國人の損害に對し、賠償の責に任ずべきこと
(六)戰事賠償金の要求權留保
(七)捕虜監禁に要せし費用全部を賠償すべきこと
(八)千九百年及び千九百一年に於て、獨逸軍隊の掠奪したる天文機械並びに美術品を支那に還附すべきこと
(九)從來獨墺國の躊躇延引しゐたりし千九百十二年一月十三日の國際阿片條約の批准を約すべきこと

余輩は右條件が、英米兩講和委員の深甚なる援助を受くべきを信じて疑はず。而して又佛國の態度のこれに對し極めて友誼的なるを確信するものなり。支那の正當なる權利に關する諸方面の狀況は、過去數週間に於て具體的に明白となれり。余輩は常に日本委員に接觸する機會を有す。而して若し維遜等が極東に於ける獨逸侵略の成果を完全に還附すべきことを主張するに於ては、支那に於ける建設的改革の餘地開かるべきは疑ふべからざる處なり。

これ米國商工業者にとり根本的重要なる問題にして、等しく英國の貿易に至大なる關係を有するものにして、夙に英國識者の認むるところの事實なり。日本人は最近著しくその利害の一致し來れる英米二國に對し、周到なる注意を拂ひつゝあり。而して日本人は英米二國の何れもが自國の發展に至大なる影響あるべきを知れり。日本はこの間に處し、極めて愼重に行動すべしと信ぜらる。

次に、支那はその政府を改造し、大英斷を以て官僚軍閥の間に根強く蔓れる雜草を剪除せん爲めに凡ゆる機會を利用せざるべからずとの確信を有す。而して、支那人は講和會議はこの改造を可能ならしめ、その實行を容易ならしむるものたらざるべからずと力說せり。支那人のこの主張は一般に道理あるものと認めらる。この問題に關しては、主として支那講和委員王正廷、顧維鈞の二氏に依りて主張されたり。二氏は各國講和委員の間に處して、極めて滿足なる協調を保ち居れり。

山東問題に關する條項は、鐵道及鑛山の特許權其他チュートン人が支那より奪取せるあらゆる名義の特權を包括せり。この外、戰前の獨逸の掌握し其後日本の繼承したる撰擇權もこの中に包含せられたり。而して、これ等のものは凡て支那に復歸したるものにしてその存在を失ひたりと宜

言せらる。支那が全支那を擧げて外國人の通商居住の爲めに開放せんとの希望を有する證明として、山東に關する條項は次の如きことを言明せり。

『支那政府は國際貿易の增進を期し、且つ山東省に於ても他の各省と等しく凡ての國民の商工業に對し機會均等の原則を均霑せしめんと欲するが故に、膠州租借地の還附を受くるや否や、山東省に於ける青島及び其他適當なる地點を一般外國貿易及居住の爲めに開放すべし』

貿易關係に關する條項は、獨逸の支那に於ける最惠國たるの地位を取消すものなり。而してこれ支那の獨逸に對し調印を要求せる條件の一なり。

『獨逸は將來支那と締結すべき新通商條約及び其他一般の對支關係の基礎として平等主義互惠主義の原則を採用すべきことを約定し、所謂最惠國待遇の原則を廢止すること。前記新條約の締結後は、將來に於ける二國の交渉は凡て新條約の原則に準據すべきこと。』

『講和豫備條約調印の時より、正式に條約の締結せらるゝ迄は、無條約國の船舶及び貨物に適用せらるゝ稅率其他の規定を獨逸船舶及び獨逸製商品に適用すべきこと。而して支那は一般聯合國の政策に從ひ前記期間內に於ては、獨支間の貿易關係の回復を禁止又は制限することあるべし。』

支那は又獨逸に對し『獨逸租借地たりし膠州を始め、天津、漢口の獨逸居留地、其他支那領土內に存在する獨逸政府の所有たる凡ての建築物、埠頭、營舍、砲臺、武器、軍需品各種の船舶、海底電信、無線電信の諸機械其外凡ゆる獨逸の公財產』を讓與すべきことを要求せり。

獨逸公使館又は領事館を存置するも、若し前記支那の賠償要求の容れられざる限り、支那はその領土內にある獨逸の私有財產を返還せず。

獨逸講和委員が若しこれ等の條件に調印するならば、かの獨逸の極東征略の夢は全く破壞せらるべし。

始め、獨逸專門技師は極東獨逸大帝國の中心として山東の地を撰びたり。而して當時孔子の發祥地たる山東省に發生せる內亂を煽動する目的を以て、多數の宣敎師及び傭兵を雇用せり。然るに、この煽動の結果支那土民の憎惡を買ひたる二名の宣敎師の土民の爲めに殺されたる理由を以て獨逸皇帝は、當時支那の港灣に在りし四隻の軍艦をして膠州灣を占領せしめ、次いで先きに專門家の指摘したる山東省の地を奪取したり。次いで千八百九十八年三月六日、膠州條約締結せられたり。

千九百年に於ける排外運動は、この無道なる支那主權の侵害に原因するものたるは疑なき處なり。これ支那及びその與國が嚴正なる權利と、正義の觀念に基き、獨逸侵略に依りて生じたる一切の損害賠償を要求する所以なり。

山東省は今日三千八百三十四萬七千九百九十九人の人口を有し、殆んど佛蘭西のそれと匹敵す。その面積は三萬五千九百七十六平方哩あり。既に外國人の流入に應ずる餘地なしと雖も、北支那に於ける經濟的支配に必要なる諸種の要素を包藏せり。即ち、外國貨物に對する市場極めて敏活にして、豐富なる鑛山數多あり。而して膠州は古より有名

なる港なりき。青島は北支那の入口として最も主要なる地點たるべき運命を有し、將來必ず世界的商港の一となるべし。既に敷設せられ、又は計劃されたる網目の如き山東鐵道を獨占管理するが如きは、ヘイ氏の門戸開放主義を愚弄するも甚だしと云ふべし。支那の提議にかゝる對獨調印要求の諸條件は、英米の通商に對し正當なる機會を能ふべしと英米講和委員は確信するものゝ如し。

日本は支那に隣接するところより、大なる利益を享有すれども、他方に於て日本の支那人間に於ける不信望は、彼の國の爲め極めて不利なるものあり。

日本はその有利なる地歩を增進せしめんとせば、必ず不利を伴はざるを得ざる立場にあること、又日本が普魯西の前轍を履み、極東に於ける利害に關し、英米と公然衝突するに至るべきは既に數々指摘せられたるところなり。(一九一九年四月十三日ニューヨークヘラルド紙)

支那の要求

約二十年前、支那に關するヘイ主義の發表以來、幾多の國際的協約が締結された。これ等はヘイ氏の機會均等の原則と一致するものもあれば、或はこれに抵觸するものもあり、或は同氏の提言に依つて列强が大に反省し、支那の獨立と領土保全を尊重して締結せられたものも數多ある。千九百八年に、日米間に締結されたルート高平協約は、支那に於ける商工業の機會均等主義を體現すると同時に、益々これを確保し、兩國が支那の獨立と領土保全を尊重支持せんとするものである。千九百十七年十一月に於ける石井ランシング協約に於て、合衆國は日本の支那に於ける特種利益、特に其領土に近接する地方の利益を是認してゐるけれども、此の宣言は充分ヘイ政策との調和を有するものである。

支那の領土主權は決して侵害せられてゐない。合衆國政府は日本政府の「地理的地位は斯る特殊利益を與ふると雖も、他國民の商業に對し妨害をなさんとするが如き意圖毫もなし。」といふ數度の保證を確信してゐる。加之、兩國政府は互に宣言して支那の獨立と領土保全に影響を及ぼし、或は他國の臣民乃至市民が支那に於ける商工業に於て機會均等を充分享受することを拒止するが如き特權を獲得せんと欲する政府に對し反對すべしと言つて居る。支那政府が巴里講和會議に提出せむ爲めに調製した文書に據れば、一九一五年五月二十五日に日支間に締結された二つの協約は列國協定の正義の原則、並びに現在平和會議を指導する原則としての諸種の主義に背反し、特に英、佛、米、露と日本との數次の協約に於て保證された領土保全や政治的獨立を侵害するものとなし、且つ此等の協約は强迫的情勢の下に協議され一九一五年五月七日の日本の最後通牒に依つて締結されたものであると言つてゐる。

問題となつたところの協約は、山東省及び南滿州に於ける日本の地位、旅順、大連、南滿鐵道、安奉鐵道の租借權の九十九ヶ年延長及び內蒙古の開發に關する問題である。有名な二十一ヶ條の要求は、支那の自由活動に對し多くの

制限を課するものである。即ち支那は政治、經濟、軍事の顧問として「有力な日本人を雇用すること」。「重要な地點には共同警察制度を布くこと」。日本から五割の武器を買入れること。外國借款に就いては豫め日本に諮ること。山東及びその近海諸島を第三國に租與せざること。山東に於ける利權、所有物の讓渡しに關しては日本が獨逸と如何なる協定をなすも支那はこれを承認すること等の要求を受けたのである。

此等の要求が歐洲の列强を如何に不快ならしめたかは容易に想見することが出來る。諸種の協約的及びこれと附帶した事項に對し、最後通牒の手段に依つて調印を强要したことが批難の的である。今や支那は次の樣な宣言をなしてゐる。即ち若しも日本が戰爭に參加した眞の目的が獨逸の軍國主義の破壞といふよりは、寧ろ青島を奪取することに依つて支那に於ける自己の地位を强め得べき形勢を造らんとするにあつたとしたならば支那政府は己が獨立と保全を脅威するが如き協約の撤廢を要求することは極めて正當なことであると。

此の諷言は支那の心意に對して良く選擇せられた言葉ではないけれども、丁度アドリア海岸に起りつゝあるものと同樣に極東に於ても一つの怨嗟の聲が起りつゝあることを示すものである。そしてこの怨恨を鎭めやうとするには、平和會議は非常な策略と熟練と說得力を持たなければならないのである。日本は隣邦支那の獨立と保全に對する謀略を胸に懷いてゐるといふ非難は、常に當時の首相大隈伯の嚴肅な確證と相對比して考へられねばならぬ。獨逸から青島を奪取した時、彼はこふ言つてゐる。日本はこれ以上の企圖を有するものでもなければ、又尙ほ此上領土を獲得せんと欲するものでもない。況んや支那人或は其他の國民の所有するものを奪はんとする意圖もないのであると。而して彼の政府はこれを證言して「日本は未だ曾て約束を破つたことはない」と言つてゐる。加之、ルート高平、石井ランシング等の協約は日本が支那に於て永遠の所有權或は支配權を享受する事を妨止してゐる。

日本が山東省及び其鐵道を支配するは、支那にとつて種々の不便を將來すべく、此問題に關しては列强は日本政府に對して提議の必要を感ずるであらう。極東の平和と協調とを欲するならば、宜しく東京に於ける責任ある政治家は自ら誡めて、軍閥の勢力が政府を裏切つて支那侵略の行動乃至政策に立ち到らざらしめん事を要する。此の侵略政策は極めて獨乙に酷似した方法に依つて現在も又將來も日本の協約について問題を惹起し、支那に對して極めて法外な要求を提示するに至るであらう。

合衆國は日本が其協約を誠實に遵守すべしと云ふことに關し何等疑ふものにあらずと云ふことを表示した。そして愉快なことには、兩國の間には全く意見の相違がないからウィルソン大統領は巴里に於て互に衝突する要求を友情を以て協調すると云ふ崇高な寄與を遂行するに何の障害もないのである。

ジョン、ヘイ氏が列强をして確實に支那の獨立、領土保

全を尊重せしめんとした主なる目的は「勢力範圍換言すれば商業國の間に支那を分割せんとすることから起る衝突の危險を取り去らうとするにあつた。かゝる防衛は一八九九年に必要であつた如く、現今に於ても尚ほ且つ必要なことである。巴里に於ける講和委員がその事業を遂行した精神及び國際聯盟の原則は、支那が平和會議に於て提出する要求に依つて問題となれる諸の異論を正しく平和に解決せむことを保證してゐる。(一九一八年四月二十日ニューヨークタイムス)

支那に於ける電氣機械類の廣大なる市場

Gaston, Williams & Wigmore Inc. の Williams, S. Constant 氏の言ふところに據れば、四億の人口を有する支那は米國電氣機械及び附屬品製造業者に對し、殆んど無限の販路を提供し居れり。この莫大なる市場は戰前に於ては全く英獨兩國人の掌握するところなりしが、千九百十四年即ち戰爭勃發以來獨逸は全く競爭場裡より驅逐せられ、日本はこれに代つてその地位を占むるに至れり。即ち同國の一九一三年より一九一七年に至る電氣機械の對支輸出額は、實に九倍の多きを算するの盛況を呈せり。

今日この種の工業品の主要なる輸出國は、日本にしてその割合英國の三割五分五厘なるに反し日本は總額の五割八分五厘を占む。然れども、この輸出額の大部は米國製造品の再輸出なり。合衆國の對支輸出額は戰前に於ては僅かに四分五厘に過ぎざりしが今日に於ては實に總額の二割一分を算するに至れり。

米國の支那發展策に關しコンスタント氏は論及して曰く『現存せる最も古き文明を有する保守的なる支那は、最も有用なる現代文明の產物たる電氣を採用すること極めて遲かりき。至大なる自然の富原を包藏する支那は、四億の人口を有し、その中大なる部分の階級は充分なる富を有しその欲望を滿足せしむるに足る。誠に支那は無限の市場を提供するものと云ふべし。市内鐵道、電力、電燈、電話、電信等凡ゆる電氣に關する需要盛んにして、この方面に發展の餘地極めて大なり。而してこれ等電氣の主なる裝置に附隨して、各種モートル電氣扇其他諸種の電氣機具の新需要現はれ來るなり。』

列强輸出額の消長

『戰前に於て、獨英は電氣機械類の支那貿易に於て六割を占め居たり、獨逸は戰前その電氣機械の貿易に關しては專門家をして充分研究せしめたり。即ち二個の大なるシンヂケートが獨乙の電氣機械貿易の約八割を支配しゐたり。その一は即ち通常「アー、エー、ゲー」と呼ばるゝアルゲマイネ、エレクリチテーツゲルシャフトにして四割五分を占め他の一はかのジーメンス、シエッケルト會社にして餘りの三割五分を占め居たり。

アー、エー、ケーは獨逸エヂソン會社が後に至りトムソンホーストン會社の所有にかゝる獨逸其他各國に存在せる利權を繼承して發展したるものなるを以て、其源を米國會社

に發するものと云ふことを得べし。同社は一九一一年に於ては資本金三千六百八十九萬弗に對し一割一分の配當をなし、百六十の支店と六萬六千人の使用人を有したりき。

ジーメンスは全然獨逸系統の會社にして、かのジーメンス、ハルスケ、シュッケルト會社とベルグマン會社との併合したるものなり。同社は獨乙銀行、國立銀行其他の銀行會社と密接なる關係を有したりき。

戰爭勃發より五年以前、即ち一九〇九年に於ては電氣機械の支那輸出額は英國第一位にて、總額の三割五分にして、第三位たる獨逸は二割五分、第三位たる日本は一割五分にして米國はその直接輸出額僅かに四分五厘に過ぎざりき。されど香港に供給せらるゝ電氣機械類は、支那全國の輸入額の九分に當れるが、その三分の一は米國品の再輸出品なりき。一九一三年即ち戰爭の前年に於ては、獨逸は全力を極東貿易に集中し、その船荷は平年に倍するに至り輸出額に於て英國とその地位を顚倒するに至れり。」

日本の活躍

獨逸の商業貿易が海上より掃蕩せられしより、從來急速なる發達を遂げたる獨逸の對支貿易は、當時尙ほ他國に對して餘命を保ちたる輸出業と共にその影を消滅するに至れり。この悲慘なる運命に逢着せしは啻に獨逸のみならず。當時支那に對し電氣機械類の約四分を供給しゐたりし白耳義も獨逸の爲めにその國土を蹂躙せられしより、その外國貿易を閉鎖するの已むなきに至れり。當時七ヶ所の戰線に於て干戈を交へゐたりし英國は、對支電氣機械貿易に於て辛うじて同額の輸出額を維持しゐたりしが遂に到底これを支持する能はざるに至れり。

茲に於てか獨逸の驅逐せられし爲め最も利益を享けたるは、隣接せる活動力に富み、野心滿々たる日本なりき。一九一七年に於て日本が支那に輸出せる電氣機械の額は一九一三年に於けるものゝ約九倍に當り、その割合は輸出總額の一割六分五厘より五割八歩五厘に上り、一躍第一位を占むるに至れり。然れ共、日本の輸出中の一部は米國製品の再輸出なるものあり。例へば、一九一二年に於て廈門電燈會社は日本の請負業者に一萬七千六百十七弗の契約をなせしが、これに要せし材料は日本を經由せる米國品なりき。

米國は自國及び聯合國の軍需品製造の爲め忙殺されたりしと雖も、尙ほ一九一四年の五分より一九一五年の一割五分、一九一六年の一割七分五厘にその割合を增加し、一九一七年には二割一分に達し遂に第二位に上れり。

香港、日本及比律賓よりの再輸出の事實及び米國の輸出統計表を一覽して、支那に於ける米國電氣機械製造業者に開かれたる莫大なる販路を知ると同時に、米國の支那開發に對し如何に大なる貢献を爲したるかを充分了解するを要す。（ニューヨークトリビユーン）

事業界

上海電話會社營業成績

上海華洋德律風有限公司(The Shanghai Mutual Telephone Co. Ltd.)は六月三日上海本店樓上に於て、定期株主總會を開催したり、定刻 Dr.N. Macleod氏 C. M. Bain 氏 C. Holliday 氏 E.C. Pearce, L. L. Bri-don 氏等の取締役を始め、總支配人其他總株數三千三百二十一株に對する、株式代表者の出席あり、開催の挨拶に次で報告朗讀あり終て議長の試みたる、同社營業成績の大要左の如し。

我社の事業經營の目的が一般公衆の犧牲となるか、或は最終努力の効果を擧げ得るかは、別として株主諸君相互共戰爭の影響を蒙ることなくして、昨年度の營業を茲に報告し得るは相互の滿足とする所なり、而して吾國の媾和委員は今や巴里に在りて平和條件を規定する事に努力しつゝありて、近く聯合國の無數の犧牲に對し保償を得んとし又是等平和條件の內には凡て從來の會議に於ける記錄と比較して、前記錄と相伴はざるが如き結果なきにあらず、即世界無差別的方法を設け以て戰爭を防止せんとするが如き之なり、本社は英國會社なり同樣に株主諸氏は英人又は何れも我同盟國民なり故に本日の

英國皇帝御生誕の嘉辰に當り、我々英國臣民は何れも陛下の聖壽萬歲を禱るものなり、技師の報告に據るに昨年中本社電話の一日の交換度數最多かりし日は、十萬二千四百十二回にして、之を一年に通して見るに三千七百萬回に幾分缺くる所あり、右の內"No answer,,又は"Engage,,の爲めに通話不能のものありたり、電話本線は一九一八年の六千七百〇七本より、本年は七千四百九十三本に增加せり一ヶ年中の電話の純增加は前年度に比し五十一弱なり、而して技師の報告に依りて昨年十二月中旬以降、中央電話交換所に於ては新に電話の連接を爲さゞる可き事に決定し同時に當地新聞に左の如き廣告を爲せり。

一九一五年の契約による配電板材料の不着により、且中央電話交換所擴張に伴ふ連接に就ては、職員何れも多忙を極め居り、爲めに充分の滿足を與へ難きを以て、本社取締役に於て今後通知するに至る迄、當分中央電話交換に就き、新設電話の連接の儀は之を取扱はざる事と御承知相成度候。

次に平均一日の通電申込者の割合は、前年度十二、三なりしに對し、本年度は十三、六、又は一日の最も多忙なる時間の通話交換度數は昨年千八百十六回なりしに對し、本年度に一萬六百六十回に增加せり、又交換事務に對する苦情の申込割合は一日〇●八二五%なり、次に Automatic 組織の電話架設の申込は數年前にありしが、本年亦此申込あり乍併本社取締役は斯の如き困難なる事業の組織より回避せんとするの意見なり、蓋し吾人の後れ馳せなる此擴張の決議により、特に其價値如何を充分に攻究し、又其之を豫想

する所よりも、反て不結果に終り、或は成功覺束なきや否やに想到し、取締役に於ては其公平無私を期するため Preece of Messrs. Preece, Cardew, Snell & Rider 等諸氏の意見に聽き、又本社の技師長コール氏(Cole)を倫敦に派し、今日我社の現在の狀態に關しては當地 Preece 氏より詳細なる報告を爲し、又我社の擴張により決定せる諸材料の購入を爲し、出來得る限り速に送附せしむる筈なりしなり、而してプリース氏は Automatic 組織の入札を要求するに當り、取締役と同樣先づ最初に西部電話交換所に於て、組織の架設を認め、而して其結果にして成功する時は次て其他の交換所にも、此制度の架設を及ぼさんとの意嚮なりしなり、プーリス氏の Automatic 組織に對する此提議あり、又入札の議あり、更に諸會社より此組織の計畫の申込ありたる後技師長の意見として西部交換所には勿論其他の交換所に於て Automatic の架設を爲さざる可き事を提議せり、蓋し本社電話營業の上に於て Automatic 組織の利益は之を架設し使用せしむるも之を保護する能はず、又申込者の增加により本社が株式市場に於て適當の信用を維持する點に於て、財政上の保證を爲し得ざるなりと、今株主諸氏に對し Manual System に比し Automatic System の原價の相異せる事、及相場の判明せざる實際の入札額を見積り得ざる等の觀念を與へんとするに、單に西部交換所に於ける三千二百の申込者に對し、最優等の Automatic System の設備を必要とせざる迄も、少くも最低原價米貨二十七萬四千百十五弗を要すべし。

Manual System の設備は西部及中央の兩交換所にて七千個にして、其原價米貨十八萬一千二百三十四弗なり、即ち全線の數の半額以下にて Automatic System 架設の申込ありしものよりも少き九萬三千六百八十一弗なり、斯の如く資本經費其他の甚しく增加せるを以て、若し豫算中より營業費勘定を控除し得る望みあらば、四ヶ所の電話交換所に對し Automatic System 取付に、約一ヶ年半を要し、一方未解決の儘にある Manual System の擴張を爲さゞる可らざる狀態にあるを以て、取締役はプリース氏の意見に從ふの外確固たる意見なく、即ち兩所の交換所には Manual System を擴張する事としたるなり、若し Automaic System を大規模に架設するに於ては、原價頗る高價に上りコール氏の調査に據れば、之が爲に東部交換所に於ては數百の電線の增加を必要とし、之を如何なる條件の下に實行すべきやは問題なり、コール氏は此種の組織に關しては最も造詣深き人なり從來の經驗により、目下英國政府に於て試驗中なる原價二十五萬磅五組の最良 Automatic System ありて、將來或は本社が現在の Manual System に代へて之を架設するに至る時期の到來は、必ずしも期し得ざるに非ず、只現在に於ては到底合理的時間內に繰縱し其繁忙を救ふ見込なし、既に加入者に報告したるが如く中央交換所は交換手に對する苦情最も多くなりたる事にして、こは最善の組織を有する電話會社と雖も、實に免れざる所にして、Manual System 電話機は已に契約濟にて、去月始め船積されたる筈なり、又材料も近く到着し從來の繁忙を緩和し、中央

交換所も大に改善さるべく、又苦情の比較的少き西部交換所にも亦改善さるべし、加入者の苦情に就ては組織の缺陷交換手の不都合、或は通話者の過失なる場合もありて、取締役の希望としては是等總ての苦情は、簡單にして有効なる注意を與へ、以て其匡正を促さるべく、若し十分なる滿足を得んには、加入者側特別の助手を置き以て監督せしめざる限り實行され難く、助手を置くが如きは到底不可能にして、現在電話加入者名簿の裏面の記錄事項により苦情の申込は處理されつゝあるも、此種苦情に關する最も有効なる方法として輿論に上るべき方法は苦情起る每に苦情傳票を作成し、之を机上に備付け置き、中央第四九九番に通告すると同時に、之を傳票に記入し後ち之を一括して本社支配人の許に送る事、支配人は一々之を檢閲して更に取締役に報告する方法なり云々。

以上營業方面に於て多言を費したりしが、會計事項に就ては借方に於て營業費の增加を示す即ち左の如し。

（又以下省略）

項目	金額
營業費	二萬四千三百六十四兩
此の增加は主として外國貨支拂による職員の增加並に契約による經費による	七千七百四十七兩
同上銀貨仕拂による職員の增加即ち技師試驗室諸費用の增加	一萬二千三百五十七兩
電力及電氣其の他の費用	一千三百〇一兩
廣告費文房具費電話加入者名簿作成費	三百兩
北部電話交換所地代一ヶ年分	一千八百三十二兩
同上建物税金	三百十七兩
同上建物火災保險料	三百八十七兩
貸方同上科目前年度に比し增加	五萬二千八百五十兩
同上前年度に比し損益勘定の增加	二萬八千四百八十五兩
減價償却による增加	一萬九千四百九十兩

一九一七年に比し以上の各項目は、北部交換所建物并に配電板地下室諸設備及器具等の經費に振當てられしにて、本社監査役は器具及備品に對し、原價の一割を償却すべき事を承認し、本年度の殘高は過去十年間引續き償却を行ひ來りし結果なり、貸方に於ては土地賃借料の項目より維持費として三千三百八十六兩を控除したり、利息勘定は幾分增加し未拂配當千四百六十二兩にして、電話移轉料は幾分減少せり、本年三月三十一日以後に於ける貸借對照表中負債勘定に就ては既に報告されたる普通資本金とは何等關係なく、雜勘定の貸方には二萬二千九百兩にして、昨年度に比し增加せるを見る、此は前年度に於て電報其他工事費等の餘分の費用を要したるに由る、而して昨年度の我社の資產は合計十六萬二千二百二十三兩に增加せり、其他の項目の種々の名義の下に要したるもの合計十七萬八千八百二十七兩に達せり、投資勘定の下に於て已に約四萬七千兩に減じたるを見る、こは、投資額の損失に對する準備資金として充當すべき額二萬兩を引當てたるに由るものなり、此點に就ては何等疑義なき事を思惟す云々と、此に於て株主側より特別の質問出でざりしを以て終結とし、左の決議案の承認を見たり。

一、議長の提出に係る會社營業報告書並に會議事項の承認

二、ピアース氏提出による經費引當額は「取締役報酬と

して引當てらるべき額は年額五千兩に增加する事」と修正して可決

三、C.M. Bain 氏は同社取締役に再選の事

L. Bridon 氏は同社取締役に新任の事

Lowe. Bingham & Matthew 氏は同社監査役として再選就任の事報酬年額七百五十兩の事

有利銀行營業成績

有利銀行（Merchantile Bank of India Limited）昨年度の營業成績を觀るに、貸倒勘定を拂除し前年度の繰越高五萬八千四百三十二磅を加へ、二十三萬九千五百四十四磅の純益にして、同利益中より昨年九月支拂のA及B株式に對する所得税額より少き臨時配當三萬三千七百五十磅を差引かるべく、又積立金として五萬磅を（總計七十萬磅に達す）役員報酬に一萬磅を計上し、又銀行建物償却高一萬五千磅を計上せり、由之AB兩株式に對する配當を八步とし、即ち所得税より少く年一割四步にして、八萬五千七百九十四磅を次年度繰越とせり、尙貸借對照表を示せば左の如し。

貸借對照表

借方（負債勘定）

科目	內譯		金額
資本金	株式A一萬五千株 同B三萬株 同 一株十二磅十志 拂込	一五、〇〇〇磅 同 三七五、〇〇〇磅	五六二、五〇〇磅
積立金			七〇〇、〇〇〇
紙幣流通高			一三〇、三八八
當座預金、定期預金、其他割引及貸倒勘定預備金			一二、三七〇、二五三
倫敦銀行向手形現金及證券		九七、〇〇四磅	一、三六二、六五三磅
支拂手形	本店及支店向手形	一、〇七〇、〇二二磅	
	殖民地銀行其他代理店向手形	九七、六二七磅	
引受手形	銀行約定者ノタメ		一四五、五三八磅
損益勘定			一三〇、七九四磅
計			一五、三〇二、一二六磅

資產勘定（貸方）

科目	內譯	金額
現金	手許現金及銀行	二、二四四、六七二磅
地金銀		一四、二四二
當座貸附金		二五〇、〇〇〇
兌換券發行に對する諸證券及貨幣供託金		一七〇、三九一
政府公債其他の株式軍事公債、印度政廳留比劵其他の信用證劵		一、二〇二、六六九
受取手形		六、〇〇二、一六九
割引手形		二八一、七六八
受入借款及前貸金		四、一八六、四四四
銀行建物		二一八、〇九九
顧客の承諾に因る負債		一四五、五三八
雜勘定代理店より支拂ふべきものを含む		六八六、一三四
計		一五、三〇二、一二六磅

受取手形、再割引の臨時負債額二百二十四萬五千九百六磅の內二百十九萬一千四百十一磅は本年（一九一九年）三月二十二日勘定濟にして、外國爲替契約爲替手形の賣買電報料等五百三十萬二千七百八十五磅なり。

損益勘定

借方

科目	內譯	金額
經常費	本店、支店、及代理店	二一〇、二五一磅
配當	一九一八年六月末に至る半季間、A株式一萬五千株、B株式三萬株に對し年一割二步	三三、七五〇磅
積立金	振替勘定によるもの	五〇、〇〇〇

役員報酬金 振替勘定	一〇、〇〇〇
銀行建物償却	一五、〇〇〇
殘高	一三〇、七九四
計	四四九、七九五磅

貸方

前年度殘高	一九一七年十二月末現在、同一七年度下半季配當六分、及特別配當二分計年額一割四分の配當四萬五十磅	五八、四三二磅
昨年度總利益金	貸倒勘定、及職員賞與金を控除したるもの	三九一、三六三
計		四四九、七九五磅

五族商業銀行營業成績

五族商業銀行は株式會社組織に係り、資本總額一百萬元と定め、其四分の一即ち二十五萬元拂込を以て營業を開始せり、北京に本店を設置し、總理陳翰波協理兼經理伍少垣なり、支店を天津に設け經理高換章なり、其取引地方として上海、漢口、香港、廣州、濟南、煙臺、南京、南昌、蕪湖、杭州、福州、營口、奉天、長春、吉林、哈爾賓、張家口等を擧げられ皆中國銀行と特定爲替關係あるを除き、其他交通銀行及各銀行錢莊に委託して營業代理せしむる特殊的經營を爲せり、營業方針は特に商業方面を重し、且つ穩健主義を持し、貸付に對しては抵當に留意し預金吸收高は既に一百五十餘萬元に達せり、其預金者は商店及個人多數を占めり、昨年九月十六日開業、年末決算期に於て（僅か三ヶ月半）純益八千一百五十三元四角一分を擧げたりと云ふ。

茲に該行昨年末決算を列示せば即ち左の如し。

一、資産負債表

負債之部

株金	一、〇〇〇 〇〇〇・〇〇元
定期預金	八、三五〇・〇〇
當座預金	三九四、七三二・三〇
特別預金	二、六六九・二五
暫時預金	八一三・二九
他行預金	一九、一五一・五七
合計	一、四三三、八六九・八二

資産之部（實數一、四二五、七一六・四一其差八、一五三・四一の増加なり）

定期貸付	二、〇〇〇・〇〇
定期抵當貸付	五一、九二〇・〇〇
當座貸越	四六、九九八・五四
各銀行貸付	四九七、一〇四・一五
割引手形	二五、〇〇〇・〇〇
假受金	一一、六九四・九二
開設費	一六、〇四七・〇三
營業用家屋土地	一三、一八七・二〇
營業用什器	六、九七四・四九
預ケ金	一五、七八三・七四
未拂込株金	七四〇、〇〇〇・〇〇
手元現金	七、一五九・七五
本期純益金	八、一五三・四一
合計	一、四三三、八六九・八三

二、損益勘定

利益之部 （實數一、四四二、〇二三・二三其差八、一五三・四一の減少なり）

兌換損益	一一、八八四・一三
利息	六、〇四〇・四六
爲替手數料	一、八三一・六三
雜損益	一三・九六
合計	一九、七七〇・一八
損失之部	
手續費	九八〇・八二
諸經費	一〇、六三五・九五
本期純益	八、一五三・四一
合計	一九、七七〇・一八

上海製造電氣電車有限公司事情及昨年度業績

上海製造電氣電車有限公司(The Shanghai Electric Construction Company Ltd.)は一九〇八年の創立に係る、英國所屬會社として倫敦に登記されたるものなり、同公司が工部局の營業許可を得たるは一九〇五年にして、許可の條件として營業期間を三十五ヶ年とし、其後七年經過の後工部局は適當の條件を以て會社を買收する事及會社は、工部局に對し道路開設修繕費として、年額收益の五分を支拂ふ事又軌道は之を十八吋以上とする事の條件にて、營業を許可せられ、車輛は Bruce Peebles & Co. の製造に係り、一九〇八年開業せり、開業當時の線路延長複線九哩三八、單線七哩〇六、總延長合計(單線として)二十五哩・八二にして開業以來未だ延長せず、此外數年前會社は工部局の特許を經て福建路より〇・七哩延長の無軌道電車を完成せり、其後本線は北京路の東部及河南路に沿ふて北部より蘇州河岸に至る間一哩に延長せり、即是等を合計し延長十七哩半なり一九〇八年初めて電車の開通したる當時の租界人口は四十九萬にして、現今約六十八萬に増加せり、即ち之を道路の長さに比するに當時百分の七に過ぎざりしも、今や百分の三十九に垂んとす、電車の運轉乘客の輸送漸次増加し創業の翌年たる一九〇九年に於て、一千百七十五萬人の乘客數は、一九一八年に於て七千八百七十五萬人に増加し、本年度は優に九千萬に激増せんとす、一哩平均の道路に對する電車線の密度は、英國に比すれば上海の如き人口不確實なる電車營業に就ても遙に大なり、會社は當初六十五臺の車輛を有したりしが、運轉車は現在九十臺に増加し、連結車は七十臺に、無軌道車七臺合計百六十七臺に増加し、尙此外工部局の許可を經て増加製造しつゝあるもの連結車十五臺、無軌道車七臺あり、各車輛一ヶ年平均約二萬五千哩を運轉し、旅客各五十萬人づゝ運送しつゝあり。

左に一九〇九年及一九一八年中の營業收入を比較するに

一九〇九年

運轉哩數	一、九七九、〇〇一哩
乘客數	一一、七七二、七一五人
合計收入	五七〇、〇三〇弗(小洋銅貨)
補助貨幣換算損	一一六、〇八九弗
實際收入	四五三、九四一弗

一九一八年

運轉哩數	四、一一二、七七六哩
乘客數	七八、六八三、六九〇人

合計收入	一、七二七、〇五一弗（小洋銅貨）
補助貨幣換算損	三九〇、三七七弗
實際收入	一、三三六、六七四弗

一九一九年上半期の實際收入は昨年同期に比し一割五歩を増加し一日中の電車賃銅貨總量四噸以上あり。

	一九〇九年	一九一八年
乘客一人に對する收入（換算損を控除し）	三・八六	一・七〇
同上に對する營業收益	三・四五	一・〇一
同上に對する純益	〇・四一	〇・六九
乘客總數	一一、七七二、七一五 四七、七三六弗	七八、六八三、六九〇 五四五、〇八九弗

一九一八年中の利益は若し戰前に之を比すれば、八萬三千弗に達すべし、乘客一人當り收入三弗八六仙より一弗七〇仙に下降せるは、約五割六歩に相當し、營業收益に於ては乘客一人當り三弗四五仙より一弗五仙に低落し、實に七割を増加したるに等し、又一人當り營業純益の上より見れば四十一仙より六十九仙に増加し、是又其七割に相當せり故に此等の點より見て、乘客は一九〇九年に對し七割を増加したるなり。

哩數檢査と車臺檢閲　一日三千哩運轉したる輛數及車輛の檢査は日々之を行ひ、モーターは之を取外し、機關其他精細の檢査を行ひ、掃除して空氣壓搾を爲し置き、變抗器も亦同樣にす、又連結車は毎日二臺宛之を檢査す、次に車輛定期修繕として各車は一ヶ年半毎に一回之を修繕し、殆ど新規車輛として交代運轉しつゝあり、又會社は其使用する乘車劵の印刷及佛租界電車乘車劵の印刷をも爲し又時として天津電車會社の乘車劵をも此所にて印刷せり、印刷機械は一日二十四時間運轉しつゝあり、戰時以來紙の輸入少く高價なるを以て、當地製紙を使用する必要を來したれども、乘車劵用としては幅廣きに過ぎ本社の狹きロールを以ては適せざるか故に、會社は紙截斷機を得て之を使用しつゝあり。

無軌道電車に就て、無軌道車は一九一五年本社の設立に係り、爾來良好の成績を擧げつゝあり、昨一九一八年中の乘客數七臺の車輛を以て平均一哩に付五百七十五萬人を運搬せり、昨年本社總會に際し工部局は會社に與ふるに無軌道電車擴張の許可を與へ、乘客用無軌道電車の外に貨物運搬用電車を計畫し、以來現在荷馬車大車等の運搬し通行しつゝある道路を最も經濟的に有效に規律的に運轉せしめんとするに在り、又會社は乘客用電氣渡船及無軌道車荷物電車等を計畫し、以て從來の不便を除去し、運搬上の便利を計らんとせり、無軌道電車の檢査は普通電車の場合と異る事なし、次に無軌道車に使用する護謨タイヤーの昨年末に於ける使用高左の如し。

前部に使用のタイヤー	二三、七九六（一哩平均）
後部に使用のタイヤー	二四、九六〇（同　　）

乘客の所謂電車事故は最近著しく減少するに至り、會社は夙に辻々に「安全第一」(Safty First) の札を掲げて警告し來れり、左表は創業以來の電車乘客數及事故の比較表なり。

年次	乘客數	事故數 一百萬に付	負傷數 一百萬に付
一九〇九年	一一、七七二、七一五	四六・七二	一九・五四
一九一〇年	一八、七五一、二一五	三三・九二	一八・八二

一九一一年	二七、二五七、二五〇	二三・一八	一四・六〇
一九一二年	四〇、七三四、二三三	一八・二四	一〇・八五
一九一三年	四七、八六六、六四八	一六・一〇	八・〇三
一九一四年	五五、六四七、二三八	一三・六二	六・二七
一九一五年	五九、七四九、七一〇	九・四四	五・一六
一九一六年	六九、〇八九、四三二	八・四九	三・九七
一九一七年	七三、四六一、四九二	八・六九	三・九八
一九一八年	七八、六八三、六九〇	七・一八	三・一八

營業成績

同社第十三回株主總會は六月五日倫敦「ムーアゲート」「バシルドンハウス」に於て開催せられ、議長 Air Alfred Dent K. C. M. G 氏の發表せる、昨年度同社營業成績の概要を摘記する事左の如し。

昨一九一八年中の營業收入は十七萬二千八十二磅にして前年度の十六萬一千三百六十三磅に比し、一萬七百十九磅の增加なり、而して小洋銅貨換算損三萬九千三十七磅、前年度は三萬五千四百七十七磅を差引き、又地代及廣告料四百九十一磅(既に差引きたるもの)を加へ、合計十三萬三千五百三十五磅にして、前年度の十二萬六千三百二十六磅に比し七千二百九磅の增加となる。次に上海に於ける營業費を控除し營業收入として五萬一千八百二十二磅なり、爲替利益としては二萬二千八百七十八磅にして、五千二十六磅の增加なり、以上は便宜上一弗に付二志として計算せり、戰時公債の配當及利子は、前年百二十七磅なりしに對し、昨年度は八百六十三磅に增加せり、由て殘高一萬四千二百六十四磅を計上せり、又持主なき株及倫敦經費は昨年七萬一千五百三十七磅、前年度六萬七千五百四磅にして、何れも控除せり、是等は新項目に一萬磅を振替へ、前年度經常費に八千磅を振替へたり。

配當、臨時配當として五分即所得税限度と、取締役の提議に係る年五分の定期配當及外に特別配當とし、五分(所得税免税限度)を支拂ひ、殘額一萬九千三十七磅を繰越したり、而して支那小洋換算損三萬九千三十七磅は前年度に比し三千五百八十磅の增加を示す、大陸側株主に對する非所有株の利息に就ては、昨年總會に於て説明せり、昨年末發行されたる委任狀の多くは、未だ帳簿締切の日迄に到着するに至らざれども、次期資產負債表には之を詳にし得べし、次に積立資金は七萬三千六百九十磅にして、前年に比し九千五百二十磅の增加なり、將來に於ては資本金は增加するに至るべく、現金預金は倫敦手許在高及上海在高三萬七千三百四十七磅即一萬五千五百七十八磅の增加なり、又戰時公債の五千磅の五分を有し、即四千七百五十磅を有す電車公司事務所は元北蘇州路二號に在りしが、昨年八月末新築事務所を蘇州路に移轉し、最低の家賃を以て營業上の擴張を爲すを得たり、其家賃見積額一ヶ月五百三十八兩なり、舊事務所は最不適當の場所にあり、而も一ヶ月五百六十兩を要せしなり、現在の總支配人は Mccoll 氏にして一般の事務を遂行し、本社に報告を詳にしつゝあり。

最後に普通配當五步(所得税免除限度)臨時配當五步合計年一割の配當を可決し、Air of Alfred Dent 氏任期滿了に付、再選就任を承認し Deloitte. Plender. Griffiths & Co. 氏の監査役就任あり。

支那時事

靳雲鵬總理任命

動搖常ならざる北京の内閣は、九月下旬に至り急轉直下して靳雲鵬氏の出頭を見たり。靳氏は人も知る如く段祺瑞派内に於て徐樹錚氏と相反撥する一派の首領にして、一般に段派中の穩健派として知らるゝ者、靳徐兩派は昨年參戰督辦處設立以前、段派の勢力恢復策に關し意見を異にし、それ以來對立抗爭を續け來れる間柄なるが、安福俱樂部を挾さめる徐樹錚が、段の寵を恃んで動もすれば專橫の振舞あるを憤れる吳光新、傅良佐、張志潭等は、温厚なる靳雲鵬を推立てゝ徐排斥を企て、さてこそ熱心なる靳擁立運動となりたるものなり。代理總理財政總長龔心湛氏は、安徽生れの官僚にして段派との結びつき左迄深からず、安福俱樂部の爲めに熱心力を効して財政總長を獲たる人物なるが周樹模、王揖唐兩氏の組閣運動物にならず、龔氏漁夫の利を得て總理代理たりしなり。故に氏の易置は、段派に取り極めて容易なる事にして、今や靳雲鵬樹立の決意を明かにせる以上、龔は何としても去らざるべからざるなり。

段祺瑞氏はその親信する徐樹錚の、表面に立つことを不利なりとし、暫らく他の方面に雌伏するの得策なるを感得せり。徐の西北籌邊使任命はその意見表示なり。段はかく徐を處置し了ると共に、靳のために地位を得んと試みたり幸ひに靳は、從來段派中の穩和派とし、南方の受けも比較的よろしきを以て、樹てゝ總理代理となすも毫も不可なるを見ず。段はかく思へり、而して命令せり、而して靳の總理代理實現せり。徐の如きは、不平なりと雖も如何ともすべきなく、たゞ默してやむの外無かりしなり。

九月二十三日、閣議、龔は總理代理兼財政總長を辭する旨を口頭にて述べ、陸軍總長靳雲鵬を總理代理に、財政次長李思浩を財政總長とすることに議一決せり。憐れむべし龔心湛は、苦心經營財政難の切拔けに成功し、銀行團より鹽稅剩餘金四百萬元の外、同準備金中より二百萬元の融通を受くべき約成れるに拘はらず、段派の一喝に會ひて總理代理を投げ出さゞるを得ざりしなり。靳は各督軍の支持（曹錕張作霖等より打電あり、亦是れ段派の「細工」ありたる外、陸軍總長就任以來、深く徐總統の信任を得居りたるを以て、龔を蹴落して總理代理となり、宿望を達し得たる次第なり。かくて正式任命は二十四日午後五時を以て發表せられたり、財政總長李思浩氏の任命は二十五日を以て發表せらる。

靳任命に對する南方の態度は、固より贊成といふ譯に行かず、北方が何人を總理とするも南方としては反對の外なき筋合なるも、靳は從來穩和派として知られし關係上、割合に非難少なく、一般に沈默を守り居れり。南方の沈默、これ即ちその默認なり、今のところ何人を出すともこれ以上の待遇を受け得べき筈なければ、靳の任命は順當なり、

且つ好都合なり。

新總理代理の略歷左の如し。

靳雲鵬氏　字翼卿前清中武備學堂を卒業し浙江巡撫曾韞氏の部下に入りて標統となり後記名提督に推薦せれ第一革命の際は段祺瑞氏に從ひて武漢を攻擊し軍功を以て陸軍中將を授けられ二年八月山東都督となり三年六月泰武將軍督理山東軍務に任ぜられ四年の十二月袁氏より一等伯に封せられ五年の六月袁世凱の死後果威將軍に任ぜられ張懷芝氏と交代して將軍府の閑職に列し六年十一月曲同豐氏と共に日本に赴きて陸軍大演習を參觀し對獨宣戰後參戰督辦處に入れるが頗る牽制を受けて作す所ある能はず鬱鬱志を得ざりしが本年四月陸軍總長となり今回龔氏の後を襲ふて代理國務總理となる氏は年漸く四十二三なり。

唐紹儀辭職

和平問題の其後

和平問題の煮へ切らざるは、いつもながら癪に障る次第にて特に南方の態度に甚しき誠意を缺けるものあるを認む一面私心と黨略に徹底せる點より見れば、南方の政策は巧にして妙、或は王揖唐氏反對となり、或は八條件固執となり、日支密約發表强要となり、はては唐總代表の辭職を見る等、層見疊出、觀客をして應接に遑なからしむ。迷惑なるは支那の良民と共に、妥協勸告に一致を示せし列國なり。良民の苦痛はいつ迄も減ぜられざるべく、列國の面目はとくの昔に蹂躪しつくされたり。知らず如何にして此局面を善くせんとするや。

王揖唐氏は九月二十四日、上海英紙北支デエリイ●ニウス記者に語りて曰く

記者問　貴下が和平を求むる準備如何

王氏答　第一に南方代表が眞に和平を求むる意ありや否やを探査し果して誠意あらば進行に着手すべし

問　前回提出せる八個條中和議決裂の動因となりしものにして就中第五條の「和平會議は民國六年黎大總統が總統令による國會解散命令は不當なりと宣言す」との條項が其最大主因なりしと信ずるが如何

答　そは決裂の全部の動因とは謂ひ難し八箇條を討議するに當りて豫め定めたる議和規則に反せるが故なり抑も議和事項は双方總代表により提出討議進行中突然八個條なるものが飛び出したり唐氏は後に至り該八箇條は强硬に主張せずと申出で北京政府も會議繼續の申込に接せり當時軍政府は唐氏の行動を是認せしや否やは不明瞭なれども現に軍政府と唐氏と一致せざるは余の知る所なり

問　字林報に日本は南方を勸誘せりとの報道あり眞僞如何

答　余は毫も關知せず又語るべきものなし余は南下前英佛其他の公使に面晤せし際諸氏は余の南下して和平會議を再開せん事を望めり余は任命當時進んで折衝に當らんとは願はざりしも各國公使及び北方の首領連は余を適任者として推薦せり

問　必要に迫らば對日密約を發表する意志ありや

答　對日條約は發表すべし是れ何等の秘密なし然し上海にては借款軍器甚しきに至りては森林借款に關し二十個條の條約ありと流布せらるゝもこは全然無稽の說なり

問　然らば貴下は軍事協約が存在せずとなすか

答　敵國民に對し西北國境を安全ならしめん爲め日本と協同動作を約せる若干の條約あるのみ

問　軍事協約なりや

答　然り

問　此協約は必要に迫らば發表するや

答　必要に迫らば發表すべし此協約の一部は既に發表せり殘餘あらば政府に照會すべし若しなくんば如何とも難し

問　唐氏は日支密約の發表を迫れり眞相如何

答　余南京より會議の件に關し唐氏に發電せしに唐氏の返電に對日條約を軍政府へ送付せざれば會議に應せずとあり中央政府の締結せし條約を軍政府に送付するは余の爲す能はざる所なれば拒絕せり又支那新聞に余が唐氏に會見を拒絕せられたりとあり是は虛報なり

問　廣東軍政府は和議に先立ち對日條約中承認不承認の條項を知らんが爲め條約の送付を迫れりと云ふが如何

答　此問題は議和の席上に於て討議すべきものなり北京政府は軍政府の爲す處を知らず軍政府は北京政府の行動を知らず

問　是れ開會前發表を要すとの唐氏の主張を拒絕せるものにあらずや

答　唐民の要求は後に至りて發表するも開會に應ずべしとは謂はざりき余に先ちて南下せる代表の報告によれば和平會議は再開し能ふや否や頗る混沌たり唐は南方の諸領袖と全然行動を異にせり支那紙にある二十二日軍政府より北京に打電せる所に依れば只僅かに北方代表と開議せずとのみありて唐氏の意見を表示しあらず是れ軍政府と唐氏の意見を異にせる所なり余の唯一の目的は國家の幸福にあり今回和會を開くを得ずば何人と雖も再び南下を肯せざるべし故に余は衷心和平を希望す余は和平に冷淡なり戰禍再發すべしとの風說あれどもそは全く荒謬の說なり余は全國和平を熱望せり余は職權を以て日支關係書類の送附を政府に打電せり

問　適當なりと思惟せば密約を發表するや

答　必要なければ發表せず

右のインタアヴウに於て王氏が發表せるが如く、政學會系の王氏反對運動にあきたらざる唐紹儀氏は、日支密約發表といふが如き氣の拔けたる問題を提さげ來りて局面の轉換を試むるに至れり。所謂日支間の密約として南方の指させる者、軍事協定を始めとし五十一件に達すと爲し、北方側は之に對し十五件に過ぎずとなし、愚劣なる論爭は今尙ほ依然として行はれ、世人をしてその何の意たるやを知るに苦しましめつゝあり。而して唐紹儀氏の辭職は此間に於てなされたり。而もこれ亦唐氏の一手管なり。

十月二日午後四時、唐氏は各分代表を自宅に招き、その

代表をして廣東に向はしめ、九月三十日軍政府に辭職書を提出したる旨、二日朝着電ありたることを報告せり。之に對し章士釗氏は分代表を代表して留任の勸告をなせしも唐氏は謙遜なる挨拶を述べしのみにて何等その態度を明示せざりしが、その親信せる秘書盧信、易次乾兩氏が廣東國會に報告せし所に據れば、唐氏の辭職理由左の如し。

一　護法の有名無實にして法律問題の悲觀すべき事

二　表面和議を愛すること熱烈なる如きも内心空虚にして交渉の進むに從ひ愈惰氣を生じ和平會議を無意味に終らしめ又代表の職權毫も實力なきこと

三　王揖唐反對に條件を以てせず單に人物問題を以てせる爲め將來北方が人物問題と條件の交換を要求し來らば南方は立場に窮すべきこと

唐氏の眞意はこれにて一目瞭然なるべく、殊に(二)の理由は一層大なる權限を與へんことを要求せるもの、(三)の理由は直ちに王揖唐氏反對の不可を切言せるものと見るべし。消息通は傳へて曰く

初め王氏の北方總代表に決するや唐氏は之に對して異存なき旨を返電し次いで易次乾盧信兩氏を北京に派し秘密に和議條件に關し意見交換を爲し或點まで諒解成立せしに政學會系は和議成立の功を唐紹儀王揖唐兩氏に與ふることを好まず軍政府の少壯政客を使嗾して王反對の電報を僞造し唐氏の署名を僞作したれば唐氏は進退兩難の地位に陷り突然辭表を提出するに至りしものなり

と。稍々穿ち過ぎたる說の如きも、次に現はれたる分代表會議說に見れば、右の消息通の觀測には多量の信實らしさあるを否定し難し。分代表會議說とは唐氏辭職後別に總代表を置かず、分代表の一人(多分章士釗氏)に兼任せしめ、北方も王氏を排し分代表の一人に總代表を兼任せしめ、其儘和議を進めんとする說にして、政學會系の主唱せる所なり。但し固より出來ぬ相談なり。

北京政府の財政

北京政府が中秋節決算のため、應急借款二千四百萬元を舊四國團に申込みたることは既報の如くなるが四國團側にては新借款團の組織近きにあるべきを見越し、且つ又支那財政の實情、決してかゝる多額の借款を要するの理なしとて之に應諾せず、纔かに鹽稅剩餘金交附範圍の擴張を以て急需に應ずることを承諾せり。即ち鹽稅剩餘金四百萬元に加ふるに、同準備金中より二百萬元の交附を受くることゝなれるものにて、鹽稅準備金は六百萬元を以て足れりとなせるに、現今鹽稅收入好況の結果約八百萬元を有するを以て、此中二百萬元を以て政費に補給せんとするなり。北京政府はかくて鹽稅剩餘金四百萬元、同準備金二百萬元計六百萬元に加ふるに交通銀行等支那銀行の借入金を以てし、辛うじて中秋節を過し得たるが如し。日本より每月四百萬元宛政費支給の契約成立せりとか、三菱より五百萬元借入の契約成れりとかの風說は、靳雲鵬内閣が爲めにする所の流言に過ぎざるべしといふ。

因みに支那近來の財政に關する一般的觀察を紹介せんに

支那財政史上今日の如きは空前の天佑時代にして、內爭の紛糾さへなくば國庫に多少の餘裕をすら生じ得べき趨勢なりき、此點はさきにエドワアド●エス●リットル氏が、逸早く道破せし所なるが、實にその原因一二に止まらず、試みに次に之を擧げんか。

(一)鹽稅收入の好況　デエン氏の改革以來逐年良好に赴き今や年額八千二百萬元を數へ外債償還資金及び準備金を除くも每年多額の剩餘金を生じ此の剩餘金を以て每月政費を補給し來れり

(二)關稅增收　新關稅率實施の結果年額約八百萬兩の增收なり

(三)義和團事件賠償金支拂延期　支那參戰の結果一九一七年より五年間元利の支拂延期を許されたり

(四)獨墺償金廢棄　義和團事件償金の獨墺に關する分は支那參戰の結果廢棄されたり

(五)銀價騰貴の影響　外債償還は全部金勘定なるが故に銀價暴騰に依りこれが償還資金は三四年前の約半分にて充分なり

(六)借款支拂中止　財政困難の口實の下に各種借款の支拂は中止若くは短期借款に借換へられつゝあり

各省よりの送附金は杜絕せるも、そのために中央地方財政の分離獨立を來し、中央政府は比較的少額の中央行政費を支拂へば足る次第にて、北京政府の哀號するが如き財政困難の事實は之れ無しと見るを妥當とすべし。抑も一にも借款、二にも借款、只管外國よりの借入金に依賴せんとするは支那財政家のために取らず、此弊は早晚排除せらるべきものなるが、撤底的整理計畫の成る、之を支那財政家に期し得べからず、支那財政の前途はそれ列國の共同管理なるか。

財政委員會と新借欵團

對支借款團に關し徐總統は駐外公使の意見を徵しつゝあるが、いづれも財政監督の一事について反對し來りつゝあり。九月二十日財政委員會が、會長周自齊氏の名を以て、徐總統に提出せる意見書は、殆んど代表的意見と見るべきものにて即ち左の如し。

(第一)新借款銀行團は政治借款に限り經濟借款を包含せざること

(第二)新銀行團は大借款(善後借款)に對して優先權を有するも一千萬元以下の小借款は此限りにあらず

(第三)新銀行團が擔保物に對して得べき權利は警戒權(收支を監督する權利)に止めその他の權利を受くることを得ず

(第四)支那銀行團(梁士詒氏等の組織せるもの)も組合の一員たるべきこと

これより先、總統府顧問、中日實業公司總裁李士偉氏は新財團に對する意見書を徐總統に提出したるが、財政委員會の決議は、右李氏の原案に修正を加へたるものなりといふ。李氏原案の大要左の如く、以て支那側有力方面の意見を窺ふに足るべし。

(一)新財團の投資範圍は監務警檢の如きに限り一切の執行

管理は支那側に於て掌理す
(二)實業及鐵道借款に於ける各國代表者及技師等の計畫書は支那の同意なくして決定するを得ず
(三)經濟借款に對する支那提出の標準條件等にして財團と交渉纏まらざる時は財團外の資本家と締結するの自由を保留す
(四)列國の既得優先權中時效(三箇年)を經過して猶處辦せざるものは新財團に移さず總て自國に之れを回收す
(五)新財團の既得權にして失効したる場合は支那は之れを買收したる後財團外資本家と自由締結するを得
(六)自國々境内の專管路線には總て支那人を採用し運輸聯絡を圖る可し
(七)戰時に際しては專管路線を徵用すべく又國防上該線附近に競爭線を敷設する權利を保有す
(八)支那銀行團は新財團に加入し列國平等の權利を有せしむ可し

童子軍問題

八月三十日船津天津總領事が、學生暴動視察中童子軍のために無禮を受けたる所謂童子軍問題に關し彼我官憲の間に交換されたる覺書左の如し。

覺書

八月三十日深更學生團が天津警察廳前に群集し騷擾を爲すの報を聞き本官は亀井副領事を帶同し視察の爲め同所に赴かんとして白河岸に沿ひ馬車を驅つて北行し電話局

を過ぐる頃道路線は改修の爲め土木工事施行中にして馬車進む能はざりしより斜に在折し益世報館の前を通過三十一日午前二半頃(舊時間一時半)警察廳前に到着せり此時童子軍の服裝をなし年齡約十六七才のもの一名馬車の右側に顯れて本官の通行を阻止せり本官は一童子の命に服す可き必要を見ざりしも當時警察廳前の廣場に集まる群集中を馬車にて通過することは便宜に非ざる可しと思料し但し徒步なれば三人分通過し得るの餘裕あるを見(現に幾多の通行人來往し居るを目擊せり)亀井副領事と共に馬車を下りて金湯橋方面に向つて步を運びたり然るに童子軍は突然本官の周圍に蝟集し來り棍棒を以て本官の通過を阻止せり本官は之に對して此處は公共道路なり通過せらるべき理由なりと詰問せるに其の中の一名は本夜は特に童子軍を以て警察廳前を戒嚴中に屬する故に通過を許す能はずと答へ其の上數名にて各其の所持の棍棒を組み合せて以て本官並に副領事を包圍し本官等行動の自由を全然壓倒し且つ言語動作極めて粗暴無禮たり於茲本官は彼等と相爭ふの無益なるを見元來れる道に引返さんとしたるに他の一隊の童子軍は更に棍棒を組み合せて前路を閉塞し本官等の退去を許さず且つ總司令の命令ある迄は退去を許さず且つ總司令の命令ある迄は抑留すべしと言ひ放ちて總司令は誰れなるやと聞へば童子軍は軍中の學生なりと答へたり。

　此の時上級警察官四五名警察廳より出て來り本官の爲めに斡旋する處あり且つ童子軍に對し本官の爲めに道を

開く可き事を説示する處ありたるも童子軍は童子軍總司令の命令なき限り警察廳の命令の如きは之を遵守する必要なしと告げ依然本官を包圍抑留し居たる處此の時群集中の一人突然此の兩人は日本領事館員なりと高聲にて叫ぶや童子軍は稍驚きたる面持にて包圍の手を緩めんとする形勢あり支那警察官四五名は此の機に乘じて一面本官等を擁護し一面極力重圍を突破し漸くにして歸路に就くを得たり群衆に離れて馬車に搭ずるや童子軍の一隊は喧喧囂囂「彼等を逃すな」別叫他們跑と絶叫し其の中の二三名は益世報館の前迄本官の馬車を追跡したるものあり依つて本官等は更に迂回して萬國橋を渡り墺國租界に入り試みに金湯橋附近に至りし處馬車人力車は勿論自働車さへ何等故障なく橋を越えて前方に進行するを目撃したるを以て此の形勢なれば何等危險なかるべしと思料したるも本官等は用心のため馬車を下りて徒歩にて金湯橋を渡り警察廳前に接近し群集の雜沓及び學生の演說の光景等詳細視察し何等妨害を受けすして歸館の途に就きたり但此等は童子軍の氣附く處とならざりし爲めなり
右の事件に徵するに童子軍は表面交通の整理群衆の取締に任ずる事を標榜せるに拘らず前途の如く通行の自由を妨げ且つ外國人に對し故なくして失禮を加ふる如き行爲あるは實に不都合の至なり貴國當局に於て之に對し相當の制裁を與へ今後此の如き事なき樣嚴重取締を加へられ同時に右童子軍は貴國官憲の公認せるものなりや否や何分の義御回示あらんことを希望す

八年九月三十日

支那の回答

拜復陳者八月三十日夜貴總領事が警察廳前に於て童子軍のため包圍せられ通行を妨害せられたる件に關し九月三日附貴翰を以て來示の趣敬悉致候本特派員は事態重大と認め候に直付ちに之を外交部及省長に報告すると同時に教育及警察兩廳に對し嚴重盡力方申入置候所今回省長及び警察廳より報告に依れは童子軍の團體に對しては未だ其の成立許可を與へざる趣旨の由同廳に對しては日本領事に對し此種非禮行爲ありたる以上法に依り制裁を加へ嚴重取締法に依り制裁を加へ嚴重取締を及すべき旨命令すると同時に教育廳に對し各學校に轉飭し嚴重取締方訓達致置候然るに教育廳より報告に依れば南開中學及第一中學は最近童子軍を組織し未だ之が許可を得ざるものなる趣なる處此種のものは固より官廳より允許を與ふべき筋合に非ず既に外國官員に對し無禮の行爲ありたるものに對して許可の可否に關せず絶對に之を禁止すべき次第に付學校に對し嚴達せる訓令に接し候條右御承知相成度此の段御回答申置候　敬具

英支飛行機借欵

支那政府英貨公債百八十萬磅發行引受契約十月七日成立利率八分期限十ヶ年發行價格九十八、下受者ヴッカアスにて好景氣なり、尚一九一六年償還期限の支那政府六分利附公債は今尚未償還の儘なるが、その處置目下尚不明なりと

の電報倫敦より日本銀行に到着せり。此報道は世人をして五里夢中に彷徨せしめ、その何の意たるやを知る能はざらしめしが、引續き來れる各種の情報に依り英支飛行機借款の意味なること判明せり。右は靳雲鵬氏とヴッカアス會社との間に十月上旬成立せるものにして、軍器の一種と解釋さるゝ飛行機を供給するは、南北統一迄武器供給を中止するの約束に背けるものなりとて一般の疑惑を高めつゝあり

米支水口山借欵說

英支飛行機借款に先ち、米支水口山借款說の喧傳を見たり。前者の略々確實なるは前に叙せる所の如きが、後者は尙未だその確報に接せず、唯それ英米兩國共かつて借款打切りの聲明を發せしことなく、經濟借款の範圍内に於て行動の自由を保證せらるゝものなれば、かゝる風說も全然其事なしとはいふべからず。内容は湖南礦務總局と米商某公司との間に、水口山合辦の契約成れりと傳ふるものにして契約草案左の如しと。

第一條　水口山煉廠は資本金を米金二百萬弗と定め米國公司より六割を出資し礦務總局より四割を出資す公司は現金を出して炭廠の建築其他創業費に供し礦局は礦石を提供して出資に代ゆ

第二條　公司は每回受取りたる礦石値段の半額と米金とを合せて礦局の資本と爲す其他の一半は現金を以て交付し礦局の自由使用に委す但し資本の全部を交付したる後は礦石の値段全部を現金にて礦局に支拂ふものとす

第三條　礦局は礦石値段の半を以て資本に組入れ隨時株劵を發行し且つ資本全部に足らざる間は公司の得る所の利益の十分の四を受く

第四條　礦局は現在八月十日十一萬噸の礦石を現有の新舊兩廠に使用する以外のものは公司に販賣すべく更に新廠を作りて使用又は別に賣る事を得ず十年以後は礦局自由處理に任すべし

第五條　礦局は現に有する礦の値段を米金拾弗と定め十年後に至らば時價に照らして變更する事を得

第六條　公司の手によつて買取られたる礦石の代金は米金を以て支拂ふ可く礦局は現有の礦石を擔保と爲し解約の日には資本金を返還すべし其の際別に利息を附せず

第七條　煉廠の工事營業は機に應じ雙方より協議し詳細は別に規定を設く

第八條　煉廠は須らく湖南省内に設くべく並に調印後一個年内に創設すべし

ラインシュ氏の新地位

前駐支米國公使ラインシュ博士の歸國後の地位は、支那の政治顧問として華聖頓に常駐すべしとの噂なりしが、同博士は此程終に支那法律顧問の職に就きたりと報せらる。米國上院に於ける山東修正案否決の結果、國際聯盟會議附議が山東問題に關する支那の最後の努力なりとすれば、ラ氏の新地位の責任は重且つ大なりと謂ふべく、而して氏の經歷は新地位に對して無二の適任を證すべしと觀測せられ

つゝあり。

山東修正案否決

さきに米國上院外交委員會を通過したる山東修正案、即ち對獨講和條約中の山東條項の「日本」てふ文字を「支那」に變ふべしとの修正案は、提案者ロッヂ氏不在のため豫定の十月六日上程に至らず、十一日に至り漸やく議に上り、討論五日に亘りしが十六日終に五十五對三十五票にて否決されたり。贊否兩者の票數は

贊成票　共和黨　三十二　民主黨　三
反對票　共和黨　十四　民主黨　四十一

の如し。支那の頼みの綱切れ失望の情蔽ふべからざるものあり、日支直接交渉説を唱ふるもの漸やく增加し來れるが如きも、尚國際聯盟附議の一法あり、此説を支持するものも亦少なからざる模様にて、曹汝霖氏の如きも直接交渉の日遠しと喝破し居れり。況んや執拗なるロッヂ氏は其後も初一念を棄てず、山東條項保留提議案を胸中に藏し居れるに於てをや。

内治外交

●**對墺熄戰命令**　九月十八日大總統令、對德戰爭狀態の終止は業に九月十五日に於て布告して案に在り茲に專使陸徵祥の電告に據るに奥約(對墺條約)は已に九月十日に於て我が國の簽字を經たり等の語、是れ對德奥戰爭狀態は已に完全に解除せられたり惟だ宣戰後獨墺人民に對して訂する所の各項の章程は廢止或は修改の明文あるに非ざれば仍ほ應さに繼續有効なるべし此に令す(八・九・一九・公言報)

●**管理特種財產條例**　九月二十日大總統令(敎令第二十號)を以て發表の管理特種財產條例左の如し(八・九・二一、順天時報)

第一條　あらゆる獨墺人民の財產は本條例に依りて之を管理す

第二條　中華民國八年の敎令第一號公布の管理條例及びその附屬の一切の規則命令は均しく依據辦理することを得

第三條　管理上必らず須らくその辦法を增訂或は修改すべき者は該管局隨時國務總理或は主管部總長に呈請し核辦することを得

第四條　本條例は公布の日より施行す

●**盜匪防剿の命令**　九月二十一日大總統令、暴を除くは良を安んずる所以民を安んずるには必らず先づ吏を察す爾來各省の盜風日に熾んに民生を聊んせざるは固より地方有司の緝捕未だ盡く力を得ざるに由るも抑も亦吏治修めず民生日に蹙まり以て之を致せるなり本大總統慨念茲に及ぶや惄焉として擣つが如し應さに各省民政長官に責成し牧令を愼選し勤めて治理を求めしむべし戶口清査保團編制及び地方の治安に關係するの諸政は均しく應さに認眞考核し進行を督促すべく此外もし苛細の雜捐の吾民を病ましむるに足る者あらば應さに如何か酌量減

彙報

自九月十六日至九月三十日

講和問題

▲所謂保留內容（十日國際社華盛頓發）上院外交委員會の講和條約保留中には國際聯盟より無條件脫退の權利議會の承認を經るに非ずんば國際聯盟規約第十條の義務を引受くることを拒絕すること、如何なる問題が國內法の範圍に屬するかの決定及びモンロー主義の解釋は總て米國の自決に委する事の諸項あり修正の主要なるものには國際聯盟會議に於て米國は英國と同一の投票權を有する事、山東を支那に還附する事、米國の關係せざる問題に關しては各當該委員會より脫退する事等あり委員會の報告に曰く列國は必ず米國の修正案を採用することゝ思惟す何となれば米國なくんば國際聯盟は無效となり戰勝の講和の利益も水泡に歸するの虞あればなりと。（十七日東朝）

▲平和恢復宣布（十四日北京特派員發）對獨平和恢復に關する命令十五日公布せられたり其要旨に曰く、

協約國各委員は六月二十八日巴里に於て調印を了し此日を以て獨逸との平和を恢復せり支那は山東に關する三箇條に關して反對し調印を拒絕せるも附餘の條件は他の協約國同樣終始一致して承認せり協約國既に平和を恢復せり協約國の一たる支那の立場も當然獨逸に對して協約諸國と同樣ならざる可らず茲に國會の決議を經對獨戰爭狀態の終熄を宣言す。（十七日東朝）

▲聯盟加入を期す（十五日北京特派員發）支那政府は對墺條約に調印を終りたるを以て當然國際聯盟に加入するの權利を得たりとなして滿足し且對獨戰爭中止の宣言に依つて獨逸との平和をも恢復したるものと認め從つて今更對獨條約に調印するの意志は毛頭なく山東問題は日本と直接交涉せず飽迄國際聯盟に訴へて爭はんとする模樣なり。（十七日東朝）

▲山東即時還附說（巴里電報十三日發アヴアス）日支兩國間に山東即時還附に關する交涉進行中なりとの報道は講和會議關係筋に多大の論議を惹起せしめたり而して最近の報道に依れば支那は日本に直接山東還附を交涉せざるべしとあり又在巴里日本人側の陳述に依れば山東還附は當然なるも支那が講和條約不調印を主張し居る限り何等の處置をも執る能はずとあり。（十八日日日）

▲還付期確定要求說（十六日國際社紐育發）米國聯合通信華盛頓所報に曰く國務卿ランシング氏其他の高官はホノルルより達したる米國は日本に膠州還附の期日を確定せん事を要求すべしとの報道に對しては大統領ウィルソン氏の不在中なるを以て何等の論評を行はず然れども官邊に於ては一般に右の報道は十分根據あるものと信じ居れり。（十八日東朝）

▲加盟準備を急げ（北京特電十五日發）顧維鈞氏より對墺平和條約既に調印を了したれば速に支那政府より國際聯盟に提出すべき事項を準備する必要あり山東問題に就いても其顚末を明かにせる書類を具へ必要に應じて提出に便にすべし是等の事は既に米國全權委員ハウス大佐と交涉したるが氏も之を諒とせり時期切迫せる際なれば積極的に準備されたしとの電報十四日午後北京政府に達せり。（十八日日々）

▲支那對獨平和報達（十六日合同通信社發華盛頓十六日發電）米國國務省は支那政府が十五日付にて獨逸との平和復恢したる旨大總統令を公布したりとの報道に接せり。（十八日東朝）

▲青島還附期如何（紐育電報十六日發國際通信）米國聯合通信華盛頓通信所員報に曰く國務卿ランシング氏其他の高官はホノルルより達したる「米國は日本に膠州灣還附の期日を確定せん事を要求すべし」との報道に對しては大統領ウィルソン氏不在中なるを以て何等の論評を行はざるも官邊に於ては一般に右の報道は充分根據あるものと信じ居れり。（十八日日日）

▲支那聯盟顧問（北京特電十六日發）米國公使ラインシュ氏は支那政府より國際聯盟顧問として傭聘され年俸三萬弗を給し國際聯盟會議所在地に駐箚し支那全權委員を補佐する事に決したりとの噂あり北京外交界にては此說を信じ居れり。（十八日日々）

▲支那の獨墺人取扱（北京特電十七日發）十六日の閣議に於て對獨戰爭狀態終了布告後に於ける敵國人取締取扱に關し敵國人財產管理局を特種財產事務局と改稱し獨墺兩國政府の財產即ち公使館、領事館等は之を管理し獨墺官吏と交涉し再び原狀に回復する事、俘虜解放、獨墺在留者取扱法を定むる事、郵便小包の開發、內地漫遊者に便利を與ふる事等を可決し大體に於て獨墺人に對して通商條約締結さるゝ迄無條約國人の取扱をなすことに決したりと。（十八日日日）

▲日本內示承諾說（桑港特電十六日發）米國政府は日本に對して山東還附の適確なる時日を內示せん事を求め日本は之を承諾すべしとの報道到着しウイルソン派の人々は何れも之に依りて山東條項に對する反對を除却し得べしと信じ居れり。（十九日日日）

▲山東交涉否認（紐育電報十七日發國際通信）在華盛頓米國聯合國通信員の報道に曰く八月二日內田外相の陳述書發表以來山東問題に關し日米兩政府間に書面交換ありたる件は正式に打消されたり。（十九日日々）

▲ウ氏與り知らす 大統領ウイルソン氏は山東問題に關する對日本國通牒に就き論議することを拒否せり大統領は國務省の採れる行動に就て何等の報告に接し居らざるものゝ如し。（十六日大統領の列車より國際通信發電報）

▲山東案を聯盟に タフト、ウイツカーショー、ゴンパース、ローウエル氏等を始めとしアウトルツク、ウオールツウオーク、インデペンデント等多數有力雜誌の主筆各州州立大學總長其他多數敎育家シツフ、デヴイソン氏等多數の財產者及び實業家多數の前議員、前內閣員、各州知事及び市長エヂソン、グラハム、ベル氏等の發明家、宗敎家、知名婦人、勞働代表者等全國に涉り米國の識者階級を代表すべき二百五十の名士連署を以て十四日上院に對し條約無條件批准の請願書を提出せり其內容は國內不安の狀況よりして一日も速かに平和を確立するの必要を說き委員會報告の如き修正保留を通過するに於ては再び平和會議を開くを要し且獨逸の承認を得せしめらるべきを述べたるものにて山東條項修正に關しては委員會修正案中最も理由あるものなるを認め斯かる修正は結局何等得る所無く速に國際聯盟を成立せしめ米國の有力なる後援を以て支那をして本件を聯盟に提出せしむるに如かずと論ぜり（某所着電十九日日日）

▲山東案愈紛糾せん（北京特電十七日發）對獨戰爭狀態終了の布告は支那政府か對獨講和條約追加不調印を斷念せる意思表示と看做すことを得べきが然らば支那政府は獨逸に對し如何なる方法を以て對すべきか卽ち單獨講和を爲すべきか又は其儘無條約國に推移すべきかそは別問題として布告の結果は今後益々山東問題を紛糾せしむる虞あり講和委員顧維鈞、王正廷氏等は支那は當然獨逸より日本に山東の諸權利を讓與したることに不服を唱へ國際聯盟に訴ふる途に進むべしと主張しつゝあるも北京政府部內にては國際聯盟に提議するとも旣に對獨條約に調印せる各國殊に日本と或る種の密約を有する英、佛、伊三國が支那の主張を容るゝや否や頗る疑はしく實際上の効果より云へば日本政府が旣に青島還附を聲明せる以上速に日本に交涉して與ふべき物は與へ恢復すべきものは恢復する方安全にして且解決を早むる方法なりと主張する論者尠からず然れども何分にも民論が實際の利害を離れ理想論依然盛んなる狀態なれば政府側にても各種の問題に對して確定的方針なく時日の推移に任じ適當の時機と適當の方法を執るべしと云ふが如き曖昧なる態度を持し居れりと。（十八日日日）

▲山東反對不合理（桑港電報十七日發合同社）大統領ウイルソン氏は本日當地に到着したるが偶當地の婦人千六百人の列席せる午餐會ありウイルソン氏の爲に二分間を割きて其演說を聽けるが右演說に於てウイルソン氏は山東問題に論及し

右解決方法は不滿足なり然れども山東に關する條項あるか爲講和條約を拒否せんと希望するは不合理なり卽ち獨逸が曩に支那領土を掠奪するに際し米國にては別段異議を唱へざりき今に至り山東問題の解決に反對する者は何故其當時沈默し居りしや一部の人士は實に時代遲れにして且狂暴なる爲予の心は燃つゝあり彼等は山東問題解決に對し正義を要求するも支那は膠州灣を獨逸に九十九箇年租借せしめ未だ八十三箇年を剩せるを日本は居留地の外總ての利權を放棄し支那の領土的保全を維持すべきを約束せり支那の爲世界各國が其利益を擁護すべく一致の行動を取りたるは世界歷史上之を以て嚆矢とす。

と言へり尙大統領ウイルソン氏は輕微なる感冒に罹り疲勞の態に見受けられ

たり。（二十日日日）

▲對獨調印監視　（北京特電十七日發）　廣東軍政府は十五日發電報にて北京政府は在巴里全權委員陸徵祥顧維鈞王正廷三氏に歸國の命令を發したる由なるが對勃平和條約調印の間近きと對獨條約未調印の爲歐洲に代表者を殘留せしむる必要あり王正廷、顧維鈞兩氏の歸國を延期されたし軍政府よりは既に此旨王正廷氏に打電せりと提議し來りたるが右は南方が北京政府の對獨追加調印を監視する手段なりと稱せらる。（二十日日日）

▲專使歸國異議　（十七日北京特派員發）　北京政府は巴里に於ける陸徵祥、王正廷顧維鈞の三專使に對して歸國の命令を發せしが十七日南方七總裁より連名を以て右專使の歸國に關し異議を申入れ即ち對墺條約は調印を終れるも對獨條約は今以て未解決の儘なれば尚王、顧二專使を居殘らしむる必要あるべく王氏に對しては軍政府より此旨命令を發せしめ顧に對しては北京政府より訓電を發せられたしと交渉し來れり。（二十日東朝）

▲敵人規定効力期限　（十八日北京特派員發）　十八日對獨宣戰終止に關しては九月十五日大總統令を以て布告したるが在巴里支那委員陸徵祥氏の報告によるに九月十日對墺條約に支那も調印を終了したりとあり對墺戰爭狀態も完全に解除さるゝに至れりたゞ宣戰後獨墺人に對して規定したる各種の章程は廢止又は改正などの明文發表せられざる以前は繼續して効力を有する旨十八日を以て命令公布せられたり。（二十日東朝）

▲支那の領土保全　（桑港十八日發國際通信）　大統領ウィルソン氏は國際聯盟は山東を還附せしむる上に於て甚だ有力なりと陳べ聯盟規約第十條の適用は支那に於ける領土上の安全を保障し今後の掠奪的行爲を阻止すると同時に支那に對しては外國人の有する特權を結局還附せしむるの時機を促すべき旨を聲明せり。（二十一日日日）

▲支那委員態度不變　（巴里特電十五日發アヴゥス）　在巴里支那委員は支那がヴェルサイエ條約に調印次第喜んで山東に還附すべしと聲明せる日本の態度に對して嘲笑の聲をあげつゝあり支那委員は曰く世界の輿論と共に山東還附の確證を得ざる限り支那はヴェルサイユ條約に對し其態度を變更するの理由を有せざるものなりと。（二十一日日日）

▲平和手續實行　（十五日北京特派員發）　支那政府は獨墺に對する平和關係を恢復する命令を發せるが其手續として先づ敵國居留民財產時務局を開き其他通信の開始旅行の自由を認むべく既に國務院より夫に關し係官廳に其實行手續を命じたり。（二十一日東朝）

▲米國雜誌の曲說　（紐育特電十八日發）　米國雜誌ネーション誌は「山東號」を發行し講和條約の山東條項全文並に上海ミラーヅレヴュー主筆ミラード氏其他の論文を掲載せり其所說に曰く

山東に關する獨支兩國間の條約を檢するに獨逸は決して山東に於ける主權を獲得したる事もなく且獨逸の特權は他に讓渡すべからざる性質のものなるを示せり聯合國か獨逸を强要して山東に於ける特權を日本の爲に放棄せしめたるもこは條約上他に讓渡さる可らざる特權—獨逸が其權利を放棄したる際は當然自動的に再び支那に歸屬すべき權利を日本に讓渡する事によりて「連續の原則」を破壞したるものなりウイルソン大統領の所見によれば日本は或る種の權利を支那に還附する事を約束し而して他の權利を日本の手に保持する事を提議せりと然れども前者は獨逸の曾て保有したる事なき權利にして日本の手に讓渡さるゝ事はあり得べからざることなり又後者は條約上獨逸が一旦之を放棄したる上は他の何人にも讓渡すべからざるものとすされば日本が其權利を獲得するは聯合國政府が支那に對して行へる剽盜的行爲に基くといふ以外何等の說明を加ふるを得ず。（二十三日日日）

▲對墺修交準備　（二十日北京特派員發）　支那政府は對墺條約調印後直に墺國との國交恢復に就き準備しつゝあるが陸徵祥の意見に依り先づ專使王正廷を維也納に派遣して各般の視察をなさしめ同時に在墺居留民を慰問せしむることに決し同氏は近く巴里を出發する筈なりと。（二十二日東朝）

▲こしやん氏の正論　（十八日巴里特派員發）　過般佛國下院に於て前首相バルッー氏が講和委員會の報告演說を試みるに際し日支問題に論及して講和條約が靑島を支那に直接還附せざりしは極めて遺憾なりとし日本の賢明なる政治家は斯くの如き正義に反し世界改造の條約に一大汚點を印すべき條款を自ら拋棄するに至らん事を希望するものなりと述べたるか支那黨を以て知られたるアンリ・コルヂエ氏も雜誌コレスポンダンに寄せたる論文に於てバルッー氏と同樣の意見を公開せり之に對して前封鎖大臣にして佛國學士院會員たり又現に下院議員たるドニ・コシャン氏はフイガロ紙上に日本辯護の

論文を寄せヴェルサイユ條約第百五十六條乃至第百五十八條（山東讓渡に關する規定）に對して有力なる議論を試みたり氏は冒頭に於て若し吾人にして少しく大戰の歴史を回顧せば支那が獨逸に讓與せる權利は日本が直接獨逸より獲得せるものにして支那の關する所にあらず其當然日本の權利に歸すべきは疑ひを容れさる所なり日本は戰爭の初期に於て早くも獨逸に宣戰し支那海より敵を擊攘せる効や偉大にして能く聯合國の一員たるを辱めざりしものなりと論じ更に最近の英波條約を引用して日本の支那に於ける特殊地位を承認し且曰く日本が膠州を還附せんとするは極めて寬大にして又賢明なる政策なり從つて日本の態度を賞揚して其誠意に信頼すべきなり然るに日本の誠意に疑惑を懷くが如きは忠實なる聯合國に對して屈辱を與ふるものなり此故に講和會議が第百五十八條を支持せるは理の當然なり加ふるに石井ランシング間に交換せられたる覺書もウイルソン氏の原則に反するものなく支那は大戰三箇年の後漸く聯合國に參加し其貢獻せる所未だ甚だ顯著ならず然るに今山東省の現狀は曾て支那の遺したる所に比し同日の談にあらず是れ支那の僅少なる貢獻に對する多大の報酬と稱すべく支那は毫末も不滿を懷くの理由なきを見るなり。（二十三日東朝）

▲獨墺通信自由　（二十一日北京特派員發）　獨墺との平和恢復の結果獨墺人通信自由を認め交通部より各局に命令を發せるが一方獨墺に在る支那の居留民は通信の檢閲を受けさるを得ざる事情の下にあるを以て支那政府は瑞西駐在公使顏惠慶をして獨墺政府と交渉し檢閲を廢止せしめんことを電命せり。（二十三日東朝）

▲還附協議申込說　（紐育特電二十日發）　二十日の紐育タイムス紙は山東還附期日を聲明せざる理由につき日本の爲せる說明を諒とし日本は同問題につき協議せんことを支那に提議したるに支那は之を拒絕したりとのことなるなるか支那側の態度を非難すべきものなりと論ぜり同紙は更に附言して曰く日本にして山東還附の期日を決定し之を聲明するに於ては世界に於ける日本の位置は一層改善せらるべしと。（二十四日日々）

▲講和委員滯歐許可　（上海特電二十三日發）　陸徵祥氏は北京政府に電報して王正廷氏と同行歸國の筈なりしも王正廷氏は尙ほ暫く巴里に留まり度しとのことを報告せるに國務院は王正廷氏顧維鈞氏並に施肇基氏の歐洲に留まるを許す旨返電せり。（二十五日時事）

▲講和殘務處理命令　（北京特電二十三日發）　北京政府は講和員長陸徵祥氏に宛て王正廷氏を巴里に殘し殘務を處理せしめ對獨追加調印の善後策は顧維鈞氏に全權を委任し匈牙利土耳其勃牙利等に對する講和事務は顧維鈞施肇基兩氏に擔任せしめよと打電せり。（二十六日日々）

▲山東撤兵期限聲明要求　（二十二日倫敦特派員發）　數日前のホノルル來電は米國か日本に對し山東引渡の期限を確定せんことを要求したりとの說を傳へ華盛頓來電は米國國務省の取消を傳へたるが其出所の奇なるより多大の注意を惹かざりしが兩地にての探聞に依れば右報道はウイルソン氏か上院共和黨の大反對に會し難局解決の必要上華盛頓駐劄出淵大理大使並に駐日米國大使を介し日本政府に非公式に日本政府が自已の意思にて山東撤兵の期限を聲明せんことを希望せり右は無論非公式なれば華盛頓政府の取消は必ずしも虛僞ならず此事たる約一箇月前なるが此通牒に接するや原首相以下は直に臨時會議を開き假令非公式にせよ米國の要求事實弱小國に臨む如き態度なるを以て激論數時間に亘りたるが國際的に孤立せる日本の立場に鑑み溫和說勝を制し米國に對しては暫く回答を見合せ山東撤兵に關する對支交渉を直ちに實行するに決て其意を支那政府に傳へたり然るに米國上院の强硬な態度に惑亂せられたる支那政府は却つて日本の申込を以て米國の壓迫の結果なりとし益々傲然遂に交渉拒絕の態度に出でたり外人側某消息通は曰くランシングの如き支那贔屓ありて米國の政策は細大洩さず支那側に傳はり居るは頗る遺憾とす日本政府は此際小策を止めて明白に極東問題紛糾の責任が米國政府及其民間の議論に在り無責任なる米國上院議員の煽動無くば支那政府の無謀にして自殺的政策無かる可き所以を說き又今日の儘にて推移せば支那は遠からず財政の破綻の結果內亂狀態に落ち危險外人に及ぶ可き所以を述べ米政府にも注意して可なりと。（二十六日東朝）

▲對獨善後策　（二十三日北京特派員發）　對獨平和恢復後の善後策に就ては既に命令を發せるが特別の關係を有するものに對しては目下考慮中にて其案件左の如し。

一、租界外に於ける敵國財産は既に敵國領事に於て處分するか乃至は各國と支那當局に於て共同處分する所ありたるが此種の財産中支那人に關する

ものは本人に返還するか或は辨償の形に於てするか敵國と其辨法を協議して決定する事

二、俘虜收容所撤廢に關しては俘虜全部を送還するを俟つて決定すべく先づ和蘭公使に照會して獨逸政府と交渉の上速に送還を講ぜしむる事

三、新に通商條約締結前支那に來る獨逸人の取扱に關しては前例なきを以て各國と商議して決定する事

四、家屋埠頭船舶に關して講和條約に依り獨逸に返還する必要なきも唯講和條約には公有と私有とに關し何等の規定なきを以て調査の上處分する事

五、井陘炭鑛は半官半民の性質のものなるを以て各國にて商議すべく取敢ず農商部より保管員を派し調査の上處分を爲す事（二十七日東朝）

▲捕獲審所廢止令　（二十五日北京特派員發）　支那政府は對獨地戰爭狀態終止せるに就き九月三十日限り捕獲審檢所を廢止すべく二十四日國務院より命令を發せり。（二十七日、東朝）

▲支那の要求は不信　（巴里國際特電二十四日發）　佛國内閣議長クレマンソー氏は下院に於て對獨講和條約批准に關し一場の演説を試み非常なる好感を與へたり氏は獨逸に對して佛國及び其の友邦が贏ち得たる全勝の特徵に就て陳述する所あり次で講和條約中の山東に關する條項に言及して支那は嘗て日本と條約を締結したるが該條約に依りて支那は今日日本に對して要求しつゝある所のものを放棄したるなり日本は遲滯なく山東を支那に還附す可きを約し且此誓約を履行するの決心を有すと云へり。（二十九日、時事）

▲山東問題下火　（桑港特電二十六日發）　さしもに囂々たりし山東問題に關する論評も今や全く下火となり殆ど消滅せし觀あり講和條約に對する主なる異論は第十條にして英國が國際聯盟會議に於て六票の代表權を有する點なるが形勢は或保留條件を附して妥協するに至るべしウイルソン氏は英國の六票に關し說いて曰く英國が六票を支持する事は米國の利益なり何となれば其内三票は人種問題に關し米國に味方すべければなり而して米國は巴奈馬玖瑪を加ふれば三票を支持する譯にて更にポスタリカ及比律賓に自治を與ふれば二票を加へ得べし。

外交關係

▲駐支米公使歸國　（北京特電十四日發）　米國公使ラインシュ氏は豫定の如く十三日夜發滿鮮及日本經由歸國の途に着く。（十六日、時事）

▲治外法權撤廢準備　（十五日上海特派員發）　支那政府は治外法權撤廢問題に關し既に積極的進行を圖り居り先頃北上せし江蘇交涉員は右に就き外交部司法部と打合せたるが司法部より先づ着手することゝなり夫々準備に着手せりと。（十七日、東朝）

▲邊境防備を命ず　（十五日北京特派員發）　支那政府は西藏に對する邊境の防備として滇に四川甘肅聯合して之に當らんことを命ぜるが十五日川邊鎭守使陳遐齡より右の防備に對し英吉利公使より西藏問題を交涉せざる以前に兵を進むるの理由を詰問し來れる旨の電報に接し邊境の防備と西藏の問題とは全然別個の問題にして四川邊境に兵を進めたるは嚢に西藏に犯されたる地方を恢復せんと欲するのみにて他意あらざる事を明白に回答せよと通電せり。（十七日、東朝）

▲廣東排日繼續　（十五日廣東特派員發）　廣東學生團の排日運動は其後愈橫暴を極め右學生團は五十名の會員を稅關に派して輸入貨物に就て其輸出港其他を檢査し又一隊は市內各商店に至りて商品を檢査し若し日本品を發見したる時は日支何れの商店を問はず直に之を沒收しつゝあり現に十五日には我臺灣倉庫會社にて我國より輸入の燐寸原料品を押收して同地商務總會に引上げたり右排日運動尙繼續せば我國輸出貿易は全然杜絕するに至るべく然も支那官憲及び我領事官に於ては何等策の施す所なく在留邦人は速に我當局が相當の手段を執らんことを熱望しつゝあり。（十七日、東朝）

▲總統令を突戾す　（北京特電十六日發）　十二日外交部は寬城子事件に關する大總統命令の寫眞を日本公使館に送附せしも右命令は外交部の奧書なく（遺憾の意を表すること）不完全なりしを以て小幡公使は之を返却せり從つて支那政府は更に閣議を開き外交部の奧書を附し日本公使館に送附することに決し兩三日中に實行すべし尙小幡公使は十六日午後四時外交部を訪ひ寬城子事件に就き督促し奉天にて交涉を開始せざる理由を質問せり。（十八

日、日日）

▲張氏の暗中飛躍　（北京特電十六日發）寬城子事件に就き北京に於て交渉を開始せるに拘らず奉天にては未だ協議を開からざるに對し支那政府は既に張作霖氏に訓令を發したりと述べ張作霖氏は未だ命令に接せずと稱し居る由なるが右は裏面に於て北京政府と張作霖氏との間に東三省巡閲使の職權に關し未だ協議調はざる點あり張氏は此際を利用して東三省の兵權及び外交權を的確に自己の手に收めんと欲し頻りに畫策を講じ居れるに因るものなりと。（十八日、日日）

▲英國對支抗議　（北京特電十六日發）十五日午後五時英國公使ジョルダン氏はテシマン氏同伴陳外交總長代理を訪問し西藏問題交渉事件開始の件に就き協議せしも何等決定を見ず英國側は支那政府が歐洲戰爭終了後西藏問題交渉の公約を實行せざる事及支那政府が川邊に於て攻勢を取れる事に對し抗議したり。（十八日、日日）

▲滿蒙除外當然　（華盛頓電報十六日發國際通信）日本は支那借款團の範圍中に滿蒙をも加へんとするやとの米國の質問に答へて日本は之等の地方に對する緊密の關係と特殊の地位とに基づき此兩地方は借款團協定中より除外せらるべきものと感ずと述べたり。（十八日、日日）

▲侵入過軍掃蕩　（北京特電十七日發）支那政府は陸軍外交部參謀本部督辦處の聯合會議を開き支那領土に侵入する露國過激派軍を敵軍と見做し烏梁海に侵入するものに對しては西北邊防軍より兵を派して之を攻擊し伊犂、新疆に侵入するものは過激派反過激派の別なく之を驅逐するに決し庫倫都護使新疆督軍に右決定を訓令せり。（十八日、日日）

▲滿蒙除外妥協　（北京特電十七日發）信ずべき筋に達したる情報に依れば倫敦に於ける對支新借款團代表は日本の滿蒙除外要求に對し審議の結果日本にして其要求を固守せんか新借款團の成立を困難ならしむる虞あるより借款團の投資範圍より滿蒙を除外することは主義として之を認むるを得ざるも日本が既に滿蒙にて獲得せし經濟的利權は其儘日本に屬せしむることを條件として日本政府と交渉する方針に決すへしと。（十九日、日日）

▲日支協定廢棄協議　（十八日上海特派員發）陸軍部は歐洲戰爭終了したるを以て日支軍事協約を取消さんことを提議し閣議は外交部より日本公使と交渉せしむる事を協議したり。（十九日、東朝）

▲陳代理の答辯　（十七日北京特派員發）十六日小幡公使と陳外交總長代理との會見に於て公使は張作霖氏が未だ中央政府よりの命令を受け居らざるを口實とし奉天に於ける寬城子事件の交渉に取合はずと聞くが果して事實如何と質問したるに代理總長は既に去る十一日訓電を發せる外中央政府より使者を奉天に差向け本件の成るべく速かに圓滿なる解決を告ぐべく努力しつゝありと答へたりと。（十九日、東朝）

▲日支協約廢止決議　（十八日北京特派員發）外交委員會は對墺講和條約に調印を了し對獨關係に於ても戰爭狀態の終止を聲明せる以上最早歐洲戰爭に對する支那の關係は完全に修結せるを以て此際日支軍事協約は當然廢止すべきものなりと議決し此旨徐總統に上申せるが總統は外交委員會の意見を傾聽し龔代理總理と協議する所あり代理總理も亦同感なりと云へば或は近く再び右協約廢止の件に就き日本に交渉し來るべしと傳へらる但し西伯利の形勢今日の狀態に在る以上兩國の軍事行動は該協約の現存に俟つもの多く今日の所其廢止は事實上不可能と云ふべき事由の下に兩國の當局は右協約の廢止に反對すへし。（二十日、東朝）

▲赤塚總領事張氏訪問　（十八日奉天特派員發）赤塚奉天領事は十七日副領事と同伴重要案件を以て張奉天巡閲使を訪問し同夜關東廳に出頭すべく旅順に赴けり。（二十日、東朝）

▲張氏の責任轉嫁　（北京特電十八日發）張巡閲使は外交部に對し寬城子事件は吉林省に於て發生せるものなるを以て吉林にて交渉すべく自ら當面の責任者たるを好まざる旨の口吻を洩らし一方國務院に對しては速に東三省巡閲使の官制を制定せよと迫りつゝあり。（二十日、日日）

▲北京交渉一段落　（北京特電十八日發）外交部は十六日改めて公文書を日本公使に送れり右文書は七月二十二日の總統命令寫を揭げ寬城子事件發生後直に大總統命令を發し責任者の處罰、長官の査辦を命じたるは支那政府が本件に對し遺憾の意を表明せしものなりとの意味を附記しあるものにて日本の要求第一條を完全に履行せり是にて北京に於ける當面の交渉は一段落を告げたり。（七日、日日）

▲張巡閲使の傲慢　（十八日奉天特派員發）北京政府は十四日張巡

閣使に對して日支國交の圓滿解決を旨として速かに寬城子事件の交渉を開始すべく訓令したるも張巡閣使は自から奉天總領事館に赴き赤塚總領事に陳謝するの件及び其他一二條項の意に滿たざるものあるを以て政府の訓令に服せず依つて交渉遲延し今日に至れるか北京政府は之れにつき別に人を派して張氏を說得せしむる筈なりと。（二十日、東朝）

▲北京の分は解決　（十八日北京特派員發）　寬城子事件交渉中北京政府に於て處理すべき大總統命令の寫を公使館に交付するの件は支那政府より文書を以て公使館に送呈し來れり之にて北京に於ける分と地方の分と別にして一先づ解決せる譯なり。（二十日、東朝）

▲西藏交渉中絕　（十八日北京特派員發）　西藏問題の交渉は中絕の儀になり居れるが英國公使は支那側の態度に憤慨し木曜日外交部に行はるゝ定例の會見にも出席せざる程にて支那當局は目下英國の提案と支那側の案とを對照研究を爲しつゝあり其結果如何に依つて交渉再開さるゝ筈なるも支那側の態度猶强硬なるを以て交渉の再開は當分見込なきものゝ如し。（二十日、東朝）

▲西藏境界委員會　（北京特電十八日發）　支那政府は英國公使との西藏問題交渉再開督促に對し南北統一成立前北方政府の一存にて本問題を解決すること能はず且境界問題に關しては各省共利害關係深く複雜せるを以て先づ北京に西藏境界調査委員會を設け四川、雲南、甘肅、靑海等より一名乃至二名の代表を招き之に國務院二名、外交部一名、蒙藏院二名の委員を加へ境界調査を爲さしむることとし英國公使に通告せり英國公使か之を承諾すべきや否や不明なるも支那政府にては此際是以上の解決手段を執る能はざるものゝ如し。（二十一日、日日）

▲日支軍衝突豫防　（北京特電十八日發）　支那政府は寬城子事件に鑑み將來滿洲に於ける日支兩國軍隊の衝突を避くる方法に就き自發的に適當の方法を講ずべく例へば兩國軍隊が移動を行ふ場合の如き豫め通告を爲して衝突を避くるが如きも其一なりと。（二十一日、日日）

▲張氏交渉員內諾　（奉天特電十九日發）　北京政府は張東三省巡閣使に對し寬城子事件は日支國交の親睦を期する爲日本公使と協定の上事件を奉天に移したれば赤塚總領事と交渉して圓滿解決を爲すべしと電訓し來れるが張巡閣使は東三省巡閣使の職責未だ確定せざる以上責任者として謝罪すべき理由なしとて政府の命令に服せず從つて奉天にては今尙交渉開始の運ひに至らざるが張氏は此對外問題を利用して巡閣使官制を有利に解決せんとするの野心あり之が爲氏は滯日督軍公署參謀秦華氏を北京に遣はし北京政府と交渉せしめつゝありしが十八日夜秦氏より交渉の經過を張氏に報告し來りたり之に依れは北京政府は張氏の希望通り巡閣使官制を發布し之を條件として張氏は交渉委員たることを承認すべし尤も赤塚總領事は豫算に關し打合せ旁林關東長官の歸京を見送る爲旅順に赴き居れるを以て來る二十一日午後にあらざれば該事件の交渉開始されざるべし。（二十一日、日日）

▲長沙の排日妄動　（十九日長沙特派員發）　長沙に於ける支那官憲の排日に對する態度は屢々報道せるが如く滯留邦人の憤慨せる所なるが之に乘じて學生及一部野心家等の增長甚だしく各所に機關を設け日本品を取扱へるものは悉く之を押收し而も右商人に對するや恰も犯罪人の如く數十人の學生之を圍繞して市中を引廻し故らに侮辱を加へ過大の罰金を强制しつゝあるも官憲は毫も之を咎めず取引は久しく杜絕せる爲め個人商店に在りては被害大に非常の窮境に陷り居れり。（二十一日、東朝）

▲排貨の本家脅かさる　（海防特電十九日發）　西貢、河內及海防に於て安南人は支那品に對してボイコットを斷行せんとし目下示威運動繼續中なり。

▲密約公表の要求　（上海特電十九日發）　昨日唐紹儀氏は當地ノースチャイナデーリーニューース記者に語りて曰く

余は北京政府の日本との一切の條約並に支那の日本より得たる援助に對する一切の說明を爲すを要求す今日の時勢に於て國際聯盟に示されたるが如く一切の密約を廢止す可きなり故に余の之を要求するは至當なのことなりと信ず若し一切の密約にして公表せられんか或は是等中に支那に利益あるものあるやも知ず西伯利を經て過激派勢力の來る虞あり或は日本と支那との間に斯る害毒より協同して逃るゝの協約を爲すの要あるやも知れず若し一切の密約にして公表せられんか國民は其是非を判斷するを得可く其何れを廢止し何れを維持す可きかを決するを得んか又日本の支那に爲せる借款に就きても區々の報道あり每月二百萬を密に北京政府に貸し居れりとか最

近の八年內國債の中八千萬を引受け然かも百弗に對して三十弗のみを拂ひたりとか種々の說あり是れ亦明白に示さるゝを要求す是等の點即ち南北和議の再開と否との要點にて國會問題は第二位とす蓋し國家を救ふを先きとするを以てなり。(二十二日、時事)

▲日支密約を取消せ　(上海特電十九日發)　南方和議代表が王揖唐氏の南下に對し强硬の態度を取る申合せをなしたるに拘らず總代表唐紹儀氏は此會議に出席せず態度頗る曖昧なりしが十八日午後五時王揖唐氏の命を受け南京より先發し來れる北方代表王克敏　施愚、汪有齡氏等に對し唐氏は左の如く語り態度を明かにせり。

予は曩に軍政府に對し王揖唐氏は北方の總代表にして予辭職したる以上之と會見する必要なしと打電したり故に王か予を訪問されざらん事を希望す予の見る所に依れば法律問題は既に問題とならず目下の形勢は專ら救國の大本を決するを急務とす從つて廣東國會の如きは或は之を犧牲にするも可なり唯予が曩に提出したる八箇條の要求中最初の三箇條即ち軍事協約、日支密約、秘密外交の廢止は如何にしても動かし難し吾人は北方政府が先づ之に對して辦法を講ぜん事を希望す是さへ決定すれば南方は和議を繼續すべし云々。

(上海特電十九日發)　唐紹儀氏は北支那デーリー・ニュース記者に語つて曰く。

予は北京政府に對し日支密約の全部を公開せん事を要求し居れり國際聯盟によつてなされたる時代の精神は一切の秘密條約を許さず予か密約公開を北京政府に要求するは決して不當ならざるを信ず一切の密約にして公開せられんか吾人は其密約が如何に支那に有益なるやを發見すべし何となれば目下過激派は西伯利より支那內地に侵入しつゝあるを以て若し密約を公表されなば支那國民は斯かる危險なる思想を防壓する爲に日支共同動作を取る必要を感ずるに至るやも知れず又密約を發表せば國民は冷靜に其可否を論ずる機會を與へられんされば密約の公表は政府に取つて不都合ならず寧ろ國民をして其覺悟を促さしむる事なるべし特に政府は實際に何の金額を日本より借入れ居るやを明かにするを要す秘密約款に就ては謠言切りに行はれつゝあるが政府は每月二百萬弗を借入れ居れる事は北京にては公然の秘密となり居れるも何等是に關する契約書の發表無く又八年公債に就ては日本人は是を買占めつゝありと言ふにあらずや今や北京政府は金錢を濫費し是が爲財政上進退谷まり居り民國の歲入は淸末時代に比すれば增加し居れども歲出は是に幾倍し現在の儘にては殆んど救ふの餘地無し斯かる國家の根本問題に就ては當然上海會議にて協議すへきものなるが不幸にして北方總代表王揖唐氏は是に關し何等の意見を表示せず遺憾千萬なり予の考へに依れば此問題は國會問題護法問題よりも遙かに重要なり云々。(二十一日日日)

▲排日支那人ウ氏に嘆願す　(桑港電報十九日國際通信)　在米支那保民協會は大統領ウィルソン氏に對し日本が山東を保有せざらんこと及び日本に北方より南方に亘りて支那を制御するに便利なる一省の監理を獲得せしめざらんことを嘆願したり。(二十二日、日日)

▲西藏停戰條約　(北京特電二十日發)　川邊鎭守使と西藏委員との間に來年二月迄停戰の條約成立せりとの報に對し支那當局者は假令此事ありとするも英國公使は之を承諾せざるべし即ち英國委員テシマン氏は支那西藏政府の最高官吏と西藏問題に對しては大小を論ぜずテシマン氏の居中調停を得るにあらざれば効力を生ぜざる事を約束し居るを以てなりと。(二十二日、日日)

▲安福派英禍宣傳　(北京特電二十日發)　安福俱樂部は各督軍に向ひ英國は西藏を助け數千里に亘る支那固有の領土を割讓せしめざれば止まざるの槪を示せり若し之を承諾せば支那に取りて空前絕後の國辱なり況んや西藏は尙支那の領土に屬するをや英國は何を以て西藏に代りて支那政府と交涉する權利ありやとの密電を發し民論の鼓吹に努めつゝ在り。(二十二日、日日)

▲法權撤廢準備　(天津特電二十日發)　治外法權撤廢の準備は先づ司法部より着手すべく同部より曹省長の意見を求め來りたるが又人を派して領事裁判及租界內の司法行政統一の模樣を取調べ居れり。(二十二日、日日)

▲西藏軍の侵入　(二十一日北京特派員發)　甘肅督軍は政府に急電を寄せ西藏兵突如靑海部及崑崙山一帶に侵入し來り北緯三十七度以南迄兵を進むるも妨けざる旨英國政府の許可を得たりと稱し敢て撤退せんとせず中央

政府より至急之に對する方法を指示せんことを請へり。（二十三日、東朝）

▲西藏問題折合はず （二十二日北京特派員發） 西藏問題の交渉行惱める原因に就き聞く所によれば英國公使は飽く迄民國三年四月二十七日の原案を基礎とすべき事を主張し之に對し支那政府は民國三年六月六日顧維鈞の立案せる三箇條を楯に取りて讓らず其結果交渉遂に折合はず今日尙兩者の意見緩和さるゝに至る模樣なし。（二十四日、東朝）

▲西藏問題經過發表 （二十三日北京特派員發） 西藏問題の交渉は依然として進行せざるが支那政府は一般の本問題に對する誤解を解く爲今日迄の經過を發表する筈にて既に英國公使の同意を得たるが尙內容等に付打合をなし近く發表するに至るべし。（二十三日、東朝）

▲胡駐佛公使歸國 （二十五日北京特派員發） 駐佛支那公使胡惟德氏は二十三日巴里出發歸國の途に就く旨外交部に入電ありたり。（二十七日東朝）

▲寬城子事件交渉 （奉天特電二十七日發） 張作霖氏は北京政府に對する要求容れられたるに付寬城子事件に關する交渉委員たることを承諾し二十六日交渉員關海淸氏を代理として奉天領事館に派遣したるより赤塚總領事は我要求條件を提示し三時間に亘り種々說明する所ありたり。（二十八日日日）

▲寬城子交渉愈開始 （二十七日北京特派員發） 奉天に於ける寬城子事件交渉は中央政府と張作霖との間に意見疏通し愈交渉を開始する旨張作霖より國務院宛報告し來れり尙巡閲使の官制は當分懸案とする意嚮にて官制の重なる點は東三省に於ける兵權の統轄にありと。（十九日、東朝）

▲支那側對案提出 （二十七日奉天特派員發） 二十六日より開始されたる寬城子事件の正式交渉は日本側の提出條件が極めて寬大なるにも拘らず支那側は別に對案を提出して鼻息頗る荒く事件の發生に際し相當交渉の手續あるを日本軍隊が直接支那軍隊に赴きて交渉したるは事端を滋生したる所以なりと論斷し圓滿解決までには幾多の曲折と時日とを要すべき樣子にて日曜日の外は每日彼我會見の筈なり。（二十九日、東朝）

▲西藏軍騷亂防止 （北京特電） 政府は二十六日熊克武、唐繼堯兩氏に打電し西藏問題に關しては英國公使との意見尙一致せざるを以て極力西藏軍の騷亂を防止し且つ停戰期滿了と共に各軍を進擊せしむ可しと命ぜり。（二十九日、時事）

▲西藏問題の謠言 （北京特電二十七日發） 近來一部に於て日本公使が西藏問題に就き種々妨害を爲し居れりとの謠言を流布するものあるが外交部は最近英國公使に對し斯の如きは全然無根の風說なる旨を聲明せり。（二十九日、時事）

▲支那側付け上る （北京特電二十八日發） 張作霖氏より中央政府に達したる報道に依れば二十六日交渉員關海淸氏を派し日本總領事と交渉し支那が日本に對し謝罪すると同時に日本も同樣支那に對し遺憾の意を表せられたしと要求せしも赤塚總領事は之を拒絕せり蓋し寬城子に於ける日支軍隊の衝突につき英米兩國の領事の調査報告に依れば其曲獨り支那のみに存せず從つて支那政府既に讓步して謝罪するに當り日本も之を諒とし赤塚總領事亦相當禮儀を盡し然る後謝罪を行ふを至當とすべしと。（三十日、日日）

▲英支西藏交渉 （北京特電二十八日發） 外交界の消息に據れば西藏問題に對し英國公使は先づ西藏三十九族問題を解決し境界線は北方庫倫山に達せしめ新疆省南方の沙漠を以て緩衝地帶と爲さゞるべからず是れ天然的境界線なりと主張し之に對し陳外交總長は靑海及巴塘裏塘等は當然西藏自治境界外に置かざるべからず北方の境界線は庫倫を改めて崑拉嶺と爲すべしと述べ双方の主張一致せざるが支那側は十月中旬川邊鎭守使陳遐齡氏が西藏の停戰條約滿期となるを好機とし兵を出して昨年西藏軍の爲占領せられたる川邊各線を恢復すべき決心にして英國公使ジョルダン氏に對して此擧は元來支那の行政區域に屬せし土地を回收するものにして西藏交渉問題の根本と關係せざる旨通知せり支那政府は熊克武、唐繼堯兩氏の出兵計畫に贊成し停戰滿期後執行せよと訓令し唐繼堯氏は既に雲南省境に兵力を集中しつゝあり。（三十日、日日）

南北情勢

▲王督軍和議に努力 （十四日漢口特派員發） 南京李督軍は王督軍

に密電し王揖唐氏の奉天行は張督軍か軍政府の王代表拒絶を以て和議破裂を意味するものなりと速断倪嗣沖氏は再び天津に軍事會議を開き最後の手段を講ぜんとするより之が緩和策を講ぜん爲なりと報ぜるより王督軍は直に張作霖宛和議は國民一般の希望なれば此際南方と再び意思を疏通し和議の進行を圖るを必要とし一致協力を望むと急電を發し且軍務課長楊文凱を奉天に急派し和議盡力を勸告せしめ曹直隷督軍の派遣の張參謀長十三日來漢し王督軍と商議の後十三日夜永武線にて長沙を經て杭州に向ふ吳佩孚を慰撫せん爲なり。(十七日、東朝)

▲王氏愈南下せん　(十五日上海特派員發)　王北方總代表の先着として王氏家族及隨員の一部は十三日夜上海に到着せり盧護軍使も王氏を迎へ種々の打合を爲す爲め十四日杭州の督軍署より上海に來れり王氏愈南下し來りて南方とも疏通を圖らんとするものならんも南方の反感を益々増さしむるのみにて到底會議の再開覺束なかるべしと。(十七日、東朝)

▲段氏に大勳位　(十五日北京特派員發)　對獨平和恢復の命令と同時に參戰に最も力を致したる段祺瑞氏に大勳位を贈れり。(十七日、東朝)

▲總代表贊否二派　(上海特電十六日發)　王揖唐氏の南下に對する民黨の態度は孫洪伊一派と孫文一派と明かに二派に分れ孫洪伊一派は王氏の南下如何は問題にあらず和議其者の續開を絶叫して曰く此度の和議如何は國家存亡の岐るゝ處にして國民全部は日本及北京の實國黨とに對し戰はざるべからず日本の眞意は北方に武力と財力を與へ支那を併呑せんとするものなれば實國黨は之に對し其生存維持の爲一に日本の意思に迎合し日本の催促を受けて南北和議を促進したるものなり我國民は之に對して飽迄も南方各要人を激勵して國民の義務を盡さゞるべからずと叫び居り之に反し孫文一派は全く實際問題に意を斷ち著述又は雜誌等に於て其理想の宣傳に餘念なく時局の推移に對しては全く冷淡なる態度を持し居れり。(十七日、日日)

▲王南下と王督軍　(十六日漢口特派員發)　王揖唐氏愈南下の方針決し湖北督軍王占元氏は曩に奉天に派遣せる軍務科長楊文凱に打電し王揖唐氏と共に南下し且王督軍の代表として南京會議に列すべく命ぜり。(十八日、東朝)

▲孫唐兩氏を放逐す　(廣東特電十六日發)　廣東議會の一有力者は予(通信員)に對して語りて曰く

孫逸仙、唐紹儀、段祺瑞三氏間に妥協成立せりとの説あるも吾人を以て見れば未だ何等其形勢なく此事たる事實上不可能事にして單に風説に過ぎずと信ず而して若し其事眞なりせば廣東國會は直に孫唐兩氏を放逐すべし尙現在の廣東國會は憲法制定が唯一の目的にして上海會議とは何等の關係なきものなり南北和議會が若し從前の如き方法にて開催せられ王氏が北方總代表として上海に來るも吾人は飽迄之に反對す。(十八日、日日)

▲直安兩派衝突緩和運動　(十七日漢口特派員發)　總統府侍衛李士鋭蕭希娥、直隷督軍顧問孫家麒、宣文治の四人秩を連られて十六日來漢し王督軍を訪問し徐總統及び直隷督軍曹錕氏の内意を傳へ直隷、安徽兩派衝突の緩和策を講ぜり而して孫蕭二人は十七日王督軍の副官李某を訪ひ湖南に向ひ李宣二人は江西に向へりと是れ吳佩孚、陳光遠と意志疏通を圖らんが爲めなり。(十八日、東朝)

▲南方と憲法制定　(十五日上海特派員發)　最近廣東舊國會員褚輔成氏は雲南に赴き唐繼堯氏と會見の結果廣東國會の憲法制定の件の贊成を得且之に要する經費の補助を爲すことにつき承諾を得たり陸榮廷氏も同樣經費負擔の件を承諾せり吳景濂氏一派は憲法制定を以て第一の急務と爲し西南分治は其後に議するも遲からず其希望國會統一を急務と爲すにあれば北方武斷派の跳梁斯の如き今日統一を圖る手段として憲法制定後正式政府を組織し次いで長江以南を連ね以て南北統一を期せんとするものたり目下廣東に在る議員數は參議院百三十七名衆議院三百六十五名にして尙來廣を通告せるもの數十名あり目下只管憲法制定の準備を急ぎつゝあり湖南吳佩孚が南方と氣脈の疏通あるは勿論馮國璋、李純兩氏以下の直隷派との間にも密契あり憲法制定の實行の機運に向ひつゝあり近日南方實力派間の妥協説流布せられつゝあるも其實南方の所謂實力派と分治派政客との結合は案外堅實なりと稱せらる。(十八日、東朝)

▲唐繼堯の主張　(十五日上海特派員發)　廣東來電＝雲南に使して歸廣せる褚成輔氏は十四日兩院談話會にて報告して曰く「電南督軍唐繼堯氏は(一)舊國會の恢復(二)非法國會の解散(三)舊國會より總統を選擧す(四)日支密約の取消(五)參戰邊防軍撤廢等を主張し北方にして聽かずんば開戰するに贊成せりと。(十八日、東朝)

▲江蘇九團體の請願　（十五日上海特派員發）　江蘇教育會以外九團體は連名を以て十五日北京政府に對し八年公債發行の取消、飛行機及潜航艇購入の中止及び王總代表の變更を請願したり。（十八日、東朝）

▲張官制を要求す　（十七日北京特派員發）　東三省巡閲使張作霖氏は十六日中央政府に對し東三省巡閲使の官制を發布せんことを要求し來れり是れ寬城子事件の交渉を機會に巡閲使の權限範圍を明確ならしめ事實上山東省に於ける權力を全部掌握せんとする魂膽なりと解せらる尚吉林省長郭宗熙氏の職を免ぜんことをも同時に要求せり。（十九日、東朝）

▲王氏を受附けず　（十八日上海特派員發）　南方各代表は十七日王總代表の上海着後の對峙方法を議したるが王氏の愈南下し來りたるに對し南方代表の激昂一方ならず依つて規定の如く公人の資格を以て彼に接せざるは勿論私人の資格としても彼に接するを得ずと決議し王氏に個入として交渉あるものも之れに從ふことゝなれり尚ほ王氏は來着後は南方各代表打揃ひ杭州西湖に遊ばんことを申合せたり右決議を軍政府より正式に宣言せんことを乞ふこととし尚此結果を唐總代表に報告せり。（十九日、東朝）

▲過剩軍隊解散　（北京特電十七日發）　參陸辦公處は過剩軍隊の解散に就き研究中なりしが愈々（一）北京及各省に於ける現在軍隊の十分の六を存置し十分の四を五期に分ち解散すること（二）一期を三箇月とし十五箇月間に全部完了すること（三）南方軍隊の裁撤は平和會議にて決定すへきものなるも民國五年の豫算を超過せざること等に大體決定せりと。（二十日、日日）

▲學生取締獻策　（漢口特電十七日發）　各學校は來月より開業す可きか其取締に就き武昌縣知事は督軍に獻策して曰く學生の爭ひは主として言論にあり之を禁する甚しければ北濟事件を再燃する虞あり依つて演説は之を許し左の規則に從はしむ可しと演説の場所は警察より指定し取締を嚴にし聽衆は滿場を以て限りとし時間は日曜（？）の三時間原稿は前日警察に提出し一切外交に關するを得す。（二十日、時事）

▲張作霖氏の要求　（北京ロイテル特電十七日發）　張作霖氏は政府に求むるに東三省巡閲使としての權限を確定せんことを以てし尚ほ吉林省長郭宗熙氏の罷免宋小濂氏又は金鼎勳氏を省長に任命せんことをも提議せり其内一名は任命せらる可しと豫期せらる郭宗熙氏の罷免は既定のことなり。（二十日、時事）

▲南京に於ける王揖唐　（十八日南京特派員發）　王揖唐氏は十七日李純督軍を初め各主要者を歷訪して同夜は李督軍の招宴に臨みたり王氏は南京着以來一般訪問者を謝絕し居るも聞く所に依れば十八日は在南京の各新聞記者を招待し和議に關する方針を發表すへし。（二十日、東朝）

▲斷じて和議に應せず　（上海特電十八日發）　昨日南方代表等（胡漢民氏は既に辭職し居れるを以て出席せす）は會議を開き王揖唐氏上海到着以後の態度に就き熟議を重ねたる結果左の如く決定せり。

第一　軍政府の訓令を守り北方が總代表を更迭せざる限り斷じて會議を開かざること

第二　王揖唐氏が假令個人の資格を以て會見を申込むも決して之に應ぜざること

第三　王氏と關係ある他の北方政客とも決して往來せざること

第四　和議破壞の罪は北方にあるを以て廣東軍政府をして其旨聲明せしむること

第二第三に就ては代表中反對意見を有する者ありしも結局多數決に決し王氏か上海に到着すると同時に南方代表等は杭州又は寧波方面に遊說に赴き王氏を避くることに決せる由なるが右會議に於て注目すへきは唐紹儀氏が同會議に出席せさりし事にて唐氏が此決議に拘束せらるへきや否やは疑はしく會議終了後章士釗氏は右決議を齎し唐氏を訪問し報告する所ありたるも唐氏は之に對し何等返事を與へざりしと。（二十日、日日）

▲王氏の上海入り　（上海特電十九日發）　北方總代表王揖唐氏は十九日朝上海に到着せり。（二十日、日日）

▲和議開始慫慂　（十五日北京特派員發）　廣東軍政府より重ねて王揖唐氏に反對し別に總代表を選んで派遣せんことを要求し來れるが既に王氏は上海に到着し今更之を變更せんことは絕對に不可能なるを以て國代理總理より折返し軍政府に對し至急會議を開く樣盡力あらんことを切望する旨打電せり。（二十一日、東朝）

▲王氏盧永祥と會見　（十九日上海特派員發）王總代表は十九日朝五時

南京より來着し直に護軍使署に赴き盧永祥と會見せり寓居を治同花園に定め辦事處として十九日より舊獨逸領事館を使用せり。（二十一日、東朝）

▲南方王と會せず　（十九日上海特派員發）　王總代表は上海に來り唐總代表と會見して後再び南京に引返す豫定の由なるも唐總代表は各代表の決議に贊し王氏と一切會見せざることに決し更に北方が總代表を變へて日支一切の密約を取消すにあらざれば會議の餘地なしと主張せり是より先形勢の不眞なるを見て王代表は南京より王克敏をして先づ唐氏との意志を疏通する爲め汪有齡、施愚の兩代表と共に唐氏を訪はしめたるに唐氏は「予は辭職したる身なれば王氏と會見又は意見を述ぶるの要なし」とて且開議することも國家の存亡に懸る八箇條件中の前三箇條は主張せざるを得す北方之を容るゝならば總代表の何人たるを問はざるなりと答へたりと形勢斯の如く依然として王氏來着せるも開議の希望なく頃日疏通に奔走しつゝありし王芝祥も殆ど絕望し居れりと。（二十一日、東朝）

▲正式政府組織運動　（十九日上海特派員發）　廣東來電＝正式政府組織請願の爲西南各省人民の請願團なるもの組織され國會を經て軍政府に請願書提出の準備中なるが一方陸榮廷、唐繼堯兩氏に人を派し軍政府と折衝を請ひ双方の意見を纏めたる上更に各省各軍隊に人を派し琉通を圖り意見一致せば西南大會を開かんとする計畫なりと。（二十一日、東朝）

▲學生に密偵を附す　（北京特電十九日發）　第二回請願團は總代表更迭、戒嚴令取消、八年公債取消、武器輸入禁止、和議成立前外債の禁止、日支密約、高徐濟順兩鐵道買收取消、外交經過の發表等を要求すへしと傳へられ居れり右に對し衛戍總司令段芝貴、步軍統領王懷慶、警察總監吳炳湘三氏は會議を開き學生に對しては治安警察法に依り政治に干涉するを禁止し若し請願團が傳ふる如く武裝請願を爲す場合は最も嚴重なる方法を以て取締るに決し目下密偵を各旅館に派し擧動不審の者を注意しつゝありと。（二十一日、日日）

▲張の要求を容る　（二十日北京特派員發）　北京政府は二十日閣議を開き張作霖の要求に係る東三省巡閲使官制發表の件につき協議せるが大體に於て張作霖の要求を容るゝに決して既に規定しある草案につき張作霖に修正の必要ありや否やを徵し其同答を待つて再議する事となれり。（二十二日、東朝）

▲李純王揖唐を疎んず　（二十日南京特派員發）　支那側消息通の談によれば元來王揖唐氏は總代表承認問題に關し南方との疏通を見たる上にて上海に乘込まん心組にて李純督軍に對して之れが斡旋を懇願せしが李純の態度頗ゐ冷淡にして何等の援助を與へざるを以て王氏の南京に滯在するの無意味なるのみならす寧ろ速かに上海に至り和議に對する誠意を一般に示すに如かざるを悟り豫定を變更して急遽上海に赴きしものなりと。（二十二日、東朝）

▲王占元の態度　（二十日漢口特派員發）　岑春煊氏派遣の舊參議院議員二名來漢し王督軍に面會し岑氏の意を傳へ事玆に至つては斷然總代表を改派するの外疏通の途無きを說けるも王督軍は別に主張を陳へす直接總統に陳述すへく北京に赴かしめたり。（二十二日、東朝）

▲兩湖對王態度　（二十日漢口特派員發）　王督軍は昨夜熊希齡氏の來電に接せるが其中に曰く南京側の王揖唐氏反對裏面の行動は自ら馮國璋氏の代表として緩和策を取りたる結果意思疏通し王揖唐氏は既に上海に向へり唯吳佩孚の反對は今更取消し難きも意思は十分疏通せり云々と直隸督軍曹錕氏より湖南に派遣せる顧問袁家驥二十日歸來せしが吳佩孚の又反對宣言は假に取消されざるも格別の變化はなかるべく且湖南には督軍張敬堯氏の防備既に十分なれば湖南は動搖の憂ひなかるへしといふ尙湖北省議員が今同湖北國民和平會を論じて王總代表の責任なる旨を宣言せるは安福派の宣傳に出づるものなり。（二十三日、東朝）

▲總統龔氏に訓諭　（二十一日北京特派員發）　徐總統は二十日龔代理總理を招きて王總代表南下せるも和議の前途樂觀を許さす若し今後續閉の見込立たざる場合ありとすれば內閣問題も自ら決定する能はざるを以て辭意を飜し此際現狀を維持し時局の困難を來さゞるやう努力せん事を懇諭せり。（二十二日、東朝）

▲地方民政振作令命　（二十一日北京特派員發）　大總統令を以て各地方の吏治修まらす盜風日に熾にして生民康んぜざる狀況にあるを以て各省の民政長官は吏治を肅淸するは勿論戶口を調査し治安維持の保衛團を組織し苛酷なる地方稅を減免し又地方に於ける利用厚生の途を講じ民生を康んする

に十分の力を致さん事を命ぜり。(二十三日、東朝)

▲龔氏又辭職申出 (北京特電二十二日發) 龔心湛氏は二十二日又々口頭を以て辭職を申出でたり。(二十四日、時事)

▲龔氏再辭表近因 (北京特電二十三日發) 龔心湛氏再度辭表提出の近因は張作霖、曹錕の兩氏より軍費を發送せざるを憤りて總統に罷免を要求し來れるに基き今回は總統も或は許可す可し若し許可すとせば代理總理として靳雲鵬氏最も有力なる候補者とせられ財政總長としては梁士詒說傳へらるゝも之は議會の協贊を經る必要あるを以て如何になり行くや今の所豫測し難し。(二十四日、時事)

▲王揖唐と孫文 (二十二日上海特派員發) 王總代表は二十二日孫文氏を訪ひ和局に對する意見を叩けり孫氏は段祺瑞の國防破壞の罪を責めて後曰く今日唯一の解決法は唯舊國會を恢復し其の職權を自由に行使せしむるにあり北方にて若し之を容れんか予は責任を以て平和を恢復すべく和議再開の如きは其必要を見すと之に對し王氏能く之を容るゝ能はざる旨を答へ孫氏は然らば和を言ふの要なしとて會見は何等得る所なくして王氏は辭去したり。(十四日、東朝)

▲靳雲鵬代理總理決定 (二十三日北京特派員發) 龔心湛氏は財政總長兼代理國務總理を辭職する事となり二十三日の閣議に於て陸軍總長靳雲鵬氏を國務總理代理に財政次長李思浩氏を財政總長代理に任命すべく決定したり。(二十五日、東朝)

▲馮國璋氏入京 (二十三日北京特派員發) 馮國璋氏は隨員五名を從へ二十三日朝天津より入京せり。(二十五日、東朝)

▲代理總理任命 (二十四日北京特派員發) 二十四日大總統令を以て代理總理兼財政總長龔心湛の辭職聽許され同時に陸軍總長靳雲鵬總理兼任を命ぜらる。(二十六日、東朝)

▲龔は高等顧問 (二十四日北京特派員發) 辭職せる龔心湛氏は總統府の高等顧問たる事に決定せり。(二十六日、東朝)

▲密約送附要求 (上海特電二十五日發) 唐紹儀氏が北京政府に日支密約全部の發表を迫りたるに對し王揖唐氏も亦北京へ使者を特派して軍事經濟上一切の密約を王氏の手許に送附し機會を待つて發表するに便せんことを請へり彼は又非公式に唐紹儀に會見すべく努力しつゝありとの說を否認し公式に和議會場に於て唐氏と相見ゆるの外面會を欲せすと辯解せり。(二十六日、日日)

▲廣東國會近く召集 (二十五日上海特派員發) 廣東國會は不日議員法定數に達する筈にて其上開院し積極的に憲法を制定する筈なるが來週召集の上先づ正式政府組織、大元帥選擧案を提出せんとするの論有力なりと。(二十六日、東朝)

▲王揖唐の談 (二十四日上海特派員發) 王北方總代表は二十四日某外人に會見し時局談を爲して曰く

予は大總統段祺瑞其他北京の文武大官を代表し來れるものにして其目的はたゞ支那の平和を求むるにあり仍つて先づ南方が眞に平和を欲するやを見るべく然りとせば議和進捗すべし和議停頓の原因は南方提出八箇條中の第五項國會問題なりと傳へらるゝも然らす其全部なり廣南方代表が後に右八箇條を改削する意見を聲明せしより和議繼續は促がされたるにあらすや予の任命ありしとき予は就任の意思なかりしも英佛其他の公使は何れも予の就任して南下せんことを忠告したるより決する所ありたり日本との各種條約は必要なれば公表すべきが一も秘密のもの無し世間傳へらるゝ山東借款軍器に關する密約の如きは何れも謠言なり日支軍事協約は既に發表されたるが若し未發表のものあれば公表を厭ふ所にあらざれど發表すべきもの無ければ致方無からん予の南方に在るのとき唐總代に宛て會見の相談をなしたるに唐氏は日本との條約全部の批准を受くる爲め廣東政府に交付するにあらすんは接見せすとの答なりければ予は之を拒絕せり斯る問題は公然會議の席上にて論すへき性質のものなればなり軍政府の二十二日附の和議拒絕の電報と唐氏の此答を比較して兩者の意見に一致を缺くを見るべし若し予と和議を再開せざれば他に總代表として來るものなし予は切に再開を望む予に和議の誠意無く北方は再び戰鬪を開始すべしとの風說あれど予の求むる所はたゞ全國の和平のみ予は北京政府宛に日本と關係ある書類一切を送らんことを打電せり予は悉く公表せんと思ふなり唐氏は此公表を要求しながら公表すれば和議を再會すべしとは云はす和議は今日に至つて斷確たる希望なし云々。

因に北方代表は予（特派員）と大阪毎日、東方通信社の代表者に會見することを約せりと。（二十六日、東朝）

▲馮氏徐總統に謁見　（二十五日北京特派員發）馮國璋は二十五日徐總統に謁見せり。（二十七日、東朝）

▲政府の誠意に訴ふ　（上海特電二十六日發）上海江蘇省敎育會、上海縣商會、上海縣敎育會其他合せて九大團體は北京政府に電報して曰く國家の財用は之を民に取る故に豫算、決算、稅法、幣制、公債募集及び國庫負擔の契約其議決權は等しく約法の規定する所となす國會解散せられてより安福俱樂部其名を偸み外債を濫りにし之を黨費として分てり政府其國庫の負擔たるを忘れ國民に對しても亦監督の天職を盡さす各個團體共同して討論せるに統一は固より全國の渴望する所、若し統一するも財政依然紊亂し若くは統一に依りて餓に外債を增すが如きは斷じて全國人民の願ふ所にあらす政府は果して悔悟の心あらば正に即時に正式國會の國家財政を監督するに至らざる以前には決して再び外債を借らざるを宣布すると同時に一面先づ歷年借入れたる所の秘密外債及び其用途を全國に告げ以て誠意を明にせられたし。（二十七日、時事）

▲先決問題五箇條　（上海特電二十六日發）上海中華民國學生聯合會は廣東軍政府及び國會兩院に對し電報して曰く

（一）山東權利未だ同收されざる前には獨逸との講和條約に追調印するを得す日本とも直接交涉するを得す（二）二十一條々件、軍事協定、高徐順濟鐵道及び滿蒙四鐵道交換文書を取消す可し（三）邊防處を取消し段祺瑞及び徐樹錚を免職し安福俱樂部を解散せしむ可し（四）馬良及張樹元を懲罰す可し（五）外交を公開し言論著作、出版集會、結社をして完全自由ならしむ可し

との五箇條の決議を爲し之を上海各會の時局に對する意見として新聞紙に載せ且つ唐紹儀に示し和議再開の先決問題として之に同意なくば北方總代表の何人たるを問はす和議を再開す可からざることを以てし合法會議未だ完全自由に職權を行使する能はざる以前は北京政府一切の對內對外行動効力を生ぜすとのことをも決議し代表をして唐紹儀氏と會見せしめたり凡そ是等の行動は皆永久の和平眞正の統一を愛するより爲せるものにし國民の公の權なり決して讓歩の餘地なし諸公も之を採用して時局を決せられたし此頃聞く所に據れば日本は南北双方の實力派を助けて妥協を爲さしめんとすとあり是れ我國の政治をして正當の軌道にあるを欲せす日本は一切を操縱して其侵略の技倆を逞ましうせんとするものなり故に前記の決議五箇條を和議の先決問題とし若し北方之を聽かすば北方が何人を總代表とするに論なく和議を開かざらんことを乞ふと。（二十七日、時事）

▲王代表の妥協案　（北京特電二十六日發）王揖唐氏は上海着後南方の反對猛烈にして進退兩難に陷れるが南方が飽迄和議を肯ぜざる時は北方の妥協條件を宣布して其反省を促し和議停頓の罪を南方に嫁す可しと信ぜられつゝあり王氏の發表すべき妥協條件なるもの左の如し。

一　國會問題を解決するには先づ憲法問題を解決せざる可からす

一　憲法問題を解決する方法としては先づ北京廣東の兩國會より議長、副議長、全院委員長、小委員長及各黨派の首領若干名を召集し双方の憲法草案を參酌して唯一完全なる草案を作製し之を和議會議より北京廣東兩國會に提出し兩國會は單に形式的の手續を了して之を發表すべく正式國會は右憲法によりて組織されざる可らす而して現在の兩國會は解散の手續を踏ます自然消滅すべく今日の處法律事實の兩問題は右の方法を以て最善と認む。（二十八日、日日）

▲靳總理政見發表　（上海特電二十七日發）靳雲鵬氏は其總理代理中人を換へす、和議に對しては前總理の豫定せる順序に依り進行せしむること、財政は張弧、張壽齡、李士熙等をして責を取り維持せしむること、大總統に正式內閣組織の人選を爲し國會に提出せんことを求むること等の政見を發表したり又長江三督軍に對し外交の緊急と財政の困難とを說明し速かに西南と疏通し統一を促さんことを求めたり。（二十日、時事）

▲靳總理の訓電　（上海特電二十七日發）靳雲鵬氏は王揖唐氏外北方代表に電報し其國務總理代理となれること並に和議の計畫は依然として其儘現狀に照して行ふ可く既に西南當局に對し會議續開のことを誠を盡して申送れり尙各方面との交涉の狀況及進行を隨時示されたしと云へり。（二十八日時事）

▲孫文の辭職取消　（上海特電二十七日發）舊國會參議院議長等より當地の國會議院事務所に電報して更に孫文氏の軍政府政務總裁辭職を引止

めんことを求め來れるに依り該事務所代表は更に孫文氏のと會見の上昨二十六日左の如く返電したり孫總裁を再び訪問し懇切に引止めたるに總裁は留後決して意見を發表して紛議を發生すると致さす同人に之を傳へられたしと答へたり」と之にて孫文氏の辭職は取消されたるなり。(二十八日、時事)

▲南方分離避く可らず　(廣東特電二十六日發)　南方各派は王揖唐氏の總代表を取消すにあらざれば平和會議の續開は不可能なりと信じつゝあり而して陸榮廷、唐繼堯兩氏の態度變ぜられざる限り時局は依然停滯すへしと觀測し斯る狀態の結果近き將來に於て南北分離の避べからざるを信ずるもの少からす軍政府を正式政府となすに就いては二派あり一派は非軍政府派にして軍政府を廢し新に大統領を選擧し責任內閣を組織すべしと主張し他の一派は現在の政務總裁制度を廢重し其下に責任內閣を組織すべしと主張しつゝあり。(二十八日、日日)

▲雲貴川起たんとす　(重慶特電二十七日發)　雲南督軍唐繼堯氏は北京政府が日支密約を締結せるは正式國會を通過せざるものなるを以て承認する能はす先きに巴里講和會議に失敗せるや予は既に北京政府の借款は我國の利權を失ひ後日禍を貽す所以なるを痛論せり今又二千萬圓の借款談あり到底默許する能はす故に廣東軍政府は正式に之を承認せざる旨を中外に發表すると同時に北京政府に對し其撤回を請求すべしと宣言せり。

(重慶特電二十七日發)　貴州督軍劉顯世、福建督軍李厚基兩氏は北京政府に對し日支密約の內容を天下に發表すへく然らざれば相當の手段ありと迫り雲貴川各軍は活氣を漸く帶び來れり。

(重慶特電二十七日發)　成都に在る藍天蔚氏に重慶稅關の關稅を雲貴川三省の軍費に充て日支密約王揖唐氏反對を理由とし再び矛を執つて北京政府に當るべく熊克武氏に勸告中なるが之が爲め四川人は南北戰爭の避く可らさるを覺悟し居れり。(二十八日、日日)

▲馮國璋の入京條件　(二十七日漢口特派員發)　馮國璋氏は今回南北調停引受の前提として吳佩孚を湖南督軍に、南京鎭守使齊爕元を上海護軍使に任命するの條件を以て入京したり是れ馮氏が長江三督軍に加ふるに湖南上海を以てし自己の勢力を長江一帶に擴張せんとするものなりにて南北和議とは別問題なりと一般に觀測さる。(二十九日、東朝)

▲西南團結慫慂　(二十七日漢口特派員發)　馮國璋氏は二十六日王湖北督軍に打電し今回大總統の委託により上京し時局疏通の任に當らんとす事言ふは易く行ふは難し先づ湖南問題及上海總代表問題を解決し然る後和議に移るへし此際西南との意思電通は容易にあらす各督軍の一致後援を求むと王督軍は二十七日其成功を祈ると返電せり。(二十九日、東朝)

▲王督軍百萬元要求　(二十七日漢口特派員發)　湖北王督軍は靳雲鵬氏の代理總理就任の通電に接し直に祝電を發し且仲秋節前に軍事費百萬元の融通を要請したり。(二十九日、東朝)

▲廣東軍事會議　(廣東特電二十五日發)　廣東軍政府政務會議の結果二十七日各派及軍隊の主要人物を招集し和戰に對する最後の態度を決定すへく特別軍事會議を開く事に決せり。(三十日、日日)

▲靳氏李純氏を說く　(上海特電二十九日發)　靳雲鵬氏は李純氏に對し王揖唐氏の爲め切實に疏通せんことを求め條件は和議を開くを待ち查照すへく總代表決して更ふるを得すと云へり。(三十日、時事)

財政經濟及其他

▲對日借款說否認　(北京特電十四日發)　南方七總裁の詰問電報に對し政府は大要左の意味の回答を發したり。

「新疆、伊犂銅鐵鑛を抵當として日本と一億元の借款を締結すとの說は爲にする者の謠言にして斷じてさること無し」。(十六日、時事)

▲蒙古への鐵道案　(十四日北京特派員發)　京綏鐵道局長丁士元は張家口より蒙古庫倫に至る鐵道敷設の案を建て徐樹錚の同意を得て交通部に提出せり。(十七日、東朝)

▲上海勞働大會　(十五日上海特派員發)　十四日中華全國工界協進會の成立大會あり參加會員約一千名役員の選擧、章程の朗讀ありたる後、會長李某開會の趣旨を說明し次で會員の演說あり何れも支那勞働者の覺醒を叫へり當日別に上海職工公會の會員歡迎會あり集まる者三百名同會は五月の排日風潮に對して起り六月組織を改めて永久團體とせるものにて現在會員一千

を有し其主旨は勞働者の向上双互の親愛を圖るに在り最近此種勞働團體の成立するもの多く之が發起斡旋に任するものは主として外國留學生にして結束の堅固なるもの少からす排日風潮以後上海に秩序ある同盟罷業の行はるゝ者増加せるを以て支那の勞働界の覺醒を見るに足るへし。(十七日、東朝)

▲**豫算討議申合**　(北京特電十七日發)　參衆兩院議員は十六日談話會を開き臨時議會に於ては專ら豫算のみを討議し一箇月以内に結了する事を申合せたり。(十八日、日日)

▲**財政援助進捗**　(十六日北京特派員發)　對支財政援助の方針決定せりとの報東京より北京に傳へらるゝが公使館には未だ何等の公電到着せざる由にて其内容など一切不明なるが最近龔代理總理より各國公使並四國銀行團に其窮狀を指摘して援助を訴へたるに對して各國公使の意見も略々一致し若財政的に援助を爲さす此儘に放任せば支那は勿論列國に取りても恐るへき結果を齎すへく支那の實情か新借款團の成立を待つの餘裕無きこと南北和議成立以前借款を差控ふへしとの申合は今日の實際に照して餘裕無きを、以て借款の使途に就き嚴重に監督し其他の條件に關しても北京政府に於て保障すれば必すしも南北の間に是が爲め問題の惹起するなどのこと無かるへしと云ふにあり北京銀行團よりは既に倫敦の本部に其意味を以て照會する所あり斯くて從來の消極的態度より一歩を進むるに至れる結果我政府當局にても此處に方針を銓衡するの必要に逢着せるものと認めらる而して右援助に關する實行方法として北京に於ては大體左の如く解されつゝあり。

一　四國銀行團に米國を加ふること
二　借款は主として日米兩國に於て負擔すること
三　借款の使途に就ては嚴重監督すること
四　關稅剩與金交附の例に倣ひ南方にも一部を分與すること

(十七日、東朝)

▲**借款引受一致次第**　(十六日北京特派員發)　南北和議成立前には對支借款は政治借款經濟借款共に四國銀行に於て暫く差控ふる方針を執り來れるが其後上海に於ける和平會議は幾度か頓挫し最近漸く王揖唐氏の南下を見るに至れるが目下の形勢よりして多大の希望を屬し難く支那南北の完全なる統一は到底疑問に屬し借款と和議の成否とは自ら別問題として取扱はるへく一方中央政府は昨今に至り財政窮乏の極に達し如何とも爲すを得す兵士給料の仕拂滯れる結果各地に暴動の勃發を見んとするの形勢あり此形勢の儘放任せんか中央政府の瓦解を來すのみならす支那全土の大混亂に陷るへきのや懸念あり此際列國の財政的援助に依りて一時の急を脫せんと先し般四國銀行團に對し重ねて財政的援助を訴ふる所あり四國銀行團に於ても此窮狀に同情し支那に對する政治借款に優先權を有する關係上此儘見殺して支那が大混亂に陷る場合列國も其影響を被るへきのみならす其責任に至つては銀行團に於て一半を負擔せざる可からす我當局者も從來の消極的方針に一歩を進むるの必要を認め銀行團に於ても其間の消息を諒解し借款に應する旨意見の一致を見たる次第なり。(十九日、東朝)

▲**山東の防穀令**　(濟南森領事發電)　八月二十一日附布告第三十一號を以て山東省に於ける米麥糧食等の出境輸出を禁止する旨發表せられたり
(二十日、日日)

▲**借款團問題報告**　(北京ロイテル特電十七日發)　王景春氏及び葉恭綽氏北京に歸着せり兩氏は巴里に於ける對支財團問題に關する詳細の報告を政府に提出せんとすと推せらる。(二十日、時事)

▲**公債條例提案**　(十八日北京特派員發)　北京政府は財政困難の爲め議會の協贊を經すして八年公債條例を公布せるが臨時議會開會したるを以て事後承諾を求むへく議會に提出したり。(二十日、東朝)

▲**チ國通商申込**　(十九日北京特派員發)　チェック共和國より支那政府に對し通商を申込み來れるを以て巴里に在る委員をして交涉せしめつゝあるが支那政府にては公使領事を交換するに異存なきも關稅及領事裁判權に關し最惠國條款に均霑せんとするチェックの希望に對しては陸徵祥氏をして拒絶せしむへし。(二十一日、東朝)

▲**日本の除外主張**　(華盛頓電報十九日發國際通信)　日本は各國銀行團の提議に係かる對支借款計畫に關し米國よりの最近の質問に答へて曰く滿蒙の特殊狀態並に彼等が日本に對して有する關係に依り日本は(滿蒙か?)該借款團協定より除外されざるへからざるを信すと。(二十日、日日)

▲**南方借款團贊成**　(廣東特電二十日發)　軍政府は目下巴里に於て組織進行中なる新借款團に贊意を表示し四國借款團に對し其旨宣言せり右は

北方政府より新借款團を拒絶せんことを要求し來りたるに對し協議會を開き討論せる結果なり。(二十二日、日日)

▲煙濰鐵道計畫 (北京特電二十日發) 山東省商人五六名の發起にて煙濰鐵道(芝罘濰間)六百支那里を急設するの議あり此程資本金一千五百萬圓乃至千八百萬圓を募集して愈之を實行するに決し山東省議會の贊同を得近く交通部農商部に許可を申請すへく許可の上は本社を濟南府に支社を芝罘、濰縣、天津、北京等に設け株金募集を爲す豫定にて其内半額を政府にて負擔せん事を希望しつゝあり元來本鐵道は外國資本に依る場合は日本に優先權あり爲に今同の計畫に關し外國資本が關係せりや否やは最も注目されつゝあり(二十二日、日日)

▲釐金廢止諮問 (二十一日北京特派員發) 釐金制度の弊害に鑑み曾て之を廢して徵稅方法改良統一するの計畫企圖されたるも內亂の爲め其儘となり居りし所龔財政總長は今同右計畫の實行に着手すへく各省意見を徵收せり。(二十三日、東朝)

▲鐵道前途有望 (十八日國際社倫敦發) 英國商務院彙報に曰く投資家の立場より見て支那に於ける鐵道の發達は前途有望なり、目下夫れ自身餘り人目を惹かざる鐵道敷設計畫の如きも大鐵道系統の一部分としては完成の曉に於ては將來有望なり今後二十五箇年間に支那には各重要港を聯絡する鐵道五萬哩否十萬哩の敷設を見るに至らん。(二十四日、東朝)

▲軍隊給料支拂策 (漢口特電二十二日發) 湖北軍の外湖北に駐在の陸軍直轄兵三箇師團六箇混成旅團あり孰れも數ケ月間の給料支拂停滯せるより頗る危險の狀態にあり政府は救濟策として王占元氏と商議し左の二方法に着手せるが如し。

常地亞細亞銀行より更に三百萬元を借ること

中國交通銀行にて兌換すへき一百五十萬元の軍票を以て給料を支拂ひ十月より實行すること。(二十四日、時事)

▲英支借款交涉 (北京特電二十二日發) 舊交通系は巴里に在る葉恭綽氏をして英國資本家と交涉し粤漢鐵道と廣九鐵道とを接續せしむる條件の下に一借款進行中なりと傳へられつゝあるが元來支那政府の目的は粤漢鐵道の終點を廣東とし廣東を南支那に於ける一大呑吐港とし香港に對抗せしめんとするにありたるに若し右の借款成立せば英國の術中に陷り南支那の主權全部を香港に奪はれ廣東は衰微すへく本借款の眞僞は多大の注意を要す。(二十四日、日日)

▲財政應急策協議 (二十二日北京特派員發) 許財政總長は支那の決算期たる仲秋節切迫し各方面の所要額約一千萬元を要するを以て殆ど支辨の途なきより大總統に乞ふて各方面の人物を招集し特別財政會議を開きて應急策を討議するに決せり。(二十四日、東朝)

▲財政愈行詰る (二十二日北京特派員發) 北京政府は仲秋節(舊曆八月十五日即ち十月八日に相當)の決算期に俸給其他行政費の滯れるもの及び短期小借款の利子等必要缺くへからざるもの內輪に見積り約一千五百萬元を要するが其金額撚出の方法付かす四國銀行團に對して援助を求むると同時に外債に對する利子の支拂等は一切延期し又各省をして一小借款の取極めを認許する等有らゆる方法を講じて遣繰算段を爲し居れるが四國財團在北京代表者は倫敦本部に對し既に大體好意的報告を爲したるも倫敦本部が果して如何なる決定を與ふるや目下は尙疑問なる故若し幸ひに支那の希望を容るゝに至るとするも愈決定を見る迄には相當の時日を要し仲秋決算期迄には到底間に合ざるを以て目前に差迫れる一時の急を凌ぐ爲め其方法に就き昨今寄々協議中なり近く何等かの決定を見るへし。(二十四日、東朝)

▲政府安定を得ん (二十三日北京特派員發) 各省より軍費を要求せるもの頻々たる有樣にて財政難の極內閣動搖し龔代理總理及靳陸軍總長共に辭表を提出せるが徐總統は人を派して慰留に努めつゝあり二千四百萬元の借款は倫敦本部より未だ同答無きも北京に在る四國銀行家代表者は仲秋節に於ける支那政府の窮狀を救ふ爲め對應策を講じつゝあるを以て內閣の動搖は銀行團代表者の盡力により問題とならす安定を得るに至るへし。(二十四日、東朝)

▲借款團成立疑問 (上海國際特電二十三日發) チャイナス、プレスは日本の對支借款團加入拒絶を論評して曰く若し日本が支那再興の爲め歐米諸國の發意にかゝる最初の建設的手段を妨害し得たりとせば幷は今日まで支那自身の執りたる態度が日本をして斯る行動を執らしむるに與つて力ありしなり之に反し若し支那人が擧つて歐米列强に味方し借款財團に贊成したり

とせば其の歴道は到底日本の堪へ得ざる所なりしならん蓋し今や日本を加へずして借款團の成立を見る機會殆んど無しと。(二十五日、時事)

▲滿蒙除外問題　(北京國際特電二十三日發)　北京政界にては列強に對する日本の回答を以て滿蒙除外に關して更に協議の途を開く可き外交上の一行動なりと認め同協議の結果日本は若し滿蒙を除外せざれば借款團に加入せずと確定さるゝよりは寧ろ或は日本に有利なる方法によりて滿蒙に於ける日本の特種地位を容認することゝなる可し日本が借款團外に孤立せば是れ日本の爲め最も不利にして且つ他の方面に於ても孤立するに至る可く其の結果一層日本に有害なるものならんと指摘さる左れど日本が進んで斯かる孤立の地位に立たんとするものなりとは何人も實際に信ぜず萬一日本が借款團外に立つ場合に於ける列強の態度に關しては日本の加入如何に拘らず借款團は之を廢棄し得ざる程度に迄進捗したりとの意見動かす可からざるものあり其後別段の報道なきが日本の英佛に對する回答により英佛二國は同問題を以て未だ交渉時期に屬するものと認め居るものと察せらる。(二十五日、時事)

▲鹽稅剩餘融通　(二十三日北京特派員發)　仲秋節季の財政應急彌縫策として北京銀行團は鹽稅剩餘準備金約二百萬元内外を北京政府に融通すへし。(十五日、東朝)

▲軍資上納を命ず　(漢口特電二十三日發)　第八師長王徐賢氏は軍隊の支拂に窮し沙市の人民に二十五萬兩の軍資金上納を命じ市場恐慌を起せり此外長江沿岸は兵士の掠奪絶えず。(二十五日、時事)

▲瑞支通商條約　(二十三日北京特派員發)　支那と瑞西との通商條約締結の儀は戰爭の爲め延期され居たるが今回講和批准を終れるを機とし右支瑞條約の批准交換は當局に於て兩國公使の手を通じて行はるゝ筈なり。(二十七日、東朝)

▲米支貿易會社　(北京特電二十三日發)　前南京造幣廠長宗發祥氏は米國資本家との合併にて米支貿易を營む目的を以て米支實業會社を設立せり支那側の株主には馮國璋、龔元洪氏等知名の士多く北京に本社を設け既に農商部の登錄を經たり。(二十六日、日日)

▲新銀行團に參加　(二十三日北京特派員發)　新銀行團近く成立せんとするに對し支那として袖手傍觀するは策の得たるものにあらず宜しく代表を派し參加せしむへしとの梁士詒氏の提議に基き財政委員會は討論の決議を國務院に提出し國務院に於ても之に贊成し徐恩元を代表として參加せしむへしとの說あり。(二十六日、東朝)

▲鹽稅融通決定　(二十四日北京特派員發)　當地銀行團は支那政府の要求に基き過般來財政の應急援助策として鹽稅準備中より金融の方法に就き商議を進め居たるが大體に於て支那現今の財政窮迫の狀態に同情し此際能ふへくんば或程度迄救濟の必要を認め愈二十四日の會議に於て右支那の要求を容るゝに決定せり卽ち現在の鹽稅準備金八百萬元を差支なき限り遞減して六百萬元と爲し其差額二百萬元を支那政府に交付すへく此旨直に財政部に通牒せるが一兩日中には右現金の交付を見るへし。(二十六日、東朝)

▲五十萬圓借款　(北京特電二十五日發)　大東通信は支那政府が大阪農工銀行より某租稅を擔保とし五十萬圓を借款せりと報ぜり。(二十六日、日日)

水口山精錬所　(北京特電二十五日發)　支那新聞の傳ふる處に依れば湖南鑛務局は財政の窮乏を救ふ爲め米國某會社と水口山精錬場合辦假契約を結へり其内容は精錬場資本を米貨二百萬弗として米國側にて其六割支那側にて四割を分擔し米國側の出資のみにて精錬場を新設し支那側は水口山產出の鑛石を提供し其代金の半額を以て株金の拂込みに充當する事支那側より現在蓄へ居る十一萬噸の鑛石を提供する代り米國側は米價二十萬弗を支那側に貸與すること等なる條件なるが該鑛山は大正五年日本興亞公司借款に擔保と爲す筈なりしが國會の反對にて沙汰止みとなりし關係あり内外の注意を惹きつゝあり。(二十六日、日日)

▲鹽稅餘金交付期　(二十五日北京特派員發)　既報銀行團より支那政府に融通すへき鹽稅剩餘準備金は二回に亘り第一回は十月六日第二回は十月十三日各百萬元宛交付すへしと。(二十七日、東朝)

▲英國鐵道借款　(二十五日北京特派員發)　廣九鐵道(廣東九龍間)と粵漢鐵道(廣東より韶州、衡州、長沙を經て漢口に至る)とを連絡せしむるの計畫に要する費用を英國より借款すへく交涉進捗中なりとの報あり兩鐵道を連結することは多年英國側の希望にして英國の資本により廣九鐵道が敷設されて以來缺損を重ねつゝあるに一方粵漢鐵道の南段、廣東韶州間開通後の

成績は頗る良好なるものあり全線開通し廣九鐵道と連接せば多大の利益を得へし梁士詒氏一派も亦早くも此處に着目し葉恭綽氏をして英本國との間に交渉せしめ借款の成立近きに在りと傳へらるゝが廣東にては若し兩鐵道の連接が事實とならば廣東の繁榮は全然香港に奪はるゝものと爲し猛烈に反對しつゝありと。（二十七日、東朝）

▲米支借款成立　（北京特電二十七日發）　仲秋節の難關は無事通過の見込み立てり蓋し右は銀行團との前渡し不成立となるも或る一國（米國）と單獨に借款成立の見込あるに依り財政總長代理李思浩氏と米國資本家との間に二十五日五百萬元の借款成立し一週間以内に交附さるへし。（二十九日、時事）

▲陸軍費削減抗議　（北京特電二十七日發）　國務院は國會に對し議に衆議院豫算委員會にて八年度豫算中陸軍の經費二億五千萬圓の中二割の大削減を行ひしが今亦本會議に於て議員鮑宗漢氏より一割の削減を要求せるに對し委員會の審査案にても到底實行し難きにも拘はらす更に一割を削減するに至らば實行不可能なるへしと抗議せり。（三十日、日日）

▲伊支潜水艇借款　（北京特電二十八日發）　支那伊太利間に協議中の潜水艇購買借款は總額一千八百萬元にして民國二十年までに全額を支拂ふものなり購買物は潜水艇三、附屬小艇其他總て百隻なり目下國民の反對にて中止の姿なるが伊太利商人は目下北京にて其成立を急ぎつゝあり。（三十日、時事）

寄贈書目錄

書名	發行所	號數
日本及支那	日支對論社	二六號
實用新案公報	特許局	自五七〇號 至五七四號
商ト工	其社	九號
特許公報	特許局	三二二號 三三五號
商標公報	許局特	自四六〇號 至四六一號
Helald of asia	Helal社	自壹號 至四號
東方文具新聞	其社	五七號
新公論	其社	十號
宮城教育	宮城縣教育會	二六四號
亞細亞時論	黒龍會	八號
東京時論	其社	十號
南洋協會雜誌	南洋協會	九號
南滿州教育會會報	南滿州教育會	一五號
帝國鐵道協會會報	帝國鐵道協會	九號
滿蒙實業彙報	大連商業會議所	一五號
通商公報	外務省通商局	自六五九號 至六六五號
大日本紡績聯合會月報	其會	
神戸市商工通報	神戸商工課	
朝鮮彙報	朝鮮總督府	五六號
上海經濟時報	其社	七六號
三田評論	其社	二六七號
財政經濟時報	其社	十號
岐阜縣教育	其會	三〇一號
大陸工報	興亞技術同志會	六三號
地學雜誌	中國地方協會	一九〇號
水産界	其會	四四五號
月報	奉天商業會議所	八二號
鐵ト鋼	其協會	九號
化學工藝	其社	十號
日報	木浦商業會議所	一二〇號

支那

第十巻 第二十一號

大正八年[illegible]月十五日發行（每月一日[illegible]發行）

要目

論説　相互に反省すべし……一—四
資料　支那商人團體制度(二)……五—一〇
　　　支那內外銀行發行紙幣數……一〇—一五
雜錄　支那改造問題解決案……一六—二三
　　　建築と支那の國民性(下)……二三—二八
　　　最近二十五年間の日支關係……二八—三六
彙錄　支那に於ける棉花の生産及加工……三七
　　　過激支那人の捕縛……三七—三九
　　　天津に於ける日米衝突事件……三九—四〇
　　　ロッヂ氏日本攻擊……四〇—四一
事業界　支那事業界近況……四三—五〇
支那時事　支那最近時事要項……五一—七二
彙報　支那關係諸報道……七三—九六

東亞同文會調查編纂部

商標

用仙鶴牌束子刷洗炒句

註册

官許專賣

仙鶴牌束子

製造發售本舖

大日本東京

西尾商店

本舖開設以來研究多年專造束子遠近名馳嚮請官許專賣此貨用鐵絲編椰子纖維而成之價值格外從廉堅牢無比兩面均可耐久使用鎖路日見增加輸出外國實爲不鮮各家庭各工場以外一切從農工漁業者代用刷子一日亦不缺可之要品也其用途廣大必贅述凡掃除洗刷等等非用此品不可於各家厨房洗刷一切最爲清潔衞生早一日用之則有一日之利實爲理想的要品特此謹告卽請購備爲荷

請立刻函致本舖試用實爲至盼

	尺寸	
第一號	長四寸二分	橫二寸八分
第二號	四寸八分	三寸
第三號	五寸四分	三寸三分
第四號	六寸六分	三寸六分
第五號	七寸八分	四寸二分

用紙包裝緘封如此能可完全預防塵埃實爲衞生而美觀且使用便利

開紙

賜宮内省御買上の光榮

專賣特許

仙鶴牌束子（龜の子束子）の用途は頗る廣汎にして厨所用に限らず百般の工業養蠶畜産業船舶用其他ブラシ代用の洗滌器として需用益々擴大し尚海外に輸出せらる

東京市本郷區眞砂町

本舖

西尾正左衞門商店

電話小石川長 九五二番 九五三番

振替口座東京六六〇八番

大正八年十二月十五日發行　第十卷第二十一號

「支那」目次

論說

相互に反省すべし……………………………………………………一—四

資料

支那商人團體制度(二)……………………根岸佶稿……五—一〇
支那內外銀行發行紙幣數……………………………………………一〇—一五

雜錄

支那改造問題解決案(完)……………………………………………一六—二三
建築と支那國の國民性(下)…………………………………………二三—二八
最近二十五年間の日支關係…………………………………………二八—三六

彙錄

支那に於ける棉花の生產及加工……………………………………三七

過激支那人の捕縛……………………………三七―三九
天津に於ける日米衝突事件…………………三九―四〇
ロッヂ氏の日本攻撃…………………………四〇―四一

事業界

上海製造絹絲株式會社營業成績―內外棉株式會社營業成績―東羅公司營業成績―米支合辦絹織物會社創立―交通銀行營業成績―[illegible]招商輪公司總會―上海銀行公會決算概表……………四三―五〇

支那時事

靳雲鵬の正式總理任命―礦産の開民問題―山東留保案通過―烟酒借款說―福州日支人衝突事件―外蒙古自治取消……………五一―七二

（內治外交）吉林省長更迭―國務院秘書長―鴉片禁止命令―新國會中政團の變化―安福部の黨籍移轉―內閣改組の爭潮―新總理と半總裁―靳氏の國政方針―政學會治下の廣東―軍政府改組問題―舊國會の法定人數……………六一―六七

（財政經濟）陝西實業借款―烟酒借款―齊鑛開の展期―烟酒借款反對―中國の財政と外債……………六八―七二

集報…………………………………………九六

會報…………………………………………九七

直輸出入業

株式會社 武林洋行

大阪市西區靱中通參丁目貳壹

電話土佐堀(長)二二五番
二三六番
三、〇二九番

營業種目

棉花、絹紡原料

麻、肥料、雜穀

毛皮革、牛木蠟

各種油及其原料

其他支那產物

神戶出張所 神戶市海岸通二丁目
電話三ノ宮(長)一、八一五番
三、三三八番

東京支店 東京市深川區佐賀町二丁目
電話本所(長)三、七〇六番
二、二九五番

橫濱出張所 橫濱市相生町六丁目
電話(長)一、五九〇番

海外支店 上海、漢口
同出張所 沙市、宜昌、萬縣、重慶、樊城、老河口、鄭州

大正八年十二月十五日
第十卷　第二十一號

論說

相互に反省すべし

（一）

近年日支兩國の關係兎角圓滿を缺き、支那に於ける排日の風潮斷續絕えざるは實に遺憾に堪えざる處なり。吾人の如く、日支親善を以て目的とし、多年之れが爲に努力之れ足らざらん事を恐るゝものよりすれば、自ら其微力を耻づるの情切なるものあると共に遺憾の念最も深からざるを得ず。

而して其の由て來る所以のものを考ふるに、元より其因由三四にして止らざるべしと雖も、要は支那國民が我國の意圖に關し誤解をなしつゝあるに因るもの多し、然し其責は單に誤解をなす支那國民のみに歸すべきにあらずして、其一半は誤解さるゝが如き行動をなしつゝ之れに關したる誤解を得るべく適當有效の方策を講せりし我國亦之れを負はざるべからざる處なり。

我同文會の如き我國朝野各方面の多數有力者により組織せられ、多年一日の如く日支兩國の關係を圓滿緊密にすべく努力し來りたるものなるが、此外我國に於て此目的の爲に計企せられたる事業は甚だ多く、我國人中日支親善を希はざるものゝ如きは求めんとして之れを得べからざるなり然るに支那に於ては少くとも表面に於ては日本は支那に對し大なる野心を包藏し、支那を窺ふものとして排斥せられ仇敵の如き待遇を受けつゝあるが如きは、實に矛盾の甚しきものと謂はざるべからず。

（二）

有體に云へば數年前迄は我國の一部に急激論者ありて、徒らに領土擴張を夢み、支那に對しても隨分過激の議論を試みたるものなきにあらざりしが、然かも斯くの如きは眞に一部少數者に過ぎずして、其勢力は決して大ならず、以て我國の輿論を動かすが如き事は到底不可能事とせられたりき、然るに今や斯くの如き少數の急激論者すら影を沒し我國人が擧げて支那共和國が健全なる發達を遂げ、政治上には國內の統一を回復し、諸般の改革成り經濟上には富源の開發せられ各種新組織の整備し、國運興隆せん事を望まざるものあるなく、而して又これ實に隣邦たる我國を利する所以なるを諒解せざるものあるなし。

支那が諸般の革新を遂げて富强に至らん事は、人種を同じくし文明の源泉を一にし、而して均しく東亞に國する我國に採りて感情上よりしても元より喜ぶべき事なれども、經濟上よりしても支那の開發は我對支貿易を益盛ならしむべく、支那國內の平和なる發達、交通機關の整備、富源の開發等一として、對支貿易の活況を招徠すべき因たらざるなく、此點よりすれば支那の革新は我國に採りて實に缺くべからざる必須事にして、吾人は進んで力を貸し資を供しても其發達を助成せん事を欲するものにして、孰れの點よりするも日本は支那の發達を翹望する事に於て他の孰れの國にも讓らざるものなり。

然るに支那の一部に於ては日本が豺狼の國の如くに極言せられ、排日の風潮盛行し、一部支那人は日本排斥の宣傳に狂奔し、爲に在支邦人の生命財産の危害を蒙るの事例頻々として起り、當然親善なるべき筈の二國が相爭ふの狀を呈せるは實に心外千萬の事と謂はざるべからず、其排日の風潮を煽動しつゝあるものゝ中には固より事情を審かにせずして單に狂燥するものもあるべし、又事情を審かにしつゝも敵本主義よりして斯くの如き運動をなしつゝあるものもあるべきが兎に角斯くの如き風潮の存するは實に遺憾に堪

えざるなり。

（三）

本年春初以來支那各地に起れる排日運動の如き、實に惡辣を極め、或は邦人に凌辱を加へ、或は邦貨の貿易を妨害し、或は我國に對し無稽の嘲罵を加へ惡聲を放ち、所謂學生團の行動の如き全く暴狀を極むるものと謂ふべし、斯くの如き暴擧の結果は最近に福州に起れるが如き不祥事を惹起し、其餘沫は重ねて彼の排日運動に油を注ぐに至り、互に因となり果となり益日支兩國の國交を阻害するに至る、兩國の不利益蓋し之れより甚しきは無かるべし。

惟ふに日支親善は獨り我日本人の之を必要とするのみならず、支那に於ける有識者も亦之を以て緊要事と爲すべく、現に新總理靳雲鵬氏の如きも此意を發表せるが其他支那南北の有力者亦其要を認めざるものある無く、我日本にありては朝野を擧げて一人の日支親善を希はざるものなし。

斯くの如く兩者交々日支親善を求めて而して其結果の之れに反するもの頻々として起るは何故ぞや、茲に於てか兩者相共に反省する處無かるべからざるなり、既に其一方に不親善を希ふものあるに於ては則ち止む、然らずして兩者交親善を求めて而して不親善を得たりとせば、互に自ら反省して改むる處なかるべからざるなり。

（四）

吾人をして率直に言はしむれば、其因由は兩者交々之れあり、先づ支那側に就いて言へば最も支那を累するものは以夷制夷の傳統的外交政策なり、則ち支那は日本に對して快からざる事あるや、先づ日本に對して之れを責むるに先ち之れを外國に訴へ外國の力を藉りて之れを制せんとす、則ち之れを最近の巴里講和會議に於ける事實に徵するも、支那は何故に先づ日本に對し大正四年日支協約の改訂を求めずして、列國委員に對し山東の直接還附を求めたるか、而して其容れられざるや何故に日本に對し速に山東を還附せん事を求めずして或は米國に賴り、或は國際聯盟の解決を仰がんとするや、支那主張の當否は今暫く之れを論せず單に其手段方法に就いて見るも、之れ決して日支親善を希ふものゝ所爲となすべからざるなり、更に其主張の貫徹せざるや日貨排斥を試み、邦人に對し凌辱を加ふるに當りては全く言語同斷にして斯くの如くんば日支親善は決して之れを得べからざるなり。

支那が日本の對支政策について滿足すべからざるものあらば、何故に正々堂々之れを其對手國たる我國に訴へて其

是非曲直を爭はざるか、支那從來の外交政策は以夷制夷を以て鐵則とし、第三國の力を藉りて對手を壓せん事を念とし、之れを第三國に訴ふるに急にして、對手國に對する交渉は措いて顧みざるを常とす。現に彼の山東問題の如く彼が如く、列國間の問題となりつゝも、支那は對手國たる我日本に對しては一言半句の申出をもなさず、否却つて之れをなす事を避けて、既に還附の方針を決し支那の申出に應せんと待ち構へつゝある我當局をして立往生をなさしめつゝあるにあらずや、惟ふに斯くの如きは決して支那の主張を貫徹するの途にあらざると共に、他國との國交を圓滿親善にする所以にあらず、支那にして此傳統的外交方針を改めずんば、支那が眞に友邦の諒解を得、之れと親善の關係を持する事能はざるべく、吾人は日支親善を期する第一前提として支那に此事を切望せざるを得ざるかなり。

（五）

更に之れを日本の方面に於いて云へば、今や日本國民中一人の日支親善を希はざるものなく、國民を擧げて支那の進步發達を熱望しつゝあるに拘らず、支那の一部に於ては豺狼の國の如くに誤解せられ、非常なる反對排斥を蒙りつゝあるに顧みて、大に反省する處無かるべからざるなり。

惟ふに其原因は二三にして止まらざるべしと雖も、我國の意圖に關し之れを徹底的に了解せしむる途に於て缺くる處あるは其主なるものにして、又我官民各方面の計企する處動もすれば統一を缺き相互矛盾の觀を呈し、支那人は一斑を見て全彪を察せんとするの結果、誤れる判斷に陷るもの之れに次ぐべし。

從つて吾人は我官民が更に一致協力して我對支方針の眞髓に關し支那多數識者の十分なる諒解を得るべく妥當有效なる方策を講ずるの必要を提倡すると共に、各種の對支計企に統一せる體系あらしめ、他の誤解を招くが如きを愼まん事を望み、我國朝野の支那に對する眞意の十分に徹底する樣數段の努力を致さん事を希望して止まざるものなり。

相互に斯くの如くして反省せば、日支兩國は元來當然親善ならざるべからざる關係にあるものなれば、能く其望む處を達するを得ん。（一記者）

支那商人團體制度（二）

根岸佶稿

第二　同業團體

一同業團體起源　同業團體の起源は之を明にする能はざるも、其同鄉團體と齊しく決して新しきものにあらざるや疑ひなし、春秋の際諸侯の都城に市場發生せしにより、歐洲中世の都會に於けるが如く、商工業者の集會を來したり、彼等の生活狀態は今之を詳にし難きも現時北京廣東に於けるが如く、漸次同業者の聚居を致せることとなるべし、洛陽伽藍記に北魏の洛陽に於て大市を中心とし、通商達貨等の小里東西南北に圍繞し、每里同業の手工業者、卸小賣商人聚居せる記事あり、以て證據となすべき也、周官五家を基礎とし其若干倍數を以て地域團體を組織せしより、歷代多少の差違なきにあらざるも、概ね周の遺制を參酌して行政區劃を定め、下級行政區劃たる、鄉里は皆住民の自治に一任したり、從つて少くとも一千四百年前、現に都會の同里に居住する同業者が團結して自治を營めることを知るに足るべし、唐の李玫の書きし纂異記に金銀行首が、其仲間と祭禮を助くるの記事あるより見れば、唐時に於て略ぼ今日の公所の如き同業團體を組織し、會頭を戴き共同一致の行動を採れることを確知すべき也。

一同鄉團體と同業團體　後世の同業團體は固より地域團體にあらざるも、里甲保甲制度の精神たる、共同責任の遺意を受け、同鄉團體と齊しく同胞團體たるべき餘風を有し、略ぼ類似せる組織に依り自治を營めり、殊に同鄉團體中同業者の組織せる幇と、同業者の組織せる公所又は郊とは、全く同一にして商工業に關係せざる會館と公所とを比較す

るも、各種の點に於て類似する所少なからざるなり。

公所は商工業者の團體なるも、亦會館と同樣宗族制度の影響を受け、組合員相互に吉凶禍福を共にするものとす、公所には同業者の尊信する特殊の神佛を奉じ、米業公所に於ては米穀に縁故ある財神を祀り、織物業者は機神を、指物屋は張魯を藥材店は呉眞人を船舶業者は水仙尊を祀り、歲時同業者會合して莊嚴なる祭典を行ひ、盛大なる宴會を催し同業者の會議役員の選擧規則の修正等、皆神前に於てするなど、一族の家廟に對するが如き餘影を留めたり、公所の種類に依りては會館の如く慈善事業を行ふものあり、會員の一人が他人と葛籐を惹起したる場合には、公所の代表者たる董事の名義を以て、公私の交渉を爲さしめ、訴訟費用の半額は公所に於て負擔し、若し又組合員全體の利益に關する事件發生せんか、協同一致して之を防衛する會館と異ることなし、嘗て左宗棠が兩江總督たりしとき、經費の缺乏を補塡せんが爲め、新に鹽票十五萬逆を發し、鹽商の數俄かに增加せんとするや、兩淮の鹽商は極力之に抵抗し左氏をして三萬逆以上を發する能はざらしめたり、湖廣總督張之洞が阿片專賣を行ひ、吸煙者の數を少くし、財源を增加せんとするや、復た湖北阿片商人の反抗を受け之を中止したり、彼の列强の橫暴に對しボーイコットを行ひ、之に報復するものは皆公所の力なり。

歐洲人のギルドは强制的に同業者を加入せしめたるも、支那の公所は會館と齊しく入會を强制することとなし、入會を强制せざるも入會せざるものは、漂泊者の如くなるを以て同業者は爭うて入會を依賴すべし、組合員數の增加は組合に取り不便少なからざるに依り、公所に於ては反て會員を制限するの方針を用ひ、公所に加入せんとするは、概ね組合員數名の保證にて、加入を申込ましめ、組合員全體の承認を受けたる後加入金を公所に納入し、饗宴を張り同業者を饗應したる後にあらざれば、組合員たるを得ざらしむ、從つて手工業又は小賣業を除き、公所に加入するものは比較的富裕なる商店にして、ジャーニガン氏の說の如く組合員を三十人に制限することなきも、復た相當の制限を設くるものと謂ふべし、公所の組織は會館と略ぼ同樣にして概ね組合員より每年若干の董事を選擧し、公所の事務を處理せしむるものなるも、福建地方に於ては、董事の專橫を矯めんが爲め、一家に於ける宗子と家長の如く、祭祀董事と事務董事を置き、組合員をして輪番に其職に當らしめ居り、又公所に於ては交渉事務多端なるに依り、學識德望あるものを選んで師長又は稿師と號し顧問に備ふるもの多し

公所の收入も亦略ぼ會館と相似たり、賦課金、共有財產收入、加入金、罰金、寄附金の五種あり、賦課金は公所の重要なる收入にして、公所の種類に依り一樣ならず、其一は月捐と稱し每月公所費を徵收するものにして、上海の錢業公所は十二元を、同興業公所は本店より三十吊文、支店より十吊文を徵す、其二は輸入貨物に賦課するものにして上海茶業公所は輸入紅茶大箱一箱につき銀八釐中箱四釐小箱二釐を徵收す、其三は貨物の賣上代金に賦課するものにして、上海米業公所は米一石每に四文を寧波木材公所は賣

上高の千分の一を徴收す、其四は船舶の出入に賦課するものにして、營口福建公所は船舶一隻に付銀十兩を、天津の廣東福建の兩幇は一千四擔以上の船舶に銀三十兩、其以下に銀二十兩を徴收す、此等の賦課を爲さんが爲め公所に於ては委員を設け精密に組合員の帳簿を檢査し、其徴收方を決定し、虚僞記載を爲したるものに對し嚴重なる制裁を加へ居れり、之が爲め間接に組合員の營業狀態公所に知れ渡り、取引を愼重ならしむる好結果を擧げ居れり、又加入金は加入者より比較的多額を徴收し、上海の錢業公所は二百元、汕頭の滙兌公所は三百元、梧州の仲立業組合は百八十兩を徴收し居れるも、會員の加入する場合少なければ、經費の一少部分を補塡し得るに過ぎず、罰金も亦比較的多額を賦課しつつあるも、其收入は殆んど數ふるに足らず、寄附金共有財産の收入に至りては會館と同じく再記するの必要なき也。

一公同と法規　上記の如く會館と公所とは類似の點あるも、復た大に異なる所なくんばあらず、卽ち公所に於ては商、工業に關する規約を制定すること是れ也、支那には古來種々なる法制あり、清朝に及びても一般刑法及特別刑法としては律あり、行政法規としては會典あり、別に細則を規定せるものには六部則例あり、而して地方の風俗習慣に副はしむる爲め省例を定め、臨時處分の爲め示論卽ち行政命令を發し、法規の實施に遺憾なきことを期せるも、民事につきては公益に關係なき限り、習慣に一任したり、從つて商工業に關しては度量衡、貨幣特許商、負債等多少の規程あるのみにして、歐洲諸國の所謂民法若くは商法と名くべきものあるなく、公所は各自組合に必要なる規約を作り、法典の缺を補へり、歐洲のギルドは國王諸侯又は市會より特權を附與せられたるものなるも、公所は支那特殊の事情に依り、自主的に發達したる團體にして、會員に代はり納稅又は出訴するときの外、官憲と關係少く、其目的を達するに必要なる規約を定め、之を强制すること自由にして、官憲より殆んど掣肘を受たることなし、當初彼等は成文の規約を立て、其詳密なるものに至りては、公所の組織、度量衡、貨幣、貨物の受渡、倉敷料、手數料等一切の商業慣例、紛議の仲裁犯則の處罰、其他組合の利益を保護増進し得べき各種の規程を網羅せり、此等の規程中組合全體の利益の爲めに、個人の利益を犧牲に供し、企業の自由個人の獨立を害すべきものあるも、嚴重なる家長制の下に訓練せられ、未だ完全に個人の權利を認められざる支那に於ては、案外遵奉され易く、又公所の制裁嚴峻なると、公所は商工業者唯一の保護者なるとに依り、支那百般の法制が動もすれば空文に終るに拘はらず、公所の規約は正確に實行せられたり、若し各公所の成文及不文の規約を蒐集し、秩序的に編製するものあらんか、支那法典中最も正確なる商法典を得らるべき也。

一仲裁とボーイコツト　公所の規約は組合員の遵奉に關し紛議を生じたるものあるときは、公所の仲裁を待たしめ、又若し規約に違反したるものあるときは、相當の制裁を加ふ、當事者相方係爭事件を公所に陳述し、其仲裁を請ふと

きは、董事は概ね老成なる數名の組合員と共に詳に事情を聽き公平に裁斷すべし、當事者中公所の仲裁に服せざるものあるときは、更らに之を官憲に控訴することを得るも、先づ公所の仲裁を待たずして、直ちに官憲に訴ふることを得ず、若し越訴を爲すものあらんか、組合員全體より之を譴責すべく、其後同人の事に關し公所に於て盡力せざるべく、官憲も亦成るべく公所の仲裁に委さんとの方針に出づるに依り、越訴者を見るが如きこと頗る稀なり、又支那に於ては法の適用不確實にして裁判公平ならざるに依り、商人は法廷に訴ふることを好まず、假令訴へたりとも商事に關する法典備はらざれば、官憲に於て公所の規約を援用する外なく、其度量衡も亦公所備付のものに準據すべければ、控訴者を見ること少く大抵公所の仲裁に服するものとす。

公所は組合員の取引上に於ける仲裁を爲すものなるも、組合員間の取引以外の事件及組合員と他人との事件につき仲裁を試むることあり、地方に依り稀れに一般民事の仲裁を爲すものすらあり、若し一公所の組合員と他公所の組合員との間に紛議を生じたる場合には、双方の董事交渉して之を裁決すべく、之を官憲に訴ふる場合には、董事の名を用ひ當事者の名を用ふることなし。

公所の規約に違反したるものは、其罪の輕重に從ひ、或は神殿に備ふる蠟燭彩燈、或は十皿二十皿の宴席、又は芝居を罰せられ、其罪の最も重きものに限り除名せらる、除名せられたるものは組合員との取引を禁止せられ、若し友誼上之と取引を爲すものあらんには、一百兩內外の罰金を課せらる、從つて組合より除名せらるゝものは嚴峻なるボーイコットに遇ひ復た業を執ること能はず衣食の道を失ふべし、公所はボーイコットの武器を以て、規約を勵行するのみならず、官憲に對しても同一手段を以て、自己に不利なる法令を改正又は撤回せしめ、當該商業に關し殆んど支配權を握りたり、最近支那商人が動もすれば外交上の不滿より、外國に對しボーイコットを行ふは、全く公所固有の慣習を用ふるに外ならざる也。

一通過税の請負　歐洲のギルドは特權を得る手段として、通過税の請負を爲したりとのことなるも、支那の公所は組合員の不便を排除せんが爲め、通過税の請負を爲せり、古來支那には關なるものあり、通過の貨物に課税し、商人に多少の不便を與へざるにあらざりしも、長髮賊の亂時釐金制度出づるに及び、非常なる不便を釀したり、該制度は省內通商路に大小の局を設き、局を通ずる貨物を檢査し、之に課税するにあるが、其徵税苛酷に過ぎ貨物檢査の爲め、商機を逸し、商人を疾ましむること甚だしきに依り、公所は組合員の爲め認捐卽ち通過税の請負を爲すに至りたり、其方法は公所の董事より釐金局總辨に交渉の上、組合員取扱貨物の一ヶ年に於ける輸出入額を豫測し、其税額を定め每月々割にて請負額を釐金局に納入し、組合員個々に對する課税を免除するにあり、例之上海に於ける通過税請負を爲したる公所は、認捐公所なるものを建て、組合員の貨物を輸出する際、納税の證として分運單なるものを交付し、釐

金局を通ずる毎に該證を示し、何等の檢査課稅を受くることなからしむるに依り、組合員は迅速に貨物を運搬し、官吏の誅求に遇ふことなく、殊に分運單には貨物の數量と稅額とを明記せざるを以て、其間に種々なる手加減行はれ稅額輕減せらるゝものとす、時としては公所に於て特に組合員の課稅を輕くし、故らに組合員以外のものに重くし、組合員にて貿易の利益を獨占せんと企つるものありと云ふ、此方法に依り上海附近に於て重要貨物の請負に歸せるもの一時四十餘種の多きに達し、貿易額增加するに拘らず、政府の收入依然として變ずることなく、組合員のみ利益あり、處に依り政府は認捐制度の改正を企つるに及べり。

一手工業者團體　商工業者共に公所を有するも、工業者の公所は所謂手工業組合にして、支那手工業者は概ね資本乏しく規模大ならず、支那經濟界に於ける勢力觀るべきものなく、其規約も亦之を商業に比すれば極めて簡單にして、一枚の紅紙に印刷せられ、主として同業者競爭の禁止及徒弟の養成に關し規程を設くるに過ぎず。

商業上の公所中商品の賣捌價格につき協定を爲し同業者の競爭を避けんと試むるものあるも、其例多からず、之に反して手工業組合に於ては單に賣捌價格につき協定を爲すのみならず、職工の賃銀、勞働時間、夜業廢止、材料の選定其他に關し協定を爲し、協定に違反せるものを嚴罰するもの多し、又商家に於ては徒弟を養成し、漸次之を登庸して番頭と爲す、我德川時代と相同じきも、徒弟の養成に關し別に面倒なる規程なし、而も手工業者にありては同業者の數を減じ、事業獨占を容易ならしむる爲め、徒弟の養成を重要視し、種々なる制限を加へ居れり、手工業者は十二三歲乃至十七八歲のものを養ふて徒弟と爲し、其員數に制限を設け、妄りに增加するを許さず、溫州の染物業組合にては、之を一人に限れり、徒弟たるものは概ね身元保證人を立て、數年の年期奉公を爲すべきものにして、業に依り年期に長短あり、竹工、金玉業、香業等は三年なるも、往々四五年乃至七年に及ぶものあり、徒弟たる間は一切親方の命に從ひ業を學び、親方も亦其子弟に對する如く之を教養するの義務あり、徒弟たる間は無給なるを例とするも、泥作木匠は每日七八十文を受け、滿期に臨み卒業試驗を受くることなく、直に去て業に就くことを得る筈なるも概ね二年位留りて見習を爲すべきものとす、親方は秘法別傳と稱し容易に業を授けざるのみならず、成るべく之を自家に留め置かんとすればなり、職工に對しては一定の賃銀を支給すべきものにして、見習濟の後は別に旅稼に出づる必要なく、親方として業を創め得るも、業を創むるには公所に對し、加入金を納め同業者を招待して盛宴を張らざるべからざる等費用多端にて、之を支辨すること困難なるより、永く職工たるもの少なからざるなり。

一苦力團體　同業者が團體を組織するの風廣く行はれ、天津、芝罘等北支那の都會に於て貨物運送人足、船荷揚卸人足、荷造人足、碼頭人足等各々職業の異同に基き團體を組織し、其組織も亦稍々觀るべきものあり、芝罘の貨物運送人足は之を坑袋的と謂ひ、人足頭の姓、所在地名又は種々なる

緣故に依り、裕盛幇、道幇、冷孫幇、西南幇、光棍幇、小西幇の六組合を組織せり、各幇の人數は五六十名乃至一百名にして、一名の大頭目を戴き、其下に若干の小頭目あり、皆一定の足溜を有し、之を跕場と稱し、日々是に集り繩張內の華主の依賴を待つ、貨物運送の際遺失偸騙等のことあらば、一切組合に於て責任を負ふべく、組合の制裁も亦嚴重なるを以て、赤貧洗ふが如き無智の人足も能く信用を重んじ、殆んど窃盜を爲せしことなし、其得る所の賃銀は苦力一人當りを一股、小頭目を一股二五乃至一股半、大頭目を一股半乃至三股半とし、按分比例に依り分配す、斯の如く支那に於ては大商人より下は苦力の末に至るまで、同業に依り團體を組織し、統一を保ち得るものは、一は彼等が家族制度に依り訓練せられ、克己遵法の精神に富めると、政府の保護に依賴せず、鄕黨に於て自治を營める習慣より生ずるものに外ならざるなり、外國人中假令最下級の支那人を孤島に植民せしむるも、彼等は直ちに民主的に養成せられたる他人民と同じく、政治團體を組織すべしと說くものあり、稍々誇張に失するも幾分の眞理なくんばあらざる也。

一公所の衰兆　開港以後外國貿易益々熾にして、外國人の企業漸く行はるゝに及び、支那經濟界に大影響を與へ、同業團體も亦少なからざる餘波を受け、手工業者の衰頹は暫らく措き、組合に於て金利爲替相場殊に貨物の賣買價格を協定し、組合員をして悉く之を遵奉せしむること困難なるに至れり、九江錢業公所の定むる爲替相場は、嘗て一律に實行せられたりしが、臺灣銀行支店設立せられ別に爲替相場を定むるや、錢莊中密かに臺灣銀行の相場に依るものを生じ、第二革命亂の爲め一時公所の閉鎖されしを機とし、主なる錢莊は公所の廢止を主張して已まず、商務總會の干涉に依り、纔かに再開したるも、公所の相場は從來の如く之を公示せず、錢莊相互の參考とし大概臺灣銀行の相場に依ることゝなれり、是れ單に九江の一例に過ぎざるも、同業者が公所の協定相場を維持する能はざるに窮し、公所の閉鎖を主張するが如きは、非常の變遷にして公所衰亡の曉鐘たらずんばあらざる也。

支那內外銀行發行紙幣數

一、特許銀行

銀行名	年次	紙幣發行數 元	備考
中國銀行	一九一八年末	五二、一七〇、二九九	營業報告に據る

交通銀行	同	三五、一八四、五六三	同
殖邊銀行	一九一六年末	一、九〇〇、〇〇〇	約數なり該銀行最近の發行數は未詳
平市官錢局	一九一五年末	二、四三〇、七〇五	在京發行の銅元票に係り他處發行數は之を計上せず 該行最近發行數は未詳

二、各省官銀行號

各省官銀行號の紙幣發行總數は國務院統計月刊第九期所載による(一九一七年十二月末)

省別	行號名稱	紙幣種類	流通數	銀元換算數	備考
直隷	直隷銀行	銀元票	五三〇、〇六五元	五三〇、〇六五元	毎元、洋一元
山西	山西官錢局	大銀元票	五三、七二三元	五三、七二三元	毎元、洋一元
		小銀元票	九、〇九七元	七、四八六元	毎元、洋八角二分二厘
	晋勝銀行	大銀元票	三七、六〇〇元	三七、六〇〇元	毎元、洋一元
		小銀元票	二、六一四元	二、一七八元	小銀元、一元二角換 大銀元一元
陝西	秦豐銀行	銀兩票	六五三、五四二兩	一九七、三六九元	毎兩、洋三角〇二厘
	富秦錢局	制錢票	一、〇一四、四四八串	六六三、四四八元	毎串、洋一元四角九分
甘粛	甘粛官錢號	銀兩票	三六四、五八九兩	五四三、二三七元	毎兩、洋一元四角九分
		銀元票	二一、五二〇元	二一、五二〇元	毎元、洋一元
		制錢票	二六九串	一九二元	毎串、洋七角一分五厘
奉天	東三省官銀號	銀兩票	四五九兩	五五五元	毎兩、洋一元二角三分二五
		大龍元票	二六五元	二二〇元	毎元、洋八角三分三三
		小銀元票	四、六七一、八七七元	三、五三八、九四六元	毎元、洋七角五分七五
		東錢票	一〇、九〇一吊	一、三五一元	毎串、洋一角二分四
		大銀元票	五、〇二五、四四三元	五 〇二五、四四三元	毎元、洋一元
	興業銀行	小銀元票	八〇九、九五六元	五九九、九三四元	毎元、洋七角四分〇七
		農業票	九、三八二元	九、三八二元	毎元、洋一元
吉林	吉林官銀錢號	制錢票	二二四、八八二、〇五六吊	一二、〇二四、四四三元	毎吊、洋五分三四七

省	銀行	種類	發行額	洋換算額	換算率
		小銀元票	六、二二四元	四、八五四元	每元、洋七角八分
黑龍江	黑龍江官銀號	銀元票	二　八六四、六九九元	二、八六四、六九九元	每元、洋一元
		銅元票	四七〇、二八七、二一〇枚	三、五四一、二六二元	每枚、洋七厘五三
	廣信公司	制錢票	一四六、九三一、五六三吊	九、三七四、二三三元	每吊、洋六分三八
		銀角票	二一、〇〇〇元	一七、四三〇元	每元、洋八角三分
河南	河南官銀號	銀兩票	二三七、九三六兩	一七四、八八〇元	每兩、洋七角三分五
		銀元票	五〇六、七六一元	三七三、四八二元	每元、洋七角三分七
		制錢票	九三一、八八七串	五九八、二七一元	每串、洋六角四分二
湖北	湖北官錢局	銀兩票	二五、一七〇兩	三三、四八四元	每兩、[illegible]庫平銀九錢五分六
		銀元票	七四、六八五元	七四、六八五元	每元、洋一元
		制錢票	五八、六三四、五四三串	四一、七〇三、〇八八元	每元、錢一千四百六十文
湖南	湖南銀行	銀兩票	五、九四八、六〇〇兩	一、六〇七 九〇六元	每兩、洋二角七分三
		銀元票	三、四三八、一一一元	三、四三八 一一一元	每元、洋一元
		銅元票	五八、八四一、九四五串	一八、九二三、五六九元	每串、洋三角二一六
	實業銀行	銀兩票	一、〇二八、五二九兩	七六八、三一一元	每兩、洋七角四分七
		銀元票	一八、七六九元	一八、七六九元	每元、洋一元
		銅元票	九八二、二〇〇串	六四七、二六九元	每串、洋六角五分九
江西	民國銀行	銀元票	二六五、六五七元	二六五、六五七元	每元、洋一元
		銅元票	四三六、九二四串	三二四、六三四元	每串、洋七角四分三
		制錢票	三、七九一、八五四串	一、七八二、一七一元	每串、洋四角七分
江蘇	江蘇銀行	銀元票	七、九八〇元	七、九八〇元	每元、洋一元
福建	福建銀行	銀元票	一二〇、〇〇〇元	一一三、七二四元	每元、洋九角四分七七
		大銀元票	七七、〇〇〇元	七七、〇〇〇元	每元、洋一元
		小銀元票	二一九、八六〇元	一九六、九九四元	每元、洋八角九分六
貴州	貴州銀行	舊銀元票	二元	二元	每元、洋一元

省	銀行	種類	發行額	換算額	換算率
雲南	富滇銀行	新銀元票	二、五六五、五三六元	二、五六五、五三六元	每元、洋一元
		舊制錢票	四五九元	三〇六元	每串、洋六角六分七
		新制錢票	二〇、三〇一元	一三、五四〇元	每串、洋六角六分七
浙江	浙江地方實業銀行	銀元票	三、四〇七、三二五元	三、四〇七、三二五元	每元、洋一元
四川	濬川源銀行	銀元票	三七、九〇二元	三七、九〇二元	每元、洋一元
熱河	熱河官銀號	銀元票	二、九七三、六三二元	二、二三〇、〇二四元	每元、洋七角五分
		大銀元票	五〇、〇〇〇元	五〇、〇〇〇元	每元、洋一元
		小銀元票	二五、四〇〇元	二一、一六七元	每小洋十二角、洋一元
		銀兩票	六六、八九三兩	一〇〇、三三九元	每兩、洋一元五角
山東	山東銀行	銀元票	九五、八一四元	九五、八一四元	每元、洋一元
		銅元票	一〇四、九一三吊	四一、九六五元	每吊、洋四角
廣西	廣西銀行	銀元票	約四、二二〇、〇〇〇元	約四、二二〇、〇〇〇元	每元、洋一元
新疆	廸化官錢局	大票	五、七七四、九四二兩		大票紅錢四百文、湘平
		小票	九七六、二五〇元		一兩小票紅錢一百文

總計		
銀元・大銀元・農業票	二六、四〇一、八七一元	
小銀元票・銀角票	五、七六六、〇二八元	
銀兩票	八、三二五、七一八兩	
制錢票	六四、三九三、七六一串	
	三七一、八一三、六一九吊	
東錢票	一〇、九〇一吊	
	六〇、二六一、〇六九串	
銅元票	四七〇、一八七、二一〇枚	一二二、九七三、四七五元

一〇、四九三吊

大 票	五、七七四、九四二兩
小 票	九七六、二五〇兩

附註 此表は不確實の點あるべく、現に浙江地方實業銀行の如きは其以前發行せし紙幣は早より回收を爲し現時は中國銀行兌換券を領用しつゝあり。

三、外國銀行

銀行名	年次	紙幣總流通數	在支流通數	備考
麥加利銀行	一九一八年	一、五六八、二六三磅	五二二、七五四	支那に支店六箇所あり紙幣流通數約總數三分の一に當る(假定)
香港上海銀行	同	二五、三〇五、六四四港弗	一〇、三〇五、六四四	香港政廳特許發行の數
花旗銀行	同	一四、四二九、六四九米弗	一四、四三九、六四八	全數支那に流通す
有利銀行	同	一、三〇二、一八八磅	四三四、四六二	在支流通數約總數三分の一(假定)
橫濱正金銀行	同	二二、六〇二、七四一圓	一五、〇〇〇、〇〇〇	大部分支那に流通
臺灣銀行	同	四二、一〇八、一〇九圓	四、二一〇、八一〇	約總數十分の一流通
朝鮮銀行	同	金券一五、五二三、六七〇圓 銀券 一、〇八四、七八九元	一、一五五、二三六 一、〇八四、七八九	東三省にての流通極て廣く金券約百分の一銀券全部支那に流通す
道勝銀行	一九一四年	二、一八三、三〇四留	二、一八三、三〇四	全數支那に流通す
東方滙理銀行	一九一二年	八一、七二〇、一〇九法	二七、二四〇、〇三六	支店六箇所あり流通數約總額三分の一
德華銀行	一九一一年	一、四六四、六八三兩	——	紙幣全部回收
中法銀行	一九一八年	未詳		
和蘭銀行	同	未詳	六〇〇、〇〇〇	假想數なり
華比銀行	同	一、一四六、二四三	一、一四六、二四三	全部流通

四、其他の銀行

其他の銀行として四明銀行、上海通商銀行等の如き其筋の許可を得たる者の發行紙幣の總數を其營業報告或は財政部調

査を根據として左に擧げん。

銀行名	年次	紙幣發行數	備考
通商銀行	一九一八年末	一、六二二、三一七兩	該行營業報告に據る
四明銀行	一九一四年	一九〇、〇〇〇元	財政部調査に據る

五、總計

一、特殊銀行發行紙幣約數	國幣	九一、六八五、〇〇〇元
二、各省官銀行號發行紙幣約數	同	一二二、九七三、〇〇〇元
三、外國銀行發行紙幣約數	英金	五六六、〇〇〇磅
假定 英金一磅 國幣五元	港洋	一〇、三〇六、〇〇〇元
港洋一元 同 一元	米金	一四、四四〇、〇〇〇弗
米金一弗 同 二元	日金	二〇、三六六、〇〇〇圓
日金一圓 同 半元	銀元	一、六八五、〇〇〇元
露幣一留 同 半元	露幣	二、一八三、〇〇〇留
佛幣一法 同 二角	佛幣	二八、三八六、〇〇〇法
	合計國幣	四六、二一二、〇〇〇元
四、其他銀行發行紙幣總數	國幣	一九〇、〇〇〇元
(假定 銀七錢三分――國幣一元)銀兩		一、六二二、〇〇〇兩
	合計國幣	二、四一三、〇〇〇元
合計(支那發行紙幣總數)	國幣	二六三、二八三、〇〇〇元

茲に各種銀行の發行紙幣數を其總數の百分比例に擧示すれば卽ち左の割合となる。

特許銀行	三四・八%
各省官銀行號	四六・六%
外國銀行	一七・六%
其他銀行	一・〇%
合計	一〇〇・〇%

支那改造問題解決案（七完）

ウッド、ヘット

第七、關稅自主權と內地開放

一　支那協定稅率の不當

支那が巴里講和會議に提出すべき要求中に、財政的自主權の回復に關する條項を包含すべきは、世人の均しく預期する處なるが、現在に於て支那の關稅は條約に依りて拘束せられ、支那は條約國全部の同意を得るに有らずんば、自由に之を變更する事能はざるものにして、而も過去の歷史に徵するに列國は其變更に對し容易に其同意を與へざりき、即ち最近支那關稅改正の審議に際し列國は、此問題の解決に對して毫も寬宏の態度を示す事なく、却つて支那輸入率の增加を討議するに際しては、必然的に自國の經濟的の特種利益の攻究をも、要求すべき特權を保有するが如き態度を執り來りたるものなり。

是を以て支那は條約上外國の輸入品に對し、一律に從價五分の單一稅を賦課すべき條約上の權利を有するに拘はらず、不完全なる評價方法に基づきて其稅額を算出せざるべからざるが故に、實際上其徵收する稅率は、從價百分の三を超過せざるものにして、假令支那が現實從價五分の輸入稅を賦課するものとするも、幾多の輸入品に對する稅率に付き之を他國に於て奢侈品其他の貨物に對し實施する稅率に比較する時は、支那が之に依て得る處の歲入は遙に僅少なるを知る。況や支那が其將に發達せんとしつゝある國民工業、又は國內に於ける豐富なる原料を開發するに必要なる保護を供與すべき政策を樹立するが如きは、到底之を豫

期し得ざる處なり。

而して吾人は英國が外國輸入品中酒類煙草其他の奢侈品に對して賦課する高率の輸入税に依りて巨額の歲入を收納しつゝあるの實情に想到する時は、支那が此種奢侈品の輸入に對しても百分の五以上の輸入税を賦課し得ざるが如き條約上の拘束を受くるは著しく正義の觀念に反するものなる事を思はざるを得ず。

二　釐金撤廢と關税增徵

惟ふに條約國が條約に依りて支那の關税を拘束し其關税制度を支配するに至りたるは、卽ち彼等が前世紀の中葉に於て困難なる事情の下に支那に對する輸出入貿易を行ひ來りたる結果にして、從つて支那が今日若し完全なる財政上の自主權を許容せらるゝ時は、其無能にして腐敗せる官吏は忽ちにして關税制度を破壞し、爲に世人をして支那の關税自主權の回復が、果して尙早の措置たりし事を首肯せしむるに至るべし。是を以て吾人は支那の財政的解放も亦、前述せる諸種の改革と同じく、徐々に之を實行すべきものなるを信ぜざるを得ず。

而して之が實行の第一步としては、夫のマツケー條約に規定する方針に從つて、先づ支那現在の釐金制度を全廢すると共に、其輸入税を增加して一割二分五厘と爲すを以て、適當とすべしと雖も、而も吾人の視る處を以てすれば、之を以て支那の正當なる要求を充たしたるものといふを得ざるべく、此の外輸入税率を分ちて必要品及奢侈品の二種と爲し、其奢侈品に對しては支那をして從價二割五分を超えざる輸入税を賦課し得るの權利を取得せしむるが如きは、決して不當の事にあらざるべし。但し斯の如く奢侈品に對する税率を急速に增加して二割五分に至らしむるが爲めに、生ずる事あるべき貿易の衰頽を顧慮し、之が增加を漸進的ならしめ、例へば每年二分五厘の增徵を行ひ漸次二割五分に至らしむるが如き、規定を設くるが如きは蓋し策の得たるものなるべし。

更に支那に於ける新事業の勃興を奬勵するが爲めにも亦、關税上適當の方法を講ずるを必要とすべく、之が爲めに例へば、(一)支那に於ける製造業に使用せらるべき原料品の輸入に對し、賦課すべき特惠税率を定め、(二)支那の製造業に對する競爭品たる、外國製造品に對しては、特に高率の輸入税を賦課するが如き措置を執るを適當とすべし。而して支那が條約國との間に於て此種特定税率をして、國定税率に比し、二分五厘乃至五分の增減あらしむるが如き税率の協定を得るが如きは、各場合に於ける特別の事情を參酌するにあらずんば、其難しとする處なるべきも、此場合に於ても支那は單に、條約國代表者として、其國内に於て外國製造品と競爭の地位にあるが如き、新たなる製造業が、現實に成立するの事實を知悉せしむれば則ち可なるのみ。

三　支那關税自主權の回復

支那の歲入豫算に關する最近の統計に依れば、釐金に

基づく歳入は、大約關稅收入の半額に相當するものなるを以て其鹽金を全廢するも、之と同時に其輸入稅率を增加して一割二分五厘とならしむるときは、其結果として著しく支那の輸入貿易を減退せしむるが如き憂なかるべく、而して其之に基づく一時的僅少なる減退は、奢侈品に對する關稅增徵に依りて償ふに餘りあるべし。從つて支那は上述せるが如き鹽金撤廢關稅增徵の實施に依り、直に少なくとも年額三千五百萬兩內外の歳入增加を得べく、此外奢侈品に對する高率稅の實施、産業保護の爲めにする特定稅率の制定に依る關稅增徵を加ふる時は、其歳入の增加著しきものあるべし。

然れども以上の方法に依るも支那の關稅は猶依然として列國との條約に依りて拘束せらるゝものにして　之を支那の立場より見る時は極めて堪え難き處なるも、之を條約國側よりすれば卽一の防禦的手段にして今直ちに之を廢棄するは乃ち、其危險視する處なればなり、蓋し支那に於ける外國人の經濟的利益は、極めて重要なるものにして、之を支那政府の誠意なき官吏の自由に委する事能はざるべく、從つて現在に於けるが如き恒久的協定稅率に代るべき唯一の方法は乃ち、支那人及外國人の專門家を以て組織する委員に依りて、決定せらるべき、組織的稅率制度の確立にして且此種稅率は一定の期間を經過するに從つて之を改訂すべき規定を設くべきものとす。

而して支那が完全且無條件なる財政的自主權を回復することは、卽ち其の諸方面に於ける改革が長足の進歩を爲したる後に至り初めて、之を實行し得べきものなるべく此點に於て國際聯盟の成立を見るときは、此の問題は則ち聯盟に於て之を解決するに適當なるものなるべく、此の場合に於て聯盟國の全部又は其の多數が支那が、事實上財政自主權の回復に伴ふべき責務を、負擔するに適するものなることを首肯するときは、卽ち直に支那をして完全無條件に之を回復せしむるに至るべく、而して支那が果して此の責務を負擔し得べきや否やを決定するに付ては、總稅務司及吾人が前述せる外國人事務次官の意見の如きは卽ち、自ら大に之を尊重すべきものなるべし。

四　關稅自主權の回復と內地開放

支那の關稅自主權の回復に付き、列國が支那に讓歩すべき過渡的方法は、上述の如く今日直ちに完全且無條件なる自主權を回復せしむることなく、卽ち之が許容を一時延期するものにして、支那の立場より見れば、未だ之を以つて滿足すること能はざるべけむも、列國より言へば此の如きは卽ち、頗る重大なる讓歩にして　他方に於て列國が、其の實施と共に、支那に於ける外國人の貿易に關し、支那に對し一の問題の解決を提議するも　之を以つて不當の要求を爲すものと言ふを得ざるべし。

支那に於ける外國人の居住營業の權は、宣教師を除くの外、凡べて開港場に局限せらるゝものにして、實際上に於て此の制限は、多くの外國人殊に日本人(「モルヒネ」黑表に依るに日本人は北支那の到る處に居住營業す) の均しく

回避する所なりと雖も法律上より言へば、外國人は廣く支那の內地に於て、居住營業の權利を有せざるものなり。

然らば卽ち今日に於て、支那に對し、內地開放の適當なるやに付きて攻究し、之が解決の方法を考量すべき時期到來しつゝあるを、提言するは、既に時機尙早を以つて之を排斥するを得ざるべし。蓋內地開放の實行に對しては、幾多の障害を存すべきも、釐金制度の撤廢は卽ち此種障害中重大なる一の暗礁を除去するものにして、更に吾人が上述せる領事裁判權の漸進的撤廢案の實行に依りて卽ち、又第二の暗礁を除去することを得べし。何者前述せるが如く在住外國人に對しては、支那の法律が當分の內、外國裁判所に依りて適用せらるものなるが故に、支那の地方官は從來の如く內地に在る外國人を其の官憲に引渡すに際し、正當なる理由ありや否やを決定するに付準據とすべき法規を有するに至るべく、且現在に於て支那は外國人の內地居住を禁止すと雖も、外國人は種々の方法を講じて此等の禁止を回避し、開港場以外の都市に於ても、自由に居住營業しつつあるの狀態なるを以つて、此の際適當なる條件の下に一般外人の內地居住を許可するは、却つて支那の爲にも有利なることとなるべし。例へば現に北京に於て條約上居住を許可せらるゝ外國人は、各國公使館員及稅關員を除くの外、單に支那政府傭聘外人、學校敎授、支那工場の外人技師、醫師、宣敎師、竝に新聞通信員に限らるゝ筈なるに、實際上に於ては、此の外多くの外人居住營業するあり、而も彼等は孰れも支那商店の名義を以つて其の營業を爲し居るが如く想像せらるゝ節なきに非ず、そは以前支那警察より、新に開店すべき商店は支那人の名義を以つて其商號を表示すべき招牌を掲揚することを禁止したるが如き、又支那人の名義を以つて、營業を開始すべき目的を以つて、支那家屋を借入るゝことを禁止したるが如き事實に徵して、之を肯定するを得べし。惟ふに此の如き虛僞の方法に依る外國人の內地居住を默許するよりは、之に對し一定の條件を以つて公然內地に居住し得べき權利を許與するときは、卽ち信用ある外人は廣く開放地以外の內地に居住して公然其の營業を開始し得べく、其の結果從來に於けるが如く虛僞の方法を用ふるの要なかるべく從つて支那地方官の默許を得るが爲にする贈賄の必要も之れなきに至るべきが故に、外國は勿論支那の爲にも却つて利益とする所なりとす。

外人の內地雜居に關連する他の重要なる問題は卽ち、外人の鑛山採掘權の問題にして、此の問題に付き支那は從來支那の鑛山企業に對し外國人が二分の一以上の持分を所有することを禁止するの方針を固持し來りたるが故に、今日に至る迄未だ、外國の滿足すべき鑛業法を制定するに至らず、現行鑛業法の目的とする所は卽ち、各鑛山に於ける支配權は之を支那人の手中に保有せしめ、鑛山經營の企業は卽ち之を支那の法規に準據せしむるの方針を維持するに在るを知る。然れども外國企業者は、支那人の支配權に屬するが如き企業に投資參與するを躊躇するは當然のことなるが故に、支那の鑛山は今に至る迄未だ多く開採せられざるの狀態に在り、而して之が解決の方法は卽ち、前述せる領事

裁判權の撤廢に於けると同じく、先づ支那が外國の滿足すべき鑛業法を制定し、外國官憲に於て其の國人の鑛山企業者に對して之を適用し、漸次之に關する裁判權を支那の手中に復歸せしむるに在り。此の方法に依るときは、鑛山經營に對する支配權は一時外國人の手中に存することあるべきも、支那は漸次此等外人に對する裁判權を囘復し得べく、且各鑛山に付き外人に特許したる採掘權は、一定期限の後之を囘收し得るが如き規定を設くるときは、將來に於ける支那の利益は之に依りて十分に保護し得べきが故に、支那は此種解決法に對し何等反對すべき理由を有せざるべきを信ず。

第八　結論

支那の改造に關し、從來既に發表せられたる著述鮮からずと雖も、其の改造計畫案を見るに、多くは或は全然抽象的論議に趨りて、事實を無視するものあり、或は之を正反對に、主として具體的事實の叙述に力を注ぎ爲に讀者をして、倦怠讀むに堪えざらしむるものあり、即ち兩極端の中庸を得るは、極めて必要にして、而も最も難しとする所なるを以つて、吾人は上述し來れる所に依り事實と理論との中庸を得むことを期し、即ち一方に於て改造案の詳細なる叙述を避くると共に、他方、支那問題の解決の基礎たる吾人獨特の見解を提示することゝせり、只此の如き方法が果して成功なるや否やは、一に讀者の判斷に委するのみ。

吾人改造計畫の各部に亘り、常に遠大の計畫と合理的の見解とを主張し、且つ其實行に際しては必ず出來得る限り速に、支那の有識者及愛國者の抱持する理想を承認尊重すべきを提唱せり、從つて之が爲に、支那の國家的希望に對する、外國人側の同情と熱心とを、喚起するに努力すると同時に支那が此の國家的希望の實現に際し、一面支那に於ける外國の正當なる利益を毀損するなく、他面之が爲に支那の獨立と領土保全とを、危殆に瀕せしむの惧なきが如き方法を以つて、之を實現し得べき道程を指示し來れり、即ち此の道程を辿るが爲に、條約國側に於ては、其の支那に於ける重要なる政治上の特權を犧牲とすべきを提議したるが支那に於ける改造計畫は此の貴重なる犧牲の結果として、現實且長足の進歩を爲し得べく而して吾人の主張する計畫にして、一度完成せらるゝ曉には、支那は完全に解放せらるゝに到るべく、而も之が爲に其の對外關係は勿論其の內政上に於ても、何等擾亂せらるゝものに非ざることは、吾人の亦既に再三確言したる所なりとす。

惟ふに過去七年間に亘りて行はれたる革命の事蹟を洞察するときは、支那に於ける革命は、過激急速なる革新運動に依りて、到底之を達成し得べきものに非ざることを首肯せざるを得ず、蓋支那人中、現に歐米新式の教育に依り、新知識新思想を吸收し、時務を解するの士は、其の數頗る多からず、而も此等小數の覺醒せる青年は、孰れも無經驗にして、支那の國民性を了解せず、從つて彼等は支那をして、國際團體の一員たる地位を獲得せしむるが爲に、絕對に必要なる一の能力を缺如するものにして、即ち彼等は自

國同胞の思想及傳統的精神に吻合すること能はず是を以つて、此等の先覺者は過去に於て、既に幾多の改革案を計畫せりと雖も、其の計畫する所多くは机上の空論に趨り、之が實行に際しては、常に國民の保守主義又は偏見者流の妨害を蒙り、爲に今に至る迄、之を實現すること能はざるの狀態に在り。

此等の改革者は均しく、一種の誤謬に陷れるものにして、即ち　彼等は孰れも支那が單に改革に關する法令を制定するときは、西洋諸國に於ては即ち之を以つて其の改革の實行なりと思惟するが如く、臆斷し來りたるものにして、此の點に關し最も通俗なる一例を擧ぐれば、資政院は一九一一年十一月太陽曆を採用し、尋で孫逸仙は翌年一月一日を以つて、中華民國元年一月一日とする旨を宣言したりしが、爾來公文書に於ては、此の太陽曆に依るは事實なりと雖も、一般公衆は依然として太陰曆を襲踏し、從つて太陽曆の新年は何人も之を顧みるものなきに反し、舊新年は今猶國祭日として、之を慶祝するの狀態に在り、此の一例は即ち、支那の改革實行の前途に橫はれる重大なる困難を、最も能く例證し得べき所にして、支那改革者の所謂机上の改革と、其の實行との間に、著しき差異の存することを證するものなり。

加之支那の改革者は、此れ以外更に一大障礙を有することを閑却すべからず、蓋支那の革新論者は過去に於て既に、外人顧問の指導を以つて、改革實行の爲に有益なる計畫の實施を圖りたること、一再に止らざりしと雖も、此等の計畫は頻繁なる政變の結果として、常に畫餅に歸したるものにして、例へば鐵道經理の整理並に其の中央集權に關する企畫が、屢反對派の交通總長就任に因りて、阻止せられたるが如きは、其の適例なりとす、其の外、違法借款の抑制又は政費節減に關する政策が、常に失敗に終りたるは即ち、政變頻發の結果、當時在朝の官吏が、専ら私利を營むに汲々として、國家永遠の利益を顧念するの、遑なきに因るものなり、從つて支那に於ける各部の政治は全部腐敗墮落の極に達し、其の間に在りて、能く職權の運用を規整し、官紀を維持し來りたるは、唯外人管理の下に在る機關あるのみ。

惟ふに吾人が前數項に亘りて說述し來れる、支那改造に關する計畫が、所謂支那人の熱狂的愛國者流を、首肯せしむること能はざるは、吾人の夙に之を豫期する所なりとす、蓋此の種愛國者は、第一革命の勃發以來、到る處に出現したるものにして、徒に悲歌慷慨を以つて國事を憂慮し、其の熱狂するや即ち指を斷ちて、愛國の熱誠を血書し、其の內憂外患の危機に際しては、常に主權擁護を絕叫すと雖も、彼等の內何人も、之が擁護に必要なる具體案を提唱するもののあるを見ざるを以つてなり。加之吾人の計畫は同時に又、以て支那に於ける極端なる保守黨をも滿足せしむること能はざるべし、蓋彼等は一切の改變に對して反對し、之を非難するものにして、即ち敎育ある新時代の國民に對しては、常に輕蔑的態度を持するを以つてなり。

然れども吾人が此等の反對を豫期せるに拘らず、猶敢て

此の計畫を發表したるは卽ち、以つて支那に於ける眞の改革者を首肯せしめ得べきを希望し、且確信したるに因るものにして吾人の所謂眞の改革者とは卽ち、一方に於て歐米の新思想を理會し其の近代の政治的制度を了解し、從つて歐米諸國の優越せる點を體得すると共に他方、之が爲に其の固有の國民性を離脫する事なく、從つて支那國民の傳統的偏見乃至其の短所を無視するに至らず、其の改革の前途に介在する實際上の困難を豫期するが如きものを謂ふ。而して今後半世紀に亘り、進步的思想が支那國民の間に蔓延するに至るときは、卽ち支那國運の開拓に關する重大任務は一に此の種の改革者に依りて遂行せらるべく、且此の種改革者は今日の支那に在りても其の數決して尠からず、彼等は孰れも、近き將來に於て自ら軍閥に代りて政權を掌握すべきを待望し、常に其の機會の捕捉に努力しつゝあるものなり。惟ふに彼等は條約國が一朝現に支那に於て主張する、總べての政治的利益を拋棄するものとせば、卽ち支那の改革實行に對し、此等外國の援助を求め得べく、其の支那の國運發展に寄與し得べきもの、極めて大なるべきを確信せるものにして、卽ち彼等は今日外人の指導を以つて、支那の獨立を毀損するものとして、極力之に反對すと雖も、其の反對の理由にして、一度除去せられむか、彼等は乃ち支那の國家的改造に際し、外人の指導を歡迎するに至るべく、換言すれば改造に到達すべき終局の目的を定むると共に、之に對し外國側に於て、秋毫も野心を包藏するものに非ざることを明確に例證するときは、今日彼等が最も危險視する外人顧問は、到る處に於て其の指導者として、歡迎せらるゝに至るべし。

假りに支那の改造が極めて順調に進捗するとしても、其の事業は難中の難事なるべく、從つて其の完成には永き歲月を要すべきこと勿論なりとす。蓋支那の改革者は例へば空地上に基礎事業を施し、之に新建築物を建造するものに非ずして、建築地には現に舊建物を存し、從つて其の基礎工事は舊建物破壞をすることなくして、之を行ふを要すべく、卽ち基礎工事を行ふ間現存建物の墻壁に對しては、之が支柱を施し置かざるべからず、加之此の如くにして基礎工事を終りたる後に於て、建築に着手するに際しても、現存の建物は直ちに之を取り壞すこと能はず、卽ち新築の進行に從つて、漸次舊建物の破壞を行ふべく、片石一木と雖も之を取り壞すには、其の時期を誤ることを許さざるなり、是を以つて此の如き難工事の完成は、之を短日月の後に豫期すること能はざるべく、卽ち今日之が工事に着手するとしても、創業者は到底其の一生涯に於て之を完成し難かるべく、結局之が完成は其の子孫の力に俟たざるべからず、而して此等後繼者の技能は卽ち、創業者の努力に依りて左右せらるるものにして、而も後繼者は更に工事の進行に從ひ、豫定の設計に對して、時代の要求に適應すべき、變更を加ふるの必要あるべく、此の如きは卽ち支那の改造の事業をして、更に困難ならしむるものなりと雖も、而も彼等が堅忍不拔の努力を以つて、事業の完成を期するときは遂に其の終局の目的を遂達し得べく、卽ち之に依つて支那は、

其の完全なる獨立を回復し、前途に於て洋々たる國運の發展を庶幾し得べし。

以上述ぶる所は即ち支那の改造が、成功したる場合を指すものなるが、倘此の改造にして一度失敗せむか、支那は即ち永遠に弱國として、其の運命を開拓すること能はざるべし、蓋支那の國家的建築物は、永年之が修繕を怠りたるが爲に、頽廢其極に達し、今や將に倒壞せむとするの危險狀態に在り、一時的彌縫に依り辛うじて其の命脈を繋ぎつつありと雖も、而も此の半倒壞せる建物の上には、外國債權者の設定したる、二重三重の擔保權を存し、且此等債權者は即ち、早晩其の擔保權を行使すべき氣勢を示すものなるが故に、此の形勢を轉換し得ざる限り、支那は永遠に此の建物に對する完全なる所有權を回復し得ざるの狀態に在るなり。

然れども支那は、其の國運の挽回に付、今や其の歐米諸國との交通を開拓せし以來、未曾有の好機會に遭遇したるものにして、支那が自ら改造に着手すべき意思を有するに於ては、歐米諸國の同情は、翕然として之に集るべく、即ち支那は今日其の改造の實行に際し、歐米の公正なる態度と、其の友誼的援助とを、公然希求し得べき地位に在るものな が故に、支那の代言者にして、穩健なる手段に依り、其の國民的希望を披瀝し、敢て事實を掩蔽することなからむには、乃ち其の改造に必要なる相當の援助を、受くることを得べし。然れども若し彼等が依然として、過大且誇張的の要求を提出し、其の國內の事情を粉飾するに於ては、乃ち改造の目的は永遠に之を遂達すること能はざるべし。

要之支那が其の改造の完成に際し、必要とする所は、乃ち列强の公正なる態度にして、其恩惠的援助に在らず、從つて此の改造は支那と列强との友誼的協力に依り始めて、之を完成し得べく、從來の如き孤立主義を以つてしては、到底之を得べからず、更に外國側より之を見れば乃ち、彼等は先づ支那に對し、其の國家的獨立を確保すべき具體的保障を與へ、之をして喜むで、自國の救濟事業に着手せしむるの途を講ずるを急務とすべし。而して此の如きは即ち支那が世界に對し、自國の改造を必要とする事情を、誠實且詳細に公表することに依りて、之を庶幾するを得むか。

（完）

建築と支那の國民性（下）

ウイリアム、エチ、チャウンド

都市改良と商工業の發達

現代は實に種々なる重大の意義を有する變革に遭遇してゐる。社會に起るところの事件は講演や書物に依るよりも人を動すものだ。それと同じく現在全世界に起りつゝある急速なる進歩發展は、必ず商工業の方面に變革を促すに違ない。而してこのことは支那に於ても決して無關心に取扱はるべき問題ではない。況んや國内に起りつゝある大變革は言ふ迄もないことである。我々が少して眼を開いて觀るならば其處に商業上の覺醒が行はれつゝあることを發見するであらう。

商業とは人の知る如く他人の欲求を評價しその欲求を充たすことに依つて發達したものであることは言ふ迄もない。併しながら若し都市——商業中心地又は貿易港が商業を行ふに適した種々の設備を缺いてゐたならば、充分にその目的を達することは不可能である。現在の狀態に於ては支那に於ける波止場、倉庫、船渠等の設備は頗る舊式のものであつて、その他車馬の交通機關も亦極めて不完全極るものである。これ明に科學的な新しき諸設備を必要としてゐることを示すものである。若し一都市が市民の高い生活標準を維持することなく、近代的商業に必要な種々なる便宜を與へないならば、其都市は決して高い商業上の標準を維持するものとは言はれない。この思想の異なることはかの秩序ある歐米の繁華な都市が明に證明するところである。更にボンベイ、カルカツタ、マニラ、香港、上海、天津、大連、横濱等の繁華は同じく設備の改良進歩が、商業を盛大ならしむるものであると云ふことを明白に證明してゐるのである。然れば今日に於ては都市の改良は、一般に商業都市に對する資產であると認められてゐる。

この都市の商工業上の發達と同時に　我々は都市人口の驚くべき增加に對して充分なる對應策を講じなくてはならない。一體人民をしてかくの如く都市に導く處の原因は、敎育上の利便、社會的特權及び實業界に對する誘惑等がこれである。歷史上の事實を考案すると、これは十九世紀の中葉から歐羅巴を中心として起つた一般の傾向である。而してこの現象は全世界を通じて　從來とてもそうであり今日に至るも尙ほ一般に地方人が都會に向つて集中されつゝあるのである。この運動は「都市集中」として知られるものであつて、米國其他各國、特に英獨に於て著しく有名な運動である。統計に從ふと、この大なる運動は十九世紀に於ける現象の一であつた。而してこれは近代の產業革命の必然の結果だと言はれてゐる。

先進諸國の近世の傾向から觀察すると、支那の都市も早晚その商工業と都市人口とに、一大膨脹を來すであらう。而して此の種の發展膨脹は、必ず市街の擴張、商業中心地の繁榮郊外地の發達其他種々の國家問題、都市問題の續發を意味するものである。而してこの國家若くは都市の問題は卽ち何萬何億の國民の健康、愉樂、能率、物質的進步に影響を及ぼす重大な問題である。

この紛糾した問題を見事に處理して行く爲めに、現在の

支那の都市を改革し、その將來の膨脹に對應した方策を樹立せんとするならば、失張これが指導と援助を與へるところの建築師の必要を感ずるのである。卽ち或る方策を實施する前に、先づその設計を樹てることが必要である。而してこの設計は勿論現代の事業を包含するのみならず、將來の發展に對しても、一の理想であらねばならぬ。而してこの設計は第一に都市の自然的、衞生的、科學的の發達を期せんが爲めに、その物質的生活を整調しなくてはならぬ。而して常に單に支那のみに限らず、世界の凡ゆる古い都市に於て見るやうな不潔と苦痛醜惡を除去するやうに努めなくてはならぬ、それ故に此の計畫の第一歩として、都市は先づ住み心地のよい、淸潔な家屋、衞生的な工場、商業上必要な諸機關、適當な愉樂保養を目的とする設備の充分備つた都市とする爲めに、充分な施設をしなければならない。

職業としての建築

建築業が如何に尊重すべきものであるかと云ふことは、以上述べた處で明白であらう。けれども一體現存する狀態を改革して新しいものを建設する場合には、須らく潑溂たる生氣に充ちた靑年の手に依て爲されなければならない。それ故余輩は、先づ建築に關する職業の新しい考察を支那學生諸君の爲めに述べることが、現下の急務であると信ずる。特に頭腦や才能が建築と設計に向いてゐる人に、宜しく建築を職業として、學術として、又美術として、充分研究し、將來如何に發展すべきかを知らなければならぬ。

若しこれを職業として、收益の點から考へて見るならは、建築技師は確に法律家や醫者よりも有利な職業である。彼は人間の生產生活と美的生活の二つの生活を同時に味ふことが出來る。そして活動範圍は他の如何なる職業よりも廣汎であるし、彼の成功の機會はその職業の雜多な種類に依つて著しく廣められてゐる。それ故假令規則的に同一の仕事に從ふことに依つて成功を見ずとも、これと全く同性質の他の仕事に轉ずることは容易である。例へば建築請負、建築材料の製造販賣、又は旣製品の改良等は皆同性質の附屬的な職業である。加之建築物に必要な鐵器類、備付品、家具、磁器其他種々な器物の製造も、これに屬すのである。これ等の仕事を爲すには彼の習得した知識は彼に對して非常に役立つものである。これが可能性は決して實現の難しい單なる空想ではない。我々が食物を欲求すると同じやうに必要な、しかも實際的な問題である。建築を職業として見る時はその活動範圍の多岐多葉に亘つてゐることゝその發達の可能性は、靑年が職業を選擇する場合に愼重に考慮する價値ある問題である。

現今支那に於ける建築

以上述べた處は人間生活の進化に必要な建築師の職能に關した問題である。此處には少しく支那現在のこの方面の事業に關し觀察して見やう。

これを現代的意義から觀れば、支那に於ける建築の發達は未だ極めて幼稚な狀態に在る。それ故に支那の建築家は

先づ第一に、商業上の言葉を借りて言へば、彼の職業に對する「要求を創造する」ことに努めなくてはならない。これが爲めには、先づ社會一般をして彼の職業が、人の健康衛生或は防火防水其他建築の建造に關聯する必要物に至大な關係を及ぼすものであるからであると云ふことを、認識せしめなくてはならない。初期の時代に於ては、プロパガンダや或は廣告はこの目的を達する爲めに餘り有効ではない。寧ろ少數の支那人技師が建築の實際的方面或は敎育に從つて、これを指導したならばその効果は著しく加速せられるであらう。一度建築家の地位が認識されたならば、その職業的指導專門的勸告を要求することが急速に增大するであらう。そうなれば建築師の要求は、需要供給の自然的法則に從つて必然的に起つて來るのである。この事實は以上の豫想の如く、政府の建築その他敎育商業方面の建築の上に、現在に於ても著しい活動を示してゐる。余輩が以上のやうな說を懷抱する所以は、現今支那に於て活動してゐる外國建築師の數は五十を越してゐるからである。そして彼等は何れも大なる成功を收めてゐる事實がそれである。

今日の緊急なる都市改良

都市經營或は都市改良の問題に於て、我々は先づその以前に、幾多の困難を解決して置かねばならない。先づこの大目的を完成する前に、幾多の豫備事業を仕上げなければならない。それは革新運動である。決してそれのみとは言ふことは出來ないが、少くも大部分を占めてゐる。如何なる場合に於ても社會は先づ最初に論議し次に思索し最後に實行すると云ふ形式に依つて指導しなくてはならない。現在支那の都市が遭遇してゐる事業は非常に紛糾してゐて、これに幾多の錯綜した禍根が根強く蔓つてゐる。然れば少くとも現在に於ては、かの西洋の文明に到達し若しくは近接することは不可能な問題である。活氣ある敎育事業と、賢明な政策を確實に行ふことに依つてのみ、四五十年後に於て、始めて大目的を達することが出來るであらう。けれども假令その時が來たとしても、全體としての完成は小さなものであらう。假令今日我々の中の少數者が支那人の年來の希望たる理想的都市の實現を目擊する迄生き延びたとしても、かくの如き理想的都市の實現は決して主なる目的ではない。卽ち根本的の思想は須らく何れの時代に於ても、その時代のことは勿論、次の時代のことも常に考慮しなければならないのである。常に將來に向つて眼を注ぎ來るべき處の問題を明にすると云ふことは、今日の人間の當然努むべき義務でなければならぬ。卽ち現代に於ける各人の義務責任は、我々が先人から繼承したものよりも更に偉大な更に美しい都市を後人に傳へる爲めに、凡ゆる努力をすることである。然らば何故單に都市のみに我々の思想を集中するのかとの疑問が起るかも知れない。近代の物質的文明は(過去の文明も然うであつたが)悉く大なる都市から、一國の凡ゆる地方に放散されるものであると云ふ事實を知るならば、容易にかゝる疑問は氷解することであらう。

或る人は余の言を以て餘りに早計であるとし、都市改良

の問題に對し餘りに大膽な意見であると言ふであらう。けれども余輩の見解は決して誤つてゐない。早晩必ず都市改良が將來都市生活の向上發達に對し缺くべからざる事業となるべきは信じて疑はない處である。而して都市經營上の手段は、市民の安寧幸福を增進する爲めに必要缺くべからざる種々な方策以外何物もないのである。而してこの手段とは社會の物質的發達を遂げしむる爲め必要な施設と同樣に、その道德的知識的經濟的行政的方面に必要な種々なる設備を指すのである。

次に又或る人は都市改良の思想は支那にとつては一の空想に過ぎないと論ずるであらう。併しながらこの思想も誤つてゐる。我々は正に高い理想を懷抱しなくてはなるまい。假令我々の理想が中道に於て挫折することがあつても、常に目標を高遠な處に置いて眞面目に勇敢に出發しなくてはならない。何故ならば目的の高尚なることは個人生活に於ても公生活に於ても必要なことである。卓越と最善とを目標とすることは、或る時は單なる空想に見ゆるけれども遂には大なる成功に對する必要條件となるのである。

然れども毫も幻影を追ふ必要はないのである。都市改良に就いて如何なる意見を懷抱しても、近い將來に於ては決して急激な變革のないと云ふことを承認しなければならない。都市改良運動に於て現在必要とするところは單なる行動ではなくて、知識的行動の基礎を形付くるところの知識である。

結論

以上の説明に依つて、建築と呼ばれるものが如何なるものかを充分了解したであらう。多數の青年諸君は建築の意味とその無限の範圍に對し、明確な理解と承認とを以て、建築に就いて彼等が何を爲すことを得るかを發見せんとし、將來祖國の爲めに爲し得る事情を知らんとして、この方面に向つて進むであらう。而して若し將來機會至らば、國家の安寧幸福とその繁榮を增進すると同時に、人類の能率と幸福に貢献せん爲め、充分なる努力を爲すべきは余輩の信ずる處である。此處に結論を述ぶるに當つて以下條項に從つて説明しやう。

第一、近代の狀態の下にある建築の發達は、一般に工業科學美術と云ふ三つの綱目に別けることの出來る、種々なる異つた性質の相互間の活動を包含するものである。であるから、立派な建築とは完全な構造の説明者たることを意味すると同時に、經濟問題の實際的解決と、美術の諸原則の體得物たることを意味するものである。而してこの理由に因つて建築は次のやうに定義されてゐる。即ち「建築とは效用と美の二つの要求を一つの建築物の中に調和せんとする技藝である」。

第二、建築の職業的努力と美術的熟練は、技藝と科學とに依つて種々なる材料から一つの複雜した組織に組立てる設計の中に、含まれて了ふものである。それは或る一定の實際的目的に供することもあるし、又一定の概念を表現す

迄に日本帝國自身の亞細亞に於ける獨立權を危地に陷し入れるやうな危險があつた。事態斯くの如きものがあつたから、日本が當時支那問題に對し消極的政策を採つたことは素より當然のことである。日本は支那に於ける自己の領土獲得の野心を差控へると同時に、可及的に他の列强の侵略政策を阻止しなければならない立場にあつた。この時機に於ける日本の勢力は極めて穩便平和を旨としてゐた。而して現狀維持及び門戶開放の政策は常に日本に依つて維持せられてゐた。かの千九百年拳匪事件に於て、日本は他の列强より遙に偉大な功績を擧げた。併しながらこの不幸な事件の解決に當り日本の支那に對して執つた態度は、決して獨逸その他の國家の執つたそれのやうに侵略的のものではなかつた。されば當時日本の政策は支那の人心に對し自然好印象を與へた。支那の新聞紙は概ね親日主義に傾き、當時の日支關係は極めて圓滑に進轉した。支那の各官省は何れも日本の專門家を招聘し或は屢々官憲を日本に出張せしめて日本の制度文物を調査研究せしめた。加之、幾多の支那學生は擧つてこの小島國に留學し最新の科學を學習した。日露戰爭當時は一般支那人の同情は主として日本に向けられてゐた。かの日本の大勝は滿洲に於ける支那人の精神的物質的援助に負ふ處決して少くなかつたと言ふも敢て過當の言ではない。かくて日支關係は凡ゆる點に於て友情濃やかなものがあつた。

千九百五年後の關係

然るにこの圓滿な日支關係は日露戰爭の終局と共に全く反對の傾向を示すに至つた。この變化の過程を研究する前に此處に少しく日露戰爭の原因に就いて語る必要があらう。

露西亞の勢力を滿洲から驅逐し、北方から脅して來る危險を輕減して與れたところの日本の大なる努力と犧牲に對して支那人が感謝の意を表してゐることは事實である。併しながら、この事實は日本が支那に代つて戰爭を起したのだと云ふ主張とは全く關係のない別箇の事柄である。假令參戰の始め、滿洲撤兵問題は日露交涉の中に含まれた事項であつたとは言へ、日本の最も重要な目的としたのは卽ち當時著しく侵入して來た露西亞の勢力から朝鮮を解放するにあつた。この目的を達する爲めには、日本は露西亞に向つて露西亞の滿洲に於ける特殊利益を認め、且つこの利益を擁護する爲めに必要な手段を講ずることを得る權利を認容せんことを提議し、且つその代價として露西亞が日本の朝鮮に於ける利益を認むべきことを要求した。（これは千九百四年一月十三日に露國政府に提出したものである）この事實は、日本の宣戰の主要目的は決して滿洲を支那に還附する爲めにあらずして、朝鮮を露國の手から奪取せんとの動機に出でたものたることを示すに充分であらう。換言すれば、日露戰爭の原因は正に朝鮮半島の問題に發見しなければならぬ。ハーシエー敎授はかの有名な「國際法と日露戰爭の外交」の書中にこの事實を痛快に指摘してゐる。

滿洲に於ける露西亞の侵略政策――それはひとり日本

のみならずあらゆる列强の支那に於ける利益を侵害するものであつた――も若し露國が朝鮮に於ける同樣の政策をかくの如く露骨に表はさなかつたならば、恐らく日本はこれを寬恕したに相違ない。言ふ迄もなく、朝鮮は永い間日本の特殊利益と優越權の範圍内にあるものとして一般日本人より認められて來たものである。

されば日本が戰爭の爲めに拂つた犧牲と損失に對して支那から賠償を要求する權利ありとの主張は、決して正當なりと認むることは出來ない。しかも支那は露國の危險を慮るの餘り、日本の拂つた犧牲以上の感謝を表示したのである。支那政府は日本に對し從來露國が滿洲に於て享有してゐた種々の利益及び商業上の權利を凡て讓渡すべきことを承諾した。此點迄は支那は、日本の希望に副ふ爲め充分なる眞實を持つてゐた。而して二國間に存在して來た友情を績くる爲めに努むる處が少くなかつた。併しながら日本の欲望は竟に飽くところを知らなかつた。而して支那は自らの獨立と存立の危險を冒すことなくして到底日本の野心を滿足せしむることは出來なかつた。二國間の絕えざる軋轢は實にこの點にその種子を胚胎したのであつた。

日本がその世界的名聲を發揚し、極東に於ける地步を益々確立するや、こゝに始めて海外發展策を講ずるに至りその帝國主義的侵略政策は徐ろに擡頭して來た。この政策の主張する處は卽ち日本は產業の膨脹に對し廣大なる市場を必要とし、且つ過剩する人口を處分する爲めに領土の擴張を要すと云ふに在る。

かの「南侵政策」卽ち南洋諸島を目的とする政策は英、米、獨の忌違に觸れる惧あるを以て北方卽ち東方亞細亞大陸に向つて發展せんとする政策を採るに至つた。而してこれは日本の植民政策乃至對外政策の針路として採擇せられ、常にこの方針に從つて國策を樹立する傾向となつた。これ日本人の「大陸政策」と稱する所以である。大陸に向つて發展せんとせば日本は再び露國の利益と衝突するを免れない。而して大陸に於て未だ恐るべき勢力を有する露國との衝突を避くる爲めに日本は平和克復後間もなく親露政策を採るに至つた。而して日本の多くの有力な政治家は公然日露同盟を唱道するに至つた。この目的を達する第一步として先づ千九百七年に日露間に一の協的が締結せられた。その協約の主眼とする所は支那に於ける相互の利益を尊重しやうと云ふにあつた。

かくて日本政府の對支那策は益々侵略的となり脅迫的色彩は益々濃厚に帶ぶるに至つた。而して二國間の折衝の上に種々の紛糾した問題が湧いて來た。是等幾多困難な問題の中でかの安奉鐵道問題は最も重大なものであつた。卽ち千九百五年北京條約に依つて日本は日露戰爭中に建設された安東奉天間の軍用鐵道を經營維持するの權利及び各國民の商業貨物の運搬に資する爲、該鐵道に相當の改良を施すことを得る權利を得た。併しながらこの改良工事は軍隊の撤兵に要する十二箇月間を猶豫して、二箇年間に完成すべき規定があつた。然るに日本は千九百九年迄何等改良工事に着手しなかつた爲め該線の改築事業に關し支那政府の承

認を得ることは頗る困難であつた。幾多の交渉の後滿足な回答を得られなかつた日本は、遂に滿洲に於ける日本の計畫の遂行に關しては全然自由行動を執るべしとの宣言を發するに至つた。この支那の主權を無視したる態度は當然支那をして日本に宣戰を布告するに足る正當な理由があつたのである。併しながら、當時未だ何處迄も自己の權利を支持する程の力を缺いてゐた支那は已むなく日本の脅喝に對し屈服せざるを得なかつた。この日本政府の高壓的外交は甚だしく支那國民の嫌惡と憤怒を買つた。實にこの安奉鐵道事件は日支關係の一轉機として見ることが出來る。支那國民は決して日本政府から蒙つたこの屈辱を忘るゝことは出來ない。實に彼等はこの時以來、帝國主義を奉ずる日本の支那に於ける危險なる野心に對し何等疑問を挾まなくなつた。

かくて時の經つに從つて、南滿洲に於ける日本の政策は益々驕慢の態度となり遂には極東の平和を攪亂する種々の係爭を惹起すべき形勢を呈するに至つた。かゝる情勢を看取した米國々務卿ノックス氏は滿洲鐵道の國際管理を提議するに至つた。（千九百九年十二月）日本はこの合衆國の提案に震駭し愈々その親露的感情を強むるに至つた。而して支那に於ける日露の握手は他國の干渉を阻止する最良の方法なりと考へた。滿洲鐵道に對して他の列强は何れも中立的不干渉の態度を執つた爲めにこのノックスの提議は日露の共同抗議に依つて破棄せらるゝに至つた。

かゝる間に千九百十年七月四日第二日露協約は締結せられ二國間の關係は更にその色彩を濃くした。この協約に從つて、これら二國は從來兩國間或は二國の何れかの一國と支那との間に締結せられたる種々なる條約、協定、覺書等より生ずる滿洲に於ける現狀維持を支持すべきことを約し、更に上記現狀維持を攪亂すべき事件の勃發したる時は、締盟兩國は互に協調して現狀維持に必要なりと信ずる手段に關し了解を求むべきこと等を協定した。

これ等の消息より觀察する時は、對支政策の實現に關し日本が露西亞の援助を求めてゐたことは極めて明白な事實である。卽ち日本は露國の了解を得て南滿洲開發に關し自由行動を執るに至り、露國は又日本に依つて、認められた滿洲の他の領域に於て自由に行動せんとしてゐる。かくして二國は共同動作に依つて他國の干渉を拒止せんとした。これ明らかに世界に對する極端な排他的侵略政策である。

この條約締結後日本は南滿洲に於て自己の地歩を確立した。而して支那に於ける活動は愈々その鋭鋒を現はし、支那政府を困惑せしめつゝある、而して世界も亦日本の意圖に關し少からざる疑を夾むに至つた。平和なる支那國民は宛かも日露戰爭以前露國の强壓の下に在りしと同樣今や東鄰小島國の脅迫の下に呻吟しつゝある。支那國民が日本を以て最も危險なる隣人となすは誠に當然のことゝ言はねばならぬ。

日本の政治家は概ねかのマキアベリーやビスマークを出した國の諸學校に學んだ人々であつて、その滿洲政策を計畫するに當つて、未だ曾て支那國民の感情を考慮に入れた

ことはなかつた。或は武力に依り或はその他の平和的手段に依て極めて確實にかの所謂大陸政策を實現した。この政策の趣旨は千九百九年當時の外務大臣たりし故小村侯が衆議院に於てなしたる宣言の中に觀ることが出來る。宣言の內容は大略次のやうなことである。卽ち「今時の戰爭の結果我國が新しく得た國際的地位及びこれに附隨する平和的國民發展の地域擴張に關し思ひ至る時、吾人が移民問題に對し第一に考慮を要する點は次の事柄であらう。卽ち今や吾人は遠隔せる諸外國に無暗に我々同胞を散在せしむるを止めて、彼等をして極東の一地域に集中せしめ、一致協力して正當な目的を遂行せしめなければならない」と。

略言すれば、この時以來の日本政府の政策は彼等が正當なる活動範圍なりと思惟する滿洲及び蒙古にその移民を集中することであつた。而してこれ等の地域は將來日本が東方亞細亞大陸に侵略する場合に根據地に供すべき地帶としたのであらう。從來屢々日本が他國との間に條約を締結する場合に繰返された支那の獨立と領土保全なる僞善的宣言は大陸に對する飽くところを知らざる野望の爲めに遂に棄てゝ顧られざるに至つた。今や日本の政治家は南滿鐵道會社をして支那を日本化する機關たらしめんとするなどゝ公言するに至つた。そは昔諸外國が東洋に貿易會社を設立して植民政策の具に供したと同一手段に外ならぬ。

日本のこの政策は清朝沒落後と雖も何等異るところはなかつた。否日本は支那が新政體樹立の國步艱難なる時に當り、反つてこれに乘じて己れの爲めに利せんと努めた。彼等は實に新共和國の內部を攪亂し、これが鬪爭を釀成せしむる爲めに極めて目醒しい活動をした。表面、日本は改革者の友人たるが如く裝つて內實は實に他國の內亂に依つて私腹を肥そうとしたのである。勿論日本人の活動が支那の內亂を續發せしめた主なる原因であると云ふことは少しく酷な批評かも知れない。併しながら少くも日本人の陰謀が隣國の內亂に對して惡い意味に於いて寄與するところの少くなかつたことは事實である。最近の極東に於ける政治問題に通ずる人であるならば、この日本人に對する批難の誤でないことを疑ふものは殆んどあるまい。

袁世凱が自己の野心を滿足せんとして當時、支那の君主政體の樹立に反對したものが日本であつたことは何人も知悉するところである。併しながら、吾人は又君主政體運動の始めに於て、時の日本首相大隈伯が宣言して支那の君主政體を承認せんとし、間接に袁世凱を動かしてこの冒險を敢行せしめんとしたこともよく記憶するところである。更に最近南方國會議員と北方軍閥との確執に於て日本は表面南方派に同情を表しながら、暗に南方抑壓に必要な資金及び軍需品を北方に供給した事實を知るものである。日本はこの卑しむべき目的を達する爲めに兩刀使ひの放れ業を演じた。實にかくの如き外部の陰謀の爲めに支那の內亂は益々擴大し且つ延引する結果となつたのである。

日本政府はその外交的活動に於て支那を犧牲に供してその大陸政策を實行しやうとして常に機會を覗つてゐた。然るに千九百十四年歐洲大戰の勃發は極東に於ける國際的地

位に大變革を生じ、日本に對して絶好の機會を與ふるに至つた。從來極東に最も利害關係を有してゐた歐洲列强は今や何れも歐羅巴の平原に吸收せられ國を擧げて一國の生死を決すべき運命に逢着した。合衆國は當時未だ有力な地位にゐなかつた爲めに極東は全く日本の獨舞臺となりその横行濶歩に委さなければならなかつた。卽ち日本は大戰の勃發するや間もなくその活動を開始した。先づ極東に於ける獨逸の勢力を驅逐するとの口實の下こ膠州灣を占領し、山東省に於ける鐵道、鑛山權その他の權利を獨逸に代つて掌握した。其處で支那はこの日本の侵略的行爲及び戰時地帶並びに中立地帶に關する不法行爲に對し抗議を提出した。こ之は單なる日本の目的ではなく更に大なる野心を胸に藏してゐた。彼等は單に山東の一角に於ける掠奪に滿足せず、更に多くの權利を强奪し、最後の一滴の生血をも餘さざる如き兇暴を逞ふした。

千九百十五年一月十八日突然二十一箇條の要求は日本公使の手に依つて大總統袁世凱に提出された。これ膠州灣占領後間もない出來事であつた。而して日本の對獨最後通牒の中に膠州を支那に還附する云々と約したことは吾人の記憶に新なるところである。支那國民の猛烈な反對と世界一般の公憤ありしにも拘はらず、この侵略主義的日本政府の軍國政策は武力を以て遂行せられんとした。支那は日本の最後通牒を受け最早頼るに術なく、遂に第五項は他日の交渉に附することゝし該項を除く全部の要求を容るゝに至つた。この協約の締結されたのは千九百十五年五月廿五日の事であつた。爾來日本の帝國主義に對しては引續いて攻撃の矢が向けられて來た。この日本政府の兇暴は極めて明白な事實であつて、此處に説明を要しないであらう。併しながら此處に看過され勝ちなことは日本がかくの如き前代未聞の行動に出でたのは決して一時の衝動に依つて爲されたものではなくして日本が過去に於て永年懷抱してゐた帝國主義の大計畫を敢行した迄に過ぎない一事である。この帝國主義こそ實に前述した大陸政策である。日本の主要な政策は過去に於て南滿洲及內蒙古を自己の活動範圍と認めたるが如く大陸を以て發展地域とするにあつた。旅順及大連の租借權及び南滿鐵道吉長鐵道の權利を何れも九十九ヶ年間延期し、且つ南滿洲及東蒙古內に日本人の移住權を認むることに依つて千九百十五年の日支協約は日本に對しその大陸帝國の大野心を實現せしむる根本的の條件を與へたのである。

日本の飛躍はこれのみに止らなかつた。彼等は東方亞細亞にその地保を確歩する爲め更に露西亞と提携しやうと企てた。露國帝國の援助に依り、日本政府は恐らく日本の對支政策に嫌惡の感を抱いてゐる諸列强の反對をも顧みず、彼等の帝國主義を實現したであらう。千九百十五年に日本に於て親露運動が起り、同時に日英同盟撤廢問題が廣く論議された。この運動の背後には疑もなく露國政府と益々親密な關係を樹立せんとする政府の政策を發見することが出來る。日本は東方亞細亞大陸の運命を左右する爲めに露國の協力を得て、競爭者たる列强殊に英國の勢力を驅逐せんと

企てた。日本が北滿洲及び外蒙古に於ける露國の利益を認め、且つ露國軍隊に物資を供給する報償として、北支那に於て自由行動を執ることを露西亞に希望した。この目的を達する爲めにこの日露同盟若くは千九百十年のそれよりも更に重要な意義を有する協約を必要とした。而してこの要求はかの千九百十六年の新日露協約となつた。この協約に依り二國は東洋の平和維持の爲め相互に協力すべきことを約し、且つ二國の何れかの利害に反するやうな聯盟又は協約に與みせざることを約した。この條約は當然日英同盟の効力を無効に歸せしむるものである。而して事實多くの日本人は日英同盟を維持するは最早日本の爲め無益なりと思つてゐる。然るに尙ほ彼等は公の協約に滿足せず、この協約と同時に日露同盟に關する秘密條約を締結した。聯合國の一員として當時獨逸と交戰してゐた二帝國は果して何れの國家に對抗して秘密條約を締結したるかは、昨年露國政府凡ての秘密條約を發表したるが爲め何人もこれを知ることが出來る。

前述した樣に日本は永い間支那の新共和國の內部の軋轢に依つて種々の利益を享けて來た。而して日本の活動は最近二三年愈々陰險になつて來た。幾多の借款又は軍需品を北京軍閥派に提供したのは、同時に二個の目的を達せんとの魂膽であつた。卽ち、一方に於ては北京の軍閥派を支配することに依つて永久に支那を弱小國たらしめんとし、一方に於ては財政上に支那を支配しやうとした。何となれば、これ等の借款は鐵道、鑛山、森林、其他の經濟的利權のやうな種々なる特許權を擔保として提供せられたものであるからである。換言すれば、これ等の借款に依り日本は支那を政治的に又經濟的に左右せんと欲した。これ日本の大陸政策の重要な部分である。日本の政治家の言ふ處に依れば、彼等の對支政策は全く經濟的發展に在りと言つてゐるけれども、實際に於て經濟的發展の背後には政治的勢力が裏付けられ、その政治的野心は屢々經濟的利益に假裝してゐることを知らねばならぬ。この二個の問題は、實に同一政策の相異れる二方面の觀察に過ぎないのである。次に上述した事情を項目を擧げて略述しやう。

（一）日清戰爭の結果は決して現在の排日感情の原因ではなかつた。寧ろ日淸の關係は、戰後反つて親密の度を增した。

（二）然るに千九百五年日露戰爭の終局するや、日本の對支政策は全然侵略的となつた。日支間の絕えざる軋轢は、更にこの時から始まつたのである。

（三）所謂大陸政策は當時より日本政府の政綱となり、遂に支那の獨立と領土保全に對する脅威となつた。

（四）日本が露國政府に款を通じたのは、この大陸政策の一策であつて、諸列强に對抗して日本が北支那に有力な地步を確保せん爲めであつた。

（五）歐洲戰爭の勃發に依り、日本は第三者の妨害を蒙らずして支那に於て年來の野心を實現する絕好の機會を得た。

（六）千九百十五年の日支協約、及び最近支那政府から幾

多の制權を獲得したは、實に大陸政策の論理的發達であつて日本の帝國主義の表現に外ならぬ。

日本の對支政策乃至從來の行動がどの程度迄國際的正義と道義の原理に違反し、且つ他列强の利權を侵害したかの問題は此處に論議しやうとはしない。而して事實がそれを語つてゐるからその必要もなからうと思ふけれども、此處に是非一つの要點丈述べて置かねばならぬ。卽ち若し支那の日本から受けた現在の苦痛が講和會議に於て癒され、且つ日本が將來その帝國主義を捨てゝ對支政策を變革しない限り日支間の紛糾は永久に續くであらう。此度の世界改造に責任を負擔するものは何人も、啻に支那のみに限らず世界全國に最も重大なる死活問題たるこの點を斷じて輕視してはならない。實に極東問題は現在の世界的問題の重要なる部分を形成してゐる。極東問題の正當なる協調を俟たずして、到底世界の恒久平和は期すことが出來ない。

本編は巴里講話會議に際し支那人がプロパガンダの具として、The China National Defence League in Europe の名を以て倫敦で發行したパンフレットで The Relations between China and Japan during the last Twenty-five Years. と題したもの、譯文である、吾人は決して此意見を肯定するものではないが一は支那人が如何なる宣傳を試みたかを知らしむる爲に、又支那人は一部の如何に日本の對支政策を見つゝあるかを知らしむる爲に之を譯出したのである。

彙録

支那に於ける棉花の生産及加工

北京駐在米國商務官ジュレアン、アーノルド（Julean Arnold)氏が米國商務省に宛てたる『米國人と支那生産物との關係』なる報告書中に於て、支那の棉花の生産及加工に就きて左の如く述べたり。

支那の棉花の生産額は年に依りて異るも、平年百五十萬乃至二百萬梱（一梱五百封度）にして、年産額一千三百萬梱の米國を世界第一とし、四百萬梱の印度を其の第二位とし、支那は第三位なり。支那の棉産額は急速に増加の傾向を示し、且つ巨大の發展の餘地を有す。支那に於て棉花の科學的栽培方法を講せむか、一エーカーに就き優に其産額を二倍三倍すべく、而かも其の栽培區域たるや實に無限に之を増大するを得べし。支那は目下の處世界中最廉の棉花を産出するも、之を紡績工場に運搬するに當りては、海外に輸出するものに對するよりも多額の稅を課しつゝあり。棉花は小麥又は其他の初夏に産出する穀類の收穫後直ちに植え附けらるゝ故に棉花の栽培地は棉花の植附前に少しも休息を與へらるゝことなし。支那の棉花は揚子江沿岸、山東、陝西、直隷、又其他南支諸省に産す。支那棉は一般に細纖なりと認めらるる所にして、特に北支那に産するものにして天津より輸出せらるゝものを然りとす。米國は毛布の製造に使用する爲めに地種の棉花を多量に輸入す。支那棉の最良のものは陝西産のものにして、其種子は曩に米國宣教師が米國より同地に移植せるに始まる。上海附近にも亦優良なる棉花を産す。一九一七年に於ける支那棉の輸出額を見るに二十二萬梱二千萬弗にして、其の中七十四パーセントは日本に輸出せられ、十七パーセントは米國に輸出せらる。同年中支那は五千四百噸の綿屑を輸出せるが、其中の八十パーセントは英國宛のものなり。同年中天津に於ける棉花相場は一擔（百三十三、三分の一封度）に付年初に於て二七・五兩なりしが、年末に至りて三〇兩に上りたり。

支那の紡織業は急激なる發達を爲しつゝあり、其の最新式機械として二十年以前の製造に係るものは少し。支那には目下百二十五萬の紡錘及五萬臺の織機ありて、年々二億五千萬封度の綿絲と六千萬碼の綿布を産出せり。支那産の綿絲は主として、十二番、十四番、十六番手等の低度のものにして、之に對しては國內産の棉花を當つるを以て足る。尙ほ支那には數萬臺の手機ありて全國に散在す。然るに支那は毎年米貨六十萬弗の綿絲と約一億弗の綿布を輸入しつゝあり。上海は支那紡績織業の中心地にして、全國の紡錘及機械の過半は此地に在り。一九一七年の報告に依れば、上海の紡績工場の或るものゝ如きは四割の利益を擧げたり。支那の棉花工業は各地に於て驚くべき發展を爲すべしと。

(1919, Feb. 8. Economic World)

過激支那人の捕縛

市俄古に於ける著名の支那人を脅迫せむとした。神秘的過激團體に加擔せる市俄古在住の支那人は悉く今夕までに逮捕せられ、支那本國に送還の爲めに米國官憲に引渡さるゝに至るべし。

右過激支那人の逮捕は支那人自身によりて靜寂に行はるべし、是れ支那人のI、W、W問題に對する處置法なり。

過激支那人の暴動取締に關して、昨今開催せられたる協議會に於て市俄古在住支那實業家の顧問の役を務めたる檢事パトリック、エッチ、オードネルは曰く、

「二十四時間以内に過激派支那人及びI、W、Wの徒は拘禁せらるべし。市俄古の支那實業家は悉く過激支那人を捕へて本國に送還の爲めに米國當局者に引渡すべし」と。

近時紐育の支那街に勃發したるI、W、W騷動は更に市俄古にも蔓延し來れり。市俄古に於ける其の兆候と見るべきものは、賃銀の値上、利益の分配及其の他を要求する主要實業家に宛てたる脅迫狀之れなりとす。曩に紐育に於ける騷動は頗る熾烈なるものありたるも、支那側に於て自ら之れを鎭靜せしめたり、市俄古に於ても亦支那人は同樣の行動を採りつゝあり。

オードネル檢事は更に語を續けて曰く、「斯る場合に、支那人は如何にして之れに處すべきかを知れり。迅速に而かも徹底的に自國民間の過激主義を放逐し得るものは恐らく支那人のみなるべし。最早之れに關して何等煩はさゝることなかるべし。

支那の社會組織其のものが、過激主義を驅逐するの可能性を有す其の理由を語らむに、支那民族は通常七乃至八の大種族に分割せらる。支那人の凡てが、此の何れかの種族に屬するものにして、其の關係は社會的階級に基くに非らずして、全く血族關係に因る。一種族に屬するものは相互に財力又は忠言を以て扶助す。相互に全く兄弟の交りを爲し、且つ嚴重なる監視を爲すものとす。

當地市俄古の如き都會に支那人の來る際には、直ちに種族の首長に見えて其の姓を首長と同一にし、斯くて族長は右支那人の經歷を調査し、族員として、之を記憶するなり。族と團の名譽を汚したるものは惡徒として團の保護を奪はれ、烙印を押して本國に送還の目標と爲す。

斯くの如くなるを以て、族員を見失ふが如きことなし。各族の首領連は二十四時間以内に全支那街の支那人を一人殘さず取調を爲すことを得るなり。若し彼等首領にして惡徒を捕へむと欲せば、直ちに之を捕縛することを得るなり。

例之、市俄古に於ける最も有力なる支那族は Moy にして、Hip Lung と稱する者一般に其の首領なりと目せられ、族員約八百を算す。Hip Lung は支那街在住の凡ての Moy 族員を知り、彼等の經歷職業其の他凡てのことを知れり。I.W.W. 及過激派と妄動せる Moy 族員は今晩中に、他の族員の盡力に依り、悉く Hip Lung 下に報告せらるべし。

更に他の有力なる族團たる Joy 族は、其の源を孔子の時代に發し、前者と同樣の方法を以て族員を統轄するなり。市俄古に於ける Joy 族は又 Ing 及 Chow 兩族を監視しつ

つあり。右三者は今より二千五百年前に三人の兄弟より分れたるものと稱せらる。右三族員は互に第一の親族なりとせり。彼等は決して他と結婚せず、而して右三族中の一族が拔んで優勝なる時は、恰も市俄古に於けるが如く、其の他の二族は前者に合同するなり。

右の如く團結强固なるを以て、其の族員を失ふが如きこと決して存せざるなり。彼等は頗る多數にして、コーカシヤ人と酷似して、一見之れを區別し難しと雖も、彼等族員は各個人每に符合を有するを以て之れを見分くることを得るなり。

彼等支那人は過激派の事に關しては口を噤んで何事も語らず。然り彼等は昨夜の會合を終へたる後に於て、何事をも語るを欲せざりき。支那陸軍大佐 Joy Chun 及航空隊長 Joy Gon は右協議會に出席したるも、彼等の訪問は今回過激派の騷動に關係を有するものなることを否認せり。

支那文を以て草したる秘密書類を手にしたる Post 紙探訪員は、當地に於る有名なる支那旅館主たる King Joy Lo なるものを訪ねて、過激派の消息を聞かむとしたるが King Joy Lo は平然として右の秘密書類を讀下して曰く、

「余は何事も語るを好まず。」而して、

「併し某々支那人に對して脅迫を爲すの企てありしは事實に非るか？」との記者の反問に對して、

「余は其の事實たるや否やを云ふことを欲せず、」と最後に彼は曰く、

「米國官憲が本件に就きて活動しつゝあるも、過激派暴動の内部的歷史に關しては何等の曙光を認め得ざるべし」と云々。(Eve. Post Chicago, Feb, 14, 1919.)

天津に於ける日米衝突事件

天津に於ける日米兩國兵の衝突に關する紛爭事件は天津駐在米國守備隊長ワイルダー大佐 (W. T. Wilder) の公報に依りて事件の一層重大なること判明せり。

凡ての方面より觀察するに、多分米國政府は米國軍隊の制服を着用せる兵士に對して暴行を加へたる責任者の處罰を要求すべし。數日前に發表せられたる日本官憲の報告と右ワイルダー大佐の報告とは多くの點に於て相異せり。

ワイルダー大佐は特に同事件に於ける步兵第十五聯隊附伍長ジョー、ローナー (Joe Rohner) の負傷を力說せるが、同伍長は目下米國の衞戍病院に入院中にして、左脚が銃劍を以て刺されたる結果神經を損じ、左脚不隨となれりと。

ローナー伍長の負傷の如きは天津事件に於ける日本兵暴虐の一例に過ぎず。

ワイルダー大佐の報告と同時に華盛頓に到達せる公報に依れば日本は西比利亞派遣軍を增加せむとしつゝありと。米國官憲の意見にては、右派遣軍の增加の如きは、天津事件に依りて釀成せられたる重大なる形勢に比すれば、單なる一政策問題にして、左まで重要視すべきものに非らざるが如し。

ワイルダー大佐の公報は、日本官憲の說明書中に引用せるが如き、米國兵が事件の發頭人たることゝ及米國兵酩酊云

云の如きことを絶對に否認して、曰く、

『本事件を充分に審査の結果當時米國兵の飲酒せるものなく、且つ銘酊せるもの丶存在せる證據なし、』と。

右報告は日本兵士が如何に米國兵を歐打し、侮辱し、苦めたるかを示さものにして、曰く、

歩兵第十五聯隊のヒッキツンス大尉(Roy. H. Higgins)は、午後十一時半頃英國人トーマス氏夫妻と共にエンパイヤー座を出で、歸途に就き同座の南方なるセンド、ジョセフ學校の所に來るや、彼等は日本兵の爲めに通行を止められたり。トーマス夫妻は通行を許されたるも、大尉は銃劍を以て脅威せられ、劇場の方へ引返しを餘儀なくせられたるが、終に大尉は米國士官兵たる旨を納得せしめて、漸く放還せらる丶を得たり。大尉の引返しを強要するに當つて、日本兵は、斷えず大尉の腹部に銃劍を擬して之を脅迫せり。其の中一日本兵の如きは、銃に彈丸を裝し、大尉の胸に銃口を當て丶大に苦めたり。トーマス氏も亦彼の遭遇せる事件を英國官憲に報告せりと聞く。

又プロボスト守備聯に屬する一米國伍長は友兵を混雜より脱出せしめむとして、却つて日本兵の爲めに捕縛せられ、且つ拘禁せられたる顛末に曰く。

コルドバ伍長は米國兵に對してエンパイヤ座より退出せむことを勸告せるのみにて、彼等日本兵と口論せるに非らず。而して同伍長が劇場に歸り來るや、何者とも知れず一人の彼の頭を棍棒を以て毆打せるものありしが、之れと同時に武裝せる四名の日本兵來りて直ちに伍長を捕らへ日本警察署に連れ行きたり。伍長を佛租界にある同劇場より日本警察署に連れ行く間に、日本兵は分散して、群集をして交々棍棒ステッキを以て同伍長を毆打せしめたり。

天津佛租界に起りたる右事件の報告書は、日本人の主張たる同事件は日本租界地に起りたるものなりとするを否定するものなり。

同事件は佛租界に起りたるものなりとするワイルター大佐の報告を立證するものとして、本日吾人の聞知する所に依れば、日本兵士及警官は佛租界内に於て何等の權限を有せざるものなるが故に、右日本の國際法違反に對して、佛國は日本の公式の謝罪を要求して、既に之を爲さしめたり。右の謝罪によりて本事件の終了を告けたり、幵は佛國人に何等の損害を蒙りたるものなかりしが故なり。

(19. April 1919. New York Sun.)

ロッヂ氏の日本攻擊

ワシントン十月十四日發

上院議員ロッヂ氏は、本日講和條約中山東問題の條項に對する修正案に對し二時間に亘る贊成演說を試みた。彼は先つ山東協約の如何にして日支間に協定されたかに就いて詳論し且つ、次のやうに論じた。

『日本は今や支那政府を壓迫して、山東償還に關する條件に就いて折衝を重ねやうとしてゐる。即ち日本は支那政府に對し凡ての獨逸の利權及びそれ以上のものを日本の手に

敢むるやうな條約に調印せんことを求めてゐる。假令、ウイルソン氏が彼等の言責を信ずると雖も、あの二十一箇條の要求の歴史を是認して果して米國の名分が立つであらうか。

山東條約の完全な意義を正當に理解してゐる人は極めて少數のやうである。普通に說かれてゐるところに依ると、山東省に於ける獨逸の權利を單に日本に讓渡すると云ふ丈のことであるから 支那にとつては何等以前と異つた苦痛はあるまいと云ふにあるらしい。而して人々はその道德的批判や、如何にして日本がこの要求を徹したかの問題に就いては、全然眼を閉ぢてこれに觸れやうとせず、且つその經濟的政治的意味に就いては全く何等の理解も持つてゐないのである。

次の事實は屢々力說された處である。卽ち獨逸の租借地は決してかの三萬五千平方哩（イリノイス州と殆んど同面積）の面積と約四千萬の人口を有する山東省の全地域を包含するものではなく、單に面積二百平方哩と人口十九萬五千人を有する膠州灣を圍繞する地帶に過ぎない。而して日本は單に經濟的權利を保留するのみで、この地域に於ける政治的權利は支那に還附すべく約してあると主張してゐることである。併しながら日本は最も重大なる一の事實に對しては極めて用心深く他人の注目を避けてゐるらしい。それは日本が支那に强要した條約の中に一の日本居留地を保留してゐることである。この居留地は日本自ら勝手に指定したものであつて全然日本の管理と指揮の下に置くべきものとしてある。而して若し他國が希望する場合には別に一の國際的居留地を設くべしと規定してある。

青島に於ける日本の特權

日本の專管居留地の範圍は大體に於て明白に區劃することが出來る。埠頭其他港灣の諸設備、鐵道及び海底電線の終點、郵便、電話、電信の中央局、稅關其他商業上、行政上、絕好の地點は凡てこの地域內に包含されてゐる。而して日本は該條約に依り獨逸から繼承する權利に從つて、若し支那が山東省に於て鐵道を敷設しやうと希望する場合には、かの青島濟南府鐵道と同一の條件に依つて、日本が代つて敷設するを得るの特權及び同地域に於て鑛山を開發する權利を獲得してゐる。更に該條約に依り、現在の幹線を延長して支那の中心に至らしむるの權利を得た。かくして特に冬季北方の諸港が氷結した場合、運輸交通の大部分を自己の支配の下に在る青島を經由せしめやうと計畫したのである。

これ、日本が着々として廣大なる支那の面積と人口を完全に支配せん爲めにとつた手段であつた。過去に於てかくありし如く、恐らく將來もかやうな政策を改めないであらう日本はかの忌むべき獨逸思想に心醉し、戰爭を以て一の產業と心得てゐる。何となれば日本の過去の發展は主として戰爭に負ふ處が多いからである。完全な武備と兵力を有する日本は何等の兵備を施さない平和な國民と相對してゐる。日本は將來全世界に對する恐るべき大國となる迄は一意專心支那の開發の爲め努力するであらう。支那の市場を

云の如きことを絶對に否認して、曰く、

『本事件を充分に審査の結果當時米國兵の飲酒せるものなく、且つ銘酊せるもの丶存在せる證據なし、』と。

右報告は日本兵士が如何に米國兵を毆打し、侮辱し、苦めたるかを示さものにして、曰く、

步兵第十五聯隊のヒッキンス大尉（Roy. H. Higgins）は、午後十一時半頃英國人トーマス氏夫妻と共にエンパイヤー座を出で、歸途に就き同座の南方なるセンド、ジョセフ學校の所に來るや、彼等は日本兵の爲めに通行を止められたり。トーマス夫妻は通行を許されたるも、大尉は銃劍を以て脅威せられ、劇場の方へ引返しを餘儀なくせられたるが、終に大尉は米國士官兵たる旨を納得せしめて、漸く放還せらる丶を得たり。大尉の引返しを强要するに當つて、日本兵は、斷えず大尉の腹部に銃劍を擬して之を脅迫せり。其の中一日本兵の如きは、銃に彈丸を裝し、大尉の胸に銃口を當て丶大に苦めたり。トーマス氏も亦彼の遭遇せる事件を英國官憲に報告せりと聞く。

又プロボスト守備聯に屬する一米國伍長は友兵を混雜より脫出せしめむとして、却つて日本兵の爲めに捕縛せられ、且つ拘禁せられたる顚末に曰く。

コルドバ伍長は米國兵に對してエンパイヤ座より退出せむことを勸告せるのみにて、彼等日本兵と口論せるに非らす。而して同伍長が劇場に歸り來るや、何者とも知れず一人の彼の頭を棍棒を以て毆打せるものありしが、之れと同時に武裝せる四名の日本兵來りて直ちに伍長を捕らへ日本警察署に連れ行きたり。伍長を佛租界にある同劇場より日本警察署に連れ行く間に、日本兵は分散して、群集をして交々棍棒ステッキを以て同伍長を毆打せしめたり。

天津佛租界に起りたる右事件の報告書は、日本人の主張たる同事件は日本租界地に起りたるものなりとするを否定するものなり。

同事件は佛租界に起りたるものなりとするワイルター大佐の報告を立證するものとして、本日吾人の聞知する所に依れば、日本兵士及警官は佛租界內に於て何等の權限を有せざるものなるが故に、右日本の國際法違反に對して、佛國は日本の公式の謝罪を要求して、既に之を爲さしめたり。右の謝罪によりて本事件の終了を告けたり、幷は佛國人に何等の損害を蒙りたるものなかりしが故なり。

(19. April 1919. New York Sun.)

ロッヂ氏の日本攻擊

ワシントン十月十四日發

上院議員ロッヂ氏は、本日講和條約中山東問題の條項に對する修正案に對し二時間に亘る賛成演說を試みた。彼は先つ山東協約の如何にして日支間に協定されたかに就いて詳論し且つ、次のやうに論じた。

『日本は今や支那政府を壓迫して、山東償還に關する條件に就いて折衝を重ねやうとしてゐる。即ち日本は支那政府に對し凡ての獨逸の利權及びそれ以上のものを日本の手に

牧むるやうな條約に調印せんことを求めてゐる。假令、ウイルソン氏が彼等の言責を信ずると雖も、あの二十一箇條の要求の歷史を是認して果して米國の名分が立つてあらうか。

山東條約の完全な意義を正當に理解してゐる人は極めて少數のやうである。普通に說かれてゐるところに依ると、山東省に於ける獨逸の權利を單に日本に讓渡すると云ふ丈のことであるから支那にとつては何等以前と異つた苦痛はあるまいと云ふにあるらしい。而して人々はその道德的批判や、如何にして日本がこの要求を徹したかの問題に就いては、全然眼を閉ぢてこれに觸れやうとせず、且つその經濟的政治的意味に就いては全く何等の理解も持つてゐないのである。

次の事實は屢々力說された處である。卽ち獨逸の租借地は決してかの三萬五千平方哩（イリノイス州と殆んど同面積）の面積と約四千萬の人口を有する山東省の全地域を包含するものではなく、單に面積二百平方哩と人口十九萬五千人を有する膠州灣を圍繞する地帶に過ぎない。而して日本は單に經濟的權利を保留するのみで、この地域に於ける政治的權利は支那に還附すべく約してあると主張してゐることである。併しながら日本は最も重大なる一の事實に對しては極めて用心深く他人の注目を避けてゐるらしい。それは日本が支那に强要した條約の中に一の日本居留地を保留してゐることである。この居留地は日本自ら勝手に指定したものであつて全然日本の管理と指揮の下に置くべきものとしてある。而して若し他國が希望する場合には別に一の國際的居留地を設くべしと規定してある。

青島に於ける日本の特權

日本の專管居留地の範圍は大體に於て明白に區劃することが出來る。埠頭其他港灣の諸設備、鐵道及び海底電線の終點、郵便、電話、電信の中央局、稅關其他商業上、行政上、絕好の地點は凡てこの地域內に包含されてゐる。而して日本は該條約に依り獨逸から繼承する權利に從つて、若し支那が山東省に於て鐵道を敷設しやうと希望する場合には、かの青島濟南府鐵道と同一の條件に依つて、日本が代つて敷設するを得るの特權及び同地域に於て鑛山を開發する權利を獲得してゐる。更に該條約に依り、現在の幹線を延長して支那の中心に至らしむるの權利を得た。かくして特に冬季北方の諸港が氷結した場合、運輸交通の大部分を自己の支配の下に在る青島を經由せしめやうと計畫したのである。

これ、日本が着々として廣大なる支那の面積と人口を完全に支配せん爲めにとつた手段であつた。過去に於てかくありし如く、恐らく將來もかやうな政策を改めないであらう日本はかの忌むべき獨逸思想に心醉し、戰爭を以て一の產業と心得てゐる。何となれば日本の過去の發展は主として戰爭に負ふ處が多いからである。完全な武備と兵力を有する日本は何等の兵備を施さない平和な國民と相對してゐる。日本は將來全世界に對する恐るべき大國となる迄は一意專心支那の開發の爲め努力するであらう。支那の市場を

閉鎖して莫大な經濟上の利益を占めることは單なる日本の野心に外ならない。日本は遂には宛かも獨墺が二千六百萬の奴隷を軍隊に使用したやうに、かの無限の支那の人間を使用して彼等の世界侵略の大計畫を遂行せんとしてゐる。日本はかくして世界の平和を脅す威力を構成するであらう。彼等は既に西伯利亞に侵入しつゝある。即ち先づ支那及び西伯利亞を支配し次いで歐洲を脅す日が來るであらう。

併しながら日本の脅威を最も多く蒙る國は實に我國である。若し吾人が今日太平洋に於て優勢な海軍を支持しなかつたならば必ずや合衆國は、次の戰爭に於て文明を維持する爲め此度の戰爭に於ける佛國と同一の地位に立たねばならぬ日が來るであらう。

英國は獨逸をして四十年間全くその意の儘に振舞はしめた。而して此の間に獨逸は丁抹を侵し、墺太利を征服し、佛蘭西を擊破して掠奪を恣にした。然るに四十年後に於て遂に英國は莫大なる犧牲を拂つて獨逸の世界統一的野心を阻止しなければならぬ破目に陷つたのである。この事實を充分了解され、且つ將來を慮る賢明なる上院議員諸君が、日本に對して過去の英國と同一の政策を持し且つ日本をして將來米國の禍たらしむるが如き近視眼的態度を執らるゝが如きことあらうとは、余輩の萬々信じ能はざるところである。

問題に對する道德的觀察

併しながら余輩の心にこの事實より更に決定的な他の理由がある。山東省を日本の支配に委すると云ふことは太なる誤謬であつて、道德的には何等辯護の餘地のないことは明かである。而して過去に於て獨逸の山東占領に對し抗議を提出することを怠つたではないかと云ふことは、何等この問題に對する回答にはならない。しかも事實に徵すれば、かのヘイ氏の門戶開放政策はこの獨逸の行爲に對する立派な應答と見るべきである。

ウイルソン大統領が、我々は過去に於て掠奪した領土と貿易をして何等怪しむところがなかつたから從前通り掠奪させて置いても毫も不思議はないぢやないかと云つたのは甚だ脫線の嫌がある。このヘイ氏に對する攻擊は、大統領が從來使つた攻擊の中で最も見苦しいものゝ一つである。今迄に何が公平だと言つて、ヘイ氏の政策に及ぶものはあるまい。全世界の各國が何をしやうと、我々はこの政策から利するところは何物もなかつた。實にこの政策の主眼とするところは支那を擁護して外國の支那の領土獲得を妨止するにあつた。併し假令、反對の結果に終つたとしても、何故に千九百四年に朝鮮の爲めに干涉を試みなかつたかと言つて自己の立場を辯護することは、決して今日の問題に對する理由とはならないのである。

二個の惡事が一緒になつたとて決して正義となることは不可能である。假令、千九百四年に無干涉の態度を執つたとは言へ、その場合に於ても亦獨逸の膠州灣占領の場合にも米國は進すんで惡に左袒した譯ではない。然るに今日は何うであらう。我々は積極的に惡に與みしてゐると言はれ

ても一言もない。米國は實に山東省の支配權を日本に與ふることを承認したのである。我々は平和を愛好するかの無辜の國民の領土を理由なく他國に引渡すことを承諾したのである。

我々が今賣らんとしてゐる領土は決して敵國の領土ではない我々を助けて獨逸と戰つた一友邦の領土である。我々は果してこの惡を看過することが出來るであらうか。余輩は到底人類と自由と正義の爲め、惡に與することは出來ない。後に來るものゝ爲めに、少くともこの言が永久に記錄されんことは切めてもの余の希望である。』

（ニユー、ヨーク、タイムス）

事業界

上海製造絹絲株式會社營業成績

上海製造絹絲股分公司第二十五期の營業報告書卽大正七年十二月一日より本年六月二十五日に至る上半季間の營業概況を示せば左の如し。

大正七年十二月二十七日定時株主總會開會總株數一萬九千七百八十一株にして、本年六月二十五日現在株主數二十六名なり、固定資產に於て前期に比し機械代銀二千八百兩を減じたるは、前期末利益金處分方法に基きて銷却したるものにして、又器具什器代に於て銀一百兩を增加したるは買入れ大臺秤一個代金を什器代に編入したるに由る當期末に於ける火災保險契約現在高は、銀五十七萬八千兩にして內譯左の如し。

工場本館附屬建物並に機械一式	三五八、五〇〇兩
貯藏製品	五〇、〇〇〇兩
工場內仕掛物	五〇、〇〇〇兩
貯藏原料	八一、五〇〇兩
什器	三、〇〇〇兩

次に當期間に於ける工場作業概況を見るに左の如し。

作業日數	晝一七五、五日 夜一八〇、〇日
一日平均運轉錘數　絹絲	晝二、一〇三錘 夜二、〇九六錘
同　紬絲（營業專務）	八三二、九錘

一日平均職工出勤人員	男二四七 女二四八	計四九五人
原料使用高	二四二、三九四・五〇斤	
絹絲出來高(平均番手139.2312)	四八、八七四・四七斤	
紬絲出來高(平均番手401)	二三、五一〇・〇〇斤	
屑物出來高	二九、五六一・〇八斤	

次に一般の商況を記する事左の如し。

(イ)原料　當期間原料屑物市況の概要を述ぶれば、前期末歐洲戰爭の休戰調印により、市況稍弱含みとなり引續き低落すべく豫想せられしも、當期は原料出廻り少き時季なると、當期生産額に對する先約定殆ど出來し居たる爲め、市場に賣荷少く、相場持耐への儘にて進み、格別の安値を現はすに至らず、期末に至り生絲相場の暴騰と、平和後の事業恢復見越しによる商館側の新物先約、並に日本向輸出品の買附け輻輳等により、相場は漸騰を續け在荷を一掃せり、現狀より見れば下半季の屑物市況は一層强硬なるべく相場も異常の高値を示す事なるべし。當社の原料取入狀態は前期に於て略所要量を滿し得たるため、當期は補充買ひの程度に止め殆ど大口の取入を爲さず、次期の原料買入れに就て夫々手配中なり。

(ロ)製品　印度向絹絲　當期間の引渡し製品は前期印度市場の好況時に契約したるものにして、其後市價の暴落に逢ひ一時約定品の受渡しに付懸念せられたるも、幸ひ確實なる取引先を有したるため順次滯りなく引渡しを完了せり、新規契約に於ては當期の前半は休戰後市況未だ回復せられざるに、印度內地の騷亂惡疫の流行等相踵き、市況愈沈衰し全く商談なかりしも、期末に於ける生絲相場の暴騰は著しく絹絲の需要を喚起し、來期同方面向製絲の過半は既に先約定を終れり、當期間賣上斤量二萬八千〇五十四斤餘なり。

南洋向絹絲　期の當初に於ては同方面の市況は思はしからざりしも、印度方面の供給を緩和する目的を以て極力該方面の販路擴張に努めたるも、船腹の取入れ容易なるに至りしより著く需要を喚起し、當期製品の全部は既に引渡しを了り、次期同方面引當て製品の殆ど全部先約を完了せり、當期賣上斤量一萬一千九十二斤なり、

支那向絹絲　前期に於て一時紡出を中止し、在荷の整理に努めたるも、事業將來の見地より販路開拓の必要を認め、機臺の餘裕ある每に內地向絹絲を紡出し市場に供給したり、更に將來の販路擴張策に就ては今一段の工夫を怠らざるべし。

支那向紬絲　紬絲は引續き好況を持し既に來期前半の製絲は約定を濟せり、當期間賣上斤量二萬三千五百斤なり。

尙當期間の貸借對照表、損益計算書及利益處分案を示せば左の如し。

一、貸借對照表

貸(負債之部)		借(資産ノ部)	
株金	四〇〇、〇〇〇・〇〇圓	土地	五八、〇〇〇・〇〇圓
法定積立金	二六、八〇〇・〇〇	建物	九〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	二六、八〇〇・〇〇	機械	二一七、二〇〇・〇〇
諸修繕準備金	七、三九八・三二	器具及什器	一、一〇〇・〇〇
借入金	二〇〇、〇〇〇・〇〇	原料	三三、九二七・四一

負債	金額	資産	金額
未拂金	五、六一二・二八	絹絲仕掛物	四二、九二九・六五
未拂配當金	一、〇三六・五〇	絹絲	四五、二四一・三四
社員職工預金	八九四・一二	紬絲仕掛物	一七八・〇九
職工保證金	一、一七二・七九	紬絲	二三九・一九
職工救濟資金	三一五・三九	需用品	二四、三七四・三一
共濟準備會預金	六〇・〇〇	石炭	二五三・二四
前期繰越金	九、三五七・〇八	銀行勘定	一八、六四二・一二
當期純益金	八二、〇七一・四三	現金	三六・三八
		鐘紡勘定	三三、八八四・二七
		假拂金	一五、五一一・九一
計	五八一、五一七・九一	計	五八一、五一七・九一

二、損金計算表

收入之部	金額	支出之部	金額
絹絲賣上高	一七一、七九一・五四兩	前期繰越絹絲在高	一二、七八八・六九兩
ペニー見本賣上高	四二〇・〇〇	同紬絲在高	二一九・六九
紬絲賣上高	二〇、一七八・〇〇	同絹絲仕掛物	四五、一七九・六〇
屑綿賣上高	五、四六二・一三	同紬絲仕掛物	一四一・八五
雜收入	一、九一三・八八	原料需要高	一〇五、〇四五・三六
次期繰越絹絲仕掛物	四二、九二九・六五	營業費	七九、六二五・九六
同紬絲仕掛物	一七八・〇九	營業純益金	八二、〇七一・四三
同絹絲在高	四五、二四一・三四		
同紬絲在高	二三九・一九		
鐘紡貸與機械利益金	三六、七一八・二二		
計	三二五、〇七二・〇四	計	三二五、〇七二・〇四

三、利益金處分

項目	金額
當期純益金	八二、〇七一・四三兩
前期繰越金	九、三五七・〇八
計	九一、四二八・五一

之を處分する事左の如し

項目	金額
法定積立金	四、二〇〇・〇〇
別途積立金	四、二〇〇・〇〇
機械代消却金	四、二〇〇・〇〇
諸修繕準備金	四、四〇〇・〇〇
株主配當金(年三割)	六〇、〇〇〇・〇〇
役員賞與金	一、〇〇〇・〇〇
後期繰越金	一三、四二八・五一
計	九一、四二八・五一

惠羅公司營業成績

上海南京路惠羅公司（Whiteway, Laidlaw, & Co., Ltd.）は倫敦に本店を有し、世界各地に支店を有し、東洋方面にては馬來半島、暹羅、香港、上海、漢口、天津等に各支店を設け居れる雜貨巨商なるが、去六月三日倫敦本店に於て第十一期株主總會を開催し、議長メンスウイルキンソン氏 Mence Wilkinson の試みたる同社營業の大要左に摘記すべし。

昨年度本社の營業利益は東洋方面爲替の好況により、合計十七萬八千二百三十六磅にして、之より社長の報酬總支配人所得税額及減價評價をなし、殘高十四萬三千四百六十九磅なり、而して之に前期繰越金一萬四千九百三十八磅を加へ、合計十五萬八千四百〇七磅を計上せり、次に一九一八年十二月三十一日本社優先株に對する配當、幷に同日普通株に對する臨時配當額も本勘定より支拂ふ可く、其結果本勘定殘高は十一萬二千八百七十六磅にして、取締役は之

を次の如く處分せん事を提議するものなり、普通株に對し所得税免除額限度たる五分の配當を爲す事、(即免税限度一ヶ年一割の配當)此計二萬一千五百三十四磅也、次に積立金勘定として六萬九千三百四十九磅、職員積立資金二千五百磅及次年度繰越一萬九千四百九十二磅なり、昨年度の積立金割當額六萬七千四百二十八磅五志にして、現在高二十四萬三千五百六十四磅に達し、此内十四萬三千五百六十四磅の發行株の臨時配當に配當され、一萬磅を積立金勘定に殘したるなり、此割當に對し本日の總會に於て六萬九千三百四十九磅を積立金に振替、以て合計十七萬磅を計上する事となるなり、本社取締役は最近馬來半島タイピンに好望の土地を買收し本社建物を建築し、數年來遂げ來りし同地方の營業を此處にて掌る事とせり、又暹羅の營業所磐谷の新建築物は既に竣成し、去る三月三十一日開業し、四月一月より營業を開始せり、其後暹羅に於ける營業好況にして、漢口の營業は昨年四月一日より開業し、取締役は之が成績に滿足しつゝあり、上海香港及天津に於ける營業は稍平調ならざりしも、一般の取引は滿足すべきものと思考せり、「ナイロビ」支店は既に七年前より營業を開始し、事業を擴張し大建築をなし、土地建物共凡べて本社に隷屬せり、又「モンバサ」に於ても亦有利の條件を以て土地及事務所を中央市場に有せり、「エルドレット」に於ても同様農業市場の中心都會に土地及建物を所有し、「ウガンダ」の營業に就ても、既に昨年春「カンパラ」市に建物を所得し、本社の營業は、世界各地に漸次擴張せられ頗る多望なるものあるなり云云。

内外綿株式會社營業成績

内外綿株式會社昨大正七年十一月二十六日より、本年五月二十五日に至る第六十四回本年上半期間に於ける營業の概況を示すこと左の如し。

(一)一般商況　前期末休戰協定の爲め不況の裡に終りたる綿糸市場は當期の初め米棉、印度棉の暴落に因りて引續き軟弱に陷りたりしが、綿糸に對する内外の需要は依然衰へず、現物は常に品不足の爲め先物との値鞘益々擴大して、未曾有の大逆鞘を示しつゝ漸次昇騰の勢を持續するに至り、其後米棉は講和樂觀による需要增加と來期新棉に對する收穫減少豫想とにより、昇騰の步調を示し、印度棉も亦之に連れて著しく恢復したるにより、綿絲布共に之が刺戟を受けて活況を呈し、多額の長期取引を見るに至り強硬の商勢裡に本期を終れり。

上海は當期の初めに於て内地の低落を受け、市況沈靜に陷りたれども、現物の賣行良好にして支那棉常に割安なりし爲め、操業は幸に順調なる事を得、期末内地の活躍によりて好況を呈し多數先約行はるゝに至れり。

(二)雜件　昨年十二月中神戸葺合磯邊通所在土地七百四十三坪外一件の土地を賣却し、本年一月二十七日會社目的變更の登記をなし、又同一月二十日第六十三回定時總會を開き前期間に於ける營業諸般の報告をなし、川邨利兵衛氏取締役に再選就任せり。

（三）當期末に於ける保險契約高　當期末に於ける建物、機械及貯藏品に對する火災保險契約高左の如し。

第一紡織工場分	一、三九一、八〇〇・〇〇円
第二紡織工場分	三、一八六、四〇〇・〇〇
上海支店分	九、一四四、六七〇・〇〇
同　上（上海兩銀）	四、〇〇一、八〇〇・〇〇兩
青島第六工場分（青島銀）	二、四三二、七〇二・二五円
本社其他ノ分	一四九、八〇〇・〇〇
合計	一三、八七二、六七〇・〇〇
兩上海兩銀	四、〇〇一、八〇〇・〇〇兩
青島銀	二、四三二、七〇二・二五円

（四）貸借對照表

甲、負債之部（貸方）

資本金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇円
積立金	三、八八七、三〇〇・〇〇
配當準備積立金	二九一、八七五・〇〇
別途積立金	一四七、五〇〇・〇〇
保險積立金	一六、五三一・三一
支拂未濟配當金	五〇三・〇四
借入金	四一八、一八三・一二
賣代金	四一、六九三・七二
引受爲替手形、支拂手形	二、〇七二、六三三・四二
社債	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
備入金	一、九〇〇、〇〇〇・〇〇
預り金并未決算金	二、一九六、三九五・五七
未拂社債利子	九五、二九〇・一八
社員恩給資金	一五〇、〇〇〇・〇〇
職工保護奬勵資金	一五〇、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	五二三、八七一・〇一
當期純益金	二、〇八四、六四七・五五
合計	二一、九七六、四二三・九二

乙、資産之部（借方）

拂込未濟資本金	一、二五〇、〇〇〇・〇〇円
工場原料、品仕掛品、製品	七、四八二、八二四・一二
委託品	一四八、九九七・一七
積送品	五一、三三三・三八
銀行當座預金、別段預金	三、三四五、三二〇・四五
預ケ金	一二、六八一・五一
假出金	一二四、一三四・〇五
地所	一、二六九、五七二・〇六
建物	二、二五五、二六六・五六
機械	五、五五六、五六七・四五
什器	三二、一五六・四六
有價證券	一四、五二五・〇〇
工場要具	一六六、一二五・〇〇
工場準備用品	二九八、九二六・三六
現金	一四、一九三・九六
合計	二一、九七六、四二三・九二

（五）損益計算書

（甲）收入之部

製品及半製品出來高	二五、六三四、六五七・四七円
屑物出來高	一五八、四四七・七七
收入利息	七三、六二七・一一
雜益及株券書換料	一五三、一〇七・六三
合計	二六、〇一九、八三九・九八

（乙）支出之部

原料品及半製品消費高	一九、七二〇、〇七五・九二
社債利息	九五、〇〇〇・〇〇
諸税	四三八、〇七四・七八

上海小學校設立費	一〇〇、〇〇〇・〇〇
營業費	四〇一、一一四・七六
工場費	二、三七五、四一七・四六
合計	二三、一二九、六八二・九二
差引	二、八九〇、一五七・〇六
内	
建物機械什器要具減價償却	八〇五、五〇九・五一
再差引	
當期純益金	二、〇八四、六四七・五五

(六)利益金分配案

當期純益金	二、〇八四、六四七・五五	
前期繰越金	五二三、八七一・〇一	
合計	二、六〇八、五一八・五六	
内		
積立金	八〇〇、〇〇〇・〇〇	
社員恩給資金	五〇、〇〇〇・〇〇	
職工保護奬勵資金	五〇、〇〇〇・〇〇	
役員賞與金	一八〇、〇〇〇・〇〇	
配當金	二二五、〇〇〇・〇〇	
但 舊株一株ニ付金參圓 新株一株ニ付壹圓五拾錢		年一割二步
特別配當金	七一二、五〇〇・〇〇	
但 舊株一株ニ付金九圓五拾錢 新株一株ニ付金四圓七拾五錢		年三割八步
後期繰越金	五九一、〇一八・五六	

米支合辦絹織物會社創立

米國は日本絹織物の米國に輸出さるゝ好況に見る所あり、今回廣東に於て米支合辦の絹織物會社を創立し、既に同地方の輸入絹織物の一部を占有せんと計畫せり、本會社は米國の會社組織にして資本金米貨一百萬弗、內半額は同地方の支那人側にて所有し、米國に永年居住し絹織物に經驗を有する一支那人同社の總支配人たるべく、最近廣東對島の海南島に大區劃の土地を買入れ、工場を建設し白地及精巧絹布の織布に從事し、工場に關する諸般の準備既に成り、諸機械は之を米國に注文したれば、茲二三ケ月內に業務開始すべし、而して最初は一工場に二十乃至五十臺の織機を備へ附け、職工百人にして若し經營有望なる時は更に工場を增設し、機械を增設するに至るべし技師は佛國絹織物工場に經驗を有せし佛人を招聘すべしと。

交通銀行營業成績

交通銀行は前年改組以來營業方針は預金、貸付、爲替等に重きを置くの傾向あり、內部組織も亦大に改善を加へたるを以て、從て營業成績も年一年顯著なるに至れり、去年(一九一八年)度決算期には、純益四百四十四萬九千九百九十六元を擧げたり、之を一九一七年同期に較れば約一倍有餘を增加せり、而して一九一五年及一六年と比較するに於ては、更に其增加巨額に上れり、唯該行の北京紙幣は政府立替關係よりして今に至るも尙ほ兌換開始するの運びに至らず、茲に該行の一九一八年度資產負債表及損益勘定を表示すれば卽ち左の如し。

(一)資產負債表

負債之部

株金總額	一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇元

備入金	一五、四五〇、〇〇〇・〇〇
定期預金	一七、一八四、五七三・一五
當座預金	三五、一七九、六〇二・三六
發行紙幣	三五、一四四、五六三・四四
積立金	二、一七五、一三八・五三
前期繰越	二、〇五〇、五〇六・七三
本期利益	四、四四九、九九六・一八
合計	一二六、六三四、三八〇・三九

資産之部

未拂濟株金	七、五〇〇、〇〇〇・〇〇
定期貸付	二七、二一九、〇四八、二一
當座貸越	四四、五四〇、〇一三・二一
割引手形	五、五二〇、〇一三・一八
抵當爲替	八〇五、二一五・七七
有價證券	一〇、八九三、五五一・二八
現金在高	三〇、一五六、五三八・七三
合計	一二六、六三四、三八〇・三九

(二)損益勘定

利益之部

利息	三、七五四、〇〇四・三九
爲替手數料	九四〇、八一四・四〇
手續費	一六七、七三六・五九
割引利益	四二、八八八・五一
兌換利益	一、一六二、二六一・七五
證券賣買利益	四一、四三九・一五
雜益	六二、一六三・二二
合計	六、一七一、三一三・一一

損失之部

各項經費	一、七二一、三一六・九三
純益	四、四四九、九九六・一八
合計	六、一七一、三一三・一一

以上兩表を觀れば該行の去年度營業狀況は其以前に較べて確に進步せるを知るべきなり、負債部に於ても一九一七年度に較れば定期預金約四百餘萬元、當座預金約九百餘萬元、發行紙幣六百餘萬元　積立金二十餘萬元、純利益二百四十萬餘元の增加を見又資產部に於ては定期貸付約五百餘萬元、當座貸越二百餘萬元、割引手形三百餘萬元、有價證券約八百餘萬元、現金約一千八百餘萬元を增加せり、唯抵當爲替に於て稍や減少を見たるに止まれり。

茲に該行重要營業に就き歷年比較する時は其營業の發達狀況を窺ふに足るべし、其比較表は左の如し。

（單位萬兩）

	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年
預金總額	一、四一〇	三、四四〇	四、九〇五	四、七四八	二、五七九	三、八五三	五、三三六
貸付總額	一、六二三	三、八四五	四、三一七	五、〇五五	五、三二二	八、五七八	二、八〇八
發行紙幣	七九	四〇九	五九五	二、四八六	二、一二九	二、八六〇	三、五二四
在庫現金	四六七	八七四	一、四七三	一、五八一	九七五	一、二七六	三、〇一五
積立金	一七	四一	一六七	二〇〇	九八	一九〇	四四四

上表中預金總額とは定期預金及當座預金の兩項に係り、貸付總額とは定期貸付、當座貸越、割引手形、抵當爲替の四項を云ふ、此項の昨年度數は前年に較べて稍や減少せり、故に昨年度貸付總額に於て減少せるも在庫現金に於て大に增加するを見たり。

甯紹商輪公司總會

甯紹商輪公司第十期株主總會は本年四月二十日（陰曆三月二十日）開會　當時各株主の意見多岐に分れ提議各案に對し未だ通過する能はす、更に五月十八日（陰曆四月十九

日）續開、又も選擧票檢査に因り問題發生して遂に成立せざりき、該公司董事會の決議に依り其後更に八月十日（陰曆七月十五日）午後二時上海總商會議事廳に於て第三次開會せり、但し董事會及株主聯合會の提出議案多數なる爲め一日に全部議決し難きを恐れ、豫め本公司章程に照し三日に分て繼續開會せり、當日來會株主五六百人、株數四千九百餘權、茲に該株主總會開會の狀況を詳述すれば左の如し

當日午後二時半多數の株主集會せるに拘らず、董事席には尙ほ一人の出席者を見ざるより、株主某大に吼て曰く二時半なるに何故開會せざるやと、俄然掌聲大に起り或は時間通り開會せよと怒號する者あり、或は延會理由を質問する者ありて、會場紛々秩序亂れんとする際、同四十五分董事樂振葆、王清夫、李志芳、孫梅堂、方樵岸、袁恒文、王陰亭及監察人盛丕華、謝蓮卿且つ經理石運乾等始て着席、喧嘩漸く收まりぬ。

▲議長推擧　董事長樂振葆開會を宣し、先づ出席株主にて臨時議長を推擧せんことを請ひしに、各株主は卽時王淸夫を臨時議長に公推せり、王登壇、株主に宣言して曰く鄙人資望頗る淺薄敢て議長職を擔任し以て株主諸君の期待に副ふべからざるが、唯努て其難に當るのみ、願くば諸君平心討論し萬謂れなき爭鬪を爲す勿れ云々、𨻶て王議長より糾議員推擧を要求せるに對し株主は陳良玉、韓孝先、徐忠信、洪承祁の四人を擧て糾議員と爲し、會場の秩序整理に當らしめたり。

▲議案討議　先首第十期利益分配案附議さる、株主田樹霖起立して曰く今昨年決算表を見るに積立金二萬元（卽ち二十分の一）及株式積立金八萬元の兩項目あり均く、積立金の文字ありて其差別明晰を缺ぐ嫌あり、後項一條は宜く公株八萬元に修改せば較や顯明となりて前項の積立金と抵觸すること無かるべし、而して該八萬元を公株に充て第九項の株式募集案と合併し之を討議して可なり、本公司はもと株金一百二萬元なり、今株主聯合會の提議に基き一百五十萬元の拂込と爲すは其差四十八萬元と爲る、卽ち鄙人の意は此八萬元を留保し置き明年三月定期總會を俟て新株募集額に添加し單に四十萬元を募集するに於ては、本公司の資本總額一百五十萬元と爲る勘定なり、又今年再び利益獲得せば其分も亦公株に充入するに於て新株募集する際或は四十萬元に滿たざるも可なるべし、船隻增設計畫に至ては董事會に由て妥愼處理すべし云々、次で二三意見ありしが、王議長は田株主の主張を以て衆に諮りしに皆悉く此提議に賛成して遂に通過せり其他數案の討議ありしが、差したる反對說起らず無事通過を宣告せり、是に於て豫定三日の議決案も今は一日にて議了し後二日續開する必要なく、唯田株主の提出に係る公司章程及各項規則の修正に關しては其起草員を公推せるに田樹霖、方椒伯、洪承祁、宋錫山、洪雁賓、王淸夫、陳蓉館、陳伯剛、王心貫の九人起草員なりしと諸議案は三日を期せず完全に議了し同五時半散會せりと云ふ。

上海銀行公會決算概表

一、本決算表は上海銀行公會發起の日より起り一九一八年十二月三十日に止まる、但し該會發起の時に一九一七年八月三十一日に於て土地家屋等を購入れ、翌年十月十九日正式に開幕したるものに係れり。

二、本決算表は凡て通用銀元を本位とし、規銀受入の場合は七錢二分半を以て換算し記入せるものなり。

上海銀行公會資產負債表（一九一八年十二月末）

資產之部

項目	金額
所有土地	七八、五五八・六一
所有家產	二、九〇〇・四四
器具	三、四〇三・一七
修繕	二、〇七七・二二
銀行借入	三八一・〇九
臨時借款	一二一・五五
現金	一〇八・六五
合計	八七、五五〇・七三

負債之部

項目	金額
入會銀行立替	六三、一四四・七六
擔保金	一一、〇三三・五八
本期純益	一三、三七三・三九
合計	八七、五五〇・七三

上海銀行公會損益表（一九一八年十二月末）

收入之部

項目	金額
地租	二・一〇
科料	五三六・八三
食費	三一六・一七
通信費	七五・三八
電燈水炭費	三三〇・六九
圖書費	五・一〇
印刷費	七六・〇〇
保險費	八〇・六九
文具費	四八・七八
家屋稅	五二四・九六
雜費	三七二・〇三
律師費	六一七・九二
交際費	四二・三五
營繕費	一・二〇
臨時雜費	七七・一一
純益	一三、三七二・三九
合計	一六、四七九・七〇

支出之部

項目	金額
月捐	二、一〇〇・〇〇
雜捐	二・二二
入會捐	一四、〇〇〇・〇〇
特別雜捐	二七・一一
兌換損益	一〇〇・三七
合計	一六、四七七・七〇

支那時事

靳雲鵬の正式總理任命

十月三十一日衆議院開會、大總統提出の靳雲鵬國務總理任命同意案を議す。出席者二百六十一名、大總統代理呉笈孫より報告して曰く

靳君は總統に随同し軍を治むること多年之を知ること最も深くその山東都督任內に在るや地方綏靖の各事に於て辦理極めて妥協に臻り陸軍總長に任じてより一年以來各省の軍事此の如く困難なるに對し整頓維持勞勳尤も著はる遲來總理を代理し軍事財政和議外交に於て均しく切實の計畫あり各方の輿論を觀察するに靳君に對して均しく甚だ翕服す總統は靳君の內閣を組織するを以て現在の時局に於て最も適宜と爲すことを認め故に提出し諸君の同意を請求す

と。議長王玉樹汪立元呉文瀚陳蓉光呉淵焉泮春等を指定して檢票員と爲し投票の結果同意票二百四十九不同意票七無効票五票にて通過せり。徐總統は提案理由の外復た十六字を批賛して云ふ、辦事穩練心思細密宗旨和平能負責任と。

十一月四日參議院は同案を議す。呉笈孫氏の提案理由說明例の如く、投票の結果出席議員百四名中同意票百一不同意票一票にて大多數にて通過せり。而して靳氏の正式任命は十一月五日總統令を以て發表せられたり。

靳氏が參戰督辦處參謀長より如何にして陸軍總長となり又如何なる關係に依りて總理を代理するに至りしか、此間の推移並びに靳氏の略歷に就いては前號本欄に於いて詳說したり。要するに段氏一身の胸算用、段家一家內の遣繰りに過ぎず。

難產の閣員問題

如上の成行に依り靳氏の總理丈けは圓滿にスラスラと運びたれど愈々正式內閣員選定の段取りとなるや豫想外の難產を見、漸く十一月下旬に入りて國會提出までに漕ぎつけ得たり。是れ實に安福俱樂部の割込運動に因由す。前號にも詳述せしが如く、靳は段系穩和派の首領なり、然るを段系急進派たる安福俱樂部が、假令大勢上やむを得ずと諦めゐたるにせよ全會一致を以て靳に同意票を投じたるは閣員分捕りを目的とせるものなるや論なし。彼等は此意味合を充分靳に通じ置きたる積りなりしが靳も曲物、陽に安福派の意嚮を容れたるやに見せかけて國務總理同意票を得るや、忽ち本音を吐いて我が豫定の閣員は此の如しと發表せり、その顏觸れは

外交	陸徵祥	內務	田文烈
財政	周自齊	陸軍	靳兼任
海軍	劉冠雄	教育	夏壽康
司法	朱深	農商	張志潭
交通	曾毓雋		

の如し。右の中安福派系統は司法の朱深、交通の曾毓雋二人にして、彼等が最も重要視する內務、財政は何れも他派より出で、殊に黨費問題と最も關係深き財政總長の椅子が意外も意外舊交通系の領袖周自齊に占められんとするに於いて彼等の不平は勃發せざるを得ず。此外內務も田文烈では不可、田は農商に留任するならば可なれど內務に任ずることは絕對反對なり、又段系穩和派の錚々として彼等の嫉視する張志潭の入閣にも反對なりとし、躍起となりて反對運動を開始せり。蓋し安福派の考へは外交陸海軍は靳の意に從ふも次の顏觸れ丈けは自派の意見を容れて貰ひたきなり、卽ち

內務	吳炳湘	財政	李思浩
司法	朱深	交通	曾毓雋
敎育	田應璜	農商	田文烈

（消極的、ツマリ張志潭入閣反對の意なり）

然るに靳は司法交通丈けは安派の意を容れ（というても司法の朱深は留任なれば事實上曾毓雋の交通總長のみを承諾せる譯なり、曾は徐樹錚の弟分にして安福倶樂部內にては王揖唐以上の發言權を有するが如し、故に靳も徐の身代りとして曾の入閣を許容せんとせしならん）たるも、內務財政敎育農商は安派の希望を全然無視するの態度に出でたるを以て安福派の不平を爆發せしめしなり。周自齊は舊交通系の領袖にして、又民國有數の財政家たり、且つ新たに米國資本家と接衝して煙酒借款を成立せしめ得たる潮合ひとて、徐總統のみならず段祺瑞とても周の入閣を希望せることと疑ひなし。靳とは又別に同鄕の關係あり（何れも山東人）且つ周が山東都督たりし時靳は第五師長たり、周が都督を罷むるや後任に靳を推せし關係すらあるを以て、靳は極力周を推薦したりと信ずべき理由あり。故に安福派が周を排すれば排する程、靳は自說を固持して動かざりし次第なるが、遂に徐段兩氏の忠告を容れて周氏を撤回し、變ふるに李思浩（財政次長、現部務代理）を以てし、二十二日衆議院に提出のことゝなりたるものなり。

山東留保案運過

十月十六日の米國上院は、八月二十三日外交委員會に依つて撰擇されたる山東條項修正案、卽ち對獨講和條約中の山東條項第一五六――八條の「日本」とあるを「支那」に變ふべしとの修正案を五十五對三十五票を以て否決したるが、ロッヂ氏以下の共和黨は直ちに留保案を提出し、十月二十二日他の十三項留保（或は解釋）と共に外交委員會に依つて撰擇されたり。內容は

合衆國は對獨講和條約第百五十六條、百五十七條、百五十八條に贊同することを留保し且つ前記條項につき今後支那共和國と大日本帝國との間に生ずる如何なる係爭に對しても行動の全自由を保存す

といふに在り。執拗なるロッヂ氏は本留保案の討議に入るに先ち、十一月四日「山東條項削除」に關する動議を提起せしも成立に至らず（當時國際通信に依つて「山東條項確認」云々の入電を見たるものこれなり）、その票數の如きも四十

一票に對する二十六票の少數なりき。共和黨は今や山東留保案てふ最後の手段を有するのみとなれるが、十一月七日十四項留保案の前文を可決し、十一月十五日遂に四十票に對する五十一票にて留保案を可決通過したり。支那が此報を得て欣喜雀躍したりしは頗る見易きところにして、さきに山東條項修正案の否決、山東條項削除動議の不成立に依りて多少日支直接交涉の必要を認識したる支那側も、今又た留保案通過に依りてその決心を鈍らせたるが如し。山東に關する日支の直接交涉は、かくて絕對的必要事なるに拘はらずこの前途は尙遼遠なり。

因みに對獨條約の山東條項は、前に屢々引用を經たる所なるが、十一月二十五日外務省發表の平和條約文に於て標準譯を得たれば左に之を揭ぐ。

▲第百五十六條　獨逸は千八百九十八年三月六日獨逸國と支那國との間に締結したる條約及山東省に關する他の一切の協定に依り取得したる權利權原及特權の全部殊に膠州灣地域鐵道鑛山及海底電信線に關するものを日本國の爲に抛棄す

靑島濟南府間の鐵道（其の支線を含み並各種の附屬財產停車場工場固定物件及車輛鑛業用設備及材料を包含す）に關する一切の獨逸の權利は之に附帶する一切の權利及特權と共に日本國之を取得保持す

靑島上海間及靑島芝罘間の獨逸國有海底電信線は之に附帶する一切の權利特權及財產と共に無償且無條件にて日本國之を取得す

▲第百五十七條　膠州灣地域内に於ける獨逸國有の動產及不動產並該地域に關し獨逸國が直接又は間接に施設若は改良を爲し又は費用を負擔したる爲其主張し得べき一切の權利は無償且無條件にて日本國之を取得保持す

▲第百五十八條　獨逸國は膠州灣地域の民政軍政財政司法其の他に關する記錄登錄簿圖面證書其の他各種の文書を其の所在の如何に拘らず本條約實施後三月以內に日本國に引渡すべし

獨逸國は前二條に規定したる權利權原又は特權に關する一切の條約協定又は取極に付其の詳細を前記期內に日本國に通告すべし

尙ほ山東修正案否決に對する支那側の輿論については、前號に於いて之を記述するの機會を失ひたれば、左に之に關し最も要領を得たりと思はるゝ十月三十日北京發國際通信電報を採錄し置く。日支直接交涉と、國際聯盟附議との兩說の論理は、此電文に於いて略々明瞭なるべし。

北京政府の一高級官は路透通信員と會見して語りて曰く米國元老院が山東修正案を否決せるは支那に深甚の印象を與へたることは疑ふべからず支那人は支那に在る外國人と意見を一にし動もすれば極東の局面は各大國政府の亦最も重く視る所なりと思惟せんと欲する傾きありて而かも目下大國は日本を除くの外は國內の事態實に重大なるものありて專ら注意を此に占領せられ支那の事を顧みる暇なく日本は之に乘じて支那に爲すあらんと欲するを知らず又支那人中には此の最近山東修正案の否決を以て各

大國が支那の事を重大視せざる心事の最後の表示なりと信せんとするものあるも此れ亦其の實は然らざるなり想ふに支那を除くの外今日列國が國內の事態を首として考慮しつゝあるは當然なり英佛伊日等は皆產業上危機中に在り歐米にては其の速かに安定して事業を開始するに至るべき狀態ありて各當該國政府は今專ら平和及び國際聯盟の組織に專心注意しつゝあり此間に在りて露國の形勢は各國の內國問題以外大に注意を要する所なり四大國は支那に對しては緊急行動を要するものあらざるべし南北兩方中には休戰協約成立すと雖も今尙相敵視して衝突を免れず現今列國中には支那人をして先づ自ら國內の秩序統一を保たしめ然る後其の力の及ぶ所を以て支那人を助けんといふ傾向あり是れ今日に始らず實は初めより列國の取れる態度なり。然れども英、米、佛三國は曩に其の支那國民の爲に利益ありと思惟する所の特殊の提議をなしたり新借款團を以て支那政府を援助せんといふ提議卽ち是なり政府は今日まで此の提議を應諾せざるが支那の之に對する態度は歐米列國が支那に對する政策の煮切らざるに原因する所多きは疑ふべからず新借款團反對の首唱者は北京の張氏及び親日派なりと云ふ彼等は盛んに其の成立の失敗に終るべきを吹聽して曰く是れ支那の主權を侵害せんとすと此の標語は常に支那人の愛國心を喚起するに偉效あるものにして從來支那經世家中には此れを標榜して深大の錯誤を犯したるもの鮮からず是れ主權の語は人をして事實の外面にのみ馳せて其の眞相を捕へしむる能はざりしが故なり。

山東修正案に對する支那人の見解は略ぼ之を甲乙兩種に分つべし甲は曰く我國の親友米國は此の修正に失敗せり今日となりては日本と商議を開始するの外なし商議の結果支那に取て太不利ならば宜く之を擧げて國際聯盟會議に提出すべき也と乙は曰く支那は固く執つて一步も枉ぐべからず唯だ時と國際聯盟との裁判に附せよと後者の見解を取るものは日本に於てデモクラシーの興起に見て支那に成功の機會を豫期する者にして曰く日本勞働者は今歐米勞働者が新時代に獲取したる特權を獲取せんとて善鬪す日本に於て此の如く民衆主義の急速發展は必ず國內の騷擾を釀成するに至るべく隨て日本の外交政策も弱小國の利害と相調和するに至るべしと然れども支那人中には又更に大局より考測するものも鮮多ならず此の少數者は米國に於ける山東修正派が支那の爲めに奮鬪せるの厚意を諒とし畢竟同案の敗衄に終れるは反對者が國際聯盟の成敗測るべからざるものあるを憂ひたる結果に外ならず卽ち山東問題は大統領ウイルソン氏が理想的事業と云ふべからざる迄も高遠なる事業たる國際聯盟の失敗するか或はロイド・ジョージ氏クレマンソー氏等までも贊成して將來に戰爭を防遏するの唯一可能的手段となせる萬國同盟の基礎となるべきかの問題なりと幸にして高級官社會は此の見解を保持しつゝあるは夫の臨機應變歐米の援助全く望みなきを絕叫して一身の利益を圖らんとする衆政治家の議論を破るに於て偉大の效果あるを疑はず。

烟酒借欵說

烟酒公賣稅を抵當とする三千萬弗(米貨)借欵米支間に成立せりとの說あり。著名なる親米財政家徐恩元氏が、懋業銀行組織の用向てふ名を以て渡米するや、世人はそこに何等かの開展を見るに非ずやと思惟せしが今果して此事あり烟酒借欵當事者は實に徐恩元氏と市俄古大陸商業銀行總理アボット氏にして、周自齊氏も支那に在りて盡力せりと傳へらる。條件は

(一)金　額　三千萬弗(米貨)

內五百萬弗は一九一六年烟酒借欵償還の用に供するため天引きとし實收は二千五百萬弗の九一手取なり

(二)擔　保　烟酒公賣稅

(三)手　取　九一

(四)利　率　年六分

(五)償還期限　十年

本借欵は世評の頗る八釜しかりしに似ず頗る確實性を缺ぎ、遂に不成立說すら傳へらるゝに至れり、暫らく記して確報を待つ。但し徐恩元氏の渡米目的とせし米支懋業銀行の設立は略ぼ疑ひなきものゝ如く、徐氏も支那への歸途右につき言明する所ありたり。

福州日支人衝突事件

十月十六日福州天田洋行よりレース絲(代價百二三十元)を臺灣籍民五名をして搬出せしめたるに、基督敎青年會館附近にて學生團の爲めに取押へられ、苦力一名毆打されたるが原因となり、日支人の衝突事件起り、双方共數名の負傷者を出したり。右に關する在福州森總領事代理の報告左の如し。

排日氣勢再び勢ひを盛返し本邦人所屬貨物にして彼等に强奪燒棄せらるゝものあり或は本邦商に晝夜立番を附し貨物を搬出する場合には之に尾行し適當の場所にて取押ふる等直接の危害を加ふるに至り本官は再三嚴重なる抗議を提起せるも之に對し支那官憲は一片の告示を發するか又は形式的回答を送付し來るに過ぎずして學生の暴行は益增長する傾きあり若此の儘に經過せんか折角平靜に復歸せんとしつゝある商品の取引も又復杜絕を來し而も何日頃排日運動の終熄すべきやも更に見込立たず結局本邦商の一部は自滅を待つに外ならざるを以て近頃自衞上已むを得ざる手段として日本人間及臺灣人間に於て一の組合を設け本邦商所屬の貨物の搬出に監視人を附し學生等が貨物を取押へたる場合該學生を支那官憲に引渡すことゝせば一層支那官憲の注意を喚起し取締の勵行を期せしむることを得べく又學生等も自制するに至るべしとの見地より內地人臺灣人共同して組合を組織せさ次第なるが李督軍は本官よりの屢々の交涉に基き學生等を誡むる旨の布告を發したる模樣なく超えて十六日に至り邦商アマダ洋行よりレイス絲代價百二三十元の物を臺灣籍民五名をして監視隨行せしめ搬出したるに午後五時半頃基督青年會館附近に於て青年會學生三名の爲に取押へられ

奪ひ去られんとするを運搬苦力之を拒絶したる爲學生の一名は苦力を毆打せり仍て監視の籍民は直に走り寄り右學生を打ち返したる上一旦附近の籍民の宅へ連込み後直に支那巡警に引渡せり又他の學生二名は其隙に乘じて青年會に逃歸れり之にて喧嘩は一應終了せるが約一時間を經て又々衝突起れることを聞き込み附近に散在せる籍民四五十名内地人五六名許り現場に駈付けたるが（或者は拳銃を携帶したりと認めらる）恰も青年會よりも數百の學生繰出し來り再び衝突を惹起し双方より發砲し始め更に間も無く急報を得て數百の武裝巡警及兵隊駈付け來り加ふるに無數の支那無賴漢等入亂れて渡合ひ双方とも數名の負傷者（不明）を出し支那巡警一名危篤なりと云ふ但し孰れの發砲に命中したるものなりや群衆混亂の際固より不明なり元來本組合成立に就ては帝國領事は之に與りたることなく其の後之を耳にしたるを以て其の行動を愼み取引の保護に必要なる自衛的行動以外何等積極的の措置に出づべからざる旨を申聞け尙更に内探せる所に據れば別段不穩の計畫あるを認めざりし次第なり喧嘩の當日衝突の起れるを耳にするや江口署長をして署員數名を率ゐ現場に急派せるに既に第一の喧嘩は終了し居りて何等の異狀を認めざりしを以て附近巡邏中第二回の衝突突發し直に其の場に臨み籍民を取押へんと試みたるに學生側は署長署員をも喧嘩の中間に入れ瓦石を飛ばし遂に發砲し始むるに至り到底抑止すべくもあらざるを以て一時附近の料理店に逃れたるが其の間學生は飽迄も之を追擊して　料理店が　本人を匿いたりとて手當り次下器具を破壞し多大の損害を與へたり又臺濟總督府留學生福田源造は署長と同時に現場に出掛けたるに忽ち兵士より銃後にて毆打せられ數箇所の打撲傷を負ひ捕縛せられたるが生憎ポケットにピストルを所持し居りたる爲支那警察署に引致せられたるが交渉の末直に當館に引取りたり支那人は支那重傷巡警を狙擊せるは同人なりと主張するも同人がピストルを發砲せざりしことは江口署長に於て保證し居れり又外山部長は署長と同行し居りしが學生等の投じたる瓦石にて彼頭部に負傷せり。

帝國政府に於いては事態容易ならずとし、居留民保護のため上海より砲艦嵯峨を、馬公要港部より驅逐艦櫻、橘の二隻を馬尾に派遣したるが、（嵯峨は二十三日馬尾着）支那側は事件の眞相未だ判明せざるに先ち獨斷にも由日本側に在りとなし、十七日（一）日本人が隊伍を組み計畫的に支那人を攻擊したること（二）日本警察官が日本人團中に混入し居りしことの二點を指摘して抗議を我が在支公使館に提出し、且つ軍艦派遣は益々同地方の民心を激昂せしむべきを以て成るべく見合せられたしと依賴し來り、其後も一兩回同樣の趣旨を繰返し來りしを以て、我が小幡公使は其都度辯明を與へたり。何れ眞相判明次第本件に關する交渉開かるべきが、この不幸なる事件は支那排日論者に口實を與へ

福州に於ける學生團は十七日國民大會を開きて

（一）中央政府より日本政府に對し森領事の更迭を迫ること

（二）新任領事は中國政府の承認を得ること

(三)損害賠償要求
(四)騷擾を惹起したる日本人の首謀者及び現場にて逮捕したる兇行者を日支兩國司法官の會審にて處分することを決議し、廣東國會は聯合會を開きて廣東軍政府の名を以て日本に對し嚴重なる抗議を提出すべしとの決議を通過し、上海各界聯合會は二十二日大會を開き
(一)福州日本領事の更迭
(二)日本政府より謝罪す
(三)負傷者を救恤す
(四)犯人を懲罪す
(五)今後日本商人の武器携帶を許さず
(六)福州日本領事館警察署長を懲罰す
(七)日本領事裁判權を撤廢す
(八)日本軍艦の即時引揚を要求す
との荒唐なる決議をなす等、極力狂奔し居れり。寬城子事件纔かに結了せんとして又本事件の發生あり、大正八年は日支關係の惡紀念年なりといふべし。

福州の形勢は十六日の衝突後一先づ靜穩に歸したるが如かりしも、裏面の暗潮は頗る急にして、二十三日にも次の塲き事件の發生あり、支那人の蠻行實に驚くべし。

二十三日夜十二時頃福州南臺に於て十二三名の支那學生通行中の一臺灣籍民を取押へ手嚴しく毆打したる後戎克造船所附近に連れ行き背部大腿部其他數箇所に鈍刀を以て斬り付け且つ何人か判明せざる樣裸體として全身にコールターを塗付し其儘棄て置きたるを二十四日朝に至り通行支那人に發見され支那巡警之を襤褸に蔽ひ支那警察に運搬途中一臺灣籍民之を目撃し附近巡邏中の領事館巡查に密告したるを以て直ちに之を領事館に引取り目下手當中なるも重態なり衝突事件に依り不安の念に驅られ居る在留民は本件發生以來甚しく昂奮し更に何時如何なる事件を惹起するやも測り難き狀態なる爲め極力鎮撫取締を加へ居れるが此際彼等に對し安心を與ふる事を必要と認め二十三日著の軍艦嵯峨艦長に對して福州迄遡行方を依頼せり尙支那側にては該責任は附近碇泊中の戎克船に密盜に來れるが爲船頭に毆打せられたるものなりと辯じ居れり(外務省著電)

外蒙自治取消

十一月二十二日大總統令を以て、外蒙古の自治取消を許可し、活佛に最高の尊稱を與へたり。是れ徐樹錚氏が庫倫入りの功績にして、氏は同二十五日を以て北京に歸還したり。北京外交部は十一月二十三日ルーター通信員を通じて次の如き陳述を爲せり。

ロイテル通信員は外交部に於ける會見に於て左の如き陳述を得たり曰く千九百十二年中華民國宣布の時新共和國は支那人と蒙古人、回教徒、滿洲人、西藏人の五民族の聯合を以て其の基礎となせしのみならず根本思想を表現する爲めに特に共和國の國旗として五色旗を創定したり此色は各々古來支那帝國内に棲住せる民族の一つを代表するものなり蒙古の地位は決して不明ならざりき或程長

域以外の領土は千六百二十四年滿洲朝の起れる以前卽ち蒙古朝に代りし明朝の時までは詳に之が境界を畫定せず又才璧沙漠以外には境界上の紛爭とても起らざりしも二百五十年以來蒙古の國境と支那の主權とは屢々前露國政府との間に條約及協約を以て聲明せられ寡くとも境界上の紛爭は確定せられ古代の境界は依然變ずる所なかりき先づ千六百八十九年のネルチンスク條約には石標を設けて支露兩國の境界線を定む可きこと明文に規定して以て東方に於ける黑龍地方の境界に關する紛爭を決定し以後又屢々協約を締結して明白に規定する所ありたり支那當局は之を以て滿足せず尙ほ一切の誤解を防ぐ爲めに更に千七百二十八年所謂恰克多境界條約を締結して啻に國境石標を增設するのみならず相互境界線に沿うて守備兵舍を設置することを規定したり千七百六十八年に至り又恰克多追加條約を締結して第一回の恰克多條約よりも一層精密なる規定を立てゝ罪囚の逮捕及び引渡兩國境界上に於ける匪賊の相互彈壓等を規定し尙ほ匪賊に關しては馬匹馬具武器及び逮捕したる匪賊を舉げて之を被害者の家族に交附す可きことを規定したり支那が最高權を行使し居たるとは之れ以上に確實なる證據あるが世界を通じ匪徒を處罰するには主權ある者に非ずんば能はざるなり凡ての前記條約には外蒙古の境界を確定し且つ外蒙は古來行商の通路たる庫倫に於て之を管治す可きことを規定し烏里雅蘇臺、科布斗、其他には饒判將軍の外に駐劄使を駐在せしめたり民國の設立と共に種々事件起りしかども

蒙古境界の事に至つては第十八世紀の昔より今日に至るまで兩恰克多條約に言明せる所と秋毫異變あるなし千九百十一、十二年の交淸朝退位と共に滿洲人の不逞者は蒙古國內に不平の情を起さしめんと圖り窃に蒙古の二三君長を誘惑して分離運動を起さしめ部分的戰爭狀態を釀成せしめたり新民國政府は調和的態度を取りしにも拘らず商隊貿易は全然中止の已むを得ざるに至れり此の運動が外國人の援助煽動に依ることは當時露國新聞の主張に依つて證明し得可し例へは云ふ所を以てするに曰く第十六世紀（十六世紀と云へば卽ち滿洲朝の興起前なり）の日附を有する古文書發見せられたるが之に據るに蒙古の或汗は單に奉天朝にのみ忠順を誓ひしことを知る可し然らば此の服從關係は奉天朝の退位と共に自然消滅するものなりと、外蒙古分離運動の根源の西伯利にありしは千九百十二年十月北京に達したる報道卽ち北京駐在前露國公使は秘に庫倫に到り露國政府を代表して外蒙古の獨立を承認せりとの報道に依りて確證せられたり千九百十一年十二月在庫倫活佛及び蒙古顯官に依りて布告されたる試驗的にして且つ稍々虛妄的なる外蒙古獨立宣言は今日まで或る誘惑に罹りたる陰謀事業と見做され居れども然も今や特に支那國內の混亂に鑑み支那か外國の紛擾に干與し得可からざる如き形勢を正式に留意するの義務を生ずるに至れり此の結果として千九百十三年十一月五日露支協約締結されたり是れ支那が調印を拒む能はざりしなり露國が外蒙古は支那の主權に屬することを承認し之に對

し支那が所謂外蒙古の自治を承認したるは實は一時的の外交方策に過ぎず眞の事情は武裝軍隊を伴へる露國人公然庫倫に其根據を構へ蒙古顯官に對して露國の爲め有利、に作られたる計畫の下に所謂內閣を組織せんとを勸奬し且つ莫大なる費用の支出を規定し之れに依りて支蒙兩民族の傳統的友誼關係を斷絕せしめたり外蒙古の境界は一世紀前に定められたる露蒙境界を別として其漠然たる範圍すらも定むるの不可能なること發見されたるが是れ實に其協定の一時的にして且つ不完全なるを示すものにして支那人民は擧て支那主權の侵害なりとして痛く之を憤慨せり千九百十五年六月七日露支及び庫倫政府代表者は恰克多に於て三國條約を締結し表面上支那の地步は改善せられたりと雖も斯は單に右の事實を高唱せしめたるのみにして支那人民は其の歷史的過去の擾亂に對して憤慨の念を深くせり西伯利蒙古間の完全なる國境線より內蒙古の不明瞭なる境界に至る通商境界を劃せんとする計畫は全く失敗に終れり蓋し千九百十七年六月七日以前に行はる可かりし國境劃定完成せざりしが爲めなり是等の事情に加ふるに過激主義の傳播と一般的擾亂とに基く千九百十八年中の西伯利の形勢は支那自らをして北京の安事に直接關係ある事件を考慮するの責任を生ぜしめたり庫倫政府の顯官は此の形勢を見て啻に一般的動搖を防がん爲め西伯利境界を守備す可き軍隊の必要なるに同意したるのみならず又之を强硬に主張したり斯る間に庫倫發三月十九日附電報はブリアット族會長は活佛に結構なる貢呈する爲め代理者を庫倫に派したり多數のブリアット兵士は動亂煽動の使命を帶び庫倫に進軍中なり又此の運動に對抗せんが爲め蒙古政府に對して充分の兵力を蒙古に集中せんことを懇願せり等の報道を傳へ來れり五月十八日附電報は再びブリアット會長は三四ケ月以內に賊徒の巨魁フシエンに三千の兵を授けてラッシエンより又四千のブリアット兵をウヂンスクより蒙古に侵入せしめんとすると報じたり六月十八日附電報は更にブリアット會長は恰克多、庫倫間の通路を遮斷し外蒙古より支那人を驅逐し蒙古の獨立を宣言せんが爲め庫倫に於て自軍に編入す可き兵員募集を企てつゝありと傳へ蒙古政府は支那軍隊を派して形勢を救助せん事を銳意勸說し來れり。

內治外交

●吉林省長更迭　十月二十三日大總統令、吉林省長郭宗熙迭りに辭職を呈請す郭宗熙は本職を准免す此に令す徐鼎霖を轉任して吉林省長と爲す此に令す（八・一〇・二四、順天時報）

●國務院秘書長　十一月六日大總統令、郭則澐を任命して國務院秘書長を兼署せしむ此に令す（八・一一・七、順天時報）

●鴉片禁止命令　十一月六日大總統令、禁煙の一事は關係甚だ重し迭りに嚴令申儆を經たり拔本塞源の計は尤も禁種を以て先と爲す本年節候較早く瞬くまに三冬に屆ら

んとし秋穫既に成る播種を預防するは應さに各督軍省長に責成し嚴に所屬を督し査禁せしめ稍〻萌孽を滋さしむる勿れ當地の軍警は務めて即ち命令に恪遵し認眞奉行すべく稍縱庇して責譴を干すを致す勿れ各該地方官は應さに時に及びて轄境を周歷し多方勸誡すべく種煙の各戶に責令して一律適宜の物產に改種せしめ以て農事を曠廢せしむるを免がれしめよ並びに地方の耆紳に曉諭して各利害關係を以て父詔兄勉共に鑒戒を存せしむべし須らく知るべし條約の限る所は中外同じく瞻る國信は首として當さに民德を保全して茲に覩始すべし且つ種煙の各省は多く禁絕を經たり一隅の疏弛は輙ち全功を掩ふ良知に於いて固より未だ安んせざるあり即ち法網何ぞよく幸免せんや此次明令より後倘し再たび禁に違ひて私種し及び官吏の査禁力めざるものあらば一律法令に依照して嚴に從ひ懲辦す寬典邀ふべしと謂ひて輕ろしく嘗試する勿れ此に令す(八・一一・七、順天時報)

●新國會中政團の變化

己未俱樂部は新國會中に在りて安福俱樂部と本と反對の地位に立つ己未派議員の津貼費も亦安福俱樂部と同樣に每人月に三百元を受く此欵は本と錢能訓閣に在りし時擔任し于寶軒の手を經て發付する所の者なり錢氏台を下りてより于氏も亦姑まる能はず是に於いて己未派は大いに打擊を受け一時頓に風流雲散の觀を呈せり安福部遂に時に乘じて統一せんことを思ふ奈何せん議員中亦稍々臉面を顧みるの人あり故に未だよく安福の麾下に歸依せしむる能はず此時適々組黨熱ある張弧氏あり機に乘じて起り錢能訓の餘燼を收拾し新國會中に於いて別に小團を組織せり焉然れども張氏は舊己未派の人に對して仍ほ未だ能く完全に相信ずる能はずして每月三百金の津貼を浪擲するを願はず遂に舊己未派の分子に加ふるに淘汰を以てし僅かに衆議院に屬する者二三十人を存しその餘は全く被汰の列に在り此輩既に歸する所なし安福部又間接吸收の法を用ひ之をして安福の招牌を用ひざるも仍ほ三百の數を得べし此輩豈に願はざるあらんや間接吸收法如何即ち討論會復興の法是れなり陸宗輿氏民國五六年の間に於いて討論會(即ち憲政討論會)と多少の關係あり今該會正さに無きが若く有るが如きの際に在つて陸氏竟に舊己未派中張岱杉(弧)に淘汰されたる人を收取し之をして討論會の分子たらしめあらゆる津貼費は陸氏より擔任し表面上は安福部と分立せるも萬一事あれば則ち陸氏本と安福部と接近し居れば自からよくその部下を指揮し安福部と同一の步調を取らしめ得べきなり是れ討論會復興の內幕なり張弧の團體は仍ほ己未俱樂部の名目を用ひ近日正に整頓中に在り前日下午會つて開會一次職員を擧定せること下の如し。

評議部長　張　滕　　副部長　郭光烈

事務部主幹　周　棠

總務主任　林　卓　　庶務主任　陳爲銚

文牘主任　饒漢秘　　會計主任　葉雲表

交際主任　黃秉鑑　　政務主任　崔雲松

法典主任　杜棣華　　財政主任　杜惟儉

內務主任　聶　蠱　　外交主任　金紹城

軍政主任　杜　擣　　交通主任　汪　然

實業主任　李道華　敎育主任　沙明遠

又聞く該部は將さに己未雜誌を發行すべしと（八・一〇・二二晨報）

●安福部の管轄移轉　北京靳內閣登臺以來和議の方面に對しては未だ曾つて着手せずと謂ふべし靳は王揖唐に對して放任主義を持し卽ち一切その自然に聽かす南方撤換を要求し電函紛馳するも靳亦處理する所無し直接協商の說を盛傳すと雖も亦從來未だ此等の形跡あるを聞かず而して靳の意見未だ發表せず故に單に和議に就いて而して言へば則ち殊に說明すべきなき也靳の政策は大抵先づ北部を鞏固にし、北京の局面をもつて穩定し然る後徐ろに大局解決の具體方法に籌及するに在り最近の正式組閣說は卽ち此政策を實現するの第一步也靳の正式に組閣すると否とは大局より之を觀れば現に決して何等の影響なし內部の吳炳湘に屬するを除くの外余更動なし所謂正式組閣とは再び一道の任命を加ふるに過ぎず此外に重大の意義あるを發見する能はざるなり然り而して稍々注目すべきこともあり則ち安福俱樂部の管轄移轉是れなり安福俱樂部は徐樹錚一人の創むる所王揖唐は名は黨魁なれど實は則ち徐の部下にして一切の政策皆小徐の命を奉行す而して黨費亦小徐の籌る所故に安福部は乃ち小徐の私黨也小徐と靳との衝突は已に久しく安福の徐を助けて靳を抑ふる至らざる所なし襲心湛將さに倒れんとする時に當り安福の靳の登臺を阻せんとするの種々の表示衆人皆知るの事、安福と靳とは反對の地位に立つに似たるも然れども靳一たび發表せらるゝた及び安福立ろに態度を變じ歡迎を表示せり最近正式組閣說起るや安福立ろに贊成を表す聞く王揖唐前日尙ほ京に致電し一致通過を囑せり前倨後恭一に是に至る小徐各方面の壓迫の故を以て已に暫らく外蒙に赴くに決定し日前安福部に在りて演說し以後宜しく一切段の意を奉ずべきを囑せり故に現在の情形は安福系は管轄を移轉して靳氏に歸し段を認めて黨魁と爲さんことを願へり而して靳は段の代表たり對小徐の一年來の關係は則ち頗る攔岔していはざらんと欲す聞く王揖唐最近以來常に安福と小徐と決して特別關係なきを表示す蓋し亦大勢に順從し深く人の小徐の私人を以て之を目するを願はざる也此等の情形は大局より之を論ずれば亦重要に關する無し安福の狡猾無聊人をして喫驚せしむるに過ぎざるのみ現在北京の局面に至りては小徐の失勢は乃ち一顯然の事而して靳亦尙は人意に滿つるの表現なし政權の中心は現に徐段聯合の一點に在り前途の如何は尙ほ詳論し難きも王揖唐は已に積極の後援を失ふ彼初め南方の拒絕に乘じて大いに波瀾を起さんと欲せし者今は則ち活動の餘地なきに過ぎざるのみ（八・一〇・二四中華新報）

●內閣改組の爭潮　靳氏の正式組閣は原と是れ安福系の包圍計畫にして總理の提出前に當り本と一閣員の名單を安福系より間接に表示せしが靳氏未だ可否を置かず卽ち舊來靳氏その一部分を容納してその一部分を擯棄せり日來傳ふる所の閣員名單は外交陸徵祥內務田文烈財政龔自齊陸軍自兼海軍劉冠雄敎育夏壽康司法朱深農商張志潭交通曾毓雋にして卽ち靳の擬定する所參議院が靳氏を通過せし翌日

（五日）下午靳始めて之を發表せり蓋し司法に朱を留め交通に曹を任ずるは仍ほ安系の意見を容納するものなれば非安系より觀れば當然意に滿つる能はず而して靳氏は我既に總理たり閣員の選任權は我れ自から之を操る絶へて安系の要求を容れずと爲せるなり安系の包圍計畫を定むるや本と先づ總理を通過せば閣員の我が司配を受けざるを恐れずと爲せり靳氏の安系に對峙するや則ち以爲へらく既に總理を通過せり組閣の事彼よく干渉するを致さずと然れども總理提對閣に於ては兩者皆未だ言明せず假投票の日に及びて安系初めて黨議により閣員提出は先づ接洽を行ふに非ざれば不可なりとの意を表示せり繼いで田内務に長たり張農商に長たり傳敎育に長たりとの説を聞くや則ち一二人を否決するも不可無きを表示せりこれ閣員問題の戰鬪開始なり本月三日黃雲鵬黨議の結果を以て各議員を代表し靳に竭し詢ふに閣員の名單を以てし内務は吳炳湘氏なるや否やといへるに靳氏答へて曰く參議院尙ほ未だ投票せず我の本身尙把握なし何の暇ありてか閣員に及ばんや且つ我れ亦確かに未だ曾つて預備せずと黃雲鵬言なくして退く又某議員ありて靳に謁し詢問するや靳謂ふ我れは段督辦を秉承して行ふ君請ふ段督辦に問へ（小徐の庫倫に赴かんとするや安系に對して曾つて此語あり）とこれ三四兩日の經過也安系は内務を以て吳炳湘に許し警察總監を以て常耀奎に許し財政を以て李思浩に許し新己未系（張弧の組織する所）とやゝ參差あり靳名單の發表あるや大いに譁せりその内務に田を任ずるに於いて大いに願意せず而して尤も忿根する所の者は則ち舊交通系の周自齊を以て出でゝ財政に長たらしむることなり周は聯美（親米）を以て著はる若輩の如日と政策上根本反對なり且つ財政もし彼系に在れば安系の黨用は自由自在なるも（曹汝霖與心湛の時代の如し）舊交通系は安系を排斥する者此後何の依靠する所ぞ故に周に對する反感尤も甚し前昨兩晩該系の幹部秘密會を開き内財兩部にして該系の意見を尊重せざれば與ふるに全體の否決を以てし靳と宣戰すべく一面又特に代表を推し靳に向つて兩部總長の變更を求め已むを得ざれば内務を犧牲にするも周自齊の財政丈けは許すべからずと決議せり昨日黃雲鵬靳に謁すること一次談ずる所亦結果なし今日上午吳文瀚幹部會議の推擧に因り議員若干人を率ゐて靳氏に謁し詰問する所ありしが靳は我れたしかに未だ名單を作りしことなく亦未だかつて貴部と接洽せしことなし君の所謂名單とは公等一面の詞のみと答へ尙ほ解決の法なし靳の此の如くなる所以の者は全く老段を恃めるなり靳は今日吳文瀚に對していふ此名單は合肥と參訂せる者我れ一人の意見に非ずと聞く段氏は曾毓雋を招きて安系に警告せしめたりと安系は本と脆弱なる者或は小徐の臨別贈言に遵ひ靳に屈服するやも未だ知るべからざるなり。

（八・二一・二〇、中華新報）

●靳總理と岑總裁

廣州呂戴之將軍譯呈岑雲階先生鑒密碩德令望薄海同じく欽す景仰の私日と倶に積で徒勞神往毎に戴之將軍丸峯子暢兩兄の處に於て藉つて德敎を承け五中傾倒言の宣ふべきなし雲鵬は行間の一卒學識毫も無く時會に遭逢し忝くも中樞を領す自から顧りみるに何人か能

く惴々たる無からん惟だ竭誠盡忠當代賢豪長者の後に從ひ以て四海和平統一を盼望するの熱望を達し藉つて匹夫有責の夙心を盡すべきのみ竊かに以へらく八年以來紛擾已まず兵革相尋ぎ國勢日に危殆に瀕し人民鋒鏑に號呼し政敵俗淌賢愚倶に困しむ斯阨を目覩し日夜に彷徨す此を長じて解せずんばそれ何を以てか前清讓政の德烈士殉國の義に對へん更に何を以てか國人喁々治を望むの心を慰さめんや而して我が當代賢豪長者は固より安國保民を以て志と爲す乃ち事願相違ひ因果適ゝ反する者は則ち各方の之を奉行する者それ遺憾あるか停戰以來は是れを天人悔禍厭亂の機と爲し茲に亦一載なり奕然り而して異意睽隔し表裏未だ融けず擬ずる毎に愈々幼に以て和議愈々趨りて愈々遠し是れ之を奉行する者或は未だ握要以て圖らざるか雲鵬政府に側身し反躬循省內神明に疚し間に嘗つて平居し深念して以てその病源の所在を思ひ而して根本上の治療を求む千慮の愚竊かにこれを長者の前に貢せん數年來紛擾の主因を默計するに南北主張の差異に在らずして政治軌道に循はず末由自から見はれ旁溢氾濫範圍を逾越するに在りその始めや造端甚だ微なるもその卒るや遂に救ふべからず若し一たび本原の爭ふ所の者目的何くに在るかを探れば則ち双方爽然として自失せん豈甚だ謂れ無からずや和平統一の遙かに成り難き者に至つては則ち法律事實の各異に在らずして精神上融洽貫徹する能はざるに在るなり表面の問題益々繁ければ則ち精神の障蔽益々深く大局の解決する能はざるは論なく即ち解決するも畔畦未だ化せず異意未だ爭せずその紛擾の禍將さに踵を旋らさずして而して復た興らん甚だ長治久安の道に非ざる也所謂根本の法とは何ぞや曰く公と誠とのみ惟だ誠なれば乃ち能く南北賢豪長者の精神を融洽してその異際を發抒し表面問題の障蔽する所と爲らず惟だ公なれば乃ち能く各方の政見を容納してその安國保民の素心を實現せん精神既に聯絡一致し政見又互相に貫融せば何の議か成るべからざらん何の亂か弭むべからざらん人、此心を同じうする心、此理を同じうせば愛國愛種誰れか肯へて人に後れんや凡百の問題勢に因つて利導せば言を煩はさずして自から解けん矣東海合肥は雲鵬の敬侍して而して業を受くる所の者なり兩公精神の注ぐ所苟しくも國家に利あれば其躬を恤れまず先生の愛國愛民は兩公に後れず雲鵬能く忖度して之を知る西南諸賢と先生とは氣類翕合自から亦此心理を同じうせん則ち先づ精神の團結を謀り以て誠意の聯合を成すは自から迂遠事情に達せざるの論に非ず雲鵬不敏なるも竊かに願はくば諸長者の後に隨ひ融貫結合に從事して而して根本の解決を求めん冀くば速かに統一和平の局を定め而して後天下爲公の義に本づき天下と更始して以て一新紀元を開かん然る後再び國家根本の大計を確定し以て天下の賢才の奔赴の的と爲さん政治上の正軌は立賢無方人才集中を以て古今中外不二の法門と爲す之に循へば則ち治まり之に背けば則ち亂る何等の大政治家に論なく此原則を達せざる能はず若し一切黨派統系の見を化除し羣策羣力を集めて以て新國家を建設し天下に號見せば則ち正鵠既に立てり全國趨向する所を知り自づから邪說の惑はす所と爲らず門戶既に開くれば則

ち人材各々効用を得一國の智勇才辨の士みな國會に會歸し爭うて建設の途に自奮し而して黨見爭端自から再起に由なく庶くば國は以て永寧に政治は正軌に上るべし果して言ふ所の如くんば十載ならずして我が亞細亞洲將さに一嶄新の强國の出現するあらん尙ほ何の紛擾淪亡の憂ふべきあらんや此れ當さに我公及び西南諸國人の夢寐忘れざる所の者たるべし然れども速かに此殘局を結ばんことを欲求せば必らず自から精神を融洽し誠意を結合するより始むべく長へに久安を治めんことを欲求せば必ずや自から新國家を建設するより始むべし是れ則ち雲鵬の旦暮に祈禱して以て求むる所の者なり愚誠を竭し以て長者の前に歷陳し賜誨を求めんことを願ふ謹んで誠款を布き明敎を佇候す 雲鵬叩。（八・一〇・二七、中華新報）

●靳氏の國政方針　靳代理總理は二十六日正午外交部樓上に參議院議員及政界各要人を請じ其の席上國政方針に關し意見を發表したるが大體を摘錄すれば左の如し。

一、現狀を維持し軍費を節減し軍餉を籌撥するを以て前提となし陸軍部所轄者は現に之に着手し日に三百萬前後の裁減をなしつゝあり財政は開源節流力めて省除を謀り萬已むを得ざる場合小借款をなし現狀を維持するの外決して輕々しく大借款をなさず。

二、和議問題に關しては中央は誠意和を謀りつゝあり西南の愛國者も其の謀和の誠意は中央の士に讓らざるも惜むべし西南內部に頗る一致せざる所ありて今回の停頓を致せり此の責は彼にありて我に在らず現に中央は屢々西南當局に電報し切實疏通し一日も早く和議の成らんことを謀りつゝあり。

三、我國の外交は最も危急の場合にあり之に處するには先づ國內の完全なる統一を圖り全國一致協力して外に對するならば我國の四五年後にして世界の一等强國と爲らんは期して俟つべし（八・一〇・二七、公言報）

●政學會治下の廣東　最近廣東より來れる消息通は軍政府の和議に對する情形を語つて曰く目前廣東軍政府は既に政學會派の包圍する所となり各政務總裁は多く出席せず所謂政務會議なる者は政學會の職員會に異なる無く屢々軍政府の名義を以て發せらるゝ北方總代表反對電報は一に政學會派の手に出で各派は多く與聞せず時として政務會議の形式を經過するあり時としては此形式も亦經過せず直に發出するものあり近來西南各方面は政學會に對して均しく非常に憤激し居れるも惟だ時機が未だ到來せざる爲め如何ともすべき無し廣州輿論界の暗黑は北京に十百倍せり新聞の數は三十餘なるが政學會の行爲に對しては毫も登載せず惟だ香港の新聞が之に對して熱罵を加へ居り特に政學會の奇怪行爲十九を素破拔ぎたり斯る有樣なるを以て軍政府は嘗て香港新聞の廣州に於て發行さるゝを禁止したるも何等效果無し之卽廣州人の香港新聞を愛讀すること恰も帝制時代の北京人が順天時報を愛讀せると同樣にて禁止すればする程賣行きは增加し政學會派も之に對しては手の付やう無き有樣なり各方面の和議に對する一事は尙ほ激烈と溫

和の分あり北方總代表に對して則ち均しく異詞無く對人問題は獨政學會派が之を持すること甚だ堅きものにて餘は均しく條件の向を視るのみなり各政務總裁の態度に就いては岑春煊は政學會の首領なれば當然政學會に隨ひて轉移をなすが其餘は陸榮廷林葆擇唐繼堯唐紹儀孫逸仙の如き均しく政學會に利用されず惟だ伍廷芳は伍朝樞の關係に據り時に或は政學會の爲めに說く所あるなり而して各總裁は政學會の爲に利用されずとせば政學會派が各總裁同意を得ずして通電を發し和議を阻碍するに對し何を以て孫逸仙の外詰責を加へ亦聲明をする者無きかに就ては事勢の牽制あり其機抽は仍ほ北方にある也。

卽ち和議の當初政學會派は一に和議を利用して政權を攫取するの心を存し同派の中堅人物なる某は北京に赴き北京當局と接洽せしめ北京當局も亦人を當上海に派し久しく逗留せしめて屢次秘商せしめ岑春煊の副總統張某谷某の閣員李某の督軍等を交換條件となすことの礎商既に成議ありたり而して人に方便を與ふるを肯んせざる唐紹儀か八大條件を提出し和會決裂に陷るや政學會半年の苦心孤詣は遂に盡く東流に付すの結果となれり當時北京天津の新聞は朱啓鈐と唐紹儀との問に秘密に接洽せる事件ありと傳へたるも其實はお門違ひなりき其後朱啓鈐北方に引揚和議停頓するや政學會派の人物は上海北京の間を奔走して其の跡を絕たず初めは韓玉辰繼で李曰垓たり北京留守の谷某には云ふも更なり最後に遂に某要人と十二條件を秘訂したり然るに計らずも某の北方總代表たる事は竟に事實とならず該會數月の心血又將に烏有とならんとせり政學派は此交換條件の爲めには實に苦心慘憺せるものなれば北方總代表は何人が派遣さるゝとも輕々に受け容るゝものにあらずされば王揖唐の總代表發表の初め當上海の各新聞は何れも冷靜の態度を持し唐紹儀等も唯條件を論じて人を論せずとの表示あり政學派も亦未だ反對を表示せざりき唐と西南各要人にありては誠に個人に反對せざりし所以のものは蓋王揖唐に猶豫期間を與へ其の間に某の意を受けて該會の範圍に就かしめんとしたるものにて一再意を示すも王が竟に之を顧みざるや該會は始めて對人反對をなすことを決意したり然れども該會は尙後に和せざる者無きを恐れ且つ軍政府中人が之れに對して同意を表せざらんか孤軍深く入りて進退兩難を免かれざるを懼るゝより敢て輕卒事に從はざりき是に至りて北方某將領の姓名始めて其の腦裡に浮かび來り在湖南の某を某將領と接洽せしめ王揖唐反對が成立せば其の報酬として湖南督軍たらしむべきことを約したり某將領は之を諾して王揖唐反對の通電を發するや何千も無くして軍政府の電報亦某將領の馬首に隨って發出されたり蓋し政學會派の考へにては某將領は本と北方派に屬す北方派さへも反對する王揖唐に對し護法を呼號する南方領袖は積極的に反對せずとするも王に反對する者に對して背馳を示すが如きことあり得べからずとせるものなり陸唐等の諸總裁も亦確に此種の事勢に牽累され與聞せずとの聲明をなす譯に行かざるものなり云々。(八・一〇・二三、公言報)。

●**軍政府改組問題**　某方面の消息に曰く舊國會議員

等より提出されたる軍政府改組案は專ら岑春煊攻擊に係る者なるを以て政學會としては極力之に對峙せざる能はず卽ち國會方面に於ては石行會館の政學會系を中堅となし軍政府内部にあつては章行嚴冷遹を主領とし極力改組案調停運動に熱中し居れるが更に外部より相呼應して政學會の後援者となり行動を倶にしつゝあるは卽ち軍界方面に於ける有力者鈕永建李根源政界に在りては楊永泰徐傅霖等尤も顯著なる者にして韓玉震文群等も亦盛んに活動を試みつゝあり卽ち政學系の軍政府改組案反對運動は死物狂ひの有樣にて殆んど餘力を遺さずと稱するも過言にあらず爲めに漸時奏功の結果を見つゝありて卽ち昨日廣東督軍莫榮新が改組反對の通電を發したるは楊永泰が奔走の結果に依るものなりと。

目下各方面より新に選擧されたる軍政府改組案起草委員は尙ほ未だ改組の二字題目に對し成案あるなく如何に組織すべきかに就て苦心しつゝありて先般提出せられたる舊軍政府を完全に推飜して將軍府を組織すべしと提案を撤回し別に改造するか或は舊日の組織大綱に部分的改良を加ふべきか各自の意見個個にして更に一定の成算なきものゝ如し故に政學會系は此を認めて絕好の機會となし極力調停の進行を謀り主席總裁を取消すか或は總裁制の下に別に内閣を組織すべしとの說を主張して各方面の緩和に努めつゝあり曾て改組說の國會に提出さるゝや岑春煊氏は旣に總裁を辭し廣東を去らんとするの意ありしも各黨員の挽留及び吳景濂氏の親しく岑氏に會見し個人として必ず疏通に任ずべしと慫慂大に努めたると且つ岑氏にして若し遽に廣東を離るるが如き事あらんか大局に影響すること大なるべしとて楊永泰等の極力慰留するあり爲めに岑氏も初志を飜し暫く廣東に留まり章行嚴の來廣を待つて再び進退を決する事となりたるが現在岑氏反對の政潮は稍轉換の機あるものゝ如く故に政學會系の人人は頗る樂觀しつゝあり而て章行嚴の主張なりとて外間傳へらるゝ說に曰く別に人物を派して調停の任に當らしむるには難事に非ずと雖も惟廣西系の軍政兩界及び國會に於ける同系統議員等の惡感殊に甚だしきものあるを以て先づ此の方面に向つて疎通を試むべしと且つ曰く今後政學會は廣東の政局に對し退讓の意を示し以て各方面の惡感を緩和すべし云云。

先日國會は軍政府改組案を通過せしめたるが政界某要人は伍廷芳に謁し改組案に就て同氏の意見を徵したるに伍氏は曰く現時西南の軍權政權は全然軍人派の手中に歸し軍政府の命令と雖も更に何等の效力あるなく殆んど有名無實の感あり而して軍政府改組後能く軍府の威令を有效ならしむべく一部武人の專橫を許さざらしめば卽ち益あるも否らざれば幾度改組を行ふも徒勞に屬すべし目下武人の專橫跋扈殊に甚だしく寒心に堪へず余は人の軍政府改組後何人か新政府擔任の第一人たるべきかとの問あるごとに答へて曰く能く此の重任に勝へ得べき者は孫中山一人あるのみ其他の餘人に至りては總て之れ權利爭奪を念とするものなるを以て若し此輩をして護法の大業を擔任せしむるに至らば必ずや良好なる結果を見る能はざるべし云云。（八・一一・六、公言報）

●舊國會の法定人數

國會組織法第十五條第二十一條解釋案は十月七日廣東衆議院を通過せりその事實を究むるに當日出席人數不足なるより未だ之を討論に附せず惟だ該案もし果してよく成立せば國會は憲法制定に關しよく憲法上有利の地位に立つことゝなるなり某要人の談に曰く國會組織法第十五條第二十一條は憲法制定は國會議員總數の三分の二を以て法定人數と爲すことを規定せり惟だ所謂總數の三分の二とは全國の議員即ち衆議院五百九十六名參議院二百七十六名の定數を指して言ふに非ず實に現在の總數（即ち死亡者及び他種の事情に因りてその議員資格を喪失せるものは全國議員人數よりその數を減ずべきものなり）の三分の二を以て歸宿と爲す蓋し目下北京に在つて非法政府を補助し廣東に來らざる議員は衆議院計八十餘名參議院計五十餘名あり當然認めて民意を代表する能はず應さに除去すべし故に目下議員の數は衆議院五百十六名參議院二百二十六名にしてその三分の二は衆議院に於て三百四十四名參議院に於て一百五十一名なり目下在廣東の議員は衆議院三百七十六名參議院は一百四十名にして衆議院は已に法定人數に達し參議院は僅かに十名を缺くやゝ牽强附會なれど時今日に至り此等民意代表の資格を喪失せる議員をして依然存在せしめ國運の進歩を阻礙せしめんよりは此如き手段を取ること適當の處置ならんたゞこれ亦三讀會の正式通過を經法律として發表すべきのみ云々――廣東十三日東方通信社專電（九・一〇・一五、順天時報）

財政經濟

●陝西實業借欵

陳樹藩劉鎭華等日商大倉洋行に向つて三百萬元を借欵し擬辦する所の銅元局錬銅廠紡紗廠を以て擔保と爲せり等の情は數月以前即ち各報の掲載を經たり其時旅滬陝人曾つて多方反對を表示し並びに直接漢口大倉組に函向して禁阻せり嗣後陳劉は日人と秘密に進行し卒に正副合同兩件を訂せり而して陝人の生命に關係するの權利は已に不知不覺の中に陳劉の日人に盜賣するを經たるなり茲に某方面陝督軍署秘書廳に於て該合同の原文を見るを得たり亟かに披露を爲す願はくば陝人及び國人速かに起つて力爭し全陝の命脈陳劉をして斷送係す無からしむるなかれその原合同下の如し。（八・一〇・二五、中華新報）

陝西省政府は東亞興業株式會社代理大倉洋行（以下即ち大倉洋行と稱す）と陝西省實業借欵合同を訂立す。

（一）本借欵は陝西省政府地方實業借欵と爲し中華民國財政部及び日本公使の認可を經陝西責を負ひ督軍省長より蓋印蓋章し全權代表を專委し大倉洋行と合約を簽訂す

（二）本借欵の數目は日金三百萬元とす

（三）本借欵の用途は陝西省の銅元局（錬銅廠を附設す）紡紗局辦理の用と爲す

(四)抵押品は此次建設の銅元局紡紗局及び開後該兩局得る所の紅利を擔保と爲す

(五)借款期限は民國七八兩年還本せざるの外九年より起し十四年に至つて止め毎年十二月二十日以前に漢口中國銀行に在つて日金五十萬元を撥還すもし陝西政府財政充裕なる時は大倉洋行に向つて年限縮短提前歸還を商明することを得大倉洋行は加利及び他種の異議あるを得す

(六)本條件簽字の後先づ日金五十萬元を交し即ち陝西政府より員を派し第三條指す所の銅元兼銅事業に按照し預算書を訂定して切實に進行し大倉洋行より預算の所定に按照し陸續日金二百五十萬元を再交す此款は陝西に移して他の用と作すを得ず大倉洋行は時間を遂誤するを得ずもし陝西政府が預算に按照して進行する能はざる時は則ち大倉洋行は餘款を交する能はず紡紗機器の議定の時を俟つて該算付清す

(七)利息毎年八厘一五十萬現款を先交する時交款の日を以て起息し銅元兼銅紡紗各項の機器は機器訂購合同上應さに交易を行ふべきの日を以て起息す

(八)毎年六月十二月の兩期を分ち漢口中國銀行に在つて半年の利金を交付す

(九)本借款は九六を以て交付す

(十)陝西省政府購ふ所の銅元局紡紗局の機器は均しく大倉洋行の承辦に歸す(陝西省政府委員と大倉洋行と訂購す)但し議價することを得ずもし價格他家より高ければ陝西省政府は他家他國に向つて訂購すべし

(十一)本借款によりて第三條指す所の事業を經營しもし不足なる時は大倉洋行は即ち本借款内に於て日金百萬元或は二百萬元を加借し別に條件を議せず

(十二)此合同は中日文各兩紙を作り双方分執す

陝西省長　劉鎭華
陝西督軍　陳樹藩
全權代表張寶麟

東亞興業株式會社代理大倉洋行河野久太郎

見議人　謝廣雲　舒禮鑒

合約附件

陝西省政府は東亞興業株式會社代理大倉洋行(以下即ち大倉洋行と稱す)と陝西省實業借款合約附件を訂定す

(一)本借款は銅元紡紗局及び開後該兩局の紅利を以て第一擔保品と爲し別に陝西省地方公債票四百萬元を以て並びに擔保と爲す(此項の債票は分期還款の時に於て陸續抽回す)

(二)陝西政府はたゞちに委員を選定し大倉洋行と銅元局紡紗機器を議購す並びに大倉洋行より技師各局一人を雇聘しあらゆる延聘合同は該兩局と該技師と別に訂す本借款未還以前は陝西政府は他家が紡紗局煉銅廠を開設するを准るさす

(三)以後陝西政府が更に借款を需め並びに機器を購ふ等の事は須らく先づ大倉洋行と商議し條件合はざる時は他國他家に向つて別辦することを得

(四)銅元局がもし電銅を需むる時は照標最少の價に照し

頻りなるを以て中央の威信地を掃ひ羽檄頻馳すと雖も各省皆地方の窮況中央に亟がざるを以て對へと爲し甚しきは地丁税欵の收入を以て悉く軍費に裁充するものあり彊吏の、要求中央何ぞ敢へてその意旨に拂らんや且つ南北の紛爭今に至つて未だ已まず中央の軍費擔負頗る不貲に屬し日本方面の借欵初時殊に供給多かりしも後に及びて亦漸く弛乏を見る而して其他の各國も亦南北和議告成を待ち然る後始めて貸欵を與へんとの言を持す茲に至りて外債の告貸又得べからず而して財政の枯窘變本加厲更に昔よりも甚し毎月卽ち四五百萬元の政費亦よつて出づる所なきの勢あり最近二三ヶ月間官俸軍費俱に着落なく政府の財政蓋し已に朝に暮を保たざるの境に淪めり矣。

近年來政府既に借欵を以て挹注の策と爲す茲に六年末迄に借る所の內外債欵を查するに總計十四億四千七百萬元に達す中に就き長期外債約十一億九千四百萬元短期外債約六千二百萬元長期內債約一億四百萬元短期內債約八千七百萬元債額の巨洵に駭くに堪へたり民國七年一個年間に日本一國に就いて言ふも借欵契約凡て二十九金額二億四千六百四十萬元の巨に達す內債は七年短期公債は賠償金延期を以て擔保とし四千八百萬元を發行し長期公債は常關稅收入を以て擔保とし四千五百萬元を發行せり內外債欵の陸續償還する者は民國七年中に在つて長期外債の關稅を以て償還せられしもの四千二百萬元鹽稅を以て償還せられしもの六百二十五萬元短期外債の鹽稅を以て償還せられしもの二千四百萬元又愛國九厘公債及び七年公債計二千七百五十萬元を償還し又短期公債を以て中國交通兩銀行に償還せし者計五千六百萬元總計一億五千五百九十五萬元に達す再考するに本年國會に提出せる八年度豫算案は歲入不足二億三千八百七十一萬六百八十七元なり聞く政府の計畫は二億元の內國公債を發行し余は各銀行より借欵して彌縫と爲すと然れども今日政府の信用と財政及び經濟の狀態によりて言へば二億元の內國公債の募集し得べきや否やは實に一疑問にして殘餘の三千餘萬元を銀行より貸らんと欲するも更に幻想たらん耳。

扼要して之を言はんか政府の財政を維持するの方全く開源節流より着想せず內は則ち公債に賴り外は則ち之を借欵に求む近月に至り愈々趨りて愈々下り更に儼然として日を終るべからざるの勢あり甚しきは數十萬元の借欵も亦磋商に由なきに至れり舊銀行團の期限は已に滿ち新銀行團の成立期なく政府は日に愁城の中に困窘す噫今後財政の紊亂恐らくは將さに屆る所を知るなからんのみ。（八・一〇・一六、民國日報）

彙報

自十月一日至十月三十一日

外交關係

▲**山東問答**（華盛頓特電廿七日發）予（高田特派員）は廿七日アイダホ州選出米國上院議員にして豫てより上海に於て講和條約反對の氣勢を擧げつゝありしボラー氏と會見し氏に對して五箇條の質問を發せるに對し氏は次の如く答ふる所ありたり。

問　貴下は米國は日本の山東半島を支那に還附すべしと云ふ公約に信頼し得ると思惟せざるや

答　否信賴し得ず

問　貴下は日本は山東半島を之に附隨する政治的利權と經濟上の特權とを擧げて支那に還附すべしと主張せらるゝや

答　然り

問　貴下は日本政府乃至日本國民をして講和條約の山東條項の修正を容れしめ果して何物を得んとするや

答　予は米國をして公明正大なることを得せしめんとす

問　貴下の見解に依れば日、米二國間の友誼を進むるに最も好適せる日本が今日爲し得べき最上の策は果して何物なるや即ち日本が盡し得べきは如何なる政策なりや

答　山東半島の經濟的利權等を擧げて之を支那に還附するにあり

問　上院に提出せられたる山東條項修正案に對する貴見如何、新聞電報は貴下が日、米間に戰爭勃發可能なりとの貴說を特筆する所ありたるが願はくは貴說の正確なる全文を交付せられたし

答　予は其全文を所持せず予は決して如何なる國民に對しても惡感を挑發し又は苦痛を與へんとするの意思なし然し乍ら予は胸襟を披きて說ぜんに予に於ては米國は第一のものにして予は上院に於て修正案贊成の投票を爲す際にも米國をして公明の地位を得せしめんとするに過ぎず而して日本が若し山東修正案に同意せざる場合にも予は敢て日本と開戰せんとは願はず予等は山東を支那に與へずして之を日本に與ふるに贊成する事に依つて不德を犯すと思惟するも既に山東修正案を提出したれば予等の道義的責任は解除せられたり米國の態度は終始公明なるべく凡ゆる記錄は汚點に染むべからず予等の主張するは此一點にして之を以て敢てより以上に深く立入るの理由無し日本が修正に贊成せば問題は直に解決し若し日本にして之を不可とせば茲に講和條約は成立せず米國は獨逸と單獨講和を締結すべきのみ予等は『日本は山東を支那に還附すべし』との口約を履行すべしてふ純理論を基礎として講和條約の批准を求められたり日本が此公約を正式に履行するは甚だ良し予も亦論理上日本が之を果すべしと容認し得るを欣快とす而も日本が右公約を正式に履行せる後も日本は尙山東半島の事實上完全の支配權を有す內田外相の陳述に依れば山東還附は實現すべきも日本は山東半島の永久占領を決意したり或者は此問題は國際聯盟之を解決すべしとなすも而も日本は國際聯盟に對して如何の態度を採りしや日本は國際聯盟に反抗し日本は山東を得るにあらずんば聯盟に加入せずと揚言せしにあらずや。（一日日日）

▲**上海租界擴張反對**（北京特電三十日發）南方政府より最近北京政府に宛て北京公使團が上海租界の擴張を提議せりと聞くも事實ならば拒絕されんことを求むと電報し來れり。（二日時事）

▲**支那軍艦阻止抗議**（北京特電一日發）黑龍江上流にて日本の軍艦が支那の軍艦の遡航するを阻止したりとの報に接したる支那政府は日本に之れを抗議せんとし居れり。（二日時事）

▲**西藏問題研究會**（北京特電一日發）西藏問題に關する研究會は陳籙氏會長の下に一週以內に開會せらるる可し委員は外交部方面及び四川の代表を以て組織され主として左の根本問題を協議す。

（一）西藏問題は速かに解決すると徐々に解決するの可否

（二）近く停戰期滿了と共に武力を以て昨年來西藏軍の侵略せし同地を奪回する可否如何

▲庫倫政府の要求　外蒙古庫倫政府は蒙藏院總裁に宛て左の要求を爲したりと。

從來の外蒙古自治を取消し外交行政軍事上の職權を支那中央政府に還附し庫倫の活佛は舊時の如く專ら宗教を掌らしむることに改め其交換條件として將來蒙古に省を設け人民に參政權を賦與すべし。（十二日日日）

▲山東審議開始（桑港電報七日發合同通信）　七日華盛頓發電米國上院は山東省に於ける日本の利權獲得に關し審議を開始せり。（十三日日日）

▲共和黨の作戰（桑港電報八日發合同通信）　八日華盛頓發電上院共和黨議員フランス氏は上院に山東條項修正を協定提議することに反對せり氏は該投票を遲延せしむる爲共和黨より其旨を享けて論戰せるものと察せらる。

▲條約不服宣言（北京特電十一日發）　支那講和委員顧維鈞氏より、對獨條約は三大國の批准を得次第效力を生ずべく米國もウイルソン氏の病氣後形勢一變し無事に批准を得べき模樣あり支那は第百五十六、七、八箇條に對し不服なるを以て將來國際聯盟の裁判に附する旨列國に宣言すべきや否やを問合せ來りしが政府は十一日『本件は尙英、米、佛三國の意嚮を確め方法を講ずべく現在國論紛糾し主張一ならざる秋俄に右の宣言を爲す勿れ陸徵祥氏歸國後協議すべし』と返電せり。（十三日日日）

▲山東案討議遲延　山東問題に關する修正案は提案者ロッヂ氏不在の爲六日上院の議に上らず七日に至りても本問題に入るに至らず爲に共和黨側は本案通過の見込勘きを以て故意に遲延せしめつゝありとの非難ありたるが八日上院に於て民主黨のシモンズ氏は山東修正案票決の日取に就き全會一致の決議を求めたる所本件は充分討議の必要ありとてポラー氏一人頑强に反對し結局何等の決定を見ずロッヂ氏は本件に就て演說の希望者多數あるも罷業問題にて地方出張者あるを以て來週水曜日本案を上議すべしと述べたるが結局該修正案は來週末頃票決の運びに至るべし上院の形勢右の如くなるに加へ大統領病氣の爲條約批准の時期も更に遲延すべしと一般に觀測せらる（在華盛頓出淵代理大使發外務省着電）（十四日日日）

▲スチーヴンス氏歸任（北京特電十二日發）　西伯利鐵道技術部長スチーヴンス氏は七日來京以來連日外交部、交通部及び新任浦潮支那委員と東淸、西伯利鐵道問題に關し協議し既に任務を了へ總統、總理にも謁見したれば今明日發歸任す可しと。（十四日時事）

▲新獨立國と支那（北京特電十二日發）　十一日國務院は巴里委員に對し新建設の巴爾幹諸國及び芬蘭等獨立を囘復せる各國と支那との外交上の關係に就き質し且つ陸徵祥氏より委員を各國に派し實情を調査せしむ可きを命ぜり。（十四日時事）

▲露支秘密團活動（奉天特電十三日發）　南方派の領袖戴天仇氏は露國過激派某と秘密團を結び部下數十名を東三省に派遣し東三省の軍狀を偵せしめつゝありとの情報あり殊に最近奉天、天津、安東、哈爾賓、滿州、遼陽、鐵嶺の七箇所に高等支部を設け互に聯絡を執り活動しつつありとの說盛なるが張東三省巡閱使は右諸縣軍警に對し嚴重に搜査すべく電命せり。（十五日時事）

▲ラインシュ色眼鏡（九日國際社桑港發）　前支那駐剳米國公使ラインシュ氏は本日當地に來着したるが同氏は日本の山東還附の約束を以て單に外殼の還附を意味するものなりと述べ且曰く「日本は頗る有效なる作戰計畫を胸裡に藏し居れり其は單に世界の他の列國と均等の條件に於て山東に入るの特權のみを保留して獨逸が支那より奪取したる處のものを支那に還附する事是れなり斯くして支那の對日感情を恐らくは更に永續すべき憎惡の情より轉じて友誼的感情に變せしめ同時に米國並に世界各國に於ける一切の對日批評を緩和するの效あるべしと」支那はラインシュ氏に政治顧問に非ずして華盛頓駐剳法律顧問を囑託したり。（十六日東朝）

▲ラインシュ氏は法律顧問（桑港電報九日發國際通信）　支那はラインシュ氏に政治顧問に非ずして華盛頓駐剳法律顧問を囑託したり。（十六日時事）

▲領事裁判權撤廢（上海特電十五日發）　支那が來るべき國際聯盟會議にて領事裁判權の撤廢を要求するは既定の事實なるが本問題解決以前に於て先づ左の二方法を實行すべく目下巴里會議支那委員の手を經て各國に交涉中なりと。

一、被告が支那人たる場合には刑事なると民事なるとを問はず總て支那裁判所にて審理し外國領事又は其代表者は干涉するを得ず又陪審官をも附するを得ず

二、支那の司法機關は租界又は外國人住宅內にて司法文書を送達し又は判決を執行するには外國領事又は外國地方官の承認を要せず

▲山東案討論開始　（十一日紐育特派員發）　昨日上院は山東修正の討論を開始し議員ノリス氏は山東規約に就き大統領攻擊の演說を繰返せり右條正案は十五日に表決せらるべしと云へど未だ甚だ確ならず而して多分排斥せらるべしと豫期せらるれど反對派の新聞は傳へて曰く双方の票數は略相等しかるべし共和黨領袖は贊成四十六反對四十六疑はしきもの四票ならんと算定す勿論民主黨は此の算定を否定しつゝありと反對派の新聞紙は上院は二票の多數を以てジョンソン修正案を採用すべしと一齊に報道しつゝあり又共和黨領袖は聲明して曰く若し今表決を爲さば共和黨議員は四名を除くの外悉くジョンソン修正案に贊成投票を爲すべし四名とはマツカムバー、オツクネリー、ネルソン及びコルト是れなり然れども其代りに民主黨議員中リード、ゴア、ウオルシユ及びシールヅの四名は贊成投票をなすべければ結局贊成四十九票反對四十七票なりと然も民主黨領袖はシーヅ氏だけは反對投票をなすべしと信じつゝあり若し然らば投票は正しく相等しかるべし。（十七日東朝）

▲ロツヂ氏の毒舌　（十一日合同通信社）　華盛頓發電に曰く元老院議員ロツヂ氏は上院に於て演說し「極めて優勢なる海軍を太平洋に於て維持するにあらざれば米國は他日文明保持の爲め來るべき戰爭に於て佛國の位置に立つに至るべしと說き日本は支那に於ける利源を廣く開發し山東を獲得して同國自身の勢力を扶殖し以て世界の安寧を威嚇せんとす」と言へり。（十七日東朝）

▲敵人取締規則廢止　（十五日北京特派員發）　支那政府は在留獨墺民取締に關する戰時中の規定を解除するに決し其旨各省關係官廳に通牒せり。（十八日東朝）

▲山東修正否決　（十六日紐育特派員發）　米國上院は山東修正案を否決せり二十票の多數（十六日國際社華盛頓發）米國上院は三十五對五十五票の多數を以て山東に關する修正案を否決したり。（十八日東朝）

▲西南西藏問題反對　（十七日北京特派員發）　西藏問題に對する四川、甘肅、雲南方面の反對熱漸く熾烈となり河邊鎭守使陳遐齡師團長熊體道四川省省議會等相亞いで强硬なる意見を中央に寄せ來り一般の注目を惹きつゝあり。（十九日東朝）

▲西藏交涉遷延　（十七日北京特派員發）　西藏交涉は依然として發展せず英國公使より一二回督促したるも支那政府は同案研究會の討議を待つて交涉に應ずる方針にて毎週水曜日に會議を開く事となり四川、甘肅關係諸州の委員の來京を待ち居れり。（十九日東朝）

▲西藏交涉經過　（十八日北京特派員發）　西藏問題交涉經過に付國務院及び外交部より最近四川熊克武に宛てたる電文に曰く

民國元年の會議に於て西藏の境界に關し交涉纏らず中止となれり同年五月十日英國公使に照會し草約の各項に就ては同意するも唯境界に對しては斷じて承認し難き旨を聲明せり同年六月袁總統は代表を特派して英國側に交涉せしめたるも決定せず其後西藏兵二千河邊に侵入し來り爲に河邊と西藏との間に休戰條約を結び七年十月十五日より起り一年を以て期限とせり本年五月英國公使は右休戰期限の終了近づきたるを以て西藏問題の交涉を開かれんことを求め五月十三日及び三十日の兩度英國公使と交涉をなせり境界問題に關しては民國四年の提案を根據としたるに對し英國公使は最初より同意せず今日迄の交涉の經過は內外西藏の名稱を廢し打箭爐、裏塘、巴塘等の地方を支那に編入するか又は他の一方法として內外西藏の名稱を存し裏塘、巴塘、打箭爐を支那內地とし崑崙の南より拉薩の北にある地方を內藏の範圍とし支那は官吏及び軍隊を駐屯せしめず德格を外藏に屬せしむるに於ては承諾すべきを以てせり之れを從前の交涉に比すれば境界に付英國は大に讓步したるは事實なるも若し此際斯の如き解決をなすに於ては將來西藏との關係は益々疎隔し支那として恢復する事能はざるべきに至るべし德格が打箭爐に屬するは歷史の證明する所飽く迄力爭し支那に恢復せしめざる可らず。（二十日東朝）

▲西藏問題研究開始　（十八日北京特派員發）　外交部の西藏問題研究會は（一）邊防（二）政治（三）交涉（四）經濟の四部に分れ夫々擔任者を定め毎週一二回宛開會する事となれり。（二十日東朝）

▲國際條約に調印　（十八日北京特派員發）　巴里外交會議は航空條令四十八條を可決し加入國二十餘國にして支那も亦調印せる旨支那委員より報告し來れり。（二十日東朝）

▲**山東討議詳報**（十六日紐育特派員發）　華盛頓來電上院は昨日山東修正案を討議したるが同修正案は結局否決さるべしとの以前の判斷を變更すべき何等の確證なし　されど合衆國は山東の條項に反對なる旨を言明せる保留は多分採用せらるべし　昨日の討論は共和黨のコルト氏先づ火蓋を切りたるが氏は保留案には贊成なるも修正は如何なるものにても反對なりと聲明せり　次いで民主黨のシールツ氏起ちて山東修正の不合理なるを論ぜり曰く斯の如き修正案は外國の政治陰謀及び是より生ずる戰爭に干與するを禁ぜる合衆國の傳來の政策と直接相容れざるものなり山東は純然たる日支間の問題なりとそれより民主黨のトーマス氏起ち述べて曰く米國の講和委員は初め聯合國間に密約の存在せし事實の暴露せる時講和會議より脫退すべかりしなり　されど條約の本文改正には反對なりと述べマツカムバー氏が山東保留案を提出せる時之に贊成投票をなすべきを約せり　次に共和黨ボラー氏はトーマス氏の意見に贊成し密約の發見せる時米國講和委員はヴエルサイユの講和會議より脫退すべき者なりと述べ更に合衆國は日本の感情を顧慮せず相當と思ふ所を行ふべきなり　山東の條項は一大不正に非ずと主張する議員は一名もなしと結べり　共和黨のスペンサー氏は曰く日本をして山東を分離せしむる唯一手段は武力に訴ふるに在り　修正案は實施し得るに非ざれば何等の效なかるべしと要するに氏は保留論者なり之に續いて共和黨のレンルート氏演說を試み保留に贊成し最後に共和黨のロツヂ氏起ちて述べて曰く合衆國が歐洲に對すると亞細亞に對するとは其關係自から異れり　米國は比律賓を有するに依り亞細亞に於ける一强國なり　之に反し米國は歐洲の一强國とは如何にしても稱するを得ず故に山東修正案を採用するも米國が歐洲の事件に干涉すとは云ふを得ず吾人は亞細亞に利益を有し條約を締結するに當り之を考慮する義務あり。

▲**排日議員豹變**（十六日合同通信社發）　山東問題の討議に際しカリフオルニア州選出上院議員フイーラン氏は「日本は聯合國を援助したり又山東に關しては單に獨逸の利權を獲得するのみなれば山東條項修正には反對すべし」と演說せり。（二十一日東朝）

▲**聯盟加入權獲得**（十九日北京特派員發）　巴里來電に依れば支那は墺國との條約を調印せるを以て確實に國際聯盟に加入するの權利を得たりと（十一日東朝）

▲**山東否決影響**（十九日北京特派員發）　米國上院の山東修正案否決に關し支那の代理公使よりの報告到着せり當局は最近上院の形勢著るしく變化せるを承知せる爲當初の如き大なる期待を繫がざりしも否決の報に接するや唯一の望を絕たれたる事とて失望も甚だしく米國の恃むに足らざる事を痛切に感じたるもの丶如し　山東問題の解決に殘されたる途は支那として追加調印をなす外方法なく支那が果して此際調印をなすや否や當局に於ては未に何等決する所なし。（同上）

▲**顧維鈞の報告**（十九日北京特派員發）　顧維鈞氏よりの報告に據れば土耳其、勃牙利兩國との講和條約調印終り次第米國に歸任すべく山東問題の解決は日本より何等かの手續を以て支那國民の對日感情を緩和するにあらざれば如何ともする能はざるが國際聯盟に提出して解決するの外なく之が爲日支國交を害するも已むを得ずと言へり。（同上）

▲**修正否決次第**（十七日紐育特派員發）上院に於ける修正案の否決は大に政府筋の新聞紙を喜ばせたりウオールド華盛頓特派員は報じて曰く大統領は講和條約に對する第一日の大戰爭に勝利を得たり最早條約には何等の修正行はれざるべし　山東修正案は三十五對五十五の決定的多數を以て葬られたり十四名の共和黨員は民主黨と共に修正反對の投票をなしたるが之に反し共和黨と進退を共にせし民主黨員は三名に過ぎずとウオールドの社說に曰く山東修正案の如きは外交委員會が決して採用す可らざりしものなり　蓋し膠州を支那に還附せしむるの手段として斯る修正案は何等の效果なく又講和條約否決の手段として之を用ひるは餘りに不正直なり　條約案の通過を故意に延引せしめ妨害をなす責任者はロツヂにして彼は一地方政治家の精神を以て世界平和の重大問題に對しつゝあるなりと　山東修正案否決の結果はジヨンソン修正案（聯盟規約修正）の失敗を示すものにしてトリビユーン紙すらジヨンソン修正案の成行に關し憂慮し居れりタイムスの社說に曰く山東修正案は三十五對五十五の一大多數を以て否決されたるが是れジヨンソン修正案を初め講和條約を實質的に變更せしめんとする凡べての計畫も同樣の運命に遭遇すべきを明白に指示するものなり　山東修正案は否決となりたるも山東條項に關する保留は政府系の新聞紙すら通過の望みありと稱し居れりヘラルド華盛頓發電に曰く山東修正に反對投票をなせし十四名の共和黨員は既に保留等には贊成投票

をなすべき旨を聲明せり故に少くとも山東保留贊成者は四十九名あるべき見込なりとトリビューンの社說に曰く上院は山東修正案を否決せり是れ至當なり何となれば此修正の否決は山東保留案の通過を準備するものなればなり蓋し保留案は修正案の求むる目的を達し而も之と同時に條約本文變更に伴ふ危險を匡正すべしと、ロッヂ氏は山東修正案否決後直に適當の時期を見計らひ山東に關する凡ての條項を條約文より削除するの新修正案を提議すべしと通告せりされど既に否決されし修正案以上の贊成者を得ざるべしと信ぜらるヘラルド紙すら新修正案の成功を疑ひ居れり。（二十二日東朝）

▲**伊支仲裁條約談**（羅馬國際特電十六日發）當地の支那公使は支那和蘭間に既に存在せるものと同樣の仲裁々判條約を伊太利と締結するの談判を行ひつゝあり。（二十三日時事）

▲**支那對伊商議**（十六日國際社羅馬發）當地の支那公使は既に支那及び和蘭間に存在せる條約と同樣なる對伊仲裁條約に關し商議し居れり支那が團匪事件に對する賠償として歐羅巴列國に支拂へる償金は戰爭中中止され居たるが目下支那は伊太利を慫慂するに今後償金を要求せざらんことを以てせり伊太利は自國に對する右賠償金を斷念するの意ありと雖も右償金は團匪事件の際危害を蒙れる伊國の臣民に對して支拂はるゝものなるが故に之を放棄する事は不可能なり然れども伊太利は殘餘の賠償金を提供して既に米國が北京附近に建設したるものと同樣の一商業學校を支那國內に創立すべき經費若くは商業給費生制度を設くる筈なり。（二十三日東朝）

▲**各國公使に懇請**（上海特電二十二日發）全國學生聯合會は在北京各國公使に電報して曰く弊會は軍閥主義の擴張を制限する爲め茲に閣下に貴國政府に弊國が合法國會をして國權を完全に行使する能はざらしめざる限りは再び借款をなさず關稅剩餘金を北京政府には使用せしむることなく以て兵亂をして蔓延するを免るゝやう傳告せられ度し。（二十三日時事）

▲**西藏交涉鞭撻**（北京特電二十二日發）西藏問題に關し南方及四川、甘肅、新疆等の接壤各省は政府の軟弱なる外交方針を極力攻擊し政府も四國の狀況に餘儀なくせられ今後英國の要求に對し强硬なる態度を執る事に傾きたりと。（二十四日日日）

▲**外蒙自治取消講究**（二十三日北京特派員發）外蒙自治取消問題に付き北京政府は外交部並に蒙藏院に命じて取調をなさしめつゝあるが外交部にては露蒙研究會を設けて取消後の善後方法を講究しつゝあり外蒙七部落の自治を布くに至れるは民國三年の露支蒙の恰克圖條約に基くを以て自然取消の根本は右の條約を廢止するにありとなし露國公使に該條約の廢止を交涉するに決せりと傳へらる尙陳都護使の使者近く入京し一切を面陳する所あるべし。（廿五日東朝）

▲**獨墺人登錄廢止**（上海ロイテル特電二十一日發）上海護軍使盧永祥氏は昨日在留獨墺人に對して適用する登錄規則は住所變更の場合の項目を除き之を廢止する旨の命令を發せり右命令は共同租界若くは佛國租界には適用せられず。（二十三日時事）

▲**新保留案提出**（二十一日國際社華盛頓發）上院議員マクカンバー氏は新に講和條約保留七箇條件を提出したるが同氏は之を以て批准に關する一新點を見出さんとする共和黨の努力を示すものなりと云へり提案されたる保留條件は左の諸事項に關聯せり。

（一）國際聯盟より脫退（二）聯盟規約第十條の適用（三）米國國內問題を處理すべき米國自身の全權（四）モンロー主義（五）山東問題（六）聯合會議に於ける投票權の不公平

上院外交委員長ロッヂ氏は豫て提出され居たる保留條件改訂を考慮する爲め明日委員會を開くべしと。（二十四日東朝）

▲**ロッヂ氏の報い**（十七日タイムス社發）華盛頓來電ロッヂ氏は最近日本に對する攻擊の激烈なりしがために穩健なる領袖の器なりとの名聲を加ふるに至らず講和條約より山東條項を削除せんとする氏の意見は失敗に終るべし若し何等かなすべしとせばそは恐らくは保留の形式を取り之に依りて山東解決に對する一切の責任より米國を脫せしむるに在るべし保留に對しては有力なる輿論の後援ある模樣なり。（二十四日東朝）

▲**對日交涉勸告**（二十二日北京特派員發）駐英公使施肇基氏より山東問題の解決を國際聯盟に愬ふる以前に日本をして還附の時期其他に就き明確に保障をなさしむる餘地なきや政府の所見如何能ふくべんば聯盟に提出に至る迄の間に於て日本との間に折衝の要あるべしとの意見を述べ來れり。（二十四日東朝）

▲**山東留保採擇**（二十三日國際社華盛頓發）　上院外交委員會が其後採擇したる講和條約保留條件中には「米國は山東問題に關する講和會議の決定に承認を差控ふるの自由を留保す」の一項を含み居れり。（二十五日東朝）

▲**山東削除と保留**（十七日上海經由路透社發）　華盛頓來電上院議員ロッヂ氏は山東に對する獨逸の利權を日本に付與せんとする條項全部を削除すべき講和條約修正の動議を提出すべしと聲明し居れり尙數名の共和黨議員も山東條項保留案を提出する意志を通告せり。（同上）

▲**蒙古王侯の請願**（北京特電二十三日發）　對蒙古自治取消に關し庫倫都護使陳毅氏より北京政府に達したる公電左の如し

對蒙古各王侯よりの請願書に接したるが其內容は往年奸人の言に誤られ自ら自治に甘んじたるも爾後露國人の欺き虐を蒙り苦痛に堪へず之を北京政府が內蒙古王侯を優待するに比し天壤の差あり故に自ら自治を取消し中央政府に希望せん事を願ふ自治中露國より借款せし金額は外蒙古政府より露國に交涉し中央政府より償還する事となしたく各王侯の年俸は其額多大なるを以て中央政府より支出ありたしとあり事態急迫之を受付けざるを得ず況んや限りある金錢を以て莫大の領土を恢復し得るは千載の好時機なるに於てをや茲に王仁翊氏を上京せしめ詳細を陳述せしむ

右の特使及請願書本文は尙到着せざるも蒙藏院は陳毅氏の電報に就き研究したる結果民國三年恰克圖條約を廢止する事、王侯の年俸約八十萬圓の支出方法を定むる爲前者は外交部後者は財政部にて立案し目下協議中なりと。（二十五日時事）

▲**西藏境界問題**（二十四日北京特派員發）　西藏問題の交涉は每週水曜日の定例會見日每に英國公使と外交總長代理との間に意見を交換せるが境界問題に關し英國側は靑海新疆甘肅とを包含する最初の意圖を捨て冬稼屯、長沙の東方一帶の四縣を緩衝地帶として支那の行政區域たらしめざる事を要求し又當拉嶺（拉薩より靑海に至る要路に當る）以北より崑崙以南を西藏に屬せしむべしと主張し後者に對しては双方の意見接近せる由にて問題は四川邊境の緩衝地帶並に東方境界線にありと傳へらる以上の如く境界線に關する意見は漸く局限せられ來れるも依然四川甘肅雲南方面の態度は頗る强硬にして兵力を以て境界を爭はんとする意氣込をなしつゝあり今後の交涉は尙幾多の障害は免れざるべし。（二十六日東朝）

▲**支那委員頑迷**（十八日國際社巴里發）　紐育ヘラルド巴里版は論じて曰く支那講和委員は山東修正案が米國上院に於て敗北したる事に付き何等公式の言を發表せざれども支那人の意見は米國上院の此の否決が米國人の輿論を代表するものにあらずと云ふにありと。（二十七日東朝）

▲**保留十三箇條**（二十日紐育特派員發）　政府側新聞紙に據れば講和條約批准の形勢は樂觀的なりウオールド紙華盛頓特電は曰く「講和條約論戰の山は見えたりジョンソン修正案其他幾多の修正案の否決は唯だ時日の問題のみ而して最後に保留に對する論戰行はるべし」と民主黨領袖ヒッチコック氏は曰く條約を現在の儘にて批准するに贊成する上院議員四十名あり而して保留附條約批准を主張する者三十名あり必要事は此等の二派の合同を成就するにあり而して此の仕事は成功すべしと之に反し反對派のトリビユーン紙特電の報ずる所に據れば十四の保留案は今週上院外交委員によりて承認され次で上院に廻附せらるべしと聞くとロッヂ氏は揚言して曰く「四十九名の議員は保留に贊成の投票をなし以て米國の平和安全主權及び獨立を擁護すべし是等の議員目的の一は講和條約を米國化せしむるに在り」と十四の保留案文は未だ作成せられざるが保留は次の十三問題に基くべし而して其一問題は恐らく二個の保留に包括せらるべし。

第一國際聯盟第十條に關する保留、第二他國に對する米國の委任統治問題は全然議會の裁量に任ずること、第三モンロー主義に關する保留、第四內閣問題に關する保留、第五絕對的脫退權を規定すること、第六山東條項に對する米國の責任を拒絕否認し且該條項不贊成の意思を言明すること、第七ジョンソン氏及モゼス氏修正案を包括する保留、第八フオール氏修正案を包括する保留、第九賠償委員に關するフオール氏修正案を包括する保留、第十經費の支拂に就き國際聯盟に依つて爲さるべき賦課に對し米國は何等拘束せられざること及び斯る充當を行ひ且其額を決定する權能を議會に一任ずる規定を設くること、第十一國際聯盟に於ける米國の代表者は上院三分の二の投票を以て是認せらるゝを要すとの聲明を爲すこと、第十二國際聯盟第二十三條婦人賣買に關する米國の見解を發表すること、第十三獨逸人の財產差押へに就き外國人財產保管者の行爲は有效なること並に米

國人一切の權利は保護ざるべきことを絶對的確實ならしむること。(二十六日東朝)

▲**山東を還附せよ** (二十五日シドニー特派員發) モントリオル來電大統領ウイルソン氏が米國委員としてプリンキポ會議に派遣せんとしたるウイリアム・ホワイト氏はカンサス市に於て山東問題に關し演説して曰く「速かに山東を支那に還附せざるに於ては東洋に戰亂勃發し世界は其渦中に投ぜらるべし」と。(二十六日東朝)

▲**賠償金委員遣佛** (二十四日北京特派員發) 講和委員顧維鈞氏よりの電請に依り北京政府は目下巴里に於ける獨墺の協約國に對する賠償金問題の調査委員として財政部より郭則燮氏を派遣する事に決せり。(廿六日東朝)

▲**勞働代表選出難** (北京特電二十五日發) 最近巴里委員より支那も亦各國に倣ひ資本家及勞働者の代表を萬國勞働會議に派遣せんことを求め來れり之に對し今日の閣議に附議する所ありしも多數の議論は支那の現狀は到底之が選出困難なりといふに對し何れとも決し兼ね結局内務農商務交通外交の四部に命じて研究の上決せしむることゝなれり。(廿一日時事)

▲**自治取消條件** (北京特電廿五日發) 庫倫活佛は外蒙古自治取消の條件として左の七箇條を提出せりと傳ふ。

第一　支那軍隊の駐屯は其駐屯數を制限し蒙古の境界を保護するに必要なる兵數を限度とすべし
第二　活佛には大總統に次ぐ待遇位置を與ふべし
第三　蒙古は民兵を訓練するを得
第四　課税を減免すべし
第五　王侯優待方法は以前の規程に據るべし
第六　支那政府は喇嘛教を尊重し保護を加ふべし
第七　未詳 (廿七日日日)

▲**米國守備撤廢** (北京特電廿六日發) 米國公使館は義和團事件議定書により米國軍隊の管轄となり居れる華陽門(北京内城正門)の守備權を取消し明年一月より同城内檣上の米國歩哨を撤廢すべき意思を漏らせりと。(廿八日日日)

▲**在歐苦力送還** (二十六日北京特派員發) 巴里來電に據れば戰爭中支那より歐洲に派遣せる勞働者は三十萬人に達せるが戰爭終止と共に英佛當局は何れも國會に於て本國人を以て支那勞働者に代らしむべき旨を聲明し支那勞働者全部を支那に送還することに決し毎月一萬五千人宛を送還すべしとあり。(二十八日東朝)

▲**各國公使に電請** (上海特電廿七日發) 上海各國聯合會は北京の各國公使に電報して曰く「弊國不幸にして武人國に反き約法を破壞し人權を蹂躪し禍變頻りにて之が爲めに損害を蒙れり甚だしきに至りては密約を締結し國權を盜み賣り既に全國人民は反對を爲して之が取消を求め居るも北京政府は之を肯かず人民に對して宣戰せんとし賴外に財力を以てし内亂を延長せんとし友邦の誤解を惹起せんとす殊に弊國のことを平定する意志無きのみならず抑も亦國際和平の障害を成す貴公使は努めて關稅鹽稅の剩餘金を一切北京政府に交附するを止められたし斯くして近くは北京政府も其弊國人民を蹂躪し世界和平を擾亂するに依る所を失はしむるを得んかこれ弊國全體國民の希望する所なり」と。(廿八日時事)

▲**山東保留條文** (二十三日紐育特派員發) 華盛頓來電上院外交委員會は昨日午後更に五個の留保條件を採擇せり山東の留保も此内に在り其文に曰く米國は平和條約一五六、一五七、一五八の各條に對する承認を差控へ右條の履行に依り將來日支兩國間に如何なる紛議を發生するとも之に對して十分なる自由を留保すと。(廿九日東朝)

▲**寛城子交渉停滯** (奉天特電廿七日發) 奉天に於ける寛城子事件の交渉は帝國の要求條件に對し字句の修正を行ひ日支兩國政府の同意を得たるを以て赤塚總領事は張東三省巡閲使と會見して最早調印する迄に進捗せるも目下赤塚總領事は病氣の爲引籠中なれば調印を了して之を發表する迄には尚多少の時日を要すべし。(廿九日日日)

▲**妥協的保留案** (二十日國際社華盛頓發) 米國上院に於て共和黨穩和保留派の一人マツカムバー氏は講和條約に對する數個の妥協的保留案を提出したり其内容は國際聯盟規約第十條の規定より脫退の件、モンロー主義、山東問題に關する件及聯盟會議に於ける投票力の不平等等に關するものにして講和批准書に次の一句を附加すべしと提議しあり。

若し山東還附並に其他の條件が履行さるゝに非ずんば米國は二箇年以内に

然大局の推移を覩望しつゝありて遠からず軍政府内に一大軍事會議を開催する筈なりと。（八月四日）

▲廣東兩院協議會　（廣東特電四日發）　六日廣東國會は參衆兩院聯合協議會を開き

（一）上海和平會議全代表撤廢の件　（二）護法各省及び全軍隊に對し北方に對する戰備を備ふる事を要求する電報を發する事　（三）廣東軍政府に對し廣東國會より獨逸に對する戰爭終熄の宣言を發する件

等を協議し更に護法各省の軍事會議の結果軍政府に對し特別大軍事會議を召集し和戰に對する態度を定めん事を要求するに決したり。（八日日日）

▲分代表會議主張　（上海特電六日發）唐紹儀氏の辭職と共に南北問題の形勢一變し分代表のみにて會議を開くべしと主張する者多く卽ち唐紹儀氏に辭職して南方に總代表なきを以て是と對等ならしむるため北方總代表に辭職を勸告し改めて和平會議を各代表のみの會議とし最後の決定を兩方の政府に依りて採決すべしとの主張なり政學會の主張而も北方派は之に反對なるものゝ如く北京政府を代表する當地の某支那官廳は和議停頓善後策として既に左の如き訓電に接し居れり曰く

和議前途遼遠にして外交上の頓挫を來すこと大なり依て今後左の方法を以て其の善後策を講ずべし

第一　各省より西南要人に電報して和議再開を催促せしめ一切の疑議は和議席上にて決定すべし

第二　和議は暫く放棄し置くも可なり但し南北の軍隊裁撤は一日も忽諸に附す可からず直に双方實力派より代表者を出し上海に在りて軍事會議を開き辦法を講ずべし。（八月四日）

▲唐氏を慰留す　（上海特電七日發）　馮國祥氏は徐世昌氏の來意を受け唐紹儀氏に總代表辭職を思ひ止まることを電報し且つ張某を上海に派して和議の疏通を計らしむと云ふ又徐世昌氏は張謇氏に宛て個人の資格にて電報し唐紹儀氏を引留むることを託し且つ親しく南京に行き李純督軍と疏通の法を計りて和議を維持せんことを乞へりと

更に總統府は西南部及び長江三督軍とに唐紹儀氏を勸めて慰め辭職する無からしめんことを電報にて託せり。（八日時事）

▲北方討伐決議　（八日上海特派員發）　廣東兩院は六日聯合會を開き上海の南方代表を撤回し北方討伐令を下すの案及和議打切り戰備をなすの案を共に通過し軍政府に諮る事を決議せり且つ憲法制定の事は今や既に法定數は超えたれば凡そ九日同會議を開くべしと。（九日東朝）

▲上海團體五要求　（上海ロイテル特電七日發）　四日當地に大會を開きたる敎育、社交、宗敎團體を代表する五千名の會合より選出せられたる十名の代表者は昨日護軍使所に護軍使代理を訪ひ左の五箇條の要求を護軍使代理の個人的紹介と共に北京政府に傳達せんことを請求せり。

（一）支那は山東の利權恢復前には講和條約に調印すべからざること

（二）日支軍事協約日本の二十一箇條の要求及び七鐵道敷設に關する日支秘密條約を取消すこと

（三）邊境事務局を廢止し段祺瑞、徐樹錚を罷免し安福倶樂部を解散すること

（四）山東省の戒嚴令を撤廢し濟南鎭守使馬良を處罰すること

（五）外交を公開し再び言論集會の自由を與ふること

護軍使代理は代表者の精神は之を深く諒とするも余としては此の要求を目下杭州滯在中の盧永祥氏に傳達し得るのみなりと答へ個人として之に盡力すべきを約せり。（九日時事）

▲鮑督軍辭意なし　（七日奉天特派員發）　張巡閲使は吉林鮑督軍の辭意を容れ舊部下なる現黑龍江督軍孫烈臣氏を其後任となし第廿九師長吳俊陞氏を黑龍江督軍に昇任せしめ以て兩者の權衡を圖らんとしつゝありとの説近來專ら行はれつゝあるも吉林側の消息に依れば鮑督軍自身は鋭意省内の維持を圖り叢に辭任を申出たる齋藤顧問を堅く引止めつゝあるが如き斷じて辭意なきを證するものなり。（九日東朝）

▲軍事會議提唱　（北京特電七日發）　昨六日總統府國務院及び各官廳には南北軍人の連名に依る檄文を送附し來れる者あり其趣旨は南北に於ける論爭は唯徒に空論に走りて和平を破壞するに過ぎざれば速かに軍事會議を開き軍人に依り時局を解決せんと云ふにあり硬派の指圖に依るものか或は一部軍人間に斯くの如き意見の懷き來れるかなるべし。（十日時事）

▲熊氏等の和議問題謀議　（濟南府特電七日發）　前國務總理熊希齡氏

は濟南に來り三四兩日滯在の上張督軍屈省長等と南北和議問題に就き畫策する所ありたるが安徽督軍倪嗣冲氏又天津より歸任の途濟南に立寄りて協議に參與し即日歸任し熊氏又即日天津に引あげたり兩氏の來濟は時節柄世人の注意を惹き種々取沙汰行はれ居れり。（十二日日日）

▲**李王兩氏の警告**（十日漢口特派員發）王督軍は十日李督軍と聯合して湖南、江西、福建、四川四督軍に打電し和議開始以前は努めて各軍隊取締の現狀を維持すべく北京南方をして開戰せしむるなかれと警告せり。（十二日東朝）

▲**南方終戰宣言案**（廣東特電八日發）七日廣東衆議院に對獨戰爭終了宣言案を可決せり（十日日日）

▲**靳氏の施政方針**（上海特電十日發）靳雲鵬氏は九日國務院にて施政の方針を宣言し國家の基礎を樹つるを目的とし從前種々の問題を解決し人才を入るゝを第一義とし第二實業を振興し第三財政を整理し第四軍隊を節縮し自ら率ひて義を布き以て統一を求むるにありと云へり。（十一日時事）

▲**唐繼堯局面展開宣言**（十日香港特派員發）雲南情報に據れば雲南督軍唐繼堯氏は最近支那大局の益々混亂に陷れるを慨して某々有力者聯合して局面展開のため先づ宣言書を發表して活潑なる運動を開始すべしと。（十二日東朝）

▲**廣東軍事會議**（廣東特電十二日發）廣東軍政府は和戰何れを取るべきかに就て意見を徵するため護法各省に打電し最後の態度を決するため十一日特別軍事會議を開くに決せり曩に軍政府は西南各省代表者の要求により同會議を開く筈なりしも軍政府は尚上海會議に一縷の望を囑し居り且會議の結果主戰論勝を制すべきを恐れて今日迄遷延し居たるなり。（十二日日日）

▲**直接提携進捗**（上海特電十一日發）靳雲鵬内閣の南方實力派との直接提携は着々進行中なるが如し陸榮廷氏一派との默契は既に或程度迄成立したるを以て目下は主として雲南方面に力を用ゐ居れり唐繼堯、李根源氏等は既に南北統一希望の電報に接せり又李白垓氏の南下も全く廣東に在る李根源氏との意志疏通のためなりとせらる靳雲鵬氏と雲南軍の一部とは親交あれば此試みは成功すべしと觀測する者多し。（十二日日日）

▲**梁士詒南下目的**（十一日香港特派員發）今回梁士詒氏南下の目的に就き種々の臆測あるも民黨派新聞の報ずる所によれば南方の王揖唐總代表拒絕後徐總統は密に梁氏を南下せしめ陸榮廷氏をして先づ法を設けて唐紹儀氏を撤回し他の適任者をして和議を成立せしめんとするにあり總統は梁氏の南下を陸氏に電告したるに由り陸氏は其の期日を知り幕僚某を既に香港に派したる次第なるが陸氏は陳炳焜を後任總代表となさんとする意あるも斯くては和議の全權が陸氏に歸し政學會の勢力に影響するを以て岑春煊氏の反對を顧慮する所あり先づ幕僚をして香港行の途次岑氏と商議せしめたり梁氏も亦此間に斡旋すべしと觀測さる。（十二日東朝）

▲**天津學生騷擾**（十日天津特派員發）十日午後二時天津中學生を中心に公民黨の群衆約七千民國國慶日を祝賀するの意味にて大道演說を準備して排日の氣勢を昂め不穩の形勢あるより保安隊長は巡警約三百名を引率して警戒し解散を命じ衝突を始め群衆は各自携へたる棍棒を以て巡警を毆打し格鬪を始め混亂狀態に陷り隙を見て學生の群集は雪崩を打つて警察廳前に押寄せたり午後四時に至り學生男子三千餘、女子約五六十名の外彌次馬を交へ其數五千に達したるが學生中より時子明、孟震侯、玉培の三名を代表に擧げて楊警察長に對し「何故に學生團の交通を妨げたるか且又學生を毆打したるか」と却て逆襲的交涉を開始し學生團は十日の國慶日を祝する爲に市中を行進しつゝあるなりと辯疏したるも警察廳にては交涉を受附けず廳前に群集せる學生等は「楊廳長は日本の犬なり人間にあらず良心を有せざる非國民なり」と惡罵的演說をなし群衆は之に對して拍手喝采するなど物情騷然たり。（十二日東朝）

▲**西藏遠征軍組織**（北京國際特電十一日發）熊克武氏は西藏境域に派遣すべき遠征軍を組織しつゝあり邊境長官陳席凌氏は其の各方面に送りたる通電中に報じて曰く余は熊克武が邊境に向け二箇師團の兵を派遣しつゝあるを知れり熊克武は同時に一箇師團足らずの兵を有すと雖も四川省人は之に對し給養費を支出し能はざる場合に當り如何にして其の二箇師團を使用す可きかを質問せりと。（十三日時事）

▲**吳光新の奔走**（十一日奉天特派員發）長江上游警備總司令官吳光新中將は入京後間もなく副官五名兵卒十七名を隨へ八日來奉十日歸京せり同氏は段祺瑞氏の女婿にして嘗に第二十七師長となり新民屯に在りし人にして

關するに中央の財政窮乏を理由として、全國軍隊を減撤し經費節減を圖らんとするに反對なる段氏一派は南北問題は結局兵力の背景を必要とし之が打合せの爲め段氏の密旨を齎したるものなりと。（十三日東朝）

▲靳總理代理と語る　（北京特電十二日發）靳總理代理は綿花胡同の自邸に於て往訪の記者に語つて曰く

五年に亘る大戰も漸く終了し世界は經濟的戰爭の新代に入れり支那には天然の富源にして未だ開發せられざるもの多く將來世界の進運に伴ひ是非とも是を開發せざる可らず新內閣は目下右に關する具體的方法に就き研究中なるが之には先づ國內の平和を求めざる可からず支那の急務は現在の內訌を止め全國を統一するに在り又外交に關しては支那の進步と開發とを希望する諸國と親交を保つべく日本は亞細亞の先進國にして支那と善隣の誼みあり然れども國際關係は單に感情にのみ立ち居るものにあらず共通の利害最も重大なり日本は支那の立場と最も深き關係を有し支那も日本の方針如何により安危を感ずる關係にあれば日本は支那の進步と開發とを希望すべく支那も國家の利害より日本と親交關係を持續せざる可らず兩國民は宜しく誤解を去り相倚るべし予は日支兩國は精神的親善の外具體的聯絡を有するものと信ずる一人にして例へば支那の豐富なる資源は之を日本の資金と技術とを以て開發するとも其利益は一國にて壟斷せず双方にて分配せざる可らず又內政に關しては南北を論ぜず黨派を分たず人材主義を以て政治の改良を圖るべく民國創立以來既に八年を經過するも尙內訌絕えず政治上の成績擧がらざるは遺憾に堪へず現在の南北鬪爭は單に個人の爭ひに過ぎず故に人材主義により適材を適所に用ひなば不平を去り內亂を止むこと困難にあらず予は一昨年日本に遊び維新當時の人材たりし元老其他の政治家と會談し且開國五十年史を讀みて日本に學ばざる可からざるもの多きを知れり例へば支那にも伊藤、井上、山縣氏の如き人材輩出せば政治上の一新期として待つべしと信ず政黨內閣の如きも有爲なる人材ありて初めて行ふべく（暗に安福派を指す）今や南方も北京の政府を認めんとし北京政府も南方の政治的地位を認めんとしつゝあれば大勢は國內統一に向ひ居れり統一後は大に人材を登用し政治の改革と國家の隆盛とを圖らん希望なり云々。（十四日日日）

▲陸氏の和議意見　（北京特電十三日發）江蘇督軍李純氏は陸榮廷氏中[illegible]意見なりとて左の如く北京政府に轉電せり。

第一　南方より提出せる八箇條の中第三條（山東問題、日支軍事協定、[illegible]戰軍問題等）を先決せよとの要求は南方全體の固執する所にあらず第八[illegible]は上海會議の議案にして之が決定は和平會議に於て爲すべきものなり

第二　國會問題に關し北力は先づ新國會を犧牲に供せざるべからず

第三　憲法問題は南北議員自ら之を協定するか又は別に憲法制定會議を開きて民國六年の憲法會議を復活するか二者其一を選ぶべし

第四　副總統を南北何れより選出するかに就ては意見なし

第五　王揖唐氏の總代表に南方反對激烈なるを以て宜しく之を撤回すべし

（十四日日日）

▲楊以德氏辭職す　（北京特電十三日發）天津學生の風潮益々激烈ならんとし警察廳長楊以德氏は今朝辭職せり。（十五日時事）

▲天津戒嚴令主張　（北京特電十三日發）段祺瑞段芝貴氏等は天津に戒嚴令を布く可しと主張し居れり。（十五日時事）

▲唐劉連名王排斥　（十三日北京特派員發）唐繼堯と劉顯世連名にて王揖唐の總代表たるを取消さん事を要求し政府にて何等黨派に關係なき在野の政客を以てするか或は南北双方政府直接和議を圖るに於ては盡力すべし中央にして飽く迄王を固執すれば和議は絕望にして再び兵力に訴ふる外なしと云へり。（十六日東朝）

▲憲法會議近く開く　（上海特電十五日發）當地舊國會議員招待處の[illegible]告に據れば參議院議員總數二百七十五名、其四分の二は百八十三名、元より廣東を離れざるもの百二十八名、今招待處を經て廣東に行けるもの既に七十一名、合計百九十九名にて三分の二の憲法制定法定數を超ゆるもの二十六名あるもの尙ほ二十名あり卽ち法定數を超ゆる三十六名とす又衆議院議員の總數五百九十七名、三分の二は三百九十八名なり其後より廣東を去らざるもの五百三十二名、今招待處を經て廣東に行けるもの既に百七十五名あり合計五百九名となり憲法制定の法定數を超ゆるもの百十一名其西南各省より直接廣東に行けるもの三十五名總計法定數を超ゆるもの百四十六名なり左れば遲くも

憲法會議は十一月一日以前に正式に開會するを得べく當地に在りて招待員たりし諸氏も正に廣東に赴くべく天津の招待處は十二日既に閉鎖し上海の招待處も十八日閉鎖す可し。(十六日時事)

▲南軍出動警戒 (十五日上海特派員發) 新代理總理は陸榮廷氏に對し湖南攸縣茶陵方面に南軍日に增加すとの報告あり取調の上制止ありたしと要求し參陸辦公所よりは岑春煊陸榮廷兩氏に宛て譚浩明が三路より湖南を進攻するを詰問し別に吳佩孚に對しその有無の調査を命ぜりと。(十六日東朝)

▲武斷的倪嗣冲 (十五日漢口特派員發) 安徽督軍倪嗣冲氏は王湖北督軍に通電し和議展開の望みなく速かに總代表を召還し西南和議破壞の罪狀を宣布し最後の解決を實行すべく中央政府に申請せんとす貴下も贊成せよと勸告し來れるが王督軍は飽迄平和を主張する旨返電せり。(十六日東朝)

▲船舶監督部設置 (上海特電十六日發) 北政府は獨墺より沒收せる船舶を今回交通部をして處理せしむることゝなれるを以て上海の鹽業銀行內に交通部商船監督部を設け其監督に任ぜり。(十七日時事)

▲南軍抑制要求 (十五日北京特派員發) 南福建方面の南軍活動開始の報頻々たるより政府は十五日廣東軍政府に打電し南軍の行動を抑制せざれば大局を破壞し再び戰端を開くべく速かに取締らんことを通告したり。(十七日東朝)

▲張敬堯の求援 (十六日上海特派員發) 湖南督軍張敬堯は譚延闓が湖南永興に於て軍事會議を開き動員を下令し林修梅は攸縣を馬濟は茶陵を趙恒惕は江西を各々攻擊し三路より長沙に攻め寄せんとするに決せり形勢危急速かに援軍を請ふと報告せり。(十七日東朝)

▲直隷安徽の係爭 (十五日漢口特派員發) 新國務總理は十三日王督軍に打電し直隷安徽兩派の調停を依賴せり兩派係爭の論點は湖南督軍上海護軍使の二問題にして直隷派は吳佩孚を湖南督軍とし齊燮元を上海護軍使として長江一帶を直隷の勢力範圍と爲さんとするに在り徽派は之に對し湖南督軍は現在の張敬堯を其儘とし吳光新を上海護軍使に任ぜんとの希望あり互に反目して相下らざるより王督軍をして此間を調停せしめ双方の讓步を求め以て兩派の紛爭を解決し北方一致協力し南北和議の進行に當らしめんとするに在り(十七日東朝)

▲軍政府の態度 (十五日香港特派員發) 江西福建に於ける北軍暴行の報に接せし軍政府は政務會議を開き討議する所ありしも和戰の大局を輕々しく決定し難しとなし先づ各省軍官に打電し意見を徵する事となり一面軍政府より前線駐屯軍司令に命じ敵の攻擊に對する準備を爲さしめ當方よりは攻擊の態度に出づべからざる旨訓電せりと。(十八日東朝)

▲日支諸條約書 (十七日上海特派員發) 曩に王總代表より北京に要求せる所謂日支密約兩國間に取交せる覺書及び借款合同契約に關する一切の書類到着せるを以て北方代表は十六日舊獨逸領事館に於て會議したるが北方代表より唐紹儀氏に面會し其意見並に右內容發表の手續につき協議するに決せり。(十八日東朝)

▲南方對北詰問 (十六日上海特派員發) 軍政府は前線より北軍增加の報告に接し討議せる結果輕々に戰端を開かざること前敵の防備を嚴にすることを命ずると共に十三日北方に對し詰問狀を發し江西軍の撤退を要求せり。(十九日東朝)

▲長江軍官と王督軍 (十七日北京特派員發) 今回新總理が直隷安徽兩派の暗鬪を調停する爲め張敬堯を長江上游司令として岳州に駐剳せしめ吳佩孚を湖南督軍とし吳光新を江西省長とし齊燮元を上海護軍使に任ぜんとするに對し王督軍は別に異議なきも唯湖北全省の防衞に關しては長江上游總司令の指揮を受けざる旨を聲明せり。(十九日東朝)

▲密約發表無意義 (十八日上海特派員發) 北方分代表は十八日午後唐紹儀氏を訪ひ所謂日支條約等の發表に關し意見を徵したるものと解せらる唐氏が如何に答へたるかは尙不明なるも唐氏は十八日午前予(特派員)に語りて曰く、余は北方代表より發表する文書を信用せず隨つて之を認めず文書は須らく其筋より發表せざる可からず代表の發表は當局の發表にあらず故に北方代表が發表するとも之れに依りて和議は開かるゝものにあらず云々とされば王北方總代表に依つて和議再開さるべしと高言し居るも尙樂觀には頗る距離ありといふべし。(廿日東朝)

▲吳佩孚の行動 (十八日漢口特派員發) 湖南張督軍より湖南東部の形勢愈々危險なるを以て戒嚴令を布き旅長張宗昌を東部警備司令に任ぜる旨湖北王督軍の下に打電し來る又吳佩孚は愈々南軍と攻守同盟を結び抵抗的態度

に出でんとす速かに緩和策を講ぜられんことを望む旨打電し來れるより王督軍は直に直隷省曹督軍に打電し吳佩孚慰撫を懇請せり。（廿日東朝）

▲熊克武の密書（十八日漢口特派員發）　四川熊克武は使者二名を武昌に派し去る十五日右使者は王督軍に面會し北京政府に單獨講和の意ある旨を告げ熊の密書を呈せり王督軍は之を北京政府に紹介し右二名を上京せしむる筈なり。（廿日東朝）

▲靳總理と吳佩孚（十九日上海特派員發）　湖南出身の某消息通の談に曰く湖南の形勢迫れる模様なるが此四日間上海と譚延闓氏現在地間との電報不通の爲め十八日某南方代表より廣東經由電報にて譚延闓氏に問合せ置きたり、南軍にして若し衡州に至らば時局は一轉化を來すべく進んで長沙に至らば大變化を來し總代表問題の如きは直に解決すべし衡州駐劄の吳佩孚氏と譚氏との間に吳氏を湖南督軍に譚氏を省長に任命するの了解成り相策應して長沙に兵を進め現督軍張敬堯氏を放逐するの密約成立し愈々實行と云ふ段に至りて靳内閣の北京に成立するあり靳雲鵬氏と吳佩孚氏は共に山東出身にして師弟の關係あり靳總理も元來吳氏を湖南督軍と爲すの意あり其後稍態度の鮮明を缺ける所あるが如し云々と。（廿日東朝）

▲岑春煊氏彈劾案（廣東特電十九日發）　十八日廣東國會聯合會開催せられ四百名の議員出席開會劈頭急進派は鹽務使問題に關し政務總裁岑春煊氏彈劾案を提出せり其内容左の如し。

軍政府は南方の輿論によりて組織せられ而して法律の擁護は其唯一の使命なり然るに岑春煊は就任以來會議制度の名の許に獨裁政治を實行し私黨を作りつゝあり是法律を破壞し國民を欺くものなり國會は屢々北方を征服せん事を要求せるに拘らず彼は北方政府に威嚇されて之を聞入れず和議に對する態度を曖昧にし輿論を無視せり是國賊に等しき行爲なり今にして岑を除かざれば法律擁護の前途は暗澹たるものあり

而して此問題に關し（一）即決說、（二）先づ質問會を開くべしとの說（三）先づ形式政府の組織を決定すべしとなす說（四）彈劾に反對の四派あり第二說最も有力なれども議場混亂の爲會議は延期せられたるが一兩日中には再開せらるべし李參謀長に對する彈劾も亦同時に提出せられ李烈鈞氏は國會に出席して自ら說明すべしとの要求は國會の承諾を得たり。（廿二日日日）

▲唐氏辭意固し（上海特電廿日發）　廣東軍政府特使李經綸氏は昨日唐紹儀氏を訪問し其辭意を飜さん事を勸告し並に伍廷芳氏よりの傳言として同氏にして飽迄辭意を飜さずんば伍氏亦辭職し直に上海に歸らんとの意味を傳へたり之に對し唐氏は明白なる返事を爲さざりしも政學會の行動を非難し且王揖唐氏に對する人身攻擊が停止せられざる以上辭意を飜す能はざる旨を述べたり李氏が廣東より携帶し來れる南方代表の印章は當分の間南方代表辦公署に保管する筈。（廿二日日日）

▲軍政府改組理由（廣東特電廿二日發）　國會を通過したる軍政府改組案の理由左の如し。

上海平和會議停頓以來平和は絕望に歸し國民は叛逆者たる北方と妥協を策するに反對し護法各省は護法實現の爲再戰を要求するに拘らず軍政府は之に對し極めて冷淡の態度を持し剩へ讓步的妥協を講ぜんとし且現在軍政府の制度は合議制を取り居れるも實際は七政務總裁中の二三政務總裁によりて實權を掌握され評議員は毫も權能を有せず是軍政府改組を斷行せざるべからざる所以なり。（廿四日日日）

▲軍政府改組案（廣東特電廿二日發）　廿一日廣東兩會は參衆兩院聯合會を開き激論の後軍政府を速に改組すべしとの決議案を大多數を以て通過し廿七名の改組案起草委員を擧げ之を付託せり而して改組案は二日以内に完成せられ一週間内に實行の運びとなるべく某議員の談に依れば岑春煊氏は多分新政府より除外せられ陸榮廷氏改組軍政府の首席總裁に推薦せらるべしと。（廿四日日日）

▲長江三督軍の建議（二十二日漢口特派員發）　王督軍は米國上院に於ける山東修正案の否決を聞き支那の外交愈々困難なるを惟ひ直に江蘇湖南兩督軍と連名にて北京に打電し

一、至急上海會議を再開すること若し總代表問題決せずば分代表のみにて會議を開くこと

二、在野の元老及各政黨首領を以て元老院を組織し重要問題の諮詢機關と爲すこと

三、南北兩軍の行動は長江三督軍より監視する事

等を建議せり。（廿四日東朝）

▲張呉妥協慫慂 （二十二日漢口特派員發） 湖南督軍更迭問題に關し靳總理は湖北王督軍に打電し政府の方針は南北問題解決迄地方官の更迭を見合す筈なれば長江流域の治安維持は三督軍にて協同保障されたしと依賴し來るや王督軍は三省經略使たる曹錕をなして張敬堯吳佩孚兩者の妥協調停の任に當らしめよ其妥協成れば長江一帶は動搖の憂ひなしと返電せり。（廿四日東朝）

▲靳氏、陸氏に所見を寄す （北京特電廿四日發） 靳雲鵬氏は廿四日朝陸榮廷氏に向ひ

革命後八年間紛擾絕えず公は全國に資望あり斯界の敬仰する處予は暫く國務總理を代理せん希くは公に隨つて復力を國家に盡し誓つて平和統一を計る決心なり十八日既に予の意見を電報し公の閱覽を得たる事と信ず現在南方は誠意を以て團結する事急務なり南方の意見にして統一せば以て南北の和議を實行し根本的解決を行ひ國家に新紀元を作るを得べし而して國家建設の始めに於て凡ゆる人材を網羅し賢處を用ゐんと欲す宜しく黨爭を排し一に公明正大の態度を以て共に正論を述べ平和の促進せん事希望に堪へず謹で公の敎へを俟つ

と打電せり靳氏は陸榮廷氏が實力派の領士となりて南方を統一する事に盡力せば副總統の位置を以て報ゆるの意味を此電報に寓せり。（廿六日日日）

▲湖南攪亂者張啓禹 （二十五日漢口特派員發） 湖南省常德の馮玉祥は張督軍に打電して湖南の平和を攪亂し南軍の怨みを買ふ者張督軍の弟なる旅團長張啓禹なれば同人を免職し南軍の緩和策を講ずべく政府に注意を望むと云へり。（廿七日東朝）

▲莫督軍の改組反對 （廣東特電廿五日發） 廣東督軍莫榮新氏は西南各省に對し軍政府改組反對の通電を發して曰く

余が督軍留任以來內外事件共總て圓滿に進捗せり政務總裁制度は從前政府に於ける一人制の失敗に鑑み創立せられたるものにて若し現在の制度が其一人に依りて繼承せらるゝ如くんば斯は舊制の復活なり然も一人制は各政派團體首領と强硬なる結合を有するにあらざれば結局失敗に終らんのみ云々。

莫榮新氏は陸榮廷氏との關係密接なるを以て此反對は極めて注目せられつゝあり而して軍政府改組方法に對しては各軍事代表及委員間に連日會合を重ね二十六日各派の主張を綜合して立案せらるゝ筈なり。（廿七日日日）

▲巡閱使權限電訓 （奉天特電廿五日發） 東三省特別區域內にて日支交涉問題頻出せるに就き北京政府は研究の上將來（一）尋常外交案は地方官憲に於て辦理し（二）稍重要外交案は東三省巡閱使の責任とし（三）國土主權に關する重大案は總て中央より裁決する旨東三省巡閱使に電訓せり。（二十七日日日）

▲東三省督軍會議要項 （二十六日奉天特派員發）今回の東三省督軍會議は財政整理を重要議案とし吉林は今次の奉吉抗爭事件に依りて中止となりし大倉組朝鮮銀行東拓會社に對する借款の交涉を復活し黑龍江は財政整理資金千二百萬元を東三省官銀號に融通を求むべく三省幣制統一の必要を認め居る張巡閱使は久しく財政紊亂の極に達せる吉黑兩省の借款を是認し會議の結果大倉男及び兩省財政廳長の來奉を機として之が交涉を進むべく觀測さる。（廿七日東朝）

▲廣東軍事會議 （二十二日上海特派員發） 二十四日廣東に於て軍事會議開かれたる席上李列鈞氏は眞正の平和を求むる爲南北決戰の避け難きを述べ李根源氏は南北兩立せず南方は護法の外國家改造の責あり其爲には今は戰ふの外途なしとて南方の融和一致せんことを唱へたり其外何れも主戰の必要を論じ最後に左の方針を定めたり。

一、南方各軍に準備を命ず

二、各省軍事代表より督軍に最後の決心を促し未だ軍政府に和戰の回答を發せざる軍隊には回答を促すこと

三、一般戰略及編成は參謀部にて決す

四、意見一致を待ちて再び軍事會議を開き進行方法を決定す

五、財政外交は各關係部に於て籌備す

右決議は陸榮廷氏と唐敬堯氏との回答を以て改正する所あるべく其上にて決定的のものと爲すべしと。（二十八日東朝）

▲各省督軍に通電 （北京特電二十五日發） 國務院は今日午後南北各省の督軍に通電を發して南北和議に對する意見を求めたり蓋し今日までの和議問題は最早行詰りとなれる結果他に新に活路を見出さんとするに在るならん（廿八日時事）

▲學生政黨入黨を禁止 （北京特電二十六日發） 敎育部は最近嚴重な

る告事を以て學生は政黨に入る可からずと訓示したり。（二十八日時事）

▲**國民公報發行禁止**　（二十六日北京特派員發）進步黨系の機關紙なる國民公報は當局の忌避に觸れ發行禁止を命ぜられたり。（二十八日東朝）

▲**岑氏辭表提出**　（二十七日上海特派員發）岑春煊氏は二十五日の軍事會議に老軀職に堪へずとて辭職書を送りたるが軍事會議は遣は國會に對して提起すべく本會にて辦ずべき筋のものにあらずとの理由を以て之を棄却すると共に李根源氏は時局危急の際岑氏の辭職は南方の大打擊なりとて極力慰留に努めつゝあり政學會派の運動と共に愈に國會に提出せられにる岑氏の不信任案も取　さるべく岑氏は留任するに至るべし。（二十九日東朝）

▲**靳氏施政方針**　（北京特電廿七日發）新代總理は廿六日正午參議院議員一同及主なる文武官を外交部に招き午餐會を催し『就任以來政務多端にして未だ歡談の機を得ざりしを遺憾とす」と前提し大要左の如き新內閣の施政方針を發表せり。

（第一）軍費を節約し以て狀現を維持するにあり現に陸軍部直轄軍隊の經費は三百萬圓を輕減せり財政部は財源を作ると同時に支出を節約し萬已むを得ざる時は小借款を起し維持をなすも輕々しく大借款を起さず

（第二）和議を促進するにあり中央政府の和議に對する誠意は極めて堅實にして南方の愛國者亦和を計るの意中央に劣らざるが惜むらくは南方の內部一致せず上海會議の開催せられざるは其科彼に在りて我に在らず現に屢々西南各首領に向ひ意思の振通を計り共に平和の目的を遂せん事を希望しつゝあり

（第三）外交に注意するにあり支那は此大戰爭後世界の新形勢に處し頗る危險の狀態に在り對外の成績を擧げんと欲せば全部の統一を求めざるべからざるは自ら明かなれば全國一致力を協せて外交に努力せん事を望む然らば五年後には支那も世界の一等國の班に列するを得べし

と右に對し議員代表者張鳳臺氏は謝辭を述べたり。

（北京特電廿六日發）新總代理は廿六日衆議院の招待會に於て參議院議員招待會と同じく施政方針を演說したるが「外交方針に就き日支關係の親善を要するは余に一個の私見にあらず又支那一方面の努むべき所にあらず歷史上地理上兩國の當局者も自覺せる所にして將來必ず誠實眞摯なる表示をなすべしと思はるゝ日支兩國が果して相互に諒解せば山東問題の如き何等涉着せず交涉に依つて支那人民の希望を慰むる方法あるべく第三國の干涉又は國際聯盟の仲裁を要せざるべしとの意味を演說せり。（廿九日日日）

▲**靳總理承認案調印**　（北京特電二十七日發）徐總統は本日午後三時國會に提出すべき靳總理承認案に調印せり。（二十九日日日）

▲**廣東一派の態度**　（廣東特電二十七日發）廣東國會の各派は目下軍政府の改組問題に就き如何なる態度を採るべきか又如何なる組織をなすべきかに關し協議中なるが各派の大意左の如し。

照霞樓派（急進派にして黨員は百二十名）二箇の主張を有し第一は委員會の制度にして即ち國會は行政、軍務委員若干を選定し參衆兩院議長を兩委員會の議長とし軍政府は之を監すべしと云ふにありて又第二は政務總裁の下に責任內閣の組織をなすことを主張しつゝあり。

楮富派（穩健派にして黨員は百四十名）現在の軍政府と妥協して政治を行ひ七政務總裁を以て責任內閣の組織をなせんことを主張しつゝあり。

政學會　軍政府改組を承認するも一般制度の變更に反對し軍政府に自ら改造を實行すべしとなせり

尙改組案起草委員會は二十七日一般法則の起草を終れり。（二十九日日日）

▲**北方督軍强硬**　（二十七日北京特派員發）北方派督軍は徐總統に打電し南方の要求を退け王揖唐を代ふるなからんことを以てし若し南方が此上總代表を代ふることを主張して止まざる時は北方に於ても南方の總代表を代ふることを主張し若しくは南方に和議を爲す誠意なきことを宣布すべしと要望せり。（廿九日東朝）

▲**南方主戰論優勢**　（二十八日上海特派員發）唐敬堯より十六日附軍政府に打電し來れる對時局意見に曰く

南北和議絕望にて今や禍國奴を除くを以て唯一の目的とすべく護法各軍隊に作戰準備を整へしめ和議破裂に至らば正式に宣戰布告を爲すべく夫迄は南方代表の撤回を見合すべし又軍政府改組も之が爲內部の不統一を來し北方に乘ぜられ全局瓦解を來す虞あれば暫時現狀を維持し輕々しく改組すべからず云々

之に對し莫榮新は二十四日全然贊成なる理由を詳細に回答せり之に依りて南

方主戰論は愈々優勢を加へ同時に軍政府改組案も稍行惱みを生ずる事となる（二十九日東朝）

▲督軍會議進捗（二十八日奉天特派員發）督軍會議の重要問題たる財政整理案は既に其大綱を議定し二十六日は軍政問題に移り東三省の軍隊に完全充實の六個師團とし其他の警備隊四萬五千人を常備し現在の二個旅團を一個師團に纏め一部分は混成旅團より募集して成る可く經費を節減し其名稱を奉吉黑、暫編陸軍第〇師と命名し中級武官は從來の者を改任し上級武官は巡閱使より別に任命し會議終了後直に實行することを議定せり尙會議は邊防外交、對南方對蒙古等の諸案を討議さるべきも其內容は不明なり。

▲王揖唐宣言發表（二十八日上海特派員發）北方總代表王揖唐氏は二十八日左の如き宣言を發表せり。

揖唐命を受けて南下してより既に一箇月を越ゆるも上海會議は未だ繼續會議せらるゝに至らず近く唐南方代表辭職し南方の慰留あれども未だ重任の意を宣布せず時局遷延の責いづれに在りや上海に於ては謠言盛にして新聞紙に傳單に余を侮辱し余竊に上海を遁れ出でたりといひ或は自殺せりといひ或は落書を以て或は爆彈を以て余を脅喝するは奇怪至極なり是等はいづれも和局破壞の陰謀に出づるものなり揖唐命を危機の際に享けて報國を以て自ら任ず苟くも邦家の爲めならば一髮を惜まず余の北京を發するの時元首は余に諭ぐるに斷じて更び代表を變へず仍つて中央講和の誠意を示すべきを以てせり南下の途中直隸奉天南京等の軍民長官と會見せる際もいづれも一致協力して和局恢復に盡力すべき旨を答へたり其他の各省各地方團體皆平和に望みを寄せぬ余の志終始依然たり紛々たる謠言は卽ち以て一笑に附す然れども歐戰終熄し世界の大勢中心を極東に移動せんとするの日民國八年に及んで國基未だ定らず徒に紛爭を事とするは豈忍び　や余は唯だ誠意を以て切に南方の覺醒を待つて決裂の二字は余は聞くことを欲せず云々（卅日東朝）

▲伍氏の改組無効論（廣東特電二十八日發）廣東政務總裁伍廷芳氏は軍政府改組計畫に對し左の意見を一表せり。

今や南方に於ける政務軍務の實權は全く軍閥の手に掌握せられ政府は何等實力なく有名無實の狀態にあり故に假令政府を改組するとも其實効は疑はしと。（卅日日日）

▲政學會驅逐運動（廣東特電二十八日發）軍政府改組及岑春煊氏彈劾案の提出は急進派が政學會を驅逐せんが爲なるが之に對し陸榮廷氏は此機會を利用し兩廣統一の實權を確保せんと計畫しつゝあり而して陸氏の配下は政學會の勢力を驅逐すべく秘密に示威運動を開始せり政學會は今忍んで改組を傍觀するの餘儀なき立場にあるも岑春煊氏の彈劾案に對してはあらゆる手段を以て之を取消に奔走しつゝあり唯李烈鈞氏彈劾案は或る諒解の許に有耶無耶の間に葬り去られたりされど岑氏彈劾案は遂に撤回の望みなきものゝ如し而して岑氏は辭職して上海に去らんとしつゝあるが之に對し溫健派の首領は等しく其留任を勸告しつゝあり。（卅日日日）

▲岑氏辭表提出事情（二十八日香港特派員發）岑春煊氏不信任問題起るや岑氏は逸早く辭表を提出したるも政務會議は未だ保留して發表を見合せ居る次第なるが斯ては政學會派の勢力瓦解の虞あるを以て同派の議員父柴韓玉辰等は必死對抗策に奔走中なり岑春煊氏の反對の急先鋒は照霞樵の純民黨一派にして次に廣西派議員なるが近來岑春煊氏は陸榮廷氏の間冷淡なるも兩者の政權は根本的に融和すべからざるにあらざるを以て先づ廣西議員との疏通を圖り次で其他議員と妥協を圖らんとしつゝありと左れば氏は旬日內に疏通効なくんば斷然政務總裁の職を辭し上海に赴く考へなりと岑氏彈該軍政府改組に關しては莫榮新氏も反對の意を聲明し尙雲南唐繼堯氏よりも和議未決せず時局危急の秋宜しく現狀を維持し紛議を釀す可からずと打電し來れり。（卅日東朝）

▲軍政府改組案（二十九日香港特派員發）參衆兩院に於て軍政府改組案提議以來既に旬日を經て未だ具體的の立案なし莫榮新、唐繼堯兩氏を始め譚浩明、譚延闓、劉顯世、林葆懌の諸氏は等しく現狀維持の意見を發表し其他各軍有力者は何れも改組に贊成の意を表せず伍廷芳は語つて曰く現在の西南の軍政權は全く武人の手に歸し軍政府の命令は空文に終り斯の如くんば幾度改組するも徒勞に屬するが故に余は冷淡の態度を持し居れり」（卅日東朝）

▲軍政府改組案の內容（二十九日廣東特派員發）護國會に於て郭委員は軍政府改組案を提出せり同案は軍政府を改めて行政大權を各省聯合政府を組織して行使せしむるものにて其組織は各省省議會の聯合會及び政務院法

に依り政務總裁の權限及び員數は舊制と同一にし唯總裁の任期を六箇月と定むといふにあり二十八日之を委員會に於て討議したるが出席委員二十五名に達し諸説紛々として起り討論激烈を極めたり。(卅一日東朝)

財政經濟及其他

▲**支那の遣繰算段**（北京特電廿九日發）中秋節近づける爲軍隊の給料其他の支拂に一千萬圓を要し右金額の調達意の如くならざるに於ては財政破綻、暴動勃發の虞あり內外人の最も危惧せる處なりしが最近支那政府は四國銀行團より鹽税準備金の內二百萬圓の融通を得たるのみならず更に本月の鹽税剩餘金四百萬圓、支那銀行よりの借入金二百五十萬圓其他の方法にて略所要の額を滿たし得る見込み立ち之に依て兎も角財政上の一大難關を通過するを得べし。(二日日日)

▲**南方破綻の惧れなし**（廣東特電卅日發）某英人は廣東政府の財政狀態を說明して曰く

南方が財政上の窮境にあるは事實なり而も這は今日に始まれるにあらずして今後も亦同樣の狀態を脫する能はざるべし現在に於て軍政府の經費は軍政府各官吏の俸給と國會に要する費用に過ぎず而して其金額は決して大なるものにあらずして之を得るは差迄困難にあらず關税剩餘金のみにても充分右の經費を支辨し得べし南方各軍隊の經費は督軍之を支出しつゝあり故に現在の政情を維持するとも又は戰爭を再開するとも破綻を生ずるものこれ無かるべく公債を起すの必要無し云々。(二日日日)

▲**張繼堯米資輸入計畫**（三十日漢口特派員發）張繼堯は湖南鑛山採掘權を擔保とし米國資本を輸入せんとしつゝあり蓋し彼は湖南にて出來得る丈けの借款を爲さんと各方面に運動しつゝあるが如し。(二日東朝)

▲**阿片徵税問題調査**（北京特電三十日發）東部四川省の黃道尹が阿片製造者より巨額の徵税をなせりと聞き萬縣に在る熊先武將軍は調査の爲め童保喧氏を派遣せり道尹黃氏は兵九千を率ひて萬縣に在る筈なるが一說には黃氏は既に萬縣を軍隊掠奪に委し江を下り逃走したりと。(二日時事)

▲**上海の日光節約**（上海電報卅日發）上海にては本日を以て本年度の日光節約期限を終り今夜十二時を期し時計一時間を遲らす筈なり。(二日日日)

▲**王督軍軍費支給**（三十日漢口派員發）王督軍は三十日湖北各地駐剳軍司令部に九月分の軍費全部を支給せり九月以前の不足額は北京政府より未だ來らざるも是れ亦湖北より其十分の六を支拂へり。其總額百七十萬元なり(三日東朝)

▲**新借欵團に反對**（三日北京特派員發）支那政府は新銀行團組織に反對の意嚮を有し居れるが聞く所に依れば既に駐米公使に訓電を發し反對の意思を聲明せしめたりと其理由とする所は新銀行團の內容は政治實業兩欵を包含し斯の如きは支那將來の實業の自由を侵害するものにして斷じて賛成するを得ずと云ふにあり尙米國政府に對して聲明するのみならず米國政府に請ふて米佛の銀行團に傳達せん事を以てせり。(四日東朝)

▲**財政提案要點**（一日北京特派員發）財政委員會にては新銀行團に對する支那の態度に就き研究せる結果梁士詒氏の意見を採用するに決し周自齊氏より既に政府に提案せりと其要點左の如し。

一、實業借欵と政治借欵とを確然區分し實業借欵を除外すべきこと

二、大借欵(?)を銀行團より自由とし制限することを得ざること

三、新銀行團の極限は鹽税、關税の辨法を標準とし別に特權を有するを得ざること（四日東朝）

▲**新銀行團と段氏**（北京特電四日發）段祺瑞氏は新銀行團に關し最近總統に意見書を提出し支那の新銀行團承認に就いては十分の考慮を要し輕々しく之を爲さば由々しき大事を惹起す可しと陳述せり。(六日時事)

▲**四百萬弗を融通**（北京ロイテル特電四日發）支那人側の報道に據れば政府は日本側より每月四百萬弗を融通し得可き旨の諾言を得たりと又曰く政府は右の申出でを承引するに決せりと日本は本問題に就ては舊借欵團と交涉せず舊借欵團との協約は本月十四日を以て期限滿了となるを以て右は頗る意味深き事實と思惟せらる。(六日時事)

▲**八年公債取消さず**（北京特電三日發）最近軍政府より曩に交附の八年公債取消を要求し來れり北京政府は直に返電を發し之を取消得ざる理由を說明せり。(六日時事)

▲**五百萬弗借欵**（天津特電五日發）財總長代理李思浩氏は愈窘迫し周

自齋氏を天津に來らしめ 三菱に對して五百萬弗借款の交渉を開始せしめ 民國元年の公債を擔保とし中秋迄には成立せしむべしと。（七日同日）

▲新銀行團問題 （北京特電六日發） 五日國務院は英、米、佛の駐在支那公使へ 電報を發し新銀行團に對する各自の意見を問ひ且つ 英、米、佛等の政府に對し支那は未だ破產 の域に達せざれば新銀行 團の苛酷を受くる能はずと傳達せよと訓令せり。（八日時事）

▲單獨借欵疑問 （北京特電六日發） 亰京より當地に達せる報道は日本が單獨にて二千四百萬圓の借 欵に應じ中秋節迄に一時拂渡を爲すべしと 傳へ居れるが 當地銀行團は未だ倫敦本部より何等の回答に接せず 果して英佛が日本の單獨引受を承諾したるや 否やに就きても 知る虞なく却つて英國は之に反對し居れりとの 消息を傳じ居れり 故に傳ふるが如く中秋節十月四日前に一部の前渡を爲すが如きことは あり得べからず但し 既報の鹽稅準備金は六日及十三日の兩度に分ち 百萬圓宛を交付し 九月分鹽稅剩除金三百八十萬圓も今明日中に支拂ふべく節季 前の財政救濟は略見込み立ち 軍隊が暴動を起すが如きことなかるべしと信ぜられつゝあり。（八日同上）

▲鹽稅剩餘金交付 （十日北京特派員發） 九月分鹽稅剩餘金三百九十七萬三千元は六日支那政府に交付したり。（九日東朝）

▲剩餘金交付請願 （北京特電十日發） 支那政府は現在の財政窮乏を救はれんが爲め 北京外交團に對して目下外國銀行に貯蓄しある 關稅剩餘 金約二百七十萬兩（上海兩）を十月末迄に政府に交付する樣銀行團に對し命令されたしと請願せるが 外交團の態度未だ決せず 之に對し何等の回答を與へず。（十二日同上）

▲米支合辦銀行 （上海特電十一日） 米支合辦の銀行は十二月一日北京に開業す可く米國資本家と 徐恩元氏は 米國より 其れまでに 北京に 到る可し（十三日時事）

▲阿片栽培抑壓 （北京國際特電十一日發） 成都よりの 報道に曰く唐繼堯氏は 田鐘顧氏を東部四川省に於ける阿片栽培調査部長に 任命せり同地に於ける熊克武氏の吏員莊莫祥氏は專ら 阿片栽培抑壓に從事せり 四川省人は唐繼堯氏の行動を以て同 地方に對する不正當なる干涉と思惟し居れり 且又田鐘顧氏は疑ふ餘地無き 阿片喫飲者なりと信ぜられ居れり 熊克武氏は各方面に發したる通電中に曰く 予は廣東政府の命令に依りて 右の抑壓に努めたり同政府に對し予は之に關し 詳細なる報告を送り莊莫祥を引揚げしめたりと。（十三日時事）

▲財政委員會協議 （北京特電十二日發） 新銀行團問題に關し既報の如く財政委員會は 大體方針を決定したるも 尙ほ有力の反對あるが爲め英米佛駐在公使に意見を徵求したるが 是等よりの報告あり、次第同委員會を再開し更に方針を協議する筈にて 徐總統は此事に關し李委員會主任を 接見し協議せり。（十四日時事）

▲日本より借欵說 （北京ロイテル特電十二日發） 展報が日本人筋より聞知せる所に據れば財政總長は日本、 三菱造船會社より 五百萬弗借入の契約を了したり、 擔保は第一年國庫證券にして借欵は去る八日中秋節を以て 支拂はれたりとあり。（十四日時事）

▲幣制借欵延期 （北京特電十二日發） 第一銀行團と支那側とに締結され居る幣制借欵は將に 期限滿了に就き 更に半年又は一箇年延期す可く當局に協議せられる可しと。（十四日時事）

▲新銀行團の成否 （北京特電十三日發） 新銀行團に關する政府の諮問に對し 駐英公使施肇基氏より最近大要左の意味の電報ありたり。

資本家の意見尙一致せず且つ日本滿蒙除外を求むる爲め各國勢力の平均を標榜して立つ可き新銀行團の成立は尙ほ容易ならず支那よりは是等の狀況調査の爲め專任委員を派遣せられたし云々と

右に就き 政府は目下米國に在る徐恩 元氏に 至急英國行を命ぜり。（十五日時事）

▲英支合辦興業會社 （北京特電十三日發） 熊希齡氏等の創立せる英支合辦興業會社は四川、陝西、 新疆三省の石油採取權を收めん と欲し農商部に向ひ先づ 英國技師を派し三省の調査をなさしむるに 就き許可證を與へ之を地方官に命じ 充分保護を加へられたしと申請せり。（十五日日日）

▲新借欵團贊否回答 （北京特電十四日發） 丁抹駐劄公使顏惠慶、 瑞西公使汪榮寶、 葡萄牙公使戴鹿濂等は 政府の諮問に對し新借欵團に對しては愼重なる審議を加へ 外債の爲主權を束縛せらるゝが如き 事なきを希望する旨返電し來れり。（十六日日日）

▲對英飛行機借欵（十五日北京特派員發）陸軍部は英商ハイヤール商會との間に飛行機購入契約を結び既に十三日調印を終了せりと云ふが契約内容は總額八十萬磅、手取九十五、利子年六歩、償還期限十年の借欵契約なし其内二百萬元は現金殘額は飛行機六十臺其他附屬機械を以て之に充つべしと但し目下支那に於ては差當り飛行機の必要なければ右は勿論財政の遣繰に利用する爲ならんが一方武器の輸入を爲さんとするものとして外交團の注意を惹き居れり。（十七日東朝）

▲遼河水運公司（十六日北京特派員發）滿洲遼河の水運公司は日英兩國の手によりて經營することゝなり經費二百萬弗は關稅收入を以て充當する事に外交團の承認を經ると共に支那政府の贊同を得たるもたゞ支那側に於て右經費償還の方法に付き中央政府にてなすか奉天省にて爲すか其點決定せざるため交涉其儘となれるより英國公使は十五日外交部に對し何分の回答をなさんことを求めたり。（十八日東朝）

▲關稅剩餘交付承諾（十六日北京特派員發）支那側より關稅剩餘金三千七百萬兩の交付方申込に對し外交團にては回章を以て各國公使の意見を徵したる結果支那側の交涉に應ずることに決し英國公使ジョルダン氏より外交部に其旨を回答せり前例に照し南方にも分配すべし。（十八日東朝）

▲湖南對英借欵（十七日北京特派員發）中英銀公司と湖南全軍張敬堯との間に湖南全省の鑛山を提供し銀公司より三百萬磅を出資し右採掘經營を英國側の手に請負はしむる交涉成立し銀公司代表コラントと湖南實業廳長の名義にて全文二十條より成る契約を締結し既に漢口英國總領事の承認を得たりと傳へられたるが該請負契約二十條件中の要點左の如し。

一、湖南全省の鑛山の權利（但し既に開掘したるもの及び鑛山主が別に契約をなせるものは此限にあらず併し鑛山主が希望する場合は之を抱括することを得）鑛區內に於ける作業中の建築鐵道敷設電燈電話の設備を包含す

一、百萬磅を第一回開鑿費に充つ

一、總事務所を漢口に事務所を長沙其他に設く

一、資本百萬磅の機關銀行を設置す

一、利益は折半す

一、期限は五十年とす但し繼續することを得

一、本契約は英支兩文を以て作製し湖南省長漢口英總領事機關銀行にて保有す

尙張敬堯は本契約運動費として二百萬元を獲得せりとの說あり。（十九日東朝）

▲新借欵團代辯（十九日北京特派員發）容駐米支那代理公使は新借欵團組織に關し米國の主張は支那に於ける列强經濟的特殊の勢力を打破するにありて其間何等の私意を挾むものに非ず併し新銀行團成立せんか支那として將來財政極を恢復することは容易ならざることも實際なるが、さりとて一二國と單獨借欵を爲すは一層危險甚し云々と北京政府に返電を寄せ暗に新借欵團に贊するが如き口吻を漏らし居れり。（二十一日東朝）

▲米支無電計畫（上海特電二十一日發）米國政府は上海に無線電信を設立するの計畫中なりと傳へらる是戰後の米國貿易を進行するの目的にして目下米本國と上海との電報往復には早くとも二日半を要するに拘らず之を無線電信とすれば二日中に用を辨ずべしと云ふに在り目下上海總領事館に小規模の無線電信あり上海共同租界の性質上頗る一般の注目を惹き居れるが今回更に大規模のものを公式に設立するとせば上海共同租界の問題たるを免れざるべし。（二十二日日日）

▲幣制借款契約（北京特電二十日發）幣制借欵豫備契約は十月十四日を以て滿期となれるが四國銀行團の代表者は支那政府に對し貴國政府と銀行團と幣制借欵を締結する件は進行に努めつゝあるも現在は歐洲の金融狀態完全に恢復せざるも未だ確定に至らず而して豫備契約の期限既に滿了せるが貴國政府に於て延期を希望せらるゝや否やを照會したるに支那政府よりは半箇年を延長し明年四月十四日まで有效と爲すべき旨回答し來れり。（二十三日日日）

▲鹽稅剩餘金交付（北京特電二十一日發）支那政府は銀行團に請ひ本月分の鹽稅剩餘金中より十八萬兩（上海兩銀二十萬元）の交付を受けたり斯くの如く零碎の剩餘金の交付を望むが如きは從來其例なく財政窮乏其極に達しつゝあるを語るものなり。（二十三日日日）

▲軍費節減提議（北京特電廿三日發）支那の陸軍經費は一箇年二億萬圓以上に達し殆ど歲出の十分の六を占め居れり國會も八年度豫算にて一割削

減を主張しつゝあるが長江巡閲使倪嗣冲氏は財政困難なるに鑑み軍人側より進んで軍費の節約を爲すべしとの説を立て北方十七督軍と協議中なるが國會の決定よりも更に一割多く削減せんと主張しつゝあり此議にして成立せば一箇年六千萬圓を削減し得べく倪嗣冲氏が此の主張を爲すは人氣取りの策なりと解せらる。（廿四日日日）

▲運河航行權獲得運動　（上海特電廿四日發）　米國の商會廣益公司は今般南北支那に於ける運河航行を獲得せん事を計り直隸、山東兩運河會辦より江蘇水利協會に運動し先づ江蘇省の大湖を浚渫すべく江西及浙江兩省の實業家をして其旨を請願せしめ右廣益公司との借款を申請中なりとの報あり。（廿六日日日）

▲借欵不應慫慂　（廿四日香港特派員發）　軍政府外交部は廣東に於ける英、米、佛、日、露總領事に通知して曰く北京政府は銀行團に善後借欵前渡金を請求中なりとの報道あるが右は其性質如何に拘らず國内の紛擾を永からしむるものに就き何種借欵に論なく承諾せざらん事を以てせりと。（廿七日東朝）

▲湖南借欵調査　（二十四日北京特派員發）　湖南全省の鑛山を提供し英國の資本に依つて經營せしむとの説は張督軍より否認し來れるも農商部にては關係重大なるを以て部員二名を湖南に派して調査せしむる事となれり。（同上）

▲米支商事會社設立　（二十五日奉天特派員發）　前奉天駐在米國副領事サイピン氏は辭職後本國に還りて資本家を說き過般再び來奉して支那側官民と提携し米支合辦にて資本金百萬元全額拂込の株式會社利達公司を設立し滿州及び山東の豆粕眞田、栗子、落花生を米國に輸出し戰時中米國に於て製造過剩となれる諸雜貨類を滿洲山東に輸入する計畫にて目下建物一事中なるが是れ滿洲に於ける米支商事會社の嚆矢なり。（廿七日東朝）

▲南方新銀行團贊成　（二十六日上海特派員發）　廣東軍政府は在廣東米國總領事に宛て南方の新銀行團組織贊成を聲明せる公文書を交付せり。（廿七日東朝）

▲天津學生雜誌發行　（二十五日天津特派員發）　天津學生聯合會と女子愛國同志會は共同して「平民雜誌」と稱する雜誌を發行することとなり目下北洋大學内に於て同校生徒專ら之が準備中なり同雜誌は來る十一月一日を以て創刊號を發行すべしと。（廿七日東朝）

▲兩銀行紙幣低落原因　（北京特電二十五日發）　本日衆議院に於て張財政次長の出席を求め中國交通銀行紙幣の價格低落に關し質問を試むるものあり之に對し次長は大要左の說明をなせり。

「兩銀行紙幣は嚢に公債を發行して回收せる結果今や市場に流通する額及預金を合せて中國紙幣二千百萬交通紙幣千七百萬元に過ぎず故に斯く低落すること無き筈なるが或は前總長時代臨時立替を爲さしめたる結果なるやも知れず要するに政府は之に關し出來得る限り適當の方法を講ず可し」と。

（廿八日時事）

▲王督軍借欵交涉　（二十六日漢口特派員發）　王督軍は又もや靳總理の依賴により米國友華銀行より借欵百萬元を仰ぎ湖北駐屯の北軍軍費と爲すべく目下交涉中なり。（廿八日東朝）

▲對米借欵進行　（二十六日北京特派員發）　渡米中の徐恩元と米國政府との間に煙酒稅收入を擔保とする二千五百萬弗の借欵交涉進行中なりとの説あり。（廿八日東朝）

▲五千萬起債運動　（北京特電廿六日發）　支那政府は酒煙草稅を抵當とし五分利附米貨五千萬弗の借欵を起さんと目下米國にて運動中なりと。（廿八日日日）

▲軍政府借欵承諾報告　（北京特電廿七日發）　米國公使館は在廣東米國領事より廣東軍政府より新銀行團贊成の通告を受けたりとの電報に接せしより之を英國公使館にも通じ各本國政府にも報告する事となれるが廣東米國總領事に對しては米國政府の訓令達する迄軍政府に回答を差控ふやう返電せり。（廿九日日日）

▲滿蒙除外非難　（二十三日倫敦特派員發）　四國借欵に關し滿蒙除外の件は英米側の猛烈なる反對に會し成功は到底豫期し難きやに聞けるが借欵關係の某英銀行家は日本は之に依り明かに門戶開放機會均等の原則を蹂躙せるものにて自ら領土的野心を暴露せるに等しく甘んじて外交孤立の難局に陷らんとするものにあらずや列強と孤立しては何事も爲し能はざる實例は獨逸既に之を證明し居るに日本が極東に偏在せる爲め此教訓を學び能はざるは吾人

の解する能はざる所なりと。（卅一日東朝）

▲對新借欵態度　（廿八日北京特派員發）　新借欵團組織に關し財政委員會は反對の決議を爲し既に支那政府より非公式に日米公使に打電して反對の意向を表明せしめたりと傳へられたるが其後國内の輿論一致せず南方軍政府より最近新借欵團に贊成の公文を廣東領事團を通じて通告し來れるあり又各省軍民長官並に駐外公使の意見も區々にして贊成派反對派の外に折衷派と稱すべきものあり其意見は新借欵團に對する各國の勧誘條件如何及其内容の決定を見たる上支那としては折衝すべく必ずしも最初より反對するを要せずと謂ふにあり此議論は比較的多數を占め居るやにて靳總理は外交財政兩方面の有力者を集め聯合會議を開き近く最後の方針を決定すべしと尚支那有識者中には日本が滿蒙除外と支那人に面白からざる感情を與ふるやうの態度に出でずに結果に於て同一なる經濟借欵除外を主張し支那と一致の歩調に出でざりしを疑問としつゝあり。（卅一日東朝）

▲海關税の弗支拂　（上海特派員卅日發）　支那海關税を兩にて支拂ふ代りに弗にて支拂ふ件に就き目下北京財政部幣制局税務司等の間に其方法に關し協議進行中也と。（卅一日時事）

會　報

本會は十月二十一日午後五時より華族會館に於て會長牧野男爵の歸朝慰勞會を開けり、先づ小川幹事長起ちて開會の辭を述べ次に牧野男爵の答辭ありて、主客一同歡談の裡に同九時散會したり。

當日出席者の芳名左の如し。

來賓　男爵　牧野伸顯

會員（いろは順）

伊東知也　五百木良三
井上清秀　井上敬次郎
井上雅二　井上角五郎
速水一孔　畑勇吉
西村虎太郎　堀内干城
伯爵　德川達孝　頭山滿
大谷嘉兵衛　小川平吉
大内暢三　押川方義
男爵　小澤武雄　大久保高明
岡田晋太郎　岡野増次郎
伯爵　正親町實正　河合秋平
鎌田勝太郎　加來敏夫
川口市之助　吉永保太郎
田鍋安之助　侯爵　鍋島直大

長岡外史	中野二郎
上野岩太郎	栗澤禮吉
柳生一義	山崎長吉
前田武四郎	藤田謙一
小島貞吉	小谷節夫
江口良吉	宮島大八
水野梅曉	三浦稔
關菊麿	杉浦重剛
鈴木恭堅	鈴木格太郎

寄贈書錄

實用新案公報	特許局	自五七八號至五八二號
特許公報	特許局	自三三六號至三四二號
商標公報	特許局	自四六三號至四六八號
通商公報	外務省通商局	自六六六號至六七九號
山林彙報	農商務省山林局	自十月號至十一月號
大正	大正義會	十月號
地學雜誌	東京地學協會	自三七五號至三七六號
帝國圖書館大正七年度摘要	帝國圖書館	
上海經濟時報	其社	自七七號至七九號
上海雜穀肥料業組合	其組合	四號、五號
大陸工報	興亞技術同志會	六四號
實島	其協會	自一〇號至一一號
東京文具新聞	其社	自五五號至六〇號
Herald of Asia	herald社	自五號至一一號
東洋經濟新報	其社	至八六八號自八六二號
新公論	其社	十一號、十二號
月報	小樽商業會議所	一二九號
新著書	丸善株式會社	五二號、五五號
帝國鐵道協會會報	其會	十號、十一號
東洋經濟時報其社	其社	二五二號、二五三號
大正六年臺灣貿易概覽	臺灣總督府	
日本及日本人	政教社	七六九號、七七〇號
大日本紡績聯合會月報	其社	三二五號、三二六號
東亞經濟研究	其會	四號
學燈	丸善株式會社	一〇號、一一號
綿絲紡績事情參考書	大日本紡績聯合會	
南洋協會雜誌	其社	一〇號
三田評論	其社	二六八號
水產界	大日本水產界	四四六號、四四七號
月報	宇都宮商業會議所	一八五號
東方時論	其社	一一號、一二號
滿蒙實業彙報	大連商業會議所	五二號、五三號
大陸	其社	一一號、一二號
商工時報	其社	一一號
岐阜縣教育	其會	三〇二號
亞細亞時論	黑龍會	一〇一九號
朝鮮及滿州	其社	一四九號
海外情報	偕行社	一〇號
化學工藝	其社	一一號
奉公	其會	二〇二號
貿易通報	大阪商業會議所	一四九號
月報	青島實業協會	二二號
朝鮮彙報	同總督府	五八號
所報	奉天商業會議所	八三號
會報	熊本海外協會	一一號
月報	名古屋商業會議所	一五〇號

活用

旅行に仁丹五粒
讀書に仁丹三粒
頭痛に仁丹十粒
食後に仁丹十粒
散歩に仁丹三粒

世界的の仁丹

内地の如く海外到る處に賞讃せらる

支那天津……仁丹公司
支那漢口……仁丹公司
印度ボンベイ市……仁丹公司
爪哇スマラン市……仁丹公司

の各支店に於て今や極力販路を開拓しつゝあり

仁丹本舗の寫眞

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正八年十二月十五日發行（毎月一回十五日發行）
支那　第十卷 第二十一號